

令和 6 年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業

「国際知財制度分析調査」報告書

令和 7 年 3 月

一般財団法人知的財産研究教育財団
知的財産研究所

要 約

国際的な枠組みにおける知財を巡る状況に関する調査【本編 1 頁～152 頁】

医薬品をめぐる最近の状況について、パンデミック対応を巡る WTO の最近の動向、WHO におけるパンデミック条約や国際保健規則（IHR）改正に係る議論の動向等についてまとめた。加えて、国際知財制度研究会の藤井委員より、CBD 及び WHO における遺伝資源及びその遺伝情報のアクセスと利益配分に関する議論や産業界の対応について紹介がなされた。

また、意匠法条約をはじめとした、WIPO、WTO/TRIPS 理事会における議論の動向、TRIPS 協定に関する WTO 紛争案件について調査・分析を行った。

二国間・地域的な経済連携協定における知財を巡る状況に関する調査【本編 153 頁～356 頁】

メキシコ、カナダ、豪州の 3 か国について、CPTPP 知財章に規定されている項目の履行状況について、文献調査、国内企業へのアンケート調査、ヒアリング調査、現地法律事務所へのヒアリング調査を実施し、整理、分析を行った。

また、CPTPP 知財章の導入がメキシコ、カナダ、豪州の 3 か国において、経済・知財保護環境に与える効果について、文献調査、国内企業へのアンケート調査、ヒアリング調査、現地法律事務所へのヒアリング調査を踏まえて、整理・分析を行うとともに、マドプロ加盟の効果を題材に予備的、試行的な経済的分析を行った。

各国における知財制度を巡る状況に関する調査【本編 357 頁～462 頁】

中国における最近の知財関連注目判決及び専利法実施細則や専利審査指南の改正や商標法第 5 次改正案（意見募集稿）の公表をはじめとした知財制度改正動向について、文献調査及び現地法律事務所への質問票調査を実施し、整理、分析を行った。

また、中国の知財政策について、JETRO 北京事務所の太田知的財産権部長から、紹介がなされた。

伝統的知識に係る議論に関する調査【本編 463 頁～538 頁】

インド、タイ、インドネシア、フィジー、南アフリカ、ケニア、ザンビア、エチオピア、ブラジル、エクアドル、スイス、メキシコ、スワコムムントプロトコルにおける伝統的知識の保護制度の概要や動向について、最新の情報を収集・整理するとともに、伝統的知識の保護と国際協定、国際機関における伝統的知識保護に関する動向についても整理・分析を行った。

また、国際知財制度研究会の田上委員より、生物多様性条約（CBD）における「先住民及び地域社会」をめぐる議論について紹介がなされた。

『国際知財制度研究会』（令和六年度）委員名簿

委員長

鈴木 將文

早稲田大学法学学術院 教授

委 員

飯田 陽介

トヨタ自動車株式会社 知的財産部長

伊藤 透

ソニー知的財産サービス株式会社 代表取締役社長

奥村 浩也

武田薬品工業株式会社 グローバル知的財産ヘッド

川合 弘造

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士

小山 隆史

大江橋法律事務所 弁護士

佐久間直子

富士フイルム株式会社 執行役員 知的財産本部長

真竹 秀樹

キヤノン株式会社 常務執行役員 知的財産法務本部長

田上麻衣子

専修大学 法学部 教授

田村 善之

東京大学 大学院法学政治学研究科 教授

藤井 光夫

日本製薬工業協会 知的財産部長

山内 勇

明治大学 情報コミュニケーション学部 専任准教授

（敬称略、五十音順）

オブザーバ

大山 栄成	特許庁 総務部 国際政策課 国際制度企画官
齋藤 卓司	特許庁 総務部 国際政策課 経済連携班長
仲川 聡美	特許庁 総務部 国際政策課 国際情報専門官
坪内 優佳	特許庁 総務部 国際政策課 国際業務班長
杉田 和勇貴	特許庁 総務部 国際政策課 国際業務班 国際業務係長

事務局（一般財団法人知的財産研究教育財団）

小林 徹	常務理事
中西 聡	知的財産研究所 研究部長
山西 了	知的財産研究所 主任研究員
井手 李咲	知的財産研究所 主任研究員
西村 素夫	知的財産研究所 主任研究員
西村 竜二	知的財産研究所 主任研究員
米川 紘輔	知的財産研究所 主任研究員
山崎 亨	知的財産研究所 研究業務課長
森田 智絵	知的財産研究所 補助研究員
石本 愛美	知的財産研究所 補助研究員
坂治 深雪	知的財産研究所 補助研究員
天童 史子	知的財産研究所 補助研究員

はじめに

本報告書は、令和六年度『国際知財制度研究会』（以下「研究会」という）において検討を行った事項についてとりまとめたものである。

今年度の研究会では、国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況、二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況、各国における知的財産制度を巡る状況、及び国際的な知的財産制度の議論について検討を行った。

第一に、国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況に関して、「医薬品を巡る最近の議論の状況」について、WHO におけるパンデミック条約や国際保健規則（IHR）改正の動向等国際機関の議論の状況（第1部第1章）、委員からの CBD 及び WHO における遺伝資源及びその遺伝情報のアクセスと利益配分に関する議論の発表（同第2章）について検討した。また、「WIPO、WTO/TRIPS 理事会等、知的財産の専門的なフォーラムにおける議論の状況」について、TRIPS 理事会、及び WIPO における議論の動向、WTO 紛争案件について議論を行った（同第3章）。

第二に、二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況に関して、TRIPS プラスの内容が多く含まれる CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）について、メキシコ、カナダ、豪州における CPTPP 加盟に向けた知財制度の法改正を含めた CPTPP 知財章の履行状況の確認（第2部第1章）、上記の国々において CPTPP 知財章の導入による主に日本企業を対象とした経済・知財保護環境に与える効果の調査・分析を行った（同第2章）。

第三に、各国における知的財産制度を巡る状況に関して、中国における最近の知財関連注目判決及び知財制度改正の動向（第3部第1章）、中国の知財政策に関する発表（同第2章）について議論を行った。

第四に、伝統的知識に係る議論に関して、諸外国における TK（伝統的知識）保護制度（保護対象、関連する法律、国際協定、国際機関での議論を巡る動向）（第4部第1章）及び関連する委員の発表（同第2章）について議論を行った。

なお、本報告書は研究会における討議を踏まえて作成されたものであるが、執筆者名の表記がある部分については執筆者が記載したものである。

令和7年3月

一般財団法人知的財産研究教育財団
知的財産研究所

要約	
委員名簿	
はじめに	

目 次

本編

第 1 部 国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況に関する調査.....	1
第 1 章 医薬品をめぐる最近の議論の状況.....	1
第 2 章 CBD 及び WHO における遺伝資源及びその遺伝情報のアクセスと利益配分 に関する議論.....	38
第 3 章 WIPO、WTO/TRIPS 理事会等、知的財産の専門的なフォーラムにおける議論 の状況.....	45
第 2 部 二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況に関する調査.....	153
第 1 章 CPTPP 加盟国における知財章の履行状況.....	153
第 2 章 CPTPP 知財章の導入が域内の経済・知財保護環境に与える効果.....	327
第 3 部 各国における知的財産制度を巡る状況に関する調査.....	357
第 1 章 中国における最近の知財関連注目判決及び知財制度改正動向.....	357
第 2 章 中国の知財政策.....	452
第 4 部 伝統的知識に係る議論に関する調査.....	463
第 1 章 諸外国における TK 保護制度	463
第 2 章 生物多様性条約（CBD）における「先住民及び地域社会」をめぐる議論に ついて.....	530
第 5 部 国際知財制度研究会まとめ.....	539

資料編

附属資料 1 海外調査報告書.....	546
Questionnaire relating to CPTPP in Mexico.....	547
Additional Questions to Answers to Questionnaire relating to CPTPP in Mexico.....	561
Additional Questions 2 to Answers to Questionnaire relating to CPTPP in Mexico.....	565
Questionnaire relating to CPTPP in Canada	567
Additional Questions to Answers to Questionnaire relating to CPTPP in Canada	592
Questionnaire relating to CPTPP in Australia.....	597
Additional Questions to answer to Questionnaire relating to CPTPP in Australia	627
附属資料 2 海外調査報告書.....	644
メキシコにおける CPTPP に関する質問票.....	645
メキシコにおける CPTPP に関する質問票への回答に対する追加質問.....	658
メキシコにおける CPTPP に関する質問票への回答に対する追加質問 2	661
カナダにおける CPTPP に関する質問票.....	663
カナダにおける CPTPP に関する質問票への回答に対する追加質問.....	692
オーストラリアにおける CPTPP に関する質問票	697
オーストラリアにおける CPTPP に関する質問票への回答に対する追加質問.....	731

附属資料 3 海外調査報告書.....	746
中国における知的財産制度を巡る状況に関するアンケート.....	747
1. 最近の知財関連注目判決.....	747
2. 最近の知財制度改正の動向.....	749

本編

第1部 国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況に関する調査

第1章 医薬品をめぐる最近の議論の状況

第1節 WTOの動向

1. 第12回WTO閣僚会議（MC12）（2022年6月）まで

WTO では、2020 年 10 月の TRIPS 理事会に、インドと南アフリカが共同で TRIPS 協定の特許、意匠及び営業秘密等の知的財産権に係る各国の義務を COVID-19 に関するものについては一定期間免除する提案を提出した¹。当該提案には、LDC グループ及びアフリカグループの他、アルゼンチン、パキスタン、ボリビア、ベネズエラ、モンゴル、モルディブ、フィジー、バヌアツ、インドネシア、ヨルダン、マレーシアが賛同し共同提案国となっている。その後、2021 年 5 月 5 日、米国政府が当該提案に関しワクチンについて支持表明を行った²ことから、波紋が広がった。日米欧の製薬・バイオ業界団体は相次いで米国政府の立場に反対する声明を発表した。

その後、2021 年 5 月 25 日に提案は改訂され、免除対象期間を「COVID-19 の予防、封じ込め、及び治療について理事会決定から x 年間」から「COVID-19 の予防、封じ込め、及び治療のための、健康製品；診断法、治療法、ワクチン、医療機器、個人用保護具、それらの原料または成分を含む技術；製造方法及び手段について理事会決定から少なくとも 3 年間」に変更された³。

<インド・南ア提案の概要（IP/C/W/669rev1）>

- ・コロナ対策関連の医療品（治療薬、ワクチン、診断キット、マスク、人工呼吸器等）への手頃な価格でのタイムリーなアクセスを可能とすることが目的。

- ・具体的には、TRIPS 協定上の義務の一部（協定第 2 部の第 1 節（著作権及び関連する権利）、第 4 節（意匠）、第 5 節（特許）、第 7 節（開示されていない情報の保護）の実施・適用、及びこれらに関する第 3 部のエンフォースメントに係る義務）について、コロナの予防・封じ込め・治療に関するものは当面免除することを決定するよう、一般理に対し勧告することを提案。

- ・当該義務免除の期間は、最低 3 年、その後、一般理事会で検討して終期を決定。

2022 年 5 月 3 日、WTO 事務局が COVID-19 に関する各国の知的財産保護義務の免除（TRIPS ウェイバー）に関する欧州連合（European Union：以下、EU）、インド、南アフリ

¹ WAIVER FROM CERTAIN PROVISIONS OF THE TRIPS AGREEMENT FOR THE PREVENTION, CONTAINMENT AND TREATMENT OF COVID-19 (WTO, October 2, 2020)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q/IP/C/W669.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

² Statement from Ambassador Katherine Tai on the Covid-19 Trips Waiver (USTR, May 5, 2021)
<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2021/may/statement-ambassador-katherine-tai-covid-19-trips-waiver>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

³ WAIVER FROM CERTAIN PROVISIONS OF THE TRIPS AGREEMENT FOR THE PREVENTION, CONTAINMENT AND TREATMENT OF COVID-19, REVISED DECISION TEXT (WTO, May 25, 2021)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q/IP/C/W669R1.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

カ、米国による非公式な議論の結果に関する文書を TRIPS 理事会に提出した。この文書において、TRIPS 協定上の一部義務の免除として、「COVID-19 ワクチンを製造・供給するために必要な特許を対象とする強制実施権に係る手続の明確化・簡素化」、「本決定を利用する資格を有する加盟国は発展途上国のみ（ただし、COVID-19 ワクチンの生産能力を有する国はオプトアウトが推奨、又は、2021 年の全世界の COVID-19 ワクチン供給の 10% より多くのワクチンを輸出した国は対象外）」、「有効期間は決定から 3 年または 5 年」、「決定から 6 ヶ月以内に、対象として COVID-19 診断薬、COVID-19 治療薬まで拡大するか否かを検討」とされた⁴。

2. WTO 閣僚決定（TRIPS ウェイバー）、および、閣僚宣言（COVID-19 パンデミックへの WTO の対応と将来のパンデミックへの備え）

（1）TRIPS 協定に関する閣僚決定

2022 年 6 月 17 日、第 12 回 WTO 閣僚会議において、TRIPS 協定に関する閣僚決定として、「COVID-19 ワクチンを製造・供給するために必要な特許を対象とする強制実施権に係る手続の明確化・簡素化」、「本決定を利用する資格を有する加盟国は発展途上国のみ（ただし、COVID-19 ワクチンの生産能力を有する国はこの決定を利用しないことを拘束力のある形で約束することが推奨される。）⁵」、「有効期間は決定から 5 年」、「本決定の日から 6 ヶ月以内に、COVID-19 診断薬、COVID-19 治療薬の生産・頒布まで対象を拡大するか否かを決定」とすることで合意された⁶。また、本決定に基づき、その後の TRIPS 理事会において、診断薬、治療薬への対象拡大の議論が進められることとなった（なお、本議論は、上記閣僚決定パラグラフ 8 の規定に基づくものであることから、以下、「パラ 8 に関する議論」という。）。

（2）COVID-19 パンデミックへの WTO の対応と将来のパンデミックへの備えに関する閣僚宣言⁷

2022 年 6 月 17 日、第 12 回 WTO 閣僚会議において、「COVID-19 パンデミックへの WTO の対応と将来のパンデミックへの備えに関する閣僚宣言」が行われた。

パラグラフ 14 に、上記の「（1）TRIPS 協定に関する閣僚決定」が引用されている。

⁴ COMMUNICATION FROM THE CHAIRPERSON (WTO, May 3, 2022)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W688.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁵ 閣僚決定は、「拘束力のある形での約束には、2022 年 5 月 10 日の一般理事会でなされた発言を含む」としており、これは、中国が、2022 年 5 月 10 日の一般理事会において、本閣僚決定によって提供される柔軟性を利用しない旨を宣言したことを踏まえたものである。

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/GC/M198.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁶ MINISTERIAL DECISION ON THE TRIPS AGREEMENT ADOPTED ON 17 JUNE 2022 (WTO, June 22, 2022)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN22/30.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁷ MINISTERIAL DECLARATION ON THE WTO RESPONSE TO THE COVID-19 PANDEMIC AND PREPAREDNESS FOR FUTURE PANDEMICS ADOPTED ON 17 JUNE 2022 (WTO, June 22, 2022)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN22/31.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

また、パラグラフ 12、13 及び 16 には TRIPS 協定の再確認が宣言されている。具体的には、以下の内容が記載されている。

パラグラフ 12 :

TRIPS 協定は締約国が公衆衛生を保護するための措置を講じることを妨げるものではなく、またそうすべきではないことを改めて表明する。

パラグラフ 13 :

締約国が TRIPS 協定及びドーハ宣言を完全に使用する権利を有することを再確認する。

パラグラフ 16 :

TRIPS 協定第 66.2 条（先進加盟国は、後発開発途上加盟国が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することができるように技術の移転を促進し及び奨励するため、先進加盟国の領域内の企業及び機関に奨励措置を提供する。）に対する先進加盟国の約束を再確認する。

以下、当該閣僚宣言の仮和訳を記載する。

1. COVID-19 パンデミックの過程で、加盟国は COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、およびその他の必須医療品の供給の制約を経験したことを認識している。これらの経験は、特にメンバーの開発レベル、財務能力、およびこれらの製品への輸入依存度が異なるため、パンデミック中に均等に共有されなかった。COVID-19 と将来のパンデミックに対するレジリエンスの向上をサポートするために、この宣言で意図されているように、加盟国がパンデミックの経験を理解し、経験を積み上げることを推奨する。

2. COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、その他の不可欠な医療用品の製造、供給、流通を促進するために、WTO 規則に従った、商品やサービスを提供するための安定した予測可能な取引環境の重要性を認識する。

3. パンデミックは、安全で手頃な価格で効果的な COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、その他の不可欠な医療品へのタイムリーで公平なグローバルなアクセスを強化するために取り組むことの重要性を浮き彫りにした。我々は、機会を特定し、障壁に対処することを含め、COVID-19 及び将来のパンデミックとの闘いにおいて必要とされる必需品及び関連サービスの生産の拡大及び多様化を支援する上での多国間貿易システムの役割を認識する。我々は、工業化、開発及び回復力を含む包摂的な成長を促進する上で WTO が果たすことができる重要な役割を強調する。

4. 我々は、世界的な回復が加盟国全体で依然として大きく異なっており、特に COVID-19 の新しい亜種の拡散の可能性と不均一なワクチン接種のペースに関連して、パンデミックが進化し続ける課題をもたらしていることを認識する。我々はさらに、COVID-19 パンデミックが国際収支の課題をもたらし、一部の発展途上国加盟国、特に LDCs がパンデミックに耐え、対応し、回復するために利用できる財政手段の限界を明らかにしたことに留意する。

5. 我々は、COVID-19 及び将来のパンデミックに関する貿易関連措置の通知が WTO 規則に従ってタイムリーかつ包括的な方法で提出されることを含め、透明性を約束する。情報共有することで、加盟国とトレーダーは講じられた措置を知ることができる。

我々は、COVID-19 及び将来のパンデミックが、一部の開発途上加盟国、特に後発開発途上国の限られた資源及び制度的能力をさらに制約する可能性があることを認識し、透明性及び監視に関する技術支援及び能力構築の重要性を強調する。

6. 我々は、COVID-19 および将来のパンデミック時にサプライチェーンの潜在的な混乱を加盟国が迅速に特定できるようにするための、タイムリーで正確な情報の価値を認識している。さらに、我々は加盟国に対し、WTO 貿易監視演習に積極的に参加することを奨励する。

7. WTO 規則で規定されている範囲で、我々は、COVID-19 に対処するために設計された緊急貿易措置が、必要に応じて、的を絞った、釣り合いの取れた、透明性のある、一時的なものであり、貿易に対する不必要な障壁やサプライチェーンの不必要な混乱を起こさないことの重要性を認識する。そのような措置を実施する際、我々は、加盟国の多様な状況、特に開発途上加盟国、特に後発開発途上国の利益や緊急物資と人道支援の必要性を考慮に入れるよう努める。

8. COVID-19 のパンデミックの間、加盟国は、COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、およびその他の必須の医療用品に対する国内および国際的な大きな需要に直面して、深刻な供給の制約を経験した。そのため、締約国は生産の増加と多様化に多大な努力を払い、これらの商品への公平なアクセスをサポートする。加盟国が WTO の規則に従って輸出制限を適用し、その他生命と健康を保護するために必要な措置を講じることができることを認識し、我々は、そのような物品の輸入を含め、輸出制限を課すことを適切に制限することとする。

9. 我々は、WTO 貿易円滑化協定の重要性、特に、貿易円滑化委員会で議論された COVID-19 パンデミックの際にこれまでに重要であることが証明された条項の重要性を再確認する。我々は、開発途上締約国、特に後発開発途上国の能力構築の必要性を認識し、彼らが利用できる貿易円滑化協定のセクション II を強調する。

10. 既存の WTO の権利と義務の文脈の中で、我々は、COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、およびその他の必須の医療用品に関する、通関手続の合理化、書類要件の削減と簡素化、関税率とその他の料金の一時的な削減または調整を含む、進行中のパンデミックに対処するために加盟国が実施した追加の任意の貿易促進措置に留意する。

11. COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、およびその他の必須の医療用品へのアクセスを促進する目的で、COVID-19 および将来のパンデミックの際に、必要に応じて規制当局の協力と規制情報の自発的な共有を奨励する。

12. 我々は、2001 年の TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言を想起し、TRIPS 協定は加盟国が公衆衛生を保護するための措置を講じることを妨げるものではなく、またそうすべきではないことを改めて表明する。したがって、TRIPS 協定への我々の約束を再確認する一方で、我々は、公衆衛生を保護し、特にすべての人に医薬品へのアクセスを促進するという WTO 加盟国の権利を支持する方法で TRIPS 協定が解釈および実施されることが可能であり、また実施されるべきであることを再確認する。

13. 我々はさらに、将来のパンデミックを含め公衆衛生を保護することのできる柔軟性を認める TRIPS 協定及び 2001 年の TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言を、加盟国が完全に使用する権利を有することを再確認する。

14. 我々は、TRIPS 協定に関する閣僚決定 (WT/MIN (22)/30 及び WT/L/1141) を想

起する。

15. 我々は、COVID-19 と将来のパンデミックに対する世界的な準備のレベルを高めるには、世界中で生産的、科学的、技術的能力を強化する必要があることを認識する。また、こうした能力は、HIV/AIDS、結核、マラリア、その他の伝染病、顧みられない熱帯病に関連するものを含む、COVID-19 を超えた公衆衛生上の危機に対する解決策の開発、および製造場所の多様化に役立つことも認識している。我々は、WTO の規則に沿って、関連分野における能力構築に貢献する技術移転を促進することの重要性を強調する。

16. 我々は、TRIPS 協定第 66.2 条に対する先進加盟国の約束を再確認する。

17. 我々は、COVID-19 及び将来のパンデミックにおける回復力を確保する上でのサービスの重要な役割を強調する。我々は、COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、及びロジスティクスや貨物輸送サービスなどのその他の必須医療品の製造と流通に関与するサービスサプライヤーの国際的な業務を促進することの重要性を認識する。我々はまた、COVID-19 及び将来のパンデミックの間、医療サービス及び ICT サービスを含むサービスの貿易を促進することの重要性を認識する。

18. 我々は、締約国のサービス部門及びサービス貿易に対するパンデミックの重大な影響を認識する。我々は、加盟国、特に一部の途上国加盟国、特に LDCs にとって関心のある加盟国の経済回復を支援するために、部門及び供給形態を超えたサービス貿易の重要性を強調する。

19. 我々はまた、COVID-19 パンデミックが、特に観光に依存する経済、特に観光に依存する LDC において、観光部門に悪影響を及ぼしていることを認識する。我々は、加盟国がウイルスの蔓延を減らすために行動を起こす必要があり、それらの影響に貢献していることを認識している。我々は、加盟国、特に経済が観光に依存している加盟国間の協力と対話の強化が、これらの影響を潜在的に緩和する方法についての理解を深める上で重要となり得ることを認識する。

20. COVID-19 パンデミック時の加盟国の公衆衛生政策と経験を考慮して、我々は、WTO の委任された権限とその規則の範囲内で、公衆衛生を保護し続け、プライバシーと個人データの保護を確保しながら、テストの要件と結果、予防接種証明書の承認、デジタルヘルスアプリケーションの相互運用性と相互承認を含め、パンデミック後の回復と貿易の流れを促進するためのさらなる協力の妥当性を認識する。

21. 我々は、強靱性を構築し、現在及び将来のパンデミックに対応する上での世界的な食料安全保障の重要性を強調する。我々は、COVID-19 パンデミックが発展途上国加盟国、特に純食料輸入の発展途上加盟国及び LDCs の食料安全保障に特に悪影響を及ぼしていることを認識する。

22. 供給や価格の問題など、COVID-19 パンデミックによって悪化した食料安全保障関連の問題は多面的であり、それらに対処するための包括的なアプローチが必要である。

23. 我々は、WTO 規則が COVID-19 パンデミックの際に加盟国をどのように支援してきたか、及び将来のパンデミックにおける加盟国の役割を理解することの重要性を強調する。我々は、国際収支、開発、輸出制限、食料安全保障、知的財産、規制協力、サービス、関税分類、技術移転、貿易円滑化、透明性を含む、将来のパンデミックの場

合に効果的な解決策を迅速な方法で構築するために、COVID-19 パンデミック中に学んだすべての教訓と経験した課題を見直し、構築する必要性を確認する。

24. 関連する WTO 機関は、その権限の範囲内で、締約国からの提案に基づいて、COVID-19 パンデミック中に学んだ教訓と経験した課題を分析するために、できるだけ早く作業を継続または開始する。2024 年末まで、この宣言に基づく WTO 機関による作業について、関連機関の報告に基づいて、毎年一般理事会で棚卸が行われる。

25. 議論と焦点の領域には、パラグラフ 23 に規定されたトピック、および COVID-19 パンデミック中のさまざまな経験を反映して締約国によって提起されたその他のトピックが含まれるが、これらに限定されない。

26. 我々は、一般理事会が、パンデミックの文脈における協力と対話の強化を促進するために、必要に応じて会合が招集される可能性があることに留意する。

27. 我々はまた、他の国際機関との協力を含め、WTO 事務局が行っている作業に留意する。これには、COVID-19 パンデミックに関連するワクチン、治療薬、診断薬、およびその他の必須の医療品やサービスの取引に関する、需要と供給のマッピングを含む分析が含まれる。

28. 我々はさらに、WHO やその他の国際機関とともに行われる、需要と供給の迅速なマッチング、製造能力と需要のマッピング、需要を満たすためのマッチメイキングなどの活動、COVID-19 および将来のパンデミックに効果的に対応するために不可欠な商品およびサービスに関連する要求および相互承認の規範を含む、国際的なパンデミック対応に取り組む WTO の重要性に留意する。

29. 本閣僚宣言が WTO 加盟国の権利・義務を変えるものではなく、また、発展途上国のサブカテゴリーを作成するものではない。

3. 第12回WTO閣僚会議（2022年6月）以降の動き

（1）「パラ 8 に関する議論」

2022 年 12 月 6 日、米国通商代表（United States Trade Representative (USTR)）は、「5 か月間、米国通商代表は議会、政府の専門家、利害関係者、多国間機関、WTO 加盟国と協議を行い、様々な問題について疑問が残る。追加の時間と、米国国際貿易委員会（United States International Trade Commission (USITC)）からの情報を組み合わせることで、閣僚決定を COVID-19 の治療薬と診断薬にまで拡大することで医療へのアクセスが増加するか否かについて、世界がより多くの情報に基づいた決定を下すことができる」と発表し、TRIPS に関する閣僚決定の期限延長を支持し、COVID-19 の診断と治療に関するより多くのデータを提供するよう USITC に要請したことを表明した⁸。2022 年 12 月 16 日、USTR は USITC に対して、COVID-19 診断／治療に関する調査を 2023 年 10 月 17 日までに提出するよう要

⁸ U.S. to Support Extension of Deadline on WTO TRIPS Ministerial Decision; Requests USITC Investigation to Provide More Data on COVID-19 Diagnostics and Therapeutics (December 6, 2022) (Office of the United States Trade Representative ウェブサイト) <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/december/us-support-extension-deadline-wto-trips-ministerial-decision-requests-usitc-investigation-provide-0>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

求した⁹。

2023 年 10 月 17 日、USITC は、COVID-19 診断薬および治療薬と、TRIPS 協定に基づく特定の柔軟性などに関する報告書を公表した^{10 11}。

報告書の Executive Summary に記載されている Highlights of this Report の仮訳を以下に示す。

TRIPS 協定は知的財産権の保護と執行に関する最低基準を定めている。TRIPS 協定には柔軟性も含まれている。2022 年の閣僚決定がどの程度まで柔軟性を拡大するのか、また、この決定を COVID-19 の診断薬と治療薬に拡大すべきかどうかについては、USITC に意見を提供した人々の間でも意見が分かれた。

COVID-19 に関連する「診断薬」および「治療薬」という用語がどのような製品をカバーするのか、また、特許がカバーする関連する COVID-19 診断薬および治療薬とはどのようなものかを確定することは複雑であり、解釈の余地がある。医療分野における「診断薬」と「治療薬」の定義に基づけば、COVID-19 診断薬は COVID-19 を診断するため、または患者が COVID-19 の治療にどのように反応するかを同定するために使用される医薬品であり、COVID-19 治療薬は COVID-19 を治療するために使用される医薬品である。COVID-19 診断薬と治療薬は、特許でカバーされているか開発中であり、これらの定義に当てはまるものは広範で多様である。関連する COVID-19 診断薬と治療薬を特定するために、製品が特許で保護されているかどうか、製品が COVID-19 を指向しているかどうか（ウイルス指向性かどうか）、製品が規制当局の承認または認可を受けているかどうかなど、個別または組み合わせて適用できるさまざまなパラメーターがあるが、それぞれの適用には独自の課題が伴う。

COVID-19 診断薬と治療薬の開発と商業化は、極めて限られた時間内に行われた。診断薬と治療薬の製造には複数の段階があり、それぞれに細心の注意と厳格な品質管理が要求される。診断薬と治療薬の 2 つの分野は、異なる生産者、投入物、ノウハウなどで構成されている。一般的に、COVID-19 診断薬は COVID-19 治療薬よりも早く市場に出すことができ、低分子医薬品の世界的な知識と製造基盤は生物製剤よりも大きい。ウイルス指向性 COVID-19 診断薬と治療薬の研究開発は主に高所得国（HICs）で行われたが、診断薬と治療薬の製造は低所得国（LICs）を除くすべての所得レベルの国で行われた。2023 年夏の時点で、COVID-19 診断薬の製造業者数は中国（高中所得国：UMIC）が 247 社で最も多く、治療薬の製造業者数はインド（低中所得国：LMIC）が 56 社で最も多かったと報告されている。しかし、COVID-19 診断薬や治療薬の生産がどの程度開始されたのか、あるいは現在も進行中なのかを確認することは困難である。

⁹ Ambassador Tai Requests USITC Investigation of COVID-19 Diagnostics and Therapeutics (December 16, 2022) (Office of the United States Trade Representative ウェブサイト)
<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/december/ambassador-tai-requests-usitc-investigation-covid-19-diagnostics-and-therapeutics>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

¹⁰ COVID-19 Diagnostics and Therapeutics: Supply, Demand, and TRIPS Agreement Flexibilities (USITC ウェブサイト)
<https://www.usitc.gov/publications/332/pub5469.pdf>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

¹¹ USITC RELEASES REPORT ON COVID-19 DIAGNOSTICS AND THERAPEUTICS AND FLEXIBILITIES UNDER THE TRIPS AGREEMENT (October 17, 2023) (USITC ウェブサイト)
https://www.usitc.gov/press_room/news_release/2023/er1017_64434.htm（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

COVID-19 治療薬に関連する知的財産へのアクセスを提供するための自主的ライセンスと、COVID-19 治療薬およびその他の特許医薬品へのアクセスを提供するための強制実施権の使用には、さまざまな利点と課題がある。COVID-19 診断薬に関連する知的財産へのアクセスには、通常、自主的ライセンスおよび強制実施権は使用されなかった。自主的ライセンスは、LICs、LMICs、一部の UMICs で COVID-19 治療薬を割引価格で販売するために使用された重要なメカニズムであったが、多くの UMICs は自主的ライセンスの対象から除外されている。自主的ライセンスはまた、技術移転と知識共有のメカニズムを提供し、より安価なライセンス製品の製造と規制当局による承認を支援した。強制実施権は、少数の国々が特定の COVID-19 治療薬に関連する知的財産にアクセスするために利用してきた。強制実施権を利用する国にとって一般的に挙げられる主な利点は、コストの削減とアクセスの改善である。また、強制実施権のもう一つの主なメリットは、自主的ライセンスの交渉に有利に働くことであると言われている。一方、主なデメリットとしては、知識を共有するための基盤が提供されないことが挙げられる。

COVID-19 の診断薬と治療薬に対する世界的な需要を満たす物資の供給可能性は、パンデミックの間中、動き続ける目標であった。これらの医薬品に対する需要の見積もりや計算は、市場の需要なのかニーズなのかによって異なる。感染率が急上昇した 2021 年初頭には、メーカーが生産規模を拡大し、規制当局が承認を与える前であったため、アクセスは制限され、一部の HIC でしか入手できなかった。2021 年中に、より多くの製品が調達可能になった。2022 年初頭までに、ワクチン接種率が上昇し自然免疫が強化されたため、COVID-19 による感染率と死亡者数は着実に減少した。

2023 年 5 月初旬に、WHO は COVID-19 を国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態とはしないと宣言した。現在、一部の国では市場の需要が減退し、いくつかの製造業者は規制当局の承認を追求しなくなり、生産を完全に停止している。

COVID-19 診断薬や治療薬へのアクセスや入手可能性という点では、異なる所得グループの国々の間に大きな格差がある。政府調達の約 80% が HICs、14% が UMICs、5% が LMICs であった。LICs は、多国間機関を通じて製品を入手することはできたが、政府による購入はなかった。COVID-19 診断薬や治療薬を入手する能力における国ごとの大きな格差は、知的財産へのアクセス、価格と購入可能な価格、規制当局の承認、医療インフラ、政府の医療優先事項など、複数の要因の結果である。入手可能性と需要に影響を与えるこれらの各要因やその他の要因の重要性は国によって大きく異なるが、高価格と価格の透明性の欠如は、アクセスを求める多くの国にとって不利に働くようである。特許保護、強制実施権、MPP の効果に関する学術的な文献は限られており、さらなる研究が必要である。利用可能な証拠から、特許保護は一般的に、先進国にとっては保健分野のイノベーションに有益であり、発展途上国にとってはそうではないことが分かっている。特許保護は医薬品価格の上昇を招き、医薬品へのアクセスを低下させることがしばしば判明しているが、特許保護は、医薬品の国際貿易の流れの増加や、市場における医薬品の上市の迅速化など、医薬品へのアクセスの改善に役立つ、いくつかの相殺効果をもたらすこともある。研究者たちは、強制実施権や MPP が、ジェネリック医薬品の増加や価格の低下、医薬品へのアクセスの増加と関係していることを見出している。強制実施権や MPP と、COVID-19 診断薬や治療薬へのアクセスとの関係については、まだ研究されていない。

そして、2024 年 2 月 13 日に開催された TRIPS 理事会公式会合において、「理事会は、TRIPS 協定に関する MC12 決定パラグラフ 8 に関する事実と証拠に基づく議論を支援するために加盟国が多大な努力を行ったことを認識する。こうした努力にもかかわらず合意に達することはできなかった。」という記載を含む、一般理事会への報告書案 (IP/C/100) ¹² が採択され、同月開催の一般理事会において、当該報告書に基づく報告が TRIPS 理事会議長よりなされた ¹³。

その後、2024 年 2 月 26 日から 3 月 2 日にかけて、アブダビで第 13 回 WTO 閣僚会議 (MC13) が開催されたが、パラ 8 に関する議論は行われず、閣僚宣言 (WT/MIN (24) /DEC) ¹⁴ においても特段触れられることはなかった。

この第 13 回 WTO 閣僚会議の終了にあたり、IFPMA (International Federation of Pharmaceutical Manufacturers and Associations) の David Reddy 事務局長は、以下のように述べた ¹⁵。

長時間にわたる議論の末、アブダビ閣僚会議の WTO 加盟国は、COVID-19 ワクチンを対象とする TRIPS 特例措置を治療薬や診断薬に拡大適用することには合意しなかった。知的財産は医薬品やワクチンの開発に不可欠なものであり、企業が自信を持って取り組むことを可能にし、これまでに 177 件以上の自主的な協力関係を構築してきた。その中には、新型コロナウイルス治療薬に関する技術移転イニシアチブも含まれている。我々は、WTO 加盟国が輸出規制の撤廃、貿易円滑化の推進、規制の収束など、包括的な貿易と健康に関するアジェンダに焦点を当てることを奨励する。

2024 年 3 月 4 日、USCIB (United States Council for International Business) は、米国産業にとっての 2 つの重要な目標、すなわち電子送信に関する関税の一時停止の 2 年延長と、COVID-19 の診断および治療薬に関する知的財産保護の放棄の試みの拒否という、アブダビで開催された第 13 回 WTO 閣僚会議の成果を歓迎する旨、公表した ¹⁶。

(2) COVID-19 パンデミックへの WTO の対応と将来のパンデミックへの備えに関する閣僚宣言に関する議論

第 12 回 WTO 閣僚会議での「COVID-19 パンデミックへの WTO の対応と将来のパンデミックへの備えに関する閣僚宣言」に関連して、2024 年 3 月 2 日にアブダビで開催された

¹² PARAGRAPH 8 OF THE MINISTERIAL DECISION ON THE TRIPS AGREEMENT ADOPTED ON 17 JUNE 2022
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/100.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹³ TRIPS Council finalizes preparations for MC13
https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/trip_13feb24_e.htm (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹⁴ ABU DHABI MINISTERIAL DECLARATION
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN24/DEC.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹⁵ IFPMA Statement at the closing of the WTO Ministerial Conference in Abu Dhabi (March 1, 2024) (IFPMA ウェブサイト)
<https://www.ifpma.org/news/ifpma-statement-at-the-closing-of-the-wto-ministerial-conference-in-abu-dhabi/> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹⁶ The 13th WTO Ministerial Conference Falls Short But Delivers Some Wins for Industry (USCIB ウェブサイト)
<https://uscib.org/category/communication-department/uscib-in-the-news/page/3/> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

第 13 回 WTO 閣僚会議で採択された閣僚宣言（アブダビ閣僚宣言）では、パラグラフ 22 として、以下の内容（仮訳）が盛り込まれた。

22. 我々は、MC12 における「COVID-19 パンデミックへの WTO の対応と将来のパンデミックへの備え」に関する宣言を想起し、文書 WT/MIN(24)/8 の一般理事会報告書に反映されているとおり、関連する WTO 理事会および委員会で行われた作業に留意する。我々は、加盟国の提出資料に基づき、宣言で指示されたとおり、関連する WTO 機関が、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミック中に得られたすべての教訓と経験した課題を検証し、将来のパンデミックに備えた効果的な解決策を迅速に構築するための作業を継続することを奨励する。また、世界保健機関（WHO）および世界知的所有権機関（WIPO）との三者間協力や、他の関連する国際機関との協力などを通じて、データ、分析、技術協力によりこの作業を支援する世界貿易機関（WTO）事務局の取り組みに留意し、今後も適宜、この取り組みを継続するよう奨励する。

その後、2024 年 7 月 10 日に開催された TRIPS 理事会において、アブダビ閣僚宣言で求められている、COVID-19 パンデミック中に学んだ教訓と経験した課題が議論された。知的財産及び技術移転に関する英国の提案、及びバングラデシュ、コロンビア、エジプト、インドからの TRIPS 関連問題に関する共同提案について議論がなされた¹⁷。

2024 年 11 月 7 日から 8 日にかけて開催された TRIPS 理事会では、アブダビ閣僚宣言で再確認された「COVID-19 パンデミックへの WTO の対応と将来のパンデミックへの備えに関する閣僚宣言」パラグラフ 24 に基づき上述の提案が引き続き議論された¹⁸。

WTO のウェブサイトに掲載されている、「COVID-19:貿易関連の知的財産権に関する措置¹⁹」には、COVID-19 に関連して講じられた知的財産関連措置の非網羅的なリストが含まれており、事務局が公式の情報源から編集し、関係する加盟国によって検証されている。加盟国は、このリストに記載すべき措置について事務局に通知するとともに、当該措置の有効期限又は適用終了に関する最新情報や情報を提供するよう奨励されている。

第 2 節 WHO の動向

1. WHO 総会（第 73 回以降）

2020 年 5 月 18-19 日に開催された第 73 回 WHO 総会²⁰では、米中対立を受けて WHO の対応を巡る検証に注目が集まったが、今後のワクチン開発と供給に影響を与えうる重要な指針が示されたと指摘されている。総会では COVID-19 の制圧に必要な技術知識や製品、

¹⁷ Members discuss TRIPS review, pandemic preparedness and impact of new WIPO Treaty (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/trip_16jul24_e.htm (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹⁸ WTO members address TRIPS implementation review, discuss pandemic preparedness (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/trip_08nov24_e.htm (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹⁹ COVID-19: Measures regarding trade-related intellectual property rights (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/tratop_e/covid19_e/trade_related_ip_measure_e.htm (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

²⁰ 第 73 回 WHO 総会結果（概要）（厚生労働省ウェブサイト） <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/who/2020/05/0518-1.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

それらを構成する部分品や必要な設備への公平かつ手頃な価格でのアクセスを確保するためその障害を取り除くことに向けて国際協調を目指す決議が採択された²¹。利害関係者には治療薬やワクチンの適時かつ手頃な価格でのアクセスを確保するため、既存のパテントプール²²を活用し自発的な共有やライセンスを呼び掛けている。さらに同決議の中では、こうした方針が、医薬品の特許保護を定めた世界貿易機関（WTO）「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」とその柔軟性規定とされる 2001 年「TRIPS 協定と公衆衛生に関する特別宣言（ドーハ宣言）」の考え方と整合性を持つことが記されている。

その後、2021 年 4 月 16 日に WHO は mRNA に基づく技術の共有を促進するスキームとして「mRNA ワクチン技術移転ハブ」を設立した²³。

また、近年、自国での医薬品を生産可能とすることについて WHO の支援を求める加盟国の声が高まっており、また、COVID-19 のパンデミックによって mRNA 技術のような革新的で効果の高い医療製品を含め、世界のあらゆる地域で質の高い製造能力を強化することの緊急性が高まったことから、2021 年 5 月 24-31 日に開催された第 74 回 WHO 総会では、「医薬品の自国生産化と保健技術の普及」も決議された²⁴。その後、WHO と COVAX パートナーは、南アフリカの共同事業体と協力して、初の COVID mRNA ワクチン技術移転の拠点を設立することがアナウンスされた²⁵。当該ワクチン技術移転に関する技術は、特許保護のないものであるため、または、実施許諾により、及び／又は権利行使を行わない宣言により実施に支障がないことを Medicines Patent Pool（MPP）が 2021 年 11 月 16 日にアナウンスしていた²⁶。その後、2022 年 2 月 3 日、南アフリカの共同事業体のひとつとして、Afrigen 社が MPP と COVID-19 mRNA ワクチン技術移転ハブを設立するための契約を締結した²⁷。

また、2021 年 5 月 24-31 日に開催された第 74 回 WHO 総会²⁸では、194 加盟国は、2021 年 11 月 29 日に始まる特別セッションでパンデミックに関する新しい国際条約について議

²¹ WHO ウェブサイト

https://apps.who.int/gb/e/e_wha73.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

²² Medicines patent pool ウェブサイト

<https://medicinespatentpool.org/>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

²³ WHO プレスリリース（2021 年 4 月 16 日）

<https://www.who.int/news-room/articles-detail/establishment-of-a-covid-19-mrna-vaccine-technology-transfer-hub-to-scale-up-global-manufacturing>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

²⁴ WHO プレスリリース（2021 年 5 月 29 日）

<https://www.who.int/news/item/29-05-2021-update-from-the-seventy-fourth-world-health-assembly-29-may-2021>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

²⁵ WHO プレスリリース（2021 年 6 月 21 日）

<https://www.who.int/news/item/21-06-2021-who-supporting-south-african-consortium-to-establish-first-covid-mrna-vaccine-technology-transfer-hub>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

²⁶ Medicines patent pool プレスリリース（2021 年 11 月 16 日）

<https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/mpp-position-statement-on-patents-with-regards-to-the-mrna-vaccine-technology-transfer-hub/>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

²⁷ Medicines patent pool プレスリリース（2022 年 2 月 3 日）

<https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/afrigen-signs-grant-agreement-with-mpp-to-establish-a-technology-transfer-hub-for-covid-19-mrna-vaccines>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

²⁸ 第 74 回 WHO 総会結果（概要）（厚生労働省ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/topics/tp210607-01_00003.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

論するという決定を採択した²⁹。

2021年11月29日から2021年12月1日に第2回WHO特別総会³⁰が開催され、WHO加盟国は感染症への対応力を高めるためのパンデミック条約創設の議論を始めることを決定した。ジュネーブで開催された特別総会で加盟194か国が合意し、条約にとどまらず、幅広く国際合意の可能性を探る。2022年3月までに最初の会合を、2022年8月までに2回目会合を開き、2023年のWHO総会で経過報告する。2024年総会までに議論をまとめることを目標とした³¹（「(ii) WHOにおけるパンデミック条約の検討状況」で詳述する）。

2022年5月22-28日に第75回WHO総会³²が開催され、新型コロナへの対応を踏まえて、IHRを部分改正するためのプロセスについて、2024年5月の第77回WHO総会での改正案の採択に向け交渉を行うことが決定された（2022年5月24日）³³が、2022年5月27日に改正案の発効までの期間を24か月から12か月に短縮することが合意された³⁴（「(iii) WHOにおける国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正の動き」で詳述する）。

2023年5月21-30日に第76回WHO総会³⁵が開催され、保健衛生の緊急事態に対する準備と対応の強化に向けた作業が続けられた。（公表された文書においては、パンデミック条約及び国際保健規則の議論は見られない。）

WHOの緊急事態担当事務局長は、緊急事態におけるWHOの継続的な活動に対する加盟国の支援と、WHOが継続するために必要なリソースを提供する必要性が認識されたことを評価した。事務局長は、WHOはパンデミックの予防、準備、対応のための様々なプロセスを調整する努力を続けると述べた。

2024年5月27日から6月1日に第77回WHO総会³⁶が開催され、6月1日の総会において、国際保健規則（2005年）（IHR）に対する改正案パッケージに合意し、また、パンデ

²⁹ An international treaty on pandemic prevention and preparedness（European Council ウェブサイト）
https://health.ec.europa.eu/internationalcooperation/global-health/international-agreement-pandemic-prevention-preparedness-and-response_en（最終アクセス日：2025年3月6日）。

³⁰ 第2回WHO特別総会結果（概要）（厚生労働省ウェブサイト）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kokusai/tp210607-01_00005.html（最終アクセス日：2025年3月6日）。

³¹ WHO最新ニュース 2021年12月6日（公益社団法人 日本WHO協会ウェブサイト）
<https://japan-who.or.jp/news-releases/2112-9/>（最終アクセス日：2025年3月6日）。

³² 第75回WHO総会結果（概要）（厚生労働省ウェブサイト）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kokusai/tp210607-01_00002.html（最終アクセス日：2025年3月6日）。

³³ Seventy-fifth World Health Assembly – Daily update: 24 May 2022（WHOウェブサイト）
<https://www.who.int/news/item/24-05-2022-daily-update---24-may-2022>（最終アクセス日：2025年3月6日）。

³⁴ Seventy-fifth World Health Assembly – Daily update: 27 May 2022（WHOウェブサイト）
<https://www.who.int/news/item/27-05-2022-seventy-fifth-world-health-assembly---daily-update--27-may-2022>（最終アクセス日：2025年3月6日）。

³⁵ Seventy-sixth World Health Assembly – Daily update: 24 May 2023（WHOウェブサイト）
<https://www.who.int/news/item/24-05-2023-seventy-sixth-world-health-assembly---daily-update--24-may-2023>（最終アクセス日：2025年3月6日）。

³⁶ Seventy-seventh World Health Assembly（WHOウェブサイト）
<https://www.who.int/about/governance/world-health-assembly/seventy-seventh>（最終アクセス日：2025年3月6日）。

ミック条約に関する交渉を、遅くとも 1 年以内、可能であれば 2024 年末までに完了させるという具体的なコミットメントが示された³⁷。

2. WHOにおけるパンデミック条約の検討状況

パンデミック条約について積極的な欧州理事会のウェブサイトによると、「2020 年 11 月のパリ平和フォーラムにおいて、欧州理事会のシャルル・ミシェル議長により、「我々はさらに先に進み、パンデミックの教訓を学ぶ必要がある。市民を最大限に保護するため、より迅速かつより協調的な方法で行動し、医療機器が利用可能であることを確認し、相互に非常に迅速に情報を交換できることが絶対に重要である。」と述べるとともに、パンデミックに関する国際条約の提案が最初に発表された。このパンデミックに関する国際条約の要請は、2021 年 2 月 19 日の G7 首脳声明でも強調され、2021 年 2 月 25 日に EU の首脳はパンデミックに関する国際条約に取り組むことに合意した³⁸。」とされた。

2021 年 3 月、25 か国の政府・国際機関の代表者が、「国際社会は、将来の世代を守るために、地球規模での強力な保健体制を構築するために、パンデミックに対する新たな国際条約に向けて協力すべき」として共同声明を発表した³⁹ 40。

2021 年 5 月 31 日の WHO 総会で、WHO の 194 加盟国は、2021 年 11 月 29 日に始まる特別セッションでパンデミックに関する新しい国際条約について議論するという決定を採択した⁴¹。

2021 年 12 月 1 日、WHO 加盟国は感染症への対応力を高めるためのパンデミック条約創設の議論を始めることを決定した。ジュネーブで開催された特別総会で加盟 194 か国が合意し、条約にとどまらず、幅広く国際合意の可能性を探る。2022 年 3 月までに最初の会合を、2022 年 8 月までに 2 回目会合を開き、2023 年の WHO 総会で経過報告する。2024 年総会までに議論をまとめることを目標とした⁴²。

2022 年 3 月 14-15 日、パンデミックの予防、準備、対応に関する WHO 条約、協定、その他の国際文書の起草と交渉のための政府間交渉機関（Intergovernmental Negotiating Body

³⁷ Seventy-seventh World Health Assembly – Daily update: 1 June 2024 (WHO ウェブサイト)
<https://www.who.int/news/item/01-06-2024-seventy-seventh-world-health-assembly---daily-update--1-june-2024> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

³⁸ An international treaty on pandemic prevention and preparedness (European Council ウェブサイト)
https://health.ec.europa.eu/internationalcooperation/global-health/international-agreement-pandemic-prevention-preparedness-and-response_en (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

³⁹ Global leaders unite in urgent call for international pandemic treaty (March 30, 2021) (WHO ウェブサイト)
<https://www.who.int/news/item/30-03-2021-global-leaders-unite-in-urgent-call-for-international-pandemic-treaty> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁴⁰ WHO 最新ニュース 2021 年 4 月 1 日 (公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト)
<https://japan-who.or.jp/news-releases/2104-1/> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁴¹ An international treaty on pandemic prevention and preparedness (European Council ウェブサイト)
https://health.ec.europa.eu/internationalcooperation/global-health/international-agreement-pandemic-prevention-preparedness-and-response_en (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁴² WHO 最新ニュース 2021 年 12 月 6 日 (公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト)
<https://japan-who.or.jp/news-releases/2112-9/> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

(INB)) の初会合が開催され、2 人の共同議長を選出し、「参加性、透明性、効率性、加盟国のリーダーシップ、合意の原則に基づく」組織の作業方法とスケジュールについて協議した⁴³。

2022 年 7 月 18-21 日、第 2 回目の INB 会議が開催された。INB メンバーはコンセンサス（意見の一致）を通じて、法的拘束力のある新たな国際パンデミック条約の締結に取り組むことに合意した。INB は 2023 年の第 76 回 WHO 総会に進捗状況報告書を提出し、2024 年 5 月に協定を締結する予定とされた⁴⁴。

2022 年 12 月 5-7 日、第 3 回目の INB 会議が開催された。2023 年 2 月開始予定の第 4 回 INB 会議で交渉を開始するために、INB 事務局がパンデミック条約のゼロドラフトを作成することに合意した。これは、今までの概念的なゼロドラフト⁴⁵に加え、今回の INB 会議での議論に基づき作成されるものであった⁴⁶。

第 3 回目の INB 会議後、IFPMA は 2022 年 12 月 7 日の声明において、「革新的な製薬業界は、INB と建設的に関与する機会を得たことを高く評価し、概念ゼロドラフトの開発に尽力した事務局に感謝する。」「INB に対し、このパンデミックから学んだ教訓に基づいて軌道修正し、ゼロドラフトを作成するよう要請する。」等述べた⁴⁷。

2023 年 2 月 27 日から始まる第 4 回目の INB 会議前の 2023 年 2 月 1 日にゼロドラフトが公開された⁴⁸。ゼロドラフトの Article 7-4 において、パンデミック時に加盟国は、(a) 手頃な価格のパンデミック関連製品の入手可能性と妥当性を高めるために必要な範囲で、パンデミック中にパンデミック関連製品の製造を加速または拡大できる、期限付の知的財産権放棄のための適切な措置を講じること；(b) TRIPS 協定の柔軟性（TRIPS 協定第 27 条、第 30 条、第 31 条、第 31 条の 2、公衆衛生に関するドーハ宣言）を最大限に活用すること、(c) パンデミック関連製品の生産技術に関連する特許権の権利者に対し、当該技術のパンデミック期間中の発展途上国の製造業者による使用に対する実施料の支払いを放棄するか、適切に管理することを奨励すること、及び必要に応じて、パンデミック関連製品開発のための公的資金受領者に、そのように要求すること；及び (d) 製造業者を含むすべての研究

⁴³ WHO 最新ニュース 2022 年 3 月 16 日（公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト）
<https://japan-who.or.jp/news-releases/2203-32/>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁴⁴ WHO 最新ニュース 2022 年 7 月 25 日（公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト）
<https://japan-who.or.jp/news-releases/2207-35/>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁴⁵ Conceptual zero draft for the consideration of the Intergovernmental Negotiating Body at its third meeting (November 25, 2022) (WHO ウェブサイト)
https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb3/A_INB3_3-en.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁴⁶ WHO 最新ニュース 2022 年 12 月 8 日（公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト）
<https://japan-who.or.jp/news-releases/2212-14/>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁴⁷ Pharma industry contributions to third meeting of the Intergovernmental Negotiating Body (INB) (December 7, 2022) (IFPMA ウェブサイト)
https://www.ifpma.org/resource-centre/pharma-industry-contributions-to-third-meeting-of-the-intergovernmental-negotiating-body-inb/#_ftn3（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁴⁸ Zero draft of the WHO CA+ for the consideration of the Intergovernmental Negotiating Body at its fourth meeting (WHO, A/INB/4/3, February 1, 2023) (WHO ウェブサイト)
https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb4/A_INB4_3-en.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

開発機関、特に多額の公的資金を受領した機関に対し、パンデミック関連製品の生産のために当該機関の技術を継続して使用することに対する実施料を放棄するか、適切に管理することを奨励すること、を規定する条文案が示された。

Article 7. Access to technology: promoting sustainable and equitably distributed production and transfer of technology and know-how

(略)

4. In the event of a pandemic, the Parties:

(a) will take appropriate measures to support time-bound waivers of intellectual property rights that can accelerate or scale up manufacturing of pandemic-related products during a pandemic, to the extent necessary to increase the availability and adequacy of affordable pandemic-related products;

(b) will apply the full use of the flexibilities provided in the TRIPS Agreement, including those recognized in the Doha Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health of 2001 and in Articles 27, 30 (including the research exception and “Bolar” provision) , 31 and 31bis of the TRIPS Agreement;

(c) shall encourage all holders of patents related to the production of pandemic-related products to waive, or manage as appropriate, payment of royalties by developing country manufacturers on the use, during the pandemic, of their technology for production of pandemic-related products, and shall require, as appropriate, those that have received public financing for the development of pandemic-related products to do so; and

(d) shall encourage all research and development institutes, including manufacturers, in particular those receiving significant public financing, to waive, or manage as appropriate, royalties on the continued use of their technology for production of pandemic-related products.

第4回 INB 会議において米国国務省は、「ゼロドラフトは、予防と準備を犠牲にした対応に偏っている。監視や警告など、IHR に含まれる実質的な要素との重複を避ける必要があるが、パンデミックの予防と準備に対処する最善の方法について議論する必要がある。これらの取組については相互に支援・補完するものでなければならない。」との声明を発行した⁴⁹。

また、IFPMA は、「現在の WHO INB ゼロドラフトには、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、規制能力の構築、及び医療システムの強化の重要性など、一連の重要なポイントが盛り込まれている。」「しかし、ゼロドラフトの重要な要素が、医療対策の記録的なスピードでの開発と拡大にとって重要な革新的エコシステムと病原体への即時アクセスの両方を弱体化させることを深く懸念する。知的財産権の弱体化は、より良いパンデミック対応にはつながらず、パンデミック技術を開発する R&D エコシステムを弱体化させるこ

⁴⁹ Statement by Ambassador Pamela Hamamoto World Health Organization (WHO) Fourth Meeting of the Intergovernmental Negotiating Body (INB) (February 27, 2023) (米国国務省ウェブサイト) <https://2021-2025.state.gov/statement-by-ambassador-hamamoto-who-fourth-meeting-of-the-inb/> (最終アクセス日：2025年3月6日)。

とになり、非生産的になる。」との声明を発行した⁵⁰。

2023年6月12日から16日にかけて、第5回INB会合が開催され、議論は、INB事務局が作成し、2023年5月にWHOの全加盟国に配布された文書（事務局文書⁵¹）に基づき、まず加盟国や関係者が一般的な意見を述べる公開本会議を経て、草案作成グループでの非公開会議が行われた。起草グループは、第2章について議論し、第9条（研究開発）、第10条（責任リスク管理）、第11条（技術及びノウハウの共同開発及び移転）、第12条（アクセス及び利益配分）、第13条（サプライチェーン及び物流）、第14条（規制強化）について議論し、意見交換を行った。その後、起草グループの非公式会合を通じて、これらの条項の幾つかの審議を継続することで合意した⁵²。

2023年7月17日から21日にかけて開催された第6回INB会合では、パンデミックの予防、準備、対応を強化するための国際文書の草案作成と交渉が行われ、事務局文書が議論された。この文書は、第5回INB会議後にINB事務局が加盟国から提供されたすべてのインプットに基づいて作成された。第6回会議で、起草グループは、文書の残りの条項について議論した。起草グループ参加者を対象とした第9条、第12条、第13条に関する会期間外の非公式会合を継続することで合意した。さらに、INBは、第4条及び第5条、第11条は、非公式会合でさらに議論されるべきであると決定した⁵³。

2023年9月4日から6日にかけて、INBの起草グループは、パンデミック条約の作業を進めるために、議論と非公式会合を開催した。このINB起草グループの非公式会合で、第4条（パンデミック予防及び公衆衛生監視）及び第5条（ワンヘルス・アプローチによるパンデミック予防及び準備の強化）、第9条（研究開発）、第11条（技術及びノウハウの共同開発及び移転）、第12条（アクセス及び利益配分）、第13条（サプライチェーン及び物流）が議論された。

INB議長団は、第4回、第5回、第6回会合でのINBの議論、INB起草グループ会合（非公式会合を含む）の議論、及びこれらの非公式会合の報告に基づき、次回会合でのINBの審議に向け、WHO CA+の交渉文書案を作成することとなった⁵⁴。

⁵⁰ Industry statement at fourth meeting of the Intergovernmental Negotiating Body (INB) for a WHO instrument on pandemic prevention, preparedness and response (February 28, 2023) (IFPMA ウェブサイト) <https://ifpma.org/news/ifpma-statement-at-inb4/>（最終アクセス日：2025年3月6日）。

⁵¹ Bureau's text of the WHO convention, agreement or other international instrument on pandemic prevention, preparedness and response (WHO CA+) A/INB/5/6 June 2, 2023 (WHO ウェブサイト) https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb5/A_INB5_6-en.pdf（最終アクセス日：2025年3月6日）。

⁵² Countries set out way forward for continued negotiations on global agreement on pandemic prevention, preparedness, and response (June 17, 2023) (WHO ウェブサイト) <https://www.who.int/news/item/17-06-2023-countries-set-out-way-forward-for-continued-negotiations-on-global-agreement-on-pandemic-prevention--preparedness--and-response>（最終アクセス日：2025年3月6日）。

⁵³ Member States continue work on potential pandemic accord (July 25, 2023) (WHO ウェブサイト) <https://www.who.int/news/item/25-07-2023-member-states-continue-work-on-potential-pandemic-accord>（最終アクセス日：2025年3月6日）。

⁵⁴ Proposal for negotiating text of the WHO Pandemic Agreement A/INB/7/3 Provisional agenda item 2 30 October 2023 https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb7/A_INB7_3-en.pdf（最終アクセス日：2025年3月6日）。

2023 年 10 月 30 日に作成された交渉文書提案（文書 A/INB/7/3⁵⁵）に関し、2023 年 11 月 10 日、草案作成グループの作業を進めるため、次の 4 つの草案作成サブグループが設置された⁵⁶。

- 交渉文書提案の第 4 条、第 5 条、第 6 条を検討するサブグループ：インド、イギリス、タンザニア
- 交渉文書提案の第 10 条、第 11 条、場合によっては第 13 条を検討するサブグループ：インドネシア、フィリピン、米国
- 交渉文書提案の第 12 条を検討するサブグループ：オーストラリア、エチオピア、ノルウェー
- 交渉文書提案の第 19 条と第 20 条を検討するサブグループ：カナダ、マレーシア、南アフリカ

2023 年 12 月 6 日、第 7 回 INB 会合は、ジュネーブの WHO 本部で閉幕した。11 月 6 日から 10 日と 12 月 4 日から 6 日の 2 回の会合で、各国政府は加盟国が任命した INB 事務局が提示したパンデミック条約の交渉文書案⁵⁷のレビューを完了した。WHO 加盟国の代表団は、パンデミックと公衆衛生のサーベイランス、ワンヘルス、各国におけるパンデミックへの備え、準備、レジリエンスの強化など、幅広い重要な要素について議論した⁵⁸。

2023 年 12 月 6 日時点のパンデミック条約の交渉文書案において、2023 年 2 月 1 日に公開されたゼロドラフトの Article 7-4 に記載された (a) ～ (d) については、若干の修正が加えられ、それぞれ以下のように条文番号を変えて記載されていた。

2023 年 2 月 1 日 ゼロドラフト	2023 年 12 月 6 日 交渉文書ドラフト
Article 7-4 (a)	Article 11-3 (a)
Article 7-4 (b)	Article 11-2 (c)
Article 7-4 (c)	Article 11-3 (b)
Article 7-4 (d)	Article 10-3 (a)

また、Article 11-3 (c) には、「パンデミック時には、各締約国は、パンデミックに対応するために必要な医薬品の適格な第三者による緊急の製造が、当該情報の非公開によって妨げられ又は妨げられる場合には、TRIPS 協定第 39 条第 2 項に基づき、自国の管轄区域内の製造業者に対し、適格な第三者の製造業者と非公開の情報を共有するよう奨励すること。」と規定されていた。

⁵⁵ Proposal for negotiating text of the WHO Pandemic Agreement A/INB/7/3 Provisional agenda item 2 30 October 2023 https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb7/A_INB7_3-en.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁵⁶ Report of the meeting A/INB/7/5 Agenda item 5 4 January 2024 https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb7/A_INB7_5-en.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁵⁷ Proposal for negotiating text of the WHO Pandemic Agreement A/INB/7/3 Provisional agenda item 2 30 October 2023 https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb7/A_INB7_3-en.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁵⁸ Governments continue discussions on pandemic agreement negotiating text (December 7, 2023) (WHO ウェブサイト) <https://www.who.int/news/item/07-12-2023-governments-continue-discussions-on-pandemic-agreement-negotiating-text>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

Article 10. Sustainable production

3. Each Party, in addition to the undertakings in paragraph 2 of this Article, shall:

(a) encourage research and development institutes and manufacturers, in particular those receiving significant public financing, to waive or manage, for a limited duration, royalties on the use of their technology for the production of pandemic-related products;

(略)

Article 11. Transfer of technology and know-how

(略)

2. The Parties shall:

(略)

(c) make use of the flexibilities provided in the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPS Agreement), including those recognized in the Doha Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health and in Articles 27, 30 (including the research exception and “Bolar” provision), 31 and 31bis of the TRIPS Agreement, and fully respect the use thereof by others;

(略)

3. During pandemics, each Party shall, in addition to the undertakings in paragraph 2 of this Article:

(a) commit to agree upon, within the framework of relevant institutions, time-bound waivers of intellectual property rights to accelerate or scale up the manufacturing of pandemic-related products to the extent necessary to increase the availability and adequacy of affordable pandemic related products;

(b) encourage all holders of patents related to the production of pandemic-related products to waive or manage, as appropriate, for a limited duration, the payment of royalties by developing country manufacturers on the use, during the pandemic, of their technology for the production of pandemic-related products, and shall require, as appropriate, those that have received public financing for the development of pandemic-related products to do so; and

(c) encourage manufacturers within its jurisdiction to share undisclosed information, in accordance with paragraph 2 of Article 39 of the TRIPS Agreement, with qualified third-party manufacturers when the withholding of such information prevents or hinders urgent manufacture by qualified third parties of a pharmaceutical product that is necessary to respond to the pandemic.

(略)

2024年3月18日から28日に行われた、第9回 INB 会合⁵⁹では、パンデミックへの備えのための適切な資金調達、パンデミック時に必要な医療への公平なアクセス、医療従事者の強化など、パンデミック条約草案⁶⁰のすべての条項について議論された。

2024年4月29日から5月10日、および、5月20日から24日まで行われた、第9回 INB

⁵⁹ WHO Member States agree to resume negotiations aimed at finalizing the world's first pandemic agreement (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/28-03-2024-who-member-states-agree-to-resume-negotiations-aimed-at-finalizing-the-world-s-first-pandemic-agreement> (最終アクセス日: 2025年3月6日)。

⁶⁰ A/INB/9/3, 13 March 2024 Revised draft of the negotiating text of the WHO Pandemic Agreement (WHO ウェブサイト https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb9/A_inb9_3-en.pdf (最終アクセス日: 2025年3月6日)。

会合の再開セッション⁶¹では、第 77 回 WHO 総会に先立ち、パンデミック条約案に引き続き取り組み、協定草案⁶²をさらに洗練させることに合意した。5 月 24 日時点の交渉文書ドラフト⁶³が、第 77 回 WHO 総会に提出された。2023 年 12 月 6 日時点の交渉文書ドラフトの 10 条 3 項や 11 条 2 項、3 項は、大きく修正され、別の条項案が起案されてた。

5 月 24 日時点の交渉文書ドラフトにおいて、知的財産権が関連する部分から、初期収束に達したテキストとして、2 か所を例示する。[]の中は、意見が分かれた部分である。ただし、第 11 条にも関連する、パンデミック条約における技術移転の定義は、第 1 条に規定されており、その内容については未だ合意に至っていない。

Introduction

14. Recognizing that intellectual property protection is important for the development of new medicines and recognizing the concerns about its effects on prices, and recalling that the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPS Agreement) [and its flexibilities] does not, and should not, prevent Member States from taking measures to protect public health, NOTE: Subject to consistency with related articles in this Agreement.

(仮訳)

導入部

14. 知的財産権の保護が新薬の開発にとって重要であることを認識し、その価格への影響に関する懸念を認識し、また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) [およびその柔軟性]は、加盟国が公衆衛生を保護するための措置を講じることを妨げるものではなく、また、妨げるべきものでもないことを想起する。注：本協定の関連条項との整合性を条件とする。

Article 11. Transfer of technology and know-how for the production of pandemic-related health products

5. The Parties shall, in collaboration with WHO, identify, assess and, as appropriate, strengthen and [/or] develop [multilateral] mechanisms that promote and facilitate the transfer of technology with a view to increasing access to pandemic-related products, particularly in developing countries, including through the pooling of intellectual property, [know-how] and data and transparent, non-exclusive licensing. Such mechanisms may, where appropriate, be coordinated by the WHO, in collaboration with other relevant mechanisms and organizations, enabling equal participation of manufacturers from developing countries.

⁶¹ Governments agree to continue their steady progress on proposed pandemic agreement ahead of the World Health Assembly (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/10-05-2024-governments-agree-to-continue-their-steady-progress-on-proposed-pandemic-agreement-ahead-of-the-world-health-assembly> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁶² A/INB/9/3 Rev.1, 22 April 2024 Proposal for the WHO Pandemic Agreement (WHO ウェブサイ https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb9/A_inb9_3Rev1-en.pdf (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁶³ SEVENTY-SEVENTH WORLD HEALTH ASSEMBLY Provisional agenda item 13.4 A77/10, 27 May 2024 https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA77/A77_10-en.pdf (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

(仮訳)

第 11 条 パンデミック関連保健製品の製造に関する技術およびノウハウの移転

5. 両当事者は、WHO と協力し、知的財産、[ノウハウ、]データの共有や透明性のある非独占的ライセンスなどを通じて、特に発展途上国におけるパンデミック関連製品へのアクセスを増加させることを目的として、技術移転を促進し、容易にする[多国間]メカニズムを特定、評価し、必要に応じて強化し、[/または]発展させる。開発途上国の製造業者が平等に参加できるように、このようなメカニズムは、必要に応じて、他の関連メカニズムや組織と協力しながら、WHO が調整できる。

他方、Pathogen Access and Benefit-Sharing System（病原体へのアクセスと利益配分システム：以下、「PABS」）に関して、第 12 条で議論されている。第 1 項、第 2 項には、初期合意に達したテキストとして、以下の記載がある。[]の中は、意見が分かれた部分である。第 3 項から第 6 項については、多くの部分で合意に至っていない。

Article 12 Pathogen Access and Benefit-Sharing System

1. Recognizing the sovereign right of States over their biological resources and the importance of collective action to mitigate public health risks, and underscoring the importance of promoting the rapid, and timely sharing of materials and sequence information on pathogens with pandemic potential, to be covered by the instrument, pursuant to paragraph 2 (hereafter PABS Materials and Sequence Information) and, on an equal footing, the rapid, timely, fair and equitable sharing of benefits [covered by the PABS System] [arising from the sharing] of PABS Materials and Sequence Information, for public health purposes [taking into account] / [in accordance with] relevant national, domestic, and [applicable] international laws].

2. The provisions governing the PABS System, including definitions of pathogens with pandemic potential and PABS Materials and Sequence Information, modalities, legal nature, terms and conditions, and operational dimensions, shall be developed and agreed in an instrument in accordance with Chapter III (hereinafter the ‘PABS Instrument’). All elements of the PABS System shall come into operation simultaneously in accordance with the terms of the PABS Instrument. [The PABS Instrument shall come into force no earlier than the date on which the WHO Pandemic Agreement comes into force.]

(仮訳)

1. 本制度の対象となり、第 2 項（以下「PABS マテリアルおよび配列情報」）に従い、PABS マテリアルおよび配列情報の[PABS により保護された] [共有から生じる]利益を、公衆衛生目的のために、関連する国家、国内、[適用され得る国際法][を考慮して]/[に従い]、平等な立場で、迅速、適時、公正かつ衡平に共有することに関して、生物資源に対する国家の主権的権利、および公衆衛生上のリスクを軽減するための集団行動の重要性を認識し、また、パンデミックの可能性のある病原体に関する材料およ

び配列情報（以下「PABS 材料および配列情報」）を、本規定に従って迅速かつ適時に共有することの重要性を強調する。

2. パンデミックの可能性のある病原体の定義、PABS 材料および配列情報、様式、法的性質、条件、運用規模などを含む PABS の規定は、第 III 章に従って文書で作成し、合意するものとする（以下「PABS 文書」）。PABS のすべての要素は、PABS 文書の条項に従って同時に運用を開始するものとする。[PABS 文書は、WHO パンデミック条約の発効日より早く発効してはならない。]

2024 年 6 月 1 日に開催された第 77 回 WHO 総会では、INB が一定の進展を遂げ、提案されているパンデミック条約の多くの規定について、初期の合意に達したことが認識された。また、残りの要素については、さらなる作業が必要であることが確認された。そのうえで、その作業をできるだけ早期に完了させるために INB のマンドートを延長し、2025 年の第 78 回 WHO 総会にその結果を提出することが決定された⁶⁴。

その後、第 10 回（2024 年 7 月 16-17 日）、第 11 回（2024 年 9 月 9-20 日）、第 12 回（2024 年 11 月 4-15 日、12 月 2-6 日）、第 13 回（2025 年 2 月 17-21 日）の INB 会合が開催され、議論が継続されている⁶⁵。

以上のような動きについては、関係団体等から以下のような声明が出されている。

2024 年 3 月 18 日、IFPMA は、第 9 回 INB 会合において、以下のような声明を出している⁶⁶。

COVID-19 から得られた重要な教訓は、病原体とその遺伝情報への即時かつ無条件のアクセスが重要であるということである。これは、科学者が将来のパンデミックに迅速に対応するために、不可欠である。将来、病原体データへのアクセスに関する厳格な要件が課された場合、将来のパンデミックへの対応や基礎研究および開発（R&D）が著しく妨げられることになる。私たちは、改訂された交渉文書は、パンデミックへの備えと対応（PPR）を改善するための解決策を見出す上で後退したものと捉えている。この文書には、業界が PABS に参加する意欲を削ぐ要因が数多く含まれており、業界が PPR に広く関与することがさらにリスクが高く不確実なものとなっている。この文書がそのまま採択された場合、研究者やメーカーがパンデミックの可能性のある病原体への取り組みを敬遠し、現在および将来のイノベーションが停滞すると思われる。

2024 年 6 月 3 日、IFPMA の David Reddy 事務局長は、WHO 総会において、パンデミッ

⁶⁴ A77/A/CONF/15, 1 June 2024 (WHO ウェブサイト)
https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA77/A77_ACONF15-en.pdf (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁶⁵ Intergovernmental Negotiating Body (WHO ウェブサイト)
<https://apps.who.int/gb/inb/index.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁶⁶ 9th Meeting of the Intergovernmental Negotiating Body (INB) (March 18, 2024) (IFPMA ウェブサイト)
<https://www.ifpma.org/news/9th-meeting-of-the-intergovernmental-negotiating-body-inb/> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

ク条約の交渉を延長し、1年以内に締結するという決定について、次のように述べた⁶⁷。

我々は、パンデミック条約の交渉を継続するという、WHO 総会における各国の決定を支持する。今後行われる交渉では、製薬会社やその他の利害関係者を交渉のテーブルに着かせ、経験を共有し、将来のパンデミックに備えるための協定を強化すべきである。

South Centre は、第 9 回 INB 会合において、以下のような声明を出している⁶⁸。

South Centre は、COVID-19 の危機で目撃されたような過去の失敗の再発を防ぐために、国際的な拘束力のあるパンデミック条約の必要性を強調している。しかし、先進国は当初の意図を薄めてしまい、現在の草案には、特にワクチンやその他のパンデミック関連製品へのアクセス、技術移転、利益共有、およびそのような製品の製造や供給を妨げる可能性のある知的財産権の行使禁止など、世界的な公平性を確保するための強固な拘束力のある規定やメカニズムが欠如している。残念ながら、現在の草案は、パンデミックがもたらす世界的な健康問題に適切に対処できていない。なぜなら、WHO や加盟国、特に発展途上国がパンデミックの状況下で効果的に行動するために必要な手段を提供できないような規定が、盛り込まれているからである。

3. WHOにおける国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正の動き⁶⁹

2. のパンデミック条約の検討とともに、IHR 改正の動きも見られる。IHR 改正の背景について、The Lancet Global Health⁷⁰には以下のとおり紹介されている。

- ・パンデミック条約は、すべての WHO 加盟国の批准が必要なため、一部の WHO 加盟国は消極的である。
- ・IHR 改正は、煩雑な批准プロセスなしで規制が自動的に発効できるため、多くの WHO 加盟国が支持している。
- ・現在の IHR には、政府がその責任を遵守したり、健康上の緊急事態に備えて対応するための主要な能力について正確に報告したりすることを保証する力はほとんどない。

国際保健規則（IHR 2005 として知られている。2005 は最新の改訂の年）は、WHO の 194 の加盟国すべてを含む 196 の締約国がコミットしている法的拘束力のある国際文書である。これらの規則の目的は、公衆衛生上のリスクに限定され、国際的な交通や貿易への不必要な干渉を回避する方法で、病気の国際的な蔓延を防止、保護、管理、および公衆衛生上の対応を提供することである⁷¹。

⁶⁷ pandemic preparedness agreements at World Health Assembly (June 3, 2024) (IFPMA ウェブサイト) <https://www.ifpma.org/news/pharmaceutical-industry-response-to-pandemic-preparedness-agreements-at-world-health-assembly/> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁶⁸ SC Statement to the WHO INB9, March 2024 (South Centre, March, 2024) (South Centre ウェブサイト) <https://www.southcentre.int/sc-statement-to-the-who-inb9-march-2024/> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁶⁹ International Health Regulations (WHO ウェブサイト) https://www.who.int/health-topics/international-health-regulations#tab=tab_1 (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁷⁰ Why we still need a pandemic treaty (The Lancet Global Health, Vol 10(9), E1232-E1233, September 1, 2022) <https://www.thelancet.com/action/showPdf?pii=S2214-109X%2822%2900278-9> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁷¹ International Health Regulations: amendments (March 31, 2023 Q&A) (WHO ウェブサイト) <https://www.who.int/news-room/questions-and-answers/item/international-health-regulations-amendments> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

第 75 回 WHO 総会で、新型コロナへの対応を踏まえて、IHR を部分改正するためのプロセスについて、2024 年 5 月の第 77 回 WHO 総会での改正案の採択に向け交渉を行うことが決定された（2022 年 5 月 24 日）⁷²が、2022 年 5 月 27 日に改正案の発効までの期間を 24 か月から 12 か月に短縮することが合意された⁷³。

2022 年 9 月 30 日の時点で、14 の加盟国（アルメニア、バングラデシュ、ブラジル、チェコ共和国、エスワティニ、インド、インドネシア、日本、ナミビア、ニュージーランド、ロシア連邦、スイス、アメリカ合衆国、ウルグアイ）が IHR の改正案を提出した。このうち、チェコ共和国は EU 加盟国を、エスワティニは WHO アフリカ地域加盟国を、ロシア連邦はユーラシア経済連合加盟国を、ウルグアイはメルコスール加盟国を代表して提案を提出している。今後、（1）IHR の各改正案の分析、（2）再構成及び/又は明確化の提案、（3）IHR の残りの規定の分析、（4）用語の定義を含む全体的な一貫性分析が行われることになる⁷⁴。

加盟国によって提案された IHR の改正に関する技術的勧告を事務局長に提供することを目的として、IHR 改正審査委員会⁷⁵が設立された。この IHR 改正審査委員会が策定した技術勧告は、国際保健規則の改正に関する加盟国作業部会（2005 年）（WGIHR）の作業に反映される。WGIHR は 2024 年の第 77 回 WHO 総会での審議に向けて、IHR の改正案を作成し、IHR 改正審査委員会に提示することとされた⁷⁶。

この際に設定されたタイムライン⁷⁷及び 2023 年 1 月 15 日の IHR 改正審査委員会が報告書を報告するまでの議論については以下の通り。

2022 年 9 月 30 日	IHR 改正案提出期限	
2022 年 10 月 1 日	WHO 事務局長による IHR 改正審査委員会の招集期限 IHR 改正審査委員会の提案スケジュール等は以下のとおり。	
	2022 年 10 月 6 日 非公開仮想会議	議論： IHR 改正審査委員会の議長、副議長、および報告者を選出、及び作業方法が定

⁷² Seventy-fifth World Health Assembly – Daily update: 24 May 2022（WHO ウェブサイト）
<https://www.who.int/news/item/24-05-2022-daily-update---24-may-2022>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁷³ Seventy-fifth World Health Assembly – Daily update: 27 May 2022（WHO ウェブサイト）
<https://www.who.int/news/item/27-05-2022-seventy-fifth-world-health-assembly---daily-update--27-may-2022>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁷⁴ Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005)（WHO ウェブサイト）
[https://www.who.int/teams/ihr/ihr-review-committees/review-committee-regarding-amendments-to-the-international-health-regulations-\(2005\)](https://www.who.int/teams/ihr/ihr-review-committees/review-committee-regarding-amendments-to-the-international-health-regulations-(2005))（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁷⁵ Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005)（WHO ウェブサイト）
[https://www.who.int/teams/ihr/ihr-review-committees/review-committee-regarding-amendments-to-the-international-health-regulations-\(2005\)](https://www.who.int/teams/ihr/ihr-review-committees/review-committee-regarding-amendments-to-the-international-health-regulations-(2005))（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁷⁶ Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005)（WHO ウェブサイト）
[https://www.who.int/teams/ihr/ihr-review-committees/review-committee-regarding-amendments-to-the-international-health-regulations-\(2005\)](https://www.who.int/teams/ihr/ihr-review-committees/review-committee-regarding-amendments-to-the-international-health-regulations-(2005))（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁷⁷ IHR Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) Terms of Reference 23 October 2022（WHO ウェブサイト）
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/international-health-regulations/terms-of-reference_ihr-amendments-rc_for-web_rev-221024.pdf?sfvrsn=4b549603_12（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

		義された ⁷⁸ 。
	2022 年 10 月 24-28 日 (Face to Face 会議 (ジュネーブ))	2022 年 10 月 27 日に、IHR 第 51.2 条に従い、加盟国、国連およびその専門機関、ならびにその他の関連する政府間組織または WHO と公式関係にある非政府組織との 1 日会議 (締約国によって提案された改正の理論的根拠のプレゼンテーションを含む)、および必要に応じて、改正を提案した各加盟国と改正審査委員会との追加の議論： 提案された改正案と委員会によるそれらの分析について、いくつかの予備的な考察が表明された ⁷⁹ 。
	2022 年 11 月 16-17 日 非公開仮想会議	議論： 委員会メンバーは、議論の過程で、改正案と委員会による改正案の分析について多くの考察を行った ⁸⁰ 。
	2022 年 11 月 28 日 12 月 2 日 (Face to Face 会議 (ジュネーブ))	報告書の起草目的で、加盟国、国際連合およびその専門機関、その他の関連する政府間組織、または WHO、政府間交渉機関事務局および WGIHR と公式関係にある非政府組織と少なくとも 1 日会議： 議論： 第 3 回会議報告書を採択した。委員会は、最終報告書のセクションの起草を含め、次回会合の準備として実施される作業について合意した ⁸¹ 。
	2022 年 12 月 15-16 日	議論：

⁷⁸ Report of the first meeting of the Review Committee regarding amendments to the International Health regulations (2005) (virtual) (October 6, 2022) (WHO ウェブサイト)
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/international-health-regulations/report_first-rc-meeting--6-oct-2022.pdf?sfvrsn=45adfee3_1&download=true (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁷⁹ Report of the second meeting of the Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) (in person) (October 24-28, 2022) (WHO ウェブサイト)
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/documents/ihr/review-committee/report-of-the-second-meeting-of-the-review-committee-regarding-amendments-to-the-ihr.pdf?sfvrsn=fef9ed7e_1&download=true (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁸⁰ Report of the third meeting of the Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) (IHR) (November 2022) (WHO ウェブサイト)
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/documents/ihr/draft-report-of-the-third-rc-meeting_221128.pdf?sfvrsn=87daafc3_1&download=true (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁸¹ Report of the Fourth Meeting of the Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) (in person) (November 28 – December 2, 2022) (WHO ウェブサイト)
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/documents/ihr/review-committee/fourth-rc-meeting-report--28-nov-2-dec-2022_rev.pdf?sfvrsn=289433a3_1&download=true (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

	非公開仮想会議	委員会は、最終報告書を微調整するための次回会合の決定的な重要性を認め、決定 WHA75 (9) に従い、2023 年 1 月 15 日までに最終報告書を完成させ、WHO 事務局長に提出するという締約国のそれぞれの任務とタイムラインについて合意した ⁸² 。
	2023 年 1 月 9-13 日 (Face to Face 会議 (ジュネーブ))	報告書の最終化のために、加盟国、国連およびその専門機関、ならびに WHO、政府間交渉機関事務局、および WGIHR と公式関係にあるその他の関連する政府間組織または非政府組織と少なくとも 1 日会議： 議論： 第 4-5 回会議報告書を採択した。また、委員会は、最終レポートを完成させるための次のステップと厳しいタイムラインについて合意し、WGIHR との会議の構成について議論した ⁸³ 。
2022 年 11 月 14-15 日	第 1 回 WGIHR 会議： 議論： 招集のプロセス作業の方法、政府間交渉機関との調整、暫定的スケジュールなどを検討し合意した ⁸⁴ 。	
2023 年 1 月 15 日	IHR 改正審査委員会が報告書を WHO 事務局長に提出する期限。WHO 事務局長は遅滞なく WGIHR に報告する必要がある。 議論： 2023 年 2 月 6 日、各国の改正案を検討して、適切性（国際保健規則（2005 年版）の意図された目的を達成するために適切か）、明確性（提案された改正が、条文又は附属書の明確性を高めるか）、整合性（第 2 条、第 3 条の原則の範囲に沿っているか、WHO 憲章第 2 条 (a) の範囲内にあるか等）、実現可能性など	

⁸² Report of the Fifth Meeting of the Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) (IHR) (December 15-16, 2022) (WHO ウェブサイト)
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/documents/ihr/review-committee/fifth-rc-meeting-report--15-16-dec-2022_rev.pdf?sfvrsn=a5b542bc_1&download=true (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁸³ Report of the Sixth Meeting of the Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) (in person) (January 9-13, 2023) (WHO ウェブサイト)
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/documents/ihr/review-committee/sixth-rc-meeting-report--9-13-jan-2023_rev_rev.pdf?sfvrsn=a529b723_1&download=true (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁸⁴ Report of the first meeting of the Working Group on Amendments to the International Health Regulations (2005) (November 30, 2022) (WHO ウェブサイト)
https://apps.who.int/gb/wgihr/pdf_files/wgihr1/A_WGIHR1_5-en.pdf (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

	を分析し、報告された ⁸⁵ 。
2023 年 12 月 15 日	IHR 改正審査委員会は 2023 年中「休眠状態」のままとし、2023 年 12 月に再召集され、2024 年 1 月中旬までに最終的な技術的勧告を WHO 事務局長に提出することを目的として、WGIHR によって合意された一連の改正案を審査する。
2024 年 1 月	WGIHR は修正案の最終パッケージを WHO 事務局長に提出し、WHO 事務局長は第 55.2 条に従ってすべての加盟国に通知し、第 77 回 WHO 総会で検討する。

2023 年 1 月以降の動きは以下の通り。

2023 年 2 月 20-24 日、第 2 回 WGIHR 会議⁸⁶⁸⁷が開催され、各政府から提出された 307 の改正案について意見交換し、改正案に関するより詳細な交渉を次回 WGIHR 会議で行うことに合意した。

第 2 回 WGIHR 会議に関する WHO の声明⁸⁸において、WGIHR 共同議長（元ニュージーランド保健局長）の Dr. Ashley Bloomfield は、「パンデミック条約と IHR 改正の 2 つのプロセスは、ともに世界を伝染病からより安全にし、公衆衛生の脅威に対する公平な対応を確保するという責務によって導かれているため補完的である。IHR 改正、パンデミック条約の取り組みは、健康へのアクセス、協力、能力構築における公平性の重要性など、多くのテーマを共有している。2 つのプロセスに一貫性と整合性があることが重要である。」と述べた。

この会議において、IFPMA は、「革新的な製薬業界は、ベルリン宣言を通じて、低所得国の優先集団向けのワクチン、治療、診断のリアルタイム生産の割り当てを留保し、それらを利用可能で手頃な価格にするための措置を講じることによる早期アクセスを約束した。」「我々は、IHR と INB のプロセス間の緊密な調整を奨励し、全ての人にとって重複のない、目的に合った結果を確保する。業界は、これらの重要な議論において、WGIHR と INB の両方と建設的に協力することに引き続き取り組む。」との声明を発行した⁸⁹。

第 3 回 WGIHR 会議は、2023 年 4 月 17 日から 20 日まで行われ、公衆衛生対応、監視・対

⁸⁵ Report of the Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005) (February 6, 2023) (WHO ウェブサイト)

https://apps.who.int/gb/wgih/pdfiles/wgih2/A_WGIHR2_5-en.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁸⁶ Working Group on Amendments to the International Health Regulations (2005) (February 20-24, 2023) (WHO ウェブサイト) https://apps.who.int/gb/wgih/e/e_wgih2-2.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁸⁷ Governments hold first detailed discussions on proposed amendments to the International Health Regulations (2005) (February 25, 2023) (WHO ウェブサイト) [https://www.who.int/news/item/25-02-2023-governments-hold-first-detailed-discussions-on-proposed-amendments-to-the-international-health-regulations-\(2005\)](https://www.who.int/news/item/25-02-2023-governments-hold-first-detailed-discussions-on-proposed-amendments-to-the-international-health-regulations-(2005))（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁸⁸ Governments hold first detailed discussions on proposed amendments to the International Health Regulations (2005) (February 25, 2023) (WHO ウェブサイト) [https://www.who.int/news/item/25-02-2023-governments-hold-first-detailed-discussions-on-proposed-amendments-to-the-international-health-regulations-\(2005\)](https://www.who.int/news/item/25-02-2023-governments-hold-first-detailed-discussions-on-proposed-amendments-to-the-international-health-regulations-(2005))（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁸⁹ Second meeting of the Working Group on Amendments to the International Health Regulations (2005) (WGIHR) (February 21, 2023) (IFPMA ウェブサイト) <https://ifpma.org/news/second-meeting-of-the-working-group-on-amendments-to-the-ih/>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

応のための中核的能力、協力・援助に関する分野を検討した。新たに提案されたコンプライアンスと実施に関する 3 条項、および、公衆衛生対応に関連する新しい条項、たとえば、資金調達メカニズムの提案、公衆衛生対応中の健康製品、技術、ノウハウへのアクセスについて等、WHO 国際保健規則 2005 (IHR) の 300 以上の改正案のうち 3 分の 1 以上を詳細に検討した。IHR はもともと、病気の発生や国際的な感染拡大のリスクを伴うその他の急性の公衆衛生上の出来事に各国が備え、対応するための合意されたアプローチと義務を定めるために採択された。元の国際衛生規則は 1969 年、1981 年、2005 年の 3 回改訂された。第 3 版 (2005 年) は、2014 年と 2022 年の 2 回修正された。WHO のプレスリリースには、「最新の修正案は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによってもたらされた課題に対応するものである。」と記載されている⁹⁰。WGIHR 会議は、2023 年 7 月、10 月、12 月の 3 回会合を開き、修正案について議論し、合意し、2024 年 5 月の WHO 総会に修正案パッケージを提示することが期待されていた⁹¹。

2023 年 7 月、第 4 回の集中的な議論では、WHO の 194 の加盟国を含む IHR の 196 の締約国が、以下のトピックに関連する改正案について議論した⁹²。

- ・責任ある当局 - 第 4 条
- ・情報の通知・確認・提供 - 第 5 条 (第 4 項及び新第 5 項) 第 6 条の 11、附属書 2 及び新附属書 2
- ・国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態の決定 - 第 12 条
- ・緊急委員会 - 第 48 条、第 49 条
- ・暫定的および常設の勧告 - 第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条

2023 年 10 月 2 日から 6 日にかけて開催された第 5 回目の集中的な議論では、WGIHR は、第 13A 条「公衆衛生対応のための保健製品、技術及びノウハウへの衡平なアクセス」及び第 8 条の協議に関する改正案の提案締約国による統合案について議論した。

共同議長は、決定書 WHA75 (9) に関し、2024 年 1 月までに改定パッケージの準備が整う可能性は低いと指摘した。この点に関し、WGIHR は 2024 年 1 月から 5 月まで作業を継続することで合意した。事務局長は、作業部会で合意された修正案を第 77 回 WHO 総会に提出した⁹³。

⁹⁰ Governments hold third round of discussions on proposed amendments to the International Health Regulations (2005) (April 21, 2023) (WHO ウェブサイト)

[https://www.who.int/news/item/21-04-2023-governments-hold-third-round-discussions-on-proposed-amendments-to-the-international-health-regulations-\(2005\)](https://www.who.int/news/item/21-04-2023-governments-hold-third-round-discussions-on-proposed-amendments-to-the-international-health-regulations-(2005)) (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日) .

⁹¹ Governments hold third round of discussions on proposed amendments to the International Health Regulations (2005) (April 21, 2023) (WHO ウェブサイト)

[https://www.who.int/news/item/21-04-2023-governments-hold-third-round-discussions-on-proposed-amendments-to-the-international-health-regulations-\(2005\)](https://www.who.int/news/item/21-04-2023-governments-hold-third-round-discussions-on-proposed-amendments-to-the-international-health-regulations-(2005)) (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日) .

⁹² Governments hold fourth round of discussions on proposed amendments to International Health Regulations (2005) (July 31, 2023) (WHO ウェブサイト)

[https://www.who.int/news/item/31-07-2023-governments-hold-fourth-round-of-discussions-on-proposed-amendments-to-international-health-regulations-\(2005\)](https://www.who.int/news/item/31-07-2023-governments-hold-fourth-round-of-discussions-on-proposed-amendments-to-international-health-regulations-(2005)) (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日) .

⁹³ Governments make progress towards agreeing amendments to the International Health Regulations (2005) (October 7, 2023) (WHO ウェブサイト)

[https://www.who.int/news/item/07-10-2023-governments-make-progress-towards-agreeing-amendments-to-the-international-health-regulations-\(2005\)](https://www.who.int/news/item/07-10-2023-governments-make-progress-towards-agreeing-amendments-to-the-international-health-regulations-(2005)) (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日) .

2023 年 12 月 7 日から 8 日にかけて、WGIHR の第 6 回会合が開催された⁹⁴。

代表団は、WHO の 6 つの地域から WGIHR が任命した 6 つの加盟国代表のグループである議長団からの文書案を検討し、改正案の交渉を円滑に進めた。今回の会議では、議長団の文書は、改定案が提出された条項及び附属書の半数以上をカバーし、過去の会議での議論から得られたものであった。2024 年 5 月までに全体のパッケージを最終決定し、合意できるように、改定案を提案した残りの条項の作業が続けられた。

2023 年 12 月 7 日、IFPMA は WGIHR の第 6 回会合に声明を提出した⁹⁵。

国際保健規則（IHR）の改正が目的に適ったものであり、国際的に拡大するリスクのある公衆衛生事象に対する加盟国の準備と対応を強化するための実際的な行動を確実に盛り込むことは、私たちすべての利益となる。そのためには、WGIHR と INB における問題の重複を避け、WGIHR の技術的マנדートと適用範囲を厳格に遵守することで、現在の方向性を修正すべきである。

グローバルな保健の安全保障と公平なアクセスが表裏一体であるように、WGIHR と INB は努力を補完し、WGIHR は国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態になる前に、公衆衛生上の事象を予防し、準備し、対応するための各国の能力を強化し、INB は公平性を中心に据える必要がある。

IHR を近代化するため、当業界は加盟国に対し、COVID-19 から学んだ教訓を踏まえ、イデオロギーではなく、以下のような実証済みの戦略を強化するように求める：

- ・発生情報の迅速な共有と、病原体および遺伝子データへの即時アクセスを確保することにより、早期に警報を発する。
- ・必要な医療対策のパイプラインを強化するために、知的財産に関するインセンティブを保護するなど、イノベーションのエコシステムを可能にする。
- ・バランスのとれた実施可能なアプローチを確保するために、民間部門を含むマルチステークホルダー・パートナーシップと対話を促進する。

2024 年 6 月 1 日、第 77 回 WHO 総会は、国際保健規則(2005 年)(IHR)の改定パッケージ⁹⁶に合意した。IHR の新たな改正には、以下の内容が含まれる、と報告されている⁹⁷。

- ・パンデミックとなるリスクがある、または既にパンデミックとなっている事象への対応

⁹⁴ Financing, stages of alert for potential pandemics among the issues debated in sixth meeting of WGIHR (December 10, 2023) (WHO ウェブサイト)

<https://dev-cms.who.int/news/item/10-12-2023-financing--stages-of-alert-for-potential-pandemics-among-the-issues-debated-in-sixth-meeting-of-wgihr> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日) ..

⁹⁵6th Meeting of the Working Group on Amendments to the International Health Regulations (2005) (December 7, 2023) (IFPMA ウェブサイト)

<https://www.ifpma.org/news/6th-meeting-of-the-working-group-on-amendments-to-the-international-health-regulations-2005/> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日) .

⁹⁶ A77/A/CONF./14, 1 June 2024 (WHO ウェブサイト)

https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA77/A77_ACONF14-en.pdf (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日) .

⁹⁷ World Health Assembly agreement reached on wide-ranging, decisive package of amendments to improve the International Health Regulations 1 June 2024 (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/01-06-2024-world-health-assembly-agreement-reached-on-wide-ranging--decisive-package-of-amendments-to-improve-the-international-health-regulations--and-sets-date-for-finalizing-negotiations-on-a-proposed-pandemic-agreement> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日) .

において、より効果的な国際協力を促すことを目的とした「パンデミック緊急事態」の定義を導入する。パンデミック緊急事態の定義は、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態の認定を含む、IHR の既存のメカニズムを基盤とした、より高いレベルの警報を意味する。この定義によると、パンデミック緊急事態とは、複数の国々において、または複数の国々間で広範囲に広がる、または広範囲に広がる高いリスクがある伝染病であり、それらの国々における保健システムの対応能力を超える、または超える高いリスクがあるもの、国際交通や貿易の混乱を含む、重大な社会的及び／又は経済的混乱を引き起こす、またはその危険性が高いもの、そして、政府および社会全体のアプローチによる迅速かつ公平で強化された国際協調行動が必要であるものである。

・医療製品へのアクセス強化と資金調達における連帯と公平性へのコミットメント。これには、開発、強化、維持のためのコア能力を含む、開発途上国のニーズと優先事項に公平に対応するために必要な資金調達先の特定とアクセスを支援する調整資金メカニズムの確立が含まれる。また、パンデミックの緊急予防、準備、対応に関連するその他の能力も含まれる。

以上のような動きについては、関係団体等から以下のような声明が出されている。

2024 年 6 月 3 日、IFPMA の David Reddy 事務局長は、WHO 総会において、IHR の合意された改正案について、次のように述べた⁹⁸。

IHR の改正で合意に達したことは、将来のパンデミックに備えるために、交渉担当者が長時間にわたって尽力してきたことを反映している。改正の最終パッケージは、次のパンデミックに備えるためのより良い方法についての複雑な議論を反映している。特に、パンデミック条約の交渉が今後 1 年間にわたって継続されるため、詳細を完全に評価するには時間がかかる。

2024 年 5 月、South Centre は、IHR の改正について、以下のような声明を出している⁹⁹。

私たちは、第 77 回 WHO 総会 (WHA) において、IHR (2005) の改正案を承認する努力を続けた WHO 加盟国を祝福する。

新たな改正により、第 15 条、第 16 条、第 17 条において、関連する保健製品の入手可能性および入手しやすさが、WHO 事務局長による臨時または恒久的な勧告の発行、変更、延長に関する基準の中心となった。相互協力および支援に関する規則の第 44 条が改正され、パンデミック緊急事態または国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態への備えを拡大し、規則の実施を支援するための持続可能な資金調達を強化し、保健製品の入手を促進することになった。

⁹⁸Pharmaceutical industry response to pandemic preparedness agreements at World Health Assembly (June 3, 2024) (IFPMA ウェブサイト)

<https://www.ifpma.org/news/pharmaceutical-industry-response-to-pandemic-preparedness-agreements-at-world-health-assembly/> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁹⁹Statement on the Amendment to the International Health Regulations (South Centre, May, 2024) (South Centre ウェブサイト) <https://www.southcentre.int/wp-content/uploads/2024/06/South-Centre-Statement-on-the-Amendment-to-the-International-Health-Regulations.pdf> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

4. COVID-19 Technology Access Pool (C-TAP)

2020 年 5 月、WHO、コスタリカ政府、及び 45 の WHO 加盟国は、全ての国の人々が COVID-19 治療薬に公平かつ手頃な価格で迅速にアクセスできることを目的として、C-TAP を開始した。

その実施パートナーには国際連合開発計画（United Nations Development Programme (UNDP)）、MPP、国連技術銀行、Unitaid が含まれる。

C-TAP は COVID-19 の治療薬、診断薬、ワクチン及びその他の製品の開発者に対して、公衆衛生主導で、透明性のある、自発的で、非独占的なライセンスを通して、品質の保証された製造業者と、知的財産権、知識、及びデータを共有するために単一のグローバルプラットフォームを提供する。

2021 年 11 月、C-TAP と MPP は、スペイン国際研究評議会（Spanish National Research Council (CSIC)）と、全世界における COVID-19 血清学的検査薬の迅速な製造と商品化を目的として、COVID-19 血清学的抗体技術についてライセンス契約を締結した¹⁰⁰。

2022 年 5 月、C-TAP と MPP は、アメリカ国立衛生研究所（National Institute of Health (NIH)）と、COVID-19 の革新的治療方法、初期段階ワクチン、及び診断薬の開発のためのライセンス契約を締結した¹⁰¹。

2024 年 1 月 31 日、WHO は、C-TAP の後継として、医療技術アクセスプール（the Health Technology Access Pool : HTAP）について、以下の通り発表した¹⁰²。

C-TAP は、研究開発ツール、診断、ワクチンを含む 15 の技術に関する 6 つの非独占的なグローバルライセンスを確保した。HTAP は、C-TAP が築いた基盤を土台とし、構造、プロセス、その他の変更を取り入れながら、より効果的に多様な優先技術を惹きつけ、支援することを可能にする。2024 年第 1 四半期後半には、WHO が HTAP の運用方法と対象となる技術の詳細をさらに公表する予定である。

2025 年 2 月 20 日時点において、WHO のウェブサイトで、上記の詳細についての情報は確認できなかった。

第 3 節 WIPO の動向

WIPO では、2020 年 4 月の事務局長声明で、COVID-19 に関する 2020 年 4 月での主な課題は、COVID-19 の治療薬及びワクチンへのアクセスではなく、承認された治療薬及びワクチンがないことが指摘された。したがって、2020 年 4 月での各国政府の政策は、治療薬及びワクチンを見つけるための研究開発支援を目指すべきであり、知的財産権はそのため中心的な役割を果たすと指摘した¹⁰³。

¹⁰⁰ CSIC License to C-TAP (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/initiatives/covid-19-technology-access-pool/csic-license> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹⁰¹ US NIH licensed to C-TAP (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/initiatives/covid-19-technology-access-pool/us-nih-licenses> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹⁰² WHO introduces the Health Technology Access Pool (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/31-01-2024-who-introduces-the-health-technology-access-pool> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹⁰³ Some Considerations on Intellectual Property, Innovation, Access and COVID-19 (April 24, 2020) WIPO ウェブサイト

https://www.wipo.int/about-wipo/en/dg_gurry/news/2020/news_0025.html (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

その後、COVID-19 のワクチン、治療薬の開発が進み、WIPO は、2022 年 3 月 10 日、COVID-19 関連ワクチン・治療法に関するパテントランドスケープレポートを発行した¹⁰⁴。

また、2022 年 7 月 14 日、WIPO、USPTO、EPO、及び学術経済学者は COVID-19 パンデミックに対してグローバルイノベーションシステムがいかに機能したのかに関するレポート（Resilience and Ingenuity: Global Innovation Responses to Covid-19¹⁰⁵）を作成・公開した。

1. WIPO のパテントランドスケープ（COVID-19-related vaccines and therapeutics）

WIPO のウェブサイト¹⁰⁶で、特定の国または地域内、または、世界の特定の技術のスナップショットとして、パテントランドスケープが公開されている。当該パテントランドスケープは、公衆衛生、食料安全保障、気候変動、環境など、発展途上国および後発開発途上国にとって特に関心のある分野がカバーされている。

COVID-19 関連ワクチン、治療薬に関するパテントランドスケープ¹⁰⁷が、2023 年 4 月 3 日に公開された。本報告書は、COVID-19 ワクチンおよび治療薬の分野で行われた特許活動の包括的なレビューに基づく所見を提供し、2022 年 3 月に発行された第 1 回 WIPO COVID-19 特許ランドスケープレポート¹⁰⁸で議論された洞察に基づいている。以下、概要を示す。

2020 年初めから 2022 年 9 月までの特許調査において、COVID-19 関連の特許出願が 7,758 件（うち、COVID-19 治療薬に関連する特許出願が 4,787 件、ワクチン開発に関連する出願が 1,298 件）見当たった。

COVID-19 関連の特許出願分析：

（1） ワクチン出願 出願人比率・出願人国籍上位 5 位・種類比較

出願人比率：企業（52%）、大学／研究機関（42%）

出願人国籍上位 5 位：中国、米国、ドイツ、韓国、ロシア

種類比率（2022 年 1 月から 9 月に公開された出願）：従来型ワクチンに関する特許出願（弱毒生ワクチン：3%、不活化ウイルスワクチン：9%、たんぱく質サブユニットワクチン：47%、ウイルス様ワクチン：5%）

新たなプラットフォームワクチンに関する特許出願（ウイルスベクターワクチン：21%、RNA ワクチン：11%、DNA ワクチン：7%、抗原提示細胞ワクチン：3%）

¹⁰⁴ New COVID-19 Research: Universities and Research Organizations Highly Active in Vaccine Patenting During Pandemic's Early Days; China, U.S.-based Applicants Lead in Vaccine and Therapeutics Innovation (March 10, 2022) (WIPO ウェブサイト) https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2022/article_0003.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

¹⁰⁵ Resilience in Face of the COVID-19 Crisis (Centre for Economic Policy Research ウェブサイト) https://cepr.org/system/files/publication-files/167264-resilience_and_ingenuity_global_innovation_responses_to_covid_19.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

¹⁰⁶ Patent Landscape Reports (WIPO ウェブサイト) <https://www.wipo.int/publications/en/series/index.jsp?id=137>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

¹⁰⁷ Patent Landscape Report (2022): Insights into related patenting activity throughout the pandemic (WIPO ウェブサイト) <https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-1075-23-en-covid-19-vaccines-and-therapeutics.pdf>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

¹⁰⁸ Patent Landscape Report (2022): COVID-19-related vaccines and therapeutics (WIPO ウェブサイト) <https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-1075-en-covid-19-related-vaccines-and-therapeutics.pdf>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

(2) 治療薬出願 出願人比率・出願人国籍上位 5 位・種類比較
出願人比率：企業（49%）、大学／研究機関（38%）
出願人国籍上位 5 位：中国、米国、韓国、インド、ドイツ
種類比率：低分子化合物（50%）、生物学的製剤（43%）

2. Resilience and Ingenuity: Global Innovation Responses to Covid-19¹⁰⁹

2022 年 7 月 14 日、WIPO、USPTO、EPO、及び学術経済学者は COVID-19 パンデミックに対してグローバルイノベーションシステムがいかに機能したかに関するレポート（Resilience and Ingenuity: Global Innovation Responses to Covid-19）を作成・公開した。レポートの概要は以下のとおりである¹¹⁰。

1. COVID-19 は、パンデミックの最初の 2 年間で、世界の知的財産出願に大きな影響を与えた。
2. パンデミックの影響を最も受けたのは、零細および中小の起業家であったが、デジタル技術の急速な採用は、多くの起業家に機会をもたらした。
3. 米国のデータによると、女性研究者とプライマリケアを担当する研究者が、パンデミックの影響を最も強く受けたことが示唆される。
4. 政策支援は、グローバルなイノベーションシステムの回復力において重要な役割を果たし、パンデミックへの対処におけるシステムの対応に貢献した創意工夫に拍車をかけた。

3. COVID-19 Response Package and Build Back Fund¹¹¹

WIPO は、知的財産の効果的な活用を促進する、インパクト志向の新たなプロジェクトの立ち上げを通じて、加盟国がパンデミック後の特定の課題に対処できるよう支援している。特に、女性、若者、中小企業(SME)、地域社会、先住民族など、知的財産制度によって十分に支援されていない人々に焦点が当てられている。

COVID-19 対応パッケージは、2021 年 10 月に WIPO 加盟国によって承認され、WIPO の 2022/23 年度作業・予算計画の一環として、WIPO 事務局長によって発表された。

2024 年 7 月 10 日、WIPO の COVID-19 対応パッケージプロジェクトの成果に特化したハイブリッド会議が、WIPO 総会の合間に開催された¹¹²。

COVID-19 対応パッケージの下で開始された 50 以上のプロジェクトのうち、女性、若者、起業家、先住民コミュニティなど、支援の行き届いていないコミュニティへの影響について、以下の 8 つの取組が会議で紹介された。

- ・トリニダード・トバゴのカーニバル博物館の知的財産管理戦略

¹⁰⁹ Resilience in Face of the COVID-19 Crisis (Centre for Economic Policy Research ウェブサイト)
https://cepr.org/system/files/publication-files/167264-resilience_and_ingenuity_global_innovation_responses_to_covid_19.pdf
(最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹¹⁰ Resilience in Face of the COVID-19 Crisis (WIPO ウェブサイト)
https://www.wipo.int/about-ip/en/ip_innovation_economics/resilience-covid-19-crisis.html (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹¹¹ COVID-19 Response Package and Build Back Fund (WIPO ウェブサイト)
<https://www.wipo.int/en/web/covid-19/> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹¹² Spotlighting the impact of WIPO's COVID-19 Response Package and Beyond (WIPO ウェブサイト)
<https://www.wipo.int/web/covid-19/w/news/2024/spotlighting-the-impact-of-wipo-s-covid-19-response-package-and-beyond>
(最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

- ・ペルーのアワジュン先住民コミュニティのための Uchi CreActivo プロジェクト
- ・ドミニカ共和国および中米諸国の起業家や零細・中小企業の資金調達源としての知財制度の利用の促進
- ・ブータンの工芸部門のための団体商標および認証商標の開発
- ・チリにおける地理的表示「Orégano de la Precordillera de Putre」の管理と商業化を強化
- ・エジプトとサウジアラビアの知財研修機関(IPTI)による中小企業(SME)のための知財知識とスキルの構築
- ・リベリアの中小企業のための知財管理クリニック
- ・「起業家のための知的財産プレイブック」(ラテンアメリカの IPTI との経験から開発)

第4節 WTO/WHO/WIPO三者共同の取り組み

公衆衛生に関する国際協力は本質的に多面的であり、効果的な医療システムの構築に重点が置かれており、ダイナミックで、世界中の国々の要求に対応しなければならない。この目標に向けて、WTO¹¹³、WHO¹¹⁴、WIPO¹¹⁵は、健康を改善するための世界的な取り組みを支援するために、20年以上緊密に協力している。WTO、WHO、WIPOの役割は、国際連合広報センターによれば、以下のように記載されている。

WTO¹¹⁶

国家間のグローバルな貿易の規則を取り上げる唯一の国際機関である。

WHO¹¹⁷

グローバルな保健問題についてリーダーシップを発揮、健康に関する研究課題を作成、規範や基準を設定し、加盟国への技術的支援を行い、健康志向を監視、評価する。

WIPO¹¹⁸

知的所有権のサービス、政策、情報、協力のためのグローバルなフォーラムであり、その目的は、すべての人の利益となるイノベーションと想像力を可能とするバランスのとれた、効果的な国際知的所有権 (IP) システムを発展させることである。

2012年、WTO、WIPO、WHOは、健康、知的財産、および貿易の問題に関する国際協力

¹¹³ Trilateral cooperation on public health, trade and intellectual property (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/who_wipo_wto_e.htm (最終アクセス日: 2025年3月6日)。

¹¹⁴ Trilateral cooperation on intellectual property and public health (WHO ウェブサイト)
<https://www.who.int/teams/health-product-policy-and-standards/medicines-selection-ip-and-affordability/cooperation> (最終アクセス日: 2025年3月6日)。

¹¹⁵ WHO, WIPO, WTO Trilateral Cooperation on Public Health, IP and Trade (WIPO ウェブサイト)
https://www.wipo.int/policy/en/global_health/trilateral_cooperation.html (最終アクセス日: 2025年3月6日)。

¹¹⁶ 世界貿易機関 (World Trade Organization (WTO)) (国際連合広報センターウェブサイト)
https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized_agencies/wto/ (最終アクセス日: 2025年3月6日)。

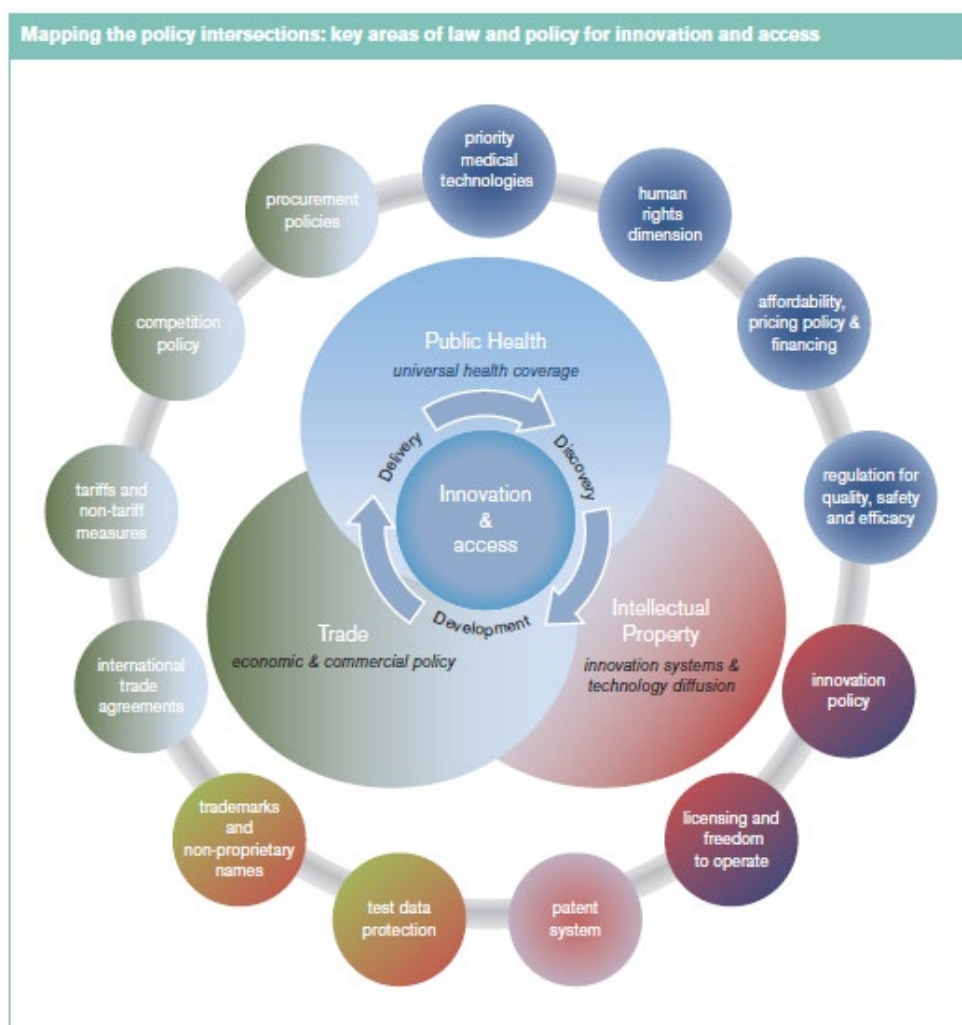
¹¹⁷ 世界保健機関 (World Health Organization (WHO)) (国際連合広報センターウェブサイト)
https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized_agencies/who/ (最終アクセス日: 2025年3月6日)。

¹¹⁸ 世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization (WIPO)) (国際連合広報センターウェブサイト)
https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized_agencies/wipo/ (最終アクセス日: 2025年3月6日)。

を透明かつ全体的な方法で支援することを目的とした調査レポート（Promoting Access to Medical Technologies and Innovation）初版¹¹⁹を作成した。このレポートでは、実際の経験を共有し、幅広い政策手段を理解するためのプラットフォームを提供するため、3つの機関のそれぞれの専門分野をまとめている。

2020年に第2版¹²⁰が作成されたが、これは、特にCOVID-19パンデミックへの対応における多面的な課題に世界が取り組んでいるときに、進行中の技術協力と政策議論をサポートし、情報を提供する手段として考えられている。

（Promoting Access to Medical Technologies and Innovation Second Edition の22ページより引用）



2021年6月15日、WTO、WHO、WIPOの各事務局長は、パンデミックに関する情報の流れを拡大するための一連のワークショップを共同で開催するとともに、医療技術のニー

¹¹⁹ Promoting Access to Medical Technologies and Innovation（WTO ウェブサイト）

https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/pamtihowipowtoweb13_e.pdf（最終アクセス日：2025年3月6日）..

¹²⁰ Promoting Access to Medical Technologies and Innovation Second Edition（WHO-WIPO-WTO-trilateral ウェブサイト）

https://www.who-wipo-wto-trilateral.org/files/wipo_pub_628_2020_en.pdf（最終アクセス日：2025年3月6日）.

ズに関する加盟国政府への三機関による技術支援のための共同プラットフォームを実施することにより、パンデミックに立ち向かう加盟国への支援を強化することに合意し、2021年6月24日に共同リリースを行った¹²¹。

2022年2月1日、ジュネーブで開催された会議で、WTO、WHO、WIPOの各事務局長は共同プラットフォームの進捗を確認し、COVID-19関連の医療技術と、世界中の人々の進化するニーズに引き続き対応できるようにするための組織の協力の将来の方向性を示した。また、COVID-19医療技術に対する個々の国家のニーズに最善の対応ができるように、3つの組織の専門知識を調整された方法で利用できるようにするワンストップショップを提供する、技術支援プラットフォームの立ち上げが間近に迫っていることを歓迎した¹²²。

2022年4月11日、WTO¹²³、WHO¹²⁴、WIPO¹²⁵は、既存の三極協力の枠組みの中でCOVID-19技術支援プラットフォーム（Trilateral COVID-19 Technical Assistance Platform¹²⁶）を立ち上げた。以下の3点を目的としている。

- (1) 公衆衛生、知的財産、および貿易問題のインターフェースに関する専門知識を利用できるワンストップショップの提供；
- (2) COVID-19ワクチン、医薬品、および関連技術のニーズに対処するメンバーのサポート；
- (3) ワクチン、医薬品、および技術にアクセスするために利用可能なすべてのオプションを最大限に活用する際の、タイムリーで調整された技術支援の促進および提供

具体的に利用可能な技術的支援としては、以下のものがあげられている。

- ・政策オプションを特定すること、実施すること、国際的な法的枠組みの中で公衆衛生、知的財産、貿易に関連する国内の法的枠組みをレビューすること（TRIPS協定と公衆衛生についてドーハ宣言で再確認・明確化された柔軟性を提供するTRIPS協定の条項を最大限に活用することを含む）。
- ・パンデミックに対応するために必要とされる技術に関して、加盟国のアクセスをサポートすること。
- ・医薬品やその他の優先医療技術へのアクセスを活用するための地域的および準地域的アプローチをサポートすること。

¹²¹ WHO、WTO、WIPOの共同リリース：WHO、WIPO、WTOの各事務局長は、COVID-19のパンデミックに対処するため、世界中の医療技術へのアクセスを支援するための協力を強化することに合意した（WIPOウェブサイト）
https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2021/news_0027.html（最終アクセス日：2025年3月6日）。

¹²² WHO、WIPO、WTO heads chart future cooperation on pandemic response (February 1, 2022) (WTOウェブサイト)
https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/igo_01feb22_e.htm（最終アクセス日：2025年3月6日）。

¹²³ WHO、WIPO、WTO launch trilateral COVID-19 technical assistance platform (April 11, 2022) (WTOウェブサイト)
https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/igo_11apr22_e.htm（最終アクセス日：2025年3月6日）。

¹²⁴ WHO、WIPO、WTO launch trilateral COVID-19 technical assistance platform (April 11, 2022) (WHOウェブサイト)
<https://www.who.int/news/item/11-04-2022-who-wipo-wto-launch-trilateral-covid-19-technical-assistance-platform>（最終アクセス日：2025年3月6日）。

¹²⁵ WHO、WIPO、WTO launch trilateral COVID-19 technical assistance platform (April 11, 2022) (WIPOウェブサイト)
https://www.wipo.int/policy/en/news/global_health/2022/news_0003.html（最終アクセス日：2025年3月6日）。

¹²⁶ WHO-WIPO-WTO Trilateral COVID-19 Technical Assistance Platform ウェブサイト
<https://www.who-wipo-wto-trilateral.org>（最終アクセス日：2025年3月6日）。

・COVID-19 イニシアチブを通じて、イノベーション、アクセス、技術移転を促進することを含め、世界、地域、国レベルでの健康、知的財産、貿易に関連する情報の収集と利用可能性を強化すること。

2022 年 12 月 16 日、WTO¹²⁷、WHO¹²⁸、WIPO¹²⁹による COVID-19 に関する合同テクニカルシンポジウムが開催され、参加した WTO 事務局長、WHO 事務局長及び WIPO 事務局長は、COVID-19 パンデミックの最初の 3 年間に学んだ教訓を活用し、この健康危機から生じた協力を発展させ、拡大する必要性を指摘した。

本シンポジウムにおいて、「パンデミックの際に直面した主要な世界的課題」、「COVID-19 によって引き起こされた健康危機に対応し、回復する方法、および将来のパンデミックに対する回復力を構築する方法」等の 19 のパネルディスカッションが行われ、三機関幹部や関係団体・製薬企業等（例、South Centre、アフリカ疾病管理予防センター、ギリアド社、国際ジェネリック・バイオシミラー医薬品協会、国境なき医師団等）からの参加があった。

2023 年 9 月 12 日、WHO、WIPO、WTO の事務局長は、COVID-19 パンデミック発生後 3 回目となる会合で、3 組織間の協力の焦点を、COVID-19 パンデミックへの対応から、保健技術へのアクセスを向上させ、将来のパンデミックによりよく備えるために、知的所有権の貿易関連の側面に関する TRIPS 協定の柔軟性をより効果的かつ持続的に活用するための支援を強化・拡大することに移すことに合意した。

WHO の Dr. Tedros Adhanom Ghebreyesus 事務局長、WIPO の Daren Tang 事務局長、WTO の Dr. Ngozi Okonjo-Iweala 事務局長は、イノベーションを促進する知的財産の重要な役割を認識する一方で、保健技術へのタイムリーかつ公平なアクセスを確保するために利用可能な幅広い選択肢を国内レベルで完全に実施するために加盟国が直面している課題を認識した。これには、2022 年 6 月の第 12 回 WTO 閣僚会議で採択された TRIPS COVID-19 ワクチン決定や、TRIPS 協定の下で一般的に利用可能な柔軟性が含まれる。また、保健、貿易、知的財産の問題を扱う代表団を対象とした合同技術セミナーなどを通じて、加盟国に合わせた支援や情報を提供する活動を強化することで、三組織間協力がこれらの課題に取り組むべきとの意見で一致した。

三組織間協力のこの広範な焦点を反映し、加盟国の発展するニーズに対応するため、事務局長らは、WHO-WIPO-WTO COVID-19 技術支援プラットフォームの利用を COVID-19 以外にも拡大することに合意した。事務局長らは、公衆衛生、貿易、知的財産の交差点にあるあらゆる問題について、加盟国が支援を求めることができるよう、同プラットフォームを適応させることで合意した。また、このプラットフォームは、関連する技術支援活動

¹²⁷ WHO, WIPO, WTO call for innovation and cooperation to support timely access to pandemic products (December 16, 2022) (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/igo_16dec22_e.htm（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

¹²⁸ WHO, WIPO, WTO call for innovation and cooperation to support timely access to pandemic products (December 16, 2022) (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/16-12-2022-who--wipo--wto-call-for-innovation-and-cooperation-to-support-timely-access-to-pandemic-products>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

¹²⁹ WHO, WIPO, WTO Call For Innovation And Cooperation To Support Timely Access To Pandemic Products (December 16, 2022) (WIPO ウェブサイト)

https://www.wipo.int/policy/en/news/global_health/2022/news_0004.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

や資料に関する情報を広めるための積極的なコミュニケーションツールおよびリソースツールとして開発される¹³⁰。

¹³⁰ WHO, WIPO, WTO renew commitment to support integrated solutions to global health challenges (WTO News, September 12, 2023)
https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/igo_13sep23_e.htm (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

第2章 CBD 及び WHO における遺伝資源及びその遺伝情報のアクセスと利益配分に関する議論

日本製薬工業協会
藤井 光夫

1. はじめに

生物多様性条約の枠組みで、製薬産業の研究開発を阻害する恐れのある遺伝資源及びその遺伝情報のアクセスと利益配分（ABS）についての国際的な議論が継続的に行われている。特に、最近問題となっている遺伝資源のデジタル配列情報（DSI）の ABS の仕組みについて、2022 年に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）の決定により、多国間の仕組みを作ることが確定した¹。2024 年にコロンビアのカリで開催された生物多様性条約第 16 回締約国会議（COP16）においては、DSI の ABS に関する多国間の大枠の仕組みが合意され、今後さらに検討が継続されることとなった²。

また、WHO では 2021 年 12 月の WHO 特別総会で将来のパンデミックに備えるためにパンデミック条約の議論を始めることが決定され³、2025 年 5 月の WHO 総会での合意を目指して現在検討中である。パンデミック条約ではパンデミックに係る病原体とその遺伝情報のアクセスと利益配分の仕組み(PABS)を設立することが議論されている。

以下、DSI の ABS に関する多国間の仕組み及び WHO の PABS に関する議論を概説し、これに対する産業界の考え及び活動について述べる。

2. 生物多様性条約デジタル配列情報のアクセスと利益配分

（1）生物多様性条約及び名古屋議定書概要

生物多様性条約（CBD）は、1992 年の国際連合環境開発会議（リオ地球サミット）で採択され、1993 年に発効した。現在、日本を含む 196 ヶ国が批准しているが、米国は未加盟である。

条約の目的は、以下の 3 点であり、その実現の推進のために締約国会議を 2 年に 1 度開催している⁴。

- ・生物多様性の保全
- ・生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ・遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS: Access and Benefit Sharing）

条約では ABS について、遺伝資源の提供者と利用者の間で公正かつ衡平な利益配分を確保するために、遺伝資源の利用には、提供国の事前の同意（PIC: Prior informed consent）を得た上で、利益配分については双方が合意した条件（MAT: Mutually agreed terms）に基づいて行われることが求められている。

¹ Decision 15/9 Digital sequence information on genetic resources, <https://www.cbd.int/doc/decisions/cop-15/cop-15-dec-09-en.pdf>（最終アクセス日：2025 年 2 月 27 日）。

² Decision 16/2 Digital sequence information on genetic resources, <https://www.cbd.int/doc/decisions/cop-16/cop-16-dec-02-en.pdf>（最終アクセス日：2025 年 2 月 27 日）。

³ WORLD HEALTH ASSEMBLY SECOND SPECIAL SESSION, https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHASS2-REC1/WHASS2_REC1-en.pdf#page=1（最終アクセス日：2025 年 2 月 27 日）。

⁴ The Convention on Biological Diversity, <https://www.cbd.int/convention>（最終アクセス日：2025 年 2 月 27 日）。

名古屋議定書は、CBD の 3 番目の目的である ABS に関する国際協定で、2010 年の第 10 回生物多様性条約締約国会議（COP10）で採択され、2014 年に発効した⁵。日本は 2017 年に批准し同年に国内で発効した⁶。CBD の ABS の仕組みに加えて、遺伝資源の利用者が提供国法令を遵守するよう利用国側が利用者をモニタリングする仕組みが定められ、各国で利用国措置として制度化されている。

なお、遺伝資源の提供国が PIC 及び MAT について定めたルールを提供国措置と言うが、提供国措置は各国の義務ではなく権利であり、日本は日本の遺伝資源の利用を抑制する可能性のある提供国措置を定めていない。

一方で名古屋議定書に基づく各国 ABS 法が原因となった病原体への迅速なアクセスに関する問題がみられるようになった。

ベトナム、ブラジル、スイス、カンボジア等の国において、名古屋議定書に基づく各国 ABS 法が、季節性インフルエンザウイルス検体の共有に悪影響を与え、ワクチン及び治療薬などのタイムリーな研究開発並びに生産・供給に支障が出ている。実際に、利用できなかったワクチン候補株が存在している。同様に、エボラウイルス、ジカウイルスでも検体共有への支障が疑われる事例がある⁷。将来のパンデミック対応の際には、ABS は迅速な研究開発を阻害してしまう恐れがある。

（2）デジタル配列情報のアクセスと利益配分に関する議論経緯

デジタル配列情報（DSI）の ABS は、遺伝子、蛋白質に関する研究開発において、DSI を利用することで、遺伝資源の ABS の義務を逃れているとの批判等を発端とし、DSI を生物多様性条約・名古屋議定書の対象とするかどうかの議論がはじまり、以下のような経過をたどった。DSI が対象になれば、製薬産業では殆どの研究開発・新薬が利益配分の対象となり得ることになる。

1) COP12（平昌、2014 年 10 月）

合成生物学（含む DSI）の今後の検討方法や手順（専門家会合の実施）等を決定

2) COP13（カンクーン、2016 年 12 月）

合成生物学と DSI を個別に CBD 及び名古屋議定書でそれぞれ議論することを決定

3) COP14（シャルム・エル・シェイク、2018 年 11 月）

DSI を ABS の対象とするか否かにつき結論は出なかったが、CBD の目的に対する DSI の重要性を確認し、次の COP15 に向けた工程を設定

4) COP15（2021 年 10 月、2022 年 12 月）

DSI の ABS について多国間の仕組み（MLM）を作ることで合意⁸

5) COP16（2024 年 10 月 21 日～11 月 1（2）日）

⁵ The Nagoya Protocol on Access and Benefit-sharing, <https://www.cbd.int/abs>（最終アクセス日：2025 年 2 月 27 日）。

⁶ 国内措置（ABS 指針）について, <https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/consideration.html>（最終アクセス日：2025 年 2 月 27 日）。

⁷ Global Disease Surveillance and Pathogen Sharing, <https://www.cov.com/en/topics/global-disease-surveillance-and-pathogen-sharing>（最終アクセス日：2025 年 2 月 27 日）。

⁸ 15/9. Digital sequence information on genetic resources, <https://www.cbd.int/doc/decisions/cop-15/cop-15-dec-09-en.pdf>（最終アクセス日：2025 年 2 月 27 日）。

暫定的な MLM が合意され、さらに COP17 まで引き続き議論されることとなった⁹。
COP18 で MLM のレビューを行い、2030 年までには正式制度化が見込まれている。

(3) COP16 に提出された利益配分の拠出オプション

COP16 で最も議論された重要点は合意文書第 3 項の拠出オプションである。ジュネーブの第一回 the Ad Hoc Open-ended Working Group on Benefit-sharing from the Use of Digital Sequence Information on Genetic Resources (WGDSI1) 及びモントリオールの第二回会合 (WGDSI2) で議論された結果、以下の 4 オプションが COP16 に提案されることとなった¹⁰。

- A.DSI を使用し、上市して利益を得た製品売上の[X]%をグローバル基金に拠出
- B.DSI に依存度の高い業界（製薬、化粧品、食品、育種、DSI サービス等）の売上[X]%をグローバル基金に拠出
- C.DSI を使用して開発された製品の小売価格の 1 %をグローバル基金へ拠出
- D.DSI の積極的に活用した DSI の使用者は、売上の一部をグローバル基金へ拠出（日本の自主的な仕組み提案により追加。スイス、カナダ、韓国等がサポート）

WGDSI では COP16 へ合意案の提案を目指したが、結局どのオプションか、義務か自主的か、拠出算定根拠は利益か売上か、拠出率（%）等の議論で合意できず、未合意のまま COP16 に提案された。

(4) COP16 多国間の仕組み合意内容概要

上記以外にも COP16 会期中にいくつかの追加提案がされたが合意できず、最終日前日の午前に議長国であるコロンビアが案を作成し、各国交渉官と協議、2 回の修正を経て最終日の Plenary に案が提出された。翌日の午前 8 時半まで議論を行い、以下の内容の拠出オプションが合意された。

第 3 項

- ・直接的又は間接的な DSI の使用により利益を得るユーザーは、その規模に応じて、利益又は売上の一部をグローバル基金に拠出する。
- ・次の 3 つのうち少なくとも 2 つを満たすユーザー（総資産:2,000 万米ドル以上、売上高:5,000 万米ドル以上又は利益:500 万米ドル以上）は、利益の 1%又は売上の 0.1%をグローバル基金に拠出する
- ・このようなユーザーが属する可能性のあるセクターとして、製薬、食品、化粧品、育種、バイオテクノロジー、DSI を使用する機器等が上げられる（エンクロージャーA）。

第 3 項以外の主たる内容は以下の様である。

⁹ Decision adopted by the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity on 1 November 2024, 16/2. Digital sequence information on genetic resources, <https://www.cbd.int/doc/decisions/cop-16/cop-16-dec-02-en.pdf>（最終アクセス日：2025 年 2 月 27 日）。

¹⁰ Recommendation adopted by the Ad Hoc Open-ended Working Group on Benefit-sharing from the Use of Digital Sequence Information on Genetic Resources on 16 August 2024, <https://www.cbd.int/doc/recommendations/wgdsi-02/wgdsi-02-rec-01-en.pdf>（最終アクセス日：2025 年 2 月 27 日）。

第1項（MLMの対象）：国内法令を損なうことなく、遺伝資源に関する DSI を対象とする

各国 ABS 法による契約・MAT（注：遺伝資源アクセス時）及び他の ABS 関連条約の対象外である公開された DSI

第4項：企業規模と拠出率は COP17 で定め、定期的な見直し

エンクロージャーA：対象セクターとその見直し

第6,7項：技術支援等の非金銭的利益配分も対象

第5項：DSI 非使用者は適用除外

第9項：学術機関は適用除外

第20項：基金の配分はプロジェクトベースではなく、各国に直接配分。

第23項：グローバル基金（カリ基金）として、国連マルチパートナー信託基金を利用

第13項：締約国に加え非締約国にも MLM のための国内制度の制度化を求める

第15項（拠出証明書）：多国間メカニズムの範囲内でさらなる金銭的利益配分は除外

第26,27項：利益配分の重複の回避

さらに、COP16 後の 12 月 10 日付で、COP 決定に基づき CBD 事務局からの以下のパブコメ募集がされた。

- ・可能性のある追加多国間メカニズム¹¹
- ・DSI を公開・アクセスできるデータベースなどの新しいツールやモデル¹²
- ・小規模、中規模、大規模の事業体を決定する条件¹³

COP16 期間中にもブラジルから多国間メカニズムの提案があり、ブラジルからは同様に提案があることが予想される。

（5）懸念事項と産業界の対応

COP16 で合意された多国間メカニズムは一部の途上国は義務と主張はしているが、COP 決定は法的拘束力がなく且つ条文は shall ではなく should なので、国内制度設計の自由度を一定程度確保できると考えられる。

しかしながら、一方で以下のような懸念点がある。

- ・過度な負担、法的安定性・予見可能性等が不十分なことにより、事業計画を立案することが困難となる可能性がある。売上の 0.1% 又は利益の 1% を拠出は日本の大手製薬企業では毎年最大数億円から数十億円の支払いが発生することになる。さらに今後、料率が引き上げられる可能性も否定できない。また、企業の DSI を使用していない特定の事業のみの適用除外はなく、一部の DSI を使用している事業のために企業のすべての売り上げ、利益に基づき拠出しなければならない可能性が有る。多国間メカニズムを実施できるようにするために各国国内制度が制度化される見込みであるが、

¹¹ Submission of views on possible additional modalities of the multilateral mechanism, <https://www.cbd.int/doc/notifications/2024/ntf-2024-114-dsi-en.pdf>（最終アクセス日：2025 年 2 月 27 日）。

¹² Submission of views on possible new tools and models, such as databases, for making digital sequence information on genetic resources publicly available and accessible, <https://www.cbd.int/doc/notifications/2024/ntf-2024-115-dsi-en.pdf>（最終アクセス日：2025 年 2 月 27 日）。

¹³ Submission of information on national, regional or international standards on thresholds determining small, medium and large entities, <https://www.cbd.int/doc/notifications/2024/ntf-2024-116-dsi-en.pdf>（最終アクセス日：2025 年 2 月 27 日）。

制度の内容が国毎にバラバラになる可能性がある。

- ・特に病原体のワクチン及び治療薬について、有効なワクチン及び治療薬の迅速な研究開発に支障が出る可能性がある。複雑な手続きによる研究開発費用の増加及び研究開発期間の延長の可能性が懸念される。
- ・MLMにより拠出したとしても、重複義務は完全には免除されない可能性がある。第1項で各国国内法がMLMに優先することが確認されている。また、DSIがMLM、各国ABS法、他のABS関連条約か明確に区別することは困難となることが想定される。さらに一つの事業で使用される複数のDSIが、異なるルールの対象となる可能性もある。

加えて、DSIのコピー又は虚偽のDSI情報が作成され、そのようなDSI情報が収載されたデータベースの信頼性を損なう懸念もあり、COP16が大枠について合意したDSIのABSは製薬産業の研究開発を阻害し、事業に経済的負担を課すだけでなく、科学技術の進歩に対する脅威となる可能性が考えられる。

産業界は、上記懸念事項を解消することを目的とした以下を基本スタンスとして、COP16決定の法的・事業活動への影響の分析、今後の企業規模、拠出率(%)、セクター等の見直しへの対応、製薬企業への影響が最小になる国内制度の検討、他国の制度化状況のフォローとパブコメ募集等の対応を行っていくこととなる。

●基本的スタンス

- ・研究開発を阻害しない
- ・法的安定性、実現可能、効果的、対費用効果、データのオープンアクセス維持等は必須条件
- ・二国間、多国間(CBD、WHO等)に基づく多重の利益配分義務を排除
- ・病原体、少なくともパンデミックに係る病原体を対象から除外

3. WHO パンデミック条約

(1) 議論経緯

WHOは、2021年12月のWHO特別総会で将来のパンデミックに備えるためにパンデミック条約などの議論を始めることを決定し、パンデミック条約の議論が始まった。パンデミック条約は、パンデミックの予防、備え及び対応(PPR: pandemic prevention, preparedness and response)に関するWHOの新たな法的文書である。2022年2月より Intergovernmental Negotiating Body (INB)¹⁴で、パンデミック条約等の検討が開始され、2022年11月～2023年6月の間にINBにより、Conceptual zero draft¹⁵、Zero draft¹⁶、Bureau's text 公表及び各案の議論が行われた。

さらに2023年10月～2024年5月にもINBにより複数の条約案公表、議論が継続されたが、2024年5月のINB9でも合意に至らず、同月の第77回WHO総会に未合意の案¹⁷が提

¹⁴ Intergovernmental Negotiating Body, <https://apps.who.int/gb/inb/> (最終アクセス日: 2025年2月27日)。

¹⁵ Conceptual zero draft for the consideration of the Intergovernmental Negotiating Body at its third meeting, https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb3/A_INB3_3-en.pdf (最終アクセス日: 2025年2月27日)。

¹⁶ Zero draft of the WHO CA+ for the consideration of the Intergovernmental Negotiating Body at its fourth meeting, https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb4/A_INB4_3-en.pdf (最終アクセス日: 2025年2月27日)。

¹⁷ Intergovernmental Negotiating Body to draft and negotiate a WHO convention, agreement or other international instrument on pandemic prevention, preparedness and response, https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA77/A77_10-en.pdf (最終アクセス日: 2025年2月27日)。

出され議論されたが合意に至らなかった。結局、議論を最長 1 年延長することで合意された¹⁸。2024 年 7 月より INB の議論が再開され、現在は 2025 年 5 月の第 78 回 WHO 総会での合意を目指している状況にある。

なお、2025 年 1 月に米国は WHO の脱退を発表し、2 月にはパンデミック条約の協議からの離脱を通告した。米国は先進国側の有力な交渉国であり、またワクチン及び治療薬の開発力も高い国であることから今後の交渉に大きな影響があることが予想される。

（２）第 12 条：アクセスと利益配分

2022 年 11 月に公表された Conceptual zero draft ではパンデミックに係る病原体とその遺伝情報のアクセスと利益配分に関する仕組みを策定することが記載され、2023 年 2 月の Zero draft に WHO PABS(Pathogen Access and Benefit Sharing)システムを設立すること及びパンデミック関連製品の生産の 10%は寄付、10%は手頃な価格で提供すること等が記載されていた。2024 年の総会に提出された案では、PABS は第 12 条に記載され、PABS システムは、以下の要素から構成されるとされている。

- パンデミックに係る病原体及びその遺伝情報のアクセス
 - ・病原体及びその遺伝情報の迅速な提供
 - ・SMTA（Standard Material Transfer Agreement）を結ぶことで病原体及びその遺伝情報にアクセスできる
- PABS の SMTA に含まれる多国間利益配分
 - ・パンデミック関連製品の生産の最低又は最大 20%(10%は寄付、10%は手頃な価格で等)を配分
 - ・PABS システム及び関連する能力支援のための拠出金
 - ・技術移転等

2024 年の総会及び INB ではこれらの仕組みを義務か自主的か、パンデミック関連製品の配分率等で対立し合意に至っていないようである。現在は 2025 年 5 月の第 78 回 WHO 総会での合意を目指している状況にある。

なお、現時点でパンデミック条約案の公式な公表は第 77 回 WHO 総会が最後であり、上記 12 条の内容は現在の INB で議論されている非公表案と多少の齟齬がある可能性が有る。

（３）懸念事項と産業界の対応

病原体とその遺伝情報のアクセスに関して、パンデミック条約（及び CBD）の利益配分の仕組みにより、迅速な病原体とその遺伝情報のアクセスが妨げられるリスクがある。G7 で合意された次期パンデミック時には、100 日以内にワクチンを提供できるようにする目標¹⁹（100 日ミッション）がほぼ実現不可能となる恐れがある。また、過大な利益配分義務の可能性、CBD 等の複数の仕組みの併存による多重の利益配分義務の可能性が懸念される。

¹⁸ Intergovernmental Negotiating Body to draft and negotiate a WHO convention, agreement or other international instrument on pandemic prevention, preparedness and response, [https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA77/A77_\(20\)-en.pdf](https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA77/A77_(20)-en.pdf)（最終アクセス日：2025 年 2 月 27 日）。

¹⁹ 100 Days Mission to Respond to Future Pandemic Threats, <https://www.gov.uk/government/publications/100-days-mission-to-respond-to-future-pandemic-threats>（最終アクセス日：2025 年 2 月 27 日）。

産業界は第 78 回 WHO 総会に向け、上記懸念点を解消するために引き続き以下を基本として、対応を行うこととしている。

- ・タイムリーなワクチン及び治療薬等の研究開発並びに生産・供給には、迅速な病原体とその遺伝情報のアクセスが必須である。利益配分のための SMTA を結ばなければ、病原体とその遺伝情報にアクセスできないようなことは、迅速なアクセスを妨げることになるので、アクセスと利益配分は切り離すべきである。
- ・パンデミック時には短期間に極めて高額な研究開発費用が発生するため、利益配分は企業の事情を考慮し自主性・柔軟性を確保すべきである。特に、ベンチャー企業等の資金力が弱い企業では、研究開発を断念せざる得ない可能性が非常に高い。
- ・パンデミックに係る病原体は CBD の対象外とすることを明確にして WHO でのみ扱うようにする等、他の ABS 関連条約、各国 ABS 法による多重の利益配分義務を課さないようにすべきである。

なお、前述の米国の WHO の脱退及びパンデミック条約の協議からの離脱の影響を予想することは困難であるが、ワクチン及び治療薬の開発力が高い国である米国が WHO と協力しなくなることは、パンデミック対応を目的とするパンデミック条約の意味を減弱させてしまう可能性が高い。また、米国は WHO への最大の資金提供国であり、WHO 及びパンデミック条約の運用にも大きな影響があると考えられる。

4. 終わりに

以上、CBD の遺伝資源のデジタル配列情報のアクセスと利益配分及び WHO パンデミック条約のパンデミックに係る病原体とその遺伝情報のアクセスと利益配分の仕組みの国際的議論の概略を紹介及びそれらに対する製薬産業界の考えを述べた。

交渉における米国離脱による大きな影響は予想されるものの、ワクチン及び医薬品の研究開発、特にパンデミック時の緊急時に迅速な対応できるような仕組みが必須であり、産業界としては粘り強く対応を行う必要がある。

第3章 WIPO、WTO/TRIPS 理事会等、知的財産の専門的なフォーラムにおける議論の状況

第1節 WIPOにおける議論の動向

1. 加盟国総会

WIPO 加盟国総会は、WIPO の予算の策定、PCT 等の国際出願・登録制度の規則改正承認等、WIPO 全体に関わる事項についての意思決定を行う会合。第 65 回加盟国総会は 2024 年 7 月に開催された。

< 第 65 回加盟国総会 >

第 65 回加盟国総会では、各加盟国による一般演説、各委員会の活動報告、PCT・ハーグ制度等の規則改正、ウクライナ支援等が議論された。

(1) 一般演説

地域グループ・コーディネータ、ASEAN・EU 等の共同体、各加盟国、オブザーバから、それぞれ一般演説が行われた。我が国（小野特許庁長官）からは、日本が 30 年以上拠出している任意拠出金（ファンド）を通じた途上国支援の取組に関し、2024 年 2 月に、途上国の中小企業・スタートアップ・起業家への支援への協力を日本国特許庁と WIPO が連携して強化することに合意したことに言及した。また、SDGs の達成に知財が貢献することが重要であるとの考えの下、日本国特許庁が、WIPO や世界中の関係者と連携し、WIPO GREEN のマッチングの成功事例増加に貢献していることについて述べた。加えて、2024 年 11 月開催の意匠法条約（DLT）の外交会議について、日本国特許庁として積極的に参加していく旨表明した。さらに、2025 年に開催される大阪・関西万博において、WIPO と連携し、SDGs 達成に向けて、知的財産の重要性やより一層の活用推進を図るためのアイデア等について、情報発信を予定している旨を表明した。

(2) 知的財産、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する国際的な法的文書を確定させるための外交会議の報告

2022 年の第 63 回 WIPO 加盟国総会において、本件に係る外交会議を開催することが決定されていた。これに関し、WIPO 事務局より、2024 年 5 月に同外交会議が開催され、その結果、知的財産、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する WIPO 条約（WIPO Treaty on Intellectual Property, Genetic Resources and Associated Traditional Knowledge）が採択されたことについて報告があった。

(3) 監査・監督に関する事項、WIPO 計画予算委員会（PBC）の報告

外部監査機関、独立諮問監査委員会（IAOC）、内部監督部（IOD）より、監査・監督の結果について報告があった。また、WIPO 事務局より、2024 年 6 月に開催された PBC 第 37 回会合の結果について報告があった。

(4) 開発と知的財産に関する委員会（CDIP）

WIPO 事務局より、過去 1 年間（2023 年 11 月及び 2024 年 4 月）に開催された CDIP 会合の議長総括及び開発アジェンダ実施に関する事務局長報告について紹介があった。我が国からは、WIPO ジャパン・ファンドを通じた取組として、ラテンアメリカでの WIPO GREEN の支援例等を紹介するとともに、日本国特許庁が WIPO を通じた途上国支援の取

組の重要性を認識し、ジャパン・ファンドを通じて積極的に貢献していることについて発言した。

（５）WIPO のウクライナ支援に関する報告

WIPO 事務局より、WIPO がこれまでに行ってきたウクライナの知財システム等への支援に係る活動について報告があった。また、ウクライナへの支援を継続すること、2025 年（及びその後毎年）の WIPO 加盟国総会でも報告を行うことを主な内容とする決定案に関して投票が行われた結果、賛成多数で可決となり、決定案が採択された。

（６）PCT 及びハーグ制度の規則改正、並びにその他の議題

第 17 回 PCT 作業部会及び第 12 回ハーグ作業部会にて合意された規則改正がいずれも承認された。また、WIPO 職員事項に関する報告や、その他各種委員会の活動報告などについても、今次加盟国総会にて取り扱われた。

2. 特許法常設委員会(SCP)

特許法常設委員会（SCP）では 2000 年～2005 年に実体特許法条約作成に向けて議論を続けていたが、その後 3 年間、南北対立により会合を開催することができなかった。その後の調整の結果、2008 年 6 月に第 12 回会合が開催され、第 16 回以降、ファクトファインディングに留め制度調和につなげないとの前提で、「特許の質（異議制度を含む）」及び「秘匿特権」（以上主に先進国の関心事項）、「特許権の例外と制限」、「特許と健康」及び「技術移転」（以上主に途上国の関心事項）の 5 項目に関して議論が行われてきた。

2024 年 10 月には、第 36 回会合が開催され、本会合においては、引き続き上記の 5 項目に関して議論を行うとともに、各国の知見や経験共有のための各種シェアリングセッションが開催された。

（１）「特許の質（異議制度を含む）」：効率的な特許審査や庁内業務の効率化等を目的とした AI ツールの庁内利用に関するシェアリングセッションにおいて、我が方から、JPO における AI に関連する各種取組についてプレゼンテーションを実施した。仏中独米韓等の知財庁からも、出願への特許分類の事前付与等といった AI 活用例の紹介があった。

また、発明の単一性に関する各国の判断・運用に関する知見共有の議題において、我が方から日本の運用等について説明した。特に、弁理士会とも協調の上で、単一性の要件は必要以上に厳格に判断するのではなく審査の効率性も考慮した上で判断を行っている旨紹介した。

（２）「秘匿特権」：事務局が秘匿特権に係る各国の最新裁判例をとりまとめた。日本弁理士会が秘匿特権議論の重要性に鑑み、引き続きグローバルな場で議論が継続されることを期待する旨発言した。

（３）「特許権の例外と制限」：事務局が各国における調剤行為における特許権の例外と制限に関するレポートをとりまとめた。

（４）「特許と健康」：日本知的財産協会（JIPA）が日本製薬工業協会との共同で、特許制度の下でグローバルな医薬アクセスに引き続き貢献していく旨を発言とともに、日本弁理士会から、営業秘密も適切に保護され、確立した特許制度や実務を毀損することのないような制度の整備や医薬品データベースについての検討が重要である点等述べられた。

（５）「技術移転」：事務局から、効果的な技術移転に関する作業文書のアップデートが

なされた。我が方からは、WIPO GREEN に関する日本の取組紹介や途上国向け研修等について共有した。

SEP（標準必須特許）に関する各庁での施策取組について、我が方から、標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きの改訂について紹介した。カナダから、SEP に対する競争法の適用に関する新しいガイドラインを公表した旨等が紹介された。

（6）将来の作業：今後の主な取組については、以下のとおり。

- 特許の質（異議制度を含む）：発明者としての AI の地位や AI 関連発明の特許性に関する専門家との意見交換の実施等。
- 秘匿特権：裁判手続において依頼人と代理人との間の秘密情報の強制開示からの保護を受ける専門家のカテゴリーに関する作業文書の作成等。
- 特許権の例外と制限：農家・育種家による特許発明の使用の例外に関する作業文書の作成等。
- 特許と健康：発展途上国に対する WIPO の技術支援提供に関連する WIPO 開発アジェンダの勧告 14 の実施状況に関する最新情報の提供等。
- 技術移転：健康やグリーン技術分野における技術移転に関するベストプラクティスについてまとめた作業文書の作成や SEP 関連の法的枠組みや政策等に関する作業文書の作成等。

3. PCT 作業部会

PCT 作業部会 (PCT-WG) は、2007 年の PCT 同盟総会において設立が合意されたもので、PCT に関する広範な議題を検討し、PCT 同盟総会での採択に向けた加盟国間の事前協議・調整を行う場となっている。

2024 年 2 月に開催された第 17 回会合では、複数言語による国際出願を一つの言語に統一させるために受理官庁が翻訳文の提出指令を発することを可能とする規則修正案、書面による開示以外の開示（動画、口頭形式等）の引用を可能とするための規則修正案、国際段階において受理官庁が電子形式のみで書類を受領することを可能にする規則修正案について合意がなされ、PCT 同盟総会へ提出された。また、PPH 及び PCT に関する情報共有ワークショップが行われ、日本、ブラジル、英国、サウジアラビア、仏、比、米国が講演を行い、ブラジルから審査負担に関して懸念が示されたものの、各庁から PPH は審査迅速化や審査負担軽減といったメリットを有すること、各庁の実体審査の独立性には影響を与えないこと等が述べられ、懸念解消に向けた情報共有が図られた。

4. 商標・意匠・GI の法律に関する常設委員会(SCT)

SCT では、意匠・商標・地理的表示 (GI) の法律に関する国際調和、各国共通の課題等について議論している。2024 年 3 月に第 47 回会合が開催され、以下について議論が行われた。

【意匠】

(1) GUIの意匠保護に関する共同勧告¹の修正提案、及びGUIに対する意匠保護がイノベーションに与える影響に関する調査についてのアフリカグループによる提案²：第47回会合では、議長の提案により、これら2つの議題について同時に議論が行われた。当該調査提案に関し、我が国を含む先進国グループは、いくつかの調査項目について指摘をしたものの調査すること自体には反対しない姿勢を示した。最終的に、この調査提案についてさらに議論を深めるため、次回会合前にGUIに対する意匠保護に関する情報セッションを開催する旨、及び、次回会合において議論を継続する旨が決定された。

(2) 優先権書類の電子的交換(DAS)に関する参加国の最新状況：第47回会合では、スイス及びリトアニアから、2023年に意匠分野のDASに参加した旨の報告があった。また、既に意匠分野においてDASを導入した複数の加盟国は、DAS使用に伴うユーザーの利点に言及し、我が国も、ユーザーの利便性向上の観点から、引き続き意匠分野におけるDASの利用拡大を支持する旨発言した。本議題は、次回通常会合でも提示されることとなった。

【商標】

(1) 国名・地名・国ブランドの保護：第47回会合では、累次会合で議論されてきた①ジョージア等による商標における国名及び国家的重要性のある地名の保護に関する審査ガイドライン採択の提案について、その修正提案が、②ジャマイカによる国名の保護に関する共同勧告案について、その修正提案が議論された。また、③加盟国における「国ブランド」の保護の調査結果の報告や、④加盟国における国ブランド保護に関する情報セッションが扱われた。

①について、本提案は、国名及び国家的重要性のある地名を含む商標については、原則としてその登録を認めないことを規律し、審査において参照する国名・地名リストを含む審査ガイドラインの採択を求める提案である。提案国を中心に提案の修正内容や、当該ガイドラインが拘束力を持たない点について言及された一方で、我が国を始め、米国、英国、韓国、中国等からは、ガイドラインの位置付け、自国の審査への影響、「国家的重要性のある地名」の定義が曖昧である点及び文言の明確化が必要である点等につき懸念が示された。また、EUからは、修正提案を歓迎しつつも、更なる文言の修正や追加が必要である旨の発言がなされた。議論の結果、次回会合では作業文書の修正が行われることとなり、引き続き議論を行うこととなった。

②について、本提案は、商標中に国名が含まれる場合、指定商品との関係で需要者に誤認のおそれがない場合であっても、その登録を認めないとするものである。中国やコロンビア等から、国ブランドの定義が曖昧である旨、自国制度等と相違する旨の発言がなされた結果、次回会合においても本議題をアジェンダに残し、修正提案がなされた際に議論を

¹ 国際的なGUIの意匠保護を促進し、各国における制度改正の際の指針とするため、これまでのSCTにおけるGUIの意匠に関する調査結果を踏まえ、GUIの意匠保護に関する基本的事項を法的拘束力の無い「共同勧告」としての作成を目指すもの。2019年の第42回会合で日米が共同提案し、現在、イスラエル、英国、カナダ、韓国並びにEU及びその加盟国が共同提案国に加わっている。

² 累次SCT会合で議論されてきたGUIの意匠に関する調査や、GUIの意匠保護に関する共同勧告作成提案に関して、GUIの意匠保護の拡大が開発途上国や後発開発途上国(LDC)に与える影響について十分な分析がなされていないことを考慮し、SCTは新興のソフトウェア・情報技術産業に与える影響を十分に検討する必要がある、共同勧告案の採択には時期尚早との立場を示したアフリカグループによって、第46回会合で事務局に対し、当該影響に関する新たな調査が提案された。

再開することとなった。

③について、本議題は、第 39 回会合においてペルーが提案した「国ブランド」保護制度の創設に関連して、加盟国が「国ブランド」をどのように保護しているかについて制度・運用の調査を行うものであり、調査結果に関して事務局から前回会合後に回答があった国数の報告がなされた。ペルーから、今次会合中での情報セッションや調査結果から得られた情報を踏まえ、次回会合で国ブランド保護に関する提案を提出したいとの発言がなされた。また、エクアドルからは、国ブランドの保護について継続的に取り組む旨の発言がなされ、次回会合において同国とペルーにより新たな提案がなされることとなった。

④については、第 46 回会合において開催が支持された国ブランドの保護に関する情報セッションが、同会合で提案されたとおり、「公共政策と戦略の設計における国ブランドの重要性」、「社会経済開発における国ブランドの影響」、「国ブランド保護に関する経験」及び「現在の国ブランド保護メカニズム」を議題として今次会合において開催され、プレゼンテーション及びパネルディスカッションが行われた。

(2) ドメインネームにおける国名及び地名の保護: 国名及び国家的重要性のある地名は、一私人によって不当に独占されることを避けるため、トップレベルドメイン (TLD) として登録されるべきではないところ、ICANN(Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)における現行の取扱いでは国名及び地名の保護が限定的であるとして、その保護の強化を求める国名及び国家的重要性のある地名をリスト化することが提案されたものである。リトアニア (CEBS グループ代表) 等からは提案への支持が表明されたが、インドから、本議題についてはより多くの議論が必要である旨の発言がなされた。また、我が国から、本提案の趣旨には同意するものの、国家的重要性のある地名については、含まれ得る地名の定義、選定基準が明らかでない等の懸念を示した。次回会合では、本議題をアジェンダに残し、進展があった場合に議論を行うこととなった。

(3) ドメインネームにおける商標関連の最新情報: ICANN により TLD の拡大が行われているところ、それに伴い商標権者の権利が害されることへの懸念があることから、事務局に対して、TLD 拡大における商標関連の側面に関する情報の提供を継続的に求めているものである。今次会合では、46 回会合に引き続き、事務局から TLD 拡大における商標関連の側面に関する情報が提供され、締約国からは、これらの議論や課題について引き続き最新情報を提供してほしい旨の発言があった。

【地理的表示 (GI)】

各国の GI 保護制度・運用の理解を深めるための情報セッションを累次開催しているところ、第 47 回会合では、「商標と GI: 先使用权と拒絶理由」をテーマに、第一部では、先行の商標に対して GI の出願をどのように審査するかについて、コロンビア、アフリカ知的財産機関 (OAPI)、タイ及びトルコから各国の審査実務や運用が紹介された。第二部では、先行の GI に対して商標の出願をどのように審査するかについて、韓国、欧州連合知的財産庁 (EUIPO)、米国及びウズベキスタンから各国の審査実務や運用が紹介された。

また、今次会合のプレナリーセッションでの議論の結果、次回会合では 2 つの情報セッションを開催し、「世界における GI の価値」(米国提案) 及び「ドメイン名紛争解決手続における有効な権利としての GI の承認: 最近の動向と展望」(EU 提案) を各情報セッション

のトピックとすることで合意した。

【リヤド意匠法条約の採択】

意匠法条約を確定し採択するための外交会議が、2024 年 11 月 11 日から 11 月 22 日にサウジアラビア・リヤドで開催され、新条約が、「リヤド意匠法条約(Riyadh Design Law Treaty)」として、同月 22 日に採択された。

リヤド意匠法条約は、世界知的所有権機関（WIPO）の商標法、意匠法及び地理的表示に関する常設委員会（SCT）において、各国で異なる国内手続を調和・簡素化することにより、出願人の負担を軽減することを目的に、2005 年から議論が行われてきたものである。

本条約は、15 の国又は政府間機関が批准書又は加入書を寄託した後 3 か月で効力を生じる。

採択されたリヤド意匠法条約の主な内容は以下のとおり。

①出願及び申請時に官庁が課することができる要件

条約は、意匠出願、更新、名義変更又は実施権の記録の申請書類において、締約国が要求することができる要件や記載事項を列挙・明記し、更なる要件を締約国が課することを禁止する旨を定めている。

②グレースピリオド（新規性喪失等の例外）

出願前に公開された意匠は、原則として、新規性を喪失したものとみなされ保護されないが、条約は、グレースピリオドの期間（優先日から遡って 12 か月）に意匠が公開されたとしても、その意匠の新規性等が喪失しないものとして取り扱う旨を定めている（但し、締約国は、条約への加盟時に、当該規定の適用を留保することを宣言することができる）。

③出願・登録意匠の非公表の維持（秘密意匠制度）

条約は、出願・登録意匠を出願日から起算して最低 6 か月、非公表のまま維持することを可能にする締約国の義務を定めている（但し、締約国は、条約への加盟時に、当該規定の適用を留保することを宣言することができる）。

④手続救済措置

(a) 官庁が指定する手続期間の延長

条約は、官庁が指定する期間を、条約・規則で定める要件が満たされることを条件として、少なくとも一箇月延長する救済措置の導入を締約国の義務とすることを規定している。延長申請書の官庁への提出のタイミングを、期間徒過前とするか又は後にするかは締約国が選択可能である。

(b) 意匠出願又は登録に関する権利回復

締約国は、期間徒過後の期間の救済措置（上記(a)参照）を提供しない場合であって、期間不遵守の直接の結果として権利喪失を引き起こしたときは、一定の基準（相当な注意基準又は故意でない基準）及び条約・規則で定める要件が満たされることを条件として、意匠出願又は登録に関する出願人又は名義人の権利を回復する義務を負う。

(c) 優先権主張の訂正・追加

締約国は、条約・規則で定める要件が満たされることを条件として、優先権主張の訂正又は追加を認める義務を負う。

(d) 優先権回復

締約国は、優先期間を過ぎた後であっても、一定の基準（相当な注意基準又は故意でない基準）及び条約・規則で定める要件が満たされることを条件として、優先権を回復する義務を負う（但し、締約国は、条約への加盟時に、当該規定の適用を留保することを宣言することができる）。

5. マドリッド作業部会

マドリッド作業部会は、商標の国際登録に関するマドリッド制度の利便性向上等のため主にマドリッド協定議定書の規則修正について議論し、マドリッド同盟総会での採択に向け加盟国間の事前協議・調整を行う場となっている。2024年10月に開催された第22回会合では、従前から議論されてきた中国語・ロシア語・アラビア語の作業言語としての導入提案に加え、日本語・ポルトガル語・ドイツ語の導入提案及び新言語をユーザーの負担を極力軽減する形で導入する提案について議論が行われた。また、基礎要件や従属性の維持・撤廃・緩和、出願人が二以上の者からなる場合の適格要件の緩和、為替レート変動に伴う手数料換算額の再計算に関する規則修正についても議論された。手数料換算額の再計算に関する規則修正案は今次会合で合意され、マドリッド同盟総会へ提言されることとなった。

6. ハーグ作業部会

ハーグ作業部会は、意匠の国際登録に関するハーグ制度の利便性向上、法的問題の解決等のため、ハーグ協定の共通規則の修正等を議論し、ハーグ同盟総会での採択に向けて、締約国間の実務者間における協議を行う場となっている。2024年10月に開催された第13回会合では、図面によるディスクレーマーを行う際は、その裏付けとなる記述を説明に含めることを義務付ける実施細則の修正案が議論され合意に至った。その他、優先権書類提出に係る運用の見直し、単一クラス要件の撤廃の可能性、複数の意匠を含む国際出願の分割に係る実務、意匠の複製物として技術進化に合わせた形式（3Dモデリングファイルや動画ファイル等）を将来的に取り入れる可能性に係る議題、及び従前から議論が続いているハーグ制度の手続言語として新たな言語を追加する提案について議論が行われ、これら議題について次回以降の会合で引き続き検討されることとなった。

7. 著作権等常設委員会（SCCR）

SCCR では近年、主に①放送機関の保護と②権利の制限と例外について議論が行われている。

このうち、①放送機関の保護は、1998年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の保護に関する新たなルール（放送条約）の策定を目指して議題化され、現在、2007年の一般総会のマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護を定めること（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外））に従って議論を継続しており、近年は、条約の枢要である、(i)用語の定義（definition）、(ii)保護の対象（object of protection）、及び(iii)与えられる権利（rights to be granted/protection）に関する議論が中心に行われている。

第42回会合（2022年5月）では、代案のない形の議長テキストが示され、第43回会合（2023年3月）、第44回会合（2023年11月）、第45回会合（2024年4月）では、前回会合の議論等を踏まえて修正された議長テキストについて、各国と、議長・起草者の間で質疑が行われた。

今後、議長テキストは、各国等からの意見等を踏まえて修正され、次回の第 46 回会合で更に議論が行われる予定である。

②権利の制限と例外は、著作権等の権利保護だけではなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005 年以降、議題化されている。現在（i）図書館とアーカイブのためのものと（ii）教育、研究機関等のためのものの 2 つを議論対象としている。両議題とも、各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

8. WIPO 標準委員会（CWS）

WIPO 標準委員会（Committee on WIPO Standards : CWS）は、2009 年 9 月の一般総会において、従前の情報技術常設委員会／標準・文書作業部会（SCIT／SDWG）に代わり設置が承認された。技術専門家が集い、新たな WIPO 標準の制定や現行 WIPO 標準の改正等について検討することを目的とした委員会である。

2024 年 9 月に開催された第 12 回会合では、日本とサウジアラビアによる知財データ交換に関する共同提案とこの提案を議論するための場として知財データ交換タスクフォースの設立が承認された。

さらに、同会合では、新標準 ST.92（優先権書類及び認証謄本の電子交換のためのデータパッケージ形式に関する標準）の制定、既存の標準 ST.3（2 文字の国・機関コード）、ST.9（特許・実用新案の INID コード）及び ST.80（意匠の INID コード）、ST.27（特許のリーガルステータス）、ST.61（商標のリーガルステータス）及び ST.87（意匠のリーガルステータス）並びに ST.91（3D モデル及びイメージに関する推奨）の改訂、ST.96（XML を用いたデータ交換フォーマット）における権利者不明著作物メタデータの改善に関する提案、（出願人名称等の）名称のデータクリーニングを補助する新標準案の提案等について議論がされた。このうち、新標準 ST.92 について、サンセット期間満了日を暫定的に 2027 年 7 月 1 日とすること、新標準への対応状況を調査するためのアンケートを DAS 参加庁に対して実施し、必要に応じて、当該満了日の見直しを TF や次回 CWS にて行うことが事務局より提案され、合意された。既存の標準 ST.3、ST.9、ST.80、ST.27、ST.61、ST.87 及び ST.91 については、改訂案が承認された。ST.96 における権利者不明著作物メタデータの改善に関する提案については、XML4IP タスクフォースが議論を続けることが承認された。名称のデータクリーニングを補助する新標準案の提案については、多くのリソースが必要となるデータクリーニングに関する本標準を承認するのは時期尚早であるとの指摘を受け、承認されず議論継続となった。

9. エンフォースメント諮問委員会（ACE）

本諮問委員会は、2002 年の一般総会において、知的財産権のエンフォースメント（権利執行）に関する諮問委員会（ACE）として設立され、知的財産権（知財）の執行に関する技術的な支援や調整、特に模倣・海賊行為に対抗するための機関・産業界との連携、公衆教育、支援、国内・地域内の研修プログラムの実施調整、知的財産権行使の事項に関する情報交換等を行っている。

2024 年 1-2 月に第 16 回会合が開催された。同会合では、知財のエンフォースメントに係

る（１）公衆への啓発活動、（２）政策実施体制、（３）WIPO による各国・地域での人材育成活動支援について、プレゼンテーション等を通じ、以下のような情報共有が行われた。

知的財産権に関する普及啓発に関し、模倣品・海賊版に対する消費行動について ASEAN 主要国の消費者を対象に行われた調査結果が発表され、海賊版対策を講じる際に考慮すべき点や、模倣品の購入を防ぐための啓発活動において留意すべき点について具体的な示唆がなされた。各国の経験として、文化的アイデンティティを意識させつつ著作権等の重要性を認識させ、プロサッカーリーグ等の協力を得て若年層への訴求力を高めるといった特色のある取組が紹介された。

オフラインでの知的財産権侵害への対応に関し、知財庁向け業務ソフトウェア（IPAS）との連携を視野に、事務局が開発を進める税関登録情報システム（CRIS）の参考情報収集のため、一部加盟国を対象に行われた税関記録システムの現状に関する調査結果として、参考となる実践例や課題が紹介された。各国の経験として、模倣品のアップサイクルにより環境負荷を避けつつ新たな雇用創出も目指す例や、セルフストレージスペースでの模倣品保管を防ぐための業界内行動基準が紹介された。

オンラインでの知的財産権侵害の対応に関し、ソーシャルメディアを利用した業態をはじめ、公式サイトに謳われた模倣品対策に実体が伴わないものが多い旨の指摘とともに、業態や模倣品発生リスクに応じてマーケットプレイスを評価する規格を提案する発表があった。また新たなデジタル環境における知的財産権侵害行為のローカライゼーションに関し、分散型の環境でも既存の法的枠組が適用可能であるものの、証拠収集の困難さや法域ごとに制裁内容が異なることが検討課題として指摘された。各国の経験として、我が方から模倣品対策技術について行った調査結果概要を報告したほか、違法ライブ配信に関しては、技術面・制度面の研究結果とともに、EU のルール整備状況が紹介された。

知的財産権エンフォースメント機関間の連携として、様々な権限分配の実例が各国から提示され、特に、捜査・訴追権限を知財庁に付与することや、大統領府に国内関連機関間の調整・統率機能を持たせることのメリットが紹介された。

AI と知的財産権エンフォースメントに関しては、まず AI を利用した模倣品対策について、ソートセンターでの仕分けプロセスにおける模倣品識別技術の実装や、E コマースプラットフォームにおける自主的なリスト削除など、オフライン・オンライン双方における実例が具体的に示される一方、研究者からは、コスト高や教師データ入手・質的向上などの課題が指摘された。また、音楽業界からは、生成 AI を悪用した楽曲の無許可作成・アップロード・拡散の実態が紹介された。

本委員会の設置時から採用されていた、議長及び副議長の任期を一年までとし、連続した再任を可能とする特別な手続規則を廃止する旨の事務局提案を承認した。

10．開発と知的財産に関する委員会(CDIP)

開発と知的財産に関する委員会（CDIP）は、WIPO が取り組むべき「開発アジェンダ」（2007 年の WIPO 一般総会にて採択）を実施するための作業計画の策定、履行状況の確認等を行うために設立された委員会である。

2024 年 4 月に第 32 回会合、2024 年 12 月に第 33 回会合が開催された。

<第 32 回 CDIP 会合>

(1) 開発アジェンダの実施に関する事務局長報告書について、タン事務局長から、WIPO 中期戦略計画 (MTSP) 2022-2026 に沿って開発アジェンダの主流化が進められていることや、中小企業、女性、若者、先住民等に焦点をあてた取組が行われていること等について報告があった。また、事務局から、開発協力の分野における WIPO の技術支援に関する独立外部レビューの開始報告があった。

(2) 「知財と開発」に関する情報共有セッションでは、トピックを「女性と知財」として、WIPO 事務局から、知財分野における女性の支援とエンパワーメントのための WIPO の戦略的行動計画に関する報告及び WIPO 内外の活動について紹介があった。日本からは、日本国特許庁がダイバーシティ&インクルージョン (D&I) を推進する取組を進めていること、ジャパン・ファンドへの拠出を通じたアフリカ女性起業家支援の取組を行ったことなどを紹介し、本分野における WIPO や加盟国との協力・連携を深めていくことを表明している。

(3) その他議論等：途上国の団体商標所有者を支援するプロジェクト、パンデミックや災害・戦争発生時における途上国等知財庁の運営を支援するプロジェクトなど、今次会合で提案されたプロジェクトはいずれも実施が承認された。

<第 33 回 CDIP 会合>

(1) 地域グループ・コーディネータ、各加盟国や EU 等から一般演説が行われ、WIPO の知財と開発の分野における、途上国に対する技術支援や、若者、女性、中小企業等の重要性などについて言及がなされた。日本からは、「知財と開発」の議題の下で AI が知的財産と開発に与える影響について議論することが重要である旨述べつつ、WIPO ジャパン・ファンドを通じた、途上国における中小企業向けの知財管理クリニックプログラムやアフリカにおける大学での知的財産に関する修士課程プログラムへの資金提供を実施したことを紹介し、WIPO と今後も協力しながらこうした貢献を積極的に進めていきたい旨表明している。

(2) 「知財と開発」に関する情報共有セッションでは、「AI が知財と開発に与える影響」をテーマとして、WIPO 事務局側から、夏目事務局長補ほか AI 関連部署から横断的に WIPO における AI 関連の取組が紹介された。日本からは、知財庁が同議題のトピックの下で貢献できることに関連して、日本国特許庁における AI 関連技術に関する審査事例や AI 審査支援チームの取組、ファンド支援による AI 関連の取組を紹介している。

(3) その他議論等：今次会合で加盟国から提案された種々のプロジェクト（途上国の知財戦略の実施能力等の向上に向けて WIPO ウェブページを利用しつつ研修・啓発資料等の情報を整備するプロジェクトなど）は、いくつかの修正を経ていずれも実施することが承認された。

1 1. 遺伝資源等政府間委員会(IGC)

WIPO 遺伝資源等政府間委員会 (Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore; IGC) においては、遺伝資源 (GRs)、伝統的知識 (TK)、伝統的文化表現・フォークロア (TCEs) の保護に関し、2001 年以来、知的財産権の観点から専門的かつ包括的な議論が重ねられている。これまで、効果的かつバランスのとれた保護を確保する国際的な法的文書について合意に達することを目的に、

テキストベースの交渉を行うこと等のマンデートに基づき、それぞれ具体的なテキストに基づく議論が行われてきたが、GRs、TK、TCEs に関し包括的な保護の枠組の創設を求める途上国と、それに慎重な先進国の意見の懸隔は依然大きいままである。

（１）GRs 及び関連する TK について

GRs 及び関連する TK については、2022 年 7 月に開催された WIPO 総会において、2024 年までに、前議長が私見に基づき作成したいいわゆる「議長テキスト」をベースに、国際的な法的文書の採択のための外交会議を開催すること、並びに、2023 年下半期に懸隔を埋めるための特別会合及び外交会議に関し必要な事項を決定する準備委員会を開催することが決定した。

同決定に従い、2023 年 9 月には、テキストに関する実質的な議論を行うための特別会合、及びテキスト中の管理規定や外交会議の手続規則・会議の場所や日程について議論するための外交会議準備委員会が開催されたが、テキスト中の実質的規定について懸隔は埋まらず、事務局が提案した原案とほぼ同一のテキストを本会合の成果物として外交会議に送ることが決定された。

2024 年 5 月に WIPO 本部において開催された「知的財産、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する国際的な法的文書を確定させるための外交会議」においては、2 週間の集中的な議論を経て各国が歩み寄りの姿勢を見せた結果、全会一致で、「知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する WIPO 条約」が採択された。

同条約は、締約国に対し、遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識に基づく発明について、特許出願の際に当該遺伝資源等の出所を開示する、いわゆる出所開示要件の導入を義務づける一方で、不正な目的がある場合を除き、出所に関する情報を開示しなかったことを理由として特許を無効にしてはならない旨を規定している。

（２）TK 及び TCEs について

2024/2025 年のマンデート・作業計画に従い、2024 年 12 月、TK 及び TCEs について議論するための第 49 回会合が開催された。

第 47 回会合で改訂されたテキストを基に、各条文について、先進国、途上国の双方から様々な提案・修正が提示され、その結果、テキストの分量や代替案の数が大きく増加した改訂案が作成されたが、途上国は、この改訂版は懸隔を狭めるものではなく逆に広げるものであるとして、これを次回会合に送付することに反対した。この結果、各国の提案が反映されたファシリテータ改訂版は第 50 回会合に送られないこととなった。

さらに、TK・TCEs の議題の決定文に関し、途上国が、現在のテキストではなく、前議長が私見に基づき作成したいいわゆる「議長テキスト」を今後の議論の基礎とすべき旨主張したことへの言及を含めることを求め、この点についても議論が行われた。最終的に、「ファシリテータ改訂版テキストを次回会合に送ることにコンセンサスが得られず、改訂前のテキストに基づいて今後議論を継続すること、次回会合において議長テキストの使用を主張する国があったが反対する国もあったこと」が決定に盛り込まれる形で合意し、決定が採択された。

第 2 節 WTO TRIPS 理事会における議論の動向

TRIPS 理事会は TRIPS 協定の実施、特に加盟国の義務の遵守を監視するとともに、知的所有権の貿易関連の側面に関する事項の協議を行う場であり、毎年 3 回開催される通常会合などで議論がなされている。

2024 年に開催された通常会合においては、従前 TRIPS 理事会で取り上げられてきた(1) TRIPS 協定と生物多様性条約 (CBD) との関係、(2) 知的財産とイノベーション、(3) TRIPS 協定第 66 条 2 に基づく技術移転奨励措置、(4) 知財、COVID-19 及びパンデミックへの備え等に加え、(5) TRIPS 協定第 71 条 1 に基づくレビューについても議論が行われた。以下、上記 (1) ～ (5) の議論の概要を説明する。

1. TRIPS 協定と生物多様性条約 (CBD) との関係

TRIPS 協定と生物多様性条約 (CBD) との関係は、WTO 香港閣僚宣言パラ 39 において、協議プロセスを加速化し、一般理事会は進展を検討し、遅くとも 2006 年 7 月 31 日までに適切な行動をとること、また、同パラ 44 において TRIPS 理事会の作業を継続することとされている。

2024 年に開催された通常会合においては、中国、インド、インドネシア、ブラジル、南アフリカ等から、同年 5 月の WIPO における「知的財産、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する国際的な法的文書を確定させるための外交会議」の成功に言及しつつ、従来の立場 (①TRIPS 協定と CBD を相互補完的なものとするべく、2011 年 4 月の提案文書 (TN/C/W/59) で言及されているとおり遺伝資源の出所開示要件の導入を義務付けるよう TRIPS 協定を改正すべき、②CBD 事務局を TRIPS 理事会に招聘し、名古屋議定書を含む最近の議論の状況を説明させるべき、及び、③WTO 事務局に対し、TRIPS 協定と CBD との関係、TRIPS 協定第 27 条 3(b)のレビュー、伝統的知識及びフォークロアの保護の 3 つの論点について事実関係がまとめられた 2006 年の文書 (IP/C/W/368/Rev.1、IP/C/W/369/Rev.1、IP/C/W/370/Rev.1) のアップデートを行うべき) を繰り返す発言があった。

これに対して、日本、米国、英国等の先進国も従前と同様に、遺伝資源の出所開示要件等については WIPO の遺伝資源等政府間委員会 (WIPO/IGC) が議論を行う最適なフォーラムである旨主張した。また、米国は、TRIPS 理事会への CBD 事務局の招聘及び WTO 事務局の関連文書の更新を支持する立場にないと主張した。

議長からは、加盟国に対し、必要に応じて相互に議論することを促す旨述べられた。

2. 知的財産とイノベーション

知的財産とイノベーションは、各国における知的財産の活用の成功事例等を紹介することにより、知的財産制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米国の主導により、2012 年 11 月の通常会合以来、議論が行われている。

2024 年の会合では、「IP and Awareness」をテーマに①知財の普及啓発とクリエイター、②知財の普及啓発と協力、③知財の普及啓発と、教育とエンターテインメント、を議題として議論が行われた。各会合では、日本、米国、EU、スイス等の先進国から、各国の経験・知見や取組が共有されると共に、南米諸国等の途上国からも知財の普及啓発の重要性について指摘がなされつつ、支援、協力等の事例が共有され、途上国を含めた多くのメンバーに、知財に関する普及啓発の重要性が広く認識される形となった。なお、日本からは、各議題について、①文化庁による契約書作成支援システムや著作権侵害相談窓口設置等のクリエ

イターの支援のための取組、②JETRO ドバイ事務所による現地政府との協力や企業との協力を含む模倣品対策の取組、③特許庁による若年層や知財の非専門家を対象とした漫画審査基準等の知財啓発の取組等を紹介した。

3. TRIPS 協定第 66 条 2 に基づく技術移転奨励措置

本議題は、TRIPS 協定第 66 条 2 に基づき、先進国は後発開発途上国（LDC）への技術移転を促進及び奨励するため、先進国領域内の企業及び機関に奨励措置を提供することとされているところ、先進国が作成した報告書に基づいて活発な意見交換を行うことを目的としたものである。

2024 年 11 月の通常会合においては、EU、スイス、米国、日本、カナダ、英国、豪州、ニュージーランド、ノルウェーから、それぞれが提出した報告書の概要につき説明がなされた。LDC は、メンバーの努力への謝意を表明し、LDC に特化したインセンティブや投資が反映されている点で報告書の内容が改善されていることを評価する一方、本議題で議論されるべきインセンティブのタイプを明確に定義すべきこと、LDC を対象とする、より多くのプロジェクトの実現を期待することなどを述べた。

議長は、本議題は次回の会合でも議論を継続したいとした。

4. 知財、COVID-19 及びパンデミックへの備え

本議題は、COVID-19 感染拡大を受け、TRIPS 協定の柔軟性と公衆衛生について TRIPS 理事会で議論すべきと主張する南アフリカより提案され、2020 年の 7 月の通常会合から、COVID-19 関連の知財措置にかかる情報交換を目的として新たに登録されたものである。

本議題については、2022 年 7 月の通常会合において、議題名を「COVID-19 に対する知的財産分野での対応」から「知財と COVID-19」に変更することが合意された後、2023 年 3 月の通常会合において、南アフリカから議題のタイトルを将来のパンデミックへの備えを含み得るものとするよう提案がなされていたところ、2024 年 4 月に開催された通常会合において、議題名を「知財、COVID-19 及びパンデミックへの備え」と変更することで合意された。

2024 年に開催された全ての通常会合において、いずれのメンバーからも、2022 年 6 月の第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）における TRIPS 協定に関する閣僚決定パラ 5 に基づく通知（同閣僚決定に基づく措置を実施したことについての通知）はなかった旨が、議長から報告された。

各通常会合において、インド、南アフリカ、ブラジル、インドネシア等から、将来のパンデミックに備えて、迅速かつ効果的に機能するメカニズムを導入する必要性について言及があったのに対し、米国、EU、英国、日本等の先進国は、2024 年 2 月の MC13 の閣僚決定において、COVID-19 における経験を生かし、将来のパンデミックへの効果的な対策に関し議論を続けることが宣言されている点を踏まえ、COVID-19 の経験における事実と証拠に基づいて議論すべきである旨主張した。

5. TRIPS 協定第 71 条 1 に基づくレビュー

TRIPS 協定第 71 条 1 には、TRIPS 協定第 65 条 2 に規定される経過期間が満了した後、TRIPS 理事会が協定の実施について検討（レビュー）することが規定されているが、これまで当該 TRIPS 協定の実施に関するレビューは完了していない。このレビューに関し、2024 年 3 月にバングラデシュ、コロンビア、エジプト、インドから、MC13 後の TRIPS 関連事項に関する文書（WT/GC/W/925、IP/C/W/708）が提出され、2024 年 4 月にコロンビアから、TRIPS 協定第 71 条 1 のレビューに関する文書（IP/C/W/712）が提出された。

2024 年 4 月の通常会合において、コロンビアから、TRIPS 理事会において信頼と共通理解を醸成するため、TRIPS 協定第 71 条 1 のレビューを実施すべきである旨説明がなされ、途上国からも、途上国が経験している課題に対応するため、レビューの実施を強く支持する旨主張された。

その後、議長が非公式なコンサルテーションを通じてメンバーと協議を進め、①TRIPS 協定第 2 部第 1 節に規定される著作権及び関連する権利からレビューを開始すること、②レビューは、公式会合と連続して開催される非公式会合で主に扱うこと、③レビュー後、事実に基づく報告書を作成し、TRIPS 理事会において採択すること等を内容とするレビューの範囲やタイムラインの議長案が作成された。

レビューの早期開始を求める途上国のみならず、先進国も、レビューはメンバーに過度な負担を課すべきでないことに留意を要する旨等を述べつつ、協定上の義務であるレビューの実施自体には反対しなかった。2024 年 12 月に開催された TRIPS 理事会公式会合では、レビューの範囲やタイムラインの議長案について合意することが提案されていたが、同会合の場において、ブラジルが、TRIPS 協定の第 7 条と第 8 条に定められた目的と原則に導かれてレビューを実施することを明確にする必要があること等を理由に、議長案には合意できないと主張し、最終的にレビュー開始について合意が形成されなかった。

第 3 節 WTO 紛争案件の整理・分析

ここでは、WTO における TRIPS 協定に関連する紛争案件について、1. 一覧³、2. 個別案件、3. 小委員会報告の内容、4. 上級委員会報告の内容、5. 仲裁判断の内容、6. 紛争解決改革に関する議論、7. TRIPS 協定紛争案件（計 44 件）の小委員会・上級委員会設置状況、に分けて、整理・分析する。尚、以下の 1、2、3、4、5、7 の項目においては、それぞれの項目の冒頭に、参考として、2024 年 1 月以降の新たな動きを抜き出して記載している。

1. 一覧（TRIPS 協定条文による分類）

TRIPS 協定発効から 2025 年 2 月 20 日までの同協定に関連する紛争処理案件としては、44 件の協議要請がなされ、うち 22 件の小委員会が設置された。上記は、WTO ウェブサイトの Disputes by agreement からの情報であるが、WTO ウェブサイトの News の情報より、2025 年 1 月 20 日、EU が中国に対し、WTO 紛争解決制度上の協議要請を行った内容を、2. 個別案件（DS 番号順）の最後に追記の形で記載した。

³ WTO の HP 「home-trade topics-dispute settlement-the disputes-disputes by agreement」
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_agreements_index_e.htm?id=A26#selected_agreement（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

なお、WTO のウェブサイトには、WTO 協定の解釈と適応についてまとめたデータベースサイト：WTO Analytical Index があり⁴、その Annex 1C（Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）⁵に、TRIPS 協定に関連する小委員会報告や上級委員会報告がまとめられている。個別の報告書の該当部分については、WTO Analytical Index: Annex 1C（Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）の各条文 Jurisprudence 部分を参考にされたい。

第 1 部 一般規定及び基本原則

第 1 条 義務の性質及び範囲

(1) 加盟国は、この協定を実施する。加盟国は、この協定の規定に反さないことを条件として、この協定において要求される保護よりも広範な保護を国内法令において実施することができるが、そのような義務を負わない。加盟国は、国内の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの協定を実施するための適当な方法を決定することができる。

(2) この協定の適用上、「知的所有権」とは、第 2 部の第 1 節から第 7 節までの規定の対象となるすべての種類の知的所有権をいう。

(3) 加盟国は、他の加盟国の国民（注 1）に対しこの協定に規定する待遇を与える。該当する知的所有権に関しては、「他の加盟国の国民」とは、世界貿易機関のすべての加盟国が 1967 年のパリ条約、1971 年のベルヌ条約、ローマ条約又は集積回路についての知的所有権に関する条約の締約国であるとしたならばそれぞれの条約に規定する保護の適格性の基準を満たすこととなる自然人又は法人をいう（注 2）。ローマ条約の第 5 条（3）又は第 6 条（2）の規定を用いる加盟国は、知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会（貿易関連知的所有権理事会）に対し、これらの規定に定めるような通告を行う。

（注 1）この協定において「国民」とは、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については、当該関税地域に住所を有しているか又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する自然人又は法人をいう。

（注 2）この協定において、「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関するパリ条約をいい、「1967 年のパリ条約」とは、パリ条約の 1967 年 7 月 14 日のストックホルム改正条約をいい、「ベルヌ条約」とは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約をいい、「1971 年のベルヌ条約」とは、ベルヌ条約の 1971 年 7 月 24 日のパリ改正条約をいい、「ローマ条約」とは、1961 年 10 月 26 日にローマで採択された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約をいい、「集積回路についての知的所有権に関する条約」（IPIC 条約）とは、1989 年 5 月 26 日にワシントンで採択された集積回路についての知的所有権に関する条約をいい、「世界貿易機関協定」とは、世界貿易機関を設立する協定をいう。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず

⁴ WTO Analytical Index (WHO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/ai17_e/ai17_e.htm（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁵ WTO Analytical Index Annex 1C: Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/ai17_e/trips_e.htm（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS611	中国の禁訴令に関する措置	EU	小委員会設置	未決着

第 2 条 知的所有権に関する条約

(1) 加盟国は、第 2 部、第 3 部及び第 4 部の規定について、1967 年のパリ条約の第 1 条から第 12 条まで及び第 19 条の規定を遵守する。

(2) 第 1 部から第 4 部までの規定は、パリ条約、ベルヌ条約、ローマ条約及び集積回路についての知的所有権に関する条約に基づく既存の義務であって加盟国が相互に負うことのあるものを免れさせるものではない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	違反該当
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当

DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当

第3条 内国民待遇

(1) 各加盟国は、知的所有権の保護（注）に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の加盟国の国民に与える。ただし、1967年のパリ条約、1971年のベルヌ条約、ローマ条約及び集積回路についての知的所有権に関する条約に既に規定する例外については、この限りでない。実演家、レコード製作者及び放送機関については、そのような義務は、この協定に規定する権利についてのみ適用する。ベルヌ条約第6条及びローマ条約第16条（1）

(b)の規定を用いる加盟国は、貿易関連知的所有権理事会に対し、これらの規定に定めるような通告を行う。

（注）第3条及び第4条に規定する「保護」には、知的所有権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に関する事項並びにこの協定において特に取り扱われる知的所有権の使用に関する事項を含む。

(2) 加盟国は、司法上及び行政上の手続（加盟国の管轄内における送達 of 住所の選定又は代理人の選任を含む。）に関し、(1)の規定に基づいて認められる例外を援用することができる。ただし、その例外がこの協定に反さない法令の遵守を確保するために必要であり、かつ、その例外の実行が貿易に対する偽装された制限とならない態様で適用される場合に限る。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS59	インドネシアの自動車関連措置	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	違反該当
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会）	違反該当
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	違反該当
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シークエンス合意）	判断せず
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当

DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS526	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対UAE】	終了（取下げ）	判断せず
DS527	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対バーレーン】	協議要請	未決着
DS528	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対サウジアラビア】	協議要請	未決着
DS542	中国の知的財産問題に対する措置	米国	終了（取下げ）	判断せず
DS549	中国の技術移転に関する措置	EU	協議要請	未決着
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	判断せず
DS583	トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	判断せず
DS590	日本の製品及び技術の韓国への輸出に関する措置	韓国	終了（取下げ）	判断せず

第4条 最恵国待遇

知的所有権の保護に関し、加盟国が他の国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、他のすべての加盟国の国民に対し即時かつ無条件に与えられる。加盟国が与える次の利益、特典、特権又は免除は、そのような義務から除外される。

(a) 一般的な性格を有し、かつ、知的所有権の保護に特に限定されない司法共助又は法の執行に関する国際協定に基づくもの

(b) 内国民待遇ではなく他の国において与えられる待遇に基づいて待遇を与えることを認める 1971 年のベルヌ条約又はローマ条約の規定に従って与えられるもの

(c) この協定に規定していない実演家、レコード製作者及び放送機関の権利に関するもの

(d) 世界貿易機関協定の効力発生前に効力を生じた知的所有権の保護に関する国際協定に基づくもの。ただし、当該国際協定が、貿易関連知的所有権理事会に通報されること及び他の加盟国の国民に対し恣意的又は不当な差別とならないことを条件とする。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定

DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	違反該当
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS526	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール 【対 UAE】	終了（取下げ）	判断せず
DS527	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール 【対バーレーン】	協議要請	未決着
DS528	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール 【対サウジアラビア】	協議要請	未決着
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	判断せず
DS590	日本の製品及び技術の韓国への輸出に関する措置	韓国	終了（取下げ）	判断せず

第 7 条 目的

知的所有権の保護及び行使は、技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益となるような並びに社会的及び経済的福祉の向上に役立つ方法による技術革新の促進並びに技術の移転及び普及に資するべきであり、並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着

第 8 条 原則

(1) 加盟国は、国内法令の制定又は改正に当たり、公衆の健康及び栄養を保護し並びに社会経済的及び技術的発展に極めて重要な分野における公共の利益を促進するために必要な措置を、これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて、とることができる。

(2) 加盟国は、権利者による知的所有権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置を、これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて、とることができる。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当

第 2 部 知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する基準

第 1 節 著作権及び関連する権利

第 9 条 ベルヌ条約との関係

(1) 加盟国は、1971 年のベルヌ条約の第 1 条から第 21 条まで及び附属書の規定を遵守する。ただし、加盟国は、同条約第 6 条の 2 の規定に基づいて与えられる権利又はこれから派生する権利については、この協定に基づく権利又は義務を有さない。

(2) 著作権の保護は、表現されたものに及ぶものとし、思想、手続、運用方法又は数学的概念自体には及んではない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS160	米国の著作権法 110 条（5）	EU	終了（暫定合意）	違反該当
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シークエンス合意）	違反該当
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	判断せず

第 10 条 コンピュータ・プログラム及びデータの編集物

(1) コンピュータ・プログラム（ソース・コードのものであるかオブジェクト・コードのものであるかを問わない。）は、1971 年のベルヌ条約に定める文学的著作物として保護される。

(2) 素材の選択又は配列によって知的創作物を形成するデータその他の素材の編集物（機械で読取可能なものであるか他の形式のものであるかを問わない。）は、知的創作物と

して保護される。その保護は、当該データその他の素材自体には及んではならず、また、当該データその他の素材自体について存在する著作権を害するものであってはならない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作権隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作権隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず

第 11 条 貸与権

少なくともコンピュータ・プログラム及び映画の著作物については、加盟国は、著作者及びその承継人に対し、これらの著作物の原作品又は複製物を公衆に商業的に貸与することを許諾し又は禁止する権利を与える。映画の著作物については、加盟国は、その貸与が自国において著作者及びその承継人に与えられる排他的複製権を著しく侵害するような当該著作物の広範な複製をもたらすものでない場合には、この権利を与える義務を免除される。コンピュータ・プログラムについては、この権利を与える義務は、当該コンピュータ・プログラム自体が貸与の本質的な対象でない場合には、適用されない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作権隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作権隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 12 条 保護期間

著作物（写真の著作物及び応用美術の著作物を除く。）の保護期間は、自然人の生存期間に基づき計算されない場合には、権利者の許諾を得た公表の年の終わりにから少なくとも 50 年とする。著作物の製作から 50 年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、保護期間は、その製作の年の終わりにから少なくとも 50 年とする。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作権隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作権隣接権付与	米国	終了（三国間合意）	判断せず

	与に係る措置 (EC に対する申し立て)		意)	

第 13 条 制限及び例外

加盟国は、排他的権利の制限又は例外を著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置 (EC に対する申し立て)	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 14 条 実演家、レコード（録音物）製作者及び放送機関の保護

(1) レコードへの実演の固定に関し、実演家は、固定されていない実演の固定及びその固定物の複製が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。実演家は、また、現に行っている実演について、無線による放送及び公衆への伝達が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。

(2) レコード製作者は、そのレコードを直接又は間接に複製することを許諾し又は禁止する権利を享有する。

(3) 放送機関は、放送の固定、放送の固定物の複製及び放送の無線による再放送並びにテレビジョン放送の公衆への伝達が当該放送機関の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を禁止する権利を有する。加盟国は、この権利を放送機関に与えない場合には、1971 年のベルヌ条約の規定に従い、放送の対象物の著作権者が前段の行為を防止することができるようにする。

(4) 第 11 条の規定（コンピュータ・プログラムに係るものに限る。）は、レコード製作者及び加盟国の国内法令で定めるレコードに関する他の権利者について準用する。加盟国は、1994 年 4 月 15 日においてレコードの貸与に関し権利者に対する衡平な報酬の制度を有している場合には、レコードの商業的貸与が権利者の排他的複製権の著しい侵害を生じさせていないことを条件として、当該制度を維持することができる。

(5) 実演家及びレコード製作者に対するこの協定に基づく保護期間は、固定又は実演が行われた年の終わりにから少なくとも 50 年とする。(3) の規定に基づいて与えられる保護期間は、放送が行われた年の終わりにから少なくとも 20 年とする。

(6) (1)、(2) 及び (3) の規定に基づいて与えられる権利に関し、加盟国は、ローマ条約が認める範囲内で、条件、制限、例外及び留保を定めることができる。ただし、1971 年のベルヌ条約第 18 条の規定は、レコードに関する実演家及びレコード製作者の権利について準用する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS42	日本の外国レコードの遡及保護	EU	終了（二国間合意）	判断せず
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置 (EC に対する申し立て)	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シークエンス合意）	違反非該当
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	判断せず

第 2 節 商標

第 15 条 保護の対象

(1) ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、加盟国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。加盟国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。

(2) (1) の規定は、加盟国が他の理由により商標の登録を拒絶することを妨げるものと解してはならない。ただし、その理由が 1967 年のパリ条約に反さないことを条件とする。

(3) 加盟国は、使用を商標の登録要件とすることができる。ただし、商標の実際の使用を登録出願の条件としてはならない。出願は、意図された使用が出願日から 3 年の期間が満了する前に行われなかったことのみを理由として拒絶されてはならない。

(4) 商標が出願される商品又はサービスの性質は、いかなる場合にも、その商標の登録の妨げになってはならない。

(5) 加盟国は、登録前又は登録後速やかに商標を公告するものとし、また、登録を取り消すための請求の合理的な機会を与える。更に、加盟国は、商標の登録に対し異議を申し立てる機会を与えることができる。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関	ウクライナ	終了（小委員会手	判断せず

	する規制に関する措置		続再開請求されず)	
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当

第 16 条 与えられる権利

(1) 登録された商標の権利者は、その承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。そのような排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、加盟国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。

(2) 1967 年のパリ条約第 6 条の 2 の規定は、サービスについて準用する。加盟国は、商標が広く認識されているものであるかないかを決定するに当たっては、関連する公衆の有する当該商標についての知識（商標の普及の結果として獲得された当該加盟国における知識を含む。）を考慮する。

(3) 1967 年のパリ条約第 6 条の 2 の規定は、登録された商標に係る商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについて準用する。ただし、当該類似していない商品又はサービスについての当該登録された商標の使用が、当該類似していない商品又はサービスと当該登録された商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求され	判断せず

			ず)	
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	判断せず

第 17 条 例外

加盟国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当

第 18 条 保護期間

商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間は、少なくとも 7 年とする。商標の登録は、何回でも更新することができるものとする。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず

第 19 条 要件としての使用

(1) 登録を維持するために使用が要件とされる場合には、登録は、少なくとも 3 年間継続して使用しなかった後においてのみ、取り消すことができる。ただし、商標権者が、その使用に対する障害の存在に基づく正当な理由を示す場合は、この限りでない。商標権者の意思にかかわらず生じる状況であって、商標によって保護されている商品又はサービスについての輸入制限又は政府の課する他の要件等商標の使用に対する障害となるものは、使用しなかったことの正当な理由として認められる。

(2) 他の者による商標の使用が商標権者の管理の下にある場合には、当該使用は、登録を維持するための商標の使用として認められる。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず

第 20 条 その他の要件

商標の商業上の使用は、他の商標との併用、特殊な形式による使用又はある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスと識別する能力を損なわせる方法による使用等特別な要件により不当に妨げられてはならない。このことは、商品又はサービスを生産する事業を特定する商標を、その事業に係る特定の商品又はサービスを識別する商標と共に、それと結び付けることなく、使用することを要件とすることを妨げるものではない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS59	インドネシアの自動車関連措置	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当

第 21 条 使用許諾及び譲渡

加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。もっとも、商標の強制使用許諾は認められないこと及び登録された商標の権利者は、その商標が属する事業

の移転が行われるか行われないうかを問わず、その商標を譲渡する権利を有することを了解する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず

第 3 節 地理的表示

第 22 条 地理的表示の保護

(1) この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

(2) 地理的表示に関して、加盟国は、利害関係を有する者に対し次の行為を防止するための法的手段を確保する。

(a) 商品の特定又は提示において、当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し又は示唆する手段の使用

(b) 1967 年のパリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争行為を構成する使用

(3) 加盟国は、職権により（国内法令により認められる場合に限る。）又は利害関係を有する者の申立てにより、地理的表示を含むか又は地理的表示から構成される商標の登録であって、当該地理的表示に係る領域を原産地としない商品についてのものを拒絶し又は無効とする。ただし、当該加盟国において当該商品に係る商標中に当該地理的表示を使用することが、真正の原産地について公衆を誤認させるような場合に限る。

(4) (1)、(2) 及び (3) の規定に基づく保護は、地理的表示であって、商品の原産地である領域、地域又は地方を真正に示すが、当該商品が他の領域を原産地とするものであると公衆に誤解させて示すものについて適用することができるものとする。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当

DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当

第 24 条 国際交渉及び例外

(1) 加盟国は、第 23 条の規定に基づく個々の地理的表示の保護の強化を目的とした交渉を行うことを合意する。(4) から (8) までの規定は、加盟国が交渉の実施又は 2 国間若しくは多数国間協定の締結を拒否するために用いてはならない。このような交渉において、加盟国は、当該交渉の対象となった使用に係る個々の地理的表示についてこれらの規定が継続して適用されることを考慮する意思を有するものとする。

(2) 貿易関連知的所有権理事会は、この節の規定の実施について検討する。1 回目の検討は、世界貿易機関協定の効力発生の日から 2 年以内に行う。これらの規定に基づく義務の遵守に影響を及ぼすいかなる事項についても、同理事会の注意を喚起することができる。同理事会は、加盟国の要請に基づき、関係加盟国による 2 国間又は複数国間の協議により満足すべき解決が得られなかった事項について加盟国と協議を行う。同理事会は、この節の規定の実施を容易にし及びこの節に定める目的を達成するために合意される行動をとる。

(3) この節の規定の実施に当たり、加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日直前に当該加盟国が与えていた地理的表示の保護を減じてはならない。

(4) 加盟国の国民又は居住者が、ぶどう酒又は蒸留酒を特定する他の加盟国の特定の地理的表示を、(a) 1994 年 4 月 15 日前の少なくとも 10 年間又は (b) 同日前に善意で、当該加盟国の領域内においてある商品又はサービスについて継続して使用してきた場合には、この節のいかなる規定も、当該加盟国に対し、当該国民又は居住者が当該地理的表示を同一の又は関連する商品又はサービスについて継続してかつ同様に使用することを防止することを要求するものではない。

(5) 次のいずれかの日の前に、商標が善意に出願され若しくは登録された場合又は商標の権利が善意の使用によって取得された場合には、この節の規定を実施するためにとられる措置は、これらの商標が地理的表示と同一又は類似であることを理由として、これらの商標の登録の適格性若しくは有効性又はこれらの商標を使用する権利を害するものであってはならない。

(a) 第 6 部に定めるところに従い、加盟国においてこの節の規定を適用する日

(b) 当該地理的表示がその原産国において保護される日

(6) この節のいかなる規定も、加盟国に対し、商品又はサービスについての他の加盟国の地理的表示であって、該当する表示が当該商品又はサービスの一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通例として用いられている用語と同一であるものについて、この規定の適用を要求するものではない。この節のいかなる規定も、加盟国に対し、ぶどう生産物についての他の加盟国の地理的表示であって、該当する表示が世界貿易機関協定の効力発生の日自国の領域に存在するぶどうの品種の通例として用いられている名称と同一であるものについて、この規定の適用を要求するものではない。

(7) 加盟国は、商標の使用又は登録に関してこの節の規定に基づいてされる申立てが、保護されている地理的表示の不当な使用が自国において一般的に知られるようになった日の

後又は、当該日よりも登録の日が早い場合には、商標が当該登録の日までに公告されることを条件として、当該登録の日の後5年以内にされなければならないことを定めることができる。ただし、当該地理的表示の使用又は登録が悪意で行われたものでないことを条件とする。

(8) この節の規定は、自己の氏名若しくは名称又は事業の前任者の氏名若しくは名称が公衆を誤認させるように用いられる場合を除くほか、これらの氏名又は名称を商業上使用する者の権利にいかなる影響も及ぼすものではない。

(9) 加盟国は、原産国において保護されていない若しくは保護が終了した地理的表示又は当該原産国において使用されなくなった地理的表示を保護する義務をこの協定に基づいて負わない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当

第5節 特許

第27条 特許の対象

(1) (2) 及び (3) の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性（注）のあるすべての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。第65条(4)、第70条(8) 及びこの条の(3) の規定に従うことを条件として、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。

（注）この条の規定の適用上、加盟国は、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」の用語を、それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するとみなすことができる。

(2) 加盟国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること（人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。）を目的として、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に当該加盟国の国内法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。

(3) 加盟国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

(a) 人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法

(b) 微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的方法。ただし、加盟国は、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。この (b) の規定は、世界貿易機関協定の効力発生の日から 4 年後に検討されるものとする。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS36	パキスタンの医薬品農業用化学品の特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS50	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	米国	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS79	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS114	カナダの医薬品の特許保護	EU	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS153	EU の医薬品及び農薬品の特許保護	カナダ	協議要請	未決着
DS171	アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了	判断せず
DS199	ブラジルの特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS224	米国の特許法	ブラジル	協議要請	未決着
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS583	トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	判断せず

第 28 条 与えられる権利

(1) 特許は、特許権者に次の排他的権利を与える。

(a) 特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利（注）

（注）輸入を防止する権利は、物品の使用、販売、輸入その他の頒布に関してこの協定に基づいて与えられる他のすべての権利と同様に第 6 条の規定に従う。

(b) 特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該

方法の使用を防止し及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利

(2) 特許権者は、また、特許を譲渡し又は承継により移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を有する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS114	カナダの医薬品の特許保護	EU	終了（小委員会報告）	違反該当
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS199	ブラジルの特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS224	米国の特許法	ブラジル	協議要請	未決着
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着
DS542	中国の知的財産問題に対する措置	米国	終了（取下げ）	判断せず
DS549	中国の技術移転に関する措置	EU	協議要請	未決着
DS583	トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	判断せず
DS590	日本の製品及び技術の韓国への輸出に関する措置	韓国	終了（取下げ）	判断せず
DS611	中国の禁訴令に関する措置	EU	小委員会設置	未決着
DS615	米国の半導体に関する措置	中国	協議要請	未決着

第 31 条 特許権者の許諾を得ていない他の使用

加盟国の国内法令により、特許権者の許諾を得ていない特許の対象の他の使用（政府による使用又は政府により許諾された第三者による使用を含む。）（注）を認める場合には、次の規定を尊重する。

（注）「他の使用」とは、前条の規定に基づき認められる使用以外の使用をいう。

（a）他の使用は、その個々の当否に基づいて許諾を検討する。

（b）他の使用は、他の使用に先立ち、使用者となろうとする者が合理的な商業上の条件の下で特許権者から許諾を得る努力を行って、合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合に限り、認めることができる。加盟国は、国家緊急事態その他の極度の緊急事態の場合又は公的な非商業的使用の場合には、そのような要件を免除することができる。ただし、国家緊急事態その他の極度の緊急事態を理由として免除する場合には、特許権者は、合理的に実行

可能な限り速やかに通知を受ける。公的な非商業的使用を理由として免除する場合において、政府又は契約者が、特許の調査を行うことなく、政府により又は政府のために有効な特許が使用されていること又は使用されるであろうことを知っており又は知ることができる明らかな理由を有するときは、特許権者は、速やかに通知を受ける。

(c) 他の使用の範囲及び期間は、許諾された目的に対応して限定される。半導体技術に係る特許については、他の使用は、公的な非商業的目的のため又は司法上若しくは行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために限られる。

(d) 他の使用は、非排他的なものとする。

(e) 他の使用は、当該他の使用を享受する企業又は営業の一部と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。

(f) 他の使用は、主として当該他の使用を許諾する加盟国の国内市場への供給のために許諾される。

(g) 他の使用の許諾は、その許諾をもたらした状況が存在しなくなり、かつ、その状況が再発しそうにない場合には、当該他の使用の許諾を得た者の正当な利益を適切に保護することを条件として、取り消すことができるものとする。権限のある当局は、理由のある申立てに基づき、その状況が継続して存在するかしないかについて検討する権限を有する。

(h) 許諾の経済的価値を考慮し、特許権者は、個々の場合における状況に応じ適当な報酬を受ける。

(i) 他の使用の許諾に関する決定の法的な有効性は、加盟国において司法上の審査又は他の独立の審査（別個の上級機関によるものに限る。）に服する。

(j) 他の使用について提供される報酬に関する決定は、加盟国において司法上の審査又は他の独立の審査（別個の上級機関によるものに限る。）に服する。

(k) 加盟国は、司法上又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために他の使用が許諾される場合には、(b) 及び (f) に定める条件を適用する義務を負わない。この場合には、報酬額の決定に当たり、反競争的な行為を是正する必要性を考慮することができる。権限のある当局は、その許諾をもたらした状況が再発するおそれがある場合には、許諾の取消しを拒絶する権限を有する。

(l) 他の特許（次の (i) から (iii) までの規定において「第 1 特許」という。）を侵害することなしには実施することができない特許（これらの規定において「第 2 特許」という。）の実施を可能にするために他の使用が許諾される場合には、次の追加的条件を適用する。

(i) 第 2 特許に係る発明には、第 1 特許に係る発明との関係において相当の経済的重要性を有する重要な技術の進歩を含む。

(ii) 第 1 特許権者は、合理的な条件で第 2 特許に係る発明を使用する相互実施許諾を得る権利を有する。

(iii) 第 1 特許について許諾された使用は、第 2 特許と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS196	アルゼンチンの特許保護及び	米国	終了（二国間合	判断せず

	データ保護		意)	
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 33 条 保護期間

保護期間は、出願日から計算して 20 年の期間が経過する前に終了してはならない。(注)

(注) 特許を独自に付与する制度を有していない加盟国については、保護期間を当該制度における出願日から起算することを定めることができるものと了解する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS37	ポルトガルの工業所有権法の特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS114	カナダの医薬品の特許保護	EU	終了（小委員会報告）	判断せず
DS170	カナダの特許保護期間	米国	終了（上級委員会報告）	違反該当
DS549	中国の技術移転に関する措置	EU	協議要請	未決着

第 34 条 方法の特許の立証責任

(1) 第 28 条 (1) (b) に規定する特許権者の権利の侵害に関する民事上の手続において、特許の対象が物を得るための方法である場合には、司法当局は、被申立人に対し、同一の物を得る方法が特許を受けた方法と異なることを立証することを命じる権限を有する。このため、加盟国は、少なくとも次のいずれかの場合には、特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物について、反証のない限り、特許を受けた方法によって得られたものと推定することを定める。

(a) 特許を受けた方法によって得られた物が新規性のあるものである場合

(b) 同一の物が特許を受けた方法によって生産された相当の可能性があり、かつ、特許権者が妥当な努力により実際に使用された方法を確定できなかった場合

(2) 加盟国は、(1) の (a) 又は (b) のいずれかに定める条件が満たされる場合に限り、侵害したと申し立てられた者に対し (1) に規定する立証責任を課することを定めることができる。

(3) 反証の提示においては、製造上及び営業上の秘密の保護に関する被申立人の正当な利益を考慮する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず

第 39 条

(1) 1967 年のパリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争からの有効な保護を確保するために、加盟国は、開示されていない情報を (2) の規定に従って保護し、及び政府又は政府機関に提出されるデータを (3) の規定に従って保護する。

(2) 自然人又は法人は、合法的に自己の管理する情報が次の (a) から (c) までの規定に該当する場合には、公正な商慣習に反する方法 (注) により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得し又は使用することを防止することができるものとする。

(注) この (2) の規定の適用上、「公正な商慣習に反する方法」とは、少なくとも契約違反、信義則違反、違反の教唆等の行為をいい、情報の取得の際にこれらの行為があったことを知っているか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示されていない当該情報の取得を含む。

(a) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること

(b) 秘密であることにより商業的価値があること

(c) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられていること

(3) 加盟国は、新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品の販売の承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、不公正な商業的使用から当該データを保護する。更に、加盟国は、公衆の保護に必要な場合又は不公正な商業的使用から当該データが保護されることを確保するための措置がとられる場合を除くほか、開示されることから当該データを保護する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS171	アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護	米国	終了 (二国間合意)	判断せず
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了 (二国間合意)	判断せず
DS372	中国の金融情報に係る配信規制	EU	終了 (二国間合意)	判断せず
DS549	中国の技術移転に関する措置	EU	協議要請	未決着
DS583	トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置	EU	終了 (仲裁裁定発行)	判断せず

第 3 部 知的所有権の行使

第 1 節 一般的義務

第 41 条

(1) 加盟国は、この部に規定する行使手続によりこの協定が対象とする知的所有権の侵害行為に対し効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため、当該行使手続を国内法において確保する。このような行使手続は、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

(2) 知的所有権の行使に関する手続は、公正かつ公平なものとする。この手続は、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付され又は不当な遅延を伴うものであってはならない。

(3) 本案についての決定は、できる限り、書面によって行い、かつ、理由を示す。この決定は、少なくとも手続の当事者に対しては不当に遅延することなく提供される。本案についての決定は、当事者が意見を述べる機会を与えられた証拠にのみ基づく。

(4) 手続の当事者は、最終的な行政上の決定について及び、事件の重要性に係る加盟国の国内法上の管轄に関する規定に従い、本案についての最初の司法上の決定の少なくとも法律面について、司法当局による審査の機会を有する。ただし、刑事事件の無罪判決に関し審査の機会を与える義務を負わない。

(5) この部の規定は、一般的な法の執行のための司法制度とは別の知的所有権に関する執行のための司法制度を設ける義務を生じさせるものではなく、また、一般的に法を執行する加盟国の権能に影響を及ぼすものでもない。この部のいかなる規定も、知的所有権に関する執行と一般的な法の執行との間の資源の配分に関して何ら義務を生じさせるものではない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置 (EC に対する申し立て)	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS124	EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS125	EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シークエンス合意）	違反該当

DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着
DS526	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対UAE】	終了（取下げ）	判断せず
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	（違反該当）
DS611	中国の禁訴令に関する措置	EU	小委員会設置	未決着

第2節 民事上及び行政上の手続及び救済措置

第42条 公正かつ公平な手続

加盟国は、この協定が対象とする知的所有権の行使に関し、民事上の司法手続を権利者（注）に提供する。被申立人は、十分に詳細な内容（主張の根拠を含む。）を含む書面による通知を適時に受ける権利を有する。当事者は、独立の弁護人を代理人とすることが認められるものとし、また、手続においては、義務的な出頭に関して過度に重い要件を課してはならない。手続の当事者は、その主張を裏付けること及びすべての関連する証拠を提出することについての正当な権利を有する。手続においては、現行の憲法上の要請に反さない限り、秘密の情報を特定し、かつ、保護するための手段を提供する。

（注）この部の規定の適用上、「権利者」には、権利を主張する法的地位を有する連合及び団体を含む。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着

DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着
DS526	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対UAE】	終了（取下げ）	判断せず
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	（違反該当）

第 43 条 証拠

(1) 一方の当事者がその主張を十分裏付ける合理的に入手可能な証拠を提出し、かつ、他方の当事者の有する当該主張の裏付けに関連する証拠を特定した場合には、司法当局は、適当な事実において秘密の情報の保護を確保することを条件として、他方の当事者にその特定された証拠の提示を命じる権限を有する。

(2) 手続の一方の当事者が必要な情報の利用の機会を故意にかつ十分な理由なしに拒絶し若しくは合理的な期間内に必要な情報を提供せず又は行使に関連する手続を著しく妨げる場合には、加盟国は、双方の当事者が主張又は証拠に関し意見を述べる機会を与えられることを条件として、提供された情報（情報の利用の機会の拒絶によって悪影響を受けた他方の当事者が提示した申立て又は主張を含む。）に基づいて、暫定的及び最終的な決定（肯定的であるか否定的であるかを問わない。）を行う権限を司法当局に与えることができる。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 44 条 差止命令

(1) 司法当局は、当事者に対し、知的所有権を侵害しないこと、特に知的所有権を侵害する輸入物品の管轄内の流通経路への流入を通関後直ちに防止することを命じる権限を有する。加盟国は、保護の対象であって、その取引が知的所有権の侵害を伴うことを関係者が知るか又は知ることができる合理的な理由を有することとなる前に当該関係者により取得され又は注文されたものに関しては、当該権限を与える義務を負わない。

(2) 政府又は政府の許諾を受けた第三者が権利者の許諾を得ないで行う使用については、当該使用を明示的に定める第 2 部の規定に従うことを条件として、加盟国は、この部の他の規定にかかわらず、当該使用に対する救済措置を、第 31 条 (h) の規定による報酬の支払に限定することができる。当該使用であってそのような救済措置の限定の対象とならないものについては、この部に定める救済措置が適用され、又は、当該救済措置が国内法令に抵触する場合には、宣言的判決及び適当な補償が行われるものとする。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作権隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作権隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS611	中国の禁訴令に関する措置	EU	小委員会設置	未決着

第 45 条 損害賠償

(1) 司法当局は、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的所有権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命じる権限を有する。

(2) 司法当局は、また、侵害者に対し、費用（適当な弁護人の費用を含むことができる。）を権利者に支払うよう命じる権限を有する。適当な場合において、加盟国は、侵害者が侵害活動を行っていることを知らなかったか又は知ることができる合理的な理由を有していなかったときでも、利益の回復又は法定の損害賠償の支払を命じる権限を司法当局に与えることができる。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作権隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作権隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 46 条 他の救済措置

侵害を効果的に抑止するため、司法当局は、侵害していると認めた物品を、権利者に損害を与えないような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除し又は、現行の憲法上の要請に反さない限り、廃棄することを命じる権限を有する。司法当局は、また、侵害物品の生産のために主として使用される材料及び道具を、追加の侵害の危険を最小とするような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除することを命じる権限を有する。このような申し立てを検討する場合には、侵害の重大さと命ぜられる救済措置との間の均衡の必要性及び第三者の利益を考慮する。不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定

DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作権隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シーケンス合意）	違反該当

第 47 条 情報に関する権利

加盟国は、司法当局が、侵害の重大さとの均衡を失しない限度で、侵害者に対し、侵害物品又は侵害サービスの生産又は流通に関与した第三者を特定する事項及び侵害物品又は侵害サービスの流通経路を権利者に通報するよう命じる権限を有することを定めることができる。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作権隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 48 条 被申立人に対する賠償

(1) 司法当局は、当事者に対し、その申し立てにより措置がとられ、かつ、当該当事者が行使手続を濫用した場合には、その濫用により不法に要求又は制約を受けた当事者が被った損害に対する適当な賠償を支払うよう命じる権限を有する。司法当局は、また、申立人に対し、費用（適当な弁護人の費用を含むことができる。）を被申立人に支払うよう命じる権限を有する。

(2) 知的所有権の保護又は行使に係る法の運用に関し、加盟国は、当該法の運用の過程において措置が誠実にとられ又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作権隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 49 条 行政上の手続

民事上の救済措置が本案についての行政上の手続の結果として命ぜられる場合には、その手続は、この節に定める原則と実質的に同等の原則に従う。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 3 節 暫定措置

第 50 条

(1) 司法当局は、次のことを目的として迅速かつ効果的な暫定措置をとることを命じる権限を有する。

(a) 知的所有権の侵害の発生を防止すること。特に、物品が管轄内の流通経路へ流入することを防止すること（輸入物品が管轄内の流通経路へ流入することを通関後直ちに防止することを含む。）

(b) 申し立てられた侵害に関連する証拠を保全すること

(2) 司法当局は、適当な場合には、特に、遅延により権利者に回復できない損害が生じるおそれがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限を有する。

(3) 司法当局は、申立人が権利者であり、かつ、その権利が侵害されていること又は侵害の生じる差し迫ったおそれがあることを十分な確実性をもって自ら確認するため、申立人に対し合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求し、並びに被申立人を保護し及び濫用を防止するため、申立人に対し十分な担保又は同等の保証を提供することを命じる権限を有する。

(4) 暫定措置が他方の当事者が意見を述べる機会を与えられることなくとられた場合には、影響を受ける当事者は、最も遅い場合においても、当該暫定措置の実施後遅滞なく通知を受ける。暫定措置の通知後合理的な期間内に、当該暫定措置を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかの決定について、被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。

(5) 暫定措置を実施する機関は、申立人に対し、関連物品の特定に必要な情報を提供するよう要求することができる。

(6) (1) 及び (2) の規定に基づいてとられる暫定措置は、本案についての決定に至る手続が、合理的な期間（国内法令によって許容されるときは、暫定措置を命じた司法当局によって決定されるもの。その決定がないときは、20 執務日又は 31 日のうちいずれか長い期間を超えないもの）内に開始されない場合には、被申立人の申立てに基づいて取り消され又は効力を失う。ただし、(4) の規定の適用を妨げるものではない。

(7) 暫定措置が取り消された場合、暫定措置が申立人の作為若しくは不作為によって失効した場合又は知的所有権の侵害若しくはそのおそれがあったことが後に判明した場合には、司法当局は、被申立人の申立てに基づき、申立人に対し、当該暫定措置によって生じた損害に対する適当な賠償を支払うよう命じる権限を有する。

(8) 暫定措置が行政上の手続の結果として命ぜられる場合には、その手続は、この節に定める原則と実質的に同等の原則に従う。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS83	デンマークの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS86	スウェーデンの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 4 節 国境措置に関する特別の要件

第 51 条 税関当局による物品の解放の停止

加盟国は、この節の規定に従い、不正商標商品又は著作権侵害物品（注 1）が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申立てを提出することができる手続（注 2）を採用する。加盟国は、この節の要件を満たす場合には、知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申立てを可能とすることができる。加盟国は、自国の領域から輸出されようとしている侵害物品の税関当局による解放の停止についても同様の手続を定めることができる。

（注 1）この協定の適用上、

（a）「不正商標商品」とは、ある商品について有効に登録されている商標と同一であり又はその基本的側面において当該商標と識別できない商標を許諾なしに付した、当該商品と同一の商品（包装を含む。）であって、輸入国の法令上、商標権者の権利を侵害するものをいう。

（b）「著作権侵害物品」とは、ある国において、権利者又は権利者から正当に許諾を受けた者の承諾を得ないである物品から直接又は間接に作成された複製物であって、当該物品の複製物の作成が、輸入国において行われたとしたならば、当該輸入国の法令上、著作権又は関連する権利の侵害となったであろうものをいう。

（注 2）権利者によって若しくはその承諾を得て他の国の市場に提供された物品の輸入又は通過中の物品については、この手続を適用する義務は生じないと了解する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック	ブラジル	協議要請	未決着

	ク医薬品の通過差止			

第 52 条 申立て

前条の規定に基づく手続を開始する権利者は、輸入国の法令上、当該権利者の知的所有権の侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し、及び税関当局が容易に識別することができるよう物品に関する十分詳細な記述を提出することが要求される。権限のある当局は、申立てを受理したか、しなかったか及び、権限のある当局によって決定される場合には、税関当局が措置をとる期間について、合理的な期間内に申立人に通知する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 53 条 担保又は同等の保証

(1) 権限のある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有する。担保又は同等の保証は、手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。

(2) 意匠、特許、回路配置又は開示されていない情報が用いられている物品に関して、この節の規定に基づく申立てに伴い、当該物品の自由な流通への解放が司法当局その他の独立した当局以外の権限のある当局による決定を根拠として税関当局によって停止された場合において、第 55 条に規定する正当に権限を有する当局による暫定的な救済が与えられることなく同条に規定する期間が満了したときは、当該物品の所有者、輸入者又は荷受人は、侵害から権利者を保護するために十分な金額の担保の提供を条件として当該物品の解放についての権利を有する。ただし、輸入のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。当該担保の提供により、当該権利者が利用し得る他の救済措置が害されてはならず、また、権利者が合理的な期間内に訴えを提起する権利を行使しない場合には、担保が解除されることを了解する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 54 条 物品の解放の停止の通知

輸入者及び申立人は、第 51 条の規定による物品の解放の停止について速やかに通知を受ける。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定

DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 55 条 物品の解放の停止の期間

申立人が物品の解放の停止の通知の送達を受けてから 10 執務日（適当な場合には、この期間は、10 執務日延長することができる。）を超えない期間内に、税関当局が、本案についての決定に至る手続が被申立人以外の当事者により開始されたこと又は正当に権限を有する当局が物品の解放の停止を延長する暫定措置をとったことについて通報されなかった場合には、当該物品は、解放される。ただし、輸入又は輸出のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。本案についての決定に至る手続が開始された場合には、合理的な期間内に、解放の停止を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかについて、被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。第 1 段から第 3 段までの規定にかかわらず、暫定的な司法上の措置に従って物品の解放の停止が行われ又は継続される場合には、第 50 条（6）の規定を適用する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 58 条 職権による行為

加盟国において、権限のある当局が、ある物品について知的所有権が侵害されていることを伺わせる証拠を得た際に職権により行動して当該物品の解放を停止する制度がある場合には、

（a） 当該権限のある当局は、いつでも権限の行使に資することのある情報の提供を権利者に求めることができる。

（b） 輸入者及び権利者は、速やかにその停止の通知を受ける。輸入者が権限のある当局に対し当該停止に関して異議を申し立てた場合には、当該停止については、第 55 条に定める条件を準用する。

（c） 加盟国は、措置が誠実にとられ又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 59 条 救済措置

権利者の他の請求権を害することなく及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として、権限のある当局は、第 46 条に規定する原則に従って侵害物品の廃棄又は処分を命じる権限を有する。不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、当該権限のある当局は、変更のない状態で侵害商品の積戻しを許容し又は異なる税関手続に

委ねてはならない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シークエンス合意）	違反該当
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 5 節 刑事上の手続

第 61 条

加盟国は、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。適当な場合には、制裁には、侵害物品並びに違反行為のために主として使用される材料及び道具の差押え、没収及び廃棄を含む。加盟国は、知的所有権のその他の侵害の場合、特に故意にかつ商業的規模で侵害が行われる場合において通用される刑事上の手続及び刑罰を定めることができる。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS82	アイルランド及び EU の著作権及び著作隣接権	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS115	EU の著作隣接権付与に係る措置	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS124	EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS125	EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シークエンス合意）	違反非該当
DS526	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール 【対 UAE】	終了（取下げ）	判断せず
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	（違反該当）

第 4 部 知的所有権の取得及び維持並びにこれらに関連する当事者間手続

第 62 条

(1) 加盟国は、第 2 部第 2 節から第 6 節までに規定する知的所有権の取得又は維持の条件として、合理的な手続及び方式に従うことを要求することができる。この手続及び方式は、この協定に合致するものとする。

(2) 知的所有権の取得について権利が登録され又は付与される必要がある場合には、加盟国は、権利の取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として、保護期間が不当に短縮されないように、権利の登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する。

(3) 1967 年のパリ条約第 4 条の規定は、サービス・マークについて準用する。

(4) 知的所有権の取得又は維持に関する手続並びに、加盟国の国内法令が定める場合には、行政上の取消し及び異議の申立て、取消し、無効等の当事者間手続は、第 41 条 (2) 及び (3) に定める一般原則により規律される。

(5) (4) に規定する手続における最終的な行政上の決定は、司法当局又は準司法当局による審査に服する。ただし、退けられた異議の申立て又は行政上の取消しに係る決定については、これらの手続を求めた理由に基づき無効確認手続を行うことができることを条件として、当該審査の機会を与える義務を負わない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了 (上級委員会報告)	判断せず
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了 (二国間合意)	判断せず

第 5 部 紛争の防止及び解決

第 63 条 透明性の確保

(1) この協定が対象とする事項（知的所有権の取得可能性、範囲、取得、行使及び濫用の防止）に関し加盟国が実施する法令、最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定は、各国政府及び権利者が知ることができるような方法により当該加盟国の国語で公表し又は、公表が实际的でない場合には、公に利用可能なものとする。各加盟国の政府又は政府機関の間において有効なこの協定が対象とする事項に関する合意も公表する。

(2) 加盟国は、この協定の実施について貿易関連知的所有権理事会が検討することに資するために (1) に規定する法令を同理事会に通報する。同理事会は、その義務の履行について加盟国の負担を最小とするよう努めるものとし、また、当該法令についての共通の登録制度の設立に関する WIPO との協議が成功する場合には、当該法令を同理事会に直接通報する義務を免除することを決定することができる。この関連において、同理事会は、1967 年のパリ条約第 6 条の 3 に基づくこの協定上の義務に従って行われる通知について、必要となる措置を検討する。

(3) 各加盟国は、他の加盟国からの書面による要請に応じて、(1) に規定する種類の情報を提供できるように準備する。加盟国は、知的所有権の分野に関する特定の司法上若しくは行政上の決定又は 2 国間協定がこの協定に基づく自国の権利に影響を及ぼす

と信じるに足りる理由を有する場合には、当該特定の司法上若しくは行政上の決定若しくは 2 国間協定を利用すること又はこれらの十分詳細な情報を得ることを書面により要請することができる。

(4) (1) , (2) 及び (3) の規定は、加盟国に対し、法令の実施を妨げる等公共の利益に反し又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の開示を要求するものではない。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS83	デンマークの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS86	スウェーデンの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置 (EC に対する申し立て)	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS611	中国の禁訴令に関する措置	EU	小委員会設置	未決着

第 6 部 経過措置

第 65 条 経過措置

(1) (2) , (3) 及び (4) の規定に従うことを条件として、加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後 1 年の期間が満了する前にこの協定を適用する義務を負わない。

(2) 開発途上加盟国は、(1) に定めるところによりこの協定を適用する日から更に 4 年の期間、この協定（第 3 条、第 4 条及び第 5 条の規定を除く。）の適用を延期することができる。

(3) 中央計画経済から市場自由企業経済への移行過程にある加盟国であって、知的所有権制度の構造的な改革を行い、かつ、知的所有権法令の準備及び実施において特別な問題に直面しているものも、(2) に規定する延期の期間を享受することができる。

(4) 開発途上加盟国は、(2) に規定するこの協定の当該開発途上加盟国への一般的な適用の日において、この協定により物質特許の保護をその領域内で物質特許によって保護していない技術分野に拡大する義務を負う場合には、第 2 部第 5 節の物質特許に関する規定の当該技術分野への適用を更に 5 年の期間延期することができる。

(5) (1) , (2) , (3) 又は (4) に規定する経過期間を援用する加盟国は、当該経過期間の間の国内法令及び慣行の変更がこの協定との適合性の程度を少なくすることとはならないことを確保する。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS36	パキスタンの医薬品農業用化学品の特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS37	ポルトガルの工業所有権法の特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS50	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	米国	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS59	インドネシアの自動車関連措置	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS79	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS83	デンマークの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS86	スウェーデンの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS170	カナダの特許保護期間	米国	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS171	アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず

第 7 部 制度上の措置及び最終規定

第 70 条 既存の対象の保護

(1) この協定は、加盟国がこの協定を適用する日の前に行われた行為に関し、当該加盟国について義務を生じさせるものではない。

(2) この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定は、加盟国のこの協定を適用する日における既存の保護の対象であって、当該加盟国において同日に保護されており又はこの協定に基づく保護の基準を満たし若しくは後に満たすようになるものに関し、当該加盟国について義務を生じさせる。この (2) から (4) までの規定について、既存の著作物についての著作権に関する義務は、1971 年のベルヌ条約第 18 条の規定に基づいてのみ決定されるものとし、また、既存のレコードに関するレコード製作者及び実演家の権利に関する義務は、第 14 条 (6) の規定に従って準用される同条約第 18 条の規定に基づいてのみ決定される。

(3) 加盟国がこの協定を適用する日に公共のものとなっている保護の対象については、保護を復活する義務を負わない。

(4) 保護の対象を含む特定の物に関する行為がこの協定に合致する加盟国の国内法令に基づき初めて侵害行為となる場合であって、当該行為が世界貿易機関協定を当該加盟国が受諾する日の前に開始されたとき又は当該行為について当該日の前に相当な投資が行われたときは、加盟国は、この協定を適用する日の後継続して行われる当該行為に関し権利者が利用し得る救済措置の制限を定めることができる。ただし、その場合には、加盟国は、少なくとも、衡平な報酬の支払を定める。

(5) 加盟国は、この協定を適用する日の前に購入された著作物の原作品又は複製物については、第 11 条及び第 14 条 (4) の規定を適用する義務を負わない。

(6) 加盟国は、この協定が知られる日の前に使用の許諾が政府によって与えられた場合には、権利者の許諾を得ない使用について、第 31 条の規定又は特許権が技術分野について差別することなく享受されるとの第 27 条 (1) の要件を適用することを要求されない。

(7) 加盟国において登録が保護の条件となっている知的所有権の場合には、当該加盟国がこの協定を適用する日に係属中の保護の出願については、この協定に規定する一層広範な保護を請求するために補正をすることを認める。当該補正には、新たな事項を含まない。

(8) 加盟国が世界貿易機関協定の効力発生の日に第 27 条の規定に基づく義務に応じた医薬品及び農業用の化学品の特許の保護を認めていない場合には、当該加盟国は、

(a) 第 6 部の規定にかかわらず、同協定の効力発生の日から、医薬品及び農業用の化学品の発明の特許出願をすることができるよう措置をとる。

(b) (a) の特許出願について、出願日又は、優先権が利用可能であり、かつ、主張される場合には、当該優先権に係る出願の日にこの協定に定める特許の対象に関する基準を適用していたものとして、この協定を適用する日に当該基準を適用する。

(c) (a) の特許出願であって、(b) の基準を満たすものについて、特許の付与の日以後、第 33 条の規定に従い (a) の特許出願の出願日から計算した特許期間の残りの期間この協定に従って特許の保護を与える。

(9) 加盟国において、ある物質が (8) (a) の規定に従ってされた特許出願の対象である場合には、第 6 部の規定にかかわらず、当該加盟国において販売の承認を得た日から 5 年間又は当該日から当該加盟国において物質特許が与えられ若しくは拒絶されるまでの期間のいずれか短い期間排他的販売権を認める。ただし、世界貿易機関協定が効力を生じた後他の加盟国においてその物質について特許出願がされ、特許が与えられ及び販売の承認が得られている場合に限る。

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS36	パキスタンの医薬品農業用化学 品の特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS37	ポルトガルの工業所有権法の特 許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS42	日本の外国レコードの遡及保護	EU	終了（二国間合意）	判断せず
DS50	インドの医薬品及び農業用化学 品の特許保護	米国	終了（上級委員会報 告）	違反該当
DS79	インドの医薬品及び農業用化学 品の特許保護	EU	終了（上級委員会報 告）	違反該当
DS82	アイルランドの著作権及び著作 隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作権隣接権付与 に係る措置（EC に対する申し立 て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS170	カナダの特許保護期間	米国	終了（上級委員会報 告）	判断せず
DS171	アルゼンチンの医薬品特許保護 及び農業化学品のデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデ ータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず

2. 個別案件（DS番号順）

個別案件を DS 番号順で、以下に記載する。

（ハイライト）2024 年 1 月以降に新たな動きのあった個別案件

DS611（中国の禁訴令に関する措置（EU 申立））

2023 年 1 月 27 日、DSB は EU の要請に従い小委員会を設置した。

2023 年 7 月 4 日、EU と中国は、この紛争について DSU 第 25 条に基づく仲裁手続きに合意したことを DSB に通知した。この手続きは、EU と中国が多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）を有効にするため、また、上訴機関が上訴を審理できない場合に、この紛争で出された最終パネル報告書に対する上訴を仲裁人が決定するための枠組みを設定する目的で締結された。

その後、2024 年 12 月 11 日、ロジスティクスや多数の証拠書類の徹底的な精査に要する時間などの要因が重なったため、小委員会は DSB に対し、最終報告書を締約国に提出するのは 2025 年第 1 四半期の終わり頃になる予定であると通知した。

DS615（米国の半導体に関する措置（中国申立））

2022 年 12 月 12 日、中国は、米国が特許所有者に特許を譲渡または承継する権利とライセンス契約を締結する権利を付与していないことは TRIPS 協定第 28 条に整合的ではないとして、最初の協議要請を行った。

2024 年 12 月 19 日、中国は米国に対して、DSU 第 4.4 条に従い、問題となっている措置の特定および申し立ての法的根拠の提示を含め、以下の 4 回目の協議要請を行った。

問題となっている措置は、米国の技術分野における「リーダーシップ」を維持するという政治的および経済的な考慮に基づいており、差別的かつ偽装された貿易制限を構成している。問題となっている措置は、特定の先進コンピューティング半導体チップ、スーパーコンピュータ製品、半導体製造製品、その他の製品、およびそれらの関連サービスや技術の貿易を差別的かつ恣意的に制限する輸出管理規則一式である。問題となっている措置は、貿易制限であり、本協定の様々な規定に基づく米国の義務に反するものである。これには、以下が含まれるが、これに限定されない。

特許所有者が (a) 特許の譲渡または継承による移転、(b) ライセンス契約の締結を妨げるため、TRIPS 協定の第 28 条に抵触する。

2024 年 12 月 27 日、米国は DSB に対し、以下の通信を加盟国に回覧するよう要請した。

米国は TRIPS 協定第 64.1 条等に基づく中国からの協議要請を受領した。中国の要請は、米国の国家安全保障を保護するために 2018 年の輸出管理改革法およびその施行規則である輸出管理規則に従って米国がとった特定の措置に関するものである。国家安全保障に関する問題は政治的な問題であり、WTO の紛争解決手続きによる審査や解決は不可能である。WTO の全加盟国は、自国の安全保障上の重大な利益の保護に必要と考える措置を独自に決定する権限を保持しており、これは GATT1994 の第 21 条、GATS の第 14 条の 2、および TRIPS 協定の第 73 条の条文に反映されている。中国が挙げた措置は、国家安全保障の問題であり、WTO 紛争解決手続きによる審査や解決が不可能であるという米国の見解を損なうこと、米国は中国の協議要請を受け入れる。

中国の裁判所による、標準必須特許 (SEP) に係る世界規模のライセンス条件の措置 (EU 申立 : DS 番号 632) (未決着)

2025 年 1 月 20 日、EU は、中国に対し、WTO 紛争解決制度上の協議を要請したことを公表した。協議要請の概要は、以下のとおりである。

対象措置

① 中国の裁判所による標準必須特許 (SEP) に係る世界規模のライセンス条件の決定

- ・中国法では、SEP ポートフォリオの世界規模のライセンス条件（ロイヤリティ率を含む）を、当事者（とりわけ特許権者）の同意なく、決定し、外国特許権に係る部分を含めその決定を執行することが可能とされている。

- ・例えば、OPPO 対 Nokia 事件に関する重慶第一中級人民法院の判決（2023 年 11 月 28 日）は、Nokia の SEP に係る世界的なライセンス条件を、Nokia の反対にもかかわらず、決定した。中国の法律に基づき、他の中国の裁判所は、中国外の SEP を対象とする世界的なライセンスについて、両当事者、特に特許権者の同意を得ずにライセンス条件を決定すること

ができる。この決定は両当事者を拘束し、中国国内で執行可能であり、他の中国の裁判所が世界的なライセンス条件を決定する同様の判決を行った十分な兆候がある。

- ・かかる措置は、紛争当事者が、中国以外の国で付与された特許について、当該国で権利を行使し、義務を履行すること、そして、中国以外の国の裁判所が、自国で付与した特許に関する事件を審理判断することを制約する。

○違反する協定（例示）：

- ・パリ条約 4 条の 2（TRIPS 協定 2 条 1 項）（中国の措置は、決定の対象となる当事者が他の加盟国の裁判所で訴訟を開始または継続する可能性を制限する効果があり、その結果、他の加盟国の裁判所やその他の当局がその管轄で発行された特許の登録や有効性に関する問題を決定する可能性を制限する効果もある。）

- ・TRIPS 協定 28 条 1 項（単独で、またはパリ条約 4 条の 2 と併せて）（中国の措置は、決定の対象となる当事者、特に特許権者が、中国国外の特許の対象である製品の製造、使用、売り出し、販売、輸入に関する問題を決定するために、他の加盟国の裁判所で訴訟を開始または継続する可能性を制限する効果があり、また、他の加盟国の裁判所やその他の当局が、その管轄内で発行された特許の登録または有効性に関する問題を決定する可能性を制限する効果もある。）

- ・TRIPS 協定 28 条 2 項（単独で、またはパリ条約 4 条の 2 と併せて）（中国の措置は、ライセンス契約に関する問題について、決定の対象となる当事者、特に特許権者が、他の加盟国の裁判所で訴訟を開始または継続する可能性を制限する効果があり、また、ライセンス契約に関連して、他の加盟国の裁判所およびその他の当局が、その管轄内で発行された特許の登録または有効性に関する問題を決定する可能性を制限する効果もある。）

- ・TRIPS 協定 1 条 1 項（単独で、または TRIPS 協定 28 条 1 項と併せて）（中国の措置は、特許権者が、他の加盟国の領域内で、特許の対象である製品について、特許権者の同意を得ていない第三者が、その製品の製造、使用、売り出し、販売、輸入を行わないよう、特許権者が独占的に有する権利を行使することを制限する効果がある。）

- ・TRIPS 協定 1 条 1 項（単独で、または TRIPS 協定 28 条 2 項と併せて）（中国の措置は、その特許を付与した加盟国内における標準必須特許の使用に関する FRAND による契約のライセンス条件について、中国外の特許標準必須特許の所有者が自由に交渉し、合意する権利を制限する効果がある。）

- ・TRIPS 協定 1 条 1 項（単独で、または TRIPS 協定 44 条と併せて）（特許権者が中国以外の加盟国で侵害行為の差止めを求める可能性を制限する効果がある。）

② 中国による情報提供義務の不履行

- ・TRIPS 協定 63 条 3 項に基づく EU の情報提供要請に対する中国の義務不履行（2023 年 12 月 20 日、EU は中国に対して、2023 年 11 月 28 日付の重慶第一中級人民法院による OPPO 対 Nokia 事件判決文の提出を要請した。その司法判断は、特許ライセンス条件（ロイヤリティ率を含む）に関するものである。中国の回答は、TRIPS 協定第 63 条 3 項の 2 文に基づく義務と矛盾しているように思われる。）

（1）日本の外国レコードの遡及保護（米国申立：DS28）（EU申立：DS42）（終了（二国間合意））

(協議要請の理由)

日本は 1971 年以前の外国音楽ソフトの著作隣接権の保護を欠いており、これは TRIPS 協定第 3 条、第 4 条、第 14 条（実演家、レコード製作者等の保護）、第 61 条、第 65 条、第 70 条に違反する。

(その後の経緯)

日本は政策的観点から著作権法を改正し、著作隣接権の遡及的保護を 50 年まで拡大したことにより、協定解釈を行う小委員会の設置に至らずに紛争処理は終結した。

(経過)

1996.02.09: 米国が協議要請

1996.05.24: EU が協議要請（その後、DS28 と一本化）

1997.01.24: 日米二国間合意により妥結⁶

1997.11.07: 日 EU 二国間合意により妥結⁷

(2) パキスタンの医薬品農業用化学品の特許保護（米国申立：DS36）（終了（二国間合意））

(協議要請の理由)

パキスタンの医薬品・農業用化学品に関する特許保護制度が TRIPS 協定第 27 条、第 65 条、第 70 条に違反するとして米国が申立てをした。

(その後の経緯)

パキスタンが法改正して対応するとして二国間合意し紛争処理は終結した。

(経過)

1996.04.30: 協議要請

1996.07.03: 小委員会設置要請

1997.02.28: 二国間合意通報⁸

(3) ポルトガルの工業所有権法の特許保護（米国申立：DS37）（終了（二国間合意））

(協議要請の理由)

⁶ Japan – Measures Concerning Sound Recordings (WT/DS28/4, IP/D/1/Add1, World Trade Organization, February 5, 1997) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/28-4.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁷ Japan – Measures Concerning Sound Recordings (WT/DS28/4, IP/D/4/Add1, World Trade Organization, November 17, 1997) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/4A1.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁸ Pakistan - Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (WT/DS36/4 IP/D/2/Add/1, World Trade Organization, March 7, 1997) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/2A1.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

ポルトガルの工業所有権法下の特許保護が、TRIPS 協定第 33 条、第 65 条、第 70 条に違反するとして米国が申立てをした。

(その後の経緯)

ポルトガルが法改正して対応するとして二国間合意し紛争処理は終結した。

(経過)

1996.04.30: 協議要請

1996.10.03: 二国間合意通報⁹

(4) インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護 (米国申立 : DS50) (EU 申立 : DS79) (終了 (上級委員会報告))¹⁰

(協議要請の理由)

インドは医薬品及び農業用化学品の特許保護を行っておらず、また、経過期間中の途上国の義務である医薬品等の特許出願制度及び当該製品の排他的販売権を設けていない。これは TRIPS 協定第 27 条 (特許の対象)、第 63 条、第 65 条、第 70 条 8 項 (医薬品等の経過期間中の特許出願)、第 70 条 9 項 (医薬品等の経過期間中の排他的販売権) に違反する。

(小委員会報告)

インドは医薬品・農業用化学品の物質特許申請の新規性・優先性を保護する適切な措置及び期間排他的販売権を付与する措置を確立していないとして、TRIPS 協定第 63 条 1 項、第 63 条 2 項、第 70 条 8 項 (a)、第 70 条 9 項違反を認定した¹¹。

(上級委員会報告)

第 70 条 8 項 (a)、及び第 70 条 9 項については小委員会の判断を支持したものの、第 63 条については小委員会の付託事項ではないとして、小委員会の判断を破棄。第 70 条 8 項 (a)、及び第 70 条 9 項の解決について、紛争解決機関 (DSB) にインドの法改正を提案した¹²。

⁹ Portugal – Patent Protection under the Industrial Property Act (WT/DS37/2 IP/D/3/dd.1, World Trade Organization, October 8, 1996)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/IP/D/3A1.pdf&Open=True> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 6 日)。

¹⁰ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護 (パネル・上級委) (岩沢雄司委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 6 日)。

¹¹ India – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (WT/D50/R, World Trade Organization, September 5, 1997)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/50R.PDF&Open=True> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 6 日)。

¹² India – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (WT/D50/AB/R, World Trade Organization, December 19, 1997)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/50ABR.pdf&Open=True> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 6 日)。

（その後の経緯）

1999 年 3 月 26 日に公布された法改正により解決した¹³。アメリカは、インドが設立した排他的販売権制度は TRIPS 協定の基準を満たしておらず、インドは TRIPS 協定（70 条を含む）上の義務を履行していないとして、インドに対して協議を要請した。アメリカは、協議によっても満足しうる解決が得られない場合には、紛争解決了解第 21 条 5 項に従って、実施措置と TRIPS 協定の適合性に関する意見の相違を最小に小委員会に付託することを求めた。ただし、アメリカは、紛争解決了解第 21 条 5 項に基づく付託要請の前に正式な協議を行う義務はないとの立場を明らかにした¹⁴。

（経過）

（米国申立：DS50）

1996.07.02: 米国が協議要請（EU 第三国参加）

1996.11.07: 小委員会設置要請

1996.11.20: 小委員会設置（EU 第三国参加）

1997.09.05: 小委員会報告書配布

1997.10.15: インドが上級委員会申立て

1997.12.19: 上級委員会報告書配布

1998.01.16: 上級委員会報告書採決

1999.01.20: 米国が勧告実施のためのインドの措置を小委員会に付託

（EU 申立：DS79）

1997.04.28: EU が協議要請

1997.10.16: 小委員会設置（米国第三国参加）

1998.09.22: 小委員会報告書採決

（各条文の判断と理由）

第 27 条：判断せず

第 63 条：判断せず（小委員会で違反認定されたが、上級委員会で破棄）

DS50 の小委員会で「インドが主張する仮出願制度の存在は、第 63 条 1 項に基づく公表の方法としては不十分であり、第 63 条 2 項に基づく義務に関しては、特許改正令が失効した後、インドは仮出願の取扱いについて TRIPS 理事会に報告しなかった。」として、第 63 条 1 項および 2 項に基づく透明性の義務を果たさなかったと認定した。その後、上級委員会は、「アメリカの小委員会設置要請文書には、TRIPS 協定第 63 条は援用されてない。従って、第 63 条に基づくアメリカの主張は小委員会の付託事項に含まれないといわざるを得

¹³ India – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (WT/D50/10/Add.4 WT/DS79/6, World Trade Organization, April 16, 1999)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/50-10A4.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

¹⁴ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護（パネル・上級委）（岩沢雄司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

ない」として、小委員会の認定は誤りであると判断した。

第 65 条：判断せず

第 70 条：違反該当

(小委員会)

以下を根拠に違反認定をした。

TRIPS 協定第 70 条 8 項 (b) 及び (c) は、TRIPS 協定第 65 条の経過措置の規定に基づき、将来インドが「この協定を適用する日」からインドを拘束する。TRIPS 協定第 70 条 8 項の下でインドが負う義務は、(a) に基づき仮出願を可能にする措置をとる義務のみである。インドは行政慣行によって仮出願が可能になっていると主張するが、インドの行政官はこの行政慣行に従うと特許法の義務規定に違反しなければならない。たとえ実施されていなくても、法律の義務規定は経済活動に影響を与える。インドの慣行は、医薬品及び農業化学品に関して新規性及び優先権の保持を確保するための十分な法的基礎を欠く。WTO 協定規定の違反を主張する側が、その主張を挙証する責任を負う。本件では、アメリカはその挙証を十分行った。従って、挙証責任はインドの側に移る。透明性の問題を別にしても、公表されていない行政慣行が TRIPS 協定第 70 条 8 項にいう「措置」に当たるかは疑問である。また、「排他的販売権の申請が拒否されたことがなくても、行政府が排他的販売権を付与する法的権限を持っていない。」として、TRIPS 協定第 70 条 9 項違反を認定した。

(上級委員会)

「行政慣行は特許法に優先するとは思えないので、発明の新規性及び出願の優先権を保持するための堅固な法的基礎を与えるとはいえない」として、仮出願を受け付けるためのインドの行政慣行は TRIPS 協定第 70 条 8 項に適合しないとした小委員会の結論に同意した。また、TRIPS 協定第 70 条 9 項が「第 6 部の規定にかかわらず」と定めており、同項が WTO 協定の発効日から適用されることが明らかであるため、インドが TRIPS 協定第 70 条 9 項に違反しているとの小委員会の認定に同意する。

(5) インドネシアの自動車関連措置 (米国申立：DS59) (終了 (小委員会報告))¹⁵

(協議要請の理由)

インドネシアは一定の現地調達率の達成と過去に登録されていない独自の商標の使用を条件に、自動車部品の輸入関税及び奢侈税を免除する「国民車」構想を導入した。これは、GATT 第 1 条、第 3 条 (最恵国待遇、内外無差別)、TRIPM (貿易関連投資措置) 協定第 2 条、TRIPS 協定第 3 条、第 20 条、第 65 条 (内国民待遇、商標の要件) 等に違反する。

(その後の経緯)

¹⁵ Indonesia – Certain Measures Affecting the Automobile Industry (WT/DS54/R, WT/DS55/R, WT/DS59/R, WT/DS64/R, World Trade Organization, July 2, 1998)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/MultiDDFDocuments/14191/Q:/WT/DS/64R-01.pdf;Q:/WT/DS/64R-02.pdf;Q:/WT/DS/64R-03.pdf/ (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日) ..

小委員会報告を採択し、新ポリシー（the 1999 Automotive Policy）を発効することで解決した¹⁶。

（経過）

1996.10.08: 米国が協議要請

1997.06.12: 小委員会設置要請

1997.07.30: 小委員会設置

1998.07.02: 小委員会報告書配布

1998.07.23: 小委員会報告書採択（TRIPS 協定部分は証拠不十分で違反の認定せず。）

（各条文の判断と理由）

第 3 条：判断せず（証拠不十分）

第 20 条：判断せず（証拠不十分）

第 65 条：判断せず（証拠不十分）

（6）アイルランドの著作権及び著作隣接権（米国申立：DS82）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

アイルランドの著作隣接権付与の制度が TRIPS 協定第 9-14 条、第 63 条、第 65 条、第 70 条に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）

アイルランド著作権法改正により解決した。

（経過）

1997.05.14: 協議要請

1998.01.09: 小委員会設置要請

1998.02.13: 小委員会設置要請取下げ

2000.11.06: 三国間合意通報¹⁷ ¹⁸

（7）デンマークの知的財産権の権利行使（米国申立：DS83）（終了（二国間合意））

¹⁶ Indonesia – Certain Measures Affecting the Automobile Industry (WT/DS54/17/Add.1, WT/DS55/16/Add.1, WT/DS59/15/Add.1, WT/DS64/14/Add.1, World Trade Organization, July 15, 1999)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/54-17A1.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

¹⁷ Ireland – Measures Affecting the Grant of Copyright and Neighbouring Rights (WT/DS/82/3, WT/DS115/3, IP/D/8/Add.1, IP/D/12/Add.1, World Trade Organization, September 13, 2002)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/12A1.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

¹⁸ ⑩を参照。アイルランド、EC、米国の 3 カ国の相互合意。

(協議要請の理由)

デンマークが知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは TRIPS 協定第 50 条、第 63 条、第 65 条による義務に違反するとして米国が申立てをした。

(その後の経緯)

デンマーク司法行政法改正により解決した。

(経過)

1997.05.14: 協議要請

2001.06.07: 二国間合意通報¹⁹

(8) スウェーデンの知的財産権の権利行使 (米国申立 : DS86) (終了 (二国間合意))

(協議要請の理由)

スウェーデンが知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは TRIPS 協定第 50 条、第 63 条、第 65 条による義務に違反するとして米国が申立てをした。

(その後の経緯)

スウェーデン著作権法、商標法、特許法、意匠法等改正により解決した。

(経過)

1997.05.28: 協議要請

1998.12.02: 二国間合意通報²⁰

(9) カナダの医薬品の特許保護 (EU申立 : DS114) (終了 (小委員会報告))^{21 22}

(協議要請の理由)

カナダの特許法等は医薬品の特許保護が十分でなく、TRIPS 協定第 7 条、第 8 条、第 27 条 1 項 (特許の対象)、第 28 条 (特許の権利)、第 30 条、第 33 条 (特許期間) に整合的でない。

¹⁹ Denmark – Measures Affecting the Enforcement of Intellectual Property Rights (WT/DS83/2, IP/D/9/Add.1, World Trade Organization, June 13, 2001)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q/IP/D/9A1.pdf&Open=True> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 6 日) .

²⁰ Sweden – Measures Affecting the Enforcement of Intellectual Property Rights (WT/DS86/2, IP/D/10/Add.1, December 11, 1998)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q/IP/D/10a1.pdf&Open=True> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 6 日) .

²¹ DS114: Canada — Patent Protection of Pharmaceutical Products (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds114_e.htm (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 6 日) .

²² WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2001 年度版 DS114: カナダ-医薬品特許保護 (パネル) (中川淳司委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2001/01-1.pdf (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 6 日) .

(小委員会報告)

カナダ特許法第 55 条 2 項 (2) は、TRIPS 協定第 28 条に基づき特許権者に付与された排他的権利を制限しており、TRIPS 協定第 30 条に認められた限定的例外にも該当しないとして TRIPS 協定第 28 条 1 項違反を認定した²³。

(その後の経緯)

カナダは小委員会報告を受けて TRIPS 協定に整合的でないとされた国内法規を改正し、紛争処理は終結した。

(経過)

1997.12.19: EU が協議要請

1998.11.12: EU が小委員会設置要請

1999.02.01: 小委員会設置

2000.03.17: 小委員会報告書配布

2000.04.07: 小委員会報告書採択

2000.06.20: 勧告実施期間について仲裁に付託

2000.10.07: 仲裁勧告

(各条文の判断と理由)

第 27 条：違反非該当

TRIPS 協定第 27 条 1 項の無差別原則が TRIPS 協定第 30 条に基づく例外措置に適用されるかどうかについて、TRIPS 協定第 27 条 1 項の規定は、特許権の享受に関する差別を一般的に禁止しており、TRIPS 協定第 30 条に基づく例外措置がこの無差別原則の適用を受けないと解することはできない。強制実施と政府使用に関する特許権の制限を規定した TRIPS 協定第 31 条に TRIPS 協定第 27 条 1 項の無差別原則が適用されることは一般に認められており、TRIPS 協定第 31 条と TRIPS 協定第 30 条を区別する根拠は見出しがたい。したがって、TRIPS 協定第 27 条 1 項の無差別原則は TRIPS 協定第 30 条の例外措置にも適用される。

規制当局の審査のための例外が TRIPS 協定第 27 条 1 項の無差別原則に違反するかどうかについて、過去の GATT 及び WTO の紛争解決事例は、様々な差別（法律上の（*de jure*）差別と事実上の（*de facto*）差別）を扱ってきた。そして、上級委員会が繰り返し確認してきたように、差別の問題は、一般的な無差別原則ではなく具体的な条文の正確な解釈によって判断されてきた。本件も、具体的な事案に即してこの問題を判断する。まず、規制当局の審査のための例外が法律上の差別に当たるかどうかについては、カナダ特許法第 55 条 2 項 (1) の文言は医薬品だけにこの例外を認めておらず、この条文の起草過程を援用して法律上の差別に当たると主張する EC の議論は十分な証拠を欠いている。次に、この例外が事実上の差別に当たるかどうかについては、この例外がそのような効果を持つこと、またこの例外がそのような目的で設けられたことのいずれについても、明確な証拠は出され

²³ Canada – Patent Protection of Pharmaceutical Products (WT/DS114/R, World Trade Organization, March 17, 2000) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/114R.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

ていない。したがって、規制当局の審査のための例外は、カナダが TRIPS 協定 27 条 1 項の下で負う義務とは抵触しない。

第 28 条：違反該当

貯蔵のための例外を認めたカナダ特許法第 55 条 2 項 (2) が、特許の有効期間中に特許権者の承諾なしに第三者に特許物の「製造」あるいは「使用」を認めており、TRIPS 協定第 30 条の例外で正当化されない限り TRIPS 協定第 28 条 1 項に違反することを認めている。したがって、問題は、貯蔵のための例外が TRIPS 協定第 30 条によって正当化されるかどうかである。TRIPS 協定第 30 条は、特許により与えられる排他的権利の例外が認められるための基準として、例外が「限定的」であること、例外が「特許の通常の実施を不当に妨げない」こと、例外が「第三者の正当な利益を考慮し、特許権者の正当な利益を不当に害さないこと」という 3 つの規準を挙げている。これらの規準のいずれか 1 つでも充足されなければ、TRIPS 協定第 30 条の例外は認められない。また、これら 3 つの規準は相互に別個の要件を意味するものと解されなければならない。当事国の議論に従い、まず、TRIPS 協定の目的を検討し、次いで、各規準の解釈を行う。

TRIPS 協定第 30 条の存在は、TRIPS 協定第 28 条 1 項が認めた特許権の内容が一定の限定を被ることを示している。他方で、TRIPS 協定第 30 条に盛り込まれた 3 つの規準は、TRIPS 協定の起草者が、TRIPS 協定第 30 条によって協定の基本的なバランスを揺るがすことまでは意図していなかったことを示している。TRIPS 協定第 30 条の正確な射程は、これら 3 つの規準の解釈によって明らかにされる。その際、TRIPS 協定第 7 条と TRIPS 協定第 8 条 1 項に規定された協定の目的と制限を念頭に置く必要がある。まず、「限定的な例外」であるかどうかについて、「例外」がそれ自体として限定的な場合を意味する以上、「限定的な」という形容詞は、「例外」を制限する狭い意味に解釈されなければならない。「限定的」かどうかは、特許権者の排他的権利を制限する度合によって判断される。貯蔵のための例外は、特許権者の承諾なしに特許物を無制限に製造し使用することを特許の有効期間満了前の 6 ヶ月間にわたって第三者に認めるものであり、特許権者の製造と使用に関する排他的権利を大幅に侵害する。したがって、貯蔵のための例外は「限定的な例外」とはいえない。貯蔵のための例外が、規制当局の審査のための例外に該当する医薬品を製造しあるいは使用する第三者に限られていることも、また、その期間が特許の有効期間満了前の 6 ヶ月に限られていることも、この例外の「限定性」に関する上記の結論を覆すだけの説得的な根拠とはならない。以上から、貯蔵のための例外は TRIPS 協定第 30 条によって正当化されないという結論が導かれた。TRIPS 協定第 30 条の例外に関する他の 2 つの規準の検討は不要である。

第 33 条：判断せず

(10) アイルランドの著作隣接権付与に係る措置 (EC に対する米国申立 : DS115) (終了 (二国間合意))

(協議要請の理由)

アイルランドの著作隣接権付与の制度が TRIPS 協定第 9-14 条、第 63 条、第 65 条、第 70

条に違反するとして、米国が欧州共同体との協議を申立てた。

(その後の経緯)

アイルランド知的財産法及び著作権及びその関連法の改正により解決した。

(経過)

1998.01.06: 協議要請

1998.01.09: 小委員会設置要請

2000.11.06: 三国間合意通報²⁴

(1 1) EU及びギリシャの知的財産権の権利行使(米国申立: DS124)(米国申立: DS125) (終了(二国間合意))

(協議要請の理由)

ギリシャにおいて著作権者の許可なく動画及びテレビ番組が放映され、権利保護の措置がとられていないのは TRIPS 協定第 41 条、第 61 条に違反するとして米国が申立てをした。

(その後の経緯)

著作権に関する法改正により解決した。

(経過)

1998.04.30: 協議要請

2001.03.20: 二国間合意通報²⁵

(1 2) EUの医薬品及び農薬品の特許保護(カナダ申立: DS153)(未決着)

(協議要請の理由)

欧州の医薬品特許の保護期間延長に関する EC 規則第 1768/92 号、農薬品特許の保護期間延長に関する EC 規則第 1610/96 号が、技術分野による差別的取り扱いを禁じた TRIPS 協定第 27 条 1 項(特許の対象)に違反する。

(その後の経緯)

WTO ウェブサイトは 2010 年 2 月 24 日が最終更新日であり、その後の状況記載なし²⁶。

²⁴ European Communities – Measures Affecting the Grant of Copyright and Neighbouring Rights (WT/DS/82/3, WT/DS115/3, IP/D/8/Add.1, IP/D/12/Add.1, World Trade Organization, September 13, 2002)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/12A1.pdf&Open=True> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日)。

²⁵ European Communities – Enforcement of Intellectual Property Rights for Motion Pictures and Television Programs (WT/DS/124/2, IP/D/13/Add.1, World Trade Organization, March 26, 2001)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/13A1.pdf&Open=True> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日)。

²⁶ DS153: European Communities – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds153_e.htm (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日)。

(経過)

1998.12.02: カナダが協議要請

(13) 米国の著作権法110条(5) (EU申立: DS160) (暫定合意) ^{27 28}

(協議要請の理由)

米国著作権法第 110 条 (5) は、一定の状況下では、ロイヤルティを支払うことなく、ラジオ、テレビ等のプログラムを流すことが許される”home style exemption”を規定しているが、この規定はベルヌ条約第 11 条の 2 (1)、第 11 条 (1) に整合的でなく、ベルヌ条約第 1 から第 21 条の規定を遵守することを定めた TRIPS 協定第 9 条 1 項 (ベルヌ条約との関係) に違反する。

(小委員会報告)

米国著作権法第 110 条 (5) (B) の規定は、TRIPS 協定第 13 条で認められている著作権保護の例外の要件を満たしていないとして、TRIPS 協定第 9 条 1 項に基づき、ベルヌ条約第 11 条の 2 (1) (ii) 及び第 11 条 (1) (iii) 違反を認定した。

(その後の経緯)

2003 年 6 月 23 日に暫定合意に達したが、合意期限の 2004 年 12 月 21 日までには状況は改善されず、未だに法改正に至っていない ²⁹。小委員会勧告の実効性に関わる問題である ³⁰。

(経過)

1999.01.26: EU が協議要請

1999.04.15: EU が小委員会設置要請

1999.05.26: 小委員会設置

2000.06.15: 小委員会報告書配布

2000.07.27: 小委員会報告書採択

2000.11.22: 勧告実施期間について仲裁に付託

²⁷ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS160: 米国-著作権法 110 条(5) (パネル) (道垣内 正人委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-9.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日)。

²⁸ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2003 年度版 DS160: 米国-著作権法 110 条(5)DSU25 条に基づく仲裁裁定 (末啓一郎委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2003/03-1.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日)。

²⁹ United States – Section 110(5) of the US Copyright Act (WT/DS160/24/Add.195, World Trade Organization, October 15, 2021)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/160-24A195.pdf&Open=True> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日)。

³⁰ 2023 年版不正貿易報告書第 I 部各国・地域別政策・措置第 3 章米国 105 ページ (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2023/pdf/2023_01_03.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日)。

2001.01.15: 仲裁勧告
2001.10.12: 勧告実施のための米国の措置について仲裁勧告
2002.01.07: EU が対抗措置承認申請
2002.01.17: 米国が仲裁を要請
2002.01.18: 仲裁に付託
2002.02.26: 仲裁手続中断
2003.06.23: 二国間暫定合意

(各条文の判断と理由)

第 9 条：違反該当

本件で問題となっている米国著作権法第 110 条 5 項の (B) 号は、3750 平方フィート未満の広さの飲食店、及び 2000 平方フィート未満の広さの小売店に適用されるので、小委員会としては、「制限及び例外」の範囲は上記のものよりも大きいものとする。EC は、70% の飲食店及び 45% の小売店が、事業者免除を潜在的な受益者であると指摘している。

小委員会としては、問題となっている免除規定が「特別の場合」という要件に十分に整合的であるかどうかは、EC の主張のように、免除の潜在的な受益者の範囲が問題であるとする。小委員会に提出された事実に関する情報によれば、大多数の飲食店、及び約半数の小売店が (B) 号の免除を受けることを示している。したがって、小委員会としては、当該免除が、第 1 要件の「特別の場合」には該当するものではないと判断する。

米国は、事業者免除が対象としている市場はこれまで集中管理団体によって著作権管理がされてこなかった市場であるという主張を裏付けるため、いくつかの数字を提出している。米国によれば、米国の集中管理団体は、1995 年に National Licensed Beverage Association (NLBA) と私的グループ・ライセンス協定を締結し（以下、NLBA 協定という）、当時の法令以上に免除を拡大しており、その内容は 1998 年に制定された公正な音楽ライセンス法とほぼ同一のものであるとされる。しかし、小委員会としては、NLBA 協定は交渉によって成立したものであり、法令とは異なり、通常の利用に影響する市場の発展に応じて変更・終了が可能なものである以上、1998 年改正後の法令が TRIPS 協定第 13 条の第 2 要件を充足するものであるかどうかの判断の際に、NLBA 協定の存在は影響を与えない。事業者免除によって、大多数の飲食店、及び約半数の小売店が免除を受けており、著作権者は、ベルヌ条約第 11 条の 2 (1) (iii) 及び 11 条 (1) (ii) に基づく権利行使による潜在的収益を失っている。さらに、事業者免除においては、ラジオやテレビによる放送がカバーされ、コンパクトディスクやカセットテープ（あるいは生演奏）による音楽著作物の演奏はカバーされていない。米国は歴史的な理由があると主張しているが、区別する理論的理由は示されていない。小委員会は、音楽を流すメディアの違いによるこのような区別は、これまで録音物による演奏あるいは生演奏をしていた事業者が、放送による音楽の演奏にその選択を変更する誘因となるのではないかと考える。著作権者は、事業者免除によって免除を受ける事業者によって使用される放送された音楽について許諾する権利を期待するものであり、したがって、小委員会としては、かかる (B) 号の適用範囲は、著作物の通常の利用に抵触するものであり、TRIPS 協定第 13 条の第 2 要件に反するものであると判断する。

(14) カナダの特許保護期間（米国申立：DS170）（終了（上級委員会報告））³¹

（協議要請の理由）

カナダ特許法は 1989 年 10 月以前の出願に関し、特許成立の日から 17 年間しか保護しておらず、出願の日から 20 年以上の保護を与えることを義務づけた TRIPS 協定第 33 条（保護期間）と整合的でない。また、協定適用の日において係属中の出願についても、協定に定められたより広範な保護を与えるための補正を認めることを義務づけた TRIPS 協定第 70 条 7 項（既存の保護の対象）とも整合的でない。

（小委員会報告）

TRIPS 協定第 70 条 2 項に従い、カナダは TRIPS 協定適用の日の特許保護されていた発明についても TRIPS 協定上の義務が求められるのであり、特許の最低保護期間を 20 年とする TRIPS 協定第 33 条違反を認定した。

（上級委員会報告）

小委員会の判断を支持した。

（その後の経緯）

上級委員会報告を採択し、法改正をすることで解決した。

（経過）

1999.05.06: 米国が協議要請
1999.07.15: 米国が小委員会設置要請
1999.09.22: 小委員会設置
2000.05.05: 小委員会報告書配布
2000.06.19: カナダが上訴
2000.09.18: 上級委員会報告書配布³²
2000.10.12: 上級委員会報告書採択

（各条文の判断と理由）

第 33 条：違反該当

（小委員会）

TRIPS 協定第 70 条 2 項にいう「保護されている・・・対象」には特許によって保護されている発明が含まれる。これには 1996 年 1 月 1 日時点でカナダ特許法によって保護されている発明が含まれる。TRIPS 協定加盟国は、協定適用開始時点で有効な特許について、TRIPS 協

³¹ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS170: カナダ-特許保護に関する期間（パネル・上級委）（中川淳司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-8.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

³² Canada – Term of Patent Protection (WT/DS170/AB/R, World Trade Organization, September 18, 2000)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/170ABR.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

定第 33 条を含めて協定が規定するすべての義務を負う。以上より、カナダは旧法上の特許に対しても TRIPS 協定第 33 条の義務を負う。

TRIPS 協定第 33 条は出願から 20 年間の保護期間を義務付けており、それよりも短い保護期間を許容するものではない。TRIPS 協定第 33 条を満足するためには旧法上の特許が例外なく出願後 20 年以上の保護期間を認められなければならない。

TRIPS 協定第 1 条 1 項により加盟国は協定上の義務の実施に関する裁量を認められており、TRIPS 協定第 62 条 2 項と TRIPS 協定第 33 条を併せ読むと、保護期間についての裁量が認められるとのカナダは主張するが、TRIPS 協定第 62 条 2 項は権利の開始時期に関する規定であって、第 33 条が規定する権利終了までの保護期間には関わりがない。

言葉の通常の意味に照らすと、保証されているといえるためには、特許権者が出願から 20 年以上の保護期間を権利として認められなければならない。審査の非公式の遅延を認めるかどうかは審査官の裁量であって、出願者が 20 年以上の保護期間を権利として認められているとはいえない。出願後 20 年以上の保護期間を確保するために認められているとカナダが主張する手続（審査遅延）は、協定第 62 条 1 項にいう「合理的な手続」とはいえず、これは同項に違反する。カナダの主張する審査遅延手続は「不必要に複雑」であり、また「不当な遅延」を伴うものであり、第 41 条 2 項及び第 62 条 4 項に違反する。

以上から、カナダ特許法第 45 条は TRIPS 協定第 33 条が要求する出願から 20 年間の保護期間を保障していないと小委員会判断した。

（上級委員会）

小委員会の結論を支持した。

第 65 条：判断せず

第 70 条：判断せず

（15）アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護（米国申立：DS171） （終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

アルゼンチンにおける薬品に対する特許保護の欠如と排他的商業特権を付与する効率的な体制の欠如、及び経過期間における協定との整合性を減ずるような法律等の変更は、TRIPS 協定第 65 条 5 項に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）

法改正等により解決した。

（経過）

1999.05.06: 協議要請

2002.05.31: 二国間合意通報³³

(16) EUの農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護（米国申立：DS174）（豪州申立：DS290）（終了（小委員会報告））³⁴

（協議要請の理由）

欧州委員会規則 2081/92 は、地理的表示に関し内国民待遇を与えておらず、地理的表示と同様の又は類似の、以前から存在する商標について十分な保護を与えていない。このような EC 規則は、TRIPS 協定第 3 条（内国民待遇）、第 16 条（商標について与えられる権利）、第 24 条（地理的表示の保護により、当該地理的表示と同一の又は類似の、地理的表示として知られる以前から存在する商標に関する保護を害すことを禁止）の規定に違反している。

（小委員会報告）

EU の制度が外国地理的表示の保護要件として、当該外国における EU の地理的表示への同等の保護（「同等性及び相互主義要件」）を求めていること等は、TRIPS 協定第 3 条 1 項及び GATT 第 III 条（内国民待遇）に反するとした一方、既に登録されている商標と同一又は類似の地理的表示の限定的な登録については、TRIPS 協定第 16 条 1 項に反するが、第 17 条（商標権に係る限定的な例外）によって正当化されるとした。

（その後の経緯）

地理的表示に関する規則は改正された³⁵。

（経過）

1999.06.01: 米国が協議要請（カナダ第三国参加）

2003.04.17: 豪州により協議要請

2003.08.18: 米国、豪州により小委員会設置要請

2003.10.02: 小委員会設置（ニュージーランド、アルゼンチン、メキシコ、台湾、スリランカ、チェコ、ハンガリー、ブルガリア等第三国参加）

2005.03.15: 小委員会報告書配布

2005.04.20: 小委員会報告書採択

（各条文の判断と理由）

³³ Argentina – Patent Protection for Pharmaceuticals and Test Data Protection for Agricultural Chemicals (WT/DS171/3, WT/DS196/4, IP/D/18/Add.1, IP/D/22/Add.1, World Trade Organization, June 20, 2002)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/22A1.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

³⁴ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2005 年度版 DS174/290: EC-農薬品及び食品の商標及び地理的表示の保護（パネル）（米谷三以委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2005/05-7.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

³⁵ European Communities – Protection of Trademarks and Geographical Indications for Agricultural Products and Foodstuffs (WT/DS174/25/Add.3, WT/DS290/23/Add.3, World Trade Organization, April 11, 2006)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/290-23A3.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

第 1 条：判断せず

第 2 条：判断せず

第 3 条：違反該当

TRIPS 協定第 3 条 1 項違反を立証するには、二つの要素の証明が必要である。一つは、対象措置が、「知的財産権の保護に関」するものであること、もう一つは、自国の国民に対する取り扱いよりも「不利でない待遇」をその他の国民に付与していることである。地理的表示保護規則は、地理的表示に関する知的財産権の利用可能性に言及しており、地理的表示が 2 章 3 節の対象である地理的表示に該当することに争いがない。本件においては、EC 域内の地理的表示を用いる EC 国民と EC 域内の地理的表示を用いる非 EC 国民、及び EC 域外の地理的表示を用いる EC 国民と EC 域外の地理的表示を用いる非 EC 国民との比較を行うとした。本件地理的表示保護規則は、地理的表示の保護を利用可能性に関して、EC 域内国国民に付与している待遇よりも不利な待遇を他の加盟国の国民に対して付与しており、TRIPS 協定第 3 条 1 項に違反する。

第 4 条：判断せず

第 10 条：判断せず

第 16 条：違反非該当

小委員会は、既に登録されている商標と同一又は類似の地理的表示であっても一定の場合には登録が可能である点については、TRIPS 協定第 16 条 1 項に違反するが、TRIPS 協定第 17 条によって正当化されるとした。

第 20 条：判断せず

第 22 条：判断せず

第 24 条：判断せず

第 41 条：判断せず

第 42 条：判断せず

第 44 条：判断せず

第 63 条：判断せず

第 65 条：判断せず

(17) 米国の1998年オムニバス法211条 (EU申立：DS176) (終了 (上級委員会報告)) ³⁶

(協議要請の理由)

米国 1998 年オムニバス法第 211 条は、キューバにより接収された企業が保有している商標の登録、更新及び権利行使を認めないことが規定されているところ、TRIPS 協定第 2～4 条、第 15～21 条、第 41 条、第 42 条、第 62 条の義務に整合的でない。

(小委員会報告)

米オムニバス法第 211 条 (a) (2) が商標権者の民事手続の権利を制限しており TRIPS 協定第 42 条に違反すると認定した。

(上級委員会報告)

米オムニバス法第 211 条は TRIPS 協定第 42 条には違反しないとして小委員会の判断を覆したが、商標・商号について最恵国待遇、内国民待遇を順守していないとして、TRIPS 協定第 2 条 1 項 (パリ条約 8 条)、第 3 条、第 4 条違反を認定した。

(その後の経緯)

しかしながら、米オムニバス法第 211 条の撤廃を含む法改正は行われていない ³⁷。

(経過)

1999.07.08: EU が協議要請

2000.06.30: EU が小委員会設置要請

2000.09.26: 小委員会設置 (カナダ、日本、ニカラグア第三国参加)

2001.08.06: 小委員会報告書配布

2001.10.04: EU が上訴 (2001.10.19 米国も上訴)

2002.01.02: 上級委員会報告書配布

2002.02.01: 上級委員会報告書採択

(各条文の判断と理由)

第 2 条：違反該当

(小委員会)

TRIPS 協定の適用対象となるのは、協定第 1 条 2 項に言及されている知的所有権のみであるとし、商号はこれに含まれていないので WTO 加盟国は商号を保護する義務を負うことはないと判断した。TRIPS 協定第 2 条 1 項は「加盟国は、第二部から第四部までの規定について、1969 年のパリ条約の第 1 条から第 12 条までの規定及び第 19 条の規定を遵守す

³⁶ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2002 年度版 DS176: 米国-オムニバス法 211 条 (パネル・上級委) (松下満雄委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2002/02-5.pdf (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

³⁷ 2023 年版不正貿易報告書第 I 部各国・地域別政策・措置第 3 章米国 105 ページ (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2023/pdf/2023_01_03.pdf (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

る。」と規定しているが、この規定が「・・・第二部から第四部までの規定について・・・」としていることからみて、第二部から第四部までに列挙されている知的所有権に関してのみパリ条約の規定を遵守すべきこととなる。したがって、パリ条約 8 条は商号について規定しているが、小委員会の解釈においては、これは TRIPS 協定上保護の対象とする必要のないものということとなる。

(上級委員会)

小委員会は TRIPS 協定第 1 条 2 項について、ここに言及されている知的所有権とは第二部第 1 節から第 7 節までに記載されている知的所有権のみであるとする。この小委員会の解釈はかかる知的所有権は第二部第 1 節から第 7 節の「表題」に記載されている知的所有権であるとするものである。しかし、この解釈は TRIPS 協定第 2 条 1 項の文言に反する。というのは TRIPS 協定第 2 条 1 項にはこれ以外のことも記載してあるからである。たとえば、第二部第 5 節は「特許」という表題となっているが、TRIPS 協定第 27 条 3 項は「・・・加盟国は特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組み合わせによって植物の品種の保護を定める。・・・」と規定しており、特許以外の制度も記載している。小委員会のように解釈すると、かかる制度は TRIPS 協定の保護の対象とはならないことになってしまう。また、TRIPS 協定第 2 条 1 項はパリ条約第 8 条を援用しており、小委員会のように解釈することは TRIPS 協定第 2 条 1 項によって援用されているパリ条約第 8 条の規定を無視し、これに効力を与えることを拒否することを意味するのである。そこで上級委員会はこの点に関する小委員会の判断を覆し、TRIPS 協定のもとにおいて WTO 加盟国は商号の保護をする義務を有するとした。

そして上級委員会は、小委員会報告書には上級委員会が米オムニバス法第 211 条 (a) (2) 及び (b) が商号の保護に関して TRIPS 協定に定める内国民待遇、最恵国待遇及び公正な司法手続きの規定に違反するか否かについて判断するための事実が記載されているとして、これについて検討を行った。そして、上級委員会は、商号についても商標についてと同じ理由によって、米オムニバス法第 211 条 (a) (2) 及び (b) の規定は内国民待遇、最恵国待遇及び公正な司法手続きの要請に違反すると判断した。

第 3 条：違反該当

(小委員会)

米オムニバス法第 211 条 (a) (2) によると、外国籍を有する権利承継者はその権利を米国裁判所によって承認し、執行してもらうことができないが、米国人はこれの対象外であり、かかる権利を承認、執行してもらうことができるように思われるので、表見上、差別があり、内国民待遇に違反するようにみえるとしている。しかし、結論として、連邦規則 515・201 条は、米国人が特別許可を受けることなく権利承継者となることを禁止していること、外国資産管理局はかかる許可をするか否かの裁量権を有していること、かかる裁量権がある場合、米国の措置が直ちに内国民待遇に違反するとはいえないことを指摘し、米当局がかかる許可を付与したことがないことに鑑みると、米国の措置が内国民待遇に違反することはないと判断した。米オムニバス法第 211 条 (b) に関しては、小委員会はこの規定は指定された国籍の者だけでなく、その権利承継者（非米国人のみならず米国人も含む。）の権利主張に対して米国裁判所はこれを承認し、執行してはならないとするものであることを指摘し、なんら内外差別はないと判断した。EC の商標権の原始権利所有者に関す

る主張については、小委員会は、米オムニバス法第 211 条 (a) (2) 及び (b) はいずれもかかる差別をしていないとして、EC の請求を棄却した。

(上級委員会)

原始権利所有者に関しては、米オムニバス法第 211 条 (a) (2) 及び (b) は「指定された国籍の者」に適用されるが、指定された国籍の者とはキューバ及びキューバ国籍を有する者とされており、キューバ国籍の者には適用され、米国人には適用されないことが明らかであり、ここからみると米国人とキューバ人との間では差別があると判断している。上級委員会は、米オムニバス法第 211 条 (2) 及び (b) は商標権の原始所有者はつねに商標の使用許諾を与えることができるので内外差別はないとの米国の主張に対しては、この主張は米国において商標権を主張しているキューバ国籍の原始商標権所有者とキューバにおいて事業又は資産（及び商標）を接収された原始商標所有者が同一人物であるとの仮定に立っており、この仮定は常に正しいとは限らず、EC が提示した事例においては、かかる仮定はおかれていないことを指摘し、米国の主張を排斥した。上級委員会は、(1) 米オムニバス法第 211 条 (a) (2) においては非米国人である権利承継者の権利請求については、米国裁判所は原始権利所有者からの明白な同意がない限り権利主張を認めることができないのであり、この点で米国政府の何らかの措置があるか否かは関係がないことを指摘し、及び、

(2) 米国人がひとつの手続的ハードルにのみ直面し、非米国人が二つの手続的ハードルに直面していることは、たとえ影響が小さいとしても、非米国人に対して内在的に不利な扱いとなっているとしている。さらに米国人が外国資産管理局による特別許可を取得したとしても、米裁判所はかかる米国人がその権利継承者としての権利を主張することを認めないので、米オムニバス法第 211 条によって課されている非米国人に対する権利主張の制限は米国人にも及ぶとの米国の主張に対しては、上級委員会は、米国はすべての事例において米国裁判所は米国人である権利承継者の権利主張を認めないことを立証していないとし、さらに、もし米国裁判所がすべての事例においてかかる権利主張を認めない公算が高いとしても、非米国人である権利承継者は二つのハードルの適用を受けるという意味において本質的に米国人に比較して不利な立場におかれていると指摘している。すなわち、米国裁判所が外国政府による不当な接収については法的効力を与えないとしても、この法理は米国人と非米国人の双方に適用されるものであるので、これによって非米国人が受ける不利益が相殺されるわけではない。上級委員会は以上の理由を挙げて、米オムニバス法第 211 条 (a) (2) は非米国人である権利承継者に対して米国人である権利承継者に対するよりもより不利な待遇をするものであり、パリ条約 2 条 (1) 及び TRIPS 協定第 3 条 1 項に違反すると判断した。

第 4 条：違反該当

(小委員会)

米オムニバス法はキューバ国籍の者に対して、キューバ国籍以外の国籍の外国人に対してより不利益待遇をするものではないとして、EC の主張を退けた。

(上級委員会)

米連邦規則 515.305 条及び米オムニバス法 (d) (1) が、キューバ国籍の者以外の者は、キューバ及びキューバ国籍を有する者の権利承継者である場合にのみ「指定された国籍の者」含まれるとしているので、キューバ国籍以外の外国人で原始権利所有者はこの範囲に

は含まれておらず米オムニバス法第 211 条の対象となっていないことに着目して、これはキューバ国籍の原始権利所有者に対して非キューバ国籍の外国人である原始権利所有者に対してよりも不利な待遇をするものであり、内国民待遇に違反するとした。

第 15 条：違反非該当

(小委員会)

TRIPS 協定第 15 条 2 項が「1 の規定は、加盟国が他の理由により商標の登録を拒絶することを妨げるものと解してはならない。」と規定しており、ある措置が TRIPS 協定第 15 条 2 項にいう「他の理由」に該当すれば加盟国は TRIPS 協定第 15 条 1 項の要件に合致する標識でも商標登録を拒否することができるというものである。そして、小委員会は、この除外例のなかには米国がキューバにおいて接收された事業及び資産に関連して使用されていた商標の登録を禁止することが含まれると解する余地があるとして、EC の主張を退けた。

(上級委員会)

問題点はパリ条約及び TRIPS 協定に明記されていない場合に、加盟国はいかなる場合に商標登録を拒絶できるかであるとし、さらにパリ条約第 6 条 1 項が加盟国に登録の条件について国内法で定める権限を付与していること等からみると、加盟国はパリ条約に明記されている事項でなくとも、パリ条約の禁止に該当しない限り、加盟国は自国法に基づいて登録拒絶事由を定めることができると解釈する。そこで上級委員会はこの点についての小委員会の判断を支持した。

第 16 条：違反非該当

(小委員会)

TRIPS 協定第 16 条 1 項は誰が商標の所有者であるかについては規定しておらず、この点に関する判断はもっぱら加盟国の国内法にゆだねられているとのことである。

(上級委員会)

TRIPS 協定第 16 条 1 項は排他権を登録商標の「所有者」に認めているが、かかる所有者をいかに決定するかについては定めていない。また、第 16 条 1 項は加盟国が商標権の付与にあたって登録を根拠とするか、使用を根拠とするかのいずれも可能としていることを指摘する。TRIPS 協定及びパリ条約の諸規定を検討しても、商標の所有者が誰であるべきかについて規定している規定は見当たらないとする。さらに、米オムニバス法第 211 条 (a)

(2) 条の適用によって、米国において商標権を有するとされる者の権利が否定されることはありうるが、TRIPS 協定やパリ条約はだれが商標権の所有者であるかについて規定していないので、この米オムニバス法の規定が TRIPS 協定第 16 条 1 項に違反するとはいえないと判断している。さらに米オムニバス法第 211 条 (b) もまた商標の所有者について規定しているものであるから、上記と同じ理由によって、これについても TRIPS 協定違反の問題は生じないとする。

第 17 条：判断せず

第 18 条：判断せず

第 19 条：判断せず

第 20 条：判断せず

第 21 条：判断せず

第 41 条：判断せず

第 42 条：違反非該当

(小委員会)

米オムニバス法第 211 (a) (2) 条がこの規定に違反すると判断した。その理由は、この規定が一定の条件がある場合に米国裁判所は商標権に関する権利主張を認めてはならないとしているので、これは権利者に対して法廷で権利主張をする道を閉ざすものであるということである。すなわち、米国においては、商標登録者は商標権者と推定されるのであり、この推定が覆されるまでは権利所有者として扱われることとなる。この者に対しては、権利者として法的主張を展開する機会が与えられるべきということである。しかし、米オムニバス法第 211 条 (b) が TRIPS 協定第 42 条に違反しているとの EC の主張に対しては、その立証が成り立っていないとの理由で請求を棄却した。

(上級委員会)

TRIPS 協定第 42 条が「権利の所有者」について規定していることに着目し、権利所有者には「権利があると主張している者」も含まれ、権利があると主張している当事者が裁判所で自己の主張を展開できなければ権利実現に向けて公正な司法手続きが準備されているとはいえないと判断している。上級委員会はこの点に関する小委員会の判断は正しいとし、WTO 加盟国は権利保有者に法的手続きを保障しなければならないが、この責務は権利保有者と推定される者に対する法的手続き保障をも含むものであるとする。また、TRIPS 協定第 42 条第 4 文は、知的財産権に関する司法手続きにおいて、「自己の主張を裏付ける」機会を与えられるべきとする。これは、加盟国は権利者がその主張を立証する十分な機会を与えなければならないことを意味するものである。そして、上級委員会の判断によると、TRIPS 協定第 42 条が付与する権利は手続的権利である。しかし、上級委員会は米オムニバス法第 211 条 (a) (2) 及び (b) は商標権の所有者について実体法的要件を定めるものであり、これは原則としては各国法にゆだねられているとする。上級委員会は以上を総合して、以下のように判断している。米オムニバス法第 211 条 (a) (2) は、米国裁判所において権利所有者にその請求を十分に主張することを禁止するものではない。権利主張については、米商標法及び連邦民事訴訟規則及び連邦証拠規則によって認められている。同法はただ単に一定の国籍の者が商標権の主張をする場合に、米裁判所がその権利を承認し、執行しないことを要求するのみである。したがって、この法律は TRIPS 協定第 42 条にいう手続的権利を侵害するものとは考えらず、これに違反するものとはいえない。米オムニバス法第 211 条 (b) もまた商標権の所有者に関するものであるので、上記の論旨が基本的には当てはまり、これの TRIPS 協定第 42 条との抵触は認められない。

第 62 条：判断せず

(18) 米国の1930年関税法337条 (EU申立 : DS186) (未決着)

(協議要請の理由)

米国関税法第 337 条は、2 度 GATT に小委員会で検討されている。2 度目の 1989 年の小委員会では、GATT 第 3 条で規定される輸入品に対する内国民待遇義務に違反するとされた。その後、同法は 1994 年ウルグアイ・ラウンド協定法により改正されたが、米国は小委員会の結論に沿った改正がなされておらず協定不整合な点が存在するとともに、TRIPS 協定第 2 条、第 3 条、第 9 条、第 27 条、第 41 条、第 42 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条の規定に違反している。

(その後の経緯)

WTO ウェブサイトは 2010 年 2 月 24 日が最終更新日であり、その後の状況記載なし³⁸。

(経過)

2000.01.12: EU が協議要請 (カナダ、日本第三国参加)

(19) アルゼンチンの特許保護及びデータ保護 (米国申立 : DS196) (終了 (二国間合意))

(協議要請の内容)

アルゼンチンは、医薬品等の秘密試験やデータに対する保護を怠っている等、TRIPS 協定第 27 条、第 28 条、第 31 条、第 34 条、第 39 条、第 50 条、第 62 条、第 65 条及び第 70 条に違反するとして米国が申立てをした。

(その後の経緯)

法改正等により解決した³⁹。

(経過)

2000.05.30: 協議要請

2002.05.31: 二国間合意通報

(20) ブラジルの特許保護 (米国申立 : DS199) (終了 (二国間合意))

(協議要請の理由)

ブラジルの 1996 年産業財産法では、強制実施権の設定に際してブラジル国内での実施の

³⁸ DS186: United States - Section 337 of the Tariff Act of 1930 and Amendments thereto (World Trade Organization ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds186_e.htm (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 6 日) .

³⁹ Argentina – Certain Measures on the Protection of Patents and Test Data (WT/DS171/3, WT/DS196/4, IP/D/18/ Add.1, IP/D/22/Add.1, June 20, 2002)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/22A1.pdf&Open=True> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 6 日) .

有無を要件として課しており、物の国内生産の有無について差別を禁じる TRIPS 協定第 27 条、第 28 条の規定に違反している。

（その後の経緯）

米国企業が保有する特許の強制実施権を発動するためにブラジル特許法第 68 条を適用する必要があると判断した場合、ブラジル政府は米国政府との事前協議を行うとして、二国間合意した⁴⁰。

（経過）

2000.05.30: 米国が協議要請

2001.01.08: 米国が小委員会設置要請

2001.02.01: 小委員会設置（日本、インド、ホンジュラス、ドミニカ第三国参加）

2001.07.05: 米・ブラジル二国間合意により妥結

（2 1）米国の特許法（ブラジル申立：DS224）（未決着）

（協議要請の理由）

米国特許法（第 18 章等）は、政府の助成を受けた発明に対する特許権について制限を設けているが、発明地等による差別を禁じた TRIPS 協定第 27 条、特許権者に与えられる権利を定めた第 28 条に違反する。

（その後の経緯）

WTO ウェブサイトは 2010 年 2 月 24 日が最終更新日であり、その後の状況記載なし⁴¹。

（経過）

2001.01.31: ブラジルが協議要請

（2 2）中国の知的財産の執行に関する問題（米国申立：DS362）（終了（シーケンス合意））

42 43

（協議要請の理由）

中国における、①商標の不正使用及び著作物の違法な複製に係る刑事手続き及び刑事罰

⁴⁰ Brazil – Measures Affecting Patent Protection (WT/DS199/4, G/L/454, IP/D/23/Add.1, World Trade Organization, July 19, 2001) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/23A1.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁴¹ DS224: United States – US Patents Code (World Trade Organization ウェブサイト) https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds224_e.htm（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁴² China – Measures Affecting the Protection and Enforcement of Intellectual Property Rights (WT/DS362/R, World Trade Organization, January 26, 2009) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/MultiDDFDocuments/69480/Q:/WT/DS/362R-00.pdf;Q:/WT/DS/362R-01.pdf;Q:/WT/DS/362R-02.pdf;Q:/WT/DS/362R-03.pdf;Q:/WT/DS/362R-04.pdf/（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁴³ 【WTO パネル・上級委員会報告書解説②】中国-知的財産権の保護・実施に関する措置（WT/DS362/R） - TRIPS 協定の権利行使に係る規律を巡って-（鈴木 将文 独立行政法人経済産業研究所）
<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/11p011.pdf>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

の扱い、②税関における没収された知的財産権侵害物品の処理、③中国国内での発行または流通が許可されていない作品に関する著作権及び著作隣接権の保護及び執行の欠如、④著作物の未許可の複製あるいは未許可の頒布のいずれかのみを行った刑事手続き及び刑事罰の欠如は TRIPS 協定第 9 条 1 項、第 14 条、第 41 条 1 項、第 46 条、第 59 条、第 61 条等に整合的でない。

(小委員会報告)

②の税関措置に関し、商標の単なる除去で十分であるとの点については TRIPS 協定第 59 条に非整合、③について TRIPS 協定第 9 条 1 項、41 条 1 項に非整合として米国の主張を是認する一方、①及び④について、米国は刑事罰の閾値が TRIPS 協定第 61 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしておらず、②について、税関措置のうち、侵害物品を競売に付しているとの点について、米国は TRIPS 協定第 59 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていないと判断した。

(その後の経緯)

中国が著作権法改正、及び、税関保護に関する規則改正を行い、シーケンス合意に至った⁴⁴。

(経過)

2007.04.10: 米国が協議要請

2007.08.13: 米国が小委員会設置要請

2007.09.25: 小委員会設置（日本、EU、ブラジル、インド、カナダ等第三国参加）

2009.01.26: 小委員会報告書配布

2009.03.20: 小委員会報告書採択

2010.03.19: 中国が勧告履行を報告

2010.04.08: 米中がシーケンス合意

(各条文の判断と理由)

第 3 条：判断せず

第 9 条：違反該当

中国著作権法第 4 条 1 文は、WTO 加盟国の国民の著作物を含め、ある種の著作物について、同法第 10 条の定める著作権の保護を否定するものであることが明文上明らかであり、かかる解釈は他の証拠によっても裏付けられる。「著作権」と「著作権保護」を区別する中国の議論は、中国著作権法第 4 条 1 文の文言上の根拠が示されていないのみならず、結局著作権が認められないということに帰着する。ある著作物について「著作権保護」が否定された場合に、著作者が「著作権」を享有できるとは考えられない。

中国は、「著作権保護」が否定された後に、著作者がどのような権利を行使できるかを説

⁴⁴ DS362: China – Measures Affecting the Protection and Enforcement of Intellectual Property Rights (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds362_e.htm（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

明できておらず、その権利は幻に過ぎない。

中国著作権法第 4 条 1 文により保護が否定される著作物とは、具体的には、内容審査で不合格とされた著作物、及び内容審査をパスするために削除された部分（当該部分が著作物性を認められる場合）が含まれる。これに対し、内容審査に提出されていない著作物、内容審査の結果を待っている著作物、改変されることによって内容審査をパスした著作物の改変前の版についても、中国著作権法第 4 条 1 文の保護が否定されると米国は主張するが、その立証は成功していない。中国著作権法第 10 条は、ベルヌ条約第 5 条 1 項が規定する、同条約が「特に与える権利」を定めている。また、中国著作権法第 4 条 1 文の「著作物」は、ベルヌ条約第 2 条 1 項の「文学的及び美術的著作物」の少なくとも一部を含むことは明らかである。以上から、中国著作権法、特に中国著作権法第 4 条 1 文は、TRIPS 協定第 9 条 1 項が援用するベルヌ条約第 5 条 1 項に違反する。

中国は、ベルヌ条約第 17 条（同条も TRIPS 協定第 9 条 1 項が援用する。）により、著作権を制限することが正当化される旨を主張する。しかし、検閲の可能性と、著作権の享有は別の問題であり、ベルヌ条約第 17 条は著作権の否定を正当化するものではない。

無方式主義を定めるベルヌ条約第 5 条 2 項（TRIPS 協定第 9 条 1 項が援用）に中国著作権法第 4 条 1 文が違反するとの米国の主張については、本小委員会として、中国著作権法第 4 条 1 文がベルヌ条約第 5 条 1 項に違反するとの判断をしている以上、さらに当該論点について判断をしても本件紛争の建設的な解決に役立たないことから、判断は不要である。

第 14 条：違反非該当

中国著作権法第 4 条が現に実演及びレコード又は録音物に適用される旨を実際に主張しておらず、小委員会として、判断すべき主張を特定できない。またベルヌ条約第 5 条 1 項に関する本小委員会の判断によって、米国の本論点に関する懸念は実質上対処されたと考えられる。

第 41 条：違反該当

中国著作権法第 5 章は、（権利侵害に対する）民事責任、行政措置及び刑事責任について規定する。しかし、中国著作権法第 4 条 1 文により著作権の保護が否定される場合は、中国著作権法第 5 章のもとで、TRIPS 協定第 3 部が定める広範な権利行使手続をとることは不可能である。従って、中国著作権法第 4 条 1 文は、権利行使手続を権利者のために確保することを義務づける TRIPS 協定第 41 条 1 項に違反する。

第 46 条：違反該当

第 59 条：違反該当

中国の税関措置では、違法に付された商標を単に除去すれば、不正商標商品が流通経路に解放されることが認められている。TRIPS 協定第 46 条 4 文における「例外的な場合」は限定的に解されるべきである。結論として、中国の税関措置は、「例外的な場合」に限らず、不正商標商品を、不正商標を単に除去した上で、流通経路に解放することを認めている。従って、税関措置は、TRIPS 協定第 46 条 4 文の定める原則を満たさないことから、同 59 条に違反する。

第 61 条：違反非該当

（著作権）本小委員会として、中国著作権法第 4 条 1 文がベルヌ条約第 5 条 1 項及び TRIPS 協定第 41 条 1 項に違反するとの判断をしている以上、さらに当該論点について判断をしても本件紛争の建設的な解決に役立たないことから、判断は不要である。

（刑事罰）米国は、TRIPS 協定第 61 条 1 文の違反について一応の立証をしていない。

（2 3）中国の金融情報に係る配信規制（EU 申立：DS372）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

EU、米国、カナダは、中国において、外国の金融情報供給者が新華社に指名された主体（entity）を通じて提供することを求められていることは、GATS 及び加盟議定書に非整合として申立てをした。

（その後の経緯）

覚書により二国間合意して解決した⁴⁵。

（経過）

2008.03.03: 協議要請

2008.12.04: 二国間合意通報

（2 4）EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止（インド申立：DS408）（ブラジル申立：DS409）（未決着）

（協議要請の理由）

ブラジル等の第三国を仕向地とするインドで製造したジェネリック医薬品が、オランダ税関で通過差止された問題に関する EU 及びオランダの措置は、GATT 第 5 条、第 10 条、TRIPS 協定第 28 条、第 41 条、第 42 条、TRIPS 協定と公衆衛生に関する 2003 年 8 月の決定と TRIPS 協定第 31 条等に整合的でない。

（その後の経緯）

WTO ウェブサイトは 2010 年 6 月 22 日が最終更新日であり、その後の状況記載なし⁴⁶
⁴⁷。

（経過）

（DS408）

⁴⁵ China – Measures Affecting Financial Information Services and Foreign Financial Information Suppliers (WT/DS372/4, S/L/319/Add.1, IP/D/27/Add.1, World Trade Organization, December 9, 2008)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q/IP/D/27A1.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁴⁶ DS408: European Union and a Member State – Seizure of Generic Drugs in Transit (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds408_e.htm（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁴⁷ DS409: European Union and a Member State – Seizure of Generic Drugs in Transit (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds409_e.htm（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

2010.05.11: インドが協議要請

2010.05.28: ブラジル、カナダ、エクアドルが協議への参加要請

2010.05.31: 中国、日本、トルコが参加要請

その後、EU はブラジル、カナダ、中国、エクアドル、日本、トルコの協議への参加要請を受け入れたことを DSB に通知

(DS409)

2010.05.12: ブラジルが協議要請

2010.05.28: カナダ、エクアドル、インドが協議への参加要請

2010.05.31: 中国、日本、トルコが参加要請

2010.06.18: EU はカナダ、中国、エクアドル、インド、日本、トルコの協議への参加要請を受け入れたことを DSB に通知

(25) 豪州のたばこ製品の包装に関する規制に関する措置 (ウクライナ申立 : DS434)
(ホンジュラス申立 : DS435) (ドミニカ共和国申立 : DS441) (キューバ申立 : DS458)
(インドネシア申立 : DS467) (終了 (小委員会報告、上級委員会報告))^{48 49 50 51}

(経過)

2014.04.25: 5 つの案件に関し統一の小委員会を設置することが決定

2014.05.05: 統一の小委員会構成 (日本等 30 か国以上第三国参加)

(ウクライナ申立 : DS434)

(協議要請の理由)

豪州によるタバコ製品の包装に関して、商標を制限し、プレーンパッケージを強制する措置は、GATT 第 3 条 (内国の課税及び規制に関する内国民待遇)、TRIPS 協定第 2 条 1 項 (知的所有権に関する条約)、第 3 条 1 項 (内国民待遇)、第 15 条 (保護の対象)、第 16 条 (与えられる権利)、第 20 条 (その他の要件)、第 22 条 2 項 (b) (地理的表示の保護)、第 24 条 3 項 (国際交渉及び例外)、TBT 協定第 2.2 条 (強制規格の必要性) 等に整合的でない。

(経過)

2012.03.13: ウクライナが協議要請

⁴⁸ 各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性レビュー調査『国際知財制度研究会』(平成 30 年度) p15-38 (2019 年 3 月 一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所)

https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/30_all.pdf (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 6 日) .

⁴⁹ 2023 年版不正貿易報告書 第 II 部 WTO 協定と主要ケース 第 13 章 知的財産 421 ページ (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2023/pdf/2023_02_13.pdf (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 6 日) .

⁵⁰ 2023 年版不正貿易報告書 第 II 部 WTO 協定と主要ケース 第 11 章 基準・認証制度 382-385 ページ (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2023/pdf/2023_02_11.pdf (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 6 日) .

⁵¹ WTO 上級委、オーストラリアのたばこ包装規制にシロ判定 (ジェトロ ビジネス短信) (2020 年 6 月 12 日)

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/cba3debeaf7defc6.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 6 日) .

2012.08.14: 小委員会設置要請
2012.09.28: ウクライナの要請を受け小委員会設置（日本等 30 か国以上第三国参加）
2015.05.28: ウクライナが小委員会手続停止要請
2015.05.29: 豪州がウクライナの小委員会手続停止要請に合意
2015.06.02: 小委員会手続停止
2016.05.30: DS434 は 12 月以内に手続再開が請求されなかったため DSU 第 12.12 条に基づき終了⁵²

（ホンジュラス申立：DS435）

（協議要請の理由）

ホンジュラスは豪州に対し、同国がタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びプレーンパッケージの法令は、TRIPS 協定、TBT 協定、GATT に非整合として申立てをした。

（小委員会報告）

小委員会は、ホンジュラスが豪州に依る TPP 措置が協定に違反していることを立証しなかったとして、豪州による協定違反を認定しなかった。TRIPS 協定第 2 条 1 項、第 3 条 1 項、TBT 協定第 2.1 条、GATT III:第 4 条については、ホンジュラスにより主張がなされなかったとして判断を下さなかった。

（上級委員会報告）

上級委員会は、小委員会の結論を支持した。

（経過）

2012.04.04: ホンジュラスが協議要請
2012.10.15: 小委員会設置要請
2013.09.25: ホンジュラスの要請を受け小委員会設置（日本等 30 か国以上第三国参加）
2018.06.28: 小委員会報告書配布
2018.07.19: ホンジュラスが上訴
2020.06.09: 上級委員会報告書配布⁵³
2020.06.29: 小委員会報告書採択、上級委員会報告書採択

（ドミニカ共和国申立：DS441）

（協議要請の理由）

ドミニカ共和国は豪州に対し、同国によるタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びプレーンパッケージの法令は、TRIPS 協定、TBT 協定、GATT に非整合として申立てをした。

（小委員会報告）

小委員会は、ドミニカ共和国が豪州による TPP 措置が協定に違反することを立証しな

⁵² Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tobacco Products and Packaging (WT/DS434/17, World Trade Organization, June 30, 2016)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/434-17.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁵³ Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tobacco Products and Packaging (WT/DS435/AB/R, WT/DS441/AB/R, World Trade Organization, June 9, 2020)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435ABR.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

ったとして豪州による協定違反を認定しなかった。TRIPS 協定第 2 条 1 項、第 3 条 1 項、TBT 協定第 2.1 条、GATT III:第 4 条についてはドミニカ共和国により主張がなされなかったとして判断を下さなかった。

(上級委員会報告)

上級委員会は、小委員会の結論を支持した。

(経過)

2012.07.18: ドミニカ共和国が協議要請

2012.11.09: 小委員会設置要請

2014.04.25: 小委員会設置

2018.06.28: 小委員会報告書配布

2018.08.23: ドミニカ共和国が上訴

2018.09.17: DS435 と併合

2020.06.09: 上級委員会報告書配布⁵⁴

2020.06.29: 小委員会報告書採択、上級委員会報告書採択

(キューバ申立 : DS458)

(協議要請の理由)

キューバは豪州に対し、同国のタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びプレーンパッケージの法令は、TRIPS 協定、TBT 協定、GATT に非整合として申立てをした。

(小委員会報告)

小委員会は、キューバが豪州による TPP 措置が協定に非整合であることを立証しなかったとして、豪州による協定違反を認定しなかった。

(経過)

2013.05.03: キューバが協議要請

2014.04.04: 小委員会設置要請

2014.04.25: 小委員会設置

2018.06.28: 小委員会報告書配布⁵⁵

2018.08.27: 小委員会報告書採択

(インドネシア申立 : DS467)

(協議要請の理由)

インドネシアは豪州に対し、同国のタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びプレーンパッケージの法令は、TRIPS 協定、TBT 協定、GATT に非整合として申立てをした。

(小委員会報告)

小委員会は、インドネシアが豪州による TPP 措置が協定に非整合であることを立証しな

⁵⁴ Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tobacco Products and Packaging (WT/DS435/AB/R, WT/DS441/AB/R, World Trade Organization, June 9, 2020) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435ABR.pdf&Open=True> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 6 日) .

⁵⁵ Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tobacco Products and Packaging (WT/DS435/R, WT/DS441 /R, WT/DS458/R, WT/DS467/R, World Trade Organization, June 28, 2018) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435R.pdf&Open=True> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 6 日) .

かったとして、豪州の協定違反を認定しなかった。

(経過)

2013.09.20: インドネシアが協議要請

2014.03.03: 小委員会設置要請

2014.03.26: 小委員会設置

2018.06.28: 小委員会報告書配布⁵⁶

2018.08.27: 小委員会報告書採択

(各条文の判断と理由)

第 2 条：違反非該当

(小委員会)

他の同盟国が登録の結果与えるべき保護は、同国において商標登録の結果与えられる保護を指し、与えられるべき保護の実体的内容は規定されていないので、パリ条約 第 6 条の 5、TRIPS 協定第 2 条 1 項違反は認められない。

第 3 条：判断せず

第 15 条：違反非該当

(小委員会)

TRIPS 協定第 15 条 4 項は、商標となる適格性を有する記号について、物品・サービスの性質を原因として登録を拒絶されてはならない旨の規定であり、登録後の商標の保護の範囲・内容については規定していないので、TRIPS 協定第 15 条 4 項違反は認められない。

第 16 条：違反非該当

(小委員会)

TRIPS 協定第 16 条 1 項上の商標の保護は、商標保有者が商標を使用する権利を含まず、権限のない第三者の使用を排除する権利に留まり、また、申立国は本件措置による商標の識別能力の低下によって、商標権者が混同の可能性を示して権限のない使用を防止する能力を制約する、とも主張するが、この点は立証できていないので、TRIPS 協定第 16 条 1 項違反は認められない。

(上級委員会)

TRIPS 協定第 16 条 1 項は、登録された商標を使用する権利を付与するものではなく、承諾を得ていない第三者による一定の活動を防止する権利を付与するにとどまるとして、「申立国は、TPP 措置が TRIPS 協定第 16 条 1 項の下で豪州の義務に違反することを立証しなかった」とする小委員会判断を支持した。

第 20 条：違反非該当

⁵⁶ Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tobacco Products and Packaging (WT/DS435/R, WT/DS441 /R, WT/DS458/R, WT/DS467/R, World Trade Organization, June 28, 2018) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435R.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

(小委員会)

TRIPS 協定第 20 条上保護される商標の「使用」とは、識別機能を制限するものに限定されず、幅広い商業的、宣伝的、販売促進的行動を含むため、本件措置は商標の使用を妨げる「特別な要件」にあたる、とした。また、TRIPS 協定第 20 条の判断においては、特別な要件による負担を十分に裏付ける正当化事由や理由が存在するかを検討する必要があるという判断基準を初めて提示し、考慮要素として、特別な要件による負担の性質・程度、特別な要件の理由、当該理由が負担を十分に裏付ける内容であるか、を挙げた。これらの要素に関して、まず、本件措置による負担については、商標保有者に対して、図形的要素から経済的価値を得ることを禁じる点で、広範囲 (far-reaching) であるとした。次に本件措置の理由・正当化事由については、TBT 協定第 2.2 条における判断と同様、タバコ製品の使用・露出の減少であるとした。最後に、当該理由が負担を十分に裏付けるかに関して、理由が負担を十分に裏付けられる限りにおいて、政策目的に対応するための介入態様の選択については加盟国に一定の裁量があるとしつつ、合理的に利用可能な代替措置が存在し政策目的上同等の成果を達成しうる場合には被申立国が提示する理由について疑義が生じうるとして、代替措置の検討に進んだ。そのうえで、TBT 協定第 2.2 条に関して検討したとおり、申立国が主張する代替措置は目的に対する同等の貢献度を持つとはいえず、豪州が政策的介入の態様に関する裁量を超えたとは認められない、とし、本件措置による負担が広範囲であるとしても、本件措置は、豪州の包括的なタバコ管理規制の一部として既存規制を補充するものとして設計され、タバコ製品の使用・露出を制限することによって、公衆衛生の向上という目的に貢献しうるものであり、実際に貢献しているため、本件措置の適用による商標使用に対する負担は本件措置の理由によって十分に裏付けられるといえる、とし、TRIPS 協定第 20 条違反は認められないと結論づけた。

(上級委員会)

TRIPS 協定第 20 条の下では、GATT 第 20 条や TBT 協定第 2.2 条と同様の必要性テストよりもより緩和された判断基準が用いられると論じた。具体的には、(i) 商標の権利者が商標を商業上使用しそれによって商標の意図された機能を享受することについての正当な利益を考慮したうえでの、特別な要件による妨げの性質と程度、(ii) 特別な要件が適用される理由、及び (iii) そのような理由が結果として生じる妨げの十分な根拠となっているか否かの立証、という要素を考慮してなされなければならないとの小委員会判断を支持した。また、TRIPS 協定第 20 条の下での不当性の判断においては、代替措置の検討も必要不可欠ではないとの小委員会判断を支持した。

第 22 条：違反非該当

(小委員会)

提訴国が豪州による TPP 措置が協定に非整合であることを立証しなかったとした。

第 24 条：違反非該当

(小委員会)

提訴国が豪州による TPP 措置が協定に非整合であることを立証しなかったとした。

(26) アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済

孤立化措置（カタール申立：DS526（対UAE）（終了）、DS527（対バーレーン）、DS528（対サウジアラビア））（未決着）

（協議要請の理由）

カタールは、カタールとの物品貿易、サービス貿易及び知的所有権の貿易関連の側面に関してアラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアのとり措置が GATT、GATS 及び TRIPS 協定に非整合として申立てをした。

（経過）

DS526（対 UAE）

2017.07.31: カタールがアラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアに対し協議要請

2017.10.06: カタールが小委員会設置（カタール申立：DS526（対 UAE））

2017.11.22: DS526 に関して小委員会設置（日本等 20 か国以上第三国参加）

2021.01.18: DS526 に関して、カタールから要請（及び UAE の合意）により、小委員会が作業を停止することを決定⁵⁷

2022.01.16: 小委員会設置の権限失効⁵⁸

2022.01.18: アラブ首長国連邦が、手続終了書面の配布を要請した⁵⁹。

DS527（対バーレーン）

2017.07.31: 協議要請⁶⁰

DS528（対サウジアラビア）

2017.07.31: 協議要請⁶¹

⁵⁷ United Arab Emirates – Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WT/DS526/16, World Trade Organization, January 19, 2021)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/526-6.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁵⁸ United Arab Emirates – Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WT/DS526/16, World Trade Organization, January 18, 2022)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/526-7.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁵⁹ UNITED ARAB EMIRATES – MEASURES RELATING TO TRADE IN GOODS AND SERVICES, AND TRADE-RELATED ASPECTS OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS COMMUNICATION FROM THE UNITED ARAB EMIRATES (WT/DS526/8, 22-0412, January 20, 2022) (WTO ウェブサイト)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/526-8.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁶⁰ Bahrain – Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WT/DS527/1, G/L/1181, S/L/416, IP/D/36, World Trade Organization, August 4, 2017)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/527-1.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁶¹ Saudi Arabia – Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WT/DS528/1, G/L/1182, S/L/417, IP/D/37, World Trade Organization, August 4, 2017)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/528-1.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

（２７）中国の知的財産権保護に関する措置（米国申立：DS542）（終了）

（協議要請の理由）

中国の技術輸出入管理条例等に基づく内外差別的な技術ライセンス規制は、TRIPS 協定第 3 条、第 28 条 1 項 (a)、(b) 及び第 28 条 2 項に整合的でない。

（その後の経緯）

2021 年 6 月 11 日、作業再開要請がなかったため、小委員会設置要請が失効された⁶²。

（経過）

2018.03.23: 米国が協議要請（日本は第三国参加）

2018.10.18: 米国が小委員会設置要請

2018.11.21: 小委員会設置（日本を含む 15 か国第三国参加）

2019.06.03: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断（2019.12.31 まで）を要請

2019.06.04: 中国が紛争審理一時中断に合意

2019.06.12: 小委員会が紛争審理一時中断を許可

2019.12.23: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断（2020.2.29 まで）を要請

2020.01.08: 小委員会が紛争審理一時中断を許可

2020.03.02: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断の延長（2020.5.1 まで）を要請

2020.03.02: 小委員会が紛争審理一時中断の延長を許可

2020.05.05: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断の延長（2020.5.31 まで）を要請

2020.05.06: 小委員会が紛争審理一時中断の延長を許可

2020.06.08: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断の延長（2020.06.まで）を要請

2020.06.18: 米国からの要請（及び中国の合意）により、2020.06.08 から発効する DSB に基づき、小委員会が作業を停止することを決定

2021.06.11: 小委員会設置の権限失効

（２８）中国の技術移転に関する措置（EU申立：DS549）（未決着）

（協議要請の理由）

中国の中外合弁企業法等に基づく外国企業からの技術移転を強制する措置や、技術輸出入管理条例等に基づく内外差別的な技術ライセンス規制等は、TRIPS 協定第 3 条、第 28 条 1 項 (a)、(b)、第 33 条、第 39 条 1 項及び 2 項、GATT 第 10 条 3 項 (a) 及び中国加盟議定書 2 (A) 2 等に整合的でない。

（その後の経緯）

⁶² China – Certain Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (WT/DS542/15, World Trade Organization, June 11, 2021)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/542-15.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

WTO ウェブサイトは 2019 年 1 月 31 日が最終更新日であり、その後の状況記載なし⁶³。

(経過)

2018.06.01: EU が協議要請（日本は第三国参加要請）

2018.12.20: EU が協議要請書を改正（主張内容を拡大）

(29) サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置（カタール申立：DS567）^{64 65}（終了）

(協議要請の理由)

サウジアラビアによる、カタール企業が保有する著作権等に対する適切な保護の不履行は、TRIPS 協定第 3 条 1 項、第 4 条、第 9 条、第 14 条 3 項、第 16 条 1 項、第 41 条 1 項、第 42 条及び第 61 条に整合的でない。

(小委員会報告)

小委員会は、カタール企業からサウジアラビアで知的財産権を行使する機会を奪うサウジアラビアの措置が、TRIPS 協定第 42 条及び第 41 条 1 項に非整合であったと認定した。また、サウジアラビアが同国企業に刑事罰を適用しなかったことが TRIPS 協定第 61 条に非整合であったと認定した。

(その後の経緯)

2020 年 7 月 28 日、サウジアラビアが上級委員会申立てを行う⁶⁶。

2021 年 12 月 29 日、サウジアラビアが DSB に上訴手続き停止の確認書面を送付

2022 年 4 月 21 日、カタールが紛争終結に同意⁶⁷

(経過)

2018.10.01: カタールが協議要請

2018.11.09: カタールが小委員会設置要請

2018.12.18: 小委員会設置（日本を含む 15 カ国第三国参加）

⁶³ DS549: China – Certain Measures on the Transfer of Technology (World Trade Organization ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds549_e.htm（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁶⁴ Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (World Trade Organization, June 16, 2020)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567R.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁶⁵ WTO パネルが安全保障例外の適用を認める、サウジとカタールの紛争で 2 例目に（ジェトロ ビジネス短信）（2020 年 6 月 23 日）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/922ea1a9e82c33d8.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁶⁶ Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (WT/567/7, World Trade Organization, July 30, 2020)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567-7.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁶⁷ SAUDI ARABIA – MEASURES CONCERNING THE PROTECTION OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS: COMMUNICATION FROM QATAR (WTO, WT/DS567/11 (22-3226), April 25, 2022) (WTO ウェブサイト)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567-11.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

2020.06.16: 小委員会報告書配布

2020.07.28: サウジアラビアが上級委員会申立て

2022.04.21: カタールが紛争終結に同意

(各条文の判断と理由)

第 3 条：判断せず

第 4 条：判断せず

第 9 条：判断せず

第 14 条：判断せず

第 16 条：判断せず

第 41 条：違反該当

カタール企業がサウジアラビア裁判所・法廷で民事手続きにおける知的財産権を行使するためにサウジアラビア法律顧問を取得することを、サウジアラビアが直接的または間接的に妨害した。このことをカタールが立証したことから、TRIPS 協定第 41 条違反に該当すると小委員会は判断した。

第 42 条：違反該当

カタール企業がサウジアラビア裁判所・法廷で民事手続きにおける知的財産権を行使するためにサウジアラビア法律顧問を取得することを、サウジアラビアが直接的または間接的に妨害した。このことをカタールが立証したことから、TRIPS 協定第 42 条違反に該当すると小委員会は判断した。

第 61 条：違反該当

サウジアラビアが同国企業に対して違法配信行為に関する刑事手続きを開始しないことについて、カタールが立証したことから、TRIPS 協定第 61 条違反に該当すると小委員会は判断した。

(30) トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置 (EU申立：DS583) (未決着)

(協議要請の理由)

トルコによる、医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置、すなわち、局地化要求、技術移転要求、局地的な製品の輸入禁止及び優先順位付けの措置は、TRIPS 協定第 3 条 1 項、第 27 条 1 項、第 28 条 2 項、第 39 条 1 項及び第 39 条 2 項に整合的でない。

・トルコの医療保険制度の下では、特定の医薬品の購入について、政府機関である社会保障機関 (SSI : Social Security Institution) による補助が適用される。この購入補助の対象として認められるために必要な医薬品の審査に際し、トルコは、(i) 海外の医薬品製業者に

対し、トルコ政府が指定した特定の医薬品について、トルコ国内での生産にコミットすることを要求し、(ii) これに応じない場合、当該医薬品を SSI による購入補助の対象から除外する、という国産化要件を課していた。

・EU は、トルコの措置は内国民待遇義務（GATT3 条 4 項）等に違反すると主張し、トルコは、政府調達例外（GATT3 条 8 項（a））や一般的例外（同 20 条（b）及び（d））を理由に EU の主張を争った⁶⁸。

（その後の経緯）

2019 年 9 月 30 日、小委員会が設置される⁶⁹。

2021 年 11 月 11 日、機密の最終報告書が当事者に発行され、小委員会は、報告書の回覧が 2022 年 1 月中旬に予定されていることを当事者に通知した⁷⁰。

小委員会の判断⁷¹

（1）政府調達例外（GATT3 条 8 項（a））

- ・GATT3 条 8 項（a）の下では、「政府用として購入する製品の政府機関による調達」について内国民待遇義務が免除される。ここにいう「購入」が認められるためには、政府機関が、何らかの支払行為を通じて、問題となる製品の所有権を獲得することが必要である。
- ・トルコの医療保険制度の下では、政府機関である SSI は、医薬品の購入費用の一部を補助するだけであり、医薬品の所有権を取得するものではないから、SSI による「購入」の存在が認められず、3 条 8 項（a）は適用されない。

（2）内国民待遇義務（GATT3 条 4 項）

・本件国産化要件は、消費者に対し、同種の国産医薬品と輸入医薬品について、前者を優先的に購入するインセンティブを与える措置であり、輸入品に対し「不利な待遇」を与えるものである。よって、GATT3 条 4 項に違反する。

（3）一般的例外（GATT20 条（b）及び（d））

・GATT20 条（b）に関し、トルコは、海外の医薬品への依存によって国民の生命・健康に生じるリスクについて具体的な主張立証をしておらず、理論的、抽象的かつ仮定的なリスクにとどまる。また、関係する法令等の文書の記載から、本件国産化要件の目的は、人の生命又は健康保護ではなく産業政策的な目的に基づくことが窺われる。そのため、本件国産化要件は、人の生命又は健康の保護のために採られた措置とは認められず、GATT20 条（b）による正当化は認められない。

⁶⁸ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断（WT/DS583）（宮岡 邦生委員）（経済産業省ウェブサイト）

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁶⁹ Turkey – Certain Measures Concerning the Production, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (WT/DS583/4, World Trade Organization, March 18, 2020)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-4.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁷⁰ Turkey – Certain Measures Concerning the Production, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds583_e.htm（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁷¹ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断（WT/DS583）（宮岡 邦生委員）（経済産業省ウェブサイト）

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

・ GATT20 条 (d) に関するトルコの主張は、GATT20 条 (b) の主張と実質的に同じであり、正当化は認められない。

2021 年 12 月 22 日、小委員会の議長は、小委員会が 2021 年 12 月 20 日の欧州連合の要求を認め、トルコは反対しなかったことを示し、小委員会は 2022 年 1 月 21 日まで DSU 第 12.12 条に従って作業を一時停止することを示した。その後、小委員会の作業の一時停止の延長に関する欧州連合の要求を小委員会が認めた⁷²。

2022 年 3 月 22 日、両当事者は小委員会と DSB に共同で、DSU 第 25 条に基づく仲裁手続きについて合意したことを伝えた。欧州連合とトルコは、当事者の特定の共同要求を実行するために必要な範囲を除いて、その作業を無期限に停止するよう小委員会に共同で要求した。小委員会はこの要求を受け入れた⁷³。

2022 年 4 月 28 日、仲裁人構成⁷⁴

2022 年 7 月 21 日、仲裁裁定 (Arbitration Award) 発行。

・ 小委員会は、GATT3 条 8 項 (a) の判断にあたり、同規定に該当するためには「政府機関」による購入行為がなければならないことを判断の前提としたが、当該規定は文言上「購入」の主体を政府機関に限定していないため、小委員会の解釈は誤りである。

・ 一方、GATT3 条 8 項 (a) の対象となるためには「政府機関による調達」が必要となるところ、小委員会が認定した事実及び当事者間に争いのない事実からすれば、SSI が医薬品について物理的な占有や管理権・処分権を取得することはないから、SSI が医薬品を「調達」したといえない。そのため、GATT3 条 8 項 (a) の要件を満たさないとの小委員会の判断は、結論としては誤っていない。

・ 小委員会は、GATT20 条 (b) 及び (d) の判断において、本件国産化要件が人の生命又は健康の保護という目的達成「のために設計」されているかを正しい枠組みに基づいて検討しており、トルコが主張するような解釈・適用の誤りは認められない。

・ 仲裁人は、DSU315 の第 19.1 条に従い、トルコ政府に対し、この裁定およびこの裁定によって修正されたパネル報告書 316 において、矛盾していると判明した 1994 年の GATT に基づく義務を順守することを勧告した^{75 76}。

2022 年 7 月 25 日、DSU 第 25.3 条に従い、裁定を紛争解決機関 (Dispute Settlement Body)、物品貿易評議会 (Council for Trade in Goods)、補助金及び対抗措置委員会 (Committee on

⁷² Turkey – Certain Measures Concerning the Production, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds583_e.htm (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁷³ Turkey – Certain Measures Concerning the Production, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds583_e.htm (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁷⁴ TURKEY – CERTAIN MEASURES CONCERNING THE PRODUCTION, IMPORTATION AND MARKETING OF PHARMACEUTICAL PRODUCTS: RECOURSE TO ARTICLE 25 OF THE DSU, CONSTITUTION OF THE ARBITRATOR Noted by the Secretariat (WTO, WT/DS583/13 (22-3448), May 4, 2022) (WTO ウェブサイト) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-13.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁷⁵ TURKEY – CERTAIN MEASURES CONCERNING THE PRODUCTION, IMPORTATION AND MARKETING OF PHARMACEUTICAL PRODUCTS ARBITRATION UNDER ARTICLE 25 OF THE DSU AWARD OF THE ARBITRATORS (WTO, WT/DS583/ARB25 (22-5590), July 25, 2022) (WTO ウェブサイト) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583ARB25.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁷⁶ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断 (WT/DS583) (宮岡 邦生委員) (経済産業省ウェブサイト) https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

Subsidies and Countervailing Measures)、及び貿易関連投資措置委員会 (Committee on Trade-Related Investment Measures) に通知⁷⁷

2022 年 8 月 18 日、トルコは DSB に対し、WTO の義務を尊重する方法で、この紛争における仲裁人とパネルの勧告と裁定を実施するつもりであり、それには合理的な期間が必要であることを通知した⁷⁸。

2022 年 11 月 14 日、EU 及びトルコは「欧州連合とトルコが相互に合意した期間について話し合うための十分な時間を確保するため、両当事者は、(i) DSU の第 21.3 (c) 条に基づく仲裁が要請された場合、当事者との協議の後、仲裁人が追加の期間が必要であると判断しない限り、仲裁人の任命日から 60 日以内に完了することに合意し、(ii) いかなる仲裁人の裁定 (DSU 第 21.3 (c) 条に定められた 90 日の期限内になされなかった裁定を含む) は、トルコが仲裁人とパネルの勧告と裁定を実施するための合理的な期間を決定する DSU 第 21.3 (c) 条の目的上、仲裁人の裁定を構成するという共通の理解をここに確認する」との内容の書面を紛争解決機関の議長に送付し、2022 年 11 月 16 日に回覧された⁷⁹。

2023 年 1 月 10 日、トルコおよび欧州連合は、紛争の解決を管理する規則および手続きに関する了解の第 21.3 (b) 条および第 25.4 条に従って、欧州連合とトルコが以下の合意をしたことを DSB 議長に通知した。「トルコが仲裁の裁定の勧告 (WT/DS583/ARB25 および WT/DS583/ARB25/Add.1) を実施するための合理的な期間は、2023 年 4 月 25 日に失効する。」⁸⁰

2023 年 4 月 25 日、トルコは、DSU 第 21.6 条に基づき、仲裁判断の遵守に向けた措置を講じたことを DSB に通知した。これらの措置とは以下の通りである：

- (i) 2022 年 8 月 25 日に発効した、従来適用されていた規則に代わる新たな医薬品償還規則の公表
- (ii) 償還制度における自社製品の再活性化に関する関連製薬企業への申請手続きを開始する勧告の採択
- (iii) 新たな代替医薬品償還規則の草案の作成
- (iv) ヒト医薬品優先評価委員会の作業原則および手続きに関するガイドラインの修正準備の

⁷⁷ TURKEY – CERTAIN MEASURES CONCERNING THE PRODUCTION, IMPORTATION AND MARKETING OF PHARMACEUTICAL PRODUCTS: RECOURSE TO ARTICLE 25 OF THE DSU, CONSTITUTION OF THE ARBITRATOR (WTO, WT/DS583/14 (22-5581), July 25, 2022) (WTO ウェブサイト)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-14.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁷⁸ TURKEY – CERTAIN MEASURES CONCERNING THE PRODUCTION, IMPORTATION AND MARKETING OF PHARMACEUTICAL PRODUCTS COMMUNICATION FROM TURKEY (WT/DS583/15, 22-6294, August 22, 2022) (WTO ウェブサイト)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-15.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁷⁹ TURKEY – CERTAIN MEASURES CONCERNING THE PRODUCTION, IMPORTATION AND MARKETING OF PHARMACEUTICAL PRODUCTS COMMUNICATION FROM THE EUROPEAN UNION AND TURKEY CONCERNING ARTICLE 21.3(C) OF THE DSU (WT/DS583/16, 22-8532, November 16, 2022) (WTO ウェブサイト)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-16.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

⁸⁰ TURKEY – CERTAIN MEASURES CONCERNING THE PRODUCTION, IMPORTATION AND MARKETING OF PHARMACEUTICAL PRODUCTS: COMMUNICATION FROM THE EUROPEAN UNION AND TÜRKİYE CONCERNING ARTICLES 21.3(B) AND 25.4 OF THE DSU (WTO, WT/DS583/17 (23-0290), January 11, 2023) (WTO ウェブサイト)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-17.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

継続⁸¹

2023 年 5 月 19 日、トルコは、新代替医薬品償還規則が 2023 年 5 月 12 日に公表されたことを DSB に報告した⁸²。

2023 年 6 月 20 日、トルコは、医薬品および医療機器庁の公式ウェブサイトに、2023 年 6 月 2 日に、ヒト用医薬品優先審査委員会の作業原則および手続きに関する新しいガイドラインが掲載されたことを DSB に報告した⁸³。

2023 年 7 月 19 日、トルコは、2023 年 7 月 18 日に社会保障機関が公式ウェブサイトに発表を掲載し、関連する製薬会社に対して、2023 年 9 月 30 日までに償還リストに自社製品を再登録するための申請を行うよう呼びかけたことを DSB に報告した。

(経過)

2019.04.02: EU が協議要請

2019.08.02: EU が小委員会設置要請

2019.09.30: 小委員会設置（日本を含む 10 カ国第三国参加）

2021.11.11: 機密の小委員会報告書が当事者に発行され、報告書の回覧が 2022 年 1 月中旬に予定されていることの当事者への通知

2022.3.22: 両当事者が仲裁手続きについて合意

2022.4.28: 仲裁人構成

2022.7.21: 仲裁裁定発行

(31) 日本による韓国に対する製品及び技術輸出に関する措置（韓国申立：DS590）（終了）

(協議要請の理由)

日本が導入した韓国向けのフッ素化ポリイミド、レジストポリマー、フッ化水素及び関連技術の輸出を制限する、ライセンスポリシーや手続き等の措置は、GATT 第 1 条、第 8 条、第 10 条 1 項、第 13 条 1 項及び第 13 条 5 項、貿易円滑化協定第 2 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条、貿易に関連する投資措置に関する協定第 2 条、TRIPS 協定第 3 条 1 項（内国民待遇）、第 4 条 1 項（最恵国待遇）、第 28 条 2 項（特許の権利効力）、サービスの貿易に関する一般協定第 6 条 1 項及び 5 項、そしてマラケシュ協定第 16 条 4 項に整合的でないと理由による。

TRIPS 協定関連の具体的な理由は、以下の通りである。

3 つの製品に関する技術移転に関し日本国民や他の WTO 加盟国の国民は直面しない、韓

⁸¹ Turkey – Certain Measures Concerning the Production, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds583_e.htm（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁸² Turkey – Certain Measures Concerning the Production, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products（WTO ウェブサイト）
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds583_e.htm（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁸³ TURKEY – CERTAIN MEASURES CONCERNING THE PRODUCTION, IMPORTATION AND MARKETING OF PHARMACEUTICAL PRODUCTS (22 June 2023)（WTO ウェブサイト）
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-18A2.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

国国民への障害を設けることにより、これら 3 つの製品に関する知的財産の保護に関し、韓国国民に対し日本国民や他国の国民と同等の扱いをしていないため（TRIPS 協定第 3 条 1 項及び第 4 条）。

3 つの製品に関し特許権者の特許を譲渡その他移転する権利及びライセンス契約を締結する権利を保障していないため（TRIPS 協定第 28 条 2 項）。

韓国は、2023 年 3 月 23 日に発効する小委員会構成プロセスを終了し、この問題に関する訴えを正式に取り下げるという決定を、DSB に通知した。

韓国は DSB に対し、紛争における小委員会の設置を求める韓国の要求で概説されたさまざまな事実上および法的問題に関する韓国の見解を損なうことなく、この要求を行っていることを通知した⁸⁴。

（その後の経緯）

2020 年 7 月 29 日、小委員会が設置される⁸⁵。

（経過）

2019.09.11: 韓国が協議要請

2019.09.25: 台湾が参加を要請

2019.09.06: EU が参加を要請

2020.06.18: 韓国が小委員会設置要請

2020.07.29: 小委員会設置（13 カ国第三国参加）

2023.03.23: 韓国が小委員会設置プロセスを終了し、訴えの取下げを通知⁸⁶

（3 2）中国の禁訴令に関する措置（EU 申立：DS611）（未決着）^{87 88}

（協議要請の理由）

中国による禁訴令⁸⁹の発出および積極活用が、中国政府の政策方針を反映し、最高人民法院が示した中国民訴法の解釈に基づき、下級審も従う形で行われており、こうした政策は TRIPS 協定第 1 条 1 項、第 28 条 1 項、第 28 条 2 項、第 41 条 1 項、第 44 条 1 項、第 63 条 1 項及び第 63 条 3 項に整合的でない。

⁸⁴ JAPAN – MEASURES RELATED TO THE EXPORTATION OF PRODUCTS AND TECHNOLOGY TO KOREA

(WT/DS590/5, March 24, 2023) (WTO ウェブサイト)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/590-5.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁸⁵ DS590: Japan –Measures Related to the Exportation of Products and Technology to Korea (World Trade Organization ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds590_e.htm（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁸⁶ DS590: Japan –Measures Related to the Exportation of Products and Technology to Korea (World Trade Organization ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds590_e.htm（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁸⁷ DS611: China –Enforcement of intellectual property rights (World Trade Organization ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds611_e.htm（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁸⁸ EU challenges China at the WTO to defend its high-tech sector (European Commission Press release, February 18, 2022)

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1103（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

⁸⁹ 実質的に同一の紛争（特許侵害訴訟など）が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟において、当事者の外国裁判所で
の提訴、判決の執行などによる司法救済を禁止する裁判所の命令

(その後の経緯)

2023 年 1 月 27 日の会議で、紛争解決機関 (DSB) は、文書 WT/DS611/5 の欧州連合の要請に従い、紛争の解決を管理する規則および手続きに関する理解 (DSU) の第 6 条に従って小委員会を設置し、紛争当事者が引用した協定の関連規定に照らして、欧州連合が文書 WT/DS611/5 で言及した事項の調査を委任した⁹⁰。

2023 年 7 月 4 日、欧州連合と中国は、この紛争について DSU 第 25 条に基づく仲裁手続きに合意したことを DSB に通知した。この手続きは、欧州連合と中国が、コミュニケーション JOB/DSB/1/Add.12 (「DSU 第 25 条に基づく多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント (Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement : MPIA)」) を有効にするため、また、上訴機関が DSU 第 16.4 条および第 17 条に基づき上訴を審理できない場合に、この紛争で出された最終パネル報告書に対する上訴を仲裁人が決定するための枠組みを設定する目的で締結された⁹¹。

2023 年 11 月 6 日、締約国との協議を経てこれまでに採択された小委員会の予定表に基づき、他の約束による締約国の都合を考慮すると、小委員会は、2024 年後半までには最終報告書を締約国に提出すると推定していると通知した⁹²。

しかしながら、その後も最終報告書は出されず、2024 年 12 月 11 日になり、ロジスティクスや多数の証拠書類の徹底的な精査に要する時間などの要因が重なったため、小委員会は DSB に対し、最終報告書を締約国に提出するのは 2025 年第 1 四半期の終わりまでの予定であると通知した⁹³。

(経過)

2022.02.18: EU が協議要請

⁹⁰ CHINA – ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS (WT/DS611/6, March 29, 2023) (WTO ウェブサイト) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/611-6.pdf&Open=True> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日)。

⁹¹ CHINA – ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS (WT/DS611/6, July 7, 2023) (WTO ウェブサイト) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/611-7.pdf&Open=True> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日)。

⁹² CHINA – ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS (WT/DS611/6, November 6, 2023) (WTO ウェブサイト) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/611-8.pdf&Open=True> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日)。

⁹³ CHINA – ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS (WT/DS611/9, December 13, 2024) (WTO ウェブサイト) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/611-9.pdf&Open=True> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日)。

2022.03.04: 日本⁹⁴、米国⁹⁵、カナダ⁹⁶が参加申請

2022.12.07: EU が小委員会設置要請^{97 98}

2023.01.27: 小委員会設置

(33) 米国の半導体に関する措置（中国申立：DS615）（未決着）⁹⁹

（協議要請の理由）

米国が特許所有者に特許を譲渡または承継する権利とライセンス契約を締結する権利を付与していないことは TRIPS 協定第 28 条に整合的ではない。

（経過）

2022.12.12: 中国が協議要請¹⁰⁰

2022.12.21: ロシアが参加申請¹⁰¹

2023.01.03: 台湾が参加申請¹⁰²

（その後の経緯）

2022 年 12 月 22 日、米国は DSB 議長に対し、挑戦された措置が WTO 紛争解決によるレ

-
- ⁹⁴ CHINA – ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS: REQUEST TO JOIN CONSULTATIONS
Communication from Japan (WTO, WT/DS611/2 (22-2079), March 8, 2022) (WTO ウェブサイト)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/611-2.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日) .
- ⁹⁵ CHINA – ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS: REQUEST TO JOIN CONSULTATIONS
Communication from the United States (WTO, WT/DS611/3 (22-2081), March 8, 2022) (WTO ウェブサイト)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/611-3.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日) .
- ⁹⁶ CHINA – ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS: REQUEST TO JOIN CONSULTATIONS
Communication from Canada (WTO, WT/DS611/4 (22-2082), March 8, 2022) (WTO ウェブサイト)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/611-4.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日) .
- ⁹⁷ EU requests two WTO panels against China: trade restrictions on Lithuania and high-tech patents (December 7, 2022) (欧州委員会ウェブサイト)
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_22_7528 (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日) .
- ⁹⁸ CHINA – ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS: REQUEST FOR THE ESTABLISHMENT OF A PANEL BY THE EUROPEAN UNION (WTO, WT/DS611/5 (22-9213), December 9, 2022) (WTO ウェブサイト)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/611-5.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日) .
- ⁹⁹ DS615: United States – Measure on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds615_e.htm (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日) .
- ¹⁰⁰ United States – MEASURE ON CERTAIN SEMICONDUCTOR AND OTHER PRODUCTS, AND RELATED SERVICES AND TECHNOLOGIES (WTO, WT/DS615/1, G/L/1471, S/L/438, G/TRIM/D/46, IP/D/44 (22-9340), December 15, 2022) (WTO ウェブサイト)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-1.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日) .
- ¹⁰¹ United States – MEASURE ON CERTAIN SEMICONDUCTOR AND OTHER PRODUCTS, AND RELATED SERVICES AND TECHNOLOGIES (WTO, WT/DS615/2 (22-9687), December 22, 2022) (WTO ウェブサイト)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-2.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日) .
- ¹⁰² United States – MEASURE ON CERTAIN SEMICONDUCTOR AND OTHER PRODUCTS, AND RELATED SERVICES AND TECHNOLOGIES (WTO, WT/DS615/3 (23-0073), January 5, 2023) (WTO ウェブサイト)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-3.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日) .

レビューの影響を受けにくい、または解決できない国家安全保障の問題に関する米国の見解を損なうことなく、米国が中国の協議開始の要求を受け入れることを示す通信を加盟国に回覧するよう要請した。

2023 年 2 月 9 日、中国は 2022 年 12 月 12 日の協議要請を修正し、差し替え、その法的根拠を 1994 年 GATT 第 22 条および GATS 第 22 条に代えて、1994 年 GATT 第 23 条および GATS 第 23 条に変更した。同日、米国は DSB に対し台湾の最初の協議への参加要請を受け入れ、ロシアの要請を拒否したことを通知した。

2023 年 2 月 17 日、米国は DSB に対し、問題となっている措置は WTO 紛争解決によるレビューの影響を受けにくい、または解決が不可能な国家安全保障の問題に関するものであるという米国の見解を損なうことなく、中国の修正された協議入りの要求を受け入れることを示す通信を、加盟国に回覧するよう要請した¹⁰³。

2023 年 9 月 15 日、中国は、2023 年 2 月 9 日付の協議要請の改訂版を補足するものの、これに代わるものではない通報を提出した。中国は、特定の先端コンピューティング半導体チップ、スーパーコンピュータ品目、半導体製造品目およびその他の品目、ならびに中国向けまたは中国に関連するそれらの関連サービスおよび技術に関する貿易制限に関連する米国の特定の措置について、さらなる協議を要請していることを示した¹⁰⁴。

2024 年 12 月 19 日、中国は米国に対して、DSU 第 4.4 条に従い、問題となっている措置の特定および申し立ての法的根拠の提示を含め、以下の更なる協議要請を行った。

問題となっている措置は、米国の技術分野における「リーダーシップ」を維持するという政治的および経済的な考慮に基づいており、差別的かつ偽装された貿易制限を構成している。問題となっている措置は、特定の先進コンピューティング半導体チップ、スーパーコンピュータ製品、半導体製造製品、その他の製品、およびそれらの関連サービスや技術の貿易を差別的かつ恣意的に制限する輸出管理規則一式である。問題となっている措置は、貿易制限であり、本協定の様々な規定に基づく米国の義務に反するものである。これには、以下が含まれるが、これに限定されない。

特許所有者が (a) 特許の譲渡または継承による移転、(b) ライセンス契約の締結を妨げるため、TRIPS 協定の第 28 条に抵触する¹⁰⁵。

2024 年 12 月 27 日、米国は DSB に対し、以下の通信を加盟国に回覧するよう要請した。

米国は TRIPS 協定第 64.1 条等に基づく中国からの協議要請を受領した。中国の要請は、米国の国家安全保障を保護するために 2018 年の輸出管理改革法およびその施行規則である輸出管理規則に従って米国がとった特定の措置に関するものである。国家安全保障に関

¹⁰³ United States — Measures on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (WTO, WT/DS615/7, March 3, 2023) (WTO ウェブサイト)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-7.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹⁰⁴ United States — Measures on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (WTO, WT/DS615/7, September 19, 2023) (WTO ウェブサイト)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-1R1A1.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹⁰⁵ UNITED STATES – MEASURES ON CERTAIN SEMICONDUCTOR AND OTHER PRODUCTS, AND RELATED SERVICES AND TECHNOLOGIES (WT/DS615/1/Rev.1/Add.2, G/L/1471/Rev.1/Add.2, S/L/438/Rev.1/Add.2, G/TRIMS/D/46/Rev.1/Add.2, IP/D/44/Rev.1/Add.2, 10 January 2025) (WTO ウェブサイト)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-1R1A2.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

する問題は政治的な問題であり、WTO の紛争解決手続きによる審査や解決は不可能である。WTO の全加盟国は、自国の安全保障上の重大な利益の保護に必要と考える措置を独自に決定する権限を保持しており、これは GATT1994 の第 21 条、GATS の第 14 条の 2、および TRIPS 協定の第 73 条の条文に反映されている。中国が挙げた措置は、国家安全保障の問題であり、WTO 紛争解決手続きによる審査や解決が不可能であるという米国の見解を損なうことなく、米国は中国の協議要請を受け入れる。

（３４）中国の裁判所による標準必須特許（SEP）に係る世界規模のライセンス条件の決定に関する措置（EU申立：DS632）（未決着）

2025 年 1 月 20 日、EU は、中国に対し、WTO 紛争解決制度上の協議を要請したことを公表した¹⁰⁶。協議要請の概要は、以下のとおりである¹⁰⁷。

対象措置

① 中国の裁判所による標準必須特許（SEP）に係る世界規模のライセンス条件の決定

- ・中国法では、SEP ポートフォリオの世界規模のライセンス条件（ロイヤリティ率を含む）を、当事者（とりわけ特許権者）の同意なく、決定し、外国特許権に係る部分を含めその決定を執行することが可能とされている。

- ・例えば、OPPO 対 Nokia 事件に関する重慶第一中級人民法院の判決（2023 年 11 月 28 日）は、Nokia の SEP に係る世界的なライセンス条件を、Nokia の反対にもかかわらず、決定した。中国の法律に基づき、他の中国の裁判所は、中国外の SEP を対象とする世界的なライセンスについて、両当事者、特に特許権者の同意を得ずにライセンス条件を決定することができる。この決定は両当事者を拘束し、中国国内で執行可能であり、他の中国の裁判所が世界的なライセンス条件を決定する同様の判決を行った十分な兆候がある。

- ・かかる措置は、紛争当事者が、中国以外の国で付与された特許について、当該国で権利を行使し、義務を履行すること、そして、中国以外の国の裁判所が、自国で付与した特許に関する事件を審理判断することを制約する。

○違反する協定（例示）：

- ・パリ条約 4 条の 2（TRIPS 協定 2 条 1 項）（中国の措置は、決定の対象となる当事者が他の加盟国の裁判所で訴訟を開始または継続する可能性を制限する効果があり、その結果、他の加盟国の裁判所やその他の当局がその管轄で発行された特許の登録や有効性に関する問題を決定する可能性を制限する効果もある。）

- ・TRIPS 協定 28 条 1 項（単独で、またはパリ条約 4 条の 2 と併せて）（中国の措置は、決定の対象となる当事者、特に特許権者が、中国国外の特許の対象である製品の製造、使用、売り出し、販売、輸入に関する問題を決定するために、他の加盟国の裁判所で訴訟を開始または継続する可能性を制限する効果があり、また、他の加盟国の裁判所やその他の当局

¹⁰⁶ EU initiates dispute complaint regarding Chinese patent licensing measures (22 January 2025) (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/ds632rfc_22jan25_e.htm（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

¹⁰⁷ CHINA – MEASURES CONCERNING PATENT LICENSING TERMS WT/DS632/1 G/L/1560 IP/D/45 (22 January 2025) (WTO ウェブサイト) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/632-1.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日）。

が、その管轄内で発行された特許の登録または有効性に関する問題を決定する可能性を制限する効果もある。)

- ・ TRIPS 協定 28 条 2 項 (単独で、またはパリ条約 4 条の 2 と併せて) (中国の措置は、ライセンス契約に関する問題について、決定の対象となる当事者、特に特許権者が、他の加盟国の裁判所で訴訟を開始または継続する可能性を制限する効果があり、また、ライセンス契約に関連して、他の加盟国の裁判所およびその他の当局が、その管轄内で発行された特許の登録または有効性に関する問題を決定する可能性を制限する効果もある。)

- ・ TRIPS 協定 1 条 1 項 (単独で、または TRIPS 協定 28 条 1 項と併せて) (中国の措置は、特許権者が、他の加盟国の領域内で、特許の対象である製品について、特許権者の同意を得ていない第三者が、その製品の製造、使用、売り出し、販売、輸入を行わないよう、特許権者が独占的に有する権利を行使することを制限する効果がある。)

- ・ TRIPS 協定 1 条 1 項 (単独で、または TRIPS 協定 28 条 2 項と併せて) (中国の措置は、その特許を付与した加盟国内における標準必須特許の使用に関する FRAND による契約のライセンス条件について、中国外の標準必須特許の所有者が自由に交渉し、合意する権利を制限する効果がある。)

- ・ TRIPS 協定 1 条 1 項 (単独で、または TRIPS 協定 44 条と併せて) (特許権者が中国以外の加盟国で侵害行為の差止めを求める可能性を制限する効果がある。)

② 中国による情報提供義務の不履行

- ・ TRIPS 協定 63 条 3 項に基づく EU の情報提供要請に対する中国の義務不履行 (2023 年 12 月 20 日、EU は中国に対して、2023 年 11 月 28 日付の重慶第一中級人民法院による OPPO 対 Nokia 事件判決文の提出を要請した。その司法判断は、特許ライセンス条件 (ロイヤリティ率を含む) に関するものである。中国の回答は、TRIPS 協定第 63 条 3 項の 2 文に基づく義務と矛盾しているように思われる。)

3. 小委員会報告の内容

小委員会報告の内容を、以下に記載する。なお、2024 年 1 月以降の新たな動きは無い。

DS 番号	提出日 (採択日)	小委員会報告書の内容
DS50 ¹⁰⁸	1997.09.05 (1998.01.16)	インドは、TRIPS 協定第 70 条 8 項に基づく義務を実施するのに十分な措置を取らなかった。TRIPS 協定第 63 条 1 項及び 2 項にも続く透明性の義務を果たさなかった。排他的販売権の申請が拒否されたことがなくても、行政府が排他的販売権を付与する法的権限をもっていないことから、TRIPS 協定第 70 条 9 項に違反すると判断した。「インドは仮出願制度を整備するにあたり、特許改正令が失効した後

¹⁰⁸ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護 (パネル・上級委) (岩沢雄司委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日)。

		に適当な制度があったならば特許出願を行ったであろう者及び特許改正令又は行政慣行に従い、既に特許出願を行った者の利益を考慮に入れるべき」と提案した。 →上級委員会報告後、法改正により解決した。
DS79 ¹⁰⁹	1998.08.24 (1998.09.22)	インドは、TRIPS 協定第 70 条 8 項 (a) に基づく義務を実施するのに十分な措置を取っていないと認定した。 インドは、WTO 協定発効後に排他的販売権の付与を可能にする制度を設けるという TRIPS 協定第 70 条 9 項に基づく義務を実施していないと判断した。 →小委員会報告書を採用し、法改正により解決した。
DS59 ¹¹⁰	1998.07.02 (1998.07.23)	小委員会は、インドネシアが TRIPS 協定第 3 条に違反していることをアメリカが立証できておらず、また、インドネシアは、TRIPS 協定第 20 条に規定される手段を講じているため、TRIPS 協定第 65 条 5 項に規定される義務を違反しないと判断した。 →小委員会報告書を採用し、TRIPS 協定は違反しないが、その他の点について新ポリシー (the 1999 Automotive Policy) を発効することで解決した。
DS114 ¹¹¹	2000.03.17 (2000.04.07)	小委員会は、以下の結論に到達した。 (1) カナダ特許法第 55 条 2 項 (1) は、カナダが TRIPS 協定第 27 条 1 項及び第 28 条 1 項の下で負う義務と抵触しない。 (2) カナダ特許法第 55 条 2 項 (2) は、TRIPS 協定第 28 条 1 項の要件を満たさない。 小委員会は、DSB がカナダに、カナダ特許法第 55 条 2 項 (2) を、カナダの TRIPS 協定上の義務に合致させるよう要請することを勧告した。 →小委員会報告書を採用し、TRIPS 協定に整合的でないと

¹⁰⁹ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護 (パネル・上級委) (岩沢雄司委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日)。

¹¹⁰ Indonesia – Certain Measures Affecting the Automobile Industry – Report of the Panel (World Trade Organization, July 1, 1998) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/MultiDDFDocuments/14191/Q:/WT/DS/64R-01.pdf;Q:/WT/DS/64R-02.pdf;Q:/WT/DS/64R-03.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日)。

¹¹¹ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2001 年度版 DS114: カナダ-医薬品特許保護 (パネル) (中川淳司委員) (経済産業省ウェブサイト) https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2001/01-1.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日)。

		された国内法規を改正し、紛争処理は終結した。
DS160 ¹¹² 113	2000.06.15 (2000.07.27)	小委員会は、以下の結論に到達した。 (1) 米国著作権法第 110 条 5 項 (A) は、TRIPS 協定第 13 条の要件を充足しており、従って、TRIPS 協定第 9 条 1 項によって同協定に組み込まれたベルヌ条約第 11 条の 2 (1) (iii) 及び第 11 条 (1) (ii) にも整合的である。 (2) 米国著作権法第 110 条 5 項 (B) は、TRIPS 協定第 13 条の要件を充足しておらず、従って、TRIPS 協定第 9 条 1 項によって同協定に組み込まれたベルヌ条約第 11 条の 2 (1) (iii) 及び第 11 条 (1) (ii) にも整合的ではない。 小委員会は、DSB に対し、米国著作権法第 110 条 5 項 (B) を TRIPS 協定上に義務と整合的なものにするよう勧告した。 →暫定合意に達したが、合意期限までには状況は改善されず、未だに法改正に至っていない。小委員会勧告の実効性に関わる問題である。
DS170 ¹¹⁴	2000.05.05 (2000.10.12)	小委員会は、以下の結論に到達した。 (1) TRIPS 協定第 70 条 2 項の「保護されている...対象」には、特許法第 45 条に基づいて付与され、1996 年 1 月 1 日時点で特許を与えられていた発明が含まれる。これは、TRIPS 協定第 70 条 1 項による適用除外の対象に含まれない。 (2) カナダ特許法第 45 条は、TRIPS 協定第 33 条が要求する出願から 20 年間の保護期間を保障していない。 小委員会は、DSB に対して、カナダが WTO 協定上の義務に従うよう要請することを勧告した。 →上級委員会報告書を採択し、法改正をすることで解決した。
DS174	2005.03.15 (2005.04.20)	地理的表示保護規則は、地理的表示の保護の利用可能性に関して、EC 域内国国民に付与している待遇よりも不利な

¹¹² WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS160: 米国-著作権法 110 条(5) (パネル) (道垣内正人委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-9.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日) .

¹¹³ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2003 年度版 DS160: 米国-著作権法 110 条(5)DSU25 条に基づく仲裁裁定 (末啓一郎委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2003/03-1.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日) .

¹¹⁴ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS170: カナダ-特許保護に関する期間 (パネル・上級委) (中川淳司委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-8.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日) .

DS290 ¹¹⁵		待遇を他の加盟国の国民に対して付与しており、TRIPS 協定第 3 条 1 項に違反する。 既に登録されている商標と同一又は類似の地理的表示であっても一定の場合には登録が可能である点について、TRIPS 協定第 16 条 1 項に違反するが、TRIPS 協定第 17 条によって正当化されるとした。 →小委員会報告書を採択し、地理的表示に関する規則改正により解決した。
DS176 ¹¹⁶	2001.08.06 (2002.02.01)	米オムニバス法第 211 条 (a) (2) が商標権者の民事手続の権利を制限しており TRIPS 協定第 42 条に違反すると認定。 →上級委員会報告あり。しかし、米オムニバス法第 211 条の撤廃を含む法改正は行われていない。
DS362 ¹¹⁷	2009.01.26 (2009.03.20)	小委員会は 4 つの論点について以下のとおり判断した。 ①中国における商標の不正使用及び著作物の違法な複製に係る刑事手続き及び刑事罰の扱い： 米国は刑事罰の閾値が TRIPS 協定第 61 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていない。 ②中国における税関における没収された知的財産権侵害物品の処理： 商標の単なる除去で十分であるとの点については TRIPS 協定第 59 条に非整合である。 税関措置のうち、侵害物品を競売に付しているとの点について、米国は TRIPS 協定第 59 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていないと判断した。 ③中国国内での発行または流通が許可されていない作品に関する著作権及び著作隣接権の保護及び執行の欠如： TRIPS 協定第 9 条 1 項、41 条 1 項に非整合として米国の主張を是認した。 ④中国における著作物の未許可の複製あるいは未許可の頒布のいずれかのみを行った刑事手続き及び刑事罰の欠

¹¹⁵ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2005 年度版 DS174/290: EC-農薬品及び食品の商標及び地理的表示の保護 (パネル) (米谷三以委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2005/05-7.pdf (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹¹⁶ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2002 年度版 DS176: 米国-オムニバス法 211 条 (パネル・上級委) (松下満雄委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2002/02-5.pdf (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹¹⁷ China – Measures Affecting the Protection and Enforcement of Intellectual Property Rights – Report of the Panel (World Trade Organization, January 26, 2009)

https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/MultiDDFDocuments/69480/Q:WT/DS/362R-00.pdf;Q:WT/DS/362R-01.pdf;Q:WT/DS/362R-02.pdf;Q:WT/DS/362R-03.pdf;Q:WT/DS/362R-04.pdf/ (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

		如は TRIPS 協定第 9 条 1 項、第 14 条、第 41 条 1 項、第 46 条、第 59 条、第 61 条等に整合的でない： 米国は刑事罰の閾値が TRIPS 協定第 61 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていない。 →中国が著作権法改正、及び、税関保護に関する規則改正を行い、シーケンス合意に至った。
DS435 DS441 ¹¹⁸ 119	2018.06.28 (2020.06.29)	オーストラリアが 2011 年に制定したたばこプレーンパッケージ法 (the Tobacco Plain Package Act 2011) とその関連規則 (以下、TPP 措置) は、たばこ製品の包装デザインに制約を加え、喫煙者の減少や禁煙の奨励による公衆衛生の改善を目指すもので、包装に使用できる色の種類や警告文の掲載、さらにはブランド名の表示方法などを規定する。同措置が、必要以上に貿易制限的であり、商標の商業上の使用を不当に妨げているなどとし、オーストラリアの WTO 協定違反を第 1 審である小委員会に申し立てた。小委員会は、TPP 措置は人の健康保護という正当な目的を達成するもので、必要以上に貿易制限的ではないとし、訴えを退けた。 →上級委員報告書「協定違反なし」を採択することで解決した。
DS458 ¹²⁰ DS467 ¹²¹ 122	2018.06.28 (2018.08.27)	オーストラリアが 2011 年に制定した TPP 措置は、たばこ製品の包装デザインに制約を加え、喫煙者の減少や禁煙の奨励による公衆衛生の改善を目指すもので、包装に使用できる色の種類や警告文の掲載、さらにはブランド名の表示方法などを規定する。同措置が、必要以上に貿易制限的であり、商標の商業上の使用を不当に妨げているなどとし、オーストラリアの WTO 協定違反を第 1 審である小委員会

¹¹⁸ Australia – Certain Measures Concerning Trademarks, Geographical Indications and Other Plain Packaging Requirement Applicable to Tobacco Products and Packaging (World Trade Organization, June 9, 2020)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435ABR.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹¹⁹ WTO 上級委、オーストラリアのたばこ包装規制にシロ判定 (ジェトロ ビジネス短信) (2020 年 6 月 12 日)
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/cba3dcbeaf7defc6.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹²⁰ Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tobacco Products and Packaging (WT/DS435/R, WT/DS441 /R, WT/DS458/R, WT/DS467/R, World Trade Organization, June 28, 2018
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435R.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹²¹ Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tobacco Products and Packaging (WT/DS435/R, WT/DS441 /R, WT/DS458/R, WT/DS467/R, World Trade Organization, June 28, 2018
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435R.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹²² WTO 上級委、オーストラリアのたばこ包装規制にシロ判定 (ジェトロ ビジネス短信) (2020 年 6 月 12 日)
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/cba3dcbeaf7defc6.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

		に申し立てた。 小委員会は、TPP 措置は人の健康保護という正当な目的を達成するもので、必要以上に貿易制限的ではないとし、訴えを退けた。 →小委員会報告書「協定違反なし」を採択することで解決した。
DS567 ¹²³ 124	2020.06.16	カタールは、小委員会審理の中で、(1) サウジアラビア政府が、ビーイン社の放映権の行使に協力しないようにサウジアラビア国内弁護士に要請し、同社の民事上の司法手続きを妨げたこと、また、(2) サウジアラビア政府がビー・アウト・キュー社に対し、違法配信行為に関する刑事手続きを開始しないことなどを理由に、サウジアラビアの TRIPS 協定違反 (42 条 (公正かつ公平な手続き)、61 条 (刑事上の手続き) など) を主張した。これに対し、サウジアラビアは、カタールが主張する WTO 協定違反の有無を問わず、サウジアラビア政府の行為は安全保障を理由に正当化される、としていた。 小委員会報告書は、上記 (1) と (2) について、サウジアラビアの TRIPS 協定違反を認定した。他方、TRIPS 協定 73 条 (b) (安全保障のための例外) に基づき、(1) に係る措置は正当化される、という判断を下した。 →2020 年 7 月 28 日、サウジアラビアが上級委申立てを行う。2022 年 4 月 21 日、カタールは DSB に、この紛争を終結させることに同意し、パネル報告書の採択を求めないことを通知した¹²⁵。
DS583 ¹²⁶	2021.11.11 ¹²⁹	トルコの医療保険制度の下では、特定の医薬品の購入について、政府機関である社会保障機関 (SSI : Social Security

¹²³ Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (World Trade Organization, June 16, 2020) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567R.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹²⁴ WTO パネルが安全保障例外の適用を認める、サウジとカタールの紛争で 2 例目に (ジェトロ ビジネス短信) (2020 年 6 月 23 日) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/922ea1a9e82c33d8.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹²⁵ Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (World Trade Organization, 25 April 2022) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567-11.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹²⁶ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断 (WT/DS583) (宮岡 邦生委員) (経済産業省ウェブサイト) https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹²⁹ パネル報告書当事国配布 <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583ARB25.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

127 128		Institution) による補助が適用される。この購入補助の対象として認められるために必要な医薬品の審査に際し、トルコは、(i) 海外の医薬品製業者に対し、トルコ政府が指定した特定の医薬品について、トルコ国内での生産にコミットすることを要求し、(ii) これに応じない場合、当該医薬品を SSI による購入補助の対象から除外する、という国産化要件を課していた。EU は、トルコの措置は内国民待遇義務 (GATT3 条 4 項) 等に違反すると主張し、トルコは、政府調達例外 (GATT3 条 8 項 (a)) や一般的例外 (同 20 条 (b) 及び (d)) を理由に EU の主張を争った。 パネルは、以下のように判断した。 1) トルコの医療保険制度の下では、政府機関である SSI は、医薬品の購入費用の一部を補助するだけであり、SSI による「購入」の存在が認められず、政府調達例外 (3 条 8 項 (a)) は適用されない。 2) 本国産化要件は、輸入品に対し「不利な待遇」を与えるものであるので、内国民待遇義務 (GATT3 条 4 項) に違反する。 3) 一般的例外 (GATT20 条 (b) 及び (d)) について、GATT20 条 (b) に関し、トルコは、海外の医薬品への依存によって国民の生命・健康に生じるリスクについて具体的な主張立証をしておらず、関係する法令等の文書の記載から、本件国産化要件の目的は、産業政策的な目的に基づくことが窺われるので、20 条 (b) による正当化は認められない。GATT20 条 (d) に関するトルコの主張は 20 条 (b) の主張と実質的に同じであり、正当化は認められない。

4. 上級委員会報告の内容

上級委員会報告の内容を、以下に記載する。なお、2024 年 1 月以降の新たな動きは無い。

DS 番号	提出日 (採択日)	上級委員会報告書の内容

¹²⁷ TURKEY – CERTAIN MEASURES CONCERNING THE PRODUCTION, IMPORTATION AND MARKETING OF PHARMACEUTICAL PRODUCTS – ARBITRATION UNDER ARTICLE 25 OF THE DSU AWARD OF THE ARBITRATORS (WTO, WT/DS583/ARB25 (22-5590), July 25, 2022) (WTO ウェブサイト)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583ARB25.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹²⁸ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断 (WT/DS583) (宮岡 邦生委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

DS50 ¹³⁰	1997.12.19 (1998.01.16)	「医薬品のために使用される物質は特許の対象とならない」というインド特許法の規定は義務規定である。」という小委員会認定に同意する。インドの「行政通達」は、特許法に優先するとは思えないので、発明の新規性及び出願の優先権を保持するための堅固な法的基礎を与えるとはいえない。従って、「仮出願を受け付けるためのインドの「行政通達」は TRIPS 協定第 70 条 8 項に適合しない。」という小委員会の結論に同意する。 TRIPS 協定第 70 条 9 項が「第 6 部の規定にかかわらず」と定めているので、同項が WTO 協定の発効日から適用されることは明らかである。インドが TRIPS 協定第 70 条 9 項に違反しているという小委員会の認定に同意する。 アメリカの小委員会設置要請文書には、TRIPS 協定第 63 条は援用されていない。従って、TRIPS 協定第 63 条に基づくアメリカの主張は小委員会の付託事項に含まれないと言わざるを得ない。TRIPS 協定第 63 条に基づくアメリカの予備的主張に関する小委員会の認定は誤りである。 →1999 年 3 月 26 日に公布された法改正により解決した。
DS170 ¹³¹	2000.09.18 (2000.10.12)	上級員会は、以下の結論に到達した。 (1) 旧法上の特許によって保護される発明に対しては、TRIPS 協定第 70 条 1 項ではなく 2 項が適用され、カナダは旧法上の特許に対し、TRIPS 協定第 33 条の義務を負うとの小委員会の結論を支持する。 (2) カナダ特許法第 45 条の下で出願後 20 年の保護期間が保障されておらず、よってカナダ特許法第 45 条は TRIPS 協定第 33 条に違反するとの小委員会の結論を支持する。 上級委員会は、DSB に対して、カナダが TRIPS 協定上の義務に従うよう要請することを勧告した。 →上級委員会報告書を採択し、法改正をすることで解決した。

¹³⁰ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護 (パネル・上級委) (岩沢雄司委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日) .

¹³¹ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS170: カナダ-特許保護に関する期間 (パネル・上級委) (中川淳司委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-8.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日) .

DS176 ¹³²	2002.01.02 (2002.02.01)	米オムニバス法第 211 条は TRIPS 協定第 42 条には違反しないとして小委員会の判断を覆したが、商標・商号について最恵国待遇、内国民待遇を順守していないとして、TRIPS 協定第 2 条 1 項 (パリ条約 8 条)、第 3 条、第 4 条違反を認定した。 →米オムニバス法第 211 条の撤廃を含む法改正は行われていない。
DS435 DS441 ¹³³ 134	2020.06.09 (2020.06.29)	上級委員会は、小委員会報告書を支持し、オーストラリアの TPP 措置の正当性を改めて認めた。 →上級委員報告書「協定違反なし」を採択で解決した。

5. 仲裁判断の内容

上級委員会が開かれず仲裁手続が行われた件について、仲裁裁定の内容を以下に記載する。なお、2024 年 1 月以降の新たな動きは無い。

DS 番号	提出日	仲裁裁定の内容
DS583 ¹³⁵ 136 137	2022.7.21	仲裁廷は、以下のように判断し、小委員会の判断を支持した。 1) GATT3 条 8 項 (a) の対象となるためには「政府機関による調達」が必要となるが、小委員会が認定等から、政府機関である社会保障機関 SSI が医薬品を「調達」したといえないため、GATT3 条 8 項 (a) の要件を満たさないとの小委員会の判断は、結論として誤っていない。 2) 小委員会は、GATT20 条 (b) 及び (d) の判断において正

¹³² WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2002 年度版 DS176: 米国-オムニバス法 211 条 (パネル・上級委) (松下満雄委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2002/02-5.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日)。

¹³³ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2020 年度版 DS435/441: 豪州-タバコ製品の包装に関する規制に関する措置 (上級委) (小寺智史委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2020/20-9.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日)。

¹³⁴ WTO 上級委、オーストラリアのたばこ包装規制にシロ判定 (ジェットロ ビジネス短信) (2020 年 6 月 12 日)

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/cba3dcbeaf7defc6.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日)。

¹³⁵ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断 (WT/DS583) (宮岡 邦生委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日)。

¹³⁶ TURKEY – CERTAIN MEASURES CONCERNING THE PRODUCTION, IMPORTATION AND MARKETING OF PHARMACEUTICAL PRODUCTS ARBITRATION UNDER ARTICLE 25 OF THE DSU AWARD OF THE ARBITRATORS (WTO, WT/DS583/ARB25 (22-5590), July 25, 2022) (WTO ウェブサイト)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583ARB25.pdf&Open=True> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日)。

¹³⁷ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断 (WT/DS583) (宮岡 邦生委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 6 日)。

		しい枠組みに基づいて検討しており、トルコが主張するような解釈・適用の誤りは認められない。

6. 紛争解決制度改革に関する議論

WTO 上級委員会¹³⁸は7人で構成され、うち3人が1事案の審理を担当するが、2017年以降、相次いで任期満了や自発的な退任により、2019年12月以降は上級委員が1人となり、審理ができない状況に陥った¹³⁹。その後、2020年11月30日に最後の上級委員が4年の任期を終え、機能停止の状況が続いている¹⁴⁰。

このような状況から、2020年4月30日、WTO加盟国47カ国からなるグループは、新たに多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement：MPIA）を創設し、機能停止しているWTO上級委員会に上訴される可能性のあるあらゆる紛争を仲裁するためにMPIAを活用する意向をWTOに通知した。MPIAは、上級委員会が完全に機能するまでの間に限り、参加国間の紛争について、パネルの判断を不服とする場合には、機能停止中の上級委員会に上訴するのではなく、仲裁により解決することを定めた紳士協定である。なお、参加国間の紛争については、個別の事案ごとに、仲裁合意を結び、DSBに通報する必要がある。

我が国は、2023年3月10日、日本政府としてMPIA参加する旨を閣議了解し¹⁴¹、DSBに通報した。MPIAには、2025年1月末現在、日本に加え、EU、オーストラリア、カナダ、中国、シンガポール、ニュージーランド、ブラジル等の54か国・地域が参加している。

2022年6月に行われた第12回WTO閣僚会議では、2024年までに全ての加盟国が利用できる完全な、かつ、よく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論することに合意した¹⁴²。第12回WTO閣僚会議（MC12）の成果文書¹⁴³第4項を以下に記載する。

4. 我々は、紛争解決制度について、上級委員会に関するものも含め、課題及び懸念を認め、これらの課題及び懸念に対処することの重要性及び緊急性を認識し、2024年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うことにコミットする。

¹³⁸ Appellate Body Members (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/ab_members_descrp_e.htm（最終アクセス日：2025年3月6日）。

¹³⁹ WTOの上級委員会、委員が1人となり実質的に機能停止（ジェトロ ビジネス短信）（2019年12月12日）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/12/68b0069b07164504.html>（最終アクセス日：2025年3月6日）。

¹⁴⁰ WTO上級委、残る1人の委員も任期満了、機能停止が続く（ジェトロ ビジネス短信）（2020年12月1日）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/bbb7a98e5e7992b1.html>（最終アクセス日：2025年3月6日）。

¹⁴¹ 日本政府のMPIA（多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント）参加について閣議了解を行いました（経済産業省ウェブサイト）

<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230310004/20230310004.html>（最終アクセス日：2025年3月6日）。

¹⁴² Members welcome MC12 commitment to address dispute settlement (June 30, 2022) (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/dsb_30jun22_e.htm（最終アクセス日：2025年3月6日）。。

¹⁴³ MC12 OUTCOME DOCUMENT ADOPTED ON 17 JUNE 2022 (June 22, 2022) (WTO ウェブサイト)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN22/24.pdf&Open=True>（最終アクセス日：2025年3月6日）。

2023 年 3 月 31 日の紛争解決機関（DSB）の会合では、WTO 加盟国は、WTO の紛争解決制度の改革に関して行われている非公式な議論について説明を受けた。グアテマラは、加盟国 127 カ国・地域を代表して、上級委員会の空席を埋めるための選考プロセスを開始するという同グループの提案を紹介するとともに、加盟国の最善の利益に反して WTO 紛争解決制度全体に深刻な影響を与えている上級委員会の現状に対する共通の懸念を述べた。20 以上の国・地域の代表団がこの提案を支持して登壇し、多角的貿易システムの安定性と予測可能性に対する WTO の二審制による紛争解決制度の重要性と、行き詰まりを解決する必要性を改めて強調した。多くの代表団は、2024 年までに完全にかつよく機能する紛争解決制度を実現するという閣僚のコミットメントに注目し、当該期限までにこれを達成することへの支持を約束した。米国は、WTO 紛争解決に関する長年の懸念が依然として解決されていないため、上級委員会委員の任命を開始する決定案を支持しないと繰り返した。改革に向けた第一歩は、WTO の紛争解決における全加盟国の利益をより深く理解することだと述べた。米国はこの目標を推進するために加盟国と協力しており、継続的な関与を期待していると付け加えた¹⁴⁴。

2023 年 12 月 18 日の WTO 紛争解決機関（DSB）会合で、上級委員会委員の選考プロセスを開始するという WTO 加盟国 130 カ国・地域による提案について検討した¹⁴⁵。

グアテマラは 130 の加盟国・地域を代表して発言し、上級委員会の空席を埋めるための選考プロセスを開始するという当該グループの 72 回目の提案を紹介した。グアテマラはグループの代表として、「多数の加盟国がこの提案を提出したことは、上級委員会の現状が加盟国の最善の利益に反して WTO 紛争解決制度全体に深刻な影響を与えていることに対する共通の懸念を反映している。」と述べた。

米国は、WTO 紛争解決に関する長年の懸念が依然として解決されていないため、上級委員会委員の任命開始の決定案を支持しないと繰り返した。米国は、WTO 紛争解決制度が十分に機能するためには、抜本的な改革が必要だと考えていると述べた。米国の目標は、古い制度に戻ることではなく、WTO ルールのもとで加盟国が重要な利益に対処するための政策空間を維持し、議論と交渉の場としての WTO の役割を損なうのではなく、むしろ支援する制度を持つことである、と付け加えた。

2024 年 1 月 26 日の紛争解決機関（DSB）の会合において、DSB 議長は、紛争解決制度改革に関する非公式な議論を DSB 及び／又は一般理事会の公式な場にいつどのように持ち込むかについて、代表団と協議したことを報告した。同議長は、各加盟国の代表団は改革に関する議論を公式化する必要性を認識しているものの、プロセス、タイミング、目的及びリーダーシップについて代表団によって意味するところが異なっていることは明らかであると述べた。現時点ではこの問題についてコンセンサスが得られていないため、同議長は、改革に関する非公式プロセスを継続して、良い結果を得るための可能な限り多くの

¹⁴⁴ Members briefed on informal dispute settlement reform talks (March 31, 2023) (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/dsb_31mar23_e.htm (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹⁴⁵ Members told “finish line within reach” in dispute settlement reform talks (December 18, 2023) (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/dsb_18dec23_e.htm (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

作業を行うことを認めるよう、各加盟国に提案した。

また、グアテマラの WTO 常駐代表代理である Marco Molina は、非公式会合のファシリテーターとして、個人的な立場で報告を行った。報告¹⁴⁶の概要を、以下に記載する。

- ・ Marco Molina は、非公式プロセスが異なる 2 つのトラックで進行していることに留意することが重要だと述べた。1 つは統合テキスト草案の改訂、もう 1 つは上訴/レビューメカニズムに関する議論である。

- ・ 統合テキストについては、検討メンバーは 2 月 9 日までに統合テキスト草案を完成させることを目指している。

- ・ 上訴/レビューメカニズムに関しては、この問題の解決策となり得る具体的なコンセプトの特定を開始した。コンセプトの一覧を作成し、検討が必要なものについてはさらに検討を進める予定である。準備が整い次第、次のステップとして法的文書の草案作成を行う予定である。

2024 年 2 月 16 日に、紛争解決制度改革に関する非公式プロセスから生まれた統合テキスト草案¹⁴⁷は、透明性を確保する目的で、加盟国に回覧された¹⁴⁸。

2024 年 3 月 2 日にアブダビで開催された第 13 回 WTO 閣僚会議（MC13）において、紛争解決制度改革について、2024 年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度を実現するための進展を認める閣僚決定が採択された¹⁴⁹。

上記閣僚決定¹⁵⁰を、以下に記載する¹⁵¹。

- ・ 2024 年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うとの第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）での我々のコミットメントを想起し、これまでに行われた作業に留意する。

- ・ 我々は、この作業を通じて得られた進捗を、我々のコミットメントを実現する価値ある貢献として認識する。我々は、我々の作業を前に進めるために役立つ加盟国が

¹⁴⁶ Members updated on progress in dispute settlement reform talks in run-up to MC13 (January 26, 2024) (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/dsb_26jan24_e.htm (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹⁴⁷ SPECIAL MEETING OF THE GENERAL COUNCIL WEDNESDAY, 14 FEBRUARY 2024 (February 16, 2024) (WTO ウェブサイト)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/Jobs/GC/385.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹⁴⁸ WTO members hold first formal meeting on dispute settlement reform (May 30, 2024) (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/disp_30may24_e.htm (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹⁴⁹ MC13 ends with decisions on dispute reform, development; commitment to continue ongoing talks (March 1, 2024) (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/mc13_01mar24_e.htm (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹⁵⁰ DISPUTE SETTLEMENT REFORM MINISTERIAL DECISION Adopted on 2 March 2024 (WTO, March 4, 2024)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN24/37.pdf&Open=True> (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹⁵¹ 経済産業省通商政策局編 2024 年版不正貿易報告書 第 II 部 WTO 協定と主要ケース 第 17 章 WTO の紛争解決手続 489 頁

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2024/pdf/2024_02_17.pdf (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

らの全ての提出物を歓迎する。

- ・我々は、MC12 で合意した 2024 年までの目標の達成に向けて、包括的かつ透明な方法で議論を加速させること、これまでに既になされた進捗を土台とすること、上訴/レビューとアクセシビリティを含む未解決の論点に取り組むことを事務方に指示する。

2024 年 4 月 18 日、DSB 議長は、Dwarka-Canabady 大使をファシリテーターに任命し、紛争解決制度改革プロセスの公式化を示した。公式な会合プロセスとして、オープンで透明性があり包括的な方法で実施されることを保証するために、通訳、公式記録、首都からのオンライン参加及び文書の翻訳が利用できることとなった¹⁵²。

2024 年 5 月 30 日、WTO 加盟国は代表団長（HoDs）レベルによる紛争解決制度改革に関する初の公式会合を開き、上訴/レビューとアクセシビリティの解決方法に焦点を当てた¹⁵³。議論の概要を、以下に記載する。

- ・WTO システムの根幹をなす紛争解決制度全体と、それが（WTO 協定の）遵守にもたらす価値について、加盟国から強い評価が寄せられた。
- ・ほぼ全ての加盟国が、紛争解決制度に信頼性を構築するために二審制の紛争解決制度を維持することに強い関心を示しており、また、オーバーリーチ、紛争の長さ及びアカウンタビリティなどの表明された懸念に対処するために、相互評価（peer review）の概念やその運用方法を検討する必要があることを認識している。
- ・拘束力のある一貫した決定を求める強い関心が示される一方で、常設の上訴機関が唯一の正当性確保の方法ではない可能性もあると示された。
- ・今後、専門家が実施する技術的な作業に関する最新情報を聴取し、作業をどのように進めるかについての意見を共有できるようにする目的で、毎月 HoDs 会議が行われる。

2024 年 12 月 16-17 日に行われた WTO 一般理事会で、一般理事会議長は、一般理事会の管轄下で進行中の紛争解決制度改革に関する交渉での「重要な進捗」を歓迎し、以下の報告を行った¹⁵⁴。

- ・この 6 か月間に、約 170 時間におよぶ膨大な作業が行われ、現在加盟国は上訴/レビューに関するテキスト草案を手に入れている。この草案では、上訴/レビューの審査対象となる請求の範囲を狭め、パネルによる事実の客観的評価に関する審査について裁定者の役割を明確にし、誤りを是正するための中間レビュー手続を改善し、手続のタイムフレームの遵守を強化するとしている。
- ・この進捗はポジティブなものであるものの、上訴/レビューメカニズムをどのような形式とすべきか、またその役割は何かなど、中核的な問題に関する異なる利害や懸念を調整する道筋を見出すよう、同議長から加盟国に促す。

¹⁵² WTO members hold first formal meeting on dispute settlement reform (May 30, 2024) (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/disps_30may24_e.htm (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹⁵³ WTO members hold first formal meeting on dispute settlement reform (May 30, 2024) (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/disps_30may24_e.htm (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

¹⁵⁴ General Council Chair welcomes “significant progress” in dispute settlement reform talks (December 17, 2024) (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/gc_17dec24_e.htm (最終アクセス日：2025 年 3 月 6 日)。

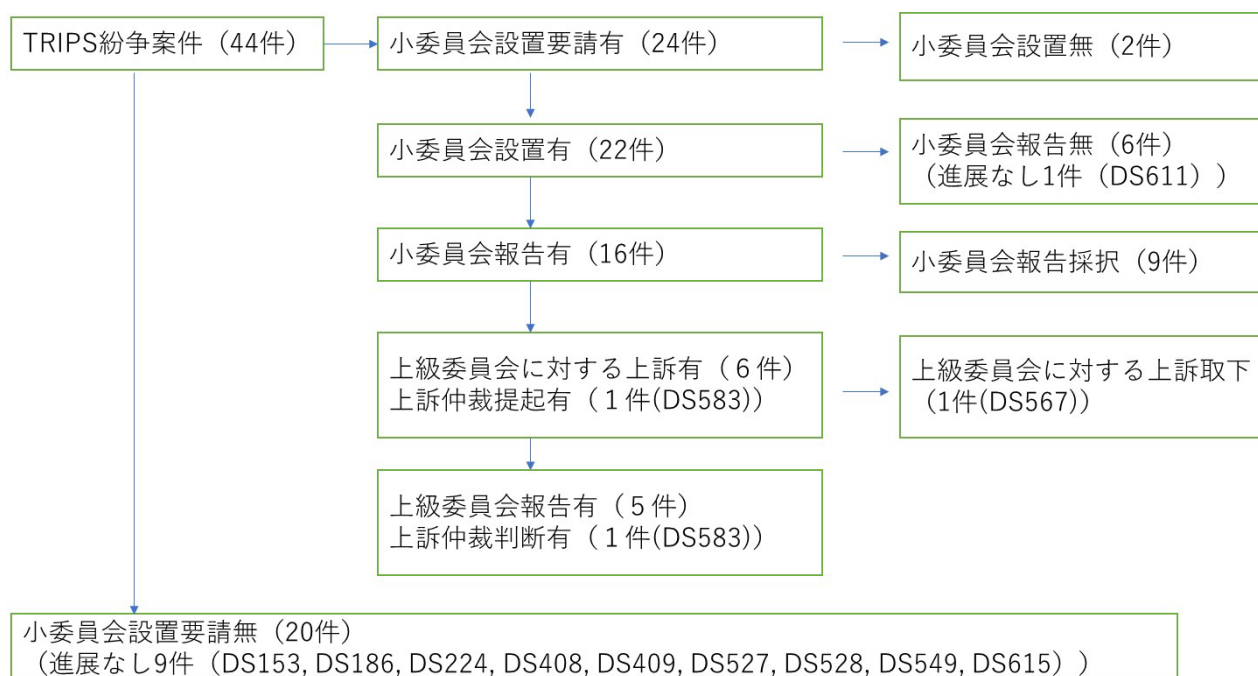
・キャパシティ・ビルディングと技術支援に関する、ほぼ最終的なテキスト草案がまとめられている。この文書は、発展途上加盟国のニーズを認識し、WTO 事務局に追加のカスタマイズされた活動と支援を行うよう指示し、加盟国と事務局間の対話を確立し、紛争解決機関（DSB）に審査と報告のメカニズムを導入するものである。

・より論争の的となっている「費用と資金調達」の問題についても、加盟国の関心と懸念を反映した最初のテーブル表草案が作成されるなど、大きな進捗が見られた。

・今後の進め方について、来年初めに、同議長が関心のある代表団と協議を行い、紛争解決制度改革の作業をさらに前進させるために、これまでの進捗を基にどのように議論を進めていくべきかについて意見を聴取する予定である。

7. TRIPS協定紛争案件（計44件）の小委員会・上級委員会設置状況

TRIPS 協定紛争案件（計 44 件）の小委員会・上級委員会設置状況を図示すると以下のようになる。なお、2024 年 1 月以降の新たな動きは無い。



以上

第2部 二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況に関する調査

各国の経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）においては、TRIPS 協定を基礎とした上で、TRIPS 協定を上回る規律を知財章に設けることによって複数国間で共通の知財ルールを策定し、さらなる知財保護の拡充を目指す動き（TRIPS プラスアプローチ）が見られる。TRIPS プラスの規定によって、手続面、実体面において我が国企業が安心して事業展開できるよう、交渉時に相手国へ制度整備を求めたことが窺える。

例えば、11 カ国が参加する協定として 2018 年 12 月に発効した CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）については、TRIPS プラスの内容が多く含まれており、加盟国は知財制度においてハイスタンダードな規律を遵守することが求められる。我が国も含め複数の加盟国は CPTPP 加盟に向けて知財制度の法改正を行ったことが確認されており、これらの改正が我が国の企業活動に与える影響について分析することは、今後の EPA/FTA 交渉戦略を検討する上で有用であるほか、既決 EPA/FTA の見直し、新たな EPA 交渉を行うに際しても有益な情報となると考える。

第1章 CPTPP 加盟国における知財章の履行状況

第1節 調査の対象

CPTPP 加盟国の法制度において、知財章の各規定がどのように担保されているか調査をおこなった。ここでは、各国の法令・運用で担保されるに至った時期（法令・運用の改正時期等）に留意して、知財関連条約の締結状況や、各規定に対応する各国の法令あるいは運用等の有無を分析した。調査対象とする国は、メキシコ、カナダ、豪州とし、知財章のうち、産業財産権（特許、意匠、商標）、及び、国境措置に関する条項に焦点を当てて調査する。

具体的には、①に記載する CPTPP 知財章の規定について、②の方法に従って履行状況をまとめた。対象となる各国の規定については、③に記載する CPTPP の交渉経緯を踏まえ、④に対象となる各国の法律を記載した。

1. 対象となるCPTPP知財章の規定

- ・第 18・7 条 国際協定
- ・第 18・9 条 透明性（特許、意匠、商標）
- ・第 18・14 条 特許に関する協力及び作業の共有
- ・第 18・18 条 商標として登録することができる標識の種類
- ・第 18・19 条 団体標章及び証明標章
- ・第 18・20 条 同一又は類似の標識の使用
- ・第 18・21 条 例外
- ・第 18・22 条 広く認識されている商標

- ・第 18・23 条 審査、異議申立て及び取消しについての手続上の側面
- ・第 18・24 条 電子的な商標のシステム
- ・第 18・25 条 物品及びサービスの分類
- ・第 18・26 条 商標の保護期間
- ・第 18・27 条 使用権を記録しないこと
- ・第 18・37 条 特許を受けることができる対象事項
- ・第 18・38 条 猶予期間
- ・第 18・39 条 特許の取消し
- ・第 18・40 条 例外
- ・第 18・42 条 特許の出願
- ・第 18・43 条 補正、補充及び意見
- ・第 18・44 条 特許出願の公開
- ・第 18・45 条 公開された特許出願及び与えられた特許に関する情報
- ・第 18・46 条 特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整
(凍結条項)
- ・第 18・48 条 不合理な短縮についての特許期間の調整 (凍結条項)
- ・第 18・55 条 保護
- ・第 18・56 条 意匠の制度の改善
- ・第 18・76 条 国境措置に関する特別の要件

2. CPTPP 協定交渉経緯^{1 2 3}

2010 年 3 月、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の第 1 回会合が豪州で行われた。第 1 回会合の参加国は、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナムの 8 カ国であった。その後、2010 年 10 月にマレーシアが参加し、9 カ国となった。

2011 年 11 月に、メキシコ、カナダは、それぞれ TPP 交渉に入る意思を表明した。

2012 年 12 月に行われた TPP 第 15 回会合に、メキシコとカナダは、全体交渉会合として初めて参加した。

2013 年 3 月、当時の安倍総理大臣が交渉に参加することを表明し、同年 7 月から日本は正式に交渉に参加した。

2015 年 10 月、TPP 閣僚会合において、TPP 協定が大筋合意に至り、2016 年 2 月に TPP 協定が署名された。

2017 年 11 月、TPP 閣僚会合において、TPP11 協定が大筋合意に至り、2018 年 3 月 TPP11 協定が署名された。

¹ 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉の現状 (外務省ウェブサイト)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp01_06.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

² TPP 協定交渉参加に向けたカナダ及びメキシコの発表等 (外務省ウェブサイト)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp20120327_05.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

³ TPP (環太平洋パートナーシップ) 協定 (首相官邸ウェブサイト)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/tpp2015.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

2018 年 12 月 30 日、TPP11 協定(CPTPP 協定)が発効した。メキシコ、カナダ、豪州、日本の CPTPP 発効日は、2018 年 12 月 30 日である。

2024 年 12 月 15 日、英国の CPTPP 加盟が、10 月 16 日までに英国を批准した加盟国（ブルネイ、チリ、日本、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム）と英国との間で発効した。その後、12 月 24 日には、豪州との間で発効した。カナダとメキシコは、それぞれ批准してから 60 日後に発効する⁴。

3. 対象となる各国の法律

メキシコ、カナダ、豪州の知的財産関連法の現行法を以下に記載する。また、メキシコ、カナダについては、2011 年 11 月の TPP 交渉に加わる意思表示時点に有効であった知的財産関連法の改正経緯を、豪州については、2010 年 3 月の TPP 協定第 1 回会合時点に有効であった知的財産関連法の改正経緯を併せて記載する。

(1) メキシコ

メキシコが TPP 交渉に入る意思を表明したのは 2011 年 11 月であるので、2011 年 11 月時点で有効な改正法から現行法の直前の改正法までを、旧法（又は旧規則）と記載した。産業財産法には、特許、実用新案、意匠、商標、行政処分の手続き（税関による輸出入に関する措置を含む）等が記載されている。

- ・産業財産法^{5 6}：2020 年 11 月 5 日最終改正
CPTPP 発効日（2018 年 12 月 30 日）で有効であった改正法は、旧法 5 である。
（旧法 1）産業財産法⁷：2010 年 6 月 29 日改正
（旧法 2）産業財産法⁸：2012 年 4 月 9 日改正
（旧法 3）産業財産法⁹：2016 年 6 月 1 日改正

⁴ £2 billion boost to growth as UK joins major trade group（英国政府ウェブサイト）
<https://www.gov.uk/government/news/2-billion-boost-to-growth-as-uk-joins-major-trade-group>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁵ メキシコ産業財産法（日本特許庁ウェブサイト）
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/mexico-sangyou.pdf>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁶ Law on Industrial Property (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on July 1, 2020), Mexico
(WIPO ウェブサイト)
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/20034>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁷ Law on Industrial Property (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on June 28, 2010), Mexico
(WIPO ウェブサイト)
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/11744>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁸ Law on Industrial Property (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on April 9, 2012), Mexico
(WIPO ウェブサイト)
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/11711>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁹ Law on Industrial Property (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on June 1, 2016), Mexico
(WIPO ウェブサイト)
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16303>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

- (旧法 4) 産業財産法¹⁰ : 2018 年 3 月 13 日改正
- (旧法 5) 産業財産法¹¹ : 2018 年 5 月 18 日改正
- ・産業財産規則^{12 13} : 2016 年 12 月 16 日最終改正
- (旧規則 1) 産業財産規則¹⁴ : 2011 年 6 月 10 日改正
- 著作権法^{15 16} : 1996 年 12 月 24 日公布、2020 年 7 月 1 日最終改正
- CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正法は、旧法 6 である。
- (旧法 1) 著作権法¹⁷ : 2003 年 7 月 23 日改正
- (旧法 2) 著作権法¹⁸ : 2012 年 1 月 27 日改正
- (旧法 3) 著作権法¹⁹ : 2013 年 6 月 10 日改正
- (旧法 4) 著作権法²⁰ : 2014 年 7 月 14 日改正
- (旧法 5) 著作権法²¹ : 2016 年 1 月 13 日改正
- (旧法 6) 著作権法²² : 2018 年 6 月 15 日改正
- (旧法 7) 著作権法²³ : 2020 年 1 月 24 日改正

¹⁰ Law on Industrial Property (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on March 13, 2018), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/17863> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹¹ Law on Industrial Property (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on May 18, 2018), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/18059> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹² メキシコ産業財産規則 (日本特許庁ウェブサイト)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/mexico-sangyou_kisoku.pdf (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹³ Regulation on the Industrial Property Law (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on December 16, 2016), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16306> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁴ Regulation on the Industrial Property Law (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on June 10, 2011), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/11729> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁵ メキシコ連邦著作権法 (メキシコ連邦著作権庁ウェブサイト)

<https://www.indautor.gob.mx/documentos/marco-juridico/LFDA.pdf> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁶ Federal Law on Copyright (Amended up to July 1, 2020), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/20225> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁷ Federal Law on Copyright (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on July 23, 2003), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/7903> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁸ Federal Law on Copyright (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on January 27, 2012), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/11495> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁹ Federal Law on Copyright (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on June 10, 2013), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/13554> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁰ Federal Law on Copyright (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on July 14, 2014), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/15156> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²¹ Federal Law on Copyright (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on January 13, 2016), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16108> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²² Federal Law on Copyright (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on June 15, 2018), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/18077> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²³ Federal Law on Copyright (consolidated text published in the Official Journal of the Federation on January 24, 2020), Mexico (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/19901> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

・ 関税法²⁴：2021 年 11 月 12 日最終改正

（旧法 1）：2006 年 2 月 2 日改正²⁵

（旧法 2）：2013 年 12 月 9 日改正²⁶

（旧法 3）：2018 年 6 月 25 日改正²⁷

・ 植物品種に関する連邦法²⁸：2021 年 11 月 12 日最終改正

2018 年 5 月 18 日、CPTPP と整合を取るため、産業産権法の改正により、商標の規定が改正された²⁹。具体的には、非伝統商標を保護対象に追加（第 89 条：CPTPP 第 18.18 条に対応）、異議申し立て制度のプロセスの改善（第 120 条の 2、第 120 条の 3：CPTPP 第 18.23 条に対応）、証明商標を保護対象に追加（第 98 条、第 98 条の 2：CPTPP 第 18.19 条に対応）、周知商標・著名商標の保護プロセスの改善（第 98 条 TER：CPTPP 第 18.22 条に対応）である³⁰。

2018 年 6 月 25 日、関税法の改正が官報で告示された。その目的の 1 つには、税関当局の違法輸入の取り締まり権限の強化であり、特に知的財産権侵害が疑われる商品を税関で差し止める権限を、税関に与えたことである（第 144 条）³¹。ただし、現地法律事務所によれば、この留置を執行するには、行政または司法当局による決議が必要であり、知的財産権者が決議のための申請をしなければならない。CPTPP 協定第 18.76 条第 5 項は「職権による国境措置の開始」に言及しているので、今回の法改正が、同規定に適合していると考えられる³²

（2）カナダ

カナダが TPP 交渉に入る意思を表明したのは 2011 年 11 月であるので、2011 年 11 月時点で有効な改正法から現行法の直前の改正法までを、旧法（又は旧規則）と記載した。

²⁴ メキシコ関税法 Última reforma publicada DOF 12-11-2021（メキシコ政府ウェブサイト）
https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/715623/LEY_ADUANERA.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

²⁵ メキシコ関税法 Última reforma publicada DOF 2-02-2006（メキシコ政府ウェブサイト）
https://www.oas.org/juridico/spanish/mesicic3_mex_anexo17.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

²⁶ メキシコ関税法 Última reforma publicada DOF 9-12-2013（メキシコ政府ウェブサイト）
<https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/82165/Ley-Aduanera.pdf>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

²⁷ メキシコ関税法 Última reforma publicada DOF 25-06-2018（メキシコ政府ウェブサイト）
https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/422563/ley_aduanera.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

²⁸ Federal Law on Plant Varieties (Amended up to May 11, 2022), Mexico（WIPO ウェブサイト）
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/22361>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

²⁹ 産業財産法を改正、商標権の保護強化（メキシコ）（JETRO ウェブサイト ビジネス短信）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/05/2f069525e0f07ce2.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

³⁰ 産業財産法改正（2018 年 5 月 18 日付官報公布）の主な内容（JETRO ウェブサイト ビジネス短信 添付資料）
https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=26915227（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

³¹ 改正税関法、税関職員に知財侵害疑義商品の差し止め権限を付与（JETRO ウェブサイト ビジネス短信）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/07/7bfbffe7f91fde27.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

³² 改正税関法、税関職員に知財侵害疑義商品の差し止め権限を付与（JETRO ウェブサイト ビジネス短信）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/07/7bfbffe7f91fde27.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

- ・ 特許法^{33 34}：2021 年 6 月 30 日最終改正

CPTPP 発効日（2018 年 12 月 30 日）で有効であった改正法は、旧法 8 である。

（旧法 1）：2006 年 9 月 21 日改正³⁵

（旧法 2）：2013 年 6 月 26 日改正³⁶

（旧法 3）：2015 年 2 月 26 日改正³⁷

（旧法 4）：2015 年 6 月 17 日改正³⁸

（旧法 5）：2016 年 6 月 24 日改正³⁹

（旧法 6）：2017 年 9 月 21 日改正⁴⁰

（旧法 7）：2018 年 11 月 5 日改正⁴¹

（旧法 8）：2018 年 12 月 13 日改正⁴²

（旧法 9）：2019 年 10 月 30 日改正⁴³

（旧法 10）：2020 年 3 月 25 日改正⁴⁴

（旧法 11）：2021 年 6 月 28 日改正⁴⁵

- ・ 特許規則⁴⁶：2024 年 3 月 25 日改正

CPTPP 発効日（2018 年 12 月 30 日）で有効であった改正規則は、旧規則 7 である。

（旧規則 1）：2011 年 3 月 3 日改正⁴⁷

（旧規則 2）：2013 年 12 月 29 日改正⁴⁸

³³ カナダ特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujii/canada-tokkyo.pdf>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

³⁴ Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/index.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

³⁵ Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/20060921/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

³⁶ Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/20130626/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

³⁷ Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/20150226/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

³⁸ Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/20150617/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

³⁹ Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/20160624/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁴⁰ Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/20170921/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁴¹ Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/20181105/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁴² Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/p-4/20181213/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁴³ Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/20191030/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁴⁴ Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/20200325/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁴⁵ Patent Act R.S.C., 1985, c. P-4（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/20210628/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁴⁶ Patent Rules (SOR/2019-251)（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2019-251/>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁴⁷ Patent Rules SOR/96-423（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-96-423/20110303/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁴⁸ Patent Rules SOR/96-423（Government of Canada Justice Laws ウェブサイト）

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-96-423/20131229/P1TT3xt3.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

- (旧規則 3) : 2014 年 4 月 1 日改正 ⁴⁹
(旧規則 4) : 2014 年 5 月 1 日改正 ⁵⁰
(旧規則 5) : 2017 年 9 月 21 日改正 ⁵¹
(旧規則 6) : 2018 年 6 月 25 日改正 ⁵²
(旧規則 7) : 2018 年 11 月 5 日改正 ⁵³
(旧規則 8) : 2019 年 6 月 17 日改正 ⁵⁴
(旧規則 9) : 2019 年 10 月 30 日改正 ⁵⁵
(旧規則 10) : 2021 年 6 月 28 日改正 ⁵⁶
(旧規則 11) : 2022 年 3 月 4 日改正 ⁵⁷
(旧規則 12) : 2022 年 7 月 1 日改正 ⁵⁸
(旧規則 13) : 2022 年 10 月 3 日改正 ⁵⁹
(旧規則 14) : 2023 年 6 月 2 日改正 ⁶⁰
(旧規則 15) : 2024 年 1 月 1 日改正 ⁶¹
• 意匠法 ⁶² ⁶³ : 2018 年 11 月 5 日最終改正

CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正法は、現行法である。

⁴⁹ Patent Rules SOR/96-423 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-96-423/20140401/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁵⁰ Patent Rules SOR/96-423 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-96-423/20140501/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁵¹ Patent Rules SOR/96-423 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-96-423/20170921/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁵² Patent Rules SOR/96-423 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-96-423/20180625/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁵³ Patent Rules SOR/96-423 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-96-423/20181105/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁵⁴ Patent Rules SOR/96-423 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-96-423/20190617/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁵⁵ Patent Rules SOR/96-423 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-96-423/20191030/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁵⁶ Patent Rules SOR/2019-251 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2019-251/20210628/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁵⁷ Patent Rules SOR/2019-251 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2019-251/20220304/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁵⁸ Patent Rules SOR/2019-251 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2019-251/20220701/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁵⁹ Patent Rules SOR/2019-251 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2019-251/20221003/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁶⁰ Patent Rules SOR/2019-251 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2019-251/20230602/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁶¹ Patent Rules SOR/2019-251 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2019-251/20240101/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁶² カナダ意匠法 (日本特許庁ウェブサイト)
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/canada-ishou.pdf> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁶³ Industrial Design Act (R.S.C., 1985, c. I-9) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/I-9/> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

(旧法 1) : 2002 年 12 月 31 日改正⁶⁴

- 意匠規則⁶⁵ : 2024 年 1 月 1 日最終改正

CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正規則は、旧規則 4 である。

(旧規則 1) : 2008 年 10 月 5 日改正⁶⁶

(旧規則 2) : 2014 年 9 月 26 日改正⁶⁷

(旧規則 3) : 2018 年 6 月 12 日改正⁶⁸

(旧規則 4) : 2018 年 11 月 5 日改正⁶⁹

(旧規則 5) : 2022 年 3 月 4 日改正^{70 71}

- 商標法⁷² : 2021 年 6 月 28 日最終改正

CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正法は、旧法 11 である。

(旧法 1) : 2008 年 12 月 31 日改正⁷³

(旧法 2) : 2013 年 12 月 31 日改正⁷⁴

(旧法 3) : 2014 年 6 月 19 日改正⁷⁵

(旧法 4) : 2014 年 12 月 9 日改正⁷⁶

(旧法 5) : 2015 年 1 月 1 日改正⁷⁷

(旧法 6) : 2016 年 6 月 24 日改正⁷⁸

⁶⁴ Industrial Design Act (R.S.C., 1985, c. I-9) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/I-9/20021231/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁶⁵ Industrial Design Regulations (SOR/2018-120) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2018-120/> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁶⁶ Industrial Design Regulations SOR/99-460 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-99-460/20081005/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁶⁷ Industrial Design Regulations SOR/99-460 (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-99-460/20140926/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁶⁸ Industrial Design Regulations (SOR/2018-120) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2018-120/20180612/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁶⁹ Industrial Design Regulations (SOR/2018-120) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2018-120/20181105/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁷⁰ カナダ意匠規則 (日本特許庁ウェブサイト)
https://www.ipso.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/canada-ishou_kisoku.pdf (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁷¹ Industrial Design Regulations (SOR/2018-120) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2018-120/20220304/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁷² Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁷³ Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20081231/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁷⁴ Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20131231/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁷⁵ Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20140619/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁷⁶ Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20141209/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁷⁷ Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20150101/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁷⁸ Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20160624/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

(旧法 7) : 2017 年 9 月 21 日改正⁷⁹

(旧法 8) : 2018 年 10 月 5 日改正⁸⁰

(旧法 9) : 2018 年 11 月 5 日改正⁸¹

(旧法 10) : 2018 年 12 月 13 日改正⁸²

(旧法 11) : 2018 年 12 月 30 日改正⁸³

(旧法 12) : 2019 年 6 月 17 日改正⁸⁴

(旧法 13) : 2019 年 6 月 18 日改正⁸⁵

(旧法 14) : 2020 年 7 月 1 日改正^{86 87}

・商標規則^{88 89} : 2024 年 1 月 1 日最終改正

CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正規則は、旧規則 1 である。

(旧規則 1) : 2018 年 10 月 30 日改正⁹⁰

(旧規則 2) : 2019 年 6 月 17 日改正⁹¹

(旧規則 3) : 2021 年 6 月 28 日改正⁹²

(旧規則 4) : 2022 年 3 月 4 日改正⁹³

・著作権法⁹⁴ : 2023 年 4 月 27 日最終改正

⁷⁹ Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20170921/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁸⁰ Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20181005/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁸¹ Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20181105/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁸² Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20181213/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁸³ Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20181230/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁸⁴ Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20190617/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁸⁵ Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20190618/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁸⁶ カナダ商標法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/canada-shouhyou.pdf> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁸⁷ Trademarks Act (R.S.C., 1985, c. T-13) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/T-13/20200701/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁸⁸ Trademarks Regulations (SOR/2018-227) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2018-227/> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁸⁹ カナダ商標規則 (日本特許庁ウェブサイト)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/canada-shouhyou_kisoku.pdf (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁹⁰ Trademarks Regulations (SOR/2018-227) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2018-227/20181030/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁹¹ Trademarks Regulations (SOR/2018-227) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2018-227/20190617/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁹² Trademarks Regulations (SOR/2018-227) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2018-227/20210628/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁹³ Trademarks Regulations (SOR/2018-227) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2018-227/20220304/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

⁹⁴ Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

CPTPP 発効日（2018 年 12 月 30 日）で有効であった改正法は、旧法 10 である。

（旧法 1）：2005 年 12 月 12 日改正⁹⁵

（旧法 2）：2012 年 11 月 07 日改正⁹⁶

（旧法 3）：2014 年 8 月 13 日改正⁹⁷

（旧法 4）：2014 年 12 月 9 日改正⁹⁸

（旧法 5）：2015 年 1 月 1 日改正⁹⁹

（旧法 6）：2015 年 1 月 2 日改正¹⁰⁰

（旧法 7）：2015 年 6 月 23 日改正¹⁰¹

（旧法 8）：2016 年 6 月 22 日改正¹⁰²

（旧法 9）：2017 年 6 月 19 日改正¹⁰³

（旧法 10）：2018 年 12 月 13 日改正¹⁰⁴

（旧法 11）：2019 年 4 月 1 日改正¹⁰⁵

（旧法 12）：2019 年 6 月 17 日改正¹⁰⁶

（旧法 13）：2020 年 7 月 1 日改正¹⁰⁷

（旧法 14）：2022 年 12 月 30 日改正¹⁰⁸

・ 関税法¹⁰⁹：2024 年 7 月 1 日改正

CPTPP 発効日（2018 年 12 月 30 日）で有効であった改正法は、旧法 22 である。

（旧法 1）：2011 年 8 月 15 日改正¹¹⁰

⁹⁵ Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20051212/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日) .

⁹⁶ Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20121107/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日) .

⁹⁷ Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20140813/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日) .

⁹⁸ Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20141209/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日) .

⁹⁹ Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20150101/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日) .

¹⁰⁰ Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20150102/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日) .

¹⁰¹ Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20150623/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日) .

¹⁰² Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20160622/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日) .

¹⁰³ Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20170619/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日) .

¹⁰⁴ Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20181213/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日) .

¹⁰⁵ Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20190401/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日) .

¹⁰⁶ Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20190617/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日) .

¹⁰⁷ Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20200701/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日) .

¹⁰⁸ Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20221230/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日) .

¹⁰⁹ Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日) .

¹¹⁰ Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20110815/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日) .

- (旧法 2) : 2012 年 6 月 29 日改正 ¹¹¹
 (旧法 3) : 2012 年 8 月 20 日改正 ¹¹²
 (旧法 4) : 2012 年 10 月 1 日改正 ¹¹³
 (旧法 5) : 2012 年 12 月 14 日改正 ¹¹⁴
 (旧法 6) : 2013 年 4 月 1 日改正 ¹¹⁵
 (旧法 7) : 2013 年 12 月 12 日改正 ¹¹⁶
 (旧法 8) : 2014 年 6 月 19 日改正 ¹¹⁷
 (旧法 9) : 2014 年 10 月 1 日改正 ¹¹⁸
 (旧法 10) : 2014 年 11 月 1 日改正 ¹¹⁹
 (旧法 11) : 2015 年 1 月 1 日改正 ¹²⁰
 (旧法 12) : 2015 年 2 月 26 日改正 ¹²¹
 (旧法 13) : 2015 年 5 月 6 日改正 ¹²²
 (旧法 14) : 2015 年 8 月 1 日改正 ¹²³
 (旧法 15) : 2017 年 5 月 18 日改正 ¹²⁴
 (旧法 16) : 2017 年 6 月 19 日改正 ¹²⁵
 (旧法 17) : 2017 年 6 月 22 日改正 ¹²⁶
 (旧法 18) : 2017 年 8 月 1 日改正 ¹²⁷

-
- ¹¹¹ Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20120629/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹¹² Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20120820/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹¹³ Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20121001/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹¹⁴ Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20121214/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹¹⁵ Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20130401/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹¹⁶ Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20131212/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹¹⁷ Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20140619/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹¹⁸ Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20141001/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹¹⁹ Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20141101/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹²⁰ Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20150101/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹²¹ Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20150226/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹²² Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20150506/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹²³ Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20150801/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹²⁴ Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20150518/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹²⁵ Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20170619/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹²⁶ Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20170622/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹²⁷ Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト)
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20170801/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

- (旧法 19) : 2017 年 9 月 21 日改正¹²⁸
(旧法 20) : 2018 年 6 月 21 日改正¹²⁹
(旧法 21) : 2018 年 10 月 17 日改正¹³⁰
(旧法 21) : 2018 年 12 月 18 日改正¹³¹
(旧法 22) : 2018 年 12 月 30 日改正¹³²

- ・植物育種者権利法¹³³ : 2019 年 6 月 17 日改正

2018 年 10 月 25 日、カナダ上院は「カナダ、オーストラリア、ブルネイ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム間の環太平洋パートナーシップに関する包括的かつ先進的な協定を実施するための法律」(法案 C-79)¹³⁴を可決し、この法案は勅許を受け、法律となった。CPTPP 第 18.76 条に基づく義務に関して、CPTPP 実施法の第 17 条と第 18 条は、商標法第 53 条第 1 項と第 53.1 条第 1 項を改正し、カナダに輸入される「紛らわしいほど類似した」商標商品の留置を認めている¹³⁵。

(3) 豪州

2010 年 3 月、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の第 1 回会合が豪州で行われた。第 1 回会合の参加国は、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナムの 8 カ国であったので、2010 年 3 月時点で有効な改正法から現行法の直前の改正法までを、旧法（又は旧規則）と記載した。

- ・特許法¹³⁶ : 2023 年 11 月 18 日最終改正

CPTPP 発効日（2018 年 12 月 30 日）で有効であった改正法は、旧法 7 である。

- (旧法 1) : 2007 年 3 月 27 日改正¹³⁷

¹²⁸ Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト) <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20170921/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹²⁹ Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト) <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20180621/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹³⁰ Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト) <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20181017/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹³¹ Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト) <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20181218/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹³² Customs Act (R.S.C., 1985, c. 1 (2nd Supp.)) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト) <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/20181230/P1TT3xt3.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹³³ Plant Breeders' Rights Act (S.C. 1990, c. 20) (Government of Canada Justice Laws ウェブサイト) <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/p-14.6/fulltext.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹³⁴ Bill C-79 (Royal Assent) October 25, 2018 (Parliament of Canada ウェブサイト) <https://www.parl.ca/DocumentViewer/en/42-1/bill/C-79/royal-assent> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹³⁵ Canada Gazette, Part I, Volume 154, Number 42: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership セクション I (2) Canadian Legislation (Government of Canada ウェブサイト) <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹³⁶ Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/latest/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹³⁷ Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2007-03-27/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

(旧法 2) : 2012 年 5 月 3 日改正¹³⁸
(旧法 3) : 2013 年 4 月 15 日改正¹³⁹
(旧法 4) : 2015 年 2 月 26 日改正¹⁴⁰
(旧法 5) : 2015 年 8 月 25 日改正¹⁴¹
(旧法 6) : 2017 年 1 月 23 日改正¹⁴²
(旧法 7) : 2018 年 8 月 25 日改正¹⁴³
(旧法 8) : 2019 年 2 月 24 日改正^{144 145}
(旧法 9) : 2020 年 2 月 27 日改正¹⁴⁶
(旧法 10) : 2020 年 8 月 26 日改正¹⁴⁷
(旧法 11) : 2021 年 8 月 26 日改正¹⁴⁸

・ 特許規則¹⁴⁹ : 2024 年 5 月 17 日最終改正

CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正規則は、旧規則 16 である。

(旧規則 1) : 2010 年 7 月 1 日改正¹⁵⁰
(旧規則 2) : 2010 年 8 月 1 日改正¹⁵¹
(旧規則 3) : 2011 年 7 月 1 日改正¹⁵²
(旧規則 4) : 2011 年 12 月 27 日改正¹⁵³
(旧規則 5) : 2012 年 1 月 1 日改正¹⁵⁴

¹³⁸ Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2012-04-16/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹³⁹ Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2013-04-15/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁴⁰ Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2015-02-26/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁴¹ Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2015-08-25/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁴² Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2017-01-23/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁴³ Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2018-08-25/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁴⁴ 豪州特許法 (日本特許庁ウェブサイト)
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/australia-tokkyo.pdf> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁴⁵ Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2019-02-24/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁴⁶ Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2020-02-27/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁴⁷ Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2020-08-26/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁴⁸ Patents Act 1990 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2021-08-26/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁴⁹ Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/latest/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁵⁰ Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2010-07-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁵¹ Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2010-08-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁵² Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2011-07-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁵³ Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2011-12-27/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁵⁴ Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2012-01-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

- (旧規則 6) : 2012 年 7 月 1 日改正¹⁵⁵
(旧規則 7) : 2012 年 9 月 18 日改正¹⁵⁶
(旧規則 8) : 2012 年 10 月 1 日改正¹⁵⁷
(旧規則 9) : 2013 年 4 月 15 日改正¹⁵⁸
(旧規則 10) : 2015 年 6 月 20 日改正¹⁵⁹
(旧規則 11) : 2015 年 8 月 25 日改正¹⁶⁰
(旧規則 12) : 2016 年 10 月 10 日改正¹⁶¹
(旧規則 13) : 2016 年 11 月 15 日改正¹⁶²
(旧規則 14) : 2017 年 1 月 23 日改正¹⁶³
(旧規則 15) : 2017 年 2 月 24 日改正¹⁶⁴
(旧規則 16) : 2018 年 10 月 17 日改正¹⁶⁵
(旧規則 17) : 2019 年 2 月 24 日改正¹⁶⁶
(旧規則 18) : 2019 年 3 月 26 日改正¹⁶⁷
(旧規則 19) : 2019 年 9 月 25 日改正¹⁶⁸
(旧規則 20) : 2020 年 4 月 4 日改正¹⁶⁹
(旧規則 21) : 2020 年 8 月 26 日改正¹⁷⁰

-
- ¹⁵⁵ Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2012-07-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁵⁶ Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2012-09-18/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁵⁷ Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2012-10-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁵⁸ Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2013-04-15/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁵⁹ Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2015-06-20/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁶⁰ Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2015-08-25/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁶¹ Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2016-10-10/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁶² Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2016-11-15/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁶³ Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/2017-01-23/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁶⁴ Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2017-02-24/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁶⁵ Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2018-10-17/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁶⁶ Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2019-02-24/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁶⁷ Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2019-03-26/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁶⁸ Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2019-09-25/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁶⁹ Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2020-04-04/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁷⁰ Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2020-08-26/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

(旧規則 22) : 2020 年 10 月 1 日改正^{171 172}

(旧規則 23) : 2021 年 8 月 26 日改正¹⁷³

• 意匠法¹⁷⁴ : 2024 年 3 月 20 日最終改正

CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正法は、旧法 8 である。

(旧法 1) : 2012 年 1 月 30 日改正¹⁷⁵

(旧法 2) : 2013 年 4 月 15 日改正¹⁷⁶

(旧法 3) : 2015 年 2 月 26 日改正¹⁷⁷

(旧法 4) : 2016 年 3 月 5 日改正¹⁷⁸

(旧法 5) : 2016 年 7 月 1 日改正¹⁷⁹

(旧法 6) : 2016 年 10 月 21 日改正¹⁸⁰

(旧法 7) : 2017 年 2 月 24 日改正¹⁸¹

(旧法 8) : 2018 年 8 月 25 日改正¹⁸²

(旧法 9) : 2019 年 2 月 24 日改正¹⁸³

(旧法 10) : 2020 年 2 月 27 日改正^{184 185}

(旧法 11) : 2020 年 12 月 16 日改正¹⁸⁶

(旧法 12) : 2020 年 12 月 18 日改正¹⁸⁷

¹⁷¹ 豪州特許規則 (日本特許庁ウェブサイト)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/australia-tokkyo_kisoku.pdf (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁷² Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2020-10-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁷³ Patents Regulations 1991 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/F1996B02697/2021-08-26/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁷⁴ Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/latest/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁷⁵ Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2012-01-30/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁷⁶ Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2013-04-15/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁷⁷ Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2015-02-26/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁷⁸ Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2016-03-05/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁷⁹ Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2016-07-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁸⁰ Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2016-10-21/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁸¹ Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2017-02-24/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁸² Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2018-08-25/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁸³ Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2019-02-24/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁸⁴ 豪州意匠法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/australia-ishou.pdf> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁸⁵ Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2020-02-27/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁸⁶ Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2020-12-16/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁸⁷ Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2020-12-18/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

(旧法 13) : 2021 年 9 月 1 日改正¹⁸⁸

(旧法 14) : 2021 年 9 月 11 日改正¹⁸⁹

(旧法 15) : 2022 年 3 月 10 日改正¹⁹⁰

・意匠規則¹⁹¹ : 2024 年 3 月 20 日最終改正

CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正規則は、旧規則 10 である。

(旧規則 1) : 2009 年 12 月 12 日改正¹⁹²

(旧規則 2) : 2011 年 7 月 1 日改正¹⁹³

(旧規則 3) : 2011 年 12 月 27 日改正¹⁹⁴

(旧規則 4) : 2012 年 7 月 1 日改正¹⁹⁵

(旧規則 5) : 2012 年 10 月 1 日改正¹⁹⁶

(旧規則 6) : 2013 年 4 月 15 日改正¹⁹⁷

(旧規則 7) : 2015 年 6 月 20 日改正¹⁹⁸

(旧規則 8) : 2016 年 10 月 10 日改正¹⁹⁹

(旧規則 9) : 2017 年 2 月 24 日改正²⁰⁰

(旧規則 10) : 2018 年 10 月 17 日改正²⁰¹

(旧規則 11) : 2019 年 2 月 24 日改正²⁰²

(旧規則 12) : 2019 年 3 月 26 日改正²⁰³

-
- ¹⁸⁸ Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2021-09-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁸⁹ Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2021-09-11/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁹⁰ Designs Act 2003 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/2022-03-10/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁹¹ Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/latest/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁹² Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2009-12-12/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁹³ Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2011-07-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁹⁴ Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2011-12-27/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁹⁵ Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2012-07-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁹⁶ Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2012-10-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁹⁷ Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2013-04-15/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁹⁸ Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2015-06-20/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ¹⁹⁹ Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2016-10-10/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ²⁰⁰ Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2017-02-24/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ²⁰¹ Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2018-10-17/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ²⁰² Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2019-02-24/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ²⁰³ Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2019-03-26/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

(旧規則 13) : 2020 年 10 月 1 日改正 ²⁰⁴

(旧規則 14) : 2021 年 9 月 1 日改正 ²⁰⁵

(旧規則 15) : 2021 年 11 月 13 日改正 ²⁰⁶

(旧規則 16) : 2022 年 3 月 10 日改正 ^{207 208}

• 商標法 ²⁰⁹ : 2024 年 5 月 17 日最終改正

CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正法は、旧法 17 である。

(旧法 1) : 2010 年 2 月 24 日改正 ²¹⁰

(旧法 2) : 2010 年 9 月 1 日改正 ²¹¹

(旧法 3) : 2011 年 1 月 14 日改正 ²¹²

(旧法 4) : 2011 年 12 月 21 日改正 ²¹³

(旧法 5) : 2011 年 12 月 27 日改正 ²¹⁴

(旧法 6) : 2012 年 1 月 5 日改正 ²¹⁵

(旧法 7) : 2012 年 1 月 30 日改正 ²¹⁶

(旧法 8) : 2013 年 4 月 15 日改正 ²¹⁷

(旧法 9) : 2014 年 3 月 12 日改正 ²¹⁸

(旧法 10) : 2015 年 2 月 26 日改正 ²¹⁹

²⁰⁴ Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2020-10-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁰⁵ Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2021-09-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁰⁶ Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2021-11-13/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁰⁷ 豪州意匠規則 (日本特許庁ウェブサイト)
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/australia-ishou_kisoku.pdf (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁰⁸ Designs Regulations 2004 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F2004B00136/2022-03-10/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁰⁹ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/latest/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²¹⁰ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2010-02-20/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²¹¹ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2010-09-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²¹² Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2011-01-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²¹³ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2011-12-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²¹⁴ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2011-12-27/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²¹⁵ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2012-01-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²¹⁶ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2012-01-30/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²¹⁷ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2013-04-15/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²¹⁸ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2014-03-12/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²¹⁹ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2015-02-26/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

- (旧法 11) : 2015 年 7 月 1 日改正 ²²⁰
(旧法 12) : 2016 年 3 月 5 日改正 ²²¹
(旧法 13) : 2016 年 3 月 10 日改正 ²²²
(旧法 14) : 2016 年 7 月 1 日改正 ²²³
(旧法 15) : 2016 年 10 月 21 日改正 ²²⁴
(旧法 16) : 2017 年 2 月 24 日改正 ²²⁵
(旧法 17) : 2018 年 8 月 25 日改正 ²²⁶
(旧法 18) : 2019 年 2 月 24 日改正 ^{227 228}
(旧法 19) : 2020 年 2 月 27 日改正 ²²⁹
(旧法 20) : 2020 年 12 月 18 日改正 ²³⁰
(旧法 21) : 2021 年 9 月 1 日改正 ²³¹
(旧法 22) : 2023 年 10 月 18 日改正 ²³²
(旧法 23) : 2023 年 11 月 18 日改正 ²³³
(旧法 24) : 2024 年 3 月 20 日改正 ²³⁴
(旧法 25) : 2024 年 4 月 1 日改正 ²³⁵

- ・ 商標規則 ²³⁶ : 2024 年 5 月 17 日最終改正

CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正規則は、旧規則 15 である。

²²⁰ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2015-07-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²²¹ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2016-03-05/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²²² Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2016-03-10/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²²³ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2016-07-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²²⁴ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2016-10-21/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²²⁵ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2017-02-24/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²²⁶ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2018-08-25/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²²⁷ 豪州商標法 (日本特許庁ウェブサイト)
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/australia-shouhyou.pdf> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²²⁸ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2019-02-24/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²²⁹ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2020-02-27/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²³⁰ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2020-12-18/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²³¹ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2021-09-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²³² Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2023-10-18/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²³³ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2023-11-18/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²³⁴ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2024-03-20/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²³⁵ Trade Marks Act 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2024-04-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²³⁶ Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/latest/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

- (旧規則 1) : 2009 年 12 月 12 日改正²³⁷
(旧規則 2) : 2010 年 10 月 16 日改正²³⁸
(旧規則 3) : 2011 年 7 月 1 日改正²³⁹
(旧規則 4) : 2011 年 12 月 27 日改正²⁴⁰
(旧規則 5) : 2012 年 1 月 1 日改正²⁴¹
(旧規則 6) : 2012 年 7 月 1 日改正²⁴²
(旧規則 7) : 2012 年 10 月 1 日改正²⁴³
(旧規則 8) : 2013 年 4 月 15 日改正²⁴⁴
(旧規則 9) : 2015 年 6 月 20 日改正²⁴⁵
(旧規則 10) : 2015 年 7 月 1 日改正²⁴⁶
(旧規則 11) : 2016 年 5 月 7 日改正²⁴⁷
(旧規則 12) : 2016 年 10 月 10 日改正²⁴⁸
(旧規則 13) : 2016 年 11 月 15 日改正²⁴⁹
(旧規則 14) : 2017 年 2 月 24 日改正²⁵⁰
(旧規則 15) : 2018 年 10 月 17 日改正²⁵¹
(旧規則 16) : 2019 年 2 月 24 日改正²⁵²
(旧規則 17) : 2019 年 6 月 13 日改正²⁵³

-
- ²³⁷ Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2009-12-12/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ²³⁸ Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2010-10-16/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ²³⁹ Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2011-07-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ²⁴⁰ Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2011-12-27/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ²⁴¹ Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2012-01-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ²⁴² Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2012-07-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ²⁴³ Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2012-10-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ²⁴⁴ Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2013-04-15/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ²⁴⁵ Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2015-06-20/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ²⁴⁶ Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2015-07-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ²⁴⁷ Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2016-05-07/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ²⁴⁸ Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2016-10-10/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ²⁴⁹ Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2016-11-15/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ²⁵⁰ Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2017-02-24/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ²⁵¹ Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2018-10-17/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ²⁵² Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2019-02-24/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .
- ²⁵³ Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト) <https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2020-06-13/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

(旧規則 18) : 2020 年 10 月 1 日改正²⁵⁴ ²⁵⁵

(旧規則 19) : 2024 年 3 月 20 日改正²⁵⁶

(旧規則 20) : 2024 年 4 月 11 日改正²⁵⁷

・著作権法²⁵⁸ : 2024 年 3 月 26 日最終改正

CPTPP 発効日 (2018 年 12 月 30 日) で有効であった改正法は、旧法 22 である。

(旧法 1) : 2010 年 3 月 24 日改正²⁵⁹

(旧法 2) : 2010 年 7 月 7 日改正²⁶⁰

(旧法 3) : 2011 年 6 月 1 日改正²⁶¹

(旧法 4) : 2012 年 2 月 21 日改正²⁶²

(旧法 5) : 2012 年 11 月 20 日改正²⁶³

(旧法 6) : 2012 年 12 月 20 日改正²⁶⁴

(旧法 7) : 2013 年 4 月 12 日改正²⁶⁵

(旧法 8) : 2013 年 4 月 15 日改正²⁶⁶

(旧法 9) : 2014 年 6 月 24 日改正²⁶⁷

(旧法 10) : 2015 年 6 月 27 日改正²⁶⁸

(旧法 11) : 2015 年 7 月 1 日改正²⁶⁹

²⁵⁴ 豪州商標規則 (日本特許庁ウェブサイト)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/australia-shouhyou_kisoku.pdf (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁵⁵ Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2020-10-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁵⁶ Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2024-03-20/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁵⁷ Trade Marks Regulations 1995 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/F1996B00084/2024-04-11/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁵⁸ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/latest/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁵⁹ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2010-03-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁶⁰ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2010-06-30/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁶¹ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2011-05-28/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁶² Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2011-12-27/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁶³ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2012-09-22/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁶⁴ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2012-12-03/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁶⁵ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2013-04-12/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁶⁶ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2013-04-15/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁶⁷ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2014-06-24/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁶⁸ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2015-06-27/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁶⁹ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)

<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2015-07-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

- (旧法 12) : 2015 年 11 月 27 日改正 ²⁷⁰
(旧法 13) : 2016 年 2 月 17 日改正 ²⁷¹
(旧法 14) : 2016 年 3 月 5 日改正 ²⁷²
(旧法 15) : 2016 年 3 月 10 日改正 ²⁷³
(旧法 16) : 2016 年 7 月 1 日改正 ²⁷⁴
(旧法 17) : 2017 年 3 月 22 日改正 ²⁷⁵
(旧法 18) : 2017 年 6 月 23 日改正 ²⁷⁶
(旧法 19) : 2017 年 12 月 22 日改正 ²⁷⁷
(旧法 20) : 2018 年 8 月 25 日改正 ²⁷⁸
(旧法 21) : 2018 年 12 月 11 日改正 ²⁷⁹
(旧法 22) : 2018 年 12 月 29 日改正 ²⁸⁰
(旧法 23) : 2019 年 1 月 1 日改正 ²⁸¹
(旧法 24) : 2020 年 12 月 18 日改正 ²⁸²
(旧法 25) : 2021 年 9 月 1 日改正 ²⁸³
(旧法 26) : 2022 年 7 月 1 日改正 ²⁸⁴
・ 関税法 ²⁸⁵ : 2024 年 7 月 1 日最終改正
(旧法 1) : 2018 年 12 月 30 日改正 ²⁸⁶

²⁷⁰ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2015-11-27/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁷¹ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2016-03-04/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁷² Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2016-03-05/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁷³ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2016-03-10/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁷⁴ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2016-07-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁷⁵ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2017-03-22/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁷⁶ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2017-06-23/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁷⁷ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2017-12-22/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁷⁸ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2018-08-25/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁷⁹ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2018-12-11/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁸⁰ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2018-12-29/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁸¹ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2019-01-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁸² Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2020-12-18/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁸³ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2021-09-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁸⁴ Copyright Act 1968 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/2022-07-01/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁸⁵ Customs Act 1901 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C1901A00006/latest/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

²⁸⁶ Customs Act 1901 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C1901A00006/2018-12-30/text> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

・植物育種者権利法²⁸⁷：2023年3月1日最終改正

第2節 CPTPP 個別規定の履行状況

1. 一般規定に関する規定の履行状況

(1) 国際協定：(CPTPP 第18・7条)

CPTPPにおいては、PCT、パリ条約、マドリッド協定議定書、ブダペスト条約、シンガポール条約（STLT）、1991年のUPOV条約、WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約の締結が義務付けられている（ただし、マドリッド議定書とシンガポール条約（STLT）はいずれかで可）。（CPTPP第18・7条）

第18・7条 国際協定

1 各締約国は、次に掲げる協定を締結したことを確認する。

- (a) 1979年9月28日に修正された特許協力条約
- (b) パリ条約
- (c) ベルヌ条約

2 各締約国は、次に掲げる協定の締約国となっていない場合には、この協定が当該締約国について効力を生ずる日までに、これらの協定を締結する。

- (a) マドリッド議定書
- (b) ブダペスト条約
- (c) シンガポール条約（注）

注 締約国は、マドリッド議定書又はシンガポール条約のいずれかを締結することにより、(a) 及びこの (c) に規定する義務を満たすことができる。

- (d) 1991年のUPOV条約（注）

注 附属書18-A（第18・7条（国際協定）2の附属書）は、この (d) の規定について適用する。

- (e) WIPO著作権条約
- (f) WIPO実演・レコード条約

【メキシコ、カナダ、豪州、日本（参考）の締結状況】

国際協定	メキシコ (締結日)	カナダ (締結日)	豪州 (締結日)	(参考) 日本 (締結日)
特許協力条約 (PCT) ²⁸⁸	○ (1995.1.1)	○ (1990.1.2)	○ (1980.3.31)	○ (1978.10.1)

²⁸⁷ Plant Breeder's Rights Act 1994 (Australian Government, Federal Register of Legislation ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A04783/latest/text> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

²⁸⁸ WIPO ウェブサイト PCT 締約国 (効力発生日)
https://www.wipo.int/pct/ja/pct_contracting_states.html (最終アクセス日：2025年3月7日)。

パリ条約 ²⁸⁹	○ (1976.4.21)	○ (1996.2.23) (1970.3.26)	○ (1975.6.26) (1972.5.10)	○ ²⁹⁰ (1975.6.20) (1975.1.20)
マドリッド協定議定書 ²⁹¹	○ (2012.11.19)	○ (2019.03.17)	○ (2001.04.11)	○ (1999.12.14)
ブダペスト条約 ²⁹²	○ (2000.12.21)	○ (1996.6.21)	○ (1987.4.7)	○ (1980.5.19)
シンガポール条約 (STLT) ²⁹³	— ²⁹⁴	○ (2019.3.17)	○ ²⁹⁵ (2008.12.16)	○ (2016.3.11)
特許法条約 (PLT) ²⁹⁶	—	○ ²⁹⁷ (2019.7.30)	○ (2008.12.16)	○ (2016.3.11)
ハーグ協定ジュネーブ 改正協定 ²⁹⁸	○ (2020.3.6)	○ (2018.7.16)	—	○ (2015.2.13)
ニース協定 ²⁹⁹	○ (2000.12.21)	○ (2019.3.17)	○ ³⁰⁰ (1978.1.4)	○ (1989.11.17)
ベルヌ条約 ³⁰¹	○ (1967.5.9)	○ ³⁰² (1928.4.10)	○ ³⁰³ (1928.4.14)	○ (1899.4.18)
UPOV 条約 1991 年改 正条約 ³⁰⁴	— ³⁰⁵	○ (2015.7.19)	○ (2000.1.20)	○ (1998.12.24)

²⁸⁹ WIPO ウェブサイト Contracting Parties Paris Convention Stockholm Act (1967)

https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=A&act_id=31 (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

²⁹⁰ 日本は批准日を記載

²⁹¹ WIPO ウェブサイト Contracting Parties Madrid Protocol (Total Members: 115)

https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=8 (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

²⁹² WIPO ウェブサイト Contracting Parties Budapest Treaty (Total Members: 89)

https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=7 (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

²⁹³ WIPO ウェブサイト Contracting Parties Singapore Treaty (Total Members: 54)

https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=30 (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

²⁹⁴ メキシコは 2006 年 3 月 28 日に署名済。

²⁹⁵ 豪州は批准日を記載。

²⁹⁶ WIPO ウェブサイト Contracting Parties Patent Law Treaty (Total Members: 43)

https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=4 (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

²⁹⁷ カナダは批准日を記載。

²⁹⁸ WIPO ウェブサイト Contracting Parties Hague Agreement Geneva Act (1999) (Total Members: 73)

https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=A&act_id=7 (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

²⁹⁹ WIPO ウェブサイト Contracting Parties Nice Agreement Geneva Act (1977) (Total Members: 89)

https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=A&act_id=22 (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

³⁰⁰ 豪州は批准日を記載。

³⁰¹ WIPO ウェブサイト Contracting Parties Berne Convention (Total Members: 181)

https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=15 (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

³⁰² カナダは継続申請宣言日を記載。

³⁰³ 豪州は継続申請宣言日を記載。

³⁰⁴ UPOV ウェブサイト MEMBERS OF THE INTERNATIONAL UNION FOR THE PROTECTION OF NEW VARIETIES OF PLANTS

https://www.upov.int/edocs/pubdocs/en/upov_pub_423.pdf (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

³⁰⁵ メキシコは、1997 年 8 月 9 日に、1978 年改正条約を締結。

WIPO 著作権条約 ³⁰⁶	○ ³⁰⁷ (2000.5.18)	○ ³⁰⁸ (2014.5.13)	○ (2007.4.26)	○ (2000.6.6)
WIPO 実演・レコード条約 ³⁰⁹	○ ³¹⁰ (1999.11.17)	○ ³¹¹ (2014.5.13)	○ (2007.4.26)	○ (2002.7.9)

【メキシコ】

メキシコは、PCT、パリ条約、マドリッド協定議定書、ブダペスト条約、WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約を含め、知的財産権に関する以下の条約を締結している。

- ・パリ条約
- ・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）
- ・特許協力条約（PCT）
- ・標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書
- ・意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定
- ・ニース協定
- ・文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
- ・特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約
- ・WIPO著作権条約
- ・WIPO実演・レコード条約

UPOV 条約 1991 年改正条約を締結しておらず、1978 年改正条約は締結している。CPTPP 第 18.83 条第 4 項(c)には、メキシコの経過規定が記載されており、UPOV 条約の 1991 年改正条約の締結についての経過措置期間は、CPTPP 加盟の発効日から 4 年間である。従って、経過措置期間の満了日は、2022 年 12 月 30 日であるが、2024 年 12 月時点で、1991 年改正 UPOV 条約は批准されていないため、メキシコではまだ履行されていない。

シンガポール条約（STLT）は締結していないが、CPTPP第18.7条第2項(c)の（注）により、マドリッド議定書又はシンガポール条約のいずれかの締結でよいこととされている。また、特許法条約（PLT）も締結していないが、CPTPP第18・7条では特許法条約（PLT）の締結は規定されていない。

なお、ハーグ協定ジュネーブ改正協定については、CPTPP第18・7条ではハーグ協定ジュネーブ改正協定の締結は規定されていないが、メキシコが別途締結し2020年7月1日に発効³¹²した米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）においては、本協定の発効日までに、当該

³⁰⁶ WIPO ウェブサイト Contracting Parties WIPO Copyright Treaty (Total Members: 116)
https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=16（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

³⁰⁷ メキシコは批准日を記載。

³⁰⁸ カナダは批准日を記載。

³⁰⁹ WIPO ウェブサイト Contracting Parties WIPO Performances and Phonograms Treaty (Total Members: 112)
https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=20（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

³¹⁰ メキシコは批准日を記載。

³¹¹ カナダは批准日を記載。

³¹² United States-Mexico-Canada Agreement (The Office of the United States Trade Representative (USTR) ウェブサイト)
<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

協定の当事国でない場合には、批准または加入を行う義務がある（第20.7条第2項）³¹³。

【カナダ】

カナダは、PCT、パリ条約、マドリッド協定議定書、ブダペスト条約、シンガポール条約（STLT）、1991年のUPOV条約、WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約を含め、知的財産権に関する以下の条約を締結している。

- ・パリ条約
- ・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）
- ・特許協力条約（PCT）
- ・標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書
- ・特許法条約（PLT）
- ・シンガポール条約（STLT）
- ・意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定
- ・ニース協定
- ・文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
- ・UPOV条約 1991年改正条約
- ・特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約
- ・WIPO著作権条約
- ・WIPO実演・レコード条約

なお、ハーグ協定ジュネーブ改正協定については、CPTPP第18・7条ではハーグ協定ジュネーブ改正協定の締結は規定されていないが、カナダが別途締結し2020年7月1日に発効³¹⁴した米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）においては、本協定の発効日までに、当該協定の当事国でない場合には、批准または加入を行う義務がある（第20.7条第2項）³¹⁵。

【豪州】

豪州は、PCT、パリ条約、マドリッド協定議定書、ブダペスト条約、シンガポール条約（STLT）、1991年のUPOV条約、WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約を含め、知的財産権に関する以下の条約を締結している。

- ・パリ条約
- ・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）
- ・特許協力条約（PCT）
- ・標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書

³¹³ Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada 7/1/20 Text CHAPTER 20 INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS (The Office of the United States Trade Representative (USTR) ウェブサイト) <https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/USMCA/Text/20%20Intellectual%20Property%20Rights.pdf>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³¹⁴ United States-Mexico-Canada Agreement (The Office of the United States Trade Representative (USTR) ウェブサイト) <https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³¹⁵ Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada 7/1/20 Text CHAPTER 20 INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS (The Office of the United States Trade Representative (USTR) ウェブサイト) <https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/USMCA/Text/20%20Intellectual%20Property%20Rights.pdf>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

- ・特許法条約 (PLT)
- ・シンガポール条約 (STLT)
- ・ニース協定
- ・文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
- ・UPOV条約 1991年改正条約
- ・特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約
- ・WIPO著作権条約
- ・WIPO実演・レコード条約

ハーグ協定ジュネーブ改正協定を締結していない。(ただし、CPTPP第18・7条ではハーグ協定ジュネーブ改正協定の締結は規定されていない。)

2. 協力規定に関する規定の履行状況

(1) 透明性：(CPTPP 第18・9条)

CPTPPでは、登録され又は付与された商標、地理的表示、意匠、特許及び植物の品種に関する権利について公衆が知ることができるようにする上で十分となるよう、それらの登録され、又は付与された権利について公表する情報をインターネット上で入手可能なものとするのが規定されている (CPTPP第18・9条第3項)。

第18・9条 透明性

1 各締約国は、第二十六・二条（公表）及び第十八・七十三条（知的財産権に関する権利行使の実務）1に定めるもののほか、知的財産権の保護及び行使に関する一般に適用される自国の法令、手続及び行政上の決定をインターネット上で利用可能なものとするよう努める。

2 各締約国は、自国の法令に従い、商標、地理的表示、意匠、特許及び植物の品種に関する権利に係る出願又は申請について公表する情報をインターネット上で入手可能なものとするよう努める(注1、注2)。

注1 この2及び3の規定は、第十八・二十四条（電子的な商標のシステム）の規定に基づく締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

注2 この2の規定は、締約国に対し、関連する出願又は申請に関する一件書類全体をインターネット上で入手可能なものとするを要求するものではない。

3 各締約国は、自国の法令に従い、登録され、又は付与された商標、地理的表示、意匠、特許及び植物の品種に関する権利について公衆が知ることができるようにする上で十分となるよう、それらの登録され、又は付与された権利について公表する情報をインターネット上で入手可能なものとする(注)。

注 この3の規定は、締約国に対し、登録され、又は付与された関連する知的財産権に関する一件書類全体をインターネット上で入手可能なものとするを要求するものではない。

【メキシコ】

法令として、登録された権利について公表される情報をインターネット上で入手可能にするような規定は確認できないが、関連する規定がある。メキシコ政府のHPには、官報の情報から特許、意匠、商標、地理的表示の登録を、スペイン語で検索できるインターネットサイト^{316 317 318}がある。現地法律事務所によれば、植物品種登録に関するインターネットサイトはない。

知的財産権の保護及び行使に関する一般に適用される自国の法令、手続及び行政上の決定等は、メキシコ政府のウェブサイトに記載されているようだが、アクセスして確認ができなかった³¹⁹。

産業財産法第5条：改正

産業財産権に関する行政機関である本庁は、法人格と固有の資産を有する分権組織であり、次の権限を有する。

(略)

(15) 本法で参照される法令を公報に掲載する。

(16) 特許、記録、出版物、指令、認可及びそれに対応する法令、それらに関連するその他から得られた情報を広める。

(略)

(18) 国際条約に反することなく、本法とその規則によって制定された条件で産業財産権の公的な登録を保持する。

(19) 適用される法律の権限に対応して、公衆に対して、役務を普及し、助言し、かつ、提供する。

(20) 次の事項を通して、産業に利用される発明の創作を促進し、それらの工業及び商業における開発と使用を支援し、さらに技術移転を助長する。

(a) 国内及び外国で公開された発明についての書類の開示及びそれらについての相談及び使用に関する助言

(b) 発明及び科学技術研究に係わっている個人及び法人の名簿の作成、更新及び配布

(c) 発明活動、製品の意匠及び表現の創作性を促進する競技会、コンテスト又は博覧会の開催並びにその賞及び認定証の贈呈

(d) 発明の生成並びにその後の工業的及び商業的な利用に関する活動を促進するため、個人、グループ、協会又は研究機関への、より高度な教育、技術、知識及び本法の適用範囲の周知

(e) 工業的及び商業的利用が可能な発明及び創造的活動を促進並びに奨励するための、連邦政府及びその機関並びに国内外の公共及び民間の組織との協力、協調及び調和的活動を規定する協定の締結

³¹⁶ 現地事務所によれば、地理的表示は、以下の2つの何れかのサイトで確認できる。

a) siga.impi.gob.mx (最終アクセス日：2025年3月7日)。

b) vidoc.impi.gob.mx (最終アクセス日：2025年3月7日)。

³¹⁷ Tu Gaceta. Consulta información de marcas y patentes (メキシコ政府ウェブサイト)

<https://siga.impi.gob.mx/> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

³¹⁸ メキシコにおける特許・意匠・商標公報のアクセス方法 2024年11月26日(新興国等知財情報データバンク)

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/etc/40202/> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

³¹⁹ WIPO ウェブサイトから、知的財産関連法が確認できた。第1章 1. ④ 対象となる知的財産権・国境措置に関する各国の法律 ④-1.メキシコを参照。

(略)

(22) 国内で公開される発明に関する公報を作成又は更新する。

(23) 技術情報に関する要請に対応し、必要に応じて回答を提供する。

(以下、略)

旧法5（2018年5月18日）第6条（旧法1（2010年6月29日）第6条）

発明の特許、および実用新案、意匠、回路配置、商標、商号の登録を処理し、必要に応じて付与する。産業財産権の分野における行政当局であるメキシコ産業財産権庁は、法人格および独自の資産を有する分権的な機関であり、以下の権限を有する。

(略)

III. 産業財産権の認定と保護を目的として、発明特許と実用新案登録、意匠、商標、広告の申請を処理し、商標が周知である旨の宣言を発行し、原産地呼称の保護宣言を発行し、その使用を許可し、商号を公表し、またその更新と譲渡または使用と利用のライセンスを記録し、この法律およびその規則により付与されたその他の権限を行使する。

(略)

X. 官報による法定公告の実施、および特許、登録、商標の周知または著名の宣言、認可および刊行物、およびこの法律により付与された産業財産権に関するその他の事項から派生する情報の普及、ならびに電子通信手段による手続きの管理に関する一般規則の策定およびその実施。

(以下、略)

産業財産法第19条：改正

本庁は、権利の保全に関連するものに加えて、メキシコにおける特許、登録及び刊行物の処理に関連する、本庁が発するあらゆる処分、指令及びその他の行為を、公報を通じて通知する。

電子通信手段を通じて提出された手続において、通知は、その目的のために長官によって発せられる施行令において設定された規則及び細則に従ってなされる。

(以下、略)

旧法5（2018年5月18日）第8条（旧法1（2010年6月29日）第8条）

本庁は官報を発行し、この法律で言及されている刊行物を掲載し、産業財産権およびその他の事項に関する関心のある情報を周知する。当該情報機関で記録された行為は、記載した当該刊行物の発行日の翌日から、第三者に対して効力を有する。

産業財産法第272条（旧法1（2010年6月29日）第164条、旧法5（2018年5月18日）第164条）

本章に言及されている公告に加えて、本庁によって付与された宣言及び認可は、原産地名又は地理的表示に関連して付与された権利の効力を終了する措置とともに、公報に公告される。

産業財産法第319条：改正

提出された書類が法的要件を満たす場合には、本庁は、以下を官報に公告する：

- (1) 出願人の名称及び国籍
- (2) 原産国における保護を証明する書類に従った、原産地名称又は地理的表示、保護されている商品並びにその抽出及び生産又は仕上を行った領土又は地理上の地域
- (3) 該当する場合には、保護された原産地名称又は地理的表示のスペイン語への翻字又は現代の国際的なローマ字への音訳、及び
- (4) 宣言に関する出願包袋が、公衆に閲覧されることになる場所又はそれに関連する書類が受領されることになる場所の住所。

旧法5（2018年5月18日）第165条の12：改正

前条で言及された決議が、要請された原産地呼称または地理的表示の保護を認める場合、本庁は官報に保護宣言の公表を命じる。宣言は、保護された原産地呼称または地理的表示の要素を最終的に決定し、以下を詳細に説明する。

- I. 完成品または完成品の説明、その特性、成分、抽出および生産または製造プロセスを含む
- II. 製品、その抽出方法、その製造または生産プロセス、および該当する場合はその包装、ラッピング、または梱包方法が準拠しなければならないメキシコ公式規格または基準、および
- III. 保護される地域または地理的地域の境界

【カナダ】

法令として、登録された権利について公表される情報をインターネット上で入手可能にするような規定については、植物育種者権利法以外の規定を見出すことはできていないが、関連する規定がある。

カナダ政府のHPには、第1章 1. ④知的財産権・国境措置に関する各国の法律に記載した、特許法、意匠法、商標法、著作権法に関するインターネットサイトがあり、カナダ知的財産庁（The Canadian Intellectual Property Office：CIPO）の情報として、特許³²⁰、意匠³²¹、商標³²²、地理的表示³²³の出願や登録された権利に関する情報を、カナダ食品検査庁（Canadian Food Inspection Agency）の情報として、カナダで登録された作物の種類³²⁴を検索できるインターネットサイトがある。植物育種家権利局（The Plant Breeders Rights Office：PBRO）は、植物育種家の権利に関する情報を掲載した植物品種ジャーナルを発行している³²⁵。同

³²⁰ Canadian Patents Database（カナダ政府ウェブサイト）

[Introduction - Canadian Patents Database](#)（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³²¹ Canadian Industrial Designs Database（カナダ政府ウェブサイト）

<https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/industrial-designs>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³²² Canadian Trademarks Database（カナダ政府ウェブサイト）

<https://ised-isde.canada.ca/cipo/trademark-search/srch>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³²³ List of Geographical Indications（カナダ政府ウェブサイト）

<https://www.ic.gc.ca/cipo/listgiws.nsf/gimenu-eng?readForm>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³²⁴ Varieties of Crop Kinds Registered in Canada（カナダ政府ウェブサイト）

https://active.inspection.gc.ca/netapp/regvar/regvar_lookupe.aspx（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³²⁵ Plant varieties journal（カナダ政府ウェブサイト）

<https://inspection.canada.ca/en/plant-varieties/plant-breeders-rights/plant-varieties-journal>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

誌は四半期ごとに配布される。同誌は、すべての利害関係者が品種に関する情報を確認し、識別性、均一性、安定性の要件、または法のその他の要件が満たされていないと感じた場合、公表された出願／明細書の特定事項に異議を唱える機会を提供する。

特許法第10条 <公衆の閲覧>旧法1（2006年9月21日）第10条、旧法8（2018年12月13日）第10条）

(1)(2)から(6)まで及び第20条に従うことを条件として、特許庁の保有するすべての特許、特許出願及び特許若しくは特許出願に関連する書類は、所定の条件に基づいて特許庁において公衆の閲覧に供されるものとする。

（以下、略）

意匠法第8.3条 <公衆の利用に供される出願及び書類>（2018年11月5日）：改正

(1) 大臣は、所定の日に、意匠登録出願並びに当該出願及び当該意匠登録に関する大臣が所有するすべての書類を公衆の利用に供するものとする。

（以下、略）

商標法第29条 <公衆の利用>（旧法11（2018年12月30日）第29条）

(1) 次のものは、登録官によって定められた時期及び方法により公衆の利用に供されるものとする：

(a) 登録簿

(b) 放棄されたものを含む、すべての商標登録出願

(c) （廃止）

(d) 第11.12条(1)に基づき保持される地理的表示の一覧

(e) 第9条(1)(n)に基づき行われたすべての請求、及び

(f) 登録商標、商標登録出願、第9条(1)(n)に基づく請求、及び第11.13条に基づく異論申立手続に関して登録官に提出されたすべての書類。

（以下、略）

旧法1（2008年12月31日）第29条 <閲覧>

(1)(2)に従うことを条件として、登録簿、その記載事項の基礎となる書類、放棄されたものも含むすべての出願、索引、第11.12条(1)に従って保管される商標代理人のリストおよび地理的表示のリストは、営業時間中に一般に閲覧に供されるものとし、登録官は、請求があり所定の手数料が支払われた場合、登録官が認証した、登記簿、索引、またはリストの記載事項、またはそれらの書類または申請書の写しを、請求に応じて所定の手数料を支払った者に交付しなければならない。

（以下、略）

商標法第11.12条 <一覧>（旧法1（2008年12月31日）第11.12条（但し、(2.1)および(3.1)は記載なし）、旧法11（2018年12月30日）第11.12条）

(1) 登録官の管理の下に、地理的表示一覧及び農産物または食品を特定する地理的表示の場合はそれらの翻訳を備えなければならない。

<大臣の陳述－表示>

(2) 表示に関して、(3)に規定されている情報を記載した大臣による陳述が、カナダ知的財産庁のウェブサイト公表されている場合、登録官は、以下の場合、一覧に、表示および陳述に記載された表示の翻訳を入力するものとする：

(a) 第11.13 条(1)に従って、異論申立書が提出及び責任機関に送達されず、異論申立書の提出期間が満了している場合、又は

(b) 異論申立書が提出及び送達されたが、これが取り下げられ若しくは第 11.13 条(6)に基づいて取下とみなされたか、又は第 11.13 条(7)により拒絶されたか若しくは上訴による最終判決によって拒絶された場合。

＜大臣の陳述－翻訳＞

(2.1) 農産物又は食品を特定する一覧に含まれる表示の翻訳に関して、(3.1)に規定されている情報を記載した大臣による陳述がカナダ知的財産庁のウェブサイト公表されている場合、登録官は、以下の場合、一覧に、当該翻訳を入力するものとする：

(a) 第 11.13 条(1)に従って、異論申立書が提出及び責任機関に送達されず、異論申立書の提出期間が満了している場合、又は

(b) 異論申立書が提出及び送達されたが、これが取り下げられ若しくは第11.13条(6)に基づいて取下とみなされたか、又は第11.13条(7)により拒絶されたか若しくは上訴による最終判決によって拒絶された場合。

＜情報－表示＞

(3) (2)の適用上、大臣による陳述には、次の情報の全てを記載しなければならない：

(a) 表示及び、該当する場合には、農産物又は食品を特定する表示の場合、当該表示の翻訳を一覧に記入するよう大臣が発議する旨

(b) ぶどう酒若しくは蒸留酒を特定する表示の場合、表示がぶどう酒を特定する旨又は表示が蒸留酒を特定する旨

(b.1) 農産物又は食品を特定する表示の場合、農産物又は食品の一般名称及びそれが属する附則に記載されたカテゴリー

(c) ぶどう酒、蒸留酒、農産物又は食品の原産地として特定される領域又は領域内の地域若しくは地方

(d) ぶどう酒、蒸留酒、農産物又は食品に関する責任機関の名称、及び責任機関の主たる事務所若しくは営業所がカナダにおいて存在する場合は、その住所、更に、責任機関がカナダに事務所又は営業所を有していない場合は、責任機関自体に送達されるのと同じ効果を以って異議申立に関する書類又は手続を送達することができるカナダの個人又は事務所の名称及び住所

(e) 大臣の見解において地理的表示としての表示適格のあるぶどう酒、蒸留酒、農産物又は食品の品質、評判又はその他の特性

(f) カナダを原産地として、ぶどう酒、蒸留酒、農産物又は食品を特定する表示の場合を除いて、表示は、ぶどう酒、蒸留酒、農産物又は食品が原産地として特定されている地域に適用される法律によって保護される旨、及び保護の詳細

＜情報－翻訳＞

(3.1) (2.1)の適用上、大臣による陳述には次のすべての情報を記載しなければならない：

(a) 大臣が翻訳を一覧に記入することを提案する旨

(b) 翻訳に対応する一覧上の表示

(c) 表示が特定する農産物又は食品の一般名称、及びそれが属する附則に記載されたカテゴリー

(d) 農産物又は食品に関連する責任機関の名称、及び責任機関のカナダにおける主たる事務所又は営業所の住所、又は責任機関がカナダに事務所又は営業所を有していない場合は、書類が責任機関自体に送達されるのと同じ効果が得られる、書類を送達できる個人又は事務所の名称及びカナダでの住所。

(以下、略)

植物育種者権利法第67条

(1) 植物育成者権の付与申請書及び当該権利に関連して長官に提出されたその他の文書は、第(3)項に従い、所定の期間保存されるものとする。

(2) コミッショナーは、インターネット上及び委員が適当と認める場合にはその他の手段により、次のものを公衆がアクセスできるようにしなければならない：

(a)登録簿

(b)索引

(c)第(1)項に規定される文書、および委員会の見解において公衆がアクセスできるようにすべきその他の文書。

(以下、略)

【豪州】

法令として、登録された権利について公表される情報をインターネット上で入手可能にするような規定を見出していないが、豪州知的財産庁（IP Australia）の情報として、特許³²⁶、意匠³²⁷、商標³²⁸、植物育種者権利³²⁹について、出願と登録された権利を示す登録簿は、IP Australiaのウェブサイトから入手できる（ただし、現地法律事務所によれば、植物育種家の権利のデータベースは、係属中の出願を含まない）。豪州では、地理的表示は、証明商標（certification trade mark (CTM)）として保護され得る³³⁰。また、Wine Australiaが管理するRegistered of Protected Geographical Indications³³¹に、豪州の法律で保護されているワインの地理的表示が含まれている。

豪州政府のHPには、第1章 1. ④知的財産権・国境措置に関する各国の法律に記載した、特許法、意匠法、商標法、著作権法に関するインターネットサイトがある。

³²⁶ Australian Patent search database（豪州政府ウェブサイト）

<https://ipsearch.ipaustralia.gov.au/patents/>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³²⁷ Australian Design Search database（豪州政府ウェブサイト）

<https://search.ipaustralia.gov.au/designs/search/quick>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³²⁸ Australian Trademark Search database（豪州政府ウェブサイト）

<https://search.ipaustralia.gov.au/trademarks/search/quick>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³²⁹ Australian Plant breeder's rights search（豪州政府ウェブサイト）

<https://ipsearch.ipaustralia.gov.au/pbr/>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³³⁰ Geographical indications and certification trade marks（豪州政府ウェブサイト）

<https://www.ipaustralia.gov.au/trade-marks/what-are-trade-marks/kinds-of-trade-marks/geographical-indications-and-trade-marks>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³³¹ Register of Protected GIs and Other Terms（Wine Australia ウェブサイト）

<https://www.wineaustralia.com/labelling/register-of-protected-gis-and-other-terms/geographical-indications>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

特許法第55条 <公衆の縦覧に供される文書>（旧法1（2007年3月27日）第55条（但し、(1)から(3)まで）、旧法7（2018年8月25日）第55条（但し、(1)から(3)まで））

(1) 第54条の規定又は第62条(3)の規定に基づいて公告が発行された場合、当該明細書及び所定のその他の書類がある場合は、公衆の縦覧に供される。

(2) 標準特許の出願に関して第49条(5)(b)の規定に基づき、又は革新特許の付与に関して第62条(2)の規定に基づき公告が行われた場合、次に掲げる文書は公衆の縦覧に供される：

(a) 出願又は特許に関して提出されたすべての書類（所定の書類を除く）；

(b) 特許が消滅し、満了し又は取り消された後に、従前の特許に関して提出されたすべての文書（所定の文書を除く）；

(c) 局長が出願人若しくは特許権者又は従前の出願人若しくは特許権者に交付した出願又は特許に関連するすべての書類（所定の書類を除く）の写し；

前記の書類とは、既に公衆の縦覧に供されていないものである。

(3) 第56A条に従うことを条件として、明細書又はその他の文書は、その日前に他の方法で公表されていない限り、縦覧に供されるようになった日に公表されたものとみなす。

(4) 本条は、第56条(3)に従う。

意匠法第60条 <意匠登録出願及び関連書類の縦覧>（旧法1（2012年1月30日）第60条、旧法8（2018年8月25日）第60条）

(1) 意匠が登録された後、登録官は次の書類を公衆の縦覧に供しなければならない：

(a) 意匠が開示された意匠出願

(b) 意匠出願に含まれるすべての表示

(c) 出願に含まれた意匠の新規性及び識別性の説明書；

(d) 意匠に関して提出された書類（登録の前後を問わない）；

(e) 意匠に関連して登録官が出願人又は登録名義人に送付した書類（登録の前後を問わない）；

(f) 意匠局が所有する又は所有するようになった意匠出願に関するその他の文書

(g) 規則で定めるその他の書類

(2) (1)にかかわらず、次に掲げる文書は公衆の縦覧に供されない：

(a) 法律専門家の秘匿特権を理由として法的手続において提出が禁止される文書

(b) 文書または文書中の情報の開示を禁止する裁判所または法廷の命令の対象となる文書；

(c) 第127項(1)(c)に基づき提出が要求される文書。ただし、登録官が当該文書または当該文書中の情報を一般に縦覧されるべきではないと認める場合；

(d) (a)、(b)または(c)項のいずれかが適用される文書から入手した情報を含む文書。

(3) (1)に記載された文書が修正された場合、修正前の文書および修正後の文書は、一般の縦覧に供されなければならない。

(4) ただし、以下の場合はこの限りではない：

(a) 意匠出願において複数の意匠が開示され、かつ、

(b) 次のいずれかに該当する場合：

(i) 1または2以上の意匠を除外するために出願が補正された場合；

(ii) 1または2以上の意匠が出願から取り下げられた場合；

(iii) 1 または 2 以上の意匠が登録されなかった場合；

除外され又は取下げられた意匠、又は登録されていない意匠、並びにこれらの意匠に専ら関連する第60条(1)(b)から(g)に規定される書類又は書類の一部は、(1)に基づき公衆の閲覧に供されない。

商標法第209条 <登録簿の閲覧>（旧法1（2010年2月24日）第209条、旧法17（2018年8月25日）第209条）

(1) 登録簿は、商標局が開庁している時間内は、何人も閲覧できるように商標局に備え置かなければならない。

(2) 登録簿又は登録簿の一部がコンピュータを使用して保管されている場合、登録簿又は登録簿の一部を閲覧しようとする者が、登録簿又は登録簿の一部に記録された明細書その他の事項を画面上で読むか、又は印刷された写しを入手することができるコンピュータ端末にアクセスすることができれば、(1)を満たす。

商標規則第17A.67条 <閲覧>（旧規則1（2009年12月12日）第17A.67条、旧規則15（2018年10月17日）第17A.67条）

(1) 国際登録簿は、商標庁が開庁している時間中は、何人も検査できるよう商標庁に備え置かなければならない。

(2) 国際登録簿の閲覧を希望する者に、画面上で閲覧できる、またはその記録された特定事項或いはその他の事項の印刷物を得ることができるコンピュータ端末へのアクセスが提供される場合、(1)の規定は満たされる。

植物育種者権利法第61条 植物品種登録簿

(1) 登録官は、植物品種登録簿と称する登録簿を、登録官の承認する場所に保管しなければならない。

(1A) 登録官は、この法律の目的のために、登録官の植物品種リストとして知られる全植物品種のリストを維持しなければならない。

(1B) 登録官は、そのリストを維持する際、組合が現在品種呼称目的のためのクラスリストとして知られている文書を維持する限り、そのリスト及びそのように維持されているリストの変更に留意しなければならない。

(1C) 登録官が維持する一覧表は、登録簿の一部として保管されなければならない。

(2) 登録簿に含まれる情報への公衆のアクセスを促進するため、登録官はその情報をインターネット上で、または登録官がそのアクセス性を高めることが最も可能であると考え他の方法で公表することができる。

（2）特許に関する協力及び作業の共有：（CPTPP 第 18・14 条）

CPTPPでは、締約国は、特許法条約を締結すること又は同条約の目的に適合する手続上の基準を採用し、若しくは維持することに十分な考慮を払うことの重要性を認めることが規定されている。（義務規定ではない）

第18・14条 特許に関する協力及び作業の共有

1 締約国は、特許制度の全ての利用者及び公衆全体の利益のため、特許の登録に係る自国の制度の質及び効率性を向上させること並びに自国の特許官庁の手続及び手順を簡素化し、及び合理化することの重要性を認める。

2 締約国は、1の規定を踏まえ、それぞれの特許官庁の間で他の締約国の調査及び審査の作業の共有及び利用を円滑にするために協力するよう努める。この協力には、次のことを含めることができる。

(a)調査及び審査の結果を他の締約国の特許官庁が利用することができるようにすること（注）。

注 締約国は、調査及び審査の手順の質の向上並びに出願人及び特許官庁の双方にとっての費用の削減のために、調査及び審査の結果の共有及び利用を促進するための多数国間の努力が重要であることを認める。

(b)特許の審査に係る品質保証に係る制度及び品質基準についての情報を交換すること。

3 締約国は、特許の付与の取得の複雑さ及び費用を減少させるため、それぞれの特許官庁の手続及び手順の差異を減少させることに協力するよう努める。

4 締約国は2000年6月1日にジュネーブで作成された特許法条約を締結すること又は同条約の目的に適合する手続上の基準を採用し、若しくは維持することに十分な考慮を払うことの重要性を認める。

【メキシコ】

特許法条約を締結している。

IMPI（Mexican Institute of Industrial Property:メキシコ産業財産権庁）は、2012年から2024年までに、特許審査を加速するために、パシフィックアライアンス（コロンビア、チリ、ペルー）、オーストリア、カナダ、中国、韓国、スペイン、アメリカ、フランス、日本、欧州特許庁、シンガポールと国際協定を締結している³³²。また、オーストリア、カナダ、チリ、中国、欧州特許庁、スペイン、日本、シンガポール、米国とそれぞれ、PCT-PPHを結んでいる³³³。日本とのPPHは、2011年7月1日より実施している³³⁴。メキシコを第2庁としてPPHが請求された件数は、2023年で753件である³³⁵。

【カナダ】

特許法条約を締結している。

³³² Acuerdos Internacionales firmados por México para acelerar el examen de patentes（メキシコ政府ウェブサイト）
<https://www.gob.mx/impi/documentos/acuerdos-internacionales-firmados-por-mexico-para-acelerar-el-examen-de-patentes>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³³³ PCT-Patent Prosecution Highway Program (PCT-PPH and Global PPH) (status on 6 July 2024) (WIPO ウェブサイト)
https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³³⁴ 平成23年7月1日より日メキシコ特許審査ハイウェイを実施中（日本国特許表ウェブサイト）
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_mexico_highway.html（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³³⁵ PPH Portal, Statistics（日本国特許庁ウェブサイト）
<https://www.jpo.go.jp/e/toppage/pph-portal/statistics.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

カナダ知的財産庁(CIPO)は、グローバルPPH(GPPH)パイロットプログラム³³⁶を通じて25の知的財産(IP)庁と、二国間PPHパイロットプログラムを通じて5つの知財庁とPPHパートナーシップを結んでいる³³⁷。また、ブラジル、中国、欧州特許庁とそれぞれ、PCT-PPHを結んでいる³³⁸。日本とのPPHは、2009年7月1日より実施している³³⁹。

カナダを第2庁としてPPHが請求された件数は、2023年で2,714件である³⁴⁰。

【豪州】

特許法条約を締結している。

豪州知的財産庁(IP Australia)は、グローバルPPH(GPPH)パイロットプログラム³⁴¹を通じて25の知的財産(IP)庁と、二国間PPHパイロットプログラムを通じて欧州特許庁とPPHパートナーシップを結んでいる³⁴²。また、欧州特許庁と、PCT-PPHを結んでいる³⁴³。日本とのPPHは、2009年7月1日より実施してる³⁴⁴。

豪州を第2庁としてPPHが請求された件数は、2023年で1,116件である³⁴⁵。

3. 商標に関する規定の履行状況

(1) 保護の対象：(CPTPP 第18・18条)

CPTPPでは視覚性を要求してはならないこと、音であることのみを理由として登録の拒絶をしてはならないことが規定されている。(CPTPP第18・18条)

第18・18条 商標として登録することができる標識の種類

いずれの締約国も、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。さらに、各締約国は、匂いによる標章を登録するよう最善の努力を払う。締約国は、商標の簡潔かつ正確な記述若しくは図式による表示又は場

³³⁶ PPH Portal, Global PPH (日本国特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/globalpph.html> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

³³⁷ Patent Prosecution Highway (Government of Canada, Canadian Intellectual Property Office ウェブサイト)

<https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/expedited-examination-patent-prosecution-highway> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

³³⁸ PCT-Patent Prosecution Highway Program (PCT-PPH and Global PPH) (status on 6 July 2024) (WIPO ウェブサイト)

https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html (最終アクセス日：2025年3月7日)。

³³⁹ 日-カナダ特許審査ハイウェイ試行プログラムについて (日本国特許表ウェブサイト)

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_cipo_highway.html (最終アクセス日：2025年3月7日)。

³⁴⁰ PPH Portal, Statistics (日本国特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/e/toppage/pph-portal/statistics.html> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

³⁴¹ PPH Portal, Global PPH (日本国特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/globalpph.html> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

³⁴² Examination under a patent prosecution highway (Australia Government, IP Australia ウェブサイト)

<https://www.ipaustralia.gov.au/international-ip/international-cooperation/the-patent-cooperation-treaty/the-patent-prosecution-highway> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

³⁴³ PCT-Patent Prosecution Highway Program (PCT-PPH and Global PPH) (status on 6 July 2024) (WIPO ウェブサイト)

https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html (最終アクセス日：2025年3月7日)。

³⁴⁴ オーストラリアとの特許審査ハイウェイについて (日本国特許表ウェブサイト)

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_australia_highway.html (最終アクセス日：2025年3月7日)。

³⁴⁵ PPH Portal, Statistics (日本国特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/e/toppage/pph-portal/statistics.html> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

合に応じてその双方を要求することができる。

【メキシコ】

商標を構成できる標章として、「名称、文字、数字、図形要素、色彩の組合せ及びホログラム、立体の形状、商号及び会社名称又は企業名称、個人の固有名称、音、匂い、並びにこれらの要素の組み合わせ」等が規定されている。音と匂いを含めて、いくつかの項目が2018年5月18日改正産業財産法（旧法5）の改正時に導入されている。

産業財産法第172条（旧法5（2018年5月18日）第89条：改正）

次の標識は、商標を構成することができる。

- (1) 名称、文字、数字、図形要素、色彩の組合せ及びホログラム。
- (2) 立体の形状。
- (3) 商号及び会社名称又は企業名称。ただし、次条に該当するものは除く。
- (4) 個人の固有名称。ただし、登録商標又は公示されている商号と混同しないもの。
- (5) 音。
- (6) 匂い。
- (7) 複数の作用する要素、その中でもサイズ、デザイン、色、形、ラベル、包装、装飾を含むイメージの要素又は組み合わせられたときに市場で商品若しくは役務を区別するその他のすべての要素、及び
- (8) 本条のIからVIまでに記載した標識の組合せ。

産業財産法第214条

商標登録を得るためには、以下の情報を含む出願が本庁へ提出されなければならない。

- (1) ～(5) 略
- (6) 該当する場合には、商標の説明（（2020年11月5日）：改正）
- (7) 以下略

【カナダ】

商標法において、標識とは「語、個人名、図案、文字、数字、色彩、図形的要素、立体形状、ホログラム、動画、商品包装の形態、音声、におい、味覚、質感、標識の配置」と規定されている。上記の標識の定義は、2018年12月30日改正商標法（旧法11）では記載されていないが、2019年6月17日改正商標法（旧法12）で導入されている。ただし、音の商標は2012年3月28日から認められていた³⁴⁶。匂いの商標は、2019年6月17日の改正商標法施行まで認められていなかった。

商標法第2条 <定義>（旧法12（2019年6月17日）第2条：改正）

「標識」とは、語、個人名、図案、文字、数字、色彩、図形的要素、立体形状、ホログラム、動画、商品包装の形態、音声、におい、味覚、質感、標識の配置を含み、

「商標」とは

- (a) ある者によって、商品又はサービスを他者のそれらと識別する目的で又は識別するため

³⁴⁶ Archived — Trademark consisting of a sound（カナダ政府ウェブサイト）
<https://isid-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/trademarks/practice-notice/archived-trademark-consisting-sound>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

に使用され、又は使用が提案されている標識又は標識の組合せ、又は、
(b) 証明標章をいう。

商標法第30条 <出願の要件> (旧法12 (2019年6月17日) 第30条：改正)

<出願の内容>

(2) 商標登録出願人は、次のものを含む出願を、登録官に提出しなければならない。

(a) ～(b) 略

(c) 商標を明確に定義することを可能にし、所定の要件を遵守する表示若しくは説明又はその両方、及び

(d) 略

商標規則第30条 <表示又は記載> (旧規則1 (2018年10月30日) 第30条：改正)

次の要件が、法第30条(2)(c)の適用上、定められている。

(a) 表示は、商標の2以上の図を含むことができること。ただし、商標を明瞭に定義するために複数の図が必要である場合に限る

(b)～(e) 略

(f) 商標が、その全体又は一部において、音声からなる場合では、表示は、その目的のため許可されるものとして登録官によって指定される様式で、当該音声の録音を含まなければならないこと、及び

(g) 記載は、明瞭、かつ、簡潔でなければならない。

【豪州】

「標識は、文字、語、名称、署名、数字、図形、ブランド、表題、ラベル、チケット、包装の外観、形状、色彩、音若しくは匂い」と規定されている。音と匂いについては、2010年2月24日改正商標法（旧法1）の時点で、既に導入されている。

商標法第6条 <定義> (旧法1 (2010年2月24日) 第6条、旧法17 (2018年8月25日) 第6条)

「標識」は文字、語、名称、署名、数字、図形、ブランド、表題、ラベル、チケット、包装の外観、形状、色彩、音若しくは匂い又はそれらの結合を含む。

商標法第17条 <商標とはなにか> (旧法1 (2010年2月24日) 第17条、旧法17 (2018年8月25日) 第17条)

「商標」は、ある者が業として取引又は提供する商品又はサービスを、他人が業として取引又は提供する商品又はサービスから区別するために使用する又は使用する予定である標識である。

商標規則第4.3条 <商標の表示> (旧規則1 (2009年12月12日) 第4.3条、旧規則15 (2018年10月17日) 第4.3条)

(1)～(3) 略

(4) 登録官が、(3)(a)又は(b)が適用される商標の図がその商標のすべての特徴についての適切な審査を行うのに十分でないと合理的に信じるときは、登録官は、通知をもって出願人

に対し、その商標についての適切な審査を行うのに十分な程度にその特徴を示している商標の追加の図を最多6まで、登録官に提出するよう要求することができる。

(5)以下、略

(2) 団体標章及び証明標章：(CPTPP 第18・19条)

CPTPPでは団体標章、証明標章を商標に含めることが規定されている。また、地理的表示として用いられ得る標識を自国の商標制度に基づく保護の対象とすることができることを定めることが規定されている。(CPTPP 第18・19条)

第18・19条 団体標章及び証明標章

各締約国は、商標に団体標章及び証明標章を含めることを定める。締約国は、証明標章が保護されることを条件として、自国の法令において証明標章を別の区分として取り扱う義務を負わない。各締約国は、また、地理的表示として用いられ得る標識を自国の商標制度に基づく保護の対象とすることができることを定める(注)。

注 第18・1条(定義)に定める地理的表示の定義に従い、標識又はその組合せは、地理的表示の保護のための一若しくは二以上の法的手段又は当該法的手段の組合せにより保護することができるものとする。

【メキシコ】

団体商標、証明商標について産業財産法に以下のように規定されている。証明商標及びその地理的表示に関する規定は、2018年5月18日改正産業財産法(旧法5)の改正時または2020年産業財産法改正時に導入されている。

産業財産法第179条(旧法1(2010年6月29日)第96条、旧法5(2018年5月18日)第96条：改正)

合法的に結成された商品の生産業者、製造業者、取引業者又はサービス業者の組織又は団体は、その構成員の商品又は役務が互いに共通の品質又は特徴を有し、かつ、第三者の商品又は役務と異なる場合には、当該商品又は役務を市場において識別するために団体商標の登録を出願することができる。

産業財産法第183条(旧法5(2018年5月18日)第98条：改正)

証明商標とは、商品及び役務の品質又はその他の特徴が、それらの所有者によって証明される当該商品及び役務を区別する標識を意味し、以下のようなものである。

- (1) 商品及び役務の構成要素
- (2) 商品の製造条件、又は役務の提供条件
- (3) 商品又は役務の品質、工程又はその他の特徴、又は
- (4) 商品又は役務の地理的原産地

証明商標の所有者は、使用規則の規定に従って、本条(1)から(4)までで確立された1又は複数の品質又は特性に準拠していることを確認する。

産業財産法第214条：改正(第9項新設)

商標登録を得るためには、以下の情報を含む出願が本庁へ提出されなければならない。

(略)

(9) 証明商標が地理的表示を含む場合、その明示が含まなければならない。

(以下、略)

【カナダ】

証明商標の登録及び定義について、商標法に以下のように規定されており、2008年12月31日改正商標法（旧法1）の時点で、既に導入されている。

団体商標についてはカナダ商標法には明文規定がない。

現地法律事務所によれば、

「「団体商標」という概念は、現在のところカナダ商標法には反映されていない。CPTPP協定第18.19条の義務を履行する規定があるかどうかについては、公開資料には具体的な記載がない。」とのことであるが、他方で、「カナダ政府は、2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、CPTPP協定第18.19条を実施するためのカナダによる措置は必要ないとの立場をとっている。」ともコメントしている。

商標法第23条 <証明標章の登録>（旧法1（2008年12月31日）第23条、旧法11（2018年12月30日）第23条）

(1) 証明標章は、証明標章が付随的に使用される又は使用される予定がある商品の製造、販売、賃貸、賃借又はサービスの提供に従事しない者によってのみ、採用及び登録することができる。

商標法第2条 <定義>（旧法1（2008年12月31日）第2条、旧法11（2018年12月30日）第2条）

本法において、「証明標章」とは、

- (a) 商品又はサービスの特性又は品質、
- (b) 商品が生産され又はサービスが提供される作業条件、
- (c) 商品の生産者又はサービスの提供者の属する部類、又は
- (d) 商品が生産され又はサービスが提供される地域、

に関し、規定基準の商品又はサービスを、その規定基準外の商品又はサービスから識別する目的で又は識別するように使用されるか、又は使用を提案される標識又は標識の組合せをいう。

(略)

「商標」とは

- (a) ある者によって、商品又はサービスを他者のそれらと識別する目的で又は識別するために使用され、又は使用が提案されている標識又は標識の組合せ、又は、
- (b) 証明標章をいう。

カナダの現地法律事務所の記事³⁴⁷においては、以下のように、CPTPPと同じように団体商標についての保護を求めている米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の改正に関連して、カナダの商標法に団体商標が反映されていないと指摘されている。

「2019年12月10日、カナダ、米国、メキシコは、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の改正に署名した。この改正案が批准されれば、カナダの知的財産法に多くの変更が必要になる。商標の分野では、改正されたUSMCAは、商標に「団体商標」（協会または団体のメンバーが使用する商標）を含めることを義務付けているが、この概念は現在カナダの商標法に反映されていない。カナダが改正されたUSMCAに準拠するためには、法改正が必要になる可能性がある。」

【豪州】

団体商標、証明商標については、団体商標、証明商標が、2010年2月24日改正商標法（旧法1）の時点で、既に導入されている。豪州では、商標法における証明標章で地理的表示の保護を図っている。また、ワイン（及びワインから蒸留されるブランデーを含む）における地理的表示については公社法³⁴⁸があり、スピリッツに関しては豪州・ニュージーランド食品基準³⁴⁹によって基準項目を置き、スピリッツの地理的表示をTRIPS協定23条に基づいて付与する旨が定められている³⁵⁰。

商標法第161条 <この部の目的>（旧法1（2010年2月24日）第161条、旧法17（2018年8月25日）第161条）

この部は、

- (a) 団体商標を定義し、かつ、
- (b) 商標に関する本法の規定を、何れの範囲で、かつ、どのような修正又は追加を付して、団体商標に適用するかを規定する。

商標法第162条 <団体商標とは何か>（旧法1（2010年2月24日）第162条、旧法17（2018年8月25日）第162条）

「団体商標」とは、団体の構成員が業として取引又は提供する商品又はサービスに関して、その商品またはサービスを、その団体の構成員ではない者が業として取引又は提供する商品又はサービスから識別するために使用されるか又は使用が予定される標識をいう。

商標法第163条 <本法の適用>（旧法1（2010年2月24日）第163条、旧法17（2018年8月

³⁴⁷ GOWLING WLG ウェブサイト FIVE SIGNIFICANT DEVELOPMENTS FOLLOWING THE JUNE 2019 CHANGES TO CANADIAN TRADEMARK LAW
<https://gowlingwlg.com/en/insights-resources/articles/2020/five-changes-to-the-latest-canadian-trademark-law/>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³⁴⁸ Wine Australia Corporation Act 1980
<https://www.legislation.gov.au/C2004A02362/latest/text>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³⁴⁹ Australia New Zealand Food Standards Code
<https://www.foodstandards.gov.au/food-standards-code>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³⁵⁰ 令和5年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業 『国際知財制度研究会』報告書 522 ページ
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/2023_04.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

25日) 第163条)

(1) この部に従うことを条件として、商標に関する本法の規定(第10部—商標の譲渡及び移転を除く)を団体商標に適用するものとし、適用方法は、次のとおりとする。

(a) 商標への言及は、団体商標への言及を含んでいるものとし、また

(b) 商標登録のための行為をする者への言及は、団体商標登録のための行為をする団体への言及を含んでいるものとし、また

(c) ある者によって登録された商標への言及は、ある団体によって登録された団体商標への言及を含んでいるものとする

(2) 本法の適用上、

(a) 団体商標登録出願人である団体の構成員による団体商標の使用は、出願人による団体商標の使用であるとみなし、また

(b) 団体商標登録所有者である団体の構成員による登録団体商標の使用は、登録所有者による団体商標の使用であるとみなす

(3) 第41条(出願人の商品又はサービスを識別しない商標)は、出願人への言及が団体商標登録を出願した団体の構成員への言及でもあるとして、団体商標に適用する。

商標法第168条 <この部の目的> (旧法1 (2010年2月24日) 第168条、旧法17 (2018年8月25日) 第168条)

この部は、

(a) 証明商標を定義し、

(b) 商標に関する本法の消え値を、何れの範囲で、かつ、どのような修正又は追加を付して、証明商標に適用するかを規定し、また

(c) 証明商標の規制に関する委員会の役割の概要を定める

商標法第169条 <証明商標とは何か> (旧法1 (2010年2月24日) 第169条、旧法17 (2018年8月25日) 第169条)

「証明商標」とは、次の商品又はサービスに関して、すなわち

(a) 業として取引又は提供され、かつ、

(b) ある者(「証明商標の所有者」)又はそのものによって承認された他のものが、(商品の場合は) 原産地、原料又は製造方法も含め、品質、精度又はその他の特徴について証明したものを、業として取引又は提供されるが前記の証明を受けていない他の商品又はサービスから識別するために使用されるか又は使用が予定される標識をいう

商標法第170条 <本法の適用> (旧法1 (2010年2月24日) 第170条、旧法17 (2018年8月25日) 第170条)

(1) この部に従うことを条件として、商標に関する本法の規定(第8条、第26条、第27条

(1) (b)、第33条、第34条、第41条、第121条、第127条、第9部—不使用による登録簿からの商標の抹消及び第17部—防衛商標、を除く)を証明商標に適用するものとし、適用に際しては、商標への言及は証明商標への言及を含んでいるものとみなす。

(3) 同一又は類似の標識の使用：(CPTPP 第18・20条)

CPTPPでは、権原のない第三者が、登録商標と同一類似の標章を、当該登録商標に係る物品又はサービスに関連する物品又はサービスに使用した結果、混同を生じさせる虞がある標識（後に地理的表示となったものを含む）の使用について、当該商標権者が排他的権利を有することを規定する（CPTPP 第18・20条）。

各締約国は、登録された商標の権利者の承諾を得ていない第三者が当該権利者の登録された商標に係る物品又はサービスに関連する物品又はサービスについて同一又は類似の標識（後に地理的表示となったものを含む。）を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを定める(注1、注2)。同一の物品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。

注1 この条に規定する排他的権利は、商標が登録されている物品に対する地理的表示の許諾を得ない使用について、当該地理的表示を商業上使用することの結果として当該物品の出所について混同を生じさせるおそれがある場合に適用する。

注2 締約国は、この条の規定が、貿易関連知的所有権協定第二十二条及び第二十三条の規定に基づく自国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解すべきでないことを了解する。

【メキシコ】

登録商標と同一類似の標章を、当該登録商標に係る物品又は役務と同一又は類似の物品又は役務に使用することは、行政上の違反行為として規定されている。

2018年3月13日改正産業財産法（旧法4）の改正時に、商標又は広告スローガンの登録のために先に提出された係属中の登録出願、又は、同一若しくは類似の商品若しくは役務に指定されている登録され、現時点で有効な商標若しくは広告スローガンと同一若しくは混同を生じるほどに類似している名称は、原産地名称又は地理的表示として保護することができない、との規定が導入された。

産業財産法第386条（旧法1（2010年6月29日）第213条、旧法5（2018年5月18日）第213条）
以下は行政上の違反である。

（略）

(17) 登録商標又はそれと混同する程度に類似する商標を、当該登録商標が指定する同一又は類似する商品又は役務において使用すること。

（以下、略）

産業財産法第271条（旧法4（2018年3月13日）第163条：改正、旧法5（2018年5月18日）第163条）

以下は、原産地名称又は地理的表示として保護することができない。

（略）

(4) 商標又は広告スローガンの登録のために先に提出された係属中の登録出願；又は同一若しくは類似の商品若しくは役務に指定されている登録され、現時点で有効な商標若しくは広告スローガンと同一若しくは混同を生じるほどに類似している名称。

(5) 商号の公示のために先に提出された係属中の出願；又は同一若しくは類似の事業系統に適用され公示され、現時点で有効な商号と同一若しくは混同を生じるほどに類似している名称。

(以下、略)

なお、産業財産法第174条第11項には、商標として登録することができないものとして、先に地理的表示の登録がある場合の取り扱いを、以下のように定めている。

産業財産法第174条第11項

出願された商品又は役務が、任意の商品の製造若しくは生産又は任意の役務の提供によって特徴づけられる名称若しくは標識のそれと同一又は類似している場合；出願された商品又は役務が、原産地名称若しくは地理的表示によって保護されている商品若しくは役務の提供によって特徴づけられる名称又は標識のそれと同一若しくは類似している場合；これら名称又は標識が同一又は混同を生じる程度に類似する標識。それらは、「種類 (kind)」、「型 (type)」、「様式 (style)」、「模倣品 (imitation)」、「において生産される (produced in)」、「において製造される (manufactured in)」のような表現及び消費者に対して混同を来し又は不正競争を暗示する可能性のある同様な表現を伴うものを含む。

【カナダ】

登録商標は、登録された商品又はサービスに関して使用の排他権が与えられること、登録商標と混同を生じる商標に関連する商品やサービスを販売・流通・広告・販売目的で製造等を行う行為は、侵害とみなされる旨が規定されている。

2017年9月21日改正商標法（旧法7）の改正時に、カナダ政府が作成した地理的表示一覧において、農産物又は食品を特定する表示が(i) 登録商標、(ii) 先にカナダで使用されており、かつ、放棄されていない商標、又は(iii) 登録出願が先にカナダで出願され、係属中の商標又は広告スローガンの登録のために先に提出された係属中の登録出願、との混同を生じるとの大臣による陳述が公表された場合には、利害関係人は、異議申立書を登録官へ提出できる、との規定が導入された。

商標法第19条 <登録により付与される権利>（旧法1（2008年12月31日）第19条、旧法11（2018年12月30日）第19条）

第21条、第32条及び第67条に従うことを条件として、商標の所有者には、何れかの商品又はサービスに関するその商標の登録により、無効であることが明らかにされた場合を除き、当該商品又はサービスに関してその商標のカナダ全域での使用の排他権が付与される。

商標法第20条 <侵害>（旧法1（2008年12月31日）第20条、旧法11（2018年12月30日）第20条）

(1) 登録商標所有者の排他的使用の権利は、本法に基づいてその使用の権原を有していない者が以下を行う場合に、侵害されたものとみなす。

(a) 混同を生じる商標又は商号に関連する商品又はサービスを販売、流通又は広告する場合

(b) 混同を生じる商標又は商号に関連する商品を、その販売又は流通の目的で製造し、製造させ、所有し、輸入し、輸出し又は輸出を試みる場合

(以下、略)

(1.01) (1)(b)に基づくみなし侵害 (旧法11 (2018年12月30日) に本規定なし)

(1)(b)に基づく侵害は、登録商標を使用する権利がない者が、商品に登録された商標と同一の、又は本質的に識別できない商標が付いた商品を商業ベースで輸入しようとする場合、非侵害が証明されない限り、侵害と推定される。

商標法第11.13条 <異議申立書> (旧法7 (2017年9月21日) 第11.13条 :改正)、旧法11 (2018年12月30日) 第11.13条)

(1) 第11.12条(2)又は(2.1)にいう陳述がカナダ官報に公表された日後2月以内に、利害関係人は、所定の手数料を納付して、異議申立書を登録官へ提出し、かつ、所定の方法で責任機関へ送達することができる。

<理由－表示>

(2) 表示に対する異議申立書は、次の何れかの根拠に基づく。

(略)

(d) 農産物又は食品を特定する表示の場合、表示が次のものとの混同を生じるとの大臣による陳述が公表されたこと

(i) 登録商標

(ii) 先にカナダで使用されており、かつ、放棄されていない商標、又は

(iii) 登録出願が先にカナダで出願され、係属中の商標

(以下、略)

【豪州】

登録商標は登録された商品又はサービスに関して使用の排他権が与えられること、登録商標と同一か紛らわしいほど類似する商標を登録された商品やサービスに使用すること、或いは、同類等の商品や同種等のサービスに使用することは、侵害とみなされる旨が規定されている。

豪州では、商標法における証明標章で地理的表示の保護を図っている。証明商標出願に係る商品やサービスと同一・類似の商品やサービスであって、証明商標出願に係る商標と同一・類似である先に出願された商標や先に登録された商標により拒絶される。これらの規定は、2010年2月24日改正商標法（旧法1）の時点で、既に導入されている。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

オーストラリア・ワイン・ブランデー公社法（Australian Wine and Brandy Corporation Act 1980）第40RB条に基づき、先行登録商標の登録者は、その商標が提案されたGIと同一の語句、表現、その他の表示から構成されていること、または提案されたGIが当該商標との混同を引き起こす可能性がある場合であることを理由に、提案されたGIの決定に異議を申し立てることができる。

商標法第20条 <商標登録により与えられる権利> (旧法1 (2010年2月24日) 第20条、旧法17 (2018年8月25日) 第20条)

(1) 商標が登録された場合、その商標の登録所有者は、この部に従うことを条件として、その商標の登録に関わる商品および／またはサービスに関して、次の行為を行う排他的権利

を有する。

(a) その商標を使用すること。

(b) 他の者にその商標の使用を認めること。

(2) 商標の登録所有者は、その商標が侵害された場合、本法に基づく救済措置を受ける権利を有する。

(以下、略)

商標法第120条 <登録商標はどのような場合に侵害されるか> (旧法1 (2010年2月24日) 第120条、旧法17 (2018年8月25日) 第120条)

(1) ある者が、登録商標が登録されている商品またはサービスに関して、登録商標と実質的に同一であるか、または紛らわしいほど類似する標章を商標として使用した場合、その者は登録商標を侵害したことになる。

(2) 登録商標と実質的に同一の標章、または登録商標と誤解を招くほど類似した標章を商標として使用した場合、その者は登録商標を侵害したことになる。

(a) 登録商標が登録されている商品 (登録商品) と同じ種類の商品、または

(b) 登録商品と密接に関連するサービス、または

(c) 商標が登録されているサービス (登録役務) と同一の種類のサービス、または

(d) 登録役務と密接に関連する商品。

ただし、その者が、その者が使用した標章の使用が誤認や混同を引き起こす可能性がないことを証明した場合は、その者は商標権侵害をしたとはみなされない。

(以下、略)

商標法第169条 <証明商標とは何か> (旧法1 (2010年2月24日) 第169条、旧法17 (2018年8月25日) 第169条)

証明商標とは、商品またはサービスを区別するために使用されている、または使用されることを意図されている標識であり、

(a) 業として取り扱われ、または提供されるものであり、かつ、

(b) 品質、精度、その他の特性 (物品の場合は原産地、材料、製造方法を含む) に関して、ある者 (認証商標の所有者) またはその者が承認する他の者によって認証された、他の取引商品またはサービスと区別するものである。

商標法第176条 <申請の受理または却下> (旧法1 (2010年2月24日) 第176条、旧法17 (2018年8月25日) 第176条)

(1) 登録官は、以下の条件を満たす場合、申請を受理しなければならない。

(a) 申請が本法に従って行われていること。

(b) 申請を却下する理由がないこと。

(c) 委員会が第175条(2)項に基づく証明書を発行していること。

それ以外の場合は、登録官は申請を却下しなければならない。

(1A) ただし、(1)(a)および(b)項の条件の1つまたは両方が満たされていないという理由のみで申請を却下する前に、登録官は申請者に弁明の機会を与えなければならない。

(以下、略)

商標法第44条 <同一等の商標>（旧法1（2010年2月24日）第44条、旧法17（2018年8月25日）第44条）

(1)(3)および(4)の規定に従うことを条件として、商品（出願人の商品）に関する商標（出願人の商標）の登録申請は、以下の場合には拒絶されなければならない。

(a) 出願人の商標が、

(i) 類似商品または密接に関連するサービスに関して、他人により登録された商標と実質的に同一であるか、または欺瞞的に類似している商標、または

(ii) 類似商品または密接に関連するサービスに関して、他人により登録が求められている商標である商標

と実質的に同一であるか、または欺瞞的に類似している場合であって、かつ、

(b) 出願人の商品に係る出願人の商標登録の優先日が、類似商品または密接に関連するサービスに関して他の商標を登録する優先日より先ではない場合。

(2)(3)および(4)の規定に従うことを条件として、サービス（出願人のサービス）に関する商標（出願人の商標）の登録出願は、以下の場合には拒絶されなければならない。

(a) 出願人の商標が、：

(i) 類似サービスまたは密接に関連する商品に関して、他人によって登録された商標、または

(ii) 類似サービスまたは密接に関連する商品に関して、他人が商標登録を求めている商標と、実質的に同一であるか、または欺瞞的に類似している場合、かつ、

(b) 出願人のサービスに関する出願人の商標登録の優先日が、類似サービスまたは密接に関連する商品に関する他の商標登録の優先日より先ではない場合。

（以下、略）

商標法第170条 <本法の適用>（旧法1（2010年2月24日）第170条、旧法17（2018年8月25日）第170条）

この部に従うことを条件として、商標に関する本法の規定（第8条、第26条、第27条(1)(b)、第33条、第34条、第41条、第121条、第127条、第9部—不使用による登録簿からの商標の抹消及び第17部—防護商標、を除く）を証明商標に適用するものとし、適用に際しては、商標への言及は証明商標への言及を含んでいるものとみなす。

（4）例外：(CPTPP 第18・21条)

CPTPPでは、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、限定的な例外を定めることができることを規定する。（義務規定ではない）

締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。

【メキシコ】

登録商標が対抗できない者として、いわゆる先使用権者や、自己の名称、会社名称又は企業名称を、自己が製造又は販売する商品、自己が提供する役務の名称、自己が運営する企業の名称又は自己の商号の一部として使用する者等が規定されている。

産業財産法第 175 条（旧法 1（2010 年 6 月 29 日）第 92 条、旧法 5（2018 年 5 月 18 日）第 92 条）

商標登録は、次の者には対抗力を有しない。

(1) メキシコの領土内において同一又は類似の商品又は役務のために同一又は混同させるほどに類似する商標を使用する善意の第三者であって、その継続した使用を当該商標の出願日又は最先の使用宣誓日より前に開始している者。かかる第三者は、当該商標登録の公示日から 5 年以内に商標登録を請求する権利を有する。その場合、第三者は事前に、当該商標の無効を申請しその無効を取得する必要がある。

(2) 登録商標が使用される商品を、当該商標の所有者又はその使用権者によって合法的に市場に導入した後に、販売、配布、取得又は使用する者。

上記の行為は、本法に基づく規則の適用を条件として、メキシコ国内での使用、配布又は販売のために行われる登録商標使用対象である合法的な商品の輸入も含む。

(3) 個人又は企業を問わず、自己の名称、会社名称又は企業名称を、自己が製造又は販売する商品、自己が提供する役務の名称、自己が運営する企業の名称又は自己の商号の一部として使用する者。ただし、そのような名称は、継続的に使用され、かつ、商標として登録されている又は商号として公示されている同義語と明確に区別できる特性を有することを条件とする。

【カナダ】

登録商標の侵害の例外として、当該商標に付随するのれんの価値を減じる効果を有する可能性のない態様で、その個人名を商標として善意で使用する事等が規定されている。

商標法第20条 <侵害>（旧法1（2008年12月31日）第20条、旧法11（2018年12月30日）第20条）

略

<例外 - 善意の使用>

(1.1) 商標の登録は、ある者が当該商標に付随するのれんの価値を減じる効果を有する可能性のない態様で、以下を行うことを妨げるものではない。

(a) その個人名を商標として善意で使用する事、又は

(b) その事業所の地理的名称又はその物品若しくはサービスの性質若しくは品質の正確な説明の、商標として以外の善意の使用。

<例外 - 実用的特徴>

(1.2) 商標の登録は、ある者が当該商標に具現された実用的特徴を使用することを妨げるものではない。

<例外>

(2) 商標の登録は、ぶどう酒に付随して第11.18 条(3)にいう何れかの表示、蒸留酒に付随して第11.18条(4)にいう何れかの表示又は農産物若しくは食品に付随して第11.18条(4.1)にいう何れかの表示を、ある者が使用することを妨げるものではない。

【豪州】

その商標の登録日以降に、ある商品、物質又はサービスを記述する標識として、又はその名称として関連する一般に容認された標識からなるか、又はその標識を含む場合には、その商標を使用する独占的権利、または他人に使用を認める独占的権利を有しない旨が規定されている。

商標法第24条 <物品等を説明する標識として容認されている標識からなる商標>（旧法1（2010年2月24日）第24条、旧法17（2018年8月25日）第24条）

(1) 本条は、登録商標が、その商標の登録日以降に、ある商品、物質又はサービスを記述する標識として、又はその名称として関連する一般に容認された標識からなるか、又はその標識を含む場合に適用される。

(2) 商標が前記の標識からなる場合、その登録商標の所有者は、

(a) 以下のものに関して、その商標を使用する独占的権利、または他人に使用を認める独占的権利を有しない。

(i) 同一の商品または物質、または同種の他の商品

(ii) 同一のサービス、または同種のその他のサービス

(b) 裁判所が(4)に基づき決定する日以降、それらの独占的権利を有していないとみなされる。

(3) 商標が前記の標識を含む場合、その登録商標の所有者は、

(a) 以下のものに関して、その商標を使用する独占的権利、または他人に使用を認める独占的権利を有しない。

(i) 同一の商品または物質、または同種の他の商品、または

(ii) 同一のサービス、または同種のその他のサービス

(b) 裁判所が(4)に基づき決定する日以降、それらの独占的権利を有していないとみなされる。

(4) (2)および(3)の適用上、所定の裁判所は、当該商品、物質、またはサービスを記述する、またはそれらの名称である標識として、最初に一般に容認された日を決定することができる。

（５）広く認識されている商標：（CPTPP 第18・22条）

CPTTPでは、「商標が広く認識されていることを決定するための条件として、当該商標が登録されていること、広く認識されている商標の一覧表に含まれていること又は広く認識されている商標としてあらかじめ認定されていることを要求してはならない」（CPTPP 第18・22条第1項）、「広く認識されている商標によって識別される物品又はサービスと同一でない及び類似していない物品又はサービスであっても、当該同一でない及び類似していない物品又はサービスに関する当該商標の使用が、当該同一でない及び類似していない物品又はサービスと当該商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害される虞がある場合には、その商標の登録を拒絶し、無効とし、及びその使用を禁止する。」（CPTPP 第18・22条第2項）、「広く認識されている商標と同一ま

たは類似の商標の使用が先行して存在する当該広く認識されている商標との混同を生じさせる虞がある場合には、同一又は類似の物品又はサービスについて、広く認識されている商標と同一又は類似の商標の出願を拒絶し、又は登録を取り消し、及び使用を禁止するための適当な措置を定める。」（CPTPP 第18・22条第4項）と規定されている。

第18・22条 広く認識されている商標

1 いずれの締約国も、商標が広く認識されていることを決定するための条件として、当該締約国において若しくは他の国若しくは地域の管轄内で当該商標が登録されていること、広く認識されている商標の一覧表に含まれていること又は広く認識されている商標としてあらかじめ認定されていることを要求してはならない。

2 パリ条約第6条の2の規定は、広く認識されている商標（登録されているかどうかを問わない。）（注）によって識別される物品又はサービスと同一でない及び類似していない物品又はサービスについて準用する。ただし、当該同一でない及び類似していない物品又はサービスに関する当該商標の使用が、当該同一でない及び類似していない物品又はサービスと当該商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。

注 締約国は、商標が自国において広く認識されているものであるかどうかを決定するに当たり、当該商標の社会的評価について関連する物品又はサービスを通常取り扱う公衆を超えて及んでいることを要求することを必要としない。

3 各締約国は、1999年9月20日から29日までのW I P Oの加盟国による各種総会の第34回会合の際に開催された工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及びW I P Oの一般総会において採択された周知商標の保護規則に関する共同勧告の重要性を認める。

4 各締約国は、広く認識されている商標（注）と同一又は類似の商標の使用が先行して存在する当該広く認識されている商標との混同を生じさせるおそれがある場合には、同一又は類似の物品又はサービスについて、広く認識されている商標と同一又は類似の商標の出願を拒絶し、又は登録を取り消し、及び使用を禁止するための適当な措置を定める。締約国は、当該商標が欺くおそれがある場合についても、当該措置を定めることができる。

注 締約国は、広く認識されている商標とは、当該広く認識されている商標と同一又は類似の商標が出願され、登録され、又は使用される前に、当該締約国が決定するところに従い既に広く認識されているものであることを了解する。

【メキシコ】

メキシコでは、周知又は著名商標と解する商標の規定があるが、周知又は著名な商標の保護のための拒絶理由は、当該商標が登録又は宣言されているか否かに拘らず独立して準用する、との規定がある。

知的財産権庁が著名であると考える標章又は著名であると認定した標章と同一若しくは混同させるほどに類似している標識は、登録できず、登録無効となり、その使用は行政上の違反行為となる。著名商標と商品・役務が類似か否かは問われない。

周知な商標の標識・標章と同一又は混同させるほどに類似の標識は、周知商標の所有者との混同又は連携関係の誤認の虞を来す場合や周知商標の名声の喪失を来す場合等の場合には、登録できず、登録無効となり、その使用は行政上の違反行為となる。産業財産法の規

定上、周知・著名商標は、登録・未登録の区別がないので、いずれも対象になる。

これらの規定は、2018年5月18日改正産業財産法（旧法5）で改正され、2020年11月5日改正産業財産法（現行法）でさらに改正されている。

産業財産法第190条：改正

本法の適用上、自己の商品又は役務に関連して商標を使用した者により、メキシコの国内外で行われた営業活動の結果として又はそれらを宣伝、販売促進の結果として、メキシコ国内の公共部門又は市場の特定の分野がその商標を承知している場合、当該商標はメキシコにおいて周知のものと解さなければならない。

消費者の大多数がある商標を承知している場合又は世界的な取引で普及若しくは認識されている場合、当該商標はメキシコにおいて著名であると解さなければならない。

ある商標が周知あるいは著名であることを証明するために、本法によって容認されるあらゆる証拠を用いることができる。

産業財産法第191条：改正

商標が周知又は著名であるとの宣言又はその更新は、本庁が、提供された証拠に基づいて、周知又は著名である条件が処分の行われる期間存続するとの宣言することによって構成される行政処分を行う。第173条(16)及び(17)で規定されている周知又は著名な商標の保護のための拒絶理由は、当該商標が登録又は宣言されているか否かに拘らず独立して準用する。

産業財産法第173条（旧法1（2010年6月29日）第90条、旧法5（2018年5月18日）第90条）

次のものは、商標として登録することができない。

(1)～(15) 略

(16) 商品又は役務に適用される本章第3節の見地から、本庁がメキシコ国内において周知商標であると考ええる標識、又は、宣言した標章と同一又は混同させるほどに類似している標識であって、出願商標が以下に該当する場合。

- (a) 周知商標の所有者との混同又は連携関係の誤認の虞を来すこと
- (b) 周知商標の所有者によって許可されていない使用を構成すること
- (c) 周知商標の名声の喪失を来すこと、又は
- (d) 周知商標の顕著性を希釈化すること

本項は、出願人が周知商標の所有者である場合には適用されない。

(17) 商品又は役務に適用される本章第3節に従って、本庁が著名であると考ええる標章又は著名であると認定した標章と同一若しくは混同させるほどに類似している標識。

本拒絶理由は、登録出願人が著名商標の所有者である場合には適用されない。

産業財産法第258条（旧法1（2010年6月29日）第151条、旧法5（2018年5月18日）第151条）

商標登録は、次の場合は、無効とする。

(1) 登録が、本法又は登録時に効力を有していた法の規定に違反して付与された場合。

本号の規定に拘らず、商標登録無効訴訟は、当該商標登録の出願人の法的代表者に関すること又は出願若しくは維持の手続に関することに基づいてはならない。

（以下、略）

産業財産法386条（旧法1（2010年6月29日）第213条、旧法5（2018年5月18日）第213条）
以下は行政上の違反である。

(1)～(18) 略

(19) 本法第173条(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)及び(20)にいう名称、
標識、標章、略称又は紋章を商標として使用すること。また、公序良俗に反するもの、法
令に違反するものを商標として使用すること。

【カナダ】

カナダには、周知商標の一覧表や認定制度を含めて、周知商標に関する特定の規定がない。周知商標も他の商標と同様に、商標法に基づいて判断される³⁵¹。登録商標と混同を生じる商標は拒絶され無効となり、登録商標と混同を生ずる権原の無いものによる商標の使用は、商標権の侵害になる。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

カナダ商標法には、「周知商標」に特別な保護を与える規定は特にない。しかし、商標または商号がどの程度周知になっているかは、商標法第6条第5項(a)において、2つの商標の混同を評価する要素として挙げられている³⁵²。

カナダがCPTPP協定第18.22条の義務をどのように履行するつもりかについて、公的資料には具体的な記載がない。カナダ政府は、2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明で、CPTPP協定第18.22条を実施するためにカナダが取るべき措置はないとの立場をとっている³⁵³。

商標法第6条 <標章又は名称が混同を生じる場合>（旧法1（2008年12月31日）第6条、旧法11（2018年12月30日）第6条）

（略）

<考慮事項>

(5) 裁判所又は場合により登録官は、商標又は商号が混同を生じているか否かを判断するに当たり、次を含むすべての事情について考慮しなければならない。

(a) 商標又は商号に固有の識別性及びそれらが公知となった程度

（以下、略）

商標法第12条 <商標登録可能な場合>（旧法1（2008年12月31日）第12条、旧法11（2018年12月30日）第12条）

(1) 第13条に従うことを条件として、商標は次のものを除き、登録することができる。

(a) ～ (c) （略）

(d) 登録商標と混同を生じるもの

（以下、略）

³⁵¹ カナダ商標制度（日本国特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ca.pdf>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³⁵² Famous and Well-Known Marks Practitioner's Toolkit（INTA ウェブサイト）

<https://www.inta.org/wp-content/uploads/public-files/advocacy/committee-reports/Famous-and-Well-Known-Practitioners-Toolkit-2015.pdf>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³⁵³ Canada Gazette, Part I, Volume 154, Number 42: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership
<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

商標法第18条 <登録無効の場合>（旧法1（2008年12月31日）第18条、旧法11（2018年12月30日）第18条）

(1) 商標登録は、次の場合は、無効とする。

(a) その商標が登録日に登録可能なものでなかった場合
（以下、略）

商標法第20条 <侵害>（旧法1（2008年12月31日）第20条、旧法11（2018年12月30日）第20条）

(1) 登録商標所有者の排他的使用の権利は、本法に基づいてその使用の権原を有していない者が以下を行う場合に、侵害されたものとみなす。

(a) 混同を生じる商標又は商号に関連する商品又はサービスを販売、流通又は広告する場合

【豪州】

豪州では、周知商標の一覧表や認定制度はない。豪州において名声を得ている商標と欺罔または混同を生じる真のある商標登録に対して異議申立ができること、豪州において周知な商標と同一又は類似の商標を、無関係の商品又はサービスで使用する場合に、当該無関係の商品又は無関係のサービスと商標の登録所有者との関連性を示すものとみなされる真があり、かつ、そのために登録商標権者の利害に悪影響が及ぶ真がある場合には、商標権侵害となることが規定されている。また、登録商標に係る商品または役務ではない他の商品または役務に関連して登録商標を使用された場合に、それらの商品またはサービスと商標登録者との間に何らかの関係があることを示すとみなされる真がある場合には、防護商標登録をすることができることが規定されている。

未登録周知商標の保護としては、詐称通用に関する法律、消費者保護法（Australian Consumer Law）の規定が適用される³⁵⁴。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

豪州では、未登録の周知商標の保護は、主にパッシング・オフのコモンロー上の不法行為とオーストラリア消費者法（Australian Consumer Law：ACL）によって実現されている。ACLは、一般的に、責任が過失の要素を前提とせず、損失または損害の証明を必要としないため、同様の分野で運用されている不法行為よりも幅広い状況で適用される。ACLは、誤解を招く行為や欺瞞的行為に対する法的保護を提供している。ACL第18条は、事業者が誤解を招いたり欺いたりする行為、あるいは誤解を招いたり欺いたりするおそれのある行為に従事することを禁止している。これは、他の事業者による類似商標の使用が消費者を誤解させる可能性がある場合、未登録商標の保護に利用できる。ACLの請求はさらに、通常コモンローの下で利用可能なものを上回る広範な救済制度を伴う。

パッシング・オフ：このコモン・ロー上の不法行為は、業務上の信用（the goodwill of a business）を虚偽表示から保護するものである。パッシング・オフの主張を成功させるには、原告は以下のことを証明しなければならない：

³⁵⁴ オーストラリアにおける未登録周知商標の保護（新興国等知財情報データバンク）

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2016/03/ea000599666afc2350d3ee316433dddd.pdf>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

- ・評判または業務上の信用：事業には市場での評判や業務上の信用がある。
- ・不当表示：被告が原告の商品またはサービスであると偽っていた。
- ・損害：原告は虚偽表示によって損害を被った、または被る可能性がある。

商標法第60条 <オーストラリアにおいて名声を得ている商標に類似する商標>（旧法1（2010年2月24日）第60条、旧法17（2018年8月25日）第60条）

特定の商品又はサービスに関する商標の登録に対しては、以下の理由に基づいて異議申立をすることができる：

- (a) 他の商標が、前記商品又はサービスに関する最初に言及した商標の登録の優先日前に、オーストラリアで名声を得ており、かつ、
- (b) 当該他の商標が有する名声を理由に、最初に言及した商標の使用が、欺罔または混同を生じる虞があること。

商標法第120条 <どのような場合に登録商標が侵害されるか>（旧法1（2010年2月24日）第120条、旧法17（2018年8月25日）第120条）

（略）

(3) 次の場合には、登録商標を侵害する：

- (a) 当該商標がオーストラリア国内で周知であり、かつ
 - (b) その商標と実質的に同一であるか、または欺瞞的に類似する標章を商標として使用した場合であって、
 - (i) 商標が登録されている商品（登録商品）と同種ではない、または商標が登録されているサービス（登録サービス）と密接に関連していない商品（非関連商品）の場合、又は、
 - (ii) 登録サービスと同一でない、または登録商品と密接に関連しないサービス（非関連サービス）の場合、かつ、
 - (c) 当該商標が周知であるため、当該標識が、無関係の商品又は無関係のサービスと商標の登録所有者との関連性を示すものとみなされる虞がある場合、かつ
 - (d) そのために登録商標権者の利害に悪影響が及ぶ虞があること。
- (4) 第(3)項(a)の適用上、ある商標が「オーストラリアにおいて周知」であるか否かを決定するときには、当該商標の普及促進の結果であるかそれ以外の理由であるかを問わず、当該商標が関連する公衆の分野において知られている程度を考慮しなければならない。

商標法第185条 防護商標（旧法1（2010年2月24日）第185条、旧法17（2018年8月25日）第185条）

- (1) 登録商標が登録されている商品または役務のすべてまたは一部に関連して使用されている程度により、他の商品または役務に関連して使用された場合に、それらの商品またはサービスと商標登録者との間に何らかの関係があることを示すとみなされる虞がある場合には、商標登録者は、それらの商品またはサービスすべてまたは一部について、防護商標として商標登録を申請することができる。
- (2) 登録商標の所有者が、特定の商品またはサービスに関連して当該商標を使用していない、または使用する意図がない場合でも、当該商品またはサービスに関して防護商標として登録することができる。
- (3) 特定の商品またはサービスに関して、すでに申請者の名義で防護商標以外のものとし

て登録されている商標であっても、防護商標として登録することができる。

(4) 特定の商品またはサービスに関して防護商標として登録された商標は、その後、同一の商品またはサービスに関して、登録所有者の名義で防護商標以外のものとして登録することができる。

(6) 審査、異議申立て及び取消しについての手続上の側面：(CPTPP 第18・23条)

CPTPPでは、商標の審査及び登録のための制度を定め、1) 出願人に対し、商標の登録を拒絶する理由についての書面による通知を行うこと、2) 出願人が、当局からの通知に回答し、当初の拒絶に対して不服を申し立て、及び商標の登録の最終的な拒絶について司法上の申立てを行うための機会を提供すること、3) 商標の登録に異議を申し立て、又は商標の取消しを求めるための機会を提供すること、4) 異議申立て及び取消しの手続における行政上の決定について理由が示され、かつ、書面によって行われることを要件とすること、が規定されている。(CPTPP 第18・23条)

第18・23条 審査、異議申立て及び取消しについての手続上の側面

各締約国は、商標の審査及び登録のための制度を定めるものとし、当該制度には、特に次のものを含めるものとする。

(a) 出願人に対し、商標の登録を拒絶する理由についての書面による通知（電子的手段による通知とすることができる。）を行うこと。

(b) 出願人が、権限のある当局からの通知に回答し、当初の拒絶に対して不服を申し立て、及び商標の登録の最終的な拒絶について司法上の申立てを行うための機会を提供すること。

(c) 商標の登録に異議を申し立て、又は商標の取消し（注）を求めるための機会を提供すること。

（注）この節の規定の適用上、取消しは、無効化又は抹消の手続により実施することができる。

(d) 異議申立て及び取消しの手続における行政上の決定について理由が示され、かつ、書面によって行われることを要件とすること。書面による決定は、電子的手段により提供することができる。

【メキシコ】

(a)

商標登録出願に拒絶理由が存在する場合は、その旨を出願人へ通知し、登録を拒絶する場合には、当該拒絶査定 of 法的な根拠及び理由を書面で通知すると規定されている。上記は2018年3月13日改正産業財産法（旧法4）及び2018年5月18日改正産業財産法（旧法5）の改正時に導入されている。現地法律事務所によれば、メキシコ憲法第16条により、政府の決定や命令はすべて文書で、その理由とともに行わなければならないと定められている。

産業財産法第225条：改正

本法第221条の1月の期間が経過すると、出願は審査される。

出願又は提示された書類が、法律上若しくは規則上の要件を遵守しない場合又は商標登録

に何らかの拒絶理由が存在する場合、本庁は、書面で、その旨を出願人へ通知する。
出願に対する異議申立の場合、出願人が妥当とみなす証拠を述べ、かつ、提示することができるように、当該異議申立について出願人にも通知される。

(以下、略)

旧法5（2018年5月18日）第122条：改正（以下の部分を追加）

(略)

本庁は、出願人に書面で通知し、2か月の期間を与え、その期間内に、出願人が行った誤り又は遺漏を是正し、前記の障害及び過去の出来事に関して適切と思われる事項を記載しなければならない。

(以下、略)

産業財産法第230条（旧法4（2018年3月13日）第125条：改正）

審査が完了し、法及び規則の要件が充足されると権原が生じる。

本庁は、登録を拒絶する場合、出願人に対して当該拒絶査定の法的な根拠及び理由を述べて、書面で通知する。

本庁は、受理した異議申立に関して判断し、判断に関する法的根拠及び理由を説明しなければならない。

(b)

現地法律事務所によると、行政訴訟手続きに関する連邦法によって、商標登録の最終拒絶について司法上の申し立てを行うことができる。出願人に対して、異議申立又は拒絶理由に関して出願人の権利が妥当なものであることを明示するため、2月の期間を付与するという規定がある。

産業財産法第225条：改正

(略)

本庁は、出願人に、要件、異議申立又は拒絶理由に関して出願人の権利が妥当なものであることを明示するために、出願人に2月の期間を付与する。

(以下、略)

旧法5（2018年5月18日）第122条（旧法1（2010年6月29日）第122条）

方式審査が完了すると、商標が本法の規定に基づき登録に適格であるか否かを判断するための実体審査が行われる。

提出された願書または出願書類が法的または規制上の要件を満たしていない場合、商標の登録に何らかの障害がある場合、または先の権利が存在する場合、本庁は、出願人に書面で通知し、2か月の期間を与え、その期間内に、出願人が行った誤り又は遺漏を是正し、前記の障害及び過去の出来事に関して適切と思われる事項を記載しなければならない。期限内に回答しない場合、出願は放棄されたものとみなされる。

(以下、略)

(c)

商標登録又は公告に対して、利害関係者は異議申立ができることが規定されている。また、商標が期間満了の行政処分申立から直近の3年間連続して使用することを停止している場合には登録が失効すること、無効理由がある場合には無効審判が請求できること、行政処分手続は、法的利害関係を有しかつ請求理由を明示する者であれば何人でも請求によって開始することができることが規定されている。異議申立は2016年6月1日改正産業財産法（旧法3）、異議申立のプロセスの改正と無効理由への悪意の商標の追記は、2018年5月18日改正産業財産法（旧法5）の改正時に導入されている。

産業財産法第221条：改正

出願が受理されると、本庁は、受理後10就業日以内に、当該受理について公報に公開し、公開日から1月までの延長不可能な期間を設定する。利害関係者は、本法第12条及び第173条の規定に基づいて登録又は公告に異議を申し立てることができる。定められた期間後に提出された異議申立は、完全に棄却される。

産業財産法第225条：改正

本法第221条の1月の期間が経過すると、出願は審査される。出願又は提示された書類が、法律上若しくは規則上の要件を遵守しない場合又は商標登録に何らかの拒絶理由が存在する場合、本庁は、書面で、その旨を出願人へ通知する。

出願に対する異議申立の場合、出願人が妥当とみなす証拠を述べ、かつ、提示することができるように、当該異議申立について出願人にも通知される。本庁は、出願人に、要件、異議申立又は拒絶理由に関して出願人の権利が妥当なものであることを明示するために、出願人に2月の期間を付与する。

関係者が付与された期間内に応答しない場合には、出願は放棄されたものとみなされる。

産業財産法第229条：改正

本法第225条にいう2月の期間後、証拠が処理されると、出願人及び異議申立を提出した者に対して手続が利用可能となり、該当する場合には、5日の期間内に意見書を提出できる。その意見書は、本庁によって検討されるものとする。この期間を経過すると、更なる対応する査定が形式的な手続なしで発せられる。

旧法5（2018年5月18日）第120条（旧法3（2016年6月1日）第120条：改正）

本庁は、利害関係を有する第三者が、本法第4条および第90条に規定する状況に該当することを理由として、登録申請または公表に異議を唱えるために、本庁の公報における公表が効力を発する日から数えて1ヶ月の延長不可能な期間を付与する。

異議申立は、各証拠及び対応する手数料の支払証明を添付し、書面で提出しなければならない。

旧法5（2018年5月18日）第120条の2：改正

第120条に定める期間が経過すると、本庁は官報を通じて出願人に通知し、出願人は、通知が有効となった日から1か月間の延長不可期間内に、異議申立に関して適切と思われる内容を書面で提出し、必要に応じて証拠を提示することができる。

旧法5（2018年5月18日）第120条の3：改正

本法第120条の2に定める期間が経過し、証拠調べが終了した後、手続は出願人および異議申立人に開示され、必要に応じて、2日間の期間内に書面による弁論を準備できるようにしなければならない。この期間が経過すると、実体審査は速やかに進められる。

産業財産法第260条（旧法5（2018年5月18日）第152条：改正）

登録は、次の場合に失効する。

- (1) 本法に規定されているとおりに更新がなされない場合
- (2) 商標が期間満了の行政処分申立から直近の3年間、連続して使用することを停止している場合、ただし、正当化される当該不使用についての事由が本庁の見解で存在する場合は除く。また、本庁の見解で正当な事由が存在しない限り、使用が証明されていない商品又は役務に関しては登録が部分的に失効する場合がある。；及び
- (3) 実際かつ有効な使用の宣言が、本法の第233条の条件に基づいてなされていない場合。

産業財産法第258条（旧法5（2018年5月18日）第151条：改正（5項に記載されていた「これを悪意とみなす」の記載を削除し、新たに第6項として、悪意で取得した商標を追記））
商標登録は、次の場合は、無効とする。

(1) ～(4) （略）

(5) 外国で登録された商標の所有者の代理人、代表者、使用者または販売業者、または所有者と直接的または間接的な関係を有していたその他の者が、外国商標の所有者の明示的な同意なく、自己の名義で当該商標または混同の程度が類似する他の商標の登録を出願し、取得する場合。

(6) 悪意で取得されたもの。

産業財産法第328条（旧法1（2010年6月29日）第187条、旧法5（2018年5月18日）第187条）
本法に基づく無効、消滅、取消及び侵害に関する行政処分手続の申立は、本章に規定される手続及び本法に定める方法に従って審査され解決される。

産業財産法第329条（旧法1（2010年6月29日）第188条、旧法5（2018年5月18日）第188条）
本庁による行政処分手続は、職権により、又は、それについての法的利害関係を有しかつ請求理由を明示する者であれば何人でも請求によって開始することができる。必要な場合には、何人でも、本庁に対し、職権による行政処分手続を開始するに足る情報を提出することができる。

(d)

異議申立に関しては、出願人に通知され、異議申立に関する判断と法的根拠及び理由を説明しなければならないことが規定されている。現地法律事務所によれば、メキシコ憲法第16条により、政府の決定や命令はすべて文書で、その理由とともに行わなければならないと定められている。

産業財産法第225条：改正

(略)

出願に対する異議申立の場合、出願人が妥当とみなす証拠を述べ、かつ、提示することができるように、当該異議申立について出願人にも通知される。

(以下、略)

産業財産法第230条（旧法3（2016年6月1日）第125条：改正）

(略)

本庁は、受理した異議申立に関して判断し、判断に関する法的根拠及び理由を説明しなければならない。

【カナダ】

(a)

登録官は、出願に対する自己の異議及びその異議の理由を最初に出願人へ通知せずに、その異議に応答する適当な機会を出願人に与えることなく、その出願を拒絶してはならない、と規定されている。

商標法第37条 <出願が拒絶される場合>（旧法1（2008年12月31日）第37条、旧法11（2018年12月30日）第37条）

(1) 登録官は、次のことを認める場合は、その商標登録出願を拒絶する。

(略)

<出願人への通知>

(2) 登録官は、出願に対する自己の異議及びその異議の理由を最初に出願人へ通知せずに、その異議に応答する適当な機会を出願人に与えることなく、その出願を拒絶してはならない。

<疑義のある場合>

(3) 登録官は、ある登録商標の存在を理由に、出願で請求される商標を登録することができるか否か疑問であると考える場合は、その登録商標の所有者に書留郵便により、その出願の公告を通知しなければならない。

(b)

登録官は、出願に対する自己の異議及びその異議の理由を最初に出願人へ通知せずに、その異議に応答する適当な機会を出願人に与えることなく、その出願を拒絶してはならないこと、本法に基づく登録官の如何なる決定に起因しても、その決定の通知が登録官から出された日から2月以内、又はその2月の満了の前後を問わず、裁判所が許可する延長期間内に連邦裁判所に対して提起することができることが規定されている。

商標法第37条 <出願が拒絶される場合>（旧法1（2008年12月31日）第37条、旧法11（2018年12月30日）第37条）

(略)

(2) 登録官は、出願に対する自己の異議及びその異議の理由を最初に出願人へ通知せずに、その異議に応答する適当な機会を出願人に与えることなく、その出願を拒絶してはならない。

(以下、略)

商標法第56条 <上訴> (旧法1 (2008年12月31日) 第56条、旧法11 (2018年12月30日) 第56条)

(1) 上訴は、本法に基づく登録官の如何なる決定に起因しても、その決定の通知が登録官から出された日から2月以内、又はその2月の満了の前後を問わず、裁判所が許可する延長期間内に連邦裁判所に対して提起することができる。

(以下、略)

(c)

商標登録出願の公告後2月以内に、何人も登録官に対して、異議申立書を提出することができること、登録官は、所定の手数料を納付する者の書面による請求に応じて又は自身の主導により、登録に指定されるすべての商品若しくはサービス又は通知で指定されるものについて、商標が通知の日付の直前の3年の期間にカナダで使用されていたか否か、不使用の場合は、最後に使用された日付及びその日付以降当該使用がなかった理由を示す宣誓供述書又は法定宣言書を3月以内に提出することを登録所有者に要請することを通知することが規定されている。

商標法第38条 <異議申立書> (旧法1 (2008年12月31日) 第38条、旧法11 (2018年12月30日) 第38条)

(1) 商標登録出願の公告後2月以内に、何人も、所定の手数料を納付した上で、登録官に対して異議申立書を提出することができる。

(以下、略)

商標法第45条 <登録官は使用者の証拠提出を請求することができる> (旧法1 (2008年12月31日) 第45条、旧法11 (2018年12月30日) 第45条)

(1) 商標が登録された日から開始して3年後、登録官が別段の正当な理由を認めない限り、登録官は、所定の手数料を納付する者の書面による請求に応じて又は自身の主導により、登録に指定されるすべての商品若しくはサービス又は通知で指定されるものについて、商標が通知の日付の直前の3年の期間にカナダで使用されていたか否か、不使用の場合は、最後に使用された日付及びその日付以降当該使用がなかった理由を示す宣誓供述書又は法定宣言書を3月以内に提出することを登録所有者に要請することを商標の登録所有者に通知する。

(以下、略)

(d)

異議申立人及び出願人の証拠及び説明を検討した後、登録官は異議申立を却下するか、又は、出願に指定された1以上の商品又はサービスに関して出願を拒絶しその他に関して異議申立を却下し、その決定及びその理由を当事者に通知すること、不使用を理由に商標登録を抹消又は補正すべきか否かについて登録官が決定に至ったときは、登録官は、その商標の登録所有者及び取り消し請求した者に対し、その決定をその理由と共に通知しなければ

ばならないことが規定されている。

商標法第38条 <異議申立書> (旧法1 (2008年12月31日) 第38条、旧法11 (2018年12月30日) 第38条)

(略)

(12) 異議申立人及び出願人の証拠及び説明を検討した後、登録官は、出願を拒絶し、異議申立を却下し、又は出願に指定された1以上の商品又はサービスに関して出願を拒絶し、及びその他に関して異議申立を却下するものとする。登録官は、決定及びその理由を当事者に通知するものとする。

商標法第45条 <登録官は使用者の証拠提出を請求することができる> (旧法1 (2008年12月31日) 第45条、旧法11 (2018年12月30日) 第45条)

(略)

(4) 商標登録を抹消又は補正すべきか否かについて登録官が決定に至ったときは、登録官は、その商標の登録所有者及び(1)にいう通知を請求した者に対し、その決定をその理由と共に、通知しなければならない。

(以下、略)

【豪州】

(a)

登録官が、出願が法律又は本規則に従ってされていないこと又は出願には法律第4部第2節に基づく拒絶理由が存在していることを合理的に信じる場合は、出願人に対し、その所信を報告しなければならない、と規定されている。

商標法第31条 <登録官による出願についての審査及び報告> (旧法1 (2010年2月24日) 第31条、旧法17 (2018年8月25日) 第31条)

登録官は規則に従い、次の事項に関して審査し報告しなければならない。

(a) 出願が本法に従って行われているか否か。

(b) 本法に基づく拒絶理由が存在するか否か。

商標規則第4.8条 <出願審査－出願人への報告> (旧規則1 (2009年12月12日) 第4.8条、旧規則15 (2018年10月17日) 第4.8条)

(1) (審査及び報告について規定している) 法律第31条の適用上、登録官が出願審査において、次の事項を合理的に信じる場合は、登録官は、出願人に対し、その所信を報告しなければならない。

(a) 出願が法律又は本規則に従ってされていないこと、又は

(b) 出願には法律第4部第2節に基づく拒絶理由が存在していること

(以下、略)

(b)

出願人は、登録官の出願審査の報告に対し書面をもって応答することができること、登録官による出願を拒絶する決定に対して、連邦裁判所又は連邦巡回・家庭裁判所 (第2部)

に上訴することができることが規定されている。

商標規則第4.9条 <審査一報告に対する出願人の応答> (旧規則1 (2009年12月12日) 第4.9条、旧規則15 (2018年10月17日) 第4.9条)

- (1) 出願人は、規則4.8に基づく登録官の報告に対し書面をもって応答することができる。
 - (2) その応答には、次の内容を含めることができる。
 - (a) 報告書に示されている登録官の所信に反論すること
 - (b) 報告書に記載されている他の事項に反論すること
 - (c) 出願を裏付ける追加の書類又は証拠を提出すること、及び
 - (d) その出願が、法律に従って補正されるよう要求すること
- (以下、略)

商標法第35条<上訴> (旧法1 (2010年2月24日) 第35条、旧法17 (2018年8月25日) 第35条)
出願人は、登録官による次の決定に対して、連邦裁判所又は連邦巡回・家庭裁判所 (第2部) に上訴することができる。

- (a) その出願を条件又は制限を付して受理する決定、又は、
- (b) その出願を拒絶する決定。

(c)

何人も、異議申立書を提出することにより、商標登録出願、商標登録に対して異議を唱えることができること、登録商標が不使用の場合、何人も、登録されているか又は登録を受けることができる商標を登録簿から削除するよう登録官に申請することができることが規定されている。

商標法第52条 <異議申立> (旧法1 (2010年2月24日) 第52条、旧法17 (2018年8月25日) 第52条)

- (1) 登録官が商標登録出願を受理した場合は、何人も、異議申立書を提出することにより、その登録に異議を唱えることができる。
- (以下、略)

商標法第57条 <拒絶理由と同じ理由に基づいて、登録に対して異議申立をすることができる> (旧法1 (2010年2月24日) 第57条、旧法17 (2018年8月25日) 第57条)

商標登録に対しては、その商標を視覚的に表示することができないという理由を除き、本法に基づいて、商標登録出願を拒絶することができる理由の何れかにより、異議申立をすることができる。

商標法第92条 <登録簿からの商標の抹消を求める申請等> (旧法1 (2010年2月24日) 第92条、旧法17 (2018年8月25日) 第92条)

- (1) 第3項に従うことを条件として、何人も、登録されているか又は登録を受けることができる商標を登録簿から削除するよう登録官に申請することができる。
- (略)
- (3) 商標に関する訴訟が所定の裁判所に係属している場合には、登録官に対して、第1項に

基づく申請を行うことはできないが、裁判所に対し、商標を登録簿から抹消することを登録官に指示する命令を出すよう申請することができる。

(4) 第1項又は第3項に基づく申請（不使用申請）は、次の理由の一方又は両方を根拠とすることができるが、それ以外の理由を根拠とすることはできない。

（以下、略）

(d)

登録官の異議申立及び商標登録取消の決定は、当事者に通知しなければならないと規定されている。

商標規則第5.1条 <第5部の内容>（旧規則8（2013年4月15日）第5.1条：改正、旧規則15（2018年10月17日）第5.1条）

本部では、以下の事項に関する要件を規定している。

- (a) 異議申立通知および関連書類の提出
- (b) 提出書類の訂正
- (c) 異議申立の却下
- (d) 異議申立の冷却期間
- (e) 異議申立の審理
- (f) 関連事項

商標規則第5.4条 <通知および陳述の機会>（旧規則8（2013年4月15日）第5.4条：改正、旧規則15（2018年10月17日）第5.4条）

（略）

(4) 登録官は当事者に決定を通知しなければならない。

商標規則第9.1条 <第9部の内容>（旧規則8（2013年4月15日）第9.1条：改正、旧規則15（2018年10月17日）第9.1条）

本部では、以下の事項に関する要件を規定している。

- (a) 取消申請の作成および通知
- (b) 異議申立通知および関連書類の提出、
- (c) 提出書類の修正、
- (d) 異議申立の却下、
- (e) 異議申立の審理、
- (f) 関連事項。

商標規則第9.4条 <通知および陳述の機会>（旧規則8（2013年4月15日）第9.4条：改正、旧規則15（2018年10月17日）第9.4条）

（略）

(4) 登録官は当事者に登録官の決定を通知しなければならない。

(7) 電子的な商標のシステム：(CPTPP 第18・24条)

CPTPPでは、電子的に出願、及び維持するためのシステム、及び、商標出願及び登録された商標に関する公に利用可能な電子的な情報システムの提供について規定する。(CPTPP 第18・24条)

第18・24条 電子的な商標のシステム

各締約国は、次に掲げるシステムを提供する。

(a)商標を電子的に出願し、及び維持するためのシステム

(b)商標出願及び登録された商標に関する公に利用可能な電子的な情報システム（オンラインのデータベースを含む。）

【メキシコ】

電子媒体での出願を行うことができ、産業財産庁は、ファイルを保管する電子システムを利用することができる。メキシコ産業財産庁の公報ウェブサイトには、商標閲覧システムがある³⁵⁵。

産業財産規則第5条の2：改正

出願または申請は、産業財産庁に直接、または省に機関もしくは副機関にいずれに対しても提出することができる。同様に、それらの出願又は申請は、受領確認を伴う書留郵便、宅配便、小包配達、その他同等便、またはこの目的を達成するために産業財産庁長官によって発せられた決定に従う電子通信媒体によって提出することができる。

産業財産規則第21条：改正（デジタル化の追加）

産業財産庁は、ファイル中の書類の保管、閲覧、および認証謄本の発行を促進するために、ファイル中での書類の保管、複写及び保存を可能にするデジタル化、光ディスク、データ又は電子記憶媒体への記録等を含む、既知又は未知のいかなる様式または物質的サポートをも利用することができる。

【カナダ】

登録官に提出される書類、情報又は手数料は、登録官が指定する電子的形式及び電子的手段で提出することができ、登録官は電子的手段を使用して、書類を保管、公告等を行うことができる。また、カナダ政府のウェブサイトには、商標閲覧システムがある³⁵⁶。

商標法第64条 <電子的形式及び手段>（旧法12（2019年6月17日）第64条：改正）

(1) 規則に従うことを条件として、本法に基づき登録官に提出される書類、情報又は手数料は、登録官が指定する電子的形式及び電子的手段で提出することができる。

<収集、保管など>

(2) 規則に従うことを条件として、登録官は電子的手段を使用して、書類又は情報を、作成、収集、受領、保管、転送、配布、公告、認証、又はその他の方法で処理することができる。

³⁵⁵ SIGA (Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial ウェブサイト)

<https://siga.impi.gob.mx/>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³⁵⁶ Canadian Trademarks Database (Government of Canada ウェブサイト)

<https://ised-isde.canada.ca/cipo/trademark-search/srch/>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

<定義>

(3) 本条では、形式又は手段に関して、「電子的」には、光学的、磁氣的及び他の類似の形式又は手段が含まれる。

【豪州】

商標に関連する文書を電子的手段で提出できることが規定されており、登録簿はコンピュータで管理されること、登録簿の閲覧はコンピュータによってアクセスできることが規定されている。IP Australiaのウェブサイトには、商標検索システムがある³⁵⁷。

商標法第213条 <文書の提出> (旧法18 (2019年2月24日) 第213条：改正)

この法律の適用上、文書は、第213A条(1)に定められた手段によって、商標局に提出することができる。

商標法第213A条 <書類の提出についての承認手段> (旧法18 (2019年2月24日) 第213A条：改正)

(1) 第213条の適用上、登録官は、文書を商標庁に提出するための1以上の手段を、書面により、判断することができる。

(2) その手段は、電子的手段又はその他のいかなる手段でもあり得る。

(以下、略)

商標法第217A条 <公衆の閲覧に供する商標に関する所定の書類> (旧法1 (2010年2月24日) 第217A条、旧法17 (2018年8月25日) 第217A条)

(1) 登録官は、商標の登録出願に関連する書類が商標局に保管されている間は、第30条に基づき公告された時以降に、商標に関する所定の文書を公衆の閲覧に供することができるようにしなければならない。

(以下、略)

商標法第208条 <登録簿はコンピュータで保管することができる> (旧法1 (2010年2月24日) 第208条、旧法17 (2018年8月25日) 第208条)

(1) 登録簿の全部または一部は、コンピュータを使用して維持管理することができる。

(2) 登録簿を保存する目的でコンピュータを使用して作成された特定事項またはその他の事項の記録は、登録簿への記載とみなされる。

商標法第209条 <登録簿の閲覧> (旧法1 (2010年2月24日) 第209条、旧法17 (2018年8月25日) 第209条)

(1) 登録簿は、商標局の就業時間中、何人も商標局で閲覧できるようにしなければならない。

(2) 登録簿又は登録簿の一部がコンピュータを使用して維持管理されている場合、登録簿又は登録簿の当該部分を閲覧しようとする者が、登録簿又は登録簿の当該部分に記録され

³⁵⁷ Australian Trademarks Search (Australian Government, IP Australia ウェブサイト)
<https://search.ipaustralia.gov.au/trademarks/search/quick> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

ている明細書その他の事項を画面上で読み、又は印刷された写しを入手することができコンピュータ端末にアクセスすることができるならば、第1項を満たす。

（８）物品及びサービスの分類：（CPTPP 第18・25条）

CPTPPでは、商標の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に適合する商標の分類に関する制度を採用、又は維持することを規定する。また、登録及び出願の公告については、ニース分類によって定める類に従って類別された物品及びサービスの名称を表示すること、物品又はサービスについては、ニース分類の同一の類に分類されているという理由によっては互いに類似又は非類似であると認めることができないことが規定されている。（CPTPP 第18・25条）

第18・25条 物品及びサービスの分類

各締約国は、1957年6月15日にニースで作成され、その後改正され、及び修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定（以下この条において「ニース分類」という。）に適合する商標の分類に関する制度を採用し、又は維持する。各締約国は、次のことを定める。

(a)登録及び出願の公告については、ニース分類によって定める類に従って類別された物品及びサービスの名称を表示すること（注）。

注 ニース分類の翻訳を利用する締約国は、公定訳文が発行され、及び出版されている範囲内で、ニース分類の最新のものに従う。

(b)物品又はサービスについては、登録又は公告においてニース分類の同一の類に分類されているという理由によっては互いに類似するものと認めることができないこと及び登録又は公告においてニース分類の異なる類に分類されているという理由によっては互いに類似するものではないと認めることができないこと。

【メキシコ】

商品及びサービスについては、官報で公示されている商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づく分類一覧に従って分類され、商標の商品及びサービスはその分類に従って登録されると規定されている。現地法律事務所によれば、商標の物品又はサービスについて、ニース分類の同一の類に分類されているという理由によって、互いに類似又は非類似であると認めることができないことに関する協定がある³⁵⁸。

産業財産規則第59条（旧規則1（2011年6月10日）第59条）

法第93条*にいう商品及び役務の分類は、ニース協定に基づき制定され、標章登録のための有効な商品及び役務の国際分類である。産業財産庁は、各分類に含まれる商品及びサービスの分類を明示したそのアルファベット順の一覧を、各商品又は役務が該当する分類の表示とともに公報に掲載する。分類のアルファベット順の一覧に含まれる商品又はサービスは、類型とみなす。それぞれの分類における商品及びサービスは、その分類を網羅するものではない。産業財産権庁は、この分類の解釈及び適用に関する基準を定める。

³⁵⁸ Agreement by which the Criteria for Interpretation and Application of the Classification of the Nice Agreement for the Registration of Trademarks for the filing and Examination of Applications for Distinctive Signs before the Mexican Institute of Industrial Property

産業財産法第176条*（旧法1（2010年6月29日）第93条、旧法5（2018年5月18日）第93条）
商標は、本法に基づく規則に規定される分類に従い、特定の商品又はサービスに関して登録される。ある商品又はサービスの分類は、最終的には本庁によって定められる。

*産業財産権規則には法第93条と記載されているが、制定当時（2016年）に有効であった旧産業財産法第93条に対応する規定は、現行の産業財産法では第176条である。

【カナダ】

商品及びサービスについては、ニース分類の類に従ってグループ化された、登録商標に付与されている商品又はサービスの名称が、登録簿に登録され、現地法律事務所によれば、商標登録出願の商品又はサービスの陳述において、ニース分類の類に従ってグループ化され、各グループの前には、その商品又はサービスのグループが属するニース分類の分類番号が先立ち、各グループはニース分類の分類順に提示されると規定されている。

また、同一地域内の両方の商標の使用が、それらの商標に関連する商品又はサービスが同一人により製造される等と推定される虞がある場合は、その商品又はサービスが同一の一般分類に属するか又はニース分類の同一の類に掲載されているか否かを問わず、他の商標との混同を生じさせる、と規定されている。

商標法第26条 <登録簿>（旧法12（2019年6月17日）第26条：改正（第2項(e.1)の規定追加））

(1) 登録官の管理の下、各登録商標に関する、商標及び移転、権利の部分放棄、補正、判決並びに命令の登録簿を備えなければならない。

<開示すべき情報>

(2) 登録簿には、各登録商標に関して次を開示しなければならない。

（略）

(e.1) ニース分類の類に従ってグループ化された、登録商標に付与されている商品又はサービスの名称。各グループの前にはそのグループの商品又はサービスが属するニース分類の分類番号が先立ち、各グループはニース分類の分類順に提示され、及び（以下、略）

商標法第30条 <出願の要件>（旧法12（2019年6月17日）第30条：改正（第2項(a)、第3項の規定追加））

（略）

(2) 商標登録出願人は、次のものを含む出願を、登録官に提出しなければならない。

(a) 標章が付随的に使用され又は使用される予定がある特定の商品又はサービスの通常の商用用語での陳述

（略）

(3) (2)(a)にいう商品又はサービスは、ニース分類の類に従ってグループ化され、各グループの前には、その商品又はサービスのグループが属するニース分類の分類番号が先立ち、各グループはニース分類の分類順に提示される。

（以下、略）

商標法第6条 <標章又は名称が混同を生じる場合>（旧法12（2019年6月17日）第6条：改正（第2項を修正））

（略）

(2) 商標の使用は、同一地域内の両方の商標の使用が、それらの商標に関連する商品又はサービスが同一人により製造され、販売され、賃貸され、賃借され、若しくは提供されていると推定されるに至る虞がある場合は、その商品又はサービスが同一の一般分類に属するか又はニース分類の同一の類に掲載されているか否かを問わず、他の商標との混同を生じさせる。

（以下、略）

【豪州】

商品及びサービスについては、商品及びサービスが商標規則に記載される別表1に記載される類に分類され、それらはニース分類を反映させるために随時修正される³⁵⁹。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

豪州では、ニース分類に基づく同一区分の商品またはサービスは、自動的に類似または非類似とみなされるわけではない。1995年商標法および関連判例法では、商品またはサービスの類似性は、分類のみではなく、その性質、用途、取引経路に基づいて決定されると強調されている。

1995年商標法第14条では、商品が同一または同様の記載である場合、他の商品と類似していると定義している。サービスについても同様である。Energy Beverages LLC v. Cantarella Bros Pty Ltd [2023] FCAFC 44の判例において、裁判所は、商品とサービスの分類は主に管理上の便宜のためであり、登録の範囲を決定する上で決定的なものではないとした。裁判所は、商品やサービスの性質、特徴、取引経路の方がより重要な要素であると強調した。豪州のアプローチは、分類よりも商品またはサービスの実際の性質と使用に焦点を当てることで、CPTPPの第18条25項と整合している。これは、商標の保護が消費者間の混同の可能性に基づくことを保証するものであり、より実際的で公正なアプローチである。

商標規則第3.1条 <商品およびサービスの分類>（旧規則1（2009年12月12日）第3.1条、旧規則15（2018年10月17日）第3.1条）

(1)法第19条第3項(商品およびサービスの分類を規定している)の適用上、

(a)商品が別表1第1部第2欄に記載する商品の類に分類されていること、また、
(b)サービスは、別表1の第2部第2欄に記載するサービスの類に分類されていること。

(2)別表1に記載されている商品またはサービスの各類には、次のものがある。

(a)別表1第1部又は第2部の第1欄に掲げる当該種類の品目番号に対応する類番号

(b)別表1第1部又は第2部の第2欄にあるその類の説明に対応する類の見出し。

Trade Marks Manual of Practice and Procedure

14.2. The classification system

2.1 The classes

³⁵⁹ Trade Marks Manual of Practice and Procedure, 14.2. The classification system（Australian Government, IP Australia ウェブサイト）

<https://manuals.ipaustralia.gov.au/trademark/2.-the-classification-system>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

2.1.1

物品は物品のクラスとサービスのクラスに分けられる。クラスと見出しは、1995年商標規則の別表1に記載されている。この別表は、ニース分類の新版を反映して随時改訂されている（別表A1を参照）。分類の詳細は、世界知的所有権機関（WIPO）が発行する国際商品・サービス分類に記載されている³⁶⁰。

商標法第14条 <類似商品および類似サービスの定義>（旧法1（2010年2月24日）第14条、旧法17（2018年8月25日）第14条）

- (1) 本法の目的上、次の場合は、ある商品は他の商品と類似する。
 - (a) 他の商品と同一である場合、または
 - (b) 他の商品と同種である場合。
- (2) 本法の目的上、次の場合は、サービスが他のサービスと類似する。
 - (a) 他のサービスと同一である場合、または
 - (b) 他のサービスと同種である場合。

（9）商標の保護期間：（CPTPP 第18・26条）

CPTPPでは、「商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間を少なくとも10年とすることを定める」と規定されている。（CPTPP 第18・26条）

第18・26条 商標の保護期間

各締約国は、商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間を少なくとも10年とすることを定める。

【メキシコ】

商標登録の存続期間は出願日から10年とし、同一の存続期間で何回も更新することができる、と規定されている。

産業財産法第178条（旧法1（2010年6月29日）第95条、旧法5（2018年5月18日）第95条）

商標登録の存続期間は登録日から10年までとし、同一の存続期間で何回も更新することができる。

（以下、略）

【カナダ】

商標登録は、登録日から開始して最初の10年間、また、更新ごとに所定の更新料を所定の期間内に納付すればその後の10年ごとの更新期間、登録簿に登録される、と規定されている。

商標法第46条 <存続期間>

(1) 商標登録は、本法のその他の規定に従うことを条件として、登録日から開始して最初の

³⁶⁰ Trade Marks Manual of Practice and Procedure, 14.2. The classification system（Australian Government, IP Australia ウェブサイト）

<https://manuals.ipaustralia.gov.au/trademark/2.-the-classification-system>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

10年間、また、更新ごとに所定の更新料を所定の期間内に納付すればその後の10年ごとの更新期間、登録簿に登録される。

(以下、略)

旧法11（2018年12月30日）商標法第46条 <更新>

(1) この法律により登録された商標の登録は、登録又は最後の更新の日から15年以内に更新される。

(以下、略)

旧法1（2008年12月31日）商標法第46条 <期間>

(1) 本法の他の規定に従うことを条件として、商標登録は、登録日から10年間の当初期間について、また、更新の都度、所定の更新料が所定の期間内に支払われる場合には、その後10年間の更新期間について、登録簿に登録される。

(以下、略)

【豪州】

商標の登録は、出願日から10年間後に満了し、請求により更に10年間登録が更新されることが規定されている。

商標法第72条 <登録日および登録の存続期間>（旧法1（2010年2月24日）第72条、旧法17（2018年8月25日）第72条）

(略)

(3) 商標の登録は、途中で取り消されるか、又は途中で登録簿から削除されない限り、その登録出願に関する出願日から10年後に満了する。

商標法第77条 <登録満了前の更新>（旧法1（2010年2月24日）第77条、旧法17（2018年8月25日）第77条）

(1) 商標の登録更新の請求が第75条に従って行われた場合、登録官は、更新されなければ商標の登録が満了する日から10年間について、その登録を更新しなければならない。

(以下、略)

(10) 使用権を記録しないこと：(CPTPP 第18・27条)

CPTPPでは、使用権の記録が、当該使用権が有効なものであることを確定することを目的とする場合、又は、使用権の記録を、商標についての権利の取得、維持又は行使に関する手続において使用権者による商標の使用を名義人による使用とみなすための条件とする場合には、使用権の記録を要求することができないと規定されている。（CPTPP 第18・27条）

第18・27条 使用権を記録しないこと

いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、使用権の記録を要求することができない。

(a) 当該使用権の記録が、当該使用権が有効なものであることを確定することを目的とす

る場合

(b) 当該使用権の記録を、商標についての権利の取得、維持又は行使に関する手続において使用権者による商標の使用を名義人による使用とみなすための条件とする場合

【メキシコ】

現地法律事務所によれば、CPTPP第18.27条(a)、(b)の状況において、メキシコでは使用権の記録を要求していない。以前は必要だったが、それはライセンスの有効性のためではなく、知的財産権行使のための法的地位のためであった。

【カナダ】

現地法律事務所によれば、カナダは、商標ライセンスの有効性を立証するために商標ライセンスを記録することを義務付けておらず、義務付けたこともない。また、商標の取得、維持、行使に関連する手続において、ライセンシーによる商標の使用が保有者による使用とみなされるための条件としても義務付けておらず、義務付けたこともない。

【豪州】

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

豪州は、CPTPP 協定第18.27条(a)および(b)に記載されている状況では、使用記録を義務付けていない。つまり、商標権者は、権利の記録による管理負担なしに、他者に商標の使用を許可する柔軟性を有している。

豪州では、CPTPP協定第18.27条(a)および(b)に基づき、使用権の記録が要求された具体的な記録はない。現在の慣行は、形式的な記録要件よりも商標の実際的な使用と執行を優先する豪州の商標法の一般原則に沿ったものである。

4. 特許に関する規定の履行状況

(1) 特許を受けることができる対象事項：(CPTPP 第 18・37 条)

CPTPPでは、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある全ての技術分野の発明について特許を受けることができる発明と規定されている。(CPTPP第18・37条第1項)

既知化合物の新規用途・新規方法についても特許が与えられる規定がある(ただし、凍結条項)。(CPTPP第18・37条第2項)

微生物以外の植物を特許の対象から除外することができるが、少なくとも植物に由来する発明について特許が与えられることを確認する規定がある(「少なくとも」以下の確認規定は、凍結条項)。(CPTPP第18・37条第4項)

第18・37条 特許を受けることができる対象事項

1 各締約国は、3及び4の規定に従うことを条件として、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性(注)のある全ての技術分野の発明(物であるか方法であるかを問わない。)について特許を取得することができるようにする。

注この節の規定の適用上、締約国は、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」の用語を、

それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するものとみなすことができる。各締約国は、進歩性又は自明のものではないことに関する判断に当たり、請求の範囲に記載されている発明が、当該技術分野の専門家又は当該技術分野における通常の技能を有する者にとって先行技術からみて自明のものであったかどうかを検討する。

2 (凍結：各締約国は、3及び4の規定に従うことを条件として、かつ、1の規定に適合する方法で、少なくとも既知の物の新たな用途又は既知の物を使用する新たな方法のうちいずれかとして請求の範囲に記載されている発明について特許が与えられることを確認する。締約国は、当該新たな方法について、当該物の用途自体を請求の範囲に記載していないものに限定することができる。)

3 締約国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること（人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し、又は自然若しくは環境に対する重大な損害を回避することを含む。）を目的として、商業的な実施を自国の領域において防止する必要がある発明の特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に当該締約国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われるものでないことを条件とする。締約国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

(a)人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法

(b)微生物以外の動物並びに非生物学的な方法及び微生物学的な方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法

4 締約国は、また、微生物以外の植物の特許の対象から除外することができる。（凍結：もっとも、各締約国は、1の規定に適合する方法で、かつ、3の規定に従うことを条件として、少なくとも植物に由来する発明について特許が与えられることを確認する。）

【メキシコ】

CPTPP第18・37条第1項：

特許要件として新規性、進歩性及び産業上の利用可能性が規定されている。

産業財産法第48条：改正

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある発明は、本法に基づいて、特許を受けることができる。

旧法5（2018年5月18日）第16条（旧法1（2010年6月29日）第16条）

発明は、新規であり、進歩性があり、かつ産業上の利用が可能である場合には、以下の場合を除き、この法律の規定に基づいて特許を受けることができる。

- (1) 植物および動物の生産、繁殖および増殖のための本質的に生物学的なプロセス；
- (2) 自然界に存在する生物学的および遺伝学的物質；
- (3) 動物の品種
- (4) 人体および人体を構成する生体部分
- (5) 植物の品種

CPTPP第18・37条第2項（凍結条項）：

先行技術に含まれる物質、化合物又は組成物は、その使用が新しいものである限り、特

許性は除外されない、と規定されている。CPTPP加入を契機に改正された。旧法5以前においては、既知の物質等の用途は、原則的に発明として認められなかった。

産業財産法第45条：改正

本節の適用上、次の各号と解される。

(1) 「新規性」とは、先行技術中にないものすべてである。先行技術に含まれる物質、化合物又は組成物は、その使用が新しいものである限り、特許性は除外されない。

(以下、略)

旧法5（2018年5月18日）第19条（旧法1（2010年6月29日）第19条）

次に掲げるものは、本法における発明とはみなされない：

(1) ～(7)（略）

(8) 公知の発明品または公知の製品の混合物の並置、用途、形状、寸法または材料の変更。ただし、現実には、当業者には自明でない産業上の結果または用途を得るために、それらが別々に機能しないような方法での組合せまたは融合の問題であるか、またはそれらの特徴的な品質または機能が変更される場合を除く。

CPTPP第18・37条第3項（義務規定ではない）：

公序良俗に反する発明は特許発明から除外されている。単に当該締約国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として除外する規定は見当たらない。なお、現地法律事務所によれば、産業財産法第12条は、違法とみなされる実施を意味するものではなく、特許付与のために適用されるものである。

産業財産法第12条（旧法1（2010年6月29日改正）第4条、旧法5（2018年5月18日）第4条）

その内容が公序良俗に反する場合又はその方式が法の規定に違反する場合は、本法の適用を受ける個人又は法人に対し、特許、登録又は認可の何れも付与されず、また公報での公告も認められない。

CPTPP第18・37条第4項（義務規定部分は凍結条項）：

植物品種自体は特許発明から除外されているが、現行の産業財産法においては「自然環境から隔離され、技術的手順を通じて得られた生物学的材料は、それが以前より自然界に既に存在していたとしても、特許性を有する発明の対象となる可能性がある。」と規定されている。

産業財産法第49条：改正

次に掲げるものは、特許性を有さない。

(1) 商業的实施が公序に反し又は何らかの法規定に抵触する発明(人間、動物若しくは植物の健康若しくは寿命を保護するため又は環境への深刻な被害を回避するために、実施を禁止する必要がある発明を含む)。詳細には、

(a) ヒトのクローン化の手順及びそれらの産物

(b) ヒトの生殖細胞系列の遺伝子的同一性を改変する手順及びその産物であって、ヒトを創り出す可能性を暗示する場合のもの

(c) 工業的又は商業的目的でのヒトの胚の使用、又は

(d) 動物の遺伝子的同一性を改変する手順(ヒト又は動物に対して実質的な医学的又は獣医学的実用性なしで苦痛を想定させるもの)及び当該手順の結果として産生される動物

(2) 微生物の場合を除く、植物品種及び動物品種

(3) 植物又は動物を得るための本質的に生物学的な手順及びそれらの手順の結果として産生される産物。前記のものは、対象が微生物学的手順若しくはその他の技術的手順又はそのような手順によって得られる産物である発明の特許性に影響を及ぼさない

(4) ヒト若しくは動物の身体の外科学処置又は治療処置の方法及びそれらに適用される診断方法、及び

(5) 構成及び発達の相違する段階における人体並びに全体的又は部分的な遺伝子配列を含む、その要素の単純な発見

自然環境から隔離され、技術的手順を通じて得られた生物学的材料は、それが以前より自然界に既に存在していたとしても、特許性を有する発明の対象となる可能性がある。

全体的若しくは部分的な塩基配列又はタンパク質配列の工業的応用は、特許出願において明示的に開示されなければならない。

旧法5（2018年5月18日）第16条（旧法1（2010年6月29日）第16条）

発明は、新規であり、進歩性があり、かつ産業上の利用が可能である場合には、以下の場合を除き、この法律の規定に基づいて特許を受けることができる。

(1) 植物および動物の生産、繁殖および増殖のための本質的に生物学的なプロセス；

(2) 自然界に存在する生物学的および遺伝学的物質；

(3) 動物の品種

(4) 人体および人体を構成する生体部分

(5) 植物の品種

【カナダ】

CPTPP第18・37条第1項：

発明は、新規かつ有用な技術、方法、機械、製造物若しくは合成物又は技術、方法、機械、製造物若しくは合成物の新規かつ有用な改良と規定され、特許要件として新規性及び非自明性が規定されている。

CPTPP第18・37条第2項（凍結条項）：

不特許事由として、「単なる科学的原理又は抽象的定理」が規定されているが、既知の物の新たな用途又は既知の物を使用する新たな方法を特許対象から排除する明確な規定はない。なお、カナダ特許審査基準（Manual of Patent Office Practice（MOPOP））には、「発明が既知の化合物の新規かつ自明でない使用に向けられている場合、この既知の化合物に対するクレームは、新規な使用のさらなる引用とともに許容される」ことが記載されている³⁶¹。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

³⁶¹ Manual of Patent Office Practice (MOPOP) Chapter 16.10.02 (C¥Government of Canada ウェブサイト)

https://manuels-manuals.opic-cipo.gc.ca/w/ic/MOPOP-en#!fragment/zoupio-_Toc112149496/BQCwhgziBcwMYgK4DsDWszlQewE4BUBTADwBdoAvbRABwEtsBaAfX2zgEYOAmDgFgCcgGwBKADTJspQhACKiOrgCe0AORrxEQmFwIFS1Rq069IAMp5SAIVUAlAKIAZBwDUAggDkAwg-GkwACNoUnZRUSA（最終アクセス日：2025年3月7日）。

特許庁実務マニュアルの規定、特許法及び特許規則の規定、並びに最高裁判所の判断は、全体を読めば、18.37条を遵守しているように見える。カナダ政府は、2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明で、CPTPP協定第18条を実施するためにカナダが取るべき措置はないとの立場をとっている。

CPTPP 第18・37条第3項（義務規定ではない）：

治療または手術の方法や動植物等の多細胞生物は特許発明から除外されているが、単に当該締約国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として除外する規定は見当たらない。

CPTPP 第18・37条第4項（義務規定部分は凍結条項）：

植物品種自体は特許発明から除外されているが、生体分子は法定事項として特許の対象である。

現地法律事務所のコメントは、以下の通りである。

特許庁実務マニュアルの規定、特許法及び特許規則の規定、並びに最高裁判所の判断は、全体を読めば、18.37条を遵守しているように見える。カナダ政府は、2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明で、CPTPP協定第18.37条を実施するためにカナダが取るべき措置はないとの立場をとっている³⁶²。

特許法第2条 <定義>（旧法1（2006年9月21日第2条、旧法8（2018年12月13日）第2条）
本法律において、別段の定めがない場合は、

（中略）

「発明」とは、新規かつ有用な技術、方法、機械、製造物若しくは合成物、又は技術、方法、機械、製造物若しくは合成物の新規かつ有用な改良をいう。

（以下、略）

特許法第28.2条 <クレームの主題が先に開示されてはならない>（旧法1（2006年9月21日第28.2条、旧法8（2018年12月13日）第28.2条）

(1) カナダ特許出願(以下「係属中の出願」と称する)におけるクレームで特定された主題は、次の開示がされていないことを要する。

(a) 出願日の直前の1年間よりも前、又はクレーム日が前記期間より前の場合は、出願人により又は出願人から直接的か間接的かを問わず知った者によりクレーム日より前に、カナダ又は他の場所において、その主題が公衆の利用に供される方法でされた開示

(b) クレーム日より前に、(a)に述べた者以外の者によりカナダ若しくは他の場所において、その主題が公衆の利用に供される方法でされた開示

（以下、略）

特許法第28.3条 <発明は自明であってはならない>（旧法1（2006年9月21日第28.3条、旧法8（2018年12月13日）第28.3条）

カナダ特許出願のクレームで特定された主題は、次の情報から見て、それが関連する技術又は科学分野の熟練者にとってクレーム日において自明でなかったものでなければならな

³⁶² Canada Gazette, Part I, Volume 154, Number 42: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership
<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

い。

(a) 出願日の直前の1年間よりも前、又はクレーム日が前記期間より前の場合は、出願人により又は出願人から直接的か間接的かを問わず知った者によりクレーム日より前にカナダ又は他の場所において、公衆の利用に供される方法で開示された情報、及び

(b) クレーム日より前に、(a)に述べる者以外の者により、カナダ又は他の場所において、公衆の利用に供される方法で開示された情報

特許法第27条 <長官は特許を付与することができる> (旧法1 (2006年9月21日第27条、旧法8 (2018年12月13日) 第27条)

(略)

<特許されないもの>

(8) 単なる科学的原理又は抽象的定理に対しては、特許は付与されないものとする。

カナダ特許審査基準 (Manual of Patent Office Practice (MOPOP)) ³⁶³には、以下のような規定がある。

・ 17.03.02 治療または手術の方法

生きている人間や動物に対する手術や治療の方法やプロセスは、特許法第2条に定められた発明の意味の範囲内にあるとは見なされない。

・ 17.03.03 高等生命体

カナダ最高裁判所は、高等生命体は、特許法第2条に規定されている発明の定義の範囲内で物質の製造または組成物ではないという理由で、特許性から除外されると判断した。

・ 23.02.01 高等生命体と下等生命体

特許法第2条の目的のために、生命体は法律の観点から、下等生命体(法定)と高等生命体(法定外)に分けられ、一般的には、その生命体が単細胞(下等)か多細胞(高等)かが区別される。下等生命体は、一般に、一斉に生産され(化合物の調製方法と類似性を持つ)、測定可能な量であれば任意の量が均一な特性と特性を持つほど大量に形成されるため、「製造」または「物質の組成物」のいずれかとして特許法第2条の範囲に入ると見なされる。

高等生命体は、特許法第2条の範囲に該当しない。

・ 23.02.03 生命体を生み出すプロセス

方法またはプロセスの特許性は、方法またはプロセスの製品が法定であるかどうかとは無関係である。したがって、高等生命体、臓器、または組織を生産するプロセスは、法定外の製品を生産するという理由で欠陥があるわけではない。

特に重要な考慮事項は、クレームされたプロセスに具体化された人間の介入の程度である。本質的に自然に従って発生し、人間の介入が著しくないプロセスは、特許性がない。

・ 23.02.04 バイオインフォマティクス

生体分子は化合物であり、核酸、ポリペプチド、タンパク質、ペプチドに対するクレームは、法定事項である。

³⁶³ Manual of Patent Office Practice (MOPOP) (C)Government of Canada ウェブサイト)

<https://manuels-manuals.opic-cipo.gc.ca/w/ic/MOPOP-en#!fragment/zoupio-Toc112149496/BQCwhgziBcwMYgK4DsDWszlQewE4BUBTADwBdoAvbRABwEtsBaAfX2zgEYOAmDgFgCcgGwBKADTJspQhACKiOrgCc0AORrxEQmFwIFS1Rq069IAMp5SAIVUAlAKIAZBwDUAggDkAwg-GkwACNoUnZRUSA> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

【豪州】

CPTPP 第18・37条第1項：

特許要件として新規性、進歩性及び産業上の利用可能性が規定されている。

特許法第18条 <特許を受けることができる発明>（旧法1（2007年3月27日）第18条、旧法7（2018年8月25日）第18条）

<標準特許としての特許を受けることができる発明>

(1)(2)に従うことを条件として、発明は、請求の範囲に記載されている限りにおいて、標準特許の目的上特許可能な発明である：

(a) 独占禁止法第6条にいう製造方法であり、かつ

(b) 当該請求項の優先日前に存在した先行技術基準と比較した場合：

(i) 新規性があり

(ii) 進歩性があること。

(c) 有用であり

(d) 特許権者若しくは指名された者又は特許権者若しくは指名された者の権原における前任者によって、若しくは、特許権者若しくは指名された者のために、又は、特許権者若しくは指名された者の権限によって、当該請求項の優先日前に特許分野において秘密に使用されていなかったこと。

CPTPP 第18・37条第2項（凍結条項）：

既知の物の新たな用途又は既知の物を使用する新たな方法を特許対象から排除する明確な規定はない。豪州特許審査基準（Patent Manual of Practice and Procedure）には、判例法により、「既知の物質の新たな用途は、その使用がこれまで知られていなかった特性を利用することを条件に、特許性を有する。」ことが記載されている³⁶⁴。

CPTPP 第18・37条第3項（義務規定ではない）：

不特許事由として、「ヒトおよびその生成のための生物学的プロセス」が規定されている。豪州特許審査基準（Patent Manual of Practice and Procedure）には、判例法により、「特許法第18条第2項の正しい解釈は、受精卵を生成する過程（またはそれに相当する実体を生じさせる他の過程）から出生の時点まで、ヒトが生成過程にあると認識することによって確認される。」「“人間”の禁止は、受精卵とそれに続くすべての存在を含め、人間の地位を合理的に主張する可能性のあるあらゆる存在の特許の禁止である。」「『生物学的プロセス（ヒトの生成のための）』の禁止は、受精から出産までに適用されるすべての生物学的プロセスを、そのプロセスが本当にヒトの生成に直接関係するものである限り、明らかにカバーする。」と記載されている³⁶⁵。

豪州特許審査基準（Patent Manual of Practice and Procedure）には、判例法により、「人体

³⁶⁴ Patent Manual of Practice and Procedure 5.6.8.17 New Uses (Australian Government IP Australia ウェブサイト) <https://manuals.ipaustralia.gov.au/patent/5.6.8.17-new-uses>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³⁶⁵ Patent Manual of Practice and Procedure 5.6.8.14 Human Beings and Biological Processes for Their Generation (Australian Government IP Australia ウェブサイト) <https://manuals.ipaustralia.gov.au/patent/5.6.8.14-human-beings-and-biological-processes-for-their-generation>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

の医療処置のための方法（またはプロセス）は、製造方法であり、したがって、特許法第18条第1項(a)の意味における特許可能な発明となり得る。」ことが記載されている³⁶⁶。

CPTPP 第18・37条第4項（義務規定部分は凍結条項）：

ヒトおよびその生成のための生物学的プロセスは、特許対象から外れているが、豪州特許審査基準には、微生物は実務上特許対象となる可能性があること、自然界に存在する微生物の生物学的に純粋な培養物が特許対象であることが記載されている。

特許法第18条 <特許を受けることができる発明>（旧法1（2007年3月27日）第18条、旧法7（2018年8月25日）第18条）

<標準特許としての特許を受けることができる発明>

（略）

(2) ヒトおよびその生成のための生物学的プロセスは、特許発明ではない。

（以下、略）

農業と園芸に関する豪州特許審査基準（Patent Manual of Practice and Procedure）には、以下のように記載されている³⁶⁷。

「判例法により、「農業および園芸のプロセスは、他の「伝統的原則」により除外されない限り、特許可能であり、特許が認められるその他の農業・園芸プロセスには、以下のようなものがある：

イネ科植物の雄性配偶子が成熟するのを防ぐこと；

植物の雄の葯を殺菌すること；

植物を磁場やその他の力場にさらすことによる遺伝的変異の生成；

組織培養技術によるパイナップル植物の無性増殖；

遺伝子選択による雄性不稔トウモロコシの生産。」

「Ranks Hovis McDougall Ltdの出願 [1976] AOJP 3915の判決を考慮すると、新しい植物または動物（天然に存在するものでない場合）は、以下を満たす場合、製造方法と見なされる。

- ・人間の技術的介入を伴うこと、および
- ・経済活動に役立つこと。」

微生物に関する発明については、豪州特許審査基準（Patent Manual of Practice and Procedure）には、以下の記載がある³⁶⁸。

「一般的に、クレームの対象が遺伝情報ではなく生物である場合、人間の技術的介入によ

³⁶⁶ Patent Manual of Practice and Procedure 5.6.8.13 Treatment of Human Beings (Australian Government IP Australia ウェブサイト)

<https://manuals.ipaustralia.gov.au/patent/5.6.8.13-treatment-of-human-beings>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³⁶⁷ Patent Manual of Practice and Procedure 5.6.8.15 Agriculture and Horticulture (Australian Government IP Australia ウェブサイト)

<https://manuals.ipaustralia.gov.au/patent/5.6.8.15-agriculture-and-horticulture>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³⁶⁸ Patent Manual of Practice and Procedure 5.6.8.12 Micro-Organisms and Other Life Forms (Australian Government IP Australia ウェブサイト)

<https://manuals.ipaustralia.gov.au/patent/5.6.8.12-micro-organisms-and-other-life-forms>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

り自然界では起こりえない人工的な状態が生じた場合（すなわち、物質が「作られた」場合）、その生物は特許可能である可能性がある。

実務上は、自然界に存在する微生物の分離および培養は技術的介入の要件を満たすものとされている。また、自然界に存在する微生物の生物学的に純粋な培養物に対するクレームも認められる。

生物が「人工的」であるかどうかを判断するにあたり、Ranks Hovis McDougall Ltdの出願[1976] AOJP 3915において、次のように判示された。

- ・クレームされた新しい変種は、有用な特性を改善または変化させたものでなければならず、単に生物の機能に影響を与えない形態学的特性を変化させたものであってはならない。
- ・天然に存在する微生物はそれ自体では発見であって発明ではないため特許性を有しない。
- ・微生物の純粋培養に対するクレームは技術的介入の要件を満たす。」

（２）猶予期間：（CPTPP 第 18・38 条）

CPTPPでは、特許出願人又は特許出願人から直接若しくは間接に当該情報を入手した者により行われた開示に関して、いわゆるグレースピリオドとして、12か月を規定する。（CPTPP第18・38条）

第18・38条 猶予期間

各締約国は、少なくとも、発明が新規性又は進歩性のあるものであるかどうかの判断に際して用いる公衆に開示された情報について、その開示が次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には（注1、注2）、当該情報を考慮に入れない。

注1 いずれの締約国も、特許官庁が公に利用可能なものとし、又は公開した知的財産権の出願又は登録に含まれる情報を考慮に入れないことを要求されない。ただし、誤って公表された場合又は当該情報を直接若しくは間接に発明者から入手した第三者が当該発明者若しくはその承継人の同意なしに出願した場合を除く。

注2 締約国は、この条の規定の適用を発明者若しくは共同発明者によって行われた開示又は発明者若しくは共同発明者から直接若しくは間接に得られた情報の開示に限定することができる。締約国は、この条の規定の適用上、特許出願人から直接又は間接に入手した情報について、当該特許出願人の承諾を得て公衆に開示された情報又は当該特許出願人に由来する公衆に開示された情報とすることができることを定めることができる。

(a) 特許出願人又は特許出願人から直接若しくは間接に当該情報を入手した者により行われたものであること。

(b) 当該各締約国の領域における出願の日の前十二箇月以内に行われたものであること。

【メキシコ】

産業財産法第52条において、グレースピリオドは12か月（起算日は優先日または出願日）と規定されている。対象については、従来は、発明者又はその権利承継人が、伝達手段、実施又は国内展示会若しくは国際展示会に出品することにより公知となった発明であった

が、2020年11月5日改正法（現行法）により、発明者または出願人から直接または間接的に情報を入手した第三者による主題の開示に適用が広がった。

産業財産法（2020年11月5日）第52条：改正

発明者若しくはその権原承継人によって直接的若しくは間接的に又は該当する場合にはそれらの者の何れかから当該情報を入手した第三者によって直接的若しくは間接的に、出願日又は該当する場合には認定された優先権の日前の12月以内に実施された主題の開示は、出願の技術水準の一部とはみなされない。

本庁又は他国の産業財産庁によってなされた出願、特許又は登録における公表は、前項にいう場合には含まれない。ただし、その公表が当該当局に基因する誤りによってなされている場合又は出願が発明者から情報を直接的若しくは間接的に入手した権限を有さない第三者によって提出された場合を除く。

本条にいう権利を認定するためには、出願人は、本法に対して規則を設定する条件を遵守しなければならない。

旧法1（2010年6月29日）第18条（旧法5（2018年5月18日）第18条）

発明者又はその権利承継人が、特許出願日又は優先権主張日（該当する場合）前12月以内に、伝達手段、実施又は国内展示会若しくは国際展示会に出品することにより発明を公知とした場合、発明の公開は、その発明の新規性の継続に影響しないものとする。対応する出願は、本法の規定に定める条件の下、補助書類を含むものとする。

特許出願又は外国官庁から付与された特許に含まれる発明の公表は、本条にいう場合に含まれるものとはみなされない。

【カナダ】

特許法第28.2条において、出願人により又は出願人から知得した者によって、公衆の利用に供される方法で行われた開示については、グレースピリオドは12か月（起算日は出願日）と規定されている。これらの規定は、2006年9月21日改正特許法（旧法1）の時点で、既に導入されている。

特許法第28.2条 <クレームの主題が先に開示されてはならない>（旧法1（2006年9月21日）第28.2条、旧法8（2018年12月13日）第28.2条）

(1) カナダ特許出願(以下「係属中の出願」と称する)におけるクレームで特定された主題は、次の開示がされていないことを要する。

(a) 出願日の直前の1年間よりも前、又はクレーム日が前記期間より前の場合は、出願人により又は出願人から直接的か間接的かを問わず知った者によりクレーム日より前に、カナダ又は他の場所において、その主題が公衆の利用に供される方法でされた開示（以下、略）

【豪州】

名義人若しくは特許権者又は名義人若しくは特許権者の前権原者によって或いはその同意を得て行われた発明の公開又は使用に起因する公衆の利用に供された情報が、承認された博覧会、学会、発明の合理的な試験、その他の状況においてなされた場合、及び、名義人

若しくは特許権者又は名義人若しくは特許権者の前権原者の同意なく、それらの者から知得した者によって行われた発明の公開又は使用に起因する公衆の利用に供された情報の場合には、グレースピリオドが12か月（起算日は優先日または出願日）であることが規定されている。これらの規定は、2007年3月27日改正特許法（旧法1）、2010年7月1日改正特許規則（旧規則1）の時点で、既に導入されている。

特許法第24条 <一定の情報公開は有効性に影響を与えない>（旧法1（2007年3月27日）第24条）、旧法7（2018年8月25日）第24条）

(1) 発明が新規性、進歩性又は革新性を有しているか否かを決定する目的で、その決定をする者は、次の事項を無視しなければならない。

(a) 公衆が利用することができるようにされた情報であって、名義人若しくは特許権者又は名義人若しくは特許権者の前権原者によって、又はその同意を得て、所定の状況の下で行われた発明の公開又は使用に起因するもの、及び

(b) 公衆が利用することができるようにされた情報であって、名義人若しくは特許権者又は名義人若しくは特許権者の前権原者から情報を取得した他の者が、名義人又は特許権者の同意を得ることなしに行った発明の公開又は使用に起因するもの ただし、前記の規定は、その発明に係わる特許出願が所定の期間内にされる場合に限る。

（以下、略）

特許規則第 2.2 条 <公衆の利用に供する情報：承認された博覧会>（旧規則 1（2010 年 7 月 1 日）第 2.2 条及び第 2.3 条、旧規則 16（2018 年 10 月 17 日）第 2.2 条）

(1) 本規則は、次を記載している：

(a) 法律第 24 条(1)(a)に関して一名義人、特許権者又は名義人若しくは特許権者の権原の前任者によって又は同意を得て、公衆の利用に供する情報に関連する状況、及び

(b) 法律第 24 条(1)に関して一状況が該当する場合における、発明の完全出願をなすための期間。

(2) 発明が次のものであることを理由として、情報が公衆の利用に供する状況

(a) 承認されている展覧会で展示又は使用されているもの、又は

(b) 発明が展示又は使用された、承認されている博覧会の開催中に公表されたもの

(3) 発明についての完全出願をなすための期間は、次のとおりである

(a) 完全出願が、展示、使用又は公表の日から 6 月内になされた基礎出願に基づき優先権を主張する場合—当該基礎出願がなされた日から 12 月、

(b) 完全出願が展示、使用又は公表の日から 6 月以内になされた仮出願と関連する場合—当該仮出願がなされた日から 12 月、又は

(c) その他の場合—展示、使用又は公表の日から 12 月。

（以下、略）

特許規則第 2.2A 条 <公衆の利用に供する情報：学会>（旧規則 1（2010 年 7 月 1 日）第 2.2 条及び第 2.3 条、旧規則 16（2018 年 10 月 17 日）第 2.2A 条）

(1) 本規則は、次を記載している

(a) 法律第 24 条(1)(a)に関して一名義人、特許権者又は名義人若しくは特許権者の権原の

前任者によって又は同意を得て、公衆の利用に供する情報に関連する状況、及び
(b) 法律第 24 条(1)に関して一状況が該当する場合における、発明の完全出願をなすための期間。

＜承認されている展覧会で展示又は使用されている状況＞

(2) 論文により情報が公衆の利用に供する状況:

(a) 学会において発表されたもの、又は

(b) 学会により又はその代理により出版されたもの

＜期間＞

(3) 発明についての完全出願をなすための期間は、次のとおりである：

(a) 完全出願が、発表又は公表の日から 6 月以内になされた基礎出願に基づき優先権を主張する場合—当該基礎出願がなされた日から 12 月、

(b) 完全出願が発表又は公表の日から 6 月以内になされた仮出願と関連する場合—当該仮出願がなされた日から 12 月、又は

(c) その他の場合—発表又は公表の日から 12 月。

特許規則第 2.2B 条 ＜公衆の利用に供する情報：発明の合理的な試験＞（旧規則 1（2010 年 7 月 1 日）第 2.2 条及び第 2.3 条、旧規則 16（2018 年 10 月 17 日）第 2.2B 条）

(1) 本規則は、次を記載している：

(a) 法律第 24 条(1)(a)に関して一名義人、特許権者又は名義人若しくは特許権者の権原の前任者によって又は同意を得て、公衆の利用に供する情報に関連する状況、及び

(b) 法律第 24 条(1)に関して一状況が該当する場合における、発明の完全出願をなすための期間。

＜発明の合理的な試験目的のための発明の実施＞

(2)以下の状況：

(a) 発明が公然実施されたことを理由として情報が公衆の利用に供することになった：

(b) 発明の実施が、発明の合理的な試験目的のためであった、及び

(c) 発明の内容の理由で、公然実施が合理的に必要であった。

＜期間＞

(3) 発明についての完全出願をなすための期間は、次のとおりである：

(a) 完全出願が、発明の公然実施の開始から 12 月以内になされた基礎出願に基づき優先権を主張する場合—当該基礎出願がなされた日から 12 月、

(b) 完全出願が、発明の公然実施の開始から 12 月以内になされた仮出願と関連する場合—当該仮出願がなされた日から 12 月、又は

(c) その他の場合—発明の公然実施の開始から 12 月。

特許規則第 2.2C 条 ＜公衆の利用に供する情報：その他の状況＞（旧規則 1（2010 年 7 月 1 日）第 2.2 条及び第 2.3 条、旧規則 16（2018 年 10 月 17 日）第 2.2C 条）

(1) 本規則は、次を記載している：

(a) 法律第 24 条(1)(a)に関して一名義人、特許権者又は名義人若しくは特許権者の権原の前任者によって又はそれらの者の同意を得て、公衆の利用に供する情報に関連する状況、及び

(b) 法律第 24 条(1)に関して一状況が該当する場合における、発明の完全出願をなすための期間。

<状況>

(2) 規則 2.2、2.2A 及び 2.2B に記載された状況以外の事情において、情報が公衆の利用に供する状況。

<期間>

(3) 発明について完全出願をなすための期間は、情報が公衆の利用に供する日から 12 月である。

特許規則第 2.2D 条 <同意なしで公衆の利用に供する情報：期間>（旧規則 1（2010 年 7 月 1 日）第 2.2 条及び第 2.3 条、旧規則 16（2018 年 10 月 17 日）第 2.2D 条）

法律第 24 条(1)に関し、法律第 24 条(1)(b)に記述されている状況において公衆の利用に供する情報について、発明に関して完全出願をなすための所定の期間は、情報が公衆の利用に供する日から 12 月である。

（３）特許の取消し：（CPTPP 第 18・39 条）

CPTPPでは特許を与えることを拒絶することを正当化する事由によってのみ、特許を取り消し、又は無効にすることができることが規定されている。（CPTPP第18・39条第1項）

第18・39条 特許の取消し

1 各締約国は、特許を与えることを拒絶することを正当化する事由によってのみ、特許を取り消し、又は無効にすることができることを定める。締約国は、また、詐欺、虚偽の表示又は不公正な行為を、特許を取り消し、若しくは無効にする根拠又は特許権を行使することをできなくする根拠とすることができることを定めることができる。

2 締約国は、1の規定にかかわらず、パリ条約第五条Aの規定及び貿易関連知的所有権協定に反しない方法で行うことを条件として、特許を取り消すことができることを定めることができる。

【メキシコ】

産業財産法第154条に記載される無効理由に含まれる事項については、第1項（第47条：発明該当性、第48条：新規性、進歩性、産業上利用可能性）、第2項（記載要件）、第3項（サポート要件）、第4項（第100条：分割要件）、第5項（第116条：新規事項の追加）、第6項（優先権の誤認による新規性・進歩性判断の誤認）、第7項（第50条：二重特許）、第8項（第38条：冒認出願、共同出願違反）である。他方、産業財産法第47条（発明該当性）、第48条（新規性、進歩性、産業上利用可能性）、第50条（二重特許）、第100条（分割要件違反）は、それぞれ拒絶理由でもある³⁶⁹（カッコ内は、当該条文とその説明）。ただ、現地法律事務所によれば、第154条第1項と第4項以外の拒絶理由はない、との意見もある。

旧法5第78条（旧法1第78条）に記載される特許無効理由に含まれる事項としては、第1

³⁶⁹ 【メキシコ】 知的財産保護の新連邦法（2020 年 11 月 5 日施行）の特許に関する改正概要（青山特許事務所ウェブサイト）

<https://www.aoyamapat.gr.jp/news/2633>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

項（第16条：新規性、進歩性、産業上利用可能性、不特許事由、第19条：発明該当性、第47条：記載要件）及び第4項（第10条の2：冒認出願、共同出願違反）であり、第1項は拒絶理由でもあるとの記載がある（カッコ内は、当該条文とその説明）。

産業財産法第154条：改正

特許は、次の場合にのみ無効とされる。

- (1) 保護された事項が、本法における発明とは見なされない場合又は発明が本法における新規性、進歩性若しくは産業上の利用可能性が欠如して特許性がない場合。
- (2) 当該技術の熟練者が実施できるように、発明が十分に明確かつ完全な方法で開示されていない場合。
- (3) クレームが、本庁に提出された当初出願に含まれる開示を超える場合。
- (4) 分割出願の結果、本法第100条の規定に違反して行われた事項に対応するクレームを含む場合。
- (5) 本法第122条及び第123条に規定されている補正又は制限の手續の結果、特許によって保護されている範囲が拡大された場合。
- (6) 錯誤又は不注意により、優先権が認められ、それにより、特許によって保護されている事項の新規性又は進歩性が過度に判断された場合。
- (7) 本法第50条に違反して登録された場合、及び
- (8) 本法第38条の規定により、特許を受ける権利を有しない者に付与された場合。

本条で規定されている無効審判は、公報で特許が公開された日からいつでも請求することができる。

無効理由が特許に部分的に影響を及ぼす場合、部分的に無効であると審決しなければならない。部分的に無効とする審決には、それぞれの発明の名称に限定している旨の注釈を入力するように本庁は指令する。この注釈には、その補正内容とその理由が記録される。

産業財産法第47条

以下は発明とはみなされない：

- (1) 発見、科学理論又はそれらの原理；
- (2) 数学的方法；
- (3) 文学、芸術作品又はその他の美的創造物；
- (4) 知的活動の実行、ゲーム、経済活動又は事業を行うための枠組み、計画、規則及び方法；
- (5) コンピュータプログラム；
- (6) 情報提供の方法；
- (7) 自然界に見出される生物学的及び遺伝学的材料；及び
- (8) 公知の発明又は公知の製品の組み合わせの並置。ただし、現実にはそれらの結合又は一体化の程度が強くて分離しては機能しない場合及びそれら構成要素の特徴又は機能が大きく変化しており当該技術の熟練者にとっても自明でなかった産業上の結果又は利用法を産み出すように変更している場合は除く。

上記(1)から(8)までに規定されている事項は、出願においてそれ自体が排他的に主張されている場合、発明とはみなされない。

産業財産法第100条

自発的又は本庁の要請により分割出願を行う場合、出願人は以下の要件を充足しなければならない。

(1) 各出願に必要な、説明、クレーム及び図面を提出する。ただし、優先権に基づくクレームに関連する文書とその翻訳文は、原出願にすでに含まれており、必要に応じて、代理人の権限を移管する。表示される図面及び説明は、原出願で考慮された発明を修飾するような変更をしてはならない。

産業財産法第48条

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある発明は、本法に基づいて、特許を受けることができる。

産業財産法第116条

本節記載の要件に従って提示された書類又は出願人の自発的補正によって提出される書類には、全体としての原出願に含まれるものを超える範囲の追加事項又はクレームを含めることはできない。

(以下、略)

産業財産法第50条

本庁は、審査及び権利付与の手段を通じて、公有領域を確保し、同じ発明に二重に特許することを防止しなければならない。

産業財産法第38条

特許又は登録を得る権利は、第40条に規定に反することなく、それぞれの場合に応じ発明者、創作者又は設計者に属する。発明、実用新案、意匠又は集積回路の回路設計が複数名により共同でなされた場合は、特許又は登録を得る権利は、それら複数の者すべての共有に属する。

複数の者が同一の発明、実用新案、意匠又は集積回路の回路設計をそれぞれ独立にした場合は、それぞれの出願を最先に提出する者又は最先の優先権を主張する者が当該出願の特許又は登録を得る優先的権利を有する。ただし、当該出願が出願の取下、放棄又は拒絶された場合は除く。

特許又は登録を得る権利は、慣習法で認められている方法で譲渡することができる。

産業財産法第110条

特許出願が公開されると、本庁は、本法の要件を充足しているか否か、特許査定を下すべきか否か又は本法第47条及び第49条にある問題点が見出されているか否か、を判断するべく実体審査を行う。前述の目的のために、本庁は、説明、クレーム及び必要に応じて、図面、配列表及び生物学的材料の寄託の証明に含まれるもののみを検討する。

(以下、略)

産業財産規則（2016年12月16日）第42条

実体審査の目的は、法第53条に規定される審査に加えて、発明が法第4条および第43条に規定される要件および条件を満たしているかどうかを判断することである。

出願の実体審査において、本庁は、明細書、特許請求の範囲および必要に応じて図面に記載された内容のみを考慮するものとする。

(以下、略)

(現在も有効である2016年改正産業財産規則の制定時に有効であった産業財産法(旧法3)の対応する条文を、参考までに以下に記載する。)

旧法3(2016年6月1日) 第53条

特許出願が公開され、対応する手数料が納付されると、本庁は、本法第16条に規定する要件を満たしているか、または本法第16条および第19条に規定する場合に該当するかどうかを判断するために、発明の実体審査を実施する。

旧法3(2016年6月1日) 第16条

発明は、新規であり、進歩性の結果であり、かつ産業上の利用が可能である場合、この法律の規定により特許を受けることができる。ただし、以下を除く。：

- (1) 植物および動物の生産、繁殖および増殖のための本質的に生物学的なプロセス；
- (2) 自然界に存在する生物学的および遺伝的物質；
- (3) 動物の品種
- (4) 人体および人体を構成する生体部分
- (5) 植物の品種

旧法3(2016年6月1日) 第19条

以下のものは、本法における発明とはみなされない：

- (1) 理論的または科学的原理；
- (2) 自然界に既に存在していたものを、たとえそれが人間にとって未知のものであったとしても、知らしめること、または明らかにすることからなる発見；
- (3) 精神的行為、ゲーム、ビジネス、数学的方法を実行するための計画、計画、規則、方法；
- (4) コンピュータプログラム
- (5) 情報の提示形態
- (6) 美的創作物および芸術的または文学的著作物
- (7) 人体に適用される外科的、治療的または診断的処置の方法、および動物に関するもの
- (8) 公知の発明品または公知の製品の混合物の並置、用途、形状、寸法または材料におけるそれらの変化。ただし、当業者にとって自明でない産業上の結果または用途を得るために、それらが別々に機能しないような方法で、またはそれらの特徴的な性質または機能が変更されるような方法で、それらの組み合わせまたは融合が行われる場合はこの限りでない。

旧法3(2016年6月1日) 第4条

その内容が公序良俗に反する場合又はその方式が法の規定に違反する場合は、本法の適用を受ける個人又は法人に対し、特許、登録又は認可の何れも付与されず、また公報での公

告も認められない。

旧法3（2016年6月1日）第43条

特許出願は、単一の発明または単一の発明概念を形成するように関連する一群の発明に関するものでなければならない。

（CPTPP加入時に有効であった産業財産法（旧法5）の該当する条文を、以下に記載する）

旧法5（2018年5月18日）第78条（旧法1（2010年6月29日）第78条）

第78条 特許又は登録は、次の場合には無効とする：

- (1) 実用新案及び工業意匠、特許又は登録の付与の要件及び条件に関する規定に違反して付与された場合。本節の規定の適用上、特許及び登録の付与の要件及び条件は、第16条、第19条、第27条、第31条及び第47条に定める要件及び条件とみなされる；
- (2) 特許又は登録が付与された時点で有効な法律の規定に違反して付与された場合。本項に基づく無効訴訟は、特許又は登録の出願人の法定代理に対する異議に基づくことはできない。
- (3) 出願が処理の途中で放棄された場合。
- (4) 付与が重大な誤り若しくは不注意によって無効とされた場合、又は付与を受ける権利を有しない者に付与された場合。

旧法5（2018年5月18日）第16条（旧法1（2010年6月29日）第16条）

発明は、新規であり、進歩性があり、かつ産業上の利用が可能である場合には、以下の場合を除き、この法律の規定に基づいて特許を受けることができる。

- (1) 植物および動物の生産、繁殖および増殖のための本質的に生物学的なプロセス；
- (2) 自然界に存在する生物学的および遺伝学的物質；
- (3) 動物の品種
- (4) 人体および人体を構成する生体部分
- (5) 植物の品種

旧法5（2018年5月18日）第19条（旧法1（2010年6月29日）第19条）

次に掲げるものは、本法における発明とはみなされない：

- (1) 理論的または科学的な原理；
 - (2) 自然界にすでに存在していたものを、たとえそれが人間にとって未知のものであったとしても、知らしめること、または明らかにすることからなる発見
 - (3) 精神的行為、ゲーム、ビジネス、数学的方法を実行するための計画、計画、規則、方法；
 - (4) コンピュータプログラム
 - (5) 情報の提示形態
 - (6) 美的創作物および芸術的または文学的著作物
 - (7) 人体に適用される外科的、治療的または診断的治療方法、および動物に関するもの
 - (8) 公知の発明品または公知の製品の混合物の並置、用途、形状、寸法または材料の変更。
- ただし、現実には、当業者には自明でない産業上の結果または用途を得るために、それら

が別々に機能しないような方法での組合せまたは融合の問題であるか、またはそれらの特徴的な品質または機能が変更される場合を除く。

旧法5（2018年5月18日）第47条（旧法1（2010年6月29日）第47条）

特許出願には、以下が含まなければならない。

(1) 発明の詳細な説明。この説明は、その発明の内容を十分に理解することができ、適切な場合には、その分野における通常の技術及び知識を有する者がその発明を実施するための指針となるよう、十分に明確かつ完全でなければならない。また、発明の説明から明らかでない場合には、発明を実施するための出願人が知っている最良の方法、及び発明の産業上の利用を例示する情報も記載しなければならない。

発明の詳細が記載できない生物材料の場合には、本法の規定の規定に従い、本庁が認める機関に当該材料を寄託していることを証明する書類を願書に添付しなければならない。

(1) 明細書の理解に必要な図面。

(3) 明確かつ簡潔でなければならない、明細書の内容を超えてはならない1以上の特許請求の範囲。

(4) 発明の明細書の要約。

旧法5（2018年5月18日）第10条の2（旧法1（2010年6月29日）第47条）

特許又は登録を受ける権利は、場合により、発明者又は設計者に帰属し、この法律の第14条の規定を害するものではない。発明、実用新案又は工業デザインが二人以上の者が共同してなされたものである場合、特許又は登録を受ける権利は、その全員に共通して帰属するものとする。

（以下、略）

【カナダ】

現地法律事務所によれば、カナダの特許無効制度は以下の通りである。

特許の無効は裁判所を通じて行われる。特許の有効性は、特許侵害に対する抗弁として、あるいは特許を弾劾する訴えや反訴として争うことができる。特許法第60条に基づく無効訴訟において、特許の無効を宣言する専属管轄権はカナダ連邦裁判所にある。連邦裁判所の決定は、連邦控訴裁判所に上訴することができる。各州の上級裁判所とカナダ連邦裁判所は、特許侵害訴訟を同時に管轄する。

無効理由は特許法に以下のように定められている：

- ・非特許対象物：特許法第27条第8項。
- ・新規性の欠如：特許法第2条における「発明」の定義に従って、特許法第28・2条により発明が新規でなければならない。
- ・自明性：特許を受けるためには、特許法28・3条により、請求日時点で発明が自明であってはならない。
- ・有用性の欠如：特許を受けるためには、発明は特許法第2条の「発明」の定義にあるように有用でなければならない。
- ・不十分な開示：特許明細書には、特許法第27条第3項に基づき、発明とその動作を完全かつ明確に記載しなければならない。

・過大なクレーム：特許法第27条第4項により、クレームの範囲を発明または開示された発明よりも広くすることはできない。

・二重特許：特許法36条1項により、クレームは同一出願人が保有する他の特許と重複することはできない。

・詐欺または虚偽表示：特許出願には、特許法第53条第1項により、重要な虚偽表示や不作為を含むことはできない。

連邦裁判所において、請求または反訴の申し立てのいずれかによって特許無効が主張された場合、裁判所の無効判決の効果は、訴訟の当事者だけでなく、すべての人に関して無効の効果が及ぶ。

<再審査制度>

カナダ特許法には、再審査制度が規定され、何人も（特許権者も含む）特許庁長官宛てに先行技術を提出することにより、特許庁による発行済特許クレームの再審査を請求することができること、当該特許クレームの特許性に影響する実質的かつ新たな問題点がある場合には、特許権は取り消されること、が規定されている。

特許法第60条 <特許又はクレームの無効裁判>（旧法1（2006年9月21日）第60条、旧法8（2018年12月13日）第60条）

(1) 特許又は特許クレームは、カナダ司法長官又は利害関係人の申立により、連邦裁判所は無効を宣言することができる。

（以下、略）

特許法第28.2条 <クレームの主題が先に開示されてはならない>（旧法1（2006年9月21日）第28.2条、旧法8（2018年12月13日）第28.2条）

(1) カナダ特許出願(以下「係属中の出願」と称する)におけるクレームで特定された主題は、次の開示がされていないことを要する。

(a) 出願日の直前の1年間よりも前、又はクレーム日が前記期間より前の場合は、出願人により又は出願人から直接的か間接的かを問わず知った者によりクレーム日より前に、カナダ又は他の場所において、その主題が公衆の利用に供される方法でされた開示

(b) クレーム日より前に、(a)に述べた者以外の者によりカナダ若しくは他の場所において、その主題が公衆の利用に供される方法でされた開示

（以下、略）

特許法第28.3条 <発明は自明であってはならない>（旧法1（2006年9月21日）第28.3条、旧法8（2018年12月13日）第28.3条）

カナダ特許出願のクレームで特定された主題は、次の情報から見て、それが関連する技術又は科学分野の熟練者にとってクレーム日において自明でなかったものでなければならない。

(a) 出願日の直前の1年間よりも前、又はクレーム日が前記期間より前の場合は、出願人により又は出願人から直接的か間接的かを問わず知った者によりクレーム日より前にカナダ又は他の場所において、公衆の利用に供される方法で開示された情報、及び

(b) クレーム日より前に、(a)に述べる者以外の者により、カナダ又は他の場所において、公衆の利用に供される方法で開示された情報

特許法第2条 <定義> (旧法1 (2006年9月21日) 第2条、旧法8 (2018年12月13日) 第2条)
「発明」とは、新規かつ有用な技術、方法、機械、製造物若しくは合成物、又は技術、方法、機械、製造物若しくは合成物の新規かつ有用な改良をいう。

特許法第27条 <長官は特許を付与することができる> (旧法1 (2006年9月21日) 第27条、旧法8 (2018年12月13日) 第27条)

(1) 長官は、本法律に従ってカナダにおける特許出願がなされ、かつ、本法律に基づいて特許を付与するための他のすべての要件が満たされた場合は、発明者又は発明者の法定代理人に対して発明の特許を付与しなければならない。

(略)

(3) 発明の明細書には、

(a) その発明及び発明者が考えたその作用又は用途について正確かつ十分に記載し、

(b) その発明が属するか又は極めて密接に関係する技術若しくは科学分野における熟練者が、それを製造し、組立て、調合し又は使用することができる程度に、完全、明瞭、簡潔かつ正確な用語で、方法においては各種の工程について、また機械、製造物又は合成物においてはそれを組立て、製造し、合成し若しくは使用する方法について明確に記載し、

(c) 機械の場合は、機械の原理及び発明者がその原理の応用として考える最良の実施態様について説明し、また

(d) 方法の場合は、その発明を他の発明から区別することができるように、もしあれば、種々の工程の必要な順序について説明しなければならない。

(4) 明細書は、排他的特権又は所有権を請求する発明の主題を明確にかつ明示的用語を用いて特定した1又は2以上のクレームで終結しなければならない。

(以下、略)

特許法第36条 <1発明ごとの特許> (旧法1 (2006年9月21日) 第36条、旧法8 (2018年12月13日) 第36条)

(1) 1の特許は1発明のみに対して付与される。ただし、特許は、訴訟その他の手続において、2以上の発明に対して付与されたことのみを理由としては無効とみなしてはならない。

(2) 出願(以下「原出願」と称する)が2以上の発明を記載している場合は、出願人はそのクレームを1発明に限定することができ、開示されたその他の発明は、分割出願が原出願に基づく特許の発行前にされるときは、分割出願の主題とすることができる。

(2.1) 出願(以下「原出願」と称する)が2以上の発明を記載し、かつ、クレームしている場合は、長官の指示に基づいて、出願人はクレームを1発明のみに限定しなければならない。開示されたその他の発明は、分割出願が原出願に基づく特許の発行前にされるときは、分割出願の主題とすることができる。

(以下、略)

特許法第40条 <長官による拒絶> (旧法1 (2006年9月21日) 第40条、旧法8 (2018年12月13日) 第40条)

長官は、出願人が法的に特許の付与を受ける権利を有していないと認めたときは、その出

願を拒絶し、出願人に対して当該拒絶及びその根拠又は理由について、出願人又はその代理人あての書留郵便により、通知しなければならない。

特許法第53条 <一定の場合の無効又は一部のみ有効>（旧法1（2006年9月21日）第53条、旧法8（2018年12月13日）第53条）

(1) 特許に関する出願人の願書の重要な記載が虚偽であり又は明細書若しくは図面がその意図している目的を達成するために必要な程度を越えたものであるか若しくは満たないものであり、かつ、当該省略又は付加が誤認を生じさせる目的で故意にされた場合は、当該特許は無効である。

（以下、略）

特許法第48.1条 <再審査請求>（旧法1（2006年9月21日）第48.1条、旧法8（2018年12月13日）第48.1条）

(1) 何人も、特許、公衆の閲覧に供された特許出願及び印刷された刊行物からなる先行技術を長官に呈示し、かつ、所定の手数料を納付することにより、特許のクレームの再審査を請求することができる。

（以下、略）

特許法第48.2条 <再審査部の設置>（旧法1（2006年9月21日）第48.2条、旧法8（2018年12月13日）第48.2条）

(1) （略）

<再審査部による決定>

(2) 再審査部は、その設置の後3月以内に、関係特許の何れかのクレームに影響を及ぼす特許性についての実質的で新たな疑義が再審査請求により提起されているか否かを決定しなければならない。

（略）

<通知>

(4) 再審査部が、再審査請求は関係特許のクレームの特許性に影響を及ぼす実質的で新たな疑義を提起していると決定した場合は、再審査部はその決定及びその理由を特許権者に通知しなければならない。

（以下、略）

【豪州】

豪州特許法には、何人も裁判所に対して特許無効を請求できることが規定されている。豪州特許法第138条に記載される無効理由に含まれる事項については、第3項(a)（第15条：特許を受けることができる者）、第3項(b)（第18条：特許を受けることができる発明）、第3項(f)（第40条(2)～(4)：完全明細書に関する要件）は、それぞれ拒絶理由でもある（カッコ内は、当該条文とその説明）。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

オーストラリアの裁判所が特許を無効とする決定を下した場合、この決定を反映させるために、以下の手続きが行われる。

- ・裁判所は特許を取り消す命令を出し、これは法的拘束力を持ち、特許を事実上無効にする。
- ・裁判所の決定は特許を管轄する政府機関であるオーストラリア知的財産局に通知され、同局は記録を更新して特許を取り消し、登録から削除する。
- ・特許の取消しは、オーストラリア特許公報で公表される。この公的な通知により、一般市民やその他の利害関係者に特許が無効になったことが通知される。

特許法第138条 <その他の状況における特許の取消し>（旧法1（2007年3月27日）第138条、旧法7（2018年8月25日）第138条）

(1)(1A)に従い、大臣又はその他の者は、特許を取り消す命令を所定の裁判所に申請することができる。

(1A) 何人も、特許が認証されていない限り、技術革新特許に関して命令を申請することはできない。

（略）

(3) 裁判所は、出願を審理した後、決定によって、次に掲げる事由の1つ又は2つ以上を理由として、特許の全部又は請求項に関連する限りにおいて、特許を取り消すことができるが、その他の事由を理由とすることはできない：

- (a) 特許権者が特許を受ける権利を有しないこと；
- (b) その発明が特許を受けることができる発明ではないこと；
- (d) 詐欺、虚偽の示唆又は虚偽の陳述によって特許が取得されたこと；
- (e) 詐欺、虚偽の提案又は虚偽の陳述によって特許請求の補正又は明細書全体が作成され、又は取得されたこと；
- (f) 明細書が第40条(2)、(3)又は(3A)に適合していないこと。

（以下、略）

特許法第45条 <審査>（旧法7（2018年8月25日）第45条）

(1)(1A)に従うことを条件として、標準特許出願に関する特許請求の範囲および明細書の審査を出願人が求めた場合、長官は当該請求の範囲および明細書を審査し、以下の事項について報告しなければならない。

- (a) 明細書が第40条(2)から(4)項に従っているかどうか。
- (b) 知る限りにおいて、特許請求の範囲に記載された発明が第18条(1)(a)、(b)、(c)項に記載された基準を満たしているかどうか、および
- (c) その発明が第18条(2)項に記載された特許可能な発明であるかどうか、および
- (d) その他（該当する場合）規定の事項。

(1A) PCT出願が提出され、所定の要件が満たされていない場合、長官は要件が満たされるまで、(1)項に基づく出願および明細書の審査を拒否することができる。

（以下、略）

特許規則第3.18条 <局長の報告書：審査>（旧規則16（2018年10月17日）第3.18条）

（略）

(2) 法第45条第1項第(d)号については、次の事項が所定の事項である。

- (a) 局長が知る限りにおいて、願書及び明細書が次の法の規定に適合しているかどうか

- (i) 第15条（特許を受けることができる者）
 - (ii) 第29条（特許出願）
 - (iii) 第29B条（特許出願-条約出願に関する特別規則）、
 - (iv) 第38条（完全明細書の補完のための期間）、
 - (v) 第79B条（特許付与前の分割出願）、
 - (vi) 第81条（追加特許の付与）、
 - (c) 法律第50条（一定の事情においては、出願または特許付与を拒絶できる）を理由として、拒絶されなければならないか否か。
 - (e) 法律第64条(2)項（特許付与：複数出願）を理由として、当該出願に対して特許を付与できないか否か。
 - (f) PCT出願の場合、局長の知る限りにおいて、当該出願が規則3.2C(2)および(3)の要件が満たされているかどうか。
- （以下、略）

旧法1（2007年3月27日）第45条 <審査>

- (1) 標準特許出願に関する特許請求の範囲および明細書一式の審査を出願人が求めた場合、局長は当該請求の範囲および明細書を審査し、以下の事項を報告しなければならない。
- (a) 明細書が第40条に準拠しているかどうか。
- (b) 知る限りにおいて、特許請求の範囲に記載された発明が第18条第1項(a)に記載された基準を満たしているかどうか、および
- (c) 知る限りにおいて、特許請求の範囲に記載された発明が、その特許請求の範囲の優先日前に存在していた先行技術と比較した場合に、
 - (i) 新規であり、かつ
 - (ii) 進歩性を有すること、および
- (d) 規定されているその他の事項（もしあれば）。
- (1A) 第(1)(c)項の目的上、先行技術ベースには、行為（特許対象地域内外を問わず）の実行によってのみ公に利用可能となった情報は含まれない。

旧規則1（2010年7月1日）第3.18条 <局長の報告書：審査>

- （略）
- (2) 法第45条第1項(d)又は第48条第1項(c)については、次の事項が所定の事項である。
 - (a) 局長が知る限りにおいて、願書及び明細書が次の法の規定に適合しているかどうか。
 - (i) 第15条（特許を受けることができる者）
 - (ii) 第29条（特許出願）
 - (iii) 第38条（完全明細書の補完のための期間）、
 - (iv) 第79B条（特許付与前の分割出願）、
 - (v) 第81条（追加特許の付与）、
 - (vi) 第94条（条約出願人は条約出願を行うことができる）、
 - (vii) 第95条（条約出願の方式）、
 - (c) 法律第50条に基づき、（一定の事情においては、出願または特許付与を拒絶できる）に基づき、拒絶されなければならないか否か。

- (d) 法律第18条(2) (特許可能な発明) を理由として、当該発明は特許可能な発明ではないかどうか。
- (e) 法律第64条(2) (特許付与：複数出願) を理由として、当該出願に対して特許を付与できないか否か。
- (f) 出願人が、法第89条(3)項 (法の適用変更) を理由として、何らかの措置を講じるよう求める、または自ら何らかの措置を講じることを許可される権利を有するかどうか。

(4) 例外：(CPTPP 第18・40条)

CPTPPでは、第三者の正当な利益を考慮し、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができることを規定する。(義務規定ではない)

第18・40条 例外

締約国は、第三者の正当な利益を考慮し、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。

【メキシコ】

試験研究、医薬品の臨床試験記録を取得するために必要なテスト (所謂ボーラー条項)、国内での適法な市場への導入 (所謂国内消尽)、国内の一時的な通過、先使用等における特許発明の実施には、特許権の効力が及ばないと規定されている。ボーラー条項と特許料未納による特許満了後の猶予期間での追納による特許権の回復までの特許発明の実施の例外は、2020年11月5日改正産業財産法 (現行法) で追加された。

産業財産法第57条：改正 ((2)及び(8)を追加) (旧法1 (2010年6月29日) 第22条、旧法5 (2018年5月18日) 第22条)

特許によって与えられる権利は次に対しては効力が及ばない。

- (1) 私的又は学術的分野において非営利目的の下に、純粋に実験的、試験的又は教育的な目的で、科学又は技術的な研究活動に従事し、その目的のために特許発明を生産、輸入、又は実施する第三者。
- (2) 人間の健康のための医薬品の臨床試験記録を取得するために必要なテスト、情報及び実験的生産を生成する場合における特許製品の、使用、生産、販売の申出又は輸入する第三者。
- (3) 発明がメキシコ国内で適法に市場に導入された後、特許発明を販売し、取得又は使用する者。
- (4) 特許出願日又は該当する場合は承認される優先日より前に、特許発明の方法を使用し、特許発明の物を生産し又はかかる使用若しくは生産の準備を開始した者。
- (5) 特許発明が他国の輸送機関の一部を構成し、かつ当該輸送機関がメキシコ国内を通過する場合、当該輸送機関における当該特許発明の使用。
- (6) 生物に関する特許の場合で、他の物を得るために原種の変種又は増殖の出発材料として特許発明の物を使用する第三者。ただし、かかる使用が繰り返される場合を除く。

(7) 生物からなる物に関する特許の場合において、特許発明の物が特許の所有者又は実施権者によって適法に市場に出された後に増殖又は繁殖以外の目的でそれを使用し、流通させ又は販売する第三者。

(8) 本法第161条にいう回復期間の間に、特許発明を使用する又はその目的のために必要な準備を行った第三者及び同条に企図された活動の実施は、本法の規定に基づく行政上の違反又は犯罪を構成しないものとする。

【カナダ】

国内の一時的な通過、特許更新料等の不納付による追納期間前等の善意の特許発明の実施、特許製品の製造等の規制に伴う情報提供の目的（所謂ボーラー条項が含まれる）、試験研究目的、先使用等における特許発明の実施には、特許権の効力が及ばないと規定されている。試験研究の例外（特許法55.3条）は、2018年12月13日改正法（旧法8）で追加された。

特許法第23条 <他国の船舶、航空機等における特許発明>（旧法1（2006年9月21日）第23条、旧法8（2018年12月13日）第23条）

一時的又は偶発的にカナダに入国する他国の船舶、航空機又は陸上車両における発明の実施については、当該発明の実施がその船舶、航空機又は陸上車両の必要のためのみに行われ、かつ、カナダ国内で販売され又はカナダから輸出される物の製造のためには実施されていない場合は、如何なる特許も、当該発明の実施の防止にはその効力が及ばないものとする。

特許法第55.11条 <例外-第三者の権利>（旧法9（2019年10月30日）第55.11条：改正）

(1) 本条は次の特許及び次の特許を記載する補充的保護証明書に関してのみ適用される。

(a) 次の出願に基づいて付与された特許

(i) 第27.1条(3)を考慮せずに、第27.1条(2)にいう所定の手数料が同項にいう適用可能な所定の日以前に納付されなかった出願

(ii) 第35条(4)を考慮せずに第35条(2)にいう請求が行われず、かつ、同項にいう所定の手数料が同項にいう所定の時期内に納付されなかった出願、又は

(iii) 第73条(1)(a)、(b)若しくは(e)に基づいて、本副号の施行前に有効な第73条(1)(f)に基づいて又は第73条(2)に基づいて放棄されたものとみなされた出願

(b) 次の分割出願に基づいて付与された特許

(i) 第36条(2)又は(2.1)に基づいて、本号又は(a)にいう出願である原出願の分割に由来し、かつ

(ii) 原出願に基づいて付与された特許に適用される若しくは特許が付与されるときは適用されるであろう、(2)にいう期間の又は当該期間が早い場合は(3)にいう期間の開始後に提出された分割出願、及び

(c) 第46条(3)を考慮せずに第46条(2)にいう所定の手数料が同項にいう適用可能な所定の日以前に納付されなかった特許

<期間中に行われた行為>

(2) 特許に関する第12条(1)(j.74)に基づく規則によって指定された期間中、ある者が、善意で、特許の侵害を構成する行為を行った場合、当該行為は特許侵害とはならない。

＜期間後に行われた行為＞

(3) (4)に従うことを条件として、特許に関する第12条(1)(j.75)に基づく規則によって指定された期間中、ある者が、善意で、特許の侵害を構成する行為を行った場合又は行為を行うための真剣かつ効果的な準備を行った場合、その者が期間後に行う行為を行った場合、特許又は特許を記載する補充的保護証明書の侵害とはならない。

＜移転＞

(4) 業務上、(3)にいう行為が行われ、又は行為を行う準備が行われ、かつ、行為が行われた、又は準備が行われた当該業務又は当該業務の一部が後に移転される場合、

(a) (3)又は場合により(b)は、移転後に移転者によって行われた行為に関して適用されず、かつ

(b) 被移転者が移転後に行う行為を行った場合、特許又は特許を記載する補充的保護証明書の侵害とはならない。

＜物品の使用又は販売＞

(5) (2)若しくは(3)又は(4)(b)に基づいて、物品を処理した時点で特許又は証明書を侵害することなく物品を販売できた者から直接的又は間接的に物品が取得された場合、物品の使用又は販売は、特許又は特許を記載する補充的保護証明書の侵害とはならない。

＜役務の使用＞

(6) (2)若しくは(3)又は(4)(b)に基づいて、特許を侵害することなく役務を提供可能である者によって役務が提供される場合、役務の使用は特許侵害とはならない。

＜物品の使用＞

(7) (8)に従うことを条件として、特許に関する第12条(1)(j.75)に基づく規則によって指定された期間中に、善意で、使用された物品と実質的に同一の物品を使用のために製造若しくは販売し、又は、製造若しくは販売するための真剣かつ効果的な準備を行った者から直接的若しくは間接的に物品が取得された場合、物品の使用は特許又は特許を記載する補充的保護証明書の侵害とはならない。

＜移転＞

(8) 業務上、(7)にいう製造若しくは販売がなされ又はそうするための準備が行われ、かつ、製造若しくは販売がなされた又はその準備が行われた当該業務又は当該業務の一部が後に移転される場合、

(a) (7)又は場合により(b)は移転後に移転者によって製造され、又は販売された物品に関して適用されず、また

(b) 移転後に被移転者によって、使用のために製造され、又は販売された場合、(7)にいう使用のための物品の使用は、同項にいう特許又は補充的保護証明書の侵害とならない。

＜役務の使用＞

(9) (10)に従うことを条件として、役務が、特許に関する第12条(1)(j.75)に基づく規則によって指定された期間中に、使用された役務と実質的に同一の役務を、使用のために、提供し、又は提供するための真剣かつ効果的な準備を行った者によって提供される場合、役務の使用は特許の侵害とならない。

特許法第55.2条 <例外> (旧法1 (2006年9月21日第55.2条、旧法8 (2018年12月13日) 第55.2条)

(1) 何人かが、製品の製造、組立て、使用又は販売を規制するカナダ国、州又はカナダ以外の国の法律に基づいて要求される情報の整備及び提供に合理的に関連する使用のためにのみ、特許発明を製造し、組立てし、使用し又は販売する行為は、特許侵害にはならない。

(略)

<再確認>

(6) 厳密には、(1)は、個人的にかつ非商業的規模で若しくは非商業的目的のためにする行為に関する又は特許の主題に関連した試験の目的のみです、特許発明の使用、製造、組立て若しくは販売に関する法律上存在する特許により付与された排他的所有権又は特権に対する例外には影響を及ぼさない。

特許法第55.3条 <例外-実験> (旧法8 (2018年12月13日) 第55.3条：改正)

(1) 特許の主題に関する実験を目的として行われた行為は、特許侵害とはならない。

(以下、略)

特許法第56条 <例外-先使用> (旧法8 (2018年12月13日) 第56条)

(1)(2)に従うことを条件として、特許クレームのクレーム日前に、ある者が、善意で、当該クレームに関する特許侵害を構成する行為を行った又はそのような行為を行うための真剣かつ効果的な準備を行った場合、その者が同一行為をクレーム日以後に行ったときは、そのことは、当該クレームに関して、特許又は特許を記載する補充的保護証明書の侵害とはならない。

<移転>

(2) 業務上、(1)にいう行為が行われ、又は行為を行うための準備が行われ、かつ、行為が行われた又は準備が行われた当該業務又は当該業務の一部が後に移転される場合、

(a)(1)又は場合により(b)は、移転後に移転者によって行われた行為には適用されず、また(b) 移転後に被移転者が行為を行う場合

には、クレームに関して、特許又は特許を記載する補充的保護証明書の侵害とはならない。

<例外-物品の使用又は販売>

(3) 物品を処理した時点で特許又は証明書を侵害することなく物品を販売できた者から直接的又は間接的に物品が取得された場合、物品の使用又は販売は、

(a) その者が、特許クレームのクレーム日前に、善意で、当該クレームに関する特許侵害を構成する行為を行い、かつ、その者がクレーム日前に物品を処理していたことを理由として、又は

(b) (1)又は(2)(b)に基づき、

特許又は特許を記載する補充的保護証明書の侵害とはならない。

<例外-役務の使用>

(4) (1)又は(2)(b)に基づいて、特許を侵害することなく役務を提供可能である者によって役務が提供される場合、役務の使用は特許侵害とはならない。

<不適用>

(5) (1)又は(3)(a)は、同項又は場合により同号にいう者が、特許付与が基づいた出願の出願人から直接的又は間接的に、クレームによって定義された主題の知識を取得し、かつ、その者が出願人が知識の出所であったことを知っていたことのみを理由として、行為を行い、又は行為を行うための準備を行うことが可能であった場合、適用されない。

<例外-物品の使用>

(6) (7)に従うことを条件として、クレームのクレーム日前に、善意で、使用された物品と実質的に同一の物品を、使用のために、製造し若しくは販売し又は製造若しくは販売するための真剣かつ効果的な準備を行った者から直接的若しくは間接的に物品が取得された場合、物品の使用は、クレームに関して、特許又は特許を記載する補加的保護証明書の侵害とはならない。

<移転>

(7) 業務上、(6)にいう製造若しくは販売がなされ又はそうするための準備が行われ、かつ、製造若しくは販売がなされた又は準備が行われた、当該業務又は当該業務の一部が後に移転される場合、

(a) (6)又は場合により(b)は、移転後に移転者によって製造され、又は販売される物品に関しては適用されず、かつ

(b) 物品が移転後に被移転者によって使用のために製造され、又は販売された場合、

(6)にいうクレームに関して、同項にいう使用のために物品を使用することは、特許又は特許を記載する補加的保護証明書の侵害とはならない。

(略)

<例外-役務の使用>

(9) (10)に従うことを条件として、役務が、クレームのクレーム日前に、善意で、使用された役務と実質的に同一の役務を、使用のために、提供し、又は提供するための真剣かつ効果的な準備を行っていた者によって提供される場合、役務の使用は、クレームに関して、特許侵害とはならない。

(以下、略)

旧法1（2006年9月21日）第56条 <特許は以前の購入者に影響を与えない>

(1) 特許の請求の対象となるクレームの日以前に、クレームで定義された対象を購入、製造、または取得した者はすべて、特許権者または特許権者の法定代理人に対して責任を負うことなく、特許を取得した特定の物品、機械、製造物、または組成物を、使用および他者への販売を行う権利を有する。

<注釈：不適用>

(2) (1)は、(3)または(4)に規定する購入、建設または取得には適用されない。

<注釈：特別の場合>

(3) (1)が施行される直前の特許法第56条の規定は、1989年10月1日から(1)が施行される日前的までの出願に基づいて発行された特許に係る発明の日までに購入、構築、取得されたものに適用される。

<注釈：同条>

(4) 1989年10月1日前の特許法第56条の規定は、1989年10月1日より前に特許が発行された、または1989年10月1日前の出願に基づき1989年10月1日後に発行された特許に係る発明について、(1)が施行された日より前に購入、建設、取得されたものに適用される。

【豪州】

国内の一時的な通過、医薬品の規制上の承認を得るための行為（所謂ボーラ一条項）、規制上の承認を得るための行為（非医薬品）、実験目的、先使用等における特許発明の実施は、特許侵害とはならないと規定されている。規制上の承認を得るための行為（非医薬品）（第119B条）と実験目的の行為（第119C条）は、2012年5月3日改正特許法（旧法2））で導入されている。

特許法第118条 <特許権の例外：外国の船舶、航空機、車両における使用>（旧法1（2007年3月27日）第118条、旧法7（2018年8月25日）第118条）

以下の事項によっては、特許権者の権利は侵害されない。

(a) 外国船舶の船体、機械、装備、装置、その他の付属品において特許対象の発明を使用する場合。ただし、特許対象の船舶が特許対象地域に一時的または偶発的に入った場合に限る。または、

(b) 外国の航空機または陸上車両の構造または操作において、あるいは航空機または車両の付属品において、特許発明を使用する場合。ただし、その航空機または車両が特許区域に一時的または偶発的に入る場合に限る。

特許法第119条 <特許権侵害の適用除外：先使用>（旧法1（2007年3月27日）第119条、旧法7（2018年8月25日）第119条）

(1) 何人も、関連する特許請求の範囲の優先日の直前に、その者が、

(a) 特許対象領域における製品、方法、または工程を実施していた、または

(b) 特許対象領域における製品、方法、または工程を実施するために（契約上またはそれ以外の）明確な準備を行っていた場合は、

特許権を侵害することなく、製品、方法、または工程を実施し、この条項とは別に、特許権を侵害する行為を行うことができる。

(2) 優先日前に、その者が

(a) 特許対象領域における製品、方法、または工程の実施を（一時的を除き）中止していた場合、または

(b) 特許対象領域における製品、方法、または工程の実施準備を（一時的を除き）放棄していた場合には、(1)は適用されない。

<特許権者から得る製品、方法、または工程の限度>

(3) (1)項は、特許権者または特許権者の特許発明における権利承継者から得た製品、方法、または工程には適用されない。ただし、その製品、方法、または工程が、

(a) 特許権者または特許権者の権利承継者によって、またはその承諾を得て、かつ、

(b) 第24条(1)(a)項に規定された状況において、

公衆に利用可能な情報から得ていた場合は、この限りではない。

<権利承継人に対する侵害除外>

(4) 何人（処分者）も、特許権を侵害せず実施するための(1)に基づく処分者の権利のすべてを他の者（受領者）に処分することができる。処分者がそうする場合には、本項は(1)、(2)、(3)におけるその者への言及が、次の者への言及として、受領者に適用する。

(a) 処分者」または

(b) 本項を 1 つ以上の前記の項に適用することを理由に、処分者の権限が生じた場合最初の者であって：

(i) 当該特許権を侵害することなく実施する権利を(1)に基づき与えられており（それ自体を適用して）、かつ、

(ii) 処分者の権原が直接的または間接的に帰属する者。

<定義>

(5) 本条において：

「実施する」には以下が含まれる。

(a) 製品に関連して：

(i) 製品の製造、貸与、販売、またはその他の方法で処分すること。

(ii) 製品の製造、貸与、販売、またはその他の方法で処分を申し出ること

(iii) 製品を使用または輸入すること

(iv) (i)、(ii)、(iii)に記載された行為を行う目的で、製品を所持すること

(b) 方法または工程に関連して：

(i) その方法または工程を使用すること、および、

(ii) その方法またはプロセスの使用により生じた製品について、(a)(i)、(ii)、(iii)、(iv)に記載された行為を行うこと

特許法第 119A 条 <特許権侵害とならない場合：医薬品の規制上の承認を得るための行為>（旧法 1（2007 年 3 月 27 日）第 119A 条、旧法 7（2018 年 8 月 25 日）第 119A 条）

(1) 医薬品特許の特許権者の権利は、ある者が特許でクレームされた発明を実施しており、当該実施が、

(a) 以下の商品、即ち、商品がオーストラリア治療用商品登録簿に登録されることに関連する目的

(i) 治療用として意図されているものであり、

(ii) 1989 年治療用品法で定義されている医療機器又は治療機器ではない商品

、または、

(b) 外国または外国の一部の法律に基づいて、同様の規制上の承認を取得することに関連する目的

のみを目的とする場合には、その者により侵害されない。

(2) (1)は、(1)(b)に記載された目的のためのオーストラリアからの物品の輸出には適用しないが、第 6 章第 3 部に従って特許存続期間が延長され、かつ、当該物品が以下を含むか、または以下から構成される場合を除く。

(a) 特許の完全な明細書に開示され、かつ、その明細書のクレームに実質的に含まれる医薬品物質自体、または

(b) 遺伝子組み換え DNA 技術を使用する工程で製造された医薬品物質で、特許の完全な明細書に実質的に開示され、その明細書のクレームの範囲にあるもの。

- (3) 本条において、医薬品特許とは、以下をクレームする特許を意味する。
- (a) 医薬品物質、または
 - (b) 医薬品物質に関連する方法、用途、製品であって、以下のいずれかを含む
 - (i) その物質を製造するのに必要な原料の製造方法
 - (ii) その物質を製造するのに必要な原料である製品
 - (iii) その物質のプロドラッグ、代謝物、誘導体である製品

特許法第 119B 条 <特許権侵害とならない場合：規制上の承認を得るための行為（非医薬品）>（旧法 2（2012 年 5 月 3 日）第 119B 条：改正、旧法 7（2018 年 8 月 25 日）第 119B 条）

- (1) 何人も、本項を除けば特許権侵害となるような行為を、その行為が、以下の目的のみのために実施される場合には、当該特許を侵害することなく行うことができる。
- (a) 製品、方法、または工程の実施のため、連邦法、州法、または準州法により必要とされる承認を得ることに関連する目的、または、
 - (b) 他の国または他の地域の法律に基づく同様の承認を得ることに関連する目的。
- (2) 本条は、第 119A 条(3)の意味での医薬特許には適用されない。

特許法第 119C 条 <特許権侵害とならない場合：実験目的の行為>（旧法 2（2012 年 5 月 3 日）第 119C 条：改正、旧法 7（2018 年 8 月 25 日）第 119C 条）

- (1) 何人も、本項を除けば特許権侵害となるような行為を、その行為が、特許の内容に関する実験目的で実施される場合には、当該特許を侵害することなく行うことができる。
- (2) 本条の適用上、発明の内容に関する「実験目的」には、以下の項目を含むが、これらに限定されない。
- (a) 発明の特性の決定
 - (b) 発明に関するクレームの決定
 - (c) 発明の改良または変更
 - (d) 発明に関する特許またはクレームの有効性の決定
 - (e) ある行為の実施により、東海発明の特許が侵害することになるか、または侵害しているかの決定

（５）特許の出願：（CPTPP 第 18・42 条）

CPTPPでは、先願主義を規定する。（CPTPP第18・42条）

第18・42条 特許の出願

各締約国は、発明が二以上の発明者によって個別に行われ、かつ、当該発明を請求の範囲に記載している出願が別個に当該各締約国の関係当局に対し、又は当該関係当局宛てに提出された場合には、特許を受けることができる出願であって、最先の出願日又は該当するときは優先日を有するものに当該各締約国が特許を与えることを定める（注1）。ただし、当該出願が公表の前に取り下げられ、放棄され、又は却下されたときは、この限りでない（注2）。

注1 締約国は、冒認出願の場合、この協定が当該締約国について効力を生ずる日の前の有効な出願日を有する少なくとも一の請求項を有し、若しくはいずれかの時に有していた出願である場合又は当該請求項を有し、若しくは有していた出願に対する優先権の主張を伴い、若しくはいずれかの時に伴っていた出願である場合には、この条の規定を適用することを要求されない。

注2 締約国は、先の出願が取り下げられ、放棄され、若しくは却下された場合又は先の出願が後の出願に対する先行技術ではない場合には、特許を受けることができる後の出願に特許を与えることができる。

【メキシコ】

メキシコ産業財産法では、複数の者が同一の発明、実用新案等をそれぞれ独立になした場合は、それぞれの出願を最先に提出する者又は最先の優先権を主張する者が当該出願の特許又は登録を得る優先的権利を有することが規定されている。2020年改正法により、ダブルパテントの禁止が明確に規定された。また、冒認出願による特許登録は、特許無効理由である。

なお、CPTPP第18・42条の注1については、現地法律事務所によれば、先願が冒認出願の場合、後の出願は、新規性の欠如と先行出願の存在により、IMPIによって拒絶されるべきである、とのことである。

産業財産法第38条（旧法1（2010年6月29日）第10条の2、旧法5（2018年5月18日）第10条の2）

特許又は登録を得る権利は、第40条に規定に反することなく、それぞれの場合に応じ発明者、創作者又は設計者に属する。発明、実用新案、意匠又は集積回路の回路設計が複数名により共同でなされた場合は、特許又は登録を得る権利は、それら複数の者すべての共有に属する。

複数の者が同一の発明、実用新案、意匠又は集積回路の回路設計をそれぞれ独立になした場合は、それぞれの出願を最先に提出する者又は最先の優先権を主張する者が当該出願の特許又は登録を得る優先的権利を有する。ただし、当該出願が出願の取下、放棄又は拒絶された場合は除く。

特許又は登録を得る権利は、慣習法で認められている方法で譲渡することができる。

産業財産法第101条（改正）

出願人が最初の権利の所有者である場合でも、他者によって既に保護されている事項、又は、その本質的な技術的特徴が当該事項によって包括される事項が実質的に変更されていない事項について、特許は付与されない。

旧法5（2018年5月18日）第42条（旧法1（2010年6月29日）第42条）

複数の発明者が互いに独立して同一の発明をした場合、特許を受ける権利は、当該出願が拒絶又は放棄されない限り、最も早い出願日又は認識された優先日を有する出願をした者に帰属する。

産業財産法第105条（旧法1（2010年6月29日）第38条の2、旧法5（2018年5月18日）第38条の2）

本庁は、特許出願が、本法第94条(1)、(4)、(7)、(8)及び(9)の要件に従うことを条件に、願書提出の日時を特許出願日として認定する。

出願日は出願間の優先順位を決める。

特許出願が願書提出の日において上記段落の条件を満たしていない場合には、かかる要件が充足された日を出願日とみなす。

産業財産法第50条：改正

本庁は、審査及び権利付与の手段を通じて、公有領域を確保し、同じ発明に二重に特許することを防止しなければならない。

産業財産法第154条

特許は、次の場合にのみ無効とされる。

（略）

(8) 本法第38条の規定により、特許を受ける権利を有しない者に付与された場合。：（2020年法改正）

【カナダ】

カナダ特許法では、出願人が異なる場合、2つの出願の出願日が異なる場合は、いずれか一方が特許法第28.2 (c)、(d) の先行技術になり得るため、後願を排除することができる。出願日が同一の場合は、いずれの出願も先行技術にならない。一発明一出願を規定する特許法第36条により1つの発明に対して複数の特許を与えることを禁止していると解釈され、二重特許が禁止されている。

カナダ特許法では、発明者（又は、発明の譲渡を受けた発明の所有者）又は発明者の代理人によって特許出願ができるとされている。現地法律事務所のコメントを以下に記載する。

発明者資格に関する紛争は通常、訴訟で解決される。特許庁は出願人から提供された情報に依拠し、審査中に発明者であることを独自に評価・確認することはない。訴訟において発明者であることの虚偽が証明された場合、特許法第53条第1項により特許が無効になる可能性がある。

特許法第28.2条 <クレームの主題が先に開示されてはならない>（旧法1（2006年9月21日）第28.2条、旧法8（2018年12月23日）第28.2条）

(1) カナダ特許出願(以下「係属中の出願」と称する)におけるクレームで特定された主題は、次の開示がされていないことを要する。

（略）

(c) 出願人以外の者によりされ、かつ、その出願日がクレーム日より前であるカナダ特許出願においてされた開示

(d) 出願人以外の者によりされ、かつ、その出願日がクレーム日より後であるカナダ特許出願(以下「同時係属中の出願」と称する)においてされた開示であって、次の条件に該当するも

の

- (i) 当該同時係属中の出願が、
 - (A) 当該クレームで特定された主題を開示した特許出願をカナダにおいて又は関して先に正規にした者、又はその代理人、法定代理人若しくは前権利者によりされたか、又は
 - (B) カナダが締約国である特許に関する条約又は協定に定める条件に基づいて保護を受ける権利を有する者であって、条約、協定又は法律がカナダ国民に同様な保護を与える他の国において若しくはその国に対して当該クレームで特定された主題を開示している特許出願を先に正規にした者により又はその代理人、法定代理人若しくは前権利者によりされ、
 - (ii) 先に正規にされた出願の出願日が係属中の出願のクレーム日より前であり、
 - (iii) 同時係属中の出願の出願日が先に正規にされた出願の出願日から12月以内であり、かつ
 - (iv) 当該同時係属中の出願に関して、出願人が、先に正規にされた出願に基づいて優先権を主張した場合
- (2) (1)(c)に述べる出願又は(1)(d)に述べる同時係属中の出願は、公衆の閲覧に供される前に取り下げられた場合は、本条の適用上、初めから出願されなかったものとみなす。

特許法第36条 <1発明ごとの特許>（旧法1（2006年9月21日第36条、旧法8（2018年12月13日第36条）

(1) 1の特許は1発明のみに対して付与される。ただし、特許は、訴訟その他の手続において、2以上の発明に対して付与されたことのみを理由としては無効とみなしてはならない。

（以下、略）

特許法第27条 <長官は特許を付与することができる>（旧法1（2006年9月21日第27条、旧法8（2018年12月23日）第27条）

(1) 長官は、本法律に従ってカナダにおける特許出願がなされ、かつ、本法律に基づいて特許を付与するための他のすべての要件が満たされた場合は、発明者又は発明者の法定代理人に対して発明の特許を付与しなければならない。

（以下、略）

【豪州】

豪州特許法では、同一発明に関する特許出願について、2つの出願の出願日が異なる場合は、特許法第7条第1項(c) とそこに記載された別表1の先行技術ベースの定義の(b)(ii)の記載から、先願が所謂拡大先願による後願排除効を有する（出願人同一や発明者同一の場合の例外はない）が、出願日が同一の場合は、いずれの出願も先行技術にならず、いずれの出願も拒絶されない。同一発明の二重特許を禁止する明確な規定はないが、2以上の出願が同一発明者により同日に出願された場合には、特許を与えることを禁止している³⁷⁰。

特許法第64条 <特許付与：複数の出願>（旧法1（2007年3月27日）第64条、旧法7（2018

³⁷⁰ 5.6.9.10 Double patenting, Multiple Applications - s64(2), s101B(2)(h) (IP Australia ウェブサイト) <https://manuals.ipaustralia.gov.au/patent/5.6.9.10-double-patenting-multiple-applications---s-622-101b2h#requirement-that-inventors-be-the-same>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

年8月25日) 第64条)

(1) 本項に従い、同一又は実質的に同一の発明について2以上の特許出願がある場合、そのうちの1つの出願について特許が付与されても、他の出願について特許が付与されることを妨げない。

(2) 次の場合、

(a) 標準特許の出願が、特許の対象である発明と同一の発明をクレームし、同一の発明者によってなされた場合であって、

(b) 各明細書中の関連する請求項が同一の優先日を有する場合；
標準特許を付与することはできない。

特許法第7条 <新規性、進歩性、革新性> (旧法1 (2007年3月27日) 第7条、旧法7 (2018年8月25日) 第7条)

<新規性>

(1) この法律の適用上、発明は、次のいずれかの情報に照らして新規性がない場合を除き、先行技術ベースと比較して新規性があるものとみなされる：

(略)

(c)別表1の先行技術ベースの定義の(b)(ii)号に記載された種類の単一の明細書に含まれる先行技術情報。

別表1 (旧法別表1)

先行技術ベースとは

(略)

(b) 発明が新規であるか否かの判断に関連する場合：

(略)

(ii) 完全な出願に関して提出された公開明細書に含まれる情報：

(A) 当該情報が明細書のクレームの対象である場合、又は対象となる場合、当該クレームは検討中のクレームの優先日より早い優先日を有するか、又は有するであろうこと、及び

(B) 当該明細書が、検討中の請求項の優先日以降に発行されたこと、及び、

(C) 当該情報が出願日に明細書に記載されていたこと。

(6) 補正、補充及び意見：(CPTPP 第18・43条)

CPTPPでは、特許出願人に対し、その出願について補正・補充・意見を述べるための少なくとも一の機会を提供することを規定する。(CPTPP第18・43条)

第18・43条 補正、補充及び意見

各締約国は、特許出願人に対し、その出願について補正し、補充し、及び意見を述べるための少なくとも一の機会を提供する(注)。

注 締約国は、補正が出願日における発明の開示の範囲を超えないことを定めることができる。

【メキシコ】

メキシコ産業財産法では、特許の付与に対する拒絶理由が発見された場合、本庁はその権限により、出願人に対して、応答すること、情報又は書類を提示することを要求することができ、必要な場合には、補正することを要求することができる、と規定されている。

なお、CPTPP第18・43条の注については、出願書類又は出願人の自発的補正によって提出される書類には、全体としての原出願に含まれるものを超える範囲の追加事項又はクレームを含めることはできない、と規定されている。

産業財産法第111条

実体審査の結果、請求された特許の付与に対する拒絶理由が発見された場合、本庁はその権限により、出願人に対して、2月の期間内に、応答すること、情報又は書類を提示することを要求することができ、必要な場合には、該当する場合には補正箇所を示して補正することを要求することができる。

(以下、略)

旧法5（2018年5月18日）第55条（旧法1（2010年6月29日）第55条）

本庁は、次の場合には、出願人に対し、2月の期間内に、外国官庁が行った調査又は審査に関するものを含め、必要な追加的又は補足的な情報若しくは書類の提出、請求の範囲、明細書、図面の修正、又は適切と思われる説明を行うよう、書面で請求することができる：

- (1) 実体審査の実施に必要であると本庁が判断した場合。
- (2) 実体審査中又は実体審査の結果、出願された発明が特許性の要件を満たしていないこと、又は本法第16条及び第19条に規定する場合のいずれかに該当することが判明した場合。

(以下、略)

産業財産法第116条（改正）

本節記載の要件に従って提示された書類又は出願人の自発的補正によって提出される書類には、全体としての原出願に含まれるものを超える範囲の追加事項又はクレームを含めることはできない。

(以下、略)

旧法5（2018年5月18日）第55条の2（旧法1（2010年6月29日）第55条）

本法第50条及び第55条に規定するいずれかの要件に従って提出された書類、又は自発補正の場合には、全体としてみた当初の出願に含まれるものより広い範囲の主題又は請求の範囲を追加して含むことはできない。

(以下、略)

【カナダ】

カナダ特許法では、一定要件下で、カナダ特許出願に含まれた明細書及び図面は、特許発行前であれば補正することができる、と規定されている。なお、CPTPP第18・43条の注については、出願に含まれる明細書及び図面は、分割出願を除き、出願日時点の出願に含まれる明細書又は図面から合理的に推論することができない事項を加える補正は許されな

い、と規定されている。

特許法第38.2条 <明細書及び図面の補正>

(1)(2)から(3.1)並びに規則に従うことを条件として、カナダ特許出願に含まれた明細書及び図面は、特許が発行される前に補正することができる。

<制限>

(2) 出願に含まれる明細書及び図面は、分割出願を除き、出願日時点の出願に含まれる明細書又は図面から合理的に推論することができない事項を加える補正は許されない。

英語又はフランス語以外の言語

(3) ただし、出願日時点の出願に含まれる明細書又は図面の文言上の事項の全部又は一部が英語又はフランス語以外の言語による場合、明細書及び図面は、次の両方から合理的に推論することができない事項を加える補正は許されない。

(a) 出願日時点の出願に含まれる明細書又は図面、及び

(b) 規則に従って文言上の事項が英語又はフランス語の翻訳文に差し替えられた直後の出願に含まれる明細書又は図面

旧法8（2018年12月13日）第38.2条 <明細書及び図面の補正>（旧法1（2006年9月21日）第38.2条）

(1) (2)及び(3)並びに規則に従い、カナダにおける特許出願の一部として提出された明細書及び図面は、特許が発行される前に補正することができる。

(2) 明細書は、最初に提出された明細書または図面から合理的に推測されない事項を記載するために補正することはできない。ただし、当該事項が出願に関する先行技術であることが明細書において認められる場合を除く。

(3) 図面は、最初に提出された明細書または図面から合理的に推測できない事項を追加する形で修正することはできない。ただし、その事項が当該出願に対する先行技術であることを明細書で認めている場合はこの限りではない。

【豪州】

豪州特許規則では、出願人は拒絶理由に対して、書面をもって反論するか、願書若しくは完全明細書を補正するための許可を求めることができる、と規定されている。なお、CPTPP第18・43条の注については、完全な明細書の補正は、補正の結果、その明細書が以下の文書に開示されている範囲を超える事項を請求又は開示することになる場合には認められない、と規定されている。

特許規則第3.19条 <審査の実施：標準特許>（旧規則1（2010年7月1日）第3.19条、旧規則16（2018年10月17日）第3.19条）

(1) 局長は、特許願書又は完全明細書に対する合法的な拒絶理由が存在すると合理的に信じるときは、審査に関する報告にその拒絶理由を記載しなければならない。

(2) 出願人は、書面をもってその拒絶に反論するか又は願書若しくは完全明細書を第10章に従って補正するための許可を求めることができる。

(3) 出願人が、法律第45条に基づく報告書に対する応答として又はその報告書を予測して、特許願書又は明細書を補正する許可を求めたときは、局長は、その願書及び明細書を審査

し、各補正提案が実行されたものとして、報告しなければならない。

(4) 出願人が上記拒絶理由に反論したときは、局長は、その願書及び明細書を審査し、かつ、出願人によって提起された事項に留意しなければならない。

特許法第102条 どのような補正が許容されるか（旧法1（2007年3月27日）第102条、旧法7（2018年8月25日）第102条）

補正後の明細書が特定の文書に開示されている範囲を超える事項を請求または開示している場合、明細書全体の補正は認められない。

(1) 完全な明細書の補正は、補正の結果、その明細書が以下の文書に開示されている範囲を超える事項を請求又は開示することになる場合には認められない：

(a)提出された明細書全体

(b)その他の所定の書類（もしあれば）。

（以下、略）

（7）特許出願の公開：（CPTPP 第 18・44 条）

CPTPPでは、特許出願を、最先の優先日から18か月を経過した後速やかに公開するよう努めることを規定し、出願人による早期出願公開請求ができることを定める。（CPTPP第18・44条第2項、第3項）

第18・44条 特許出願の公開

1 各締約国は、特許制度における透明性が有益であることを認め、公開されていない係属中の特許出願を出願日又は優先権が主張される場合には最先の優先日から18箇月を経過した後速やかに公開するよう努める。

2 締約国は、1の規定に従い係属中の出願が速やかに公開されない場合には、当該出願又はこれに対応する特許を実行可能な限り速やかに公開する。

3 各締約国は、1に規定する期間が満了する前に出願人が早期の出願の公開を請求することができることを定める。

【メキシコ】

産業財産法では、方式審査が承認され、出願日から18月まで経過した後、出願が公開されるが、出願人の請求により、18月の満了前に出願が公開されることが規定されている。

産業財産法第107条：改正

方式審査が承認され、出願日から18月までが経過した後、出願日必要に応じて優先日順に、出願を公開する。

（略）

出願人の請求により、次の場合に限り、その期間の満了前に出願を公開することができる。

手続が遵守され、対応する手数料の支払証明が提出された場合。

（以下、略）

旧法5（2018年5月18日）第52条（旧法1（2010年6月29日）第52条）

係属中の特許出願の公開は、認定された優先権の出願日から起算して 18 月の期間の満了後、可能な限り速やかに行わなければならない。出願人の請求により、出願は上記期間の満了前に公開される。

【カナダ】

特許法では、特許出願書類等は、出願人の承認を受けた場合を除き、出願日又は優先日から 18 月の秘密保持期間の満了を待って公衆の閲覧に供される、と規定されている。

特許法第 10 条 <公衆の閲覧>（旧法 1（2006 年 9 月 21 日）第 10 条、旧法 8（2018 年 12 月 13 日）第 10 条）

(1) (2)から(6)まで及び第 20 条に従うことを条件として、特許庁の保有するすべての特許、特許出願及び特許若しくは特許出願に関連する書類は、所定の条件に基づいて特許庁において公衆の閲覧に供されるものとする。

<秘密保持期間>

(2) 出願人の承認を受けた場合を除き、特許出願又は特許出願に関連して提出された書類は、18 月の秘密保持期間が満了する前に公衆の閲覧に供してはならない。

<秘密保持期間の始期>

(3) 秘密保持期間は、出願がなされた日に開始し、又は出願に関して優先権主張がされている場合は、先に正規にされた出願であって主張の基礎となるものの最先の出願日に開始する。

<主張の取下>

(4) 優先権主張が所定の日以前に取り下げられた場合は、(3)の適用上、かつ、その取り下げられた範囲において、その優先権主張は、最初からされなかったものとみなす。

<出願の取下>

(5) 出願が所定の日以前に規則に従って取り下げられた場合は、当該出願を公衆の閲覧に供してはならない。

<所定の日>

(6) (4)又は(5)にいう所定の日は、秘密保持期間が満了する日以前でなければならない。

【豪州】

特許法及び特許規則では、最先の出願日又は優先日から起算して 18 月後に公開されるが、明細書一式が公衆の縦覧に供されていない場合は、出願人から請求があれば、明細書一式が公衆の縦覧に供されている旨の公告を官報に掲載しなければならない、と規定されている。

特許法第 54 条 <公告の通知>（旧法 1（2007 年 3 月 27 日）第 54 条、旧法 7（2018 年 8 月 25 日）第 54 条）

(1) 標準特許出願（PCT 出願を除く）について提出された明細書一式が公衆の縦覧に供されていない場合、局長は、出願人から請求があれば、規則に従って、明細書一式が公衆の縦覧に供されている旨の公告を官報に掲載しなければならない。

(2) 第 41 項(2)が明細書に適用される場合、明細書に第 6 項(c)に記載される明細書が含まれていなければ、出願人は明細書に関して第(1)項に基づく請求を行うことができない。

(3) 以下の場合：

(a) 標準特許出願（PCT 出願を除く）に関して明細書一式が提出された場合。

(b) 所定の期間が終了した場合。

(c) 明細書が公衆の縦覧に供されていない場合；

局長は、出願が失効し、又は拒絶され、若しくは取り下げられた場合を除き、明細書が公開されている旨の通知を官報に公告しなければならない。

（以下、略）

特許規則第 4.2 条 <明細書を公衆の閲覧に供する旨の公告>（旧規則 1（2010 年 7 月 1 日）第 4.2 条、旧規則 16（2018 年 10 月 17 日）第 4.2 条）

(1) 法律第 54 条(1)に基づく請求は、承認された様式によらなければならない。

(2) 法律第 54 条(1)の適用上、局長は、次の事項が行われた後速やかに、公告を行わなければならない。

(a) 出願人が、公告を請求すること、

(b) 関連する要約が、最終的に完成すること、及び

(c) 規則 3.2A(1)に基づく指示が与えられている場合—その指示が遵守されること

(3) 法律第 54 条(3)(b)の適用上、所定の期間は、明細書の提出日から、

(a) 明細書の提出日、又は

(b) 規則 3.12 にいう最先の優先権書類の提出日、

のうち何れか早い方の後 18 月の終了までの期間である。

（８）公開された特許出願及び与えられた特許に関する情報：（CPTPP 第 18・45 条）

CPTPPでは、公開された特許出願及び与えられた特許について、(a) 調査及び審査の結果、(b) 出願人からの秘密でない連絡、(c) 出願人及び関連する第三者が提出した特許文献又は非特許文献の列記、に関する情報を、当局が保有し、公衆が利用することができるようにすることを規定する。（CPTPP第18・45条）

第18・45条 公開された特許出願及び与えられた特許に関する情報

各締約国は、公開された特許出願及び与えられた特許に関し、次の情報が、権限のある当局により保有されており、かつ、この協定が当該各締約国について効力を生ずる日以後に得られたものである限りにおいて、当該特許出願及び当該特許の処理に関する当該各締約国の要件に従い、少なくとも当該情報を公衆が利用することができるようにする。

(a)調査及び審査の結果（関連する先行技術に関する調査の詳細又は当該調査に関連する情報を含む。）

(b)適当な場合には、出願人からの秘密でない連絡

(c)出願人及び関係する第三者が提出した特許文献又は非特許文献の列記

【メキシコ】

産業財産規則では、特許出願ファイルは閲覧できると規定されている。現地法律事務所によれば、CPTPP第18.45条を担保する規定は、産業財産規則第18条であるとのことである。

メキシコにおける特許および意匠公報は、メキシコ産業財産庁（IMPI）のウェブサイトからアクセスすることができる³⁷¹。現地法律事務所は、以下のようにコメントしている。出願人からの秘密でない連絡、及び、出願人及び関係する第三者が提出した特許文献又は非特許文献の列記については、このサイトからは閲覧できないが、特許が付与された場合のみ、すべての文書が公開される。公開請求手続き（機密文書の公開を含む）は存在しない。

産業財産規則第18条

ファイルは、閲覧することができ、それらが関係する産業財産権の存続期間中、産業財産庁の書庫に保存されるものとする。ただし、産業財産庁がより長い期間保存すべきと考える場合を除く。

（以下、略）

【カナダ】

特許法では、知的財産局の保有するすべての特許、特許出願及び特許若しくは特許出願に関連する書類は、知的財産局において公衆の閲覧に供されるものとする、と規定されている。

現地法律事務所のコメントは以下のとおりである。

出願人からカナダ知的財産庁(CIPO)への非機密の通信は、秘密保持期間終了後、一般公開される。出願人または関連する第三者によって提出された特許または非特許文書のリストも、出願人によって機微な個人情報を有すると特定されない限り、秘密保持期間が終了すれば、特許庁のデータベース³⁷²上で一般に閲覧可能となる³⁷³。さらに、特許出願ファイル上の非機密の通信や文書のコピーは、特許庁に手数料を支払うことで取り寄せることができる³⁷⁴。

特許法第 10 条 <公衆の閲覧>（旧法 1（2006 年 9 月 21 日）第 10 条、旧法 7（2018 年 12 月 13 日）第 10 条）

(1)(2)から(6)まで及び第 20 条に従うことを条件として、知的財産局の保有するすべての特許、特許出願及び特許若しくは特許出願に関連する書類は、所定の条件に基づいて知的財産局において公衆の閲覧に供されるものとする。

（以下、略）

【豪州】

特許法では、出願又は特許に関して提出されたすべての書類（所定の書類を除く）や出願又は特許に関連するすべての書類（所定の書類を除く）の写しは、公衆の閲覧に供され

³⁷¹ El SIGA (Sistema de Información de la Gaceta de la Propiedad Industrial) (メキシコ政府 IMPI ウェブサイト) <https://siga.impi.gob.mx/>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

³⁷² Canadian Patents Database (カナダ政府ウェブサイト) <https://www.ic.gc.ca/opic-cipo/cpd/eng/introduction.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

³⁷³ MOPOP の 8.02.05a 項を参照 https://s3.ca-central-1.amazonaws.com/manuels-manuals-opic-cipo/MOPOP_English.html#_Toc185246275（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

³⁷⁴ Order IP documents (カナダ政府ウェブサイト) <https://isfed-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/order-ip-documents>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

る、と規定されている。IP Australiaのウェブサイトから特許³⁷⁵、商標³⁷⁶、意匠³⁷⁷のデータベースにアクセス可能である。従って、(a)調査及び審査の結果は、公衆が利用することができる。現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

審査報告書は公開されており、閲覧が可能である。審査応答および補正書は閲覧が可能である。機密性の高い個人情報が含まれている、または著作権やライセンス制限により公開が制限されている情報が記載されているとみなされた文書は、閲覧できない。出願人または他の当事者により提出された特許またはNPL文書のリストは、一般的に公開されていない。

eDossierで公開されていない文書を見たい場合は、1990年特許法第55条に基づき、文書（複数可）の請求を行うことができる。オーストラリア知的財産庁が請求文書を印刷し、手数料を支払った請求者に7営業日以内に郵送する。1990年特許法第55条は、縦覧に供される出願に関するものであり、受理又は付与の前後を問わず、出願又は特許に関して提出されたすべての書類（所定の書類を除く）へのアクセスについて規定している。

特許法第55条 <公衆の閲覧に供される文書>（旧法1（2007年3月27日）第55条、旧法7（2018年8月25日）第55条）

(1) 第54条の規定又は第62条(3)の規定に基づいて公告が発行された場合、当該する明細書及び所定のその他の書類がある場合には、公衆の閲覧に供される。

(2) 標準特許の出願に関して第49項(5)(b)の規定に基づく公告、又はイノベーション特許の付与に関して第62項(2)の規定に基づく公告が行われた場合、次に掲げる文書は公衆の閲覧に供される：

(a) 出願又は特許に関して提出されたすべての書類（所定の書類を除く）；

(b) 特許が消滅し、満了し又は取り消された後に、従前の特許に関して提出されたすべての文書（所定の文書を除く）；

(c) 局長が出願人若しくは特許権者又は従前の出願人若しくは特許権者に交付した出願又は特許に関連するすべての書類（所定の書類を除く）の写しであって、既に公衆の閲覧に供されていないもの。

（以下、略）

（9）特許を与える当局の不合理的な遅延についての特許期間の調整（凍結条項）：（CPTPP 第18・46条）

CPTPPでは、自国における特許の付与において不合理的な遅延がある場合には、当該遅延について補償するために特許期間を調整するための手段を定め、及び特許権者の要請があるときは当該遅延について補償するために特許期間を調整することを定める。不合理的な遅延には、少なくとも、締約国の領域において出願した日から5年又はその出願の審査の請求が行われた後3年のうちいずれか遅い方の時を経過した特許の付与の遅延を含む。（CPTPP

³⁷⁵ search existing patents (豪州政府 IP Australia ウェブサイト)

<https://www.ipaustralia.gov.au/patents/search-existing-patents>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³⁷⁶ search existing trade marks (豪州政府 IP Australia ウェブサイト)

<https://www.ipaustralia.gov.au/trade-marks/search-existing-trade-marks>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³⁷⁷ search existing designs (豪州政府 IP Australia ウェブサイト)

<https://www.ipaustralia.gov.au/design-rights/how-to-search-existing-designs>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

第18・46条第3項、第4項前段）（凍結条項）

第18・46条 特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整（凍結条項）

1 各締約国は、不合理又は不必要な遅延を回避することを目的として、効率的かつ適時に特許出願を処理するため最善の努力を払う。

2 締約国は、特許出願人の特許出願の審査を迅速に行うことを当該特許出願人が要請するための手続を定めることができる。

3 締約国は、自国における特許の付与において不合理な遅延がある場合には、当該遅延について補償するために特許期間を調整するための手段を定め、及び特許権者の要請があるときは当該遅延について補償するために特許期間を調整する（注）。

注 附属書18-D（ペルー）の規定は、この3の規定について適用する。

4 この条の規定の適用上、不合理な遅延には、少なくとも、締約国の領域において出願した日から5年又はその出願の審査の請求が行われた後3年のうちいずれか遅い方の時を経過した特許の付与の遅延を含む。締約国は、そのような遅延の決定において、特許を与える当局による特許出願の処理（注1）又は審査の間に生じたものではない期間、特許を与える当局が直接に責めに帰せられない（注2）期間及び特許出願人の責めに帰せられる期間を除外することができる（注3）。

注1 この4の規定の適用上、締約国は、処理とは当初の行政上の処理及び付与の時の行政上の処理をいうものと解することができる。

注2 締約国は、「特許を与える当局が直接に責めに帰せられない」遅延を特許を与える当局の指示又は監督の外にある遅延として扱うことができる。

注3 この条の規定は、第18・10条（既存の対象事項及び過去の行為についてのこの章の規定の適用）の規定にかかわらず、この協定が締約国について効力を生ずる日又はこの協定の署名の2年後の日のうち当該締約国についていずれか遅い日の後に提出された全ての特許出願に適用する。

【メキシコ】

（凍結条項）

メキシコ産業財産法では、出願日から特許付与日まで5年を超える場合であって、審査の遅延が特許庁に起因する遅延である場合、5年を超えない範囲で、2日の遅延ごとに1日の補充的保護証明（特許期間の調整）の申請が可能となると規定されている。

なお、2020年7月1日に発効³⁷⁸した米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）において、特許付与当局による遅延による特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するための権利期間の調整について、CPTPPと同様の規定が記載されている（第20.44条）。

産業財産法第126条：改正

本庁に直接起因する特許審査に不合理な遅延があり、その結果、メキシコでの出願日から特許査定までの期間が5年を超える場合、利害関係者の請求により、その存続期間を調整するために補充証明書を交付することができる。

³⁷⁸ United States-Mexico-Canada Agreement (The Office of the United States Trade Representative (USTR) ウェブサイト) <https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

産業財産法第127条：改正

前条記載の証明書の存続期間は5年を超えてはならない。

産業財産法第128条：改正

本節の目的上、次のように理解される。

- (1) 出願日：本庁が特許出願を受け取った日又は国内段階に入った日。
- (2) 特許審査：メキシコでの出願日から特許査定までに経過する期間。
- (3) 査定日：特許査定が通知された日、及び
- (4) 正式審査の有利な決定日：出願の審査・公開及び必要に応じて実質的に審査を継続するために重要な要素を出願が有することを本庁が通知する日。

産業財産法第129条：改正

所有者は、本法、その施行規則及び補充証明に関するその他の該当規定に定められた要件に準拠する旨を記載した書面により、補充証明書を1回のみ請求できる。

本法第110条の第2段落に規定されている通知を準拠する場合、請求は独立して提出する必要がある。その時点以降に提出された請求は失効と見なされ、棄却される。

産業財産法第130条：改正

請求には以下が含まれていなければならない。

- (1) 出願番号、出願日、本法第110条第2段落に規定されている通知した日。
- (2) 補充証明書に対する請求人の意見、及び
- (3) 対応する手数料の支払証明

本庁が本条記載の要件の何れかに欠如又は欠陥を認めた場合、5日以内に1回、必要とみなすものを特定又は明確にして訂正を請求人に求める。定められた要件が示された期間内に充足しない場合、請求は棄却される。

産業財産法第131条：改正

補充証明の許容性を査定する場合、本庁は以下を行わなければならない。

- (1) 特許審査が5年を超えたかを確認し、それ以外の場合は、請求を棄却する。
- (2) 特許審査がこの期間を超えた場合、合理的な遅延に対応する期間を確定し、特許審査期間からそれを差し引く。結果として生じる期間が5年未満の場合、本庁は請求を棄却する。結果として生じる期間が5年を超える場合、本庁は不合理な遅延に対応する日数を確定する。これにより、不合理な遅延2日ごとに1日の有効な補充証明書が交付される。

産業財産法第132条：改正

前条の目的のために、以下は合理的な遅延とみなす。

- (1) 出願日から正式審査の有利な決定日までに経過する期間。
- (2) 本法第117条に従って用いられる付加期間及び特許審査期間のために、審査を遅らせる傾向がある出願人の作為又は不作為に起因する期間。
- (3) 本庁の作為若しくは不作為に起因しない期間、又は、例えば、管理上若しくは管轄上の異議申立の実施中に経過した期間、若しくはそれらに由来する期間など、本庁の制御が及

ばない期間。

(4) 不可抗力又は天災に起因する期間。

産業財産法第133条：改正

補充証明書の交付が認められた場合、それぞれで調整した期間に対応する手数料と証明書発行に対応した手数料とを、本庁は請求人に1月以内に支払うことを通知する。

前項記載の期間が満了しても請求人が要件を遵守しない場合、請求は放棄されたものとみなす。

産業財産法第134条：改正

本庁は、所有者への証拠及び公式の承認として、各補充証明書の権原を発行し、公報に公開する。補充証明書は、それが有効である限り、特許の存続期間20年が切れた翌日に発効する。

産業財産法第135条：改正

補充証明書は、それが由来する特許と同じ権利を付与し、同じ制限と義務が対象となる。本法第57条(2) (a)及び第57条(2) (b)に記載されている要件の場合、これらは補充証明書の存続期間を考慮して計算される。

産業財産法第136条：改正

補充証明書は、その存続期間の満了時に失効し、それが保護する権利は公知技術となる。補充証明書の存続期間の満了は、本庁による指令を必要としない。

【カナダ】

カナダは、別途、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）に基づき、2025年までにPTA制度を採用することが義務付けられている。特許法を改正し、一般的な特許期間調整(PTA)のシステムを導入する法案(法案C-47)が、2023年6月22日に承認された³⁷⁹。法律C-47は、USMCAに基づくカナダの義務を満たすために特許法を改正するための法律であり、2025年1月1日に発効する^{380 381}。

法律C-47

第493条

特許法第46条の次に以下の条項を追加することにより、特許法を改正する。

第46.1条

³⁷⁹ C-47 An Act to implement certain provisions of the budget tabled in Parliament on March 28, 2023 (カナダ議会ウェブサイト)

<https://www.parl.ca/legisinfo/en/bill/44-1/c-47> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

³⁸⁰ ASSENTED TO June 22, 2023 BILL C-47 (カナダ議会ウェブサイト)

<https://www.parl.ca/documentviewer/en/44-1/bill/C-47/royal-assent> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

³⁸¹ Patent additional term in Canada (カナダ政府ウェブサイト)

<https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/patent-additional-term-canada> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

- (1) 特許庁長官は、以下の場合には特許の追加期間の登録をしなければならない。
 - (a) 特許が以下の何れか遅い時期より後に登録されている、かつ
 - (i) 第(2)項に定める期日の5年後。
 - (ii) 第35条(4)項を考慮せずに、特許出願に関して第35条に基づく審査請求がなされた日から3年後。ただし、第35条(1)項に規定される所定の手数料が支払われ、該当する場合には第35条(3)項(a)に規定される所定の遅延手数料が支払われていること。
 - (b) 特許出願の出願日が2020年12月1日以降であること、および
 - (c) 特許権者が規則に従って追加の期間を申請し、特許発行日から3か月以内に所定の手数料を支払うこと。
- (2) (1)(a)(i)の目的のため、適用日は以下である。
 - (a) 分割出願に基づいて発行された特許の場合は、所定の日
 - (b) 特許規則第1条第1項に定義されているPCT国内段階出願に基づいて発行された特許の場合は、所定の日
 - (c) その他の場合は、特許出願の出願日
- (3) 第44条に定める期間が満了した時点で、第46条を考慮せずに追加期間が開始する。ただし、特許がその期間の満了まで有効であり、その満了前に無効にならない場合に限る。
- (4) 特許庁長官は、追加期間の長さを決定するものとし、その期間の長さは、第一項(a)に定める日のうち遅い方の日と特許が発行された日との間の日数から、規則で定める日数を減じた数に等しくなければならない。
- (5) (1)項にかかわらず、(4)項に基づく期間の決定の結果がゼロまたはマイナスとなった場合、本条項に基づく追加期間は認められない。
- (6) 追加期間は、第46.2条に従う。
- (7) 特許庁長官は、特許庁に記録されている特許番号、追加期間、その他の所定の情報を記載した追加保護証明書を発行し、特許権者に送付しなければならない。
- (8) この条および第46.3条および第46.4条の目的上、第47条に基づき特許が再発行された場合、その特許は最初の特許が発行された日に発行されたものとみなされ、その特許の申請は最初の特許の申請とみなされる。

第46.2条

- (1) 第46.1条に基づき認められた追加の期間において特許により付与された権利を有効に維持するためには、所定の期間内に所定の手数料を支払わなければならない。
- (2) 所定の料金が所定の期日までに支払われない場合、
 - (a) 所定の遅延料金が所定の料金に加えて支払われなければならない、
 - (b) 特許庁長官は、所定の料金および遅延料金が、所定の期日後6ヶ月以内および通知の日付後2ヶ月以内のいずれか遅い期日までに支払われない場合、追加の期間が満了したものとみなされる旨を記載した通知を特許権者に送付しなければならない。
- (3) 督促状の発付前に所定の手数料および遅延損害金を納付した場合、または督促状を発付した場合には、所定の期日から6か月を経過した日と発付した日の翌日から2か月を経過した日のいずれか遅い日までに所定の手数料および遅延損害金を納付したときは、所定の手数料は所定の期日に納付したものとみなされる。
- (4) 所定の期日後6ヶ月以内かつ通知の日から2ヶ月以内に所定の手数料および延滞料が支

払われない場合、追加の期間は、所定の期日をもって終了したものとみなされる。

(5) 規定に従い、(4)項に基づき追加の期間が満了したとみなされた場合、以下の場合には、(4)項の効力が発生しなかったことになる。

(a) 特許権者が所定の期間内に、

(i) 追加の期間が満了したとみなされたことがないよう長官に請求し、

(ii) その請求において、所定の期日後6ヶ月以内かつ通知の日付後2ヶ月以内のいずれか遅い日までに所定の手数料および遅延手数料を支払わなかった理由を述べ、

(iii) 所定の手数料、遅延手数料、および追加の所定手数料を支払うこと、および

(b) 特許庁長官が、状況により要求される相当な注意を払ったにもかかわらず不履行が生じたと判断し、その判断を特許権者に通知する。

(6) (5)が適用される場合、連邦裁判所は、以下のいずれかを判断した場合、命令により、追加の期間が適用される所定の日に満了したと宣言することができる。

(a) (5)号(a)(ii)で言及されている理由の説明に、重大な虚偽の申し立てが含まれていると判断した場合、または

(b) 第5項(b)が適用される場合、状況により要求される適切な注意が払われたにもかかわらず、第5項(a)(ii)に言及されている不履行は発生しなかった場合。

第46.3条

(1) 特許庁長官は、自らの判断または何人かの申請に基づき、第46.1条に基づき付与された追加任期の期間を再考することができる。

(2) 再考の申請は、規定に従って所定の手数料を添えて行うものとする。

(3) 再審査の通知は、規定に従って特許権者に送付される。

(4) 特許庁長官が、再考の結果、当該期間が第46.1(4)項で認められた期間よりも長いと判断した場合は、同項に従って追加期間を短縮し、その他の場合は再考を却下する。

(5) 特許庁長官が存続期間の短縮をするときは、特許庁長官は、追加保護証明書の訂正版を発行し、特許権者に送付しなければならない。

(6) 長官は、裁判手続きの結論が出るまで、本条に基づく再考を保留することができる。

第46.4条

(1) 特許権者に対してなされた第46.1条に基づき付与された追加期間の短縮の命令について、連邦裁判所への訴訟を提起することができる。

(2) 裁判所が、その期間が第46.1条(4)項で認められた期間よりも長いと判断した場合、裁判所は命令により、同項に従ってその期間を短縮しなければならない、その場合には、特許庁長官の権限を行使し、または義務もしくは機能を遂行することができる。

(3) 裁判所が期間を短縮した場合、裁判所の登記所の担当官は、裁判所の命令の認証謄本を特許庁長官に送付し、特許庁長官は、追加期間を記載した訂正証明書を発行し、特許権者に送付する。

法律C-47

第494条

特許法第47条 (1) および (1.1) の各項は、以下の条項に置き換えられる。

(1) 特許が、明細書および特許請求の範囲の記載が不十分であること、または特許権者が新規であると主張する権利を有していないにもかかわらず、より多くまたはより少なくを主張したことなどを理由に、欠陥がある、または無効であるとみなされる場合であっても、同時に、その誤りが、詐欺的または欺瞞的な意図を持たずに、不注意、事故、または過失によって生じたことが明らかである場合、特許庁長官は、特許権者が行った修正後の明細書および特許請求の範囲に従って、同一の発明について、当初の特許の第44条または第45条に規定された残存期間（該当する場合、第46.1条に基づき付与された残存期間）について、新特許を発行することができる。

(1.1) 第1項は、補足保護証明書に原特許が記載されており、第44条または第45条に言及されている原特許の期間が満了した場合にも適用される。また、該当する場合は、その期間および第46条1項に基づき付与された追加期間の両方が満了した場合を除く。ただし、その場合、存続期間が満了したままの新特許の発行は、証明書に基づき付与された権利、特権、自由を確立することを目的とする。

法律C-47

第495条

特許法第48.4(3)(c)項は、以下のとおり置き換えられる。

(c) 特許の請求を修正するか、特許に新たな請求を組み込む場合、修正された請求または新たな請求は、証明書の発行日から、特許の有効期間（および該当する場合は特許の追加有効期間）の満了まで有効となる。

法律C-47

第496条

特許法第55.11(1)項は、(b)項の末尾の「及び」を削除し、(c)項の後に以下の文言を追加することにより改正される。

(d) 第46.2項(2)で言及されている所定の手数料が、同項で言及されている適用される所定の期日までに支払われなかった特許。ただし、第46.2項(3)は考慮しないものとする。及び、

(e) 第46条の規定を考慮せずに、第44条に定める期間が満了した後、第46.1条に基づき追加の条件が付与された特許。

法律C-47

第497条

特許法第106条(4)項は、以下の内容に置き換えられる。

(4)(3)項の規定にかかわらず、第46条を考慮せずに、第44条に規定する特許権の存続期間満了前の所定の期間内に、出願を行うことはできない。

法律C-47

第498条

(1) 特許法第116条(2)項は、以下の条項に置き換えられる。

(2) 補足保護証明書は、第46条は考慮せず、証明書に記載された特許の第44条に規定された

期間の満了時に効力を生じる。ただし、特許がその期間の満了まで有効であり、その満了前に無効とならない場合にのみに限る。

(2) 法第116条を次のように改正する。(5)項の次に次の内容を追加する。

(6) より明確にするために、証明書の有効期間は、第46.1条に基づき付与された追加の条件と並行して継続する。

法律C-47

第499条

本規定は、2025年1月1日またはそれ以前の日付で、総督の閣議決定により定められた日付に発効する。

【豪州】

豪州特許法において、特許期間調整(PTA)は導入されていない。豪州は、2005年に発効した米国とのFTA(AUSFTA)の第17.9条第8項(a)³⁸²において、「締約国による特許の発行が不当に遅延する場合には、当該締約国は、特許権者の要請に応じて、当該遅延を補償するために特許の期間を調整する手段を提供するものとし、特許権者の要請に応じて、特許の期間を調整する。不当な遅延には、少なくとも、締約国への出願の日から4年を超える特許の発行の遅延、または出願の審査の請求がなされた後2年のいずれか遅い方の遅延を含むものとする。この段落の適用上、特許出願人または反対する第三者の行為に起因する期間により特許の発行に生じた遅延は、そのような遅延の決定に含める必要はない。」と定められているが、当該FTAの実施法³⁸³には、PTAの導入については記載がない。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

オーストラリアには、特許期間延長に関する法規定はない。ただし、医薬品物質については例外である。この規定に関連して、1990年特許法（連邦）に修正は加えられていない。報道機関により公表された情報によると、The Australian Department of Foreign Affairs and Tradeは、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の同様の規定に関連して、次のように述べている³⁸⁴。

「TPP参加国は、特許庁による特許出願の効率的かつ迅速な処理を約束し、不合理または不必要な遅延を回避することを目指している。特許発行に制度上の不合理な遅延がある場合、TPP参加国は、その遅延を補うために特許期間を調整する手段を提供する。オーストラリアでは、特許発行にそのような遅延は発生していない。」

³⁸² Australia-United States Free Trade Agreement Chapter Seventeen - Intellectual Property Rights (豪州政府 Department of Foreign Affairs and Trade)
<https://www.dfat.gov.au/about-us/publications/trade-investment/australia-united-states-free-trade-agreement/Pages/chapter-seventeen-intellectual-property-rights> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

³⁸³ US Free Trade Agreement Implementation Act 2004 (豪州政府ウェブサイト)
<https://www.legislation.gov.au/C2004A01355/latest/text> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

³⁸⁴ Trade Trans-Pacific-Partnership Agreements Chapter Summary Intellectual Property (豪州政府ウェブサイト)
<https://perma.cc/TSH4-GTGF> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

(10) 不合理な短縮についての特許期間の調整：(CPTPP 第18・48条)

CPTPPでは、特許の対象となっている医薬品については、販売承認の手続の結果として生じた有効な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するため特許期間の調整を利用可能なものとすることを定める。(CPTPP第18・48条第2項) (凍結条項)

第18・48条 不合理な短縮についての特許期間の調整 (凍結条項)

1 各締約国は、不合理又は不必要な遅延を回避することを目的として、効率的かつ適時に医薬品の販売承認の申請を処理するため最善の努力を払う。

2 各締約国は、特許の対象となっている医薬品(注1)については、販売承認の手続の結果として生じた有効な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するため特許期間の調整(注2)を利用可能なものとする(注3、注4)。

注1 締約国は、医薬品又は医薬品の物質に関し、この2に定める義務を履行することができる。

注2 締約国は、この2の規定を適用することに代えて、販売承認の手続の結果として生じた有効な特許期間の不合理な短縮について補償するための追加の特別の保護の期間を利用可能なものとすることができる。当該特別の保護は、3の規定に基づく条件及び制限に従うことを条件として、特許により与えられる権利を与えるものとする。

注3 この条の規定は、第十八・十條(既存の対象事項及び過去の行為についてのこの章の規定の適用)の規定にかかわらず、この条の規定が締約国について効力を生ずる日の後に当該締約国に提出される全ての販売承認の申請について適用する。

注4 附属書十八-D(ペルー)の規定は、この2の規定について適用する。

3 各締約国は、この条に定める義務を履行するに当たり、当該各締約国がこの条の規定を引き続き実施することを条件として、条件及び制限を定めることができる。

4 締約国は、有効な特許期間の不合理な短縮を回避することを目的として、販売承認の申請の処理を迅速に行うための手続を採用し、又は維持することができる。

【メキシコ】

メキシコの現行産業財産法には、特許の対象となっている医薬品について、販売承認の手続の結果として生じた有効な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するため特許期間の調整を利用可能なものとする規定はない。

なお、2020年7月1日に発効³⁸⁵した米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)において、医薬品の販売承認の手続きの結果として生じた、特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するための権利期間の調整について、CPTPPとほぼ同様の規定が記載されており(第20.46条)、USMCA発効から4.5年の移行期間の満了後ただちに実施する義務があることが記載されている(第20.89条)³⁸⁶。

³⁸⁵ United States-Mexico-Canada Agreement (The Office of the United States Trade Representative (USTR) ウェブサイト) <https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

³⁸⁶ Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada 7/1/20 Text (The Office of the United States Trade Representative (USTR) ウェブサイト) <https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement/agreement-between> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

【カナダ】

特許法では、医薬品に関して特許の権利期間の延長保護を認める補充保護証明書について、補充証明書申請に関する要件や補充証明書の期間、効力等が規定されている（第104条～第134条）。

特許法第106条 <申請>（旧法6（2017年9月21日）第106条：改正、旧法8（2018年12月13日）第106条）

(1) 所定の手数料の納付で、特許権者は、次の条件のすべてが満たされる場合には、大臣に対して、特許付与された発明について補充的保護証明書を申請することができる。

(a) 特許が無効ではなく、かつ、如何なる所定の要件にも合致すること

(b) 特許出願の提出日が、1989年10月1日以降であること

(c) 特許が、所定の種類の販売許可が本条の施行日以降に発行された薬品に含有される医薬成分又は医薬成分の組合せに、所定の仕様で、該当すること

(d) 場合により、販売許可が、医薬成分又は医薬成分の組合せに関して発行された最初の販売許可であること

(e) 場合により、その他の補充的保護証明書が、医薬成分又は医薬成分の組合せに関して発行されていないこと

(f) 場合により、販売許可に相当する市販承認の申請が、医薬成分又は医薬成分の組合せに関して、所定の国において、販売許可の申請が大臣へ提出される前に提出された場合には、その販売許可の申請が、市販承認の最初のそのような申請が提出された日に始まる所定の期間の終了前に提出されたこと。

<発行 - (1)(e)>

(2) 他の補充的保護証明書は、当該他の証明書が後日に無効と判示されるか、又は初めから効果を有していないか若しくは効果を有さなくなるとしても、(1)(e)の適用上、発行されたものとみなされる。

<申請が提出される期間>

(3) 補充的保護証明書の申請は、次の時期に始まる所定の期間の終了前に、大臣に提出されるものとする。

(a) 販売許可が発行される日であって、特許がそれ以前に付与されている場合の当該日、又は

(b) 特許が付与される日であって、販売許可が発行された日の後に特許が付与される場合の当該日。

<例外>

(4) (3)に拘らず、申請は、第46条を考慮せずに第44条に基づく特許の存続期間の満了に先立つ所定の期間内に提出されてはならないものとする。

<申請の内容>

(5) 補充的保護証明書の申請は、次を満たすものとする。

(a) 証明書を求められている、特許庁に記録された特許の番号並びに販売許可の医薬成分又は医薬成分の組合せ及び当該販売許可の番号を記載すること

(b) (1)(f)が申請に関して適用される場合には、販売許可に相当する市販承認の最初の申請がなされた日及び当該申請がなされた国を特定すること、並びに

(c) 所定の情報について記載すること。

＜各申請につき1の特許＞

(6) 各申請は、1の特許のみ記載することが許可される。

特許法第113条 ＜証明書の発行＞（旧法6（2017年9月21日）第113条：改正、旧法8（2018年12月13日）第113条）

大臣は、発行日において次に該当する場合には、特許権者に対して、特許権者の申請に記載された特許付与された発明についての補充的保護証明書を発行するものとする、

(a) 大臣が、第106条に記載されたすべての要件が満たされていると認めること

(b) 申請の提出に係る第106条(3)にいう適用可能な期間が、満了していること

(c) 申請と同一の販売許可について記載し、かつ、当該申請より上位又は同一の優先権を有するその他の係属中の申請が存在していないこと、及び

(d) 当該申請に関して、又は当該申請と同一の販売許可について記載し、かつ、当該申請より上位又は同一の優先権を有する別の係属中の申請に関して、第110条に基づいて提起された裁判所手続が、最終的に処理されていること。

特許法第115条＜補充的保護の範囲＞（旧法8（2018年12月13日）第115条：旧法6（2017年9月21日）改正で導入）

(1) 補充的保護証明書の発行は、当該証明書の存続期間中、証明書の所有者及びその法定代理人に対して、証明書に記載された医薬成分又は医薬成分の組合せを、それ自体で又はその他の医薬成分に加えて含有している薬品の、製造、組立て、使用及び販売に関してのみ、証明書に記載された特許によって付与されているのと同じ権利、特権及び自由を付与する。

非侵害 - 輸出

(2)(1)に拘らず、何れかの者がカナダからの輸出を目的として、医薬成分又は医薬成分の組合せを製造し、組立し、使用し又は販売することは、補充的保護証明書の侵害とはならない。

特許法第116条 ＜有効性＞（旧法6（2017年9月21日）第116条：改正、旧法8（2018年12月13日）第116条）

(1) 証明書が発行された後は、それに反する証拠がない限り、当該証明書は有効であり、その存続期間中、所有者及びその所有者の法定代理人の利用に供されるものとする。

＜効力発生＞

(2) 補充的保護証明書は、第46条を考慮せずに当該証明書に記載された特許の第44条に基づく存続期間の満了に対して効果を生じるが、当該証明書は、当該期間の満了まで特許が依然として有効であり、かつ、満了前に無効でない場合に限り、効果を生じる。

＜期間の計算＞

(3) 証明書の存続期間は、特許出願の提出日に始まり、かつ、証明書に記載された販売許可が発行される日に終了する期間から5年を差し引くことにより計算されるが、何れにしても、最長で2年間である。

＜期間の短縮＞

(4)(3)に拘らず、証明書に記載された販売許可が発行される者が特許権者でもある場合、大臣は、販売許可を得る過程において、その者による行為の不履行が不当な遅延の期間を生じたとする見解を有するときには、証明書発行時に、証明書の存続期間から当該期間の分量を差し引くことができる。

＜決して効果を生じない場合＞

(5) 発行された補充的保護証明書は、(3)に基づく差引を含む存続期間の計算が、ゼロ又は負の値を生じる場合には、決して効果を生じない。

【豪州】

特許法では、医薬品に関して特許の権利期間の延長保護を認める特許期間延長制度について、特許期間の延長に関する要件や延長の期間、効力等が規定されている（特許法第70条～第79A条）。

特許法第70条 ＜特許延長制度の請求＞（旧法1（2007年3月27日）第70条、旧法7（2018年8月25日）第70条）

(1) 標準特許の特許権者は、(2)(3)(4)に定めた要件が満たされているときは、局長に特許存続期間の延長を請求することができる。

(2) 次の条件の一方又は両方が満たされていなければならない。

(a) 1又は2以上の医薬物質それ自体が、その特許の明細書において実質的に開示されていなければならない、かつ、実質的に当該明細書のクレームの範囲内にななければならない。

(b) 組み換えDNA技術の使用を伴う方法によって製造されたときの1又は2以上の医薬品物質が、その特許の明細書において実質的に開示されていなければならない、かつ、実質的に当該明細書のクレームの範囲内にななければならない。

(3) これらの医薬物質の少なくとも1について次の条件の両方が満たされていなければならない。

(a) 当該物質を含んでいる又はそれによって構成されている商品が、オーストラリア治療用品簿に記載されていなければならない。

(b) 当該物質に関し、特許日から規則上の最初の承認日までの期間が少なくとも5年間なければならない。

(4) その特許の存続期間は、この部に基づいて、以前に延長されてはならない。

＜最初の承認日＞

(5) 本条の適用上、医薬品に関する最初の規制上の承認日は、以下の通りである。

(a) 当該物質に関してPre-TGA(治療用品補正法施行前)販売承認が与えられていなかった場合—当該物質を含有する、または物質から構成される商品のオーストラリア治療用品登録簿への最初の登録日、又は

(b) 当該物質に関してPre-TGAの販売承認が与えられていた場合—その最初の承認日。

(5A) 第5条(a)項の適用上、規制上の最初の承認日は、医薬物質を含んでいる又は医薬物質によって構成されている当該医薬品のオーストラリア治療用品登録簿における登録を無視するが、その登録が、下記条件の下で、有資格輸入国の公衆衛生上の問題に対処するためにオーストラリアから当該商品を輸出することのみを目的とする場合に限る。

(a) 輸入国が、国家非常事態その他の極めて緊急の事情がある場合

(b)その商品が公共的、非営利的に使用される場合。

＜Pre-TGA製造販売承認＞

(6)本条の適用上、医薬物質に関する「Pre-TGA販売承認」とは、大臣または省の長官による以下の事項についての承認(どのように表現されているかを問わない)である。

(a)当該物質または当該物質を含む製品をオーストラリアで販売すること。

(b)一般的販売のために、当該物質又は当該物質を含有する製品をオーストラリアに輸入すること。

特許法第71条 ＜請求の様式と時期＞（旧法1（2007年3月27日）第71条、旧法7（2018年8月25日）第71条）

＜請求＞

(1) 標準特許の存続期間の延長の請求は、次のとおりに行わなければならない。

(a) 承認様式であること。

(b) 規則に従って確認される書類がある場合には、それを添付すること。

(c) 規則に従って確認される情報がある場合には、それを添付すること。

この適用上、書類には書類の写しが含まれます。

＜請求の時期＞

(2) 標準特許の存続期間の延長の請求は、該当する特許の存続期間中であって、次に掲げる日のうち最も遅い日から6ヶ月以内に行わなければならない。

(a) 特許を受けた日

(b) 第70条(3)で規定された医薬品を含んでいるか、またはそれらで構成される商品のオーストラリア治療用品登録簿への最初の登録日。ただし、事情により、第70条(5A)が適用される。

(c) 本条の施行日

特許法第74条 ＜請求の受理または拒絶＞（旧法1（2007年3月27日）第74条、旧法7（2018年8月25日）第74条）

＜受理＞

(1) 標準特許の特許権者がその特許の存続期間の延長を申請した場合、局長は、その出願に関して第70条及び第71条の要件が満たされていることを認めるときは、その請求を受理しなければならない。

(2) 局長は請求を受理した場合、以下のことを行わなければならない。

(a) 請求人に当該受理を通知すること。

(b) 公報に当該受理を掲載すること。

＜拒絶＞

(3) 局長は、その請求に関して第70条および第71条の要件が満たされていると認められなかった場合、請求の受理を拒絶しなければならない。

(4) 局長が請求の受理を拒絶した場合、局長は、以下のことを行わなければならない。

(a) 請求人に対し、当該拒絶の理由を通知すること。

(b) 公報に当該拒絶を掲載すること。

特許法第77条 <延長期間の計算>（旧法1（2007年3月27日）第77条、旧法7（2018年8月25日）第77条）

(1) 局長が標準特許の存続期間の延長を認めた場合、その延長の存続期間は次のとおりとする。

(a) 特許日に始まり、第70条(2)に規定する医薬品に関連する最も早い最初の規制当局の承認日(第70条で定義)に終わる期間から、

(b) 5年を減ずる（ただし、負数にはならない）。

(2) ただし、延長期間は5年を超えることはできない。

特許法第78条 <延長が認められた場合は、特許権者の独占的権利は制限される>（旧法1（2007年3月27日）第78条、旧法7（2018年8月25日）第78条）

局長が標準特許の存続期間の延長を認めた場合、その延長期間中において、次の行為については、特許権者の独占的権利の侵害にあたらない。

(a) あるものによる、治療目的以外の目的のための以下の実施行為

(i) 特許の完全な明細書に実質的に開示され、かつ、実質的に当該明細書の請求の範囲に含まれる医薬物質それ自体。又は、

(ii) 組換えDNA技術の使用を伴う工程により製造される医薬物質であって、その特許の明細書全体に実質的に開示されており、かつ、その明細書の請求の範囲に実質的に含まれるもの。

又は

(b) あるものによる、次の態様以外のいかなる態様での発明の実施行為

(i) 特許の完全な明細書に実質的に開示され、かつ、実質的に当該明細書の請求の範囲に含まれる医薬物質それ自体。又は、

(ii) 組換えDNA技術の使用を伴う工程により製造される医薬物質であって、その特許の明細書全体に実質的に開示されており、かつ、その明細書の請求の範囲に実質的に含まれるもの。

5. 意匠に関する規定の履行状況

（1）保護：（CPTPP 第18・55条）

CPTPPでは、物品の一部に具現化された意匠、或いは、適当な場合には、物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠のいずれか（いわゆる部分意匠）を保護対象とすることが規定されている。（CPTPP第18・55条）

第18・55条 保護

1 各締約国は、意匠の十分かつ効果的な保護を確保するとともに、次に掲げるもののいずれかが意匠としての保護の対象となることを確認する。

(a) 物品の一部に具体化された意匠

(b) 適当な場合には、物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠

2 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定第25条及び第26条の規定に従う。

【メキシコ】

メキシコ意匠法では、部分意匠の明示的な規定はないが、2018年のCPTPP加盟前から、実質的に少なくとも一部の部分意匠の保護を認めている³⁸⁷ ³⁸⁸。具体的には、部分意匠の保護に関しては、産業財産法（旧法5）では、部分意匠という文言が明確に規定されていないが、旧法5の第31条に「工業意匠に付与される保護は、その意匠を組み込んだ製品を、それが一体となっている他の製品と機械的に組立て又は接続することを可能にするために必要な要素又は特徴の正確な再現に及ばないが、この制限は、意匠が、製品の複数の組立て又は接続、又はモジュールシステム内でのそれらの接続を可能にすることを意図した形態にある製品の場合には適用されない。」との規定があり、少なくとも2010年6月29日改正法にも同規定がある。現行法では旧法5の第31条はなく、第68条に「物品の複数の組み立て若しくは接続又はモジュラーシステム内での物品の接続を可能にすることを目的とした方式の意匠若しくは物品の一部に含まれる意匠」の登録が可能であると規定されている。

産業財産法第68条：改正

意匠に付与される保護は、創作者の裁量的寄与を具現していない技術的考慮又は技術機能作用からのみからなる要素又は特性には及ばない。また、かかる要素又は特性が組み込まれた物品を機械的に組み込むこと、及び、一体の部品又は部品を構成する別の物品に接続するために精密な複製を行う必要がある当該の要素又は特性にも及ばない。意匠は、その外観が前段落にいう要素又は特性のみで構成される場合、保護されてはならない。

本法第65条に示されている要件に準拠する限り、物品の複数の組み立て若しくは接続又はモジュラーシステム内での物品の接続を可能にすることを目的とした方式の意匠若しくは物品の一部に含まれる意匠、の登録が可能である。

旧法5（2018年5月18日）第31条（旧法1（2010年6月29日）第31条）

新規で産業上の利用が可能な工業デザインは、登録することができる。

独自に創作され、公知の意匠又は公知の意匠の特徴の組合せと著しく異なる意匠は、新規なものとみなされる。

工業意匠に付与される保護は、技術的考察のみ又は技術的機能の遂行のみによって決定され、かつ、設計者の恣意的な入力を含まない要素又は特徴には及ばないものとする；また、その意匠を組み込んだ製品を、それが一体となっている他の製品と機械的に組立て又は接続することを可能にするために必要な要素又は特徴の正確な再現にも及ばない。この制限は、意匠が、製品の複数の組立て又は接続、又はモジュールシステム内でのそれらの

³⁸⁷ メキシコにおける意匠出願制度概要（新興国等知財情報データベース 2019.02.07）

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2019/06/08e75fde9a0f48d02364b35a06c41847.pdf#:~:text=%E3%83%A1%E3%82%AD%E3%82%B7%E3%82%B3%E6%84%8F%E5%8C%A0%E5%88%B6%E5%BA%A6%E3%81%A7%E3%81%AF>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³⁸⁸ 現地法律事務所の意見は、「旧工業所有権法第31条は、現行法第68条と同様の文言である。そのため、部分的な保護が認められていた。」であった。

接続を可能にすることを意図した形態にある製品の場合には適用されない。
工業デザインは、その外観が前項にいう要素又は特徴のみからなる場合には保護されない。

【カナダ】

部分意匠の保護に関しては、意匠規則により「完成品において視覚に訴え、視覚によってのみ判断される形状、構成、模様又は装飾の特徴の一部のみ、又は完成品の一部のこれらの特徴の一部又は全部のみに関することを明確に示す記載を含む場合、出願はこれらの特徴のみに関する。」ことが規定され、例外的に保護対象となっている。

意匠法第2条（旧法1（2002年12月31日）第2条）

「意匠」又は「工業意匠」とは、完成品における形状、輪郭、模様若しくは装飾の特徴及びそれら特徴の組合せであって、視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるものをいう。

意匠規則第17条（旧規則3（2018年6月12日）第17条：改正、旧規則4（2018年11月5日）第17条）

＜形状、構成、模様及び装飾の特徴＞

(1) 第(2)項から第(4)項に従い、願書は、意匠の表示に示される形状、構成、模様及び装飾の特徴のうち、完成品において視覚に訴え、視覚のみによって判断されるすべての特徴に関連するものとみなされる。

＜例外- 限定の記載＞

(2) 出願が、完成品において視覚に訴え、視覚によってのみ判断される形状、構成、模様又は装飾の特徴の一部のみ、又は完成品の一部のこれらの特徴の一部又は全部のみに関することを明確に示す記載を含む場合、出願はこれらの特徴のみに関する。

＜例外-点線又は破線による特徴＞

(3) 出願は、意匠の表現において点線又は破線で示されている特徴については、出願に反対の記載がない限り、関連しないものとみなされる。

＜例外-ぼかし又は着色＞

(4) ぼかし又は着色の目的が、出願がその特徴に関連しないことを示すためであることが明らかである場合、出願は、ぼかし又は着色によって意匠の表示に示された特徴に関連しないものとみなされる。

【豪州】

いわゆる部分意匠制度は、法律上は明確に設けられていない。ただし、実質的には、意匠の名称や、「新規性及び識別性の記載」（Statement of Newness and Distinctiveness）を利用して、保護を求める意匠が部分意匠であることを特定することができる³⁸⁹。また、新規性および識別性の記載によって、製品の特定の特徴を強調することが可能であ

³⁸⁹ 平成24年度産業財産権制度各国比較事調査研究等事業報告書 各国における意匠の表現に関する調査研究報告書 145 ページ

https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h24_report_02.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

り、製品の1つ以上の部分が重要または特徴的であり、保護の範囲を決定する際により重視されるべきであると証明するものとされている³⁹⁰。

現地法律事務所は、上記の認識は正しいとしたうえで、以下のようにコメントしている。2003年意匠法は、第19条で「新規性および独自性に関する陳述書」(SoND)について規定している。この陳述書は意匠出願の任意の要素であり、出願人が意匠の特定の視覚的特徴を新規かつ独自のものとして特定することを認めるものである。

なお、IP Australiaは、いわゆる部分意匠制度の導入についてのパブリックコメントを2019年10月31日から12月20日に募集した。部分意匠の保護を導入することに賛成する意見が多数を占めたが、IP Australiaは、他の法域との調和は、海外で意匠を出願するオーストラリア人を支援するかもしれないが、部分意匠の保護は、企業にとって、営業の自由を決定したり、関連する意匠の有効性を争ったりする際の複雑さを増す可能性が高いとして、改正を見送り継続検討するとしている³⁹¹。その後、2023年6月13日から8月13日に募集したパブリックコメントの資料においては、部分意匠制度の導入のメリットや他国との比較がされている³⁹²。

(2) 意匠の制度の改善：(CPTPP 第18・56条)

CPTPPでは、意匠登録制度の質、効率性の向上と国際的な意匠権取得手続きの円滑化(意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定締結に十分な考慮を払うことを含む)の重要性を認めることが規定されている。(義務規定ではない)

第18・56条 意匠の制度の改善

締約国は、自国の意匠登録の制度の質及び効率性を向上させること並びに自国の意匠に係る制度において国境を越えて行われる意匠権の取得の手続を円滑にすること(千九百九十九年七月二日にジュネーブで作成された意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を締結することに十分な考慮を払うことを含む。)の重要性を認める。

【メキシコ】

メキシコは、2020年3月6日に、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を締結している³⁹³。メキシコ産業財産権庁(IMPI)は、「これにより、メキシコ・米国・カナダ間の条約(T-MEC: USMCAと同義)、メキシコ・欧州連合間の自由貿易協定(EU-メキシコFTA)の近代化、および日本、カナダ、オーストラリア、チリ、ペルー、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、マレーシア、ニュージーランドとの間で署名された環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的協定において知的財産に関して確

³⁹⁰ Spruson&Ferguson ウェブサイト News_Proposed changes to Australia's Designs System <https://www.spruson.com/designs/proposed-changes-to-australias-designs-system/> (最終アクセス日: 2025年3月7日)。

³⁹¹ Australia Government Website Response to public consultation: Implementing accepted recommendations from the Advisory Council on Intellectual Property Review of the Designs System https://consultation.ipaustralia.gov.au/policy/design-reforms-implement-acip-recs/user_uploads/2020-05-08-ip_australia_response_to_public_consultation-2.pdf (最終アクセス日: 2025年3月7日)。

³⁹² Australia Government Website Public Consultation Protection for partial designs https://consultation.ipaustralia.gov.au/policy/enhancing-australian-design-protection/user_uploads/designs-consultation---protect-partial-designs.pdf (最終アクセス日: 2025年3月7日)。

³⁹³ WIPO ウェブサイト Contracting Parties Hague Agreement Geneva Act (1999) (Total Members: 73) https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=A&act_id=7 (最終アクセス日: 2025年3月7日)。

立された公約を遵守している。」と表明している³⁹⁴。

【カナダ】

カナダは、2018年7月16日に、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を締結している³⁹⁵。カナダ知的財産庁は、「これにより、カナダの企業やイノベーターは、世界中で自社の工業デザインを保護するための効率的かつ効果的な手段にアクセスできるようになり、また、これに伴い、カナダの意匠制度を大幅に近代化するための変更（保護期間が10年から15年に延長、煩雑な手続きの削減、強化された電子サービス）が行われた。」と表明している³⁹⁶。

【豪州】

豪州は、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を締結していない。IP Australiaは、意匠の国際登録に関するハーグ協定の締結について、以下のような表明を行っている。

ハーグ協定を締結することで豪州にもたらされるコストとメリットを調査する経済分析を実施した。2018年3月29日から5月31日まで、IP Australiaはハーグ協定の経済分析報告書に関するパブリックコンサルテーションを実施し、2018年12月12日に提出物に対する回答を発表した。

この回答では、豪州が意匠に関するハーグ協定に参加したことによる影響について、定量化されたコストが、定量化された便益を上回っていると結論付けられている。一方で、定量化されていない他の利点が存在することも認識されている。

2021年、豪州は、英国との自由貿易協定の一環として、意匠の国際登録に関するハーグ協定に参加するために、あらゆる合理的な努力をすることを原則として合意した。

6. 権利行使に関する規定の履行状況

（1）国境措置に関する特別の要件：（CPTPP 第18・76条）

（i）CPTPP 第18・76条 第1項

CPTPPでは、輸入される物品であって、不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品若しくは著作権侵害物品である疑いのあるものの引取りを停止、又は当該物品を留置するための申立てについて定めることが規定されている（CPTPP第18.76条第

³⁹⁴ México se adhiere al Arreglo de La Haya (メキシコ政府 IMPI ウェブサイト) <https://www.gob.mx/impi/prensa/mexico-se-adhiere-al-arreglo-de-la-haya?idiom=es-MX> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

³⁹⁵ WIPO ウェブサイト Contracting Parties Hague Agreement Geneva Act (1999) (Total Members: 73) https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=A&act_id=7 (最終アクセス日：2025年3月7日)。

³⁹⁶ Joining the Hague Agreement and Modernizing Canada's Industrial Design Regime (カナダ政府 Canadian Intellectual Property Office ウェブサイト) <https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/public-consultations-proposed-industrial-design-regulations/joining-hague-agreement-and-modernizing-canadas-industrial-design-regime> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

1項)。

第18・76条 国境措置に関する特別の要件

1 各締約国は、当該締約国の領域に輸入される物品であって、不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品若しくは著作権侵害物品である疑いのあるものの引取りを停止し、又は当該物品を留置するための申立てについて定める（注）。

注 この条の規定の適用上、

(a) 不正商標物品とは、一の物品について有効に登録されている商標と同一の商標又は当該有効に登録されている商標とその基本的側面において識別することができない商標を許諾なしに付した同様の物品（包装を含む。）であって、そのような商標を付したことをもってこの節の規定に基づく手続を定める締約国の法令上、商標権者の権利を侵害するものをいう。

(b) 著作権侵害物品とは、権利者又は権利者から一の国において生産することにつき正当に許諾を受けた者の承諾を得ないで一の物品から直接又は間接に作成された複製物であって、当該物品の複製物の作成が、この節の規定に基づく手続を定める締約国において行われたとしたならば、当該締約国の法令上、著作権又は関連する権利の侵害となったであろうものをいう。

【メキシコ】

産業財産法には、産業財産権庁の行政処分手続は、職権により又は法的利害関係を有しかつ請求理由を明示する者による請求により開始できること、登録商標又はそれと混同する程度に類似する商標を付した商品等の輸入・輸出等の停止をする措置を行うことができることが、著作権法には、連邦裁判所およびメキシコ産業財産庁は、貿易に関する侵害の場合、関税法の規定に基づき、国境における外国原産の商品の自由な流通を停止する決定を下す権限を有すること、メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章（第328条～第385条）および第7章（第386条～第410条）に定められた手続および形式に従って、商業上の侵害行為を処罰すること、が規定されている。2018年6月25日改正関税法（旧法3）で、管轄当局が著作権及び工業所有権に関する規定の侵害を推定する場合、税関当局と協働して、外国貿易貨物を留置する規定が導入されている。

産業財産法第329条（旧法1（2010年6月29日）第188条、旧法5（2018年5月18日）第188条）本庁による行政処分手続は、職権により、又は、それについての法的利害関係を有しかつ請求理由を明示する者であれば何人でも請求によって開始することができる。必要な場合には、何人でも、本庁に対し、職権による行政処分手続を開始するに足る情報を提出することができる。

産業財産法第344条：改正

本法によって保護される権利の侵害についての行政処分手続においては、本庁は以下の措置をとることができる。

（略）

(6) 輸入、輸出、輸送又は該当する場合には税関体制に係る商品であって、本法の規定の違反を構成するものの自由な移動を中断することを、関税事項に適用される法的規制に従っ

て命ずること。

旧法5（2018年5月18日）第199条の2（旧法1（2010年6月29日）第199条の2）

本法により保護される権利のいずれかの侵害に関する行政処分手続において、本庁は以下の措置を採ることができる。

(1) 本法により保護される権利を侵害する商品について、流通からの撤回を命じ、またはそれを防止する；

(2) 以下のものの流通からの撤去を命じる；

(a) 違法に製造又は使用された物品；

(b) 本法により保護される権利のいずれかを侵害する物品、包装、容器、包材、文房具、広告物等；

(c) 本法により保護される権利を侵害する広告、標識、表示、ラベル、文房具等。

(d) 上記(a)、(b)及び(c)号に示すものの製造、加工又は入手を目的とし、又はそのために使用される器具又は機器；

(3) 本法により保護される権利が侵害された製品の販売または使用を直ちに禁止すること；

(4) 商品の差押えを命じ、これはBIS第221条から第212条の規定に従って実施されるものとする；

(5) 侵害者とされる者または第三者に対し、本法の規定の違反となる行為の停止または中止を命じること；

(6) 前各項に定める措置が、本法により保護される権利の侵害を防止または回避するのに十分でない場合、サービスの提供の停止または施設の閉鎖を命じること。

製品またはサービスが商業に供されている場合、取引業者またはサービス提供者は、決定の通知を受けた日からその販売または提供を中止する義務を負う。

同じ義務が生産者、製造者、輸入者、およびその販売業者にも適用され、これらの者は、すでに商業化されている製品を直ちに回収する責任を負うものとする。

産業財産法第386条（旧法1（2010年6月29日）第213条（第18項）、旧法5（2018年5月18日）第213条（第17項））

以下は行政上の違反である。

（略）

(17) 登録商標又はそれと混同する程度に類似する商標を、当該登録商標が指定する同一又は類似する商品又は役務において使用すること。

（以下、略）

産業財産法第387条：改正

前条の適用上、「使用」とは、製造、生産、模倣、保管、配布、輸入、輸出、販売の申出、販売、輸送又は流通であり、それらに限定して理解してはならない。

著作権法第27条（旧法1（2003年7月23日）第27条、旧法6（2018年6月15日）第27条）

権利の保有者は、以下を許諾または禁止することができる：

(略)

V. 著作権者の許諾を得ずに作成された著作物の複製物を国内領土に輸入すること
(以下、略)

著作権法第234条（旧法1（2003年7月23日）第234条、旧法6（2018年6月15日）第234条）
メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章および第7章に定められた手続きおよび形式に従って、商業上の侵害行為を処罰するものとする。

メキシコ産業財産庁は、産業財産法に規定されている予防措置を講ずることができる。
この目的のため、メキシコ産業財産庁は、調査を実施し、検査訪問を命じ又は実施し、情報およびデータの提供を要請する権限を有する。

著作権法第235条（旧法1（2003年7月23日）第235条、旧法6（2018年6月15日）第235条）
連邦裁判所およびメキシコ産業財産庁は、貿易に関する侵害の場合、関税法の規定に基づき、国境における外国原産の商品の自由な流通を停止する決定を下す権限を有する。

関税法第144条（旧法3（2018年6月25日）第144条（改正時に第37項を導入））
事務局は、連邦財政法およびその他の法律で与えられている権限に加え、以下の権限を有する：

(略)

XXXVII. 管轄当局が著作権及び工業所有権に関する規定の侵害を推定する場合、外国貿易貨物を留置すること。この権限を行使する際、税関当局は、著作権及び工業所有権に関する事項に関して、協力協定及びその他の適用される法律規定に定められた条件の下で、管轄当局の補助者として行動する

(以下、略)

関税法第2条（旧法3（2018年6月25日）第2条）

この法律の目的上、以下のものが考慮される：

I. 「事務局」とは、財務省および公的信用省を指す。

(以下、略)

【カナダ】

商標法及び関税法では、商標権者の同意なく、登録商標と同一又はその基本的な点において区別することができない商標を付した商品、及び、著作権の存続する著作物またはその他の対象の複製物の著作権侵害品の輸入・輸出を禁止するとともに、輸入され又は輸出されようとする混同を生じさせるほど類似する商標を付した物品について、留置することができること、裁判所は、その商品のカナダでの流通が本法に反することとなることを認めた場合は、商品を留置するために合理的な措置を取るべき旨を大臣に指示すること等の命令を出すことができること、等に関する規定がある。また、著作権法および関税法では、著作権者の同意なく、著作権を侵害する複製物の輸入の禁止し、著作権者の請求により、税関で当該複製物を留置できる規定がある。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

商標法第51.03条に定義される「その（商標が）本質的な部分において区別できない」が、CPTPP協定第18.76条第1項に定義される「混同を生じさせるほど類似する商標」を意味するかどうかについては、公的資料には具体的な記載がない。

2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている³⁹⁷。

商標法第51.03条 <輸入又は輸出の禁止>（旧法5（2015年1月1日）第51.03条：改正、旧法11（2018年12月30日）第51.03条）

(1) 商品又はそのラベル若しくは包装が一かかる商品に関する登録商標所有者の同意なく当該登録商標と同一である又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標を付している場合、当該商品を輸入又は輸出してはならない。

（以下、略）

商標法第51.04条 <支援請求>（旧法5（2015年1月1日）第51.04条：改正、旧法11（2018年12月30日）第51.04条）

(1) 登録商標所有者は、第51.03条に違反して輸入又は輸出された商品に関して本法に基づく救済を追求するに際し、大臣の定める様式及び方法により支援請求を大臣に提出することができる。

<請求情報>

(2) 支援請求には、商標所有者の名称及びカナダにおける住所並びに大臣が要求するその他の情報(登録商標及び商標が登録された商品に関する情報、又は原産地表示の場合、当該表示によって特定される商品を含む)を含むものとする。

（以下、略）

商標法第51.06条 <救済を追求するための情報の提供>（旧法5（2015年1月1日）第51.06条：改正、旧法11（2018年12月30日）第51.06条）

(1) 関税法第101条に基づいて商品を留置する税関職員は、当該商品の輸入又は輸出が第51.3条に基づいて禁止されていると疑う合理的な理由を有する場合は、その裁量により、当該商品の所有者が提出した関連登録商標に関する支援請求を大臣が受理したときは当該所有者に対し、当該商品の見本及び本法に基づく救済を追求する際に助けとなりうる以下のような当該商品に関する情報を提供することができる。

（略）

<留置>

(2) (3)に従うことを条件として、税関職員は第51.03条を執行する目的で、(1)に基づいて税関職員が見本又は情報を最初に所有者に送付した日又は利用可能にした日から 10営業日

³⁹⁷ Canada Gazette, Part I, Volume 154, Number 42: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership
<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

を超えて一又は商品が消耗品の場合は5日を超えて一、当該商品を留置しないものとする。
第51.3条を執行する目的で商品が留置されている間になされた所有者の請求により、税関職員は事情を考慮の上、10営業日を超えない更なる期間1回に限り、消耗品でない商品を留置することができる。

＜手続の通知＞

(3) 第 51.03条の執行を目的とする商品の留置が終了する前に、関連登録商標所有者が大臣に対し、大臣が定める方法で、留置商品に関して本法に基づく救済を得るための手続を開始する旨の裁判所に提出した文書の写しを提供した場合、税関職員は、大臣に以下のことが書面で通知されるまで、留置を継続するものとする。

- (a) 手続が最終的に処分、解決又は放棄されたこと
 - (b) 裁判所が手続の目的で商品を留置しないよう指示したこと、又は
 - (c) 商品のかかる留置が終了することに商標所有者が同意したこと。
- (以下、略)

第53条 ＜一時保管手続＞（旧法1（2008年12月30日）第53条、旧法11（2018年12月30日）第53条：改正）

(1) 裁判所が、何れかの利害関係人の申請により、何らかの登録商標、登録商標と混同を生じる商標又は商号が本法に反することとなる商品の流通方法によりカナダに輸入されたか若しくはカナダで流通されようとする商品に付されているか又は原産地表示が違法に商品に付されていることを認めた場合は、裁判所は、命令を出し、その命令により定める期間内に提起される訴訟においてその輸入又は流通の合法性についての最終決定が出るまで、その商品の一時保管を求めることができる。

(以下、略)

著作権法第44.01条（旧法5（2015年1月1日）第44.01条：改正、旧法10（2018年12月13日）第44.01条）

(1)著作権の存続する、著作物またはその他の対象の複製物は、以下の場合には輸入または輸出してはならない。

- (a)当該複製物が作成された国における著作権者の同意なく作成された場合。
- (b)著作権を侵害するものであるか、またはカナダで作成されなかったとしても、作成した者がカナダで作成したならば著作権を侵害するものであった場合。

(以下、略)

著作権法第44.02条（旧法5（2015年1月1日）第44.02条：改正、旧法10（2018年12月13日）第44.02条）

(1)著作物またはその他の対象の著作権者は、第44.01条に違反して輸入または輸出された複製物に関して、本法に基づく救済を追求する際の援助を求める要請を、大臣の指定する様式および方法により、大臣に提出することができる。

(2)援助要請には、問題となっている著作物またはその他の対象に関する情報を含め、カナダにおける著作権者の氏名および住所、ならびに大臣が要求するその他の情報を含めなければならない。

(以下、略)

著作権法第44.04条（旧法5（2015年1月1日）第44.04条：改正、旧法10（2018年12月13日）第44.04条）

(1) 関税法第101条に基づき著作物の複製物またはその他の対象物を留置している税関職員で、当該複製物の輸入または輸出が第44.01条により禁止されていると合理的に疑う根拠がある者は、著作権所有者が提出した著作物または対象物に関する支援要請を大臣が受理した場合、税関職員の裁量により、著作権所有者に複製物のサンプルと、本法に基づく救済措置の追求に役立つ可能性のある複製物に関する情報を提供することができる。（略）

<留置>

(2)第(3)項に従い、税関職員は、第44.01条を執行する目的で、税関職員が第(1)項に基づき著作権者に最初に見本又は情報を送付し又は利用可能とした日から10営業日—複製物が腐敗しやすい場合には、5日間—を超えて複製物を留置してはならない。第44.01条を執行する目的で複製物が留置されている間になされた著作権者の請求により、税関職員は、状況を考慮して、腐敗しない複製物を10営業日を超えない追加の1期間留置することができる。

(3) 複製物が第44.01条を執行する目的で留置されなくなる前に、著作権者が、大臣が指定する方法により、留置された複製物に関して本法に基づく救済を得るための手続を開始する裁判所に提出した文書の写しを大臣に提供した場合には、税関職員は、大臣が次の事項を書面で通知されるまで、複製物を留置し続けなければならない。

(a)当該手続が最終的に処理され、解決され又は放棄された場合；

(b)裁判所が、当該手続を目的として当該複製物をもはや留置しないことを命じたとき。

(c)著作権者がコピーをもはや留置しないことに同意したとき。

(以下、略)

関税法第101条 <規制貨物の留置>（旧法1（2011年8月15日）第101条、旧法22（2018年12月30日）第101条）

輸入され又は輸出されようとする物品は、その物品がこの法律及び物品の輸入又は輸出を禁止し、管理し又は規制する他の国会法並びにこれらに基づく規則に従って処理されたことを職員が確信するまで、留置することができる。

2014年12月9日に制定され、2015年1月1日施行された「模倣品・海賊版対策法」（Combating Counterfeit Products Act（CCPA））は、商標権侵害・著作権侵害に関して、カナダの輸出入貨物につき水際取締りを行う権限をカナダ国境サービス庁（税関）に与えた。この「模倣品・海賊版対策法」によって、商標法（2015年1月1日改正法）で上記の商標法第51.03条、第51.04条、第51.06条が、著作権法（2015年1月1日改正法）で、上記の著作権法第44.01条、第44.02条、第44.04条が、それぞれ規定された。これらに規定に基づき、税関は、商標権又は著作権の侵害物品が輸入又は輸出されようとしている場合、当該物品に対し、検査・取締りの権限を行使することができる³⁹⁸。

³⁹⁸ 世界の知的財産法 第24回 カナダ（特許ニュース 平成30年12月20日）

https://www.jiii.or.jp/patent-news/contents18/201812/201812_11.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

【豪州】

商標法では、税関に対して、商標権者が登録商標を侵害する商品の輸入に対して異議を書面で通知することができ、税関で当該商品を差押えることができる規定がある。また、著作権法では、税関に対して、著作権者が著作権対象物の複製物について、オーストラリアへの輸入に反対する通知をすることができ、税関で当該複製物を差押えることができる規定がある。

商標法第120条 <登録商標が侵害されるのはどのような場合か>（旧法1（2010年2月24日）第120条、旧法17（2018年8月25日）第120条）

(1) 何人も、登録商標が登録されている商品又は役務に関して、当該商標と実質的に同一又は欺瞞的に類似する標識を商標として使用する場合は、登録商標を侵害する。

(2) 何人も、次の商品又は役務に関して、その商標と実質的に同一又は欺瞞的に類似する標識を商標として使用する場合は、登録商標を侵害する：

(a) 商標が登録されている商品（登録商品）と同一の内容の商品。

(b) 登録商品と密接に関連する役務。

(c) 商標が登録されている役務（登録役務）と同一の役務。

(d) 登録役務に密接に関連する商品。

ただし、その標章を使用することが欺瞞や混同を生じさせる可能性がないことを証明した場合は、商標権を侵害したとはみなされない。

(3) 何人も、次の場合は、登録商標を侵害する：

(a) 当該商標がオーストラリア国内において周知であり、

(b) その者が、当該商標と実質的に同一であるか、欺瞞的に類似する標章を商標として、

(i) 商標が登録されている商品（登録商品）と同一の説明ではない、または商標が登録されている役務（登録役務）と密接に関連していない商品（非関連商品）、又は、

(ii) 登録役務と同一でない、または登録商品と密接に関連しない役務（非関連役務）

に関して使用する場合であり、

(c) 当該商標が周知であるため、当該標識が、関連性のない商品または役務と当該商標の登録所有者との関連を示すものと受け取られる虞があり、

(d) そのために、登録商標の所有者の利益が害される虞があること。

（以下、略）

商標法第131条 <この部の目的>（旧法1（2010年2月24日）第131条、旧法17（2018年8月25日）第131条）

この部の目的は、商品の豪州への輸入が登録商標を侵害するか又は侵害する虞がある場合

は、関税庁長官³⁹⁹にその輸入商品を差押え、かつ、処分することを認める規定を設けることによって、登録商標を保護することにある。

商標法第132条 <輸入に対する異議通知>（旧法1（2010年2月24日）第132条、旧法17（2018年8月25日）第132条）

(1) 登録商標の登録名義人は、関税庁長官に対し、当該商標を侵害する商品の通知日後の輸入に対する異議を書面で通知することができる。通知は、所定の文書とともに行わなければならない。

商標法第133条 <関税庁長官は、商標を侵害する商品を差押えることができる>（旧法1（2010年2月24日）第133条、旧法17（2018年8月25日）第133条）

(1) 本条は、以下のオーストラリア国外で製造された商品に適用される：

(a) オーストラリアに輸入され、かつ

(b) 1901年関税法に基づく税関管理の対象である。

(2) 本条が適用される商品が以下の場合：

(a) 関税庁長官の見解において、届出商標と実質的に同一又は欺瞞的に類似する標識が、それらに適用され、又はそれらに関連する場合であり、かつ、

(b) 届出商標が登録されている商品である場合には、

関税庁長官は、当該商品の輸入により届出商標が侵害されると信じる合理的な理由がないと認める場合を除き、当該商品を差押えなければならない。

（以下、略）

著作権法第37条 <販売または貸与目的の輸入による侵害>（旧法1（2010年12月30日）第37条、旧法22（2018年12月29日）第37条）

(1) 第3部に従い、文学的、演劇的、音楽的または美術的作品の著作権は、著作権所有者の許可なく、以下の目的で物品をオーストラリアに輸入する者によって侵害されたものとする。

(a) 当該物品を販売、貸与、または取引として販売または貸与のために提供または展示すること、

(b) 当該物品を、

(i) 取引を目的として、または

(ii) 著作権所有者に不利益をもたらす限度においてその他の目的で、配布すること、
或いは

(c) 取引を目的として公衆に展示すること。

³⁹⁹ Comptroller-General of Customs の日本語訳として、下記の日本国特許庁 HP「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等」の「豪州商標法」での記載に従い、「関税庁長官」とした。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/australia-shouhyou.pdf>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

尚、以下の豪州政府 HP の情報によれば、Comptroller-General of Customs は、オーストラリア国境警備局長官（Australian Border Force Commissioner）の別称であり、その立場で関税法の執行と国境関連歳入の徴収を担当しているとのことである。

<https://www.directory.gov.au/portfolios/home-affairs/department-home-affairs/australian-border-force-commissioner>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

ただし、輸入者が、当該物品が輸入者によってオーストラリアで製造された場合、その物品の製造が著作権侵害にあたることを知っていた、または合理的に知っておくべきであった場合に限る。

(2) 著作物の著作権所有者の許可なく作成された複製物が、その複製物が作成された国において著作権を有する著作物の複製物である物品の付属品である場合、またはその複製物を含む物品の付属品である場合、第1項は、「輸入者が知っていた、または合理的に知っているべきであった」という文言が省略されるものとして適用される。

著作権法第135条 <著作物等の複製物の輸入の制限> (旧法1 (2010年12月30日) 第135条、旧法22 (2018年12月29日) 第135条)

(1) 本項において

(a) オーストラリアへの言及は、外部準州への言及を含まない。

(b) オーストラリアへの輸入への言及は、当該準州からの輸入への言及を含まない。

(2) 何人も、関税庁長官に対し、次の事項を記載した書面による通知を行うことができる：

(a) 当該者が著作物に関する著作権の所有者であること。

(b) 本条が適用される著作権対象物の複製物のオーストラリアへの輸入に反対すること。

(中略)

(4) 本条は、著作権対象物の複製物について、その複製物の作成が、その複製物を輸入する者によってオーストラリア国内で行われた場合に、その著作権対象物の著作権の侵害を構成することになる場合に適用される。

(中略)

(7)

(a) 著作権対象物に関して第(2)項に基づく通知が行われた場合、かつ

(b) その通告が無効であると宣言されておらず、または取り消されておらず、かつ

(c) ある者が、本条が適用される著作権対象物の複製物をオーストラリアに輸入する場合において、

(i) 当該複製物を販売し、貸与し、または取引により販売もしくは貸与のために提供もしくは公開する、又は

(ii) 取引を目的として複製物を頒布する、又は

(iii) 著作権対象物の著作権者に不利な影響を与える程度に、複製物をその他の目的で頒布する、又は

(iv) 取引目的で、公衆の面前で複製物を展示する

ことを目的とする場合であって、

(d) 当該複製物が、1901年関税法に基づく税関管理の対象となる場合には、関税庁長官は、複製物を差押えることができる。

(以下、略)

(ii) CPTPP 第 18・76 条 第 2 項

CPTPPでは、不正商標物品、混同を生じさせるほどの類似商標物品もしくは著作権侵害物品の疑いのある物品の自由な流通を停止するための手続きを行う権利者が、権利者の知

的財産権の侵害の事実があると推定するに足る証拠を提出すること、及び、物品の合理的な識別のため当該権利者が知っているとは合理的に予想し得る十分な情報の提供を要求されることを定めると規定されている（CPTPP第18・76条第2項）。

第18・76条 国境措置に関する特別の要件

2 各締約国は、自国の権限のある当局（注）が不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品又は著作権侵害物品である疑いのある物品を自由に流通させるための引取りを停止するための手続を開始する権利者が、当該手続を定める締約国の法令上、当該権利者の知的財産権の侵害の事実があると当該権限のある当局が推定するに足る適切な証拠を提出すること及び当該権限のある当局による当該物品の合理的な識別のため当該権利者が知っているものと合理的に予想し得る十分な情報を提供することを要求されることを定める。当該情報の提供の要求は、当該手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。

注 この条の規定の適用上、別段の定めがある場合を除くほか、権限のある当局には、締約国の法令上の適当な司法当局、行政当局又は法執行当局を含めることができる。

【メキシコ】

産業財産法には、産業財産権庁が、登録商標又はそれと混同する程度に類似する商標を付した商品等の輸出入の停止を命ずるような行政処分手続の申立には、申立の証拠となる申立書とその証拠を原本又は認証された複写を提出し、対応する証拠を提出しなければならないこと、著作権法には、メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章（第328条～第385条）および第7章（第386条～第410条）に定められた手続きおよび形式に従って、商業上の侵害行為を処罰すること、が規定されている。現地法律事務所によれば、産業財産法331条以外で、CPTPP第18・76条第2項を履行する規定はないとのことである。

産業財産法第331条（旧法1（2010年6月29日）第190条、旧法5（2018年5月18日）第190条）行政処分手続の申立には、申立の証拠となる申立書とその証拠を原本又は認証された複写を提出し、対応する証拠を提出しなければならない。証拠の事後提出は、当該証拠が後日具体化される場合以外認められない。申立人はまた、相手方当事者に渡すために、申立書及び添付書類の単純な複写を提出しなければならない。

本庁の保管室にある書類を証拠とする場合は、申立人は、自己負担で対応する認証謄本の発行又は該当する場合には照合を要求することができる。更に、見つかった書類について、相手方当事者に転送するために単純な複写を要求することができる。

著作権法第234条（旧法1（2003年7月23日）第234条、旧法6（2018年6月15日）第234条）メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章および第7章に定められた手続きおよび形式に従って、商業上の侵害行為を処罰するものとする。

メキシコ産業財産庁は、産業財産法に規定されている予防措置を講ずることができる。この目的のため、メキシコ産業財産庁は、調査を実施し、検査訪問を命じ又は実施し、情報およびデータの提供を要請する権限を有する。

【カナダ】

商標法では、商標権者の同意なく、登録商標と同一又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標を付した商品の輸入の禁止することを要請する場合、登録商標及び商標が登録された商品に関する情報等の所定の情報を所管の大臣に提供することができる規定がある。また、著作権法では、著作権者の同意なく、著作権を侵害する複製物の輸入の禁止することを要請する場合、問題となっている著作物またはその他の対象に関する情報等の所定の情報を担当大臣に提供することができる規定がある。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

商標法第51.04条および著作権法第44.02条がCPTPP協定第18.76条第2項の義務を果たすことを意図しているかどうかについては、公開資料には具体的な記載がない。しかし、商標法第51.04条と著作権法第44.02条はその義務を履行していると思われる。

2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている⁴⁰⁰。

商標法第51.04条 <支援請求> (旧法5 (2015年1月1日) 第51.04条 : 改正、旧法11 (2018年12月30日) 第51.04条)

(1) 登録商標所有者は、第51.03 条に違反して輸入又は輸出された商品に関して本法に基づく救済を追求するに際し、大臣の定める様式及び方法により支援請求を大臣に提出することができる。

(2) 支援請求には、商標所有者の名称及びカナダにおける住所並びに大臣が要求するその他の情報(登録商標及び商標が登録された商品に関する情報、又は原産地表示の場合、当該表示によって特定される商品を含む)を含むものとする。

(以下、略)

著作権法第44.02条 (旧法5 (2015年1月1日) 第44.02条 : 改正、旧法10 (2018年12月13日) 第44.02条)

(1) 著作物またはその他の対象の著作権者は、第44.01条に違反して輸入または輸出された複製物に関して、本法に基づく救済を追求する際の援助を求める要請を、大臣の指定する様式および方法により、大臣に提出することができる。

(2) 援助要請には、問題となっている著作物またはその他の対象に関する情報を含め、カナダにおける著作権者の氏名および住所、ならびに大臣が要求するその他の情報を含めなければならない。

【豪州】

商標法では、商標を侵害する商品の輸入に関して、関税庁長官に対して、異議を書面で通知することができるとの規定がある。また、著作権法では、著作物等の複製物の輸入の制

⁴⁰⁰ Canada Gazette, Part I, Volume 154, Number 42: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership
<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html> (最終アクセス日 : 2025 年 3 月 7 日) .

限に関して、関税庁長官に対し、所定の文書とともに、当該者が著作物に関する著作権の所有者であること及び本条が適用される著作権対象物の複製物の豪州への輸入に反対する書面による通知を行うことができる規定がある。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

1995年商標法第132条では、商標の登録所有者は、その商標を侵害する商品の輸入に異議を申し立てることができる」と規定している。

- ・登録所有者は、侵害物品の輸入に異議を唱える書面を関税庁長官に提出することができる。

- ・オーストラリア国境警備局が使用する書式には、商標登録の詳細のコピーを添付するなど、権利の特定が求められる⁴⁰¹。

1968年著作権法第135条では、著作権保護の対象となる著作物や、その他の主題の複製物の輸入制限について規定している。

- ・著作権所有者は、著作権のある素材の侵害複製物の輸入に異議を唱える書面による異議通知を税関長に提出することができる。

- ・オーストラリア国境警備局(Australian Border Force)が使用する通知書には、通知の対象となる著作権対象物のリストを含む権利の特定が必要であり、そのリストは、オーストラリア国境警備局との事前の協議を経た上で、カタログまたは電子媒体の形で提出することができる。侵害品の検出を支援するために、図面や写真などの追加資料を提出することもできる⁴⁰²。

商標法第132条 <輸入に対する異議通知> (旧法1 (2010年2月24日) 第132条、旧法17 (2018年8月25日) 第132条)

(1) 登録商標の登録名義人は、関税庁長官に対し、当該商標を侵害する商品の通知日後の輸入に対する異議を書面で通知することができる。通知は、所定の文書とともに行わなければならない。

(以下、略)

著作権法第135条 <著作物等の複製物の輸入の制限> (旧法1 (2010年12月30日) 第135条、旧法22 (2018年12月29日) 第135条)

(略)

(2) 何人も、関税庁長官に対し、次の事項を記載した書面による通知を行うことができる：

(a) 当該者が著作物に関する著作権の所有者であること。

(b) 本条が適用される著作権対象物の複製物のオーストラリアへの輸入に反対すること。

(3) 第(2)項に基づく通知：

(a) 所定の文書とともに行われること。

(b) 所定の手数料がある場合はそれを添付しなければならない。

(以下、略)

⁴⁰¹ Trade Marks Act 1995 NOTICE OF OBJECTION (オーストラリア国境警備局ウェブサイト)
<https://www.abf.gov.au/form-listing/forms/b1025.pdf> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

⁴⁰² Copyright Act 1968 NOTICE OF OBJECTION (オーストラリア国境警備局ウェブサイト)
<https://www.abf.gov.au/form-listing/forms/b470.pdf> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

(iii) CPTPP 第18・76条 第3項

CPTPPでは、自国の権限のある当局が、不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品又は著作権侵害物品である疑いのある物品の引取りを停止するための手続を開始する権利者に対し、被申立人及び当該権限のある当局を保護し、並びに濫用を防止するために十分な合理的な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有すると規定されている（CPTPP第18・76条第3項）。

第18・76条 国境措置に関する特別の要件

3 各締約国は、自国の権限のある当局が、不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品又は著作権侵害物品である疑いのある物品の引取りを停止するための手続を開始する権利者に対し、被申立人及び当該権限のある当局を保護し、並びに濫用を防止するために十分な合理的な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有することを定める。各締約国は、当該担保又は同等の保証が当該手続の利用を不当に妨げないことを定める。締約国は、当該担保については、当該物品が知的財産権を侵害するものではないと権限のある当局が認定する場合には、当該物品の引取りが停止されたことによって生ずる損失又は損害を被申立人に与えないようにする支払の保証によることができることを定めることができる。

【メキシコ】

産業財産法では、行政処分手続（当該輸入商品の自由な移動を制限する命令）において、産業財産権庁が申立人に対して、措置を請求された者に発生したものに対応するのに十分な保証証書又は担保金を与えること、保証証書又は担保金の額を判断するために、申立における手続から生じた要素に加えて、申立人によって提供された諸要素を考慮すること、著作権法には、メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章（第328条～第385条）および第7章（第386条～第410条）に定められた手続きおよび形式に従って、商業上の侵害行為を処罰すること、が規定されている。また、関税法では、義務付けられた保証金の支払いをしないと、本法に基づき付与された譲許や認可（留置処分）を取り消すことができることが規定されている。現地法律事務所によれば、産業財産法第345条以外で、CPTPP第18・76条第3項を履行する規定はないとのことである。

産業財産法第345条（旧法1（2010年6月29日）第199条の3、旧法5（2018年5月18日）第199条の3）

本庁は、前条にいう措置の実行を判断するために、良好な法律の状況及び公序良俗規定の非違反と一般の利益が影響を受けないことの加重分析を実施しなければならない。また、本庁は、侵害行為の深刻さ及び請求された措置の性質の検討も行い、そのために、申立人に対して、次のことを要求する。

（略）

(2) 措置を請求された者に発生したものに対応するのに十分な保証証書又は担保金を与えること

本庁は、保証証書又は担保金の額を判断するために、申立における手続から生じた要素に加えて、申立人によって提供された諸要素を考慮する。

本庁は、措置の実行時に、最初に付与された保証証書が、当該措置を請求された者に発生した損害に対応するのに不十分であるとみなす場合には、申立人にその保証証書を拡大することを要求できる。

この要求は、暫定措置の賦課が本庁によって職権で採用される場合には、法的強制力を有さないものとする。

著作権法第234条（旧法1（2003年7月23日）第234条、旧法6（2018年6月15日）第234条）

メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章および第7章に定められた手続きおよび形式に従って、商業上の侵害行為を処罰するものとする。

メキシコ産業財産庁は、産業財産法に規定されている予防措置を講ずることができる。

この目的のため、メキシコ産業財産庁は、調査を実施し、検査訪問を命じ又は実施し、情報およびデータの提供を要請する権限を有する。

関税法第144A条（旧法1（2006年2月2日）第144A条、旧法3（2018年6月25日）第144A条）

税関は、以下の理由により、本法に基づき付与された譲許を取り消し、または認可を取り消すことができる：

I. 保有者が対応する抛出金または手数料を支払わない場合、財務上の義務を履行していない場合、または義務付けられている保証を提供しない場合。

（以下、略）

【カナダ】

商標法では、商標権者の同意なく、登録商標と同一又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標を付した商品につき、税関で留置する場合に、裁判所は、大臣又は手続の当事者の申請に基づいて、関連登録商標の所有者に対し、裁判所が定める金額の担保を提供するよう要求することができること、登録商標の所有者からの申請があり、裁判所が当該商品の輸入が商標法に違反すると認める場合の命令を行う前に、裁判所が指定する金額の保証金提供を申請人に請求することができること、に関する規定がある。また、著作権法では、著作権者の同意なく、著作権を侵害する複製物につき、著作権の所有者が、留置された複製物に関して本法に基づく救済を得るための手続を開始する文書の写しを大臣に提供し、当該手続きが最終的に処分される等まで当該複製物を税関で留置する場合に、裁判所は、大臣又は手続の当事者の申請に基づいて、当該著作権者に対し、裁判所が定める金額の担保を提供するよう要求すること、著作権者からの申請があり、裁判所が当該著作権侵害品の輸入が著作権法に違反すると認める場合の命令を行う前に、裁判所が指定する金額の保証金提供を申請人に請求すること、ができる規定がある。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

商標法第51.11条、第53.1条、著作権法第44.09条、第44.12条がCPTPP協定第18.76条第3項の義務を履行するためのものであるかどうかについては、公開資料には具体的な記載がない。2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよ

う商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている。

商標法第51.11条 <裁判所への申請> (旧法5 (2015年1月1日) 第51.11条:改正、旧法11 (2018年12月30日) 第51.11条)

(略)

<担保>

(5) 第51.06条(3)にいう手続の過程において、裁判所は、大臣又は手続の当事者の申請に基づいて、関連登録商標の所有者に対し、以下の目的で裁判所が定める金額の担保を提供するよう要求することができる。

(a) 関税法第2条(1)に定義される関税、保管及び取扱手数料、並びに商品に対して請求可能となりうるその他の金額を賄うため、又は

(b) 留置を理由として商品の所有者、輸入者、輸出者又は荷受人が被る可能性のある損害に対応するため。

(参考)

商標法第51.06 条 <救済を追求するための情報の提供> (旧法5 (2015年1月1日) 第51.06条:改正、旧法11 (2018年12月30日) 第51.06条)

(略)

<手続の通知>

(3) 第51.03条の執行を目的とする商品の留置が終了する前に、関連登録商標所有者が大臣に対し、大臣が定める方法で、留置商品に関して本法に基づく救済を得るための手続を開始する旨の裁判所に提出した文書の写しを提供した場合、税関職員は、大臣に以下のことが書面で通知されるまで、留置を継続するものとする。

(a) 手続が最終的に処分、解決又は放棄されたこと

(b) 裁判所が手続の目的で商品を留置しないよう指示したこと、又は

(c) 商品のかかる留置が終了することに商標所有者が同意したこと。

(以下、略)

(参考)

商標法第51.03条 <輸入又は輸出の禁止> (旧法5 (2015年1月1日) 第51.03条:改正、旧法11 (2018年12月30日) 第51.03条)

(1) 商品又はそのラベル若しくは包装が一かかる商品に関する登録商標所有者の同意なく当該登録商標と同一である又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標を付している場合、当該商品を輸入又は輸出してはならない。

(以下、略)

(参考)

著作権法第44.01条 (旧法5 (2015年1月1日) 第44.01条:改正、旧法10 (2018年12月13日) 第44.01条)

(1)著作権の存続する、著作物またはその他の対象の複製物は、以下の場合には輸入または輸出してはならない。

- (a) 当該複製物が作成された国における著作権者の同意なく作成された場合。
- (b) 著作権を侵害するものであるか、またはカナダで作成されなかったとしても、作成した者がカナダで作成したならば著作権を侵害するものであった場合。

(以下、略)

商標法第53.1条 <大臣による留置手続> (旧法1 (2008年12月30日) 第53.1条、旧法11 (2018年12月30日) 第53.1条 : 改正)

(1) 裁判所は、登録商標の所有者からの申請があり、その登録商標が付された何らかの商品がカナダに輸入されようとし、又はカナダに輸入されたが未だ税関から引取が許可されていないこと、及びその商品のカナダでの流通が本法に反することとなることを認めた場合は、裁判所は、次の命令を出すことができる。

- (a) 大臣からの合理的な要求により申請人から提供された情報に基づいて、商品を留置するために合理的な措置を取るべき旨を大臣に指示すること
- (b) 留置後速やかに、当該留置及び留置の理由について申請人及び所有者又は商品の輸入者に通知すべき旨を大臣に指示すること、及び
- (c) 裁判所が適切とみなすその他の事項を規定すること

(略)

<裁判所は保証金を要求することができる>

(3)(1)に基づく命令を出す前に、裁判所は、次の事項のために、裁判所が指定する金額の保証金提供を申請人に請求することができる。

- (a) 関税、保管料及び取扱料、並びに商品に対して課されるその他費用を補償すること、及び
- (b) この命令により商品の所有者、輸入者又は荷受人が被ることがある損害を補償すること

著作権法第44.09条 (旧法5 (2015年1月1日) 第44.09条 : 改正、旧法10 (2018年12月13日) 第44.09条)

(略)

<担保>

(5) 第44.04条(3)にいう手続の過程において、裁判所は、大臣または手続の当事者の申請により、著作権者に対し、裁判所が定める額の担保を提供するよう求めることができる。

- (a) 課金、保管料及び取扱手数料並びに複製物に対して課される可能性のあるその他の金額を賄うため。
- (b) 複写物が留置されたために、当該複製物の所有者、輸入者、輸出者又は荷受人が被る可能性のある損害に応じること。

(参考)

著作権法第44.04条 (旧法5 (2015年1月1日) 第44.04条 : 改正、旧法10 (2018年12月13日) 第44.04条)

(略)

- (3) 複製物が第44.01条を執行する目的で留置されなくなる前に、著作権者が、大臣が指定

する方法により、留置された複製物に関して本法に基づく救済を得るための手続を開始する裁判所に提出した文書の写しを大臣に提供した場合には、税関職員は、大臣が次の事項を書面で通知されるまで、複製物を留置し続けなければならない。

- (a) 当該手続が最終的に処理され、解決され又は放棄された場合；
 - (b) 裁判所が、当該手続を目的として当該複製物をもはや留置しないことを命じたとき。
 - (c) 著作権者がコピーをもはや留置しないことに同意したとき。
- (以下、略)

著作権法第44.12条（旧法1（2005年12月12日）第44.1条、旧法10（2018年12月13日）第44.12条）

(1) 裁判所は、以下の事項を満たすと判断した場合、(3)項に定める命令を下すことができる。

(a) 著作物の複製物がカナダに輸入されようとしている、またはカナダに輸入されたが頒布されていない場合であって、

(b) その複製物が

(i) その複製物が作成された国の著作権所有者の同意を得ずに作成された、または

(ii) この法律が適用される国以外で作成された場合、

および

(c) 輸入者がカナダで複製した場合に著作権侵害となる場合で、かつ、輸入者がそれを認識しているか、認識すべきであった場合。

(2) カナダ国内の著作物の著作権所有者の申請に基づき、裁判所は(3)項に定める命令を下すことができる。

(3) (1)項に基づき下される命令において、裁判所は、

(a) 大臣に対し、

(i) 大臣が合理的に必要とする情報および申請者から提供された情報を基に、著作物の複製物を留置するための合理的な措置を講じるよう指示し、

(ii) 著作物の複製物を留置した直後に、申請者および輸入者に留置の事実および留置の理由を通知すること。

(b) 裁判所が適切と考えるその他の事項を規定すること。

(略)

(5) (1)項に基づく命令を行う前に、裁判所は申請者に裁判所が定める額の担保を要求することができる。

(a) 著作物の複製物に対して課金される可能性のある使用料、保管料、取扱手数料、その他の金額を担保するため。

(b) 命令により著作物の所有者、輸入者、荷受人が被る可能性のある損害を担保するため。

【豪州】

豪州では、関税庁長官が差押える費用を連邦政府に返済するために十分であると認める金額の担保を商標権者や著作権者から得られなければ、商品を差押えないことを決定できること、ここで提供された担保が、関税庁長官が本編の規定に従ってとった措置の結果として連邦政府が負担した費用の支払いに十分でない場合、当該費用と担保の額との差額は、

商標権者や著作権者が連邦政府に対して負う債務となり、管轄裁判所で起こされた訴訟により回収できること、の規定がある。

商標法第133条 < 関税庁長官は、商標権を侵害する物品を差押えることができる > (旧法1 (2010年2月24日) 第133条、旧法17 (2018年8月25日) 第133条)

(略)

(3) (3A)項に従い、関税庁長官は、異議申立人(又は異議申立人の一人又は複数の者)から、関税庁長官が商品を差押えるための費用を連邦に返済することを承諾する書面による約束書を与えられた場合を除き、商品を差押えないことを決定することができる。

(3A) 関税庁長官は、関税庁長官が商品を差押える費用を連邦に返済するのに十分であると認める金額の担保を、異議申立人(または異議申立人の一人又は以上)から書面の約束の代わりに与えられた場合を除き、次の場合には、商品を差押えないことを決定することができる。

(a) 異議申立人(又は異議申立人の一人又は以上)が他の商品に関して行った約束に基づいて支払われるべき金額が、その約束に従って支払われていないこと。

(b) 関税庁長官が、すべての状況において担保を要求することが合理的であると認めるとき。

(以下、略)

商標法第141条 < 担保が不十分な場合 > (旧法1 (2010年2月24日) 第141条、旧法17 (2018年8月25日) 第141条)

第132条に基づき通知を行った商標に関して、第133条(3A)項に基づき単独または複数の異議申立人が提供した担保が、当該通知により関税庁長官が本編の規定に従ってとった措置の結果として連邦政府が負担した費用の支払いに十分でない場合、当該費用と担保の額との差額は、

(a) 単独または複数の異議申立人が連邦政府に対して負う債務、または異議申立人が連邦政府に対して共同で、またはそれぞれ個別に負う債務となり、かつ、

(b) 管轄裁判所で起こされた訴訟により回収できる。

著作権法第135AA条 < 費用が負担されない限り差押しない旨の決定 > (旧法1 (2010年3月24日) 第135AA条、旧法22 (2018年12月29日) 第135AA条)

(1) (2)に従い、関税庁長官は、異議申立人 (又は異議申立人の1人以上) から、写しの差押に要した費用を英連邦に返済することを関税庁長官が受諾する旨の書面による約束がない限り、第135(7)項に基づき複製物を差押しないことを決定することができる。

(2) 関税庁長官は、次の場合には、異議申立人 (又は異議申立人の1人以上) から、引き受けの代わりに、複製物を差押える費用を連邦に返済するのに十分であると関税庁長官がみなす額の担保を提供されない限り、第135条(7)に基づき複製物を差押しないことを決定することができる：

(a) 他の複製物に関して異議申立人 (または異議申立人の1人以上) が行った引き受けに基づき支払うべき金額が、引き受けに従って支払われていない場合。

(b) 関税庁長官が、担保を要求することがあらゆる状況において合理的であると考えする場合。

(以下、略)

著作権法第135AJ条 <連邦政府の差押費用を支払わない場合> (旧法1 (2010年3月24日) 第135AJ条、旧法22 (2018年12月29日) 第135AJ条)

(略)

(3) 第135条で規定された通知の対象となる複製物に関して、誓約書に従って支払われた金額が誓約書に従っているものの、通知により本条項に基づき関税庁長官が起こした訴訟の結果として連邦政府が負担した費用の支払いに十分でない場合、その費用と支払われた金額の差額は、

(a) 単独または複数の異議申立人が連邦政府に対して負う債務、または異議申立人が連邦政府に対して共同で、またはそれぞれ個別に負う債務となり、かつ、

(b) 管轄裁判所で起こされた訴訟により回収できる。

(4) 第135条に基づき通知を行った単独または複数の異議申立人が第135AA条(2)項に基づき提供した担保が、当該通知を理由に本条に基づき関税庁長官がとった措置により連邦政府が負担した費用の支払いに十分でない場合、その費用と担保額の差額は、

(a) 単独または複数の異議申立人が連邦政府に対して負う債務、または異議申立人が連邦政府に対して共同で、またはそれぞれ個別に負う債務となり、かつ、

(b) 管轄裁判所で起こされた訴訟により回収できる。

(iv) CPTPP 第18・76条 第4項

CPTPPでは、少なくとも輸入物品について、自国の権限のある当局に対し、通常、差押え又は物品が不正商標物品若しくは著作権侵害物品であるとの認定から30日以内に、当該物品の荷送人、輸出者、荷受人又は輸入者の氏名又は名称及び住所、当該物品に関する記述等の規定された情報を権利者に提供する権限を付与することが規定されている (CPTPP 18・76条第4項(b))。

第18・76条 国境措置に関する特別の要件

4 締約国は、プライバシー又は情報の秘密に関する締約国の法令の適用を妨げることなく、

(a) 自国の権限のある当局が不正商標物品若しくは著作権侵害物品である疑いのある物品を留置し、又は当該物品の引取りを停止した場合には、自国の権限のある当局が権利者に対し当該物品の荷送人、輸出者、荷受人又は輸入者の氏名又は名称及び住所、当該物品に関する記述、当該物品の数量並びに判明しているときは当該物品の原産国について不当に遅滞することなく通知する権限を有することを定めることができる (注)。

注 締約国は、これらの情報を受領し、又は入手するための合理的な手続を定めることができる。

(b) 侵害の疑いのある物品が留置され、又は引取りを停止されている場合において、(a)に規定する権限を自国の権限のある当局に付与しないときは、少なくとも輸入物品について、自国の権限のある当局に対し、通常、差押え又は物品が不正商標物品若しくは著作権侵害物品であるとの認定から三十日以内に(a)に規定する情報を権利者に提供する権限を付与す

る。

【メキシコ】

関税法では、知的財産権に関する権限のある行政当局又は司法当局が発した自由な流通を停止する決定の対象である外国原産の商品の留置の際、税関当局は、手続の動機となった外国原産の商品の自由な流通の停止を命ずる決定及び利害関係者に対するその通知を行うこと、及び、その決定には、輸入者の氏名、商品の詳細な説明、15日を超えない商品の通関手続きの予定期間などの情報が含まれることが規定されている。現地法律事務所によれば、関税法148条、149条以外で、CPTPP第18・76条第4項を履行する規定はないとのことである。

関税法第148条（旧法1（2006年2月2日）第148条、旧法3（2018年6月25日）第148条）

知的財産権に関する権限のある行政当局又は司法当局が発した自由な流通を停止する決定の対象である外国原産の商品の場合には、税関当局は、当該商品を留置し、当該権限のある当局が当該目的のために指定する倉庫に当該権限のある当局の処分のために保管する手続を行う。

前項の留置の際、税関当局は、次の事項を記録した状況記録を作成しなければならない：

- I. 手続を実施する当局の特定
- II. 手続の動機となった外国原産の商品の自由な流通の停止を命ずる決定及び利害関係者に対するその通知。
- III. 商品の説明、性質、その他の特徴。
- IV. 管轄当局の処分のために商品が寄託される場所。

（中略）

行政手続又は司法手続が関連する法令に従って継続できるように、手続が行われた者に、記録の写しを、また、管轄の行政当局又は司法当局が発した商品の自由な流通を停止する決定の写しを、それぞれ与えなければならない。

関税法第149条（旧法1（2006年2月2日）第149条、旧法3（2018年6月25日）第149条）

本法第148条の規定は、管轄の行政当局または司法当局が外国原産の商品の自由流通の停止を命じた決定に以下の情報が含まれている場合にのみ適用される：

- I. 輸入者の氏名
- II. 商品の詳細な説明
- III. 商品の通関手続きを行う税関
- IV. 商品の通関手続きの予定期間（15日を超えないこと）。
- V. 所管官庁の処分のために物品が保管される倉庫。
- VI. 倉庫管理人の役割の指定又は受諾表明

【カナダ】

商標法では、税関が当該商品の輸入が禁止されていると疑う合理的な理由を有する場合は、商標権者に対し、当該商品に関する情報（商品の説明及びその特徴、商品の所有者、輸入者、輸出者及び荷受人並びに商品を製造した者並びに商品の運搬に関与した者の名称

及び住所、商品の数量、商品の製造国等）を提供することができると規定されている。

著作権法では、税関が当該著作物の複製物の輸入が禁止されていると疑う合理的な理由を有する場合は、著作権者に対し、当該複製物に関する情報（複製物およびその特徴の説明、複製物の所有者、輸入者、輸出者及び荷受人並びに複製物を作成した者及び複製物の移動に関与するその他の者の氏名及び住所、その数量、当該複製物が製造された国及び当該複製物が通過した国等）を提供することができると規定されている。

不正商標物品若しくは著作権侵害物品であるとの認定から30日以内に侵害品に関する特定の情報を権利者に提供する明確な規定が見出せなかったが、現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

商標法第51.03条に定義される「その（商標が）本質的な部分において区別できない」が、CPTPP協定第18.76条第1項に定義される「混同を生じさせるほど類似する商標」を意味するかどうかについては、公的資料には具体的な記載がない。

商標法第 51.06 条および著作権法第 44.04 条が CPTPP 第 18.76 条第 4 項の義務を履行するためのものであるかどうかについては、公開資料には具体的な記載がない。

2020 年 10 月 17 日付の CPTPP 実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関する CPTPP 第 18.76 条に基づく義務に関して、CPTPP 実施法の第 17 条および第 18 条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP 第 18.76 条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている⁴⁰³。

商標法第 51.06 条 <救済を追求するための情報の提供>（旧法 5（2015 年 1 月 1 日）第 51.06 条：改正、旧法 11（2018 年 12 月 30 日）第 51.06 条）

(1) 関税法第 101 条に基づいて商品を留置する税関職員は、当該商品の輸入又は輸出が第 51.03 条に基づいて禁止されていると疑う合理的な理由を有する場合は、その裁量により、当該商標権の所有者が提出した関連登録商標に関する支援請求を大臣が受理したときは当該商標権所有者に対し、当該商品の見本及び本法に基づく救済を追求する際に助けとなりうる以下のような当該商品に関する情報を提供することができる。

(a) 商品の説明及びその特徴

(b) 商品の所有者、輸入者、輸出者及び荷受人並びに商品を製造した者並びに商品の運搬に関与した者の名称及び住所

(c) 商品の数量

(d) 商品の製造国及び通過国、並びに

(e) 該当すれば、商品が輸入された日。

（以下、略）

著作権法第 44.04 条（旧法 5（2015 年 1 月 1 日）第 44.04 条：改正、旧法 10（2018 年 12 月 13 日）第 44.04 条）

(1) 関税法第 101 条に基づき著作物又はその他の主題の複製物を留置している税関職員で、

⁴⁰³ Canada Gazette, Part I, Volume 154, Number 42: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership
<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

当該複製物の輸入又は輸出が第 44.01 条に基づき禁止されていると疑うに足る合理的な理由を有する者は、当該税関職員の裁量により、大臣が当該著作物又は主題の著作権者から提出された当該著作物又は主題に関する援助の要請を受理した場合には、当該著作権者に対し、当該複製物の見本及び当該複製物に関する情報であって、当該著作権者が本法に基づき救済を追求する上で助けとなる以下のような情報を提供することができる。

- (a) 複製物およびその特徴の説明；
 - (b) 複製物の所有者、輸入者、輸出者及び荷受人並びに複製物を作成した者及び複製物の移動に関与するその他の者の氏名及び住所
 - (c) その数量
 - (d) 当該貨物が製造された国及び当該貨物が通過した国
 - (e) 該当する場合には、輸入された日
- (以下、略)

【豪州】

商標法では、商品が差押えられた後できるだけ速やかに、異議申立人に対して、指定所有者の氏名及び事業所又は居所の住所（判明している場合）の情報を含む差押通知をしなければならない、商品が差押えられた後いつでも、当該商品がオーストラリアに持ち込まれるよう手配した個人又は団体の名称及び事業所又は居住地の住所等を提供できると規定されている。

著作権法では、複製物が差押えられた後できるだけ速やかに、異議申立人に対して、輸入者の氏名及び事業所又は居所の住所（判明している場合）の情報を含む差押通知をしなければならない、複製物が差押えられた後いつでも、当該複製物がオーストラリアに持ち込まれるよう手配した個人又は団体の名称及び事業所又は居住地の住所等を提供できると規定されている。

商標法、著作権法のいずれも、「できるだけ速やかに」、異議申立人に対して所定の差押通知をしなければならないことが規定されているが、差押え又は物品が不正商標物品若しくは著作権侵害物品であるとの認定から三十日以内に情報を権利者に提供する権原を税関等に付与する明確な規定は、確認できなかった。

商標法第134条 <差押通知>（旧法17（2018年8月25日）第134条）

- (1) 商品が第133条によって差押えられた後できるだけ速やかに、関税庁長官は、指定所有者および異議申立人に対し、何らかの通信手段（電子的手段によるものを含む）により、商品进行特定し、かつ、当該商品が差押えられた旨を記述する通知（差押通知）をしなければならない。
- (2) 差押通知には、以下の条件を満たす場合、当該物品が指定所有者に引き渡される旨を記載しなければならない。
 - (a) 指定所有者が請求期間内に当該物品の引き渡しを請求した場合、であって、
 - (b) 異議申立人が訴訟期間の終了までに、
 - (i) 当該物品に関して通知された商標の侵害訴訟を起こさず、かつ
 - (ii) 関税庁長官にその旨を書面で通知しなかった場合

(3) 差押通知はまた、以下の通りでなければならない。

(a) 商品の請求期間を定める。

(b) 商品の措置期間を定め、指定所有者が商品の解放を請求した場合にのみ措置期間が開始される旨を記載する。

(c) 通知が異議申立人に行われる場合には、関税庁長官が秘密保持の理由からそうすることが望ましくないと認めない限り、指定所有者の氏名及び事業所又は居所の住所（判明している場合）を記載する。

（中略）

(4) 関税庁長官は、物品が差押えられた後いつでも、異議申立人に対し、次の事項を提供することができる：

(a) 当該商品の指定所有者に代わり、当該商品がオーストラリアに持ち込まれるよう手配した個人又は団体（オーストラリア国内外を問わない）の名称及び事業所又は居住地の住所、又は関税庁長官が保有し、合理的な根拠に基づいて当該個人又は団体の特定及び所在の確認に役立つと信じる情報。

(b) 関税庁長官が保有し、合理的な根拠に基づいて、当該商品の輸入者を特定し、所在を確認する目的に関連する可能性があるとは確信するあらゆる情報（個人情報を含む）。

(c) 商品の指定所有者を特定し、その所在を確認する目的で、関税庁長官が保有し、合理的な根拠に基づいて関連する可能性があるとは信じる情報（個人情報を含む）。

旧法1（2010年2月24日）第134条 <差押通知>

関税庁長官は、できる限り速やかに、以下のことを行わなければならない。

(a) 差押えられた物品の指定所有者に、書面で通知を交付（または郵送）し、物品を特定し、第133条に基づき差押えられた旨を通知すること。

(b) 異議申立人、または各異議申立人に、書面で通知を交付（または郵送）し、

(i) 商品が特定され、第133条に基づき差押された旨が記載された通知、および

(ii) 商品の指定所有者の氏名および住所、および関税庁長官が所有し、かつ、合理的な根拠に基づき、商品の輸入者を特定する上で異議申立人の参考になると思われるあらゆる情報が記載された通知、および

(iii) 異議申立人または異議申立人のいずれか（該当する場合）が、通知された商標の侵害に関する訴訟を当該商品に関して起こし、通知を受けた日から10営業日以内に、または関税庁長官が第137条(1)項に基づきその期間を延長した場合はその延長期間内に、関税庁長官にその訴訟について書面で通知しなければ、当該商品は指定所有者に引き渡される旨を記載する。

著作権法第135AC条 差押通知（旧法22（2018年12月29日）第135AC条）

(1) 第135条(7)に基づき複製物が差押えられた後できるだけ速やかに、関税庁長官は、輸入者及び異議申立人に対し、何らかの通信手段（電子的手段を含む）により、複製物を特定し、かつ、特定された複製物が差押えられた旨を記述する通知（差押通知）をしなければならない。

（略）

(3) 差押通知はまた、次のことを行わなければならない：

（略）

(c) 通知が異議申立人に行われる場合、関税庁長官が守秘義務の理由からそうすることが望ましくないと認めない限り、輸入者の氏名及び事業所又は居所の住所（判明している場合）を記載すること。

（中略）

(4) 関税庁長官は、複製物が差押えられた後いつでも、異議申立人に対し、次の事項を提供することができる：

(a) 複製物をオーストラリアに持ち込む手配を輸入者に代わって行った個人若しくは団体（オーストラリア国内外を問わない）の氏名、事業所若しくは居住地の住所、又は関税庁長官が保有し、合理的な根拠に基づいて当該個人若しくは団体の特定及び所在の確認に役立つと信じる情報。

(b) 関税庁長官が保有し、合理的な根拠に基づいて、輸入者の特定および所在を確認する目的に関連する可能性があるとは信じる情報（個人情報を含む）。

旧法1（2010年3月24日）第135AC条 <差押通知>

(1) 第135条(7)項に基づき複製物が差押された後、できる限り速やかに、関税庁長官は、輸入者および異議申立人に対し、直接手交するか郵送により、当該複製物を特定し、特定した複製物が差押された旨を記載した書面による通知を行わなければならない。

(2) (1)項に基づく通知には、以下の事項も記載しなければならない。

(a) 異議申立人に通知する場合、輸入者の氏名、および（判明している場合は）事業所または住居の所在地。

（略）

(8) 関税庁長官は、複製物が差押された後いつでも、異議申立人に対して、以下を提供する。

(a) 輸入者に代わって当該複製物をオーストラリアに持ち込む手配をした個人または団体の名称および事業所または住居の所在地、または関税庁長官が有し、かつ合理的な理由に基づき、当該個人または団体を特定し、その所在を突き止めるのに役立つ可能性があると考え他の情報、および

(b) 関税庁長官が有し、かつ合理的な理由に基づき、輸入者を特定し、その所在を突き止めるのに役立つ可能性があると考え他の情報。

（v）CPTPP 第18・76条 第5項

CPTPPでは、税関管理下にある物品であって、不正商標物品又は著作権侵害物品である疑いのあるもの（(a)輸入された物品および(b)輸出されようとしている物品）について、職権で国境措置を開始できることを定めることが規定されている（CPTPP第18.76条第5項）。

第18・76条 国境措置に関する特別の要件

5 各締約国は、自国の権限のある当局が税関管理の下にある物品（注1）であって、不正商標物品又は著作権侵害物品である疑いのある次に掲げるものについて職権により（注2）国境措置を開始することができることを定める。

注1 この条の規定の適用上、締約国は、「税関管理の下にある物品」を締約国の税関手続の対象となる物品を意味するものとして取り扱うことができる。

注2 職権による行為は、第三者又は権利者からの告訴を必要としない。

(a)輸入された物品

(b)輸出されようとしている物品（注）

注 この条の規定の適用上、締約国は、「輸出されようとしている」物品を輸出されたものとして取り扱うことができる。

(c)通過物品（注1、注2）

注1 この(c)の規定は、侵害の疑いのある物品であって、当該物品の輸出の発送地となる締約国の領域において他の税関へ運送中のものについて適用する。

注2 締約国は、この(c)の規定に代わるものとして、適当な場合には、不正商標物品又は著作権侵害物品の国際貿易を排除することを目的として、現地の荷受人を伴わずに当該締約国が検査を行った物品であって、当該締約国の領域において積み替えられ、他の締約国の領域に仕向けられるものに関し、他の締約国の領域に到着した際に侵害の疑いのある物品を特定する当該他の締約国の活動に資する知識を与えるため、当該他の締約国に対し、入手可能な情報を提供するよう努める。

【メキシコ】

産業財産法には、産業財産権庁の行政処分手続きは、職権により開始できること、産業財産権庁が、輸入、輸出、輸送又は該当する場合には税関体制に係る商品であって、本法の規定の違反を構成するもの（登録商標又はそれと混同する程度に類似する商標を付した商品等）の自由な移動を中断することを命ずることができることが、著作権法では、連邦裁判所およびメキシコ産業財産庁は、著作者の許諾を得ずに作成された著作物の複製物の輸入を禁止できること、著作権法には、メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章（第328条～第385条）および第7章（第386条～第410条）に定められた手続きおよび形式に従って、商業上の侵害行為を処罰すること、が規定されている。関税法には、管轄当局（産業財産権庁）が著作権及び工業所有権に関する規定の侵害を推定する場合、税関当局と協働して、外国貿易貨物を留置することが規定されている。

現地法律事務所のコメントによれば、以下のとおりである。

工業所有権法第329条及び第344条並びに関税法第144条が商標権侵害品に適用され、IMPI（産業財産権庁）は法に従い、職権で侵害手続きが提起された場合、税関に留置を求めることができる。上記規定は著作権侵害品にも類推適用され、IMPIは、職権で著作権侵害手続きを提起する権限を有する。ただし、著作権法第27条、第235条により、著作権侵害品の侵害手続きは、輸入にのみ適用される。

尚、現地法律事務所によれば、産業財産法第344条第6項に記載される「輸入、輸出、輸送又は該当する場合」には、CPTPP第18.76条第5項に規定される「通過物品」が含まれると解釈できるとの意見であった。

産業財産法第329条（旧法1（2010年6月29日）第188条、旧法5（2018年5月18日）第188条）本庁による行政処分手続きは、職権により、又は、それについての法的利害関係を有しかつ請求理由を明示する者であれば何人でも請求によって開始することができる。必要な場合には、何人でも、本庁に対し、職権による行政処分手続きを開始するに足る情報を提出することができる。

産業財産法（2020年11月5日）第344条（改正（(6)、(7)）が新設）

本法によって保護される権利の侵害についての行政処分手続においては、本庁は以下の措置をとることができる。

（略）

(6) 輸入、輸出、輸送又は該当する場合には税関体制に係る商品であつて、本法の規定の違反を構成するものの自由な移動を中断することを、関税事項に適用される法的規制に従つて命ずること。

産業財産法第386条（旧法1（2010年6月29日）第213条（第18項）、旧法5（2018年5月18日）第213条（第17項））

以下は行政上の違反である。

（略）

(17) 登録商標又はそれと混同する程度に類似する商標を、当該登録商標が指定する同一又は類似する商品又は役務において使用すること。

（以下、略）

産業財産法第387条：改正

前条の適用上、「使用」とは、製造、生産、模倣、保管、配布、輸入、輸出、販売の申出、販売、輸送又は流通であり、それらに限定して理解してはならない。

著作権法第27条（旧法1（2003年7月23日）第27条、旧法6（2018年6月15日）第27条）

権利の保有者は、以下を許諾または禁止することができる：

（略）

V. 著作者の許諾を得ずに作成された著作物の複製物を国内領土に輸入すること

（以下、略）

著作権法第234条（旧法1（2003年7月23日）第234条、旧法6（2018年6月15日）第234条）

メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章および第7章に定められた手続きおよび形式に従つて、商業上の侵害行為を処罰するものとする。

メキシコ産業財産庁は、産業財産法に規定されている予防措置を講ずることができる。

この目的のため、メキシコ産業財産庁は、調査を実施し、検査訪問を命じ又は実施し、情報およびデータの提供を要請する権限を有する。

著作権法第235条（旧法1（2003年7月23日）第235条、旧法6（2018年6月15日）第235条）

連邦裁判所およびメキシコ産業財産庁は、貿易に関する侵害の場合、関税法の規定に基づき、国境における外国原産の商品の自由な流通を停止する決定を下す権限を有する。

関税法第144条（旧法3（2018年6月25日）旧法第144条：改正（第37項を追加））

事務局は、連邦財政法およびその他の法律で与えられている権限に加え、以下の権限を有する：

(略)

XXXVII. 管轄当局が著作権及び工業所有権に関する規定の侵害を推定する場合、外国貿易貨物を留置すること。この権限を行使する際、税関当局は、著作権及び工業所有権に関する事項に関して、協力協定及びその他の適用される法律規定に定められた条件の下で、管轄当局の補助者として行動する

(以下、略)

関税法第2条 (旧法3 (2018年6月25日) 第2条)

この法律の目的上、以下のものが考慮される：

I. 「事務局」とは、財務省および公的信用省を指す。

(以下、略)

【カナダ】

商標法及び関税法では、商標権者の同意なく、登録商標と同一又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標を付した商品の輸入、輸出を禁止するため、税関の職員が納得するまで、当該商品を留置できる規定がある。通過物品については、2020年7月の商標法改正により、禁止の例外から外れたため、上記記載の商標を付した商品は、取り締まりの対象になった。また、著作権法および関税法では、著作権者の同意なく、著作権を侵害する複製物の輸入を禁止し、税関の職員が納得するまで、当該複製物を留置できる規定がある。通過物品については、2020年7月の著作権法改正により、禁止の例外から外れたため、著作権侵害品は、取り締まりの対象になった。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている。

商標法第51.03条 <輸入又は輸出の禁止>

(1) 商品又はそのラベル若しくは包装が一かかる商品に関する登録商標所有者の同意なく当該登録商標と同一である又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標を付している場合、当該商品を輸入又は輸出してはならない。

<例外>

(2) (1)は以下の場合には適用しない。

(a) 商標が適用される国において、商標所有者の同意を得て当該商標が適用された場合

(b) 商品の、又は商標が商品のラベル又は包装上にある場合は当該ラベル又は包装に関連する商品の販売又は流通が、本法に違反しないこととなる場合

(c) 商品がそれを所持する個人により又はその荷物として輸入又は輸出され、その状況(商品の数を含む)により当該商品が個人使用に限定されることが明らかな場合

(以下、略)

旧法5（2015年1月1日）第51.03条：改正、旧法10（2018年12月13日）第51.03条

（上記の商標法第51.03条に加えて、例外規定として、以下の第(2)項(d)が存在したが、旧法14（2020年7月1日）の改正で、第(2)項(d)のみが廃止された。）

(d) 商品がカナダ国外の場所から別の場所へ輸送される間、カナダ国内で税関の管理下にある場合。

著作権法第44.01条

(1)著作権の存続する、著作物またはその他の対象の複製物は、以下の場合には輸入または輸出してはならない。

(a)当該複製物が作成された国における著作権者の同意なく作成された場合。

(b)著作権を侵害するものであるか、またはカナダで作成されなかったとしても、作成した者がカナダで作成したならば著作権を侵害するものであった場合。

(2) (1)は、以下のものには適用されない。

個人が所持または手荷物で輸入または輸出する複製物で、複製物の数などから、その複製物が個人的な使用のみを目的としていることが明らかな場合。

旧法5（2015年1月1日）第44.01条：改正（旧法10（2018年12月13日）第44.01条）

（上記の著作権法第44.01条に加えて、例外規定として、以下の第(2)項(b)が存在したが、旧法13（2020年7月1日）の改正で、第(2)項(b)のみが廃止された。）

(b) カナダ国外のある場所から別の場所へ輸送される間、カナダ国内で税関の輸送管理または税関の積み替え管理下にある複製物。

関税法第101条 規制貨物の留置（旧法1（2011年8月15日）第101条、旧法22（2018年12月30日）第101条）

輸入され又は輸出されようとする物品は、その物品がこの法律及び物品の輸入又は輸出を禁止し、管理し又は規制する他の国会法並びにこれらに基づく規則に従って処理されたことを職員が納得するまで、留置することができる。

【豪州】

商標法では、商標を侵害する商品の通知日後の輸入に対する異議を書面で通知することができ、税関で当該商品を差押えることができる規定がある。また、著作権法では、著作権対象物の複製物について、その複製物の作成が、その複製物を輸入する者によってオーストラリア国内で行われた場合に、その著作権対象物の著作権の侵害を構成することになる場合、税関で当該複製物を差押えることができる規定がある。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

オーストラリア国外で製造され、オーストラリアに輸入される商品（1995年商標法第133条第1項）およびオーストラリアに輸入される複製物（1968年著作権法第135条第2項および第4項）に関して、オーストラリア税関（オーストラリア国境警備局）は、知的財産権所有者の有効な異議告知なしに、知的財産権侵害の物品を差押えすることはできない。

我々は、オーストラリアに輸入される侵害品を差押えるオーストラリア国境警備局の権限

は、以下から発生することを確認している。

- ・著作権法（1968年）第135条第7項、および
- ・商標法（1955年）第133条第1項

我々は、「職権による」措置は、民間団体または権利者からの正式な申立を必要としないと理解している。オーストラリア国境警備局は、特定の輸入品に対する正式な申立がなくても行動する。しかし、国境取締官の権限は、権利者が最初に異議告知書を提出したことを条件とする。異議告知書の提出を要求することは、正式な申立を要求することとは異なると主張する一部の論者もいる。我々は、これがオーストラリア政府の見解であると推測する。これは、後述するTRIPS協定第58条の類似した状況や、APEC協定で見られたアプローチによって裏付けられている。

我々は、「Ajman大学教職員および学生のための知的財産に関するWIPO国内セミナー」（2004年5月5日および6日、Ajman）の資料を入手した⁴⁰⁴。

本稿では、「TRIPS協定に基づく模倣品・海賊版の規制」と、同協定に基づいて予想される国境措置について取り上げている。TRIPS協定第58条が意図する「職権による」措置は、当局がその権限を行使するのに役立つ情報を権利者に求めることを認めている。オーストラリアの異議告知書は、TRIPS協定の下では依然として「職権による」措置に分類されるこのカテゴリーに該当すると思われる。

（仮訳）

4.9 職権による措置

第58条は、知的財産権が侵害されているという一応の証拠がある場合、加盟国が管轄当局に対し、商品の解放を一時停止するという独自の措置をとることを認めることを想定している。このような状況において、同条は、管轄当局が「これらの権限を行使するのに役立つあらゆる情報を権利者に求める」ことを認めている。

オーストラリア原産の輸出品は税関で差押えられることはないが、権利保有者は、1995年商標法または1968年著作権法に基づき、オーストラリアの裁判所に救済を求め、侵害品の輸出を停止させることができる。オーストラリアには、輸送中または輸出時にオーストラリア国境警備局が物品を差し押さえる規定はない。

商標法第133条 < 関税庁長官は、商標を侵害する商品を差押えることができる > （旧法1（2010年2月24日）第133条、旧法17（2018年8月25日）第133条）

(1) 本条は、以下のオーストラリア国外で製造された商品に適用される：

- (a) オーストラリアに輸入され、かつ
- (b) 1901年関税法に基づく税関管理の対象である。

(2) 本条が適用される商品が以下の場合：

- (a) 関税庁長官の見解において、届出商標と実質的に同一又は欺瞞的に類似する標識が、それらに適用され、又はそれらに関連する場合であり、かつ、

⁴⁰⁴ “WIPO NATIONAL SEMINAR ON INTELLECTUAL PROPERTY FOR FACULTY MEMBERS AND STUDENTS OF AJMAN UNIVERSITY” Ajman, May 5 and 6, 2004 (WIPO ウェブサイト)
https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.wipo.int%2Fedocs%2Fmdocs%2Farab%2Fen%2Fwipo_ip_uni_dub_04%2Fwipo_ip_uni_dub_04_7.doc&wdOrigin=BROWSELINK（最終アクセス日：2025年3月7日）。

(b) 届出商標が登録されている商品である場合には、
関税庁長官は、当該商品の輸入により届出商標が侵害されると信じる合理的な理由がない
と認める場合を除き、当該商品を差押えなければならない。

著作権法第135条 <著作物等の複製物の輸入の制限>（旧法1（2010年3月24日）第135条、
旧法22（2018年12月29日）第135条）

（略）

(2) 何人も、関税庁長官に対し、次の事項を記載した書面による通知を行うことができる：

(a) 当該者が著作物に関する著作権の所有者であること。

(b) 本条が適用される著作権対象物の複製物のオーストラリアへの輸入に反対すること。

（略）

(4) 本条は、著作権対象物の複製物について、その複製物の作成が、その複製物を輸入する
者によってオーストラリア国内で行われた場合に、その著作権対象物の著作権の侵害を構
成することになる場合に適用される。

（略）

(7)

(a) 著作権対象物に関して第(2)項に基づく通知が行われた場合、かつ

(b) その通告が無効であると宣言されておらず、または取り消されておらず、かつ

(c) ある者が、本条が適用される著作権対象物の複製物をオーストラリアに輸入する場合に
おいて、

(i) 当該複製物を販売し、貸与し、または取引により販売もしくは貸与のために提供もしくは
公開する、又は

(ii) 取引を目的として複製物を頒布する、又は

(iii) 著作権対象物の著作権者に不利な影響を与える程度に、複製物をその他の目的で頒布す
る、又は

(iv) 取引目的で、公衆の面前で複製物を展示する
ことを目的とする場合であって、

(d) 当該複製物が、1901年関税法に基づく税関管理の対象となる場合には、
関税庁長官は、複製物を差押えることができる。

（以下、略）

（vi）CPTPP 第18・76条 第6項

CPTPPでは、合理的な期間内に自国の権限のある当局が侵害の疑いのある物品によって
知的財産権が侵害されているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持す
ることが規定されている。（CPTPP第18.76条第6項）。

第18・76条 国境措置に関する特別の要件

6 各締約国は、1、5（a）及び（b）並びに該当する場合には5（c）に定める手続の開
始後合理的な期間内に自国の権限のある当局が侵害の疑いのある物品によって知的財産権
が侵害されているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持する（注）。

締約国は、侵害を認定するための行政上の手続を定める場合には、自国の当局に対し、物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行った後行政上の罰又は制裁（当該罰又は制裁には、罰金又は侵害物品の差押えを含むことができる。）を科する権限を付与することができる。

注 締約国は、5に定める侵害の疑いのある物品が知的財産権を侵害していることの判断については、当該侵害の疑いのある物品に虚偽の貿易上の記載がされていることを判断することにより、この条に規定する義務を履行することができる。

【メキシコ】

産業財産法において、行政処分手続は、職権またはそれについての法的利害関係を有しかつ請求理由を明示する者であれば何人でも請求することができ（第 329 条）、申立の証拠となる申立書とその証拠を提出し（第 331 条）、申立が受理されると産業財産権庁は添付書類を被疑侵害者へ送付し、被疑侵害者は 10 就業日以内に証拠を提出することができ、請求人と被疑侵害者が十分な申立を提出し（第 336 条）、産業財産権庁は関連する前例及び証拠を検討した後に、適切な行政処分を下す（第 342 条）こと、行政処分には、輸出入又は税関内における移動の禁止が含まれ、産業財産権庁は関税事項に適用される法的規制に従って命ずる（第 344 条）こと、著作権法には、メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第 6 章（第 328 条～第 385 条）および第 7 章（第 386 条～第 410 条）に定められた手続および形式に従って、商業上の侵害行為を処罰すること、が規定されている。現地法律事務所によれば、著作権法には特別な規則はなく、産業財産権に関する規則が著作権の権利行使に用いられている。また、現地法律事務所によれば、行政手続とは別に、刑事手続を取ることもできる。その場合には、産業財産法第 402 条が適用される。

現地法律事務所によれば、産業財産権庁ではなく、連邦検察総局（Fiscalía General de la República : FGR）に申し立てを行うこともできる。

産業財産法第 329 条 （旧法 1（2010 年 6 月 29 日）第 188 条、旧法 5（2018 年 5 月 18 日）第 188 条）

本庁による行政処分手続は、職権により、又は、それについての法的利害関係を有しかつ請求理由を明示する者であれば何人でも請求によって開始することができる。必要な場合には、何人でも、本庁に対し、職権による行政処分手続を開始するに足る情報を提出することができる。

産業財産法第 331 条 （旧法 1（2010 年 6 月 29 日）第 190 条、旧法 5（2018 年 5 月 18 日）第 190 条）

行政処分手続の申立には、申立の証拠となる申立書とその証拠を原本又は認証された複写を提出し、対応する証拠を提出しなければならない。

（以下、略）

産業財産法第 336 条：改正

行政処分手続の申立が認められると、本庁は、添付書類とともに当該申立の単純な写しを、関係する所有者又は被疑侵害者へ送付し、それらの者は、次の期間内に、自身の権利に従

って妥当なものを明示し、対応する証拠を提出することができる。

(1) 無効、失効又は取消の行政処分手続の申立である場合には1月、又は

(2) 査察に値しない、又は、該当する場合には第360条(9)の規定に従う侵害の行政処分手続の申立である場合には、10就業日。

通知は、行政処分手続の申立人によって指定された宛先に行われる。当該宛先へ行うことが不可能であった場合には、本法第369条に定められた規定を実施する。

旧法5（2018年5月18日）第190条（旧法1（2010年6月29日）第190条）

行政処分手続には、その請求の根拠となる書類および記録を原本または正当に認証された写しの形で提出しなければならない、また、それらに対応する証拠を提示しなければならない。後に提出された証拠は、新たな証拠でない限り認められない。同様に、申請者は、相手方に送達するために必要な申請書および添付書類の写しを提出しなければならない。

本庁のアーカイブにある文書が証拠として提出される場合、申請人はその文書が保管されているファイルを特定し、該当する認証済み写しの発行を請求するか、または必要に応じて、提出された単純コピーと比較し、本庁に当該証拠の単純コピーを所有する関係者を召喚するよう依頼すればよい。

産業財産法第342条：改正

関係する所有者又は被疑侵害者が自身の申立を提出又は該当する場合には申立が示された場合、関連する前例及び必要とする証拠を検討した後に、適切な行政処分が下される。

侵害の行政処分手続の場合、同じ処分において、該当する場合には制裁が課せられる。

最終処分は、包袋において指定された宛先又は該当する場合には本法第369条の条件により公告によって、利害関係者へ通知される。

産業財産法第344条：改正（第6項、第7項が導入）

本法によって保護される権利の侵害についての行政処分手続においては、本庁は以下の措置をとることができる。

（略）

(6) 輸入、輸出、輸送又は該当する場合には税関体制に係る商品であって、本法の規定の違反を構成するものの自由な移動を中断することを、関税事項に適用される法的規制に従って、命ずること

（略）

産業財産法第402条

次に掲げる行為は、犯罪である。

(1) 商業上の投機目的で商標を模倣すること。本法の適用上、模倣とは、同一商標を使用すること又はその正当な所有者若しくはその使用権者の許諾なしで先に登録された商標若しくは本法によって保護された商標から本質的な諸点で識別できないような仕様で使用して、商品若しくは役務を現物若しくは本物として誤って提示することを意味する

と理解すべきである。模倣を立証するためには、商標が同じく使用されていること、又は、登録権原から該当する場合にはその周知性若しくは名声を推定から若しくは行政処分にお

いて提示されているとみなされる方法から本質的な諸点で識別できない仕様で使用されていること、があれば十分である。

(2) 模倣商標を表示する物を製造し、保管し、輸送し、国内へ持ち込み、供給し又は商業上の投機目的で販売すること、また、そのような模倣を表示する物を製造する目的で、原材料又は用品を何らかの方法で故意に寄与又は提供すること。

(中略)

本条第(1)項から第(6)項までに規定される違反は、違反当事者の告訴により訴追されるものとし 第(7)項および第(8)項に規定される違反は、職権または告訴により起訴されるものとする。

旧法5（2018年5月18日）第223条

次に掲げる行為は、犯罪である。

(1) 本法第213条第2項から第22項までに規定される行為において、この理由による最初の行政処分が確定した後に再犯した場合；

(2) 商業的投機を目的として、本法により保護される商標を不正に偽造すること；

(3) 本法により保護される偽造商標が付された物品を、商業的投機を目的として、不正に、生産、保管、輸送、国内への導入、流通、または販売すること、ならびに、本法により保護される偽造商標が付された物品の生産を意図した原材料または投入物を、何らかの方法で故意に提供または供給すること；

(中略)

本条に規定される犯罪は、被害者の告訴により起訴されるものとする。

旧法1（2010年6月29日）第223条

次に掲げる行為は、犯罪である。

(1) 第213条の第2項から第22項までの各項に規定された行為において、この理由による最初の行政処分が確定した後に再犯した場合；

(2) 悪意をもって、商業規模で、本法で保護された商標を偽造すること。

(3) 商業規模で悪意を持って、本法で保護された商標の偽造品を生産、保管、輸送、国内への導入、流通、または販売すること、ならびに、本法により保護される偽造商標が付された物品の生産を意図した原材料または投入物を、何らかの方法で故意に提供または供給すること；

(中略)

本条に規定する犯罪は、被害者の告訴により起訴されるものとする。

著作権法第234条（旧法1（2003年7月23日）第234条、旧法6（2018年6月15日）第234条）

メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章および第7章に定められた手続きおよび形式に従って、商業上の侵害行為を処罰するものとする。

メキシコ産業財産庁は、産業財産法に規定されている予防措置を講ずることができる。

この目的のため、メキシコ産業財産庁は、調査を実施し、検査訪問を命じ又は実施し、情報およびデータの提供を要請する権限を有する。

【カナダ】

商標法、著作権法では、裁判所は、登録商標の所有者または著作権者等からの申請があり、その商品のカナダでの流通が本法に反することとなることを認めた場合は、商品を留置するために合理的な措置を取るべき旨を大臣に指示すること等の命令を出すことができること、等が規定されている。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

商標法第 53.1 条、著作権法第 44.12 条、第 44.2 条、第 44.4 条が CPTPP 協定第 18.76 条第 6 項の義務を履行するためのものであるかどうかについては、公開資料には具体的な記載がない。

2020 年 10 月 17 日付の CPTPP 実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関する CPTPP 第 18.76 条に基づく義務に関して、CPTPP 実施法の第 17 条および第 18 条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP 第 18.76 条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている。

第53.1条 <大臣による留置手続> (旧法1 (2008年12月30日) 第53.1条、旧法11 (2018年12月30日) 第53.1条：改正)

(1) 裁判所は、登録商標の所有者からの申請があり、その登録商標が付された何らかの商品がカナダに輸入されようとし、又はカナダに輸入されたが未だ税関から引取が許可されていないこと、及びその商品のカナダでの流通が本法に反することとなることを認めた場合は、裁判所は、次の命令を出すことができる。

(a) 大臣からの合理的な要求により申請人から提供された情報に基づいて、商品を留置するために合理的な措置を取るべき旨を大臣に指示すること

(b) 留置後速やかに、当該留置及び留置の理由について申請人及び所有者又は商品の輸入者に通知すべき旨を大臣に指示すること、及び

(c) 裁判所が適切とみなすその他の事項を規定すること
(中略)

<申請人が提訴しない場合>

(6)(1)に基づく命令によって別段の定めをしない限り、関税法及び商品の輸入又は輸出を禁止、管理若しくは規制する他の議会制定法(any Act of Parliament)に従うことを条件として、(1)(b)に基づいて申請人が通知を受けた後2週間以内に、商品の輸入又は流通の合法性について裁判所の最終判決を求める訴訟が提起された旨の通知を大臣が受けていない場合は、大臣は、申請人に更に通知をすることなく、商品の引取を許可しなければならない。

<裁判所が原告の有利を認めた場合>

(7) 裁判所は、本条に基づいて提起された訴訟において、輸入が本法に反するか又は流通が本法に反することになると認める場合は、商品を破棄若しくは輸出すべき旨又は原告の所有物として原告に無条件で引き渡すべき旨の命令を含めて、裁判所が事情に応じて適切とみなす如何なる命令も出すことができる。

著作権法第44.12条 (旧法1 (2005年12月12日) 第44.1条、旧法10 (2018年12月13日) 第44.12条)

- (1) 裁判所は、以下の事項を満たすと判断した場合、(3)項に定める命令を下すことができる。
- (a) 著作物の複製物がカナダに輸入されようとしている、またはカナダに輸入されたが頒布されていない場合であって、
- (b) その複製物が
- (i) その複製物が作成された国の著作権所有者の同意を得ずに作成された、または
- (ii) この法律が適用される国以外で作成された場合、
- かつ
- (c) 輸入者がカナダで複製した場合に著作権侵害となる場合で、かつ、輸入者がそれを認識しているか、認識すべきであった場合。
- (2) カナダ国内で著作物の著作権を所有する者の申請に基づき、裁判所は(3)項に定める命令を下すことができる。
- (3) (1)項に基づき下される命令において、裁判所は、
- (a) 大臣に対し、
- (i) 大臣が合理的に必要とする情報および申請者から提供された情報を基に、著作物の複製物を留置するための合理的な措置を講じるよう指示し、
- (ii) 著作物の複製物を留置した直後に、申請者および輸入者に留置の事実および留置の理由を通知すること。
- (b) 裁判所が適切と考えるその他の事項を規定すること。

(中略)

<申請人が提訴しない場合>

- (8) (1)に基づく命令によって別段の定めをしない限り、関税法及び商品の輸入又は輸出を禁止、管理若しくは規制する他の議会制定法(any Act of Parliament)に従うことを条件として、(3)(a)(ii)に基づいて申請人が通知を受けた後10営業日以内に、第(1)(b)項および(c)項に言及されている問題について、裁判所による最終決定のための手続きを開始した旨を申請人が大臣に通知していない場合は、大臣は、申請人に更に通知をすることなく、商品の引取を許可しなければならない。

<裁判所が原告の有利を認めた場合>

- (9) 本条に基づき開始された訴訟において、裁判所が第(1)(b)項および(c)項に記載された状況が存在したと判断した場合、裁判所は状況に応じて適切な命令を出すことができる。これには、著作物の複製物を破棄する命令、または著作物の複製物を原告の財産として原告に引き渡す命令が含まれる。

著作権法第44.2条(旧法1(2005年12月12日)第44.2条、旧法10(2018年12月13日)第44.2条)

- (1) 裁判所は、本項に従い、以下のいずれかに該当すると判断した書籍に関して、第44.12(3)項に定める命令を下すことができる。
- (a) その書籍の複製物がカナダに輸入されようとしている、またはカナダに輸入されたが未発売である場合、
- (b) 当該書籍の複製物が複製された国において当該書籍の著作権者の同意を得て作成されたが、カナダにおいては当該書籍の著作権者の同意を得ずに輸入された場合、および
- (c) 当該複製物がカナダにおいて輸入者によって作成された場合、著作権侵害となるが、輸

入者はそのことを知っていたか、または知っているべきであった場合。

(以下、略)

著作権法第44.4条(旧法1(2005年12月12日)第44.4条、旧法10(2018年12月13日)第44.4条)第44.12条は、状況に応じて必要な修正を加えた上で、録音物、実演家の実演、または通信信号に関して適用される。

(a) カナダへの輸入が間近である、またはカナダに輸入されたがまだリリースされていない場合であって、

(b) いずれも

(i) 固定または複製が行われた国において、その時点で音源録音、実演、通信信号の著作権を所有していた者の同意を得ずに作成された場合、または

(ii) 第2部が適用される国以外で作成された場合、

かつ

(c) カナダで輸入者によって作成された場合、音源録音物、実演、通信信号の著作権所有者の権利を侵害することになり、かつ、輸入者がそれを知っているか、または知っているべきである場合。

【豪州】

留置された商品の放出を規定しているのは、商標法第 136D 条である。輸入者が商品の返却を求める場合、異議申立人(権利者)は、そのような放出を回避するために、商標権侵害に関する訴訟を管轄裁判所提起しなければならない。侵害に対する訴訟は、商標法第 137 条に基づいて提起される。商標法第 126 条では、商標権侵害が認められた場合、裁判所は罰則を科し、差止命令を出し、目に余る侵害行為に対して追加損害賠償を命じることができる。

留置された複製物の放出を規定しているのは、著作権法第 135AF 条である。輸入者が商品の返却を求める場合、異議申立人(権利者)は、このような放出を回避するために、著作権侵害に関する訴訟を管轄裁判所に提起しなければならない。侵害に対する訴訟は、著作権法第 115 条および第 132AH 条に基づいて提起され、第 115 条では、著作権侵害があったと認めた裁判所が、罰則を科し、差し止め命令を出し、明白な侵害に対して追加の損害賠償を命じることが認められている。

商標法第136D条 <差押商品の引渡>(旧法8(2013年4月15日)第136D条:改正、旧法17(2018年8月25日)第136D条)

(略)

(3) 関税庁長官は、以下の条件を満たす場合、差押商品を指定所有者に引き渡さなければならない。

(a) 指定所有者が当該商品の引き渡しを請求し、かつ、

(b) 異議申立人が訴訟期間の終了までに、以下のことをしなかった場合。

(i) 差押商品に関して通知商標の侵害訴訟を提起すること、かつ

(ii) 当該書面を関税庁長官に通知すること。

(以下、略)

商標法第137条 <商標侵害訴訟> (旧法1 (2010年2月24日) 第137条、旧法17 (2018年8月25日) 第137条)

(1) 異議申立人は、差押えられた商品に関して、通知商標侵害訴訟を起こすことができる。
(略)

(3) 本条項とは別に裁判所が認める救済に加え、裁判所は、

(a) 裁判所が正当と考える場合はいつでも、裁判所が課すべきと考える条件 (もしあれば) を付して、差止商品を指定所有者に引き渡すように命じることができ、又は、

(b) 差止商品を連邦政府に没収するよう命じることができる。

(4)

(a) 裁判所が、当該商品の輸入によって商標権が侵害されていないと判断した場合、および

(b) 当該商品の指定所有者、またはその他の被告が、当該商品の差押により損失または損害を被ったことを裁判所に認めさせた場合には、

裁判所は、異議申立人に対して、訴えが提起された日以降に生じた損失または損害のいかなる部分についても、裁判所が決定した金額を指定所有者またはその他の被告に補償するよう命じることができる。

(略)

商標法第126条 <裁判所からどのような救済を得られるか> (旧法8 (2013年4月15日) 第126条：改正、旧法17 (2018年8月25日) 第126条)

(1) 登録商標の侵害訴訟において裁判所が認める救済措置には、以下が含まれる。

(a) 裁判所が適切と考える条件を付して認める差止命令。

(b) 原告の選択により、ただし第127条に従うことを条件として、損害賠償または利益の返還。

(2) 裁判所は、以下の点を考慮し、妥当であると判断した場合には、登録商標の侵害に対する損害賠償額の評価において、追加の金額を含めることができる。

(a) 侵害の悪質性

(b) 登録商標の同様の侵害行為を抑止する必要性

(c) 登録商標の侵害行為を行った当事者の行為であって、次の状況で生じたもの

(i) 侵害行為に該当する行為の後、または

(ii) その者が登録商標の侵害の疑いがある旨の通知を受けた後、

(d) その者が侵害により得たと認められる利益、および

(e) その他の関連事項。

著作権法第135AF条 <差押えた複製物の輸入者への返却> (旧法8 (2013年4月15日) 第135AF条：改正、旧法22 (2018年12月29日) 第135AF条)

(略)

(3) 関税庁長官は、以下の条件を満たす場合、差押えた複製物を輸入者に引き渡さなければならない。

(a) 輸入者が複製物の引き渡しを請求し、かつ、

(b) 異議申立人が訴訟期間の終了までに、以下のことをしなかった場合。

- (i) 複製物に関して著作権侵害訴訟を提起すること、かつ
 - (ii) 当該書面を関税庁長官に通知すること。
- (以下、略)

著作権法第115条 <侵害に対する訴え> (旧法1 (2010年3月24日) 第115条、旧法22 (2018年12月29日) 第115条)

- (1) この法律に従い、著作権者は著作権侵害に対する訴えを起こすことができる。
 - (2) この法律に従い、著作権侵害に対する訴えにおいて裁判所が認める救済措置には、差止命令 (裁判所が適切と考える条件に従う) および損害賠償または利益計算が含まれる。
- (略)
- (4) 本条に基づく訴訟において、裁判所は、侵害に対する損害賠償を評価するにあたり、以下を考慮して、適切であると判断する追加的損害賠償を決定することができる。
 - (a) 著作権侵害が立証された場合であって、
 - (b) 裁判所が、以下を考慮した上で、そうすることが適切であると判断した場合。
- (i) 侵害の悪質性、
 - (ia) 同様の著作権侵害を抑止する必要性、
 - (ib) 侵害を構成する行為の後、または関連する場合、被告が原告の著作権を侵害したとされることを被告が知らされた後の被告の行為、
 - (ii) 侵害が、著作物またはその他の対象物をハードコピーまたはアナログ形式からデジタルまたはその他の電子機械読み取り可能な形式に変換するものであったかどうか、
 - (iii) 侵害により被告に発生したと認められる利益、および
 - (iv) その他の関連事項。
- (以下、略)

著作権法第132AH条 <侵害複製物の商業目的の輸入> (旧法1 (2010年3月24日) 第132AH条、旧法22 (2018年12月29日) 第132AH条)

- (1) 次のいずれかの行為を行う意図をもって、物品をオーストラリアに輸入する者は、犯罪を犯したものとみなす。
- (a)
 - (i) 販売する、
 - (ii) 貸与する、
 - (iii) 販売または貸与のために提供または展示
 - (iv) 商業上の利益または利益を得るための販売または貸与の申出または展示
 - (v) 商業目的での頒布
 - (vi) 商業上の利益または利益を得るための頒布
 - (vii) 著作物の著作権者、または物品が侵害複製物である他の対象物に悪影響を及ぼす程度の頒布
 - (viii) 商業目的での公衆への展示
 - (ix) 営利上の利益を得るための公衆への展示、および
- (b) 当該物品が著作物またはその他の対象物を侵害する複製品であること、および
 - (c) 著作権が輸入時に当該著作物またはその他の対象物に存在すること。

(2) 本条に対する違反行為は、有罪判決を受けた場合、650ペナルティ単位以下の罰金、または5年以下の禁固刑、またはその両方により処罰される。

注1：法人には、最高罰金額の5倍までの罰金が科せられる場合がある（1914年犯罪法第4B項（3）参照）。

注2：侵害複製物が、ハードコピーまたはアナログ形式の著作物またはその他の対象物をデジタルまたはその他の電子機械読み取り可能な形式に変換することによって作成された場合、第132AK条により、より重い最高刑が科される加重犯罪となる。

(vii) CPTPP 第18・76条 第7項

CPTPPでは、自国の権限のある当局が、物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行った後、当該物品の廃棄を命ずる権限を有することを定めること、当該物品が廃棄されない場合には、権利者に損害を与えないような態様で当該物品を流通経路から排除することを確保することが規定されている（CPTPP第18.76条第7項）。

第18・76条 国境措置に関する特別の要件

7 各締約国は、自国の権限のある当局が、物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行った後当該物品の廃棄を命ずる権限を有することを定める。当該物品が廃棄されない場合には、各締約国は、例外的な場合を除くほか、権利者に損害を与えないような態様で当該物品を流通経路から排除することを確保する。不正商標物品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への物品の流入を認めることはできない。

【メキシコ】

産業財産法には、行政上の違反が行われたことを宣言する場合、産業財産権庁は、当事者らが差押品の行先に係る合意を明示できるように、当該当事者らへの聴聞から15日までの期間を与え、提案を受領しないときには、それらの賠償を伴わない廃棄を命じることができること、著作権法には、メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章（第328条～第385条）および第7章（第386条～第410条）に定められた手続きおよび形式に従って、商業上の侵害行為を処罰すること、が規定されている。

産業財産法第366条

改正本案に関する確定的な処分が、行政上の違反が行われたことを宣言する場合、本庁は、当事者らが差押品の行先に係る合意を明示できるように、当該当事者らへの聴聞から15日までの期間を与える。そして、提案を受領しないときには、本庁は次のことを命じることができる。

- (1) 公共の利益が害されない場合には、連邦行政の機関及び団体、州、地方自治体、公共組織、慈善団体又は社会保障の機関及び団体への資産の寄付
- (2) それらの賠償を伴わない廃棄。前記のことは、当事者らが手続処理中に差押資産の行先に関して到達する合意に影響を与えない。

旧法4（2016年6月1日）第212条の3：改正（旧法5（2018年5月18日）第212条の3）

紛争の事実関係に関する最終決定において行政犯罪が宣言された場合、本庁は、当事者の意見を聴取した上で、被保険商品の行き先について、以下の規則に従って決定する。

(略)

VI. 当事者が、付与された期間内に物品の送付先について書面で合意しない場合、または、最終決定が下されてから 90 日以内に、上記 I から III に記載されたいずれの事例も発生しない場合、本庁は、以下の決定を行うことができる。

- a) 公益に影響を及ぼさない場合、連邦行政機関、連邦政府機関、地方自治体、公共機関、慈善団体、社会保障機関への当該商品の寄付、または、
- b) 当該商品の破棄。

著作権法第234条（旧法1（2003年7月23日）第234条、旧法6（2018年6月15日）第234条）
メキシコ産業財産庁は、産業財産法の第6章および第7章に定められた手続きおよび形式に従って、商業上の侵害行為を処罰するものとする。

メキシコ産業財産庁は、産業財産法に規定されている予防措置を講ずることができる。この目的のため、メキシコ産業財産庁は、調査を実施し、検査訪問を命じ又は実施し、情報およびデータの提供を要請する権限を有する。

関税法第 144 条（旧法 1（2006 年 2 月 2 日）第 144 条、旧法 3（2018 年 6 月 25 日）第 144 条）

XXVIII

知的財産権に関して管轄の行政当局または司法当局が下した決定に従い、自動選択メカニズムが作動した時点で、財政管区内での外国原産の商品の自由流通を一時停止し、直ちに前述の当局が指示した場所にそれらを置く。

【カナダ】

商標法には、商標権侵害の救済として、違反している商品、包装、ラベル及び広告素材並びに商品、包装、ラベル又は広告素材を製造するために使用された機器の破棄が規定されている。著作権法には、裁判所が、著作権侵害の救済として、著作権侵害品の破棄を命じることができる規定がある。

商標法第53.2条 <裁判所の救済付与権限>（旧法1（2008年12月30日）第53.2条、旧法11（2018年12月30日）第53.2条）

(1) 裁判所が、利害関係者の申請に基づいて、本法に反して何らかの行為がなされたことに納得した場合、裁判所はその事情において適切と認める命令を出すことができ、これには、差止命令による救済、損害又は利益の回復、懲罰的損害賠償、違反している商品、包装、ラベル及び広告素材並びに商品、包装、ラベル又は広告素材を製造するために使用された機器の破棄又はその他の処分を定める命令を含む。

(以下、略)

著作権法第44.12条（旧法5（2015年1月1日）第44.12条：改正、旧法10（2018年12月13日）第44.12条）

- (1) 裁判所は、以下の事項を満たすと判断した場合、(3)項に定める命令を下すことができる。
- (a) 著作物の複製物がカナダに輸入されようとしている、またはカナダに輸入されたが頒布されていない場合であって、
- (b) その複製物が
- (i) その複製物が作成された国の著作権所有者の同意を得ずに作成された、または
- (ii) この法律が適用される国以外で作成された場合、
- かつ
- (c) 輸入者がカナダで複製した場合に著作権侵害となる場合で、かつ、輸入者がそれを認識しているか、認識すべきであった場合。
- (略)
- (9) 本条に基づき開始された訴訟において、裁判所が第(1)(b)項および(c)項に記載された状況が存在したと判断した場合、裁判所は状況に応じて適切な命令を出すことができる。これには、著作物の複製物を破棄する命令、または著作物のコピーを原告の財産として原告に引き渡す命令が含まれる。
- (以下、略)

【豪州】

商標法、著作権法には、商標権／著作権侵害の救済として、裁判所が差押え品を連邦政府に没収するよう命ずることが規定されている。

商標法第137条 <商標侵害訴訟> (旧法1 (2010年2月24日) 第137条、旧法17 (2018年8月25日) 第137条)

(1) 異議申立人は、差押えられた商品に関して、通知商標の侵害訴訟を起こすことができる。

(略)

(3) 本条項とは別に裁判所が認める救済措置に加え、裁判所は以下を行うことができる。

(a) いつでも、妥当であると判断した場合は、裁判所が適切と考える条件（もしあれば）に従って、差押品を指定所有者に返却するよう命令すること。

(b) 差押品を連邦政府に没収するよう命ずること。

(以下、略)

著作権法第135AG条 <著作権侵害訴訟に関する規定> (旧法1 (2010年3月24日) 第135AG条、旧法22 (2018年12月29日) 第135AG条)

(1) 本条において、侵害訴訟とは、差押された複製物の輸入により構成される著作権侵害訴訟を意味する。

(略)

(4) 本条項とは別に認められる救済措置に加えて、裁判所は以下を行うことができる。

(a) いつでも、裁判所が適切と考える条件（もしあれば）に従って、差押えされた複製物を輸入者に返却するよう命令する。

(b) 特定の期間が終了するまで、差押えされた複製物を輸入者に返却しないよう命令する、

または

(c) 商品を連邦政府に没収するよう命令する。

(以下、略)

著作権法第133条 <侵害コピー等の破棄または引き渡し> (旧法1 (2010年3月24日) 第133条、旧法22 (2018年12月29日) 第133条)

(1) 本項は、以下の条件に該当する場合に適用される。

(a) 本条 (第132AM条を除く) に違反した容疑で裁判所に起訴された場合、その者が違反行為で有罪判決を受けたか否かにかかわらず、

(b) その人物が、裁判所が以下のいずれかに該当するとみなす物品を所有している場合。

(i) 第E項に対する違反行為に使用された、または使用目的である回避装置、

(ii) 侵害複製物、

(iii) 侵害複製物の作成に使用された、または使用目的である装置または機器。

(2) 裁判所は、当該物品を破棄する、当該著作権の所有者に引き渡す、または裁判所が適切と考える方法で処分するよう命令することができる。

(viii) CPTPP 第18.76条 第8項

CPTPPでは、国境措置における手数料、保管料又は廃棄費用の設定する場合には、これらの料金は、当該手続の利用を不当に妨げる額に定めてはならないことが規定されている (CPTPP第18.76条第8項)。

第18.76条 国境措置に関する特別の要件

8 締約国がこの条に定める手続に関連して申立てに係る手数料、保管料又は廃棄費用を設定し、又は決定する場合には、これらの料金は、当該手続の利用を不当に妨げる額に定めてはならない。

【メキシコ】

現地法律事務所によれば、メキシコの法律にはCPTPP協定第18.76条第8項に準拠する規定はない。

【カナダ】

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

CPTPP協定第18.76条第8項に関連する規定があるかどうかについては、公開されている資料には具体的なものはない。CPTPP協定第18.76条第8項の義務に関連する料金が公表されているかどうかについて、公開資料には具体的なものはない。

2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76

条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている。

【豪州】

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

著作権侵害または商標権侵害に関して、オーストラリア国境警備局に異議告知書を提出する際の手数料は無料である。

商標法 1995 年第 133 条または著作権法 1968 年第 135AA 条に基づき、関税庁長官が商品または画像を差押えるために取った措置の結果、権利保有者が関税庁長官の費用を負担する義務について、当事務所が把握している公表価格は存在しない。

(ix) CPTPP 第 18・76 条 第 9 項

CPTPPでは、第18.76条の規定は、小型貨物で送られる商業的な性質の物品についても適用することを規定する。（CPTPP第18.76条第9項）。

第18・76条 国境措置に関する特別の要件

9 この条の規定は、小型貨物で送られる商業的な性質の物品についても適用する。締約国は、旅行者の手荷物に含まれる少量の非商業的な性質の物品については、この条の規定の適用から除外することができる（注）。

注 締約国は、小型貨物で送られる少量の非商業的な性質の物品についても、この条の規定の適用から除外することができる。

【メキシコ】

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

小型貨物及び手荷物に関する特別な規則はない。したがって、国境措置に関する一般規則が適用される。

【カナダ】

当該登録商標と同一である又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標を付している商品、或いは、著作権が存続する著作物その他の物の複製物の輸出入の禁止事項の例外として、当該商品が個人使用に限定されることが明らかな場合等が記載されているが、小型荷物及び手荷物に関する規定はない。

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

商標法第51.03条および著作権法第44.01条がCPTPP協定第18.76条第9項の義務を履行することを意図しているかどうかについて、公開資料には具体的な記載はない。その他の規定がCPTPP協定第18.76条第9項を履行するためのものであるかどうかについて、公開資料には具体的な記載はない。

2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよ

う商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている。

商標法第51.03条 <輸入又は輸出の禁止>（旧法5（2015年1月1日）第51.03条：改正、旧法10（2018年12月13日）第51.03条）

(1) 商品又はそのラベル若しくは包装が一かかる商品に関する登録商標所有者の同意なく当該登録商標と同一である又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標を付している場合、当該商品を輸入又は輸出してはならない。

<例外>

(2) (1)は以下の場合には適用しない。

(a) 商標が適用される国において、商標所有者の同意を得て当該商標が適用された場合

(b) 商品の、又は商標が商品のラベル又は包装上にある場合は当該ラベル又は包装に関連する商品の販売又は流通が、本法に違反しないこととなる場合

(c) 商品がそれを所持する個人により又はその荷物として輸入又は輸出され、その状況(商品の数を含む)により当該商品が個人使用に限定されることが明らかな場合

(以下、略)

著作権法第44.01条（旧法5（2015年1月1日）第44.01条：改正、旧法10（2018年12月13日）第44.01条）

(1) 著作権が存続する著作物その他の物の複製物は、以下の場合には、輸入または輸出できない。

(a) それらが作成された国における著作権所有者の同意なく作成された場合、および

(b) それらが著作権を侵害している、またはそれらがカナダで作成されていない場合であって、作成者がそれらをカナダで作成していた場合に、著作権を侵害することになる場合

<例外>

(2) (1)は、以下のものには適用されない。

個人が所持または手荷物で輸入または輸出する複製物で、複製物の数などから、その複製物が個人的な使用のみを目的としていることが明らかな場合。

(以下、略)

【豪州】

現地法律事務所のコメントは、以下のとおりである。

異議告知書（Notice of Objection）が提出された場合、オーストラリア国境警備局は、数量に関係なく、侵害品を差止め、差押える権限を有する。実際には、オーストラリア国境警備局は、入国する旅客が携帯する個人輸入品として分類される個々の物品というよりも、商業レベルの輸入品を対象とする方針を表明している。明言されている方針については、以下を参照のこと。

“知的財産の保護”⁴⁰⁵

ABF（オーストラリア国境警備局）が知的財産権侵害の疑いのある商品を差押えるこ

⁴⁰⁵ PROTECTING INTELLECTUAL PROPERTY（Australian Border Force ウェブサイト）

<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/files/fact-sheets/protecting-intellectual-property.pdf>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

とができるのは、有効な異議告知書（Notice of Objection）が提出されている場合に限られる。異議告知書が提出されている場合、ABF（オーストラリア国境警備局）は、商品が知的財産権を侵害している可能性があり、かつ、それが何らかの商業目的で使用されていると疑われる場合、商品を差押えることができる。状況によっては、商業目的に使用されると考えられる場合、1つの商品が差押えの対象となることもある。

第2章 CPTPP 知財章の導入が域内の経済・知財保護環境に与える効果

第1節 交渉開始以降、CPTPP 知財章と整合するためと思われる、あるいは、CPTPP 知財章の履行に関連すると思われる法改正、条約締結

CPTPP の交渉が始まった 2010 年以降、メキシコ、カナダ、豪州において、CPTPP 加入を見据えて、CPTPP 知財章と整合を取るためと思われる、あるいは、CPTPP 知財章の履行に関連すると思われる法改正、条約締結としては、主なものとして、以下の事項が挙げられる。

1. メキシコ

(1) 産業財産権法の改正 (2018 年 5 月 18 日)

- ・新しいタイプの商標を保護対象に追加 (第 89 条 : CPTPP 第 18.18 条に対応)
- ・異議申し立て制度のプロセスの改善 (第 120 条の 2、第 120 条の 3 : CPTPP 第 18.23 条に対応)
- ・証明商標を保護対象に追加 (第 98 条、第 98 条の 2 : CPTPP 第 18.19 条に対応)
- ・周知商標・著名商標の保護プロセスの改善 (第 98 条 TER : CPTPP 第 18.22 条に対応)

(2) 関税法の改正 (2018 年 6 月 25 日)

- ・知的財産権侵害が疑われる商品を税関で差し止める権限を、税関に与えた。(第 144 条 : CPTPP 協定第 18.76 条に対応)。

(3) 条約締結 (2020 年 3 月 6 日)

- ・ハーグ協定のジュネーブ改正協定 (CPTPP 第 18.56 条に関連)

2. カナダ

(1) 商標法の改正 (2015 年 1 月 1 日)

- ・商標権侵害に関して、カナダの輸出入貨物につき水際取締りを行う権限をカナダ国境サービス庁 (税関) に与えた。(商標法第 51.03 条、第 51.04 条、第 51.06 条 : CPTPP 協定第 18.76 条に関連)

(2) 著作権法の改正 (2015 年 1 月 1 日)

- ・著作権侵害に関して、カナダの輸出入貨物につき水際取締りを行う権限をカナダ国境サービス庁（税関）に与えた。（著作権法第 44.01 条、第 44.02 条、第 44.04 条：CPTPP 協定第 18.76 条に関連）

（３）条約締結（2018 年 7 月 16 日）

- ・ハーグ協定のジュネーブ改正協定（CPTPP 第 18.56 条に関連）

（４）商標法の改正（2018 年 10 月 25 日）

- ・カナダに輸入される「紛らわしいほど類似した」商標商品の留置を認めた。（商標法第 53 条第 1 項と第 53.1 条第 1 項：CPTPP 第 18.76 条に対応）

（５）商標法の改正（2019 年 6 月 17 日）

- ・新しいタイプの商標を保護対象に追加（商標法第 2 条：CPTPP 第 18.18 条に対応）
- ・ニース国際分類の適用（商標法第 26 条：CPTPP 第 18.25 条に対応）

（６）条約締結（いずれも 2019 年 6 月 19 日）

- ・マドリッド協定議定書（CPTPP 第 18.7 条に対応）
- ・ニース協定（CPTPP 第 18.25 条に関連）
- ・特許法条約（PLT）（CPTPP 第 18.14 条に対応）
- ・シンガポール条約（STLT）（CPTPP 第 18.7 条に対応）

第 2 節 CPTPP 知財章に関連する統計データ

CPTPP 知財章に関連する統計データのうち、メキシコ、カナダ、豪州において、CPTPP 知財章と整合を取るためと思われる、あるいは、CPTPP 知財章の履行に関連すると思われる法改正や条約締結に関連する統計データであって、入手可能であったものを以下に記載する。

1. 一般規定関連

（１）国際協定：（CPTPP 第 18・7 条）関連

CPTPP では、各締約国は、マドリッド議定書の締約国となっていない場合には、この協定が当該締約国について効力を生ずる日までに、協定を締結すること、ただし、締約国は、マドリッド議定書又はシンガポール条約のいずれかを締結することにより義務を満たすことができることが規定されている。

マドリッド協定議定書のメキシコ、カナダ、豪州の締結日は、以下の通りである。3カ国全てにおいて、マドリッド協定議定書締結後のマドリッド協定議定書を利用した出願数は、メキシコ、豪州はCPTPPの交渉が始まった2010年頃から、カナダはCPTPP加入後の2019年のマドリッド協定議定書締結後から、おおむね増加傾向で推移し、最近数年間は一定数を維持している。

メキシコ：2012年11月19日

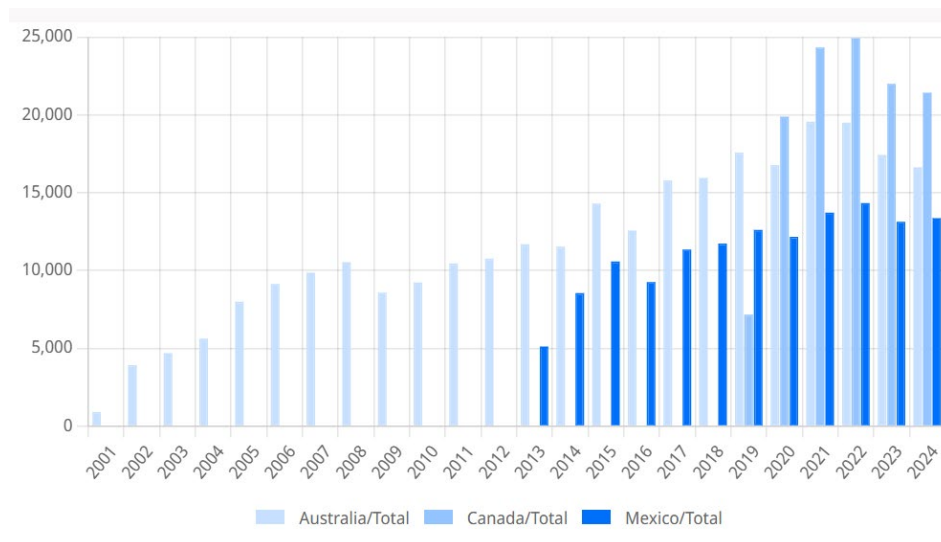
カナダ：2019年3月17日

豪州：2001年4月11日

国際商標出願（マドリッド協定議定書）

指標：指定国＋事後指定国が、豪州、カナダ、メキシコであるもの

出願人の居住国：加盟国全体



出典：WIPO IP Statistics Data Center¹

（年毎に、棒グラフは左から、豪州、カナダ、メキシコの順に記載）

マドリッド協定議定書を利用したメキシコ、カナダ、豪州3カ国への日本からの出願は、メキシコ、豪州はCPTPPの交渉が始まった2010年頃から、カナダはCPTPP加入後の2019年のマドリッド協定議定書締結後から順調に増加し、最近の毎年出願数は、おおむねメキシコに400-500件、カナダ、豪州にそれぞれ700-900件である。

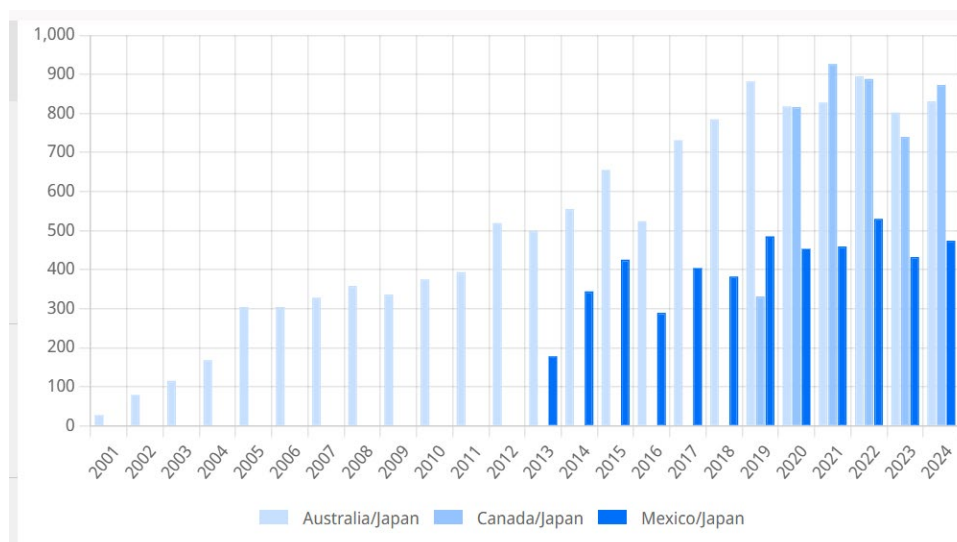
国際商標出願（マドリッド協定議定書）

指標：指定国＋事後指定国が、豪州、カナダ、メキシコであるもの

出願人の居住国：日本

¹ WIPO IP Statistics Data Center（WIPO ウェブサイト）

Intellectual property right: Madrid, Year range :2001 – 2024, Reporting type: Yearly statistics, Indicator :6 - Total designations in registrations and subsequent designations, Designated contracting party: Australia, Canada, Mexico, Country of holder: Total
<https://www3.wipo.int/ipstats/pmh-search/madrid>（最終アクセス日：2025年3月7日）。



出典：WIPO IP Statistics Data Center²

(年毎に、棒グラフは左から、豪州、カナダ、メキシコの順に記載)

2. 協力規定関連

(1) 特許に関する協力及び作業の共有：(CPTPP 第18・14条) 関連

CPTPP 協定では、締約国は、特許制度の全ての利用者及び公衆全体の利益のため、特許の登録に係る自国の制度の質及び効率性を向上させること並びに自国の特許官庁の手続及び手順を簡素化し、及び合理化することの重要性を認める。

上記を踏まえて、締約国は、それぞれの特許官庁の間で他の締約国の調査及び審査の作業の共有及び利用を円滑にするために協力するよう努めることが規定され、この協力には、調査及び審査の結果を他の締約国の特許官庁が利用することができるようにすることを含めることができる。

(i) PPH

メキシコ、カナダ、豪州のそれぞれが、第2庁として行われたPPH請求数を調査した。3カ国いずれも、USPTO、EPO、JPO等を第1庁として特許出願の審査がなされた結果をPPHとして利用しており、CPTPPの交渉が始まった2010年頃から、おおむね増加傾向で推移し、最近数年間は一定数を維持している。データソースは、PPH Portal Statistics³である。

² WIPO IP Statistics Data Center (WIPO ウェブサイト)

Intellectual property right: Madrid, Year range :2001 – 2024, Reporting type: Yearly statistics, Indicator :6 - Total designations in registrations and subsequent designations, Designated contracting party: Australia, Canada, Mexico, Country of holder: Japan
<https://www3.wipo.int/ipstats/pmh-search/madrid> (最終アクセス日：2025年3月7日)。

³ PPH Portal Statistics (日本国特許庁セブサイト)

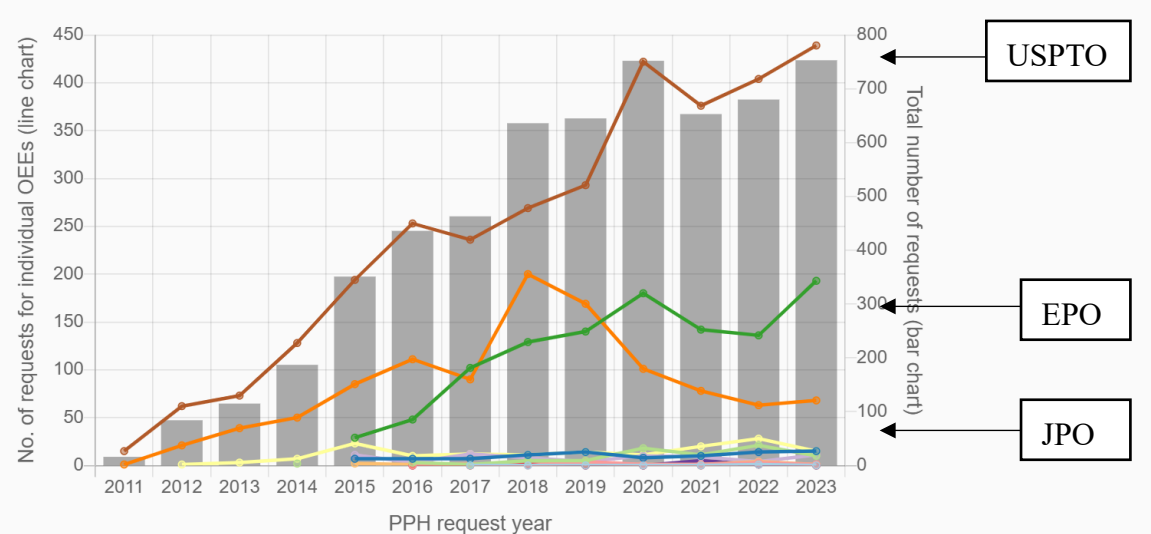
<https://www.jpo.go.jp/e/toppage/pph-portal/statistics.html>

Select the Office より、IMPI(Mexico)、CIPO(Canada)、IP Australia(Australia)を選択。

メキシコ

Number of PPH requests with IMPI (Mexico) as the Office of Later Examination (OLE).

Point the cursor to the dot on the line chart or the bar to see Office name and/or number of requests.



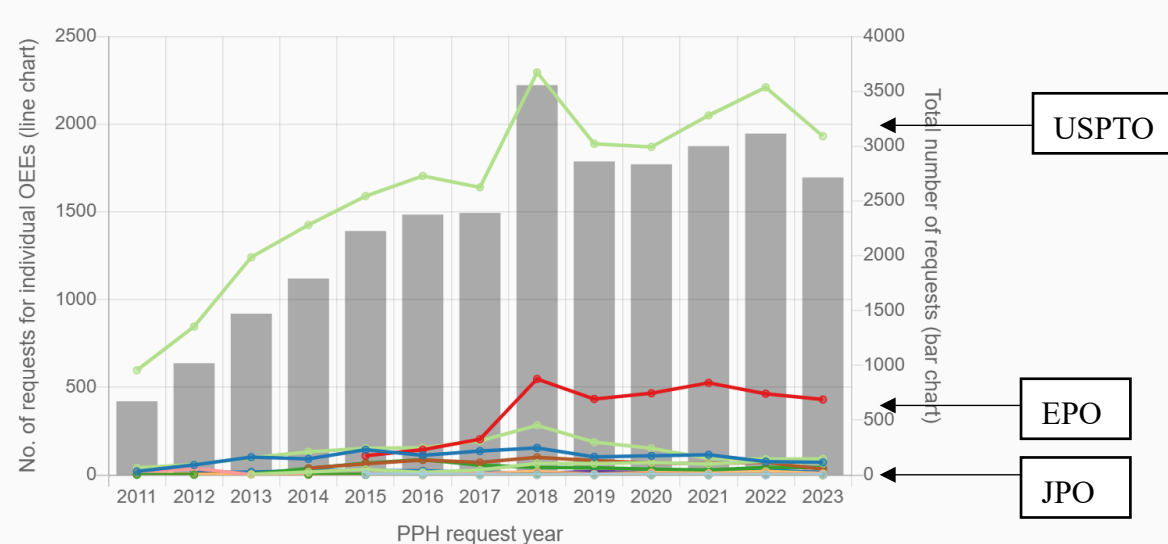
メキシコを第2庁としてPPHが請求された合計数（棒グラフ）とPPHを請求した第1庁のデータ（折れ線グラフ）を示す。第1庁の内訳は、以下の通りである。

2023年（全体753件）：USPTO (439件)、EPO (193件)、JPO (68件)

カナダ

Number of PPH requests with CIPO (Canada) as the Office of Later Examination (OLE).

Point the cursor to the dot on the line chart or the bar to see Office name and/or number of requests.



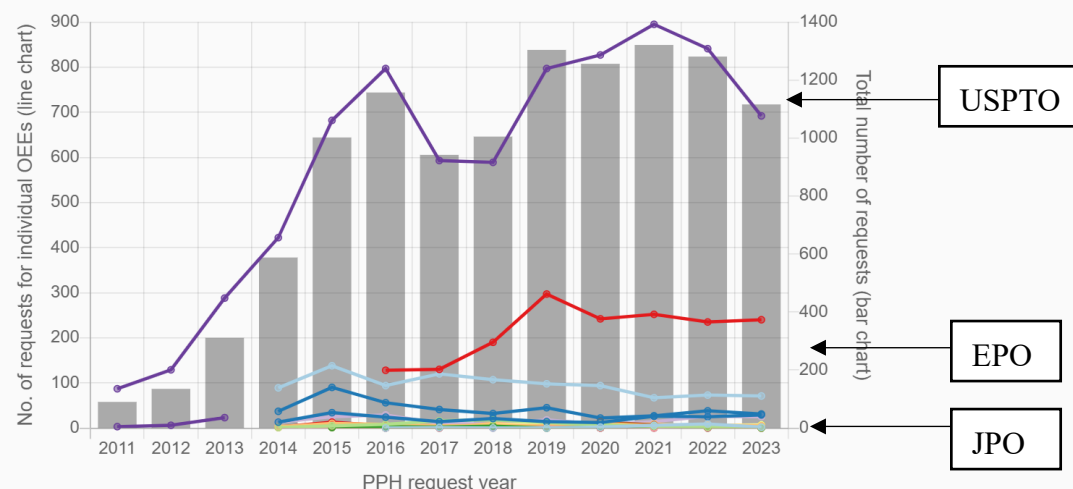
カナダを第2庁としてPPHが請求された合計数（棒グラフ）とPPHを請求した第1庁のデータ（折れ線グラフ）を示す。第1庁の内訳は、以下の通りである。

2023年（全体2,714件）：USPTO (1,931件)、EPO (430件)、JPO (92件)

豪州

Number of PPH requests with IP Australia (Australia) as the Office of Later Examination (OLE).

Point the cursor to the dot on the line chart or the bar to see Office name and/or number of requests.



豪州を第2庁としてPPHが請求された合計数（棒グラフ）とPPHを請求した第1庁のデータ（折れ線グラフ）を示す。第1庁の内訳は、以下の通りである。

2023年（全体1,116件）：USPTO (692件)、EPO (240件)、JPO (71件)

（ii）審査期間

カナダ

カナダでは、審査請求から特許付与までの期間についてのみ、2013年以降の統計データが公開されている⁴ ⁵。CPTPPの交渉が行われていた2013年から、カナダが加入したCPTPPが発効した2018年の間に、審査請求から特許付与までの平均所要期間が10か月程度短縮されていることが分かる。

審査請求から特許付与までの平均所要期間											
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
所要期間(月)	42.7	40.3	38.8	36.7	33.6	32.0	31.1	31.1	30.8	32.5	31.1

豪州

現地法律事務所で入手可能なIP Australiaの大量特許データを用いた現地法律事務所の分析結果によれば、特許出願（または審査請求）から登録までの期間を、過去13年間のサン

⁴ Patent statistics: 2023 to 2024, Figure 3: Average turnaround times for granting a patent after a request for examination（カナダ政府ウェブサイト）

<https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/canadian-intellectual-property-statistics/patent-statistics-2023-2024#turnaround>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

⁵ Patent statistics: 2019 to 2020, Figure 3: Average turnaround times for granting a patent（カナダ政府ウェブサイト）

<https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/patent-statistics-2019-2020#Turnaround>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

プル年について示したデータでは、CPTPPの交渉が始まった2010年頃から、おおむね短縮傾向で推移していることが分かる。

年度	全分野平均 (月)	化学分野平均 (月)	電気分野平均 (月)	機械分野平均 (月)
2011	37	37	34	37
2015	25	26	23	25
2019	30	30	26	30

3. 商標に関する規定関連

(1) 保護の対象：(CPTPP 第18・18条) 関連

CPTPPでは、いずれの締約国も、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならないこと、各締約国は、匂いによる標章を登録するよう最善の努力を払うことが規定されている。

メキシコでは、音と匂いの商標は、2018年5月18日改正産業財産法の改正時に導入されている。カナダでは、音の商標は、2012年3月28日から認められており、匂いの商標は、2019年6月17日の改正商標法施行まで認められていなかった。豪州では、音と匂いの商標は、2010年2月24日改正商標法の時点で、導入されている。

メキシコでは、CPTPPの交渉が始まった2010年から2024年までに、音の商標は7件の出願が確認できたが、日本からの出願は確認できなかった。同時期に、匂いの商標の出願は確認できなかった。

カナダでは、CPTPPの交渉が始まった2010年から2024年までに、音の商標は124件の出願が確認できたが、日本からの出願は1件であった。同時期に、匂いの商標は9件の出願が確認できたが、日本からの出願は確認できなかった。

豪州では、CPTPPの交渉が始まった2010年から2024年までに、音の商標は104件の出願が確認できたが、日本からの出願は確認できなかった。同時期に、匂いの商標は9件の出願が確認できたが、日本からの出願は3件であった。

商標のタイプ: 音

指定国: メキシコ

出願人の居住国: 全世界

商標出願の期間: 2010-2024

合計: 7件

☐	APPLICATION DATE	VALUE ↓
☐	2014-02	1
☐	2014-10	1
☐	2018-06	1
☐	2020-06	1
☐	2020-08	1
☐	2022-07	1
☐	2023-11	1

出典：Global Brand Database⁶

商標のタイプ: 音

指定国: メキシコ

出願人の居住国: 日本

商標出願の期間: 2010-2024

合計: 0件

≡

WIPO

Help

English

IP Portal login

BRAND NAME

BRAND LOGO

ADVANCED SEARCH

EXPLORE

VIENNA ASSISTANT

G&S EXPLORER

REPORTS

Type: Trademark

and:

Feature: Sound

and:

Designation country: any of (MX) Mexico

and:

Application date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024

and:

Owner country code: all of (JP) Japan

Edit your search

TMview

No results found!

Results view Statistics view

出典：Global Brand Database⁷

商標のタイプ: 匂い

⁶ Global Brand Database ADVANCED SEARCH (WIPO ウェブサイト)

Type: Trademark, Feature: Sound, Designation country: all of (MX) Mexico, Registration date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024

https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&_=1739411437569 (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

⁷ Global Brand Database ADVANCED SEARCH (WIPO ウェブサイト)

Type: Trademark, Feature: Sound, Designation country: all of (MX) Mexico, Registration date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024, Owner country code: all of (JP) Japan

https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&_=1739411437569 (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

指定国：メキシコ
出願人の居住国：全世界
商標出願の期間：2010-2024
合計：0件

WIPO

Help English IP Portal login

BRAND NAME BRAND LOGO **ADVANCED SEARCH** EXPLORE VIENNA ASSISTANT G&S EXPLORER REPORTS

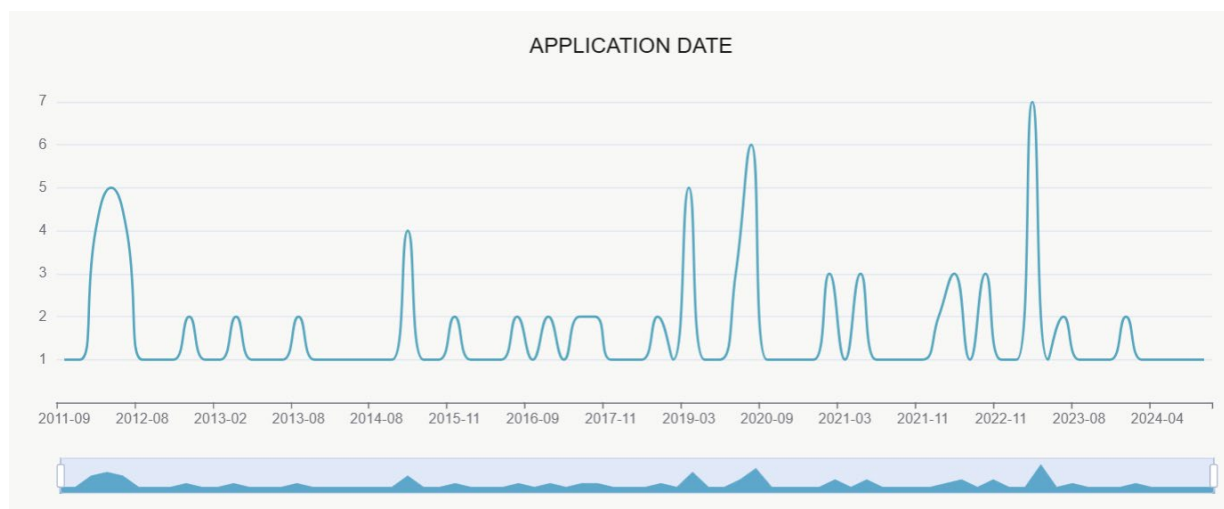
Type: Trademark
and:
Feature: Olfactory
and:
Designation country: all of (MX) Mexico
and:
Application date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024

Edit your search TMview

No results found! Results view Statistics view

出典：Global Brand Database⁸

商標のタイプ：音
指定国：カナダ
出願人の居住国：全世界
商標出願の期間：2010-2024
合計：124件



⁸ Global Brand Database ADVANCED SEARCH (WIPO ウェブサイト)

Type: Trademark, Feature: Olfactory, Designation country: all of (MX) Mexico, Registration date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024

https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&_=1739411437569 (最終アクセス日：2025年3月7日)。

出典：Global Brand Database⁹

商標のタイプ：音

指定国：カナダ

出願人の居住国：日本

商標出願の期間：2010-2024

合計：1件

☐	APPLICATION DATE	VALUE ↓
☐	2017-10	1

出典：Global Brand Database¹⁰

商標のタイプ：匂い

指定国：カナダ

出願人の居住国：全世界

商標出願の期間：2010-2024

合計：9件

☐	APPLICATION DATE	VALUE ↓
☐	2019-08	1
☐	2019-09	1
☐	2020-04	1
☐	2021-03	1
☐	2022-09	1
☐	2023-02	1
☐	2023-03	1
☐	2024-01	1
☐	2024-12	1

⁹ Global Brand Database ADVANCED SEARCH (WIPO ウェブサイト)

Type: Trademark, Feature: Sound, Designation country: all of (CA) Canada, Registration date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024

https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&_=1739411437569 (最終アクセス日：2025年3月7日)。

¹⁰ Global Brand Database ADVANCED SEARCH (WIPO ウェブサイト)

Type: Trademark, Feature: Sound, Designation country: all of (CA) Canada, Registration date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024, Owner country code: all of (JP) Japan

https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&_=1739411437569 (最終アクセス日：2025年3月7日)。

出典：Global Brand Database¹¹

商標のタイプ: 匂い

指定国: カナダ

出願人の居住国: 日本

商標出願の期間: 2010-2024

合計: 0件

WIPO

Help English IP Portal login

BRAND NAME BRAND LOGO ADVANCED SEARCH EXPLORE VIENNA ASSISTANT G&S EXPLORER REPORTS

Type: Trademark
and:
Feature: Olfactory
and:
Designation country: all of (CA) Canada
and:
Owner country code: all of (JP) Japan
and:
Application date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024

Edit your search TMview

No results found! Results view Statistics view

出典：Global Brand Database¹²

商標のタイプ: 音

指定国: 豪州

出願人の居住国: 全世界

商標出願の期間: 2010-2024

合計: 104件

¹¹ Global Brand Database ADVANCED SEARCH (WIPO ウェブサイト)

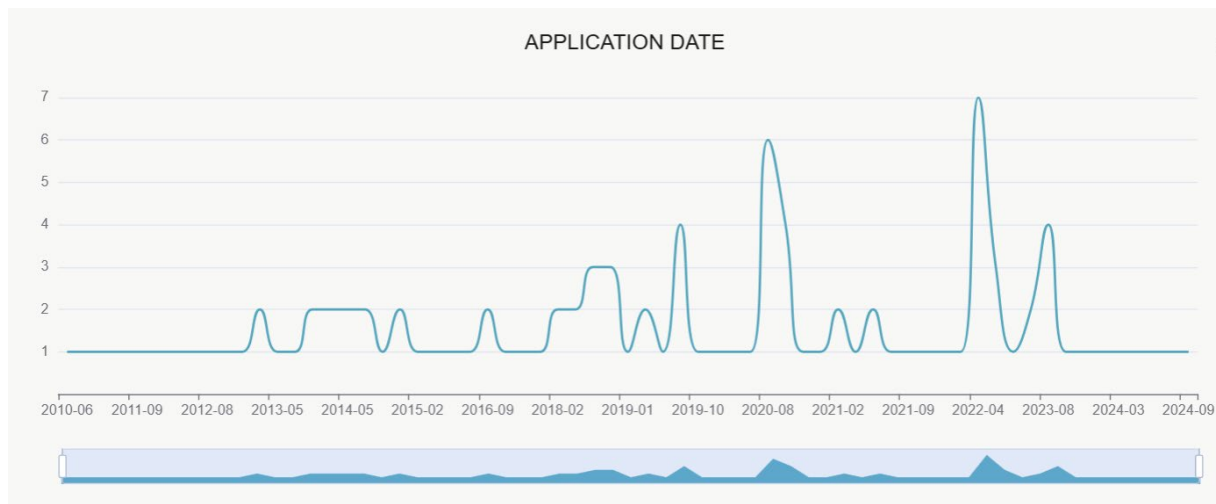
Type: Trademark, Feature: Olfactory, Designation country: all of (CA) Canada, Registration date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024

https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&_=1739411437569 (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

¹² Global Brand Database ADVANCED SEARCH (WIPO ウェブサイト)

Type: Trademark, Feature: Olfactory, Designation country: all of (CA) Canada, Registration date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024, Owner country code: all of (JP) Japan

https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&_=1739411437569 (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .



出典：Global Brand Database¹³

商標のタイプ: 音

指定国: 豪州

出願人の居住国: 日本

商標出願の期間: 2010-2024

合計: 0件

WIPO

Help

English

IP Portal login

BRAND NAME

BRAND LOGO

ADVANCED SEARCH

EXPLORE

VIENNA ASSISTANT

G&S EXPLORER

REPORTS

Type: Trademark

and:

Feature: Sound

and:

Designation country: all of (AU) Australia

and:

Owner country code: all of (JP) Japan

and:

Application date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024

Edit your search

TMview

No results found!

Results view

Statistics view

出典：Global Brand Database¹⁴

¹³ Global Brand Database ADVANCED SEARCH (WIPO ウェブサイト)

Type: Trademark, Feature: Sound, Designation country: all of (AU) Australia, Registration date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024

https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&_=1739411437569 (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

¹⁴ Global Brand Database ADVANCED SEARCH (WIPO ウェブサイト)

Type: Trademark, Feature: Sound, Designation country: all of (AU) Australia, Registration date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024, Owner country code: all of (JP) Japan

https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%5B%7B%22_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&_=1739411437569 (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

商標のタイプ: 匂い

指定国: 豪州

出願人の居住国: 全世界

商標出願の期間: 2010-2024

合計: 9件

☐	APPLICATION DATE	VALUE ↓
☐	2012-09	3
☐	2014-08	2
☐	2010-10	1
☐	2011-09	1
☐	2014-12	1
☐	2017-07	1

出典: Global Brand Database¹⁵

商標のタイプ: 匂い

指定国: 豪州

出願人の居住国: 日本

商標出願の期間: 2010-2024

合計: 3件

☐	APPLICATION DATE	VALUE ↓
☐	2012-09	3

4. 意匠に関する規定関連

(1) 意匠の制度の改善: (CPTPP 第 18・56 条) 関連

CPTPPでは、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定締結に十分な考慮を払うことの重要性を認めることが規定されている。

ハーグ協定ジュネーブ改正協定のメキシコ、カナダの締結日は、以下の通りである。豪州はまた締結していない。

メキシコ: 2020年3月6日

¹⁵ Global Brand Database ADVANCED SEARCH (WIPO ウェブサイト)

Type: Trademark, Feature: Olfactory, Designation country: all of (AU) Australia, Registration date: Range from January 1, 2010 to December 31, 2024

https://branddb.wipo.int/en/advancedsearch?sort=score%20desc&strategy=concept&rows=30&asStructure=%7B%22_id%22:%228edd%22,%22boolean%22:%22AND%22,%22bricks%22:%22%5B%7B%22_id%22:%228ede%22,%22key%22:%22brandName%22,%22strategy%22:%22Simple%22,%22value%22:%22%22%7D%5D%7D&_=1739411437569 (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日) .

カナダ：2018年7月16日

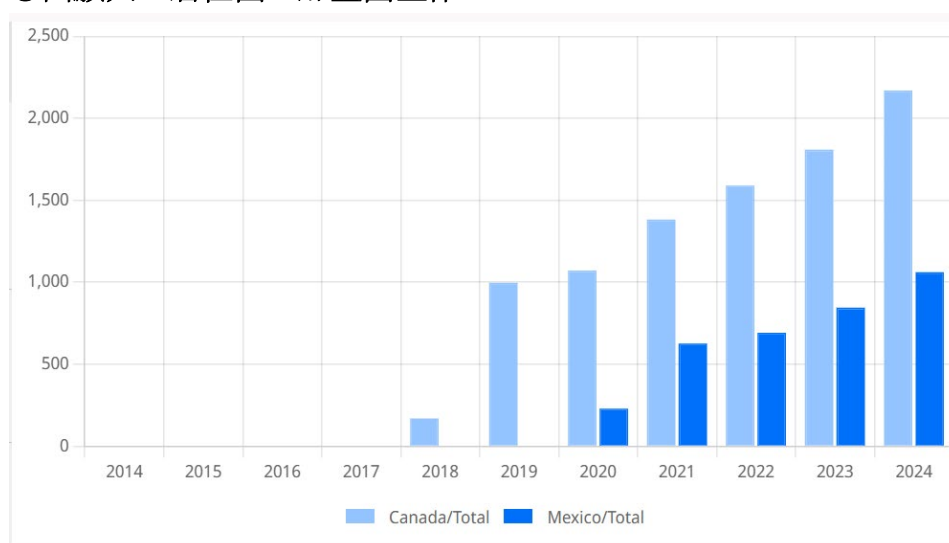
豪州：未締結

ハーグ協定ジュネーブ改正協定を利用したメキシコ、カナダへの日本からの年間出願数は、おおむねメキシコに10-20件、カナダにそれぞれ30-50件である。CPTPPに加入した2018年以降に、メキシコ、カナダは、ハーグ協定ジュネーブ改正協定を締結しており、ハーグ協定ジュネーブ改正協定を利用した出願数は、おおむね増加傾向であることが分かる。

国際意匠出願（ハーグ協定ジュネーブ改正協定）

出願国：カナダ、メキシコ

○出願人の居住国：加盟国全体



出典：WIPO IP Statistics Data Center¹⁶

（年毎に、棒グラフは左から、カナダ、メキシコの順に記載）

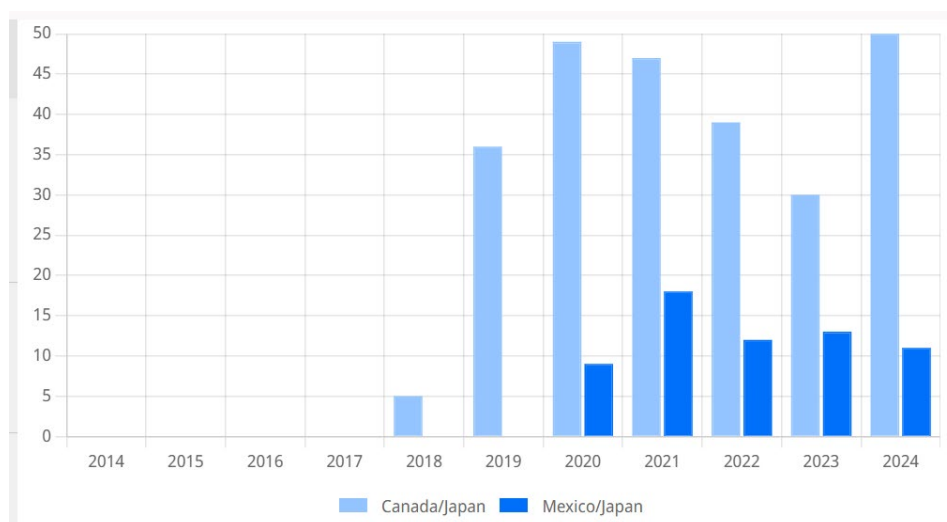
国際意匠出願（ハーグ協定ジュネーブ改正協定）

出願国：カナダ、メキシコ

○出願人の居住国：日本

¹⁶ WIPO IP Statistics Data Center（WIPO ウェブサイト）

Intellectual property right: Hague, Year range :2014 – 2024, Reporting type: Yearly statistics, Indicator :7 - Applications by designated office, Designated contracting party: Canada, Mexico, Country of holder: Total
<https://www3.wipo.int/ipstats/pmh-search/hague>（最終アクセス日：2025年3月7日）。



出典：WIPO IP Statistics Data Center¹⁷

（年毎に、棒グラフは左から、カナダ、メキシコの順に記載）

第3節 国内企業へのアンケート調査

メキシコ、カナダ、豪州のCPTPP知財章（産業財産権制度、及び、国境措置に係る部分）の履行状況や評価、及び、メキシコ、カナダ、豪州のCPTPP知財章に対応する知財保護の状況に関する情報や評価を収集・分析することを目的として、CPTPPの実施状況について、国内企業向けアンケート調査を実施した。

1. アンケート調査の概要

- ・アンケート期間：令和6年10月4日～11月8日
- ・アンケート送付先と回答率：
 - ① インターネットなどから得られた公開情報に基づき、メキシコ、カナダ、豪州での事業実績があると予想される企業65社
 - ② 2010年以降にメキシコ、カナダ、豪州での特許権、意匠権、商標権の侵害訴訟或いは無効訴訟の経験がある企業29社（①で選定された企業等を除く）
 - ③ メキシコ、カナダ、豪州の知財庁HPの情報から、特許、意匠、商標の出願数ランキングで上位にランクされていることが記載されている、または、新しい商標（音、匂い）を出願している企業10社（①、②で選定された企業等を除く）
 - ・104者の企業を対象にアンケートを送付し、49者から回答を得た（回答率47%）
 - ・回答を得た主たる業種は、機械・電気機械・情報通信機械・電子デバイスが最も多く（約27%）、次いで医薬品（約20%）、輸送機械（約14%）であった。
- ・回答方法：Web上での回答、メールによる回答、書面による郵送

¹⁷ WIPO IP Statistics Data Center（WIPO ウェブサイト）

Intellectual property right: Hague, Year range :2014 – 2024, Reporting type: Yearly statistics, Indicator :7 - Applications by designated office, Designated contracting party: Canada, Mexico, Country of holder: Japan
<https://www3.wipo.int/ipstats/pmh-search/hague>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

・質問内容

質問A 回答者の属性等に関する質問

質問B メキシコ、カナダ、豪州における事業状況と事業形態に関する質問

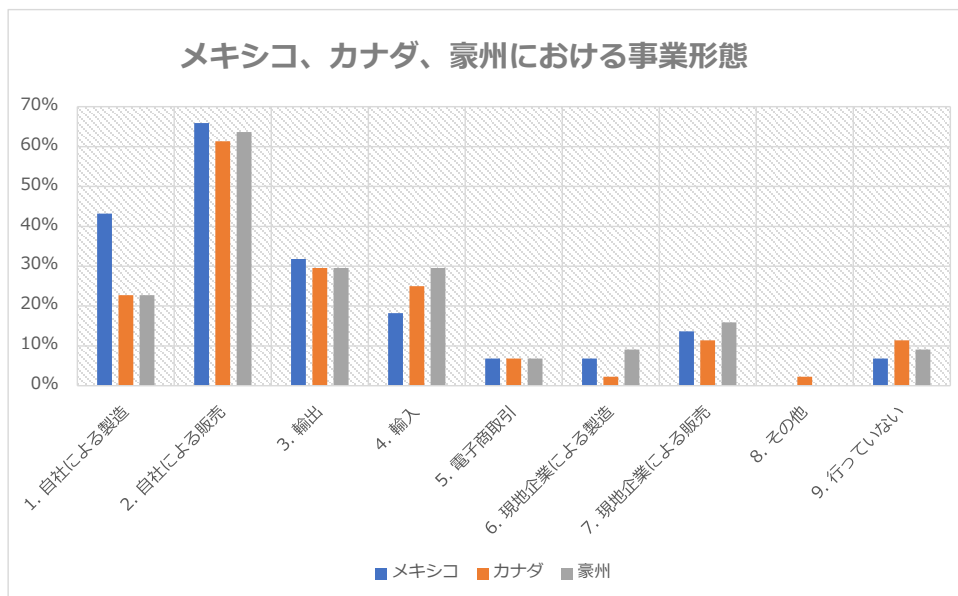
質問C メキシコ、カナダ、豪州における特許・意匠・商標の出願に関する質問

質問D メキシコ、カナダ、豪州における知財活動等に関する質問

2. アンケート調査の結果

(1) メキシコ、カナダ、豪州における事業状況と事業形態

- ・事業形態で最も多いのは、自社による販売（約60%）
- ・カナダ（約20%）、豪州（約20%）と比較して、メキシコ（約40%）は自社による製造が多い。



回答企業数に占める各事業形態の割合/複数回答可

（項目毎に、棒グラフは左から、メキシコ、カナダ、豪州の順に記載）

(2) メキシコ、カナダ、豪州における特許・意匠・商標の出願

2014～2018年の出願数の合計に対して、2019～2023年の合計出願数の変動は以下の通りである。

- ・3カ国の特許・意匠・商標のいずれも、「3.ほぼかわらない (0～±10件)」が最も多かった。
- ・3カ国いずれも、ほぼかわらないと回答した比率は、意匠→商標→特許の順に高かった。

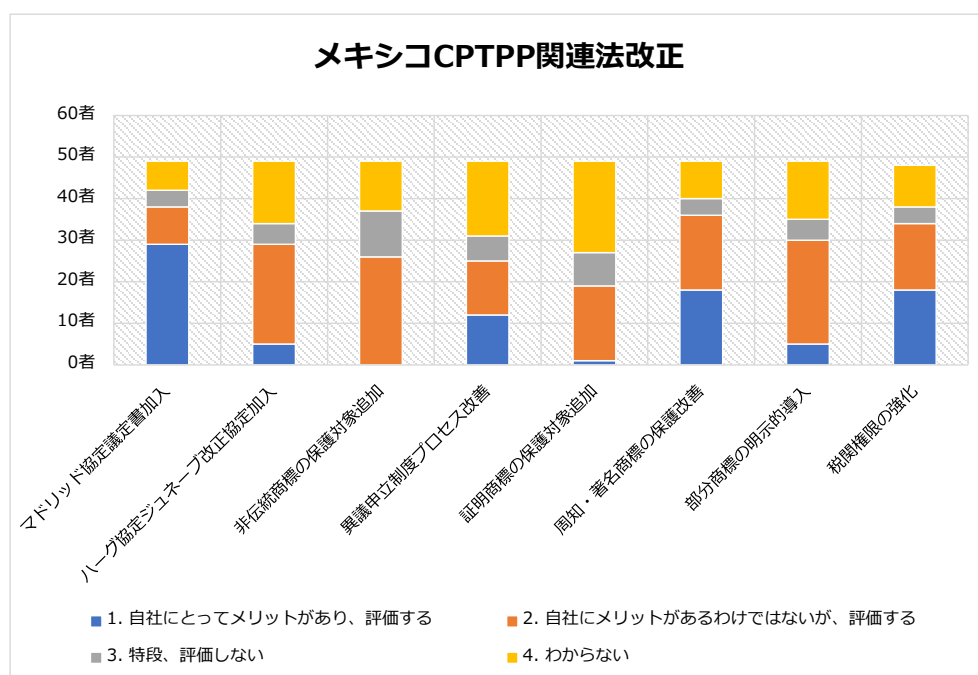
3. ほぼかわらない（0～±10件）の回答割合

	特許	意匠	商標
メキシコ	77%	93%	85%
カナダ	68%	93%	80%
豪州	63%	91%	83%

（3）メキシコにおける CPTPP 関連の法改正への評価

メキシコでは、CPTPPと整合を取るため、条約への加入、商標の規定（2018年）、意匠の規定（2020年）、関税法（2018年）が改正された。

自社にとってメリットがあり評価するとの回答は、マドリッド協定議定書加入（29者）、周知・著名商標保護プロセス改善（18者）、税関権限の強化（18者）、異議申立制度プロセスの改善（12者）の順に多かった。



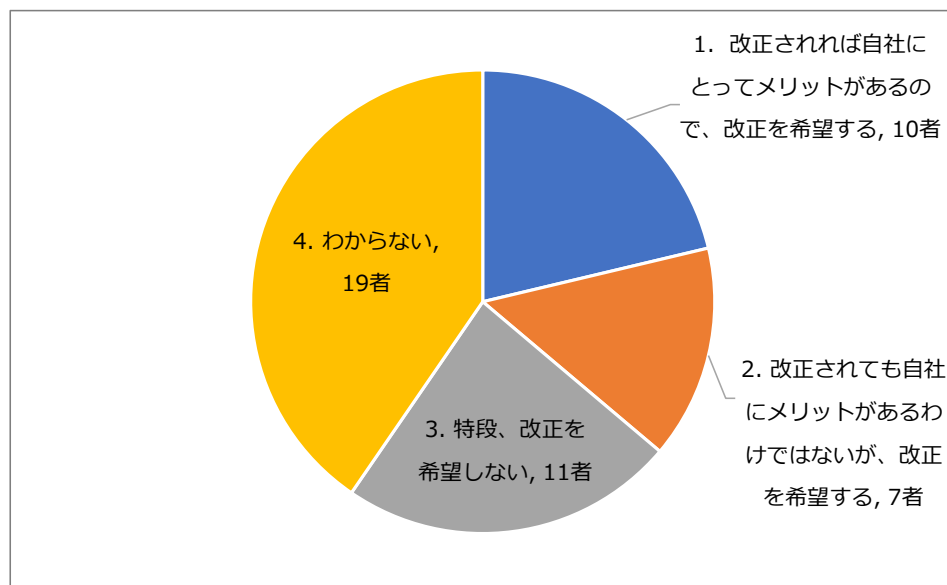
（項目毎に、棒グラフは下から順に、「自社にとってメリットがあり、評価する」、「自社にメリットがあるわけではないが、評価する」、「特段、評価しない」、「わからない」の順に記載）

（4）メキシコにおける CPTPP 関連の法改正への要望

メキシコでは、現行の産業財産権法には、医薬品の販売承認の手続きの結果として生じ

た特許期間の不合理な短縮について、特許権者に補償するための権利期間の調整（CPTPP 第18・48条：凍結条項）に関する規定はない。

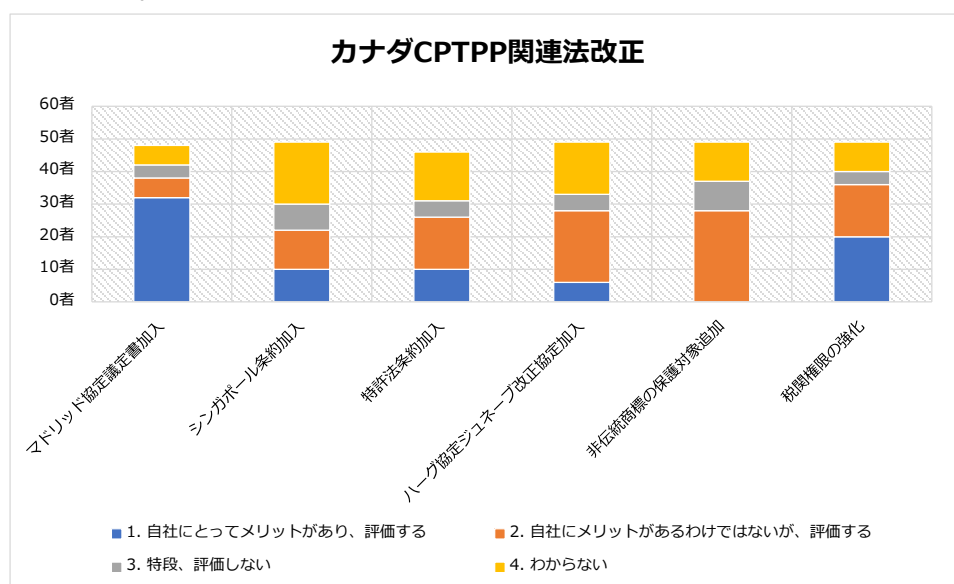
改正されれば自社にとってメリットがあるので、改正を希望すると回答したのは10者で、そのうち9者は、業種が医薬品業であった（医薬品業の全回答者は10者）。



（5）カナダにおける CPTPP 関連の法改正への評価

カナダでは、CPTPPと整合を取るため、条約への加入（2018、2019年）、商標法（非伝統的商標導入：2019年）が改正された。また、税関権限の強化のため、商標法、著作権法（2015年）が改正された。

自社にとってメリットがあり評価するとの回答は、マドリッド協定議定書加入（32者）、税関権限の強化（20者）、シンガポール条約加入、特許法条約加入（ともに10者）の順に多かった。



（項目毎に、棒グラフは下から順に、「自社にとってメリットがあり、評価する」、「自社にメリットがあるわけではないが、評価する」、「特段、評価しない」、「わからない」の順に

記載)

(6) メキシコ、カナダ、豪州における模倣品被害・訴訟経験

- ・知的財産関係（特許、意匠、商標、著作権）で模倣品・海賊版による被害の経験は、カナダ、豪州、メキシコの順に多かった（全回答者は49者）。
- ・知的財産関係（特許、意匠、商標、著作権）で訴訟経験は、カナダ、豪州、メキシコの順に多かった（全回答者は49者）。

	模倣品・海賊版による被害を経験	知的財産権を巡る紛争や訴訟を経験
メキシコ	11者	4者
カナダ	15者	8者
豪州	12者	5者

(7) マドリッド議定書加盟による効果（カナダ）：クロス分析-その1

カナダのマドリッド協定議定書への加入（2019年）により、マドリッド協定議定書を利用するようになった企業の商標出願数がどのように変動したのかを分析する目的で、以下のクロス分析を行った。

質問：2019年のマドリッド協定議定書への加盟以後、国際出願を利用してカナダに商標登録出願をした経験がありますか。

に対して、全ての回答者を回答群1、「はい」と回答した回答者を回答群2とした。

回答群1（全体：回答者数49） 回答群2（はい：回答者数26）

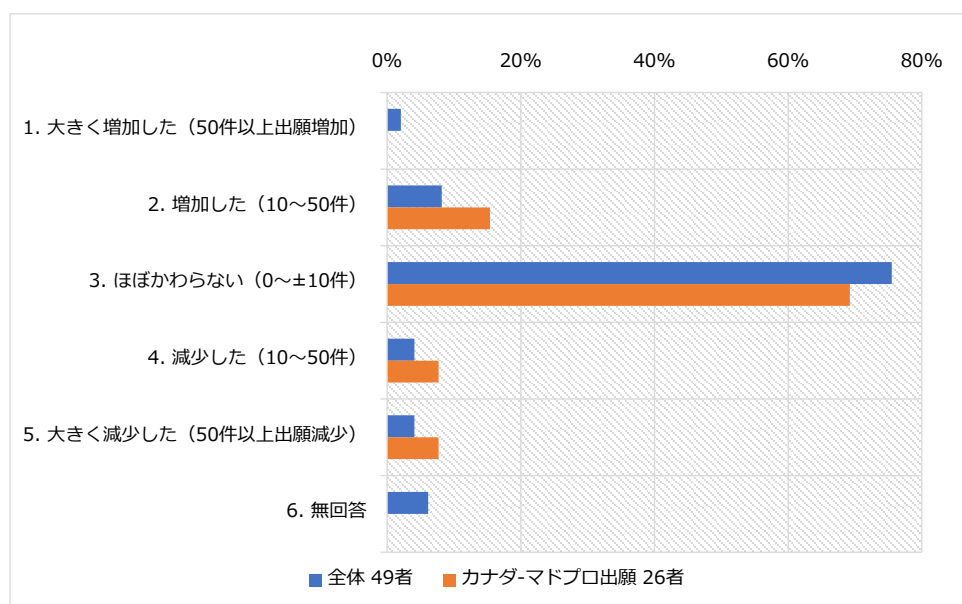
回答群1と2のそれぞれについて、以下の質問に対する回答1～6の比率を算出した。

カナダの商標に関する質問：

2014～2018年の出願件数の合計に対して、2019～2023年の合計出願数の変動を以下の選択肢から回答してください。

1. 大きく増加した（50件以上出願増加）
2. 増加した（10～50件）
3. ほぼ変わらない（0～±10件）
4. 減少した（10～50件）
5. 大きく減少した（50件以上出願減少）
6. 無回答

マドリッド協定議定書を利用した経験のある企業の回答群2と回答者全体の回答群1を比較すると、回答群2は、2019年前と比べて2019年以後の出願数が増加した企業の割合がやや増えた一方で、出願数が減少した企業の割合もやや増加しているという結果となった。



(項目毎に、棒グラフは上から順に、「全体49社 (回答群1)」、「カナダでマドリッド協定議定書を利用した経験のある26者 (回答群2)」の順に記載)

(8) マドリッド協定議定書加盟による効果 (カナダ) : クロス分析-その2

カナダのマドリッド協定議定書への加入 (2019 年) により、マドリッド協定議定書を利用するようになった企業の事業規模がどのように変動したのかを分析する目的で、以下のクロス分析を行った。

質問：2019 年のマドリッド協定議定書への加盟以後、国際出願を利用してカナダに商標登録出願をした経験がありますか。

に対して、回答者数全体を回答群 1、「はい」と回答した回答者を回答群 2 とした。

回答群 1 (全体：回答者数 49) 回答群 2 (はい：回答者数 26)

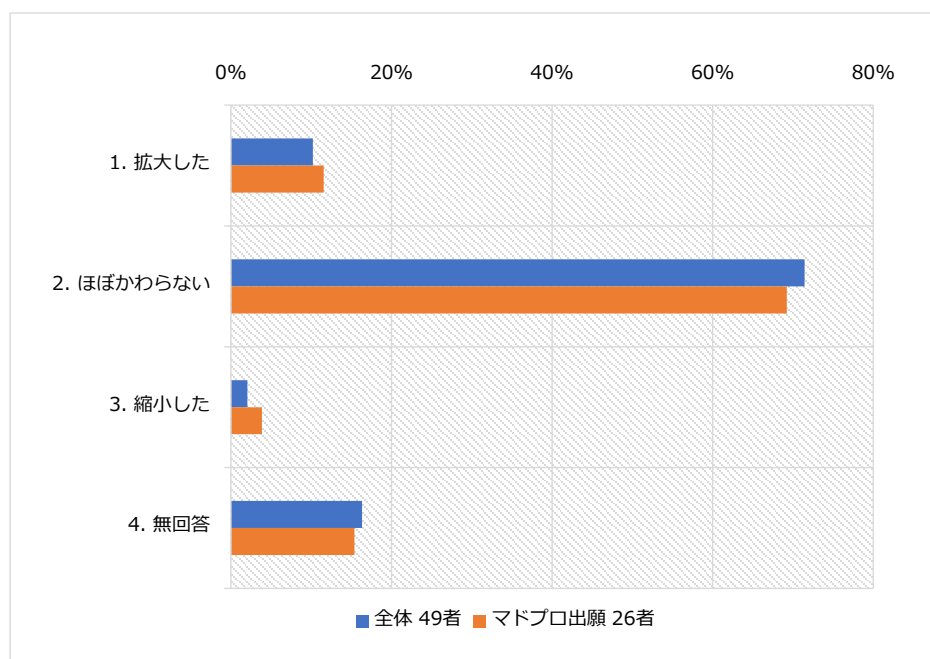
回答群 1 と 2 のそれぞれについて、以下の質問に対する回答 1~4 の比率を算出した。

カナダの商標に関する質問：

2014~2018 年の事業の規模に対して、2019~2023 年の事業規模の変動を以下の選択肢から回答してください。

1. 拡大した
2. ほぼ変わらない
3. 縮小した
4. 無回答

マドリッド協定議定書を利用した経験のある企業の回答群 2 と回答者全体の回答群 1 を比較すると、回答群 1 と回答群 2 は、回答 1~4 の割合がほぼ同じという結果となった。



（項目毎に、棒グラフは上から順に、「全体49社（回答群1）」、「カナダでマドリッド協定議定書を利用した経験のある26者（回答群2）」の順に記載）

第4節 国内企業へのヒアリング調査

第3節の国内企業へのアンケート調査によって得られた回答を分析し、回答した49者のうちの6者について、更に詳細な情報の収集を目的として、ヒアリング調査を実施した。

1. ヒアリング調査の概要

- ・ヒアリング実施期間：令和6年12月18日～令和7年1月28日
- ・ヒアリング対象企業
アンケート結果を参考にして以下の業種から6者のヒアリングを実施した。
 - ・機械・電気機械器具・情報通信機械器具
 - ・医薬品
 - ・鉄鋼・非鉄金属・金属製品

2. ヒアリング調査の結果

（1）マドリッド協定議定書を利用する出願のメリットとデメリットについて

回答（メリット）

（a）コストメリット（複数者からの回答あり）

- ・各国に個別出願するよりかなり安い。
- ・多数の国（10カ国以上）の出願時や、拒絶通報がない場合に、現地代理人費用が抑制される。

- ・拒絶されなければ、1回の手続きで安いコストで出願できること。
 - ・4, 5 カ国以上出願する場合、マドリッド協定議定書の方が直接出願するよりも明らかに安いという感触は持っている。
- (b) 簡便な手続き（複数者からの回答あり）
- ・国際登録されれば、その後の国内審査がない国があるので、手続きが若干楽になるが、体感的に業務量が減ったというほどの感覚はない。
 - ・様式・言語の統一、更新管理の一元化等。
 - ・手続が簡単かつ比較的早期に権利化できる。
- (c) カナダでのニース分類の採用（複数者からの回答あり）
- ・カナダのマドリッド協定議定書加入により、ニース分類による管理が可能になった。
- (d) 事後指定による出願国の追加が可能。

回答（デメリット）

- (a) セントラルアタックのリスク（複数者からの回答あり）
- ・セントラルアタックのリスク低減のため、第一国（日本）で権利化後に出願するので、権利化まで時間がかかる点。
 - ・（一般論として）セントラルアタックのリスク。
 - ・一旦セントラルアタックという形で影響を受けてしまうと、随伴性をデメリットとして感じている。基礎出願で拒絶されるリスクが高いと、マドリッド協定議定書を使わないという選択にもなりかねない。
- (b) 現地代理人不関与による不測の事態発生時の対応。
- (c) マドリッド協定議定書に加入していても、アフリカの多くの国では国際登録商標に対応する法整備がされておらず、権利取得において直接出願との先後願の取り扱いがあいまいで、（本来先願であるべき）自社の出願が後願とされた事例があった。

回答（その他）

- (a) マドリッド協定議定書の利用について
- ・自社のロゴの保護に利用している。
 - ・出願国がほぼ決まっているので、出願国対象国がマドリッド協定議定書に加入しているかどうかに関わらず、出願国を変えることは基本的にない。マドリッド協定議定書未加入国は、直接出願している。
 - ・マドリッド協定議定書に加盟した国が増えていけば、マドリッド協定議定書で出願するし、加盟していない国で必要な国があれば、直接出願する。コストを下げたいので、マドリッド協定議定書で出願できる国はマドリッド協定議定書を使いたい。
 - ・マドリッド協定議定書を利用したことを理由とする出願国数の変化はない。ビジネスで必要な国に出願するという考えのもとで出願している。個別出願で権利を維持していた国がマドリッド協定議定書に加入したら、権利をマドリッド協定議定書に差し替えることは行っている。
- (b) マドリッド協定議定書を利用しない場合について
- ・各国に直接出願するのは、早期権利化の場合と事業展開が当該国に限定される場合などがある。

・権利行使の際、マドリッド協定議定書を利用した出願と直接出願の違いはないが、模倣品業者が明確な場合等は、権利行使を念頭に当該国に個別出願（言語や指定商品を特定）を行うことがある。

・マドリッド協定議定書の 12 ヶ月、18 ヶ月の期限が、（権利化のタイミングの観点から）やや長いというところがあり、非常に迅速な権利化手続きを行っている国では、直接出願を行うことによって、早いタイミングでの権利化することもある。そのような場合は、マドリッド協定議定書を使わないことがある。

・中国は、マドリッド協定議定書で出願すると、商標登録証が発行されない場合があるということを聞いたことがある。模倣品対策や摘発等をやるときに、商標登録証の写しを要求されることがあるので、直接出願をする方がよいかもしれないと考えている。（類似の回答あり）

(c) その他

・最近は効率的な出願を行う戦略で、実際に使用する権利に絞って出願する傾向がある。今回の 3 カ国で出願数が減少しているのは、出願戦略の変化によるもので、国毎の重要性が変化しているわけではない。

・マドリッド協定議定書を利用するメリットがデメリットを上回ると評価している。

（2）PLT（特許法条約）、STLT（商標法条約）加入による効果・メリットについて

回答（全般）

・PLT、STLT 加入による手続簡素化等が、マドリッド協定議定書等の加盟国が増えていくことにつながるということに関連するとすれば、1 つの大きなメリットと思われる。

・権利の回復制度は、年金支払期限を徒過した場合の救済措置として、特許権利者にとって大変有難いと感じているが、カナダでは所定要件が従来よりも厳しくなったと理解しており¹⁸、改善の余地があると思う。

・一般論として、PLT では、言語に指定がないという点で出願しやすいという点、文章や図面の欠落があった時に補完可能等の救済措置がある点は助かる。

・STLT は標章の対象として音商標の追加があるが、当社はあまりメリットを実感しない。しかし、新しいタイプの商標が追加された点は、全体的に見ると、戦略が広がるという意味ではメリットと思われる。電子出願制度に対応いただけるという点、消滅した権利の回復等の救済措置も取られている点は、何かあった時には利用できるなという意味で、今後メリットが受けられるかもしれない。

・特に現状で、メリットを感じているということはない。今のところ、維持年金の払い忘れ等での救済を利用した実績は、特許、商標含めてない。（複数者から回答あり）

・メキシコや豪州における PLT 加盟に伴う国内法改正によりメリットを受けたことはない。

（3）非伝統的商標によるビジネス戦略の変化について

回答（全般）

¹⁸ カナダ特許法及び特許規則改正（弁理士法人 R&C ウェブサイト）

<https://www.rc-iplaw.com/jp/ip/news/detail/225>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

- ・音、動き、ホログラム商標、色彩のみ、香り、味、触覚、肌触りのようないろいろなタイプの商標が増えてきているという点では、戦略の幅は広がっていくと感じている。
- ・事業活動上、あまり非伝統的商標を活用していく意向がなく、特にビジネス戦略に変化はない。（複数者から回答あり）
- ・非伝統的商標が認められた、認められていない、によって、ビジネス側の戦略が大きく変わることはない。将来、音の商標出願の機会はあるかもしれないが、現状はない。
- ・音や匂い等の新しいタイプの商標を活用した保護事例が乏しい。

（４）周知・著名商標の保護について

回答（全般）

- ・社名やそのロゴは、将来使用する可能性が否定できない分野もあるため、幅広い範囲で権利維持している。
- ・具体的に模倣品対策等で周知・著名商標を活用した経験があるわけではないが、周知・著名商標の保護をメキシコが法改正できちんと対応したところは、世界標準に一步近づいたと評価している。

（５）ハーグ協定のジュネーブ改正協定を利用した意匠出願を行うことによるメリット・デメリットについて

回答（メリット）

(a) 手続簡素化

- ・国際事務局への一つの出願手続で、複数の指定国に出願した場合と同等の効果が得られる。また、一つの国際出願に最大 100 までの意匠を含めることが可能。

(b) 権利管理簡便化

- ・国際登録の権利は国際事務局において一元管理されるため、存続期間（５年）の更新や、国際登録の変更に際して、各指定国への手続が省略可能。

(c) 経費節減：（複数者から回答あり）

- ・現地代理人への出願手続依頼は任意であるため、出願時コストを削減可能。
- ・コストが安く、同じ権利を取れること。

(d) 迅速審査

- ・各指定国が拒絶の理由を発見した場合、国際公表から 6 月（又は、締約国の宣言によって 12 月）以内に国際事務局に対して、拒絶の通報を送付しなければならないため、国際公表から遅くとも 12 ヶ月以内には審査結果を得ることが可能。

回答（デメリット）

(a) 意匠の内容公表

- ・原則、国際登録日（通常は出願日）から 12 か月後に国際意匠公報が発行されるため、登録の可否に関わらず、意匠の内容が公表される。

(b) 拒絶通報の内容公表

- ・各指定国で出された拒絶通報の内容が公表されるため、ある指定国の審査結果が他の指定国の審査に影響を与える可能性がある。

(c) 使用可能な言語

- ・使用できる言語は、英語、フランス語又はスペイン語に限られているため、日本語での出願不可。

(d) 各指定国における事情の違い

- ・明細書不備、図面不備、保護付与声明不発行、選択／限定要求等が指定国毎に異なる点。
- ・願書1通に添付できる図面が1種類しかないこと。各国で図面の運用が異なっていて、ある国では通用する図面を添付したときに、ある国では方式で拒絶されてしまうことがある。方式の段階で代理人費用がかかってしまうと、メリットと思っていたコストメリットを喪失しかねない。

(6) 模倣品被害の実態・税関取締りの現状と課題について

回答（全般）

- ・模倣品対策の中心は中国であり、メキシコ、カナダ、豪州とは対応のレベルが異なる。
- ・メキシコ、カナダ、豪州で模倣品流通を確認したことはあるが、他の途上国、新興国、アメリカや、日本と比べると、数量が非常に少ないので、あまり積極的に対策をしている国ではない。
- ・中国とか東南アジア等で、我々の商標を侵害した海賊版製品の取締りに苦慮しているところがあり、カナダ、メキシコ、豪州等で苦労したことがあまりないことから、改善要望が特にあるわけではない。
- ・カナダ、メキシコ、豪州については、弊社では税関取締については被害を把握していないので、改善要望についても特に意見はない。

回答（メキシコ）

- ・模倣品が見つかり、税関からご連絡がきたことが若干ある。特に税関に事前に商標登録をしたり、税関と関係性を良くするようなことは、特には実施していない。
- ・税関で対処する時に、刑事訴訟が要請される。刑事訴訟は、ユーザー側に負荷がかかる対応が必要なので、より簡便な手続きが望ましい。
- ・模倣品の水際取締りの件数が増えたか否かのデータは持っていないが、税関の権限が強化されたのは良い。

回答（カナダ）

- ・北米で自社のロゴを無断で使用されている例は把握しているが、現時点で特段の対応はしていない。税関で差し止められるようになると助かる。
- ・模倣品の水際取締りの件数が増えたか否かのデータは持っていないが、税関の権限が強化されたのは良い。

第5節 国内法律（特許）事務所へのアンケート調査

第3節の国内企業へのアンケート調査、第4節 国内企業へのヒアリング調査を通じ、CPTPP加盟に関連して取られた措置に対する評価やそれらが企業の知財活動に与えた影響、効果について得られた結果を踏まえ、日本企業のメキシコ、カナダ、豪州における知的財産活動に携わってきた国内法律（特許）事務所に対して、企業の立場とは少し異なる立場からの情報の収集を目的として、アンケート調査を実施した。

1. アンケート調査の概要

- ・アンケート実施期間：令和7年2月19日～令和7年3月4日
- ・アンケート対象法律（特許）事務所

インターネットなどから得られた公開情報に基づき、メキシコ、カナダ、豪州での活動実績があると予想される国内法律事務所及び国内特許事務所。

2. アンケート調査の結果

（1）CPTPP加盟後のメキシコ、カナダにおける知財保護環境の変化に関する評価について

特段の改善は感じない。（メキシコ）
わからない。（カナダ）

（2）メキシコ、カナダのマドリッド協定議定書への加入についての日本企業の評価や出願行動の変化について

メキシコ、カナダについては、「日本企業にとってメリットがあり、評価する」との回答が得られ、カナダについては「カナダのマドリッド協定議定書への加入したことにより、カナダに商標登録出願がしやすくなった。」との意見があった。

（3）メキシコ、カナダがマドリッド協定議定書に加入したことによる日本企業のメリット、デメリット

メリットとしては、以下の意見があった。

- ・現地代理人を介しないことによる費用軽減。（メキシコ）
- ・手続きの簡便性。（メキシコ）
- ・費用軽減のほか、手続きの簡便性が増した。（カナダ）

デメリットとしては、以下の意見があった。

- ・セントラルアタックのリスク。（メキシコ）
- ・現地代理人を介しないため、ミスがあった場合にアドバイスが得られない。（メキシコ）

・現地代理人を介さず出願できることより、指定商品・役務についてカナダの登録要件に合わない場合があっても、出願人が気づくことができない。(カナダ)

(4) メキシコ、カナダのハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入についての日本企業の評価や出願行動の変化について

日本企業の立場からの評価としては、メキシコについては、「日本企業にとってメリットがあり、評価する」との意見があった。カナダについては、「わからない」との回答であった。

日本企業の出願行動の変化については、特に意見は得られなかった。

(5) メキシコ、カナダがハーグ協定のジュネーブ改正協定に加入したことによる日本企業のメリット、デメリットについて

メリットとしては、以下の意見があった。

- ・費用軽減。(メキシコ)
- ・費用軽減。制度になじみがあり、出願が楽である。(カナダ)
- ・費用軽減のほか、手続きの簡便性が増した。(カナダ)

デメリットとしては、以下の意見があった。

- ・添付できる図面が1種類であること。(メキシコ)
- ・特になし。(カナダ)

(6) メキシコが2018年5月18日、CPTPPと整合を取るために行った、産業財産権法の改正における、日本企業の立場からの評価について

日本企業の立場から特に評価できると考えられる改正項目としては、異議申立制度のプロセスの改善と周知商標・著名商標の保護プロセスの改善が挙げられ、「日本企業にとって必ずしも明確でなかった手続きや周知商標の保護について、明確な指針が与えられた点が評価できる。」との意見があった。

(7) メキシコが2018年6月25日、CPTPPと整合を取るために行った、関税法の改正における、日本企業の立場からの評価について

「日本企業にとってメリットがあり、評価する」との意見があった。

(8) カナダが2019年6月17日、CPTPPと整合を取るために行った、商標法の改正における、日本企業の立場からの評価について

「日本企業にメリットがあるわけではないが、評価する」との意見があった。

(9) カナダが 2015 年 1 月 1 日、模倣品・海賊版取締強化のために行った、商標法、著作権法の改正における、日本企業の立場からの評価について

「日本企業にとってメリットがあり、評価する」との意見があった一方で、「わからない」という意見もあった。

第 6 節 客観的なデータを用いた「CPTPP 知財章の導入が経済・知財保護環境に与える効果」分析方法の予備的、試行的検討

CPTPP 知財章の導入が経済・知財保護環境に与える効果を検討するにあたり、上記の第 3 節、第 4 節、第 5 節では、アンケートやヒアリングにより、主として企業の視点に立った主観的な評価、分析をおこなった。

加えて、客観的なデータを使って経済効果や知財環境保護の効果を経済学的に分析することが可能になれば、より充実した効果分析を行うことが可能になるとともに、今後の二国間・地域的な経済連携協定の効果分析にも資すると考えられるので、委員のアドバイス、ご意見も踏まえながら、以下のような予備的、試行的な検討をおこなった。

具体的に、分析対象としては、今回の対象である CPTPP 知財章のなかでは、マドリッド協定議定書加入の効果が、比較的わかりやすいこと、関連するデータの収集が比較的容易と考えられることから、まずはマドリッド協定議定書加入の効果について、客観的なデータを用いた分析方法を検討することとした。

分析の指標としては、国内商標出願と同じ出願を外国に出願したことによる日本企業の収益等（日本企業の輸出願、現地法人の収益など）の変化を、指標とすることとした。

方法：

商標重要産業と非重要産業を、マドリッド協定議定書加入前時点の 1 社あたり商標出願数で特定し、マドリッド協定議定書加入前後の現地売上高の変化を、加入国における商標重要産業と商標非重要産業の間、及び、商標重要産業におけるマドリッド協定議定書加入国と非加入国の間で比較する。

データソース：

- ・知的財産活動調査¹⁹（業種別・国内商標出願件数）
- ・海外事業活動基本調査²⁰（業種別 現地法人売上高）

海外事業活動基本調査を確認したところ、豪州は、集計企業数のデータがない年度が散見されたため、メキシコ、カナダのうち、まずはメキシコを対象として検討してみることとした。

¹⁹ 知的財産活動調査 年度別調査結果の統計表より（日本国特許庁 HP）

https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/chizai_katudo/2023/toukei.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

²⁰ 海外事業活動基本調査 年次別調査結果 現地法人に関する集計表 売上高より（e-Stat 政府統計の総合窓口ウェブサイト）

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00550120&kikan=00550&tstat=000001011012>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

1. 商標重要産業と非重要産業の特定

知的財産活動調査の「業種別出願件数階級別の産業財産権制度の利用状況について一商標登録出願又は更新申請一」のデータを用いた。時期は、メキシコのマドリッド協定議定書加入の2012年11月19日の1年前の2011年とした。

商標重要産業の指標：海外事業活動基本調査での業種分類方法（医薬品の分類なし）とデータ充実度（食料品、繊維・パルプ、鉄鋼・非金属、金属製品、業務用機械、建設業は、データがない年度が多い）を考慮して、1社あたり出願数の多い産業を商標重要産業、1社あたり出願数の少ない産業を商標非重要産業とする。

id	2011年	N	1社あたり	総数
5	化学工業	216	14.8	3190
2	食品製造業	179	14.2	2549
3	繊維・パルプ・紙製造業	57	14.1	802
4	医薬品製造業	77	13.9	1073
13	その他の製造業	203	6.7	1359
10	電気機械製造業	328	4.9	1598
6	石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	198	4.5	897.5
12	業務用機械器具製造業	89	4.4	390
14	情報通信業	128	4.2	543
15	卸売・小売等	353	3.9	1393
1	建設業	128	3.4	440.9
16	その他の非製造業	242	3.4	817.6
7	鉄鋼・非鉄金属製造業	82	3.3	274.4
11	輸送機械製造業	129	3.2	418
8	金属製品製造業	112	2.3	262
9	機械製造業	205	1.7	345
18	個人・その他	157	1.0	156
17	教育・TLO・公的研究機関・公務	236	0.6	144
	全体	3119	5.3	16652.4

上記データを検討した結果、今回の分析では、化学工業を商標重要産業、輸送機械製造業を商標非重要産業として採用した。

2. マドリッド協定議定書加入前後の1社あたり売上高推移の比較

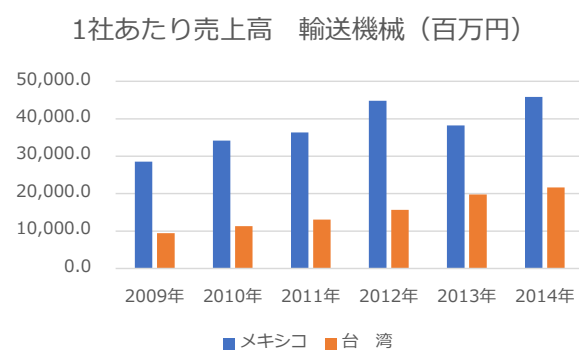
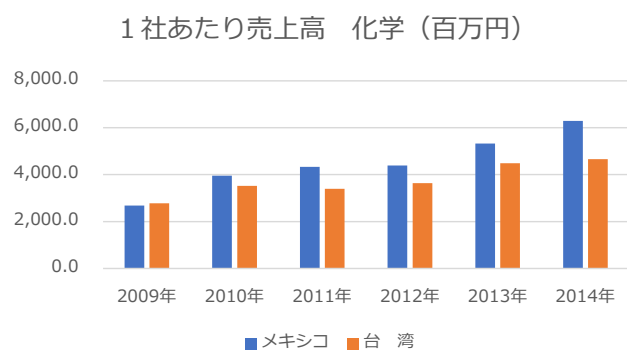
検討

マドリッド協定議定書加入年（2012年）の前後3年間（2009年-2014年）の化学工業、輸送機械製造業それぞれにおける1社あたり売上高のデータに着目し、マドリッド協定議定書加入年前3年間のトレンドが比較的似ていることを確認した。

次に、2009年-2011年の1社あたり売上高の平均値から、2012年-2014年の1社あたり売上高の平均値の伸び率を、以下のそれぞれについて算出した。比較対照は、データの充実度を考慮して、マドリッド協定議定書非加盟国・地域である台湾を選んだ。

（1）メキシコ/化学（2）メキシコ/輸送機械（3）台湾/化学（4）台湾/輸送機械

結果を以下に示す。



（年毎に、棒グラフは左から、メキシコ、台湾の順に記載）

2009-11から2012-2014 1社あたり売上高平均値の伸び率		
	メキシコ	台湾
化学	146.0%	132.0%
輸送機械	130.1%	168.9%

商標重要産業（メキシコ 化学）の1社あたり売上高平均値の伸び率が146.0%であったのに対し、商標非重要産業（メキシコ 輸送機械）の1社あたり売上高平均値の伸び率は130.1%であった。メキシコでは、マドリッド協定議定書加入を境として、商標重要産業（化学）が、商標非重要産業（輸送機械）より、売上高の伸び率が大きかったことを示唆するデータが得られた。

また、メキシコ（マドリッド協定議定書加盟国）での商標重要産業（メキシコ 化学）の1社あたり売上高平均値の伸び率が146.0%であったのに対し、台湾（マドリッド協定議定書非加盟国）での商標重要産業（台湾 化学）の1社あたり売上高平均値の伸び率は132.0%であった。マドリッド協定議定書加入を境として、メキシコでの商標重要産業（化学）の売上高の伸び率が、マドリッド協定議定書非加盟国の台湾の商標重要産業（化学）の売上高の伸び率よりも大きかったことを示唆するデータが得られた。

今回の分析は、地域別・国別に集計されたデータのみで比較的簡便に行いうる方法を採用しており、あくまでも予備的、試行的に行ったものである。そのため、今回の分析結果には、サンプル構成の変化や各国・地域の産業に特有の事情などが影響している可能性がある点には注意が必要である。したがって、客観的なデータを用いた「CPTPP 知財章の導入が経済・知財保護環境に与える効果」を厳密に測定するためには、各国・地域、産業の違いに関する影響を取り除きつつ、分析対象企業を固定したうえでマドリッド協定議定書加入前後の比較を行うなど、より詳細な分析が必要と考えられる。

以上

第3部 各国における知的財産制度を巡る状況に関する調査

はじめに

近年、企業活動やサプライチェーンのグローバル化が進む現状において、知財の重要性はますます高まっている。特に、人工知能や情報通信技術の急速な発展は様々な分野でイノベーションを創出し、知財保護の重要性は益々増している。加えて、新興国や途上国への企業の進出や技術移転が進展しており、これらの国における知財権の保護の現状についても注視する必要がある。このような背景から、各国の知財制度の改正状況や知財関連の注目裁判例等について、最新の情報を把握することは、グローバルに企業活動を行う産業界にとって重要である。

特に、中国における知財制度の改正状況や司法判断は企業へ与える影響の程度・可能性も大きいと考えられることから、その最新情報を把握することは、グローバルに企業活動を行う産業界にとっても有意義な情報となる。

中国は、専利法第4次改正を2021年6月1日より施行しており、さらに2024年1月20日には専利法実施細則及び専利審査指南を施行したところであり、これらは、企業の知財戦略に大きな影響を及ぼすと考えられるが、これらを含め、最近の知財制度の概要や知財関連の注目判決を以下にまとめた。

第1章 中国における最近の知財関連注目判決及び知財制度改正動向

第1節 中国における最近の知財関連注目判決

1. 中外製薬と温州海鶴薬業有限公司との間の特許権侵害事件¹ (最高人民法院(2022)最高法知民忠第905号民事判決)

(事案の概要)

中外製薬は「ED-71 製剤」と称する特許200580009877.6号を有している。登録特許は骨粗鬆症に関する技術であり2005年2月7日に国家知識産権局に出願され、2010年12月8日に登録された。中外製薬は上市された原薬「エルデカルシトールソフトカプセル」の上市許可保有者でもある。

中外製薬は、上記先行医薬品と登録特許を中国上市医薬品特許情報登記プラットフォームに登録し、登録特許の請求項1～7にその原薬が属すると主張した。

温州海鶴薬業有限公司(以下「海鶴公司」という。)は、後発医薬品「エルデカルシトールソフトカプセル」の登録を医薬品特許情報登記プラットフォームに申請し、後発医薬品が関連する特許権の特許請求の範囲に属さないという声明を作成した。

中外製薬は、第4次改正専利法76条(※)に基づき、北京知識産権法院に訴訟を提起し、海鶴公司が登録を申請した後発医薬品の技術が中外製薬の登録特許の特許請求の範囲に属することを確認するよう請求した。

¹ 以下、判例(1)～(6)は、下記の文献の内容を参考に行っている。
<https://note.com/shankouzhiyan76/n/n272dcfa74dc2> (最終アクセス日: 2025年3月7日)。

中外製薬の訴訟の提起に対抗して、海鶴公司是、係争登録特許に対し無効宣告請求を行ったことから、中外製薬は、無効宣告手続において係争登録特許の請求項に対し補正を行った。

無効宣告請求手続きにおいて、特許権者である中外製薬は、係争登録特許の請求項に記載された4つの選択肢から1つの選択肢を選択し、その選択された化合物によって請求項を減縮したことから、北京知識産権法院は、その選択された化合物以外の抗酸化剤を含む係争後発医薬品に対して禁反言の法理により均等主張は認められないとした。

北京知識産権法院は、係争後発医薬品の技術が係争特許の特許請求の範囲に属しないと判断し、中外製薬の訴訟請求を却下した。

中外製薬はこれを不服とし、上訴した。

(※) 第4次改正専利法76条の規定は以下のとおりである。

76条 薬品販売のレビューと承認過程において、薬品販売の許可申請人及び関連する特許権者または利害関係人は、申請登録の薬品に関連する特許権を理由に紛争が生じる場合、関連当事者は、人民法院に起訴することができ、申請登録に関連する技術方案が薬品他人の薬品特許権の保護範囲に属するか否かの判決を求めることができる。国務院薬品監督管理部門は、規定期間内に、人民法院の効力を生じた判決に基づき、関連薬品の販売決定批准を一時停止するか否かについて決定することができる。

薬品販売許可申請人及び関連する特許権者または利害関係者はまた申請登録薬品に関連する特許権紛争について、国務院特許行政部門に行政裁決を請求することができる。

国務院薬品監督管理部門と国務院特許行政部門は薬品の販売許可の審査評価と薬品の販売許可申請段階の特許紛争解決の具体的な整合方法を制定し、国務院の同意を得て実施する。

(裁判所の判断)

中国最高人民法院は、特許侵害紛争案件の審理における法律適用についての若干問題に関する解釈(司法解釈[2009]21号)6条(※※)を引用して、中外製薬が無効宣告手続において行った補正により禁反言が生じたとして、係争後発医薬品が係争特許の特許請求の範囲に属しないと判決を下した。

中国最高人民法院は、係争後発医薬品の技術が係争特許の特許請求の範囲に属するどうかを判断する場合、原則として、後発医薬品の申請者の申請資料に基づいて比較判断を行うべきであるとし、係争後発医薬品の技術が係争登録特許の特許請求の範囲に属しないと判断した。

以上により、中国最高人民法院は、上訴を棄却し原審判決を維持する判決を下した。

(※※) 特許侵害紛争案件の審理における法律適用についての若干問題に関する解釈(司法解釈[2009]21号)6条は以下のとおりである。

6条 特許出願人、特許権者が特許授權または無効宣告手続において請求項、明細書について補正または意見陳述することによって放棄した技術方案について、権利者が特許権侵害紛争案件において改めてこれを特許権の技術的範囲に加えた場合、人民法院はこれを支

持しない。

(参考)

本事件は、最高人民法院による 2022 年の中国の裁判所における知的財産事件トップ 10 に取り上げられており、そこでは、本事件は、第 4 次改正専利法 76 条（2020 年改正）が施行されてから中国で最初の医薬品パテントリンケージ（薬事規制当局が後発医薬品の製造販売の承認手続において先発医薬品にかかる特許権の侵害性を判断するシステムである）訴訟ケースであるとされている²。

医薬品特許に関する複雑な事件でありながら一審・二審合わせても約 9 カ月のスピード審理であった点も注目される。

2. 上海万翠堂餐饮管理有限公司と温江五阿婆青花椒魚火鍋店との間の商標権侵害事件（四川省高級人民法院（2021）川知民終 2152 号民事判決）

(事案の概要)

上海万翠堂餐饮管理有限公司（以下、「万翠堂公司」という。）は、



12046607 号登録商標、



17320763 号登録商標、



23986528 号登録商標、

の権利者であり、登録役務として 43 類のホテル、レストランなどを含んでいる。

3 件の商標権は、すべて商標権の権利期間内である。

2021 年 5 月 21 日、万翠堂公司是、温江五阿婆青花椒魚火鍋店（以下「五阿婆火鍋店」という。）が店の看板に「青花椒魚火鍋」という文字を使用していることを発見し、五阿婆青花椒魚火鍋店が登録商標の商標権を侵害していることを理由に一審法院に訴えた。

万翠堂公司是、五阿婆火鍋店が商標侵害を直ちに停止し、五阿婆火鍋店が合計 50,000 人民元の経済損失と合理的な支出を賠償するよう一審法院に請求した。

一審法院は、五阿婆火鍋店が商標権侵害を停止し、五阿婆火鍋店が経済損失及び合理的な支出合計 30,000 人民元を賠償するよう命じた。

五阿婆火鍋店は、不服として上訴した。

² 最高人民法院知的財産法廷

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2319.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

(裁判所の判断)

四川省高級人民法院の第二審判決の要旨を以下に示す。

「青花椒は、四川料理の調味料として広く知られている。

レストラン、レストランのサービス、料理の調味料との間には自然なつながりがあるため、係争商標である『青花椒魚火鍋』と登録商標である『青花椒』という言葉を含む料理名称は、識別において相互に混同されやすいが、係争商標の顕著性が大幅に低い。

係争商標である『青花椒魚火鍋』の識別力は低いため、その保護範囲は広すぎではならず、その保護範囲を広義に解釈すると、その他の市場主体の正当な使用を妨げ、公平競争の市場秩序に影響する。

本事件において、被告である五阿婆火鍋店の看板に含まれる『青花椒』という文字は、それが提供する魚鍋に青花椒調味料が含まれているという特徴の客観的な説明であり、単独で使用されたり、万翠堂公司の係争商標の意図に便乗したりしたものではなく（フリーライドしようとの意図もなく）、中国国内の公衆を混同させ又は誤認させる可能性が低い。」

五阿婆火鍋店の被疑行為が正当な使用であり商標権侵害を構成しないため、四川省高級人民法院は一審法院の判決を取り消した。

(参考)

本事件は、最高人民法院による 2022 年の中国の裁判所における知的財産事件トップ 10 に取り上げられている³。

本事件に関し、最高人民法院は、「本事件の第二審判決は、商標の正当使用の認定基準を明確にしており、『権利には適切な範囲があり、誠実に行使されなければならない』との道理を説いている。第二審判決は、人民の常識、一般的な感情及び道理を十分に尊重し、法に基づいて信義誠実の原則、正当に経営している零細企業の合法的な権益、更に公平競争の市場秩序を維持するものである。」と評価している。

3. 北京百度網訊科技有限公司と蘇州閃速推ネットワーク科技有限公司との間の不正競争事件

(江蘇省蘇州市中級人民法院 (2021) 苏 05 民初 1480 号民事判決)

(事案の概要)

北京百度網訊科技有限公司（以下「百度公司」という。）は、百度検索エンジン（Baidu 検索エンジン）の事業者である。

蘇州閃速推ネットワーク科技有限公司（以下「閃速推公司」という。）は、顧客の業界で一般的な検索キーワードに関連する大量の広告ページを生成した。

閃速推公司是、この広告ページを重要度の高いウェブサイトの下位のディレクトリ内に繋げ、ユーザが百度などの検索エンジンでこれらのキーワードを検索すると、販売促進させる企業の広告ウェブページが検索結果のトップページの一行または複数行を占めるという、「万詞霸屏（大量のキーワード設定により検索時結果の上位を制覇する）」サービスを

³ 最高人民法院知的財産法廷

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2319.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

実行した。

検索エンジンの検索結果を操作してユーザのウェブサイトを作為的に上位に表示させる「万詞霸屏」サービスは、毎年3月15日の「世界消費者権利デー」に放映される特集番組（315晚会）でも、取り上げられ、社会全体の関心を集めていた。

百度公司是、閃速推公司による作為的な行為が不正競争になるとして江蘇省蘇州市中級人民法院に訴訟を提起した。

（裁判所の判断）

一審法院の判決は以下の要旨の判決を下した。

「検索エンジンが既にネットワーク利用者が情報サービスを得るために必須のツールとなっており、オンライン經營者が検索エンジンを利用して營業活動を行う際に信義誠実の原則と商業道德を遵守すべきであり、オンライン經營者が社会主義の核心となる価値觀を堅持し、国家の利益に損害を与えず、公共の利益と、公民、法人及びその他の組織の合法的權益とを守らなければならない。

閃速推公司是、百度検索エンジンに依拠して「万詞霸屏」サービスを実行し、技術的手段を故意に利用して、百度検索エンジンのキーワードに基づく検索の正常な収録とランキング秩序を破壊し、ユーザ情報取得コストを増加させ、市場競争秩序及びインターネット情報サービス管理秩序を乱し、信義誠実の原則および公に認められたビジネス道德に反し、不正競争を行った。

閃速推公司的サービスは、不正競争防止法12条1項4号の「事業者が適法に提供するインターネット商品又はサービスの正常な運行を妨害、破壊するその他の行為」に該当する。」

一審法院は、閃速推公司が不正競争行為を停止し、閃速推公司が經濟損失と合理的な支出合計275万3000人民元を賠償するよう命じた。

第一審判決後、百度公司、閃速推公司的両当事者はいずれも上訴しなかった。

（参考）

本事件は、最高人民法院による2022年の中国の裁判所における知的財産事件トップ10に取り上げられている⁴。

本事件について、最高人民法院は、「技術的手段を利用して検索エンジンの自然な検索結果順位に干渉、操作する行為を有効に制止し、ネットワークユーザの合法的權益の保障と、健全で秩序ある検索環境及び公平競争のインターネット秩序の維持に役立つものであり、人民法院の清廉で明るいネットワーク空間の創出に対する力量と決意を示すものである」と評価している。

4. 特威茶餐飲管理（上海）有限公司と、浙江省農業技術振興センター及び上海市浦東新区知識產權局との間の上海市浦東新区人民政府行政処罰事件及び行政再審理事件 （上海知識產權法院（2022）沪73行終1号行政裁決）

（事案の概要）

⁴ 最高人民法院知的財産法廷

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2319.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。



浙江省農業技術振興センターは、の係争商標の商標権者であり、商標の指定区分は 30 類「茶」商品である。

特威茶餐飲管理（上海）有限公司（以下「特威茶公司」という。）は、「盛玺龙井茶」と「龙井茶」のロゴ入りのお茶を販売していた。

上海市浦東新区知識産権局は、特威茶会社の販売行為が商標権の侵害に該当すると判断し、「盛玺龙井茶」と「龙井茶」のロゴが入った 1,422 箱のお茶葉を没収することを行政処罰決定し、54 万人民元の罰金を科した。

特威茶公司是、不服として上海市浦東新区人民政府に行政再審理を申請した。

上海市浦東新区人民政府は、特威茶会社が提出した再審理の理由に根拠がないと判断し、行政処罰決定を維持した。

特威茶公司是、行政再審理の決定を不服として上海浦東新区人民法院に訴訟を提起した。

上海浦東新区人民法院は、被疑行政処罰決定、被疑行政再審理決定が合法であると判断し、特威茶会社の訴訟請求を却下する判決を下した。

特威茶公司是、不服として上訴した。

（裁判所の判断）

上海知識産権法院は、以下の主旨の判決を下した。

「係争商標は、地理的表示証明商標として、原産地の自然条件、工芸技術、製造方法等によって決定される特定の品質を有することを示しているので、商品の原産地を特定する機能を有している。

特威茶公司是、特威茶公司の商品が地理的表示証明商標に課される植栽地域範囲に由来することを十分に立証しておらず、特威茶会社が被疑侵害商標を使用すると、商品の原産地等特定の品質について容易に公衆の誤認を生じることとなり、特威茶公司の販売行為は商標権の侵害となる。

特威茶公司是、侵害商品を販売する行為を実施しただけでなく、他人の登録商標を無断で使用する行為も行っている。

行政機関である上海市浦東新区知識産権局が本事件の具体的な状況に基づいて科した罰金額は、侵害製品の販売額が比較的多いので合理的である。」

上海知識産権法院は、特威茶公司による上訴を却下し、原審判決を維持した。

（参考）

本事件は、最高人民法院による 2022 年の中国の裁判所における知的財産事件トップ 10 に取り上げられている⁵。

本事件について、最高人民法院は、「行政機関が法律に従って行政を行うことを支援し、行政法執行基準と地理的表示の保護のための裁定基準の統一を促進し、地理的表示の司法

⁵ 最高人民法院知的財産法廷
<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2319.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

保護を強化し、事業者による地理的表示を含む商業標識の正しい使用を規制し、消費者の利益を保護するための積極的な意義を持っている。」と評価している。

5. 深セン市テンセントコンピュータシステム股份有限公司と郴州七嘯ネットワーク科技有限公司等との間の不正競争事件

(北京市海淀区人民法院 (2020) 京 0108 民初 8661 号民事判決)

(事案の概要)

深センテンセントコンピュータシステム股份有限公司(以下「テンセント」という。)は、「WeChat」および「QQ」のソフトウェアを開発、運営している。

郴州七嘯ネットワーク科技有限公司と長沙市岳麓区智恩商品情報諮問サービス部(以下「両被告」という。)は、共同で「WeChat Business スクリーンショット王」(後に「WeChat Business 星球」に改名)、「火星美化」という二つのソフトウェアを開発、運営している。

二つのソフトウェアは、「WeChat」および「QQ」ソフトウェアのインターフェース、アイコン、顔文字と完全に一致する素材とテンプレートを提供し、「WeChat」や「QQ」ソフトウェアの各種使用場面インターフェースと同一の、対話、紅包(お祝い金、お小遣いの少額送金)、口座間送金、財布の虚偽のスクリーンショットをユーザが自ら編集して作成できるようにするプログラムである。

北京神奇工場科技有限公司が運営する「楽商店」アプリケーション・プラットフォームは、被疑ソフトウェア(両被告が開発した二つのソフトウェア)のダウンロードサービスを提供していた。

テンセントは、郴州七嘯ネットワーク科技有限公司、長沙市岳麓区智恩商品情報諮問サービス部、北京神奇工場科技有限公司の三被告の行為が不正競争に該当すると判断し、北京海淀区人民法院に訴訟を提起した。

(裁判所の判断)

一審法院である北京海淀区人民法院は、以下のように判断した。

「郴州七嘯ネットワーク科技有限公司、長沙市岳麓区智恩商品情報諮問サービス部の両被告は、「WeChat」および「QQ」のソフトウェアの広範なユーザ基盤と、構築された真実、信義誠実の SNS 生態系を利用し、且つフェイクや不正行為によって不当な利益を得ようとする一部ユーザの心理を利用して、被疑ソフトウェアを大量のユーザに取得させて、これによって高額収益をあげた。

両被告は、そのユーザのためにフェイクや不正行為のための重要なツールを提供し、詐欺や欺瞞の行為のための条件を提供し、信義誠実の原則及びビジネス道德に違反した。

両被告の被疑行為は、「WeChat」と「QQ」の真実のソーシャルに基づいた運営基盤に直接打撃を与え、虚偽のスクリーンショットにより容易に消費者に人的および財産的損害を与え、市場競争秩序を乱し、不正競争に該当する。

それに対して、北京神奇工場科技有限公司は、ネットワーク サービスプロバイダーとして、既に合理的な注意義務を果たしており、関連する法律責任を負うべきではない。」

北京海淀区人民法院は、両被告が被疑ソフトウェアのユーザ数や取引額に基づいて経済

損失及び合理的な支出の合計 5,284,520 人民元をテンセントに賠償するよう命じた。

郴州七嘯ネットワーク科技有限公司、長沙市岳麓区智恩商品情報諮問サービス部の両被告は、不服とし北京知識産権法院に上訴した。

北京知識産権法院による二審は、両被告による上訴を却下し、原審判決を維持する判決を下した。

(参考)

本事件は、最高人民法院による 2022 年の中国の裁判所における知的財産事件トップ 10 に取り上げられている⁶。

本事件について、最高人民法院は、「この事件は、人民法院がオンライン産業の不正競争を取り締まり、不正行為や偽造ツールの提供を取り締まり、市場競争の秩序を維持し、事業者と消費者の正当な権利と利益を保護し、公正な競争市場環境の形成を促進する典型的な事例である。」と延べている。

6. 羅某洲、馬某華他とアップルとの間の商標権侵害事件

(広東省深セン市中級人民法院 (2022) 粵 03 刑終 514 号刑事裁決)

(事案の概要)

アップルは、指定商品が「イヤホン」であり、商標が「AIRPODS」、「AIRPODS PRO」である商標の商標権者である。

羅某洲、馬某華他は、アップルの登録商標を模倣した Bluetooth 搭載のイヤホンを製造・販売していた。

係争製品である Bluetooth 搭載のイヤホンは、アップルの登録商標が印刷されているかどうかに関わらず、イヤホンが Bluetooth 機能によりアップルの携帯本体に接続すると、携帯本体のポップアップ画面に「Airpods」または「Airpods Pro」の商標をポップアップ表示していた。

アップルは、羅某洲、馬某華他の行為が商標権侵害に該当するとし、広東省深圳市龍崗区人民法院に提訴した。

一審である広東省深圳市龍崗区人民法院は、羅某洲、馬某華他がいずれも商標権の侵害を犯し、羅某洲、馬某華他に 2 年～6 年の懲役と罰金を科すと判決した。

一審判決後、羅某洲、馬某華他は、不服として広東省深セン市中級人民法院に上訴した。

(裁判所の判断)

二審である広東省深セン市中級人民法院は、以下のように判断した。

「登録商標模倣犯罪において「使用」は、商標が商品、商品包装、または容器等の有形媒体に用いられることに限られず、ビジネス活動において、商品の出所を識別するために用いられる行為であれば、商標権における「使用」に該当する。

侵害製品であるイヤホンが Bluetooth 機能にてアップルの携帯本体にペアリング接続されるペアリングアクティブ過程において、アップルの携帯本体が「Airpods」、「Airpods Pro」

⁶ 最高人民法院知的財産法廷

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2319.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日)。

の商標を消費者にポップアップ表示しており、消費者は、アップルが使用する Bluetooth 搭載のイヤホンと誤認し、侵害製品であるイヤホンの出所の混同及び誤認を生じさせている。」

広東省深セン市中級人民法院は、羅某洲、馬某華他の侵害行為が商標権の侵害に該当するとし、羅某洲、馬某華他が 22,106,296.08 人民元の損害賠償をアップルに支払うように命じた。

以上により、広東省深セン市中級人民法院は、上訴を却下し、原審判決を維持する判決を下した。

(参考)

本事件は、最高人民法院による 2022 年の中国の裁判所における知的財産事件トップ 10 に取り上げられている⁷。

本事件について、最高人民法院は、「電子機器のインターネット技術を使用して、デジタル経済で新しい形の商標犯罪を示す典型的なケースである。商標犯罪の本質を把握し、商標の使用を正しく定義し、新しい技術を使用して知的財産権を侵害する犯罪を効果的に取り締まった点に意義がある。」と評価している。

7. シーメンスとその中国有限公司と寧波齊電機有限公司との間の商標権侵害事件及び不正競争事件

(最高人民法院 (2022) 瑞高法民中第 312 号民事判決)

(事案の概要)

シーメンスとその中国有限公司は、洗濯機（第 7 類）を指定商品とする「西門子（中国語でシーメンスと発音）」及び「SIEMENS」商標の商標権者であり、両商標は長期にわたる使用及び宣伝により、中国国内で周知性を獲得していた。

シーメンスとその中国有限公司は、寧波齊電機有限公司が「上海西門子電器有限公司」及び「SIMBMC」との標識を付した洗濯機を製造・販売する行為が自らの商標権を侵害し、不正競争行為であるとして、江蘇省高級人民法院に侵害行為の停止及び 1 億人民元の損害賠償を求める訴訟を提起した。

一審である江蘇省高級人民法院は、寧波齊電機有限公司がセーシェル共和国で登記された「上海西門子電器有限公司」の商号を付した洗濯機を製造・販売する行為が『西門子』部分の識別力を発揮するように使用していないため、2013 年商標法 57 条 7 号に規定の「他人の登録商標専用権にその他の損害を与える行為」には当たらず、商標権侵害に該当しないと判断した。

一方、江蘇省高級人民法院は、寧波齊電機有限公司が自らの有する登録商標「SiMBMC」の小文字「i」を大文字に変更した「SIMBMC」標識を付した洗濯機を製造・販売する行為が登録商標の顕著な特徴を変更し、「SIMBMC」がシーメンス社の英語商標であるという消費者の誤認混同を惹起するものであり、且つ「SIEMENS」商標の識別力を希釈化するもので

⁷ 最高人民法院知的財産法廷

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2319.html> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

あり、2013 年商標法 57 条 7 号に規定の商標権侵害に該当すると判断した。

また、江蘇省高級人民法院は、寧波斉電機有限公司がシーメンスとその中国有限公司の登録商標を含む企業名称を被疑侵害製品に表示し、公衆を誤認させ、2017 年反不正当竞争法 6 条 4 号の「他人の商品又は他人と特定の関連性がある誤認を生じさせるその他の混同行為」に該当し、不正競争を構成すると判断した。

以上により、江蘇省高級人民法院は、寧波斉電機有限公司が直ちに侵害を停止し、寧波斉電機有限公司が 1 億人民元の経済的損失と 16 万 3000 人民元の合理的な費用を補償するよう命じた。

寧波斉電機有限公司は、不服として最高人民法院に上訴した。

（裁判所の判断）

最高人民法院の二審判決は、シーメンスとその中国有限公司が被疑侵害標章「SiMBMC」と「SIMBMC」についても使用の停止を請求しないため、当該部分の行為が係争登録商標専用権を侵害しているか否かについては評価しないと判断した。

最高人民法院の二審判決は、寧波斉電機有限公司の「上海西門子電器有限公司」の商号のうち、「西門子」の部分が識別力を有しており、商号の洗濯機における使用が「西門子」商標（第 7 類）と同一の商品における類似商標の使用にあたり、商標法 57 条 2 号に規定された商標権侵害に該当すると判断した。

また、寧波斉電機有限公司の「上海西門子電器有限公司」の商号の使用は、一定の影響のある企業名称及び他人の登録商標を使用する行為であって、2017 年反不正当竞争法 6 条 2 項及び 4 項に規定の不正競争行為に該当すると判断した。

なお、寧波斉電機有限公司は、1 つの被疑侵害行為に対して、商標権侵害行為を構成すると認定し、さらに不正競争行為を構成すると認定することはできないため、一審法院の法適用に誤りがあると主張した。これに対し、最高人民法院は、シーメンスとその中国有限公司がその登録商標「西門子」と商号「西門子」に対してそれぞれ商標権と企業名称権を享有しており、寧波斉電機有限公司が異なる状況下で被疑侵害標章「上海西門子電器有限公司」を使用していることがシーメンスとその中国有限公司の商標権と企業名称権のいずれかに対しても侵害を構成するため、一審法院がそれぞれ認定したことに不当がないと判断した。

損害賠償額について、シーメンスとその中国有限公司は、侵害行為により自らが受けた損害賠償額及び寧波斉電機有限公司が得た利益額を立証することができなかった。

しかし、最高人民法院は、寧波斉電機有限公司の侵害行為による利益が商標法上の法定賠償額の上限である 500 万人民元を超えることが明らかであり、且つ、寧波斉電機有限公司が損害賠償額の算定に必要な資料の提出を拒んでいる状況において一審法院が「寧波斉電機有限公司の年間売上が 15 億元」との報道に基づいてシーメンスとその中国有限公司の求める 1 億人民元の賠償額を認めたのは不当ではないと判断した。

最高人民法院は、寧波斉電機有限公司が侵害に関する財務情報の提供を拒んでいることが証拠妨害に該当すると認定した。

以上により、最高人民法院は、上訴を棄却し、原審判決を維持する判決を下した。

(参考)

本事件は、最高人民法院による 2023 年の中国の裁判所における知的財産事件トップ 10 に取り上げられている⁸。

本事件について、最高人民法院は、「二審判決は、挙証妨害制度を厳格に運用し、故意に証拠を提供せず人民法院による事実認定を妨害する侵害者に対し、法に基づき、不利な処理方式及び裁判結果を提示した。本事件は、人民法院が知的財産権を保護する姿勢を充分に体现しており、悪意で有名商標にフリーライドする行為に厳しく対応し、市場の秩序を浄化し、良好な経営環境の創出を推進する重要な効果を発揮するものである。」と評価している。

8. シャトー・ラフィット・ロートシルトと南京金酒類有限公司との間の商標権侵害事件及び不正競争事件

(最高人民法院 (2022) 瑞高法民中 313 号民事判決)

(事案の概要)

シャトー・ラフィット・ロートシルトは、「酒類」を指定商品とする商標「LAFITE」及び商標「CHATEAU LAFITE ROTHSCILD」の権利者である。両商標は、長年の使用により中国国内にて周知性を獲得していた。

2005 年 4 月 1 日、南京金酒類有限公司は、「ワイン」を指定商品、「LAFEI MANOR」を商標とする商標出願を出願した。それ以降、南京金酒類有限公司は、ワインの製造、輸入、販売の過程で「LAFEI MANOR」、「Lafite MANOR」のロゴを使用し、ウェブサイトや取引書類でワインの宣伝を行った。

2016 年 12 月 23 日、最高人民法院の判決により、南京金酒類有限公司が商標権者である指定商品「ワイン」、商標「LAFEI MANOR」に係る登録商標の無効が確定した。

南京金酒類有限公司によるワインの製造、輸入、販売の行為は、中国国内においてシャトー・ラフィット・ロートシルトに経済的損失を与えていた。

シャトー・ラフィット・ロートシルトは、南京金酒類有限公司を含む 7 社のワインの製造、輸入、販売の行為が商標侵害、不正競争に該当すると判断し、南京金酒類有限公司を含む 7 社を第一審法院に提訴した。

第一審法院は、南京金酒類有限公司を含む 7 社が商標侵害と不正競争に該当すると判断し、侵害の停止と懲罰的損害賠償を命じた。

南京金酒類有限公司を含む 7 社は、不服として、最高人民法院に上訴した。

(裁判所の判断)

最高人民法院は、南京金酒類有限公司が商標「LAFEI MANOR」に係る商標出願を出願した行為及び南京金酒類有限公司が「LAFEI MANOR」の商標ロゴを使用した行為が悪意の

⁸ 2023 年に中国の裁判所でトップ 10 の IP ケースと 50 の典型的な IP ケース
<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1797033257381021168&wfr=spider&for=pc> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

意図があったとして不正競争に該当すると判断した。

最高人民法院は、南京金酒類有限公司が「Lafite MANOR」の商標ロゴを使用した行為が商標侵害に該当し、南京金酒類有限公司が商標「Lafite MANOR」に係るワインの歴史的遺産と人気を誇張して宣伝した行為が虚偽の宣伝に該当するとして不正競争に該当すると判断した。

最高人民法院は、南京金酒類有限公司を含む 7 社による明らかな悪意による侵害行為に対して 2013 年商標法 63 条 1 項（※）に基づいて懲罰的損害賠償を認定し、経済的損失と合理的な費用として合計 7,917 万人民元の賠償を命じた。

最高人民法院は、「金酒類有限公司を含む 7 社は、シャトー・ラフィット・ロートシルトが商標訴訟を提起した後も係争商標を使用し続けた。南京金酒類有限公司を含む 7 社は、共同経営にて生産と販売の規模を絶えず拡大し、宣伝活動においてフランスにて著名な『Lafite MANOR』ワインの人気にあやかっていた。南京金酒類有限公司他の侵害の悪意は明らかである。」と判決文に記述し、一審判決が懲罰的損害賠償を適用したことに誤りはないと判断した。

（※）2013 年商標法 63 条 1 項

商標侵害された場合の賠償額は、侵害により権利者が被った実際の損失に応じて決定し、実際の損失を決定することが困難な場合は、侵害により侵害者が得た利益に応じて決定することができ、権利者が被った損失または侵害者が得た利益を決定することが困難な場合は、商標の使用許諾料の合理的な倍率を参照して決定する。

商標侵害が悪意で行われ、その状況が重大である場合、賠償額は、上記の方法に従って決定された額の 2 倍以上 3 倍未満で決定することができる。

（参考）

本事件は、最高人民法院による 2023 年の中国の裁判所における知的財産事件トップ 10 に取り上げられている⁹。

本事件について、最高人民法院は、「商標登録者が他人の商標の名声を利用する意図を持って商標を使用することは保護されるべきではないと指摘し、市場主体が誠意を持って誠実に市場競争に参加することを積極的に提唱した点に意義であり、フリーライド・ダイリ्यूション・ポリ्यूションを厳しく罰する人民法院の強さと決意を示している。」と評価している。

9. 北京中華科技有限公司と国家知識産権局との間の特許権の無効をめぐる行政事件 （最高人民法院（2021）最高法制刑終字第 556 号行政裁決）

（事案の概要）

北京中華科技有限公司は、特許番号 200480036270.2 の特許権者である。

特許番号 200480036270.2 は、「顔画像の取得方法および顔認識方法およびそのシステム」に関する発明である。

⁹ 2023 年に中国の裁判所でトップ 10 の IP ケースと 50 の典型的な IP ケース

<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1797033257381021168&wfr=spider&for=pc>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

北京中華科技有限公司は、本事件に係る無効審判の審理中に、登録特許の特許請求の範囲について訂正の請求を提出した。

国家知識産権局は、北京中華科技有限公司が提出した訂正の請求を一部認めず、訂正を認めた訂正の請求の請求項の部分のみを審理の対象とし、進歩性がないと無効の審決を下した。

北京中華科技有限公司は、不服として北京知識産権法院に提訴した。

しかしながら、北京知識産権法院は、国家知識産権局の審決を維持した。

北京中華科技有限公司は、不服として最高人民法院に上訴した。

北京中華科技有限公司は、不服の理由として国家知識産権局の審理にて提出された訂正の請求の全てが認められるべきと主張した。

（裁判所の判断）

最高人民法院は、専利法 33 条及び専利法細則 69 条 1 項に基づき、国家知識産権局が訂正の請求を認めなかった請求項が訂正の請求前の請求項の特許請求の範囲に含まれるとし、国家知識産権局が無効審判の審理にて訂正の請求を認めなかった請求項の訂正を認めるべきと判決を下した。

最高人民法院は、一審の北京知識産権法院の判決を取り消し、国家知識産権局に再審理を行うよう命じた。

（参考）

本事件は、最高人民法院による 2023 年の中国の裁判所における知的財産事件トップ 10 に取り上げられている¹⁰。

本事件について、最高人民法院は、「特許確認の行政手続におけるクレーム補正の範囲、方法、目的に関する要件、特に限定的な補正に関する基準を明確にするものであり、特許確認の行政手続におけるクレーム補正の法的基準を把握するための参考となった点に意義がある。」と評価している。

10. 小某科技有限责任公司 (xiaomi) と陳氏、深圳雲科技有限公司との間の不正競争事件 (浙江省温州市中級人民法院 (2023) 浙江 03 年民楚第 423 号民事判決)

（事案の概要）

本事件は、「小愛同学」という AI スピーカーの起動ワードについて、陳氏が商標の先取り登録を行い、陳氏が小某科技有限责任公司に商標権侵害の警告状を発送した行為が不正競争行為に該当すると認定された事件である。

小某科技有限责任公司は、2017 年 7 月に、起動ワードを「小愛同学」とするスマートスピーカーを発売した後、同じ起動ワードの AI 言語インタラクション・エンジンを携帯電話やテレビに搭載・使用していた。

「小愛同学」は、中国語で「愛ちゃん」のような意味を持ち、Google Home の「OK, Google !」等と同じように、起動ワードとして利用され、親しまれていた。

¹⁰ 2023 年に中国の裁判所でトップ 10 の IP ケースと 50 の典型的な IP ケース

<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1797033257381021168&wfr=spider&for=pc> (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

これに対し、陳氏は、2017 年 8 月～2020 年 6 月に、様々な指定商品について「小愛同学」の商標 66 件を出願して登録させていた。

陳氏は、小某科技有限责任公司に対して商標権侵害行為の停止を求める警告状を送付するとともに、深圳雲科技有限公司と協同して「小愛同学」商標を付した腕時計、目覚まし時計等の商品の宣伝を開始した。

小某科技有限责任公司は、陳氏、深圳雲科技有限公司の一連の行為が不正競争に該当するとして、浙江省温州市中級人民法院に提訴した。

（裁判所の判断）

浙江省温州市中級人民法院は、

「(1)「小愛同学」は広範囲での宣伝及び使用により一定の影響力を有する起動ワード、AI インタラクション言語エンジンの名称、及び AI インタラクション言語エンジンを搭載したスマートスピーカー等の商品の名称となっており、不正競争防止法による保護を受けられる。(2)陳氏が大量の「小愛同学」商標を先取り登録した後に、陳氏が小某科技有限责任公司に警告状を送付した行為は①信義誠実の原則に反しており、②公平な市場の競争秩序を乱すものであり、③小某科技有限责任公司の合法的權益に損害を与えるものである。(3)陳氏の一連の行為は不正競争法 2 条の「事業者が生産経営活動において本法の規定に違反し、市場の競争秩序を乱し、他の事業者又は消費者の合法的權益に損害を与える行為」に該当する。(4)陳氏が「小愛同学」の商標を付した商品を販売・使用する行為は虚偽の商業的宣伝を流布する不正競争行為である。そのうえで、陳氏が侵害行為を即時に停止し、陳氏が経済的損失及び権利行使のための合理的支出の合計 120 万人民币元（深圳雲科技有限公司が 25 万人民币元の賠償額の連帯責任を負う）を支払うべきである。」という判決を下した。

この浙江省温州市中級人民法院の一審判決に対して、いずれの当事者も上訴していない。

（参考）

本事件は、最高人民法院による 2023 年の中国の裁判所における知的財産事件トップ 10 に取り上げられている¹¹。

本事件について、最高人民法院は、「本判決は、AI 言語エンジンの起動ワードを保護した典型的な事例であり、一定の影響力を有する起動ワードが不正競争防止法の保護対象であることを明確にすると同時に、悪意で他人の起動ワードを先取り登録し、その権利を乱用する行為を規制して、イノベーション型企業のブランドを十分に保護したものである。」と評価している。

11. 四川金化学有限公司、北京葉科技有限公司と山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社との間の特許権侵害事件、技術秘密侵害事件
特許権侵害事件

（最高人民法院（2020）最高法知民終字第 1559 号民事判決）

¹¹ 2023 年に中国の裁判所でトップ 10 の IP ケースと 50 の典型的な IP ケース

<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1797033257381021168&wfr=spider&for=pc>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

技術秘密侵害事件

(最高人民法院 (2022) 最高法知民终字第 541 号民事判決)

(事案の概要)

四川金化学有限公司と北京葉科技有限公司は、特許番号 201110108644.9 の特許権者であり、四川金化学有限公司は、加圧気相焼入れおよび冷却による生産量 50,000 トンのメラミン生産システムの技術秘密の所有者である。

特許番号 201110108644.9 は、「メラミン製品の生産システムおよびメラミン製品の製造方法」に関する発明である。

四川金化学有限公司と北京葉科技有限公司は、山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社、本事件に係る特許権の発明者の 1 人である尹氏が本事件に係る特許権と技術秘密を侵害し、四川金化学有限公司と北京葉科技有限公司が経済的損失を被ったとして、第一審法院に特許侵害訴訟及び技術秘密侵害訴訟を提起した。

四川金化学有限公司と北京葉科技有限公司は、特許権侵害訴訟、技術秘密侵害訴訟という 2 つの侵害事件を提起した。

四川金化学有限公司と北京葉科技有限公司は、特許権侵害で生じた 1 億 2000 万人民元の経済的損失と権利保護のための合理的な費用を連帯して補償するよう広東省高級人民法院に求めた。

また、四川金化学有限公司は、技術秘密侵害で生じた 9800 万人民元の経済的損失と権利保護のための合理的な費用を連帯して補償するよう四川省成都中級人民法院に求めた。

(裁判所の判断) (第一審法院)

(1)特許権侵害訴訟について、第一審法院（広東省高級人民法院）は、山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社が本事件に係る生産システムの製造を中止し、山東華化成公司が本事件に係る生産システム、製造方法の使用を中止し、本事件に係る生産システム、製造方法を用いて製造したメラミン製品の販売を中止するよう命じた。

また、第一審法院は、山東華化成公司が四川金化学有限公司及び北京葉科技有限公司に 8000 万人民元の経済損失と合理的な費用を補償し、寧波市のエンジニアリングデザイン会社と寧波市のコンサルティング会社が 8000 万人民元の補償のうち 4000 万人民元の経済損失と合理的な費用を連帯して負担するよう命じた。

ただし、第一審法院は、本事件に係る特許権の発明者の 1 人である尹氏が連帯して補償責任を負わないと判断した。

山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社は、一審判決を不服として控訴した。

(2)技術秘密侵害訴訟について、第一審法院（四川省成都中級人民法院）は、山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社が本事件に係る技術秘密の使用を停止し、本事件に係る技術秘密の資料を破棄するよう命じた。

また、第一審法院は、山東華化成公司が四川金化学有限公司及び北京葉科技有限公司に

5000 万元の経済的損失と権利保護のための合理的な費用を補償し、本事件に係る特許権の発明者の 1 人である尹氏が 5000 万元の補償のうち 120 万人民元を連帯して責任を負い、寧波市のエンジニアリング会社と寧波市のコンサルティング会社が 5000 万元の補償のうち 500 万人民元を連帯して責任を負うと命じた。

ただし、第一審法院は、四川金化学公司及び北京葉科技有限公司が要求したメラミン製品の販売の中止を山東華化成公司、寧波市のエンジニアリングデザイン会社、寧波市のコンサルティング会社、尹氏に命じなかった。

原告の四川金化学有限公司、北京葉科技有限公司、及び被告の山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社、尹氏は、一審判決を不服として最高人民法院に控訴した。

（裁判所の判断）（最高人民法院）

最高人民法院は、2つの事件である特許侵害訴訟、技術秘密侵害訴訟について二審判決を下した。

(1)特許権侵害訴訟について、最高人民法院は、第一審法院（広東省高級人民法院）の判決を支持して、山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社に対して本事件に係る生産システムの廃棄、メラミン製品の販売の中止を命じた。

但し、最高人民法院は、第一審法院がメラミン製品の製造・販売による山東華化成公司の侵害利益を過少に見積もったとし、新たな侵害利益の算出方法を示し、山東華化成公司山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社に対して経済的損失と権利保護のための合理的な連帯補償として 1 億 2000 万人民元の支払いを命じた。

(2)技術秘密侵害訴訟について、最高人民法院は、山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社、尹氏に対して本事件に係る生産システムの廃棄、技術秘密の使用の停止、技術秘密資料の破棄、メラミン製品の販売の中止を命じた。

最高人民法院は、技術秘密の使用の停止、技術秘密資料の破棄に加えて、第一審法院（四川省成都中級人民法院）の判決を覆して、本事件に係る生産システムの廃棄、メラミン製品の販売の中止も命じた。

最高人民法院は、山東華化成公司山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社、尹氏の 4 者による技術秘密を利用した共同侵害行為が故意行為と過失行為を組み合わせて実施されていることで四川金化学公司及び北京葉科技有限公司に経済的損失を現在も与えていると判断して、本事件に係る生産システムの廃棄、メラミン製品の販売の中止も命じた。

最高人民法院は、第一審法院がメラミン製品の製造・販売による山東華化成公司の侵害利益を過少に見積もったとし、新たな侵害利益の算出方法を示し、山東華化成公司山東華化成公司、寧波市のエンジニアリング会社、寧波市のコンサルティング会社、尹氏に対して経済的損失と権利保護のための合理的な連帯補償として 9800 万人民元の支払いを命じた。

山東華化成公司他は、最高人民法院の最終判決を不服として再審を請求したが、最高人民法院は、再審の請求を棄却する判決を下した。

（本判決後の動向）

その後、権利者である四川金化学有限公司、北京葉科技有限公司は、山東華化成公司他に対して新たな訴訟を提起した。

新たな訴訟の審理にて、両当事者は、包括的な和解に達した。

山東華化成公司他は、四川金化学有限公司、北京葉科技有限公司に 6 億 5800 万人民元の経済的損失の補償を支払い、四川金化学有限公司、北京葉科技有限公司と山東華化成公司他は、包括的なライセンス契約を締結した。

（参考）

6 億 5800 万元の経済的損失の補償額に関して、国内の知的財産権保護の新記録を樹立したので、最高人民法院知的財産権法廷 5 周年記念の影響力のある事件トップ 10 の 1 つに選ばれた。

権利者である四川金化学有限公司、北京葉科技有限公司は、それぞれ中外合弁会社とハイテク民間企業であり、被告である山東華化成公司是、国有企業を背景にした上場企業である。

2 つの事件の判決は、知的財産権の司法的保護を効果的に強化するという人民法院の司法的方向性を全面的に反映しているだけでなく、あらゆる企業を平等に扱う司法の姿勢を示していると、中国の司法当局は評価している¹²。

1 2. 英国某テクノロジー企業と蘇州の某テクノロジー企業との間の特許権侵害事件 （最高人民法院（2022）最高法規知民中第 189 号民事判決）

（事案の概要）

英国のテクノロジー企業と蘇州のテクノロジー企業は、どちらも世界の家電業界で影響力のある企業である。

英国のテクノロジー企業は、蘇州のテクノロジー企業が製造・販売する 2 つのコードレス掃除機に使用されている「クリーニング機器」の技術が特許番号 200780027328.0 の特許請求の範囲に属するとして、蘇州のテクノロジー企業に対して侵害を停止し、100 万人民元の経済的損失の補償するよう訴訟を提起した。

第一審法院は、英国のテクノロジー企業の請求を棄却した。英国のテクノロジー企業は、一審判決を不服として控訴した。

（裁判所の判断）

最高人民法院は、英国のテクノロジー企業と蘇州のテクノロジー企業の両当事者が世界中においてこの事件を含む知的財産紛争を提起していることを知り、両当事者間の一連の知的財産紛争を包括的に解決するように促進し、この事件を含む世界中の 20 以上の知的財

¹² 最高人民法院情報局

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2784.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

産紛争を和解させた。

最高人民法院は、両当事者間の矛盾を緩和するための対話プラットフォームを設置して両当事者が和解することを促進した。

(参考)

本事件は、最高人民法院による最高人民法院知的財産権法廷 5 周年記念の影響のある事件トップ 10 に取り上げられている。

中国の司法当局は、「本事件が中国と外国の当事者がグローバルな紛争のパッケージ解決に到達し、国境を越えた紛争を「東洋の経験」で実質的に解決し、「フロントエンドを把握し、病気が発生する前に治療する」と『双贏多贏共贏 (Win-Win、Multi-Win、Win-Win)』という積極的な司法を人民法院が実施していることを鮮やかに具現化し、市場志向、法律に基づく、国際的な一流のビジネス環境を効果的に作り出すことになった。」と評価している¹³。

1 3. 西安西電捷通 (Xidian Jietong) とアップル (Apple Computer Inc.) との間の標準必須特許の特許権侵害事件

(最高人民法院 (2022) 最高法知民終 817 号民事判決)

(事案の概要)

世界の無線 LAN の主な規格として、米国にて提案された Wi-Fi 規格、中国にて提案された WAPI (Wired Authentication and Privacy Infrastructure) 規格が存在する。

2002 年 11 月、西安西電捷通は、中国において WAPI のコア技術の特許出願を行い、その出願は 2005 年 3 月に許可されていた。

WAPI 技術の着実な発展に伴い、西安西電捷通は、世界で WAPI 技術の特許ポートフォリオを構築するために、米国、日本、韓国、ヨーロッパなどの 12 を超える国と地域で特許出願を行い、その出願は許可されていた。

さらに、西安西電捷通は、国内外の 100 社以上の企業とライセンス契約を結んでいた。そのうちヨーロッパ、米国、日本、韓国の有名企業が約 50% を占めており、アップルは当然のことながらその中に含まれていた。

2010 年に、西安西電捷通は、アップルと 4 年間の WAPI 特許のライセンス契約を結んだ。

この契約に基づき、西安西電捷通は、アップルに 35 件の登録特許と 16 件の特許出願をライセンス供与した。

ライセンス契約期間中、アップルは、西安西電捷通に販売台数を隠して、契約上の義務を完全に履行することを一貫して拒否し続けた。

西安西電捷通は、ライセンス契約の満了後もアップルとライセンス交渉を行ったが、アップルは、西安西電捷通が求めるライセンス料が高額であることを理由にライセンス料の支払いを拒否し続けた。

2016 年 3 月、西安西電捷通は、陝西省高等人民法院に提訴し、陝西省高等人民法院がア

¹³ 最高人民法院情報局

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2784.html> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日)。

アップルに特許侵害行為を直ちに停止するよう命じ、アップルが損害賠償額として1億5000万人民元を支払うよう求めた。

陝西省高等人民法院は、第一審判決を下した。

第一審判決の主な内容は以下のとおり。

(1)アップルに対して、西安西電傑通の特許権を侵害する携帯電話製品およびタブレット製品の複数のモデルの販売を直ちに停止するよう差止めを命じた。

(2)アップルに対して、2015年～2017年に販売されたモデルA携帯電話製品4000万台、2016年～2017年に販売されたモデルB携帯電話製品700万台、2015年～2017年に販売されたタブレット製品270万台の販売による西安西電傑通の経済的損失を補填するために、懲罰的損害賠償も認定して西安西電傑通に合理的な費用を含む1億5000万人民元を補償するよう損害賠償を命じた。

アップルは、第一審判決を不服とし、最高人民法院に控訴した。

(裁判所の判断)

最高人民法院は、第一審判決で判断した(1)差止め命令、(2)損害賠償命令が不当でないとの判決を下した。最高人民法院による第二審判決の主な内容は以下のとおり。

(1)差止め命令について、最高人民法院は以下のように判断した。

「本事件に関わる標準必須特許は、権利に瑕疵なく、アップルの侵害製品は、本事件に関わる標準必須特許の特許請求の範囲に属している。西安西電傑通が本事件に関わる標準必須特許の権利期間内に販売停止を求めた事実は不当でなく、一審法院が下したアップルの販売行為を停止するよう命じた差止め命令も不当でない。

しかしながら、本事件に関わる標準必須特許の権利期間は、既に権利満了しており、一審法院が下した差止め命令は維持されない。」

(2)損害賠償命令について、最高人民法院は以下のように判断した。

「アップルは、侵害製品の販売数の資料やデータを提供することを拒否し、その拒否する理由が明らかに正当性を欠き、信義誠実の原則を遵守していない。

本事件に関わる西安西電傑通の標準必須特許は、以前のライセンス契約において合意された51件の登録特許および特許出願の中で重要な位置を占めている。認定された事実から、本事件に関わる西安西電傑通の標準必須特許は、基本特許の一つに位置づけられる。

その基本特許の価値は、登録特許及び特許出願の結合パッケージ全体の価値と同等と見なすには不十分であるが、上述の事実を考慮すると、登録特許及び特許出願の結合パッケージ全体の価値においてより高いウェイトを占めている。

また、本事件に関わる標準必須特許以外の50件の登録特許および特許出願は、アップルによる本事件に関わる標準必須特許の侵害期間中、ライセンスされておらず、ライセンス料も支払われていない。アップルの侵害の期間中の行動は、侵害を構成しており、アップルは西安西電傑通に対して1億4300万人民元の損害賠償を支払う必要がある。

アップルはWAPI規格を使用してWAPI特許を侵害していたが、アップルはライセンス契約交渉に応じており、アップルに悪意はないと認定する。1億4300万人民元の損害賠償

は、合理的に比較可能な過去のライセンス料の3倍とする。

アップルが損害賠償額を完全に履行した場合、アップルは仲裁判断によって決定された基準に従ってライセンス料を期間内に支払う必要はない。」

14. 浙江智控股集团有限公司（以下「吉利集団」という。）と魏汽車科技集团有限公司（以下「ワイマール集団」という。）との間の損害賠償事件 （最高人民法院（2023）最高法規志民鍾第1590号民事判決）

（事案の概要）

本事件は、2016年以降、ワイマール集団とその関連会社で働くために、吉利集団の子会社である成都高の40人近くの上級管理職と30人の技術職員が会社を退職して、ワイマール集団とその関連会社に入社したという事実を端を発している。

2018年、吉利集団は、①吉利集団を退職した従業員を発明者または共同発明者としてワイマール集団が12件の実用新案出願を行った新型の電気自動車のシャーシ応用技術と、②吉利集団を退職した従業員より取得した自動車シャーシ部品の12セットの図面とデジタルシミュレーションの技術秘密とを使用し、ワイマール集団が新型の電気自動車を製造、発売したことを発見した。

吉利集団は、上海市高等人民法院に提訴し、ワイマール集団が本事件に係る技術秘密の侵害を停止し、ワイマール集団が経済的損失と権利保護のための合理的な費用の総額21億人民元を補償するよう上海市高等人民法院に求めた。

2022年9月5日、上海市高等人民法院の第一審判決は、ワイマール集団が吉利集団に700万人民元を補償する必要があるとあり、その内訳として500万人民元が経済的損失、200万人民元が侵害を阻止するためのさまざまな費用と認定した。

吉利集団とワイマール集団の両当事者は控訴した。

（裁判所の判断）

最高人民法院は、2024年4月25日に第二審判決を下したが、主な内容は以下のとおり。

（1）ワイマール集団による技術秘密の侵害の裁定について

最高人民法院は、本事件に関わる技術秘密が高い商業的価値を有し、吉利集団が本事件に関わる技術秘密についても合理的な秘密保持措置を講じており、この事実から本事件に関わる技術秘密が保護されるべきであると判断でき、ワイマール集団の行為が本事件に関する吉利集団の技術秘密の侵害を構成すると認定した。

最高人民法院は、本事件で入手可能な証拠に基づいてワイマール集団が吉利集団の技術秘密の全てを不正に入手しただけでなく、ワイマール集団が実用新案出願を行って本事件の技術秘密を違法に開示し、ワイマール集団が本事件に関わる技術秘密をワイマール集団の新型の電気自動車であるWMEXシリーズモデル（EX5、EX6、E5、等）のシャーシとシャーシ部品の製造に使用したと認定した。すなわち、第一審判決は、ワイマール集団の新型の電気自動車であるWMEXシリーズモデル（EX5、EX6、E5、等）のうちWMEXシリ

ーズモデルの EX5 タイプの電気自動車だけが吉利集団の技術秘密を侵害していると認定していたが、第一審判決が本事件に係る EX5 タイプのシャーシ部品の図面の技術的ノウハウだけが侵害していると認定した誤認について、第二審判決はその認定を是正した。

また、技術秘密の保有者である吉利集団の同意がない限り、ワイマール集団は、如何なる方法でかかる技術秘密を使用し、許可してはならない。

吉利集団の同意がない限り、本事件のかかる 12 件の実用新案登録を実施し、許可し、移転し、担保設定しまたは他の方法で処分してはならない。

ワイマール集団は、人民法院指定の期限までに、人民法院の監督の下に、または、吉利集団の立会いの下に、本事件の技術秘密に関する資料をすべて破棄し、または、技術秘密の保有者である吉利集団に返還すべきである。

(2)吉利集団の経済的損失を補填する損害賠償額の裁定について

2019 年 4 月に改正された不正競争防止法の施行前は、懲罰的損害賠償は適用できず、補償的損害賠償のみが計算された。

この部分の侵害利益は 24,872,793.6 人民元とされた。

最高人民法院は、侵害利益の算出方法を以下のように示した。

WMEX シリーズの平均価格が 175,200 人民元/台であり、2018 年～2019 年 4 月までに販売台数が 8,873 台であり、販売利益率が 20%であり、本事件に係る吉利集団の技術秘密が車両販売利益の 8%を占める。

$$24,872,793.6 \text{ 人民元} = 175,200 \text{ 人民元/台} \times 8,873 \text{ 台} \times 20\% \times 8\%$$

2019 年 5 月以降、侵害利益は、補償損害賠償額、懲罰的損害賠償の両方を含むことになった。最高人民法院は、懲罰的損害賠償を補償的損害賠償額の 2 倍と判断した。

その上で、侵害利益の算出方法を以下のように示した。

WMEX シリーズの平均価格が 175,200 人民元/台であり、2019 年 5 月～2022 年第 1 四半期までの販売台数が 72,860 台であり、販売利益率が 20%であり、本事件に係る吉利集団の技術秘密が 8%を占める

$$\text{補償的損害賠償額} : 204,241,152 \text{ 人民元} = 175,200 \text{ 人民元/台} \times 72,860 \text{ 台} \times 20\% \times 8\%$$

$$\text{懲罰的損害賠償} : 408,482,304 \text{ 人民元} = 204,241,152 \text{ 人民元} \times 2 \text{ 倍}$$

最高人民法院は、懲罰的損害賠償額と補償的損害賠償額の合計である侵害利益を

$$612,723,456 \text{ 人民元} = 408,482,304 \text{ 人民元} + 204,241,152 \text{ 人民元}$$

になると算出した。

これらの侵害利益は、ワイマール集団が吉利集団の経済損失として 6 億 3759 万 6249.6 人民元を補償する必要があることを意味した。

また、最高人民法院は、吉利集団の権利を保護するための費用の請求を全面的に認めることなく、ワイマール集団が吉利集団に対して必要に応じて 500 万人民元を支払うように

命じた。

(参考)

本事件の経緯を辿ると、最高人民法院による第二審判決は、第一審判決に比べて損害賠償額を 90 倍以上に増額し、合理的な費用も 2.5 倍に増額した判示を下したことになる¹⁴。

1 5. OPPO と Nokia との間の標準必須特許の特許権侵害事件 (最高人民法院 (2022) 最高法知民轄終 167 号民事判決)

(事案の概要)

Nokia は、モバイル通信規格に係る標準必須特許のポートフォリオの権利者である。

2018 年 7 月 1 日～2021 年 6 月 30 日まで、OPPO は Nokia から標準必須特許のライセンス許諾を受けていた。

Nokia と OPPO による新たなライセンス契約の締結がライセンス終結日まで纏まらなかった。

新たな特許ライセンス契約を締結するため、Nokia は、OPPO 及びその子会社 OnePlus に対し、標準必須特許及び非標準必須特許の侵害を理由として、2021 年 7 月 1 日、英国のイングランド&ウェールズ高等裁判所に提訴した。

Nokia の提訴に対抗して、OPPO は、重慶第一中級人民法院に提訴し、Nokia の標準必須特許の FRAND (公平、合理的、非差別的) に基づくライセンス料の算定を重慶第一中級人民法院に求めた。

重慶第一中級人民法院は、OPPO が請求した世界標準の標準必須特許のライセンス料について、重慶第一中級人民法院が管轄権を有する旨の判決を下した。

重慶第一中級人民法院の判決の主な内容は以下とおり。

「OPPO、Nokia の両当事者が自発的な交渉によりグローバルライセンス契約を締結する意思を示している。中国が本事件に関わる特許の世界的な主要実施地、主要営業地、主要収入源である。差し押さえや執行が可能な原告の財産の所在地は中国にある。上記事実を踏まえて、重慶第一中級人民法院が標準必須特許のグローバルライセンス紛争事件の管轄権を有する。」

これに対し、Nokia は、不服として最高人民法院に控訴した。

Nokia の控訴の理由の主な内容を以下のとおり。

「OPPO、Nokia の両当事者が自発的な交渉によりグローバルライセンス契約を締結する意思は、両当事者が一国の裁判所に対し、グローバルライセンス紛争事件の裁定を委ねることに同意したことと同等ではない。

¹⁴ 知的財産

<https://news.qq.com/rain/a/20240615A0075100> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 7 日)。

OPPO は、中国が本事件に関わる特許の世界的な主要実施地、主要営業地、主要収入源であることを証明する証拠を提出していないため、中国の裁判所が本事件を管轄する権利を有しない。

また、OPPO 重慶は、本事件の原告適格者ではなく、ライセンス契約または交渉の当事者でもない。公天徳が交渉を支援したことは、Nokia 北京が交渉に参加したことと同じではなく、Nokia 北京は本事件の当事者ではなく、交渉に参加しておらず、Nokia は重慶市で交渉を行っていない。

重慶市は、ライセンス契約の履行地ではなく、中国特許の主な実施地域でもなく、外国特許の実施地域でもないため、重慶第一中級人民法院は、グローバルライセンス紛争事件を裁定する権利を有しない。

仮に、中国の裁判所で審理するとしても、『原告対被告』の基本原則に基づき、Nokia 北京の所在地である北京知的財産権裁判所で審理すべきである。」

（裁判所の判断）

2022 年 9 月 7 日、中国最高人民法院は、重慶市第一中級人民法院が標準必須特許のグローバルライセンス紛争事件の管轄権を有する判決を下した。

中国最高人民法院による判決の主な内容は以下のとおり。

「OPPO は、本事件に係る標準必須特許の実施者であり、その相手方である Nokia 北京も中国企業である。

OPPO と Nokia は、以前のライセンス契約の期限が切れようとしていたときに、ライセンス契約の更新といくつかの新しい標準必須特許のライセンスについて交渉を行った。

主な交渉場所は、中国の重慶市であった。Nokia 北京も交渉に参加していた。

OPPO が提出した証拠によると、OPPO 重慶は重慶市渝北区に位置し、標準必須特許の主要な実施場所の一つである重慶市で携帯電話製品を販売していた。

管轄権への異議申し立ての審理の中で、Nokia が OPPO に提出した声明により、本事件に係る標準必須特許のファミリーの 46%を中国特許が占めていることが明らかにされた。

Nokia の FRAND に基づくライセンスの約束に基づいて、OPPO が FRAND に基づく本事件に係る標準必須特許のライセンスを付与するよう Nokia に求める場合、両当事者がライセンス契約を締結した後、ライセンス契約の履行場所が変更されることは合理的に予見できる。主に中国となる。

中国は、標準必須特許の主な認可地域であり、ライセンス契約の交渉の場であり、契約締結後の合理的に予見可能な契約の履行の場であり、ライセンス実施の主要な場所の一つである。中国は、本事件のライセンス紛争と地理的に非常に密接な関係がある。

重慶市第一中級人民法院には議論の余地のない管轄権がある。」

（参考）

本事件に係る最高人民法院の管轄権に関する判決は、OPPO 広東移動通信有限公司ら v. シャープ株式会社ら（最高人民法院（2020）最高法知民轄終 517 号民事裁定）において、2021 年 8 月 19 日、最高人民法院がシャープによる管轄異議に関する上訴を却下し原審裁定を維持した最高人民法院の以下に示す裁定の主な理由を引用している。

「標準必須特許ライセンス紛争の管轄権を認める関連性の判断について、最高人民法院は、標準必須特許ライセンス紛争の特徴を総合的に考慮し、「適切な関連性」があるかどうかという判断基準を用いた。これによると、法院は、特許権の付与地、特許実施地、特許ライセンス契約が締結され又は交渉が行われた地、特許ライセンス契約の履行地、差押又は執行可能な財産が所在する地等が中国の領域内にあるか否かを考慮することができる。

上述の地点の一つでも中国の領域内にある場合は、上記事件は中国との「適切な関連性」があるものと認められ、中国の法院が上記事件の管轄権を有することになる。」

（本判決後の動向）

中国最高人民法院の裁定を受け、重慶市第一中級人民法院において、審理が再開された¹⁵。2022年10月27日、重慶市第一中級人民法院はOPPOが起こした標準必須特許ライセンス料紛争事件を開廷審理した。2023年11月28日、重慶市第一中級人民法院は、判決にて主に比較アプローチに基づき、Nokiaの2G、3G、4G及び5G標準必須特許ポートフォリオのグローバルライセンス料率及び1台あたりのライセンス料を決定した¹⁶。

2024年1月24日、OPPOがNokiaと両社で互いに相手の特許権を利用することができるようにするクロスライセンス契約を締結したと発表したと伝えている¹⁷。

この契約は、次世代通信規格「5G」などにおける両社のセルラー通信技術に関する標準必須特許（SEP）を対象としている。

このクロスライセンス契約の締結により、OPPO、Nokiaの両社が世界各地で係争中の訴訟をすべて終結することになると伝えている。

16. ACT(Advanced Codec Technologies, LLC)とOPPOとの間の標準必須特許の特許権侵害事件

（最高人民法院（2022）最高法知民終907、910、911、916、917、918号民事判決）

（事案の概要）

AMR-WB標準必須特許ファミリーの6件（最高人民法院（2022）最高法知民終907、910、911、916、917、918号民事判決）の技術分野は、オーディオコーデックである。

AMR-WB（Adaptive Multi-Rate Wideband）は、Adaptive Multi-Rate（AMR）をベースとするマルチレートの広帯域音声符号化方式である。

2018年11月、米国企業であるACTは、中国企業であるOPPOがACTの標準必須特許を侵害し、本事件に係る6件の特許のライセンス交渉を故意に遅らせたとして、南京市中級人民法院に訴訟を提起し、南京市中級人民法院がOPPOへ3億4,200万人民元の補償を命じるよう求めた。

ACTの訴訟の提起に対し、2019年12月、OPPOは、ACTがFRAND（公平、合理的、非差別的）に基づくライセンス義務に違反したとして、南京市中級人民法院に反訴を提起し、

¹⁵ B L J 法律事務所 弁護士 遠藤 誠

https://www.bizlawjapan.com/wp-content/uploads/huaweioppotokkyososhou_01-1.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹⁶ OPPO標準必須特許訴訟で法院がライセンス料率を確定

<https://www.sptl.com.cn/newsinfo/7171521.html?templateId=585306>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹⁷ OPPOとNokiaが和解、5Gクロスライセンス契約に署名

<https://www.afpbb.com/articles/-/3504287>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

ライセンス交渉における ACT の行為が FRAND 義務に違反していたことを確認するよう南京市中級人民法院に求めた。

南京市中級人民法院は、次のように判決を下した。

判決の主な内容は以下のとおり。

「OPPO が製造販売した侵害携帯電話 44 機種は、本事件に係る 6 件の標準必須特許の特許請求の範囲に含まれる。ロイヤリティの問題を交渉によって解決できなかったことは、ACT、OPPO の両当事者に責任がある。

①本事件に係る 6 件の標準必須特許はすべて中国特許であること、②OPPO が中国国内で販売した侵害携帯電話について実施料を支払うべきと求められたこと、③製造主体が中国企業であること、④製造地域が主に中国国内であること、⑤携帯電話の視聴者層、価格、販売規模の事実から、ACT が OPPO と締結するライセンス契約は、ACT が提供した 2019 年北京方遠内経正志第 32745 号公的証明書に基づく専門家報告書のライセンス条件と同等のライセンス契約を結ぶべきであると考えるのが合理的である。」

以上の判断から、南京市中級人民法院は、OPPO が 3 億 4,200 万人民元の損害賠償額を ACT へ支払うよう命じた。

OPPO は第一審判決を不服とし、最高人民法院に控訴した。

（裁判所の判断）

最高人民法院における争点は、本事件に係る 6 件の標準必須特許の損害賠償額の確定であった。

具体的には、(i)侵害携帯電話の販売台数、(ii)侵害携帯電話の 1 台当たりの実施料率、(iii)両当事者の契約上の過失の程度、(iv)本事件に係る 6 件の標準必須特許の損害賠償額の確定が争点となった。

(i)について、南京市中級人民法院は、OPPO の侵害携帯電話が本事件に係る 6 件の特許権を侵害する製品に属するか否かを判断する起点が YD/T3178-2016 規格の実施日（2017 年 1 月 1 日）であると判断した。

南京市中級人民法院は、2017 年 1 月 1 日を起点として、2017 年における OPPO の VoLTE 機能対応の侵害携帯電話の技術が YD/T3178-2016 規格に適合すると認定した。

しかしながら、特許権の侵害の判断のポイントは、OPPO の VoLTE 機能対応の侵害携帯電話の技術が YD/T3178-2016 規格に適合するかどうかを検討することではなく、OPPO の VoLTE 機能対応の侵害携帯電話の技術が本事件に係る 6 件の特許権の特許請求の範囲に属するかどうかを検討することである。

最高人民法院は、OPPO の 44 機種の侵害携帯電話が特許請求の範囲に含まれないので、2017 年 1 月 1 日以降に製造・販売された OPPO の 44 機種の侵害携帯電話が侵害製品に該当しないと認定した。

(ii)について、最高人民法院は、数あるライセンスアプローチのうち比較可能ライセンスアプローチ（comparable license approach）を採択し、比較可能ライセンスアプローチに相当する ACT が提供した B 社のライセンス契約に基づいて本事件に係る 6 件の標準必須特許の 1 件当たりのライセンス料が 0.008 米ドル／台であると認定し、南京市中級人民法院が

決定したライセンス料は不当であると判断した。

その際、比較可能ライセンスアプローチに相当する B 社のライセンス契約は、中華人民共和国専利法（2020 年改正）に基づき、①ライセンス交渉の環境、②ライセンサーの類似性、ライセンシーの類似性、③ライセンスの対象となる特許の類似性、④実施許諾条件の類似性に基づいて最高人民法院が選定した。

(iii)について、最高人民法院は、以下のように判示した。

「ライセンス条件の交渉過程における侵害者の実績や、ライセンス条件の合意に至らなかった過失の有無や程度は、ロイヤリティの合理的なライセンス料率を決定する上で考慮すべき要因ではない。

他方、侵害紛争であれ契約紛争であれ、損害賠償額が決定された後、さらに両当事者の過失の程度やその影響（因果関係）に応じて、当事者間の損害賠償額の配分を合理的に決定する必要がある。

したがって、本事件における当事者の過失の程度は、本事件に係る 6 件の標準必須特許のライセンス交渉における責任の所在の判断に影響を及ぼす重要な要素となる。」

そして、最高人民法院は、審理の中で ACT、OPPO の両当事者が FRAND 原則に従ったライセンス交渉の過程を分析し、本事件に係る 6 件の標準必須特許のライセンス契約を締結しなかったことについて、ACT、OPPO の両当事者に過失があり、過失の程度も同程度であったと判断した。

最高人民法院は、ACT、OPPO の両当事者がそれぞれ生じた損失について 50%の責任を負うべきであると判断した。

(iv)について、最高人民法院は、OPPO が 2019 年 9 月 20 日から支払い日まで 15,390,527 人民元の損害賠償額と LPR（中国のローンプライムレート）金利の 50%の利息を ACT へ支払うべきであると判断した。

第 2 節 中国における知財制度改正動向

1. 知財分野における中期計画・長期計画

2021 年 3 月、全人代は、「国民経済・社会発展の第 14 次 5 か年計画および 2035 年までの長期目標綱要」¹⁸を採択した。

その後、2021 年 9 月 22 日に知財分野の長期計画である「知識産権強国建設綱要（2021～2035 年）」¹⁹を公表し、2021 年 10 月 28 日に中期計画である「『第 14 次 5 か年計画』国家知的財産権保護および運用計画」²⁰を公表した。

そして、「『第 14 次 5 か年計画』国家知的財産権保護および運用計画」の各分野に関して、下位の計画等を以下のように相次いで公表した。

¹⁸ 国家發展改革委員会

https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/tzgg/202107/t20210707_1285530.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹⁹ JETRO 香港事務所

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240123.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

²⁰ 国家發展改革委員会

https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/tzgg/202107/t20210707_1285530.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

2022 年 1 月 7 日、「知識産権人材に関する第 14 次 5 か年計画」²¹、
2022 年 1 月 7 日、「知識産権公共サービスに関する第 14 次 5 か年計画」²²、
2022 年 1 月 10 日、「地理的表示の保護及び運用に関する第 14 次 5 か年計画」²³、
2022 年 1 月 20 日、「専利及び商標の審査に関する第 14 次 5 か年計画」²⁴、
2023 年 10 月 17 日、「専利実用化特別行動方案（2023-2025）」²⁵、
2024 年 4 月 25 日、「知的財産権の協同保護の深化と法治保障の強化に関する意見」²⁶。

（１）第 14 次 5 か年計画（2021～2025）

「第 14 次 5 か年計画（2021～2025）」は、全 19 編 65 章で構成されているが、2 篇 7 章「科技创新のための制度構造改革」において、「知的財産権の保護・活用体制の健全化」に言及している。その主な内容は以下のとおり。

- ① 知的財産権による強国戦略を実施し、厳格な知的財産権保護制度を実行し、知的財産権に関連する法規制を改善し、新分野・新業態における知的財産権立法を加速する
- ② 知的財産権の司法保護及び行政の法執行を強化し、仲裁、調停、公証及び権利保護援助システムを完備させ、知的財産権侵害に対する懲罰的賠償制度を完備させ、損害賠償を強化する
- ③ 専利の助成・奨励政策及び審査・評価メカニズムを最適化し、価値の高い専利をより適切に保護及び奨励し、専利集約型産業を育成する
- ④ 国有知的財産権の帰属及び権益分配メカニズムを改革し、科学研究機関及び大学の知的財産権処分の自主権を拡大する
- ⑤ 無形資産評価制度を改善し、インセンティブと監督管理を調和させる管理メカニズムを形成する
- ⑥ 知的財産権保護・運用のための公共サービスプラットフォームを構築する

（２）知識産権強国建設綱要（2021～2035）

2021 年 9 月 22 日、中国共産党中央委員会と国務院は、「知識産権強国建設綱要（2021～

²¹ 第 14 次知的財産人材 5 か年計画

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/7/art_65_172685.html(最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)

²² 第 14 次知的財産公共サービス 5 か年計画

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/7/art_65_172688.html(最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)

²³ 地理的表示の保護と利用に関する第 14 次 5 か年計画

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/10/art_65_172702.html(最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)

²⁴ 国家知識産権局

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20220120_ip_1.pdf(最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)

²⁵ 2023 年の国務院官報第 31 号

https://www.gov.cn/gongbao/2023/issue_10806/202311/content_6913817.html(最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)

²⁶ 知的財産権の組織的保護の深化と法的保護の強化に関する国家知識産権局と法務省の意見

<https://mp.weixin.qq.com/s/ZSMwLi7B7UhEZygOj-Li9g>(最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)

2035 年)」²⁷を公表した。

本綱要は、2008 年 6 月に国務院から発表された「国家知識産権戦略綱要」を 13 年ぶりに更新する中国知財政策の長期計画であり、「第 14 次 5 カ年計画」における長期目標年に合わせて 2035 年を目標年として設定している。

本綱要の個別項目は、大きく以下の 6 つの項目に分類され、さらに細分化された目標が示されている。①知財制度の構築、②知財保護体系の構築、③知財市場・運営体制の構築、④知財公共サービス体系の構築、⑤知財人文社会環境の醸成、⑥知財グローバルガバナンスへの参加促進。

(3)「第 14 次 5 か年計画」国家知的財産権保護および運用計画

2021 年 10 月 28 日、国務院は、『第 14 次 5 か年計画』第 14 次 5 か年計画国家知的財産権保護および運用計画²⁸を公表した。

本計画は、中期目標である「第 14 次 5 か年計画」(2021 年～2025 年)²⁹の知的財産権に特化した計画であり、2016 年 12 月に作成された「十三五期間における国家知的財産権保護と運用計画 (2016 年～2020 年)」³⁰を更新した計画となる。

計画の概要は以下のとおり。

2025 年までに知的財産権強国建設の段階的目標を期限通り完了し、知的財産権分野の統治能力および統治水準を著しく高め、知的財産権事業の高品質な発展を実現し、イノベーション主導による発展および高度な市場体系構築を効果的に支援し、経済社会の高品質な発展を強力に促進する。

4 つの重点目標として、(1)知的財産権保護の強化、(2)知的財産実用化向上、(3)利便性の高い知的財産サービス構築、(4)知的財産面の国際協力推進を挙げている。

(1)知的財産権保護の強化

知的財産権保護の新たな段階に向かって精進する。知的財産権保護の法治化の水準が絶えず高まり、知的財産権保護の連携体制がさらに整備され、知的財産権侵害の懲罰的賠償制度が効果的に実施され、権利侵害が容易に多数発生する現象を効果的に抑制し、知的財産権保護に対する社会の満足度が高い水準に達し、かつそれを維持し、重要な中核技術分野の高品質な知的財産権がより多く出現し、産業チェーン、サプライチェーンの近代化水準を効果的に高め、知的財産権制度によるイノベーション促進の基本的な保障作用を十分に果たす。

(2)知的財産実用化向上

²⁷ 中共中央 国務院：『知的財産権強国建設綱要（2021－2035 年）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20210923_jp.pdf(最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)

²⁸ 「第 14 次 5 か年計画」国家知的財産権保護および運用計画

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20211028_jp.pdf(最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)

²⁹ 国家發展改革委員会

https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/tzgg/202107/t20210707_1285530.html(最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)

³⁰ 日本貿易振興機構北京事務所

https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/titeki/oshirase/221207_1_5.pdf(最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)

知的財産権運用において新たな効果を収める。知的財産権の移転・実用化の体制・仕組みがさらに整備され、知的財産権帰属制度がさらに整備され、知的財産権の移転がより順調に行われるようになり、知的財産権の移転効果が著しく高まり、知的財産権の市場価値がさらに顕著になり、専利集約型産業の付加価値および著作権産業の付加価値の GDP 比が着実に高まり、産業の構造転換・高度化および新興産業のイノベーションによる発展を促進する。

(3) 利便性の高い知的財産サービス構築

知的財産権サービスが新たな水準に到達する。知的財産権の情報化・スマート化に向けたインフラ整備が著しい効果を収める。知的財産権保護はオンライン・オフラインの融合的發展を実現し、知的財産権公共サービス体系がさらに整備され、知的財産権サービス業が秩序立って発展し、サービス機関の専門化水準が著しく高まり、イノベーションの成果の恩恵がよりよく国民に及ぶようさらに促進する。

(4) 知的財産面の国際協力推進

知的財産権の国際協力が新たな進展を収める。世界の知的財産権統治体系における中国の役割がより顕著になり、知的財産権の国際協調がさらに強力になり、「一带一路」知的財産権協力が新たな進展を実現し、海外における知的財産権取得・保護能力をさらに高め、高水準の対外開放を強力に推進する。

また、本計画において、「第 14 次 5 か年計画」期における知的財産権の発展の主な指標は以下のとおり。

「第 14 次 5 か年計画」期における知的財産権の発展の主な指標

指標	2020 年	2025 年	累計付加価値	性質
1. 人口 1 万人あたりの高価値専利保有数 ^① (件)	6.3	12	5.7	予期性
2. 海外における専利取得数 (万件)	4	9	5	予期性
3 知的財産権担保融資の登録金額 ^② (億元)	2180	3200	1020	予期性
4. 知的財産権使用料の年間輸出入総額 (億元)	3194.4	3500	305.6	予期性
5. 専利集約型産業の付加価値の GDP 比 (%)	11.6 ^③	13.0	1.4	予期性
6. 著作権産業の付加価値の GDP 比 (%)	7.39 ^④	7.5	0.11	予期性
7. 知的財産権保護に対する社会の満足度 (点)	80.05	82	1.95	予期性
8. 知的財産権民事第一審訴訟服判息訴率 (%)	-	85		予期性

注：①「人口 1 万人あたりの高価値専利保有数」とは中国居住人口 1 万人あたりの国家知識産権局に認定された次に掲げる条件のいずれかに該当する有効専利数をいう。1. 戦略的新興産業の専利。2. 海外のパテントファミリーの専利。3. 10 年以上維持されている専利。4. 比較的高い担保融資金額を獲得している専利。5. 国家科学技術賞、中国専利賞を受賞した専利。

②「知的財産権担保融資の登録金額」とは国家知識産権局の登録を経た知的財産権の担保融資金額をいう。

③、④は 2019 年の値。

(4) 知識産権人材に関する第 14 次 5 か年計画

2022 年 1 月 7 日、中国国家知識産権局（CNIPA）から公表された本計画³¹は、第 14 次 5 か年計画期間（2021～2025 年）における知財人材に関する中期計画として、全体的要求、主要任務、及び重点項目などを示している。

具体的に、5 つの重点任務として、知財保護人材能力の建設強化、知財運用人材能力の向上、知財公共サービス人材の培養、知財国際化人材能力の向上、知財基礎人材能力の建設強化を挙げ、6 つの重点項目として、知財人材育成基地の構築、知財ネットワークトレーニングコースの構築、知財人材ハイランドの構築、知財シンクタンク・専門家データベース・人材データベースの構築、知財役職の評価、知財専門学位設置のサポートを挙げている。

（５）知識産権公共サービスに関する第 14 次 5 か年計画

2022 年 1 月 7 日、中国国家知識産権局（CNIPA）から公表された本計画³²は、第 14 次 5 か年計画期間（2021～2025 年）における知財公共サービスに関する中期計画として、基本原則、発展目標などを示し、利便性の高い知財公共サービス体系の形成、知的で便利な知財情報化設備の建設強化、豊かな知財公共サービス供給の強化、知財公共サービスの発展基礎の強化、実施保障の強化の項目を挙げている。

（６）地理的表示の保護及び運用に関する第 14 次 5 か年計画

2022 年 1 月 10 日、中国国家知識産権局（CNIPA）から公表された本計画³³は、地理的表示の保護及び運用に関する中期計画として、①地理的表示の保護・管理の基礎の強化、②地理的表示の保護・管理レベルの向上、③地理的表示のブランド建設の強化、④地理的表示の特色がある産業の発展、⑤地理的表示の外部コミュニケーションの拡大の 5 つの重点任務を挙げている。

（７）専利及び商標審査に関する第 14 次 5 か年計画（2021～2025 年）

①背景

2022 年 1 月 20 日、中国国家知識産権局（CNIPA）は、「専利及び商標の審査に関する『第 14 次 5 か年』計画」を公表した。

本計画は、「第 14 次 5 か年計画」期間における専利・商標審査の目標、任務、措置、実施の青写真を明確にするために、「国民経済・社会発展の第 14 次 5 か年計画および 2035 年

³¹ 第 14 次知的財産人材 5 か年計画

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/7/art_65_172685.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

³² 第 14 次知的財産公共サービス 5 か年計画

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/7/art_65_172688.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

³³ 地理的表示の保護と利用に関する第 14 次 5 か年計画

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/10/art_65_172702.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

までの長期目標綱要」³⁴、「知識産権強国建設綱要（2021～2035）」³⁵、『第14次5か年計画』国家知的財産権保護および運用計画」³⁶に基づき策定された。

②本計画の概要

2025年までに専利・商標の審査業務が担うべき役割として、「新分野・新業態の発展に伴う需要に迅速かつ効果的に対応し、出願件数の合理的な増加に対する指導的な役割を効果的に発揮し、イノベーションに対する促進作用をさらに際立たせること」を挙げ、発展のための目標として以下を掲げている。

a) 出願件数を合理的に増加させつつ、出願の質を持続的に好転させる

専利出願件数を国民経済の成長、及び科学技術研究開発への投資とより調和させ、商標出願件数を経済発展水準、市場主体の成長率、商業活動の実際の需要とより適合させる。イノベーションの保護を目的としない非正常専利の出願、使用を目的としない悪意による商標登録出願の行為を効果的に抑止する。

b) 審査の質を着実に高め、審査の効率を絶えず高める

専利・商標審査の品質保障と業務指導体系をさらに整備し、審査モデルはイノベーション主体の新たな要求をより満足させ、審査業務管理能力は多地点業務取扱の現実の需要により適応したものにする。専利・商標審査の効率を絶えず高め、プロセスをよりスムーズにし、資源の適合性をさらに高め、周期のさらなる短縮を図る。

c) 審査サービスをさらに最適化し、基礎的な保障を絶えず強化する

審査サービスの円滑化水準を持続的に高め、各利害関係者の獲得感を絶えず強化し、イノベーションの成果がより人々に役立つようにする。審査チームと機関をさらに整備し、審査情報化システムをさらに効率的で便利なものにする。

d) 審査業務の国際協力を絶えず深化させる

国際特許と商標審査規則の制定に参加する能力を絶えず高め、世界の特許・商標審査体系の構築においてより重要な役割を果たす。「一帯一路」沿線国・地域との専利審査で協力を共に構築し深め、世界の他の審査機関との専利調査報告及び審査結果の共有・利用を促進する。中国の専利・商標審査業務の発展成果を広め、中国の促進方針を伝える。

本計画は、第14次5か年計画期間（2021～2025年）における専利・商標審査業務に関する中期計画として、2025年までの発展目標や主要な目標達成指標、中国国家知識産権局（CNIPA）の主要任務等を示している。

³⁴ サークュラーエコノミーの発展に向けた「第14次5か年計画」のお知らせ

https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/tzgg/202107/t20210707_1285530.html（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³⁵ 「2023年知的財産権強国発展報告」の概要紹介

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240123.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

³⁶ 「第14次5か年計画」国家知的財産権保護および運用計画

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20211028_jp.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

「第14次五ヵ年計画」専利・商標審査業務の主要な目標達成指標

指標名称	2020 年の基礎値	2025 年の予測値
特許審査周期 ¹	20 か月	15 か月
専利無効審判請求結審周期 ²	6 か月	6 か月
専利審査の質に対する利用者満足度指数 ³	85.4	85 以上
特許審査終了の正確率 ⁴	92.2%	95%
一般的な状況での商標登録周期 ⁵	8 か月	7 か月
商標譲渡の第一次審査周期 ⁶	2 か月	1 か月
商標変更と更新の第一次審査周期 ⁷	1 か月	15 日
商標異議申立案件の審査周期 ⁸	14 か月	10 か月
商標拒絶審査不服審判案件の審理周期 ⁹	6 か月	5.5 か月
商標無効審判請求の審理周期 ¹⁰	10 か月	10 か月
商標登録実体審査の合格率 ¹¹	95%	97%

¹ 特許出願の実体審査の発効日から初回の権利付与決定の日までに要する平均審査期間。

² 専利無効審判請求の立件日から結審日までに要する平均審理期間。

³ 無作為抽出アンケート調査を実施し、発明、実用新案、意匠、再審査、無効審判、受理、事務処理、PCT 国際予備審査、検索など 8 種類の審査業務に対する満足度状況を入手し、各業務の満足度数値の加重統計により、専利審査の質に対する利用者満足度指数を算出する。

⁴ 抽出検査を実施した特許審査完了案件のうち、正確に審査を完了していた案件の総数が、抽出検査を行った案件の総数に占める割合。

⁵ 一般的な状況に符合する商標登録出願について、商標登録出願日から商標登録公告日まで。一般的な状況とは、商標登録出願の手続きが整い、受理後に審査を経て法に基づき直接予備的査定公告又は拒絶がなされ、かつ拒絶審査不服審判、異議申立審査などの後続手続きのない場合をいう。

⁶ 譲渡申請書を提出した日から、第一次審査が完了し、当該審査判定書又は通知書が交付される日まで。

⁷ 変更又は更新申請書を提出した日から、第一次審査が完了し、当該審査判定書又は通知書が交付される日まで。

⁸ 異議申立書の提出日から実体審査発行完了日までに要する平均審査期間。

⁹ 拒絶審査不服審判の請求書を受領した日から案件発行完了日までに要する平均審理期間。

¹⁰ 無効審判の請求書を受領した日から案件発行完了日までに要する平均審理期間。

¹¹ 抽出検査で合格した商標案件の総数が、抽出検査を行った商標案件の総数に占める割合。

(8) 専利実用化特別行動方案 (2023-2025)

2023 年 10 月 17 日、国务院弁公庁から公表された本方案³⁷は、「知識産権強国建設綱要」、「第14次5ヵ年計画 (2021~2025)」等に要求される知財実用化向上の推進策として、1. 専利産業化の推進、2. 実用化困難点の解消、3. 知財要素市場の育成、4. 組織保障の強化の 4 項目を挙げている。

全体要求において、2025 年までの目標として以下の点が掲げられている。

① 高価値専利の産業化を促進する。

② 大学や科学研究機関の専利の産業化率を大幅に上昇させ、専利を含む技術契約高を全で 800 億元に到達させる。

③ ハードテクノロジーに重点を置き、専利を使いこなす多くの企業が成長・拡大し、重点産業分野における知的財産権の競争優位が加速され、届出認定された専利集約型製品 3 の生産額が 1 兆元を突破する。

そして、それら目標達成のための推進策は以下のとおりである。

³⁷ 国务院総局

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202310/content_6910282.htm (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

1. 専利産業化の推進

- (1)大学と科学研究機関の既存専利を整理・活性化
- (2)専利の産業化を通じて中小企業の成長を促進
- (3)重点産業における知財権のチェーン強化・高効率化の推進
- (4)専利集約型製品の育成と普及

2. 実用化困難点の解消

- (5)大学と科学研究機関における専利転化のインセンティブ強化
- (6)専利の質を高め、専利専門化を促進する政策方向の強化
- (7)転化運用を促進するための知的財産権保護の強化

3. 知財要素市場の育成

- (8)高水準の知的財産権市場システムの構築
- (9)知的財産権に対する多様な金融支援の促進
- (10)専利転化運用のサービスチェーンの改善
- (11)知的財産権要素の国際流通の円滑化

4. 組織保障の強化

- (12)組織実施の強化
- (13)パフォーマンス評価の強化
- (14)投資保障の強化
- (15)良好な環境の構築

(9) 知的財産権の協同保護の深化と法治保障の強化に関する意見

①背景

知的財産権に関する法治の保障を強化し、協力連携のメカニズムを最適化し、共同保護の取り組みを強化し、知的財産権保護業務における知的財産権管理部門と司法行政機関との協力を深め、知的財産権に対する「厳格な保護、大規模な保護、迅速な保護、同一の保護」という業務体制を共同で推進し構築するために、2024年4月25日、国家知識産権局等は、「知的財産権の協同保護の深化と法治保障の強化に関する意見」³⁸を公布した。

②主な内容

「本意見」の主な内容は以下のとおり。

1. 知的財産権に関する法制度の構築を強化する。

商標、専利などの分野の法整備を統一的に計画して推し進め、商標法およびその施行規則の改正プロセスを積極的に推し進める。

³⁸ 知的財産権の組織的保護の深化と法的保護の強化に関する国家知識産権局と法務省の意見
<https://mp.weixin.qq.com/s/ZSMwLi7B7UhEZygOj-Li9g>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

地理的表示などの分野における法整備を強化し、地理的表示に関し、それに特化した保護と商標保護とを互いに連携させた統一的な保護制度を整備する。

集積回路レイアウト設計に関する法規改正の研究・実証を強化する。

データに関する知的財産権保護ルール構築のための研究を推進する。

知的財産権の法執行面では、新たに改正された行政処罰法を全面的に執行し、行政裁量権の基準制度を改善し、違法収益の没収、事情が軽微である場合の免責、初犯者の免責、主観的な過失がない場合の免責、司法と行政の双方向の移送などに関する新規定の実施を徹底し、商標と専利の法執行を共同で推し進め、知的財産権を厳格に保護し、公共の利益と技術革新に対するインセンティブの両方が成り立つよう確保する。

2. 知的財産権侵害紛争の行政裁決を推し進める。

新時代における専利侵害紛争の行政裁決業務に関する政策文書を共同で発行し、実行に移す。

専利権侵害紛争の行政裁決に関する法制度の構築を研究して推し進め、行政裁決制度をさらに整備し、行政裁決制度の優位性を際立たせる。

行政裁決の権利通知制度を導入し、行政裁決手続きの流れを最適化する。

行政裁決の査定メカニズムを改善し、専利権侵害紛争の行政裁決業務を地方法治政府の関連査定と全体的な配置に組み込み、行政裁決業務に関する政策指導と業務指導を強化する。

知的財産管理部門による行政裁決の職責の確実な履行を推進する。知的財産権分野における侵害紛争の行政裁決業務に関する改革の施行を共同で模索し、行政裁決の標準化の整備を推し進め、行政裁決の執行力を高める。

体制が健全でルートがスムーズで、公正・簡便で、裁決と訴訟が連携した裁決制度を拡大し、裁決と訴訟の連携業務を推進する。

3. 知的財産権紛争の解決についての社会の共同統治を推進する。

公正・効率的で利用しやすいという行政不服申立ての制度上の優位性を十分に発揮し、知的財産権分野における行政不服申立て事件の処理の質と効果を高め、知的財産権をめぐる紛争を適切に解決し、社会の公平・正義と知的財産権の権利者の合法的権益を確実に保護する。

知的財産権紛争の人民調停組織の設立を積極的に推進する。知的財産権の仲裁業務を強化するための政策文書を共同で発行し実行に移す。

仲裁機関による知的財産権業務への展開を奨励・支援し、知的財産権仲裁の専門家データベースの構築を推し進める。

知的財産権紛争における調停と不服申立て、訴訟、仲裁などの業務の連携を推進する。

知的財産権分野における重大な法令違反や背任行為の主体に関する情報共有を強化する。

知的財産権分野における法的サービスや権利維持支援に関するソース共有、有機的な連携を推進・展開する。

発明創造や技術革新の認定業務を標準化し、減刑や仮釈放、「功績」、「重大な功績」などに関する監獄法や関連する司法解釈の規定を真摯に実施する。

さらに、「本意見」は、鑑定・公証機関に対する支援、弁護士の知的財産権に関する法律

サービスの深化、知的財産権に関する文化・理念の醸成、知的財産権に関する国際交流・協力の深化などの業務内容を挙げており、また、知的財産権管理部門と司法行政機関が共同で保護を行うための組織的な保障に対して、相応の要求を挙げている。

2. 専利法実施細則の改正

(背景)

中国の「専利法」³⁹は、2020年10月17日に改正され、2021年6月1日から施行された主な改正点としては、

- ①部分意匠制度の新設（2条）、
- ②専利権評価報告書の提示（66条）、
- ③医薬品特許紛争早期解決メカニズム（76条）、
- ④特許出願及び意匠出願の新規性喪失の例外規定の拡充（24条）
- ⑤専利権の権利期間の変更（42条）
- ⑥専利開放許諾制度の新設（50条～52条）

である。

専利法の下位法令である「専利法実施細則」についても、2020年11月27日には、中国国家知識産権局（CNIPA）から、「専利法実施細則修正建議（意見募集稿）」⁴⁰が公表された。

しかし、専利法の施行日が経過しても、専利法実施細則の改正は採択されず、その後も、専利法実施細則の改正が採択されない状況が続いていた。

2023年12月11日に専利法実施細則の改正⁴¹が採択され、2023年12月21日に公表された（施行日は、2024年1月20日）。

改正後の専利法及びその実施細則⁴²の円滑な実施を保障し、その中で審査業務に関する関連条項が改正後の専利法実施細則の発効実施前後の具体的な適用規則を明確にするため、同時に、「改正専利法の施行に関する関連審査業務処理暫定弁法」と「ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法」との連携を考慮し、国家知識産権局は「改正専利法及びその実施細則に伴う審査業務処理の経過措置に関する弁法」⁴³を公布した（施行日は、2024年1月20日）。

また、専利出願行為を規範化し、専利業務の正常な秩序を維持するため、改正後の専利法、改正後の専利法実施細則等関連する法律法規に基づき、国家知識産権局は「専利出願行為の規範化に関する規定」⁴⁴を制定した（施行日は、2024年1月20日）。

³⁹ 中華人民共和国専利法（改正）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601_jp.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

⁴⁰ 特許法施行規則の改正案に関するパブリックコンサルテーションに関するお知らせ（意見募集案）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/27/art_75_155294.html（最終アクセス日：2025年3月7日）。

⁴¹ 中華人民共和国専利法実施細則

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20240120_1.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

⁴² 中華人民共和国専利法実施細則

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20240120_1.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

⁴³ 改正専利法及びその実施細則に伴う審査業務処理の経過措置に関する弁法の解説

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240120_4.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

⁴⁴ 専利出願行為の規範化に関する規定

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240120_7.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

加えて、改正された専利法及びその実施細則で新たに追加された専利権存続期間補償、専利開放許諾等重要制度の円滑な実施を保障するため、専利権存続期間補償及び専利開放許諾に関連する行政不服審査事項として、国家知識産権局は「専利権存続期間補償及び専利開放許諾に関連する行政不服審査事項に関する公告」⁴⁵を制定した（施行日は、2024 年 1 月 20 日）。

さらに、新たに改正された専利法実施細則が 2024 年 1 月 20 日から施行されたことに伴い全面実施となった専利開放許諾制度の効率的な運用を促進し、専利の転化運用の方式及び経路を拡大することを目的として、2024 年 7 月 3 日、国家知識産権局は「専利開放許諾制度実施の全面的推進に関する通知」⁴⁶を公表した。

（2023 年改正後の専利法実施細則の概要）

2023 年改正前の専利法実施細則は、全 11 章 123 条より構成されていたのに対し、2023 年改正後の専利法実施細則は、全 13 章 149 条より構成されている。

主な改正内容は、以下のとおり。

（１）新制度（権利期間変更、部分意匠、専利開放許諾制度、ハーグ協定に基づく意匠国際出願）関連の規定の整備

（ｉ）権利期間変更

改正後細則の「５章特許期間の補償」に、以下のとおり、特許期間の補償についての具体的規定を置いた（77 条～84 条）。

①権利有効期間の補償請求（専利法 42 条 2 項）に関する規定

専利法 42 条 2 項の規定による特許権の存続期間の補償請求について、特許権者は、特許権付与の公告日から 3 ヶ月以内に、国務院特許行政部門に提出しなければならない(77 条)。

専利法 42 条 2 項の規定による特許権の存続期間の補償請求について、補償期間は、発明特許の付与過程における不合理な遅延の実日数により計算する。ここにいう「発明特許の付与過程における不合理な遅延の実日数」とは、「発明特許出願日から満 4 年を経過し且つ実体審査の請求があった日から満 3 年を経過した日から、特許権付与の公告日までの日数」から、合理的な遅延の日数及び出願人により引き起こされた不合理な遅延の日数を差し引いた日数をいう（78 条 1 項、同条 2 項）。

上記を計算式で表すと、以下のとおりである。

⁴⁵ 専利権存続期間補償及び専利開放許諾に関連する行政不服審査事項に関する公告

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240120_9.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁴⁶ 専利開放許諾制度の全面実施推進に向けた通知

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240716.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

「発明特許の付与過程における不合理な遅延の実日数」＝
「発明特許出願日から満４年を経過し且つ実体審査の請求があった日から満３年を経過した日から、特許権付与の公告日までの日数」－合理的な遅延の日数－出願人により引き起こされた不合理な遅延の日数

「合理的な遅延」とは、①実施細則 66 条の規定により特許出願書類の補正をした後に特許権が設定された場合における、再審査手続により引き起こされた遅延、②実施細則 103 条及び 104 条に規定する事情により引き起こされた遅延、③その他の合理的な事情により引き起こされた遅延をいう。同一の出願人が同一の発明創造について同日に実用新案特許と発明特許の両方を出願し、実施細則 47 条 4 項の規定により発明特許権を取得した場合、上記発明特許権の期間には、専利法 42 条 2 項の規定を適用しない (78 条 3 項、同条 4 項)。

専利法 42 条 2 項に規定する「出願人により引き起こされた不合理な遅延」には、①国務院特許行政部門が発出した通知に対し、指定された期間までに応答しなかった場合、②実施細則 56 条 2 項により遅延（繰り延べ）審査を請求した場合、③実施細則 45 条に規定する事情により引き起こされた遅延、④その他の出願人により引き起こされた不合理な遅延をいう (79 条)。

②新薬に関する発明特許の権利有効期間の補償請求（42 条 3 項）に関する規定

専利法 42 条 3 項にいう「新薬に関する発明特許」とは、新薬製品特許、製造方法特許及び医薬用途特許の規定に合致するものをいう (80 条)。

専利法 42 条 3 項の規定により新薬に関する発明特許権の存続期間の補償請求については、新薬の中国における上市許可の取得日から 3 ヶ月以内に、国務院特許行政部門に提出しなければならない。新薬について複数の特許が存在する場合、特許権者は、そのうちのいずれかの特許についてのみ、特許期間の補償請求をすることができる。特許が同時に複数の新薬に係る場合、1 つの新薬の特許についてのみ、特許期間の補償請求をすることができる。補償請求の対象である特許権が有効期間内にあり、且つ新薬に関する発明特許の期間補償がまだ行われていないものである必要がある (81 条)。

専利法 42 条 3 項の規定により特許権の存続期間を補償する場合、補償期間は、専利法 42 条 3 項の規定に従うことを基礎として、特許出願日から新薬の中国における上市許可の取得日までの間の日数から 5 年を差し引いた日数により決定する (82 条)。

上記を計算式で表すと、以下のとおりである。

「特許法 42 条 3 項の規定による特許権の存続期間の補償期間」＝
「特許出願日から新薬の中国における上市許可の取得日までの間の日数」－5 年

新薬に関する発明特許権の特許期間の補償期間において、特許権の保護範囲は、新薬及び承認された適応症に関連する技術方案に限定され、保護範囲内において、特許権者は、特許権者は特許期間が補償される前と同じ権利を享受し、同じ義務を負う (83 条)。

③上記の2つの補償請求に共通する規定

国務院特許行政部門は、専利法 42 条 2 項、同条 3 項の規定に基づき、特許権の存続期間の補償請求を審査した後、補償の条件を満たすと判断した場合、存続期間の補償を許可する決定を行い、且つこれを登録・公告しなければならない。補償の条件を満たさないと判断した場合、存続期間の補償を許可しない決定を行い、且つ請求を行った特許権者に通知しなければならない（84 条）。

（ii）部分意匠

従来、中国では、部分意匠制度は採用されていなかったが、特許法の 2020 年改正により、部分意匠制度が導入された（2 条 3 項）。

改正後細則によると、部分意匠特許を出願する場合には、製品全体の図を提出し、保護される部分の内容を点線と実線の組み合わせ又はその他の方法で表示しなければならない（30 条 2 項）。

また、部分意匠特許を出願する場合には、簡単な説明において、保護を請求する部分を記載しなければならないが、製品全体の図が既に点線と実線の組合せで表示されている場合はこの限りでない（31 条 3 項）。

なお、現地法律事務所によれば、第 4 次改正専利法の施行日（2021 年 6 月 1 日）から改正後の専利法実施細則の施行日（2024 年 1 月 20 日）までの審査業務について、中国国家知識産権局（CNIPA）は、2021 年 5 月 24 日及び 2023 年 1 月 4 日に「改正後の専利法の施行に関する関連審査業務処理の暫定措置（以下「暫定措置 1」及び「暫定措置 2」という。）を公表しているところ、部分意匠については、暫定措置 1⁴⁷において、部分意匠の審査は改正後の専利法実施細則の施行後になると記載されているが、暫定措置 2⁴⁸において、上記の項目が削除されるとともに、部分意匠の提出仕様などが規定され、その後、部分意匠の審査は実際に行われている。

（iii）専利開放許諾制度

改正後細則は、以下のとおり、開放許諾についての具体的な規定を置いた（85 条～88 条）。

特許権者がその特許につき自ら開放許諾の実施を声明することは、特許権付与の公告後に行わなければならない。開放許諾声明には、①特許番号、②特許権者の氏名又は名称、③特許許諾使用料の支払方式及び基準、④特許許諾期限、⑤その他の明確にしなければならない事項を明記しなければならない。開放許諾声明の内容は、正確、明白でなければならない（85 条）。

特許権者が開放許諾を実施してはならない事由として、①特許権が、独占的又は排他的許諾有効期間内にある場合、②特許権の帰属に起因して紛争が発生し、又は人民法院が特

⁴⁷ 改正特許法に係る審査事務の取扱いに関する暫定措置の実施について
https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/25/art_2073_159679.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁴⁸ 改正特許法に係る審査事務の取扱いに関する暫定措置の実施について
https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/5/art_74_181248.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

許権に対し保全措置を講じる裁定を下し、関連手続が中止された場合、③特許年金が支払われていない場合、④特許権に質権を設定され、質権者の許諾を得ていない場合、⑤その他の特許権の有効な実施を阻害する場合は挙げられている（86条）。

開放許諾を通じて特許実施許諾に合意した場合、当事者のいずれか一方は、許諾の合意を証明することのできる書面を国务院特許行政部門に届け出なければならない（87条）。

特許権者は、虚偽の資料を提供し、又は事実を隠蔽することによって、開放許諾の宣言を行い又は開放許諾の実施期間において特許年金の減免を受けてはならない（88条）。

なお、現地法律事務所によれば、専利開放許諾制度については、2022年5月11日に中国国家知識産権局弁公室により「専利開放許諾試点工作方案に関する通知」⁴⁹が公表され、いくつかの省で専利開放許諾が試験的に行われており、改正後の専利法実施細則の施行後、

2024年7月3日に中国国家知識産権局（CNIPA）により「専利開放許諾制度の実施工作の全面推進に関する通知」⁵⁰が公表され、専利開放許諾が全国で推進されている。

（iv）ハーグ協定に基づく意匠国際出願

中国は、2022年2月5日、世界知的所有権機関（WIPO）に対し、意匠の国際登録に関するハーグ協定の1999年ジュネーブ改正協定（以下「ハーグ協定」という。）への加盟書を寄託し、中国はハーグ協定の68番目の締約国となった。これにより、ハーグ協定は中国において2022年5月5日から発効した。なお、ハーグ協定が適用されるのは、中国本土のみであり、香港・マカオは除かれる。

ハーグ協定には、中国のほか、日本、米国、カナダ、メキシコ、EU、スイス、ノルウェー、シンガポール、韓国、ベトナム等が加入している。ハーグ協定に基づく意匠の国際登録制度を利用することにより、一度の手続及び低コストで複数国での権利取得が可能となった。

中国がハーグ協定に加入した後のさまざまな業務の処理に関する具体的規定が必要であったことから、中国国家知識産権局（CNIPA）は、2022年4月22日、「ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法」を公表した（施行日は、2022年5月5日）。上記暫定弁法の公表に関連して、中国国家知識産権局（CNIPA）は、意匠の国際登録に係る電子出願システムの運用を開始し、また、意匠の国際登録出願に係る書式を公表した。また、意匠の国際登録出願及び更新に係る費用についての公告を公表し、中国国家知識産権局（CNIPA）及びWIPOが定める個別指定費をスイスフランで納付すべきものとした。

上記の弁法が公表・施行されて半年以上が経過して2023年に入っても、特許法実施細則は改正されなかった。そこで、2023年1月4日、新たな「ハーグ協定加入後の関連業務処理に関する暫定弁法」が公表され（施行日は2023年1月11日）、古い弁法（2022年5月5日に施行された弁法）は、同時に廃止された。

⁴⁹ オープンパテント・ライセンスのパイロット・プログラム

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/7/25/art_2986_176756.html（最終アクセス日：2025年3月7日）。

⁵⁰ オープンパテントライセンス制度の実施を包括的に推進するための国家知識産権局の通達

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/16/art_75_193774.html（最終アクセス日：2025年3月7日）。

以上のような経緯の後、改正後細則の「12 章意匠国際出願に関する特別規定」は、以下のとおり、ハーグ協定に基づく意匠国際出願の具体的手続についての規定を置いた（136 条～144 条）。

国務院特許行政部門は、専利法 19 条 2 項、3 項の規定に従い、ハーグ協定に基づき、意匠国際登録出願を処理する。国務院特許行政部門がハーグ協定に基づき中国に出願され且つ中国が指定された意匠国際登録出願（以下「意匠国際出願」という。）を処理する条件及び手続は、本章の規定に従うものとし、本章にそのような規定がない場合、専利法及び本規則の他の各章の関連規定を適用する（136 条）。

ハーグ協定に基づき国際登録日が確定され且つ中国が指定された意匠国際出願は、国務院特許行政部門に提出された意匠特許出願とみなし、上記国際登録日は特許法 28 条の規定の適用上、出願日とみなす（137 条）。

WIPO 国際事務局（以下「国際事務局」という。）が意匠国際出願を公告した後、国務院特許行政部門は、意匠国際出願を審査し、且つ審査結果を国際事務局に通知する（138 条）。

国際事務局により公告された意匠国際出願に一つ又は複数の優先権が含まれているときは、特許法 30 条の規定により声明書が提出されたものとみなす。意匠国際出願の出願人が優先権を主張する場合には、意匠国際出願の公告日から 3 ヶ月以内に先の出願書類の副本を提出しなければならない（139 条）。

意匠国際出願に係る意匠が専利法 24 条 2 項又は 3 項に掲げる事情のいずれかに該当するときは、意匠国際出願の際にその旨を声明し、且つ意匠国際出願の公告日から 2 ヶ月以内に、実施細則 33 条 3 項に規定する関係書類を提出しなければならない（140 条）。

1 件の意匠国際出願が 2 以上の意匠を含む場合、出願人は、意匠国際出願の公告日から 2 ヶ月以内に、国務院特許行政部門に対し分割出願を申請し、且つ費用を納付することができる（141 条）。

国際事務局により公告された意匠国際出願が意匠の要部を記載した明細書を含む場合には、実施細則 31 条の規定に従って簡単な説明が提出されたものとみなす（142 条）。

国務院特許行政部門は、意匠国際出願を審査したが、拒絶理由が見当たらない場合、国務院特許行政部門は、保護を与える決定を下し、国際事務局に通知する。国務院特許行政部門が保護を与える決定を下した後、公告を行うものとし、上記意匠特許権は公告日から効力を生じる（143 条）。

国際事務局で権利変更手続を処理した場合、出願人は、国務院特許行政部門に対し、関連資料を提出しなければならない（144 条）。

なお、現地法律事務所によれば、権利期間変更（15 年に変更）、部分意匠制度の導入、ハーグ協定加盟により、国内外のユーザからの意匠出願に係る相談件数が増加する傾向があり、特に、部分意匠の出願数は著しく増加したとのことである。

（2）新規性喪失の例外規定（33 条）

① 新規性喪失の例外が適用される国際博覧会の認定対象の拡大

「国务院の関連主管部門が承認した国際組織が開催する学術会議又は技術会議」が、新規性喪失の例外適用がされる国際博覧会として認められる。

そのため、欧州電気通信標準化機構（ETSI）や国際電気通信連合（ITU）等の標準化団体の主催する会議が、新規性喪失例外規定の適用範囲に含まれる可能性がある。

② 新規性喪失証明書面の要件緩和

新規性を喪失したことを証明する書面は、国際博覧会又は学術会議、技術会議の主催者が発行したものでなければならない、とする規定が削除された。

新規性を喪失した旨の証明書類を提出する際の出願人の負担が、大幅に緩和された。

（３）遅延審査請求制度についての明示（56 条）

専利法によると、国务院特許行政部門は、発明特許出願について、出願日から 3 年以内に、出願人が任意の時期に提出する請求に基づきその出願に対する実体審査を行うことができる。出願人が正当な理由がなく期間が満了しても実体審査を請求しない場合は、その出願は取り下げられたものとみなされる（専利法 35 条 1 項）。

国务院特許行政部門は、必要と認めるときは、自主的に発明特許の出願について実体審査を行うことができる（専利法 35 条 2 項）。

特許権者が早期の特許権付与を希望する場合、有料の早期審査ルートを選択するか、全国各地の知的財産権保護センターが提供する早期予備審査手続きを選択することができる。

しかし、逆に、出願人が特許審査手続の遅延を請求できることについては、特許法にも、改正前細則にも、規定されていなかった。

2023 年 8 月 30 日、中国国家知識産権局（CNIPA）は、「発明専利申請遅延審査弁理指南」⁵¹を發布し、発明特許出願の遅延審査制度を導入した。そして、改正後細則も、「出願人は、特許出願の遅延審査を請求することができる。」という明文規定を置いた（56 条 2 項）。

遅延審査制度のメリットとしては、①複数の変更可能性を持つ発明特許出願の係属中の請求項を通じて、関連分野における競合他社の技術研究開発を妨害し、市場に参入するための経済的・時間的コストを増加させること、②国際標準、国家標準、業界標準等の策定過程において、請求項の保護範囲を適宜修正し、関連標準に対応させることができること、③例えば、実験データ、コンピュータの記憶媒体、プログラム製品の保護を補う等、最新の審査政策の利便性を享受することができること、④製品のライフサイクル、市場状況の変化等に応じて、特許審査プロセスを継続するかどうかを検討すること、⑤特許取得のタイミングにつき、特許の市場運用とよりよく調整することが挙げられる。

なお、現地法律事務所は、遅延審査請求制度についての明示により、発明、実用新案、意匠のそれぞれの遅延審査時間が明らかになり、そして、出願人による遅延審査請求の自発的な取り下げが可能になったと指摘している。

（４）専利権評価報告書等の具体的な手続要件の明示（62 条）

⁵¹ 発明専利出願の遅延審査に関するガイドライン

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230906.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

従来、専利法では、「特許権侵害紛争が実用新案特許権又は意匠特許権に係るときは、人民法院又は特許業務管理部門は、特許権侵害紛争の審理、処理の証拠として、特許権者又は利害関係人に対し、国務院特許行政部門が実用新案又は意匠について検索、分析及び評価後に出した特許権評価報告の提出を求めることができる。」ことが規定されていた。

2020 年の改正専利法⁵²は、さらに、「特許権者、利害関係者又は被疑侵害者も特許権評価報告を自発的に提出することができる。」という規定を追加した（専利法 66 条 2 項後段）。

これにより、被疑侵害者も、専利権評価報告を取得し、提出することが認められることとなった。

改正前細則では、実用新案特許権又は意匠特許権の特許権者又は利害関係人が、国務院特許行政部門に専利権評価報告の作成を請求することができるものと規定されていた（56 条 1 項）。

しかし、改正後細則は、専利法の 2020 年改正に合わせ、「被疑侵害者」も、専利権評価報告の提出を求めることができることとした（62 条 1 項）。

また、出願人は、特許権登録手続の際、国務院特許行政部門に専利権評価報告の作成を請求することができ（62 条 1 項）、この場合、国務院特許行政部門は、特許権付与の公告日から 2 ヶ月以内に、専利権評価報告を作成しなければならないものとした（62 条 2 項）。

なお、現地法律事務所は、専利権評価報告書関連規定の施行により、専利権評価報告書の請求時期、国務院専利行政部門が専利権評価報告書を作成する期限、複数の請求人からの作成請求に対する処理等が明らかになったと指摘している。

（５）実用新案専利出願の対象に進歩性、意匠専利出願の予備審査の対象に創造性を追加（50 条）

実用新案および意匠の専利出願に対しては予備審査が行われるが、以下のように予備審査の対象に新たに進歩性（創作性）の要件が加えることが明確になった。

①実用新案の予備審査の審査範囲は専利法 22 条全体に及ぶ、と改定された。従って、新規性（22 条 2 項）、創造性（22 条 3 項）、実用性（22 条 4 項）まで審査対象が及ぶことになった。

②意匠の予備審査の審査範囲は、専利法 23 条 1 項に加え、23 条 2 項「従来の設計又は従来の設計特徴の組み合わせと比べて、明らかな相違点があるべきである」（創作性に相当）にも及ぶことになった。

なお、現地法律事務所は、実用新案専利出願の対象に進歩性、意匠専利出願の予備審査の対象に創造性を追加されることについて、現地法律事務所の実務及びインターネット上の

⁵² 中華人民共和国専利法（改正）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

情報⁵³によれば、実用新案の初歩審査要件に明らかな進歩性又は意匠の初歩審査要件に明らかな創造性の不備が指摘されるケースが少し増加する傾向はあるが、出願ごとに徹底的に審査・評価するのではなく、明らかに進歩性又は創造性を具備しない出願のみ、通知書が発行されることになると指摘している。

（６）遺伝資源（29 条）

実施細則 29 条で、専利法 5 条にいう遺伝資源とは、「人体、動物、植物又は微生物等により由来し、遺伝機能単位を有し、かつ現実又は潜在的な価値を備える素材及びこのような素材を利用して生成した遺伝情報を指す」と規定され、「このような素材を利用して生成した遺伝情報を指す」の箇所が追加されたことにより、遺伝物質を利用して生成した遺伝情報であっても、遺伝資源と同様の扱いとなった。

現地法律事務所によれば、このような改正が行われた①背景、②施行後の状況は以下のとおりである。

①背景

現代のバイオテクノロジーの発展に伴い、後続の発明者は、実際に生物学的材料自体に接触することなく、公開した生物学的遺伝物質の DNA 配列情報を直接使用して、実験室で遺伝物質を合成して使用できるようになる。よって、生物学的物質自体に対する管理のみでは、必ずしも上記生物学的物質に含まれる遺伝機能単位に対する公衆の利用を阻止できるとは限らない。従って、生物学的遺伝資源の保有者の利益をより効果的に保護する必要がある。

②施行後の状況

特に生物分野において、審査官から特許請求の範囲を補正する場合、特許請求の範囲の要件となっているものの由来（例えば、種子の親など）の開示情報を追加するよう要求されることがあると指摘している。

3. 専利審査指南の改正

「専利審査指南（2023）」⁵⁴は、2023 年 12 月 21 日に公表された。（施行日は、2024 年 1 月 20 日）。

その主な内容は以下のとおり。

（１）新制度（権利期間変更、部分意匠、専利開放許諾制度、ハーグ協定）の詳細手続・要件の明示

⁵³ 新ルール解釈シリーズ 11 | 実用新案の進歩性に対する要求の高まりとそれに伴うリスク

<http://www.chinantd.com/Chinese/news-page.asp?id=7412>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁵⁴ 専利審査指南 2023

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240120_1.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

(i) 権利期間変更

(1) 専利の権利期間調整 (PTA) (V部 9 章 2 節、改正後細則 5 章 77～84 条)

- ・ 出願日から 4 年後且つ実体審査請求日から 3 年後に付与された特許に適用される。
- ・ 登録日から 3 ヶ月以内に請求する。
- ・ 中国国家知識産権局由来の不合理的遅延から出願人由来の不合理的遅延を除いた期間分、権利期間が延長される。「出願人由来の不合理的遅延」とは、庁通知に対する応答期間の延長、繰延審査の請求、権利回復の請求、参照による援用、PCT 国内移行手続による遅延のこと。
- ・ 不利益処分前に一度、審査官は意見書及び／又は補正書類の提出の機会を与える。
- ・ 特実併願において、実用新案権の放棄により特許権を取得した場合、特許は、PTA の適用対象外。

(1) 医薬品専利の権利期間延長 (PTE) (V部 9 章 3 節、改正後細則 5 章 80～84 条)

①特許権の有効期間内に新薬の審査及び承認に費やされた時間を補うために新たに導入された制度である。(専利法 42 条 3 項)

②適用対象：新薬に係る薬理活性成分に係る製品、製法、医薬用途の専利。「新薬」とは、薬品監督管理部門の関連規定で定められた、創薬医薬、改良医薬のこと。(3.4 節)

③適用条件 (3.1 節)

- ・ 権利付与公告日は、薬品の承認日よりも前。
 - ・ PTE の請求時に権利有効。
 - ・ PTE が付与されたことがない。
 - ・ 特許請求の範囲の請求項には、承認された新薬に関連する技術が含まれている。新薬に関連する技術とは、国务院薬品監督管理部門に承認された新薬の構造、成分及び含有量、並びに承認された製造方法及び適用症状をいう。(3.5 節)
 - ・ 一つの新薬に同時に多数の専利が存在する場合、一つの専利のみに対して請求可能。
 - ・ 一つの専利が同時に多数の新薬に及ぶ場合、一つの新薬のみに対して請求可能。
- ④不利益処分前に一度、審査官は意見書及び／又は補正書類の提出の機会を与える。

(ii) 部分意匠 (I部 3 章 4.4 節)

①物品全体の図面を提出し、点線＋実線又はその他の方法で保護しようとする部分を明示しなければならない。その他の方法で明示する場合、簡単な説明において保護しようとする部分を説明する。

②部分意匠は、物品の表面上の模様、又は模様と色彩の組合せのみの意匠である場合には、登録を受けることができない。

③物品において相対的に独立した領域を形成できない場合、又は相対的に完全な意匠単位を構成していない場合、部分意匠として登録を受けることができない。

④機能又は意匠が関連して、特定の視覚的效果を生じる場合、同一物品の相互に関連性

を有しない 2 以上の部分意匠を一つの意匠として出願することができる。

⑤組物意匠は、部分意匠を含むことができない。(I 部 3 章 9 節)

⑥補正の制限 (I 部 3 章 10.1 節)

・出願日から 2 ヶ月以内の自発補正可能な期間を超えた補正は、不備を解消し、登録の見込みがある場合には認められる。

・ただし、全体意匠から部分意匠への補正、部分意匠から全体意匠への補正、同一の全体物品のある部分から別の部分への補正は、対象外。

(iii) 専利開放許諾制度 (V 部 11 章、改正後細則 6 章 85～88 条)

(1) 運営の原則 (2 節)

・任意原則、合法原則、公開原則。

(2) 開放許諾宣言に明記すべき事項 (3.3 節)

・権利番号、権利者の氏名又は名称、ロイヤルティの支払方法及び基準、許諾期間、特許権者の連絡先、特許権者の許諾条件満足に対する保証等。

・ロイヤルティ算出の根拠及び方法について、2000 文字以内の簡潔な説明を併せて提出しなければならない。

(3) 宣言の撤回

・専利権者は、開放許諾中の専利権について、実施細則に照らして開放許諾すべきでない事情がある場合には、主体的に速やかに開放許諾宣言を撤回し、同時に実施権者に通知が必要。

・専利権の譲渡を除き、専利権者がその他の理由で変更し、開放許諾を継続して実施する場合、元の開放許諾宣言の撤回および再宣言のための手続きを適時に行い、変更後に開放許諾を実施しない場合、元の宣言の撤回手続きを適時に行う。

(4) 外国人／外国企業に関する対処措置

・ライセンサーが中国国内の企業/機関/部門又は個人の場合は、外国人や外国企業等がライセンサーになるには、関係法令（「技術輸出入管理条例」等）の規定に合致する必要がある。

なお、現地法律事務所によれば、「実施料の支払い方法および基準」や「減免条件および減免比率」を明示して欲しいという要望に関して、2022 年 10 月 14 日に、中国国家知識産権局弁公室により、「専利開放許諾実施料推算ガイドライン（試行）」⁵⁵が公表され、実施料

⁵⁵ 特許オープンライセンスロイヤリティの見積もりに関するガイドライン

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/24/art_75_179776.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

の支払い方法および基準を紹介しており、また、2024年8月6日に、中国国家知識産権局（CNIPA）により、「一部の専利手数料の標準および減免政策を調整する公告」⁵⁶が公表され、「減免条件および減免比率」について、「専利開放許諾実施期間の専利年金が15%減免され、他の専利手数料減免政策も適用される場合、最も優遇的な政策を選択することができるが、繰り返し享受することはできない」と規定されているとのことである。

（iv）ハーグ協定（V I 部、改正後細則 12 章 136 条～144 条）

- ・拒絶理由通知に対する出願人の応答期限は、4 ヶ月。（V 部 7 章 1.2 節）
- ・新設された V I 部は、1 章の「意匠の国際登録出願の事務処理」と 2 章の「意匠の国際登録出願の審査」を含む。
- ・国際登録日は、中国専利法にいう「出願日」とみなされる。（1 章 3.1 節）

（2）新規性喪失の例外規定（I I 部 3 章 5 節、改正後細則 33 条）

インターネット及び情報技術の発展に伴い、他者が発明創造の内容を知った後に再び公開される可能性が大幅に増加し、再度の公開が猶予期間を獲得できるか否かには、様々な観点が存在する。社会公衆と出願人の利益のバランスをとるために、審査指南では、専利法 24 条 1 号又は 4 号の状況、すなわち「国家において緊急事態又は非常事態が発生し、公共の利益のために初めて公開した場合」及び「他者が出願人の同意なく発明創造の内容を漏洩し、第三者が当該方式で公開された発明創造を知ってから再び公開された場合」について、それに対応する初回公開と同一の行為とみなし、専利出願が前述の再度の公開行為により新規性を喪失することはないと規定した。また、この 2 種類の再度の公開はいずれも初回公開を起源とするため、猶予期間は発明創造の初回公開の日から計算する。

（3）遅延審査請求制度に関する改正（V 部 7 章 8.3 節、改正後細則 5 章 56 条）

① 実用新案

- ・新たに適用対象となった。
- ・審査を繰延べる期間として 1 年に設定可能（特許は年単位で設定可能であり最長 3 年）。
- ・出願の提出と同時に提出する（意匠と同様）。

② 意匠

- ・月単位で設定可能であり最長 36 ヶ月（改正前は年単位で）。

③ 手続の取下げ

- ・繰延審査期間の満了前に、出願人は取下げ可能。

（4）専利権評価報告書に関する改正（V 部 10 章、改正後細則 3 章 62～63 条）

- ・請求の主体は、被疑侵害者まで拡大されている。

⁵⁶ 特許料の一部の基準及び減額政策の調整に関する国家知識産権局の発表
https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/8/6/art_74_194102.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

・出願人が請求する場合、請求可能な時期は、従来は特許権者として権利付与という旨の決定が公告された後であったが、今回の改正により登録手続を行うときまでに繰り上げられている。

・専利権者からの弁護士書簡や電子商取引プラットフォームからの苦情通知等を受け取った法人又は個人は、被疑侵害者に該当する。(2.2 節)

・被疑侵害者が専利権評価報告書を請求する場合、請求書とともに（被疑侵害者であることの）証拠書類を提出する必要がある。(2.3 節)

(5) コンピュータプログラム製品クレームを許容（Ⅱ部 9 章 5.2 節）

・「記憶媒体」に続き、「プログラム製品」も対象となった。

・コンピュータ読み取り可能な記憶媒体又はコンピュータプログラム製品などの、コンピュータプログラムに係る特許出願の請求項は、方法の請求項に書いても、製品の請求項に書いてもかまわない。

・コンピュータプログラムに備わる機能及びその機能で達成する効果を総括的に記述しただけのものであってはならない。方法の請求項として書く場合には、方法プロセスのステップに沿って、コンピュータプログラムで実行する各機能、及びこれらの機能がいかに果たされるかについて、詳細に記述しなければならない。

・装置の請求項を書く場合、装置の各構成部分とその他の各構成部分との関係を具体的に説明しなければならず、構成部分はハードウェアだけでなく、プログラムを含んでもよい。

・クレームの書き方としては、「プロセッサによって実行されるとき、請求項 1 に記載の方法の手順を実現するプログラムを含む、プログラム製品」が例示されている。

(6) AI 関連発明等の発明該当性や進歩性判断を明確化（Ⅱ部 9 章 6 節）

従来の専利指南の中では、通常のコンピュータソフトウェア関連発明において、以下の 3 つの類型は、専利法 2 条 2 項の要件を満たすとしている。

① コンピュータプログラムを用いて製造・測定・テスト等の工程を制御する発明

② コンピュータシステムの内部性能の改善のために、該コンピュータシステムの各構成部分に対し自然法則に従った設定・調整を行い、自然法則に合致したコンピュータシステムの内部性能の改善効果を得る発明

③ 外部の技術データを処理することを目的とし、自然法則に従って技術データに対する一連の処理を行い、自然法則に合致した技術データの処理効果を得る発明

アルゴリズム又はビジネスモデルの特徴を有する発明に対する審査基準では、このうちの②の類型について、今般の改正において、「請求項に係る発明が、ディープラーニング、分類クラスタリング等の AI・ビッグデータ関連発明の場合、アルゴリズム、コンピュータシステムの内部構造と特定の技術的關係を有し、データ記憶量の低減、データ伝送量の低減、ハードウェア処理速度の向上等を含む、ハードウェアの演算効率又は実行効果の向上

という技術的課題を解決することができ、これにより、自然法則に合致したコンピュータシステムの内部性能の改善という技術的効果を得る場合」に、専利法 2 条 2 項の要件を満たすとの記載が追加された。(6.1.2 節)

また、「請求項に係る発明が特定の応用領域のビッグデータを処理しており、分類クラスタリング、回帰分析、ニューラルネットワーク等を利用してデータ中の自然法則に合致した内在的な相関関係をマイニングし、それにより、特定の応用領域のビッグデータ分析の信頼性又は正確性を向上するという技術的課題を解決し、対応する技術的効果を得る場合」に、専利法 2 条 2 項に規定の要件を満たすとの記載が追加された。(6.1.2 節)

(7) 特許・実用新案におけるカラー画面を許容 (I 部 1 章 4.3 節、改正後細則 2 章 30 条)

- ・図面は、カラーであってもよい。
- ・添付図面は原則的に黒色インクで作成し、必要な場合はカラー添付図面を提出することで、専利出願の関連の技術内容を明確に描写することができる。

(8) GUI 意匠 (I 部 3 章 4.5 節)

- ・全体意匠又は部分意匠として保護できる。
- ・GUI (グラフィカル・ユーザー・インターフェース) を適用した物品の外観を示す図面を提出する場合には、少なくとも物品の正面図の提出と、創作の内容が GUI (の一部) である旨の記載が必要。
- ・GUI の図面のみを提出する場合には、物品の名称に「電子機器」等の語を含むことが必要。
- ・部分意匠の場合、保護しようとする部分の明記が必要：例えば、「電子機器のモバイル決済用 GUI の検索欄」等。
- ・動的な GUI の場合、物品名に「動的」の語を含む必要がある。中国国家知識産権局 (CNIPA) は必要に応じて、出願人に、上記動きが明らかになる動画ファイルの提出を求めることができる。

4. 商標法第 5 次改正案 (意見募集稿) の公表

(1) 背景

中国国家知識産権局 (CNIPA) は、商標法の第 5 次改正案 (1983 年施行、1993 年、2001 年、2013 年、2019 年改正) の意見募集稿⁵⁷を、2023 年 1 月 13 日に公表し、同年 2 月 27 日までの意見募集を行った。2019 年 11 月に法施行後 4 回目の改正がなされて以来の商標法の改正が見込まれる。全面改正としては 2013 年以来 10 年ぶりである。

2019 年改正では、主として冒認出願や悪意による出願、抜け駆け出願に対する取り締まり強化を図る改正がなされたが、改正後も冒認出願、悪意による出願に対する抑止力が十

⁵⁷ 商標法改正草案 (意見募集稿)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230117.pdf (最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日)。

分でなく、引き続きこれらの商標の不正取得行為の取り締まりと、商標権保護の充実を図ることが求められており、意見募集稿はこれらに対応しようとするものである。

意見募集稿は、現行法と比較して、新たに 23 カ条の追加がなされたほか、45 カ条について実質的改正がなされており、全体として、全 8 章 73 カ条で構成される現行法から全 10 章 101 カ条となっており、大幅な法改正となることが見込まれる。

本意見募集稿は、全人代ではなく、中国国家知識産権局（CNIPA）が公表したものであり、今後、中国国家知識産権局（CNIPA）にて、募集した意見に基づく検討をしたうえ、全人代での検討が行われることになる。

（２）本意見募集稿の概要

全 10 章 101 条へと大幅拡充（現行は 7 章 73 条）された。

また、既存の 45 条文についても実質的な変更があった。

主な改正内容は以下のとおり。

①悪意による商標登録の規制

悪意の商標登録出願に係る個別の規定を追加し、悪意の商標出願に該当する具体的な状況を明確化した（22 条）。

悪意による登録商標の強制移転制度を導入した（45 条～47 条）。

また、悪意による商標登録出願に対する罰金額を引き上げた（67 条）。

悪意による商標登録に係る民事賠償責任を明確化した（83 条）。

なお、現地法律事務所によれば、45 条～47 条、67 条、83 条を施行することで期待される効果については以下のとおりである。

強制移転制度は、従来の異議申立や無効手続と比べて、悪意の登録商標を先の権利者に強制的に移転することで、悪意の登録者が悪意の登録によって得た不当な利益を、本来、権利を享有すべき者に「還元」することができ、これにより、商標の先の権利者が享受すべき正当な利益を実現できるとともに、悪意のある登録者が利益を得ることができなくなり、悪意による商標登録を効果的に抑制し、商標市場の秩序と安定を維持することにも役立ち、商標制度の信頼性及び権威を向上させ、市場主体に正当かつ合法的なルートを通じて商標を出願および使用させ、経済社会の発展を促進する。

また、行政の罰金額を強化することで、悪意な登録を徹底的に取り締まる取り組みを強化する。

さらに、悪意による商標登録に係る民事賠償責任を明確化することで、より強力な「抑止」効果を得られ、侵害者から違法な利益を大幅に剥奪し、悪意のある侵害者を罰するために侵害者が「巨額の損失」を被ることさえ可能となり、これにより、商標独占権の厳格な保護と権利者へのより適切な補償を実現する。

②重複登録禁止の基本原則の確立

不使用取消を避けるための 3 年ごとの不正な再出願等を抑制するため、重複登録の禁止に関する個別の規定を追加した（21 条）。

③商標審査審理手続の最適化

出願料が未納である場合、出願申請がなかったとみなすこととした（27条）。

異議の公告期間を3か月から2か月に短縮した（36条）。

④商標の使用義務の強化

「商標の使用」概念を整備し、役務商標とインターネット環境下の商標の使用行為に係る規定を追加した（59条）。

商標登録後5年ごとに商標の使用状況を説明する制度を導入し、説明がない又は真実でない場合、商標は放棄又は取消となることとした（61条）。

なお、現地法律事務所によれば、61条を施行することで期待される効果は以下のとおりである。

現行の商標法では、登録商標の使用状況を把握するのに商標登録取消の申し込みが必要であるのに対して、商標の使用状況を説明する制度を導入することで、商標行政部門が積極的に商標の実際の使用状況を把握でき、これにより、登録された後に使用されていない商標、公共資源を占有する商標、又は、悪意による商標登録や、大量の冒認登録などの行為を有効に管理することができる。

商標の使用状況を説明する制度を導入することで、商標権者の商標管理コストはある程度増加するが、このように登録商標の使用の促進に対し積極的な作用があり、資源の浪費を防ぎ、社会における商標使用の規範性を効果的に改善する。

⑤商標代理機構の監督管理の強化

商標代理機構の監督管理を強化し、商標代理サービスの品質を高めるため、商標代理機構の参入要件を明確化した（68条）。

商標代理行為の規範化のため、商標代理機構及び従業員の責任を強化した（69条）。

なお、現地法律事務所によれば、商標代理機構の監督管理の強化の背景事情は以下のとおりである。

2003年、中国の国務院は商標代理機構及び商標代理人の資格を撤廃し、商標代理業界への参入基準を取りやめた。経済社会の急速な発展及び商標登録出願件数の継続的な増加に伴い、商標代理業界の規模は急速に拡大しているが、業界の無秩序な発展や監督基盤の欠如の問題がますます顕著になり、市場の秩序を乱す多数の不誠実な行為が発生した。一部の代理機構は、長年にわたり、悪意による商標の冒認登録や不当な権利維持などの違法・信用喪失行為に従事し、依頼人の利益や商標代理業界の秩序を損なった。

一部の代理機構は海外への商標登録出願を担当するときに意図的に証拠を偽造し、虚偽の資料を提供したことで、国際的にも悪影響を及ぼし、中国の商標ブランドが海外での保

護及び国のイメージに重大な悪影響を及ぼした⁵⁸ ⁵⁹。

また、同じく現地法律事務所によれば、68 条、69 条を施行することで期待される効果は以下のとおりである。

商標代理機構の業界への参入要件を復活し、商標代理機構の挙動をさらに規範することで、世界の主流諸国の実務と歩調を合わせ、商標代理機構及び従業員の無秩序な増加、悪意な競争の激化を根本的に解決し、頻発した商標代理の違法行為を抑制し、商標代理サービスの専門性、標準化、国際化を向上させ、ビジネス環境の継続的な最適化を促進する。

⑥ 馳名商標の保護

未登録の著名商標の保護を強化し、中国での登録がなくても、出所の混同や希釈化の要件を満たせば、未登録周知商標としての保護が受けられるようにした（18 条 1 項）。

馳名商標（※）の認定方法と保護レベルを顕著性と知名度に合ったものとし、検討資料に国内に加え、外国での出願と登録状況や評価も入れ、総合的に判断するとしている。未登録の馳名商標の保護については、非類似の商品を書き分け、商標の希釈化対策を強化する一方、18 条 2 項で第三者の使用禁止と登録不可が明記された。

馳名商標に関し、使用、出願した商標が、他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであり、関連公衆に上記商標と馳名商標との関連性を誤認させるに足り、馳名商標の識別力、名誉を損なわせ、或いは馳名商標の名誉を不当に利用する場合には、その使用と登録を禁止するという規定が新たに追加されている（18 条 3 項）。

（※）馳名商標：商標法 13 条においては、「関連する公衆に熟知されている商標について、所有者がその権利を侵害されたと判断したときは、この法律の規定により馳名商標の保護を請求することができる。」と規定されている。

⑦ 職権による取消

監督管理の義務と行政権の範囲をさらに増大させるために、公共の利益を損なう状況について、職権による登録取消の対象を明確化した（49 条）。

現行法上、3 年連続不使用の場合及び登録商標が一般名称となった場合には取消の対象とされているが、意見募集稿ではこれらに加えて、以下に掲げる場合も取消の対象として新たに掲げられ、商標取消申立ての対象が拡大されている。

(a) 登録商標の使用が、関連公衆の商品品質等の特徴や産地、生産に対する誤認をもたらす場合。

(b) 団体商標、証明商標の登録者が、登録者に課せられた義務に違反し、その情状が特に重大であった場合。

(c) 商標使用、権利行使により公共利益が著しく侵害される場合。

⁵⁸ 中华人民共和国商标法修订草案（征求意见稿）

附件 2（cnipa.gov.cn）（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁵⁹ 民主主義推進協会の中央委員会

<https://finance.eastmoney.com/a/202403053002442437.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

5. 悪意の商標出願に対する対応

2019 年の「商標法」の改正⁶⁰により、商標法 4 条に、使用を目的としない悪意の出願を拒絶する旨の規定が追加された後、中国国家知識産権局（CNIPA）は、悪意による商標の登録を厳しく取り締るために一連の措置を実施している。

（1）悪意による商標の冒認出願行為に対する取締り特別行動計画の公表

①背景

2021 年 3 月 15 日、中国国家知識産権局（CNIPA）は、悪意による商標冒認出願行為への規制を強化するために、「悪意による商標の冒認出願行為に対する取締り特別行動計画の公表に関する通知」⁶¹を公表した。

本計画において、信義誠実の原則に著しく違反し、公序良俗に反し、商標登録管理の秩序を乱し、深刻な社会的悪影響を及ぼしやすい典型的な悪意による商標の冒認出願行為を重点的に取り締まる方針を示した。

②特別行動計画

特別行動では、不当な利益を企図し、商標登録管理の秩序を乱し、比較的大きな社会的悪影響を及ぼす、次に掲げる悪意による商標の冒認出願行為を重点的に取り締まる。

- (1) 国又は地域の戦略、重大活動、重大政策、重大事業或いは重大科学技術プロジェクトの名称に対する悪意による冒認出願行為
- (2) 重大な自然災害、重大な事故災害、重大な公共衛生事件及び社会安全事件等の突発的な公共事件に関連する語彙又は標識に対する悪意による冒認出願を行い、公共の利益を損ねる行為
- (3) 比較的知名度の高い重要な競技会又は重要な展示会の名称或いは標識に対する悪意による冒認出願行為
- (4) 行政区画の名称、山河の名称、景勝地の名称、建築物の名称等の公共資源に対する悪意による冒認出願行為
- (5) 商品又はサービスの通称、業界用語等の公共商業資源に対する悪意による冒認出願行為
- (6) 比較的知名度の高い公人の氏名、著名な作品又はキャラクターの名称に対する悪意による冒認出願行為
- (7) 他人が有する比較的知名度の高い或いは識別性の比較的強い商標又はその他の商業標識に対する悪意による冒認出願を行い、他人の先取権利を損なうこと
- (8) 商標法 10 条で定める禁止事由に明らかに違反し、その他の公序良俗に反し、中国の

⁶⁰ 中華人民共和国商標法

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20191101law_2_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁶¹ 悪意による商標の冒認出願行為に対する取締り特別行動計画

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20210315.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

政治、経済、文化、宗教、民族等、公共の利益及び公共秩序に対して著しく否定的なマイナスの社会的影響を与える行為

(9) 商標代理機関が、委託者が前述の行為をしていることを知り、或いは知るべきであったにもかかわらず、その委託を受け、又はその他の不正な手段により商標代理の秩序を乱す場合

(10) 信義誠実の原則に明らかに反するその他の行為

使用を目的としない悪意による投機目的での商標の大量出願に対する処理については、別途発送済みの文書に従って処罰する。

(2) 悪意による商標の登録行為を持続的に厳しく取り締まることに関する国家知識産権局の通知

①背景

2022年4月12日、中国国家知識産権局（CNIPA）は、「悪意による商標の登録行為を持続的に厳しく取り締まることに関する中国国家知識産権局（CNIPA）の通知」⁶²（以下「通知」という）を公表し、「ゼロ容認」の態度で悪意のある商標出願行為を持続的に厳しく取り締まる姿勢を示した。

「通知」では、信義誠実の原則に反し、公序良俗に背き、不正な利益を貪り、商標登録秩序を乱す悪意のある商標出願行為について、重点的に取り締まる違法行為、摘発の対策（監視・早期警告、システムガバナンス、代理機構への監督管理強化、信用監督管理強化、協同・協力の強化、制度による保障、積極的な指導の強化）などが細かく規定されている。

②重点的に取り締まる違法行為

(1) 党の重要な会議、重要な理論、科学的論断、政治論述など同一又は類似の標章を悪意により抜け駆け登録する場合

(2) 国家戦略、国家政策、重大プロジェクト、重大科学技術プロジェクト、周知性の高い重要なイベント、重要な展示会、重大な考古学的発見など同一又は類似の標章を悪意により抜け駆け登録する場合

(3) 重大な公共衛生事件などの重大かつ敏感な事件や突発的な事件に係る特有な語彙を悪意により抜け駆け登録する場合

(4) 周知性の高い政治、経済、文化、民族、宗教などの公的人物の氏名を悪意により抜け駆け登録する場合

(5) 商標登録出願件数が明らかに正常な経営活動の需要を超え、真実の使用意図に欠ける場合

(6) 複数の主体の、一定の周知性又は高い識別性を持つ商標又はその他の商業標識を大量に複製、模倣、剽窃する場合

(7) 公共文化資源、行政区画の名称、商品又は役務の一般名、業界用語など同一又は類

⁶² 悪意による商標の登録行為を持続的に厳しく取り締まることに関する国家知識産権局の通知

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20220412_1.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

似の標章を大量に出願する場合

(8) 商標を大量に譲渡し、譲受人が比較的分散しており、商標登録秩序を乱す場合

(9) 商標代理機構が、委任者が上記行為を行っていることを知っている又は知るべきにもかかわらず、その委任を受けた場合又はその他の不正な手段で商標代理秩序を乱す場合

(10) その他の中国の商標登録管理秩序、社会の公共利益及び公共秩序に著しく消極的で、負の影響を与える状況がある場合

(3) 悪意の商標登録を体系的に管理し、質の高い発展を促進するための 2023 年～2025 年に渡る業務方針案の公表

①背景

2023 年 5 月 8 日に公表されたこの方針案⁶³は、「知的財産権強国建設綱要（2021～2035 年）」⁶⁴および「『第 14 次 5 か年計画』国家知的財産権保護および運用計画」⁶⁵で定めた目標任務を深く貫き、2023 年全国知識産権局局長会議⁶⁶の施策要件をさらに具体化し、ここ数年の悪意の商標登録に対する取締りの業務成果を定着させ、全分野において悪意の商標登録行為の管理を徹底し、清廉かつ公正な商標登録の管理の秩序および公平な競争が行われる市場の秩序を維持し、良好なイノベーション環境およびビジネス環境を創出するための方針案である。

②本方針案の概要

本方針案の基本原則は以下のとおり。

1. 人民の立場を堅持する

人民を中心とする発展思想を堅持し、慢性的な悪習慣に焦点を絞り、脆弱な段階に注目し、商標登録環境の最適化を継続的に進め、商標業務により人民の意志をより十分に具現化し、人民の権益を保障し、人民の創造力を喚起することができるようにし、一般公衆および市場主体の達成感、満足度を継続的に向上させる。

2. 法令に従うことを堅持する

法治的手法を用いて管理の不備を補うことを重視し、公開、公平、公正の原則に従い、厳格に法令に従い悪意の商標登録行為を取り締まり、市場主体に安定的な見通しを与え、社会の公平・正義および市場主体の合法的権益を確実に守る。

3. 体系的な統合を堅持する

⁶³ 悪意の商標登録を体系的に管理し、質の高い発展を促進するための業務方針案（2023—2025 年）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20230508_2.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁶⁴ 知的財産権強国建設綱要（2021—2035 年）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20210923_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁶⁵ 「第 14 次 5 か年計画」国家知的財産権保護および運用計画

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20211028_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁶⁶ 2023 年全国知識産権局局長会議

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230112.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

業務の体系性、全体性、協調性を重視し、商標登録分野における体制的な障害、構造的な障害、政策的な革新等に関する問題の解決に焦点を絞り、多重的な目標により制約し、多重的な利益を考慮する下で政治的效果、法的效果および社会的効果の有機的な統一を実現することに努め、より大きな相乗効果と管理効果の実現を推進する。

4. 社会における共同管理を堅持する。市場、政府、社会等の各方面の役割の発揮を重視し、部門の協調、上下の連動、地域の協力、公衆の参画を強化し、法律、行政、経済、技術、ソーシャルガバナンス等の手段を総合的に運用し、悪意の商標登録行為の管理に関する長期的効果の仕組みを体系的に構築し、同じ問題に共同で回答し、力を合わせて共同で管理する体制を実現する。

(4) 上記(1)～(3)の具体的な実施状況

現地法律事務所によれば、上記(1)～(3)の具体的な実施状況は以下のとおり。

中国国家知識産権局(CNIPA)は、商標の冒認出願行為などの悪意による商標の登録行為、特に著名人の名前、有名な作品、キャラクターの名前などの十種類の典型的な悪意による商標の登録行為を厳しく取り締まり、典型事例を公表し、悪意による商標登録を公開し、悪意による商標登録に対する罰則を強化した。

また、中国国家知識産権局(CNIPA)は、重大な悪影響や悪意による商標登録の疑いのある案件の手がかりを地方に送付し、地方は各特別行動及び通知における関連要求や任務を積極的に実施し、例えば、有名なオリンピック選手の名前及びホットワードに関する案件を調査・対処し、悪意による商標の冒認出願行為を強力に抑制した。

取締り行動は取り締まりに重点を置くだけでなく、根本から改善することも重視し、商標登録手続き及び商標審査審理ガイドラインをさらに改善し、長期的なメカニズムを確立することで、悪意による商標の冒認出願行為を予防した。

中国商標協会などの業界団体も積極的に関与し、悪意による商標の冒認出願を行ったメンバー組織に対して自主検討させ、又は、処罰した。

広報・教育活動を通じて、悪意による商標出願に対する公衆の意識を高めた。

6. 模倣品対策関連

(1) 中国における模倣品被害の現状

模倣品による被害額について、正確な数値の把握は困難である。特許庁の調査によると、日本の産業財産権を保有する法人の模倣被害について、国・地域別で中国が最多としている。また、OECDの調査によると、グローバル貿易における模倣品の供給元について、国・地域別で中国が最多となっている。

米国通商代表部(USTR)は、知財保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定する「スペシャル 301 条報告書」や、「模造品・海賊版に関する悪質市場の調査結果」を、毎年公表している。

「2023 年版スペシャル 301 条報告書」の監視国ごとのレポートでは、中国について最も多くの紙面を割いている⁶⁷。

大手電子商取引プラットフォームサイトにおける模倣品対策が進む一方、中小規模の電子商取引プラットフォームサイトの対応は必ずしも十分ではない状況である。

（２）「中華人民共和国電子商取引法」の改正に関する決定（意見募集稿）

2021 年 8 月 31 日、国家市場監督管理総局は、「電子商取引法の改正に関する決定」の意見募集⁶⁸を行った。

①背景

「電子商取引法」⁶⁹は、2019 年 1 月 1 日の施行日以降、各種の電子商取引、とりわけ各電子商取引プラットフォーム（以下「EC プラットフォーム」という。）の経営活動を軌道に乗せる役割を果たしてきた。

一方、こうした EC プラットフォームを利用した知的財産権侵害の事例が依然として報道されており、EC プラットフォームにおける知的財産権侵害に対する取締りを一層強化して欲しいとの声も上がっている。こうした背景のもと、国家市場監督管理総局は、「電子商取引法の改正に関する決定」の意見募集を行った。

意見募集は 2021 年 10 月 14 日に受付終了された。

②現行の「電子商取引法」と本意見募集稿との比較

現行の「電子商取引法」の 42 条及び 43 条によれば、知的財産権者が自身の権利が侵害されたと判断した場合、EC プラットフォーム経営者（電子商取引において取引双方又は複数の当事者にネットワーク上の経営場所、取引仲立ち、情報発布等のサービスを提供し、取引双方又は複数の当事者による独立した取引活動の展開に供する法人又は非法人組織（電子商取引法 9 条 2 項））にリンクの削除、遮蔽、切断、取引やサービスの終了等の必要な措置（以下「必要措置」という。）を講じるよう通知する権利がある。

EC プラットフォーム経営は、上記通知を受領後、適時に必要措置を講じ、上記通知をプラットフォーム内経営者（電子商務プラットフォームを通じて商品販売又はサービス提供を行う電子商務経営者（電子商取引法 9 条 3 項））に転送しなければならない。

プラットフォーム内経営者はかかる通知を受領した後、EC プラットフォーム経営者に対して侵害行為が存在しない旨の声明を証拠とともに提出し、知的財産権者に転送してもらうことができる。現行の「電子商取引法」の 43 条 2 項によれば、EC プラットフォーム経営者は、プラットフォーム内経営者の声明を受領した日から 15 日以内に、知的財産権者が所管当局に苦情を申し立てた旨又はプラットフォーム内経営者に対し提訴した旨の通知を

⁶⁷ 米 USTR のスペシャル 301 条報告書、中国の知財慣行を引き続き懸念

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/04/bf4063310a725e3a.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁶⁸ 「中華人民共和国電子商取引法」の改正に関する決定（意見募集稿）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20210831_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁶⁹ 中華人民共和国電子商取引法

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20190101_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

受領しなかった場合には、必要措置を解除しなければならない。

しかし、本意見募集稿では、15 日間の期間を 20 日間に延長し、知的財産権者に時間的猶予を与えることとしている。一方、上記期間が延長されるとプラットフォーム内経営者にとっては、必要措置の期間が伸張することを意味し、ビジネスに影響を与えうるため、本意見募集稿によれば、「プラットフォーム内経営者が、担保金を納めた場合、EC プラットフォーム経営者は、その時点でかかる必要措置を中止することができる」旨の新たな規定を設けた。

また、現行の「電子商取引法」の 42 条 3 項では、知的財産権者が誤って EC プラットフォーム経営者に通知を提出し、プラットフォーム内経営者に損害を与えた場合には民事責任を負い、悪意で誤った通知を送ることによって損害を与えた場合には 2 倍の賠償責任を負うとされている。

本意見募集稿では、新たに、プラットフォーム内経営の侵害行為は存在しない旨の虚偽の声明により知的財産権者の損害を拡大させた場合には、プラットフォーム内経営者は 2 倍の賠償責任を負う旨が定められ、知的財産権者とプラットフォーム内経営者の公平を図ろうとする姿勢が窺われる。

他方、本意見募集稿では EC プラットフォーム経営者にも、より適切な対応を求める姿勢も窺われる。現行の「電子商取引法」の 84 条によれば、EC プラットフォーム経営者がプラットフォーム内経営者による知的財産の侵害行為に対する必要措置をとらなかった場合、まずは是正命令が命じられ、その後、EC プラットフォーム経営者が是正命令に応じなかった場合には、5 万～50 万人民元の過料を、情状が深刻な場合には 50 万～200 万人民元の過料を課されることとなっている。

本意見募集稿では、情状が深刻な場合の罰則を維持しつつ、是正命令を命じる時点で 5 万～50 万人民元の過料を併科することを可能にしたほか、「情状が特に深刻な場合」に EC プラットフォーム経営者のインターネット経営活動を制限して、インターネット経営に関する許可を取り消す処分を下すことも可能にした。

(参考)

(43 条の改正)

43 条を次のように改正する。

「プラットフォーム内経営者（受取人）は転送された通知を受け取った後、電子商取引プラットフォーム経営者（差出人）に侵害行為が存在しない声明を提出することができる。声明には、侵害行為が存在しない初歩的な証拠を含まなければならない。

電子商取引プラットフォーム経営者は声明を受け取った後、声明を、通知を出す知的財産権利者に転送し、かつ関係主管部門に苦情を申し立て又は人民法院に起訴することができることを告知しなければならない。

電子商取引プラットフォーム経営者は転送された声明が知的財産権利者に送達された後の 20 営業日以内に、権利者が既に苦情を申し立て又は起訴した通知を受け取っていなかった場合、講じた措置を適時直ちに解除しなければならない。

プラットフォーム内経営者が潜在的な知的財産権の侵害によって生じる損失の賠償に用

いる相応の担保を提供する場合、電子商取引プラットフォーム経営者は、講じた措置を一時的に中止することができる。

プラットフォーム内経営者が、虚偽の侵害行為が存在しない声明を提出したことにより、権利者の損失が拡大した場合は、負うべき賠償責任が倍増する。」

(84 条の改正)

84 条を次のように改正する。

「電子商取引プラットフォーム経営者が本法 42 条、45 条の規定に違反し、プラットフォーム内経営者による知的財産権侵害行為に対し、法に従い必要な措置を講じていなかった場合、関係知的財産権法執行部門は期限を定めた是正を命じ、5 万人民元以上 50 万人民元以下の罰金に処することができる。

情状が深刻な場合、50 万人民元以上 200 万人民元以下の罰金に処する。情状が特に深刻な場合、関係部門はそれが展開するネットワーク関連の経営活動を制限し、さらに、ネットワーク経営関連の許可証を取り消すことができる。」

(3) 実際の取り締まりの状況

現地法律事務所によれば、実際の取り締まりの状況は以下のとおり。

実際の取り締まりの状況の概況について、「中国の侵害・偽造の取り締まりの業務年次報告書（2023 年）」及び国家市場監督管理局の副局長の回答によると、国家市場監督管理局は知的財産権の保護を非常に重視し、合法的な権利及び利益を保護するために監督管理及び取り締まりを強化しつつある。

2023 年を例として、全国の市場監督部門は商標、特許などの知的財産権侵害事件計 4.4 万件を捜査・処理し、1,376 件を司法機関に移送した。2023 年、国家市場監督管理総局は侵害品、模倣品、粗悪品の全国統一処分活動を組織し、22 の省（区、市）が同時に 8 億 3,000 万元に相当する 4,700 トン以上の侵害品や模倣品を処分し、2024 年も、侵害品や模倣品に対する全国統一活動を実施する予定である。

「中華人民共和国知的財産権税関保護に関する規定」の実施措置によれば、知的財産権所有者は税関に対し、侵害品の輸出入を防止するための保護措置を講じるよう要請することができる。

税関は水際取り締まりの際、知的財産権者から提供された詳細情報や証明資料、及び関連法令に基づいて意匠権侵害品の有無を判断する。税関は、製品が意匠の保護範囲に属せず、またはほかの侵害をしていない状況であると判定する場合に、その製品に対して水際取締りを実施できないことがある。税関の取り締まり行動は、通常、商標、著作権、特許などに係る商品に対して明らかな侵害行為のある事件に焦点を置き、侵害行為が明らかでない場合、または、異議がある場合、権利所有者が法的手段を通じて権利を明確にするまで取締り行為を控える。

水際でのユーザからのニーズについては、権利者は、水際取締り機関が、侵害の疑いのある商品の迅速な差し止め、権利保護フローの簡素化、迅速な対応メカニズムの提供など、

より効果的な保護措置を提供することを期待している。また、取締り機関が侵害行為に関する情報及びデータ分析を提供して、権利保護戦略をより適切に策定できるようにすることを期待している。

（４）デジタルプラットフォーム（DPF）上の模倣品対策の状況

現地法律事務所によれば、デジタルプラットフォーム（DPF）上の模倣品対策の状況については以下のとおり。

2023 年インターネット市場管理監督・発展促進・セキュリティ確保キャンペーンの成果として、市場監督部門は計 2.7 万件のインターネット法令違反事件を調査・処理し、267 件を公安機関に移送し、オンライン取引プラットフォームに対して 16 万件の違法商品情報を削除させ、3.2 万件のウェブサイトの是正を命じ、1,374 個のウェブサイトを閉鎖することを要請し、プラットフォームサービスの 7,390 件のオンライン店舗の閉店を命じた。これらの措置は、オンライン取引における違法行為を効果的に抑制し、消費者の権利を保護し、オンライン市場の秩序の標準化、ビジネス環境の最適化、プラットフォーム経済の質の高い発展の促進に積極的に貢献した。

2024 年インターネット市場管理監督キャンペーン実施計画の成果として、2024 年インターネット市場管理監督キャンペーン実施計画は、今年 3 月から 11 月まで実施されることであり、3 月以来 8 月末までに、インターネット市場の秩序の規制及び法令違反行為の取り締まりの顕著な成果を上げ、合計 1.66 万件のインターネット関連事件を調査・処理し、オンライン取引プラットフォームに対して 6.03 万件の違法商品情報を削除させ、1.03 万件のウェブサイトの是正を命じ、1,443 個のウェブサイトを閉鎖することを要請し、プラットフォームサービスの 2.12 万件のオンライン店舗の閉店を命じ、プラットフォーム経済が健全かつ規範された状態で継続に発展することを効果的に保証した。

7. 専利の代理機構、商標の代理機構、専利代理師の動向

（１）「知的財産権の保護強化に関する意見」の徹底的な実施に向けた推進計画

第 19 期中国共産党中央委員会政治局第 25 回集団学習会における習近平総書記の重要演説の精神を徹底し、中国の党中央委員会及び国務院の知的財産権の保護を強化する決定及び展開を完全に履行するために、「知的財産権の保護強化に関する意見」を高い基準で実施し、厳格な保護、統合的協調、重点の突破、平等な保護を堅持し、保護力及び水準を全体的向上させる必要がある。

近年、専利の代理機構、商標の代理機構、専利代理師が増加することで生じる知的財産権代理業界の不適正な業務が問題となっていたため、不適正な業務を行う代理機構、代理師に対して、関連規定の整備が急務となってきた。

2022 年 10 月 28 日、中国国家知識産権局（CNIPA）は、「知的財産権の保護強化に関する

意見」の徹底的な実施に向けた推進計画⁷⁰を公表した。

中国国家知識産権局（CNIPA）は、2020-2025 年の詳細な業務計画を策定し、関係各部署にその実行を要請してきたところ、本推進計画は、114 の取組とそれぞれの実施見込み（完了予定の年月等）を示したものである。

本推進計画の概要は、知的財産権代理業界の監督管理特別行動を継続的に展開し、違法・違反代理行為を取り締まる姿勢を強固にし、知的財産権代理の信用評価管理の試行作業を展開することにある（2025 年 12 月まで）。

この「知的財産権の保護強化に関する意見」の徹底的な実施に向けた推進計画を踏まえ、近年、以下のような代理機構・代理師関連の措置がなされてきている。

2022 年 11 月、中国国家知識産権局（CNIPA）と国家市場監督管理総局による商標代理業界の特別是正措置の開始に関する通知、

2022 年 12 月、商標代理機構の再登録に関する公告⁷¹及び商標代理監督管理規定⁷²、

2023 年 4 月、知的財産権代理業界の「藍天」特別整備行動の更なる進化に関する通知及び商標代理機構の再登録審査結果に関する公告⁷³、

2023 年 5 月、専利代理信用評価管理弁法（試行）⁷⁴の施行、

2023 年 6 月、中華商標協会から商標代理職業能力評価基準（2023 年修正版）、

2024 年 1 月、商標代理信用評価管理弁法（試行）のパイロットの施行。

（２）専利代理信用評価管理弁法（試行）の施行

①背景

中国共産党中央委員会及び国務院が発表した「知識産権強国建設綱要（2021～2035 年）」⁷⁵及び『第 14 次 5 か年計画』国家知的財産権保護および運用計画⁷⁶の決定及び展開を徹底するために、中国弁理士の分類や信用管理監督を強化し、特許事務所や弁理士が合法的、かつ誠実に職務を遂行させ、弁理士業界の秩序を維持するために、知的財産権代理の信用評価管理の試行作業を展開する計画⁷⁷に基づき、策定された。

⁷⁰ 「知的財産権の保護強化に関する意見」の推進計画

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20221031.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁷¹ JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/ipnews/archive/498.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁷² 商標代理監督管理規定

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20221201_1.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁷³ 商標代理機構の再登録審査の結果に関する公告について

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230430.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁷⁴ 専利代理信用評価管理弁法（試行）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20230501_1.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁷⁵ 2023 年知的財産権強国発展報告

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240123.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁷⁶ 『第 14 次 5 か年計画』国家知的財産権保護および運用計画

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20211028_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁷⁷ 特許代理人の信用評価管理に関する措置

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/4/11/art_53_184034.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

②内容

中国国家知識産権局（CNIPA）は「専利代理信用評価管理弁法」⁷⁸（以下「管理弁法」という。）を公表し、専利代理事務所や弁理士に対し、A から D までの信用ランクを付与し、指導と監視を強化する方針を示した。

「管理弁法」は全 5 章 20 条からなり、ランク付けの基準や情報源等を明確化したうえで、A、B、C、D の 4 つのランクが設定されている。ランクは 100 点満点から、マイナス情報に基づいて減点されたスコアにより決定される。マイナス情報には、規範に反した経営や行為、刑事処罰、業界・団体での懲戒処分などが含まれる。

また、栄誉・褒賞、社会貢献などの要素を考慮した加点項目が設定され、100 点を超える場合は、A+ランクが付与される。D ランクの代理人等は重点監督管理対象とされ、法に基づいて厳格に管理監督される。

中国国家知識産権局（CNIPA）は、今後、各地方当局による「管理弁法」の実施を指導し、専利代理業界の健全な発展を促進することで、国内のイノベーションを活性化し、中国経済の発展を知的財産サービスで支援することを目指すとしている。

8. 人工知能（AI）を巡る動向

中国では、「インターネット裁判所」という特別な裁判所が設置されており、インターネット上で発表又は伝達された著作物の著作権侵害事件についても管轄している。インターネット裁判所では、訴訟の提起、訴訟費用の支払い、送達文書の受領、資料の提出、証拠調べ、法廷審理、判決結果の受領等の訴訟の全過程がオンライン上で完結する便利なサービスが提供されている。

中国の北京インターネット裁判所は、2023 年以降、人工知能（AI）を巡る 3 件の事案の判決を下した。その内容は以下の（1）～（3）のとおりである。

また、以下の項目（4）に示すように中国の国家インターネット情報弁公室は、2023 年 4 月 11 日、生成式 AI サービス利用暫定弁法に関する意見募集を開始した。

同弁法は、2023 年 8 月 15 日から施行されている。

さらに、以下の項目（5）に示すように中国国家知識産権局（CNIPA）は 2024 年 12 月 6 日、出願人向けの「AI 関連特許出願ガイドライン（意見募集稿）」を公表し、一般向けの意見募集を開始した。意見募集期間は 12 月 6 日から 12 月 13 日までであった。

（1）AI が生成した画像の著作物性と著作権侵害が初めて認められた中国の裁判例 （2023）京 0491 民初 11279 号

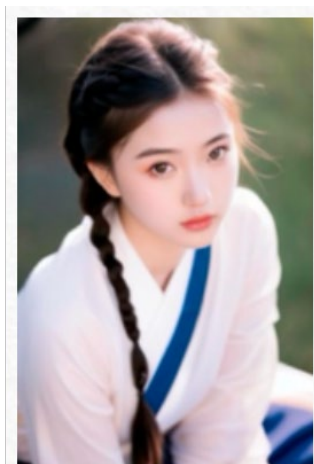
（事案の概要）

原告は、Stable Diffusion という AI ツールを用いて、いくつかの指示語（プロンプト）を入力する方法で、「春風が優しさを運んでくる」という画像（以下、「原告画像」という）を生成し、中国のインスタグラムと言われている、小紅書（RED BOOK）という SNS 上にアップロードした。

⁷⁸ 専利代理信用評価管理弁法（試行）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20230501_1.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

原告は、百家号というバイドゥが運営するコンテンツ創作プラットフォームにおいて、被告が発表していた「桃の花の中の三月の愛情」という文章の中で、原告画像が小紅書で付していた署名が取り除かれて使用されているのを発見し、被告に対して謝罪と損害賠償を請求する訴訟を北京インターネット裁判所に提起した。



権利侵害が主張された原告画像

（裁判所の判断）

(1) 判決の概要

2023 年 11 月 27 日、北京インターネット裁判所は、AI が生成した画像が著作物に属し、著作権法の保護を受けるとし、原告が原告画像について美術の著作権を有しており、被告が原告の許可を得ずに原告画像を使用した行為が原告の氏名表示権と情報ネットワーク伝達権（日本の著作権法の公衆送信権に相当する）を侵害すると判決を下して（以下、「本判決」という）、被告に対して以下のように命じた。

- ・被告は、本判決の効力発生日から 7 日以内に、百家号のアカウント上で原告に対する謝罪声明を発表し、少なくとも 24 時間は掲載して影響を消し去ること
- ・声明の内容は裁判所の審査を受ける必要があり、期間までに履行しない場合は、被告の費用負担において、全国に発行する刊行物又は裁判所のウェブサイト zu 主要な内容を掲載すること
- ・被告は、本判決の効力発生日から 7 日以内に、原告に 500 人民元を支払うこと

本判決の主要な争点は、①AI が生成した画像に著作物性が認められるか、②AI 利用者に著作者性が認められるか、③被告の行為が権利侵害に該当するかの 3 点となっており、各争点について、北京インターネット裁判所は以下のとおり判示した。

(2) AI 生成物の著作物性

中国の著作権法において、著作物とは、①文学、芸術、科学領域内における、②独創性を有し、③一定の形式で表現できる。④知的成果をいうとされているところ（中国著作権法 3 条）、本事件における原告動画の著作物性について以下のとおり判断した。

まず、原告画像は、通常の写真、絵画と異なることなく、明らかに①芸術領域に属し、③一定の表現形式を有しているといえると判断した。

次に、④知的成果の要件について、知的成果とは、知的活動の成果をいい、著作物に自然人の知的寄与がなければならぬところ、原告は、夕暮れの光の下で撮影された美女のクローズアップ画像を作成するため、指示語には、芸術の種類を「超リアル写真」、「カラー写真」、主体を「日本アイドル」として人物の細かい皮膚の状態、目、髪の色等を詳細に入力し、環境を「屋外」、「ゴールデンタイム」、「ダイナミックな明るさ」、人物表現方法を「クールな恰好」、「カメラ視線」、スタイルを「フィルム調」、「フィルム模造」等と入力し、関連パラメーターを設定し、生成された画像にさらに指示語を追加して、パラメーターを再調整した上で、最終的に自分が満足する画像を生成していることから、原告は、人物の表現方法の設計、指示語の選択、指示語の配列調整、関連パラメーターの設定、どの写真が期待に沿うかの選定等について、一定の知的寄与を行っており、「知的成果」の要件を満たすと判断した。

また、②独創性の要件について、独創性には、著作物が著作者により独立して完成され、かつ著作者の個性的な表現が表れていることが要求されること、原告は指示語を入力し、関連パラメーターを設定した後に、継続的に再調整して、最終的に原告画像を生成しており、この調整過程に原告の美観や個性が表れていると判断した。

(3) AI 利用者の著作者性

中国の著作権法において、著作権は著作者に帰属するとされているが、著作者は、著作物を創作した自然人（中国著作権法 11 条）とされており、AI 自身は著作権法上の著作者になることはできないと判示した。著作者は、AI 利用者であるとした。

また、AI モデルを構築した設計者は、原告画像について創作意図はなく、原告画像の生成過程に関与しておらず、あくまで創作ツールの生産者に過ぎないこと、また、AI モデルの設計者が提供した許可証において、出力された内容に対して権利を主張しないことが表示されていたことが指摘されており、AI モデルの設計者の創作的寄与は、創作ツールの生産におけるもので、原告画像に関するものではなく、AI モデルの設計者は、原告画像の著作者に該当しないと判示した。

(4) 被告の権利侵害行為

被告は許可を得ずに、原告画像を自己のアカウントで使用し、公衆が自ら選んだ日時と場所で著作物を取得することができるようにしたため、原告の有する情報ネットワーク伝達権（有線又は無線方式で公衆に著作物を提供し、公衆が自ら選んだ日時と場所で著作物を取得することができるようにする権利）を侵害していると判断した。

また、原告が提出した証拠及び業界の慣行によれば、原告画像が小红书からダウンロードした後はプラットフォームとユーザのコードの透かし文字が付けられているところ、被告の使用した画像には明らかにこの透かし文字がなく、これを取り除いたものと推定さ

れ、被告が原告画像の使用者として取得源や透かし文字がないことについて合理的に説明をしていないため、原告の氏名表示権（著作者の身分を示し、著作物に名前を表示する権利）を侵害していると判断した。

なお、北京インターネット裁判所は、原告画像の状況や権利侵害の情状に基づいて、権利侵害行為の経済損害を 500 人民元と判断した。

（参考）

本判決は、AI が生成した画像である AI 生成物について著作物性を認め、AI 利用者を著作者として著作権侵害を認めた中国における最初の裁判例として大きな注目を集めた⁷⁹。

（2）AI が生成するウルトラマン画像の著作権侵害について生成 AI サービス提供事業者の責任を認めた中国の裁判例

（2024）粵 0192 民初 113 号

（事案の概要）

原告は、ウルトラマンシリーズの著作権者である円谷製作株式会社から授権を受けた中国における独占的ライセンシーであり、権利を維持するための権利を有している。

AI 会社（以下「被告」という。）が運営する Tab ウェブサイトには、会員が課金して利用する AI 生成絵画機能があり、ユーザが、Tab の AI 絵画モジュールのダイアログボックスにおいて「ウルトラマンを生成」という指示語を入力すると、ウルトラマンの姿と一致する画像が表示され、ユーザが確認してダウンロードできるようになり、「ウルトラマンと長髪を繋ぎ合わせる」と指示語を入力すると、ウルトラマンの姿の特徴を有し、頭部に長髪のある画像が表示され、ユーザが確認してダウンロードできるようになっていた。

原告は、被告の運営する Tab ウェブサイトにおいて、ウルトラマンの姿と同一又は類似する画像が生成される可能性があることを発見し、被告が原告の許可を受けずに、原告が権利を有する著作物を AI に学習させ、実質的に類似する画像を生成しているとして、広州インターネット裁判所において複製権、改編権（日本著作権法の翻案権に相当する権利）、情報ネットワーク伝播権（日本著作権法の公衆送信権に相当する権利）侵害を理由とする著作権侵害訴訟を提起し、以下の判決を求めた。

- ・被告が原告の権利を侵害するウルトラマンの画像の生成を直ちに停止し、上記ウルトラマンの素材をその訓練データからまとめて削除すること
- ・被告が原告の経済損失を賠償し、権利侵害を止めるために要した合理的な費用として 30 万人民元を支払うこと
- ・被告が本事案の訴訟費用を負担すること

本事案の争点は、以下のとおり。

⁷⁹ AI が生成した画像の著作物性と著作権侵害が初めて認められた中国の裁判例
<https://www.tmi.gr.jp/eyes/blog/2023/15234.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

- ・被告が生成 AI サービスを提供する際に、原告の著作権を侵害したか（複製権、改編権、情報ネットワーク伝播権）
- ・著作権侵害となる場合、被告がいかなる民事責任を負うか（侵害の差し止め、損害賠償、著作物のデータセットからの廃棄）

（裁判所の判断）

2024 年 2 月 8 日、中国の広州インターネット裁判所は、被告が提供する生成 AI サービスの提供過程において、原告がウルトラマン著作物に対して有する複製権、改編権を侵害したことを認定し、中国著作権法 52 条、53 条に基づき、被告が侵害差し止めと損害賠償の民事責任を負うとし、以下のとおり判決した。

- ・被告は、本判決の法的効力が生じた日から直ちに原告のウルトラマンに関する著作権を侵害する行為を停止し、直ちに技術的措置を採り、サービスの提供過程において、ユーザが通常の使用によって、原告の上記著作権を侵害する画像を生成することを防止しなければならない
- ・被告は、本判決の法的効力が生じた日から 10 日以内に、原告に対して合理的費用を含めて 10000 人民元を支払わなければならない
- ・原告のその他の請求は棄却する

広州インターネット裁判所は、損害賠償額について、以下の要素を総合考慮して、権利回復のための合理的費用を含めて 10000 人民元と判示している。

- ・著作物が有する市場における知名度
- ・被告は訴訟に応じた後に、積極的に技術的措置を講じて、関連画像が生成され続けることを防止し、一定の効果があったこと
- ・被告はユーザに対してのみ、画像を生成しており、影響範囲が限られていること
- ・原告が権利を維持するために確実に発生した証拠取得のための費用支出は 1269 人民元であること

広州インターネット裁判所は、判決文の最後において、「人工知能が未来をリードする戦略的技術であり、科学技術革命と産業変革の核心的な駆動力であり、生成 AI 産業が発展の初期状態であることを考慮すると、権利の保障と産業の発展を同時に配慮する必要がある、AI サービス提供者の義務を過度に加重するべきではないとしつつ、技術の急速な発展過程において、AI サービス提供者が主体的、積極的、合理的に負担できる注意義務を履行して、イノベーションと保護を互いに受け入れる中国型の AI ガバナンス体系を支援すべき」と強調している。

（参考）

生成 AI と著作権の論点は、主に、①開発・学習段階において、AI モデルに既存の著作物を学習させ、AI モデルを開発する場合の著作権問題、②生成・利用段階において、AI 生成物が既存の著作権を侵害する場合の著作権問題、③AI 生成物の著作物該当性に大きく分

かれる。

本判決は、上記②の生成・利用段階において、AI生成物が既存の著作権を侵害する場合の著作権問題について初めて判示した具体的な事例として意義を有すると指摘されている⁸⁰。

（3）AI音声による権利侵害事件

（事案の概要）

原告の殷氏は、吹き替え師である。友人の知らせにより、他人がその吹き替えを利用して制作した作品が複数の有名アプリで広く出回っていることに気付いた。

音声のスクリーニングとソーストレースにより、上述著作物における音声は、被告1である北京某スマートテクノロジー会社が運営するプラットフォームにおけるテキストから音声への変換製品によるものであり、ユーザがテキストを入力し、パラメーターを調整することにより、テキストから音声へ変換することができる。

原告の殷氏は、かつて被告2である北京某文化メディア会社の依頼を受けて録音製品を録音しており、被告2は録音製品の著作権者である。

後に、被告2は、原告の殷氏が自社のために録音した録音製品の音声を被告3である某ソフトウェア会社に提供し、被告3が商業的又は非商業的な用途でデータを使用、複製、修正してその製品及びサービスに用いることを許可した。

被告3は、原告の殷氏が録音した録音製品のみを素材としてAI化処理を行い、係争テキストを音声化した製品を生成し、被告4である上海某ネットワークテクノロジー会社が運営するクラウドサービスプラットフォームで外部に販売した。

被告1である北京某スマートテクノロジー会社は、被告5である北京の某科技发展会社とオンラインサービス売買契約を締結し、被告5が被告3から購入し、その中には事件にかかわるテキストから音声への変換製品が含まれていた。

被告1である北京某スマートテクノロジー会社は、アプリケーションプログラムインターフェースの形式を使って、技術的な処理を経ずに、新たなテキスト音声変換製品を直接取り寄せ、生成し、そのプラットフォームで使用した。

原告の殷氏は、北京インターネット法院に対して訴訟を提起し、被告の行為が既に原告の音声権益を深刻に侵害しており、被告1である北京某スマートテクノロジー会社、被告3である某ソフトウェア会社が直ちに権利侵害を停止し、謝罪すべきであり、5人の被告が原告に経済的と精神的損失を賠償すべきであると主張した。

（裁判所の判断）

2024年4月23日、一審法院である北京インターネット法院は、審理を経て、人工知能を利用して合成された音声一般社会公衆又は関連分野の公衆がその音色、イントネーション及び発音方法に基づき、自然人と関連させることができれば、識別性があると認定す

⁸⁰ AIが生成するウルトラマン画像の著作権侵害について生成AIサービス提供事業者の責任を認めた中国の裁判例
<https://www.tmi.gr.jp/eyes/blog/2024/15548.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

ることができる」と判決を下した。

本事案において、被告3である某ソフトウェア会社は、原告の殷氏の個人的な音声のみを使用して係争テキストから音声への変換製品を開発しており、法廷での調査を経て、AI音声は、原告の殷氏の音色、イントネーション、発音方法等と高度な一致性を有し、一般人に原告を連想させることができ、上記音声を原告本人に結びつけることができるため、原告を識別することができる。

したがって、原告の殷氏の音声権益は、係争AI音声に及ぶ。

被告2である北京某文化メディア会社は、録音製品について著作権等の権利を有するが、他人に原告の音声のAI化使用を許諾する権利は、含まれていない。

被告2が被告3である某ソフトウェア会社とデータ協定を締結し、原告本人の承認を経ずに被告3である某ソフトウェア会社に原告の音声をAI化して使用することを許諾する行為は、合法的な権利の根拠がない。

北京インターネット法院は、被告1である北京某スマートテクノロジー会社、被告3である某ソフトウェア会社が原告の殷氏に謝罪するべきであり、被告2である北京某文化メディア会社、被告3である某ソフトウェア会社が原告の殷氏に対して経済的損失25万人民元を賠償するよう命じた。

(4) 生成式AIサービス利用暫定弁法

①背景

近年、米Open AIの「Chat GPT」をはじめとする「生成系AI」が発表され、生成される文章や画像の精度及び質が著しく向上しており、社会的に大きな注目を受けている。

中国においても、百度（バイドゥ）、アリババ、デンセント、ファーウェイ等の大手IT企業が相次ぎ生成系AIを発表し、生成系AI開発への参入を加速しているが、このような生成系AIの急速な発展に鑑みて、「生成式AIサービス利用暫定弁法」⁸¹は、2023年4月11日付けの意見募集を経て、2023年5月23日に開催された国家インターネット情報弁公室第12回会議において審議・採択され、2023年7月10日に正式に公布された。本弁法は、2023年8月15日から施行された。

本弁法は、中国におけるデータ3法である「サイバーセキュリティ法」⁸²、「データセキュリティ法」⁸³、「個人情報保護法」⁸⁴の下位の法令という位置づけである。

米Open AIの「Chat GPT」や百度（バイドゥ）の「文心一言」などに代表される生成系AIの中国内でのサービス提供に当たって守るべき点や罰則を定めたものである。

⁸¹ 生成式AIサービス利用暫定弁法

https://matsuda.nc.jp/230710_jp_15/（最終アクセス日：2025年3月7日）。

⁸² 中国サイバーセキュリティ法

https://portal.bizrisk.ijj.jp/article/china_japanese_translation01（最終アクセス日：2025年3月7日）。

⁸³ データセキュリティ法

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/580a6448fa87f0bb/20210056_04.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

⁸⁴ ジェトロの海外ニュース

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/08/68d3caa207694e4e.html>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

②本弁法の内容

これまでの中国における AI に係る規制としては、2021 年 12 月及び 2022 年 11 月に、「インターネット情報サービスにおけるアルゴリズム推奨管理規定」⁸⁵及び「インターネット情報サービスにおけるディープシンセシス管理規定」⁸⁶がそれぞれ制定されており、本弁法案は、これらに加え、AI に関する新たな規制を加えるものである。

本弁法は、全 24 条からなり、主な内容は以下のとおりである。

(1)「生成系人工知能」とは、「アルゴリズム、モデル又は規則に基づいて、文書、図、音声、映像又は暗号等の内容を生成する技術」と定義され（2 条 2 項）、生成系人工知能を研究開発し、又は利用し、中国域内の公衆に対しサービスを提供する場合には、本弁法が適用される（2 条 1 項）。

(2) 生成系人工知能を利用して生成される内容は、社会主義核心価値観を体现し、知的財産権を尊重し、真実かつ正確であり、他人の合法的利益を尊重するといった条件を満たさなければならない（4 条）。

(3) 生成系人工知能製品を利用し、チャット、文書、画像又は音声の生成等のサービスを提供する者に対しては、①安全評価申告及びアルゴリズムの届出（6 条）、②ユーザの入力情報及び使用記録の保護義務（11 条）、③苦情受付メカニズムの構築（13 条）といった義務が科され、違反者に対する罰則も定められている（20 条）。具体的には、「サイバーセキュリティ法」⁸⁷、「データセキュリティ法」⁸⁸、「個人情報保護法」⁸⁹などに基づいて処罰されるほか、法律上の規定がない場合は 1 万人民元以上 10 万人民元以下の罰金や治安管理処分などを科することができるとしている。

（5）AI 関連特許出願ガイドライン（意見募集稿）

中国国家知識産権局（CNIPA）は 12 月 6 日、出願人向けの「AI 関連特許出願ガイドライン（意見募集稿）」^{90 91}（以下、「ガイドライン」）を公表し、一般向けの意見募集を開始した。

このガイドラインは、中国の現行専利法制度の枠組みの下で、人工知能（AI）分野における特許審査方針を包括的かつ詳細に解説するものである。イノベーション主体が関心を

⁸⁵ 中文表記は「互联网信息服务算法推荐管理规定」（2022 年 3 月 1 日施行）

⁸⁶ 中文表記は「互联网信息服务深度合成管理规定」（2023 年 1 月 10 日施行）

⁸⁷ 中国サイバーセキュリティ法

https://portal.bizrisk.ijj.jp/article/china_japanese_translation01（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁸⁸ データセキュリティ法

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/580a6448fa87f0bb/20210056_04.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁸⁹ ジェトロの海外ニュース

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/08/68d3caa207694e4e.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁹⁰ 「中国における人工知能（AI）関連発明特許出願ガイドライン（試行版）」

<https://www.itohpat.co.jp/ip/2481/>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁹¹ 中国国家知識産権局（CNIPA）サイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/31/art_66_196988.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

寄せる重要な法的課題に対応し、特許出願の質を向上させることを目的として策定された。政策解釈に関する文書として位置づけられたガイドラインは、出願人が現行の特許審査政策をより深く理解するための指針となることを目指している。

また、中国国家知識産権局（CNIPA）は、2024年12月31日、12月6日の「AI関連特許出願ガイドライン」の意見募集稿のごく一部を修正し、「AI関連特許出願ガイドライン（試行）」として公示した。本ガイドライン（試行）は全6章25頁からなる。

第1章は、AI関連特許出願の一般的な類型及び法律問題についてまとめ、一般的類型をAIアルゴリズム或いはモデル自体に関する関連特許出願、AIアルゴリズム或いはモデルに基づく機能または応用分野に関する関連特許出願、AIにより支援された発明に関する関連特許出願、及びAIにより生成された発明に関する関連特許出願の4種類に分けている。これに基づきイノベーション主体の核心的要求に対して重点的に焦点を当て、現在のAI分野でホットな5つの法律問題を包括的に整理している。

第2章は、発明者の認定問題に関し、AIが発明者の主体資格を備えていないことについて論証し説明している。

第3章は、発明の保護対象（方案客体：課題の解決策）の基準に関し、AIアルゴリズム或いはモデル自体の関連特許出願、AIアルゴリズム或いはモデルに基づく機能または応用に関する関連特許出願について、どのように保護対象の要件を満たすかについて解釈し説明している。

第4章は、明細書の十分な開示の問題に関し、発明のポイントに関する内容が十分な開示要件を満たす必要があることを明確にし、現行の審査規定と実務上のAI関連特許出願の十分な公開に対する規範をさらに細分化し、AIの「ブラックボックス」問題に積極的に対応している。

第5章は、進歩性（創造性）に関する考慮について、審査基準を解釈し、対象となる実例を通じて、アルゴリズムの特徴と技術的特徴がどのように機能的に互いにサポートし、相互作用関係があるのかを明確にし、進歩性の判断時にアルゴリズムの特徴の技術的貢献を考慮する必要があることを説明している。

第6章は、AIの倫理に関する指針となる意見を提供している。

9. 地理的表示の保護をめぐる動向

（1）背景・経緯

近年、地理的表示の保護をめぐり、様々な組織や制度の改正が行われているが、現地法律事務所によれば、その背景・経緯は以下のとおり。

異なる組織により複数の規定や方法等によって地理的表示を管理する従来の方式には、地理的表示ブランドの権利の衝突、管理の混乱、不健全な法制度、権利保護の弱さなど、多くの問題がある。

また、近年、中国の地理的表示の数および市場規模は著しく増加する一方、従来の法規にはより早い時期に制定されたものがあり、地理的表示の管理及び保護のニーズを満たすことができなくなっている。地理的表示保護制度の整備に対する期待に応じて、地理的表示に関する統一的な立法を促進し、特別保護と商標保護が互いに協調する統一的な地理的

表示保護制度を構築するために、組織・制度の改正⁹²が行われた。

具体的には、中国では、「知識産権強国建設綱要（2021 年～2035 年）」⁹³、『第 14 次 5 か年計画』国家知的財産権保護および運用計画⁹⁴及び「知的財産保護の強化に関する意見」⁹⁵における地理的表示の管理職責を積極的に履行し、地理的表示の保護と運用レベルを有効に向上させるために、中国国家知識産権局（CNIPA）が 2019 年から「地理的表示の保護と使用のための第 14 次 5 年計画」⁹⁶の素案作成に着手し、2022 年に通知したが、上記企画の主な目標の 1 つが 2025 年までに地理的表示の保護制度を一層整備するものである。

なお、上記「地理的表示の保護と使用のための第 14 次 5 年計画」⁹⁷を具体化するために、2024 年 1 月 22 日、中国国家知識産権局（CNIPA）は「地理的表示保護工程实施方案」⁹⁸を各管轄機関に通知した。

また、中国では、従来、商標法による団体商標制度及び証明商標制度による保護（国家工商行政管理総局）の他に、地理的表示産品保護規定（国家質量監督検閲検疫総局）に基づく保護、及び農産品地理的表示管理弁法（国家農村農業部）に基づく保護があった。

組織再編により、国家工商行政管理総局と国家質量監督検閲検疫総局が市場監督管理総局へ統合され、近年になって従来国家工商行政管理総局の商標管理の職責や国家質量監督検閲検疫総局の原産地地理的表示管理の職責が統合され、中国国家知識産権局（CNIPA）へ移管となった。

加えて、国家質量監督検閲検疫総局が制定した「地理的表示産品保護規定」は、2023 年 12 月 29 日に名称を「地理的表示産品保護弁法」⁹⁹に改められ、内容も改正された。この弁法は、2024 年 2 月 1 日より施行された。

さらに、2022 年 11 月に、国家農村農業部は農業産品の地理的表示の登録を行わない旨の通知¹⁰⁰を公表した。これに伴い、農産品地理的表示管理弁法は廃止された。

また、地理的表示管理体制・メカニズムの改革を全面的に深化させ、地理的表示保護を強化し、地理的表示の統一的な認定制度を確立するため、中国国家知識産権局（CNIPA）、国家市場監督管理総局は、2024 年 12 月 13 日に、「地理的表示統一認定制度実施計画」を公表した。

⁹² 地理的表示製品の保護に関する措置の策定に関する説明

国家知识产权局 政策解读 《地理标志产品保护办法》制定说明 (cnipa.gov.cn)（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁹³ 2023 年知的財産権強国発展報告

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240123.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁹⁴ 『第 14 次 5 か年計画』国家知的財産権保護および運用計画

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20211028_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁹⁵ 知的財産権保護の強化に関する意見

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20191124_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁹⁶ 地理的表示の保護と使用のための第 14 次 5 年計画

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-01/21/content_5669776.htm（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁹⁷ 地理的表示の保護と利用に関する第 14 次 5 年計画

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/10/art_65_172702.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁹⁸ 地理的表示の保護のための実施計画

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/29/art_575_190049.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

⁹⁹ 地理的表示産品保護弁法

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240201_5.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹⁰⁰ 中華人民共和國農業農村部公告第 623 号

http://www.moa.gov.cn/nybg/b/2022/202212/202301/t20230104_6418225.htm（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

なお、2022 年 6 月 7 日に、「団体商標、証明商標の管理及び保護規定」に関して、意見募集¹⁰¹もなされた。その後、「団体商標、証明商標の登録及び管理規定」¹⁰²は、国家知識産権局長会による審議を経て承認され、2023 年 12 月 29 日に国家知識産権局令第 79 号にて公表され、2024 年 2 月 1 日より施行された。

（2）地理的表示産品保護弁法

1. 背景

立法議論や研究における各界からの「地理的表示産品保護規定」等の各部門の規程を先に整備することにより、実務上の突出した問題を一定程度解決したいという強い要望に鑑み、中国国家知識産権局（CNIPA）は地理的表示に関する統一立法を推進すると同時に、まず「地理的表示産品保護規定」に係る認定、管理及び保護の内容を整備し、「地理的表示産品保護弁法」¹⁰³を制定することとし、2024 年 2 月 1 日より施行された。

2. 管理及び保護の内容

「地理的表示産品保護弁法」は 36 条からなり、主な内容は以下のとおり。

（1）上位の法的根拠と部門の職責を明確にした

2021 年に施行された「中華人民共和國民法典」123 条では、地理的表示を知的財産権の対象の一つとし、同時に地理的表示の専用標識も公式標識として「中華人民共和國商標法」による保護を受けることができる。

したがって、規程の上位の法的根拠を「中華人民共和國民法典」、「中華人民共和國商標法」、「中華人民共和國製品品質法」、「中華人民共和國標準化法」、「中華人民共和國の反不正競争法」としてさらに明確にした（1 条）。

党中央委員会と国務院の機構改革の要求を実行し、中国国家知識産権局（CNIPA）が全国の地理的表示産品及び専用標識の管理と保護の業務を担当することを明確にし、地理的表示産品保護の申請を一律に受理し審査し、法に従って地理的表示産品を認定する。

地方知的財産権管理部門がそれぞれの行政区域内の地理的表示産品及び専用標識の管理と保護の業務を担当することを明確にした（5 条）。

（2）地理的表示産品の審査の基準と手順を明確にした

地理的表示産品が真実性、地域性、特異性と関連性を有しなければならないことを明確にし（3 条）、且つ地理的表示産品の認定を与えない場合を規定した（8 条）。

異議申立て手順を技術審査の後に置き、審査手順を最適化し、審査の効率を向上させる（14 条、15 条）。

¹⁰¹ 団体商標及び証明商標の管理と保護に関する弁法(意見募集稿)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20220607_setsumei_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹⁰² 団体商標、証明商標の登録及び管理に関する規定

¹⁰³ 「地理的表示産品保護弁法」制定についての解説

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240201_6.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

変更の手順を規定し、保護要件の非主要内容の変更と主要内容の変更について異なる審査手順と要件を規定した（26条）。

取消の手順を規定し、取消理由、証拠資料の要件、審査及び救済手段を明確にした（27条、28条、29条）。

（3）申請者の管理職責と生産者の基準に従って生産する義務を明確にした

県級以上の人民政府又はその指定されている代表性を有する社会団体、保護申請機構は、申請者として地理的表示産品保護の申請を提出することができる（9条）。

地理的表示産品が保護を獲得した後、申請者は措置を講じて地理的表示産品の名称と専用標識の使用、産品の特色の品質等を管理しなければならない（23条）。

地理的表示産品の生産者は対応する基準に従って生産しなければならない（23条）、生産者が基準に従って生産せず且つ期限内に正さなかった場合、専用標識の使用登録登記を抹消することを規定した（31条）。

（4）地理的表示産品の保護を強化した

保護を強化するために、産地範囲以外の同じ又は類似の産品に保護を受けている地理的表示産品の名称を使用すること、産地範囲以外の同じ又は類似の産品に保護を受けている地理的表示産品の名称に類似する名称を使用し、公衆を誤解させること、産地範囲内の地理的表示産品の基準と管理規範の要件に合致しない産品に保護を受けている地理的表示産品の名称を使用すること、専用標識を偽造して使用すること等の具体的な違法行為を明確にするとともに、関連する法律・法規に従って処理することを規定した（30条）。

（3）地理的表示統一認定制度実施計画

中国国家知識産権局（CNIPA）、国家市場監督管理総局は、2024年12月13日に、「地理的表示統一認定制度実施計画」¹⁰⁴を公表した。

「本実施計画」は資源の秩序ある統合、制度・規則の統一、認定メカニズムの健全化、保護と監督管理の強化に主眼を置き、統一的な認定、専門的な保護、効率的な協同を備えた地理的表示統一認定制度を確立して、受理、審査、認定、表記、監督管理の統一を実現し、完備化された地理的表示保護の法律・法規、政策に合った基準と保護管理作業体制を形成して、商標制度との連携を強化し、地理的表示保護レベルを大幅に向上させることを目指している。

本実施計画の主な内容は以下のとおり。

習近平総書記の知的財産権業務に関する重要な指示の論述および中国共産党中央委員会と国务院の決定と計画を深く徹底的に実施し、地理的表示管理制度のメカニズムの改革をさらに深化させ、地理的表示の保護を強化し、地理的表示の統一的な認定制度を確立するため、本計画を制定した。

①全体的な要求

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針として堅持し、中国共産党第

¹⁰⁴ 国家知識産権局、国家市場監督管理総局による「地理的表示統一認定制度実施計画」の印刷配布に関する通達
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20241213_1.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

20 回全国代表大会および中国共産党第 20 期中央委員会第 2 回・第 3 回全体会議の精神を全面的に貫徹し、中国共産党および国家機関の改革綱領の展開を実行し、資源の秩序ある統合、制度規則の統一、認定メカニズムの整備、保護・監督の強化に焦点を当て、統一認定、特別保護、効率的に連携した地理的表示の統一認定制度を確立し、統一的な受理、審査、承認、表示、監督を実現する。地理的表示製品の保護強化を推進し、整備された地理的表示の保護に関する法律法規、関連政策と標準、および保護管理業務体系を形成し、商標制度との融合を強化し、地理的表示の保護水準の大幅な向上を推し進め、産業の発展を促進し、農村産業の振興と農民の所得向上を助け、中国経済の新たな競争優位性を培う。

②主要な任務

(一) 統一的な認定メカニズムの確立。国家知識産権局は、地理的表示製品認定規則を制定し、審査手続きと要件を明確化し、地理的表示の名称、地理的範囲の画定、保護要件などの認定要素を規範化し、地理的表示の保護申請に対して包括的、完全かつ適時に審査を行う責任を負う。製品認定の申請を希望する地理的表示については、業務の必要性に応じて、関連部門の意見を適宜求める。規定を満たした地理的表示の保護申請を認定し、公告し、中華人民共和国地理的表示認定登録簿を制定する。

(二) 統一された公式標識の使用。国家知識産権局は、地理的表示専用標識の使用許可規則を制定し、地理的表示専用標識の使用管理弁法を改正し、許可手続きと要件を明確化し、条件を満たす事業体による地理的表示専用標識の使用を許可する公告を行う。「中華人民共和国地理的表示」の公式標識の使用と管理を統一的に規制する。

(三) 統一的な技術支援の強化。国家市場監督管理総局および国家知識産権局は、一連の地理的表示保護標準を制定・改正し、高品質の地理的表示汎用標準および地理的表示製品標準の効果的な供給を増加させ、地理的表示製品国家標準サンプルの開発を奨励する。国家知識産権局は国家標準化管理委員会と共同で関連標準と管理規範の評価を行い、地理的表示製品標準と規範のリストに含める。国家知識産権局は、地理的表示の検査・試験に対する技術支援体系を確立・整備し、地理的表示製品検査試験機関を選定・推薦する専門的メカニズムを構築する。国家市場監督管理総局および国家知識産権局は、地理的表示製品検査試験機関の能力評価と資格管理の実施を手配し、試験全過程における情報収集と公開を強化し、法律に基づき地理的表示製品検査試験機関の監督を実施する。

(四) 統一と統合の秩序ある推進。主体の意思を尊重した上で、旧農産物地理的表示の標識変更を加速する。関連部門は関連業務の継続性、安定性、有効性を確保し、円滑な移行を実現する。国家知識産権局は、統一された地理的表示認定申請受付プラットフォームを整備し、情報化のレベルを高め、地理的表示の審査と認定を 1 つのネットワークで行うことを実現し、地理的表示の認定の円滑化を推進する。地理的表示に関する政策・法規、審査・認定規則、認定リストなどの政府情報の公開を強化する。地理的表示の保護に関する情報の普及と利用を強化し、地理的表示の保護に関する情報の統計分析、検索と照会、包括的利用、およびリスク監視と早期警告メカニズムを確立し、事業体、社会公衆、および行政監督部門にタイムリーで効果的な情報サービスを提供する。

(五) 統一的な監督メカニズムの整備。国家市場監督管理総局および国家知識産権局は、部門と地方の連携、地域の階層的監督、法執行と監督の協力、社会各界の社会ガバナンスへの共同参加、事業体の標準化管理という科学的かつ効率的な監督システムを確立し、整

備する。行政保護の重要な役割を強調し、地理的表示の重点監督リストを制定する。科学的に規範化され、公正公平、開放的で透明性のある「検査員および検査対象の無作為抽出と結果の迅速な公表」監督メカニズムを確立し、地理的表示の名称と専用標識の使用の監督強化に力を入れ、地理的表示専用標識の異常使用リストを確立し、法律法規に従って「関連する標準と規範に従って生産を手配していない専用標識の使用者の違法・規則違反行為」を調査し、対処する。

③実施の保障

国家知識産権局は、本計画の手配と実施において主導的な役割を担い、関連部門と協力して本計画の下で展開される任務を実施し、その実施において遭遇する問題に適切に対処する。各レベルの知識産権部門と市場監督管理部門は、地理的表示の統一認定制度の重要性について理解を深め、事中与事後の監督を強化するために協力し、公正な競争という市場環境を作り出す。実情を踏まえて地理的表示の普及を行い、地理的表示の公共サービスを強化し、地理的表示と特色ある産業の発展、生態文明の建設、歴史文化の継承、および農村の振興を有機的に結合させることを推し進める。地理的表示保護の専門チームの構築を強化し、メディアの役割を十分に発揮し、関連政策の宣伝と解釈、および世論誘導を強化する。

（４）団体商標、証明商標の登録及び管理規定

① 背景及び経緯

本法制定の背景や経緯について、中国国家知識産権局（CNIPA）は、以下のように説明している。

商標法及びその実施条例の公表、実施以来、団体商標、証明商標は、地域経済の発展や地方の活性化などにおいて重要な役割を果たし、良好な社会的効果を上げてきた。しかし、経済社会の迅速な発展に伴い、団体商標、証明商標の制度運営においていくつかの問題が露呈している。

第一に、民生に密接関連する飲食業の地名を含む団体商標、証明商標の不正使用により世論を刺激する事件が頻発し、広く社会的な注目を集めており、その登録要件及び権利行使の境界を明確にするとともに、商標権者の管理責任を強化することが急務であること、第二に、特色ある産業クラスター発展の現実のニーズを満たすことができず、団体商標、証明商標の管理制度をさらに健全化し整備し、産業の発展を促進し、保護の水準を上向しなければならないことである。

また、2014年に商標法及びその実施条例が全面的に改正され、2019年に商標法の個別条項が改正されたため、それに適応するために関連規定の調整を行わなければならない。このため、現実的な問題を効果的に解決し、商標制度を整備し、管理及び効果的な指導を強化するために、団体商標、証明商標の登録及び管理に関する内容を規定するとともに、商標法の更なる改正のために、先行して研究し経験を蓄積しておく必要がある。

2022年6月7日～7月21日まで、「団体商標、証明商標の管理及び保護規定」（意見募集案）について社会から意見を公募した。この期間中、関係省庁、委員会、知的財産権業務

を担当する地方部局から広く意見を募集するとともに、行政機関、専門家、学者、代理機構、業界団体、企業等の主体からの意見や提案を聞くための意見募集会議を開催した。

各関係者の意見を十分に検討・採用し、条項の内容をさらに整備し、「団体商標、証明商標の登録及び管理規定」¹⁰⁵を制定した。国家知識産権局長会による審議を経て承認され、2023年12月29日に国家知識産権局令79号にて公表され、2024年2月1日より施行された。

② 「団体商標、証明商標の登録及び管理規定」の概要

「団体商標、証明商標の登録及び管理規定」は全28条からなる。

主な内容は以下のとおり。

(1) 立法の目的を明確にする

地方の特色ある産業発展の推進において団体商標、証明商標が果たす重要な役割を強調するために、団体商標、証明商標の登録及び使用管理の規範化、商標権益保護の強化、社会公共利益の維持、特色ある産業発展の促進を立法の目的として明確にした（1条）。

(2) 商標権者及び使用者に対する管理要件を強化する

団体商標、証明商標の使用者と商標権者が同一主体ではなく、一般的に複数の主体であることを考慮し、商標登録と使用秩序を良好に維持するためには、商標権者の管理義務と使用者の使用要件をさらに強化する必要がある。一方、商標権者は、使用管理規則に従い、構成員や他人に団体商標、証明商標の使用を許諾する、団体構成員や使用者情報及び使用管理規則を速やかに公表する、他人の使用行為が使用管理規則の要件に合致するか否か及び商標を使用する商品が品質要件を満たすか否かを確認する、使用管理規則に合致しない使用者の使用資格を速やかに取り消す、等を含む日常的な管理を実施しなければならない。（11条）。

団体商標の商標権者は、団体構成員以外の者に対して上記団体商標の使用を許諾してはならない（15条）。証明商標の商標権者は自身が提供する商品に上記証明商標を使用してはならない（16条）。なお、商標権者は、団体商標、証明商標の管理及び運用の必要に応じ、公平合理の原則に基づいて合理的な費用を徴収することができるが、費用の金額、納付方法、納付期限等の事項は協議により確定する（12条）。

他方、使用者は使用管理規則に規定されている手続きを履行した後、団体商標、証明商標を使用することができるが、団体商標、証明商標を使用する商品が使用管理規則の品質要件に合致することを保証しなければならない。使用者は、団体商標、証明商標を自己の登録商標と同時に使用することができる。地域の範囲外で生産された商品に、証明商標、団体商標として登録された地理的表示を使用してはならない（17条）。

(3) 地名を含む商標の登録及び正当な使用に関する規定の追加

¹⁰⁵ 「団体商標、証明商標の登録及び管理規定」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240201_2.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

「第 14 次 5 カ年計画における知的財産権の運用及び保護計画」¹⁰⁶の地域ブランドを發展させる要請を貫徹して着実に実行し、地方の特色ある産業クラスターの發展ニーズを満たすために、地名を含む団体商標、証明商標の登録要件を追加し、識別を容易にするために標識が顕著な特徴を有しなければならないことを明確にし、地名が公共資源であることを考慮し、地名を含む団体商標、証明商標が社会の公共の利益を妨げてはならないことを規定した（9 条）。

民衆の関心に焦点を合わせ、商標法 59 条の規定に基づき、企業名称や商号に使用する場合や、製品及びその原材料の産地等を明示するために配分表、包装袋に使用する場合等の使用形式を含む、他人が地名を含む商標を正当に使用する態様を細分化し、そして、事実の記述を目的とし、且つ商習慣に合致し、その他の法規定等の原則的な要件に違反してはならないことを明確にした（22 条）。

他人が特色ある軽食や、料理、インターネットでの商品の詳細な表示等において、団体商標、証明商標中の地名、商品の名称を事実を記載する形式で使用し、且つ公衆を誤認させない場合も、正当な使用の態様である（23 条）。

団体商標として登録された地理的表示中の地名、商品の名称又は商品の普通名称を正当に使用する要件を整備した（24 条）。なお、商標権者の権益を維持するために、行為者は正当な使用行為を実施する際に、商標の社会的評価を悪意で害したり、市場競争の秩序を混乱させたり、商標権者の合法的権益を妨げたりしてはならないことを規定した（25 条）。

（4）商標の運用を促進し公共サービスの水準を向上する

産業發展における団体商標、証明商標の重要な役割を十分に發揮させ、商標の運用を推進し、ブランド構築を促進するために、商標権者に対して、ブランド構築を強化し、商標の使用を促進し規範化し、商標の価値を向上させ、商標の社会的評価を維持し、地方の特色ある産業の發展を推進しなければならないことを明確に要求した（18 条）。

地方政府又は業界主管部門は地域の經濟發展のニーズに応じて公共資源を合理的に分配し、地域ブランドの構築を強化し、知的財産権管理部門は地域ブランドが法的保護を得られるように支援し、団体商標、証明商標の登録、管理、保護等の業務を指導し、質の高い經濟發展を促進しなければならない（20 条）。

中国国家知識産権局（CNIPA）は団体商標、証明商標の情報公開を強化し、公共照会サービスを提供しなければならない、地方の知的財産権管理部門は当事者が関連情報を照会・取得しやすいように、団体商標、証明商標の情報伝達及び開示共有を強化しなければならない（21 条）。

また、本規程と、旧国家工商行政管理総局局令（6 号）にて公表された「団体商標、証明商標の登録及び管理弁法」の一部の内容とが重複していることに鑑み、公衆が識別及び適用しやすいように、規程の名称を「団体商標、証明商標の登録及び管理規定」と定め、旧規程と区別した。具体的に適用する際には、「新法は旧法に優先する」という原則に基づき、団体商標、証明商標の登録、管理、運用等の内容について、二つの規程が一致しないものは、新しい規程を適用し、団体商標、証明商標の行政執行の内容に関するものは、引き続

¹⁰⁶ 『第 14 次 5 か年計画』国家知的財産権保護および運用計画

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20211028_ip.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

き旧規程の関連条項に従って執行する。

10. 反不正当竞争法関連

(1) 反不正当竞争法を巡る最近の動向

中国では、市場における公平な競争を維持するための基本的な法律として、反不正当竞争防止法が 1993 年に施行された。その後、2017 年には不正競争行為の規制範囲、法執行の程度、処罰措置など多方面にわたる改正、また、2019 年には営業秘密保護条項に関する改正がそれぞれ行われたものの、中国経済の急速な発展に伴って新たな業態が現れ、データ、アルゴリズム、プラットフォームルールなどを通じた不正競争行為も見受けられるようになった。

これを受け、2022 年 3 月、中国共産党中央委員会及び国務院は「全国統一大市場構築の加速化に関する意見」¹⁰⁷を共同で公表し、反不正当竞争防止法の改正を迅速に進め、プラットフォーム経済、シェア経済分野等の新業態における不正競争行為及び新たなタイプのネットワーク不正競争行為の取締りを強化する方針を示した。反不正当竞争防止法の改正も、「全国人民代表大会常務委員会 2022 年度立法作業計画」¹⁰⁸及び「国務院 2022 年度立法作業計画」¹⁰⁹において全国人民代表大会常務委員会の予備審議項目とされている。

また、2022 年 3 月 16 日、中国最高人民法院は、「反不正当竞争法の適用に関する若干の問題の解釈」を公表した。

その後、2022 年 11 月 22 日、中国最高人民法院は、国家市場監督管理総局は、中華人民共和国反不正当竞争法（改正草案意見募集稿）¹¹⁰を公表した。

さらに、2024 年 5 月 6 日、中国国家市場監督管理総局は、「ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定」¹¹¹を公表した。

(2) 反不正当竞争法の適用に関する若干の問題の解釈

① 背景

中国最高人民法院は、2022 年 3 月 16 日付けにて、「反不正当竞争法の適用に関する若干

¹⁰⁷ ジェトロの海外ニュース

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/04/dd97e92c96256961.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹⁰⁸ 2023 年度全人代の立法計画

http://www.a-zlf.com.cn/jap_shownews.asp?id=1912&smallclass=%E6%B3%95%E5%BE%8B%E6%9C%9F%E5%88%8A（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹⁰⁹ 2022 年度立法計画

<http://www.aalawfirm.com/wp-content/uploads/2019/05/b101e72b8d0893d666d2dd6c588fd883.pdf>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹¹⁰ 中華人民共和国反不正当竞争法（改正草案請求意見稿）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20221122_1_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹¹¹ ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/kahoku/pdf/beijing_202405.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

の問題の解釈」¹¹² という新司法解釈を公表した。

中国の反不正競争法は、2018 年と 2019 年に 2 度改正^{113 114}されており、そのうちの営業秘密の侵害行為については 2020 年に司法解釈¹¹⁵が出されたが、それ以外の反不正競争法全体を対象とした旧司法解釈¹¹⁶は、改正前の 2007 年に公表されたものしか存在しなかった。今般、改正後の条文を対象とした新司法解釈が公表され、2022 年 3 月 20 日から施行されたことに伴い、2007 年の旧司法解釈は廃止された。

新司法解釈は、全 29 条から成り、主に、近年増加している新たなタイプの不正競争行為への対応を念頭に、反不正競争法 2 条の一般条項の適用基準や、ネットワーク上の不正競争行為に対する具体的な判断基準を定めている。

新司法解釈の主な内容は以下のとおり。

② 主な内容

(1) 反不正競争法 2 条の一般条項の適用基準について

反不正競争法 2 条 1 項は、「事業者は、生産経営活動において、自由意思、平等、公平、信義誠実の原則を遵守し、法律及び商業道德を遵守しなければならない」との規定が設けられている。

この一般条項は、近年、人民法院が新たなタイプの不正競争行為について判断する際の根拠条文の一つとして活用されている。

本司法解釈は、市場の競争秩序を乱し、競争関係にある他の事業者又は消費者の合法的権益に損害を与える行為でありながら、反不正競争法の 2 章に規定された各種の不正競争行為や、専利法・商標法・著作権法等の規制対象となる行為の類型に当てはまらない場合に、上記の一般規定を適用できることが改めて規定した（1 条、2 条）。

これにより、反不正競争法 2 条の適用場面、及び、競争関係のある場合にのみ適用されるという性質が、明確になった。

また、反不正競争法 2 条の一般条項の適用にあたっては、特に商業道德の遵守を重視する姿勢が打ち出された。

この「商業道德」について、本司法解釈は、特定の商業領域で普遍的に遵守され認められている行動規範、と定義している。

また、商業道德に反するか否かの判断は、各事案の具体的状況と結びつけ、業界内のル

¹¹² 「中華人民共和国反不正競争法」の適用における若干問題に関する解釈

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20220320.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹¹³ 中華人民共和国反不正競争法

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20171104-1_2.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹¹⁴ 中華人民共和国反不正競争法新旧対照表

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20190423_jp.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹¹⁵ 最高人民法院による不正競争民事案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20210101_8.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹¹⁶ 最高人民法院による不正競争の民事案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20070112-2.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

ール及び商慣行、事業者の主観的状态、取引相手の選択意思、消費者権益・市場の競争秩序・公共の利益への影響等を総合的に考慮して行うとされている（3条）。

(2) 模倣行為の具体的判断基準について

反不正当竞争法6条は、「他人の一定の影響のある商品の名称、包装、装飾等と同一又は類似の標章」、「他人の一定の影響のある企業名称、社会組織名称、氏名」、「他人の一定の影響のあるドメイン名の主体部分、ウェブサイト名称、ウェブページ等」を許可なく使用し、他人の商品である又は他人と特定のある関係があるとの誤認混同を関連公衆に生じさせる行為等を、不正競争行為として規定している。

本司法解釈は、同条に関する具体的な判断基準を多数示した。

まず、2018年の改正で、従来の「他人の知名な」商品の名称等という表現にかわって導入された、「他人の一定の影響を有する」商品の名称等という規定について、市場での一定の知名度、及び商品の出所を区別できる顕著な特徴を有する標章が、「一定の影響を有する」標章と認められることが明記された。

標章の有する市場での知名度の判断は、中国国内の関連公衆への知名度、商品販売の期間・地域・数量・対象、宣伝の持続期間・程度・地域、及び、標章が保護を受けている状況等の要素が総合的に考慮されることが規定され（4条）、顕著な特徴についても具体的判断基準が示された（5条、6条）。

また、商品の「装飾」は、営業場所の装飾、営業用品のデザイン、営業人員の服装等から構成される独特の風格を持つ全体としての営業イメージを意味すると定義され（8条）、「企業名称」については、中国で登記された企業名称の他に、中国国内で商業的に使用されている国外企業の名称も含むことが明記された（9条1項）が、これらは2007年の司法解釈にも含まれていた内容である。

さらに、模倣行為についても、専利法や商標法と同様の販売者による合法的出所の抗弁が認められること（14条2項）、民法典の規定に基づく共同侵害行為が成立すること（15条）が規定された。

また、反不正当竞争法6条に規定の標章又はその識別部分が、商標法10条1項の使用禁止規定に該当する場合、反不正当竞争法による保護も受けられないことが改めて明記された（7条）。

(3) 虚偽宣伝行為の具体的判断基準について

反不正当竞争法8条は、商品の性能、機能、品質、販売状況、ユーザ評価、受賞歴等について虚偽の又は人を誤解させる商業宣伝行為を、不正競争行為として規定している。

本司法解釈では、この虚偽宣伝行為について、関連公衆を欺き、誤った方向に導いたか否かが重要な判断基準であることが示された（16条）。

具体的には、2007年の司法解釈では、商品に対する一面的に偏った宣伝又は対比等の3つの類型が虚偽宣伝にあたるとされていたが、本司法解釈は、更に、「誤解を生じさせるに足るその他の宣伝行為」を適用対象とする包括条項が設けられ、様々な類型の虚偽宣伝行

為に適用されていくことが予想される（17条）。

(4) 信用毀損行為について

中国における模倣品業者は、知的財産権侵害行為を行うだけでなく、信用毀損行為を行っているケースも少なくない。

19～20条は、信用毀損行為についても反不正当竞争法11条をより明確化したものである。

商業的中傷行為を実施されたと主張する事業者は、自身が商業的中傷行為の特定損害対象であることを証明しなければならない（19条）。

20条は、「他人の捏造した虚偽情報または誤解を招く情報を伝播し、競争相手の商業的使用、商品の名声を損なう行為」も反不正当竞争法11条の信用毀損行為に該当することを明確化した。

(5) ネット上の不正競争行為の具体的判断基準について

2018年の法改正で導入された反不正当竞争法12条は、ネットワーク上の不正競争行為について定めているが、本司法解釈では、その判断基準が、より具体的に規定された。

それによれば、他の事業者やユーザの同意なく強制的に画面を遷移させる行為は不正競争行為にあたるが、リンクを挿入しただけで画面遷移はユーザがトリガーするものである場合は、リンクの具体的な挿入方式、リンクに合理的理由があるか、ユーザ及び他の事業者の利益への影響等を考慮して判断するとされている（21条）。

また、事前の提示やユーザの合意なしに他の事業者が提供したネットワーク商品・サービスを変更・終了・アンインストールさせるようユーザを誤って導き、騙し、又は脅迫する行為を不正競争行為と規定している（22条）。

(6) 損害賠償について

反不正当竞争法17条4項は、6条の模倣行為、及び9条の営業秘密侵害行為について、侵害行為による権利者の損失又は侵害者の利益が確定できない場合に、人民法院が状況に応じて賠償額を確定する、いわゆる法定賠償の採用を認めている。

本司法解釈は、この法定賠償の適用対象を、2条の一般条項、8条の虚偽宣伝行為、11条の信用棄損行為、12条のネットワーク上の不正競争行為にまで拡大した（23条）。

また、本司法解釈は、同一とみられる侵害行為に対し人民法院が既に著作権・専利権・商標権等の侵害を認定し、且つ民事責任を負うことを命じている場合、更に反不正当竞争法に基づく民事責任を追及することはできないと規定しており、重複しての訴訟を制限する規定である（24条）。

(7) 不正競争事件の裁判管轄について

不正競争行為に関する民事訴訟の管轄権は、侵害行為地又は被告所在地の人民法院にあ

ることを明確にした上で、ネット上で販売される商品について、購入者が任意に選択できる商品受領地のみをもって侵害行為地とする主張は認めないとしている（26条）。

ただし、不正競争行為が中国国外で発生しているが、権利侵害の結果が中国国内で発生している場合、結果の発生地の人民法院に管轄権を与えると規定している（27条）。

（3）中華人民共和国反不正当竞争法（改正草案意見募集稿）

① 背景

反不正当竞争法は、1993年に制定されて以降、2017年、2019年の2度にわたり改正¹¹⁷¹¹⁸がなされて現在に至っている（以下2019年改正後の反不正当竞争法を「現行法」という。）。

今回、中国共産党及び中国政府の公正な競争を重視する方針（「全国統一大市場の建設の加速に関する意見」）や、デジタル経済の急速な発展等により新たな形態の不正競争行為に対する対応が必要となっていることを背景として、国家市場監督管理総局は、2021年12月より現行法の改正に関する検討作業を進め、2022年11月22日に、中華人民共和国反不正当竞争法（改正草案意見募集稿）¹¹⁹（以下「本募集稿」という。）を公表した。

本募集稿の条文数は、現行法の全33条から全48条へと増加している。

現行法からの主な変更点としては、(1)デジタル経済における不正競争防止ルールの整備、(2)既存の不正競争行為の類型の拡充、(3)新たな不正競争行為類型の追加、(4)違反行為に対する処罰の強化完備が挙げられる。

なお、現地法律事務所によれば、意見募集の後、正式な法令改正などに関するさらなる情報は確認していないとしている。

改正の主な内容は以下のとおり。

② 主な内容

1. デジタル経済における不正競争防止ルールの整備

本募集稿は、デジタル経済分野の競争行為の特徴を踏まえ、データの取得及び利用における不正競争行為、アルゴリズムを利用して行われる不正競争行為及び開放・共有の妨害等のインターネット上の新たな類型の不正競争行為について、次のとおり新設した。

(1) 原則

事業者はデータ及びアルゴリズム、技術、資本優越性及びプラットフォーム規則等を利用して不正競争行為を行ってはならない（本募集稿4条）。

(2) 禁止対象とされるインターネット上の不正競争行為

¹¹⁷ 中華人民共和国反不正当竞争法

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20171104-1_2.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹¹⁸ 中華人民共和国反不正当竞争法新旧対照表

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20190423_jp.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹¹⁹ 中華人民共和国不正競争防止法(改正草案意見募集稿)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20221122_2_jp.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

以下のデータやアルゴリズムを利用して行うインターネット上の不正競争行為を禁止する旨を規定している。

- ・データとアルゴリズム、技術及びプラットフォーム規則等を利用して、ユーザの選択に影響を及ぼすこと又はその他の方法によって、市場の公平な競争秩序を乱す行為（本募集稿 15 条 2 項）。

- ・技術手段、プラットフォーム規則等を利用し、業界の慣習又は技術規範に違反し、他の事業者が適法に提供した製品又はサービスのアクセス、取引等を不当に排除・妨害し、市場の公正な競争秩序を乱す行為（本募集稿 17 条）。

- ・他の事業者の商業データを不正に取得又は使用し、他の事業者及び消費者の合法的權益を損ない、市場の公平な競争秩序を乱す行為（本募集稿 18 条 1 項）。

- ・アルゴリズムを利用して、ユーザの選好、取引習慣等の特徴を分析することにより、取引条件において取引相手方に対して不合理な差別待遇又は制限を行い、消費者及び他の事業者の合法的權益及び社会公共の利益を損ない、市場の公平な競争秩序を乱す行為（本募集稿 19 条）。

2. 既存の不正競争行為類型の内容の拡充

(1) 混同行為

本募集稿は、現在のデジタル経済の発展に応じて、混同行為の内容について、現行法に、以下の変更を加えている。

- ・混同行為の一類型である「他人の一定の影響力がある企業名称（略称、屋号等を含む）、社会組織名称（略称等を含む）、氏名（ペンネーム、芸名、訳名等を含む）を無断で使用する行為」（現行法 6 条 2 号）について、「他人の一定の影響力がある市場主体名称（略称、屋号等を含む）、社会組織名称（略称等を含む）、氏名（ペンネーム、芸名、訳名等を含む）等と同一の又は類似する標識を無断で使用する行為」に拡大している（本募集稿 7 条 1 項 2 号）。

- ・混同行為の一類型である「他人の一定の影響力のあるドメイン名の主体部分、ウェブサイトの名称、ホームページ等を無断で使用する行為」（現行法 6 条 3 号）について、「他人の一定の影響力のあるドメイン名の主体部分、ウェブサイトの名称、ページデザイン、個人メディアの名称、アプリケーションの名称及びアイコンと同一もしくは類似した標識又はホームページを無断で使用する行為」に拡大している（本募集稿 7 条 1 項 3 号）。

- ・混同行為の一類型として、「他人の一定の影響力のある商業標識を無断で検索キーワードに設定し、関連の公衆を誤認させる行為」を追加している（本募集稿 7 条 1 項 4 号）。

(2) 商業賄賂行為

本募集稿は、商業賄賂に関し、他人に贈賄を指示することや収賄行為について明確に規定し、かつ贈収賄行為への処罰を強化している。具体的には以下のとおり。

- ・他人に賄賂を供与させることも商業賄賂の贈賄行為に該当すると明確に規定している（本募集稿 8 条 1 項柱書）。

・禁止事項として、「いかなる組織又は個人も取引活動において賄賂を受領してはならない」旨を追加している（本募集稿 8 条 4 項）。

・商業賄賂の贈賄行為に対する処罰を強化し、行政処罰の罰金上限を現行法の 300 万円（現行法 19 条）から 500 万円に引き上げている（本募集稿 29 条 1 項）。

（3）虚偽の商業宣伝行為

本募集稿は、現行法の虚偽の宣伝行為の類型を拡充し、かつ商業宣伝を新たに定義している。具体的には以下のとおり。

・虚偽の宣伝行為の内容を、現行法の「商品の性能、機能、品質、販売状況、ユーザの評価、受賞歴等について誤解を招く商業宣伝を行い、消費者を欺き、誤解させる行為」（現行法 8 条 1 項）から「商品又は商品事業者の性能、機能、品質、類別、出所、販売状況、ユーザの評価、受賞歴、取引情報、経営データ、資格資質等の関連情報について誤解を招く商業宣伝を行い、消費者を欺き、誤解させる行為」に拡大している（本募集稿 9 条 1 項）。

・商業宣伝について、「主に経営場所、展示活動、ウェブサイト、個人メディア、電話、チラシ等の方法によって、商品の展示、実演、説明、解釈、推奨又は文字表記等の広告に該当しない商業宣伝活動を含む」と定義している（本募集稿 9 条 2 項）。

・禁止事項として、「虚偽宣伝のために企画、制作、配信等のサービスを提供してはならない」旨を追加している（本募集稿 9 条 3 項）。

（4）営業秘密の保護

本募集稿は、営業秘密の保護を強化するために、「国は、健全な営業秘密に関する自己保護、行政保護及び司法保護が一体となった営業秘密保護体系の構築を推進する」旨を明記している（本募集稿 10 条 5 項）。

（5）商業中傷行為（本募集稿 12 条）

本募集稿は、商業中傷行為の内容を、現行法の「虚偽の情報又は誤解を招く情報を流布し、競争相手の商業的信用、商品の信用を損なう行為」（現行法 11 条）から、「虚偽の情報又は誤解を招く情報を捏造、流布し、又は他人に捏造、流布させ、競争相手又はその他の事業者の商業的信用、商品の信用を損なう行為」に拡大している（本募集稿 12 条）。

3. 新たな不正競争行為類型の追加

本募集稿は、以下の不正競争行為の類型を新たに設けている。

法令	規定
本募集稿 13 条	相対的に優越的な地位を有する事業者は、正当な理由なく、次に掲げる行為をし、取引相手の事業活動に不合理な制限を行い、又は不合理な条件を付加し、取引の公平に影響を及ぼし、市場の公平の競争秩序を乱してはならない。

	・取引相手方に排他的合意の締結を強要すること ・取引相手方の取引対象又は取引条件を不合理に限定すること ・商品を提供する際に強制的に他の商品と抱き合わせる事 ・商品の価格、販売対象、販売地域、販売時間又は販売促進活動への参加を不合理に限定すること ・保証金の控除、補助金、優遇及び通信トラフィックリソースの削減等の制限を不合理に設けること ・ユーザの選択に影響を及ぼすこと、データの制限、遮断、検索における降格、商品撤去等の方法を通じて、正常な取引を妨害すること ・その他の不合理な制限又は不合理な条件の付加を行って公平な取引に影響を及ぼす行為
本募集稿 14 条	事業者は、不当な利益を得るために、次に掲げる悪意のある取引行為を行い、他の事業者の正常な経営を妨害、破壊してはならない。 ・他の事業者と大規模、高頻度の取引を短期間に行い、良い評価を与えることなどにより、故意に関連の懲戒を引き起こし、他の事業者を検索における降格、信用等級の引き下げ、商品の撤去、アクセス遮断、サービス停止等の処分を受けさせること ・悪意により短期間に大量の商品を購入し、代金を支払わないこと ・悪意により大量の商品を購入した後に返品し、又は商品の受け取りを拒絶すること ・その他の規則を利用して悪意のある取引を行い、他の事業者の正常な経営を不当に妨害し、破壊する行為

4. 違反行為に対する処罰の強化

本募集稿では、以下のとおり、違反行為に対する制裁が強化されている。

(1) 本募集稿で追加された禁止行為の違反に対する処罰規定

ア 優越的地位を有する事業者による市場の公平の競争秩序を乱す行為への処罰（本募集稿 34 条）事業者が前述の本募集稿 13 条の規定に違反して不合理な制限又は不合理な条件の付加を行った場合には、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10 万元以上 100 万元の過料を科し、情状が重い場合、100 万人民元以上 500 万人民元以下の過料を科すものとされている。

イ 悪意のある取引行為への処罰（本募集稿 35 条）

事業者が前述の本募集稿 14 条の規定に違反して悪意のある取引を行い、他の事業者の正常な経営を妨害、破壊した場合には、監督人民検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10 万人民元以上 100 万元の過料を科し、情状が重い場合、100 万人民元以上 500 万人民元以下の過料を科すものとされている。

ウ インターネット上の不正競争行為への処罰（本募集稿 36 条）

事業者がインターネット上の不正競争行為を実施した場合は（本募集稿 16 条～20 条において禁止されている行為）、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10 万人民元以上 100 万人民元の過料を科すことができ、情状が重い場合、100 万元以上 500 万元以下の過料を科すものとしれている。

エ 商業賄賂を受領する行為への処罰

事業者又はその従業員が取引活動において賄賂を受領した場合、法律、行政法規に規定がある場合、その規定に従い、法律、行政法規に規定がない場合、商業賄賂と同様の処罰の対象（すなわち、監督検査部門が違法所得を没収し、10 万人民元以上 500 万元以下の過料を科し、情状が重い場合、営業許可証を取り消す）になるとされている（本募集稿 29 条）。

(2) 違法行為に対する処罰の内容の調整

ア 虚偽宣伝に対する処罰の内容の調整

虚偽宣伝を行った場合の処罰内容について、現行法 11 条と比べ、違法所得の没収が追加される一方で、過料の下限が「20 万人民元」から「10 万人民元」に引き下げられている（本募集稿 30 条）。

イ 営業秘密侵害行為に対する処罰の内容の調整（本募集稿 31 条）

営業秘密を侵害した場合の処罰内容について、現行法 20 条と比べ、情状が重い場合の過料の下限が「50 万人民元」から「100 万人民元」に引き上げられている。

(4) ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定

① 背景

ICT 技術の急速な発展に伴い、データ、アルゴリズム、プラットフォーム規則などを通

じた不正競争行為は絶えず現れている。

2017 年、全国人民代表大会常務委員会は、反不正競争防止法を改正し、ネットワーク不正競争について 12 条を新設したが、本条は「ネットワーク不正競争規制専門条項」と呼ばれている。

反不正競争防止法 12 条は、インターネット上の不正競争を適切に規制するための法的根拠を与えたと考えられる。

2020 年、全国人民代表大会常務委員会の法執行検査グループより公表された「反不正競争防止法」の検査実施状況に関する報告書によると、ネットワーク不正競争には、ICT 技術やオンラインプラットフォームを通じて行われる既存の不正競争行為（例えば、虚偽宣伝、商業中傷、模倣品の販売など）が含まれるが、広告ブロック、トラフィックハイジャック、ビッグデータ殺熟、ワンクリック詐欺、ユーザ投稿の有料削除をはじめとする複雑かつ高い隠蔽性を備える新しい行為類型も現れている。

2021 年 8 月、国家市場監督管理総局は、「ネットワーク不正競争行為の禁止に関する規定（公開意見募集稿）」¹²⁰を公表したが、この意見募集稿では、インターネット経済の新業態をめぐる不正競争行為を拡充・細分化しており、複数の新型の不正競争行為が挙げられている。

この上で、中国国家市場監督管理総局は、意見募集稿よりネットワーク不正競争の規制範囲・行為類型を更に明確にし、プラットフォーム事業者の責任を一層強化した上で、2024 年 5 月 6 日、「ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定」（以下「暫定規定」という。）¹²¹を公表し、2024 年 9 月 1 日、暫定規定を施行した。

② 主な項目

(1) 既存の不正競争行為の新しい形式の明確化

現行の反不正競争防止法 6 条、7 条、8 条、11 条では、それぞれ混同行為、商業賄賂、虚偽宣伝、商業中傷が規定されている。暫定規定は、反不正競争防止法の関連条項を踏まえ、ICT 技術を通じて行われる上記の不正競争行為の新しい形式を明確にしている。

ア 混同行為

- ・ 暫定規定は、反不正競争防止法 6 条に加えて、一定の影響を有する他人のドメイン名の主体部分やウェブサイト名称、ウェブページ等に類似するマークの無断使用を混同行為に追加した（暫定規定 7 条 1 項 1 号）。

- ・ 暫定規定は、一定の影響を有する他人の「アプリケーションソフト、オンラインショップ、クライアント、ミニプログラム、公式アカウント、ゲーム画面等 Web ページのデザイン、名称、アイコン、形状等が同一又は類似する標識」及び「ネットワークニックネーム、ネットワーク記号、ネットワーク略称等の標識」の無断使用を混同行為に追加した（暫定規定 7 条 1 項 3 号、4 号）。

¹²⁰ 「オンライン不正競争防止暫定規定」と「オンライン不正競争行為の禁止に関する規定(意見募集案)」
<https://fzzfyjy.cupl.edu.cn/info/1079/16371.htm>（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹²¹ インターネット上の不正競争防止に関する暫定規定
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240901_1.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

- ・ 暫定規定は、「他人の商品又は他人と特定の関係があると誤認させる商品の生産販売」を混同行為に追加した（暫定規定 7 条 1 項 5 号）。
- ・ 暫定規定は、混同行為の共同実施に関する規定を新設し、「ネットワーク経営場所等の便宜条件を提供することにより、他の事業者と共同で混同行為を実施すること」が混同行為として明記されている（暫定規定 7 条 1 項 6 号）。
- ・ 暫定規定は、検索キーワードに関する規定を新設し、「無断で一定の影響力を有する他人の商業標識を検索キーワードにして、他人の商品又は他人と特定の関係があると誤認させるおそれのあること」を混同行為に追加した（暫定規定 7 条 2 項）。

イ 商業賄賂

暫定規定は、反不正当竞争防止法 7 条における「財物」の範囲を明らかにし、よく見られる「現金」以外に、物品、オンライン仮想財産及び商品券、ファンド、株式、債務免除等その他の財産権益も挙げられている（暫定規定 10 条 2 項）。

ウ 虚偽宣伝

暫定規定は、反不正当竞争防止法 8 条に基づき、事業者が、オンラインマーケティング手段、及びデータ偽造を通じた虚偽宣伝、又は誤解を招く商業宣伝を行ってはならないと規定している（暫定規定 8 条、9 条）。

エ 商業中傷

暫定規定は、反不正当竞争防止法 11 条を踏まえて、商業中傷に関する規制範囲を拡大し、競争相手の商業上の名誉、商品の信用に損害を与えるおそれがある行為を規制範囲に盛り込んだ。

また、インターネット上の商業中傷の手段として、(a) 悪意評価、(b) 虚偽情報又は誤解を招く情報の流布、(c) 虚偽情報又は誤解を招く情報を含むリスク提示、顧客への通知、警告状若しくは告発状の伝達という 3 つの行為類型が挙げられており、包括的な条項も設けられている（暫定規定 11 条 1 項）。

さらに、暫定規定 11 条 2 項では、商業中傷の共同実施に関する禁止規定が追加され、「クライアント、ミニプログラム並びに公式アカウントの運営者、及びコメント投稿サービスを提供する組織又は個人」が故意に事業者と共同で商業中傷を実施してはならないことが規定されている。

(2) ネットワーク不正競争行為類型の追加

ア 悪意遮断

2013 年以降、中国の大手 IT 企業の間で、悪意遮断を通じた商戦が激化されている。その具体的な方式として、検索ボックスで競争相手の検索サービスをブロックすることや、アプリ内で共有リンクを通じて競争相手のページを直接開けないように設定することが挙げられている。

暫定規定 17 条により、事業者は、特定の事業者より適法に提供される情報の内容及びページをブロック・遮断し、他の事業者より適法に提供されるネットワーク製品又はサービスの正常な運行を妨害・破壊し、公平な市場競争秩序を乱す場合、不正競争行為に該当す

る。

イ 二者択一

「二者択一」とは、事業者が自社のプラットフォームに出店する企業等に対し、競合他社への出店を禁止することを強要する行為をいう。中国の独占禁止法や不正競争防止法に関連する法令においては、上記行為に対する規制が定められている。実務上、2021 年、中国の国家市場監督管理総局は、アリババグループによる「二者択一」の強要行為に対して、独占禁止法違反で 182 億 2,800 万人民币元の罰金を科したと発表し、上記罰金額はアリババグループの 2019 年国内売上高の 4%に相当する（国市監処〔2021〕28 号事件）。

暫定規定 18 条では、「二者択一」を行う具体的な手段が明確化されている。事業者は、ユーザの選択に影響を与えること、トラフィック制限、遮断、検索表示順位の降格などを通じて、他の事業者との間の正常な取引を妨害してはならず、又は技術手段を利用することにより、取引先、販売地域若しくは期間、販売促進活動への参加等を制限し、他の事業者の経営選択に影響してはならない。

ウ データの不正取得・利用

暫定規定 19 条では、事業者が技術的手段を通じて、他の事業者が適法に保有するデータを不正取得・利用してはならず、他の事業者より適法に提供されるネットワーク製品又はサービスの正常な運行を妨害・破壊し、公平な市場競争秩序を乱してはならないと定められている。

(3) プラットフォーム事業者の不正競争行為

暫定規定 23 条は、「競争上の優位性が有するプラットフォーム事業者」に対し、より厳しいコンプライアンス要求を定めている。これらのプラットフォーム事業者は、正当な理由がなく、技術的手段を利用し、バックグラウンド取引データやトラフィックなどの情報優位性及び管理規則を濫用し、第三者の経営情報を遮断することや商品展示順位を妨害することなどを通じて不正競争を行い、他の事業者より適法に提供されるネットワーク製品又はサービスの正常な運行を妨害・破壊し、公平な市場競争秩序を乱してはならないと規定されている。ただし、暫定規定には、「競争上の優位性」に関する具体的な定義が定められていない。

暫定規定 24 条は、プラットフォーム事業者がサービス協議書や取引規則などを利用して、プラットフォームにおける事業者（出店企業など）に対し、不合理な制限又は条件の付加を行ってはならないと規定している。

1 1. 知財に係る独占禁止法関連の動向

(1) 背景及び課題

中国の独占禁止法¹²²（以下「独禁法」という）は、2022年6月24日に改正法が公表され、2022年8月1日から施行された。この改正では、旧法の施行から約14年間の法執行や司法実務、社会情勢の変化を踏まえ、特に、事業者集中の審査手続や独占合意に関する法規制の改正、及び行政処罰の強化等の重大な修正が加えられた。

この改正に伴い、2023年において独占禁止法に関する一部の下位法令も改正され、ガイドラインも制定されている。

2022年6月24日に改正された「独禁法」には、知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為に関する改正点はない。

他方、2015年に制定され2020年に改正された「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定」¹²³が、独禁法の改正を受け、2023年8月1日に再度改正された。

また、2024年6月24日、最高人民法院は「独占禁止法上の民事紛争事件の審理における法の適用に関する若干の問題についての解釈」¹²⁴を公表した。この司法解釈は、2022年の独占禁止法の改正¹²⁵を受け、独占禁止に関する司法を強化し、独占禁止法の民事紛争事件を法に基づき公正かつ効率的に審理し、公平な競争秩序を維持することを目的として、作成されたものである。

また、国家市場監督管理総局（SAMR）は、2024年11月8日、「標準必須特許の独占禁止ガイドライン」¹²⁶を公表した。本ガイドラインについては、2023年6月末に意見募集稿が公表されて意見公募手続きがなされていた¹²⁷。

国家市場監督管理総局（SAMR）は、また、事業者集中をさらに細分化し、水平型事業者集中審査を規範し、審査の透明性を向上させるため、国家市場監督管理総局（SAMR）は、2024年6月17日に「水平型事業者集中審査ガイドライン（意見募集稿）」¹²⁸を公表し、2024年7月6日まで意見募集を行った後、2024年12月10日に「水平型事業者集中審査ガイドライン」¹²⁹を公表した。

（2）知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定

¹²² 中華人民共和国独占禁止法
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20220801_jp.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹²³ 知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20230801_1.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹²⁴ 独占禁止法上の民事紛争事件の審理における法の適用に関する若干の問題に関する最高人民法院の解釈
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20240701.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹²⁵ 中華人民共和国独占禁止法
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20220801_jp.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹²⁶ 市場監督管理総局による「標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン」の印刷配布についての通知
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20241108_1.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹²⁷ 標準必須特許分野に関する独占禁止指南（意見募集稿）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20230630_jp.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹²⁸ TMI 総合法律事務所 中国 最新法令情報 2024年6月号
https://www.tmi.gr.jp/uploads/2024/06/28/TMI_China_News_June_2024.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹²⁹ 「水平型事業者集中審査ガイドライン」 国家市場監督管理総局（SAMR）
https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fldzfs/art/2024/art_635d601b816e412e88265f83d4f6794d.html（最終アクセス日：2025年3月7日）。

国家市場監督管理総局は、独占禁止法¹³⁰の改正に伴い、2022年6月27日に「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定」（以下「本規定」という。）の意見募集稿¹³¹を公示し、2023年6月25日、本規定の正式版が公表され、2023年8月1日、「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定」¹³²が改正された。

なお、本規定が施行されると同時に、対応する現行法令である「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定」¹³³（以下「現行規定」という。）が廃止された。

本規定は、現行規定をベースに、改正後の独禁法に基づき、「知的財産権分野に関する国务院独占禁止委員会の独占禁止ガイドライン」¹³⁴（以下「ガイドライン」という。）等の一部を導入しつつ、知的財産分野における独占行為に対してより具体的な規制を課している。

本規定は、現行規定と比較して以下の点で改正されている。

(1) 「独占禁止法」の改正に伴い、知的財産権分野における独占契約の種類の整備、「事業者は、知的財産権の行使を利用して、他の事業者を組織して独占契約を締結させ、又は他の事業者による独占契約の締結に実質的な援助を提供してはならない」の追加（6条）。

(2) 「国务院独占禁止委員会による知識産権分野における独占禁止指南」と適合させるために、セーフハーバーの改正（7条）。

(3) 市場支配力を判断するための考慮事項の追加・詳細化（8条）。

(4) 不当に高い価格や取引拒絶など、知的財産権に関わる濫用行為の判断ルールの詳細化（9条～14条）。

(5) 事業者による知的財産権の行使に正当な理由があるとの配慮要素の追加（20条）。

(6) 知的財産権分野における事業者集中に関する関連規定の追加、知的財産権に関わる事業者集中申告の要件の明示（15条）、審査中の考慮事項及び付加制限条件の具体的な状況の規定（16条）。

(7) パテントプールが独占契約に該当する状況の整備化（17条）、標準必須特許（以下「SEP」と略称する。）の実施許諾における市場支配力の濫用行為に関する規定の整備化（18条、19条）、権利者による差止請求権の濫用に関する特別規定の設定、その具体的な適用条件の規定（19条）など、SEPなどの主要分野における独占禁止規則の整備。

（3）独占禁止法上の民事紛争事件の審理における法の適用に関する若干の問題についての解釈

¹³⁰ 中華人民共和国独占禁止法（2022年改正）

https://www.ohebash.com/jp/newsletter/China%20NL_antitrust.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹³¹ 市場監督管理総局による知的財産権の濫用によって競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定（意見募集稿）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20220627_1_jp.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹³² 知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20230801_1.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹³³ 知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定（2020年改正版）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20201023-2.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹³⁴ 国务院独占禁止委員会による知的財産権分野に関する独占禁止ガイドライン

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20190104_1.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

「独占禁止法上の民事紛争事件の審理における法の適用に関する若干の問題についての解釈」¹³⁵（以下「新司法解釈」という。）は、2024年7月1日より施行された。

主な内容及び関連の条文は以下のとおり。

① 関連市場

原則上、関連市場に関する立証責任は、原告側が負担することになるが、しかしながら、例外として、特定の条件を満たせば、立証責任の免除も可能である。新司法解釈の14条は、立証責任を明確にした同時に、免除の条件を定めるものである。

14条 原告が、訴えの対象である独占的行為が独占禁止法に違反していると主張する場合、通常、独占禁止法15条2項にいう関連市場を定義し、かつ証拠を提供するかまたは十分な理由を説明しなければならない。

原告が、関連市場における被告の市場シェアを理由に、被告が市場支配的地位または顕著な市場支配力を有していると主張する場合、関連市場を定義し、かつ証拠を提供するか十分な理由を説明しなければならない。

原告が、以下のいずれかを直接証明するのに十分な証拠を提出した場合、関連市場の定義についてさらなる立証責任を負わなくてもよい。

- (1) 訴えの対象である独占的協定の事業者が顕著な市場支配力を有していること
- (2) 市場支配的地位の濫用で訴えられた事業者が市場支配的地位を有していること
- (3) 訴えの対象である独占的行為が競争の排除・制限効果を有すること

原告は、訴えの対象である独占的行為が、独占禁止法17条1号～5号及び18条1項1号、2号に規定する状況に該当すると主張する場合、関連市場の定義について証明する責任を負わなくてもよい。

② 独占的協定

新司法解釈の18条は、独占的協同行為該当性の判断要素と立証責任に関する規定であり、20条は医薬品に関する特別規定であり、22条は、独占的協定が競争に対する排除・制限効果の判断基準である。

18条 人民法院は、独占禁止法16条に規定するその他の協同行為について認定する際に、以下の要素を総合的に考慮しなければならない。

- (1) 事業者の市場行為の整合性の有無
- (2) 事業者間の意思疎通、情報交換または伝達の有無
- (3) 関連市場の市場構造、競争状況、市場変化などの状況
- (4) 事業者が行為の整合性について合理的に解釈できるかどうか

原告が18条3項1号及び18条3項2号の予備的証拠または18条3項1号及び18条3項3号の予備的証拠を提供し、事業者が協同行為を行った可能性が高いことを証明できる場合、被告は、証拠提供または十分な説明を行い、その行為の整合性についての合理的な説明を行わなければならない。合理的な説明ができない場合、人民法院は、協同行為が成

¹³⁵ 独占禁止法上の民事紛争事件の審理における法の適用に関する若干の問題に関する最高人民法院の解釈
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20240701.pdf（最終アクセス日：2025年3月7日）。

立すると認定することができる。

本条にいう合理的な説明には、事業者が市場及び競争状況の変化などに基づいて関連行為を独立して行うことも含まれる。

20 条 原告が、後発医薬品の申請者と後発医薬品の専利権者とが締結・実施した協定が以下の条件を同時に満たしていることを証明できる証拠を有し、協定が独占禁止法 17 条に規定する独占的協定に該当すると主張する場合、人民法院はこれを支持することができる。

(1) 後発医薬品の専利権者が、後発医薬品の申請者に明らかに合理的でない金銭またはその他の形態の利益補償を与えたかまたはこれを与えることを約束した場合

(2) 後発医薬品の申請者が、後発医薬品の専利権の有効性について異議を申し立てないかまたは後発医薬品の関連市場への参入を遅らせることを約束した場合。

被告が、前項にいう利益補償が、後発医薬品の専利に関する紛争解決費用を補うためだけのものであることを証明する証拠がある、またはその他の正当な理由がある、もしくは上記協定が独占禁止法 20 条の規定に合致し、それが独占禁止法 17 条に規定する独占的協定に該当しないと主張する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

22 条 人民法院は、独占禁止法 18 条 1 項と 2 項の規定に基づいて訴えられた独占的協定が競争の排除・制限効果を有するかどうかを審査・認定する場合、以下の要素を総合的に考慮することができる。

(1) 被告の関連市場における市場支配力と協定の関連市場に対し類似する不利な競争効果の累積作用

(2) 協定が、市場参入の障壁を高め、より効率的な事業者またはビジネスモデルへの抑制、ブランド間またはブランド内競争の制限などの競争に不利な効果をもたらしているかどうか

(3) 協定がフリーライドの防止、ブランド間競争の促進、ブランドイメージの維持、販売前または販売後のサービスレベルの向上、イノベーションの促進など競争に有利な効果を有し、かつ上記効果の実現に必須であること

(4) その他考慮される要因

提出された事件の証拠によって十分証明できる競争に有利な効果が、明らかに不利な効果を超えるものである場合、人民法院は、上記協定が競争の排除・制限効果を有しないと認定しなければならない。

③ 支配的地位の濫用

28 条は、支配的地位の濫用に関する立証責任についての規定である。被告側に対しても、高度の立証責任を課している。29 条は、支配的地位の有無に関する判断基準であるのに対し、33 条は知的財産権に関する特別規定である。35 条は、市場支配的地位の濫用行為の該当性に対する判断基準である。

28 条 原告は、訴えの対象である独占的行為が独占禁止法 22 条 1 項に規定する市場支配的地位の濫用に該当すると主張する場合、被告が関連市場内において支配的地位を有する

こと及び被告が市場支配的地位を濫用したことについての挙証責任を負わなければならない。被告は、その行為が正当性を有することを理由に抗弁を行う場合には、挙証責任を負わなければならない。

29 条 原告が、事業者が次の各号に掲げる状況のいずれかに該当することを証明する証拠を有する場合、人民法院は、具体的事件における関連市場の構造及び実際の競争状況に従い、関連する市場経済の規律などの経済学の知識と併せて、事業者が関連市場において支配的地位を有すると初步的に認定することができるが、反証するに足る反対証拠がある場合はこの限りではない。

(1) 事業者が長期間にわたって市場競争水準より明らかに高い価格を維持しており、または長期間にわたって商品の品質が明らかに低下しているにも関わらずユーザの大量流失がなく、かつ関連市場における競争、革新及び新規参入者が明らかに不足していること

(2) 事業者が他の事業者より明らかに高い市場シェアを長期間にわたって維持しており、かつ関連市場における競争、革新及び新規参入者が明らかに不足していること

原告は、被告が対外的に発表した情報を、被告が市場支配的地位を有することを証明するための初步的証拠とすることができるが、反証するに足る反対証拠がある場合は、この限りではない。

33 条 人民法院は、独占禁止法 23 条の規定に基づいて訴えの対象である知的財産権濫用事業者の市場支配的地位を認定する際に、以下の要素を重点的に考慮することができる。

(1) 関連市場内における特定の知的財産権の客体の代替可能性、代替客体の数、代替客体への切り替えコスト

(2) 上記特定の知的財産権の使用によって提供される商品の代替可能性と上記商品の市場シェア

(3) 取引の相手方が上記特定の知的財産権を保有する事業者に対して牽制を働かせる能力

(4) 関連市場の革新及び技術的变化状況

(5) その他考慮すべき知的財産権の行使に関連する要素 人民法院は、知的財産権の保有のみを根拠に市場支配的地位を推定することはできないとする事業者の主張を支持するものとする。

35 条 事業者が以下の条件を同時に満たす場合、人民法院はそれが独占禁止法 22 条に規定する市場支配的地位の濫用行為に該当すると判断することができる。

(1) 関連市場における支配的地位を有する場合

(2) 訴えの対象である独占的行為を実施した場合

(3) 訴えの対象である独占的行為は、競争を排除または制限する効果がある場合

(4) 訴えの対象である独占的行為の実施は正当な理由に欠ける場合

(4) 標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン

市場の公平な競争を守り、イノベーションを促進し、経済の効率的運営を向上させ、消費者利益および社会公共の利益を保護するため、国家市場監督管理総局は 2024 年 11 月 8 日、「標準必須特許の独占禁止ガイドライン」¹³⁶を公表した。

「標準必須特許の独占禁止ガイドライン」は全 6 章 22 条から成り、標準必須特許（以下「SEP」という）に関連する概念を明確化し、標準必須特許に関連する独占行為の分析原則および関連市場の定義方法を提示している¹³⁷。また、事前および事中の規制ルールを確立し、事業者の情報開示などのコンプライアンス要件を求めている。さらに、標準の策定および実施過程における独占的な合意や、標準必須特許に関連するパテントプールなどの状況について規定し、事業者に対して明確で具体的な行動指針を提供するとともに、産業のイノベーション発展の推進力を保護することを目指している。

まず、第 1 章（総則）では、上述の目的及び根拠（1 条）に続けて、関連概念（2 条）、分析原則（3 条）、関連市場（4 条）、事前の事中監督の強化（5 条）について説明されている。

次に、第 2 章（SEP に関する情報開示、ライセンス承諾及び誠実交渉）では、その冒頭で、独占禁止法執行機関は、SEP 特許権者が SEP 情報を適時に十分に開示し、公正で合理的で非差別的なライセンス承諾を行い、標準実施者と共同で誠実なライセンス交渉を行うことを奨励することに言及した上で、SEP の情報開示（6 条）、SEP の実施許諾の承諾（7 条）、SEP の誠実交渉（8 条）について説明している。

そして第 3～5 章では、いずれもその冒頭で、独占禁止法や「市場支配的地位の乱用行為の禁止規定」及び「知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限禁止規定」等の関連規定を適用することが言及された上で、具体事例において考慮すべき又は考慮可能な要素などが挙げられている。

第 3 章（SEP に関する独占合意）では、標準の策定及び実施の過程における独占合意（9 条）、SEP プールの独占合意（10 条）、SEP に関するその他の独占合意（11 条）が説明されている。

第 4 章（SEP に関する市場支配的地位の濫用行為）では、市場支配的地位の確定方法（12 条）、SEP の不当に高い実施許諾料（13 条）、SEP の実施許諾の拒絶（14 条）、SEP の抱き合わせ販売（15 条）、SEP に関するその他の不合理な取引条件（16 条）、SEP に関する差別的取り扱い（17 条）、SEP に関する救済措置の濫用（18 条）が説明されている。

第 5 章（SEP に関する事業者の集中）では、SEP を含む事業者集中の宣言（19 条）、SEP に関わる事業者集中の審査（20 条）が説明されている。

最後に、第 6 章（附則）では、ガイドラインの効力（21 条）とガイドラインの解釈と実施（22 条）が設けられ、本ガイドラインは参考に供するものであって強制性はなく、発布日から実施されることが説明されている。

（５）水平型事業者集中審査ガイドライン

¹³⁶ 市場監督管理総局による「標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン」の印刷配布についての通知
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20241108_1.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

¹³⁷ 標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20241115.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 7 日）。

公平な競争の制度と仕組みの整備を推進し、国際的な高水準の経済貿易ルールと積極的に連携を図るため、また、水平型事業者集中の審査をさらに規範化し、事業者集中審査業務の透明性を高め、反独占執行機関が事業者集中による競争への影響を評価する際の予見性を事業者に向上させるために、国家市場監督総局（SAMR）は、2024年12月10日に「水平型事業者集中審査ガイドライン」¹³⁸（以下「本ガイドライン」という。）を公表した。

本ガイドラインは条文と事例を組み合わせた形式を採用しており、全12章87条かつ29の事例からなる。主な取り組みは以下のとおり¹³⁹。

第2章は、執行機関が審査する際、証拠の取得に関する手段、方法、および具体的な証拠の種類を明確化を説明している。

第3章は、異なる種類の事業者集中に関する関連市場の画定方法、及び特別な状況における関連市場の画定に関する考慮要素の詳細化を説明している。

第4章は、市場シェアと市場集中度の定義や役割、市場シェアと市場集中度の測定指標および方法、また市場シェアとHHI指数に基づく事業者集中のセーフハーバー・ルール（一定の条件を満たす場合に、法令違反や罰金の対象にならないとされる範囲を指す）の明確化を説明している。

第5章、第6章は、執行機関が非協調効果（単辺効果）や協調効果の存在を認定する方法や考慮要素の明確化を説明している。

第8章、第9章は、執行機関が市場参入やバイヤーパワーなど独占による損害を排除する要素を認定する方法の明確化を説明している。

第10章、第11章は、集中や独占が発生するおそれのある場合、執行機関が効率、国民経済発展、公共利益や破産などの抗弁要素を認定する方法の明確化を説明している。

¹³⁸ 「水平型事業者集中審査ガイドライン」 国家市場監督管理総局（SAMR）
https://www.samr.gov.cn/zw/zfxgk/fdzdgknr/fldzfes/art/2024/art_635d601b816e412e88265f83d4f6794d.html（最終アクセス日：2025年3月7日）。

¹³⁹ 錦天城ニュースレター 2024年12月号
<https://www.allbrightlaw.com/JP/10531/6b10b12a60d75f87.aspx>（最終アクセス日：2025年3月7日）。

第2章 中国の知財政策

JETRO 北京事務所 知的財産部長
太田良隆

JETRO

国際知財制度研究会
第1回委員会
発票資料

中国の知財政策

2024年11月
日本貿易振興機構
北京事務所 太田良隆

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

本日の内容

1. はじめに
2. 中国の知財政策
3. さいごに

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

2

本日の内容

1. はじめに

2. 中国の知財政策

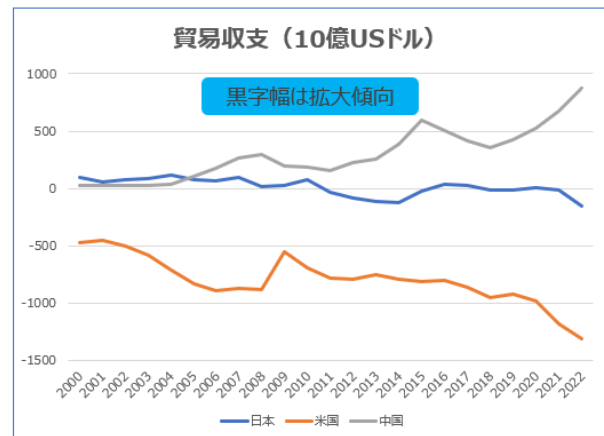
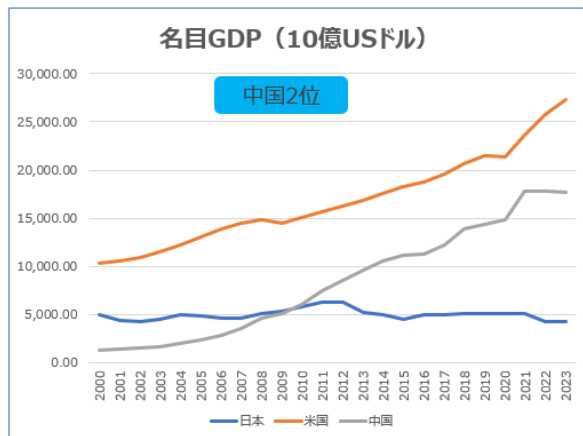
3. さいごに

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

3

中国の経済発展

- ◆ WTO加入（2001年）以降、改革開放を進め**世界第2位の経済発展**を実現。
- ◆ 一方、拡大する貿易収支は**米中貿易摩擦**の原因となるなど国際問題を引き起こしている。



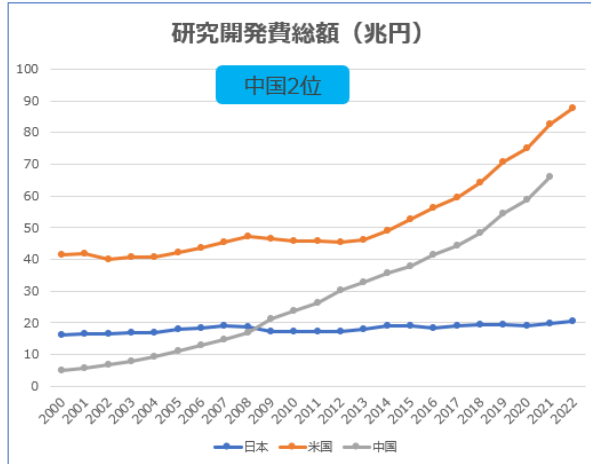
（出所）世界経済のネタ帳（IMF発表ベース）、世界銀行を基にジェトロ作成

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

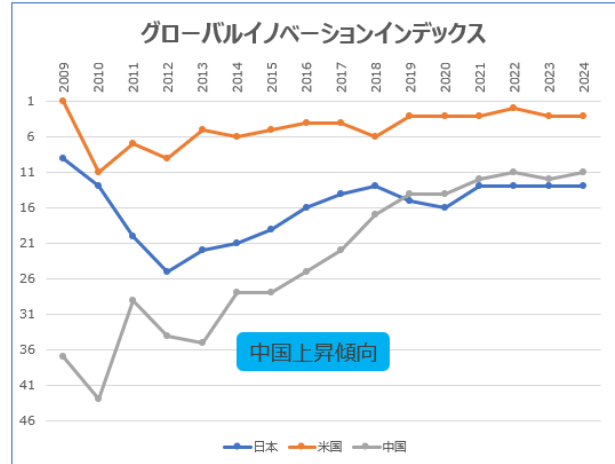
4

中国の技術開発投資とその結果

- ◆ 技術開発は拡大。
- ◆ イノベーションに関する状況が上昇。



(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」の「主要国における研究開発費総額の推移 名目額(OECD購買力平価換算)」を基に、ジェトロが加工・作成



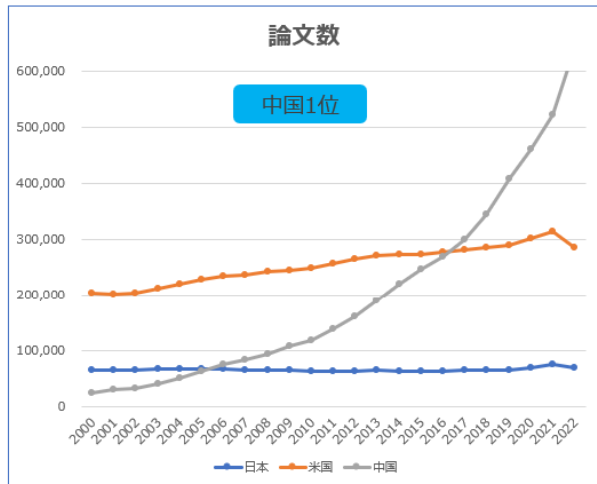
(出典) WIPO Global Innovation Index, WIPO Statistics Databaseを基に、ジェトロが加工・作成

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

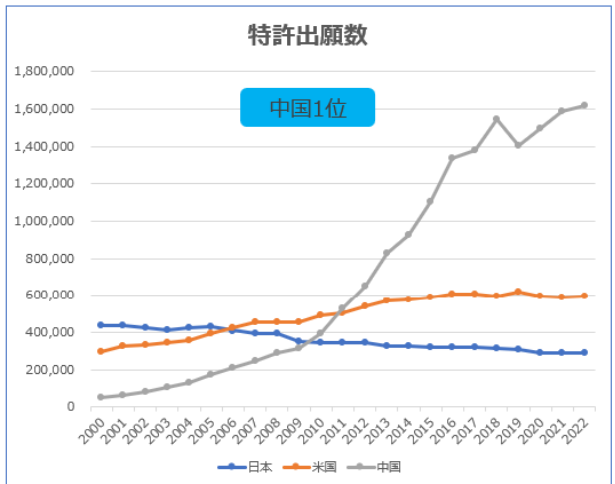
5

中国の技術開発投資とその結果

- ◆ 特許出願数、論文数は世界 1 位。



(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」の「収容国の論文数(分数カウント法による)」を基に、ジェトロが加工・作成



(出典) WIPO Global Innovation Index, WIPO Statistics Databaseを基に、ジェトロが加工・作成

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

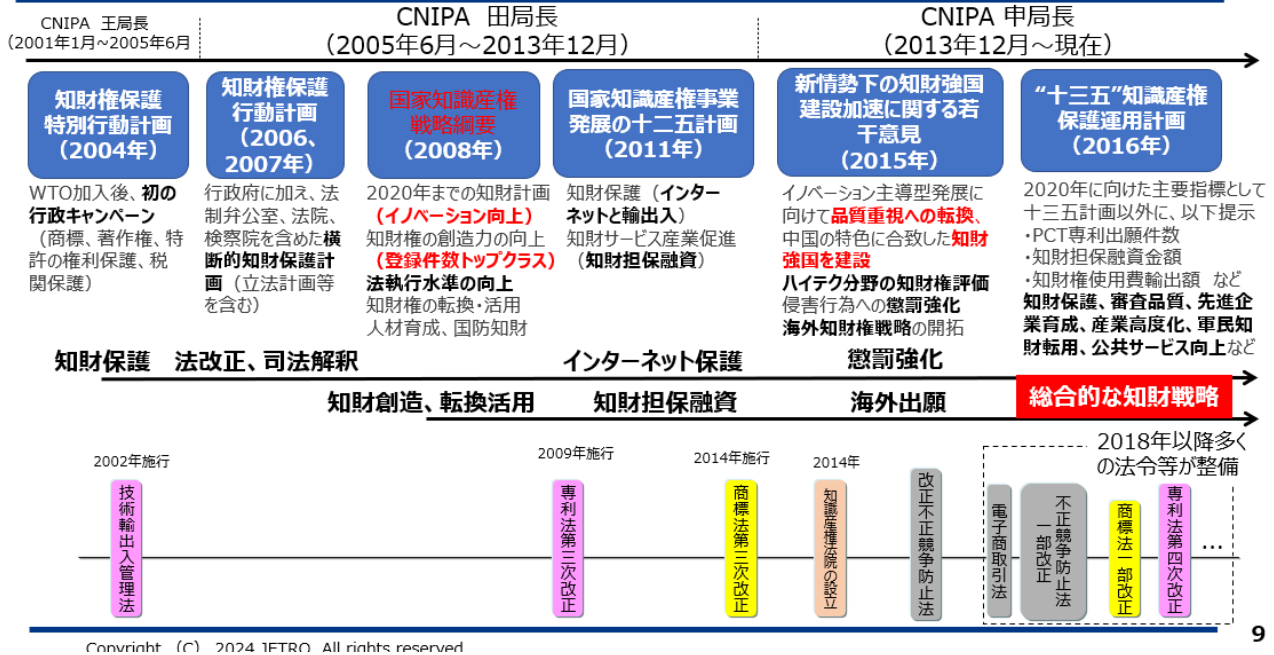
6

- 1. はじめに
- 2. 中国の知財政策
- 3. さいごに

中国における計画経済の振り返り（2001年以降）

	江沢民時代 (2002年11月以前)	胡錦濤時代 (2002年11月～2012年11月)	習近平時代 (2012年11月～現在)	
	第十次5カ年計画 (2001～2005)	第十一次5カ年計画 (2006～2010)	第十二次5カ年計画 (2011～2015)	第十三次5カ年計画 (2016～2020)
イベント	WTO加入（2001年） IIPPF設立（2002年）	リーマンショック（2008年） 北京オリンピック（2008年） 国家中長期科学技術発展 計画綱要（2006年）	中国製造2025 (2015年)	国務院機構改革（2018年） 中米経済・貿易協定（2020年）
計画概要	対外開放の拡大	高度経済成長 (1人当たりGDPを2000年比倍増) R&D支出割合（GDP比2%） 環境保護、省エネ	内需拡大 コア技術競争力を強化 R&D支出割合 (GDP比2.2%)	新常态（ニューノーマル） 一帯一路 R&D支出割合 (GDP比2.5%)
知財計画 部分	有名ブランド、独自知財権 研究開発と知財保護 知財権侵害を罰する	独自知財権 (通信技術、省エネ車、 新薬の知財を特出し) 東部地域での研究開発主導 知財保護の独自章立て	1万人口あたりの発明専利 保有件数3.3件 ハイテク分野の知財創造 知財戦略立案、知財転換 国際知財協力	1万人口あたりの発明専利 保有件数12件 知財強国の建設 知財保護と独占禁止の 執行強化
知財状況	多発する模倣被害	模倣被害の深刻化 行政取締による対応	知財大国から強国へ (出願、模倣、紛争の増大)	品質面への意識 司法解決の増大 (模倣巧妙化)

中国における知財計画の沿革（2001年以降）



9

習近平総書記の発言からみる中国における知的財産の位置づけ

- ◆ 2020年11月30日、習近平総書記は自らが主宰する「中共中央政治局第25回集団学習会」において、知的財産権保護の任務の強化をテーマとして取り上げた。
- ◆ 同集団学習会における発言は、翌年1月発行の中国共産党の理論誌「求是」にも掲載。

中共中央政治局
第25回集団学習会
習近平談話



●イノベーションは発展を導く第一の原動力であり、知的財産権を保護することはすなわちイノベーションを保護することそのものである。

●我々は不足を冷静に認識しなければならない。…知的財産権の全体的な品質と効果・利益は十分に高くなく、高品質で高価値の知的財産権は比較的少ない。…知的財産権分野では依然として権利侵害が多発しやすく、権利侵害が容易で、権利を守ることが難しい現象が存在し、…市場主体は海外の知的財産権紛争に対応する能力が明らかに不足しており、中国企業の海外における知財保護が不十分等である。

●中国は知的財産権導入大国から、知的財産権創造大国へと転換しているところであり、知的財産権工作は、数の追求から質の向上へと転換しているところである。



2022年10月16日 第20回党大会報告

✓ 知的財産権への法的保障を強化し、全面的なイノベーション支援の基礎的体制を整える

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

10

知財分野における中期計画・長期計画

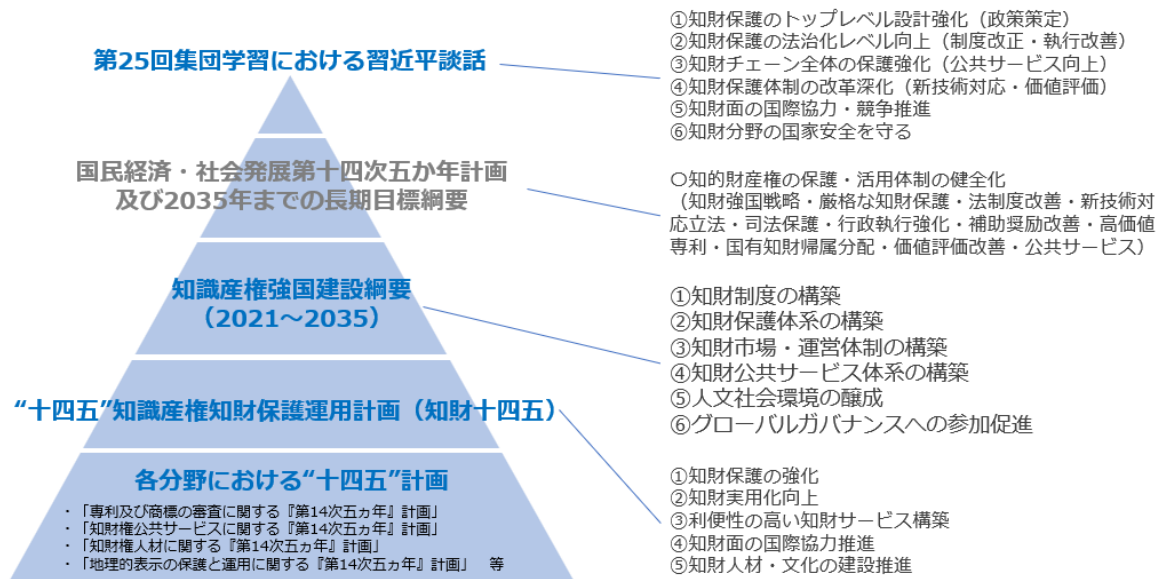
- ◆ 2021年3月に全人代は「国民経済・社会発展第十四次五か年計画及び2035年までの長期目標綱要（十四五）」を採択。
- ◆ 同年9月に知財分野の長期計画である「知識産権強国建設綱要（2021～2035年）」を、同年10月に中期計画である「“十四五”知識産権知財保護運用計画」を相次いで公表。

公表年	公表組織	政策文書名
2008年	国務院	国家知識産権戦略綱要
2014年	国務院弁公庁	国家知識産権戦略行動計画（2014～2020年）
2015年	国務院	新情勢下の知財強国建設加速に関する若干意見
2016年	国務院	“十三五”知識産権保護運用計画
2019年	中共中央弁公庁、国務院弁公庁	知識産権保護強化に関する意見
2020年11月	中共中央政治局	第25回集団学習における習近平談話
2021年3月	全人代	国民経済・社会発展第十四次五か年計画及び2035年までの長期目標綱要（十四五）
2021年9月	中共中央・国務院	知識産権強国建設綱要（2021～2035年）
2021年10月	国務院	“十四五”知識産権知財保護運用計画（知財十四五）
2023年10月	国務院弁公庁	専利転化運用特別行動計画（2023-2025年）

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

11

各重要政策文書の位置づけ



Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

12

第14次5カ年計画（2021年3月）における知財政策の位置づけ

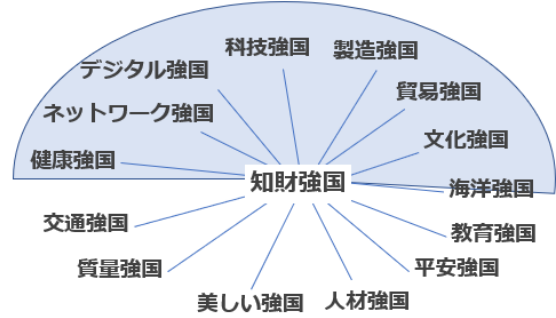
- ◆ 1953年以来、当時のソビエト連邦において採用されていた計画経済システムの導入を図り、5カ年計画の作成・数値目標の設定を行ってきた。
- ◆ 2021年3月の第13期全国人民代表大会（全人代）第4回会議において、「第14次5カ年（2021～2025年）計画と2035年までの長期目標綱要」が審議・採択された。
- ◆ 2021年から2025年までの5年間の経済・社会発展の主要目標を列挙するもので、同期間における20項目の主要目標が含まれる。
- ◆ 全体19編65章(146頁) からなり、第2篇第7章「科技创新のための制度構造改革」において、「知財保護・活用」に言及がある。

第14次5カ年計画における「知財保護・活用体制」に関する言及

第2篇第7章第2節 知的財産権の保護・活用体制の健全化（抜粋）

- 知的財産権強国戦略を実施し、厳格な知的財産保護制度を実施し、知的財産権関連法令を整備し、**新分野・新産業における法令の制定を推し進める。**
- 知的財産権の司法保護と行政執行を強化し、権利保護のための仲裁、調停、公証、権利保護支援のシステムを改善する。
- **知的財産権侵害の懲罰的賠償制度を改善し、損害賠償の強度を高める。**
- **高価値特許をよりよく保護し、資金補助奨励政策や評価・査定に係るメカニズムの最適化を図り、専利集約型の産業を育成する。**
- 知的財産権の保護と活用のための公共サービスプラットフォームを構築する。

知財政策はイノベーション・クリエイティブ関連を中心に
中国政府が掲げるあらゆる「強国」政策に関連



〔出所〕 Science Portal China, 「中国の国家計画と政策制定プロセス—第14次5カ年計画と2035年長期目標の要旨」及び知財強国綱要を基にJETRO作成 (https://spc.jst.go.jp/experiences/special/economics/economics_2126.html)

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

13

【参考】 高価値発明専利、専利集約型産業とは

高価値発明専利

- ✓ 戦略性新興産業の発明専利
- ✓ 海外ファミリーを有する発明専利
- ✓ 維持期間が10年を超える発明専利
- ✓ 比較的高い担保融資金額を実現した発明専利
- ✓ 国家科学技術奨あるいは中国専利奨を受賞した発明専利

- ① 次世代情報技術
- ② デジタル・クリエイティブ
- ③ ハイテク機器製造
- ④ バイオ
- ⑤ 省エネ・環境保護
- ⑥ 新エネルギー
- ⑦ 新エネルギー車
- ⑧ 新素材

専利集約型産業

- ✓ 知識産権（専利）集約型産業統計分類（2019）（※）において定義
- ✓ 国民経済産業分類（GB/T 4754-2017）に対応して知識産権（専利）集約型産業の統計範囲を確定

（※） http://www.gov.cn/gongbao/content/2019/content_5419213.htm

- ① 情報通信技術製造業
- ② 情報通信技術サービス業
- ③ 新装備製造業
- ④ 新材料製造業
- ⑤ 医薬医療産業
- ⑥ 環境保護産業
- ⑦ 研究開発、設計及び技術サービス業

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

14

知識産権強国建設綱要（2021～2035）

- ◆ 2021年9月22日、中国共産党中央委員会と國務院は、「知識産権強国建設綱要（2021～2035 年）」を公表した。
- ◆ 本綱要は、2008年6月に國務院から発表された「**国家知識産権戦略綱要**」を **13年ぶりに更新する中国知財政策の長期計画**であり、「第14次5カ年計画」における長期目標年に合わせて2035年を目標年として設定している。
- ◆ 本綱要の個別項目は大きく6つの項目に分類され、さらに細分化された目標が示されている。全体として、概ね十四五綱要の知財関係箇所や習近平談話と重複又は詳細化する内容となっている。

中国が直面する知財面の課題に対応する「知識産権強国建設綱要」の各政策項目

個別課題	課題カテゴリー	政策項目
・ 出願の急増の弊害 ・ 依然として多い知財侵害 ・ 新技術・ビジネスの急成長 ・ 活用されない大学・中小の知財	①国内問題 （自立自強、自主創新）	①知財制度の構築 ②知財保護体系の構築 ③知財市場・運営体制の構築 ④知財公共サービス体系の構築
・ 中国企業の海外展開拡大・米中対立	②国際問題 （グローバルガバナンス、国際連携確立）	⑤人文社会環境の醸成 ⑥グローバルガバナンスへの参加促進

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

15

知識産権強国建設綱要（2021～2035）の進捗

- ◆ 中国政府の評価によると、**知財強国建設指数**は120.0に達し、2021年の基準値より年平均9.6%増加
- ◆ 6つのサブ指数のスコアはいずれもプラス成長を達成
- ◆ 各地域の知財発展指数は全体的に改善（平均値と中央値はいずれも上昇）

	2021年 (初年度)	2022年	2023年	増加幅
①知財制度構築指数	100	112.4	117.8	+5.4
②知財保護体系指数	100	119.3	122.1	+2.8
③知財市場運営体制指数	100	114.8	118.4	+3.6
④知財公共サービス体系指数	100	117.5	122.7	+5.2
⑤知財人文社会環境指数	100	121.3	125.5	+4.2
⑥知財グローバルガバナンス参加指数	100	114.1	115.3	+1.2
知財強国建設指数	100	116.3	120.0	+3.8

(出所) 国家知識産権局「2023年中国知的財産権強国発展報告」を基にジェトロ作成

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

16

“十四五”知識産権知財保護運用計画（知財十四五）

- ◆ 2021年10月28日、国務院は、「第十四次五カ年計画（十四五）期間における国家知的財産権保護と運用計画」を公表した。
- ◆ 本計画は、中期目標である「第十四次五カ年計画（2021年～2025年）」の知財特化版であり、2016年12月に作成された「十三五期間における国家知的財産権保護と運用計画（2016年～2020年）」の更新版となる。
- ◆ 知財十四五の5つの重点任务：①知的財産権保護を全面的に強化し、全社会のイノベーション活力を奮い立たせる、②知的財産権の移転・転化の効果を向上させ、実体経済のイノベーション発展を支える、③イノベーションを促進し、国民により良い利益をもたらすために、ユーザーフレンドリーな知的財産権サービス体系を構築する、④知的財産権の国際協力の推進、サービス解放型の経済発展、⑤知的財産権の権利者の人材と文化の建設を推進し、事業発展の基礎を固める

「十四五」期間の知的財産権発展に関する8つの主要指標

	2020年 (基礎値)	2021年 (実績値)	2022年 (実績値)	2023年 (実績値)	2025年 (目標値)
1.人口1万人当たりの高価値発明特許の保有件数(件)―①	6.3	7.5	9.4	11.8	12
2.海外発明特許授權量(万件)	4	4.6	5	—	9
3.知的財産権担保融資の登記額(億元)―②	2180	3098	4869	8540	3200
4.知的財産権使用量の年間輸出総額(億元)	3194.4	3784	3873	3765	3500
5.特許集約型産業の付加価値のGDPに占める割合(%)―③	11.6	11.97	12.44	12.71	13.0
6.版權産業の付加価値のGDPに占める割合(%)―④	7.39	7.39	7.41	7.41	7.5
7.知的財産権保護に対する社会満足度(分)	80.05	80.61	81.25	82.04	82
8.知的財産権民事第一審案件服判息訴率(%)―⑤	—	90.5	89.8	91.9	85

注：
①「人口1万人当たりの高価値発明特許の保有件数」とは、人口1万人当たりの本国の住民が所有し、国家知識産権局の授權を経て下記のいずれかの条件に適合する有効な発明特許の数量を指す：1.戦略的新興産業の発明特許；2.海外にファミリー專利權を有する発明特許；3.維持期間が10年を超える発明特許；4.比較的高い質權設定融資金額を実現する発明特許；5.国家科学技術賞、中国專利賞を獲得する発明特許。
②「知的財産権担保融資の登記額」とは国家知識産権局が登録した知的財産権担保融資の登記額を指す。
③④は前年の値である。
⑤「服判息訴率」は、判決に従い更なる訴えをしないことを意味し、第一審案件に対して上訴しない割合を指標化したものと考えられる。

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

17

專利及び商標審査に関する十四次五カ年計画（2021～2025年）

- ◆ 2022年1月20日、中国国家知識産権局（CNIPA）は、「專利及び商標の審査に関する『第14次五カ年計画』」を公表。
- ◆ 本計画は、「知財十四五」等に基づいて策定された第14次五カ年計画期間（2021～2025年）における專利・商標審査業務に関する中期計画として、2025年までの發展目標や主要な目標達成指標、CNIPAの主要任務等を示している。

主要な指標

	2020年の基礎値	2025年の予測値
特許審査周期（※1）	20 か月	15 か月
專利無効審判請求結審周期	6 か月	6 か月
專利審査の質に対する利用者満足度指数	85.4	85 以上
特許審査終了の正確率（※2）	92.2%	95%
一般的な状況での商標登録周期（※3）	8 か月	7 か月
商標譲渡の第一次審査周期	2 か月	1 か月
商標変更と更新の第一次審査周期	1 か月	15 日
商標異議申立案件の審査周期	14 か月	10 か月
商標拒絶審査不服審判案件の審理周期	6 か月	5.5 か月
商標無効審判請求の審理周期	10 か月	10 か月
商標登録実体審査の合格率（※4）	95%	97%

2025年までの發展目標

2025年までに專利・商標の審査業務が担うべき役割として、「新分野・新業態の發展に伴う需要に迅速かつ効果的に対応し、出願件数の合理的な増加に対する指導的な役割を効果的に發揮し、イノベーションに対する促進作用をさらに際立たせること」を挙げ、發展のための目標として以下を掲げている。

- ① 出願件数を合理的に増加させつつ、出願の質を持続的に好転させる
- ② 審査の質を着実に高め、審査の効率を絶えず高める
- ③ 審査サービスをさらに最適化し、基礎的な保障を絶えず強化する
- ④ 審査業務の国際協力を絶えず深化させる

※1：特許出願の実体審査の発効日から初回の權利付与決定の日までに要する平均審査期間
※2：抽出検査を行った発明終了案件のうち、終了が正確であった案件の割合が、抽出検査を行った案件の総数に占める割合
※3：一般的な状況に符合する商標登録出願について、商標登録出願日から商標登録公告日まで。一般的な状況とは、商標登録出願の手続きが整い、受理後に審査を経て法に基づき直接予備的査定公告又は拒絶がなされ、かつ拒絶審査不服審判、異議申立審査などの後続手続きのない場合をいう
※4：抽出検査で合格した商標案件の総数が、抽出検査を行った商標案件の総数に占める割合

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

18

知財活用活性化

- ◆ 2023年10月、国務院弁公庁が、「**専利転化運用特別行動計画（2023-2025年）**」を公表。
- ◆ 専利の産業化の推進、イノベーション成果の現実的な生産力への転化の加速が目的。

一、全体要求

- ✓ 高価値専利の産業化を促進する。
- ✓ 大学や科学研究機関の専利の産業化率を大幅に上昇させ、専利を含む技術契約高を全国で8000億元に到達させる。
- ✓ ハードテクノロジーに重点を置き、専利を使いこなす多くの企業が成長・拡大し、重点産業分野における知的財産権の競争優位が加速され、届出認定された専利集約型製品の生産額が1兆元を突破する。

二、専利産業化を強力に推進し、専利価値の実現を加速する。

- (一) 大学と科学研究機関の既存専利を整理・活性化
- (二) 専利の産業化を通じて中小企業の成長を促進
- (三) 重点産業における知財権のチェーン強化・高効率化の推進
- (四) 専利集約型製品の育成と普及

三、転化の主な障害を取り除き、内発的動機の利用を刺激する。

- (五) 大学と科学研究機関における専利転化のインセンティブ強化
- (六) 専利の質を高め、専利専門化を促進する政策方向の強化(注)
- (七) 転化運用を促進するための知的財産権保護の強化

四、知的財産権の要素市場を育成し、良好なサービスエコシステムを構築する。

- (八) 高水準の知的財産権市場システムの構築
- (九) 知的財産権に対する多様な金融支援の促進
- (十) 専利転化運用のサービスチェーンの改善
- (十一) 知的財産権要素の国際流通の円滑化

五、組織保障の強化と良好な環境づくり。

- (十二) 組織実施の強化
- (十三) パフォーマンス評価の強化
- (十四) 投資保障の強化
- (十五) 良好な環境の構築

(注) 専利に関する評価において、各地域・関連部門は、専利の質と転化運用の方向性を強調し、専利出願件数に関する拘束力のある指標の設定を避け、財政援助・奨励政策は単純に専利件数と連動させてはならない、等。

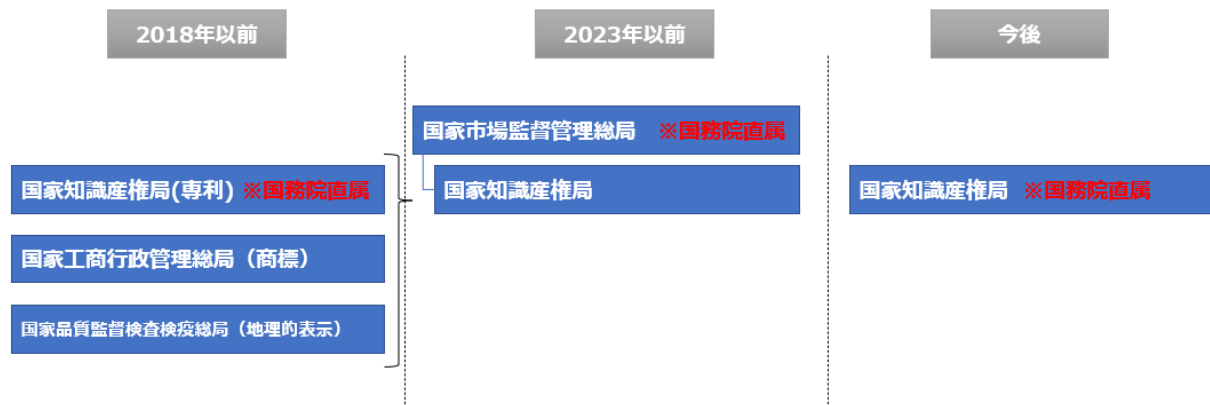
(出所) 国務院弁公庁「専利転化運用特別行動計画（2023-2025年）」を基にシトロ作成

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

19

国家機構改革 ～国家知識産権局が国務院直属へ～

- ◆ 2023年3月、中共中央・国務院は、「**党・国家機構改革方案**」を発表。
- ◆ **国家知識産権局（CNIPA）は、国家市場監督管理総局（SAMR）の管理する「国家局」から、「国務院直属機構」へ、再編。**
- ◆ 専利や商標等の法執行は、市場監督管理局が引き続き担当（CNIPAの指導を受ける）。



Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

20

本日の内容

1. はじめに
2. 中国の知財政策
3. さいごに

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

21

中国知財の今後の方向性

- ◆ 習近平談話や中長期計画に基づき、**知財強国**や**知財保護**による**イノベーション支援**が実現・実施されていくと考えられる
- ◆ 不正出願や模倣品等の依然として存在する問題についても、どのように解決していくかには注目していく必要がある



Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved

22

以上

第4部 伝統的知識に係る議論に関する調査

第1章 諸外国における TK 保護制度

第1節 背景

2024 年後半から「WIPO の知的財産と遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会」（以下、「WIPO/IGC」という。）において伝統的知識の保護に関する議論が活発化する見込みであるところ、各国における伝統的知識の取扱い・保護の動向を把握することで、バランスの取れた保護を図るための意見形成を行い、我が国の産業の発展に資する方針・内容で対応することが可能とする必要がある。

第2節 伝統的知識の定義

伝統的知識（Traditional Knowledge: TK）は、国際的に公認されている統一された定義をまだ持たないが、一般的に以下のように理解されている。

「伝統的」とは、知識がコミュニティの伝統を反映する方法で生成されることを意味し、それは世代を超えて集団的に作り上げられ維持されるものであり、したがって、「伝統」とは必ずしも「古くなっている」ことを意味するものではなく、知識が生成、保存、及び伝達される方法と関連する¹。

WIPO によれば、「伝統的知識」とは、コミュニティ内で持続、維持され、代々伝わる知識、ノウハウ、技術及び慣行を意味し、様々な文化又は信仰の一部を形成する。一般的な意味における伝統的知識は、知識自体の内容だけでなく、伝統的な知識と関連付けられる独特な記号、シンボル及び伝統的な文化表現を含む。狭義の「伝統的知識」とは、知識それ自体、特に伝統的な文脈における知的活動から得られる知識を指し、ノウハウ、慣行、技術及びイノベーションが含まれる。このような伝統的な知識は、農業、科学、技術、生態学、医薬、及び生物多様性に関連する知識を含んだ多様な文脈の中で見つけることができる²。

伝統的知識の一般的な特性として、新規性がないため知的財産権の一般的な性質と区別され、知識自体がほとんど従前に伝承され、明確な所有関係を把握することが困難である。また、知識が生成された時期、すなわち単純に大昔に作られたというだけでない人間の生存と共に時間の流れに伴い付随的に作られた方法の意味し、自然体系に近く接して生きている人間の集団に属して存在し、特定の地域、文化、社会と連関して文化的に表現され発

¹ WIPO, Intellectual property and traditional medical knowledge, “background brief no.6”2 頁を参照。
<https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-rn2023-5-6-en-intellectual-property-and-traditional-medical-knowledge.pdf>
（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

² WIPO の遺伝資源等政府間委員会（Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore, GRTKF）, Glossary of Key Terms Related to Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Traditional Cultural(August 27 to 31, 2018), WIPO/GRTKF/IC/37/INF/7 40 頁を参照。
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_grtkf_ic_37/wipo_grtkf_ic_37_inf_7.pdf
（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

展してきた知識であり、地域共同体がニーズに基づき毎日活発に新たな伝統的知識を作り出すという特性を持つ³。

また、伝統的知識は、生態学的、社会経済的、文化的環境により生成された実践的な知識であり、人間中心的、動的、経験的であり、次の世代に伝えられ、文化的価値を通じて多様性を促進し、地域資源に価値が付与された資源再生産的な特性を有する⁴。

さらに、伝統的知識は、精神的要素と実用的要素が互いに混合された複雑な要素を持ち、文化的表現と技術的側面において多様な形態を含み、伝統的知識に対する全体的、体系的な特性を把握するためには文化的背景に対する理解が求められるという非形式的な特性を有する⁵。

上記のとおり、一般的に伝統的知識は、新規性がないため既存の知的財産権とは異なり、知識自体が非体系的なものがほとんどであり、データ化されておらず、口頭による伝承が一般的であるため、明確な所有関係を把握することが困難といった特性がある。

第3節 調査対象国・地域の保護制度の概要

1. 主要国の保護制度の概要及び最近の動向

13の調査対象国・地域等は、以下のとおりである。

インド、タイ、インドネシア、フィジー、南アフリカ、ケニア、ザンビア、エチオピア、ブラジル、エクアドル、スイス、メキシコ、スワコプムントプロトコル

これらの国・地域等における保護制度の概要及び最近の動向について、以下に示す。

	国・地域名等	保護制度	最近の動向 ⁶
1	インド	○2002年生物多様性法 ⁷ （2023年8月） ○2004年生物多様性規則 ⁸ （2024年10月） ・生物資源の取得の機会並びに関連する知識及び利益配分に関するガイドライン規則 ⁹ （2014年11月） ・インド特許法 ¹⁰ （2021年8月）	環境省の和訳に基づいて一部制度の名称を修正し、条文リンクを追加

³ WIPO, GRTKF, Review of Existing Intellectual Property Protection of Traditional Knowledge(June 13 to 21, 2002), WIPO/GRTK/IC/3/7 11 頁を参照。

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_grtkf_ic_3/wipo_grtkf_ic_3_7.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁴ WIPO, GRTKF, Matters Concerning Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore-an overview(April 30 to May 3, 2001), WIPO/GRTKF/IC/1/3 4 頁を参照。

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_grtkf_ic_1/wipo_grtkf_ic_1_3.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁵ WIPO, GRTKF, Elements of a Sui Generis System for the Protection of Traditional Knowledge(June 13 to 21, 2002), WIPO/GRTKF/IC/3/8 5 頁を参照。

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_grtkf_ic_3/wipo_grtkf_ic_3_8.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁶ 「3. 諸外国の伝統的知識の保護制度」にてアンダーラインで示す。

⁷ <https://egazette.gov.in/WriteReadData/2023/247815.pdf>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁸ http://nbaindia.org/uploaded/pdf/BD_Rules.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁹ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/India_ABS_Guideline_2014.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹⁰ 特許庁和訳：

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-tokkyo.pdf>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

		・インド特許規則¹¹（2021年9月） ・伝統的知識及び生物由来物質に関する特許出願処理についてのガイドライン¹²（2012年12月）	
2	タイ	◎植物品種保護法¹³（1999年） ◎伝統医薬及び知識の保護と促進に関する法律¹⁴（1999年） ・無形文化遺産の促進と保全法¹⁵（B.E.2559（2016）（セクション3、4）） ・2010年行政規則（B.E.2553） ・2015年行政規則（B.E.2558） ・2016年行政規則（B.E.2559） ○特許法の一部を改正する法律案（2022年1月知的財産局告示第23/2565号）¹⁶	一部制度名称の修正、条文リンクの追加
3	インドネシア	◎共同知的財産に関する2022年インドネシア共和国政府規則第56号 ・天然資源及び環境の管理における地域知識の尊重と保護に関する森林環境省規則2017年第P34号 ・2016年第13号特許法（2024年改正）¹⁷ ・先住民の権利の尊重と保護に関する法案 ・地域社会の慣習法	規則第56号（2022年）追記、インドネシア共和国法第65号2024年（2016年第13号特許法の第3回改正について）
4	フィジー	・暫定措置と権利の管理：伝統的知識の保護に関する条文草案¹⁸（2016年9月） ・環境管理法¹⁹（2005年） ・森林令²⁰（1992年）	新規

¹¹ 特許庁和訳：

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-tokkyo_kisoku.pdf

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹² ジェトロ仮訳：

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/tradknowledge_draft_ip.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹³ https://www.moac.go.th/law_agri-files-422891791124（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹⁴ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/179713>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹⁵ <https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2559/A/019/1.PDF>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹⁶ https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/onepoint/udaenk00000083j2-att/onepoint_034_1.pdf

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹⁷ https://jdih.dgip.go.id/produk_hukum/inventaris/2024（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹⁸ WIPO 資料：

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_ip_tk_ge_2_16/wipo_ip_tk_ge_2_16_presentation_19vakadewabuka.pdf

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹⁹ http://www.paclii.org/fj/legis/num_act/ema2005242/（最終アクセス日：2025年3月14日）。

²⁰ <http://faolex.fao.org/docs/texts/fij2912.doc>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

		○著作権法²¹（2019年7月） ○特許法²²（2021年） ○商標法²³（2021年）	
5	南アフリカ	◎2004年国家環境管理：生物多様性法²⁴（2004年6月） ◎バイオプロスペクティング、アクセス及び利益分配に関する規則（R137 同規則の施行；R138 同規則；R149 適用除外）²⁵（2008年2月） ◎先住民の知識の保護、促進、開発及び管理に関する法律、2019（2019年8月）²⁶ ○特許改正法 2005 年法律第 20 号（2005 年 12 月） ○1978 年特許規則²⁷（2007 年 12 月） ・2013 年第 28 号知的財産の法の一部を改正する法律 ・2015 年通知第 447 号バイオプロスペクティング、アクセス及び利益分配に関する規制の改正（2015 年 5 月）	環境省の和訳に基づいて一部制度の名称を修正し、条文リンクを追加
6	ケニア	◎伝統的知識及び文化的表現保護法 2016 年第 33 号²⁸（2016 年 9 月） ・環境管理・調整法²⁹（1999 年） ・2006 年環境管理・調整（生物多様性及び資源の保全、遺伝資源へのアクセス並びに利益分配）規則³⁰（2006 年）	環境省の和訳に基づいて一部制度の名称を修正し、条文リンクを追加

²¹ <https://www.laws.gov.fj/Acts/DisplayAct/1108>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

²² <https://www.laws.gov.fj/Acts/DisplayAct/3267#>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

²³ <https://www.laws.gov.fj/Acts/DisplayAct/3278#>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

²⁴ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/South_Africa_Biodiversity_Act_no10_2004.pdf

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

²⁵ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/South_Africa_ABS_Regulation_nor137_r138_r149_2008.pdf

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

²⁶ https://www.gov.za/sites/default/files/gcis_document/201908/4264719-8act6of2019protectpromodevelopmanagementindigenouknowledgeact.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

²⁷ https://www.saflii.org/za/legis/consol_reg/pr1978200/index.html（最終アクセス日：2025年3月14日）。

²⁸ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_03/Kenya_TK_Act_no_33_2016.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

²⁹ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Kenya_Environment_Law_no8_1999_select.pdf

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

³⁰ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Kenya_Environment_ABS_Regulation_no160_2006.pdf

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

		・天然資源（利益配分）法案³¹（2022年8月） △スワコプメントプロトコル（署名済み、未批准）	
7	ザンビア	◎2016年第16号伝統的知識、遺伝資源及び伝統的文化表現の保護法³² ○2016年第40号特許法 ＊スワコプメントプロトコル（締約国）	
8	エチオピア	◎遺伝資源及びコミュニティの知識へのアクセス並びにコミュニティの権利に関する法律³³（法律第482/2006号）（2006年2月） ・遺伝資源及びコミュニティの知識へのアクセス並びにコミュニティの権利に関する規則³⁴（規則第169/2009号）（2009年11月）	環境省の和訳に基づいて一部制度の名称を修正し、条文リンクを追加
9	ブラジル	◎法令第13,123/2015号³⁵（2015年5月） ◎政令第8772号³⁶（2016年5月） ・通信第147号³⁷（2015年5月） ・2013年第69号INPI決議 ○ブラジル産業財産法³⁸（2021年9月）	環境省の和訳に基づいて一部制度の名称を修正し、条文リンクを追加
10	エクアドル	◎知識、創造及びイノベーションの社会経	環境省の諸外国

³¹ <http://www.parliament.go.ke/sites/default/files/2023-08/Senate%20Bill%20no6%20on%20the%20Natural%20resources%20benefit%20sharing%20bill%202022.pdf>
（最終アクセス日：2025年3月14日）。

³² <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16181>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

³³ 環境省の和訳：
https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Ethiopia_ABS_Proc_no482_2006.pdf
（最終アクセス日：2025年3月14日）。

³⁴ 環境省の和訳：
https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Ethiopia_ABS_Reg_no169_2009.pdf
（最終アクセス日：2025年3月14日）。

³⁵ 環境省の和訳：
https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Brazil_ABS_Law_no13123_20150520_rev2.pdf
（最終アクセス日：2025年3月14日）。

³⁶ 環境省の和訳：
https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Brazil_ABS_Law_no_8772_2016.pdf
（最終アクセス日：2025年3月14日）。

³⁷ 環境省の和訳：
https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Brazil_ABS_Law_Vetoes_no147_20150520.pdf
（最終アクセス日：2025年3月14日）。

³⁸ 特許庁の和訳：
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/brazil-sanzai.pdf>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

		済に関する法律³⁹（2016年12月） ・アンデス共同体決議第391号に沿った遺伝資源にアクセスする共通制度の国内規則⁴⁰（2011年10月3日行政布告第905号） ・アンデス共同体決議第391号⁴¹（遺伝資源へのアクセスに関する共通制度）（1996年7月） ◎アンデス共同体決議第486号⁴²（産業財産に関する一般規定）（2000年9月） ・省令034 遺伝資源へのアクセスに関する枠組み契約締結手続きに関する規則⁴³（2015年2月） ・エクアドルナレッジマネジメント規則⁴⁴（2020年12月）	法令データベースにより規定の追記、新規規則の追記
1 1	スイス	◎自然及び景観の保護に関する連邦法（改正法）⁴⁵（2014年3月） ・遺伝資源及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する連邦政府命令（名古屋議定書連邦政府命令）（2015年12月）⁴⁶ ○スイス特許法⁴⁷（2019年4月）	新規
1 2	メキシコ	◎先住民及びアフリカ系メキシコ人のコミュニティ及び人々の文化資産を保護するための連邦法⁴⁸（FANAC）（2022年） ◎名古屋議定書に基づく食料及び農業のた	新規

³⁹ <https://www.gobiernoelectronico.gob.ec/wp-content/uploads/2018/10/Codigo-Organico-de-la-Economia-Social-de-los-Conocimientos-Creatividad-e-Innovacion.pdf>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁴⁰ <https://www.wipo.int/wipolex/es/legislation/details/9446>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁴¹ <https://www.mabs.jp/countries/others/pdf/311j.pdf>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁴² https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ketsugi_486.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁴³ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Ecuador_Ordinance_034_2015.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁴⁴ <https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/es/ec/ec143es.pdf>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁴⁵ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Swiss_LPN_Amendment_Law_2015.pdf

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁴⁶ https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2016/39/en#art_8（最終アクセス日：2025年3月14日）。

環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Swiss_NP_Ordinance_2015.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁴⁷ 特許庁の和訳：

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/switzerland-tokkyo.pdf>

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

⁴⁸ [The Federal Law for the Protection of Cultural Heritage of Indigenous and Afro-Mexican Peoples and Communities \(published in the Official Journal of the Federation on January 17, 2022\), Mexico, WIPO Lex](https://www.wipo.int/wipolex/es/legislation/details/9446)

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

		めの植物遺伝資源へのアクセス申請への対応に関する暫定手続 ⁴⁹ （2017 年）	
1 3	スワコプメント プロトコル	◎伝統的知識及びフォークロアの保護に関するスワコプメントプロトコル ⁵⁰ （2019 年）	最新情報のアップデート

第4節 諸外国の伝統的知識の保護制度

1. インド

インドにおいて、遺伝資源にアクセスするためには事前の同意を得なければならないという必須要件は、従来は政府にのみ適用されるものであった。これに代わる伝統的知識の保護制度を作ろうとする動きが見られたのは、2004 年の生物多様性条約（CBD）の第7回締約国会議（COP7）の開催時である。先進国のユーザーが CBD の利益配分規定に違反しても何ら処罰を受けないという提供者たる発展途上国の不満がきっかけとなり、締約国によるアクセスと利益配分（ABS）に関する国際的な枠組みの交渉が行われた。そして、その成果として 2010 年 10 月に ABS について規定した名古屋議定書が採択された。

（1）伝統的知識保護に関連する主な法律

○2002 年生物多様性法（The Biological Diversity Act, 2002）（2023 年 8 月 3 日施行）⁵¹

インドは、生物多様性法により伝統的知識の保護を図っているが、その前文には以下のように記されている。

本法は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、並びに生物資源及び知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分について、並びにこれらに関連又は付随する事項について定めるものである。

インドが生物の多様性並びにこれらに関連する伝統的及び現代的な知識体系を豊富に備えていることに鑑み、また

インドが 1992 年 6 月 5 日にリオデジャネイロで署名された国際連合の生物の多様性に関する条約の締約国であることに鑑み、また

当該条約が 1993 年 12 月 29 日発効したことに鑑み、また

当該条約が、自国の生物資源に対する諸国の主権的権利を再確認していることに鑑み、また

当該条約が、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を主目的としていることに鑑み、

遺伝資源の保全、持続可能な利用及びその利用から生ずる利益の衡平な配分について規

⁴⁹ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Mexico_Trans_Proce_2017.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁵⁰ https://www.newaripo.online/storage/media/1675335506_Swakopmund-Protocol-on-the-Protection-of-Traditional-Knowledge-and-Expressions-of-Folklore-2019.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁵¹ <https://egazette.gov.in/WriteReadData/2023/247815.pdf>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

定すること、並びに当該条約を実行することが必要であるとみなされている。

○2004 年生物多様性規則⁵²（2024 年 10 月 22 日、同 12 月 24 日施行）

- ・生物資源の取得の機会並びに関連する知識及び利益配分に関するガイドライン規則⁵³（2014 年 11 月）
- ・インド特許法⁵⁴（2021 年 8 月）
- ・インド特許規則⁵⁵（2021 年 9 月）
- ・伝統的知識及び生物学的材料に関する特許出願処理についてのガイドライン⁵⁶（2012 年 12 月）

（２）伝統的知識の定義

生物多様性法、生物多様性規則及び生物資源及び関連する知識へのアクセス及び利益配分規則に関するガイドラインのいずれにおいても伝統的知識の定義なし。

（３）受益者の範囲

2002 年生物多様性法 2 条(a)によれば、「利益主張者」とは、「生物資源及びその副産物を保全する者、並びに当該生物資源の利益に関する知識及び情報、かかる利用及び応用に関連する革新的及び慣例的手法を創造及び保有する者をいう」とある。

また同 3 条によれば、「インド国民でない者」（同条(2)(a)）や「インド国民であって、1961 年所得税法 2 条 30 項に定義される非居住者である者」（同条(2)(b)）、「i インドにおいて法人化又は登記されていないもの、ii 現時点で有効な法律に基づくインドで設立又は登録され、2013 年会社法 2 条 27 項の意味における外国人によって管理されているもの」（同（改正）法 3 条(2)(c)）のうちのいずれの者も、「国家生物多様性局の事前の承認を得ずして、研究若しくは商業利用、又は生物調査及び生物利用のために、インドに存在する生物資源又はそれに関連する知識を入手してはならない」（同条(1)）とあり、非居住者でないインド国民、資本又は経営にインド国民でない者が参与していないインドで法人化又は登録されているものが受益者の範囲である。

（４）保護範囲

- ・生物多様性法の前文では、「インドが生物の多様性並びにこれらに関連する伝統的及び現代的な知識体系を豊富に備えていること」と記されており、生物資源の取得の機会並びに関連する知識及び利益配分に関するガイドライン規則においては「研究のための生物資源又は関連する伝統的知識の取得の機会もしくは研究のための生物学的調査及び生物

⁵² http://nbaindia.org/uploaded/pdf/BD_Rules.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁵³ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/India_ABS_Guideline_2014.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁵⁴ 特許庁和訳：

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-tokkyo.pdf>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁵⁵ 特許庁和訳：

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-tokkyo_kisoku.pdf

（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁵⁶ ジェトロ仮訳：

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/tradknowledge_draft_ip.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

学的利用に関する手続き」が定められており、生物資源に関連する伝統的知識が保護範囲である。

- いかなる個人又は団体も、インド国内で発生、又はインドから取得又はアクセスされた生物資源に関する研究の成果、又はそれに関連する伝統的知識を金銭的報酬又はその他の報酬を得て、国立生物多様性局の事前の書面による承認なく共有又は譲渡してはならない。ただし、知識の普及又は研究論文の出版が中央政府発行のガイドラインに従う場合には、この条項の規定は適用されず、研究成果が更なる研究に使用される場合は、国立生物多様性局へ登録が必要となる（生物多様性（改正）法 4 条）。
- インドの国外の保管庫に保管されているものを含むインドからアクセスされる生物資源に関する研究又は情報、又はそれに関連する伝統的知識に基づく発明について、インド内外を問わず、どのような名称で呼ばれる知的財産権を申請する場合においても、知的財産権の付与前に、国立生物多様性局の事前承認を得なければならない（生物多様性（改正）法 6 条）。
- インド国外の保管庫に保管されているものを含むインドからアクセスされる生物資源に関する研究又は情報、又はそれに関連する伝統的知識に基づく発明について、インド国内又は国外でいかなる名称で呼ばれる知的財産権を請求する者は、そのような知的財産権の付与前に国立生物多様性局に登録しなければならない（生物多様性（改正）法 6 条 1A 項）。
- インド国外の保管庫に保管されているものを含むインドからアクセスされる生物資源に関する研究又は情報、又はそれに関連する伝統的知識に基づく発明について、インド国内又は国外でいかなる名称で呼ばれる知的財産権を取得した者は、商業化の時間で国立生物多様性局の事前の承認を得なければならない（生物多様性（改正）法 6 条）。
- 3 条 2 項における受益者に該当する者は、関係する州生物多様性委員会に事前に通知しなければならない、商業利用のために生物資源及びその関連知識にアクセスする場合、23 条(b)及び 24 条 2 項の規定に従わなければならない。ただし、成文化された伝統的知識、栽培された薬用植物及びその製品、生物多様性の栽培者を含む地域の地元住民及びコミュニティ並びに生計及び生活のための職業としてインドの医療機関を含む先住民族の医療を実践してきたヴァイド（vaid）、ハキム（hakims）及び AYUSH 省への登録の実践者には適用されない（生物多様性（改正）法 7 条 1 項）。
- 栽培された薬用植物の場合、7 条 1 項に基づく免除は、生物多様性管理委員会から規定された方法で原産地証明書を取得した場合に限り適用される（生物多様性（改正）法 7 条 2 項）。
- 生物多様性管理委員会は、保管されている帳簿の記載に基づき、7 条 2 項の規定に基づく原産地証明書を発行する（生物多様性（改正）法 7 条 3 項）。
- 国立生物多様性局は、中央政府の承認を得て、生物資源及びその関連する伝統的知識へのアクセス、並びに利益の公正かつ衡平な分配の決定に関する規則を制定する（生物多様性（改正）法 18 条 1 項）。
- 国立生物多様性局は、承認又は拒絶により、3 条、4 条及び 6 条に規定する活動を規制する（生物多様性（改正）法 18 条 2 項）。
- 国立生物多様性局は、中央政府に代わって、インド国外の保管庫に保管されているものを含めて、インドで発見されたもの、又はインドから持ち出された生物資源、又はアク

セスされたそれに関連する伝統的知識に対する国内外での知的財産権の付与に反対するために必要なあらゆる措置を講じることができる（生物多様性（改正）法 18 条 4 項）。

- ・インド国内又は国外を問わず、6 条 1 項で言及されている特許又はその他の知的財産権を申請する意図を持つ 3 条 2 項で言及された者は、規定された形式及び方法で、料金の支払いをもって、国立生物多様性局に申請することができる（生物多様性（改正）法 19 条 2 項）。
- ・国立生物多様性局は、19 条に基づく承認を与える際に、制定された規則で指定された方法で利益配分を決定する。ただし、国立生物多様性局が、そのような活動が生物多様性の保全と持続可能な利用の目的、又は当該活動から生じる利益の公正かつ衡平な配分に有害又は反すると考える場合は、書面で記録される理由に基づく命令により当該活動を禁止又は制限することができる。さらに、そのような拒絶命令は、関係者に意見を述べる機会を与えることなく行われてはならない（生物多様性（改正）法 19 条 3 項）。
- ・国立生物多様性局は、19 条に基づく承認又は拒絶された全ての詳細を公開するものとする（生物多様性（改正）法 19 条 4 項）。
- ・インド国外の保管庫に保管されているものを含めてインド国内で発見され、又はインドから持ち出された生物資源に関する研究成果又はそれに関連する伝統的知識を、金銭的な報酬又はその他の報酬により 3 条 2 項で定める者に譲渡しようとする個人又は団体は、規定の様式で、規定の料金を支払って、国立生物多様性局に申請しなければならない（生物多様性（改正）法 20 条 1 項）。
- ・国立生物多様性局は、20 条 1 項で規定する研究の成果等に基づく申請を受理した場合、適切と判断する調査を行った後、命令により、利益配分等適切と判断する条件を付して、ガイドラインに従って、又は書面で記録される理由に基づき、承認を与えるか、申請を拒絶することができる。ただし、関係者に意見を述べる機会を与えることなく、拒絶命令を行わない（生物多様性（改正）法 20 条 3 項）。
- ・国立生物多様性局は、20 条に基づく申請についての承認又は拒絶された全ての申請の詳細を公開する（生物多様性（改正）法 20 条 4 項）。
- ・国立生物多様性局が、生物多様性法に基づいて申請への承認又は拒絶を決定する際に、判断されるのは、アクセスされた生物資源やその派生物の使用及び応用に関連するイノベーション、慣行、並びにそれに関連する知識の使用にから生じる利益の公正かつ衡平な配分である（生物多様性（改正）法 21 条 1 項）。
- ・3 条 2 項又は 7 条に該当する個人又は団体が、3 条、4 条、6 条又は 7 条の規定に違反したり、違反を試みたり、違反を教唆したりした場合、その個人は 10 万ルピー以上 50 万以下の罰金を支払う義務を負うものとし、損害が罰金の額を上回る場合、罰金は損害に見合った額とし、違反又は不履行が継続する場合は、1 千万ルピーを超えない追加の罰金を課すことができ、具体的な金額は裁判官によって決定される（生物多様性（改正）法 55 条）。

（５）保護期間

規定なし。

（６）エンフォースメントについての規定及び事例

＜Jeevani に関する事例＞

「Jeevani」は南インドのケララ州のカニ族の部族的医療知識に基づいてインドの研究機関の科学者が開発した薬品である。「Jeevani」はカニ族がその伝統的医療において使用している薬用植物を元にした、回復に役立ち、免疫を増強する抗ストレス、抗疲労剤である。カニ族内では、「Plathis」という部族の治療師が、伝統的な医療知識を伝承し実施する慣習的権利を有している。この知識は、カニ族のメンバー3名からインドの科学者に明かされたものであり、その科学者は、「arogya pacha」というハーブから12の活性化合物を分離し、「Jevaani」という薬品を開発し、その薬品について2件の特許出願（この他、同一の植物について異なる用途の特許）を申請した。この技術はアーユルヴェーダのハーブ処方を商品化しようとしているインドの医薬品製造業者にライセンスされた。TK ベースの薬品「Jevaani」の商品化から得られた利益を配分するために信託基金が設立された。

（７）伝統的知識に関連する紛争事例

＜Neem に関する事例＞

Neem 抽出物は、農作物を襲う何百という害虫や菌病に対して使用することができ、その種子から抽出された油は、風邪や感冒の治療に使用することができ、石けんに混ぜるとマラリア、皮膚病、髄膜炎にも効くとされている。1994年に欧州特許庁（EPO）は、疎水的に抽出した Neem 油を用いる植物上の菌類の制御方法について、米国企業等に特許（EPO 特許第 436257 号）を付与した。1995年に国際 NGO とインドの農業従事者の代表者のグループが、この特許に対する異議申立てを請求し「Neem 種子の抽出物の殺菌効果はインドの農業において何世紀にもわたって知られており、農作物を守るために使用されていることから特許性はない」という証拠を提出した。1999年に EPO は提出された証拠から「現行の請求項のすべての特徴は特許出願前に公知となっており、特許には進歩性がないと考えられる。」と判断した。当該 Neem に係る特許は 2000 年 5 月に EPO によって取り消された。特に審判部は申立てのあった「先の実施」が「いつ」「どこで」なされたかという点について、西インドの Maharashtra 地方の Pune 及び Sangli において 1985 年及び 1986 年に明らかに実施されていたということを考慮した。この決定に対して特許権者から上訴が提起されたが、審判部はオーストラリアの植物病理学の先行技術文献により新規性がないとした。

＜Basmati 米に関する事例＞

米国企業が英国の商標登録局に対し、「Texmati」商標の登録出願を行った。これに対し、インドの農産物輸出開発局（APEDA）が異議を申し立て、これが認められた。当該商標の登録を裏付ける証拠として米国企業が引用した書類のうちの 하나가、1997 年 9 月 2 日に米国特許庁が米国企業に付与した米国特許第 5,663,484 号であった。当該特許は伝統的なインドの穀物である「Basmati 米」に類似する特徴を有する稲を請求した点で独特なものであったが、その後当該特許は異議申し立てを受け、USPTO によって取り消された。

＜ターメリックに関する事例＞

「ターメリック（ウコン）」は、東インドで栽培されている熱帯ハーブである。ターメリックパウダーは、インドでは、医薬品、食品原料、染料として広く使用されている。例え

ば、風邪の治療にあたっては血液浄化剤として、また、多くの皮膚感染症については駆虫薬として使用されている。

1995 年米国において、創傷特性に係るターメリックに関する特許が米国の大学のメディカルセンターに付与された。特許請求の対象は、創傷に関する「ターメリックパウダー」の利用と経口的及び局所的な「その投与」であり、米国特許第 5401504 号により販売についての独占権が与えられている。インド科学産業研究委員会（CSIR）は 1996 年 10 月 26 日、文書化された伝統的知識を含む先行技術文献を根拠に再審査請求をした。インドではターメリックの使用は昔からあらゆる家庭で知られているということは周知の事実ではあるものの、創傷を目的とした経口的及び局所的なターメリックパウダーの使用に関する発表済みの情報を見つけるのは至難の業であった。広範囲にわたる調査により、サンスクリット語、ウルドゥー語、ヒンディー語という異なる言語による 32 件の参考文献が見つかった。したがって、USPTO は、特許請求は自明であって新規性がないとし、ターメリックの使用は古い創傷技術であることに同意して、特許を取り消した。このようにターメリック事件においてインドに帰属する一つの伝統的知識が保護された。

<刑事罰が科された事例>

インドにおいてこれまで伝統的知識に関する法令等（生物多様性法等）により刑事罰が科された事例は報告されていない。

2. タイ

タイでは、伝統的知識を保護する制度として、「植物品種保護法」（1999 年）、伝統医学に関する知識の保護と促進法 B.E.2542（1999 年）、2010 年行政規則（B.E.2553）、2015 年行政規則（B.E.2558）、2016 年行政規則（B.E.2559）及び特許法の一部を改正する法律案（2018 年 1 月第三案公表）、無形文化遺産の促進と保全法（2016 年）がある。先住民及び地域社会の伝統的知識を直接保護する法令はないが、タイ王国法において、人及び共同体の権利を尊重する規定があり、それをベースとした考え方が示されている。伝統的知識のデータベースは整備されていない。

なお、タイは WIPO へ以下の内容を報告している⁵⁷。

- ・タイ伝統医学に関する知識の保護と促進法 B.E.2542（1999）は、伝統医学の配合方法の使用から生じる利益の補償と分配に関する規則（及びメカニズム）を定めている。また、個人の伝統的な配合方法や伝統医学のテキストも登録申請できる。権利保有者は、登録された伝統医学の知識に対して、個人の伝統的な配合方法や伝統医学のテキストを制作、配布、改良、開発する権利などを有する。
- ・タイは、無形文化遺産の保護に関する条約（2003）に加盟しており、また、2004 年 1 月に生物多様性条約の締約国となっている一方、名古屋議定書には 2012 年 1 月に署名済みであるものの未批准である⁵⁸。

⁵⁷ <https://www.wipo.int/export/sites/www/tk/en/igc/docs/survey-information-systems-thailand.pdf>

2023 年 5 月 12 日の WIPO 調査による（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁵⁸ <https://idenshigen.jp/database/qrca/thailand/>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

- ・文化振興局が管理する省レベルの無形文化遺産情報システムは、さまざまな地域の無形文化遺産に関する情報を収集し、まとめたものである。当該省無形文化遺産は、省の無形文化遺産の振興と保存に関する委員会によって検討され、発表される。省無形文化遺産情報システムには、<https://ich-thailand.org/heritage/province> からアクセスできる。
 - ・文化振興局が管理する国家無形文化遺産情報システムは、国家無形文化遺産に関する情報を収集し、まとめたものである。国家文化遺産は、無形文化遺産の振興と保存に関する国家委員会によって検討され、発表される。国家無形文化遺産情報システムは、<https://ich-thailand.org/heritage/national> からアクセスできる。
 - ・無形文化遺産情報システムは、タイの無形文化遺産を保護することを目的とするもので、当該システムは、国の無形文化遺産を保護するために、国の所有権を参照するための重要な証拠である。
 - ・無形文化遺産情報システムは、各地域における社会慣習や儀礼に関する情報、食、儀式、伝統工芸・手工芸の情報、信仰、尊敬、治癒の過程に関わる儀礼における演芸など、自然や宇宙に関する知識や慣習情報を収集している。
 - ・無形文化遺産情報システムによれば、無形文化遺産の保護に関する条約に沿って無形文化遺産の特徴を規定した無形文化遺産の促進と保存に関する国家委員会の告示 B.E.2560 (2017) がある。
-
- ・タイ生物多様性情報施設 (TH-BIF) は、タイの天然資源・環境政策計画局が管理する機関であり、当該施設で収集したタイの生物に関する情報は、何人もアクセスし、利用できる。通常、TH-BIF の情報は、6 か月ごとに更新され、<https://thbif.onep.go.th/> からアクセスできる。
 - ・TH-BIF システムは、タイ生物多様性情報施設が運営するシステムであり、持続可能性のための生物多様性と知的財産に関する国の財産を保護することを目的としている。
 - ・TH-BIF システムは、外来種の登録、専門家、脅威の状況、法的保護の状況、遺伝子バンク及び博物館の場所、生物多様性に関する知識と利用、及び関連する法律と研究を含む、植物、動物、微生物の生物多様性に関する情報を収集する。
-
- ・タイ伝統デジタル知識ライブラリ (TTDKL) は、タイ伝統及び代替医療局が管理しており、タイ伝統医学の配合方法、ハーブ情報、法律情報、ハーブ研究レポート情報、タイ伝統医学、民間療法、代替医療などに関する情報を収集する情報システムである。TTDKL には、<https://tdkl.dtam.moph.go.th> からアクセスできる。
 - ・タイ伝統及び代替医療局が管理する漢方薬製品情報システム (HMPIS) は、タイの漢方薬に関する情報を収集している。
 - ・TTDKL 及び HMPIS システムは、タイの伝統医学の知識を監視及び保護し、無断利用（事前のインフォームドコンセント）を防止することを目的としている。また、当該システムにより、権利保有者は伝統医学の知識を使用することで正当な補償を受けることができる。
 - ・TTDKL 及び HMPIS システムは、古代の文献に記載されている伝統医学の配合方法と伝統医学の処方に関する情報で構成されている。
 - ・TTDKL システムは、知的財産局の知的財産情報検索システムと連携している。そのため、

人々は伝統医学の知識や生薬に関する情報に簡単にアクセスして利用することができる。

（１）伝統的知識保護に関連する主な法律

◎植物品種保護法⁵⁹（B.E.2542（1999）（セクション 3、12、13）

◎伝統医学及び知識の保護と促進に関する法律⁶⁰（B.E.2542（1999）（セクション 3、15、16）

- ・無形文化遺産の促進と保全法⁶¹（B.E.2559（2016）（セクション 3、4）
- ・2010 年行政規則（B.E.2553）
- ・2015 年行政規則（B.E.2558）
- ・2016 年行政規則（B.E.2559）

○特許法の一部を改正する法律案（2022 年 1 月知的財産局告示第 23/2565 号）⁶²

（２）伝統的知識の定義

「伝統的知識」という用語の定義はない。なお、植物品種保護法の 3 条において、「地域固有植物品種」とは、「タイ国の特定の地域だけに生息し、且つ植物新品種として登録されたことのない植物品種のことで、本法に基づいて「地域固有植物品種」として登録されたものをいう」と定義し、「野生植物品種」とは、「自然状態に従ってタイ国内に生息していたことのある植物品種のことであり、かつまた広範囲に栽培されたことのないものをいう」と定義し、同条でさらに「地域一般植物品種」について、「タイ国内で発生した、あるいはタイ国内に生息している植物品種で、広範囲に利用されており、且つ植物新品種、地域固有植物品種、野生植物品種ではない植物品種の意味までも含む」と定義している。

伝統医薬及び知識の保護と促進に関する法律の 3 条では、「タイ民間医療の民俗知識」とは、「タイ民間医療に関係する地方の知識や能力を意味する」とし、「タイ民間医療」とは、「病気の検査、診断、治療、診察、予防や、人間や動物の健康促進や回復、出産、タイ式マッサージに関係する、医学的プロセスを意味する。さらにタイ式薬の処方や、医療的な機材や道具の創造発明をも意味する。これらは全て昔から伝えられ発達してきた知識や教本によるものである」と定義し、さらに「タイ民間医療の教本」とは、「タイ民間医療に関する知識や学問を記録した書物、貝多羅葉、碑文あるいはその他の材質のものに記録したもの、あるいは書き留められてはいないが様々な手段で教え続けられ、伝承されてきたものを意味する」と定めている。

（３）受益者の範囲

植物品種保護法の 15 条によれば、植物新品種を出願する者は、植物品種改良者であり、且つ「タイ国籍を有する者、あるいはタイ国に本社のある法人」（同条 1 項 1 号）あるいは「その者の属する国が、タイ国籍を有する者あるいはタイ国に本社のある法人に対して保護を認めている外国の国籍を有する者」（同項 2 号）の何れかの特徴を有する必要がある。

伝統医薬及び知識の保護と促進に関する法律の規定によれば、国家の民間医療教本等は、

⁵⁹ https://www.moac.go.th/law_agri-files-422891791124（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁶⁰ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/179713>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁶¹ <https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2559/A/019/1.PDF>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁶² https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/onepoint/udaenk00000083j2-att/onepoint_034_1.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

医学的又は公衆衛生的な効果や価値に基づいて大臣により定められ保護され（17 条）、一般民間医療教本等は、広く用いられている効能等に基づいて大臣により定められ保護される（18 条）。一方、個人的な民間医療教本等は、登録官に対して申請することにより権利登録がなされるが（20 条）、その申請適格者は所定の要件を満たすタイ国籍を持つものとされている（21 条）。

（４）保護範囲

＜積極的な保護＞

植物品種保護法 47 条によれば、「地域固有植物品種の保護登録を受けた共同体は、品種の改良、地域固有植物品種の研究、実験、調査、生産、販売、輸出、あるいはあらゆる様式の販売における排他的な権利を有する。この点について、その地域固有植物品種の登録証を受領している地方行政機関、農業従事者団体あるいは共同組合は、前述の共同体の代わりとしてその地域固有植物品種における権利者である。」と定め、同 52 条では、「商業目的で品種を改良、研究、実験、あるいは調査をするために、地域一般植物品種、野生植物品種、あるいは前述の植物品種の一部分の保存、調整、あるいは収集をする者は、担当官からの許可を得なければならない」と定めている。

＜消極的な保護＞

遺伝資源及び/又は伝統的知識を含む出願を行う出願人は、出所を明記し且つアクセス前の許可申請及び利益配分の合意に関する書類を出願願書とともに提出しなければならない（特許法の一部を改正する法律案 17/1 条）

（５）保護期間

「伝統医薬及び知識の保護と促進に関する法律（1999 年）によれば、保護期間は権利者の生存中及び没後 50 年継続する（33 条）⁶³。

植物品種新種に関しては、「2 年を超えない期間内で繁殖種から栽培された後、一定の特徴に基づく生産物をもたらす植物に対しては期限を 12 年」（植物品種保護法 31 条 1 項 1 号）、
「2 年を超える期間内で繁殖種から栽培された後、一定の特徴に基づく生産物をもたらす植物に対しては期限を 17 年」（同項 2 号）と定められている。

（６）エンフォースメントについての規定及び事例

エンフォースメントについての規定及び事例は、確認できなかった。

（７）伝統的知識に関連する紛争事例

伝統的知識に関する紛争事例は、確認できなかった。

3. インドネシア

（１）伝統的知識保護に関連する主な法律

⁶³ ジェトロ情報：

https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_08.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

◎共同知的財産に関する 2022 年インドネシア共和国政府規則第 56 号（以下「規則 56 号（2022 年）」という。）

- ・天然資源及び環境の管理における地域知識の尊重と保護に関する森林環境省規則 2017 年第 P34 号
- ・2016 年第 13 号特許法（2024 年改正法）
- ・先住民の権利の尊重と保護に関する法案
- ・地域社会の慣習法

（２）伝統的知識の定義

- ・規則第 56 号（2022 年）1 条 1 項 3 号

「伝統的知識」とは、環境との相互作用における実体験の結果として地域の価値を含み、継続的に発展し、次の世代に受け継がれてきた、社会における全ての考えや観念のことである。

（３）受益者の範囲

規則第 56 号（2022 年）1 条 1 項 1 号によれば、伝統的知識を含む「共同知的財産（Communal Intellectual Property, 以下「KIK」と略す）とは、所有権が共同であり、国家の道徳的、社会的、文化的価値を維持しながら経済的価値を持つ知的財産であり、当該「KIK の権利は、国が持っている」（同 3 条（1））。

（４）保護範囲

＜積極的な保護＞

- ・伝統的知識は以下のものを指し、具体的には「a.伝統的な手法やプロセス、b.技術的熟練度、c.スキル、d.学習、e.農業知識、f.技術的知識、g.生態学的知識、h.遺伝資源に関する知識、i.医学、伝統医学及び治療手順に関する知識、j.経済システム、k.社会組織的システム、l.自然と宇宙に関する行動に関する知識、m.開発に応じた他の形式の知識」である（規則第 56 号（2022 年）8 条）。
- ・インドネシア KIK 情報システムへの KIK データの統合は、KIK の防御的保護の一形態である（規則第 56 号（2022 年）27 条）。
- ・大臣、大臣以外の政府機関の長及び/又は地方自治体による KIK の保護は、KIK の価値観、意味、アイデンティティ及び/又は原産地コミュニティで一般的な社会制度に反する KIK の搾取の防止、KIK に関連する法的問題の調停及び/又は弁護、及び/又は他国との外交を通じて保護する（規則第 56 号（2022 年）28 条 1 項）。
- ・KIK の保護は、KIK の価値観、意味、アイデンティティ及び/又は原産地呼称圏での一般的な社会制度に関する KIK の搾取の防止を通じて、原産地呼称圏が実施することもできる（規則第 56 号（2022 年）28 条 2 項）。
- ・原産地共同体のいかなる者も、インドネシア KIK 情報システムに含まれる KIK が、原産地共同体において一般的な価値観、意味、KIK のアイデンティティ及び/又は社会制度に合致していない場合、大臣に対して異議を申し立てることができる（規則第 56 号（2022 年）32 条 1 項）。

- ・KIK の録音が大臣以外の政府機関の長又は地方政府によって行われる場合、大臣は、KIK の録音を行う大臣以外の政府機関の長又は地方政府に対し、32 条 1 項の異議申立書を提出する（規則第 56 号（2022 年）32 条 2 項）。
- ・32 条 1 項の異議申立てに対し、大臣、大臣以外の政府機関の長又は地方公共団体は、審査を行わなければならない（規則第 56 号（2022 年）32 条 3 項）。
- ・審査が大臣以外の政府機関の長又は地方公共団体によって行われる場合には、32 条 3 項の審査の結果は、大臣以外の政府機関の長又は地方公共団体から大臣に提出される（規則第 56 号（2022 年）32 条 4 項）。
- ・32 条 3 項の審査の結果、KIK が KIK の価値観、意味、アイデンティティ及び/又は原産地共同体において一般的な社会制度に合致していないことが証明された場合、大臣はインドネシア KIK 情報システムの KIK データを更新又は削除する（規則第 56 号（2022 年）32 条 6 項）。
- ・インドネシアの KIK 情報システムに掲載されている KIK は、①KIK の原産地共同体の起源について言及し、②KIK の価値、意味、アイデンティティを維持し、③開発コミュニティに息づく価値観に注意を払うという条件を満たす場合、何人も利用できる（規則第 56 号（2022 年）33 条 1 項）。
- ・KIK が神聖、秘密及び/又は密接に保有される性質を有する場合、33 条 1 項で定める KIK の利用は、原産地共同体の許可を得なければならない（規則第 56 号（2022 年）33 条 2 項）。
- ・KIK を商業目的で利用する場合は、法令の規定に従って許可を得る必要がある（規則第 56 号（2022 年）33 条 3 項）。
- ・33 条 3 項でいう商業目的での KIK の利用は、法令の規定に従い、合意された利益配分を十分に遵守して実施されるものとする（規則第 56 号（2022 年）33 条 4 項）。
- ・33 条 3 項でいう許可の取得及び同 4 項でいう利益配分の形式及び手続は、大臣及び大臣以外の政府機関の長が、それぞれの権限に従って定める（規則第 56 号（2022 年）33 条 5 項）。

＜消極的な保護＞

- ・特許の出願は、「発明が遺伝資源及び/又は伝統的知識に関連する場合、当該遺伝資源及び/又は伝統的知識の原産地に関する宣言」を含まなければならない（改正特許法 25 条）。
- ・発明が遺伝資源及び/又は伝統的知識に関連し、並びに/又はそれらに由来する場合、当該遺伝資源及び/又は伝統的知識の原産地に関する情報を明確かつ正確に記載しなければならない（改正特許法 26 条 1 項）。
- ・26 条 1 項に規定する遺伝資源及び/又は伝統的知識の原産地に関する情報は、電子的及び/又は非電子的に記録され、公表されなければならない（改正特許法 26 条 2 項）。
- ・26 条 2 項に規定する情報は、利益配分及び/又は遺伝資源並びに/又は伝統的知識の利用への取得に関する検討に供されることを目的とする（改正特許法 26 条 3 項）。
- ・26 条 3 項に規定する利益配分及び/又は遺伝資源並びに/又は伝統的知識の利用への取得は、遺伝資源及び伝統的知識の分野における国際的な規則の規定に従って実施されなければならない（改正特許法 26 条 4 項）。
- ・26 条に規定する遺伝資源及び/又は伝統的知識の原産地に関する情報の開示において、特

許権者が不誠実に（in bad faith）対応した場合、裁判所の決定に基づき、特許が取消される（改正特許法 132 条）。

（５）保護期間

規定なし。

（６）エンフォースメントについての規定及び事例

エンフォースメントについての規定及び事例は、確認できなかった。

（７）伝統的知識に関連する紛争事例

伝統的知識に関する紛争事例は、確認できなかった。

４．フィジー

（１）伝統的知識保護に関連する主な法律

- ・ 暫定措置と権利の管理：伝統的知識の保護に関する条文草案⁶⁴（2016 年 9 月）
- ・ 環境管理法⁶⁵（2005 年）
- ・ 森林令⁶⁶（1992 年）
- 著作権法⁶⁷（2019 年 7 月）
- 特許法⁶⁸（2021 年）
- 商標法⁶⁹（2021 年）

（２）伝統的知識の定義

WIPO におけるプレゼンテーション（Ms. Timaima Vakadewabuka）の資料⁷⁰によれば、フィジーにおける「伝統的知識」とは、「伝統的な医薬品、農業慣行（天候に関する伝統的な知識を含む）、漁業慣行、伝統的な食品やカヴァ⁷¹調製と使用である」とされている。また、「伝統的な文化表現」とは、「歌、踊り、工芸、タイトル/名前、芸術、デザイン（タパ/マシン）⁷²」であるとしている。

⁶⁴ WIPO 資料：

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_ip tk_ge_2_16/wipo_ip tk_ge_2_16_presentation_19vakadewabuka.pdf
（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁶⁵ http://www.paclii.org/fj/legis/num_act/ema2005242/（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁶⁶ <http://faolex.fao.org/docs/texts/fij2912.doc>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁶⁷ <https://www.laws.gov.fj/Acts/DisplayAct/1108>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁶⁸ <https://laws.gov.fj/Acts/DisplayAct/3267#>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

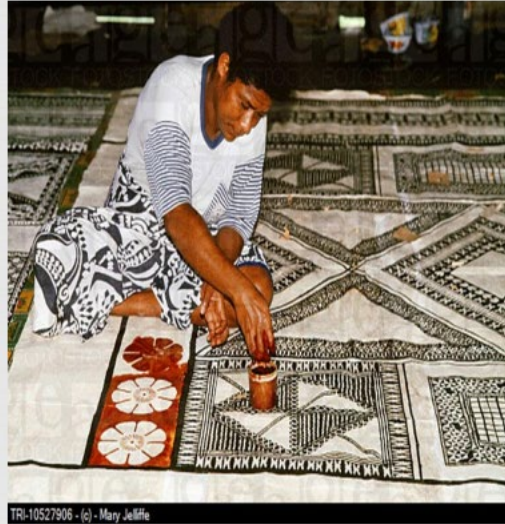
⁶⁹ <https://www.laws.gov.fj/Acts/DisplayAct/3278#>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁷⁰ https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_ip tk_ge_2_16/wipo_ip tk_ge_2_16_presentation_19vakadewabuka.pdf
（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁷¹ コショウかコショウ属の低木の一種、またそれから作られる嗜好飲料のことであり、嗜好飲料であるカヴァは、穏やかな鎮静作用、抗不安作用があるとされ、南太平洋のメラネシアからポリネシアにまたがる地域（フィジー、トンガ、サモア、ハワイなど）で特に宗教的、社会的儀礼において飲まれる。

⁷² フィジーの「タパ」は、「マシン」とも呼ばれ、桑やフレッドフルーツの木の皮から採れる紙でつくられる樹皮布である。タパの複雑なデザインには深い文化的な意味があり、儀式やセレモニー、特別な贈り物として使われる。

Tapa/Masi



出典：WIPO Presentation「フィジーの視点からみた伝統的知識と伝統的文化表現」(Traditional Knowledge and Traditional Cultural Expression from a Fijian perspective, by Ms. Timaima Vakadewabuka) ⁷³

(3) 受益者の範囲

WIPO におけるプレゼンテーションの資料 ⁷⁴によれば、伝統的知識や伝統的文化表現の所有とは、共有であり、そのオーナーシップは部族や部落にある。

(4) 保護範囲

伝統的知識及び伝統的文化表現に係る権利は、商標法（12 条 1 項）及び特許法（14 条 7 項）に基づく商標や特許としてのこれらの登録に対する異議を唱えることにより行使される。

著作権法 2 条 ⁷⁵によれば、「公のパフォーマンス」とは、「(a) 視聴覚著作物以外の著作物の場合、直接又は何らかの装置や方法によって、著作物を朗読、演奏、舞踏、演技、又はその他の方法で上演（この用語には、フォークロアが含まれる）することを意味する」とされている。

⁷³ https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=41785（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁷⁴ https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_iprk_ge_2_16/wipo_iprk_ge_2_16_presentation_19vakadewabuka.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁷⁵ Copyright Act, 1999

Article 2: “public performance” means-(a) in the case of a work other than an audiovisual work-reciting, playing, dancing, acting or otherwise performing the work (which term includes an expression of folklore) either directly or by means of any device or process;

また、著作権法 66 条⁷⁶では「民謡の録音」について、以下のように定められている。

(1) 歌の演奏の録音は、229 条に基づく規則で規定された機関が保管するアーカイブにその歌を収録する目的で、(2)項の条件が満たされる場合、その歌詞の文学著作物としての著作権又は付随する音楽著作物の著作権を侵害することなく行うことができる。

(2) (1)項で言及されている条件は、次のとおりである。

(a) 歌詞は録音時に未発表であり、著作者が不明であること。

(b) 録音の作成は他の著作権を侵害していないこと。

(c) 録音の作成は、いかなる演奏者によっても禁止されていないこと。

(3) (1)項に依拠して作成され、この法律に基づく規則で規定された機関が保管するアーカイブに収録された録音のコピーは、(4)項の条件が満たされる場合、アーカイブ管理者が、録音又はそれに含まれる著作物の著作権を侵害することなく作成及び提供することができる。

(4) (3)項に規定する条件は、いかなる者にも同一の録音物の複製物が 2 部以上提供されないことである。

(5) 保護期間

規定なし。

(6) 伝統的知識の使用が問題となった事例

- ・ 伝統的知識・伝統的文化表現が商標において悪用、不正使用された例として WIPO の会議で紹介された事例

⁷⁶ Article 66 - Recordings of folk songs

(1) A sound recording of a performance of a song may be made for the purpose of including the song in an archive maintained by a body prescribed by regulations under section 229 without infringing copyright in the words as a literary work or in the accompanying musical work, if the conditions in subsection (2) are complied with.

(2) The conditions referred to in subsection (1) are that-

(a) the words are unpublished and of unknown authorship at the time the recording is made;

(b) the making of the recording does not infringe any other copyright; and

(c) the making of the recording is not prohibited by any performer.

(3) Copies of a sound recording made in reliance on subsection (1) and included in an archive maintained by a body prescribed by regulations made under this Act may, if the condition contained in subsection (4) is complied with, be made and supplied by the archivist without infringing copyright in the recording or the works included in it.

(4) The condition referred to in subsection (3) is that no person is furnished with more than one copy of the same recording.

Misuse and misappropriation in Trademark



出典：WIPO Presentation「フィジーの視点からみた伝統的知識と伝統的文化表現」(Traditional Knowledge and Traditional Cultural Expression from a Fijian perspective, by Ms. Timaima Vakadewabuka)

- ・ニューヨークの大手ファッションデザイナーがドレスにタパのデザインを使用し、問題となった事案⁷⁷

ニューヨークの大手ファッションデザイナーが、ドレスにフィジーの伝統的知識に含まれるタパのデザインを使用したところ、フィジーのソーシャルメディアの抗議に見舞われ、同デザイナーが謝罪し、タパのデザインを使用したドレスの販売を取りやめた。

⁷⁷ <https://www.stuff.co.nz/life-style/9222652/Designer-sorry-after-cultural-dressing-down>
(最終アクセス日：2025年3月14日)。

Misappropriation in Fashion



出典: WIPO Presentation「フィジーの視点からみた伝統的知識と伝統的文化表現」(Traditional Knowledge and Traditional Cultural Expression from a Fijian perspective, by Ms. Timaima Vakadewabuka)

(7) 伝統的知識に関連する活用事例

- ・フィジーでは、ココナッツオイルやシケジやディロのような木の実の油の伝統的な利用法を用いることによってフィジーの環境や伝統的な生活様式が維持されるとされる。Pure Fiji 社は、このような様々なオイルや伝統的な技術を用いて持続可能な資源を自社の製品の生産、パッケージに用いることはフィジー文化の維持、発展させることにつながると考えられている⁷⁸。
- ・フィジーでは、太平洋の伝統的な食材生産の方法は環境に存在する作物を選ぶことであるとされる。一方、幸いなことに選択可能な作物が多様に存在するのが現状である。現地の人々は、環境を改善しようとするがそれは彼らの周りにある天然の素材を使って行われ、この方法は外部から助けをほとんど必要とせず自給自足を可能にしてくれるとされる⁷⁹。

⁷⁸ Austin, Gatane, 2002, "A Fiji Nature Beauty Care Company-Using Sustainable Resources in Harmony with Nature", in Benson Cliff, (ed.), The Green Pay-Off: Sustainable Development=Economic Growth, University of the South Pacific, Suva.

https://www.wipo.int/web/ip-advantage/w/stories/empowering-rural-communities-in-the-pacific?p_1_back_url=%2Fen%2Fweb%2Fip-advantage%2Fsearch%3Fq%3Dtraditional%2Bknowledge%26delta%3D20%26start%3D7

(最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日) .

⁷⁹ The South Pacific Community Nutrition Training Project, 1990, Family Food Supply, the University of South Pacific, Suva.

5. 南アフリカ

(1) 伝統的知識保護に関連する主な法律

- ◎2004 年国家環境管理：生物多様性法⁸⁰（2004 年 6 月）
- ◎バイオプロスペクティング、アクセス及び利益分配に関する規則（R137 同規則の施行；R138 同規則；R149 適用除外）⁸¹（2008 年 2 月）
- ◎先住民の知識の保護、促進、開発及び管理に関する法律、2019（2019 年 8 月）
- 特許改正法 2005 年法律第 20 号（2005 年 12 月）
- 1978 年特許規則⁸²（2007 年 12 月）
- ・2013 年第 28 号知的財産の法の一部を改正する法律
- ・2015 年通知第 447 号バイオプロスペクティング、アクセス及び利益配分に関する規則の改正（2015 年 5 月）

(2) 伝統的知識の定義

バイオプロスペクティング、アクセス及び利益分配に関する規則によれば、「伝統的な利用又は知識」とは、「先住民社会による在来生物資源の慣習的な利用又は知識であって、文書化されているか否かを問わず、当該社会によって伝統的に守られ、受け入れられ、認められてきた規則、慣習、習慣又は慣行に基づくものをいい、関連する在来生物資源に関する当該社会による発見も含む。」（規則 1）

生物多様性法では、「伝統的知識」についての直接的な定義はなされていない。なお、当該法の保護対象である「バイオプロスペクティング」の定義に「先住民の社会による在来生物資源の伝統的利用」が含まれ、「伝統的利用」は当該法の保護対象として解される。

なお、生物多様性法 1 条では、以下のとおり規定されている。

第 1 条

(1) この法律（以下、本法）において、次に掲げる用語は、文脈から別の意味にならない限り、それぞれ以下の意味をもつ。（中略）

「バイオプロスペクティング」（生物探査）とは、在来生物資源との関連において、商業的若しくは工業的利用のための在来生物資源の研究、開発若しくは応用をいい、以下を含む。

(a) 上記資源の計画的探索、採集若しくは収集、又は上記の研究、開発若しくは応用の目的での当該資源からの抽出。

(b) 上記の研究若しくは開発の目的での、先住民の社会による在来生物資源の伝統的利用に関する情報の活用。

(c) 商業的又は工業的利用のための上記伝統的利用についての研究、応用、開発又は改変。

⁸⁰ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/South_Africa_Biodiversity_Act_no10_2004.pdf

（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁸¹ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/South_Africa_ABS_Regulation_nor137_r138_r149_2008.pdf

（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁸² https://www.saflii.org/za/legis/consol_reg/pr1978200/index.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

(d) 医薬品、産業用酵素、商品香料、芳香、化粧品、乳化剤、含油樹脂、色素、抽出液及び精油といった商品の開発製造のための在来生物資源の輸出及び取引。(以下、省略)

特許法では、伝統的知識について、「先住民社会が在来の生物資源又は遺伝資源の使用に関し有する知識をいう」(特許法 2 条)と定義している。

2013 年第 28 号知的財産の法の一部を改正する法律では、著作権法(1978 年第 98 号法)1 条において「先住民文化表現又は知識」について、「伝統的文化及び知識が具体化され、世代間で引き継がれる有形又は無形の形態のもの、又はその組合せ、並びに、先住民社会の創造性の有形又は無形の形態である」(改正する法律 3 条 (f))と定義し、「先住民著作物」とは、「先住民の又は伝統的な出所を有する文学、美術又は音楽の著作物をいい、現在又は歴史的に先住民社会の構成員である者又はあった者により創作された先住民文化表現又は知識を含み、当該文学、美術又は音楽の著作物は当該先住民社会の遺産の一つであるとみなされる。」(改正する法律 3 条 (f))と定義している。

また、先住民の知識の保護、促進、開発及び管理に関する法律における「先住民の知識」とは、先住民のコミュニティ内で開発され、そのコミュニティの文化的及び社会的アイデンティティに同化された知識を意味し、以下のものが含まれると定められている(同法 1 条)。

- (a) 機能的な性質に関する知識
- (b) 天然資源に関する知識
- (c) 先住民の文化的表現

(3) 受益者の範囲

生物多様性法によれば、以下の利害関係者の利益を保護する(生物多様性法 82 条)。

(a) 当該申請が関わる在来生物資源を提供する若しくはアクセスを与える主体で、国の機関若しくは地域社会を含む。

(b) 先住民の社会で、

(i) その先住民社会の持つ、当該申請が関わる在来生物資源の伝統的利用が、申請されるバイオプロスペクティングの起点となった、又はそれに今後貢献する、若しくはその一部を形成する場合。

(ii) その先住民社会の持つ、当該申請が関わる在来生物資源に関する知識、又はその発見事項が、申請されているバイオプロスペクティングに利用される場合。

先住民の知識の保護、促進、開発及び管理に関する法律による保護の場合、受益者は、先住民コミュニティである(同法 12 条)。

(4) 保護範囲

先住民の知識の保護、促進、開発及び管理に関する法律 9 条によれば、当該法律の保護範囲は、登録された先住民の知識であり、先住民の知識は、憲法 25 条の意味における先住民コミュニティの財産を構成する。

<先住民の知識に対する権利の付与>

12. (1)9 条に従い、保護の対象となる先住民の知識の保管権は、その先住民コミュニティの受託者に付与される。

(2) 先住民コミュニティの受託者は、

(a) 先住民コミュニティに代わって先住民の知識を信託として保有する。

(b) 先住民コミュニティの権利の保護について、先住民コミュニティに対して責任を負い、説明責任を負う。

(3) 関連する先住民の知識の先住民コミュニティを特定及び指定できない場合、及びその限りにおいて、NIKSO (National Indigenous Knowledge Systems Office) は、その先住民の知識に関する受託者の権利及び義務を負い、その先住民の知識の保管者として行動しなければならない。

<付与される権利>

13. (1)3 項に従い、先住民の知識を保有する先住民コミュニティは、次の独占的権利を有する。

(a) 商業的使用から生じる利益、

(b) その起源として認められること、そして

(c) 先住民の知識の無許可の使用を制限すること。

<消極的な保護>

- ・特許申請は、仮明細書 (Form P6) で行い、更に申請に完全明細書を添付する場合、出願人は、発明が南アフリカ固有の生物資源、遺伝資源又は伝統的知識、若しくはその用途に基づく又は由来するものであるか否かを記した供述書 (Form P26) を提出しなければならない (特許法 33A 条)。
- ・発明がこれらの資源又は知識を利用したものである場合、出願人は、出願人が生物、若しくは遺伝資源又は伝統的知識を利用する権限を有することを示す証拠を提出するよう特許登録官に求められることがある (特許法 33A 条)。
- ・特許出願のテーマが遺伝資源及び/又は関連する伝統的知識を利用している場合、出願人は当該資源の提供国並びに同国内の遺伝資源及び/又は関連する伝統的知識の出所を開示する (2015 年改正規則)。

(5) 保護期間

保護期間については、先住民の知識の保護、促進、開発及び管理に関する法律 11 条⁸³で定める適格基準を満たす限り保護され、当該適格基準を満たさない場合にはその日からパブリックドメインとなる (同法 10 条)。

⁸³ 保護の適格基準

11. 第 9 条で想定される先住民族の知識の保護は、次の先住民族の知識に適用される。

(a) 先住民族コミュニティ内で世代から世代へと受け継がれてきたもの。

(b) 先住民族コミュニティ内で開発されたもの。

(c) その先住民族コミュニティの文化的及び社会的アイデンティティと関連しているもの。

(6) エンフォースメントについての規定及び事例

エンフォースメントについての規定及び事例は、確認できなかった。

(7) 伝統的知識に関連する紛争事例

伝統的知識に関する紛争事例は、確認できなかった。

6. ケニア

(1) 伝統的知識保護に関連する主な法律

◎伝統的知識及び文化的表現保護法（2016 年第 33 号）⁸⁴

- ・環境管理・調整法（1999 年）⁸⁵
- ・2006 年環境管理・調整（生物多様性及び資源の保全、遺伝資源へのアクセス並びに利益配分）規則⁸⁶
- ・天然資源（利益配分）法案⁸⁷（2022 年 8 月）

なお、スワコプメントプロトコルへ署名しているが、未批准である。

(2) 伝統的知識の定義

伝統的知識及び文化的表現保護法では、「伝統的知識」について以下のとおり定めている（2 条）。

伝統的知識とは、以下のものを含むすべての知識を指す。

(a) 地域社会の伝統的な生活様式に組み込まれた、ノウハウ、技術、イノベーション、習慣、及び学習等の伝統的な文脈における知的活動及び洞察の結果である、個人、地域の、又は伝統的な地域社会に由来するもの、又は

(b) 農業、環境又は医学の知識、遺伝資源又は生物多様性の他の要素に関連する知識、及び伝統建築、建設技術、意匠、商標及び表示を含む 1 つの世代から次の世代に受け継がれた、成文化された知識システムに含まれるもの。

一方、伝統的知識及び文化的表現保護法で、文化的表現については、以下のように定めている（2 条）。

「文化的表現」とは、有形無形に関わらず、あらゆる形式の、伝統的な文化及び知識が表現、表出、又は明示されるものを指し、以下の表現形式の又はそれらの組合せを含む。

(a) 物語、叙事詩、伝説、詩、謎かけを含む言語表現、その他の話、言葉、サイン、名称、及び象徴、

(b) 歌及び楽器演奏を含む音楽表現、

⁸⁴ https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_03/Kenya_TK_Act_no_33_2016.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁸⁵ https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Kenya_Environment_Law_no8_1999_select.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁸⁶ https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Kenya_Environment_ABS_Regulation_no160_2006.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁸⁷ <http://www.parliament.go.ke/sites/default/files/2023-08/Senate%20Bill%20no6%20on%20the%20Natural%20resources%20benefit%20sharing%20bill%202022.pdf>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

(c)何らかの物質的形態に還元されたものかどうかにかかわらず、ダンス、演劇、儀式又はその他のパフォーマンスを含む、運動による表現、

(d)芸術作品の製作、ドローイング、エッチング、リトグラフ、製版、印刷、写真、デザイン、ボディペインティングを含む絵画、彫刻 (carvings)、彫像 (sculptures)、陶器、テラコッタ、モザイク、木工、金属製品、宝石、籠細工、絵画織物、刺繍、テキスタイル、ガラス製品、カーペット、衣装を含む有形の表現、手工芸品、楽器、地図、図面、ダイアグラム、建築建物、建築模型及び建築形態。

(3) 受益者の範囲

伝統的知識の所有者及び保有者（伝統的知識及び文化的表現保護法 9 条）である。

(4) 保護範囲

- ・ 伝統的知識及び文化的表現保護法の 6 条の規定によれば、伝統的知識は以下にまで拡大される。
 - (a)経済的、儀式的、物語的、装飾的又は娯楽の目的のために、地域社会内で生成、保存及び伝達される、
 - (b)個別に又は集合的に生成される、
 - (c)地域社会と明確に関連しているか、それに属している、及び、
 - (d)管理権、守護権、又は集団的及び文化的的所有権若しくは責任の形態を通じて知識を保有していると認められ、慣例、慣習法又は儀礼によって正式又は非公式に設立されている地域社会の文化的アイデンティティに不可欠である。
- ・ 伝統的知識の保護は、いかなる方式の履行をも必要としない（伝統的知識及び文化的表現保護法 7 条 1 項）
- ・ 全ての地域社会は、①地域社会の伝統的知識の利用の承認、②情報に基づく事前の同意のない伝統的知識の利用の回避に係る独占的権利を有する（伝統的知識及び文化的表現保護法 10 条 1 項）。
- ・ 他の全ての権利、救済及び訴権に加えて、所有者は自ら無許諾による伝統的知識の利用者に対して法的手続きを開始する権利を有する（伝統的知識及び文化的表現保護法 10 条 2 項）。
- ・ 全ての地域社会は、その伝統的知識の利用の承認の手続きを規定する地域社会規則を作成し、採択する（伝統的知識及び文化的表現保護法 10 条 3 項）。
- ・ 作成した規則は、伝統的知識を登録している間に政府に提出する（伝統的知識及び文化的表現保護法 10 条 4 項）。
- ・ 従来 of 文脈を超えて伝統的知識又はフォークロアを利用する者は、これらの所有者を認識し、その出所を示し、その知識又は表現を有する者の文化的価値を尊重した方法で利用する（伝統的知識及び文化的表現保護法 11 条）。
- ・ 保護された伝統的知識が所有者又は権利保有者によって十分に活用されていない場合、又は所有者や権利保有者が開発のためのライセンスを拒んだ場合、担当機関は所有者の情報に基づく事前の同意を得て、憲法 40 条 3 項(b)に則り、開発のための強制ライセンスを許可することができる（伝統的知識及び文化的表現保護法 12 条 1 項）。
- ・ 強制的なライセンスの適切な補償金に関する当事者間の合意がない場合には、管轄権を

有する裁判所が当事者の申請に基づき、補償を決定する（伝統的知識及び文化的表現保護法 12 条 2 項）。

- ・当事者間の合意がない紛争の場合、担当機関は、代替的紛争解決機構を通じてその事項を照会する（伝統的知識及び文化的表現保護法 12 条 3 項）。
- ・担当機関は、強制ライセンス付与の基準及び条件を定める規則を作成しなければならない（伝統的知識及び文化的表現保護法 12 条 4 項）。
- ・フォークロアは、悪用、誤用、違法なアクセス又は搾取の全ての行為から保護される（伝統的知識及び文化的表現保護法 17 条）。
- ・何人も、いかなる方法においても、伝統的知識及びフォークロアを悪用、誤用、濫用、不当、不公平又は違法にアクセスしたり搾取したりしてはならない（伝統的知識及び文化的表現保護法 18 条 1 項）。
- ・伝統的知識又はフォークロアは、所有者の情報に基づく事前の同意なしにこれらの再現、出版、公の場での上演又は展示、ラジオ、テレビ、衛星、ケーブル又はその他の通信手段による公衆への放送、翻訳、脚色、編曲、変更又は改変、写真、映画又は録音等のプロセスを通じた定着、オンライン又は電子的な伝達を可能にすること、派生的作品の創作、及び伝統的知識又はフォークロア、又はこれらの派生製品の作成、売り出し、販売、輸入又は輸出による利用をしてはならない（伝統的知識及び文化的表現保護法 18 条 2 項）。
- ・18 条 2 項にかかわらず、所有者は文化的権利を行使する際に、同 2 項で述べた方法でフォークロアを利用する権限を有する（伝統的知識及び文化的表現保護法 18 条 3 項）。
- ・中央政府は、伝統的知識及びフォークロアの事前の同意のない悪用、誤用又は違法なアクセス及び搾取を地域社会が防止することを可能とする仕組みを確立する（伝統的知識及び文化的表現保護法 18 条 4 項）。
- ・何人も、関係する地域社会を軽んじたり、その感情を害させたり、地域社会との誤った関係を示したりするような方法、又は地域社会を不名誉又は悪評に陥れるような方法によってフォークロア又はその派生物であるところの言葉、記号、名称及び象徴を利用したり、そのフォークロア又はその派生物に関する知的財産権を取得又は行使したりしてはならない（伝統的知識及び文化的表現保護法 18 条 5 項）。
- ・担当機関は、地域社会が、フォークロアの承認を得ていない開示、その後の利用、及び秘密にされているフォークロアに対する知的財産権の取得及び行使を防止する手段を持つこととなるような機構を確立する（伝統的知識及び文化的表現保護法 18 条 7 項）。
- ・18 条にかかわらず、伝統的知識又はフォークロアの保護は、①特定の伝統的な地域社会の構成員が、その地域社会の慣習法及び慣行に従って、これらの通常とおりの利用、開発、交換、普及及び伝達することを制限又は妨げてはならない、②商業的利益のためであるかにかかわらず、伝統的又は慣習的な文脈から外れて行われる伝統的知識又は文化的表現の利用にのみ拡張すること、③非商業的利用の要求への対応に必要となる可能性のある他の例外（教育、研究等）に従う（伝統的知識及び文化的表現保護法 19 条 1 項）。
- ・伝統的知識又はフォークロアの利用者は、情報に基づく事前の同意を得たうえで利用の過程において、所有者又はこれらに由来する出所を示し、所有者を十分に認知しなければならない（伝統的知識及び文化的表現保護法 19 条 2 項）。
- ・伝統的知識又はフォークロアの利用は、公正なで、関連する地域社会の慣習法、儀礼、

及び慣行に適合しなければならず、伝統的知識又はフォークロアの出所として認められた地域社会に不快感を与えるものであってはならない（伝統的知識及び文化的表現保護法 19 条 3 項）。

- ・派生的作品に関連して存在する著作権、商標権、特許権、意匠権、地理的表示又はその他の知的財産権は、関連する知的財産法の定めるところにより、作品の作成者に帰属する（伝統的知識及び文化的表現保護法 20 条 1 項）。
- ・伝統的知識又はフォークロアに基づく派生的作品を、商業又は産業目的で利用する場合は、権利保有者と認められた利用者との間で、公認の利用者合意が締結されるものとする（伝統的知識及び文化的表現保護法 20 条 2 項）。
- ・20 条 2 項に基づく利用の合意は、①権利保有者への公正で衡平な金銭的又は非金銭的補償を規定する利益配分の合意を含むもの、②派生的作品が基づいているところの伝統的知識又はフォークロアを、保有者又はそれが発生した地理的出所への言及によって特定及び開示することを規定するもの、③派生的作品における伝統的知識又は文化的表現は、権威を行うような扱いを受けないことを宣言するものである（伝統的知識及び文化的表現保護法 20 条 3 項）。
- ・伝統的知識及びフォークロアに係る違法行為を行っており、当該の各物品若しくは品目について、5 年以下の懲役若しくは 50 万シリング以下の罰金、又は 10 年以下の懲役若しくは 100 万シリング以下の罰金に処せられる（伝統的知識及び文化的表現保護法 37 条 1 項）。
- ・伝統的知識又はフォークロアを、商業的又は産業的性質かを問わず、認可を得ずに非慣習的に利用した者は、違法行為を行い、有罪判決を受けた場合、100 万シリング以下の罰金か、5 年以下の懲役、又はその両方に処せられる（伝統的知識及び文化的表現保護法 37 条 2 項）。
- ・伝統的知識又はフォークロアの出所を認知しなかった者で、違法行為を行い、有罪判決を受けた場合、100 万シリング以下の罰金か、5 年以下の懲役、又はその両方に処せられる（伝統的知識及び文化的表現保護法 37 条 3 項）。
- ・当該地域社会の文化的利益に不利となる方法で、歪曲、不完全化、その他の改変又は名誉毀損行為を行った者は、違法行為を行ったものとして有罪判決を受けた場合、100 万シリング以下の罰金か、5 年以下の懲役、又はその両方に処せられる（伝統的知識及び文化的表現保護法 37 条 4 項）。
- ・それらが言及するところの商品及びサービスに関連して、特定の伝統的知識又はフォークロアを頼っている若しくは引き合いに出している、又はその保有者による是認若しくはその保有者との繋がりを示すような、誤認又は混同を招くあらゆる示唆又は主張をする者は、違法行為を行ったものとして有罪判決を受けた場合、200 万シリング以下の罰金か、10 年以下の懲役、又はその両方に処せられる（伝統的知識及び文化的表現保護法 37 条 5 項）。
- ・保護されている伝統的知識又はフォークロアについての知的財産権を、許諾を得ずに入手し行使した者が、違法行為を行ったものとして有罪判決を受けた場合、200 万シリング以下の罰金、又は 10 年以下の懲役、又はその両方に処せられる（伝統的知識及び文化的表現保護法 37 条 6 項）。
- ・秘密の伝統的知識又はフォークロアを、許諾を得ずに開示、引き続いて利用、又はそれ

らの知的財産権を入手、行使した者が、違法行為を行ったものとして有罪判決を受けた場合、200 万シリング以下の罰金か、10 年以下の懲役、又はその両方に処せられる（伝統的知識及び文化的表現保護法 37 条 7 項）。

- ケニアの伝統的知識又はフォークロアに関連する物品又はその他の物を、輸入が本法に違反することを知っていることを合理的に判断される状態でありながら、故意に輸入した者が、違法行為を行ったものとして有罪判決を受けた場合、50 万シリング以下の罰金か、3 年以下の懲役、又はその両方に処せられる（伝統的知識及び文化的表現保護法 37 条 8 項）。
- 伝統的知識又はフォークロアに関連する物品又はその他の物を、商業的又は産業的性質かを問わず、許諾を得ずに非伝統的利用のためにケニアから輸出した者が、違法行為を行ったものとして有罪判決を受けた場合、50 万シリング以下の罰金か、3 年以下の懲役、又はその両方に処せられる（伝統的知識及び文化的表現保護法 37 条 9 項）。
- 許諾を得ず伝統的知識及びフォークロアを搾取する目的で利用又は利用されることを意図されている何らかの考案品を作製する又は所有している者が、違法行為を行ったものとして有罪判決を受けた場合、50 万シリング以下の罰金か、3 年以下の懲役、又はその両方に処せられる（伝統的知識及び文化的表現保護法 37 条 10 項）。
- 裁判所は、伝統的知識又はフォークロアに係る違法行為について、差止、損害賠償、文化的権利が侵害されている旨の宣言、侵害者による公の謝罪、伝統的知識又はフォークロアの所有権の誤った帰属又は名誉棄損的な扱いの中断又は取消、違反物品による違反者が得た利益の説明、前記利益の没収、違反品の引渡し又は没収、違反品の製造、輸入又は輸出された物の差押え、伝統的知識又はフォークロア又はその派生物に基づいて不正に取得された知的財産権の取消又は無効化、状況に応じた適切な判断を行う（伝統的知識及び文化的表現保護法 39 条 1 項）。

（５）保護期間

規定なし。

（６）エンフォースメントについての規定及び事例

エンフォースメントについての規定及び事例は、確認できなかった。

（７）伝統的知識に関連する紛争事例

伝統的知識に関する紛争事例は、確認できなかった。

7. ザンビア

（１）伝統的知識保護に関連する主な法律

©2016 年第 16 号伝統的知識、遺伝資源及び伝統的文化表現の保護法⁸⁸（以下「ザンビア保護法」という。）

⁸⁸ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16181>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

○2016 年第 40 号特許法⁸⁹（以下「ザンビア特許法」という。）

なお、スワコプメントプロトコルの締約国である（2015 年 8 月 28 日に締約国となった。）。

（２）伝統的知識の定義

「伝統的知識」とは、遺伝資源に関連する特定の主題領域、技術分野、医学分野に限定されず、伝統的な文脈における知的活動及び洞察の結果である伝統的なコミュニティ、個人又はグループに由来し、その知識が伝統的なコミュニティの伝統的な生活様式に体现され、又は知識体系に体系化され、世代から世代へと受け継がれているあらゆる知識を意味する（ザンビア保護法 2 条）。

「伝統的知識システム」とは、伝統的地域社会の伝統的知識を意味し、環境の保全、食糧安全保障、持続可能な農業、人々の健康の改善、科学技術の進歩、文化遺産の保存と保護、芸術的スキルの開発、文化的コンテンツとフォークロアやその他の芸術的表現の多様性の向上に対するコミュニティによる貢献を含む（ザンビア保護法 2 条）。

ザンビア特許法によれば、「伝統的知識」とは、「遺伝資源に関連する特定の主題領域、技術分野、医学分野に限定されず、伝統的な文脈における知的活動と洞察の結果である伝統的なコミュニティ、個人、またはグループに由来し、伝統的なコミュニティの伝統的な生活様式に具体化され、又は知識体系に体系化され、世代から世代へと受け継がれているあらゆる知識を意味する。」と定められている（ザンビア特許法 2 条）。

（３）受益者の範囲

伝統的知識の所有者又は伝統的地域社会である（ザンビア保護法 3 条）。

（４）保護範囲

＜積極的な保護＞

ザンビア保護法の 4 条では、「(a)伝統的知識、遺伝資源、及びフォークロアに関する保有者の権利の侵害に対する保護、(b)伝統的知識及びフォークロアの不正流用、誤用、及び違法な搾取に対する保護、(c)保有者と利用者の権利と利益の公平なバランス、(d)現地及び現地外で発見された遺伝資源の不正流用及び違法な搾取に対する保護、(e)伝統的知識、遺伝資源、及びフォークロアに関する知的財産権の不適切な付与及び行使。」を保護すると定めている。

(2) 保有者は、保有者の事前の同意なく、(1)項に反する行為をした者に対して、本法に規定される保有者に認められるすべての権利、救済手段、措置を含め、法的措置を講じる権利を有する。

(3) 本法は、伝統的文脈における伝統的知識、遺伝資源、及びフォークロアに関する多様かつ総合的な概念を制限又は定義するものとして解釈されるものではなく、伝統的知識、遺伝資源、及びフォークロアの動的かつ進化する性質を考慮して解釈及び施行されるものとする。

⁸⁹ <https://www.parliament.gov.zm/sites/default/files/documents/acts/The%20Patents%20Act%20No.%2040%20of%202016.pdf>
（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

(4) 保有者は、以下の利益を享受し、以下の権利を行使することができる。

(a) スワコプムンドプロトコルに従って国境を越えた伝統的知識及びフォークロアを登録する。

(b) 機関に遺伝資源を記録できる。

(c) 伝統的知識及びフォークロアに関する知的財産権を保護できる。

(d) 伝統的知識及びフォークロアを **ARIPO** に登録し、当該伝統的知識及びフォークロアの商業的利用から生じる利益を得ることができる。

(e) 国境を越えてさまざまな伝統的地域社会が共有する伝統的知識及びフォークロアから生じる紛争を解決するために、**ARIPO** の代替紛争解決手続きを利用できる。

(f) **ARIPO** においてライセンスされた伝統的知識及びフォークロアに関する情報の使用について、事前の情報に基づく同意を与える。

(5) 伝統的知識、遺伝資源、フォークロアへのアクセス及び使用には、以下の原則及び概念が適用され、その基礎となるものとする。

(a) 伝統的知識体系、伝統的知識、遺伝資源、フォークロアの社会的、文化的、精神的、経済的、知的、科学的、生態学的、農業的、医学的、技術的、商業的、教育的価値を認識し、これらを尊重する。

(b) 伝統的知識、遺伝資源、フォークロアを適切に管理する権限を保有者に与えることにより、保有者の実際のニーズに応える。

(c) 伝統的知識の不正流用及びその他の不公正で不公平な使用の抑制。

(d) 伝統に基づく創造性と革新、及び社会、保有者とユーザーの相互利益のための技術移転の保護と促進。

(e) 伝統的知識システムの支援。

(f) 利益分配の促進。

(g) ボトムアップ型の開発アプローチのための伝統的知識の利用の促進。

(h) 事前の情報に基づく同意。

(i) 公正な競争。

(j) 伝統的知識、遺伝資源、フォークロアにおける革新を保護するための特許制度の利用。

(k) 商標、団体商標、認証マーク、地理的表示などの識別標識の使用。

(l) 伝統的地域社会が伝統的知識、遺伝資源、フォークロアの保管を含む、伝統的知識を開発、保持、伝達する方法を定義する慣習法と慣行の認識。

<消極的な保護>

ザンビア特許法 17 条において、「15 条にかかわらず、次に掲げる発明について特許は付与されず、当該発明は 15 条(2)に定める保護の対象から除外される。」とあり、同(j)において、「伝統的知識であるか、伝統的知識の集合体もしくは複製である発明。」と定められ、伝統的知識についての消極的な保護がなされている。

特許付与の申請が遺伝資源又は関連する伝統的知識、あるいはその両方を利用する発明に係る場合、申請者は「生物多様性条約に従って遺伝資源又は関連する伝統的知識の原産国」及び「遺伝資源又は関連する伝統的知識を提供している国における出所」を明らかにしなければならない（ザンビア特許法 28 条）。

個人、国を含めて、特許出願が公告された日から 3 か月以内、又は特許登録官が許可す

る追加期間内に、特許付与が確定される前であればいつでも、次のいずれかの理由を記載した異議申立書を登録官に提出することにより、特許の付与に異議を申し立てることができるが、そのうちの1つが「(s) 出願が伝統的知識に係る発明であること。」であると定められている（ザンビア特許法 56 条）。

（５）保護期間

ザンビア保護法によれば、「伝統的知識は、14 条に規定する保護基準を満たす限り保護されるものとする。」としているが、例外的に、「伝統的知識が個人にのみ属する場合には、本法に従って与えられる保護は、個人が伝統的知識を当該伝統的な文脈を超えて利用した後 25 年間継続するものとする。」と規定している（24 条）。

（６）エンフォースメントについての規定及び事例

エンフォースメントについての規定及び事例は、確認できなかった。

（７）伝統的知識に関連する紛争事例

伝統的知識に関する紛争事例は、確認できなかった。

8. エチオピア

（１）伝統的知識保護に関連する主な法律

- ◎ 遺伝資源及びコミュニティの知識へのアクセス並びにコミュニティの権利に関する法律（法律第 482/2006 号）⁹⁰（以下「エチオピア法律」という。）
- ・ 遺伝資源及びコミュニティの知識へのアクセス並びにコミュニティの権利に関する規則（規則第 169/2009 号）⁹¹（以下「エチオピア規則」という。）

（２）伝統的知識の定義

「伝統的知識」そのものについての定義はなく、「コミュニティの知識」について、「遺伝資源の保全及び利用に関して地域社会が何世代にもわたって創造又は発展させてきた知識、慣行、工夫又は技術を意味する。」と定めている（エチオピア法律 2 条）。

（３）受益者の範囲

コミュニティの知識の所有権は、関連地域社会に付与される（エチオピア法律 5 条 2 項）。

なお、遺伝資源の所有権は、政府及びエチオピア国民に付与される（エチオピア法律 5 条 1 項）。

（４）保護範囲

コミュニティの権利の保護は、アクセス規制権、利用権、利益配分権、コミュニティの

⁹⁰ https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Ethiopia_ABS_Proc_no482_2006.pdf
（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁹¹ https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Ethiopia_ABS_Reg_no169_2009.pdf
（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

権利の保護であるが、それぞれ以下のとおり規定されている。

<積極的な保護>

- ・地域社会は、自身の地域内の遺伝資源及びコミュニティの知識に関し、以下の権利を有する。

- 1) 自身の地域内のコミュニティの知識へのアクセスを規制する権利
- 2) 自身の地域内の遺伝資源及びコミュニティの知識を利用する不可譲の権利
- 3) 自身の地域内の遺伝資源及びコミュニティの知識の利用から生ずる利益の配分を受ける権利（エチオピア法律 6 条）

- ・ 1) 自身の地域内のコミュニティの知識へのアクセスを規制する地域社会の権利には以下が含まれる。

- a) 自身の地域内のコミュニティの知識へのアクセスに対し、情報に基づく事前の同意を与える権利

- b) 情報に基づく事前の同意を与える権利を行使する際、意図されたアクセスが自らの文化遺産又は自然遺産の完全性を損なうと考えられる場合に同意を拒否する権利

- c) 自身の地域内のコミュニティの知識へのアクセスに対して自らが与えた情報に基づく事前の同意が、自らの社会経済生活又は自然遺産若しくは文化遺産に悪影響を及ぼす可能性があるとは分かった場合、当該同意を撤回又は制限する権利

- d) 自身の地域内の遺伝資源へのアクセスに対して研究所が与えた情報に基づく事前の同意が自らの社会経済生活又は自然遺産若しくは文化遺産に悪影響を及ぼす可能性があるとは分かった場合、当該同意の制限又は撤回を要求する権利

- 2) 地域社会が自身の地域内のコミュニティの知識へのアクセスに対して情報に基づく事前の同意を与える際の条件及び手続きは、規則によって規定するものとする。（エチオピア法律 7 条）

- ・ 1) 地域社会は、自らの慣行又は規範に従って生計を維持するうえで、自身の地域内の遺伝資源又はコミュニティの知識をコミュニティ内で利用又は交換する不可譲の権利を有する。

- 2) 遺伝資源及びコミュニティの知識の利用及び交換に関する地域社会の伝統的制度は、法的に制限されないものとする。（エチオピア法律 8 条）

- ・ 1) 地域社会は、自身の地域内のコミュニティの知識の利用から生ずる利益の配分を受ける権利を有する。

- 2) 地域社会は、この法律の 18 条 1 項に従って自身の地域内の遺伝資源の利用から生ずる利益のうち、金銭として生ずる利益の 50%を政府から受け取る権利を有する。

- 3) 本条 1 項及び 2 項に基づいて受領した金銭は、関連地域社会の共通の利益のために利用するものとする。

- 4) 地域社会の共通の利益のために当該金銭を利用する手続きは、この法律に基づいて発行される規則によって規定するものとする。（エチオピア法律 9 条）

- ・ 1) 自身の地域内の遺伝資源及びコミュニティの知識に関する地域社会の権利は、関連

コミュニティの慣行及び規範に定められる通り保護される。

2) コミュニティの知識は、関連地域社会の慣行及び規範に従って特定、解釈及び確認するものとする。

3) コミュニティの知識が登録されていないことをもって、それがコミュニティの権利によって保護されていないものと解釈してはならない。

4) 特定の遺伝資源若しくはコミュニティの知識が公表若しくは口頭説明されていること又はジーンバンクその他の保全センターに遺伝資源が存在すること若しくはそれが利用されていることは、それがコミュニティの権利として保護されることに何ら影響を与えないものとする。(エチオピア法律 10 条)

(5) 保護期間

規定なし。

(6) エンフォースメントについての規定及び事例

エンフォースメントについての規定及び事例は、確認できなかった。

(7) 伝統的知識に関連する紛争事例

伝統的知識に関する紛争事例は、確認できなかった。

9. ブラジル

ブラジルは、WIPO において以下のことを報告している⁹²。

- ブラジルの法制度では、遺伝資源、伝統的知識、伝統的文化表現に関する情報システムが規定されており、法令第 13,123/2015 は、遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセスを規制し、遺伝資源へのアクセス、伝統的知識の保護、及びその利益分配のシステムを確立している。遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセスの登録と管理のために、SisGen と呼ばれるオンラインプラットフォームが構築され、当該オンラインプラットフォームは、CGen（遺伝遺産管理評議会）によって管理されている。
- ブラジルは、慣習法と慣行の重要性を認識し、法令第 13,123/2015 は、遺伝資源に関連する伝統的知識の承認を具体的に規定し、先住民及び伝統的地域社会との事前のインフォームドコンセントと利益分配の取得手順を確立している。また、共同体議定書は、伝統的知識と遺伝資源の管理者である共同体と、研究、開発、又は商業目的でそれらにアクセスしようとする人々との間の法的文書として認められている。
- ブラジルでは、特許出願において遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用を開示する要件も、法令第 13,123/2015 号によって規制されている。
- 無形文化財の登録（2000 年 8 月 4 日の法令第 3.551 号により規制）は、無形文化遺産の保存、認識、評価を目的とした法的手段であり、文化省管轄の国立芸術歴史遺産研究所（IPHAN）によって管理されている。
- ブラジルは生物多様性条約の締約国であり、生物多様性条約には遺伝資源に関連する伝

⁹² <https://www.wipo.int/export/sites/www/tk/en/igc/docs/survey-information-systems-brazil.pdf>
2023 年 5 月 12 日の WIPO 調査による（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

統的知識の保護に関する規定が含まれており、締約国は先住民及び地域社会の伝統的知識に関する権利を保護し促進するための措置を策定する必要がある。

- **SisGen** は、特許出願における遺伝資源の起源と関連する伝統的な知識を開示するためのツールとして機能する。したがって、**SisGen** は、ブラジルにおける遺伝資源及び関連する伝統的知識の保護のための重要な情報システムであり、アクセスと利益の分配に関するブラジルの法的義務の遵守を確保する上で重要な知的財産関連の機能を果たしている。
- 伝統的知識及び伝統的文化表現に関しては、**IPHAN** は、祝賀行事、表現形式、場所、知識など、認定されたブラジルの無形文化遺産に関する情報を含む登録文化財デジタルリポジトリを管理しているが、知的財産関連ではない。
- **SisGen** を通じて達成しようとしている主な知的財産関連の目的は、特許出願における遺伝資源の起源と関連する伝統的知識の開示である。これは、生物多様性条約の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ公平な分配に関する名古屋議定書に基づくアクセス及び利益分配義務の遵守を確保することを目的とするものである。
- 特許出願者は、法令第 13,123/2015 に準拠しているかどうかを明らかにし、対応する登録番号を提供する必要がある。当該開示は、特許出願の提出時に行う必要がある。
- **SisGen** には、提供者とユーザーの識別、アクセスの目的と範囲、遺伝遺産と関連する伝統的知識の説明、取得サイトの地理的参照位置、アクセスの条件、先住民と地域社会によって与えられた事前のインフォームドコンセント、遺伝遺産と関連する伝統的知識の利用から生じる利益分配の条件と合意など、遺伝遺産と関連する伝統的知識へのアクセスに関連する情報が含まれている。
- 神聖な伝統的知識や秘密の伝統的知識などの機密性の高い情報も、関連する伝統的知識へのアクセスに関連する場合は、**SisGen** に含まれることがある。ただし、法令第 13,123/2015 及びその規則では、遺伝的遺産に関連する伝統的知識の機密性と機密性の保護が規定されている。したがって、この種の情報へのアクセスは、権限のある関係者に制限され、機密保持契約の対象となる場合がある。
- 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識の利用者は、**SisGen** 内の情報を特徴づけ、文書化する責任がある。利用者は、提供した遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識の起源と特徴、及びアクセスや使用に関する制限について、正確かつ完全な情報を提供する必要がある。
- **CGen** の事務局長は、**SisGen** の情報の管理を行い、その正確性、完全性、セキュリティを確保する責任を負う。また、研究者、企業、政府機関などの許可されたユーザーに情報へのアクセスを許可する権限も持っている。
- 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識のユーザーは、必要に応じて **SisGen** に新しいエントリ又は登録を追加できる。ただし、アクセスと利益の共有に関する法的及び規制上の要件に準拠する必要がある。
- 先住民と地域社会は、**SisGen**、特に遺伝資源に関連する伝統的知識の文書化において重要な役割を担っている。法律では、先住民が伝統的知識を所有、管理、保護を行い、そこから利益を得る権利を認めており、彼らの伝統的知識へのアクセスを許可する前に、自由意志に基づく事前の十分な情報に基づく同意を得ることを義務付けている。
- 法律に従い、**CGen** は **SisGen** システムの管理と情報の管理に責任を負う。システムのコテンツへのアクセスは登録ユーザーのみに許可される。

- ・アクセス権は、ユーザーのカテゴリ（事務局メンバー、CGen 評議会メンバー、執行機関当局、先住民及び地域社会、遺伝資源及び伝統的知識のユーザーなど）に応じて異なる場合があり、コンテンツのカテゴリごとにアクセスレベルが異なる。たとえば、先住民及び地域社会は、保有する遺伝資源又は関連する伝統的知識の伝統的な使用法や慣行に関するデータなど、自らに関連する特定の情報にアクセスできる場合がある。
- ・企業秘密、秘密知識などの機密情報へのアクセスは、情報保有者の正当な利益を保護するために、追加の制限及び手続きの対象となる場合がある。
- ・先住民及び地域社会の代表者は CGen 評議会のメンバーであるため、制限情報を含む SisGen 登録情報に完全にアクセスできる。CGen は、ブラジルの ABS 機関でもあるため、CGen 評議会の先住民及び地域社会の代表メンバーは、SisGen の実装と管理に関連する規則や規制を提案できる。
- ・SisGen に遺伝資源及び関連する伝統的知識を含めることで、知的財産権が確立されるわけではない。むしろ、遺伝資源及び関連する伝統的知識にアクセスして使用する者は、その活動を開示し、アクセスと利益分配に関する法的要件を遵守することがブラジルの法律で義務付けられている。SisGen は、これらの法的要件の遵守を監視するツールとして機能し、遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識の使用における透明性と追跡可能性を提供する。
- ・国境を越える事例に関しては、ブラジルの法律（法令第 13,123/2015 及び政令 8772/2016）により、名古屋議定書に従って、関係国間でアクセス及び利益分配に関する協定を締結することが義務付けられている。
- ・競合する請求に関する紛争については具体的な規定がなく、CGen は遺伝資源、伝統的知識へのアクセスや利益分配に関するあらゆる状況に対して上訴機関として機能することができる。

（１）伝統的知識保護に関連する主な法律

◎法令第 13,123/2015 号⁹³（2015 年 5 月）

◎政令第 8772 号⁹⁴（2016 年 5 月）

・通信第 147 号⁹⁵（2015 年 5 月）

・2013 年第 69 号 INPI 決議⁹⁶

○ブラジル産業財産法⁹⁷（2021 年 9 月）

⁹³ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Brazil_ABS_Law_no13123_20150520_rev2.pdf

（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁹⁴ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Brazil_ABS_Law_no_8772_2016.pdf

（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁹⁵ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Brazil_ABS_Law_Vetoes_no147_20150520.pdf

（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁹⁶ https://www.gov.br/inpi/pt-br/backup/legislacao-arquivo/docs/resolucao_69-2013.pdf

（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁹⁷ 特許庁の和訳：

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/brazil-sanzai.pdf>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

（２）伝統的知識の定義

法令第 13,123/2015 号では、「関連する伝統的知識」を「財産又は遺伝資源の取得の直接又は間接の利用に関する先住民、伝統的地域社会又は伝統的農民の情報又は慣行」と定義し、「出所が確認できない関連する伝統的知識」を「その出所の関連性が少なくとも先住民、伝統的地域社会又は伝統的農民の 1 つであると確認できない伝統的知識」と定義している（2 条）。

（３）受益者の範囲

先住民、伝統的地域社会又は伝統的農民である（法令第 13,123/2015 号 2 条、政令 8772 号 12 条）。

（４）保護範囲

＜積極的な保護＞

・法令第 13,123/2015 号 8 条

先住民又は伝統的地域社会、伝統的農民の遺伝遺産に関連する伝統的知識は、本法により、その不法な使用及び利用から保護される。

第 1 項 国家は、本法及び規則に従い、国の遺伝遺産に関連する伝統的知識の保全及び持続可能な利用に係る事柄に関する国家レベルの決定手続に参加する権利を先住民、伝統的地域社会及び伝統的農民に対して認める。

第 2 項 本法における遺伝遺産に関連する伝統的知識とは、ブラジルの文化遺産を構成するもので、CGen 又は特定の法律の定めるところに従い、データベースに保管され得る。

第 3 項 関連する伝統的知識は、以下の手段等を通じて認知される。

I — 学術出版物

II — 登録及びデータベースへの記録、又は

III — 文化的インベントリー

第 4 項 先住民、伝統的地域社会及び伝統的農民同士による、遺伝遺産及び関連する伝統的知識の交換及び普及は、自らの利益のため、その習慣、慣習及び伝統に基づいて行われる場合、本法の定める義務は免除される。

・法令第 13,123/2015 号 9 条

出所が特定可能な関連する伝統的知識の取得は、事前の情報に基づく同意が条件づけられている：

第 1 項 事前の情報に基づく同意の証明は、規則に基づき、先住民、伝統的地域社会及び伝統的農民の判断で、以下の手段により行われる。

I — 事前同意書の署名

II — 同意の視聴覚的記録

III — 管轄の公的機関の意見書、または

IV — 地域社会の慣習に基づく手段の採用

第 2 項 出所の特定できない関連する伝統的知識の取得は、事前の情報に基づく同意に左右されない。

第 3 項 農業活動のための地域の伝統的若しくは土着化した植物種、又は地域に適応した又は土着化した動物種の遺伝遺産の取得は、植物種または動物種の起源となった、出所不

明の関連する伝統的知識の取得を含んでおり、これらを栽培または飼育し、開発し、所有し、保持または保存している先住民、伝統的地域社会又は伝統的農民の事前の合意に左右されない。

・法令第 13,123/2015 号 10 条

関連する伝統的知識を作り、発展させ、所持し、又は保存している先住民、伝統的地域社会及び伝統的農民に対しては、以下の権利が保障される：

I — その遺伝遺産の発展と保全に対する貢献は、あらゆる刊行物、使用、利用及び普及手段において認められる。

II — あらゆる刊行物、使用、利用及び普及手段において、関連する伝統的知識の取得源が表示される。

III — 本法に従い、第三者による、直接又は間接的な関連する伝統的知識の経済的利用による利益を受け取る。

IV — 規則に従い、関連する伝統的知識の取得及びその取得に由来する利益配分に関係する事項の決定過程に参加する。

V — 1997 年 4 月 25 日付の法律第 9,456 号及び 2003 年 8 月 5 日付の法律第 10,711 号の規定に則り、遺伝遺産又はそれに関連する伝統的知識を含む生産物を自由に使い、又は販売する。また、

VI — 遺伝遺産又はそれに関連する伝統的知識を含む繁殖素材を保全し、取扱い、保管し、生産し、交換し、開発し、改良する。

第 1 項 先住民又は伝統的地域社会の一個人が所持しているとしても、本法の目的に従い、いかなる遺伝遺産に関連する伝統的知識も、集団的性格を有すると判断される。

第 2 項 公的資金により運営されている、国内の機関において、生息域外コレクションとして維持されている遺伝遺産、並びに右に関連する知識は、規則に従い、先住民、伝統的地域社会及び伝統的農民により取得され得る。

・政令第 8772 号 12 条

関連する伝統的知識へのアクセス及びそのアクセスから得られる利益の配分に関連した事項における決定プロセスに、関連する伝統的知識を創り、開発し、保持又は維持する先住民、伝統的地域社会及び伝統的農家が参加する権利は保証されている。

第 1 項 起源が明確になっている関連する伝統的知識へのアクセスは、事前の情報に基づく同意が得られている場合にのみ許可される。

第 2 項 起源が明確になっていない関連する伝統的知識へのアクセスは、事前の情報に基づく同意には縛られない。

第 3 項 ある特定の関連する伝統的知識を創り、開発し、保持又は維持する先住民、伝統的地域社会又は伝統的農家は、2015 年法律第 13,123 号の 9 条 3 項の仮定を除き、その知識の明確な起源とみなされる。

・政令第 8772 号 13 条

先住民、伝統的地域社会又は伝統的農家は、起源が明確になっている自らの関連する伝統的知識へのアクセスへの同意を拒否することができる。

・政令第 8772 号 14 条

起源が明確になっている関連する伝統的知識の提供者は事前の情報に基づく同意を証明

する方法を選択し、その様式を含む利益配分協定、その文面及び条件を自由に交渉し、それを拒否する権利を保持する。

第1項 各当事者は、関連する伝統的な知識へのアクセスの登録を実行するための期限及び同意の対象を定めることができるが、2015年法律第13,123号12条2項の規定する時間的制限を超えることはできない。

第2項 先住民、伝統的地域社会及び伝統的農家の権利を保護し、支援し、その活動を推進する連邦の組織及び団体は、その保持者からの依頼を受けた場合、事前の情報に基づく同意の取得活動と利益配分協定の交渉をサポートする。

第3項 2項の規定に関し、連邦の組織及び団体は CGen 事務局の技術的サポートを要請することができる。

・政令第8772号15条

事前の情報に基づく同意を関連する伝統的知識の提供者から得る場合には、先住民、伝統的地域社会又は伝統的農家の組織の伝統的な形態に敬意を払い、該当する場合には、その地域社会の儀礼に敬意を払う。

・政令第8772号16条

事前の情報に基づく同意を得るに当たり、利用者は以下の方針を遵守すること：

I-先住民、伝統的地域社会又は伝統的農家に以下を明確に説明する：

a) 関連する伝統的知識にアクセスすることに関わる活動が実行されることによってもたらされる社会、文化及び環境への影響；

b) その活動を実行することによる、またその結果に対する各当事者の権利及び責任；及び

c) 先住民、伝統的地域社会及び伝統的農家は関連する伝統的知識へのアクセスを拒否する権利を有する。

II – 商業的利用からもたらされる金銭的又は非金銭的な利益の配分方式については先住民、伝統的地域社会又は伝統的農家と共同でそれを定める；及び

III – 事前同意プロセスの進行中、先住民、伝統的地域社会及び伝統的農家は関連する伝統的知識へのアクセスを拒否することができる。

・政令第8772号17条

16条の定める方針を遵守し、事前の情報に基づく同意を証明する契約書は、先住民、伝統的地域社会、及び伝統的農家の理解できる言語で作成され、以下のものを含むこと：

I – 事前の情報に基づく同意を得るまでのプロセスの履歴の説明；

II – 先住民、伝統的地域社会、又は伝統的農家の組織及び代表の伝統的な形式の説明；

III – 調査の目的、その手法、期間、予算、期待される利益及び事業の予算の出所；

IV – アクセスの対象である関連する伝統的知識に対して意図されている利用法；及び

V – 事業が包含する地理的エリア並びに先住民、伝統的地域社会又は伝統的農家

補項 本条項の冒頭部が述べる契約書はさらに、事前の情報に基づく同意を得るプロセスの期間中、先住民、伝統的地域社会、又は伝統的農家が技術的又は法的な支援を受けたかどうかを明確に言及すること。

・政令第8772号18条

その土地の伝統的な若しくは土着化した植物種、又はその土地に適応した若しくは土着化した動物種の農業活動のための遺伝遺産へのアクセスは、その植物種又は動物種の起源

となった出所不明の関連する伝統的知識へのアクセスを含んでおり、その植物種又は動物種を飼育し、開発し、維持し、又は保存している先住民、伝統的地域社会、又は伝統的農家による事前の同意に左右されない。

第1項 2015年法律第13,123号2条XXIVの規定により、食料、飲料、繊維、エネルギー及び植林された森林を生産し、処理し、販売する活動を農業活動と見なす。

第2項 第1項の規定するエネルギーの中にはエタノール、バイオディーゼル、バイオガス及びバイオマスを処理することによって発生する電力のコジェネレーションが含まれる。

第3項 農業活動の考え方に当てはまらない活動については、その土地の伝統的な若しくは土着化した植物種、又はその土地に適応した若しくは土着化した動物種の農業活動のための遺伝遺産へのアクセスは、その植物種又は動物種の起源となった関連する伝統的な知識を含んでおり、2015年法律第13,123号及び本政令の規定する関連する遺伝遺産へのアクセスに関する規定が適用される。

第4項 本条項の冒頭部が述べるその土地の伝統的な若しくは土着化した植物種の遺伝遺産へのアクセスの場合、利用者は、アクセスの対象となった植物種の繁殖素材を公的機関が保有する生息域外（*ex situ*）コレクションに提出すること。ただし、当該植物種を当該コレクションから入手した場合を除く。

・政令第8772号19条

関連する伝統的な知識を創り出し、開発し、維持し、保存する先住民、伝統的地域社会、及び伝統的農家に対しては、1997年4月25日付法律第9,456号の規定及び2003年8月5日付法律第10,711号の規定に従い、遺伝遺産又は関連する伝統的知識を含む製品を自由に利用し販売する権利が保証されている。

第1項 Anvisaは1999年1月26日付法律第9,782号の定める権限内において、本条項の冒頭部が述べる製品の生産と販売を規制する。

第2項 第1項の定める規定は簡素な手順を定め、その際にはその利用、習慣及び伝統を考慮しつつ、先住民、伝統的地域社会、及び伝統的農家が参加してそれを定める。

<消極的な保護>

ブラジル産業財産法において、伝統的知識に基づく発明に係る特許出願時における出所開示義務を明文規定していないが、2013年第69号INPI決議2条に基づき、当該する特許出願について CGen から取得した許可番号を INPI に通知しなければならず、CGen へのアクセス許可の申請の際には、伝統的知識の出所も記載しなければならないことから、実質的に出所開示が求められることになる。

(5) 保護期間

規定なし。

(6) エンフォースメントについての規定及び事例

エンフォースメントについての規定及び事例は、確認できなかった。

(7) 伝統的知識に関連する紛争事例

伝統的知識に関する紛争事例は、確認できなかった。

10. エクアドル

エクアドルにより WIPO へ以下が報告されている⁹⁸。

- エクアドルでは、知識、創造、イノベーションの社会経済に関する法律（COESCCI）の中で、情報システムの構築が確立されており、1 つは遺伝資源に言及し、もう 1 つは伝統的知識に言及しており、関連するトピックは伝統的文化表現にも及んでいる。遺伝資源に関しては、生物多様性に関する公的科学研究機関を管轄する国立遺伝資源バンク（COESCCI71 条）がある。伝統的知識に関しては、伝統的知識の自発的寄託や知的財産の問題に関する管轄国家当局として国家知的権局が担当する（COESCCI523 条）。また、同局が正当な所有者の管理及び保管の下にある伝統的知識のコミュニティ登録簿の承認（COESCCI524 条）を行う。
- エクアドルはアンデス共同体の加盟国として、遺伝資源へのアクセスに関する共通制度（アンデス決定 391）の一部であり、その中には前述の主題に言及した情報システムに関する規定がある（50 条及び第 3 補足規定）。
- COESCCI71 条は、生物多様性に関する公的科学研究機関を担当する国立遺伝資源バンクの創設を規定している。COESCCI の一般規則の 27 条に従って、このバンク内の情報は、他のバンク又はさまざまな国家機関の遺伝物質のリポジトリにある情報から強制的に供給される。国立遺伝資源バンクは、複製サンプルの保管としてデータ収集を保証し、天然資源を保護し、進化生物学、個体群と生態系の健全性を研究する機会を提供する技術ツールを通じて、環境汚染物質の分析など現在及び将来の世代のニーズを確保することを目指している⁹⁹。
- COESCCI の 523 条による伝統的知識の自発的寄託に関して、正当な所有者は、知的財産権の問題を管轄する国家知的財産当局（SENADI）に伝統的知識を寄託することができる。この寄託金は、正当な保有者の要請に応じて機密扱いとなり、公開が制限される場合がある。その目的は、知的財産権の申請において侵害される可能性がある伝統的知識に対する集団的権利の承認を検証する手段となることである。さらに、任意の寄託データベースは、他のものに加えて、集団の権利を永続的に監視し、知的財産権の要求を通じて正当な所有者の権利が侵害されるおそれがあるか、又は侵害されている場合に検証する手段を構成する。これらのデータベースに寄託がないことは、伝統的な知識に対する正当な所有者の集団的権利を制限するものではない。寄託金には権利を構成する効果はない。（ナレッジマネジメント規則 401 条及び 402 条）。
- ナレッジマネジメント規則 403 条によれば、正当な所有者は、生物多様性に関連するかどうかにかかわらず、慣習法に基づいて独自の伝統的知識を登録することができ、その伝統的知識は自身のコミュニティによって保護される。これらの記録は、権限のない第三者によるアクセス、使用、悪用から保護することを目的としている。
- 伝統的知識のコミュニティ登録簿は、ナレッジマネジメント規則の 403 条に従って、権

⁹⁸ <https://www.wipo.int/export/sites/www/tk/es/igc/docs/survey-information-systems-ecuador.pdf>
2023 年 5 月 12 日の WIPO 調査による（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁹⁹ <http://inabio.biodiversidad.gob.ec/2023/03/09/delegacion-del-nibr-visita-los-siete-biocentros-que-seran-parte-del-banco-nacional-de-recursos-geneticos/>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

限のない第三者によるアクセス、使用、不正利用から保護することを目的としている。

- ・ 伝統的知識と伝統的文化表現の寄託フォーム内で考慮される情報は次のとおりである。
 - a) 申請者の個人データ: 国籍、人種、名、姓、身分証明書、識別番号、性別指示。
 - b) 居住住所: 国/国籍、州、市、区、番号、郵便番号、メインストリート、セカンダリーストリート、参照。
 - c) 連絡先: 携帯電話、固定電話、メールアドレス。
 - d) 正当な所有者のデータ: 国/人、言語、コミュニティ、当該知識を共有する他の国、知識の名前、生物資源に関連するかどうか、資源の学名、一般名、使用される資源の一部、その簡単な説明、伝統的知識又は表現、伝統的文化、それを使用する人々（一般的な使用、女性、男性、子供、治療者、助産師、戦士、高齢者など）、知識の種類（世界観、狩猟、漁業、農業、食品、社会的儀式、社会共同体での使用、芸術、衣類、建設、経口感染、統合医療、社会統合、農業統合、ヘビ咬傷、チンキ剤又は染色、医学など）。
 - e) 伝統的知識又は伝統的文化表現の所在地: 州、市、区。
 - f) 付録: 伝統的知識及び写真又はビデオの自発的な寄託に対する事前及びインフォームドコンセントの証明書。

COESCCI の 523 条によれば、伝統的知識の寄託は機密として行われ、正当な所有者の要請に応じて一般公開に制限される場合がある。

- ・ エクアドルでは、遺伝資源を特徴づけ、カタログ化する権限のある組織は、国立生物多様性研究所-INABIO である。
- ・ エクアドルでは、伝統的知識と伝統的文化表現の問題に関して、情報の執筆、撮影、記録、編集を担当するのは、伝統的知識の部門を通じた国家知的財産局 (SENADI) である。
- ・ 遺伝資源データの場合、情報は国立生物多様性研究所 (INABIO) によって管理され、伝統的知識及び伝統的文化表現のトピックについては、国家知的権利局-伝統的知識の部門によって管理される。
- ・ 伝統的知識及び伝統的文化表現の責任者は、国家知的財産局 (SENADI) である。
- ・ 先住民や地域社会は、伝統的知識と伝統的文化表現（集団的権利）の正当な所有者とみなされる。
- ・ 過激な知識を自発的に寄託する場合、この登録を実施し、機密にするか公開するかにかかわらず、情報の提供を決定するのは先住民と地域社会である。
- ・ COESCCI の 523 条によれば、正当な所有者は、知的財産権の問題を管轄する国家知的財産局 (SENADI) に伝統的知識を寄託することができる。この意味で、情報が事業体によって管理されているため、必要に応じて機密性が尊重され、情報を管理することができる。この目的のために、責任機関は伝統的知識の部門であり、植物育種及び伝統的知識の国家ディレクターの監督下にある。
- ・ 伝統的知識及び伝統的文化表現の場合、自発的な寄託には機密性がある可能性があることを考慮する必要がある。したがって、この場合、コンテンツへのアクセスはない。この条件なしで行われた任意の寄託については、アクセスを正式に要求することができ、正当な保有者がこのことを確実に認識できるように努める。
- ・ 伝統的知識及び伝統的文化表現の自発的な寄託の場合、情報は公開されるか、機密となる可能性がある。機密となるカテゴリでは、アクセスが制限される。

- ・先住民と地域社会は、伝統的知識の正当な保持者として認識されている。自発的な寄託の場合、国は知的財産権の問題を管轄する当局（SENADI）が情報の管理者となる。この目的のために、先住民及び地域社会は、SENADI に対し、該当する場合には機密であっても当該情報を保護することを許可する。
- ・先住民と地域社会は、自らの情報を管理し、慣習的規範に基づいて地域レベルでの伝統的知識のコミュニティ記録を保護する。この場合、エクアドル国家は技術的及び財政的アドバイスを提供する責任を負う（COESCCI524 条）。
- ・伝統的知識及び伝統的文化表現の場合、情報システムにこれらを含めることによる法的効果として、伝統的知識の悪用を防ぐこと、知的財産権の申請において侵害される可能性のある伝統的知識に対する集団的権利を承認するための検証手段を備えることがある。
- ・エクアドルでは、共和国憲法に従って、先住民及び地域社会の集団的権利として、伝統的知識の維持、保護、発展（56 条 12 項）、伝統的知識の正当な所有者の集団的権利の承認がコミュニティ領域の正当性にあるため、その保護、有効性、行使を保証する目的でいかなる形式や登録の対象にもならない（COESCCI522 条）ことが認められ、保証される。
- ・複数のコミュニティが伝統的知識又は伝統的文化表現の同じ主体を主張する場合、COESCCI の 516 条は、共有伝統的知識の保護を認めている。この場合、各正当な所有者は、他の正当な所有者によるこれらの権利の行使を妨げられることなく、集団的権利を自由に行使することができる。この意味で、与えられた同意とそのうちの 1 主体が受け取った利益は、別の正当な所有グループが第三者に代わって同意を与えることを妨げるものではない。当該条項では、正当な所有グループが、複数のグループ間で共有される伝統的知識に対して排他的権利を行使してはならないと規定している。
- ・国境を越えた伝統的知識の場合、COESCCI の 519 条は、伝統的知識が国境を越えているという事実が認められた集団的権利の行使に影響を与えないと規定している。
- ・伝統的知識又は伝統的文化表現の場合、今現在、情報システム又はサービス間の相互運用性の標準は存在しない。
- ・データベースの作成や情報の登録は、伝統的知識や伝統的文化表現を管理するための非常に強力なツールとなり得るが、先住民や地域社会の決定を尊重するなど、いくつかの重要な要素を考慮することが非常に肝要である。提供された情報の機密保持、及び情報の将来の使用について相談されることや、明確で効果的かつ強制力のある情報保護メカニズムが存在することが重要であり、機密と公的寄託又は記録を区別し、明確に識別する。

（１）伝統的知識保護に関連する主な法律

◎知識、創造及びイノベーションの社会経済に関する法律¹⁰⁰

- ・アンデス共同体決議第 391 号に沿った遺伝資源にアクセスする共通制度の国内規則¹⁰¹（2011 年 10 月 3 日行政布告第 905 号）
- ・アンデス共同体決議第 391 号¹⁰²（遺伝資源へのアクセスに関する共通制度）（1996 年 7

¹⁰⁰ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16990>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

¹⁰¹ <https://www.wipo.int/wipolex/es/legislation/details/9446>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

¹⁰² <https://www.mabs.jp/countries/others/pdf/311j.pdf>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

月)

◎アンデス共同体決議第 486 号¹⁰³ (産業財産に関する一般規定) (2000 年 9 月)

- ・省令 034 遺伝資源へのアクセスに関する枠組み契約締結手続きに関する規則¹⁰⁴ (2015 年 2 月)
- ・エクアドルナレッジマネジメント規則¹⁰⁵ (2020 年 12 月)

(2) 伝統的知識の定義

「伝統的知識」とは、「文化遺産の一部であり、国民及び地域社会に適した慣行、方法、経験、能力、標識及び記号等の全ての集合的な知識であって、世代を超えて開発され、更新され、伝承され」、「人間と地域や自然との密接な関係から発展してきた、生態学、風土、農業、医学、芸術、職人技、漁業、狩猟などの側面を指す。」と定義されている (知識、創造及びイノベーションの社会経済に関する法律 511 条)。

(3) 受益者の範囲

原則として先住のアフリカ系アメリカ人又は地域社会 (アンデス共同体決議第 486 号 3 条等) であり、例外的に個人 (知識、創造及びイノベーションの社会経済に関する法律 517 条) である場合がある。

法人は合法的な所有者になれない (知識、創造及びイノベーションの社会経済に関する法律 514 条)。

(4) 保護範囲

<積極的保護>

- ・アンデス共同体決議第 486 号 3 条

加盟国は、先住のアフリカ系アメリカ人又は地域社会の生物学的及び遺伝子に関する伝統、並びに伝統的知識を保護して尊重するような方法で、産業財産権の様々な形態で享受される保護が受けられることを保証する。前述の目的で、その伝統又は知識から得られたものに基づいて発展した発明に関する特許権の付与は、国家間の、地域の、及び国内の法律規定に従って取得されたものに従う。

加盟国は、共通の知識に関する事柄を決定するために、先住のアフリカ系アメリカ人の又は地域社会の権利及び能力を承認する。

この決定事項の規定は、決定事項 391 (現時点での修正版) に定められたものに反しない方法で適用され解釈される。

- ・知識、創造及びイノベーションの社会経済に関する法律 11 条

伝統的知識の正当な保有者の集団的権利を恒久的に監視し、これらの集団的権利の直接的又は間接的な侵害が推定される場合には、伝統的知識の正当な保有者に直ちに通知し、職権で必要な関連措置を開始する。

¹⁰³ https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ketsugi_486.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日) .

¹⁰⁴ 環境省の和訳:

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Ecuador_Ordinance_034_2015.pdf (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日) .

¹⁰⁵ <https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/es/ec/ec143es.pdf> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日) ..

・知識、創造及びイノベーションの社会経済に関する法律 516 条

同一の地理的地域に定住するコミュニティ、民族、及び民族間で共有される伝統的知識の保護は、そのすべての正当な所有者に認められており、所有者は当該知識の共同管理を確実に行う必要がある。

この場合、伝統的知識へのアクセスを求める者は、正当な所有者として特定されたコミュニティの同意を求める必要があり、申請者は正当な所有者を探索し特定するために最大限の努力を払わなければならない。

同意が得られ、アクセス契約が登録されると、アクセス時に不明であった新たな正当な所有者が現れても、署名済みの契約には影響しない。

各正当な権利保有者は、他の正当な権利保有者による権利の行使を妨げることなく、その集団的権利を自由に行使することができる。これは、同じ伝統的知識を有する複数の正当なグループがある場合、そのうちの 1 つのグループが与えた同意及び受け取った利益が、その伝統的知識を有する別の正当なグループが第三者のために同意を与えることを妨げないことを意味する。

これは、当初相談を受けなかった正当な所有グループに、当初同意を得て伝統的知識にアクセスできた人から利益を主張する権利を与えるものではない。

協議されていない正当な保有者は、許諾を与え、新たな研究者とアクセス契約を締結する権利を有する。いかなる正当な集団も、複数の人間集団間で共有されている伝統的な知識に対して排他的権利を行使することはできない。

＜消極的保護＞

特許出願に際して、法的資格を有する国内官庁に提出が求められているものに「(i) 保護が求められる生産物又は方法が、加盟国のいずれかが原産地国である、先住のアフリカ系アメリカ人若しくは加盟国の地域社会の伝統的知識から得られた、又は発展したものである場合、決定事項 391 の規定及びその修正事項並びに法的効力を有する履行規則に従って、そのような知識の使用の許可又は権限を認定する書類のコピー」が含まれている（アンデス共同体決議第 486 号 26 条）。

上記「伝統的知識の使用許諾許可を証明する書類のコピーが提出されない場合」は、無効とされる（同 75 条）。

・知識、創造及びイノベーションの社会経済に関する法律 347 条

「先住民、アフリカ系アメリカ人、または地域社会の文化や伝統的知識の表現を構成する標識、記号、図形、文字などを含む工業デザイン。」（同条 4 項）は、登録できないと定められている。

（5）保護期間

規定なし。

（6）エンフォースメントについての規定及び事例

エンフォースメントについての規定及び事例は、確認できなかった。

（７）伝統的知識に関連する紛争事例

伝統的知識に関する紛争事例は、確認できなかった。

１１．スイス

（１）伝統的知識保護に関連する主な法律

◎自然及び景観の保護に関する連邦法（改正法）¹⁰⁶（2014年3月）

・遺伝資源及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する連邦政府命令（名古屋議定書連邦政府命令）（2015年12月）¹⁰⁷

○スイス特許法¹⁰⁸（2019年4月）

（２）伝統的知識の定義

規定なし。

（３）受益者の範囲

先住民の社会、地域社会である（自然及び景観の保護に関する連邦法（改正法）23P条等）。

（４）保護範囲

＜積極的な保護＞

・自然及び景観の保護に関する連邦法（改正法）23p条

先住民の社会や地域社会が有する遺伝資源に関連する伝統的知識は、すでに公知となっていない限り、23n条及び23o条の適用対象となる。

・自然及び景観の保護に関する連邦法（改正法）23n条

1. 名古屋議定書に則り、遺伝資源を利用する者、又は、遺伝資源の利用から利益を直接得る者（利用者）はすべて、以下の条件が満たされることを保証するために、状況により要求される相当な注意を適用しなければならない。

a. 遺伝資源が合法的にアクセス（access）されたこと。

b. 合意により、利益の公正かつ衡平な配分のための条件が定められていること。2. 以下の各項に該当する遺伝資源については相当な注意義務の対象にならない。

a. 名古屋議定書締結国でない国に由来する遺伝資源

b. 取得の機会及び利益の配分に関する国内規制を整備していない国に由来する遺伝資源

¹⁰⁶ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Swiss_LPN_Amendment_Law_2015.pdf

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹⁰⁷ https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2016/39/en/art_8（最終アクセス日：2025年3月14日）。

環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Swiss_NP_Ordinance_2015.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹⁰⁸ 特許庁の和訳：

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/switzerland-tokkyo.pdf>

（最終アクセス日：2025年3月14日）。

c. 名古屋議定書締結国の裁判権の範囲外に位置する領土に由来する遺伝資源

d. 名古屋議定書 4 条で規定される国際文書が対象とする特定の遺伝資源

e. ヒトの遺伝資源

f. 名古屋議定書で規定される遺伝資源としては用いられない商品や消費財である遺伝資源

3. 1 項の遺伝資源の利用とは、遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究開発活動で、バイオテクノロジー等を用いて行うものを含む。

4. 1 項 a のアクセス (access) は、名古屋議定書に基づき、資源を提供した名古屋議定書締結国のアクセスと利益配分に関する国内法令又は規則に従っている場合は、合法的である。

5. 1 項 a 及び b の要件が満たされていない場合、利用者はこれらの要件が後日満たされるようにするか又は関連遺伝資源の利用及び遺伝資源の利用から利益を直接得ることを放棄しなければならない。緊急の場合には、連邦参事会は病原体あるいは有害生物である遺伝資源に関する要件が事後に満たされ得ることを想定してもよい。

6. 連邦参事会は、利用される遺伝資源に関し、記録される必要があり後続利用者に伝達されるべき情報を規定する。

・自然及び景観の保護に関する連邦法（改正法）23o 条

1. 利用された遺伝資源に基づいて開発した製品の販売承認時、又は販売承認を要さない場合は商業化時の前に、相当な注意義務の遵守を連邦環境局（FOEN）に届け出なければならない。

2. 相当な注意義務の遵守に関連した情報は、名古屋議定書 14 条に規定される国際情報センター及び名古屋議定書締結国の権限ある当局に伝達することができる。届出人の名称、商業化された製品、利用された遺伝資源、同遺伝資源へのアクセスの日時及びその出所に関する情報は公表されるものとする。

3. 連邦参事会は、届出義務の遵守を確認する責任を有する部局を指定しなければならない。相当な注意義務の確認が他の方法で保証されている場合、同義務は届出義務の適用から除外することができる。

<消極的保護>

・スイス特許法

II. 遺伝資源及び伝統的知識の出所に関する情報

49a 条

(1) 特許出願は、次に掲げる事項の出所に関する情報を含まなければならない。

(a) 発明者又は特許出願人が利用した遺伝資源。ただし、当該発明がこの資源に直接基づいていることを条件とする。

(b) 発明者又は特許出願人が利用した遺伝資源についての土着又は地元の地域社会の伝統的知識。ただし、当該発明がこの知識に直接基づいていることを条件とする。

(2) 発明者又は特許出願人が当該出所を知らないときは、特許出願人はこのことを書面により宣誓しなければならない。

(5) 保護期間

規定なし。

(6) エンフォースメントについての規定及び事例

エンフォースメントについての規定及び事例は、確認できなかった。

(7) 伝統的知識に関連する紛争事例

伝統的知識に関する紛争事例は、確認できなかった。

12. メキシコ

(1) 伝統的知識保護に関連する主な法律

◎先住民及びアフリカ系メキシコ人のコミュニティ及び人々の文化資産を保護するための連邦法¹⁰⁹ (FANAC) (2022 年) (以下「メキシコ連邦法」という。)

◎名古屋議定書に基づく食料及び農業のための植物遺伝資源へのアクセス申請への対応に関する暫定手続¹¹⁰ (2017 年) (以下「メキシコ暫定手続」という。)

(2) 伝統的知識の定義

メキシコ連邦法 2 条では、「伝統的知識」について明確に定義として定めてないが、当該法の目的として、「先住民及びアフリカ系メキシコ人の人々及びコミュニティの文化遺産、知識、伝統的な文化表現を構成する要素、及び当該遺産に関する集合的知的財産に対する財産権を認識し、保証する。」と定めている。

メキシコ暫定手続 2 条における用語では、「植物遺伝資源」についてのみ規定しているが、「現に価値があるか潜在価値を有する植物由来の遺伝素材と定義される。これら資源は、農業者が伝統的手法で保全及び開発し、新たな品種及び技術を開発する基盤となる。」と定められている。

(3) 受益者の範囲

先住民及びアフリカ系メキシコ人の人々及びコミュニティである (メキシコ連邦法 13 条)。

植物遺伝資源、その派生物又はこれらに関連する遺伝的知識を提供する個人又は組織である (メキシコ暫定手続 2 条)。

(4) 保護範囲

<積極的な保護>

- ・メキシコ連邦法 13 条

国家は、先住民及びアフリカ系メキシコ人の人々及びコミュニティに対し、彼らの文化遺産、知識、伝統的な文化的表現、ならびに彼らが継続的又は断続的に実践し、その構成

¹⁰⁹ [The Federal Law for the Protection of Cultural Heritage of Indigenous and Afro-Mexican Peoples and Communities \(published in the Official Journal of the Federation on January 17, 2022\), Mexico, WIPO Lex](#)

(最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日)。

¹¹⁰ 環境省の和訳：

https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Mexico_Trans_Proce_2017.pdf (最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日)。

員によって伝えられた、それらに関連する表現に対する財産に対する集団的権利を認め、前世代からの独自のコミュニティ、当該文化遺産の知的財産に対する権利も有する。

- ・メキシコ連邦法 35 条

保護システムの目的は次のとおりである。

I. 先住民及びアフリカ系メキシコ人の人々及びコミュニティの文化遺産、知識、伝統的な文化表現に関する集団財産の尊重と擁護を保証するための連邦政府機関及び団体の行動を明確にする。

< 消極的な保護 >

- ・メキシコ連邦法 35 条

保護システムの目的は次のとおりである。

VIII. 先住民及びアフリカ系メキシコ人の人々及びコミュニティを特定し、彼らの文化遺産、知識、伝統的な文化表現の要素の無許可又は無断での使用について通知する。

(5) 保護期間

規定なし。

(6) エンフォースメントについての規定及び事例

エンフォースメントについての規定及び事例は、確認できなかった。

(7) 伝統的知識に関連する紛争事例

- ・「ZARA 事件」¹¹¹

ZARA 社が、チアパス州アグアテナンゴの職人によって作られた刺繍を模倣したとして非難された。

- ・伝統模様が剽窃される事案¹¹²

ファッションデザイナーが、テナンゴ・デ・ドリア、イダルゴ、テワンテペク地峡地域、オアハカ、サルティーヨ、コアウイラ州のコミュニティのデザインを模倣したデザインを無断で使用したと指摘された。

¹¹¹ <https://www.animalpolitico.com/2018/07/zara-plagia-diseno-bordado-chiapas> (最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日)。

¹¹² <https://www.elfinanciero.com.mx/culturas/inpi-condena-plagio-de-carolina-herrera-y-analiza-medidas-legales/> (最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日)。

13. スワコプメントプロトコル

・2019年1月1日現在¹¹³

国名	締約国となった日
ボツワナ (Botswana)	2012年3月28日
ガンビア (The Gambia)	2015年2月11日
リベリア (Liberia)	2016年10月25日
マラウイ (Malawi)	2012年12月20日
ナミビア (Namibia)	2015年2月11日
ルワンダ (Rwanda)	2012年7月16日
ザンビア (Zambia)	2015年8月28日
ジンバブエ (Zimbabwe)	2013年4月22日

スワコプメントプロトコルは、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO, African Regional Intellectual Property Organization）の独自の標準設定のイニシアチブである。当該プロトコルは、加盟国が従うべき広範な規範におけるミニマムスタンダードを定めている。

東アフリカ共同体（EAC, East African Community）の加盟国7か国のうち5か国は、スワコプメントプロトコルが採択されたルサカ協定の締約国である¹¹⁴。フォークロアを効果的に保護するために、EAC加盟国は、フォークロアの保護に関する共通の基準を設けること等を目的として、それぞれの法律を調和させることに合意している。これは、東アフリカのフォークロアを保護するために統一基準を要求する EAC 条項 119 条(f)に裏付けられている。

・伝統的知識の定義 (traditional knowledge)

「伝統的知識」とは、地域社会又は伝統的地域社会に由来し、伝統的な文脈における知的活動と洞察の結果であるあらゆる知識を指すものとし、ノウハウ、スキル、革新、実践、学習などが含まれる。当該知識は、コミュニティの伝統的なライフスタイルに体现されたり、世代から世代へと受け継がれ、体系化されたりした知識体系に含まれている。当該用語は、特定の技術分野に限定されず、農業、環境、医療に関する知識、遺伝資源に関連する知識も含まれる（協定書 2.1）。

・フォークロア (expressions of folklore) の定義

「フォークロア」とは、有形か無形かを問わず、伝統的な文化や知識が表現され、現れ、又は明示されるあらゆる形態であり、以下の表現形態又はその組み合わせから構成される。

- i. 物語、叙事詩、伝説、詩、なぞなぞ、その他の民話、言葉、記号、名前、シンボルなど、ただしこれらに限定されない言語表現、

¹¹³ https://www.aripo.org/storage/resources-protocols/1674640255_phpJRYyDj.pdf（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹¹⁴ ARIPO Annual Report 2020, at 6-7. The five countries are the Republic of Kenya, the Republic of Rwanda, the Republic of Uganda, the United Republic of Tanzania and Southern Sudani. Congo DRC and Burundi are not members.

- ii. 歌や器楽など、ただしこれらに限定されない音楽表現、
- iii. 舞踏、演劇、儀式、その他のパフォーマンスなど、ただしこれらに限定されない動きによる表現であり、物質的な形態に還元されているかどうかは問わない、
- iv. 芸術作品、特に描画、デザイン、絵画（ボディペインティングを含む）、彫刻、彫像、陶器、テラコッタ、モザイク、木工品、金属製品、宝石、かご細工、裁縫、織物、ガラス製品、カーペット、衣装等の有形表現、手工芸品、楽器、建築形態などである（協定書 2.1）。

フォークロア概念については、地域レベルでも国際レベルでも、豊富な文献と法的資料が存在する。それにもかかわらず、民間伝承の国際的に受け入れられた定義は存在しない。それは、伝統的な文化や知識が具体化または表現される形態には、有形、無形、またはその両方の組み合わせも含め、さまざまな形態があり得るからである。フォークロアは多岐にわたり、舞踊、歌、音楽、物語、芸術、手工芸、楽器、言葉、名前、パフォーマンス、織物、木工品や宝石のデザイン、建築様式などが含まれる。複合作品の例としては、様式化されたデザインで伝説を描いた織物、伝統的な衣装や仮面をパフォーマンスと連動させたダンス、代表的な絵画を使った物語の朗読などが挙げられる¹¹⁵。

フォークロアには、独自の特徴があり、創造的な知的活動の産物であり、口頭又は模倣によって、世代から世代へと受け継がれていき、コミュニティの文化的、社会的アイデンティティを反映し、コミュニティの遺産の特徴的な要素で構成され、未知の著者、及び/又はそうする権利又は責任があると社会的に認められている個人によって作成され、多くの場合において、精神的、宗教的な目的で作成され、また、天然資源を活用し、コミュニティ内で絶えず進化している¹¹⁶。

国際条約、地域条約が締結され、自由市場経済への着実な移行に伴い、フォークロアについて知的財産の保護の強化の必要性が認識され、例えば先住民グループへの補償が不十分である点、先住民コミュニティの権利の喪失の点や製品等への不正表示に対する訴えを続けている¹¹⁷。

先住民が、自分たちのアイデンティティが自分たちの芸術の存続に依存していると考えていると主張し、EAC が先住民の文化表現の保護にますます関心を寄せている理由は複数あり、フォークロアが完全な保護に値することを証明する理由に、非先住民による民間伝承の搾取、不適切な商業化、改変の増加が挙げられている。また、販売の商業的価値が高いにもかかわらず、先住民が伝統的知識や芸術作品の市場での消費からほとんどあるいは全く利益を得られないことが多いことも、その理由として挙げられる¹¹⁸。

EAC では、先住民の作品、特にフォークロアの促進と保護に協力することを目的として EAC を設立することにより、フォークロアの保護が行われており、当該目標を達成するために、EAC を設立する条約では、文化活動を強化する目的で加盟国にそれぞれの国内法を

¹¹⁵ Charles Blair Stevenson “Modern Indigenous Curriculum Teaching, Indigenous Knowledges of Handcraft” Dissertation, University of McGill(2001), at 2. Available at <https://escholarship.mcgill.ca/concern/theses/sx61dp13p> (最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日)。

¹¹⁶ 同上, at 2.

¹¹⁷ https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1127645 (最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日)。

¹¹⁸ Christine Farley “Protecting Folklore of Indigenous People: Is Intellectual Property the Answer?” (1997) 30 Connecticut Law Review 1, at 11. Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=923410>. (最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日)。

調和させるよう指示している¹¹⁹。さらに、共通市場議定書に従い、EAC 加盟国は知的財産権の分野で協力することを約束し、地域社会の経済、技術、社会、文化の発展のために創造性と革新を促進し、保護することを目的とし、知的財産権の保護を強化することを目指している¹²⁰。

また、EAC 共通市場議定書第 43 条(4)に基づき、EAC 加盟国は、次の事項を確保するためのメカニズムを構築することに合意した。

- (i) 伝統的な文化表現、伝統的知識、遺伝資源、国家遺産の法的保護、
- (ii) 文化産業の保護と振興、
- (iii) 保護された作品をパートナー国のコミュニティの利益のために利用すること、
- (iv) 公衆衛生、食糧安全保障、研究、技術開発における協力。

EAC 市場議定書は、加盟国がとりわけ伝統的な文化表現の分野で協力することを約束することにより、知的財産権の保護を強化することを目的とし¹²¹、当該目標を達成するために、加盟国は自国の国内法を近似させ、法律と制度を調和させることに取り組んでいる¹²²。さらに、議定書によれば、EAC 加盟国は、知的財産権問題に関する情報交換や知的財産権能力の向上を通じて、知的財産権の侵害、誤用、濫用を防止するための措置を講じること

を約束し、伝統的な文化表現、伝統的知識、遺伝資源、国家遺産の法的保護と文化産業の保護と振興を確保するためのメカニズムを構築することにもコミットした¹²³。

スワコプムントプロトコルが採択される前は、ARIPO 協定では加盟国にフォークロアを保護することを義務付けていなかった。2002 年 8 月、ARIPO 協定が改正され、フォークロアの保護が含まれるようになった。ARIPO は、WIPO の技術支援を受けて、民間伝承の伝統的知識と表現を保護するための立法枠組みと地域的法的手段の開発に向けた法的選択肢の調査を開始した¹²⁴。

最終的に、伝統的知識とフォークロアの保護に関するスワコプムントプロトコルが採択された¹²⁵。当該プロトコルは、アフリカの民間伝承の伝統的な知識と表現を保護し、アフリカの人々の福祉のために適切に活用されることを確保することを目的としている。さらに、伝統的な知識とフォークロアに関する法定権利を確立し、それらの保護のための法律を制定したいアフリカ諸国に基礎を提供する¹²⁶。スワコプムントプロトコルは、伝統的知識の保持者を同プロトコルで認められた権利の侵害から保護するとともに、フォークロアを伝統的な文脈を超えた不正流用、誤用、不法な利用から保護することを規定している。当該プロトコルは、伝統的知識の動的かつ進化する性質と、進行中のイノベーションの枠組みとしての伝統的知識システムの特徴を考慮して解釈され、実施される。

同プロトコルはまた、伝統的知識、伝統的文化、民間伝承の社会的、文化的、精神的、

¹¹⁹ The East African Community Treaty, Art. 119.

¹²⁰ The East African Common Market Protocol.

¹²¹ The East African Community Common Market Protocol, Art. 43.

¹²² Ibid, Art. 47.

¹²³ Ibid, Art. 43.

¹²⁴ Collins S “the Commoditisation of Culture: Folklore, Playwriting and Copyright in Ghana” PhD thesis, University of Glasgow (Scotland 2015). Available at <http://theses.gla.ac.uk/6263/> (最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日)。

¹²⁵ In 2010 and entered into force in 2015. It came into force after six states deposited instruments of ratification or accession. Currently, eight Member States have ratified the protocol. These are Botswana, Gambia, Liberia, Malawi, Namibia, Rwanda, Zambia and Zimbabwe.

¹²⁶ ARIPO Secretariat “Explanatory Guide to the Swakopmund protocol on the Protection of Traditional Knowledge and Expressions of Folklore” (2012) at 10. Available at <http://www.aripo.org> (最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日)。

経済的、知的、科学的、生態学的、農業的、医学的、技術的、商業的、教育的価値を含む固有の価値を認め、伝統的な知識体系、伝統的な文化、民間伝承が、地域社会や伝統的地域社会、そして全人類に利益をもたらす、継続的な革新、創造性、独特の知的・創造的生活の多様な枠組みであることを明確に示すと評価されている¹²⁷。当該プロトコルには、ARIPO 加盟国の一般的な願望と保護の根拠も概説されている。アフリカの文化的知識と文化的遺産を尊重し、認識し、保護し、地域及び伝統的地域社会の創造性を奨励し、報いる必要性を認識させているという¹²⁸。

当該プロトコルの根底にある原則は、伝統的知識とフォークロアの保持者に、その知識に対する権利を行使する権限を与えることである。このプロトコルは、伝統的な知識とフォークロアに対して積極的かつ防御的な保護を提供する。積極的保護には、伝統的知識やフォークロアの保有者に対して、保護されている伝統的知識などの他者による使用を排除する権限付与の創設が含まれる。防御的保護には、伝統的知識などに関する知的財産が権限のない第三者に付与されないことが保証される¹²⁹。同プロトコルは、伝統的知識やフォークロアが動的で常に進化する概念であることも考慮し、伝統的知識やフォークロアの多様かつ総合的な概念を制限したり、定義しようとしたりするような方法で解釈されてはならないとしている¹³⁰。

同プロトコルは、とりわけ、フォークロアは創造的かつ累積的な知的活動の産物であり、コミュニティの文化的アイデンティティと伝統的遺産の特徴であり、そのコミュニティの慣習法と慣行に従ってコミュニティによって維持、使用、又は開発されなければならないと規定しており、保護基準を満たすフォークロアのみが保護される¹³¹。これはスティーブン・コリンズの著作にも反映されており、同氏は、当該プロトコル第 16 セクションに基づき、形式や形態を問わず、フォークロアに保護が及ぶと指摘している。

(i) 集団の活動性や個人のアイデンティティが不明な個人の創造性など、創造的かつ累積的な知的活動の産物、

(ii) コミュニティの文化的アイデンティティと伝統的遺産の特徴であり、そのコミュニティの慣習法と慣行に従ってコミュニティによって維持、使用、又は開発されるものである¹³²。

同プロトコルは、フォークロアの保護に関する手続きを要求しておらず、法による保護の手続きにおいては、フォークロアの所有者が特定の管轄区域で知的財産権を取得・維持するために満たさなければならない公式の要件を規定している。例えば、登録、通知、料金の支払いなどが含まれる場合がある。当該プロトコルによれば、フォークロアの保護はいかなる形式にも従わない。したがって、保護は自動的に発生する¹³³。当該政策的根拠は、手続きを強制することが煩雑であり、保護へのアクセスの障壁となる可能性があるというものであるが、証拠の目的で、特別な文化的又は精神的価値を持つものや神聖なものなど、

¹²⁷ Nandjembo (note 41), at 31.

¹²⁸ ARIPO Secretariat (note 41), at 12.

¹²⁹ This is provided under its four parts: Part I comprises the preliminary provisions, Part II deals with the protection of traditional knowledge, Part III addresses the protection of expressions of folklore and Part IV consists of general provisions.

¹³⁰ The Swakopmund Protocol, S.1.

¹³¹ Ibid, S. 16.

¹³² Stephen Collins “The Commoditisation of Culture: Folklore, Playwriting and copyright in Ghana” PhD thesis, University of Glasgow (Scotland 2015), at 69. Available at <http://theses.gla.ac.uk/6263/> (最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日)。

¹³³ The Swakopmund Protocol, S. 17.

特定の種類のフォークロアについては、適切な当局に通知される場合がある。かかる通知は、単に宣言的な効果を持つだけであり、それ自体は権利を構成するものではない。さらに、同一又は異なる国の2つ以上のコミュニティが同じ民間伝承表現を共有している場合、ARIPO 及び関連する国家当局は、それらの民間伝承表現の所有権を登録する責任を負う¹³⁴。

同プロトコルは、フォークロアの所有権、存続期間、不正流用、誤用、違法な利用からの保護に関する法定権利を確立し、コミュニティにとって特別な文化的又は精神的価値又は重要性を持つフォークロアと、秘密とその他のフォークロアを区別する¹³⁵。

同プロトコルは、伝統的地域社会が民間伝承を活用し、実用的かつ実現可能な場合には第三者による使用において認められることを可能にすることに重点を置き、フォークロアの積極的かつ防御的な保護を正当化するものである。さらに、フォークロアを保護するためのさまざまな仕組みも含まれており、締約国は、当該プロトコルが国内法上の効力を持つためには、同プロトコルを国内法に組み込む必要がある。こうした組み込みは、当該プロトコルと国内法との間の矛盾を防ぐのに役立つ¹³⁶。

ルワンダとタンザニアがスワコプムントプロトコルとその原則及び義務をどのように批准又は実施したかについて、注目すべきは、当該プロトコルは、6 か国が批准書（署名国の場合）または加入書（非署名国の場合）を寄託した後に発効したということである。ARIPO、アフリカ連合、又は国連アフリカ経済委員会の加盟国はいずれも同プロトコルの締約国になることができる。

スワコプムントプロトコルの締約国の中には、その立法制度に応じて、同プロトコルが法的効力を持つためには国内法に当該プロトコルを組み込むことが求められる国もある。こうした組み込みは、同プロトコルと国内法との間の矛盾を防ぐのに役立つ可能性がある。これらの国では、同プロトコルは行政機関又は国会によって承認され、採択される必要がある¹³⁷。締約国は、当該プロトコルに基づく要件を満たした後、ARIPO の本拠地であるジンバブエ共和国に文書を寄託する。ジンバブエ共和国政府はその後、批准書又は加入書の寄託を全ての締約国に通知するものとする。いずれかの国による当該プロトコルの批准又は加入は、ルサカ協定の受諾を意味し、ARIPO 加盟国となることを伴う¹³⁸。

一方で、国際法上、同プロトコルの批准又は加入は、締約国に当該プロトコルの目的と趣旨に従う義務を生じさせる。同プロトコルを批准又は加入しない場合、締約国は当該プロトコルの目的及び趣旨に法的に拘束されないことになり、当該プロトコルはフォークロアを保護するための最低基準を定めている。この状況について、ルワンダとタンザニアにおけるフォークロアの保護は、以下のとおりである。

・ルワンダ

ルワンダは統合された法制度を有しており、民法と慣習法の両方のシステムに従う。その点では、ルワンダ憲法¹³⁹とさらに2つの法的文書により、同国のフォークロアが保護さ

¹³⁴ ARIPO Secretariat (note 41), at 29.

¹³⁵ The Swakopmund Protocol, S. 18-23.

¹³⁶ ARIPO Secretariat (note 41), at 32.

¹³⁷ ARIPO Secretariat (note 43), at 33.

¹³⁸ ARIPO Secretariat (note 43), at 33.

¹³⁹ The Republic of Rwanda Constitution of 2003 adopted on 26 May 2003 and revised in 2015.

れている¹⁴⁰。特に、ルワンダ共和国憲法第 34 条は、ルワンダの全ての国民が、個人所有か共同所有かを問わず私有財産の権利を有することを明確に示している。憲法第 95 条は、ルワンダ政府が財産の所有権を規制する特定の法律を制定することを認めている。このような財産には知的財産やフォークロアが含まれる。その点に関して、ルワンダで知的財産とフォークロアを規制するために制定された 2 つの法律は、法律第 28/2016 号と第 31/2009 号であり、前者は文化遺産と伝統的知識を保存し、後者はルワンダの知的財産権を保護する。これらの法律はルワンダ共和国の憲法に従って制定された。本質的に、これら 2 つの法律文書の起源は、ルワンダにおける知的財産制度の立法上の発展に基づいている。

歴史的に、ルワンダは著作権法に基づいてフォークロアを保護してきた。アフリカの他の国々と同様に、ルワンダは 1983 年に最初の著作権法を制定した。1983 年 11 月 15 日の法律第 27/1983 号は、当初は発展途上国向けの著作権に関するチュニス・モデル法に基づいていた。法律第 31/2009 号により廃止されたが、ルワンダでは運用されている。簡単に言えば、知的財産、つまり著作権と工業所有権を保護するものである¹⁴¹。

2016 年、ルワンダは伝統的な知識とフォークロアを保護するための特定の法律も制定した¹⁴²。この法律は、スワコプムントプロトコルで明示された原則を包含している。こうした原則には、伝統的な慣習の中で保存され使用されるフォークロアが含まれており、当該プロトコルに基づいて明示されるフォークロアの特定の特徴を規定している¹⁴³。したがって、伝統的な知識の文脈を超えて使用すべきではない¹⁴⁴。特定の法律を制定したこととは別に、ルワンダが 2011 年 6 月 24 日のルサカ合意の署名に伴い ARIPO に加盟し、2012 年 7 月 16 日にスワコプムントプロトコルを批准した。批准後、条約と同プロトコルはルワンダで適用されるようになるが、ルワンダが一元制¹⁴⁵を採用しているため、批准後は両条約とも適用可能であり、追加の実施措置は必要ないからである。

同プロトコルがフォークロアを保護するための最低基準を明確に規定しているが、さらに、フォークロアの保護に関連する形式的な手続きも必要ない。したがって、ルワンダにおけるフォークロアの保護は、スワコプムントプロトコルに準拠している。ルワンダは、同プロトコルで定められた原則に拘束されるだけでなく、さらに一歩進んで、フォークロアの保護を規制する特定の法律、すなわち 2016 年法律第 28 号を制定した。スワコプムントプロトコルで定められた原則は、2016 年法律第 28 号にも定められている。

登録されたフォークロアを不正流用したり、伝統的な文脈以外で使用したり、違法に利用したりしてはならないことが明確に規定され、国の遺産に属するフォークロアは、その表現が保護基準を満たしている限り保護される。法律では、伝統的に世代から世代へと受け継がれてきたノウハウを含む民俗表現の保護基準を規定している¹⁴⁶。

現在、スワコプムントプロトコルと 2016 年法律第 28 号により、ルワンダはフォークロ

¹⁴⁰ See Article 292 of Law No. 31/2009, which requires the enactment of the law on protection of expressions of folklore.

¹⁴¹ Luc Martin Ngarambe “The Protection of Performing Artists through Collective Management Organisations in Rwanda” LLM Dissertation, University of Rwanda (2019). Accessed from the University of Rwanda digital repository. Available at <http://dr.ur.ac.rw> or <http://hdl.handle.net/123456789/158> (最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日)。

¹⁴² Ibid.

¹⁴³ Chapter III of Law No. 28 of 2016 is on the preservation and protection of expressions of folklore.

¹⁴⁴ Article 30 of the Law No. 28 of 2016 on the Preservation of Cultural Heritage and Traditional Knowledge

¹⁴⁵ This is articulated under Article 168 of the Constitution of the Republic of Rwanda, which provides that upon publication in the official Gazette, international treaties and agreements which have been duly ratified or approved have the force of law as national legislation in accordance with the hierarchy of laws provided for under the first paragraph of Article 95 of the Constitution.

¹⁴⁶ The Law No. 28 of 2016, Art. 33, 32 and 19.

アを保護する上で最低基準を遵守している。

・タンザニア

タンザニアは、タンザニア本土（タンガニーカ）とタンザニア・ザンジバルの連合国である。フォークロアを保護するための並行した相互依存的なシステムが 2 つあり、1 つはタンザニア本土用、もう 1 つはタンザニア・ザンジバル用である。

タンザニアの法制度は、英国のコモンローに基づいている。この制度は、イギリス植民地時代の遺産による。英国とは異なり、1977 年に採択された成文憲法が存在し、第 24 条¹⁴⁷では財産を所有する権利を規定しており、フォークロアを含むさまざまな芸術作品の保護は、タンザニア連合共和国の憲法で認められた権利である。

タンザニア（当時はタンガニーカ）において、知的財産法が初めて制定されたのは植民地時代であった。英国帝国著作権法¹⁴⁸は、1966 年まで有効であったが、その後廃止され、新しい著作権法¹⁴⁹に置き換えられた。その後、経済のグローバル化と自由化のスピードに合わせて、1999 年¹⁵⁰に著作権及び著作隣接権に関する法律が制定された。

タンザニアには、フォークロアを保護する特別な法律はない。ただし、著作権及び著作隣接権法 151（第 3 部）に基づき、フォークロアは、不法な利用¹⁵²から保護されるものとして、民話、民謡、民俗舞踊、伝統楽器、民俗芸術の制作、特定の絵、絵画、籠などの民俗表現を認め、保護している¹⁵³。

2013 年著作権法は、文学、芸術作品、民間伝承、その他の関連事項における著作権及び著作隣接権の保護を目的としたタンザニアのもう一つの主要な法律である。タンザニアのザンジバルで運用されている。民俗文化の表現を保護するにあたっては、著作権法（第 4 部）において、民俗文化の表現の不法な利用からの保護について規定している。この法律は、民話、民謡、民俗舞踊、伝統楽器、民俗芸術の制作、特定の絵、絵画、籠などの民俗表現を認め、保護している¹⁵⁴。これら二つの法律は、スワコプメントプロトコルに定められた最低基準を具体化していない。その理由は、タンザニアは 1983 年 10 月 12 日に ARIPO に加盟したが、まだスワコプメントプロトコルを批准していないためである。

したがって、スワコプメントプロトコルで明示された原則は、タンザニアの民間伝承表現の保護に関する国内法の一部ではない。その結果、タンザニアの著作権法には本質的な欠陥が存在する。タンザニアとルワンダを比較すると、タンザニアがスワコプメントプロトコルを批准せず、実施していないために、両国の間に相違がある。

同プロトコルにより、伝統的知識及びフォークロアの資格を有する外国人の保有者は、当該伝統的知識又はフォークロアに適用される慣習法及び当該プロトコルを可能な限り考慮し、保護国の国民である伝統的知識及びフォークロアの保有者と同レベルの保護の利益を享受できるようになる。したがって、タンザニアで開発されたフォークロアは、このよ

¹⁴⁷ The Constitution of the United Republic of Tanzania, 1977 as amended from time to time.

¹⁴⁸ UK Imperial Copyright Act 1911 revised in 1924 as the Copyright Ordinance Cap 218.

¹⁴⁹ Copyright Act 61 of 1966.

¹⁵⁰ The Copyright and Neighboring Rights Act 1999, Cap 218 RE 2019.

¹⁵¹ Cap 218 as amended in 2019.

¹⁵² This is also revealed in the case of *Mic Tanzania Ltd v Hamisi Mwinyijuma and Ambwene Yesaya*, Civil Appeal No. 112 of 2019, High Court of Tanzania Dar es Salaam Registry, where it was held that to prove ownership of a song, one must establish ownership.

¹⁵³ Cap 218 as amended in 2019, S. 24.

¹⁵⁴ The Copyright Act 2013, S. 27-33.

うな制度の恩恵を受けることができず、この状況により、スワコプムントプロトコルとフォークロアの保護に関するタンザニアの国内法との間に矛盾が生じる¹⁵⁵。タンザニアでは、フォークロアをめぐる同時主張の問題は発生しない。その結果、ARIPO はタンザニアのコミュニティとルワンダの他のコミュニティ間の同時請求事件を解決するために委託された権限を行使することができない。同様に、ARIPO は、タンザニアとルワンダのコミュニティが関与する紛争を解決する際に、慣習法、現地の情報源、代替紛争解決メカニズム、その他の実用的なメカニズムを利用することができない。

第5節 伝統的知識の保護と国際協定

1. 生物多様性に関する条約

(1) 背景

外務省の資料によれば、生物多様性に関する条約の締結においては以下のような背景がある¹⁵⁶。

人類は、地球生態系の一員として他の生物と共存しており、また、生物を食糧、医療、科学等に幅広く利用している。近年、野生生物の種の絶滅が過去にない速度で進行し、その原因となっている生物の生息環境の悪化及び生態系の破壊に対する懸念が深刻なものとなってきた。このような事情を背景に、希少種の取引規制や特定の生物種の保護を目的とする既存の国際条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）等）を補完し、生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みを設ける必要性が国連等において議論されるようになった。

主な経緯として、1987 年の国連環境計画（UNEP）管理理事会の決定によって設立された専門家会合における検討、及び 1990 年 11 月以来 7 回にわたり開催された政府間条約交渉会議における交渉を経て、1992 年 5 月 22 日、ナイロビ（ケニア）で開催された合意テキスト採択会議において本条約はコンセンサスにより採択され、1992 年 6 月 3 日から 14 日までリオデジャネイロにおいて開催された国連環境開発会議（UNCED）における主要な成果として、国連環境計画（UNEP）とともに右会議中に署名のため開放され、6 月 13 日に日本がこれに署名した（署名開放期間内に 168 か国が署名を行った）。その後、1993 年 5 月 28 日に日本は寄託者である国連事務総長に受諾書を寄託することにより本条約を締結し、同年 12 月 29 日に所定の要件を満たし、本条約は発効した。

2024 年 11 月現在、194 か国、欧州連合（EU）及びパレスチナが締結している。

(2) 概要

本条約の目的は、生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分である（当該条約 1 条参照）。

本条約の第 16 回契約国会議は、2024 年 10 月 21 日から 11 月 1 日にかけて、コロンビアで開催された。当該会合で、2022 年 12 月の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」（GBF）

¹⁵⁵ Swakopmund Protocol, S. 24.

¹⁵⁶ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

の採択後初となる今次会合では、遺伝資源のデジタル配列情報（DSI）の使用に係る利益配分に関する多国間メカニズムの大枠¹⁵⁷や、先住民及び地域社会の参画に関する補助機関の設置が決定（CBD 第 8 条(j)）¹⁵⁸された。

2. 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

（1）背景

1930 年代の不況後、世界経済のブロック化が進み各国が保護主義的貿易政策を設けたことが、第二次世界大戦の一因となったという反省から、1947 年にガット（関税及び貿易に関する一般協定）が作成され、ガット体制が 1948 年に発足し、日本は 1955 年に加入している。貿易における無差別原則（最恵国待遇、内国民待遇）等の基本的ルールを規定したガットは、多角的貿易体制の基礎を築き、貿易の自由化の促進を通じて日本貿易を含む世界経済の成長に貢献してきた。

一方、ガットは国際機関ではなく、暫定的組織として運営されてきたが、1986 年に開始されたウルグアイ・ラウンド交渉において、貿易ルールの大幅な拡充が行われるとともに、これらを運営するため、より強固な基盤をもつ国際機関を設立する必要性が強く認識されるようになり、1994 年のウルグアイ・ラウンド交渉の妥結の際に WTO の設立が合意された。

（2）概要

2001 年 11 月 14 日ドーハで開催された会合では、例えば、「途上国のニーズ及び関心等を「作業計画」の中心に位置付け、特に後発開発途上国への配慮を強調」し、「多角的貿易体制と環境保護・持続可能な開発の促進が相互支持的であることを確信し、各国の環境アセスメントの努力に留意し、WTO と国連環境計画及び他の政府間環境機関との協力を歓迎し、更に促進」し、「中核的労働基準に関するシンガポール閣僚宣言を再確認し、国際労働機関の作業に留意」し、「中国、台湾等の新規加入を歓迎」するとともに、これを踏まえ「幅広くバランスの取れた「作業計画（交渉、決定等）」の開始に合意」といったマラケシュ協定の原則と目的を再確認した。その「作業計画」には、「（5）TRIPS 協定」において「TRIPS 理事会において、生物多様性条約との関係、伝統的知識・フォークロアの保護、新技術等について検討」を挙げている。

3. アフリカ大陸自由貿易圏設立協定の知的財産権に関する議定書

（1）背景

¹⁵⁷ COP15 で設立が決定された DSI の使用に係る利益配分に関する多国間メカニズムに関し、DSI から利益を得る業界の DSI 使用者が、利益等の一部をグローバル基金（カリ基金）に拠出することを締約国が促すことや、それを生物多様性条約の目的のために使うこと等が決定された。拠出率や対象企業規模の目安は COP17 までの期間に更に検討される予定。

¹⁵⁸ 環境省和訳：「(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。」

https://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）は、アフリカ域内での物品関税撤廃、サービス貿易や投資の自由化、競争政策、知的財産等を盛り込んだ、アフリカ連合（AU）主導の自由貿易協定（FTA）であり、アフリカの域内貿易拡大と工業化につながることが期待されているという¹⁵⁹。

2018年3月、AU加盟国の44か国・地域がAfCFTA設立協定に署名し、2019年5月に発効した。2021年1月1日に運用を開始し、2022年7月に特定の市場・品目の取引について、AfCFTAにおけるルールを適用するパイロット・フェーズを8か国間（カメルーン、エジプト、ガーナ、ケニア、モーリシャス、ルワンダ、タンザニア、チュニジア）で開始した。2023年3月時点で54か国・地域が署名し、46か国が批准書の寄託を完了した。批准書の寄託から30日後に発効するが（34条）、2024年7月現在、付属書が交渉中で発行は未定である¹⁶⁰。ガーナのアクラにAfCFTA事務局を設置し、初代の事務局長は南アフリカ出身のワムケレ・メネシである¹⁶¹。

（２）概要

AfCFTA設立協定の交渉は、2つのフェーズに分けられており、フェーズ1は物品貿易、サービス貿易、紛争解決の分野を、フェーズ2は競争、投資、知的財産、電子商取引、女性と若者の分野を対象としている。当該議定書は、フェーズ2の分野に属するものである。

＜議定書における伝統的知識に係る内容＞

議定書の適用対象として、植物品種保護、地理的表示、商標、特許、実用新案、意匠、営業秘密を含む未公開情報、集積回路のレイアウトデザイン（トポグラフィ）、著作権及び著作隣接権、伝統的知識、伝統的文化表現、遺伝資源、新興技術及びその他の新興問題を含むすべての種類の知的財産であるとした（3条）。

締約国に伝統的知識の保護について規定を設けることを義務付け、伝統的知識に関連する知的財産の申請の際に、a,発明又は創作に利用された伝統的知識の出所、b,関連する国内制度の下で管理当局から出される自由意思に基づく事前の十分な情報に基づく同意の証明、c,関連する国内制度の下での公正かつ公平な利益配分の証明の提供を求めることを定めている（18条1項、2項）。

議定書18条には、さらに以下の規定がある。

- ・締約国は、知的財産権のあらゆるカテゴリにおいて、伝統的知識の無許可利用を防止及び禁止するための措置を講じるものとする（3項）。
- ・事前の情報に基づく同意、情報源の開示、アクセス及び利益配分の原則に関する規則を策定するにあたり、締約国はこれに関連するアフリカ及び国際文書を参考にし、開発志向の締約国利益を優先する（4項）。
- ・締約国は、同じ伝統的知識が複数の締約国に存在する場合、国境を越えた協力を促進し、伝統的知識に関するベストプラクティスを共有するものとする（5項）。

¹⁵⁹ JETRO 地域・分析レポート（2023年5月11日）

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2023/cb9f24ef9d8aed17.html>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

¹⁶⁰ 関景輔「中東・アフリカ地域の知的財産の最新動向」IPジャーナル 30号 72頁参照（2024年9月）。

¹⁶¹ 外務省ウェブサイト

https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/africa/page23_004333.html（最終アクセス日：2025年3月14日）。

- ・締約国は、必要に応じて、権利保有者の事前の情報に基づく同意、相互に合意した条件に基づくアクセス及び利益配分、ならびに伝統的知識の情報源の開示について協力することができる（6 項）。
- ・締約国は、伝統的知識に関するデータベースを国家レベルで構築し、AfCFTA 事務局に通知することができる（7 項）。
- ・締約国は、国家データベースに含まれる伝統的知識に関する情報の交換に協力することができる（8 項）。
- ・AfCFTA 事務局は、締約国からの情報に基づいて、伝統的知識に関するデータベースを構築するものとする（9 項）。
- ・締約国は、この議定書の 40 条及び 41 条に従って策定される伝統的知識、伝統的文化表現、フォークロア及び遺伝資源に関する議定書の附属書に規定される追加の義務を遵守しなければならない（10 項）。

なお、40 条では「加盟国は、この議定書の採択後直ちに当該議定書の附属書の交渉を開始するものとする。」と定めており、41 条では「この議定書の附属書は次のとおりとする。」とし、(h)伝統的知識、伝統的文化表現及び遺伝資源に関する付属書としている。

第 6 節 国際機関における伝統的知識保護に関する動向

2019 年 6 月 17 日から 21 日の間ジュネーブで開催された WIPO/IGC の第 40 回会合では、伝統的知識を保護する統合テキストを公表している¹⁶²。当該統合テキストは、全 16 か条により構成されているが¹⁶³、依然として各条項の内容に関する合意に達することができず、利用国と提供国が提示する提案意見により構成されている。多くの条項において利用国と提供国の意見の違いから括弧（bracket）と代案（alternative）によって構成されているが、WIPO/IGC 会合の第 37 回から第 40 回において、1 条、3 条、4 条、5 条、7 条及び 9 条に関する議論がなされた。

なお、2023 年 6 月 5 日から 9 日までジュネーブで開催された WIPO/IGC 第 47 回会合で添付資料として「伝統的知識を保護する国際法的文書のファシリテーター案」¹⁶⁴が公表された。

また、2024 年 12 月 2 日から 6 日にかけて開催された WIPO/IGC 第 49 回会合において、約 18 ヶ月ぶりに、伝統的知識に関する統合テキストについて、条文ごとに議論が行われた。

¹⁶² The Protection of Traditional Knowledge: Draft Articles-Facilitators ‘Rev. (WIPO/GRTKF/IC/40/18, June 19, 2019) https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_grtkf_ic_40/wipo_grtkf_ic_40_18.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

¹⁶³ 1 条は「用語の使用」（use of terms）、2 条は「目的」（objective）、3 条は「保護の対象」（subject matter of the instrument）、4 条は「受益者」（beneficiaries）、5 条は「保護の範囲」（scope of protection）、6 条は「制裁、救済及び権利の行使」（sanctions, remedies and exercise of rights/application）、7 条は「出所開示の義務」（disclosure）、8 条は「権利又は利益の管理」（administration [of right]/[of interests]）、9 条は「例外と制限」（exceptions and limitations）、10 条は「保護/権利の期間」（term of protection/rights）、11 条は「方式」（formality）、12 条は「経過措置」（transitional measures）、13 条は「その他の国際協定との関係」（relationship with other international agreements）、14 条は「不利な修正禁止」（non-derogation）、15 条は「内国民待遇」（national treatment）、16 条は「越境協力」（trans-boundary cooperation）である。

¹⁶⁴ The Protection of Traditional Knowledge: Draft Articles-Facilitators ‘Rev. (WIPO/GRTKF/IC/47/14) https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_grtkf_ic_47/wipo_grtkf_ic_47_14.pdf（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

会合において各加盟国から述べられた提案を反映する形で、第 49 回会合においてもファシリテーター案が作成されたが、ファシリテーター改訂テキストを次回第 50 回 IGC 会合に送付することについて加盟国間の合意が得られず、次回会合においては、第 47 回 IGC において作成されたファシリテーター改訂テキスト (WIPO/GRTKF/IC/49/4) に基づいて作業が継続されることとなった。また、一部の加盟国からは、前議長が個人の裁量にて作成した「議長テキスト (WIPO/GRTKF/IC/47/Chairs Text)」を議論の基礎とすることを主張したが、一部の加盟国が当該提案に反対した。

1. 1 条の用語の使用

まずは、「伝統的」の意味について、「知識が十分な時間を経過し、先住民や地域社会/受益者の文化的、社会的同一性又は文化遺産の象徴と特徴を持った形態と内容を備えた場合にはじめて伝統的という」と定義したが、これについては異議がなかった。一方、期間的な要件 (temporal criteria) が含まれるべきであるか否かについては、提供国と利用国が異なる意見を提示した¹⁶⁵。

「保護対象である伝統的知識」とは、先住民や地域社会/受益者の文化的遺産 (the cultural heritage) と明確に関連性があり、創造/発明、開発、維持、集団的に共有され、各加盟国が定めた期間 (最短で 50 年以上又は 5 世代以上) の間において世代から次の世代に伝承された知識を意味する。

「公に利用可能な (publicly available)」とは、伝統的知識の歴史的起源が公に知られていたが、今現在は先住民や地域社会との明らかな関連性が失われ、一般的知識となったことを意味する。

一方、伝統的知識を区別してその保護の程度を区別するという段階的アプローチ (tiered approach) とは、秘密の伝統的知識 (secret traditional knowledge)¹⁶⁶、神聖な伝統的知識 (sacred traditional knowledge)¹⁶⁷、狭く拡散された伝統的知識 (narrowly diffused traditional knowledge)¹⁶⁸、広く拡散された伝統的知識 (widely diffused traditional knowledge)¹⁶⁹に分けて保護の程度を区別して設定するというものである。

¹⁶⁵ 意見 1、保護の対象は、適切な基準を含んでいる要件目録において明示すべきである。ここでいう適切な基準とは、「創作された」、「共同の状況において維持された又は発展された」、「社会的尊厳性と (又は) 文化遺産の構成要素と繋げられた (又は明確に関連付けられた)」、「世代の中で伝承された」である。

意見 2、保護の対象は、新たに関連条項を新設し、適切な基準を含む要件目録で明示すべきである。ここでいう適切な基準とは、「文化遺産の収益者と明確に関連付けられた」、「それぞれのメンバー国で定めた期間 (50 年以上の期間) の間使用された」であり、これ以外に適切な基準として考慮し得る全ての規準を含む。

¹⁶⁶ 秘密伝統的知識の定義に関する第 1 案は、秘密伝統的知識とは秘密厳守の条件下で伝統的知識の使用と適用を制限するという意味をベースに慣習法、規約、慣行により原住民 (民族) と地域社会 (受益者) が秘密として保存し、秘密としてみなす伝統的知識であり、第 2 案の場合は公に一般的に知られていなかったり、容易にアクセスできなかったり、秘密であるため商業的な価値がなく、知識の秘密性維持のための措置の対象となる伝統知識を意味する (WIPO/GRTKF/IC/47/14)。

¹⁶⁷ 神聖な伝統的知識とは、狭く又は広く拡散された秘密であるにも関わらず、受益者の精神的 (宗教的) アイデンティティの一部を構成する伝統的知識をいう (WIPO/GRTKF/IC/47/14)。

¹⁶⁸ 狭く拡散された伝統的知識とは、受益者により秘密維持のための措置が取られておらず、外部者が安易にアクセスできないが、受益者同士では共有される伝統的知識をいう (WIPO/GRTKF/IC/47/14)。

¹⁶⁹ 広く拡散された伝統的知識とは、公衆が簡単にアクセスできるが、依然として受益者の社会的アイデンティティと文化的につながっている伝統的知識をいう (WIPO/GRTKF/IC/47/14)。

2. 3条の保護要件/適格要件（適用対象）

2019年の段階で3条は、他の条文と異なり条項自体に対して2つの案、すなわち第1案である“Article 3.Protection Criteria/Eligibility Criteria”及び第2案である“Article 3.Subject Matter of the Instrument”条文が提案されている。

まず、第1案で規定する条項として「伝統的知識」の明確な概念定義と確実な保護のために必要とされる意見が議論され、第1案が更に2つの案（以下、「1-1案」及び「1-2案」）に分けられた。

利用国は、1-2案において、伝統的知識及び伝統的文化表現として認められ、保護の対象となるためには50年又は5世代以上の期間の間に伝承されてきたもののみを認めるべきであると主張し、統合テキストの法的安定性のために当該規定が必ず必要であることをその根拠としている。他方、提供国は、伝統的知識などは時間の流れにより変化する性質を有しているため具体的な期間を明確にすること自体が不可能であり、不必要であると主張している。そのため、1-1案では、各加盟国が各国の法律により定める合理的な期間（for a reasonable term）存続してきた伝統的知識を保護できるよう保護要件を定めるようにしている。

次に、第2案は適用対象（subject matter of the instrument）条項として、統合テキストが適用される特許と伝統的知識に関する説明をしている。ここで統合テキストが適用される伝統的知識とは次の2種類ある。①4条で定義する受益者の文化的遺産と明確に関連した伝統的知識と、②創造/発明、開発、維持、集団的に維持され各加盟国で定めた期間（50年以上の期間又は5世代以上の期間）世代間で伝承される伝統的知識こそが当該統合テキストが適用される対象であることを明示している。

なお、2023年の修正原稿では、3条の冒頭に次の内容が追加され、1-2案にも各加盟国の国内法による伝統的知識保護に関する追加的基準の規定を可能とする規定が加えられた。

ファシリテーターの代替案

3.1 この文書に基づく保護は、次の伝統的知識にも適用されるものとする。

(a) 先住民、地域社会によって創造、生成、受領、又は開示され、彼らによって集団的文脈で開発、保持、使用、及び維持されるもの（彼らの慣習法に従って）。

(b) 先住民、地域社会の文化的及び社会的アイデンティティ並びに伝統的遺産と結びついており、及び/又はそれらの不可欠な一部であるもの。

(c) 連続的であるかどうかにかかわらず、世代内又は世代から世代へと伝承されるもの。

[3.2 加盟国/締約国は、国内法に基づいて、伝統的知識の保護に関する追加基準を規定することができる。]

3. 4条における受益者

2019年の統合テキストにおいて、受益者の範囲に関しては、3つの意見が提示された。

①受益者とは、提供国の先住民や地域社会であり、これ以外の受益者は提供国の国内法により定めることができる。②伝統的知識を保有する先住民や地域社会のみが受益者である。③先住民や地域社会が受益者であり、提供国の国内法に基づき提供国も受益者になり得る。これらの案は、共通して先住民や地域社会が受益者に該当することに同意しつつ、伝統的知識を保有する先住民や地域社会のみを受益者とみる案と、国等のその他の受益者を認める案に区別される。

これが、2023 年の改訂テキストでは、以下のように改訂されている。

代替案 1

この文書の[保護の]受益者は、[保護された]伝統的知識を保持する先住民[人々]と地域社会である。

ファシリテーターの代替案

4.1 この文書の受益者は、先住民[人々]と地域社会である。

4.2 加盟国/締約国は、該当する場合は、国内法に基づいて伝統的知識を生み出す他の受益者を指定できる。

4. 5 条の保護の範囲（と要件）

2019 年の統合テキストにおいて多くの議論を引き起こした条項のうちの 1 つとして核心的な内容であると言える。当該条項で最も重要な部分は、伝統的知識の段階（tier）に関するものである。すなわち、段階別のアプローチ法を容認すべきか否か、各段階をどのような特徴で定義すべきか、及びそれぞれの段階に対する保護の強度をどのようにすべきかについて意見が多様である。ここでいう段階的アプローチ法とは、伝統的知識を段階的に秘密の伝統的知識（secret traditional knowledge）、狭く拡散された伝統的知識（narrowly diffused traditional knowledge）、広く拡散された伝統的知識（widely diffused traditional knowledge）に分け、それぞれの保護の程度を別々に設定しようとする方法である。これに関して、2019 年の段階では、4 つの案が存在した。

第 1 案によれば、1 段階伝統的知識とは、秘密伝統的知識として伝統的知識へのアクセスが制限され、伝播されず、又は保有者らは当該伝統的知識が伝播されないことを願うもので、1 条で言及された秘密伝統的知識又は神聖な伝統的知識が 1 段階の範囲に含まれる。また、2 段階伝統的知識とは 1 条での狭く拡散された伝統的知識を、3 段階伝統的知識とは同条での広く拡散された伝統的知識を意味するという意見が議論されたとされている¹⁷⁰。

第 2 案、第 3 案及び第 4 案は、WIPO の委員会の第 40 回会議で議論されている¹⁷¹。

第 2 案によれば、1 段階はそのまま認め、2 段階を修正する意見として、「受益者が排他的に管理しているが、受益者の文化的独自性と特徴的につながっている場合」には保護を受けることができるように保護範囲を拡大させるというものであった。ここでいう保護とは受益者が伝統的知識の利用において生じた利益を公正に公平に分配し、当該伝統的知識の完全性を尊重しながら伝統的知識の使用に対する権利と著作者の表示の著作人格権を持てるように加盟国が適切な法律的・行政的、政治的手段を構築するというものである。しかしながら利用国を中心として、これらの規準が不明確である点を挙げ、反対する主張を提起した。

第 3 案は、基本的に 3 段階のアプローチ法を認容しながら、4 条で明示する受益者が創造/発明、開発、維持した 50 年以上又は 5 世代以上を経て伝承された伝統的知識も保護の対象であり、これについての措置を説明している。

第 4 案は、受益者の財産権と人格権が加盟国の国内法により保護されるべきであるが、この場合 9 条の例外と限界の内容が考慮されるべきであると説明している。また、受益者

¹⁷⁰ 第 1 案については、委員会の第 38 回会議で議論されたとされる。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=46446（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

¹⁷¹ https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=50424（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

の共同体の外部で広く知られ、又は使用されている伝統的知識、公の領域にある伝統的知識、知的財産権の保護を受けている伝統的知識は、保護の範囲から除外されると説明している。

上記内容が、2023 年の改訂テキストでは、以下のようになっている。

ファシリテーターの代替案

加盟国/締約国は、伝統的知識に関する受益者の経済的及び道徳的利益を合理的かつバランスのとれた方法で保護し、次の事項を規定するために、立法、行政及び/又は政策措置を講じなければならない講じるべきである。

(a) 先住民、地域社会、又はその他の受益者の慣習法に関連して、伝統的知識へのアクセスが制限されている場合、伝統的知識が秘密又は神聖である場合を含め、受益者は排他的集団的権利を有する。

(i) 伝統的知識へのアクセス及び使用/利用を維持、管理、使用、開発、許可又は防止する権利

(ii) 使用から生じる利益の公正かつ公平な分配を受ける権利

(iii) 帰属の権利

(iv) 伝統的知識の完全性を尊重する方法で伝統的知識を使用する権利。

(b) 先住民の慣習法、地域社会、その他の受益者の伝統的知識へのアクセスが制限されていない場合、受益者は集団的権利を有する。

(i) その使用から生じる利益の公正かつ公平な分配を受ける権利

(ii) 帰属の権利

(iii) 伝統的知識の完全性を尊重する方法で伝統的知識を使用する権利。

(c) 加盟国/締約国は、先住民、地域社会、その他の受益者が、自らの伝統的知識が自由で事前の十分な情報に基づく同意なしに使用されていると考える場合に、パラグラフ 5(a)又は(b)に規定されている保護を求めるためのメカニズムを提供するものとする。

(d) さらに、受益者の利益のために適切な場合には、加盟国/締約国は、既存の知的財産制度への公平なアクセスを提供し、先住民及び地域社会の伝統的知識の使用を求める第三者による協議及び同意を促進することにより、伝統的知識の保護をさらに支援するものとする。

5. 7 条の出所開示義務

出所開示義務に関する内容もまた提供国と利用国の間で意見が激しく対立する。これに関しては、計 4 つの案が存在する。なお、7 条について 2019 年の統合テキストをベースに説明しているが、2023 年の改訂テキストでは改訂が行われていない。

第 1 案は、国内法で規定されている場合には、出所開示義務を順守しなければならないと説明している。

第 2 案、第 3 案は、ほぼ内容が同様である。この 2 つの案では、いずれも知的財産権の出願時の伝統的知識のアクセスと利用に関する事前の情報に基づく同意（prior informed consent）又は承認と関与の存在有無を明示すべきであり、しなかった場合に直接的な出所明示を求めるという内容を説明している。また、出所公開要件を順守しなかった場合、手続きの中止や出願を拒絶する規定、知的財産権の未発生効果に関しても同一な内容を盛り込んである。他方、第 3 案は出所開示義務の未遵守の場合の特許制度としての制裁だけで

なく、刑事的政策も可能であるという内容を追加的に説明している。

第 4 案は、当該出所開示が新規性、進歩性、実施可能要件等の特許性の基準において重大な要素でない場合、伝統的知識に関する出所開示の対象でないと主張している。

6. 9 条の例外と制限

9 条も統合テキストでは多くの議論を引き起こしている条項のうちの 1 つである。その理由は、5 条の保護の範囲とも関連があるためである。ここで「例外と制限」とは、統合テキストが完成され、その効力が生じてから加盟国の必要により統合テキストの規定内容についての例外と制限が可能であるか否かに関するものである。すなわち、状況により権利と義務の範囲が縮小・拡大され得る部分による加盟国間の意見対立は自明である。これに関しては、計 3 つの案が存在する。

第 1 案は、公益保護が必要な場合に可能であれば受益者との協議を通じて必要な適当な例外と制限を加盟国が採択できるという意見である。ここまで見た場合、例外と制限が可能である意見のように見受けられるが、実際はそうでないということである。仮に受益者の利益を不当に害したり、統合テキストの履行に過度に害を及ぼしたりする場合には、例外と制限を採択できないと規定している。すなわち、採択できない場合について、一般的な説明を行うことで、採択を難しくしている。ここでいう「可能であれば受益者との協議を通じて」という文言が第 40 回の会合で登場し含まれることで、採択を一層難しくした。この第 1 案は提供国で主張する意見である。これに関連して利用国は、不必要な段階を追加し煩雑さだけが増すという主張と共に、既に著作権、商標等の既存の知的財産法の保護を受けている伝統的知識と伝統的文化表現物は同協定文の適用対象でないと主張している。

第 2 案は、例外と制限を一般的な場合と特殊な場合に区別し、それぞれの場合の要件について説明している。一般的例外は、加盟国が保護を受ける伝統的知識を使用する場合、自由に事前に通報された同意 (free, prior and informed consent)、受益者の承認及び関与、又は受益者との協議を経るようにしているが、①受益者の認定、②受益者に敵対的であったり、批判的であったりしないこと、③公正な慣行との両立、④受益者による通常な伝統的知識の使用と衝突しない等の要件を充足してはじめて例外と制限が採択され得る。特定の例外は、一般的例外とは別途に特定な目的のため国内法により採択する例外と制限を意味するが、①教育及び学習の目的、②資料館、図書館、博物館、文化機関内の保全、展示、研究、発表目的、非商業的文化遺産又はその他の公益目的、③国家の非常事態又はその他の緊急の状況の場合の保健及び環境保護の目的、④伝統的知識によりインスピレーションを得た原著者の独創的作業 (作品) の創作目的、⑤人間又は動物の治療のための診断、治療、外科的治療の目的等の 5 種類の場合に特定例外が可能であると説明している。

第 2 案の 9 条 5 項では、①受益者の共同体外部で独立的に生成された知識、②受益者以外の出所で適法に派生された知識、③受益者の共同体外部で適法な手段を通じて知られた知識に対する権利が認められないと規定している。また、9 条 6 項では、保護を受ける伝統的知識であっても、①印刷された出版物から取得された場合、②伝統的知識保有者の 1 名以上の自由に事前に通報された同意 (free, prior and informed consent) 又は承認及び関与により習得された場合、③国家連絡機関によるアプローチし、利益の共有に関する相互合意の条件 (mutually agreed terms) を得た場合には盗用 (misappropriation) 又は誤用 (misuse) とみなさない。

第3案では、何ら制限なしに、加盟国は統合テキストの遵守を基本とし、例外や制限に関しては国内法を通じて採択することができると説明している。

他にも第40回会合では、保護で適正に除外できる伝統的知識と伝統的文化表現物について、利用国は開放型・列挙型の例外目録を作成すべきであるという意見を提示し、提供国は国内法により保護の範囲から伝統的知識と伝統的文化表現物を除外できるという内容を簡潔な条項を通じて説明すべきと主張した。

上記統合テキストの内容が2023年の改訂テキストでも大きな変更なかったが、冒頭に次の内容が追加された。

ファシリテーターの代替案

9.1 加盟国/締約国は、第三者の正当な利益を考慮し、受益者の正当な利益を不当に害しない限り、該当する場合は受益者と協議して適切な例外及び制限を採択することができる。

9.2 加盟国/締約国が採択する例外又は制限は、受益者が慣習法に基づいて伝統的知識を使用することと矛盾してはならない。

9.3 加盟国/締約国は、採択する例外及び制限の策定が先住民及び地域社会の意見に基づいて行われるようにするための措置を講じる必要がある。

第2章 生物多様性条約（CBD）における「先住民及び地域社会」をめぐる議論について¹

専修大学法学部教授
田上 麻衣子

1. CBD 及び名古屋議定書の規定

様々な国際的又は地域的なフォーラム等において、先住民及び地域社会の伝統的知識や伝統的文化表現の保護が議論されているが、その議論の出発点となったのが、生物の多様性に関する条約²（生物多様性条約）（Convention on Biological Diversity : CBD）（以下、「生物多様性条約」又は「CBD」という。）である。CBD の第8条j項は次のように規定している。

第8条 生息域内保全

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。…（略）…

(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する先住民の社会及び地域社会³の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。

Article 8 In-situ Conservation

Each Contracting Party shall, as far as possible and as appropriate: ...

(j) Subject to its national legislation, respect, preserve and maintain knowledge, innovations and practices of indigenous and local communities embodying traditional lifestyles relevant for the conservation and sustainable use of biological diversity and promote their wider application with the approval and involvement of the holders of such knowledge, innovations and practices and encourage the equitable sharing of the benefits arising from the utilization of such knowledge, innovations and practices;

（下線筆者）

このように CBD では「先住民及び地域社会（indigenous and local communities）」（略称：

¹ 本章は、拙稿「生物多様性条約における『先住民及び地域社会』の変容」専修法学論集第153号（2025年）37-76頁の一部をまとめ、加筆修正したものである。なお、本章で参照したWeb資料の最終閲覧日は、いずれも2025年2月28日である。

² Convention on Biological Diversity (1992), at <https://www.cbd.int/convention/text>（最終アクセス日：2025年3月14日）。

³ 「indigenous and local communities」について、CBDの日本の公定訳は「原住民の社会及び地域社会」、名古屋議定書の公定訳は「先住民の社会及び地域社会」であるが、統一性の観点から、本章においては、公定訳等の引用箇所では「先住民の社会及び地域社会」、公定訳等の引用箇所以外では「先住民及び地域社会」と表記する。また、先住民族の権利に関する国際連合宣言の名称を除き、「indigenous people」「indigenous peoples」の語の訳はいずれも「先住民」とする。

ILCs) の語が使用されており⁴、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書⁵（以下「名古屋議定書」という。）も同様である。

この「先住民及び地域社会」の範囲は、重要な論点の一つである。CBD の第 8 条 j 項に関する作業部会等では、先住民や地域社会には特別な参加が認められている（enhanced participation mechanisms）。また、CBD や世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization : WIPO）、その他の関連フォーラム等での伝統的知識や伝統的文化表現の保護に関する議論においては、ステークホルダーや保護対象となる伝統的知識等の範囲の確定にも大きく影響する。

「先住民及び地域社会」について CBD の起草過程を確認すると、「indigenous [populations] [peoples] [communities]」や「[local farmers] [local and] indigenous [peoples] [communities]」などの変遷を経て、最終的に「indigenous and local communities (ILCs)」で合意がなされた。当該用語については条約中でも特に定義はなされていない。そうした中、とりわけ「地域社会 (local communities)」の範囲が問題となるが、起草過程の文書、解説書、各種論文等をたどると、CBD 交渉において多くの代表者は、「地域社会」とは、国際労働機関（International Labour Organization : ILO）の第 169 号条約⁶や当時起草が進められていた「先住民族の権利に関する国際連合宣言」等、確立され、発展しつつある国連の定義に基づいて先住民とみなされるコミュニティを指すと考えていたという。つまり「地域社会」は、先住民に類する社会・集団を想定して交渉されていたと理解できる。

日本では、名古屋議定書の国内担保措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針⁷」（ABS 指針）の施行通知⁸（第 2 定義について（指針第 1 章第 2 関係））において、次のように説明している。

⁴ この他、CBD では前文において、「締約国は、……伝統的な生活様式を有する多くの先住民の社会及び地域社会が生物資源に緊密にかつ伝統的に依存していること並びに生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関して伝統的な知識、工夫及び慣行の利用がもたらす利益を衡平に配分することが望ましいことを認識し、……」と規定している（下線筆者）。

⁵ Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization to the Convention on Biological Diversity (2010), at <https://www.cbd.int/abs/text>（最終アクセス日：2025 年 3 月 14 日）。

⁶ C169 - Indigenous and Tribal Peoples Convention, 1989 (No. 169)（正式名称：Convention concerning Indigenous and Tribal Peoples in Independent Countries（独立国における原住民及び種族民に関する条約（邦訳：ILO 駐日事務所訳））。先住民に関連する ILO 条約としては、第 169 号条約の前身である第 107 号条約（C107 - Indigenous and Tribal Populations Convention, 1957 (No. 107)）がある（正式名称：Convention concerning the Protection and Integration of Indigenous and Other Tribal and Semi-Tribal Populations in Independent Countries（独立国における土民並びに他の種族民及び半種族民の保護及び同化に関する条約（邦訳：ILO 駐日事務所訳））。

⁷ 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（平成二十九年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第一号）

(https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_04/4-1.pdf)

⁸ 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針の施行について（通知）(https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_04/4-2.pdf)

(3) 遺伝資源に関連する伝統的な知識⁹

「先住民の社会及び地域社会」とは、ある国において、他の国民と種族、宗教又は言語を異にする人々であって、歴史的、社会的又は文化的観点から他の集団と明確に区別でき、かつその国の領域内にもとから住んでいるものが属する社会及びそれに類する社会をいい、我が国においてはアイヌ社会が該当する。

しかし、こうした理解が国際的に共有されているかという点、必ずしもそうではない。CBDにおいて特に定義がなされなかったことで、その後、「地域社会」の対象は曖昧になってきており、CBDの起草時に想定していた地域社会の範囲からかなり拡大した理解をしている国や団体等も多い。

2. 「地域社会」概念

上記のとおり「地域社会」についての定義や共通理解がないことを受けて、CBDの下で「地域社会の代表によるアドホック専門家グループ会合（Expert Group Meeting of Local Community Representatives : LCR）」が開催された。専門家グループは、「地域社会」については下記の特徴に基づく作業定義が可能であり、またそのうちのいくつかは必須であると考えられると勧告した¹⁰。

地域社会の共通の特徴

様々な生態系の農村部や都市部に住む地域社会は、次のような特徴を示すことがある。

- (a) 地域社会としての自認
- (b) 自然循環（共生関係又は依存関係）に関連する伝統、生物資源の利用及び依存、並びに自然及び生物多様性の持続可能な利用と結びついた生活様式
- (c) 伝統的に占有及び／又は使用されてきた定義可能な領域を、コミュニティが永続的又は定期的に占有している。これらの領域は、コミュニティの社会的、文化的、経済的側面を維持するために重要である。
- (d) 伝統（多くの場合、共通の歴史、文化、言語、儀式、象徴及び習慣を指す）は、動的で進化する可能性がある。
- (e) 生物資源の持続可能な利用及び保全に関連する技術／知識／工夫／慣行
- (f) 社会的結束及び地域社会として代表されることへの意思
- (g) 世代を超えて伝承されてきた伝統的知識（口承を含む）
- (h) 一連の社会的ルール（例えば、土地紛争／利益配分を規制するもの）及び組織固有のコミュニティ／伝統的／慣習法及び制度
- (i) 慣習的及び／又は集団的権利の表明
- (j) 慣習及び伝統的な組織・制度形態による自主規制

⁹ ABS 指針では、同指針における「遺伝資源に関連する伝統的な知識」という用語について、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する先住民の社会及び地域社会において伝統、風習、文化等に根ざして昔から用いられている特有の知識のうち、遺伝資源の利用に関連するものをいう。」と定義している。

¹⁰ Report of the Expert Group Meeting of Local Community Representatives within the Context of Article 8(j) and Related Provisions of the Convention on Biological Diversity, UNEP/CBD/WG8J/7/8/Add.1 (4 September 2011), Annex

- (k) 伝統的な経済活動（生活、持続可能な開発及び／又は生存のためのものを含む）の実施及び維持
- (l) 生物遺産（遺伝遺産を含む）及び文化遺産（生物文化遺産）
- (m) 生物多様性及び領域の精神的・文化的価値
- (n) 文化（共通の関心及び価値観を強調する、地域の言語を通じて捉えられた伝統的文化表現を含む）
- (o) 現代の地政学的システム及び構造から疎外されることもある。
- (p) 伝統的な地名にしばしば組み込まれる生物多様性
- (q) 食品や食品調理システム及び伝統医学が生物多様性／環境と密接に関連している。
- (r) 社会の他のセクターとの接触がほとんど又は全くないために独自性を有している場合もあれば、独自性を保つことを選択している場合もある。
- (s) 伝統的な職業及び生活の実践
- (t) 大家族、氏族又は部族構造の中で生活していることがある。
- (u) 信念や価値体系（スピリチュアリティを含む）がしばしば生物多様性と結びついている。
- (v) 土地及び天然資源に関する共有財産
- (w) 天然資源に対する伝統的な権利保有者
- (x) 部外者に対する脆弱性及び知的財産権概念の希薄さ

3. 用語をめぐる論点

「先住民及び地域社会」に関しては、これまで様々な観点から議論が行われている。以下では、4つの論点について概括する。なお、先住民及び地域社会に関する用語の変遷及び関連する出来事等について、後掲の表1にまとめているので、あわせて参照されたい。

(1) 「ILCs」から「IPLCs」へ

上記のとおり、CBD及び名古屋議定書では、「indigenous and local communities (ILCs)」が使用された。「peoples」が使用されなかったのは、国際人権規約¹¹などで国際法上認められている自決権との関連などから、開発途上国等が「peoples」とすることに難色を示したためである。

しかし、2007年に「先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）」¹²が採択され、同宣言では「indigenous peoples」の文言が使用された。それに先立つ2000年には「先住民問題に関する常設フォーラム」（United Nations Permanent Forum on Indigenous Issues : UNPFII）

（以下「UNPFII」という。）が設置されていたが、UNPFIIは2010年の第9回会合においてCBD締約国に対し、「indigenous and local communities (ILCs)」の語を「indigenous peoples and local communities (IPLCs)」に変更するよう勧告した。

その後の慎重な議論と検討を経て、2014年のCBDの第12回締約国会議（COP12）にお

¹¹ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）・市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）

¹² 61/295. United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, A/61/295 (13 September 2007).

いて、CBD の下での今後の決定及び二次文書で、適宜「indigenous peoples and local communities (IPLCs)」の用語を使用することが決定された (COP 決定 XII/12 F¹³)。但し、同決定では当該用語変更は、条約に基づく権利又は義務の変更を意味するものと解してはならないことなど、詳細な条件が付記されている。

後掲表 1 記載の①Akwé: Kon ガイドライン¹⁴ (2007 年)、②Tkarihwaí:ri 倫理行動規範¹⁵ (2010 年)、③Mo'otz Kuxtal ガイドライン¹⁶ (2016 年)、④Rutzolijirisaxik ガイドライン¹⁷ (2018 年) は、いずれも CBD の下で策定された第 8 条 j 項に関連したガイドライン等であるが、2014 年の第 12 回締約国会議 (COP12) の上記の決定を境に、③④では「peoples」が追加されて「indigenous peoples and local communities (IPLCs)」になっている。

なお、2018 年の第 14 回締約国会議 (COP14) では、「第 8 条 j 項及び関連規定の文脈における関連する主要用語及び概念の用語集¹⁸」が採択された (決定 14/13) が、同用語集において、CBD では「indigenous and local communities」又は「indigenous peoples and local communities」という用語を定義していないこと、国連先住民宣言は「indigenous peoples」の普遍的な定義を採用しておらず、また定義づけは推奨されていないことが示されている。

「先住民族の権利に関する国際連合宣言 (UNDRIP)」やこれらガイドライン等には法的拘束力はないが、その後、法的拘束力のある 2018 年中央北極海無規制公海漁業防止協定 (中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定¹⁹)、2023 年「海洋法に関する国際連合条約」の下での国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定 (BBNJ 協定)²⁰、2024 年知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する WIPO 条約²¹などにおいても「indigenous peoples」が使用されている。

¹³ XII/12. Article 8(j) and related provisions, UNEP/CBD/COP/DEC/XII/12 (13 October 2014). F. Terminology “indigenous peoples and local communities”

¹⁴ Akwé: Kon Voluntary Guidelines for the Conduct of Cultural, Environmental and Social Impact Assessment regarding Developments Proposed to Take Place on, or which are Likely to Impact on, Sacred Sites and on Lands and Waters Traditionally Occupied or Used by Indigenous and Local Communities Montreal (Akwé: Kon Guidelines), UNEP/CBD/COP/DEC/VII/16 (13 April 2004), at <https://www.cbd.int/doc/publications/akwe-brochure-en.pdf> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日)。

¹⁵ Tkarihwaí:ri Code of Ethical Conduct to Ensure Respect for the Cultural and Intellectual Heritage of Indigenous and Local Communities Relevant to the Conservation and Sustainable Use of Biological Diversity, UNEP/CBD/COP/DEC/X/42 (29 October 2010), at <https://www.cbd.int/traditional/code/ethicalconduct-brochure-en.pdf> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日)。

¹⁶ Mo'otz Kuxtal Voluntary Guidelines for the development of mechanisms, legislation or other appropriate initiatives to ensure the “prior and informed consent”, “free, prior and informed consent” or “approval and involvement”, depending on national circumstances, of indigenous peoples and local communities for accessing their knowledge, innovations and practices, for fair and equitable sharing of benefits arising from the use of their knowledge, innovations and practices relevant for the conservation and sustainable use of biological diversity, and for reporting and preventing unlawful appropriation of traditional knowledge Mo'otz Kuxtal Voluntary Guidelines (Mo'otz Kuxtal Guidelines), CBD/COP/DEC/XIII/18 (17 December 2016), at <https://www.cbd.int/doc/publications/8j-cbd-mootz-kuxtal-en.pdf> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日)。

¹⁷ Rutzolijirisaxik Voluntary Guidelines for the Repatriation of Traditional Knowledge of Indigenous Peoples and Local Communities Relevant for the Conservation and Sustainable Use of Biological Diversity, CBD/COP/DEC/14/12 (30 November 2018), at <https://www.cbd.int/doc/guidelines/cbd-RutzolijirisaxikGuidelines-en.pdf> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日)。

¹⁸ 14/13. Glossary of relevant key terms and concepts within the context of Article 8(j) and related provisions, CBD/COP/DEC/14/13 (30 November 2018), at <https://www.cbd.int/doc/decisions/cop-14/cop-14-dec-13-en.pdf> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日)。

¹⁹ Agreement to Prevent Unregulated High Seas Fisheries in the Central Arctic Ocean, at https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002885.html (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日)。

²⁰ Agreement under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the Conservation and Sustainable Use of Marine Biological Diversity of Areas beyond National Jurisdiction (BBNJ Agreement), at <https://www.un.org/bbnjagreement/en/bbnj-agreement/text-bbnj-agreement> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日)。

²¹ WIPO Treaty on Intellectual Property, Genetic Resources and Associated Traditional Knowledge, at <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/592504> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日)。

(2) 先住民関連用語の頭文字の大文字表記

近年、先住民のアイデンティティ、政府・歴史・制度、法的地位や集団的権利等への敬意を示すために *Indigenous* や *Aboriginal* などの用語について、頭文字の大文字表記が推奨されている。2022 年の国連総会の決議で公式文書において初めて「*Indigenous Peoples*」という用語の各単語の頭文字が大文字で表記された。これを受けて国連の編集マニュアル (*United Nations Editorial Manual*)²²では、「*Indigenous*」の語は、先住民 (*Indigenous Peoples*) の文化、コミュニティ、土地及び言語などに言及する場合には、頭文字を大文字で表記すべきであると記載された。

2023 年に UNPFII がこの国連編集マニュアルを国連のすべての公用語の翻訳で反映するよう勧告したことを受けて、国連文書では大文字で表記されるようになってきている。例えば BBNJ 協定や 2024 年知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する WIPO 条約では「*Indigenous Peoples and local communities*」と表記されている。CBD でもこの点について議論しているが、上述した COP12 決定 (COP 決定 XII/12 F) 等も踏まえ、現時点では変更していない。

(3) 「先住民 (IPs)」と「地域社会 (LCs)」区別

近年、先住民団体等は「先住民」と「地域社会」(及びその他の用語)とのグループ化、関連づけ等が、先住民がこれまで獲得してきた明確な権利と地位を低下させ、先住民と地域社会との権利の誤った同等性を示唆するものであるとして、「先住民 (IPs)」と「地域社会 (LCs)」の区別を求めている。この点について UNPFII が 2022 年の第 21 回会合で国連のすべての機関等に対し、両者の関連付けや「*indigenous peoples and local communities*」という表現の使用をやめるよう勧告を行っている。この点についても CBD 関連会合等で検討されたが、議論が紛糾しまとまらなかった。

(4) アフリカ系の人々の追加

2024 年の第 16 回締約国会議 (COP16) に向けた準備会合で作成された複数の文書において、IPLCs の文言に続けて、「アフリカ系の人々 (*people of African descent*)」を追加する提案が行われ、ブラケットに入れた形²³で COP16 に送られた²⁴。さらに COP16 ではコロンビアとブラジルが関連する共同提案²⁵を行った。これは、CBD の実施においてアフリカ系の人々が重要な役割を果たしていることを認識し、締約国に対し、彼らの伝統的知識等を認識し、第 8 条 j 項に関する作業計画等において彼らの参加を促進することなどの各種対応を要請するものであった。

COP16 では、ブラケット付きで挿入されていた「アフリカ系の人々」の文言は削除されたが、他方でコロンビア・ブラジル提案をもとにした決定「16/6. CBD の実施における、伝

²² *United Nations Editorial Manual*, at <https://www.un.org/dgacm/en/content/editorial-manual> (最終アクセス日: 2025 年 3 月 14 日)。

²³ *indigenous peoples and local communities, [and people of African descent]*

²⁴ Ex. 2/1. Further development of the multilateral mechanism for benefit-sharing from the use of digital sequence information on genetic resources, including a global fund, CBD/WGDSI/REC/2/1 (16 August 2024) (Recommendation adopted by the Ad Hoc Open-ended Working Group on Benefit-sharing from the Use of Digital Sequence Information on Genetic Resources on 16 August 2024)

²⁵ Submission from Brazil and Colombia in relation to item 14 of the provisional agenda of the sixteenth meeting of the Conference of the Parties, CBD/COP/16/INF/35 (11 October 2024) (Annex. Contribution by Colombia and Brazil in relation to agenda item 14 B)

統的な生活様式を有する集団からなるアフリカ系の人々の役割²⁶」が採択された。

上述したとおり、「先住民及び地域社会」の内容や表記、またアフリカ系の人々の追加など、様々な点が議論されているが、いずれもそれぞれの権利の獲得や利益配分へとつながる論点である。COP16 では、第 8 条 j 項及び関連条項に関する議論の場としてこれまで設置されていた作業部会²⁷が常設の補助機関に格上げされた²⁸。先住民及び地域社会が存在感を増していく中であって、「先住民及び地域社会」、特に「地域社会」に関する議論については今後も注視する必要がある。

²⁶ 16/6. Role of people of African descent, comprising collectives embodying traditional lifestyles, in the implementation of the Convention on Biological Diversity, CBD/COP/DEC/16/6 (1 November 2024)

²⁷ Ad Hoc Open-ended Working Group on Article 8(j) and Related Provisions of the Convention on Biological Diversity

²⁸ 16/5. Institutional arrangements for the full and effective participation of indigenous peoples and local communities in the work undertaken under the Convention on Biological Diversity, CBD/COP/DEC/16/5 (1 November 2024)

【表 1】先住民及び地域社会に関する用語の変遷及び関連する出来事等

※表中の下線・強調は筆者。法的拘束力の欄の（ ）の中は 2025 年 2 月末現在の日本の締結状況。
 グレー網掛け行は日本における IPLCs に関連した動き。ILO 条約名訳は ILO 駐日事務所訳。

年	文書・機関等	用語等	法的拘束力
1957 年	【ILO】土民及び種族民条約（第 107 号） （1957 年 6 月 26 日採択、1959 年 6 月 2 日発効）	Indigenous and Tribal Populations	○（日×）
1966 年	国際人権規約（社会権規約・自由権規約）（共通第 1 条） （1966 年 12 月 16 日採択、1976 年（〔社〕 1/3・〔自〕 3/23）発効）	All <u>peoples</u> have the right of self-determination.	○（日○）
1983 年	José R. Martínez Cobo 特別報告者 「先住民に対する差別の問題に関する研究」→作業定義 ¹	Indigenous communities, peoples and nations...	
1989 年	【ILO】原住民及び種族民条約（第 169 号） （1989 年 6 月 27 日採択、1991 年 9 月 5 日発効）	Indigenous and Tribal Peoples	○（日×）
1992 年	生物多様性条約（CBD） （1992 年 5 月 22 日採択、1993 年 12 月 29 日発効）	indigenous and local communities （略称：ILCs） （公定訳：原住民の社会及び地域社会）	○（日○）
1997 年	二風谷ダム事件判決（札幌地判平成 9 年 3 月 27 日）		
	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律 ² （アイヌ文化振興法）	第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況にかんがみ、 <u>アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。</u>	
2000 年	先住民問題に関する常設フォーラム（UNPFII）設置	United Nations Permanent Forum on Indigenous <u>Issues</u>	
2004 年	【CBD】COP7：Akwé: Kon ガイドライン	indigenous and local communities	
2007 年	先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007 年 9 月 13 日採択）	indigenous <u>peoples</u>	
2008 年	アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議（衆議院及び参議院 2008 年 6 月 6 日）	政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。	

¹ José R. Martínez Cobo, Study of the problem of discrimination against indigenous populations, E/CN.4/Sub.2/1986/7/Add.4 (1986), para. 379.

² 平成 9 年法律第 52 号（1997 年 5 月 8 日成立、同年 5 月 14 日公布、同年 7 月 1 日施行）

2010 年	【CBD】 COP10	名古屋議定書 (2010 年 10 月 29 日採択、2014 年 10 月 12 日に発効 ³)	indigenous and local communities (公定訳：先住民の社会及び地域社会)	○ (日○)
		Tkarihwaïé:ri 倫理行動規範	indigenous and local communities	
2014 年	【CBD】 COP12：決定 XII/12 F		indigenous <u>peoples</u> and local communities (略称：IPLCs)	
2016 年	【CBD】 COP13：Mo'otz Kuxtal ガイドライン		indigenous <u>peoples</u> and local communities	
2018 年	中央北極海無規制公海漁業防止協定 (2018 年 10 月 3 日作成、2021 年 6 月 25 日発効)		indigenous peoples (公定訳：先住民)	○ (日○)
	【CBD】 COP14	第 8 条 j 項及び関連規定の文脈における関連する主要用語及び概念の用語集 (決定 14/13)	Indigenous and local communities or Indigenous peoples and local communities	
		Rutzolijirisaxik ガイドライン	indigenous <u>peoples</u> and local communities	
2019 年	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (アイヌ施策推進法) ⁴		第一条 この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化 (以下「アイヌの伝統等」という。) が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、……	
2023 年	「海洋法に関する国際連合条約」の下での国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定 (BBNJ 協定) (2023 年 6 月 19 日採択・未発効)		Indigenous <u>Peoples</u> and local communities	○ (日×)
2024 年	知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する WIPO 条約 (2024 年 5 月 24 日採択・未発効)		Indigenous <u>Peoples</u> and local communities	○ (日×)
	【CBD】 COP16	indigenous peoples and local communities, [and people of African descent] →最終的に削除		
		[Decision 16/6] Role of people of African descent, comprising collectives embodying traditional lifestyles, in the implementation of the Convention on Biological Diversity →採択		
		Subsidiary Body on Article 8(j) and Other Provisions of the Convention on Biological Diversity Related to Indigenous Peoples and Local Communities →設置		

³ 日本は 2017 年 5 月 22 日に名古屋議定書を締結、同年 8 月 20 日に日本について効力発生。

⁴ 平成 31 年法律第 16 号 (2019 年 4 月 19 日成立、同年 4 月 26 日公布、同年 5 月 24 日施行)

第5部 国際知財制度研究会まとめ

はじめに

今年度の国際知財制度研究会（以下「研究会」という）においては、国際的な枠組みにおける知財を巡る状況、二国間・地域的な経済連携協定における知財を巡る状況、各国における知財制度を巡る状況、及び伝統的知識に係る議論について、事務局等からの報告の後、議論を行った。本部では上記報告、議論を含め全体を振り返り、全体のまとめとする。

第1部 国際的な枠組みにおける知財を巡る状況

第1に、「医薬品をめぐる最近の状況」においては、事務局から、主に WHO におけるパンデミック条約に係る議論の動向が報告されるとともに、藤井委員から、CBD 及び WHO における遺伝資源及びその遺伝情報のアクセスと利益配分に関する議論や産業界の対応について発表が行われた。

研究会では、米国の政権交代がパンデミック条約交渉に与える影響やデジタル配列情報（DSI）のアクセスと利益配分（ABS）について意見交換が行われた。

第2に、「WIPO、WTO/TRIPS 理事会等、知的財産の専門的なフォーラムにおける議論の状況」においては、特許庁から、主に意匠法条約に関する WIPO における条約交渉の経緯等について報告がなされるとともに、事務局から、TRIPS 協定に関する WTO 紛争案件の整理・分析について報告がなされた。

研究会では、意匠法条約にグレースピリオドが規定された背景や経緯、中国の裁判所による SEP に係る世界的なライセンス条件の決定等に関する EU の協議要請などについて議論がなされた。

第2部 二国間・地域的な経済連携協定における知財を巡る状況

第1に、メキシコ、カナダ、豪州の3か国について、CPTPP 知財章に規定されている項目の履行状況について、事務局から、文献調査、国内企業へのアンケート調査、ヒアリング調査、現地法律事務所へのヒアリング調査を踏まえて報告がなされた。

研究会では、義務規定、努力規定、凍結規定など異なる性格の規定があること、制度改正以外に運用で対応する場合もあること、USMCA など他の RTA が関係する場合があることなども踏まえて分析するのが重要という指摘がなされた。

第2に、CPTPP 知財章の導入がメキシコ、カナダ、豪州の3か国において、経済・知財保護環境に与える効果について、事務局から、文献調査、国内企業へのアンケート調査、ヒアリング調査、現地法律事務所へのヒアリング調査を踏まえて報告がなされた。

研究会では、アンケートなどの主観的評価に加え、客観的なデータを使った経済効果分析の重要性の指摘がなされた。具体的にはマドプロ加入の効果に着目することが提案されたことを踏まえ、事務局が予備的、試行的な分析を行い、その方法や結果について意見交換が行われた。

第3部 各国における知財制度を巡る状況

中国の知財政策について、JETRO 北京事務所の太田知的財産権部長から発表がなされるとともに、事務局から、中国における最近の知財関連注目判決及び知財制度改正動向について、報告を行った。

研究会では、中国における特許の質や登録の状況について意見交換がなされ、特許査定率はおよそ 60%弱と言われていること、拒絶査定不服審判では審査段階の判断があまり覆らないこと、無効審判請求されたものの半数近くが無効になることなどが紹介された。また、五か年計画上の数値目標（訴訟の1審での終結率等）の性格、開放特許制度の利用状況や禁訴令を巡る EU の WTO 提訴についても議論がなされた。

第4部 伝統的知識に係る議論

諸外国における伝統的知識の保護制度について、事務局から、調査対象国における関連する法律の内容、紛争事例、活用事例とともに伝統的知識の保護と国際協定、国際機関における伝統的知識保護に関する動向について報告がなされた。また、特許庁から、「知財・遺伝資源・関連する伝統的知識に関する WIPO 条約」について発表を行い、田上委員から、生物多様性条約（CBD）における「先住民及び地域社会」をめぐる議論について発表がなされた。

研究会では、WIPO 条約と ABS の関係や ABS の域外適用の可能性について議論され、前者については、条約には ABS に関する規定はないが、出所開示要件に ABS をどのように関連付けるかは各国に委ねられていること、後者については、域外適用とまではいえないが、他国の国内法を遵守しているかどうかをチェックすることはあり得るという指摘がなされた。また、「先住民及び地域社会」における「地域社会」が意味する内容についても議論がなされ、先住民に準ずるような少数民族やコミュニティを超えて広げる議論がある一方で、先住民等からは両者を分離したいという声が挙がっていることが紹介された。

むすび

経済のグローバル化や情報社会化が益々進展している中、知的財産権を国際的に保護することの重要性は年々高まっており、その実現のために TRIPS 協定や同協定を上回る知的財産の保護を規定する二国間・地域間の経済連携協定の重要性が増している。また、知的財産や科学技術を巡る状況がめまぐるしく変化する現在においては、各国の法制度は、各国のニーズや政策目的に合わせより複雑化している。

本年度の研究会においては、二国間・地域間の経済連携協定に関しては、CPTPP に関連して、メキシコ、カナダ、豪州を、各国の法制度に関しては、中国を、さらに国際的な知的財産制度では、諸外国の伝統的知識の保護制度を取り上げたが、いずれにおいても、近時の社会状況等を踏まえ、知的財産制度は急速に変化し、複雑化していることが確認された。

加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の経験を踏まえ、WHO においてはパンデミック条約案の検討がなされているところ、諸外国における対応や国際フォーラムにおける議論の状況が今後の医薬品アクセスと知財を巡る議論に及ぼす影響についても、引き続き注視していく必要がある。

かかる状況においては、TRIPS 協定をはじめとする多国間条約の履行確認や、二国間・

地域間経済連携協定、投資協定による高いレベルの知財保護のルール化を追求することのみならず、各国の知財法及び関連法の改正・施行動向、知的財産権の執行状況並びに産業界のニーズ動向に関して絶えず注視し、情報収集及び分析をすることが重要である。そして、そのような情報収集及び分析を通じて、我が国が国際的な枠組みの中で推進すべき知的財産政策について検討することの重要性がますます高まっていると言える。

以上

資料編

資料 1

CPTPP加盟国における知財章の履行状況
海外法律事務所質問票調査結果（原文）

附属資料 1 海外調査報告書

<メキシコ：Arochi & Lindner>

<カナダ：Gowling WLG>

<豪州：SPRUSON &FERGUSON LAWYERS PTY LIMITED>

Questionnaire relating to CPTPP in Mexico

1. Law on Intellectual Property Rights and Border Measures

Q1. Is the 2016 Revised Industrial Property Regulation used as the current Industrial Property Regulation in Mexico? If the answer is “No”, please provide the current Industrial Property Regulation.

- Yes, it is used as the current Industrial Property Regulation in Mexico

Q2. Please provide the year of amendment of the Customs Law in Mexico since 2006 and the URL of the website that contains the respective amended laws. We are aware of the existence of the amended laws of February 2, 2006, December 9, 2013, June 25, 2018, and November 12, 2021.

Última reforma publicada DOF 12-11-2021

https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/715623/LEY_ADUANERA.pdf

Última reforma publicada DOF 2-02-2006

https://www.oas.org/juridico/spanish/mesicic3_mex_anexo17.pdf

Última reforma publicada DOF 9-12-2013

<https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/82165/Ley-Audanera.pdf>

Última reforma publicada DOF 25-06-2018

https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/422563/ley_aduanera.pdf

- December 24, 2018 -
https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5547121&fecha=24/12/2018#gsc.tab=0
- July 1st, 2020 -
https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5596014&fecha=01/07/2020#gsc.tab=0
- November 6, 2020 -
https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5604411&fecha=06/11/2020#gsc.tab=0
- December 24, 2020 -
https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5608676&fecha=24/12/2020
- November 12, 2021 -
https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5635286&fecha=12/11/2021#gsc.tab=0
- December 24, 2021 -
https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5639315&fecha=24/12/2021#gsc.tab=0
- December 27, 2022 -
https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5675887&fecha=27/12/2022#gsc.tab=0

- December 28, 2023 -

https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5712945&fecha=28/12/2023#gsc.tab=0

Q3. We understand that one of the objectives of the 2018 Customs Law amendments in Mexico is to strengthen the authority of Customs authorities to crack down on illegal imports, and in particular, the amendment to Article 144 gives Customs authorities the power to detain goods suspected of infringing IP rights. Is the understanding correct? Also, when enforcing this detention, is it necessary for the right holder to file a motion for detention? Or, even if the right holder does not file a motion for detention, can Customs issue a detention *ex officio*?

- Your understanding is correct. Article 144 of the Custom Law is the legal ground of Customs authority powers to detain goods suspected of infringing IP rights. It is necessary for enforcing this detention a resolution from administrative or judicial authorities, which must be filed for by the IP right holders. Customs detention cannot be *ex officio*

2. Status of implementation of provisions related to CPTPP regulations

Article 18.7: International Agreements

Q4. Mexico is not a member country to the 1991 Amendment to the UPOV Treaty, but is a member country to the 1978 Amendment to the Treaty. Mexico's transitional provisions are listed in Article 18.83 paragraph 4 (c) of the CPTPP agreement, and the transitional period for accession to the 1991 UPOV Treaty is four years from the date of entry into force of the CPTPP agreement. Therefore, the expiration date of the transitional period is December 30, 2022. Is the above understanding correct? If correct, what are the provisions in Mexico that fulfills obligations of Article 18.7 paragraph 2 (d) of the CPTPP agreement?

- Your understanding is correct.
Mexico has not fulfilled the obligations of Article 18.7 paragraph 2 (d) of the CPTPP agreement. UPOV 91 is still not enforceable in Mexico, because it has not been ratified.

Article 18.9: Transparency

Q5. Is there any provision for making available on the Internet information to be published on applications for trademarks, geographical indications, designs, patents and rights to plant varieties, or on these registered rights?

- Federal Law for the Protection of Industrial Property; article 5 paragraphs XV, XVI, XVIII, articles 18,19,20,22,23

Q6. If there is an Internet site where we can check the rights to designs, geographical indications and plant varieties in Mexico, please provide us with the URL.

- For designs and geographical indications only:
 - a) siga.impi.gob.mx
 - b) vidoc.impi.gob.mx
- There is no website for the plant variety registrations.

Article 18.20: Use of Identical or Similar Signs

Q7 What is the provision to fulfill obligation of that in Article 18.20 of the CPTPP agreement " provide that the owner of a registered trademark has the exclusive right to prevent third parties that do not have the owner's consent from using in the course of trade identical or similar signs, including subsequent geographical indications, for goods or services that are related to those goods or services in respect of which the owner's trademark is registered, where such use would result in a likelihood of confusion."? Is Article 271 of the Industrial Property Law appropriate as the relevant provision?

- [Federal Law for the Protection of Industrial Property](#)
[Article 173 paragraph XI](#)
[Article 271 paragraphs IV and V](#)

Article 18.22: Well-Known Trademarks

Q8: According to Articles 173, 258, and 386 of the Industrial Property Law, we understand that a trademark identical or similar to a sign or emblem of a well-known or famous trademark cannot be registered, the registration will be invalid and its use will be an administrative misconduct if it causes confusion with the owner of the well-known trademark, or if it causes a loss of fame of the well-known trademark, etc. In this case, we understand that a well-known trademark includes both registered well-known trademarks and unregistered well-known trademarks. Is the understanding correct?

- [Your understanding is correct. Well-known trademarks protection includes both registered and unregistered well-known trademarks.](#)

Q9. Is there any provision that an application for trademark registration for dissimilar goods/services of a well-known trademark (registered or unregistered) is refused or the registered trademark is invalidated on the basis of the existence of the said well-known trademark? Also, are there any provisions prohibiting the use of a well-known trademark (registered or unregistered) for goods/services that are dissimilar to the trademark?

- Federal Law for the protection of industrial property
Article 173 paragraph XVII prohibits registration for dissimilar goods/services to the trademark.

Q10. Are Articles 190 and 191 of the Industrial Property Law introduced by the revised law of 2020 (current law)?

- Yes, they were introduced by the new Federal Law for the Industrial Property Protection of 2020

Article 18.23: Procedural Aspects of Examination, Opposition and Cancellation

Q11. Please tell us what, if any, provisions there are regarding providing an applicant with an opportunity to file a judicial petition with respect to a final refusal to register a trademark. In the absence of specific provisions, please explain the procedure for providing the applicant with an opportunity to file a judicial petition after the applicant has been notified of the final refusal of registration of a trademark, and how such procedure is actually operated.

- Federal law of Administrative Contentious Procedure allows to file a judicial petition with respect to a final refusal to register a trademark.

Q12. Please let us know if there is any provision regarding the requirement that the administrative decision in the procedure for cancellation of trademark registration must be reasoned and made in writing. If there is no specific provision, please explain the procedure for administrative decisions in the cancellation procedure of trademark registrations and how such procedure is actually operated.

- Federal Law for the Industrial Property Protection
Articles 330, 331 and 342

Article 18.25: Classification of Goods and Services

Q13. Please let us know if there is any provision in relation that goods or services may not be considered as being similar /dissimilar to each other on the grounds that they are classified in the same class of the Nice Classification. In the absence of a specific provision, how is the obligation of Articles 18.25 of the CPTPP agreement fulfilled?

- Federal Law for the Industrial Property Protection
Article 176
- Agreement by which the Criteria for Interpretation and Application of the Classification of the Nice Agreement for the Registration of Trademarks for the filing and Examination of

Article 18.27: Non-Recordal of a Licence

Q14: We understand that Mexico does not require the recording of rights of use in the situation described in Article 18.27(a) and (b) of the CPTPP agreement. Is the understanding correct? In addition, is there a fact that the recording of the right of use was requested in the situation of Article 18.27 (a) and (b) of the CPTPP agreement in the past?

- It is correct. No recording of rights of use is required. Yes, it was required in the past but not for the validity of the license but for having legal standing for any IP right enforcement.

Article 18.37: Patentable Subject Matter

Paragraph 2.

Q15. Is there any provision regarding the fact that a patent may be granted for an invention of either a new use of a known product or a new method of using a known product? We understand that under the previous Industrial Property laws (the Law amended on May 18, 2018 and the Law amended on June 29, 2010), Article 19 (8) of the Industrial Property Law is the provision regarding the above. Is the understanding correct? If correct, what is the reason why Article 19 (8) of the Industrial Property Law has been deleted in the current law?

- Federal Law for Industrial Property Protection
Article 45 paragraph I.

It is correct you are understanding. It was deleted to comply with the CPTPP.

Paragraph 3.

Q16. In Article 12 of Industrial Property Law,

"No patent, registration or authorization shall be granted, nor shall any of the legal figures or institutions regulated by this Law be advertised in the Gazette, when their contents or form are contrary to public order or contravene any legal provision."

Please tell us what exactly is meant by the provision here that "when their contents or form are contravene any legal provision."

Is there any possibility that Article 12 of the Industrial Property Law would be contrary to the proviso ("provided that such exclusion is not made merely because the exploitation is prohibited by its law") of Article 18.37 paragraph 3 of the CPTPP agreement?

That no patent shall be granted if any law is contravened. It includes all Mexican legal order. No, Article 12 of the FLIPP does not imply any exploitation deemed illegal, it is applied for

the granting of the patent.

Paragraph 4.

Q17. We understand that the provision that fulfills the obligation of Article 18.37 paragraph 4 of the CPTPP agreement is Article 49 of the Industrial Property Law. Is the understanding correct? Please let us know if there is any other provision that fulfills the obligation of Article 18.37 of the CPTPP agreement other than the above provision.

- Yes, your understanding is correct. There is no other provision of the FLIPP that fulfills the obligation of Article 18.37 CPTPP

Article 18.39: Patent Revocation

Q18: With respect to the matters included in the grounds for invalidation of a registered patent as stated in Article 154 of the Industrial Property Law, they are: Paragraph 1 (Article 47: Unpatentable invention, Article 48: Novelty, Inventive Step, Industrial Availability), Paragraph 2, Paragraph 3 (Article 96: Description Requirements), Paragraph 4 (Article 100: Requirement of Divisional Applications), Paragraph 5 (Article 116: Added Matter), Paragraph 7 (Article 50: Double Patenting), and Paragraph 8 (Article 38: Right to obtain a patent and Joint Application). On the other hand, according to Article 110 of the Industrial Property Law and Article 42 of the Industrial Property Regulations, Paragraphs 1 and 4 are also grounds for rejection of patent applications, respectively.

Is the above understanding correct? Are there any other reasons for rejection of the patent application? Please tell us along with the rationale.

- Yes, your understanding is correct. There are no more reasons for rejection of the patent application

Article 18.42: Patent Filing

Q19. How is a patent application filed by the true inventor treated by prior (earlier) patent application filed by the applicant for the patent does not have the right to be granted a patent for the invention claimed in the application for the viewpoint of the first-to-file principle and ruling of the exception to lack of novelty? Also, we would like to know if the above two applications are filed on the same day.

- Federal Law for the Industrial Property Protection
Article 38 second paragraph
- a) The first to file principle is applied when the first inventor files the application before the other inventors.

- b) If two applications are filed on the same day, the time when they were filed should be considered.

Article 18.45: Information Relating to Published Patent Applications and Granted Patents

Q20. We understand that according to Article 18 of the Industrial Property Regulations, the results of prior art searches and examinations related to patent applications are available for inspection; is the understanding correct? In addition, is it possible to access information on patent and design gazettes in Mexico from the following website? Furthermore, is it possible to view (1) non-confidential communications from the applicant to IMPI and (2) the list of patent or non-patent documents submitted by the applicant and related third parties?

El SIGA (Sistema de Información de la Gaceta de la Propiedad Industrial)

<https://siga.impi.gob.mx/>

- Yes, your understanding is correct. Yes, it is possible through vidoc.impi.gob.mx. No, it is not possible to view those documents.

Q21. We understand that the provision that fulfills the obligation of Article 18.45 of the CPTPP agreement is Article 18 of the Industrial Property Regulations. Is the understanding correct? Please let us know if there are any other provisions that fulfill the obligation of Article 18.45 of the CPTPP agreement other than the above provision.

- Yes, your understanding is correct. No, there are no further provisions.

Q22. Regarding documents related to patent applications, which documents are usually not open to the public, but can be made public by making a request for publication? In addition, please provide the URL of a website that shows the procedure for making such a request.

- No. Only when the patent is granted all the documents are open to the public. No procedure exists to open to the public No, procedure exists to open confidential documents.

Article 18.55: Protection

Q23. Is the following understanding correct?

Although there is no explicit provision for partial designs in the Industrial Property Law, it appears that the Industrial Property has allowed protection of at least some partial designs in effect since before accession to the CPTPP in 2018. We understand that Article 31 of the former Industrial Property Law (amended in 2018 and 2010), and Article 68 of the current Industrial Property Law (amended in 2020), provide for the protection of partial designs.

- Yes, your understanding is correct regarding Article 68 provides such partial protection of designs.

Q24. Due to the accession to the CPTPP in 2018, have any legal amendments been made to introduce partial designs? If correct, when were the legal amendments made?

- No further amendments have been made.

Article 18.76: Special Requirements related to Border Measures

Paragraph 1.

Q25. We understand that Article 344 of the Industrial Property Law allows IMPI to conduct border measures as an administrative disposition procedure. Is the understanding correct?

- Yes, your understanding is correct.

Q26. Is Article 387 of the Industrial Property Law introduced by the revised law of 2020 (current law)?

- Yes, it is correct.

Q27. We understand that the provision that fulfills obligation of the detention of pirated copyright goods by Customs at the time of exportation or importation in Article 18.76, paragraph 1 of the CPTPP agreement is Article 144 XXXVII of the Customs Law. Is the understanding correct? Other than the above provision, please let us know if there is any other provision that fulfills obligation of the detention of pirated copyright goods by customs upon importation in Article 18.76 paragraph 1 of the CPTPP agreement.

- Yes, your understanding is correct. No, there are no further provisions.

Paragraph 2.

Q28. We understand that the provision that fulfills obligation of Article 18.76 paragraph 2 of the CPTPP agreement with respect to suspected counterfeit or confusingly similar trademark goods is Article 331 of the Industrial Property Law. Is the understanding correct? Other than the above, please let us know if there are any other provisions that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 2 of the CPTPP agreement, especially with respect to pirated copyright goods.

- Yes, your understanding is correct. No, there are no further provisions.

Paragraph 3.

Q29. We understand that the provision that fulfills obligation of Article 18.76 paragraph 3 of the CPTPP agreement is Article 345 of the Industrial Property Law with respect to suspected counterfeit or confusingly similar trademark goods. Is the understanding correct? Other than the above, please let us know if there are any other provisions that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 3 of the CPTPP agreement, especially with respect to pirated copyright goods.

- Yes, your understanding is correct. No, there are no further provisions.

Paragraph 4.

Q30. We understand that the provisions fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 4 of the CPTPP agreement are Articles 148 and 149 of the Customs Law. Is the understanding correct? If there are any provisions other than the above that fulfill the obligation of Article 18.76 paragraph 4 of the CPTPP agreement, please let us know.

- Yes, your understanding is correct. No further provisions exist.

Paragraph 5.

Q31. Is there a provision that allows for the detention of pirated copyright goods at the time of their export or import by ex officio of IMPI or Customs?

- There is no provision in Mexican laws that allows *ex officio* detention of pirated copyright goods by IMPI or Customs at the time of their export or import.

Q32. Is there any provision prohibiting the export of pirated copyright goods?

- Although there is no provision which prohibits the export of pirated copyright goods per se, the general provision that prohibits selling pirated copyright goods apply. Other problem is that border measure proceedings are only for the import of pirated copyright goods.

Q33. We understand that the provisions that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 5 of the CPTPP agreement are Article 344, Article 386 paragraph 17 and Article 387 of the Industrial Property Law and Article 144 XXXVII of the Customs Law with respect to suspected counterfeit. Is the understanding correct? Other than the above provisions, please let us know if there are any other provisions that fulfill the obligation of Article 18.76 paragraph 5 of the CPTPP agreement, especially with respect to pirated copyright goods.

- Your understanding is correct. There is no other provision that fulfills said obligation of the

CPTPP agreement.

Q34. Is Article 387 of the Industrial Property Law introduced by the current Industrial Property Law (November 5, 2020, as amended)? If the answer is “No”, is it contained in the Industrial Property Law (June 29, 2010, as amended)? If the answer to the second question is also “No”, when was it introduced?

- It was introduced in 2020 with the new Federal Law for Industrial Property Protection.

Q35. Can description of "for import, export, transit or, as the case may be," as described in Article 344 paragraph 6 of the Industrial Property Law be interpreted to include "transit goods" as defined in Article 18.76 paragraph 5 of the CPTPP agreement?

- Yes, such interpretation is possible because in both provisions “transit” has the same meaning. Thus, Article 344 of the Federal Law for Industrial Property Protection complies with the CPTPP agreement

Paragraph 6.

Q36. We understand that the provisions that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 6 of the CPTPP agreement are Articles 329, 331, 336, 342, and 344 of the Industrial Property Law. Is the understanding correct? Other than the above provisions, please let us know if there are any other provisions that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 6 of the CPTPP agreement, especially those related to copyright.

- Your understanding is correct. There are no specific rules for copyright thus the rules for industrial property rights are used to enforce copyright.

Q37: With respect to border measures concerning suspected counterfeit or confusingly similar trademark or pirated copyright goods, is Article 402 of the Industrial Property Law, which is a penal provision, applicable after a finding of infringement? We understand that Article 402 differs from the provisions of Articles 329, 344, and 386 with respect to 1) the subject trademark, 2) the absence of export provisions, and 3) the fact that it is related to crime which requires a formal complaint from the victim in order to prosecute. Is the understanding correct?

- Article 402 is only applicable for criminal prosecution of trademark infringements. For criminal prosecution of copyright infringements, the Criminal Code has the corresponding provisions.
Article 402 is applied to a criminal procedure not in an administrative one as is regulated by Articles 329, 344 and 386.

Paragraph 7.

Q38. We understand that the provisions that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 7 of the CPTPP agreement are Article 366 of the Industrial Property Law and Article 144 XXVIII of the Customs Law. Is the understanding correct? Please let us know if there are any other provisions that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 7 of the CPTPP agreement other than the above provisions.

- Your understanding is correct. There are no further provisions.

Paragraph 8.

Q39. Is there a provision in relation to Article 18.76 paragraph 8 of the CPTPP agreement (If a Party establishes or assesses, in connection with the procedures described in this Article, an application fee, storage fee or destruction fee, that fee shall not be set at an amount that unreasonably deters recourse to these procedures.)?

Also, please let us know if there are any specific prices that have been published regarding the above fees.

- There is no provision in Mexican law that complies with Article 18.76 paragraph 8 of the CPTPP Agreement.

Paragraph 9.

Q40. With regard to border measures on suspected counterfeit or confusingly similar trademark or pirated copyright goods, how are goods of a commercial nature sent in small consignments treated? Please let us know if there are any ground rules for their treatment.

- There are no specific rules for small consignments. Thus, the general rules for border measures are applied to them. This is possible thanks to the Customs recordal of trademarks and copyrights which allows to oversee that the imports do not contain products with counterfeit trademarks or pirated copyrights.

Q41. With regard to border measures on suspected counterfeit or confusingly similar trademark or pirated copyright goods, how are goods of a non-commercial nature contained in travelers treated? Please let us know if there are any ground rules for their treatment.

- There are no rules nor treatment for goods of a non-commercial nature contained in travelers.

3. Questions about statistics

Article 18.14: Patent Cooperation and Work Sharing Related

Q42. Please provide statistical data (since 2010) regarding the period from the filing of a patent application (or a request for examination) to the first Office Action.

- There is no statistical data.

Q43. Please provide statistical data (since 2010) regarding the period from the filing of a patent application (or request for examination) to registration.

- There is no statistical data.

Article 18.22: Well-Known Trademarks Related

Q44. Is there an actual increase in the number of refusals of applications for trademark registration and the number of invalid registered trademarks on the grounds of well-known trademarks ? Is there any way to check the number?

- There is no statistical data.

Article 18.37: Patentable Subject Matter Related

Q45. Please provide statistical data on the number of applications and registrations for inventions for new uses of a known product.

- There is no statistical data.

Article 18.38: Grace Period Related

Q46. Please provide statistical data on the number of cases in which the grace period (exception to lack of novelty) is used in patent applications.

- There is no statistical data.

Article 18.44: Publication of Patent Applications Related

Q47. Please provide statistical data on the number of early publications of patent applications prior to the expiration of the period of 18 months.

- There is no statistical data.

Article 18.46: Patent Term Adjustment for Unreasonable Granting Authority Delays Related

Q48. Please provide statistical data on the number of patent rights to which the patent term adjustment (PTA) has been applied.

- There is no statistical data.

Q49. Please provide statistical data on the number of accelerated examinations of patent applications and the time period from filing to registration.

- There is no statistical data.

Article 18.55: Protection Related

Q50. Please provide statistical data on the number of partial design applications and registrations, if any.

- There is no statistical data.

Article 18.76: Special Requirements related to Border Measures Related

Paragraph 1.

Q51: Please provide statistical data on the number of detentions at Customs of suspected counterfeit or confusingly similar trademark or pirated copyright goods.

- There is no statistical data.

Paragraph 4.

Q52. Please provide statistical data regarding the actual period of time that Customs notifies the right holder of the names and addresses of the consignor, exporter, consignee or importer; a description of the goods; the quantity of the goods; and the country of origin of the goods.

- There is no statistical data.

Paragraph 6.

Q53. Please provide statistical data regarding the actual period of time from initiating detention

proceedings for suspected counterfeit or confusingly similar trademark or pirated copyright goods by Customs to finding of infringement for them.

- There is no statistical data.

Paragraph 7.

Q54. Please provide statistical data regarding the number of cases in which the destruction of goods detained by Customs is ordered after authority (IMPI?) finds them to infringe intellectual property rights.

- There is no statistical data.

END

Additional Questions to Answers to Questionnaire relating to CPTPP in Mexico

1. Law on Intellectual Property Rights and Border Measures

No further questions

2. Status of implementation of provisions related to CPTPP regulations

No further questions other than the following questions Q12, Q19, Q23 and Q37.

Article 18.23: Procedural Aspects of Examination, Opposition and Cancellation

Q12. Please let us know if there is any provision regarding the requirement that the administrative decision in the procedure for cancellation of trademark registration must be reasoned and made in writing. If there is no specific provision, please explain the procedure for administrative decisions in the cancellation procedure of trademark registrations and how such procedure is actually operated.

- [Federal Law for the Industrial Property Protection](#)
[Articles 330, 331 and 342](#)

Additional Question 1.

This question (Q12) asks about the legal basis for the requirement that administrative decisions should be accompanied by reasons and that they should be made in writing. We understand that Articles 330 and 331 of the Industrial Property Law are related to applications for an administrative declaration. We also understand that Article 342 of the Industrial Property Law is related to administrative decisions, but that it does not mention the requirement that administrative decisions should be accompanied by reasons and that they should be made in writing. If the above understanding is correct, we would like you to provide the legal basis for the requirement that administrative decisions should be accompanied by reasons and that they should be made in writing.

[The legal basis is in the Mexican Constitution, in article 16 which mandates that all government decision or mandate must be in writing and with its reasons.](#)

Article 18.42: Patent Filing

Q19. How is a patent application filed by the true inventor treated by prior (earlier) patent application filed by the applicant for the patent does not have the right to be granted a patent for the invention claimed in the application for the viewpoint of the first-to-file principle and ruling of the exception to lack of novelty? Also, we would like to know if the above two applications are filed on the same day.

- Federal Law for the Industrial Property Protection
Article 38 second paragraph
- c) The first to file principle is applied when the first inventor files the application before the other inventors.
- d) If two applications are filed on the same day, the time when they were filed should be considered.

Additional Question 2.

We understand that the answer to Q19 is based solely on the first-to-file system. We would like to confirm this again.

Q2-1. When there are two patent applications claiming same invention by different applicants, how is one later patent application by the true inventor (applicant) treated by other prior (earlier) patent application whose applicant does not have the right to receive a patent about the invention?

Q2-2. When there are two patent applications claiming same invention by different applicants, if the later patent application is filed by a true inventor after a prior (earlier) patent application whose applicant does not have the right to receive a patent about the invention has been published, how is the later patent application by the true inventor (applicant) treated?

The later application should be rejected by IMPI due to lack of novelty and the existence of a prior application.

Article 18.55: Protection

Q23. Is the following understanding correct?

Although there is no explicit provision for partial designs in the Industrial Property Law, it appears that the Industrial Property has allowed protection of at least some partial designs in effect since before accession to the CPTPP in 2018. We understand that Article 31 of the former Industrial Property Law (amended in 2018 and 2010), and Article 68 of the current Industrial Property Law (amended in 2020), provide for the protection of partial designs.

- Yes, your understanding is correct regarding Article 68 provides such partial protection of designs.

Additional Questions 3.

There seems to be an opinion that Article 31 of the former Industrial Property Law (amended in 2018 and amended in 2010) effectively allows for the protection of partial designs. What is your opinion on this point?

Article 31 of the former Industrial Property Law has the same wording as Article 68 of the current law. Thus, partial protection was allowed.

Article 18.76: Special Requirements related to Border Measures

Paragraph 6.

Q37: With respect to border measures concerning suspected counterfeit or confusingly similar trademark or pirated copyright goods, is Article 402 of the Industrial Property Law, which is a penal provision, applicable after a finding of infringement? We understand that Article 402 differs from the provisions of Articles 329, 344, and 386 with respect to 1) the subject trademark, 2) the absence of export provisions, and 3) the fact that it is related to crime which requires a formal complaint from the victim in order to prosecute. Is the understanding correct?

- Article 402 is only applicable for criminal prosecution of trademark infringements. For criminal prosecution of copyright infringements, the Criminal Code has the corresponding provisions.
Article 402 is applied to a criminal procedure not in an administrative one as is regulated by Articles 329, 344 and 386.

Additional Questions 4.

Q4-1.

1) In order for customs to take border measures, does the right holder have to file a complaint with IMPI? 2) I have heard that criminal proceedings are required for customs to take border procedures, is that correct? 3) In 1), if infringement is recognized by IMPI, are penalties (Article 402 for trademarks) applied?

Q4-2.

When a Japanese company takes action to stop the importation of goods at Mexican customs based on (1) trademark rights or (2) copyright, what are the specific options (IMPI, Public Prosecutor's Office, Customs) and what procedures are involved in each case? We have heard from Japanese companies that the criminal procedures are complicated, but we would like to understand the actual situation.

Q4-1

- 1) Yes, the right holder must file a complaint with IMPI or the Attorney's General office
- 2) Yes, criminal proceeding can be used to take border measures
- 3) No, infringements have their specific penalties. Criminal proceedings are independently carried.

Q4-2

Border measures can be filed through IMPI and the Attorney's General Office, those authorities will ask Customs to impose the border measures and halt the importation.

It has been difficult to file for border measures through the Attorney's General Office because there was no interest in prosecute intellectual property matters. But since the change of government we expect that such difficulties will diminish.

END

Additional Questions 2 to Answers to Questionnaire relating to CPTPP in Mexico

1. Law on Intellectual Property Rights and Border Measures

No further questions other than the following question Q3.

Q3. We understand that one of the objectives of the 2018 Customs Law amendments in Mexico is to strengthen the authority of Customs authorities to crack down on illegal imports, and in particular, the amendment to Article 144 gives Customs authorities the power to detain goods suspected of infringing IP rights. Is the understanding correct? Also, when enforcing this detention, is it necessary for the right holder to file a motion for detention? Or, even if the right holder does not file a motion for detention, can Customs issue a detention *ex officio*?

- Your understanding is correct. Article 144 of the Custom Law is the legal ground of Customs authority powers to detain goods suspected of infringing IP rights. It is necessary for enforcing this detention a resolution from administrative or judicial authorities, which must be filed for by the IP right holders. Customs detention cannot be *ex officio*

Additional Question 1-1.

Regarding the response “which must be filed for by the IP right holders”, does this mean that it is legally necessary to file from the holder of the intellectual property right, or does it mean that in practice, in order to execute the detention, it is necessary to file from the holder of the intellectual property right?

It means that in practice, in order to execute the detention, it is necessary to file from the holder of the IP right.

Additional Question 1-2.

We understand that Articles 329 and 344 of the Industrial Property Law and Article 144 of the Customs Act apply to trademark infringement goods, and that IMPI can initiate *ex officio* detention in collaboration with customs in accordance with the law (the latter of the two ideas in Q1).

Yes, IMPI can ask for the detention to customs when an *ex officio* infringement proceeding has been filed.

Additional Question 1-3.

We recognize your answers to Q31 and Q32, but is it possible to consider that Articles 329 and 344 of the Industrial Property Law and Article 144 of the Customs Act can also be applied analogously to copyright infringement goods, and that it is possible to legally initiate *ex officio* detention?

Yes, it is possible. IMPI is competent to file ex officio copyright infringement proceedings

2. Status of implementation of provisions related to CPTPP regulations

No further questions other than the following question Q32.

Q32. Is there any provision prohibiting the export of pirated copyright goods?

- Although there is no provision which prohibits the export of pirated copyright goods per se, the general provision that prohibits selling pirated copyright goods apply. Other problem is that border measure proceedings are only for the import of pirated copyright goods.

Additional Question 2.

Is the provision on which this answer is based Article 235 of the Copyright Act? If the answer to this question is “yes”, according to Article 27 of the Copyright Act, we understand that “in the case of infringements in trade matters (tratándose de infracciones en materia de comercio)” in Article 235 of the Copyright Act only applies to import. Is this understanding correct?

Yes, Article 235 of the Copyright Act is the legal ground for our answer. Yes, it only applies for imports.

END

Questionnaire relating to CPTPP in Canada

1. Law on Intellectual Property Rights and Border Measures

Q1: On October 25, 2018, the Canadian Senate passed “the An Act to implement the Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership between Canada, Australia, Brunei, Chile, Japan, Malaysia, Mexico, New Zealand, Peru, Singapore and Vietnam” (Bill C-79), and this bill has received Royal Assent and is now law.

<https://www.parl.ca/DocumentViewer/en/42-1/bill/C-79/royal-assent>

In the CPTPP Implementation Act C-79, Sections 53.1 and 53.1.1 of the Trademark Act are listed as amendments. We understand that this amendment is an amendment related to Article 18.76, paragraph 4 of the CPTPP agreement. Is the understanding correct? We also understand that these articles (Sections 53.1 and 53.1.1 of the Trademark Act) are already provided for at least in the Trademark Act) of December 30, 2008, as amended. Is the understanding correct? If the answers to both of the above two questions are “yes”, please tell us why Articles 53.1 and 53.1.1 of the Trademark Law are listed in the CPTPP Implementation Act C-79.

A1: With respect to the obligation under Article 18.76 of the CPTPP, sections 17 and 18 of the *CPTPP Implementation Act* amended sections 53(1) and 53.1(1) of the *Trademarks Act* to allow for the detention of “confusingly similar” trademark goods that are imported in Canada. While sections 53(1) and 53.1(1) of the *Trademarks Act* were in force on December 30, 2008, the text of the articles as they existed at that time is different from the amended versions introduced by the *CPTPP Implementation Act*.

See: <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/20080131/P1TT3xt3.html>
; <https://www.parl.ca/DocumentViewer/en/42-1/bill/C-79/royal-assent>
; <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>
at Section I(2): *Canadian Legislation*.

2. Status of implementation of provisions related to CPTPP regulations

Article 18.9: Transparency

Q2: Is there any provision for making available on the Internet information to be published on applications for trademarks, geographical indications, designs, patents and plant variety rights, or on these registered rights?

A2:

Trademarks and Geographical Indications

Section 26(1) of the *Trademarks Act* states that there shall be kept under the supervision of the

Registrar a register of trademarks and of transfers, disclaimers, amendments, judgments and orders relating to each registered trademark.

Section 26(2) of the *Trademarks Act* states that the register shall show, with reference to each registered trademark, the following:

- (a) the date of registration;
- (b) a summary of the application for registration;
- (c) a summary of all documents deposited with the application or subsequently thereto and affecting the rights to the trademark;
- (d) particulars of each renewal;
- (e) particulars of each change of name and address;
- (f) the names of the goods or services in respect of which the trademark is registered, grouped according to the classes of the Nice Classification, each group being preceded by the number of the class of the Nice Classification to which that group of goods or services belongs and presented in the order of the classes of the Nice Classification; and
- (g) such other particulars as this Act or the regulations require to be entered thereon.

Section 29(1) of the *Trademarks Act* states that the following shall be made available to the public at the times and in the manner established by the Registrar:

- (a) the register;
- (b) all applications for the registration of a trademark, including those abandoned;
- (c) the list of geographical indications kept under subsection 11.12(1);
- (d) all requests made under paragraph 9(1)(n); and
- (e) all documents filed with the Registrar relating to a registered trademark, an application for the registration of a trademark, a request under paragraph 9(1)(n) and objection proceedings under section 11.13.

We note that, pursuant to the *Trademarks Act*, a trademark means (a) a sign or combination of signs that is used or proposed to be used by a person for the purpose of distinguishing or so as to distinguish their goods or services from those of others, or (b) a certification mark. We also note that, pursuant to the *Trademarks Act*, a sign includes a word, a personal name, a design, a letter, a numeral, a colour, a figurative element, a three-dimensional shape, a hologram, a moving image, a mode of packaging goods, a sound, a scent, a taste, a texture and the positioning of a sign.

See: <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/FullText.html>

See Canadian Trademark Database: <https://ised-isde.canada.ca/cipo/trademark-search/srch>

Industrial Designs

Section 3(1) of the *Industrial Designs Act* states that the Minister shall cause to be kept a register called the Register of Industrial Designs, which shall contain the prescribed information and statements in respect of designs that are registered under the *Industrial Designs Act*.

See: <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/i-9/FullText.html>

See Canadian Industrial Design Database: <https://www.ic.gc.ca/app/opic-cipo/id/bseSrch.do?lang=eng>

Patents

Information related to patents is made publicly available under the *Patent Act*. Section 10(1) of the *Patent Act* provides that all patents, applications for patents, and related documents in the possession of the Canadian Intellectual Property Office (CIPO) shall be open to public inspection, subject to confidentiality periods and prescribed conditions. Patent applications are published online 18 months after their filing date or the earliest priority date under section 10(2), unless the applicant requests earlier publication. Granted patents are also publicly accessible. This information is available through the Canadian Patent Database maintained by CIPO.

See: <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/section-10.html>

See Canadian Patent Database: <https://www.ic.gc.ca/opic-cipo/cpd/eng/introduction.html>

Plant Varieties

The Plant Breeders Rights Office (PBRO) publishes the Plant varieties journal containing information concerning plant breeders' rights. The journal is distributed on a quarterly basis. The journal provides an opportunity for all interested persons to review the information concerning a variety and to object to the particulars of the published applications/descriptions if they feel the requirements for distinctness, uniformity and stability or other requirements of the Act have not been met.

See: <https://inspection.canada.ca/en/plant-varieties/plant-breeders-rights/plant-varieties-journal>

See Plant Varieties Database: https://active.inspection.gc.ca/netapp/regvar/regvar_lookupe.aspx

Article 18.18: Types of Signs Registrable as Trademarks

Q3. We understand that in the Trademark Law, sound trademarks and scent trademarks were clearly mentioned as definitions of signs in the revised law of June 17, 2019, after the CPTPP agreement entered into force. Is the understanding correct? On the other hand, according to the application statistics, we understand that trademark rights for sound trademarks existed before the CPTPP came into effect, and we understand that sound trademarks were provided for in the Trademark Regulations (amended October 30, 2018) prior to the CPTPP coming into effect (December 30, 2018). Were sound trademarks and scent trademarks allowed as subject matter of trademark rights?

If the answer to this question is “yes”, when were sound and scent trademarks allowed as the subject matter of trademark rights?

A3: Sound and scent trademarks were included in the definition of a sign that could be the subject of trademark protection in the revised *Trademarks Act* that came into force on June 17, 2019. Sound trademarks, however, have been allowed since March 28, 2012. Scent trademarks were not allowed until the coming into force of the amended *Trademarks Act* on June 17, 2019.

See: <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/20190617/P1TT3xt3.html>
; <https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/trademarks/practice-notices/archived-trademark-consisting-sound>

Article 18.19: Collective and Certification Marks

Q4. There seems to be no explicit provision for collective trademarks in Canada. Is there any provision that fulfills obligation of Article 18.19 of the CPTPP agreement?

A4: There is nothing specific in public materials about whether there is a provision that fulfills the obligation in Article 18.19 of the CPTPP agreement. In its Statement on the Implementation for the CPTPP dated October 17, 2020, the Canadian government took the position that no action was required by Canada to implement Article 18.19 of the CPTPP agreement.

See: <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Article 18.20: Use of Identical or Similar Signs

Q5: What is the provision to fulfill obligation of that in Article 18.20 of the CPTPP agreement "provide that the owner of a registered trademark has the exclusive right to prevent third parties that do not have the owner's consent from using in the course of trade identical or similar signs, including subsequent geographical indications, for goods or services that are related to those goods or services in respect of which the owner's trademark is registered, where such use would result in a likelihood of confusion." Is Article 11.13 of the Trademark Law appropriate as the corresponding provision?

A5: There is nothing specific in public materials about what provision is intended to fulfill the obligation in Article 18.20 of the CPTPP agreement. In its Statement on the Implementation for the CPTPP dated October 17, 2020, the Canadian government took the position that no action was required by Canada to implement Article 8.20 of the CPTPP agreement. It would appear, however, that the provisions that fulfill this obligation are sections 19 and 20 of the *Trademarks Act*.

See: <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Article 18.22: Well-Known Trademarks

Q6. We understand that there is no provision in the Trademark Act regarding well-known trademarks. Is the understanding correct? If correct, how does Canada fulfill obligation of Article 18.22 of the CPTPP agreement?

A6: There is no specific provision in the *Trademarks Act* regarding well-known trademarks. There is nothing specific in public materials about how Canada intends to fulfill the obligation in Article 18.22 of the CPTPP agreement. In its Statement on the Implementation for the CPTPP dated October 17, 2020, the Canadian government took the position that no action was required by Canada to implement Article 8.22 of the CPTPP agreement.

See: <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/FullText.html>
; <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Q7: This question may overlap with the above question, but is there any provision that allows an application for trademark registration to be refused or for registered trademark to be invalidated for goods/services that are dissimilar to a well-known trademark (registered or unregistered) on the basis of the existence of the said well-known trademark? Also, are there any provisions prohibiting the use of a well-known trademark (registered or unregistered) by the third party for goods/services that are dissimilar to the said well-known trademark?

A7: There are no specific provisions in the *Trademarks Act* regarding well-known trademarks.

Article 18.25: Classification of Goods and Services

Q8. We understand that the provision that fulfills obligation of Article 18.25 of the CPTPP agreement is Article 6 of the Trademark Law. Is the understanding correct? Please let us know if there are any provisions other than the above that fulfill obligation of Article 18.25 of the CPTPP agreement.

A8: There is nothing specific in public materials about what provision is intended to fulfill the obligation in Article 18.25 of the CPTPP. In its Statement on the Implementation for the CPTPP dated October 17, 2020, the Canadian government took the position that no action was required by Canada to implement Article 18.25 of the CPTPP agreement.

Moreover, we note that section 30(3) of the *Trademarks Act* states that goods or services in a trademark application are to be grouped according to the classes of the Nice Classification, each group being preceded by the number of the class of the Nice Classification to which that group of goods or services belongs and presented in the order of the classes of the Nice Classification.

See: <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>
; <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/FullText.html>

Article 18.27: Non-Recordal of a Licence

Q9: We understand that Canada does not require the recording of rights of use in the situation described in Article 18.27(a) and (b) of the CPTPP agreement. Is the understanding correct? In addition, is there a fact that the recording of the right of use was requested in the situation of Article 18.27 (a) and (b) of the CPTPP agreement in the past?

A9: Canada does not and has not required the recording of a trademark license to establish the validity of the license, or as a condition for use of a trademark by a licensee to be deemed to constitute use by the holder in a proceeding that relates to the acquisition, maintenance or enforcement of trademarks.

Article 18.37: Patentable Subject Matter

Paragraph 3.

Q10. In the Manual of Patent Office Practice (MOPOP), it is stipulated that
“A method or process of surgery or therapy on living humans or animals is not considered to be within the scope of the meaning of invention as set out in section 2 of the Patent Act.” (17.03.02),
and

“The Supreme Court of Canada has determined that higher life forms are excluded from patentability by virtue of their not being either manufactures or compositions of matter within the definition of invention as set out in section 2 of the Patent Act.” (17.03.03)

Do these provisions or Supreme Court precedent fulfill obligation of Article 18.37 paragraph 3 of the CPTPP agreement? Please let us know if there is any other provision that fulfills obligation of Article 18.37 paragraph 3 of the CPTPP agreement other than the above provisions.

In addition, in Article 18.37 paragraph 3 of the CPTPP agreement, how does it fulfill of obligation of the part of "provided that such exclusion is not made merely because the exploitation is prohibited by its law."

A10: There is nothing specific in public materials about whether sections 17.03.02 and 17.03.03 of the MOPOP are intended to fulfill the obligation in Article 18.37, paragraph 3 of the CPTPP agreement. There is nothing specific in public materials about whether any other provisions are intended to fulfill Article 18.37, paragraph 3 of the CPTPP agreement.

Article 18.37 of CPTPP reads as:

1. Subject to paragraphs 3 and 4, each Party shall make patents available for any invention, whether a product or process, in all fields of technology, provided that the invention is new, involves an inventive step and is capable of industrial application.

2. Subject to paragraphs 3 and 4 and consistent with paragraph 1, each Party confirms that patents are available for inventions claimed as at least one of the following: new uses of a known product, new methods of using a known product, or new processes of using a known product. A Party may limit those new processes to those that do not claim the use of the product as such.

3. A Party may exclude from patentability inventions, the prevention within their territory of the commercial exploitation of which is necessary to protect ordre public or morality, including to protect human, animal or plant life or health or to avoid serious prejudice to nature or the environment, provided that such exclusion is not made merely because the exploitation is prohibited by its law. A Party may also exclude from patentability:

- a. diagnostic, therapeutic and surgical methods for the treatment of humans or animals;
- b. animals other than microorganisms, and essentially biological processes for the production of plants or animals, other than non-biological and microbiological processes.

4. A Party may also exclude from patentability plants other than microorganisms. However, consistent with paragraph 1 and subject to paragraph 3, each Party confirms that patents are available at least for inventions that are derived from plants.

When read in its entirety, the stipulations in the Manual of Patent Office Practice, the provisions under the Patent Act and Rules, and the Supreme Courts decision appears to comply with Article 18.37. In its Statement on the Implementation for the CPTPP dated October 17, 2020, the Canadian government took the position that no action was required by Canada to implement Article 18 of the CPTPP agreement.

See: <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Paragraph 4.

Q11. In the Manual of Patent Office Practice (MOPOP), it is stipulated that “For the purposes of section 2 of the Patent Act, life forms have in view of the jurisprudence been divided into lower life forms (statutory) and higher life forms (non-statutory), with the distinction being, in general, whether the life form is unicellular (lower) or multicellular (higher). Lower life forms are generally deemed to fall within the scope of section 2 as being either “manufactures” or “compositions of matter” since they can be produced en masse (bearing similarity to how chemical compounds are prepared) and formed in such large numbers that any measurable quantity will possess uniform properties and characteristics. Higher life forms do not fall within the scope of section 2 of the Patent Act.” (23.02.01)

"Biomolecules are chemical compounds, and claims to nucleic acids, polypeptides, proteins and peptides are therefore directed to statutory matter. " (23.02.04)

Do Articles 23.02.01 and 23.02.04 of MOPOP fulfill obligation of Article 18.37 paragraph 4 of the

CPTPP agreement? In addition, please let us know if there is any other provision that fulfills obligation of Article 18.37 paragraph 4 of the CPTPP agreement other than the above provision.

A11: As indicated in A10, the stipulations in the Manual of Patent Office Practice, the provisions under the *Patent Act* and *Patent Rules*, and the Supreme Court of Canada's decision appears to comply with Article 18.37. However, there is nothing specific in public materials about whether sections 23.02.01 and 23.02.04 of the MOPOP are intended to fulfill the obligation in Article 18.37, paragraph 4 of the CPTPP agreement. There is nothing specific in public materials about whether any other provisions are intended to fulfill Article 18.37, paragraph 4 of the CPTPP agreement. In its Statement on the Implementation for the CPTPP dated October 17, 2020, the Canadian government took the position that no action was required by Canada to implement Article 18 of the CPTPP agreement.

See: <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Article 18.39: Patent Revocation

Q12: We understand that the Canadian Patent Act provides for a system of reexamination, but does not provide for a system of patent invalidation. Is the understanding correct?

We understand that in Canada, the validity of a patent right is challenged in the courts, but what are the grounds for invalidation in such cases? Are those described in patent law? Also, do court decisions regarding patent invalidity in Canada have any effect on third parties?

A12: Patents in Canada may be invalidated via re-examination or in impeachment proceedings before the Federal Court of Canada.

Re-examination

Any person, including the patentee, may request that one or more claims of a patent granted after October 1, 1989, be re-examined by the Patent Appeal Board. Requests for re-examination may be made at any time during the term of an issued patent. Re-examination is governed by sections 48.1 to 48.5 of the *Patent Act*.

Re-examination is an opportunity for re-considering patent claims or an alternative to an impeachment proceeding. Compared to an impeachment proceeding, re-examinations do not involve live witnesses under cross-examination or testing of issues of fact.

Detailed procedure is provided in Chapter 30 of the Manual of Patent Office Practice. See here: https://s3.ca-central-1.amazonaws.com/manuels-manuals-opic-cipo/MOPOP_English.html

Patent Invalidation

Patent invalidation is administered through the courts. The validity of a patent can be challenged

either as a defence to patent infringement or as an action or counterclaim to impeach the patent. The Federal Court of Canada has exclusive jurisdiction to declare a patent invalid in an impeachment action under section 60 of the *Patent Act*. Decisions of the Federal Court may be appealed to the Federal Court of Appeal. Provincial superior courts and the Federal Court of Canada have concurrent jurisdiction over patent infringement actions.

Patent law in Canada is entirely statutory. The grounds for invalidation are therefore set out in the *Patent Act*, including:

- Non-patentable subject matter: to be patentable, an invention must qualify as an “invention” as defined in section 2 of the *Patent Act*. Patents cannot be granted for mere scientific principles or abstract theorems as per section 27(8) of the *Patent Act*.
- Lack of novelty: to be patentable, an invention must be novel as per the definition of “invention” in section 2 of the *Patent Act* and section 28.2 of the *Patent Act*.
- Obviousness: to be patentable, an invention must not have been obvious as of the claim date as per section 28.3 of the *Patent Act*.
- Inutility: to be patentable, an invention must be useful as provided in the definition of “invention” in section 2 of the *Patent Act*.
- Insufficient disclosure: a patent specification must fully and clearly describe the invention and its operation as per section 27(3) of the *Patent Act*.
- Overbroad claims: the scope of claims cannot be broader than the invention made or disclosed as per section 27(4) of the *Patent Act*.
- Fraud or misrepresentation: a patent application cannot contain material misrepresentations or omissions as per section 53(1) of the *Patent Act*.
- Double patenting: claims cannot overlap with another patent held by the same applicant as per section 36(1) of the *Patent Act*.

If invalidity is pleaded either in provincial court or only as a defence in Federal Court, the decision of the court on validity only applies *in personam* – meaning only with respect to the challenging party. In practice, a third party could potentially leverage that decision to seek a declaration of invalidity in other litigation involving the same patent. If invalidity is pleaded in either a statement of claim or counterclaim in Federal Court, a successful decision of the Court renders the patent invalid *in rem* – meaning with respect to everyone and not only the parties to the action.

See: <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/p-4/page->

[9.html#:~:text=Impeachment&text=60%20\(1\)%20A%20patent%20or,instance%20of%20any%20interested%20person.](#)

Article 18.42: Patent Filing

Q13. We understand that in Canada, it is interpreted that Article 36 of the Patent Act prohibits the granting of multiple patents for the same claimed invention, and that double patenting is prohibited. Is the understanding correct? If correct, please tell us how those patent applications are examined in practice.

A13: Yes, granting of multiple patents for the same invention is prohibited in Canada. Section 36 of the *Patent Act* limits the granting of more than one patent on a single invention, and as such, establishes the statutory basis for the prohibition on double patenting.

Note that enforced divisional applications are not prejudiced by the double patenting provision. If patents are granted on divisional applications directed by the Patent Office, by way of unity of invention objection, none of them should be deemed invalid, or open to attack, by reason only of the grant of the original patent.

In practice, the Canadian Intellectual Property Office (CIPO) examiner compares the claims in the application to those in an existing patent held by the same applicant. The comparison focuses on the claims, not the disclosure, using purposive construction to interpret the scope of the claims in light of the specification and common general knowledge. If the claims in the new application are not “patentably distinct” from the existing patent, the defect of double patenting arises. If overlapping claims are identified, the applicant can remove or amend the overlapping subject matter to eliminate the double patenting defect. The examiner informs the applicant of potential defects, particularly for co-pending applications, but does not delay allowance unless double patenting is an actual defect (e.g., after one application issues as a patent).

See section 18.06 of the MOPOP: https://s3.ca-central-1.amazonaws.com/manuels-manuals-opic-cipo/MOPOP_English.html#_Toc174082422

Q14. We understand that in Canada, Inventorship is confirmed in litigation and is not considered in the examination stage of patent applications. Is the understanding correct?

A14: In Canada, while the name and address of each inventor and a statement of entitlement are required as part of a compliant patent application under subsection 54(1) of the *Patent Rules*, the Patent Office does not verify inventorship during the examination process. Instead, disputes over inventorship are typically resolved in litigation. The Patent Office relies on the information provided by the applicant and does not independently assess or confirm inventorship during prosecution. If a misrepresentation of inventorship is proven during litigation, it may lead to the

invalidation of the patent as per section 53(1) of the *Patent Act*.

See section 54(1) of the Patent Rules: <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2019-251/page-6.html#h-1182587>

See section 4.01 of the MOPOP: https://s3.ca-central-1.amazonaws.com/manuels-manuals-opic-cipo/MOPOP_English.html#_Toc174082053

See section 4.04 of the MOPOP: https://s3.ca-central-1.amazonaws.com/manuels-manuals-opic-cipo/MOPOP_English.html#_Toc174082058

Q15. Based on the above answer, how is a patent application filed by the true inventor treated by prior (earlier) patent application filed by the applicant for the patent does not have the right to be granted a patent for the invention claimed in the application for the viewpoint of the first-to-file principle and ruling of the exception to lack of novelty? Also, we would like to know if the above two applications are filed on the same day.

A15: In Canada, the earliest-filed application determines the priority of rights to an invention, provided it meets the requirements for patentability. If an earlier application was filed by someone who does not have the right to the invention, the true inventor may challenge the earlier application or patent through litigation, potentially leading to its invalidation.

Canadian law does not provide an explicit exception to lack of novelty for earlier disclosures by someone other than the true inventor. If the earlier application, albeit filed incorrectly by someone other than the inventor, is published or granted, it can serve as prior art under the provisions of the *Patent Act*, potentially barring the true inventor's application.

When two applications are filed on the same day, and there is a conflict between them, the Commissioner of Patents may examine the claims independently. If the claims overlap, entitlement disputes are resolved through litigation, as the Patent Office does not adjudicate inventorship disputes. The courts may invalidate the application or patent if it is proven that it was improperly filed by someone without entitlement under section 53(1) of the *Patent Act*.

Article 18.44: Publication of Patent Applications

Q16. We understand that the "Except with the approval of the applicant" as provided in Article 10 paragraph 2 of the Patent Law is the case where the applicant's request for accelerated publication is received. Is the understanding correct?

A16: Under section 10(2) of the *Patent Act*, the phrase "Except with the approval of the applicant" allows the disclosure of a patent application or related documents before the expiration of the 18-month confidentiality period if the applicant explicitly authorizes such disclosure. In accordance with subsection 10(2) of the *Patent Act*, an applicant may make a written request to have an application opened to public inspection before the expiry of the confidentiality period. In office

practice, this is commonly known as ‘Early Laid Open’.

While this may facilitate earlier public inspection, the provision does not specifically refer to or require a formal process such as accelerated publication and may apply to other scenarios where the applicant consents to disclosure.

Article 18.45: Information Relating to Published Patent Applications and Granted Patents

Q17. According to Article 10 of the Patent Law, we understand that the results of searches and examinations related to patent applications may be inspected. Is the understanding correct? Furthermore, is it possible to inspect (1) non-confidential communications from the applicant to the CIPO and (2) listings of patent or non-patent documents submitted by the applicant and related third parties?

A17: Under section 10 of the *Patent Act*, the results of searches and examinations related to patent applications are open to public inspection after the 18-month confidentiality period has expired, subject to prescribed conditions. Non-confidential communications from the applicant to the Canadian Intellectual Property Office (CIPO) are open to public inspection after the confidentiality period has ended. Listings of patent or non-patent documents submitted by the applicant or related third parties are also generally open to inspection on the patent office database once the confidentiality period has expired, provided they are not identified by the applicant as having sensitive personal information. Additionally, a copy of any non-confidential communications or documents on a patent application file can be ordered by paying a fee to the patent office.

See section 8.02.05a of the MOPOP: https://s3.ca-central-1.amazonaws.com/manuels-manuals-opic-cipo/MOPOP_English.html#_Toc174082205

Q18. Regarding documents related to patent applications, which documents are usually not open to the public, but can be made public by making a request for publication? In addition, please provide the URL of a website that shows the procedure for making such a request.

A18: Patent applications are published after the completion of 18 months from the date of filing of the application or the earliest priority date, whichever is earlier. There is no provision for requesting early publication or early disclosure of documents by a third party.

Documents related to patent applications are generally not open to public inspection before the 18-month confidentiality period and cannot be made public by making a request for publication. These documents can only be made public after the end of the confidentiality period, or earlier if the applicant explicitly approves their disclosure as provided in section 10 of the *Patent Act*. If an applicant wishes to authorize earlier disclosure, they may communicate their approval in writing at no additional fee. This written request is known as ‘Early Laid Open’.

Certain documents such as assignment records or ownership transfer documents can be requested by paying a fee to the patent office after the end of the confidentiality period and the application is laid open to public inspection.

See section 8.02.02 of the MOPOP: https://s3.ca-central-1.amazonaws.com/manuels-manuals-opic-cipo/MOPOP_English.html#_Toc174082201

See section 8.02.03 of the MOPOP: https://s3.ca-central-1.amazonaws.com/manuels-manuals-opic-cipo/MOPOP_English.html#_Toc174082202

See here to order documents: <https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/order-ip-documents>

Article 18.76: Special Requirements related to Border Measures

Paragraph 1.

Q19. Does "that (trademark) cannot be distinguished in its essential aspects" as defined in Article 51.03 of the Trademark Law mean "confusingly similar trademark" as defined in Article 18.76 paragraph 1 of the CPTPP agreement (especially, in terms of the range of similarity)?

A19: There is nothing specific in public materials about whether "that (trademark) cannot be distinguished in its essential aspects" as defined in section 51.03 of the *Trademarks Act* means "confusingly similar trademark" as defined in Article 18.76, paragraph 1 of the CPTPP agreement.

In its Statement on the Implementation for the CPTPP dated October 17, 2020, the Canadian government took the position that, with respect to the obligation under Article 18.76 of the CPTPP on applications to detain or suspend suspected confusingly similar trademark goods are imported into the territory of the Party, Sections 17 and 18 of the *CPTPP Implementation Act* amends the *Trademarks Act* to allow for the detention of "confusingly similar" trademark goods that are imported into Canada. In the Statement, the Canadian government also took the position that no other action was required to implement Article 18.76 of the CPTPP.

See: <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Paragraph 2.

Q20. We understand that the provisions that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 2 of the CPTPP agreement are Article 51.04 of the Trademark Law and Article 44.02 of the Copyright Law. Is the understanding correct? Please let us know if there are any provisions other than the above that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 2 of the CPTPP agreement.

A20: There is nothing specific in public materials about whether section 51.04 of the *Trademarks Act* and section 44.02 of the *Copyright Act* are intended to fulfill the obligation in Article 18.76, paragraph 2 of the CPTPP agreement. However, it would appear that section 51.04 of the *Trademarks Act* and section 44.02 of the *Copyright Act* do fulfill that obligation.

In its Statement on the Implementation for the CPTPP dated October 17, 2020, the Canadian government took the position that, with respect to the obligation under Article 18.76 of the CPTPP on applications to detain or suspend suspected confusingly similar trademark goods are imported into the territory of the Party, Sections 17 and 18 of the *CPTPP Implementation Act* amends the *Trademarks Act* to allow for the detention of “confusingly similar” trademark goods that are imported into Canada. In the Statement, the Canadian government also took the position that no other action was required to implement Article 18.76 of the CPTPP.

See: <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Paragraph 3.

Q21. We understand that the provisions that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 3 of the CPTPP agreement are Articles 51.11, 53.1 and 51.12 of the Trademark Law and Articles 44.09, 44.1 and 44.12 of the Copyright Law. Is the understanding correct? Please let us know if there are any other provisions other than the above that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 3 of the CPTPP agreement.

A21: There is nothing specific in public materials about whether sections 51.11, 53.1 and 51.12 of the *Trademarks Act* and sections 44.09, 44.1 and 44.12 of the *Copyright Act* are intended to fulfill the obligation in Article 18.76, paragraph 3 of the CPTPP agreement.

In its Statement on the Implementation for the CPTPP dated October 17, 2020, the Canadian government took the position that, with respect to the obligation under Article 18.76 of the CPTPP on applications to detain or suspend suspected confusingly similar trademark goods are imported into the territory of the Party, Sections 17 and 18 of the *CPTPP Implementation Act* amends the *Trademarks Act* to allow for the detention of “confusingly similar” trademark goods that are imported into Canada. In the Statement, the Canadian government also took the position that no other action was required to implement Article 18.76 of the CPTPP.

See: <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Paragraph 4.

Q22. We understand that the provisions that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 4 of the CPTPP agreement are Article 51.06 of the Trademark Law and Article 44.04 of the Copyright Law.

Is the understanding correct? Please let us know if there are any other provisions other than the above that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 4 of the CPTPP agreement.

A22: There is nothing specific in public materials about whether sections 51.06 of the *Trademarks Act* and section 44.04 of the *Copyright Act* are intended to fulfill the obligation in Article 18.76, paragraph 4 of the CPTPP.

In its Statement on the Implementation for the CPTPP dated October 17, 2020, the Canadian government took the position that, with respect to the obligation under Article 18.76 of the CPTPP on applications to detain or suspend suspected confusingly similar trademark goods are imported into the territory of the Party, Sections 17 and 18 of the *CPTPP Implementation Act* amends the *Trademarks Act* to allow for the detention of “confusingly similar” trademark goods that are imported into Canada. In the Statement, the Canadian government also took the position that no other action was required to implement Article 18.76 of the CPTPP.

See: <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Paragraph 5.

Q23. We understand that the provisions that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 5 of the CPTPP agreement are Article 51.03 of the Trademark Law, Article 44.01 of the Copyright Law and Article 101 of the Customs Law. Is the understanding correct? Please let us know if there are any other provisions other than the above that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 5 of the CPTPP agreement.

A23: There is nothing specific in public materials about whether sections 51.03 of the *Trademarks Act*, section 44.01 of the *Copyright Act*, and section 101 of the *Customs Act* are intended to fulfill the obligation in Article 18.76, paragraph 5 of the CPTPP agreement.

In its Statement on the Implementation for the CPTPP dated October 17, 2020, the Canadian government took the position that, with respect to the obligation under Article 18.76 of the CPTPP on applications to detain or suspend suspected confusingly similar trademark goods are imported into the territory of the Party, Sections 17 and 18 of the *CPTPP Implementation Act* amends the *Trademarks Act* to allow for the detention of “confusingly similar” trademark goods that are imported into Canada. In the Statement, the Canadian government also took the position that no other action was required to implement Article 18.76 of the CPTPP.

See: <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Q24. We would like to confirm the provisions related to "in transit" as stipulated in Article 18.76 paragraph 5 of the CPTPP agreement.

A24: There is nothing specific in public materials regarding the provisions related to “in transit” as stipulated in Article 18.76, paragraph 5 of the CPTPP agreement.

In its Statement on the Implementation for the CPTPP dated October 17, 2020, the Canadian government took the position that, with respect to the obligation under Article 18.76 of the CPTPP on applications to detain or suspend suspected confusingly similar trademark goods are imported into the territory of the Party, Sections 17 and 18 of the *CPTPP Implementation Act* amends the *Trademarks Act* to allow for the detention of “confusingly similar” trademark goods that are imported into Canada. In the Statement, the Canadian government also took the position that no other action was required to implement Article 18.76 of the CPTPP.

See: <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Q24-1. Article 51.03 paragraph 1 of the Trademark Law states that "Goods shall not be imported or exported if the goods or their labels or packaging bear — without the consent of the owner of a registered trademark for such goods — a trademark that is identical to, or that cannot be distinguished in its essential aspects from, that registered trademark." Paragraph 2 of the same article lists the exceptions to this rule, but the following provisions listed in the former law, “(d) the goods, while being shipped from one place outside Canada to another, are in customs transit control or customs transshipment control in Canada.”

was removed in the 2020 Amendment Act. Is the understanding correct?

If the above perception is correct, we understand that goods bearing a trademark that is identical to or indistinguishable in its essential respects from a registered trademark without the consent of the registered trademark owner are prohibited and enjoined from moving such goods, even if they are goods in transit in Canada. Is the understanding correct?

A24-1: Paragraph 51.03(2)(d) of the *Trademarks Act* was repealed on July 1, 2020. As such, the exception previously set out in paragraph 51.03(2)(d) to the general rule in paragraph 51.03(1) is no longer in effect.

As such, the prohibition set out in paragraph 51.03(1), namely, that goods shall not be imported or exported if the goods or their labels or packaging bear — without the consent of the owner of a registered trademark for such goods — a trademark that is identical to, or that cannot be distinguished in its essential aspects from, that registered trademark applies to goods, while being shipped from one place outside Canada to another, that are in customs transit control or customs transshipment control in Canada.

See: <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/20200701/P1TT3xt3.html>

Q24-2. Article 44.01 paragraph 1 of the Copyright Act states that

“Copies of a work or other subject-matter in which copyright subsists shall not be imported or exported if

(a) they were made without the consent of the owner of the copyright in the country where they were made; and

(b) they infringe copyright or, if they were not made in Canada, they would infringe copyright had they been made in Canada by the person who made them.”

Paragraph 2 of the same article lists the exceptions to this rule, but the following provisions listed in the former law,

“(b) copies that, while being shipped from one place outside Canada to another, are in customs transit control or customs transshipment control in Canada.”

was removed in the 2020 Amendment Act. Is the understanding correct?

If the above understanding is correct, we understand that pirated copyright goods are prohibited and enjoined from moving such goods, even if they are goods in transit in Canada. Is the understanding correct?

A24-2: Paragraph 44.01(2)(b) of the *Copyright Act* was repealed on July 1, 2020. As such, the exception previously set out in paragraph 44.01(2)(b) of the *Copyright Act* to the general rule in section 44.01(1) is no longer in effect.

As such, the prohibition set out in section 44.01(1), namely, that copies of a work or other subject-matter in which copyright subsists shall not be imported or exported if (a) they were made without the consent of the owner of the copyright in the country where they were made and (b) they infringe copyright or, if they were not made in Canada, they would infringe copyright had they been made in Canada by the person who made them applies to copies that, while being shipped from one place outside Canada to another, are in customs transit control or customs transshipment control in Canada.

See: <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20200701/P1TT3xt3.html>

Paragraph 6.

Q25. We understand that the provisions that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 6 of the CPTPP agreement are Articles 51.03, 51.06, 53.1 and 53.2 of the Trademark Law and Articles 44.01, 44.04, 44.12, 44.2 and 44.4 of the Copyright Law. Is the understanding correct? Please let us know if there are any other provisions other than those listed above that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 6 of the CPTPP agreement.

A25: There is nothing specific in public materials about whether sections 51.03, 51.06, 53.1 and 53.2 of the *Trademarks Act* and sections 44.01, 44.04, 44.12, 44.2 and 44.4 of the *Copyright Act* are intended to fulfill the obligation in Article 18.76, paragraph 6 of the CPTPP agreement.

We note that the Canadian government has stated that, with respect to the obligation under Article 18.76 on applications to detain or suspend suspected confusingly similar trademark goods are imported into the territory of the Party, Sections 17 and 18 of the CPTPP Implementation Act amends the Trademarks Act to allow for the detention of “confusingly similar” trademark goods that are imported into Canada. The Canadian government’s position is that no other action was required to implement Article 18.76.

See: <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Q26. Regarding border measures for suspected counterfeit or confusingly similar trademark or pirated copyright goods, are any penalties applied after a finding of infringement? If so, what are the provisions?

A26: Sections 51.01(1) to 51.01(5) of the *Trademarks Act* set out offences for trading in counterfeit products. Section 51.01(6) states that every person who commits an offence under any of subsections (1) to (5) is liable:

- (a) on conviction on indictment, to a fine of not more than \$1,000,000 or to imprisonment for a term of not more than five years or to both; or
- (b) on summary conviction, to a fine of not more than \$25,000 or to imprisonment for a term of not more than six months or to both.

Sections 42(1) and 42(2) of the *Copyright Act* set out offences for trading in pirated copyright goods, with the related punishments being found in section 42(2.1) of the *Copyright Act*. Those who contravene the technological protection measure in section 41.1 of the *Copyright Act* can be punished pursuant to section 42(3.1) of the *Copyright Act*. Those who contravene section 42(3.2) of the *Copyright Act*, which has to do with infringing copyright related to rights management information, can be punished pursuant to section 42(3.3) of the *Copyright Act*.

Traders who are found liable for trademark infringement and/or copyright infringement stemming from trading in counterfeit or pirated products can also be ordered to pay damages to the trademark and/or copyright holder(s).

See: <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/FullText.html>
; <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/FullText.html>

Paragraph 7.

Q27. We understand that the provision that fulfills obligation of Article 18.76 paragraph 7 of the CPTPP agreement is Article 53.2 of the Trademark Law. Is the understanding correct? Other than the above provisions, please let us know if there are any other provisions that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 7 of the CPTPP agreement, particularly with respect to the destruction of

seized copyright infringing goods.

A27: There is nothing specific in public materials about whether section 53.2 of the *Trademarks Act* or any other provision is intended to fulfill the obligation in Article 18.76 of the CPTPP agreement.

In its Statement on the Implementation for the CPTPP dated October 17, 2020, the Canadian government took the position that, with respect to the obligation under Article 18.76 of the CPTPP on applications to detain or suspend suspected confusingly similar trademark goods are imported into the territory of the Party, Sections 17 and 18 of the *CPTPP Implementation Act* amends the *Trademarks Act* to allow for the detention of “confusingly similar” trademark goods that are imported into Canada. In the Statement, the Canadian government also took the position that no other action was required to implement Article 18.76 of the CPTPP.

See: <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Paragraph 8.

Q28. Is there a provision related to Article 18.76 paragraph 8 of the CPTPP agreement (If a Party establishes or assesses, in connection with the procedures described in this Article, an application fee, storage fee or destruction fee, that fee shall not be set at an amount that unreasonably deters recourse to these procedures.)?

Also, please let us know if there are any specific prices that have been published regarding the above fees.

A28: There is nothing specific in public materials about whether there is a provision related to Article 18.76, paragraph 8 of the CPTPP agreement. There is nothing specific in public materials about whether there are any fees published in relation to the obligation in Article 18.76, paragraph 8 of the CPTPP agreement.

In its Statement on the Implementation for the CPTPP dated October 17, 2020, the Canadian government took the position that, with respect to the obligation under Article 18.76 of the CPTPP on applications to detain or suspend suspected confusingly similar trademark goods are imported into the territory of the Party, Sections 17 and 18 of the *CPTPP Implementation Act* amends the *Trademarks Act* to allow for the detention of “confusingly similar” trademark goods that are imported into Canada. In the Statement, the Canadian government also took the position that no other action was required to implement Article 18.76 of the CPTPP.

See: <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Paragraph 9.

Q29. We understand that the provisions of Article 18.76 Section 9 of the CPTPP agreement are related to Article 51.02 of the Trademark Law and Article 44.01 of the Copyright Law. Is the understanding correct? Please let us know if there are any provisions other than the above provisions that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 9 of the CPTPP agreement.

A29: There is nothing specific in public materials about whether section 51.02 of the *Trademarks Act* and section 44.01 of the *Copyright Act* are intended to fulfill the obligation in Article 18.76, paragraph 9 of the CPTPP agreement. There is nothing specific in public materials about whether any other provisions are intended to fulfill Article 18.76, paragraph 9 of the CPTPP agreement.

In its Statement on the Implementation for the CPTPP dated October 17, 2020, the Canadian government took the position that, with respect to the obligation under Article 18.76 of the CPTPP on applications to detain or suspend suspected confusingly similar trademark goods are imported into the territory of the Party, Sections 17 and 18 of the *CPTPP Implementation Act* amends the *Trademarks Act* to allow for the detention of “confusingly similar” trademark goods that are imported into Canada. In the Statement, the Canadian government also took the position that no other action was required to implement Article 18.76 of the CPTPP.

See: <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Q30. With regard to border measures on suspected counterfeit or confusingly similar trademark or pirated copyright goods, how are goods of a commercial nature sent in small consignments treated? Please let us know if there are any ground rules for their treatment.

A30: Pursuant to section 51.03(1) of the *Trademarks Act*, goods shall not be imported or exported if the goods or their labels or packaging bear — without the consent of the owner of a registered trademark for such goods — a trademark that is identical to, or that cannot be distinguished in its essential aspects from, that registered trademark (keeping in mind the exceptions in section 51.03(2) of the *Trademarks Act*).

Pursuant to section 44.01(1) of the *Copyright Act*, copies of a work or other subject-matter in which copyright subsists shall not be imported or exported if (a) they were made without the consent of the owner of the copyright in the country where they were made; and (b) they infringe copyright or, if they were not made in Canada, they would infringe copyright had they been made in Canada by the person who made them (keeping in mind the exception in section 44.01(2) of the *Copyright Act*).

The above-mentioned provisions apply to goods of a commercial nature sent in small consignments. There are no specific ground rules for their treatment.

See: <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/FullText.html>
; <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/FullText.html>

Q31. With regard to border measures on suspected counterfeit or confusingly similar trademark or pirated copyright goods, how are goods of a non-commercial nature contained in travelers treated? Please let us know if there are any ground rules for their treatment.

A31: Pursuant to section 51.03(1) of the *Trademarks Act*, goods shall not be imported or exported if the goods or their labels or packaging bear — without the consent of the owner of a registered trademark for such goods — a trademark that is identical to, or that cannot be distinguished in its essential aspects from, that registered trademark. However, pursuant to section 51.03(2)(c) of the *Trademarks Act*, section 51.03(1) of the *Trademarks Act* does not apply when goods are imported or exported by an individual in their possession or baggage and the circumstances, including the number of goods, indicate that the goods are intended only for their personal use.

Pursuant to section 44.01(1) of the *Copyright Act*, copies of a work or other subject-matter in which copyright subsists shall not be imported or exported if (a) they were made without the consent of the owner of the copyright in the country where they were made; and (b) they infringe copyright or, if they were not made in Canada, they would infringe copyright had they been made in Canada by the person who made them. However, pursuant to section 44.01(2) of the *Copyright Act*, section 44.01(1) of the *Copyright Act* does not apply when copies that are imported or exported by an individual in their possession or baggage if the circumstances, including the number of copies, indicate that the copies are intended only for their personal use.

See: <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/FullText.html>
; <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/FullText.html>

3. Questions about statistics

Article 18.14: Patent Cooperation and Work Sharing Related

Q32. Please provide statistical data (since 2010) regarding the period from the filing of a patent application (or a request for examination) to the first Office Action.

A32: Statistical data regarding the period from the filing of a patent application (or a request for examination) to the first Office Action is not publicly available. Publicly available data only indicates the number of files in inventory (requests for examination awaiting first Office Action) for patents.

See for example 2024 data: <https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/agents/monthly-production-statistics>

Service standards of the patent office can be found here: <https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/corporate-information/performance-targets/client-service-standards>

Q33. Please provide statistical data (since 2010) regarding the period from the filing of a patent application (or request for examination) to registration.

A33: Statistical data is only publicly available regarding the period from the request for examination to the granting of a patent (since 2013).

See Figure 3:

- 2023-2024: <https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/canadian-intellectual-property-statistics/patent-statistics-2023-2024#turnaround>

- 2019-2020: <https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/patent-statistics-2019-2020#Turnaround>

Figure 3: Average turnaround times for granting a patent after a request for examination											
	2013 to 2014	2014 to 2015	2015 to 2016	2016 to 2017	2017 to 2018	2018 to 2019	2019 to 2020	2020 to 2021	2021 to 2022	2022 to 2023	2023 to 2024
Patent turnaround time (in months)	42.7	40.3	38.8	36.7	33.6	32.0	31.1	31.1	30.8	32.5	31.1

Other patent statistics can be found here: <https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/canadian-intellectual-property-statistics>

Article 18.22: Well-Known Trademarks Related

Q34. Is there an actual increase in the number of refusals of applications for trademark registration and the number of invalid registered trademarks on the grounds of well-known trademarks? Is there any way to check the number?

A34: The Canadian Intellectual Property Office does not issue refusals of applications on the grounds of well-known trademarks. There is nothing specific in public materials about whether there has been an increase in the number of invalid registered trademarks on the grounds of well-known trademarks.

Article 18.37: Patentable Subject Matter Related

Q35. Please provide statistical data on the number of applications and registrations for inventions for new uses of a known product if any.

A35: Statistical data on the number of applications and registrations for inventions for new uses of a known product is not publicly available.

Article 18.38: Grace Period Related

Q36. Please provide statistical data on the number of cases in which the grace period (exception to lack of novelty) is used in patent applications.

A36: Statistical data on the number of cases in which the grace period (exception to lack of novelty) is used in patent applications is not publicly available.

Article 18.44: Publication of Patent Applications Related

Q37. Please provide statistical data on the number of early publications of patent applications prior to the expiration of the period of 18 months.

A37: Statistical data on the number of early publications of patent applications prior to the expiration of the period of 18 months is not publicly available.

Article 18.46: Patent Term Adjustment for Unreasonable Granting Authority Delays Related

Q38. Please provide statistical data on the number of patent rights to which the patent term adjustment (PTA) has been applied.

A38: Patent term adjustment is not yet available in Canada and will come into effect on January 1st, 2025.

Q39. Please provide statistical data on the number of accelerated examinations of patent applications and the time period from filing to registration.

A39: Statistical data on the number of accelerated examinations of patent applications and the time period from filing to registration is not publicly available.

Article 18.48: Patent Term Adjustment for Unreasonable Curtailment Related

Q40. Please provide statistical data on the number of patent rights to which patent term extension

(PTE) has been applied in relation to the approval of pharmaceutical products.

A40: Patent term adjustment is not yet available in Canada and will come into effect on January 1st, 2025.

Article 18.55: Protection Related

Q41. Please provide statistical data on the number of partial design applications and registrations, if any.

A41: Statistical data on the number of partial design applications and registrations is not publicly available.

Article 18.76: Special Requirements related to Border Measures Related

Paragraph 1.

Q42. Please provide statistical data on the number of detentions at Customs of suspected counterfeit or confusingly similar trademark or pirated copyright goods.

A42: Statistical data on the number of detentions at customs of suspected counterfeit or confusingly similar trademark or pirated copyright goods is not publicly available.

Paragraph 4.

Q43. Please provide statistical data regarding the actual period of time that Customs notifies the right holder of the names and addresses of the consignor, exporter, consignee or importer; a description of the goods; the quantity of the goods; and the country of origin of the goods.

A43: Statistical data regarding the actual period of time that Customs takes to notify the rights holder of the names and addresses of the consignor, exporter, consignee or importer; a description of the goods; the quantity of the goods; and the country of origin of the goods is not publicly available.

Paragraph 6.

Q44. Please provide statistical data regarding the actual period of time from initiating detention proceedings for suspected counterfeit or confusingly similar trademark or pirated copyright goods by Customs to finding of infringement for them.

A44: Statistical data regarding the actual period of time from initiating detention proceedings for

suspected counterfeit or confusingly similar trademark or pirated copyright goods by Customs to finding of infringement for them is not publicly available.

Paragraph 7.

Q45. Please provide statistical data regarding the number of cases in which the destruction of goods detained by Customs is ordered after authority (Court?) finds them to infringe intellectual property rights.

A45: Statistical data regarding the number of cases in which the destruction of goods detained by Customs is ordered after the Court finds them to infringe intellectual property rights is not publicly available.

END

Additional Questions to Answers to Questionnaire relating to CPTPP in Canada

1. Law on Intellectual Property Rights and Border Measures

No further questions

2. Status of implementation of provisions related to CPTPP regulations

No further questions other than the following questions Q4 and Q7.

Article 18.19: Collective and Certification Marks

Q4. There seems to be no explicit provision for collective trademarks in Canada. Is there any provision that fulfills obligation of Article 18.19 of the CPTPP agreement?

A4: There is nothing specific in public materials about whether there is a provision that fulfills the obligation in Article 18.19 of the CPTPP agreement. In its Statement on the Implementation for the CPTPP dated October 17, 2020, the Canadian government took the position that no action was required by Canada to implement Article 18.19 of the CPTPP agreement.

See: <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Additional Question 1.

According to your answer (A4), we understand that collective trademark is protected in Canada. Is this understanding correct? If it is correct, please tell us the basis for this protection.

Answer to Additional Question 1.

The concept of a “collective trademark” is not one that is currently reflected in Canadian trademark law. Canadian trademark law provides for the registration of “certification marks” , which are different than collective marks. “Certification mark” is defined in s. 2 of the Trademarks Act as a sign or combination of signs that is used or proposed to be used for the purpose of distinguishing or so as to distinguish goods or services that are of a defined standard from those that are not of that defined standard, with respect to

- (a) the character or quality of the goods or services,
- (b) the working conditions under which the goods are produced or the services performed,
- (c) the class of persons by whom the goods are produced or the services performed, or
- (d) the area within which the goods are produced or the services performed; (marque de certification).

See: <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/FullText.html>

Article 18.22: Well-Known Trademarks

Q6. We understand that there is no provision in the Trademark Act regarding well-known trademarks. Is the understanding correct? If correct, how does Canada fulfill obligation of Article 18.22 of the CPTPP agreement?

A6: There is no specific provision in the Trademarks Act regarding well-known trademarks. There is nothing specific in public materials about how Canada intends to fulfill the obligation in Article 18.22 of the CPTPP agreement. In its Statement on the Implementation for the CPTPP dated October 17, 2020, the Canadian government took the position that no action was required by Canada to implement Article 8.22 of the CPTPP agreement.

See: <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/FullText.html>
; <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Q7: This question may overlap with the above question, but is there any provision that allows an application for trademark registration to be refused or for registered trademark to be invalidated for goods/services that are dissimilar to a well-known trademark (registered or unregistered) on the basis of the existence of the said well-known trademark? Also, are there any provisions prohibiting the use of a well-known trademark (registered or unregistered) by the third party for goods/services that are dissimilar to the said well-known trademark?

A7: There are no specific provisions in the Trademarks Act regarding well-known trademarks.

Additional Question 2.

According to your answer (A6), we understand that well-known trademark is protected in Canada from the perspective of Article 18.22(2) of the CPTPP. Is this understanding correct? If it is correct, please tell us the basis for that protection.

Answer to Additional Question 2.

There is no specific provision in the Canadian Trademarks Act granting special protection to “well-known trademarks”. However, the extent to which a trademark or trade name has become known is listed as a factor for assessing confusion between two trademarks in section 6(5)(a) of the Trademarks Act.

See: <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/FullText.html>
; <https://www.inta.org/wp-content/uploads/public-files/advocacy/committee-reports/Famous-and-Well-Known-Practitioners-Toolkit-2015.pdf>

Q10. In the Manual of Patent Office Practice (MOPOP), it is stipulated that

“A method or process of surgery or therapy on living humans or animals is not considered to be within the scope of the meaning of invention as set out in section 2 of the Patent Act.” (17.03.02), and

“The Supreme Court of Canada has determined that higher life forms are excluded from patentability by virtue of their not being either manufactures or compositions of matter within the definition of invention as set out in section 2 of the Patent Act.” (17.03.03)

Do these provisions or Supreme Court precedent fulfill obligation of Article 18.37 paragraph 3 of the CPTPP agreement? Please let us know if there is any other provision that fulfills obligation of Article 18.37 paragraph 3 of the CPTPP agreement other than the above provisions.

In addition, in Article 18.37 paragraph 3 of the CPTPP agreement, how does it fulfill of obligation of the part of "provided that such exclusion is not made merely because the exploitation is prohibited by its law."

A10: There is nothing specific in public materials about whether sections 17.03.02 and 17.03.03 of the MOPOP are intended to fulfill the obligation in Article 18.37, paragraph 3 of the CPTPP agreement. There is nothing specific in public materials about whether any other provisions are intended to fulfill Article 18.37, paragraph 3 of the CPTPP agreement.

When read in its entirety, the stipulations in the Manual of Patent Office Practice, the provisions under the Patent Act and Rules, and the Supreme Courts decision appears to comply with Article 18.37. In its Statement on the Implementation for the CPTPP dated October 17, 2020, the Canadian government took the position that no action was required by Canada to implement Article 18 of the CPTPP agreement.

Additional Question 4.

Do these provisions or Supreme Court precedent in Q10 fulfill obligation of Article 18.37 paragraph 2 of the CPTPP agreement? Please let us know if there is any other provision that fulfills obligation of Article 18.37 paragraph 2 of the CPTPP agreement other than the above provisions.

Answer to Additional Question 4

There is nothing specific in public materials about whether the Supreme Court precedent was intended to fulfill the obligation in Article 18.37, paragraph 2 of the CPTPP agreement. In its Statement on the Implementation for the CPTPP dated October 17, 2020, the Canadian government took the position that no action was required by Canada to implement Article 18 of the CPTPP agreement.

3. Questions about statistics

No further questions other than the following questions Q40.

Article 18.48: Patent Term Adjustment for Unreasonable Curtailment Related

Q40. Please provide statistical data on the number of patent rights to which patent term extension (PTE) has been applied in relation to the approval of pharmaceutical products.

A40: Patent term adjustment is not yet available in Canada and will come into effect on January 1st, 2025.

Additional Question 3.

We understand that the Supplementary Protection Certificate system (Articles 104 to 134 of the Patent Law) is stipulated as a patent term extension (PTE) for the approval of pharmaceutical products. Is this understanding correct? If it is correct, please provide statistical data on the number of patents to which the Supplementary Protection Certificate system has been applied.

Answer to Additional Question 3

Canada provides up to **two years** of sui generis protection only for new pharmaceutical products protected by an eligible patent, from the expiry of the patent. Additional protection is offered by issuing Certificates of Supplementary Protection (CSPs) for medicinal ingredients, applicable for Canadian pharmaceutical, biologic and veterinary drugs.

The CSP regime provides an additional period of protection for drugs containing a new medicinal ingredient, or a new combination of medicinal ingredients, protected by an eligible patent. This protection is intended to partly compensate for time spent in research and obtaining marketing authorization and provides patent-like rights in respect of drugs containing a medicinal ingredient or combination of medicinal ingredients.

Subsection 115(1) of the Patent Act provides that the scope of the CSP is the same as that of the patent, but only with respect to the making, constructing, using or selling of any drug that contains the medicinal ingredient or combination of medicinal ingredients set out in the certificate, by itself or in addition to any other medicinal ingredient. According to subsection 116(2) of the Patent Act, a CSP takes effect upon the expiry of the term of the patent referred to in section 44 if the patent set out in the CSP remains valid until the expiry of that term.

Statistical data is available since September 2017.

Fiscal Year	September 21, 2017 to March 31, 2018	2018/2019
Issuances (total)	0	26
Issuances (less than 2-year term)	0	2
Refusals	1	6
Total Decisions	1	32

Fiscal Year	2019/ 2020	2020/ 2021	2021/ 2022	2022/ 2023	2023/ 2024
Issued (2-year term)	12	21	7	16	13
Issued (less than 2-year term)	1	0	6	1	2
Refused	1	1	4	1	0
Total Decisions	14	23	17	18	15

See: <https://www.canada.ca/en/health-canada/services/drugs-health-products/drug-products/applications-submissions/guidance-documents/register-certificates/certificate-supplementary-protection-regulations.html>

Statistics: <https://publications.gc.ca/site/eng/9.874373/publication.html>

END

Questionnaire relating to CPTPP in Australia

1. Status of implementation of provisions related to CPTPP regulations

Article 18.9: Transparency

Q1: Is there any provision for making available on the Internet information to be published on applications for trademarks, geographical indications, designs, patents and plant variety rights, or on these registered rights?

Registers showing applications and registered rights for patents, trademarks, designs, and plant breeders' rights are available on IP Australia's website:

- Patents: <https://ipsearch.ipaustralia.gov.au/patents/> Applications and registered patent rights.
- Trade Marks: <https://search.ipaustralia.gov.au/trademarks/search/quick> Trade mark applications and registered rights.
- Designs: <https://search.ipaustralia.gov.au/designs/search/quick>
 - Both examined and unexamined design registrations.
- PBR: <https://ipsearch.ipaustralia.gov.au/pbr/>
 - Note that the PBR database does not capture pending applications.

Geographical indications: GIs can be protected in Australia through either a registered GI (available only for wines) or a registered certification trade mark. Other mechanisms under Australian law, such as passing off and remedies under the Australian Consumer Law for misleading and deceptive content, may also be used to protect GI terms.

For registered wine geographical indications, see the Wine Australia website.

<https://www.wineaustralia.com/labelling/register-of-protected-gis-and-other-terms/geographical-indications>

Article 18.20: Use of Identical or Similar Signs

Q2: What is the provision to fulfill obligation of that in Article 18.20 of the CPTPP agreement "provide that the owner of a registered trademark has the exclusive right to prevent third parties that do not have the owner's consent from using in the course of trade identical or similar signs, including subsequent geographical indications, for goods or services that are related to those goods or services in respect of which the owner's trademark is registered, where such use would result in a likelihood of confusion." Are the provisions related to the rejection of applications for certification trademark (e.g., Articles 169, 176, and 44 of the Trademark Law) appropriate as such provisions?

In Australia, the implementation of Article 18.20 of the CPTPP is reflected in the *Trade Marks Act 1995*. Under this Act, the owner of a registered trademark has the exclusive right to use the trademark and to authorize others to use it. This includes preventing unauthorized use of identical or similar signs that could cause confusion among consumers.

Specifically, section 120 of the *Trade Marks Act 1995* outlines the infringement of a registered trademark, which aligns with the provisions of Article 18.20 of the CPTPP. It states that a person infringes a registered trademark if they use a sign that is substantially identical with, or deceptively similar to, the trademark in relation to goods or services for which the trademark is registered, leading to a likelihood of confusion.

The provisions related to the acceptance or rejection of applications for certification trademarks, such as those found in Sections 169, 176, and 44 of the *Trade Marks Act 1995*, are generally designed to ensure that certification marks meet specific criteria and do not cause confusion or mislead consumers.

In Australia, certification trademarks are subject to additional scrutiny compared to standard trademarks. The *Trade Marks Act 1995* outlines the grounds for rejecting certification trademarks, which include:

- *Likelihood of Confusion*: If the certification mark is too similar to an existing registered trademark, it may be rejected to prevent consumer confusion.
- *Descriptiveness*: Marks that merely describe a product or service often fail to meet the requirements for certification trademarks.
- *Generic Terms*: Words that are too common or generic cannot be trademarked as certification marks.

The *Australian Wine and Brandy Corporation Act 1980*, amended in 1993, protects geographical indications (GIs) for wine. Under section 40C(i) it is prohibited to sell wine with a false description. Section 40D(2)(b) makes clear that to use a GI which is incorrectly applied is a false description.

If a name is used as a trademark by one producer and subsequently registered as a geographical indication, the trademark owner will not be allowed to use the trademark for its wines unless at least 85% of the grapes used to make the wine come from the region of that name. This may create a legal barrier for the trademark owner if they use grapes from other regions. In this way a subsequently registered GI can limit the rights of a pre-existing trade mark owner.

Under section 40RB of the *Australian Wine and Brandy Corporation Act 1980* the registered owner of a prior registered trade mark may object to the determination of a proposed GI on the ground that the trade mark consists of a word, expression or other indication that is identical to the proposed GI or that the proposed GI is likely to cause confusion with the trade mark.

Article 18.22: Well-Known Trademarks

Q3: We understand that the provisions of the law on passing off and the Australian Consumer Law apply to the protection of unregistered well-known trademarks in Australia. Is the understanding correct? If correct, we would like to receive specific articles and brief explanations regarding the protection of unregistered well-known trademarks in these provisions.

Your understanding is correct. In Australia, the protection of unregistered well-known trademarks is primarily achieved through the common law tort of passing off and the *Australian Consumer Law (ACL)*. The ACL typically applies in a wider range of circumstances than torts operating in a similar field because liability is not premised on any element of fault and does not require proof of loss or damage. The ACL provides statutory protection against misleading or deceptive conduct. Section 18 of the ACL prohibits businesses from engaging in conduct that is misleading or deceptive, or likely to mislead or deceive. This can be used to protect unregistered trademarks if the use of a similar mark by another business is likely to mislead consumers. The ACL claim is further accompanied by an extensive scheme of remedies that will usually exceed what is available under the common law.

Passing Off: This common law tort protects the goodwill of a business from misrepresentation. To succeed in a passing off claim, the plaintiff must prove:

- *Reputation or Goodwill*: The business has a reputation or goodwill in the market.
- *Misrepresentation*: The defendant has misrepresented their goods or services as those of the plaintiff.
- *Damage*: The plaintiff has suffered or is likely to suffer damage due to the misrepresentation.

As Perram J explained in *Mars Australia Pty Ltd v Sweet Rewards Pty Ltd* (2009) 81 IPR 354; [2009] FCA 606 at [27]:

Passing off protects the goodwill of the applicant. [The statutory prohibition on misleading conduct] by contrast, protects consumers from being misled or deceived. In a passing off case, the existence of conduct which damages the applicant's goodwill by wrongly suggesting a connexion between the respondent's wares and the applicant's will often also be misleading and deceptive. It is usual therefore in such cases for there to be an overlap between the passing off claim and the claim under [statute].

In the *Mars* case the mark which was being challenged was found to **not** be deceptively similar to the famous mark and famous product and get up and hence there was no passing off and no misleading and deceptive representation:

[3] It is not in dispute that Maltesers are a famous product and that Mars' registered trade marks are famous marks.

[30] It follows that the primary judge was not in error in concluding that the Sweet Rewards label, considered as a whole, was not deceptively similar to the trade marks and did not pass off the goods to which it was affixed as Maltesers or otherwise a Mars product. There is no misleading or deceptive representation made by the use of its label by Sweet Rewards.

Bodum: To cite a case where the reputation of a well-known product was used to successful effect see: *Peter Bodum A/S v DKSH Australia Pty Ltd* (2011) 280 ALR 639; 92 IPR 22, a case in which an unregistered and well known mark, comprising the reputation and goodwill attaching to the (unregistered) shape of a well-known “Bodum” coffee plunger was used to stope a rival trader from passing off its goods as being the goods of Bodum and from misrepresenting the origin of its goods:

[9] Bodum contended that independently of the hierarchy of trade marks a manufacturer uses in connection with a product in the course of the owner's trade, such as the trade marks Bodum or Chambord, a secondary meaning or independent reputation can, as a matter of law, subsist in the features and shape of an article or the get-up for a product which operates to associate products of that shape or those features in the mind of consumers with a particular trader although it is not necessary that the consumer knows the name of that trader. An iconic example of secondary meaning is said to be the independent reputation subsisting in the shape of the Coca-Cola bottle which associates carbonated cola sold in a bottle of that shape with a particular trader. The presence of the Coca-Cola trade mark on every bottle of that product sold, does not diminish, it is said by way of example, the secondary or independent reputation in the shape (or features) of the bottle itself, signifying to consumers that the product is the product of that particular company. Whether a secondary meaning or independent reputation exists in the features or shape of a particular product or its get-up is, it is said, a question of fact to be determined having regard to all the relevant contextual circumstances.

[264] I am satisfied on the evidence that Bodum established at July 2004 a contravention of s 52 and s 53 of the Trade Practice Act 1974 (Cth) [the equivalent to an ACL claim but under former legislation] by reason of DKSH's adoption of the features of the distinctive Bodum Chambord Coffee Plunger in circumstances where DKSH failed to adopt distinguishing or differentiating indicia for its rival product which made it plain to consumers attracted to the rival product by reason of the distinctive reputation and secondary meaning subsisting in the features of the Bodum Chambord Coffee Plunger that the rival product was not a Bodum Chambord Coffee Plunger or a coffee plunger promoted and sold with the licence, sponsorship or approval of Bodum. I am also satisfied that such

conduct involved DKSH passing off its product as that of Bodum's product or a product sold with the licence, sponsorship or approval of Bodum.

Below are further examples of how unregistered well-known trademarks have been used by brand owners in Australia:

Coca-Cola: The Coca-Cola Company has successfully protected its unregistered trademark for its beverage brand through extensive use and high recognition. The name "Coca-Cola" and its distinctive bottle shape have become synonymous with the product, allowing the company to prevent others from using similar marks. *Coca-Cola Co v All-Fect Distributors Ltd* [1999] FCA 1721. In this case, Coca-Cola sought to protect its registered trademark rights against a confectionery wholesaler, All-Fect Distributors, which imported and distributed cola-flavored confectionery shaped like the iconic Coca-Cola contour bottle. Coca-Cola successfully relied on both registered and unregistered rights.

[6] The appellant contended that the extensive use, including the licensing, of the contour bottle as a trade mark has resulted in the bottle being so well known in Australia that it is understood by the public to be used exclusively in connection with products made by, for, or with the approval of the appellant. As a consequence, it was claimed that any product with that shape would be identified and recognised by the public as the appellant's product or a product made for it or with its approval.

[7] Coca-Cola is one of the most extensively advertised products in Australia. In Australia the Coca-Cola beverage is sold in glass bottles, aluminium cans and plastic bottles. The contour bottle has been used extensively in Australia since 1938. From the 1960s the drink has been sold in cans as well as in the contour bottles. Since the 1970s Coca-Cola has been sold mainly in plastic bottles. Notwithstanding this, the contour bottle has remained a mark or sign which is readily recognised by its shape alone as the "Coca-Cola" or "Coke" bottle. Since 1994 a significant proportion of the marketing of the Coca-Cola beverage in Australia has used or promoted the image of the contour bottle. Cans of the drink include a pictorial representation of the contour bottle, and Coca-Cola advertisements regularly feature the bottle as a distinctive identifier of Coca-Cola products....

Vegemite: Vegemite, a popular food spread made from yeast extract, has also been protected as an unregistered trademark. The name "Vegemite" is well-known in Australia, and its extensive use has established strong common law rights. In *Bega Cheese Limited v Vincenzo Fasanella* [2021] ATMO 49 the extent of the reputation was made out for the purpose of a trade mark opposition but the establishment of (i) reputation as a well known mark and (ii) the likelihood of confusion, requires the same components as an ACL claim. In this case, Bega Cheese Limited, the owner of the Vegemite brand, successfully opposed the registration of the trademark

"BUTTERMITE" by Vincenzo Fasanella. The owner of the well-known mark made the following argument:

[15] ...The Opponent's predecessors in title commenced use of the trade mark VEGEMITE ("VEGEMITE Mark") in 1923 in Australia in relation to a yeast spread product. The Opponent through its predecessors in title has used the VEGEMITE Mark for a yeast spread product, and related goods and services including snack food products, ever since. Over 22 million jars of VEGEMITE brand yeast spread are sold every year, and the spread is now found in virtually every Australian kitchen. The VEGEMITE Mark is an iconic Australian brand and is well-known throughout Australia.

As a result of the Opponent's and its predecessors in title's sales and promotion of these goods under the VEGEMITE Mark in Australia and worldwide, the Opponent through its predecessors in title had before the priority date of the Application generated a substantial and valuable reputation in the VEGEMITE Mark. Due to this reputation, the Applicant's use of the applied for Trade Mark for the goods of the Application would be likely to deceive or cause confusion.

[16] To satisfy s 60 of the Act the Opponent must establish that a reputation existed in another trade mark in Australia at the priority date of the Trade Mark. The Opponent must then establish that because of the reputation use of the Trade Mark would be likely to deceive or cause confusion.

[39] In my estimation, the Opponent's VEGEMITE trade mark had a very substantial reputation in Australia in relation to food spreads.

[50] Accordingly, I find that members of the public on seeing the Trade Mark on the Goods in respect of which the registration is sought are likely to conclude that the Trade Mark is used by, or under the auspices of, the Opponent.

The above examples illustrate how businesses can protect their unregistered well-known trademarks through the common law tort of passing off and the Australian Consumer Law, which prohibit misleading or deceptive conduct.

See also the following articles:

Michael Handler, "Preventing Unfair Competition in Australia, New Zealand, and South Pacific Countries" *Journal of Intellectual Property Law & Practice*, Volume 19, Issue 2, February 2024, Pages 109–118

Ed Heerey and Peter Creighton-Selvay “Trade Marks and Passing Off – Has the Old Tort Passed On?” Intellectual Property Forum: journal of the Intellectual and Industrial Property Society of Australia and New Zealand Issue:94 September 2013 Page 25

<https://www.listgbarristers.com.au/publications/intellectual-property-update-trade-marks-and-passing-off-has-the-old-tort-passed-on>

Q4: This question may overlap with the above question, but is there any provision that allows an application for trademark registration to be refused or for registered trademark to be invalidated for goods/services that are dissimilar to a well-known trademark (registered or unregistered) on the basis of the existence of the said well-known trademark? Also, are there any provisions prohibiting the use of a well-known trademark (registered or unregistered) by the third party for goods/services that are dissimilar to the said well-known trademark?

The *Trade Marks Act 1995* in Australia includes provisions that allow for the refusal of a trademark application or the invalidation of a registered trademark, even for goods or services that are dissimilar to those of a well-known trademark. This is primarily covered under Section 60 of the Act.

Section 60 of the *Trade Marks Act* provides that the registration of a trademark may be opposed if:

- The trademark is substantially identical with, or deceptively similar to, a trademark that is well-known in Australia; and
- The use of the trademark would be likely to deceive or cause confusion because of the reputation of the well-known trademark, even if the goods or services are not similar.

This provision ensures that well-known trademarks are protected from being diluted or misused, even in different categories of goods or services.

The case of *Google LLC v Weeks* [2018] FCCA 3150 highlights how Australian courts recognize and protect the reputation of well-known trademarks, even against uses that might not be directly related to the original goods or services. In this case, Google sought to protect its well-known "Google" trademark against Jason Weeks, who had registered business names and domain names incorporating "Google". The court found that "Google" is a well-known mark with "ubiquitous goodwill and reputation" and held that Weeks' use of the name was likely to deceive or cause confusion among consumers. The court ordered the transfer of the business name "Google LLC," the cancellation of the business name "Google Legacy," and the deregistration of the domain name.

This case reinforces the protection of well-known trademarks in Australia and helps maintain the integrity and distinctiveness of well-known trademarks across various industries.

You have asked if there any provisions prohibiting the use of a well-known trademark (registered or unregistered) by the third party for goods/services that are dissimilar to the said well-known trademark. Where a trader already has a similar mark in a different field the owner of the well-known mark can not use its mark in conflict with the other trader's prior registered mark.

Article 18.25: Classification of Goods and Services

Q5. Please let us know if there is any provision in relation that goods or services may not be considered as being similar / dissimilar to each other on the grounds that they are classified in the same class of the Nice Classification. In the absence of a specific provision, how is the obligation of Articles 18.25 of the CPTPP agreement fulfilled?

In Australia, the classification of goods or services in the same class under the *Nice Classification* does not automatically mean they are considered similar or dissimilar. The *Trade Marks Act 1995* and relevant case law emphasize that the similarity of goods or services is determined based on their nature, use, and trade channels, rather than solely on their classification.

Section 14 of the *Trade Marks Act 1995* defines goods as being similar to other goods if they are the same or of the same description. The same applies to services. In the case of *Energy Beverages LLC v Cantarella Bros Pty Ltd* [2023] FCAFC 44, the court held that the classification of goods and services is primarily for administrative convenience and not decisive in determining the scope of a registration. The court emphasized that the nature, characteristics, and trade channels of the goods or services are more important factors.

Australia's approach aligns with Article 18.25 of the CPTPP by focusing on the actual nature and use of the goods or services rather than their classification. This ensures that trademark protection is based on the likelihood of confusion among consumers, which is a more practical and fair approach

Article 18.27: Non-Recordal of a Licence

Q6: We understand that Australia does not require the recording of rights of use in the situation described in Article 18.27(a) and (b) of the CPTPP agreement. Is the understanding correct? In addition, is there a fact that the recording of the right of use was requested in the situation of Article 18.27 (a) and (b) of the CPTPP agreement in the past?

Your understanding is correct. Australia does not require the recording of rights of use in the situations described in Article 18.27(a) and (b) of the CPTPP agreement. This means that trademark owners have the flexibility to authorize others to use their trademarks without the administrative burden of recording these rights.

There is no specific record of instances where the recording of the right of use was requested under Article 18.27(a) and (b) of the CPTPP agreement in Australia. The current practice aligns with the general principles of trademark law in Australia, which prioritize the practical use and enforcement of trademarks over formal recording requirements.

Article 18.37: Patentable Subject Matter

Paragraph 3.

Q7. Section 18 paragraph 2 of the Australian Patents Act provides that

"Human beings, and the biological processes for their generation, are not patentable inventions."

The Australian Patent Manual of Practice and Procedure provides that, by case law:

- "The correct interpretation of s18(2) is ascertained by recognising a human being as being in the process of generation from the time of the processes that create a fertilised ovum (or other processes that give rise to an equivalent entity) up until the time of birth." and
- "The prohibition of 'human beings' is a prohibition of patenting any entity that might reasonably claim the status of a human being, including a fertilised ovum and all its subsequent manifestations." and
- "The prohibition of 'biological processes (for the generation of human beings)' clearly covers all biological processes applied from fertilisation to birth—so long as the process is indeed one that directly relates to the generation of the human being."

Do these provisions fulfill obligation of Article 18.37 paragraph 3 of the CPTPP agreement? Are there any other provisions other than those listed above that fulfill obligation of Article 18.37 paragraph 3 of the CPTPP agreement?

Yes, the provisions in Section 18(2) of the *Australian Patents Act 1990* fulfill the obligation of Article 18.37 paragraph 3 of the CPTPP agreement. This section prohibits the patenting of human beings and the biological processes for their generation, covering all stages from fertilisation to birth.

Additionally, IP Australia's Manual of Practice and Procedure provides further guidance on what constitutes a 'human being' and 'biological processes for their generation.' Inventions that are 'clearly encompassed' by the provision include: human beings, fetuses, embryos or fertilised ova; methods of in vitro fertilisation or cloning methods that generate human beings; and processes—beginning with fertilisation and ending with birth—that are wholly biological and result in a human being.

There are no additional provisions beyond those listed that fulfill the obligation of Article 18.37 paragraph 3 of the CPTPP agreement.

In addition, Article 50 paragraph 1 (a) of the Patents Act provides as follows:

“(1) The Commissioner may refuse to accept a request and specification relating to a standard patent, or to grant a standard patent:

(a) for an invention the use of which would be contrary to law;”

If the description of "*for an invention the use of which would be contrary to law*" here corresponds to "*prohibition of the implementation of such invention by the laws of the State*", then is there a possibility that Article 50 paragraph 1 (a) of the Patent Law is contrary to the proviso to Article 18.37 paragraph 3 of the CPTPP agreement?

Although Australia has agreed to be bound by major international treaties (including for this purpose the CPTPP), these treaties do not become part of Australia's domestic law unless they are specifically incorporated through legislation. Some provisions of a treaty may already exist in national legislation. Australian courts may refer to international agreements when interpreting domestic laws, especially if the legislation is ambiguous. However, international agreements do not override domestic law unless explicitly incorporated.

Additional legislation that may indirectly relate to the obligations in question include the *Prohibition of Human Cloning for Reproduction Act 2002* and the *Research Involving Human Embryos Act 2002*. It is unlawful to create a human embryo by any process other than the fertilisation of a human egg by human sperm, and it is unlawful to create an embryo for any purpose not related to assisted reproductive technology. If an invention contravenes these Acts, it is considered objectionable under Section 50(1)(a) of the *Patents Act 1990* as being 'contrary to law,' and examiners should include an objection to this effect in their report

Article 18.39: Patent Revocation

Q8: Section 138 of the Patents Act provides in paragraph 1 that any person may request the court to invalidate a patent, and in paragraph 3, the grounds for revocation of a patent are listed. We understand that any person may request the court to invalidate a patent in accordance with the grounds for revocation of a patent under paragraph 3. Is the understanding correct? Also, what actual procedures (e.g., deletion of patent registration, etc.) will be followed as a result of the court's decision on patent invalidation in Australia?

Yes, your understanding is correct. Section 138(1) of the *Patents Act 1990* allows any person to apply to a prescribed court for an order revoking a patent. Section 138(3) lists the grounds on which a patent can be revoked, including:

- The patentee is not entitled to the patent.
- The invention is not a patentable invention (e.g., lack of novelty, lack of an inventive step, or lack of usefulness).
- The patent was obtained by fraud, false suggestion, or misrepresentation.

- An amendment of the patent request or the complete specification was made or obtained by fraud, false suggestion, or misrepresentation.
- The specification does not comply with certain requirements.

When a court in Australia decides to invalidate a patent, several procedures are followed to give effect to this decision:

- The court issues an order revoking the patent, which is legally binding and effectively nullifies the patent.
- The court's decision is communicated to IP Australia, the government agency responsible for patents, which then updates its records to reflect the revocation and remove it from the register.
- The revocation of the patent is then published in the Australian Official Journal of Patents. This public notification serves to inform the public and other stakeholders about the invalidation.

Article 18.42: Patent Filing

Q9. If two patent applications relating to the same invention have different filing dates, we understand that according to Section 7 paragraph 1 (c) of the Patent Law and the description in (b)(ii) of the definition of prior art base in Schedule 1, if the invention described in the specification of the earlier application and the invention claimed in the later application are identical, the later application is rejected by the earlier application. If this understanding is correct, is the later application rejected by the earlier application even if the applicant or inventor of the earlier application and the later application are identical?

Your understanding is correct. According to section 7(1)(c) of the *Patents Act 1990* and the definition of "*prior art base*" in Schedule 1, if two patent applications relate to the same invention but have different filing dates, the earlier application can serve as prior art against the later application. Specifically, if the invention described in the specification of the earlier application is identical to the invention claimed in the later application, the later application will be rejected based on the earlier application, even if the applicant or inventor of both applications is the same.

Q10. How is a patent application filed by the true inventor treated by prior (earlier) patent application filed by the applicant for the patent does not have the right to be granted a patent for the invention claimed in the application for the viewpoint of the first-to-file principle and ruling of the exception to lack of novelty? Also, we would like to know if the above two applications are filed on the same day.

As mentioned in the prior answer, according to section 7(1)(c) of the *Patents Act 1990* and the definition of "*prior art base*" in Schedule 1, if two patent applications relate to the same

invention but have different filing dates, the earlier application can serve as prior art against the later application. Specifically, if the invention described in the specification of the earlier application is identical to the invention claimed in the later application, the later application will be rejected based on the earlier application, even if the applicant or inventor of both applications is the same.

If both applications are filed on the same day, then both patents will be granted and both will have the same priority date.

You mentioned a scenario where it is possible that the earlier applicant does not have the right to be granted the patent, and there is a contest between two applicants to determine who is entitled to file a patent for the invention.

Section 15 of the *Patents Act 1990* outlines who may be granted a patent in Australia. Under this section, a patent for an invention may only be granted to a person who:

- Is the inventor.
- Would, upon the grant of a patent for the invention, be entitled to have the patent assigned to them.
- Derives title to the invention from the inventor or a person entitled to have the patent assigned to them.

Section 33 of the *Patents Act* provides grounds for opposition based on the nominated person not being an eligible person as prescribed in section 15 of the *Patents Act*.

Additionally section 36 of the *Patents Act*, which applies only prior to grant, allows allows the true inventor to request the Commissioner of Patents to transfer the application to them if they can prove that the applicant for the earlier application was not entitled to the invention. Section 36 also allows the Commissioner to resolve entitlement disputes involving one or more third parties. The Commissioner can make directions or rectify the Register to reflect the correct patentees once an entitlement determination is made. A direction can alternatively be made for the application to proceed in the name of the entitled person.

When considering a scenario where the first patent filing was made by a party not entitled to the patent, previously, we discussed how an entitlement dispute can be conducted in the patent office. If the first/non-entitled application filed without the inventor's consent is found to be invalid because the applicant did not have the right to the invention it may, for a limited period, not be considered prior art against the true inventor's application. This is because the earlier application would not meet the requirements to be considered valid prior art under section 24 of the *Patents Act*. This section instructs the decision-maker to disregard certain information when determining whether an invention is novel and inventive. Specifically, section 24(1)(b) addresses information made publicly available *without* the consent of the nominated person or

patentee. Additionally, section 24 of the Act allows applicants who have publicly disclosed *their own* invention a period of up to 12 months to file a patent. These 'grace period' provisions mean that the applicant's own prior art must be disregarded for novelty and inventive step if it is published within the 12 months before the filing date

Q11. We understand that according to Articles 64 and 7 of the Patent Law, if two patent applications concerning the same invention are filed by different inventors but on the same date, neither application is considered as prior art to each other and neither application is contrary to Article 64 of the Patent Law, and therefore, if there are no other grounds for refusal, both applications will be registered as patents. Is the understanding correct?

Your understanding is correct. The priority date for each application would be the same (the date of filing), and neither could be cited as prior art against the other application of the same date.

In addition, if the one of the above two applications is a so-called "patent application filed by the applicant for the patent does not have the right to be granted a patent for the invention claimed in the application", how will the two applications be treated ("patent application filed by the applicant for the patent does not have the right to be granted a patent for the invention claimed in the application" seems to be provided in Article 138 of the Patent Law as a reason for invalidation of a registered patent, but does not seem to be clearly provided as a reason for rejection of a patent application)?

There are grounds to take action before a patent is granted. These are mentioned above:

- Section 33 of the Act provides grounds for opposition based on the nominated person not being an eligible person as prescribed in section 15 of the Act.
- Section 36 of the Act allows the true inventor to request the Commissioner of Patents to transfer the application to them if they can prove that the applicant of the earlier application was not entitled to the invention. This applies only prior to grant.
- Also, during the examination process, if the examiner identifies potential entitlement issues, they may raise objections and require the applicant to provide evidence of their entitlement to the invention.

Article 18.45: Information Relating to Published Patent Applications and Granted Patents

Q12. According to Article 55 of the Patent Law, we understand that the results of searches and examinations related to patent applications may be inspected. Is the understanding correct? Furthermore, is it possible to inspect (1) non-confidential communications from the applicant to IP Australia and (2) listings of patent or non-patent documents submitted by the applicant and related third parties?

Search results are often published in the eDossier but are not linked. A searcher would have to source the specifications themselves. Examination reports are published and can be inspected.

Examination responses and amendments can be inspected. Any document considered to contain sensitive personal information or which has information that is restricted under copyright or licensing restrictions, can't be inspected.

Listings of patent or NPL documents submitted by the applicant or another party are generally not available.

Q13. Regarding documents related to patent applications, which documents are usually not open to the public, but can be made public by making a request for publication? In addition, please provide the URL of a website that shows the procedure for making such a request.

If you would like to view one of the documents that aren't exposed within eDossier, you can lodge a request for document(s) under Section 55 of the *Patents Act 1990*, where IP Australia will print out the requested document(s) and mail them to you within 7 working days for a fee.

On occasion, some of the requested documents may be assessed as being able to be viewed within eDossier. If this is the case, the documents will be exposed and a user will be able to download the document from eDossier.

Below is the link to request documents:

<https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/accountability-and-reporting/freedom-of-information>

Article 18.46: Patent Term Adjustment for Unreasonable Granting Authority Delays

Q14. Is the following understanding correct?

Patent Term Adjustment (PTA) has not been introduced in Australian patent law. Australia's FTA with the United States (AUSFTA), which entered into force in 2005, provides in Article 17.9(8)(a) that "If there are unreasonable delays in a Party's issuance of patents, that Party shall provide the means to, and at the request of a patent owner, shall, adjust the term of the patent to compensate for such delays. An unreasonable delay shall at least include a delay in the issuance of a patent of more than four years from the date of filing of the application in the Party, or two years after a request for examination of the application has been made, whichever is later. For the purposes of this paragraph, any delays that occur in the issuance of a patent due to periods attributable to actions of the patent applicant or any opposing third person need not be included in the determination of such delay."

On the other hand, the implementation law of the FTA concerned does not mention the introduction of the PTA.

In Australia, section 70 of the *Patents Act 1990* provides for the extension of the term of a standard patent related to pharmaceutical substances, to compensate for the time taken to obtain regulatory approval.

1. Eligibility: The extension applies to patents that claim pharmaceutical substances per se, or pharmaceutical substances when produced by a process involving the use of recombinant DNA technology.
2. Application: The patent owner must apply for the extension, providing evidence that the pharmaceutical substance has been included in the Australian Register of Therapeutic Goods (ARTG) and that the period between the date of the patent and the first regulatory approval was at least five years.
3. Extension Period: The extension can be up to five years, depending on the time taken for regulatory approval.

The extension is capped at five years, meaning that if the regulatory delay is ten years or more, the maximum extension of five years (resulting in a total patent term of 25 years) may be granted.

This provision ensures that patent owners can be compensated for delays in bringing pharmaceutical products to market due to regulatory requirements.

Q15. What is the policy of The Australian Department of Foreign Affairs and Trade regarding the introduction of PTA?

No amendments were made to the *Patents Act 1990 (Cth)* in relation to this provision in the AUSFTA. We are aware from publicly reported sources that the Australian Department of Foreign Affairs and Trade has stated, in relation to the similar provision in the Trans-Pacific Partnership Agreement, that:

TPP Parties commit to the efficient and timely processing of patent applications by patent offices, with a view to avoiding unreasonable or unnecessary delays. Where there are systemic unreasonable delays in issuing patents, TPP Parties will provide the means to adjust the term of a patent to compensate for those delays. Australia is not experiencing such delays in issuing patents.

¹⁴ DEPARTMENT OF FOREIGN AFFAIRS AND TRADE, TRANS-PACIFIC PARTNERSHIP AGREEMENT: CHAPTER SUMMARY: INTELLECTUAL PROPERTY 4–5 (last updated Mar. 2, 2016), <http://dfat.gov.au/trade/agreements/tpp/summaries/Documents/intellectual-property.DOCX>, archived at <https://perma.cc/TSH4-GTGF>.

Article 18.55: Protection

Q16. Is the following perception correct?

The so-called partial design system is not clearly established in law. However, in practice, “the name of the design or the “Statement of Newness and Distinctiveness” may be used to identify the design for which protection is sought as a partial design.” This statement by the Applicant identifies one or more portions of a product as important or distinctive, and therefore to be given more weight when determining the scope of protection.

Your perception is correct.

The *Designs Act 2003* addresses the "Statement of Newness and Distinctiveness" (SoND) in Section 19. This statement is an optional part of a design application that allows the applicant to identify specific visual features of the design as new and distinctive.

Section 19 of the *Designs Act 2003* provides specific guidelines for applying the test for distinctiveness. It instructs those determining whether a design is substantially similar in overall impression to another design to:

- Give more weight to similarities than to differences when comparing designs (s 19(1)).
- Consider the state of development of the prior art base (s 19(2)(a)).
- If the design application includes a SoND, focus on the features identified in that SoND as new and distinctive (s 19(2)(b)(i)) and the parts of the design to which those features relate, but in the context of the design as a whole (s 19(2)(b)(ii)).
- If there is no SoND, focus on the appearance of the design as a whole (s 19(3))

Article 18.76: Special Requirements related to Border Measures

Paragraph 2.

Q17. We understand that the provisions that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 2 of the CPTPP agreement are Article 132 of the Trademark Law and Article 135 of the Copyright Law. Is the understanding correct? Please let us know if there are any provisions other than the above that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 2 of the CPTPP agreement.

Your understanding is correct.

Section 132 of the *Trade Marks Act 1995* allows the registered owner of a trademark to object to the importation of goods that infringe their trademark.

- The registered owner can give a written notice to the Comptroller-General of Customs objecting to the importation of infringing goods.
- The form used by the Australian Border Force requires identification of the rights including by attaching a copy of the registration details of the trade mark.
<https://www.abf.gov.au/form-listing/forms/b1025.pdf>

- If the registered owner has not given such a notice, an authorized user of the trademark can request the owner to do so. If the owner refuses or fails to act within a prescribed period, the authorized user can give the notice themselves.
- The notice must include prescribed documents and be accompanied by a Deed of security under section 133 of *Trade Marks Act 1995*. The Deed is a formal undertaking from the objector acknowledging they will pay any costs incurred by the Department of Immigration and Border Protection and the Australian Border Force while enforcing the Notice of Objection.
- The notice remains in force for four years unless revoked earlier by the registered owner or authorized user.
- If the notice is in effect, the Comptroller-General of Customs can take action to prevent the importation of infringing copies.

Section 135 of the *Copyright Act 1968* deals with the restriction of importation of copies of works and other subject matter the subject of copyright protection.

- The copyright owner can give a written Notice of Objection to the Comptroller-General of Customs objecting to the importation of infringing copies of their copyrighted material.
- The form used by the Australian Border Force for the notice requires identification of the rights including a list of copyright material covered by the Notice, that can be provided by way of catalogue or on an electronic medium subject to prior consultation with the Australian Border Force. To assist with the detection of infringing goods, additional material, such as drawings or photographs can be provided:
<https://www.abf.gov.au/form-listing/forms/b470.pdf>
- The Notice of Objection must include prescribed documents and be accompanied by a deed of security under section 135 of *Copyright Act 1968* - Deed of Undertaking. The Deed is a formal undertaking from the objector acknowledging they will pay any costs incurred by the Department of Immigration and Border Protection and the Australian Border Force while enforcing the Notice of Objection.
- The notice remains in force for four years or until the copyright expires, whichever is earlier, unless revoked or declared ineffective.
- If the notice is in effect, the Comptroller-General of Customs can take action to prevent the importation of infringing copies.

Paragraph 3.

Q18. We understand that the provisions that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 3 of the CPTPP agreement are Articles 133 and 141 of the Trademark Law and Articles 135AA and 135AJ of the Copyright Law. Is the understanding correct? Please let us know if there are any other

provisions other than the above that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 3 of the CPTPP agreement.

This is correct – see above answer in relation to paragraph 2:

- The Trade Mark Notice of Objection must include prescribed documents and be accompanied by a deed of security.
- The Copyright Notice of Objection must include prescribed documents and be accompanied by a deed of security.

Paragraph 4.

Q19. We understand that the provisions that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 4 of the CPTPP agreement are Article 134 of the Trademark Law and Article 135AC of the Copyright Law. Is the understanding correct? Please let us know if there are any other provisions other than the above that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 4 of the CPTPP agreement.

You are correct: Section 134 of the *Trade Marks Act 1995* and section 135AC of the *Copyright Act 1968* allow Australia to comply with this obligation.

Paragraph 5.

Q20: According to Article 133 of the Trademark Law and Article 135 of the Copyright Law, we understand that Customs may seize suspected counterfeit or pirated copyright goods, at least, upon request from the right holder with respect to importation. If there are any provisions regarding the ability to seize goods by ex officio of Customs, please let us know.

The provisions for Australian Customs (Australian Border Force) you have identified relate to goods manufactured outside Australia that are imported into Australia (S133(1) *Trade Marks Act 1995*) and a copy of material that is imported into Australia (*Copyright Act 1968* s135(2) and (4)).

Australian Customs (Australian Border Force) cannot seize goods for intellectual property infringement without a valid Notice of Objection from the IP owner.

Q21. Is there any provision for ex officio seizure of Customs for suspected counterfeit or pirated copyright goods when they are exported or when they transit through Australia?

Customs will not seize goods that originate in Australia but which are being exported, rather rights holders will seek a remedy from an Australian Court under the *Trade Marks Act 1995*, or the *Copyright Act 1968* to stop the export of infringing goods.

DFAT has made available a copy of the CPTPP that contains notes relating to interpretation of “transit”. See: <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/18-intellectual-property.pdf>

The note relating to *transit* states that this applies “*to suspect goods that are in transit from one customs office to another customs office in the Party’s territory from which the goods will be exported.*”

Such goods accordingly must already be in the control of Customs and Customs do take measures to ensure that such goods are maintained securely under the provisions already cited.

Paragraph 6.

Q22. We understand that the provisions that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 6 of the CPTPP agreement are Articles 133, 137 and 148 of the Trademark Act and Articles 135, 135AG and 132AH of the Copyright Act. Is the understanding correct? Please let us know if there are any other provisions other than those listed above that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 6 of the CPTPP agreement.

It is section 136D of the *Trade Marks Act 1995* that provides for release of goods. Where the importer seeks to have the goods returned, the objector must commence proceedings in a competent court for trade mark infringement in order to avoid such release. The provision of the *Trade Marks Act 1995* under which proceedings would be commenced is section 137. Section 126 of the *Trade Marks Act 1995* allows a Court that find trade mark infringement has occurred, to impose penalties, to grant an injunction and to award of additional damages for flagrant infringement.

It is section 135AF of the *Copyright Act 1968* that provides for the release of seized copies. Where the importer seeks to have the goods returned, the objector must commence proceedings in a competent court for copyright infringement in order to avoid such release. An action for infringement would be brought under section 115 and 132AH of the *Copyright Act 1968* and section 115 allows a Court that finds copyright infringement to have occurred to impose penalties, to grant an injunction and to award additional damages for flagrant infringement. Section 133 of the *Copyright Act 1968* allows a Court the power to order destruction or delivery up to the IP owner of the infringing goods.

Q23: Regarding border measures for suspected counterfeit or confusingly similar trademark or pirated copyright goods, are any penalties applied after a finding of infringement? If so, what are the provisions?

Civil remedies include:

1. *Trade Marks Act 1995*: An award of damages and additional damages for flagrant infringement is available under section 126; and
2. *Copyright Act 1968*: An award of damages and additional damages for flagrant infringement is available under section 115.

Criminal prosecutions can result from border seizures for importing infringing items into Australia are based on:

1. *Trade Marks Act 1995*, section 148: This section deals with offenses related to the importation of goods that infringe registered trademarks. It includes provisions for penalties, including fines and imprisonment, for individuals found guilty of importing counterfeit goods; and
2. *Copyright Act 1968* section 132AC: This section makes it an offense to import infringing copies of copyrighted works into Australia. It provides for penalties, including fines and imprisonment, for individuals found guilty of this offense.

The following summary from *Declarations, Rectification and Delivery Up* by Jameson Law, also sets out the basis for Australian Courts to order delivery up or destruction of infringing items:

“In the 19th century the equity courts developed the remedy of deliver up and destruction with respect to goods which violated another’s intellectual property rights.”

The basis for the order is to protect the public from goods made in breach of copyright, trademarks and other IP rights.

“The order did not deny the defendant’s title to the goods but restrained the defendant from use of the goods by injunction with an order for delivery up to remove the goods from the temptation of the defendant. The plaintiff did not get title to the infringing goods; Vavas seur v Krupp (1878) 9 Ch D 351 at 360 per Cotton LJ.”

Paragraph 7.

Q24. We understand that the provisions that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 7 of the CPTPP agreement are Article 137 of the Trademark Law and Article 135AG of the Copyright Law. Is the understanding correct? Other than the above provisions, please let us know if there are any other provisions that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 7 of the CPTPP agreement.

To the provisions you have identified we would add section 133 of the *Copyright Act 1968* which allows a Court the power to order destruction or delivery up to the IP owner of the infringing goods. Australian Courts have a power under our common law to order destruction

and delivery up for IP infringements including copyright, trade mark and patent infringement as mentioned in the previous answer.

Paragraph 8.

Q25. Is there a provision related to Article 18.76 paragraph 8 of the CPTPP agreement (If a Party establishes or assesses, in connection with the procedures described in this Article, an application fee, storage fee or destruction fee, that fee shall not be set at an amount that unreasonably deters recourse to these procedures.)?

Also, please let us know if there are any specific prices that have been published regarding the above fees.

There is no fee for lodging a Notice of Objection with the Australian Border Force in relation to copyright infringement or trade mark infringement.

There are no published prices that we are aware of for the obligation of a rights holder to meet the costs of the Comptroller General of Customs as a result of the action taken by the Comptroller General of Customs to seize goods or images under s133 of the *Trade Marks Act 1995* or s135AA of the *Copyright Act 1968*.

Paragraph 9.

Q26. With regard to border measures on suspected counterfeit or confusingly similar trademark or pirated copyright goods, how are goods of a commercial nature sent in small consignments treated? Please let us know if there are any ground rules for their treatment.

We are not aware of ground rules for the treatment of small consignments but we are aware that the Australian Border Force regularly inspects goods sent in small consignments. In addition, if a rights holder is able to identify a sender of infringing items, the Australian Border Force will use that information when deciding which packages to inspect.

Q27. With regard to border measures on suspected counterfeit or confusingly similar trademark or pirated copyright goods, how are goods of a non-commercial nature contained in travelers treated? Please let us know if there are any ground rules for their treatment.

If a Notice of Objection is in place, the Australian Border Force is authorised to intercept and seize infringing goods, regardless of the quantity involved. In practice the Australian Border Force has a stated policy of targeting commercial level imports rather than individual items classified as personal imports that are carried by passengers entering the country.

As to the stated policy, see below:

<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/files/fact-sheets/protecting-intellectual-property.pdf>

“PROTECTING INTELLECTUAL PROPERTY”

The ABF can only seize goods suspected of infringing intellectual property rights if there is a valid Notice of Objection in place. If a Notice is in place, ABF may seize goods when it is considered that they appear to infringe and it is suspected that they are intended for some commercial purpose. In some circumstances, a single product might be subject to seizure if it is believed that it will be used for a commercial purpose.

2. Questions about statistics

Article 18.14: Patent Cooperation and Work Sharing Related

Q28. Please provide statistical data (since 2010) regarding the period from the filing of a patent application (or a request for examination) to the first Office Action.

We do not have access to the detail of data required to answer this statistically.

According to current data provided by IP Australia on timeliness, patent responses are currently:

- from 10 to 21 months for a first examination report for Chemistry inventions (depending on the type thereof) with an average of 15 months;
- from 9 to 11 months for a first examination report for Electrical inventions, with an average of 10 months;
- from 10 to 13 months for a first examination report for Mechanical inventions, with an average of 12 months.

See: <https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/our-customer-promise/timeliness>

Note the general timeline targets given by IP Australia:

- Issue a first report for a standard patent within 12 months.
- Issue a first report for an expedited patent examination within 8 weeks.
- Respond to correspondence relating to your application within 20 working days.

Q29. Please provide statistical data (since 2010) regarding the period from the filing of a patent application (or request for examination) to registration.

We provide data showing the period from the filing of a patent application (or request for examination) to registration, for sample years over the past 13 years. The 2023 data is as yet incomplete and therefore unreliable.

FY	Average (months)	Chem average	Elec average	Mech average
2011	37	37	34	37
2015	25	26	23	25
2019	30	30	26	30
2023	15	16	14	16

Article 18.22: Well-Known Trademarks Related

Q30. Is there an actual increase in the number of refusals of applications for trademark registration and the number of invalid registered trademarks on the grounds of well-known trademarks? Is there any way to check the number?

As to the number of all refusals of applications for trade marks the data from 2015 to 2023 is set out in the table below. The more recent years are incomplete at this time.

There is no information available from IP Australia as to refusals on the grounds of well-known trade marks.

CY	No of refusals (all types)
2015	144
2016	106
2017	107
2018	114
2019	106
2020	126
2021	69
2022	64
2023	29

Article 18.37: Patentable Subject Matter Related

Q31. Please provide statistical data on the number of applications and registrations for inventions for new uses of a known product if any.

We do not have access to data from IP Australia that would show this number.

Article 18.38: Grace Period Related

Q32. Please provide statistical data on the number of cases in which the grace period (exception to lack of novelty) is used in patent applications.

We do not have access to data from IP Australia that would show this number.

Article 18.44: Publication of Patent Applications Related

Q33. Please provide statistical data on the number of early publications of patent applications prior to the expiration of the period of 18 months.

The number of early publications of patent applications (prior to the expiration of the period of 18 months) from 2011 to 2023 (by selecting 4 years as a basis to show the trend) is set out in the table below. The 2023 year is incomplete at this time.

FY	No of early publications
2011	165
2015	163
2019	328
2023	309

Article 18.46: Patent Term Adjustment for Unreasonable Granting Authority Delays Related

Q34. Please provide statistical data on the number of patent rights to which the patent term adjustment (PTA) has been applied.

Australia does not have patent term adjustment.

Q35. Please provide statistical data on the number of accelerated examinations of patent applications and the time period from filing to registration.

CY	No of accelerated examinations
2015	263
2016	273
2017	286
2018	352
2019	351
2020	368
2021	411

2022	372
2023	382

Article 18.48: Patent Term Adjustment for Unreasonable Curtailment Related

Q36. Please provide statistical data on the number of patent rights to which patent term extension (PTE) has been applied in relation to the approval of pharmaceutical products.

CY	No of PTE applications filed	No of PTE applications granted
2015	61	56
2016	75	72
2017	53	61
2018	72	49
2019	57	62
2020	66	72
2021	54	43
2022	64	65
2023	59	55
2024	42 to Oct	47 to Oct

Article 18.55: Protection Related

Q37. Please provide statistical data on the number of partial design applications and registrations, if any.

Australia does not yet have partial design registrations

Article 18.76: Special Requirements related to Border Measures Related

Paragraph 1.

Q38. Please provide statistical data on the number of detentions at Customs of suspected counterfeit or confusingly similar trademark or pirated copyright goods.

There is very little publicly available data shared by Australian Border Force. It is possible to seek additional data through a freedom of information application. Please let us know if you would like us to make a freedom of information application on your behalf.

There are currently over 617 Notices of Objection in place with the Australian Border Force, as at 16 January 2025 (up from 456 as at 30 June 2010), covering thousands of brands. (Border Force Website)

From the little that is available publicly from third parties or in the media we note that the information available is inconsistent as to the number of detentions each year:

- <https://www.border-security-report.com/bali-bags-bust/> 23 April 2020, *Bali bags bust*. “Consumers are being warned to be vigilant when buying designer bags and purses on online community selling websites after Australian Border Force (ABF) officers intercepted a significant consignment of counterfeit items imported by an Australian woman returning from Bali. Officers located 129 counterfeit bags, purses and backpacks – mostly Mimco and Louis Vuitton copies – during a full baggage examination at Perth International Airport on 6 March 2020.”
- <https://www.abf.gov.au/newsroom-subsite/Pages/ABF-not-playing-around-with-counterfeit-toys.aspx> ABF not playing around with counterfeit toys, 22 September 2023 “The Australian Border Force (ABF) has seized more than 1400 toys, suspected to be counterfeit, at Perth International Airport. Upon conducting a baggage examination, it was discovered a large number of the items, including stuffed toys, pencil cases, key rings and hair clips, appeared to breach intellectual property rights laws. ABF officers stopped a passenger returning home from Thailand after they declared they were carrying commercial goods, allegedly intended to be sold at the Perth Royal Show.... In the 2023 financial year, the ABF seized more than 112,000 individual items with an estimated value of almost \$40 million.”
- <https://9now.nine.com.au/a-current-affair/australian-border-force-counterfeit-goods-operation-stopping-organised-crime-and-terrorist-groups/11b50861-480b-434a-9874-6f033b6f4165> “The Australian Border Force war on counterfeit goods” By Sam Cucchiara (2022). “So far this year, the ABF had seized more than 250,000 phony products, many of which are suspected to be produced in filthy overseas factories”.
- “Disincentivising counterfeit trading under the current legislative framework in Australia: do consumers play a role?” He, Yuxing (2022) https://pure.bond.edu.au/ws/portalfiles/portal/228405215/Yuxing_He_Thesis.pdf “The number of counterfeit seizures and the value of counterfeits seized in Australia since 2008, according to the Australian Customs and Border Protection Service (now the Australian Border Force), are summarised in Table 1 and shown in Figure 2 below:

Year	Seizure number	Value of seized counterfeits (USD, in million)
2008 - 09	794,580	11
2009 - 10	906,527	37
2010 - 11	606,208	29
2011 - 12	n/a	n/a
2012 - 13	513,814	43
2013 - 14	975,000	n/a
2014 - 15	561,045	23
2015 - 16	184,443	n/a
2016 - 17	243,147	n/a
2017 - 18	95,838	n/a

Table 1: The amount and value of counterfeits seized in Australia since 2008¹⁸

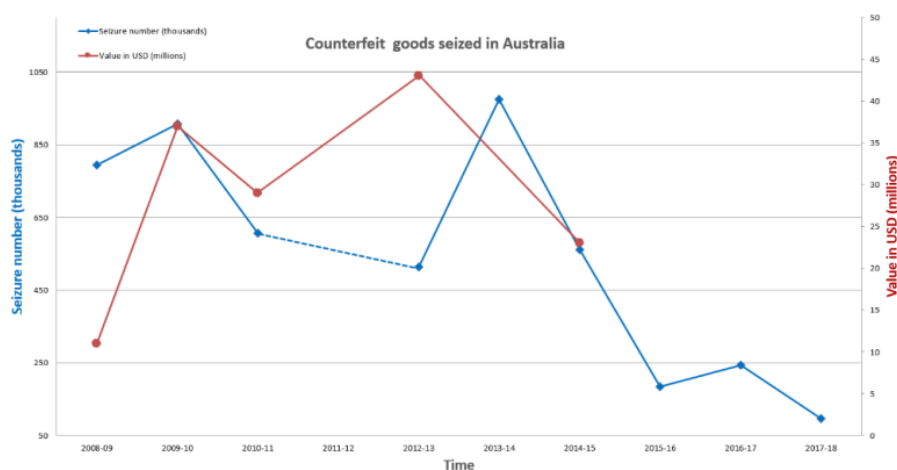
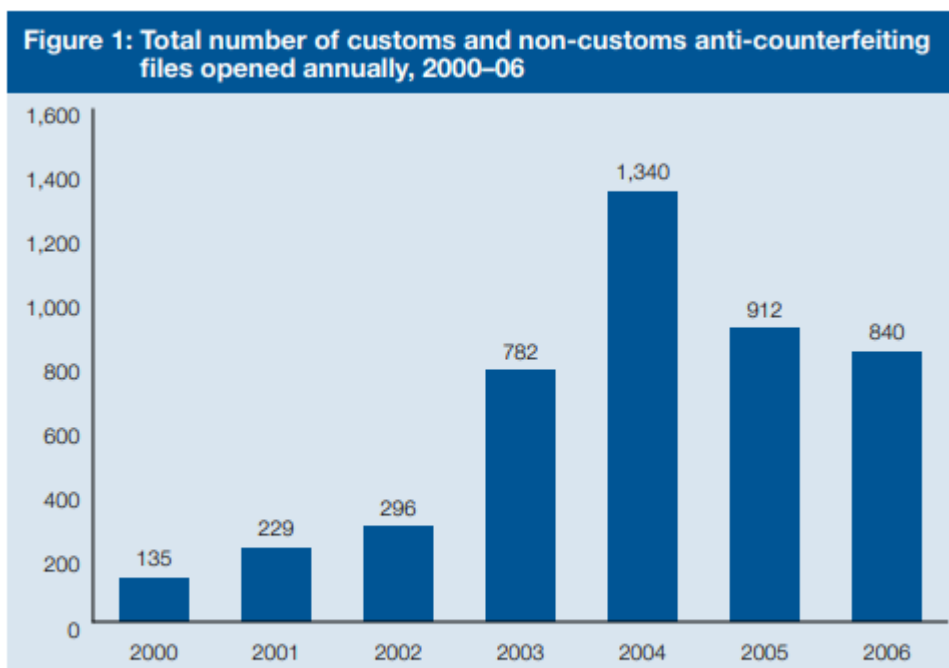


Figure 2: The amount and value of counterfeits seized in Australia since 2008

- <https://www.homeaffairs.gov.au/reports-and-pubs/Annualreports/acbps-annual-report-2012-13.pdf> Australian Customs and Border Protection Service Annual Report 2012-2013 “This year we made 1,694 seizures of counterfeit goods, involving 296,186 items, estimated to have a retail value of more than \$17 million.”
- <https://www.aic.gov.au/sites/default/files/2020-05/rpp094.pdf> Intellectual property crime and enforcement in Australia
© Australian Institute of Criminology 2008



Note: Figures for 2006 are a projection based on activities to 30 June 2006

Source: Corrs (2006: 5)

- In 2005 Customs gave an insight into their activities by printing an article: *"Customs leads the fight against counterfeiters"* (2005) 8(1) Manifest: Journal of the Australian Customs Service 17:

Strong working relationships and cooperation between Australian Customs and intellectual property rights owners continues to show positive results in the fight against counterfeit and pirated goods.

The latest statistics show that Australian Customs made almost 5000 separate seizures, comprising 2.38 million items, over a recent 12-month period. The types of goods seized include toys, trading cards, videotapes and DVDs, clothing, footwear and clothing accessories, handbags, sports and other bags, watches, computer games and software, jewellery, sunglasses and mobile phone accessories.

Paragraph 4.

Q39. Please provide statistical data regarding the actual period of time that Customs notifies the right holder of the names and addresses of the consignor, exporter, consignee or importer; a description of the goods; the quantity of the goods; and the country of origin of the goods.

We can find no publicly available information about the time the Australian Border Force takes to notify an importer of a seized package.

Paragraph 6.

Q40. Please provide statistical data regarding the actual period of time from initiating detention proceedings for suspected counterfeit or confusingly similar trademark or pirated copyright goods by Customs to finding of infringement for them.

We do not have access to such statistical data from the Australian Border Force. A now dated academic article surveyed data of the kind we need as it relates to trade mark cases. Where the categorisation was of “*counterfeit*” proceedings these were instances where a dispute had arisen in relation to goods seized by customs in Australia. The article is Bosland, J; Weatherall, K; Jensen, P “*Trade Mark and Counterfeit Litigation in Australia. Characteristics of Court Proceedings Involving Trade Marks, 1997-2003.*” [2006] UMelbLRS 3. The “counterfeit” category that correlates with customs seizure matters results in the following conclusions:

“Counterfeit cases are much faster to resolve than other types of trade mark disputes – particularly in terms of the hours spent in court. 10 of the 23 cases took less than 3 hours to resolve, and only 2 cases took more than 20 hours to resolve. Two thirds of the counterfeit cases (66 per cent) were resolved within 10 court hours and within less than a year from the date of issue.”

Type of Proceeding	Number	Case Length (Mean Days)	Court Hours ^[51] (Mean)
ORIGINAL ^[52]	56	423.6	20.22
- Counterfeit	23	309.1	6.25
- Other	33	503.5	29.82
APPEAL	11	229.3	11.17
- Counterfeit	0	0	0
- Other	11	229.3	11.17
Total	67	391.72	18.69

Paragraph 7.

Q41. Please provide statistical data regarding the number of cases in which the destruction of goods detained by Customs is ordered after authority (Court?) finds them to infringe intellectual property rights.

- This data is not publicly available from the Australian Border Force, however we have been able to locate some sample decided cases from our courts in which destruction was ordered.

[The Court process took approximately 6 months from seizure to destruction]

- ***Sony Corporation v Costaneo*** [2012] FCA 153. The proceedings arose out of the seizure on 24 August 2011 of certain goods by the Chief Executive Officer of Customs. The orders granted on 27 February 2012 include an order that the goods seized on 24 August 2011 be forfeited to the Commonwealth pursuant to s 137(3)(b) of the *Trade Marks Act 1995*.

[The Court process took approximately 2 months from seizure to destruction]

- ***Oakley, Inc v Elkofairi*** [2010] FCA 188. On 1 March 2010 the court ordered that pursuant to s 137(3)(b) of the *Trade Marks Act 1995*, the goods comprising of 40 pairs of sunglasses and accessories thereof seized by the Australian Customs Service on 30 December 2009 and the goods comprising of 20 pairs of sunglasses and accessories thereof seized by the ACS on 6 January 2010, which had had the Registered Trade Marks applied to them without the consent of the applicant, be forfeited to the Commonwealth for disposal at the direction of the Chief Executive Officer of ACS.

[The Court process took approximately 2.5 months from seizure to destruction]

- ***Chanel Limited v Ayad*** [2005] FCA 820 The proceedings related to the seizure of two consignments of goods which were seized by Australian Customs. The proceedings were commenced on 1 April 2005 and final orders were made on 16 June 2005. The Court ordered that all goods in the possession of the Australian Customs Service, be forfeited to the Commonwealth, pursuant to s 137(3)(b) of the *Trade Marks Act 1995*, so that the goods may be disposed of as the Customs CEO directs, pursuant to s 139(b) of the *Trade Marks Act 1995*.

[The Court process took approximately 5 months from seizure to destruction]

- ***Playboy Enterprises International Inc v You Tao Hong*** [2004] FCA 1205
On 23 April 2004 the respondent had goods seized by customs that included mobile telephone accessories, including mobile telephone face plates depicting the trade mark owner's trade marks. On 10 September 2004 an order was made that the goods the subject of the Notice of Seizure be forfeited to the Commonwealth.

END

Additional Questions to answer to Questionnaire relating to CPTPP in Australia

No further questions other than the following questions Q12, Q14, Q19, Q20, Q21, Q29, Q30, Q35, Q37 and Q38.

1. Status of implementation of provisions related to CPTPP regulations

Article 18.45: Information Relating to Published Patent Applications and Granted Patents

Q12. According to Article 55 of the Patent Law, we understand that the results of searches and examinations related to patent applications may be inspected. Is the understanding correct? Furthermore, is it possible to inspect (1) non-confidential communications from the applicant to IP Australia and (2) listings of patent or non-patent documents submitted by the applicant and related third parties?

Search results are often published in the eDossier but are not linked. A searcher would have to source the specifications themselves. Examination reports are published and can be inspected.

Examination responses and amendments can be inspected. Any document considered to contain sensitive personal information or which has information that is restricted under copyright or licensing restrictions, can't be inspected.

Listings of patent or NPL documents submitted by the applicant or another party are generally not available.

Additional Question 1.

Regarding the third paragraph of the response to Q12, can the "Listings of patent or NPL documents submitted by the applicant or another party" be inspected by making a separate request to inspect them?

Additional Answer Q1

If someone would like to view one of the documents that aren't exposed within eDossier, they can lodge a request for document(s) under section 55 of the *Patents Act 1990*, where IP Australia will print out the request document(s) and mail them to the requestor within 7 working days for a fee.

Section 55 of the *Patents Act 1990* relates to applications that are open for public inspection and makes provision for access to all documents (other than prescribed documents) filed in relation to the application or the patent, whether before or after the acceptance or grant.

Additionally, patent documents are listed by their publication number, so they can be sourced through the usual free sources such as Espacenet or the USPTO. There's generally no need to make a request to IP Australia.

Article 18.46: Patent Term Adjustment for Unreasonable Granting Authority Delays

Q14. Is the following understanding correct?

Patent Term Adjustment (PTA) has not been introduced in Australian patent law. Australia's FTA with the United States (AUSFTA), which entered into force in 2005, provides in Article 17.9(8)(a) that "If there are unreasonable delays in a Party's issuance of patents, that Party shall provide the means to, and at the request of a patent owner, shall, adjust the term of the patent to compensate for such delays. An unreasonable delay shall at least include a delay in the issuance of a patent of more than four years from the date of filing of the application in the Party, or two years after a request for examination of the application has been made, whichever is later. For the purposes of this paragraph, any delays that occur in the issuance of a patent due to periods attributable to actions of the patent applicant or any opposing third person need not be included in the determination of such delay."

On the other hand, the implementation law of the FTA concerned does not mention the introduction of the PTA.

In Australia, section 70 of the *Patents Act 1990* provides for the extension of the term of a standard patent related to pharmaceutical substances, to compensate for the time taken to obtain regulatory approval.

1. Eligibility: The extension applies to patents that claim pharmaceutical substances per se, or pharmaceutical substances when produced by a process involving the use of recombinant DNA technology.
2. Application: The patent owner must apply for the extension, providing evidence that the pharmaceutical substance has been included in the Australian Register of Therapeutic Goods (ARTG) and that the period between the date of the patent and the first regulatory approval was at least five years.
3. Extension Period: The extension can be up to five years, depending on the time taken for regulatory approval.

The extension is capped at five years, meaning that if the regulatory delay is ten years or more, the maximum extension of five years (resulting in a total patent term of 25 years) may be granted.

This provision ensures that patent owners can be compensated for delays in bringing pharmaceutical products to market due to regulatory requirements.

Additional Question 2.

We understood this response to be a statement regarding the implementation of Article 18.48 of the CPTPP, rather than Article 18.46. Is this understanding correct? If so, please provide a response to Q14 again.

You are correct the previous answer relates to pharmaceutical substances, the subject of Article 18.48 of the CPTPP.

Additional Answer Q2 - relating to Article 18.46

Australia has no legislative provisions relating to patent term extension – other than for pharmaceutical substances.

The issue of patent term extensions has been the subject of debate and parliamentary committee consideration in Australia. The current position under the CPTPP is that by a combination of Article 2 of the CPTPP and the Annex to the CPTPP there is currently no requirement for Australia to implement Article 18.46:

Article 2 : Suspension of the Application of Certain Provisions

Upon the date of entry into force of this Agreement, the Parties shall suspend the application of the provisions set out in the Annex to this Agreement, until the Parties agree to end suspension of one or more of these provisions.

http://www.sice.oas.org/Trade/TPP/CPTPP/English/Anx_2_suspended_prov_e.pdf

Annex II to the CPTPP contains a “List of Suspended Provisions”. Amongst the suspended provisions are both Articles 18.46 and 18.48.

Article 18.76: Special Requirements related to Border Measures**Paragraph 4.**

Q19. We understand that the provisions that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 4 of the CPTPP agreement are Article 134 of the Trademark Law and Article 135AC of the Copyright Law. Is the understanding correct? Please let us know if there are any other provisions other than the above that fulfill obligation of Article 18.76 paragraph 4 of the CPTPP agreement.

You are correct: Section 134 of the *Trade Marks Act 1995* and section 135AC of the *Copyright Act 1968* allow Australia to comply with this obligation.

Additional Question 3.

Is there a provision that grants customs the authority to provide information to the rights holder within 30 working days of a seizure or the determination that the goods are counterfeit trademark goods or pirated copyright goods at least in cases of imported goods?

For your reference:

Article 18.76: Special Requirements related to Border Measures

4.

Without prejudice to a Party's law pertaining to privacy or the confidentiality of information:

(a) if a Party's competent authorities have detained or suspended the release of goods that are suspected of being counterfeit trademark or pirated copyright goods, that Party may provide that its competent authorities have the authority to inform the right holder without undue delay of the names and addresses of the consignor, exporter, consignee or importer; a description of the goods; the quantity of the goods; and, if known, the country of origin of the goods; or
(b) if a Party does not provide its competent authority with the authority referred to in subparagraph (a) when suspect goods are detained or suspended from release, it shall provide, at least in cases of imported goods, its competent authorities with the authority to provide the information specified in subparagraph (a) to the right holder normally within 30 working days of the seizure or determination that the goods are counterfeit trademark goods or pirated copyright goods.

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/tpp/en/18_Intellectual_Property.pdf

Additional Answer to Q3

You have sought additional clarification as to whether Australian authorities have a right to inform the right holder without undue delay of the names and addresses of the consignor, exporter, consignee or importer; a description of the goods; the quantity of the goods; and, if known, the country of origin of the goods.

Section 134 (1) and (4) of the *Trade Marks Act 1995* provides the obligation to inform a rights holder of these matters:

(1) As soon as is practicable after goods are seized under section 133, the Comptroller - General of Customs must give to the designated owner and the objector, by any means of communication (including by electronic means), a notice (the seizure notice) identifying the goods and stating that the identified goods have been seized.

(3) The seizure notice must also:

(c) if the notice is given to the objector-state the name and the address of the place of business or residence of the designated owner (if known), unless the Comptroller - General of Customs is satisfied, for reasons of confidentiality, that it is not desirable to do so; and

(4) *The Comptroller - General of Customs may, at any time after the goods are seized, give to the objector:*

(a) the name and the address of the place of business or residence of any person or body (whether in or outside Australia) that made arrangements, on behalf of the designated owner of the goods, for the goods to be brought to Australia or any information that the Comptroller - General of Customs has, and believes on reasonable grounds may help in identifying and locating such a person or body; and

(b) any information (including personal information) that the Comptroller - General of Customs has and believes on reasonable grounds may be relevant for the purpose of identifying and locating the importer of the goods; and
(c) any information (including personal information) that the Comptroller - General of Customs has and believes on reasonable grounds may be relevant for the purpose of identifying and locating the designated owner of the goods.

Section 135AC of the *Copyright Act (1968)* provides the obligation to inform a rights holder of these matters in the same terms as under the *Trade Marks Act (1968)*:

Section 135AC *Copyright Act (1968)*: Notice of seizure

(1) As soon as is practicable after copies are seized under subsection 135(7), the Comptroller - General of Customs must give to the importer and the objector, by any means of communication (including by electronic means), a notice (the seizure notice) identifying the copies and stating that the identified copies have been seized.

(c) if the notice is given to the objector--state the name and the address of the place of business or residence of the importer (if known), unless the Comptroller - General of Customs is satisfied, for reasons of confidentiality, that it is not desirable to do so;

(8) *The Comptroller - General of Customs may, at any time after the copies are seized, give to the objector:*

(a) the name, and the address of the place of business or residence, of any person or body (whether in or outside Australia) that made arrangements, on behalf of the importer, for the copies to be brought to Australia or any information that the Comptroller - General of Customs has, and believes on reasonable grounds may help in identifying and locating such a person or body; and

(b) any information (including personal information) that the Comptroller - General of Customs has, and believes on reasonable grounds may be relevant for the purpose of identifying and locating the importer

Paragraph 5.

Q20: According to Article 133 of the Trademark Law and Article 135 of the Copyright Law, we understand that Customs may seize suspected counterfeit or pirated copyright goods, at least, upon request from the right holder with respect to importation. If there are any provisions regarding the ability to seize goods by ex officio of Customs, please let us know.

The provisions for Australian Customs (Australian Border Force) you have identified relate to goods manufactured outside Australia that are imported into Australia (S133(1) *Trade Marks Act 1995*) and a copy of material that is imported into Australia (*Copyright Act 1968* s135(2) and (4)).

Australian Customs (Australian Border Force) cannot seize goods for intellectual property infringement without a valid Notice of Objection from the IP owner.

Additional Question 4.

We understand that this answer relates to Article 133 of the Trademark Law and Article 135 of the Copyright Law, but I would like to confirm this again. In relation to the importation of counterfeit trademark goods and pirated copyright goods, can border measures be initiated by the customs authorities ex officio in the absence of a request from the right holder? Also, if the customs authorities ex officio are unable to seize the goods, can Australia be said to be implementing CPTPP 18.76 (5)? We would like to know the Australian government's position on this. We would also like to receive your office's response on this point.

Additional Answer Q4

We have not located a public position in relation to this topic from the Australian Government.

As to our assessment:

We confirm that the powers of the Australian Border Force to seize infringing goods being imported into Australia arises from:

- Section 135(7) of the *Copyright Act (1968)*; and
- Section 133 (1) of the *Trade Marks Act (1955)*

We understand that “**ex officio**” action does not require a formal complaint from a private party or rights holder. The Australian Border Force will act without a formal complaint being

directed to a particular importation. However, the power of border control officers is subject to the rights holder having first filed a *notice of objection*. It is argued by some commentators that requiring the lodging of an objection notice is not the same as requiring a formal complaint. We assume this is the view of the Australian Government. This is supported by analogous situations under Article 58 of the Trips Agreement and by the approach we have seen under an APEC Agreement both discussed below.

We have sourced document being the “*WIPO NATIONAL SEMINAR ON INTELLECTUAL PROPERTY FOR FACULTY MEMBERS AND STUDENTS OF AJMAN UNIVERSITY*” Ajman, May 5 and 6, 2004

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/arab/en/wipo_ip_uni_dub_04/wipo_ip_uni_dub_04_7.doc

This paper deals with “*The Regulation of Counterfeiting and Piracy under the TRIPS Agreement*” and the border measures anticipated under that agreement. The “ex officio” action contemplated by Article 58 of the Trips Agreement does permit authorities to seek from rights holders any information that would assist them to enforce their powers. The Australian objection notice would seem to fall within this category that is still classed as “ex officio” under the Trips Agreement.

4.9 Ex Officio Action

Article 58 envisages that Members may permit the competent authorities to act upon their own initiative in suspending the release of goods where they have prima facie evidence that an intellectual property right is being infringed. In these circumstances the Article permits the competent authorities to ‘seek from the right holder any information that may assist them to exercise these powers’.

We have also have seen reference to an ex officio remedy in another jurisdiction in the context of the “*APEC Agreements and Declarations - INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS (IPR) ENFORCEMENT STRATEGIES*” that required prior registration of rights and we assume this is the same approach the Australian Government takes to the “ex officio” actions of the Australian Border Force.

See: <http://www.asianlii.org/apec/other/agrmt/ipressocp959/> “*To initiate the ex officio enforcement mode, it is prerequisite for right holders to record (or register) their rights with the General Administration of Customs (GAC).*”

In order to be comprehensive – but moving beyond customs officers we also note powers given to our police officers. There are broad powers given to law enforcement departments to enforce the criminal laws of Australia. Where an importation meets the criteria of a criminal offence then law enforcement officers do not require authorisation from a rights holder to seize goods. See: *Copyright Act 1968 (Cth)* – making or using copyrighted material for commercial benefit is an offence, and *Trade Marks Act 1995 (Cth)* – falsifying or removing a registered trademark is a crime.

See NSW police powers (not extending to customs officials) under:
Law Enforcement (Powers and Responsibilities) Act 2002 section 21:

21 Power to search persons and seize and detain things without warrant

(1) A police officer may, without a warrant, stop, search and detain a person, and anything in the possession of or under the control of the person, if the police officer suspects on reasonable grounds that any of the following circumstances exists—

(a) the person has in his or her possession or under his or her control anything stolen or otherwise unlawfully obtained,

(b) the person has in his or her possession or under his or her control anything used or intended to be used in or in connection with the commission of a relevant offence

For your reference:

Article 18.76: Special Requirements related to Border Measures

5.

Each Party shall provide that its competent authorities may initiate border measures ex officio with respect to goods under customs control that are:

(a) imported;

(b) destined for export; or

(c) in transit,

and that are suspected of being counterfeit trademark goods or pirated copyright goods.

Q21. Is there any provision for ex officio seizure of Customs for suspected counterfeit or pirated copyright goods when they are exported or when they transit through Australia?

Customs will not seize goods that originate in Australia but which are being exported, rather rights holders will seek a remedy from an Australian Court under the *Trade Marks Act 1995*, or the *Copyright Act 1968* to stop the export of infringing goods.

Additional Question 5.

According to this answer, we understand that in the case of exporting counterfeit trademark goods or pirated copyright goods, customs cannot seize them ex officio. If this understanding is correct, we would like to confirm whether border measures can be initiated by customs authorities ex officio in the case of the export of counterfeit trademark goods and pirated copyright goods, in the absence of a request from the right holder. In addition, if the above understanding is correct, can Australia be said to be implementing CPTPP 18.76(5)? We would like to know the Australian government's position on this. We would also like to receive your office's response on this point.

DFAT has made available a copy of the CPTPP that contains notes relating to interpretation of “transit”.

See: <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/18-intellectual-property.pdf>

The note relating to *transit* states that this applies “*to suspect goods that are in transit from one customs office to another customs office in the Party’s territory from which the goods will be exported.*”

Such goods accordingly must already be in the control of Customs and Customs do take measures to ensure that such goods are maintained securely under the provisions already cited.

Additional Answer Q5

The Australian Border Force Fact Sheet on “Protecting Intellectual Property” refers only to provisions of our Copyright Act and Trade Marks Act that relate to import of goods. See: <https://www.abf.gov.au/imports/files/fact-sheets/protecting-intellectual-property.pdf>

There is no provision for seizure of goods on import unless a valid notice of objection is in place for the rights holder.

As to your question: “*we would like to confirm whether border measures can be initiated by customs authorities ex officio in the case of the export of counterfeit trademark goods and pirated copyright goods, in the absence of a request from the right holder*”. See the prior answer to additional question 4 on this “ex officio” question.

There is no provision in Australia for seizure of goods by the Australian Border Force in transit or on export.

See: *The Australian Border Force Fact Sheet on “Protecting Intellectual Property”* (link above)

“Import provisions under the Copyright Act 1968, Trade Marks Act 1995, Olympic Insignia Protection Act 1987 and Major Sporting Events (Indicia and Images) Protection Act 2014 allow the Australian Border Force (ABF), under certain circumstances to seize goods that infringe trade marks, copyright, protected Olympic expressions, and relating to major sporting events indicia and images. These provisions give rise to Australia’s Notice of Objection Scheme.”

See also the *Submission By the Department of Immigration and Border Protection to the Inquiry into Intellectual Property Arrangements by the Productivity Commission*
https://www.pc.gov.au/_data/assets/pdf_file/0004/194575/sub052-intellectual-property.pdf

Additional Question 6.

We would like a more detailed explanation of this answer. If counterfeit trademark goods or pirated copyright goods are in transit through Australia, can they be seized if the rights holder makes a request, in accordance with Article 133 of the Trademarks Act and Section 135 of the Copyright Act? If the rights holder does not make a request, can the customs authorities initiate a seizure ex officio?

Additional Answer Q6

Section 133 (1) of the *Trade Marks Act (1955)* only allows the Comptroller - General of Customs to act where goods are manufactured outside Australia and which are imported into Australia. It does not apply to goods in transit or goods manufactured in Australia destined for export. See above answer to additional question 4 on the question of “ex officio”.

TRADE MARKS ACT 1995 - SECT 133

Comptroller - General of Customs may seize goods infringing trade mark

- (1) *This section applies to goods manufactured outside Australia that:*
- (a) *are imported into Australia;*

Section 135(7) of the *Copyright Act (1968)* provides for the Comptroller General to have power to act only in relation to the importation of copyright material, and only where a notice of objection is in place. See above answer to additional question 4 on the question of “ex officio”.

COPYRIGHT ACT 1968 - SECT 135

Restriction of importation of copies of works etc.

(7) *If:*

- (a) a notice has been given under subsection (2) in respect of copyright material; and
 - (b) the notice has not been declared to be ineffective or revoked; and
 - (c) a person imports copies of the copyright material to which this section applies into Australia for the purpose of:
 - (i) selling, letting for hire, or by way of trade offering or exposing for sale or hire, the copies; or
 - (ii) distributing the copies for the purpose of trade; or
 - (iii) distributing the copies for any other purpose to an extent that will affect prejudicially the owner of the copyright in the copyright material; or
 - (iv) by way of trade exhibiting the copies in public; and
 - (d) the copies are subject to customs control under the Customs Act 1901 ;
- the Comptroller - General of Customs may seize the copies.*

2. Questions about statistics

Article 18.14: Patent Cooperation and Work Sharing Related

Q29. Please provide statistical data (since 2010) regarding the period from the filing of a patent application (or request for examination) to registration.

We provide data showing the period from the filing of a patent application (or request for examination) to registration, for sample years over the past 13 years. The 2023 data is as yet incomplete and therefore unreliable.

FY	Average (months)	Chem average	Elec average	Mech average
2011	37	37	34	37
2015	25	26	23	25
2019	30	30	26	30
2023	15	16	14	16

Additional Question 7.

We would like to know the source of this data.

Additional Answer Q7

This data comes from an analysis of IP Australia's bulk patent data that we have access to internally at Spruson and Ferguson.

Article 18.22: Well-Known Trademarks Related

Q30. Is there an actual increase in the number of refusals of applications for trademark registration and the number of invalid registered trademarks on the grounds of well-known trademarks? Is there any way to check the number?

As to the number of all refusals of applications for trade marks the data from 2015 to 2023 is set out in the table below. The more recent years are incomplete at this time.

There is no information available from IP Australia as to refusals on the grounds of well-known trade marks.

CY	No of refusals (all types)
2015	144

2016	106
2017	107
2018	114
2019	106
2020	126
2021	69
2022	64
2023	29

Additional Question 8.

We would like to know the source of this data.

Additional Answer Q8

Q8 comes from a search of the Australian Trade Mark Search tool on IP Australia's website
<https://search.ipaustralia.gov.au/trademarks/search/advanced>

Article 18.46: Patent Term Adjustment for Unreasonable Granting Authority Delays Related

Q35. Please provide statistical data on the number of accelerated examinations of patent applications and the time period from filing to registration.

CY	No of accelerated examinations
2015	263
2016	273
2017	286
2018	352
2019	351
2020	368
2021	411
2022	372
2023	382

Additional Question 9.

We would like to know the source of this data.

Additional Answer Q9

This data comes from an analysis of IP Australia's bulk patent data that we have access to internally at Spruson and Ferguson.

Article 18.55: Protection Related

Q37. Please provide statistical data on the number of partial design applications and registrations, if any.

Australia does not yet have partial design registrations

Additional Question 10.

We would like to confirm this based on the answer to Q16. Does the answer to Q37 mean that there is no category for partial design registration as a design registration?

Additional Answer Q10

This is correct there is no formal category for partial design registration in Australia at this time.

Article 18.76: Special Requirements related to Border Measures Related

Paragraph 1.

Q38. Please provide statistical data on the number of detentions at Customs of suspected counterfeit or confusingly similar trademark or pirated copyright goods.

There is very little publicly available data shared by Australian Border Force. It is possible to seek additional data through a freedom of information application. Please let us know if you would like us to make a freedom of information application on your behalf.

There are currently over 617 Notices of Objection in place with the Australian Border Force, as at 16 January 2025 (up from 456 as at 30 June 2010), covering thousands of brands. (Border Force Website)

Additional Question 11.

We would like to know the link information or detailed source information of the above data.

Additional Answer Q11

As to the **current notices** in place. These are listed at the following web address:

<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/Pages/IPObjections.aspx>

As to the **30 June 2010** number that can be found in at page 4 of the *Submission By the Department of Immigration and Border Protection to the Inquiry into Intellectual Property Arrangements by the Productivity Commission*

https://www.pc.gov.au/_data/assets/pdf_file/0004/194575/sub052-intellectual-property.pdf

END

資料 2

CPTPP加盟国における知財章の履行状況
海外法律事務所質問票調査結果（日本語訳）

附属資料 2 海外調査報告書

<メキシコ：Arochi & Lindner>

<カナダ：Gowling WLG>

<豪州：SPRUSON &FERGUSON LAWYERS PTY LIMITED>

メキシコにおける CPTPP に関する質問票

1. 知的財産権と国境措置に関する法律

Q1. メキシコにおける現行の産業財産規則として、2016 年改正確則が使われているか。回答が No の場合、現行の産業財産規則を教えてください。

- はい。2016 年改正産業財産規則は、メキシコの現行の産業財産規則として使用されている。

Q2. メキシコにおける関税法の 2006 年以降の改正年とそれぞれの改正法が記載された Web サイトの URL を教えてください。2006 年 2 月 2 日改正法、2013 年 12 月 9 日改正法、2018 年 6 月 25 日改正法、2021 年 11 月 12 日改正法の存在については承知している。

2021 年 11 月 12 日付 DOF (Diario Oficial de la Federación : Federal Official Gazette 以下同じ) で公表された最新の改正法

https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/715623/LEY_ADUANERA.pdf

2006 年 2 月 2 日付 DOF で公表された最新の改正法

https://www.oas.org/juridico/spanish/mesicic3_mex_anexo17.pdf

2013 年 12 月 9 日付 DOF で公表された最新の改正法

<https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/82165/Ley-Audanera.pdf>

2018 年 6 月 25 日付 DOF で公表された最新の改正法

https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/422563/ley_aduanera.pdf

- 2018 年 12 月 24 日
https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5547121&fecha=24/12/2018#gsc.tab=0
- 2020 年 7 月 1 日
https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5596014&fecha=01/07/2020#gsc.tab=0
- 2020 年 11 月 6 日
https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5604411&fecha=06/11/2020#gsc.tab=0
- 2020 年 12 月 24 日
https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5608676&fecha=24/12/2020
- 2021 年 11 月 12 日
https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5635286&fecha=12/11/2021#gsc.tab=0
- 2021 年 12 月 24 日
https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5639315&fecha=24/12/2021#gsc.tab=0

- 2022 年 12 月 27 日
https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5675887&fecha=27/12/2022#gsc.tab=0
- 2023 年 12 月 28 日
https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5712945&fecha=28/12/2023#gsc.tab=0

(注：上記リンクの受領後アクセスしたが、開けなかった。現地法律事務所に確認したところ、2025 年 1 月 25 日時点で、現地法律事務所でも開くことができず、サイトに何らかのトラブルがあるようだ、とのコメントを得た。)

Q3. メキシコにおける 2018 年の関税法改正の目的の 1 つは、税関当局の違法輸入の取り締まり権限の強化であり、特に第 144 条の改正によって、知的財産権侵害が疑われる商品を税関で差し止める権限を税関に与えられたと承知しているがこの理解は正しいか。また、この差し止めを実施する場合に、権利者からの差し止めの申し立てが必要か。或いは、権利者からの差し止めの申し立てがなくても、税関は職権で差し止めを行うことができるか。

- あなたの理解は正しい。関税法第144条は、知的財産権侵害の疑いのある物品を留置する税関当局の権限の法的根拠である。この留置を執行するには、行政または司法当局による決議が必要であり、知的財産権保有者が申請しなければならない。税関による留置は職権ではできない

2. CPTPP 規定の関連条項の履行状況

第 18.7 条：国際協定

Q4. メキシコは、UPOV条約の1991年改正条約には加盟しておらず、1978年改正条約に加盟している。CPTPP第18.83条第4項(c)に、メキシコの経過規定が記載されており、UPOV条約の1991年改正条約の加盟についての経過措置期間は、CPTPP加盟の発効日から4年間である。従って、経過措置期間の満了日は、2022年12月30日である。上記の理解は正しいか。もし正しい場合には、メキシコにおけるCPTPP第18.7条第2項(d)を担保する規定は何か。

- あなたの理解は正しい。
メキシコはCPTPP協定第18条7項2 (d) の義務を履行していない。1991年改正UPOV条約は批准されていないため、メキシコではまだ履行されていない。

第 18.9 条：透明性

Q5. 商標、地理的表示、意匠、特許及び植物の品種に関する権利に係る出願又は申請、或いはこれらの登録された権利について、公表される情報をインターネットで入手可能とすることに關する規定があるか。

- 産業財産法第5条第15項、第16項、第18項、第19項、第20項、第22項、第23項

Q6. メキシコにおいて、意匠、地理的表示、植物の品種に関する権利を確認できるインターネットサイトがあれば、URLをご教示いただきたい。

- 意匠および地理的表示のみ：

c) siga.impi.gob.mx

d) vidoc.impi.gob.mx

- 植物品種登録のウェブサイトはない。

第18.20条：同一または類似の標識の使用

Q7. CPTPP第18.20条において、「第三者が当該権利者の登録された商標に係る物品又はサービスに関連する物品又はサービスについて同一又は類似の後に“地理的表示”となったものを商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを定める」ことを担保する規定はなにか。産業財産法第271条は当該規定として適切か。

- 産業財産法
第173条第11項
第271条第4項および第5項

第18.22条：広く認識されている商標

Q8. 産業財産法第173条、第258条、第386条に従えば、周知・著名な商標の標識・標章と同一・類似の商標は、周知商標の所有者との混同又は連携関係の誤認の虞を来す場合や周知商標の名声の喪失を来す場合等の場合には、登録できず、登録無効となり、その使用は行政上の違反行為となる、と認識している。この場合の周知商標には、登録商標周知商標と未登録周知商標のいずれも含まれると認識しているが、この認識は正しいか。

- あなたの理解は正しい。広く認識されている商標の保護には、登録された広く認識された商標と未登録の広く認識された商標の両方が含まれる。

Q9. 周知商標（登録及び未登録）の非類似商品／サービスについて、当該周知商標の存在を理由に、商標登録出願が拒絶される規定や、登録商標が無効にされる規定が存在するか。また、周知商標（登録及び未登録）の非類似商品／サービスについて使用禁止とする規定が存在するか。

- 産業財産法 第173条第17項は、商標と類似しない商品・役務の登録を禁止している。

Q10. 産業財産法第190条と第191条は、2020年の改正法（現行法）によって、導入された規定か。

- はい、2020年の新産業財産法によって導入された。

第18.23条：審査、異議申立て及び取消しの手続的側面

Q11. 商標の登録の最終的な拒絶について、出願人に司法上の申立てを行うための機会を提供することに関する規定があれば、教えてほしい。特定の規定がない場合、商標の登録の最終的な拒絶を出願人に通知した後に、出願人に司法上の申立てを行うための手続きについて、当該手続きが実際にどのように運用されているのかを教えてほしい。

- 行政訴訟手続きに関する連邦法によって、商標登録の最終拒絶について司法上の申し立てを行うことができる。

Q12. 商標登録の取消手続における行政上の決定について理由が示され、かつ、書面によって行われることを要件とするに関する規定があれば、教えてほしい。特定の規定がない場合、商標登録の取消手続における行政上の決定の手続きについて、当該手続きが実際にどのように運用されているのかを教えてほしい。

- 産業財産法 第330条、第331条、第342条

第18.25条：商品とサービスの分類

Q13. 商標の物品又はサービスについては、ニース分類の同一の類に分類されているという理由によって互いに類似又は非類似であると認めることができないことに関する規定があれば、教えてほしい。特定の規定がない場合、CPTPP 第18・25条はどのように担保されていると考えるか。

- 産業財産法 第176条
- ニース協定の分類の解釈と適用に関する基準を、メキシコ産業財産権庁への識別標章の出願および審査に適用する協定。

第18.27条：ライセンスの不記録

Q14: CPTPP第18.27条(a)、(b)の状況において、メキシコでは使用権の記録を要求していないと認識しているが、その認識は正しいか。また、過去にCPTPP第18.27条(a)、(b)の状況において、使用権の記録を要求していた事実があるか。

- その理解は正しい。使用権の記録は必要ない。以前は必要だったが、それはライセンスの有効性のためではなく、知的財産権行使のための法的地位のためであった。

第18.37条：特許可能な主題

第2項

Q15. 既知の物の新たな用途、又は、既知の物を使用する新たな方法のうちいずれかの発明について、特許が与えられ得ることに関する規定があるか。旧法（2018年5月18日改正法と2010年6月29日改正法）においては、産業財産法第19条第8項が上記に関する規定であると認識している。この認識は正しいか。もし正しいのであれば、現行法において産業財産法第19条第8項が削除されている理由はなにか。

- 産業財産法 第45条第1項
ご理解の通りである。CPTPPに準拠するために削除された。

第3項

Q16. 産業財産法第12条には、

「その内容が公序良俗に反する場合又はその方式が法の規定に違反する場合は、本法の適用を受ける個人又は法人に対し、特許、登録又は認可の何れも付与されず、また公報での公告も認められない。」

と規定されている。

ここでいう「その方式が法の規定に違反する場合には、特許登録を認めない」という規定について、具体的にどのような場合であるかを教えていただきたい。

仮に上記が、「国の法令によって当該発明の実施が禁止されているような場合」であれば、産業財産法第12条は、CPTPP第18.37条第3項但し書きに反する虞がないか。

- 法律に反する特許は認められない。これにはメキシコのすべての法秩序が含まれる。
- いいえ、産業財産法第12条は、違法とみなされる利用を意味するものではなく、特許付与のために適用されるものである。

第4項

Q17. CPTPP第18.37条第4項を担保する規定は、産業財産法第49条であると認識している。この認識は正しいか。上記の規定以外に、CPTPP第18.37条を担保する規定があれば、教えてほしい。

- その理解は正しい。CPTPP 第 18.37 条を担保する産業財産法の条項は他にない。

第18.39条：特許の取消

Q18. メキシコ産業財産法第154条に記載される登録特許の無効理由に含まれる事項については、第1項（第47条：発明該当性、第48条：新規性、進歩性、産業上利用可能性）、第2項、第3項（第96条：記載要件）、第4項（第100条：分割要件違反）、第5項（第116条：新規事項の追加）、第7項（第50条：二重特許）、第8項（第38条：冒認出願、共同出願違反）であり、他方、メキシコ産業財産法第110条、メキシコ産業財産規則第42条によると、第1項、4項は、それぞれ特許出願の拒絶理由でもある。

この認識は正しいか。これ以外に、特許出願の拒絶理由はあるか。根拠とともに教えてほしい。

- はい、その理解は正しい。それ以上の特許出願が拒絶される理由はない。

第18.42条：特許出願

Q19. 先に出願された冒認出願（patent application filed by the applicant for the patent does not have the right to be granted a patent for the invention claimed in the application）によって、真の発明者によって出願された他の出願はどのように取り扱われるか（先願主義や新規喪失の例外との関係）。また、上記の2つの出願が、同日出願の場合についても教えていただきたい。

- 産業財産法 第38条第2段落
- e) 先願主義は、最初の発明者が他の発明者よりも先に出願する場合に適用される。
- f) 2つの出願が同日に提出された場合、提出された時刻を考慮すべきである。

第18.45条：公開特許出願及び付与特許に関する情報

Q20. 産業財産規則第18条によれば、特許出願に関連する調査及び審査の結果は閲覧できると認識しているが、それは正しいか。また、以下のウェブサイトから、メキシコにおける特許公報や意匠公報の情報が閲覧できるか。さらに、（1）出願人から産業財産権庁（IMPI）への秘密でない連絡、（2）出願人及び関係する第三者が提出した特許文献又は非特許文献の列記を閲覧することは可能か。

SIGA (工業所有権情報システム)

<https://sigi.impi.gob.mx/>

- はい、あなたの理解は正しい。
- はい、vidoc.impi.gob.mx を通して可能である。
- いいえ、それらの文書を見ることはできない。

Q21. CPTPP第18.45条を担保する規定は、産業財産規則第18条であると認識している。この認識は正しいか。上記の規定以外に、CPTPP第18.45条を担保する規定があれば、教えてほしい。

- はい、あなたの理解は正しい。
- いいえ、それ以上の規定はありません。

Q22. 特許出願関連書類に関して、通常非公開であるが公開請求により公開が可能な書類はなにか。請求手続きについての方法を示すサイトURLを教えてほしい。

- 特許が付与された場合のみ、すべての文書が公開される。一般に公開する手続きは存在しない。機密文書を公開する手続きも存在しない。

第18.55条：保護

Q23. 以下の認識は正しいか。

産業財産法では、部分意匠の明示的な規定はないが、2018年のCPTPP加盟前から、実質的に少なくとも一部の部分意匠の保護を認めているようである。旧法である産業財産法（2018年改正法、2010年改正法）の第31条、現行法である産業財産法（2020年改正法）の第68条が、部分意匠の保護に関する規定と認識している。

- 第68条が意匠の部分的保護を規定していることについては、そのとおりである。

Q24. 2018年のCPTPP加盟のために、部分意匠を導入する法改正は行われたか。もし行われたのであれば、いつ行われた法改正か。

- それ以上の改正は行われていない。

第18.76条：国境措置に関する特別要件

第1項

Q25. 産業財産法第344条によって、IMPIが行政処分手続きとして国境措置を行えるようになったと認識している。この認識は正しいか。

- はい、あなたの理解は正しい。

Q26. 産業財産法第387条は、2020年の改正法（現行法）によって、導入された規定か。

- はい、その通りだ。

Q27. CPTPP第18.76条第1項において、税関による著作権侵害品の輸出・輸入時の留置を担保する規定は、関税法第144条XXXVIIであると認識している。この認識は正しいか。上記の規定以外に、CPTPP第18.76条第1項において、税関による著作権侵害品の輸入時の留置を担保する規定があれば、教えてほしい。

- はい、あなたの理解は正しい。
- いいえ、それ以上の規定はない。

第2項

Q28. 不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品に関しては、CPTPP第18.76条第2項を担保する規定は、産業財産法第331条であると認識している。この認識は正しいか。上記以外に、特に著作権侵害品に関して、CPTPP第18.76条第2項を担保する規定があれば、教えてほしい。

- はい、あなたの理解は正しい。
- いいえ、それ以上の規定はない。

第3項

Q29. 不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品に関しては、CPTPP第18.76条第3項を担保する規定は、産業財産法第345条であると認識している。この認識は正しいか。上記以外に、特に著作権侵害品に関して、CPTPP第18.76条第3項を担保する規定があれば、教えてほしい。

- はい、あなたの理解は正しい。
- いいえ、それ以上の規定はない。

第4項

Q30. CPTPP第18.76条第4項を担保する規定は、関税法第148条と第149条であると認識している。この認識は正しいか。上記以外に、CPTPP第18.76条第4項を担保する規定があれば、教えてほしい。

- はい、あなたの理解は正しい。
- それ以上の規定は存在しない。

第5項

Q31. IMPIや税関の職権により、著作権侵害品をその輸出又は輸入時に留置できる規定があるか。

- メキシコの法律には、著作権侵害品を輸出入する際に IMPI や税関が**職権**で留置することを認める規定はない。

Q32. 著作権侵害品の輸出を禁止する規定があるか。

- 著作権侵害品の輸出自体を禁止する規定はないが、著作権侵害品の販売を禁止する一般的な規定は適用される。もう一つの問題は、国境措置手続が海賊版著作権商品の輸入にのみ適用されることである。

Q33. CPTPP第18.76条第5項を担保する規定は、不正商標物品については、産業財産法第344条、第386条第17項、第387条、関税法第144条XXXVII. であると認識している。この認識は正しいか。上記の規定以外に、特に著作権侵害品に関して、CPTPP第18.76条第5項を担保する規定があれば、教えてほしい。

- あなたの理解は正しい。CPTPP 協定の義務を履行する条項は他にはない。

Q34. 産業財産法第387条は、2020年11月5日改正法によって導入された規定か。回答がNoの場合、2010年6月29日改正法に記載されているか。2番目の質問の回答がNoの場合、導入された時期はいつか。

- 工業所有権の保護に関する新連邦法とともに2020年に導入された。

Q35. 産業財産法第344条第6項に記載される「輸入、輸出、輸送又は該当する場合」には、CPTPP第18.76条第5項に規定される「通過物品」が含まれると解釈できるか。

- 両規定において「通過」は同じ意味であるため、そのような解釈は可能である。したがって、産業財産法第344条はCPTPP協定に準拠している。

第6項

Q36. CPTPP 第 18.76 条第 6 項を担保する規定は、産業財産法第 329 条、第 331 条、第 336 条、第 342 条、及び、第 344 条であると認識している。この認識は正しいか。上記の規定以外に、CPTPP 第 18.76 条第 6 項を担保する規定（特に著作権に関する規定）があれば、教えてほしい。

- あなたの理解は正しい。著作権には特別なルールはなく、産業財産権に関するルールが著作権の権利行使に用いられている。

質問 37： 不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品、著作権侵害品に関する国境措置について、侵害の認定を行った後に、罰則規定である産業財産法第 402

条が適用されるか。第 402 条は、対象となる商標、輸出の規定がないこと、親告罪であること等に関して、第 329 条、第 344 条、第 386 条の規定と異なると認識している。この認識は正しいか。

- 第 402 条は商標権侵害の刑事訴追にのみ適用されます。著作権侵害の刑事訴追については、刑法に対応する規定がある。

第 402 条は刑事手続きに適用されるものであり、第 329 条、第 344 条、第 386 条が規定する行政手続きには適用されない。

第 7 項

Q38. CPTPP 第 18.76 条第 7 項を担保する規定は、産業財産法第 366 条、関税法 144 条 XXVIII であると認識している。この認識は正しいか。上記の規定以外に、CPTPP 第 18.76 条第 7 項を担保する規定があれば、教えてほしい。

- あなたの理解は正しい。これ以上の規定はない。

第 8 項

Q39. CPTPP 第 18.76 条第 8 項（税関における差止から廃棄処分までの手続きに関連して、申立てに係る手数料、保管料又は廃棄費用を設定し、又は決定する場合には、これらの料金は、当該手続の利用を不当に妨げる額に定めてはならないこと）に関する規定はあるか。また、上記の料金に関して、具体的に設定されている価格が公表されていれば、教えてほしい。

- メキシコの法律には CPTPP 協定第 18.76 条第 8 項に準拠する規定はない。

第 9 項

Q40. 不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品、著作権侵害品に関する国境措置について、小型貨物で送られる商業的な性質の物品については、どのように取り扱われるか。それらの取り扱いに関する根拠規定があれば、教えてほしい。

- 小型貨物に関する特別な規則はない。したがって、国境措置に関する一般規則が適用される。これは、税関が商標および著作権を記録することで、輸入品に不正商標物品や著作権侵害品が含まれていないことを監督できるおかげで可能となっている。

Q41. 不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品、著作権侵害品に関する国境措置について、旅行者の手荷物に含まれる非商業的な物品については、どのように取り扱われるか。それらの取り扱いに関する根拠規定があれば、教えてほしい。

- 旅行者の手荷物に含まれる非商業的性質の商品については、規則も取り扱いもない。

3. 統計に関する質問

第 18.14 条：特許協力および業務分担関連

Q42. 特許出願（或いは審査請求）から最初のOffice Actionまでの期間に関する統計データ（2010年以降）があれば、教えてほしい。

- 統計データはない。

Q43. 特許出願（或いは審査請求）から登録までの期間に関する統計データ（2010年以降）があれば、教えてほしい。

- 統計データはない。

第18.22条：関連する著名商標

Q44. 実際に周知商標を理由とする商標登録出願の拒絶の数や登録商標の無効の数が増加しているか。その数を確認する方法があるか。

- 統計データはない。

第18.37条：関連する特許可能な主題

Q45. 既知の製品の新たな用途に関する出願件数及び登録件数の統計データがあれば、教えてほしい。

- 統計データはない。

第18.38条：猶予期間関連

Q46. 特許出願の際のグレースピリオド（新規性喪失の例外規定）の利用件数について、統計データがあれば、教えてほしい。

- 統計データはない。

第18.44条：関連特許出願の公開

Q47. 特許出願の早期公開件数の統計データがあれば、教えてほしい。

- 統計データはない。

第18.46条：不合理な付与機関の遅延に関連する特許期間の調整

Q48. 特許期間調整(PTA)が適用された特許権の数の統計データがあれば、教えてほしい。

- 統計データはない。

Q49. 特許出願の早期審査件数と出願から登録までの期間に関する統計データがあれば、教えてほしい。

- 統計データはない。

第18.55条：保護関連

Q50. 部分意匠の出願数と登録数の統計データがあれば、教えてほしい。

- 統計データはない。

第18.76条：国境措置に関する特別要件 関連

第1項

Q51. 不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品若しくは著作権侵害物品の税関での留置数に関する統計データがあれば、教えてほしい。

- 統計データはない。

第4項

Q52. 税関が権利者に対し、不正商標物品若しくは著作権侵害物品の荷送人、輸出者、荷受人又は輸入者の氏名又は名称及び住所、当該物品に関する記述、当該物品の数量並びに当該物品の原産国等について通知する実際の期間に関する統計データがあれば、教えてほしい。

- 統計データはない。

第6項

Q53. 税関による不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品若しくは著作権侵害の疑いのある物品の留置手続開始後、侵害の認定までにかかる期間に関する統計データがあれば、教えてほしい。

- 統計データはない。

第7項

Q54. 税関で差し止めされた物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行った後、当該物品の廃棄が命じられた件数に関する統計データがあれば、教えてほしい。

- 統計データはない。

以上

メキシコにおける CPTPP に関する質問票への回答に対する追加質問

1. 知的財産権と国境措置に関する法律

追加質問はない。

2. CPTPP 規制関連条項の実施状況

以下の問12、問19、問23、問37以外の質問はない。

第18.23条：審査、異議申立て及び取消しの手続的側面

Q12.商標登録の取消手続における行政判断は、理由を付して書面で行わなければならないという要件について、規定があれば教えてください。具体的な規定がない場合、商標登録の取消手続における行政判断の手続と実際の運用について教えてください。

- 連邦工業所有権法
第330条、第331条、第342条

追加質問1.

この質問（Q12）は、行政上の決定には理由を付し、書面で行うことを要求する法的根拠を問うものである。工業所有権法第330条および第331条は、行政宣言の申請に関するものであると理解している。また、工業所有権法第342条は行政上の決定に関するものであるが、行政上の決定に理由を付し、かつ、書面を作成すべきであるという要件は記載されていないと理解している。もし、上記の理解が正しいのであれば、行政判断に理由を付し、書面を作成することを要求する法的根拠を提示していただきたい。

法的根拠はメキシコ憲法第16条にあり、政府の決定や命令はすべて文書で、その理由とともに行わなければならないと定められている。

第18.42条：特許出願

Q19.先願主義及び新規性喪失の例外規定の観点から、先願の特許出願人が出願した発明について特許を受ける権利を有しない場合、真の発明者が出願した特許出願はどのように扱われるのでしょうか。また、上記2つの出願が同日に出願された場合についても教えてください。

- 連邦工業所有権法
第38条第2項

- g) 先願主義は、最初の発明者が他の発明者よりも先に出願する場合に適用される。
- h) 2つの出願が提出された場合、提出された時刻を考慮すべきである。

追加質問2.

Q19の回答は、あくまで先願主義に基づいていると理解している。改めて確認させていただきたい。

Q2-1.異なる出願人が同一の発明を主張して2件の特許出願をした場合、真の発明者（出願人）による後願の特許出願は、出願人がその発明について特許を受ける権利を有しない先願の特許出願によってどのように扱われるか。

Q2-2.同一の発明について出願人が異なる2つの特許出願があった場合、出願人がその発明について特許を受ける権利を有しない先願（先願）が公開された後に、真の発明者による後願の特許出願がされたときは、真の発明者（出願人）による後願の特許出願はどのように取り扱われるか。

後の出願は、新規性の欠如と先行出願の存在により、IMPIによって拒絶されるべきである。

第18.55条：保護

Q23.以下の理解で合っているか？

工業所有権法には部分意匠に関する明確な規定はないが、2018年のCPTPP加盟以前から、工業所有権は少なくとも一部の部分意匠の保護を実質的に認めているようである。旧工業所有権法第31条（2018年および2010年改正）および現行工業所有権法第68条（2020年改正）が部分意匠の保護を規定していると理解している。

- 第68条が意匠の部分的保護を規定していることについては、そのとおりである。

追加質問 3.

旧工業所有権法（2018年改正、2010年改正）第31条で、部分意匠の保護が事実上認められているという意見があるようである。この点についてどのように考えるか。

旧工業所有権法第31条は、現行法第68条と同様の文言である。そのため、部分的な保護が認められていた。

第18.76条：国境措置に関する特別要件

第6項

質問 37：模倣品、紛らわしい商標または著作権の海賊版と疑われる商品に関する国境措置に関して、産業財産法第 402 条は罰則規定であり、侵害の認定後に適用されるのか。402 条は、1) 対象となる商標、2) 輸出規定がないこと、3) 起訴するために被害者からの正式

な告訴を必要とする犯罪に関連している点で、329 条、344 条、386 条の規定とは異なる
と理解している。この理解でよいか。

- 第 402 条は商標権侵害の刑事訴追にのみ適用される。著作権侵害の刑事訴追については、刑法に対応する規定がある。

第 402 条は刑事手続きに適用されるものであり、第 329 条、第 344 条、第 386 条が規定する行政手続きには適用されない。

追加質問 4.

Q4-1.

1) 税関が国境措置を取るためには、権利者は IMPI に苦情を申し立てなければならないのか。2) 税関が国境措置を取るためには刑事手続が必要であると聞いたが、正しいか。3) 1) において、IMPI が侵害を認定した場合、罰則（商標については 402 条）が適用されるか。

Q4-2.

日本企業が、①商標権、②著作権に基づき、メキシコ税関で輸入差し止め措置をとる場合、具体的にどのような選択肢（IMPI、検察庁、税関）があり、それぞれどのような手続きになるのか。日系企業からは刑事手続が煩雑であると聞いているが、実態を把握したい。

Q4-1

- 4) はい、権利者は IMPI または連邦検察総局（Attorney's General Office (Fiscalía General de la República, FGR)）に苦情を申し立てなければならない。
- 5) はい、国境措置のために刑事手続を利用することができる。
- 6) いいえ、侵害には特定の罰則がある。刑事手続は独立して行われる。

Q4-2

国境措置は IMPI および FGR を通じて申請することができ、これらの当局は税関に国境措置を課し、輸入を停止するよう要請する。

知的財産権の問題を起訴することに関心がなかったため、連邦検察総局を通じて国境措置を申請することは困難だった。しかし、政権が交代してからは、そのような困難は減少すると期待している。

以上

メキシコにおける CPTPP に関する質問票への回答に対する追加質問 2

1. 知的財産権と国境措置に関する法律

次の質問Q3以外の質問はない。

Q3.メキシコにおける 2018 年の関税法改正の目的の 1 つは、税関当局の違法輸入の取り締まり権限の強化であり、特に第 144 条の改正によって、知的財産権侵害が疑われる商品を税関で差し止める権限を税関に与えられたと承知しているがこの理解は正しいか。また、この差し止めを実施する場合に、権利者からの差し止めの申し立てが必要か。或いは、権利者からの差し止めの申し立てがなくても、税関は職権で差し止めを行うことができるか。

- あなたの理解は正しい。関税法第144条は、知的財産権侵害の疑いのある物品を留置する税関当局の権限の法的根拠である。この留置を執行するには、行政または司法当局による決議が必要であり、知的財産権保有者が申請しなければならない。税関による留置は職権ではできない。

追加質問1-1.

「知的財産権者が申請しなければならない」とは、法律上、知的財産権者から申請しなければならないということか、それとも実務上、留置をするためには知的財産権者から申請しなければならないということか。

実務上、留置を執行するためには知的財産権者からの申し立てが必要ということである。

追加質問1-2.

工業所有権法第 329 条及び第 344 条並びに関税法第 144 条が商標権侵害品に適用され、IMPI は法に従い、税関と協力して職権による留置を開始できると理解している（Q1 の 2 つの考え方のうち後者）。

はい、IMPI は職権で侵害手続きが提起された場合、税関に留置を求めることができる。

追加質問1-3.

Q31、Q32 の回答は承知しているが、産業財産法第 329 条、第 344 条、関税法第 144 条が著作権侵害品にも類推適用され、職権で留置を適法に開始することができると考えることは可能か。

はい、可能である。IMPI は、職権で著作権侵害手続きを提起する権限を有する。

2. CPTPP 規制関連条項の実施状況

次の質問Q32以外は、質問はない。

Q32.著作権侵害品の輸出を禁止する規定はあるか？

- 著作権侵害品の輸出自体を禁止する規定はないが、著作権侵害品の販売を禁止する一般的な規定は適用される。もう一つの問題は、国境措置手続が海賊版著作権商品の輸入にのみ適用されることである。

追加質問2.

この回答の根拠となる規定は著作権法第235条か？この質問に対する回答が「はい」である場合、著作権法第27条によれば、著作権法第235条の「取引に関する侵害の場合（tratándose de infracciones en materia de comercio）」は輸入にのみ適用されると理解している。この理解は正しいか。

はい、著作権法第235条がこの回答の法的根拠である。

はい、輸入品にのみ適用される。

以上

カナダにおける CPTPP に関する質問票

1. 知的財産権・国境措置に関する法律

Q1. 2018年10月25日、カナダ上院は「カナダ、オーストラリア、ブルネイ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム間の環太平洋パートナーシップに関する包括的かつ先進的な協定を実施するための法律」（法案C-79）を可決し、この法案は勅許を受け、法律となった。

<https://www.parl.ca/DocumentViewer/en/42-1/bill/C-79/royal-assent>

CPTPP実施法案C-79において、商標法第53条第1項および第53.1条第1項が改正点として挙げられている。この改正は、CPTPP協定第18.76条第4項に関連する改正である、と理解している。この理解は正しいか。また、これらの条文（商標法第53条第1項及び第53.1条第1項）は、少なくとも2008年12月30日改正の商標法に既に規定されていると理解している。この理解は正しいか。上記2つの質問に対する回答がいずれも「はい」である場合、商標法第53条第1項および第53.1条第1項がCPTPP実施法C-79に記載されている理由を教えてください。

A1. CPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条と第18条は、商標法第53条第1項と第53.1条第1項を改正し、カナダに輸入される「紛らわしいほど類似した」商標商品の留置を認めている。商標法第53条第1項および第53.1条第1項は2008年12月30日に施行されていたが、当時の条文はCPTPP実施法によって導入された改正版とは異なる。

参照：

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/20080131/P1TT3xt3.html>

<https://www.parl.ca/DocumentViewer/en/42-1/bill/C-79/royal-assent>

<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html> （セクションI (2) Canadian Legislation)

2. CPTPP 規定に関する規定の履行状況

第18.9条：透明性

Q2. 商標、地理的表示、意匠、特許、植物品種権の出願、またはこれらの登録された権利に関する情報をインターネット上で公開する規定はありますか。

A2.

商標と地理的表示

商標法第26条第1項には、商標および各登録商標に関する移転、放棄、修正、判決、命令の登録簿は、登録官の監督下に置かれなければならないと規定されている。

商標法第26条第2項には、登録簿には各登録商標について以下の事項を記載しなければならないと規定されている：

- (a) 登録日
- (b) 登録出願の概要
- (c) 出願とともに又はその後に提出され、商標の権利に影響を及ぼす、すべての書類の概要；
- (d) 各更新記録の詳細
- (e) 名称および住所の各変更の詳細
- (f) 商標が登録されている商品又は役務の名称をニース分類の区分に従ってグループ化され、各グループの前にその商品又は役務のグループが属するニース分類の区分の番号を付し、ニース分類の区分の順序で表示したもの。
- (g) 本法又は規則が記載を要求するその他の事項。

商標法第29条第1項には、登録官が定める時期及び方法により、以下のものが公衆の利用に供されなければならないと規定されている：

- (a) 登録簿
- (b) 放棄されたものも含む、すべての商標登録出願；
- (c) 第11. 12(1)に基づき保管される地理的表示のリスト；
- (d) 第9項(1)(n)に基づいて行われたすべての請求。
- (e) 登録商標、商標登録出願、第9項(1)(n)に基づく請求、及び第11. 13条に基づく異議申立手続に関して登録官に提出されたすべての書類。

商標法によれば、商標とは、(a) 他人の商品または役務と区別する目的で、または区別するように、人によって使用され、または使用されることが提案されている標識または標識の組み合わせ、または(b) 証明マークを意味する。また、商標法によれば、標識には、単語、人名、デザイン、文字、数字、色彩、形象要素、立体形状、ホログラム、動

画、商品の包装形態、音、香り、味、質感、標識の位置が含まれる。

参照：

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/FullText.html>

カナダ商標データベース：

[Search - Canadian Trademarks Database - Intellectual property and copyright - Canadian Intellectual Property Office - Innovation, Science and Economic Development Canada](#)

意匠

意匠法第3条第1項では、大臣は工業意匠登録簿と呼ばれる登録簿を保管させなければならないと規定されており、工業意匠登録簿には意匠法に基づいて登録された意匠に関する所定の情報及び陳述が記載される。

参照：

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/i-9/FullText.html>

参照：カナダ意匠データベース

[Basic search - Canadian Industrial Designs Database - Canadian Intellectual Property Office - Intellectual property and copyright - Innovation, Science and Economic Development Canada](#)

特許

特許に関連する情報は、特許法により一般に公開されている。特許法第10条第1項は、カナダ知的所有権庁(CIPO)が保有する全ての特許、特許出願、及び関連文書を、守秘期間及び所定の条件に従い、一般に閲覧可能とすることを規定している。特許出願は、出願人がより早い公開を要求しない限り、出願日または第10条第2項に基づく最も早い優先日から18ヶ月後にオンラインで公開される。付与された特許も一般に公開されます。この情報はCIPOが管理するカナダ特許データベースを通じて入手できる。

参照：

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-4/section-10.html>

参照 カナダ特許データベース：

<https://www.ic.gc.ca/opic-cipo/cpd/eng/introduction.html>

植物の品種

植物育種家権利局（The Plant Breeders Rights Office : PBRO）は、植物育種家の権利に関する情報を掲載した植物品種ジャーナルを発行している。同誌は四半期ごとに配布される。同誌は、すべての利害関係者が品種に関する情報を確認し、識別性、均一性、安定性の要件、または法のその他の要件が満たされていないと感じた場合、公表された出願／明細書の特定事項に異議を唱える機会を提供する。

参照：

<https://inspection.canada.ca/en/plant-varieties/plant-breeders-rights/plant-varieties-journal>

参照 植物品種データベース：

https://active.inspection.gc.ca/netapp/regvar/regvar_lookupe.aspx

第18.18条：商標として登録可能な標識の種類

Q3. 商標法において、CPTPP協定発効後の2019年6月17日の改正法では、標識の定義として音商標と香り商標が明記されたと理解している。この理解は正しいか。一方、出願統計によれば、CPTPP発効前（2018年12月30日）から、音商標の商標権は存在していたと理解している。CPTPP発効前（2018年12月30日）に、商標規則（2018年10月30日改正）で音の商標が規定されていたと理解している。音商標や香り商標は商標権の対象として認められていたか。この質問に対する回答が「はい」である場合、音商標と香り商標はいつ商標権の主題として認められたのか。

A3. 2019年6月17日に施行された改正商標法において、商標保護の対象となり得る標識の定義に音商標と香り商標が含まれた。ただし、音の商標は2012年3月28日から認められていた。香りの商標は、2019年6月17日の改正商標法施行まで認められていなかった。

参照：

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/20190617/P1TT3xt3.html>

<https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/trademarks/practice-notices/archived-trademark-consisting-sound>

第18.19条： 団体標章および証明標章

Q4. カナダには団体商標に関する明確な規定はないようである。CPTPP協定第18.19条の義務を満たす規定はあるか。

A4. CPTPP協定第18.19条の義務を履行する規定があるかどうかについては、公開資料には具体的な記載がない。カナダ政府は、2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、CPTPP協定第18.19条を実施するためのカナダによる措置は必要ないとの立場をとっている。

参照：

<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

第18.20条：同一または類似の標識の使用

Q5. CPTPP第18.20条において、「第三者が当該権利者の登録された商標に係る物品又はサービスに関連する物品又はサービスについて同一又は類似の後に“地理的表示”となったものを商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを定める」ことを担保する規定はなにか。商標法第11.13条は当該規定として適切か。

A5. CPTPP協定第18.20条の義務を履行するためにどのような規定が意図されているのかについて、公の資料には具体的な記載がない。カナダ政府は、2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明で、CPTPP協定第18.20条を実施するためにカナダが取るべき措置はないという立場をとっている。しかし、この義務を果たす規定は商標法第19条と第20条であると思われる。

参照：

<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

第18.22条：広く認識されている商標

Q6. 商標法には広く認識されている商標に関する規定はないと理解している。この理解は正しいか。正しい場合、カナダはCPTPP協定第18.22条の義務をどのように履行するのか。

A6. 商標法には、広く認識されている商標に関する具体的な規定はない。カナダがCPTPP

協定第18.22条の義務をどのように履行するつもりかについて、公的資料には具体的な記載がない。カナダ政府は、2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明で、CPTPP協定第18.22条を実施するためにカナダが取るべき措置はないとの立場をとっている。

参照：

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/FullText.html>

<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Q7. 上記の質問と重複するかもしれないが、広く認識されている商標（登録・未登録を問わず）と非類似の商品・役務について、当該広く認識されている商標の存在を理由に商標登録出願を拒絶したり、登録商標を無効としたりできる規定はあるか。また、当該広く認識されている商標と非類似の商品・役務について、第三者が広く認識されている商標（登録商標又は未登録商標）を使用することを禁止する規定はあるか。

A7. 商標法には、広く認識されている商標に関する具体的な規定はない。

第18.25条：商品とサービスの分類

Q8. CPTPP協定第18.25条の義務を果たす規定は、商標法第6条であると理解している。この理解は正しいか。上記以外に、CPTPP協定第18.25条の義務を履行する規定があれば教えてほしい。

A8. CPTPP協定第18.25条の義務を履行するために、どのような規定が意図されているのかについて、公表された資料には具体的な記述がない。カナダ政府は、2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明で、CPTPP協定第18.25条を実施するためにカナダが取るべき措置はないという立場をとっている。

さらに、商標法第30条第3項には、商標出願における商品又は役務は、ニース分類の区分に従ってグループ化され、各グループの前に、その商品又は役務のグループが属するニース分類の区分の番号が付され、ニース分類の区分の順序で表示されると規定されている。

参照：

<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/FullText.html>

第18.27条：使用権を記録しないこと

Q9. カナダは、CPTPP協定第18.27条(a)及び(b)に記載されている状況では、使用権の記録を要求していないと理解してる。この理解は正しいか。また、過去にCPTPP協定第18.27条(a)及び(b)の状況において、使用権の記録が要求された事実はあるか。

A9. カナダは、商標ライセンスの有効性を立証するために商標ライセンスを記録することを義務付けておらず、義務付けたこともない。また、商標の取得、維持、行使に関連する手続において、ライセンシーによる商標の使用が保有者による使用とみなされるための条件としても義務付けておらず、義務付けたこともない。

第18.37条：特許を受けることができる対象

第3項

Q10. 特許庁実務マニュアル（MOPOP）には、以下のように規定されている。

“生きている人間または動物に対する手術または治療の方法または工程は、特許法第2条に規定される発明の意味の範囲内とはみなされない。”（17.03.02）、及び

“カナダ最高裁判所は、高等生命体は、特許法第2条に規定される発明の定義に含まれる製造物でも組成物でもないという理由で、特許性から除外されると判断した。”

（17.03.03）

これらの規定または最高裁判所の判例は、CPTPP協定第18.37条第3項の義務を果たしているか？上記以外に、CPTPP協定第18.37条第3項の義務を果たす規定があれば教えてほしい。

また、CPTPP協定第18.37条において、“ただし、その除外が、単に当該締約国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われるものでないことを条件とする。”という部分の義務を、どのように果たしているか。

A10. MOPOPの第17.03.02条および第17.03.03条が、CPTPP協定第18.37条3項の義務を履行することを意図しているかどうかについて、公開資料には具体的な記載はない。その他の規定が、CPTPP協定第18.37条3項を履行することを意図しているかどうかについて、公開資料には具体的な記載はない。

CPTPP第18.37条には次のように書かれている：

- 1 各締約国は、3及び4の規定に従うことを条件として、新規性、進歩性及び産業上の

利用可能性（注）のある全ての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について特許を取得することができるようにする。

注この節の規定の適用上、締約国は、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」の用語を、それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するものとみなすことができる。各締約国は、進歩性又は自明のものではないことに関する判断に当たり、請求の範囲に記載されている発明が、当該技術分野の専門家又は当該技術分野における通常の技能を有する者にとって先行技術からみて自明のものであったかどうかを検討する。

2 各締約国は、3 及び 4 の規定に従うことを条件として、かつ、1 の規定に適合する方法で、少なくとも既知の物の新たな用途又は既知の物を使用する新たな方法のうちいずれかとして請求の範囲に記載されている発明について特許が与えられることを確認する。締約国は、当該新たな方法について、当該物の用途自体を請求の範囲に記載していないものに限定することができる。

3 締約国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること（人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し、又は自然若しくは環境に対する重大な損害を回避することを含む。）を目的として、商業的な実施を自国の領域において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に当該締約国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われるものでないことを条件とする。締約国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

(a) 人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法

(b) 微生物以外の動物並びに非生物学的な方法及び微生物学的な方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法

4 締約国は、また、微生物以外の植物を特許の対象から除外することができる。もっとも、各締約国は、1 の規定に適合する方法で、かつ、3 の規定に従うことを条件として、少なくとも植物に由来する発明について特許が与えられることを確認する。

特許庁実務マニュアルの規定、特許法及び特許規則の規定、並びに最高裁判所の判断は、全体を読めば、18.37条を遵守しているように見える。カナダ政府は、2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明で、CPTPP協定第18条を実施するためにカナダが取るべき措置はないとの立場をとっている。

参照：

<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

第4項

Q11. 特許庁実務マニュアル（MOPOP）には、以下のように規定されている。

“特許法第2条の目的上、生命体は、法学的見地から低次生命体（法定）と高次生命体（非法定）に分けられ、その区別は一般に、生命体が単細胞（低次）か多細胞（高次）かという点にある。低次の生命体は、（化学化合物がどのように調製されるかに類似する）大量生産が可能であり、測定可能な量であれば一様な性質や特性を有するほど大量に形成されるため、一般に「製造物」または「物質組成物」として第2条の適用範囲に含まれるとみなされる。高次生命体は特許法第2条の範囲に含まれない。”

(23. 02. 01)

“生体分子は化学化合物であり、核酸、ポリペプチド、タンパク質及びペプチドに対するクレームは、したがって、法定事項に関するものである。” (23. 02. 04)

MOPOPの（23. 02. 01）と（23. 02. 04）は、CPTPP協定第18. 37条第4項の義務を果たしているか。また、上記以外にCPTPP協定第18. 37条第4項の義務を果たす規定があれば、教えてほしい。

A11. A10で示したように、特許庁実務マニュアルの規定、特許法および特許規則の規定、カナダ最高裁判所の判決は、第18. 37条を遵守しているように見える。しかし、MOPOP（23. 02. 01）および（23. 02. 04）が、CPTPP協定第18. 37条第4項の義務を履行しているかについては、公開資料には具体的な記載がない。その他のいかなる条項が、CPTPP協定第18. 37条第4項を履行するためのものであるかについては、公開資料には具体的な記載がない。カナダ政府は、2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明で、CPTPP協定第18条を実施するためにカナダが取るべき措置はないという立場をとっている。

参照：

<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

第18. 39条：特許の取消

Q12. カナダ特許法は再審査制度を定めていますが、特許無効制度を定めていないと理解している。この理解は正しいか。

カナダでは、特許権の有効性が裁判所で争われると聞いているが、その場合の無効の根

抛は何か？特許法に記載されているか。また、カナダでの特許無効に関する判決は、第三者に何らかの影響を与えるのか。

A12. カナダの特許は、再審査またはカナダ連邦裁判所での弾劾手続によって無効にすることができる。

再審査

特許権者を含む何人も、1989年10月1日以降に付与された特許の1つまたは複数の請求項について、特許審判部による再審査を請求することができる。再審査請求は、発行された特許の存続期間中いつでも行うことができる。再審査は以下の条文に従う。特許法第48.1条から第48.5条。

再審査は、特許クレームを再検討する機会であり、弾劾手続きに代わるものである。弾劾手続きに比べ、再審査には、生証人による反対尋問や事実問題の検証は行われない。

詳細な手続は特許庁実務マニュアルの第30章に記載されている。

https://s3.ca-central-1.amazonaws.com/manuels-manuals-opic-cipo/MOPOP_English.html

特許無効

特許の無効は裁判所を通じて行われる。特許の有効性は、特許侵害に対する抗弁として、あるいは特許を弾劾する訴えや反訴として争うことができる。特許法第60条に基づく弾劾訴訟において、特許の無効を宣言する専属管轄権はカナダ連邦裁判所にある。連邦裁判所の決定は、連邦控訴裁判所に上訴することができる。各州の上級裁判所とカナダ連邦裁判所は、特許侵害訴訟を同時に管轄する。

カナダの特許法はすべて法定されている。そのため、無効理由は特許法に以下のように定められている：

- 非特許対象物：特許を受けるためには、発明が特許法第2条に定義される「発明」に該当しなければならない。特許法第27条第8項により、単なる科学的原理や抽象的定理に対して特許を付与することはできない。
- 新規性の欠如：特許を受けるためには、特許法第2条および特許法第28条第2項における「発明」の定義に従って、発明が新規でなければならない。
- 自明性：特許を受けるためには、特許法28条3項により、請求日時点で発明が自明であってはならない。

- 有用性：特許を受けるためには、発明は特許法第2条の「発明」の定義にあるように有用でなければならない。
- 不十分な開示：特許明細書には、特許法第27条第3項に基づき、発明とその動作を完全かつ明確に記載しなければならない。
- 過大なクレーム：特許法第27条第4項により、クレームの範囲を発明または開示された発明よりも広くすることはできない。
- 詐欺または虚偽表示：特許出願には、特許法第53条第1項により、重要な虚偽表示や不作為を含むことはできない。
- 二重特許：特許法36条1項により、クレームは同一出願人が保有する他の特許と重複することはできない。

無効が州裁判所で主張された場合、または連邦裁判所で抗弁としてのみ主張された場合、有効性に関する裁判所の決定は、対人的にのみ、つまり異議を申し立てた当事者に関してのみ適用される。実際には、第三者はその判決を利用して、同じ特許が関係する他の訴訟で無効宣告を求めることができる可能性がある。連邦裁判所において、請求または反訴の申し立てのいずれかによって無効が主張された場合、裁判所の判断が成功すれば、その特許はインレム、つまり、訴訟の当事者だけでなく、すべての人に関して無効となる。

参照：

[https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/p-4/page-9.html#:~:text=Impeachment&text=60%20\(1\)%20A%20patent%20or,instance%20of%20any%20interested%20person](https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/p-4/page-9.html#:~:text=Impeachment&text=60%20(1)%20A%20patent%20or,instance%20of%20any%20interested%20person)

第18.42条：特許出願

Q13. カナダでは、特許法第36条により、同一クレームの発明について複数の特許を付与することは禁止されており、二重特許は禁止されていると解釈されていると聞いている。その理解は正しいか。正しい場合、それらの特許出願は実際にどのように審査されるのか教えてほしい。

A13: はい、カナダでは同一の発明に対して複数の特許を付与することは禁止されてい

る。特許法第36条は、1つの発明について複数の特許を付与することを制限しており、二重特許禁止の法的根拠となっている。

分割出願が強制された場合、二重特許規定による不利益を被ることはない。特許庁が発明の単一性の観点から分割出願を認めた場合、元の特許が認められたという理由のみで、親出願と分割出願のいずれの特許も、無効と見なされたり、攻撃の対象となることはない。

実際には、カナダ知的財産庁（CIP0）の審査官は、出願のクレームと同じ出願人が保有する既存の特許のクレームを比較する。この比較は、開示内容ではなくクレームに焦点を当て、目的論的解釈を用いて明細書および一般的な一般知識に照らして特許請求の範囲の適用範囲を解釈する。新しい出願の特許請求の範囲が既存の特許と「特許上明確に区別できる」ものでない場合、二重特許の欠陥が生じる。重複するクレームが特定された場合、出願人は重複する主題を削除または修正することで、二重特許の欠陥を排除することができる。審査官は、特に同時係属中の出願については、潜在的な欠陥について出願人に通知するが、二重特許が実際の欠陥でない限り（例えば、一方の出願が特許として発行された後など）、認可を遅らせることはない。

MOPOPの第18.06条を参照：

https://s3.ca-central-1.amazonaws.com/manuels-manuals-opic-cipo/MOPOP_English.html#_Toc174082422

Q14. カナダでは、発明者資格は訴訟で確認され、特許出願の審査段階では考慮されないと理解している。この理解は正しいか。

A14. カナダでは、特許規則第54条第1項に基づき、適合する特許出願の一部として、各発明者の氏名、住所、および権利証明書の提出が義務付けられているが、特許庁は審査過程において発明者であることを確認することはない。その代わりに、発明者資格に関する紛争は通常、訴訟で解決される。特許庁は出願人から提供された情報に依拠し、審査中に発明者であることを独自に評価・確認することはない。訴訟において発明者であることの虚偽が証明された場合、特許法第53条第1項により特許が無効になる可能性がある。

特許規則第54条1項参照：

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2019-251/page-6.html#h-1182587>

MOPOP第4.01条参照：

https://s3.ca-central-1.amazonaws.com/manuels-manuals-opic-cipo/MOPOP_English.html#_Toc174082053

MOPOP第4.04条参照：

https://s3.ca-central-1.amazonaws.com/manuels-manuals-opic-cipo/MOPOP_English.html#_Toc174082058

Q15. 上記の回答を踏まえて、先願主義や新規性喪失の例外規定の観点から、特許出願の出願人が特許を受ける権利を有していない状態で、その特許出願に係る発明について先に特許出願がなされた場合、真の発明者による特許出願はどのように取り扱われるか。また、上記2つの出願が同日になされた場合について教えてほしい。

A15. カナダでは、最も早い出願が発明の権利の優先順位を決定する。但し、その出願が特許要件を満たす場合に限られる。発明の権利を持たない人が先に出願を行った場合、真の発明者は訴訟を通じて先の出願または特許に異議を申し立てることができ、無効化につながる可能性がある。

カナダの法律では、真の発明者以外の人物による先行開示については新規性喪失の例外を明示的に認めていない。先行出願が、発明者以外の人物によって不適切に提出されたとしても、公開または認可された場合、特許法の規定に基づき先行技術として扱われ、真の発明者の出願が却下される可能性がある。

同じ日に2つの出願がなされ、その間に矛盾がある場合、特許庁長官はクレームを独立して審査することができる。クレームが重複する場合、特許庁は発明者間の紛争を裁定しないため、権利紛争は訴訟を通じて解決される。特許法第53条第1項に基づき、資格のない者によって不正に出願されたことが証明された場合、裁判所は出願または特許を無効にすることができる。

第18.44条：特許出願の公開

Q16. 特許法第10条第2項に規定する「出願人の承諾がある場合を除き」とは、出願人から早期公開の申出があった場合であると理解している。この理解は正しいか。

A16. 特許法第10条第2項の「出願人の承諾がある場合を除き」という文言により、出願人が明示的に開示を許可した場合、18ヶ月の秘密保持期間満了前に特許出願または関連文

書を開示することができる。特許法第10条第2項に従い、出願人は、秘密保持期間満了前に出願の公開を書面で請求することができる。実務上、これは一般に「早期公開」と呼ばれている。

これにより、より早い時期での閲覧が可能になるかもしれないが、この規定は、早期公開のような正式な手続きに特に言及しているわけでも、それを要求しているわけでもなく、出願人が開示に同意する他のシナリオにも適用される可能性がある。

第18.45条：公開された特許出願及び与えられた特許に関する情報

Q17. 特許法第10条によれば、特許出願に係る調査及び審査の結果を閲覧することができると理解している。この理解は正しいか。

さらに、(1)出願人からCIP0への非機密の通信、(2)出願人及び関連する第三者が提出した特許又は非特許文献のリストを閲覧することは可能か。

A17. 特許法第10条に基づき、特許出願に関連する調査・審査の結果は、18ヶ月の守秘期間終了後、所定の条件に従い、一般に公開される。出願人からカナダ知的財産庁(CIP0)への非機密の通信は、秘密保持期間終了後、一般公開される。出願人または関連する第三者によって提出された特許または非特許文書のリストも、出願人によって機微な個人情報情報を有すると特定されない限り、秘密保持期間が終了すれば、特許庁のデータベース上で一般に閲覧可能となる。さらに、特許出願ファイル上の非機密の通信や文書のコピーは、特許庁に手数料を支払うことで取り寄せることができる。

MOPOPの8.02.05a項を参照のこと。

https://s3.ca-central-1.amazonaws.com/manuels-manuals-opic-cipo/MOPOP_English.html#_Toc174082205

Q18. 特許出願関係書類のうち、通常は非公開であるが、公開請求することにより公開される書類を教えてください。また、公開請求の手順がわかるサイトのURLを教えてください。

A18：特許出願は、出願日から18ヶ月又は最も早い優先日のいずれか早い方の終了後に公開される。第三者による早期公開・早期開示請求の規定はない。

特許出願に関連する文書は、一般に18ヶ月の秘密保持期間前には一般に閲覧されず、公

開請求をしても公開されない。これらの文書は、秘密保持期間の終了後、または特許法第10条に規定されているように出願人が明確に開示を承認した場合にのみ、より早く公開される。出願人が早期公開を承諾することを希望する場合、追加料金の支払いなく、書面で承諾を伝えることができる。この書面による要求は「早期公開 (Early Laid Open)」と呼ばれる。

譲渡記録や所有権移転書類などの特定の書類は、秘密保持期間が終了し、出願が公開された後、特許庁に手数料を支払うことで請求することができる。

MOPOPの8.02.02項を参照のこと

https://s3.ca-central-1.amazonaws.com/manuels-manuals-opic-cipo/MOPOP_English.html#_Toc174082201

MOPOPの8.02.03項を参照のこと

https://s3.ca-central-1.amazonaws.com/manuels-manuals-opic-cipo/MOPOP_English.html#_Toc174082202

文書の請求は以下のリンクから。

<https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/order-ip-documents>

第18.76条：国境措置に関する特別要件

第1項

Q19. 商標法第51.03条に規定する「その（商標の）本質的な部分において識別することができない商標」とは、CPTPP協定第18.76条第1項（特に、類似性の範囲の点で）に規定する「混同を生じさせるほど類似する商標」を意味するか。

A19. 商標法第51.03条に定義される「その（商標が）本質的な部分において区別できない」が、CPTPP協定第18.76条第1項に定義される「混同を生じさせるほど類似する商標」を意味するかどうかについては、公的資料には具体的な記載がない。

2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または

停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている。

参照：

<https://gazette.gc.ca/rp-pr/pl/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

第2項

Q20. CPTPP協定第18.76条第2項の義務を履行する規定は、商標法第51.04条と著作権法第44.02条であると理解している。この理解は正しいか。上記以外にCPTPP協定第18.76条第2項の義務を履行する規定があれば教えてほしい。

A20. 商標法第51.04条および著作権法第44.02条がCPTPP協定第18.76条第2項の義務を果たすことを意図しているかどうかについては、公開資料には具体的な記載がない。しかし、商標法第51.04条と著作権法第44.02条はその義務を履行していると思われる。

2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている。

参照：

<https://gazette.gc.ca/rp-pr/pl/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

第3項

Q21. CPTPP協定第18.76条第3項の義務を履行する規定は、商標法第51.11条、第53.1条、第51.12条、および著作権法第44.09条、第44.1条、第44.12条であると理解している。この理解は正しいか。上記以外に、CPTPP協定第18.76条第3項の義務を果たす規定があれば教えてほしい。

A21. 商標法第51.11条、第53.1条、第51.12条、著作権法第44.09条、第44.1条、第44.12条がCPTPP協定第18.76条第3項の義務を履行するためのものであるかどうかについては、公開資料には具体的な記載がない。

2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている。

参照：

<https://gazette.gc.ca/rp-pr/pl/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

第4項

Q22. CPTPP協定第18.76条第4項の義務を履行する規定は、商標法第51.06条と著作権法第44.04条であると理解してる。この理解は正しいか。上記以外に、CPTPP協定第18.76条第4項の義務を履行する規定があれば教えてほしい。

A22. 商標法第51.06条および著作権法第44.04条がCPTPP第18.76条第4項の義務を履行するためのものであるかどうかについては、公開資料には具体的な記載がない。

2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている。

参照：

<https://gazette.gc.ca/rp-pr/pl/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

第5項

Q23. CPTPP協定第18.76条第5項の義務を履行する規定は、商標法第51.03条、著作権法第44.01条、関税法第101条であると理解している。この理解は正しいか。上記以外に、CPTPP協定第18.76条第5項の義務を履行する規定があれば教えてほしい。

A23. 商標法第51.03条、著作権法第44.01条、関税法第101条がCPTPP協定第18.76条第5項の義務を履行するためのものであるかどうかについては、公開資料には具体的な記載がない。

2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている。

参照：

<https://gazette.gc.ca/rp-pr/pl/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Q24. CPTPP協定第18.76条第5項に規定されている「通貨物品」に関する規定を確認したい。

A24. CPTPP協定第18.76条第5項に規定されている「通貨物品」に関する規定については、公開資料には具体的な記載がない。

2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている。

参照：

<https://gazette.gc.ca/rp-pr/pl/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Q24-1. 商標法第51.03条第1項は、「商品又はそのラベル若しくは包装が、かかる商品に関する登録商標所有者の同意なく当該登録商標と同一である又はその基本的な点に

においてこれと区別することができない商標を付している場合、当該商品を輸入又は輸出してはならない。」と規定している。同条第2項には、この規則の例外が列挙されているが、旧法に列挙されていた以下の条項

「(d) 商品がカナダ国外の場所から別の場所へ輸送される間、カナダ国内で税関の管理下にある場合。」

は2020年改正法で削除された。この理解は正しいか。

上記の認識が正しい場合、登録商標の所有者の同意なしに、登録商標と同一である又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標は、たとえカナダ国内を通過する商品であっても、そのような商品の移動が禁止され、差し止められると理解している。この理解は正しいか。

A24-1. 商標法第51.03条第2項(d)は2020年7月1日に廃止された。そのため、第51.03条第1項の一般規則に対する第51.03条第2項(d)に以前規定されていた例外は、もはや有効ではない。

そのため、第51.03条第1項に規定する禁止事項、すなわち、商品又はそのラベル若しくは包装が、かかる商品に関する登録商標所有者の同意なく当該登録商標と同一である又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標を付している場合、当該商品を輸入又は輸出してはならない、という禁止事項は、カナダ国外から別の場所へ輸送される間、カナダ国内で通関中または積み替え中の状態にある商品にも適用される。

参照：

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/20200701/P1TT3xt3.html>

Q24-2. 著作権法第44条第1項には次のように規定されている。

「著作権の存続する、著作物またはその他の対象の複製物は、以下の場合には輸入または輸出してはならない。

(a) 当該複製物が作成された国における著作権者の同意なく作成された場合。

(b) 著作権を侵害するものであるか、またはカナダで作成されなかったとしても、作成した者がカナダで作成したならば著作権を侵害するものであった場合。

同条第2項には、この規則の例外が列挙されているが、旧法に列挙されている、以下の条項

「(b) 商品がカナダ国外の場所から別の場所へ輸送される間、カナダ国内で税関の管理下にある場合。」

は2020年改正法で削除されたと理解している。この理解は正しいか。

上記の理解が正しい場合、著作権侵害物品は、たとえカナダ国内を輸送中の物品であっても、そのような物品の移動が禁止され、差し止められると理解している。この理解は正しいか。

A24-2. 著作権法第44.01条第2項(b)は、2020年7月1日に廃止された。そのため、第44.01条第1項の一般規則に対する第44.01条第2項(b)に規定されていた例外は、もはや有効ではない。

そのため、第44.01条第1項に規定される禁止事項、すなわち、著作権が存続する著作物またはその他の主題の複製物は、(a)当該複製物が作成された国における著作権者の同意なく作成された場合、及び、(b)著作権を侵害するものであるか、またはカナダで作成されなかったとしても、作成した者がカナダで作成したならば著作権を侵害するものであった場合には、輸入または輸出してはならないという禁止事項は、カナダ国外から別の場所へ輸送される間、カナダ国内で通関中または積み替え中の状態にある商品にも適用される。

参照：

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/20200701/P1TT3xt3.html>

第6項

Q25. CPTPP協定第18.76条第6項の義務を履行する規定は、商標法第51.03条、第51.06条、第53.1条、第53.2条、著作権法第44.01条、第44.04条、第44.12条、第44.2条、第44.4条であると理解している。この理解は正しいか。上記以外に、CPTPP協定第18.76条第6項の義務を果たす規定があれば教えてほしい。

A25. 商標法第51.03条、第51.06条、第53.1条、第53.2条、著作権法第44.01条、第44.04条、第44.12条、第44.2条、第44.4条がCPTPP協定第18.76条第6項の義務を履行するためのものであるかどうかについては、公開資料には具体的な記載がない。

2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第

18. 76条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている。

参照：

<https://gazette.gc.ca/rp-pr/pl/2020/2020-10-17/html/supl-eng.html>

Q26. 不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品、著作権侵害品に関する国境措置について、侵害の認定を行った後に、何らかの罰則規定が適用されるか。適用される場合、それはどのような規定か。

A26. 商標法第51.01条第1項から第51.01条第5項は、不正商標物品の取引に関する犯罪を定めている。第51.01条第6項は、以下のように規定している。

第1項から第5項のいずれかの条項に違反した者は、

(a) 起訴により有罪判決を受けた場合、100万ドル以下の罰金、または5年以下の期間の懲役、またはこれの併科。または

(b) 即決判決により有罪判決を受けた場合、2万5000ドル以下の罰金、または6か月以下の期間の懲役、またはこれの併科。

著作権法第42条第1項および第2項は、著作権侵害品の取引に対する犯罪を定めており、関連する刑罰は著作権法第42条第2.1項に記載されている。著作権法第41条第1項の技術的保護手段に違反した者は、著作権法第42条第3.1項により処罰され得る。著作権法第42条第3.2項に違反した者、すなわち、著作権管理情報に関する著作権侵害に関与した者は、著作権法第42条第3.3項に基づき処罰され得る。

模倣品や著作権侵害品の取引に起因する商標権侵害および/または著作権侵害の責任が認められた取引業者には、商標権者および/または著作権者への損害賠償が命じられることもある。

参照：

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/FullText.html>

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/FullText.html>

第7項

Q27. CPTPP協定第18.76条第7項の義務を果たす規定は、商標法第53.2条であると理解している。この理解は正しいか。上記以外に、CPTPP協定第18.76条第7項の義務を履行する規

定、特に差押えた著作権侵害品の廃棄に関する規定があれば教えてほしい。

A27. 商標法第53.2条やその他の規定がCPTPP協定第18.76条の義務を履行するためのものであるかどうかについては、公開資料には具体的な記載がない。

2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている。

参照：

<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

第8項

Q28. CPTPP協定第18.76条第8項（税関における差止から廃棄処分までの手続きに関連して、申立てに係る手数料、保管料又は廃棄費用を設定し、又は決定する場合には、これらの料金は、当該手続の利用を不当に妨げる額に定めてはならないこと）に関連する規定はあるか。また、上記の料金について、具体的な価格が公表されていれば教えてほしい。

A28. CPTPP協定第18.76条第8項に関連する規定があるかどうかについては、公開されている資料には具体的なものはない。CPTPP協定第18.76条第8項の義務に関連する料金が公表されているかどうかについて、公開資料には具体的なものはない。

2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている。

参照：

第9項

Q29. CPTPP協定第18.76条第9項に関連する規定は、商標法第51.02条および著作権法第44.01条であると理解している。この理解は正しいか。上記の規定以外でCPTPP協定第18.76条第9項の義務を果たす規定があれば教えてほしい。

A29. 商標法第51.02条および著作権法第44.01条がCPTPP協定第18.76条第9項の義務を履行することを意図しているかどうかについて、公開資料には具体的な記載はない。その他の規定がCPTPP協定第18.76条第9項を履行するためのものであるかどうかについて、公開資料には具体的な記載はない。

2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、混同を生じさせるほど類似する商標の疑いのある商品が、締約国の領域内に輸入された場合の留置または停止申請に関するCPTPP第18.76条に基づく義務に関して、CPTPP実施法の第17条および第18条は、カナダに輸入される「混同を生じさせるほど類似する」商標商品の留置を認めるよう商標法を改正するものであるとの立場を示した。カナダ政府は声明で、CPTPP第18.76条を実施するために他の措置は必要ないとの立場をとっている。

参照：

<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Q30. 不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品、著作権侵害品に関する国境措置について、小型貨物で送られる商業的な性質の物品については、どのように取り扱われるか。それらの取り扱いに関する根拠規定があれば、教えてほしい。

A30. 商標法第51.03第1項に従い、商品またはそのラベルもしくは包装に、当該商品の登録商標所有者の同意なく、その登録商標と同一の商標、またはその基本的な点においてこれと区別することができない商標が付されている場合、その商品の輸出入は禁止される（商標法第51.03条第2項の例外を考慮）。

著作権法第44.01条第1項に従い、著作権が存続する著作物またはその他の主題の複製物は、(a) 当該複製物が作成された国における著作権者の同意なく作成された場合、及び、(b) 著作権を侵害するものであるか、またはカナダで作成されなかったとしても、作成し

た者がカナダで作成したならば著作権を侵害するものであった場合には、輸入または輸出してはならない（著作権法第44.01条第2項の例外を考慮）。

上記の規定は、小型貨物で送られる商業的性質の商品に適用される。その取り扱いに特別な規定はない。

参照：

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/FullText.html>

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/FullText.html>

Q31. 不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品、著作権侵害品に関する国境措置について、旅行者に含まれる非商業的性質の商品はどのように扱われるのか。また、その取り扱いに関する基本的なルールがあれば教えてほしい。

A31. 商標法第51.03第1項に従い、商品またはそのラベルもしくは包装に、当該商品の登録商標所有者の同意なく、その登録商標と同一の商標、またはその本質的な部分で区別できない商標が付されている場合、その商品の輸出入は禁止される。ただし、商標法第51.03条第2項(c)に従い、商標法第51.03(1)条は、個人が所有または手荷物として商品を輸入または輸出する場合、商品の数などの状況から、その商品が個人使用のみを目的としていることが明らかな場合には適用されない。

著作権法第44.01条第1項に従い、著作権が存続する著作物またはその他の主題の複製物は、(a) 当該複製物が作成された国における著作権者の同意なく作成された場合、及び、(b) 著作権を侵害するものであるか、またはカナダで作成されなかったとしても、作成した者がカナダで作成したならば著作権を侵害するものであった場合には、輸入または輸出してはならない。ただし、著作権法第44.01条第2項に従い、個人が所持または手荷物として輸出入する複製物については、複製物の数などの状況から、その複製物が個人的な使用のみを意図したものである場合には、著作権法第44.01条第1項は適用されない。

参照：

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/FullText.html>

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/FullText.html>

3. 統計に関する質問

第18.14条:特許協力とワークシェアリング関連

Q32. 特許出願（又は審査請求）から最初のオフィスアクションまでの期間に関する統計データ（2010年以降）を提供してほしい。

A32. 特許出願（又は審査請求）から最初のオフィスアクションまでの期間に関する統計データは公表されていない。公表されているデータは、特許のインベントリ（最初のオフィスアクションを待っている審査請求済）のファイル数のみを示している。

例えば2024年のデータを参照：

<https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/agents/monthly-production-statistics>

特許庁のサービス基準はこちら：

<https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/corporate-information/performance-targets/client-service-standards>

Q33. 特許出願（または審査請求）から登録までの期間に関する統計データ（2010年以降）を提供してほしい。

A33. 統計データは、審査請求から特許付与までの期間についてのみ公開されている（2013年以降）。

図3を参照：

- 2023-2024:

<https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/canadian-intellectual-property-statistics/patent-statistics-2023-2024#turnaround>

- 2019-2020:

<https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/patent-statistics-2019-2020#Turnaround>

Figure 3: Average turnaround times for granting a patent after a request for examination											
	2013 to 2014	2014 to 2015	2015 to 2016	2016 to 2017	2017 to 2018	2018 to 2019	2019 to 2020	2020 to 2021	2021 to 2022	2022 to 2023	2023 to 2024
Patent turnaround time (in months)	42.7	40.3	38.8	36.7	33.6	32.0	31.1	31.1	30.8	32.5	31.1

その他の特許統計はこちら：

<https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/canadian-intellectual-property-statistics>

第18.22条：広く認識されている商標関連

Q34. 広く認識されている商標を理由とする商標登録出願の拒絶件数や無効登録商標の件数は、実際に増加しているか。件数を確認する方法はあるか。

A34. カナダ知的財産庁は、広く認識されている商標を理由とする出願拒絶は行っていない。広く認識されている商標を理由とする無効登録商標が増加しているかどうかについて、公開資料には具体的な記載はない。

第18.37条：特許可能な主題関連

Q35. 既知の製品の新たな用途に関する発明の出願・登録件数の統計データがあれば教えてほしい。

A35. 既知の製品の新しい用途に関する発明の出願件数や登録件数に関する統計データは、公表されていない。

第18.38条：猶予期間関連

Q36. 特許出願においてグレースピリオド（新規性喪失の例外）が利用された件数の統計データを教えてほしい。

A36. 特許出願においてグレースピリオド（新規性喪失の例外）が利用された件数に関する統計データは、公表されていない。

第18.44条:特許出願公開関連

Q37. 特許出願の18ヶ月経過前の早期公開件数の統計データを教えてほしい。

A37. 特許出願の18ヶ月経過前の早期公開件数の統計データは、公表されていない。

第18.46条：特許を与える当局の不合理的遅延についての特許期間の調整（凍結条項） 関連

Q38. 特許期間調整（PTA）が適用された特許権数の統計データを教えてほしい。

A38. 特許期間調整はカナダではまだ実施されておらず、2025年1月1日から実施される予定である。

Q39. 特許出願の早期審査件数と出願から登録までの期間に関する統計データを教えてほしい。

A39. 特許出願の早期審査件数と出願から登録までの期間に関する統計データは、公表されていない。

第18.48条:不合理的短縮についての特許期間の調整 関連

Q40. 医薬品の承認に関する特許期間延長（PTE）が適用された特許権数の統計データを教えてほしい。

A40. 特許期間調整はカナダではまだ実施されておらず、2025年1月1日から実施される予定である。

第18.55条：保護関連

Q41. 部分意匠の出願・登録件数の統計データがあれば教えてほしい。

A41. 部分意匠の出願・登録件数に関する統計データは、公表されていない。

第18.76条：国境措置に関する特別要件 関連

第1項

Q42. 不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品、著作権侵害品の税関での留置数に関する統計データを教えてほしい。

A42. 不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品、著作権侵害品の税関での留置数に関する統計データは、公表されていない。

第4項

Q43. 税関が、荷送人、輸出者、荷受人又は輸入者の氏名及び住所、貨物の説明、貨物の数量並びに貨物の原産国を権利者に通知する実際の期間に関する統計データを教えてほしい。

A43. 税関が、荷送人、輸出者、荷受人又は輸入者の氏名及び住所、貨物の説明、貨物の数量並びに貨物の原産国を権利者に通知する実際の期間に関する統計データは、公表されていない。

第6項

Q44. 税関が不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品、著作権侵害品について留置手続を開始してから、それらの商品について侵害を認定するまでの実際の期間に関する統計データを教えてほしい。

A44. 税関が不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品、著作権侵害品について留置手続を開始してから、それらの商品について侵害を認定するまでの実際の期間に関する統計データは、公表されていない。

第7項

Q45. 税関が留置した貨物が知的財産権を侵害していると当局（又は裁判所）が認定した後に、破棄が命じられた件数に関する統計データを教えてほしい。

A45. 税関が留置した貨物が知的財産権を侵害していると当局（又は裁判所）が認定した後に、破棄が命じられた件数に関する統計データは、公開されていない。

以上

カナダにおける CPTPP に関する質問票への回答に対する追加質問

1. 知的財産権と国境措置に関する法律

追加質問はない。

2. CPTPP 規制関連条項の実施状況

以下の問4と問7以外の質問はない。

第18.19条： 団体標章および証明標章

Q4. カナダには団体商標に関する明確な規定はないようである。CPTPP協定第18.19条の義務を満たす規定はあるか。

A4. CPTPP協定第18.19条の義務を履行する規定があるかどうかについては、公開資料には具体的な記載がない。カナダ政府は、2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、CPTPP協定第18.19条を実施するためのカナダによる措置は必要ないとの立場をとっている。

参照：

<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

追加質問1.

回答（A4）によると、団体商標はカナダで保護されていると理解している。この理解は正しいか。正しい場合、その根拠を教えてください。

追加質問1への回答

「団体商標」という概念は、現在のところカナダ商標法には反映されていない。カナダ商標法では「証明商標」の登録が認められているが、これは団体商標とは異なる。「証明商標」は商標法第2条で定義されており、以下の点で、一定の基準を満たす商品またはサービスを、満たさない商品またはサービスと区別する目的で使用されている、または使用が提案されている標識または標識の組み合わせを指す。

- (a) 商品またはサービスの性質または品質、
- (b) 商品が生産される、またはサービスが提供される作業条件、

- (c) 商品が生産される、またはサービスが提供される人々の部類、または
- (d) 商品が生産される、またはサービスが提供される地域。（認証マーク）

参照：<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/FullText.html>

第18.22条：広く認識されている商標

Q6. 商標法には広く認識されている商標に関する規定はないと理解している。この理解は正しいか。正しい場合、カナダはCPTPP協定第18.22条の義務をどのように履行するのか。

A6. 商標法には、広く認識されている商標に関する具体的な規定はない。カナダがCPTPP協定第18.22条の義務をどのように履行するつもりかについて、公的資料には具体的な記載がない。カナダ政府は、2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明で、CPTPP協定第18.22条を実施するためにカナダが取るべき措置はないとの立場をとっている。

参照：

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/FullText.html>

<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-17/html/sup1-eng.html>

Q7. 上記の質問と重複するかもしれないが、広く認識されている商標（登録・未登録を問わず）と非類似の商品・役務について、当該広く認識されている商標の存在を理由に商標登録出願を拒絶したり、登録商標を無効としたりできる規定はあるか。また、当該広く認識されている商標と非類似の商品・役務について、第三者が広く認識されている商標（登録商標又は未登録商標）を使用することを禁止する規定はあるか。

A7. 商標法には、広く認識されている商標に関する具体的な規定はない。

追加質問 2.

回答（A6）によれば、CPTPP第18.22条（2）の観点から、カナダでは周知商標が保護されていると理解している。この理解は正しいか。正しい場合、その保護の根拠について、教えてほしい。

追加質問2への回答

カナダ商標法には、「周知商標」に特別な保護を与える規定は特にない。しかし、商標または商号がどの程度周知になっているかは、商標法第6条(5)(a)項において、2つの商標の混同を評価する要素として挙げられている。

参照：<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/FullText.html>
<https://www.inta.org/wp-content/uploads/public-files/advocacy/committee-reports/Famous-and-Well-Known-Practitioners-Toolkit-2015.pdf>

第18.37条：特許を受けることができる対象 第3項

Q10. 特許庁実務マニュアル（MOPOP）には、以下のように規定されている。

“生きている人間または動物に対する手術または治療の方法または工程は、特許法第2条に規定される発明の意味の範囲内とはみなされない。”（17.03.02）、及び

“カナダ最高裁判所は、高等生命体は、特許法第2条に規定される発明の定義に含まれる製造物でも組成物でもないという理由で、特許性から除外されると判断した。”
（17.03.03）

これらの規定または最高裁判所の判例は、CPTPP協定第18.37条第3項の義務を果たしているか？上記以外に、CPTPP協定第18.37条第3項の義務を果たす規定があれば教えてほしい。

また、CPTPP協定第18.37条において、“ただし、その除外が、単に当該締約国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われるものでないことを条件とする。”という部分の義務を、どのように果たしているか。

A10. MOPOPの第17.03.02条および第17.03.03条が、CPTPP協定第18.37条3項の義務を履行することを意図しているかどうかについて、公開資料には具体的な記載はない。その他の規定が、CPTPP協定第18.37条3項を履行することを意図しているかどうかについて、公開資料には具体的な記載はない。

追加質問 4.

Q10の規定または最高裁判例は、CPTPP協定第18.37条2項の義務を満たすか。上記以外の規定で、CPTPP協定第18.37条2項の義務を満たす規定があれば、教えてほしい。

追加質問4への回答

最高裁判例がCPTPP協定第18.37条2項の義務を履行することを意図したものかどうかについて、公的な資料には特に記載がない。2020年10月17日付のCPTPP実施に関する声明において、カナダ政府は、CPTPP協定第18条を実施するためにカナダが何らかの措置を講じる必要はないとの立場を示した。

3. 統計に関する質問

Q40以外に、質問はない。

第18.48条:不合理な短縮についての特許期間の調整 関連

Q40. 医薬品の承認に関する特許期間延長（PTE）が適用された特許権数の統計データを教えてほしい。

A40. 特許期間調整はカナダではまだ実施されておらず、2025年1月1日から実施される予定である。

追加質問 3.

医薬品の承認に係る特許期間延長（PTE）として、特許法第104条から第134条に規定されている追加保護証明制度があるものと理解している。この理解は正しいか。正しい場合、追加保護証明が適用された特許件数の統計データを教えてほしい。

追加質問3への回答

カナダでは、有効な特許で保護された新薬に対して、特許満了から最長**2年間**の独自保護が提供される。医薬品成分に対しては、カナダの医薬品、生物製剤、動物用医薬品に適用される追加保護証明書（CSP）が発行される。

CSP制度は、有効な特許で保護された新規医薬品成分、または新規の医薬品成分の組み合わせを含む医薬品に、追加の保護期間を提供する。この保護は、研究と販売認可取得に費やされた時間を一部補償することを目的としており、医薬品成分または医薬品成分の組み合わせを含む医薬品に関して特許に似た権利を提供する。

特許法第115条（1）項では、CSPの効力範囲は特許権の効力範囲と同じであると規定していますが、効力範囲は、証明書に記載された医薬品有効成分または医薬品有効成分の組み合わせを単独で、または他の医薬品有効成分と組み合わせて含む医薬品の製造、使用、または販売に関してのみである。特許法第116条（2）項によると、CSPに記載された特許が特許期間満了まで有効である場合、CSPは第44条に記載された特許の特許期間満了をもって発効する。

統計データは2017年9月から入手可能。

Fiscal Year	September 21, 2017 to March 31, 2018	2018/2019
Issuances (total)	0	26
Issuances (less than 2-year term)	0	2
Refusals	1	6
Total Decisions	1	32

Fiscal Year	2019/ 2020	2020/ 2021	2021/ 2022	2022/ 2023	2023/ 2024
Issued (2-year term)	12	21	7	16	13
Issued (less than 2-year term)	1	0	6	1	2
Refused	1	1	4	1	0
Total Decisions	14	23	17	18	15

参照 : <https://www.canada.ca/en/health-canada/services/drugs-health-products/drug-products/applications-submissions/guidance-documents/register-certificates/certificate-supplemental-protection-regulations.html>

統計 : <https://publications.gc.ca/site/eng/9.874373/publication.html>

以上

オーストラリアにおける CPTPP に関する質問票

1. CPTPP 規定に関する規定の履行状況

第18.9条：透明性

Q1. 商標、地理的表示、意匠、特許及び植物の品種に関する権利に係る出願又は申請、或いはこれらの登録された権利について公表される情報をインターネットで入手可能とすることに関する規定があるか。

A1. 特許、商標、意匠、植物育種家の権利（Plant breeder's rights：PBR）の出願と登録された権利を示す登録簿は、IP Australiaのウェブサイトから入手できる：

- ・特許

<https://ipsearch.ipaustralia.gov.au/patents/> 出願と登録された特許権

- ・商標

<https://search.ipaustralia.gov.au/trademarks/search/quick> 商標出願
と登録された商標権

- ・意匠

<https://search.ipaustralia.gov.au/designs/search/quick> 審査済みの意匠登録
と未審査の意匠登録の両方

- ・PBR

<https://ipsearch.ipaustralia.gov.au/pbr/> 留意点：PBRデータベースは、係属
中の出願を含まない。

地理的表示：オーストラリアでは、登録されたGI（ワインのみ）または登録された証明商標によって地理的表示を保護することができる。詐称通用（Passing off）に関する法律や、オーストラリア消費者法（Australian Consumer Law）に基づく誤解を招く内容や欺瞞的内容に対する救済措置など、オーストラリア法に基づくその他の制度も、地理的表示（GI）の保護に利用することができる。

登録されたワインの地理的表示については、ワイン・オーストラリアのウェブサイト参照のこと。

<https://www.wineaustralia.com/labelling/register-of-protected-gis-and-other-terms/geographical-indications>

第18.20条 同一または類似の標識の使用

Q2. CPTPP協定第18.20条の「登録商標の所有者が、当該商標の所有者の同意を得ていない第三者が、当該商標の所有者の商標が登録されている商品またはサービスに関連する商品またはサービスについて、同一または類似の標章（事後の地理的表示を含む）を取引に使用することを防止する排他的権利を有することを規定する」という義務を履行するための規定とはどのようなものか。証明商標出願の拒絶に関連する規定（例えば、商標法第169条、第176条、第44条）は当該規定として適切か。

A2. オーストラリアでは、CPTPP第18.20条の実施が1995年商標法に反映されている。この法律では、登録商標の所有者は他者に商標の使用を許可する独占的権利を有する。これには、消費者に混同を引き起こす可能性のある同一または類似の標識の無断使用を防止することも含まれる。

具体的には、1995年商標法第120条に登録商標の侵害について概説されており、CPTPP第18.20条の規定と一致している。同条によれば、商標の登録に係る商品または役務に関して、登録商標と実質的に同一または欺瞞的に類似する標識を使用し、混同のおそれが生じる場合、登録商標を侵害するとされている。

商標法第169条、第176条、第44条など、証明商標の出願の受理または拒絶に関する規定は、一般に、証明商標が特定の基準を満たし、消費者に混同や誤解を与えないことを保証するためのものである。

オーストラリアでは、証明商標は標準商標と比較してさらに精査される。1995年商標法には、証明商標の拒絶理由の概要が記載されており、以下を含む：

- ・ 混同の可能性：証明商標が既存の登録商標と類似しすぎている場合、消費者の混同を防ぐため拒絶されることがある。
- ・ 記述性：商品やサービスを説明するだけのマークは、認証商標の要件を満たさないことが多い。
- ・ 一般的な用語：一般的すぎる言葉や一般的な言葉は、証明標識として商標登録できない。

1993年に改正されたオーストラリアワイン・ブランデー公社法（Australian Wine and Brandy Corporation Act 1980）は、ワインの地理的表示（GI）を保護している。第40C条(i)では、虚偽の表示をしてワインを販売することは禁止されている。第40D条(2)(b)

は、誤って適用された地理的表示を使用することが虚偽の説明であることを明確にしている。

ある名称がある生産者によって商標として使用され、その後地理的表示として登録された場合、ワインの醸造に使用されるブドウの少なくとも85%がその名称の産地のものでなければ、商標権者はその商標をワインに使用することができない。このため、商標権者が他の産地のブドウを使用する場合、法的な障壁が生じる可能性がある。このように、後から登録されたGIは、既存の商標権者の権利を制限することができる。

オーストラリア・ワイン・ブランデー公社法（Australian Wine and Brandy Corporation Act 1980）第40RB条に基づき、先行登録商標の登録者は、その商標が提案されたGIと同一の語句、表現、その他の表示から構成されていること、または提案されたGIが当該商標との混同を引き起こす可能性がある場合であることを理由に、提案されたGIの決定に異議を申し立てることができる。

第18.22条 広く認識されている商標

Q3. オーストラリアにおける未登録の著名商標の保護には、詐称通用に関する法律およびオーストラリア消費者法の規定が適用されると理解している。この理解は正しいか。正しい場合、これらの規定における未登録周知商標の保護について、具体的な条文と簡潔な説明をいただきたい。

A3. あなたの理解は正しい。オーストラリアでは、未登録の周知商標の保護は、主にパッシング・オフのコモンロー上の不法行為とオーストラリア消費者法（ACL）によって実現されている。

ACLは、一般的に、責任が過失の要素を前提とせず、損失または損害の証明を必要としないため、同様の分野で運用されている不法行為よりも幅広い状況で適用される。ACLは、誤解を招く行為や欺瞞的行為に対する法的保護を提供している。ACL第18条は、事業者が誤解を招いたり欺いたりする行為、あるいは誤解を招いたり欺いたりするおそれのある行為に従事することを禁止している。これは、他の事業者による類似商標の使用が消費者を誤解させる可能性がある場合、未登録商標の保護に利用できる。ACLの請求はさらに、通常コモンローの下で利用可能なものを上回る広範な救済制度を伴う。

パッシング・オフ：このコモン・ロー上の不法行為は、業務上の信用（the goodwill

of a business)を虚偽表示から保護するものである。パッシング・オフの主張を成功させるには、原告は以下のことを証明しなければならない：

- ・ 評判または業務上の信用：事業には市場での評判や業務上の信用がある。
- ・ 不当表示：被告が原告の商品またはサービスであると偽っていた。
- ・ 損害：原告は虚偽表示によって損害を被った、または被る可能性がある。

Perram 裁判官は Mars Australia Pty Ltd v Sweet Rewards Pty Ltd (2009) 81 IPR 354; [2009] FCA 606 at [27]で説明している：

パッシング・オフは、申請者の信用 (the goodwill) を保護するものである。対照的に、[誤解を招く行為の法定禁止は]消費者を誤解や欺瞞から保護するものである。パッシング・オフの場合、申請者の信用を傷つける行為が存在し、被申請者の商品と申請者の関連性を誤って示唆している場合、その行為もまた誤解を招き、欺瞞的であることが多い。したがって、このようなケースでは、パッシング・オフの請求と[法令]に基づく請求が重複するのが通常である。

Mars事件では、異議申し立ての対象となった標章は、有名な標章や有名な製品・商品と欺瞞的に類似しておらず、したがってパッシング・オフもなく、誤解を招く欺瞞的な表示もないと判断された：

[3] Maltesersが有名な商品であること、Marsの登録商標は有名な商標であることは争いの余地がない。

[30] したがって、Sweet Rewards のラベルは全体としてみれば商標と欺瞞的に類似しておらず、それが貼付された商品を Maltesers またはその他 Mars社の製品として詐称していないと結論づけた一審判決に誤りはなかった。Sweet Rewardsによるラベルの使用は、誤解を招くような、あるいは欺瞞的な表現ではない。

Bodum: よく知られた製品の評判が効果的に使用された事例を挙げる。以下を参照のこと：

Peter Bodum A/S v. DKSH Australia Pty Ltd (2011) 280 ALR 639; 92 IPR 22

よく知られた「Bodum」コーヒープランジャーの（未登録の）形状に付された評判と信用からなる、未登録のよく知られた標章が、ライバル業者がその商品をBodumの商品であると詐称し、その商品の出所を不当に表示することを阻止するために使用された事例である：

[9] Bodum社は、ボダム（Bodum）やシャンボール（Chambord）という商標のように、製造業者がその所有者の取引の過程で製品に関連して使用する商標の階層とは無関係に、二次的意味や独立した評判が、法律上、商品の特徴や形状、または製品の装いに存在し、消費者の心の中でその形状や特徴を持つ製品を特定の取引業者と関連付けるように働くが、消費者がその取引業者の名前を知っている必要はないと主張した。二次的意味の象徴的な例として、特定の業者が販売する瓶入りの炭酸コーラをその形をしたコカ・コーラのボトルと関連付ける、コカ・コーラのボトルの形状に独自に存在する評判が挙げられる。販売されるその製品のボトルすべてにコカ・コーラの商標が付いているからといって、ボトル自体の形状（または特徴）による二次的または独立した評判が損なわれることはない、と例を挙げて説明されている。その評判は、その製品が特定の会社の製品であることを消費者に示すものである。特定の製品の特徴や形状に二次的意味や独立した評判が存在するかどうかは、関連する文脈上のすべての状況を考慮して決定される事実の問題であると言われている。

[264] Bodum社が 2004年7月時点で、以下の理由により取引慣行法 1974 条（Cth）52項および53項（ACLの請求に相当するが、旧法に基づく）に違反することを立証したことは、納得できる。

DKSHは、ライバル製品に対する識別標識を採用しなかったため、ボダム・シャンボール・コーヒープランジャーの特徴に存在する独特の評判と二次的意味により、ライバル製品に魅力を感じた消費者に、ライバル製品がボダムのライセンス、スポンサーシップ、または承認を得て販売促進されたボダム・シャンボール・コーヒープランジャーまたはコーヒープランジャーではないことを明確に示さなかったという状況の下で、DKSHが独特なボダム・シャンボール・コーヒープランジャーの特徴を採用したこと。

また、このような行為が、DKSHに自社の製品をボダムの製品またはボダムのライセンス、スポンサーシップ、承認を得て販売されている製品であるかのように詐称通用をさせたことにも納得できる。

以下は、未登録の著名商標がオーストラリアのブランド所有者によってどのように使用されてきたかのさらなる例である：

コカ・コーラ：コカ・コーラ社は、広範な使用と高い認知度により、飲料ブランドの未登録商標の保護に成功している。「コカ・コーラ」という名称と独特なボトルの形状は、その製品と同義語となり、同社は他社による類似商標の使用を防ぐことができる。*Coca-Cola Co v All-Fect Distributors Ltd* [1999] FCA 1721。この事件では、コカ・コーラは、象徴的なコカ・コーラの輪郭ボトルの形をしたコーラ風味の菓子を輸入販売していた菓子卸売業者All-Fect Distributorsに対して、その登録商標権の保護を求めた。コカ・コーラは、登録された権利と未登録の権利の両方に依拠することに成功した。

[6] 控訴人は、コンツアーボトルを商標としてライセンス供与を含む広範囲に使用した結果、このボトルはオーストラリアで広く知られるようになり、一般の人々には、このボトルは控訴人が製造した製品、または控訴人のために製造された製品、あるいは控訴人の承認を得て製造された製品と関連してのみ使用されるものと理解されていると主張した。

[7] コカ・コーラはオーストラリアで最も広告が打たれている商品のひとつである。オーストラリアでは、コカ・コーラ飲料はガラス瓶、アルミ缶、プラスチックボトルで販売されている。1938年以来、オーストラリアではコンツアーボトルが広く使用されている。1960年代からは、コンツアーボトルに加えて缶でも販売されている。1970年代以降、コカ・コーラは主にプラスチックボトルで販売されている。それにもかかわらず、このボトルは、その形状だけで「コカ・コーラ」または「コーク」のボトルとして容易に認識されるマークまたは記号であり続けている。1994年以降、オーストラリアにおけるコカ・コーラ飲料のマーケティングのかなりの割合で、このボトルのイメージが使用または宣伝されてきた。この飲料の缶には、コンツアーボトルの絵が描かれており、コカ・コーラの広告には、このボトルがコカ・コーラ製品の独特な識別子として定期的に登場している。

ベジマイト：酵母エキスから作られる人気の食品スプレッドであるベジマイトも、未登録商標として保護されている。「ベジマイト」という名称はオーストラリアでよく知られており、その広範な使用によって強力なコモンロー上の権利が確立されている。*Bega Cheese Limited v Vincenzo Fasanella* [2021] ATMO 49 事件で

は、評判が商標異議申立の目的で立証されたとしても、(i) 周知商標としての評判の確立と(ii) 混同の可能性の立証には、ACL請求と同じ構成要素が必要である。この事件では、VEGEMITEブランドの所有者であるBega Cheese Limitedが、Vincenzo Fasanellaによる「BUTTERMITE」商標の登録異議に成功した。周知商標の所有者は以下のように主張した：

[15] …… 異議申立人の前権利者は、酵母スプレッド製品に関連して、1923年にオーストラリアで商標VEGEMITE（「VEGEMITEマーク」）の使用を開始した。異議申立人は、その前権利者を通じて、以来、酵母スプレッド製品、およびスナック食品製品を含む関連商品とサービスに対してVEGEMITEマークを使用してきた。VEGEMITEブランドのイーストスプレッドは毎年2200万個以上が販売されており、今ではオーストラリアのほぼ全ての家庭のキッチンで目にすることができる。VEGEMITEのマークはオーストラリアを象徴するブランドであり、オーストラリア全土で広く知られている。

異議申立人およびその前権利者がオーストラリアおよび世界中でVEGEMITEマークの下でこれらの商品を販売および宣伝した結果、異議申立人はその権利承継者を通じて、本出願の優先日前にVEGEMITEマークにおいて実質的かつ価値のある評判を獲得していた。この評判により、本出願の商品について本出願人が本出願の商標を使用することは、誤解を招いたり混同を引き起こしたりする可能性が高い。

[16] 商標法第60条を満たすには、異議申立人は、商標の優先日時点で、オーストラリアにおいて他の商標にすでに名声が存在していたことを証明しなければならない。次に、異議申立人は、その名声のために、商標の使用が消費者を欺いたり混同させたりする可能性が高いことを証明しなければならない。

[39] 私の見解では、異議申立人のVEGEMITE商標は、オーストラリアにおいて食品スプレッドに関連して非常に高い評価を得ていた。

[50] したがって、登録が求められている商品に付された本商標を見た公衆は、本商標が異議申立人によって、または異議申立人の支援を受けて使用されていると結論付ける可能性が高いと判断する。

上記の例は、パッシングオフというコモンロー上の不法行為や、誤解を招く行為や欺瞞的行為を禁止するオーストラリア消費者法によって、企業が未登録の著名商標を保護できることを示している。

以下の記事も参照のこと：

Michael Handler, “Preventing Unfair Competition in Australia, New Zealand, and South Pacific Countries” *Journal of Intellectual Property Law & Practice*, Volume 19, Issue 2, February 2024, Pages 109–118

Ed Heerey and Peter Creighton-Selvay “Trade Marks and Passing Off – Has the Old Tort Passed On?” *Intellectual Property Forum: journal of the Intellectual and Industrial Property Society of Australia and New Zealand* Issue:94 September 2013 Page 25

<https://www.listgbarristers.com.au/publications/intellectual-property-update-trade-marks-and-passing-off-has-the-old-tort-passed-on>

Q4. 上記質問と重複するかもしれないが、周知商標（登録商標、未登録商標を問わない）と非類似の商品・役務について、当該周知商標の存在を理由に商標登録出願を拒絶したり、登録商標を無効にしたりできる規定は存在するか。また第三者が周知商標（登録商標か未登録商標かを問わない）を当該周知商標の非類似商品／サービスに使用することを禁止する規定が存在するか。

A4. オーストラリアの商標法（Trade Marks Act 1995）には、たとえ周知商標と類似しない商品やサービスであっても、商標登録出願の拒否や登録商標の無効化を認める規定がある。これは主に同法の第60条で規定されている。

商標法第60条では、以下の条件に該当する場合、商標登録に異議を申し立てることができる」と規定している。

- ・ オーストラリアで周知の商標と実質的に同一であるか、または紛らわしいほど類似している場合。
- ・ 商品またはサービスが類似していなくても、周知の商標の評判により、その商標を使用すると、消費者を欺いたり混同を招く可能性が高い場合。

この規定により、周知商標は、商品やサービスのカテゴリーが異なっても、希釈

化や誤用から保護されることが保証される。

Google LLC v Weeks [2018] FCCA 3150の事例は、オーストラリアの裁判所が、元の商品やサービスに直接関連しない使用に対しても、著名な商標の評判をどのように認識し保護しているかを浮き彫りにしている。この事例では、Googleが「Google」という周知商標を保護しようと試みたのに対し、ジェイソン・ウィークスが「Google」を含む事業名とドメイン名を登録していた。裁判所は、「Google」が「遍在する信用と評判」を持つ周知商標であると認定し、Weeks氏の名称使用は消費者を欺く可能性があり、消費者の間で混同を引き起こす可能性があると判断した。裁判所は、事業名「Google LLC」の移転、事業名「Google Legacy」の取り消し、ドメイン名の登録抹消を命じた。

この判決は、オーストラリアにおける周知商標の保護を強化し、さまざまな業界における周知商標の完全性と独自性を維持するのに役立つものである。

周知商標（登録済みまたは未登録）を第三者が当該商標とは異なる商品/サービスに使用することを禁止する規定があるかどうかという質問をいただいた。すでに別の分野で類似商標を所有している商人がいる場合、周知商標の所有者は、その商人の先行登録商標と競合する商標を使用することはできない。

第18.25条 商品とサービスの分類

Q5. 商標の物品又はサービスについては、ニース分類の同一の類に分類されているという理由によって互いに類似又は非類似であると認めることができないことに関する規定があれば、教えてほしい。特定の規定がない場合、CPTPP 第18・25条はどのように担保されていると考えるか。

A5. オーストラリアでは、ニース分類に基づく同一区分の商品またはサービスは、自動的に類似または非類似とみなされるわけではない。1995年商標法および関連判例法では、商品またはサービスの類似性は、分類のみではなく、その性質、用途、取引経路に基づいて決定されると強調されている。

1995年商標法第14条では、商品が同一または同様の記載である場合、他の商品と類似していると定義している。サービスについても同様である。Energy Beverages LLC v. Cantarella Bros Pty Ltd [2023] FCAFC 44の判例において、裁判所は、商品とサービスの分類は主に管理上の便宜のためであり、登録の範囲を決定する上で決

定的なものではないとした。裁判所は、商品やサービスの性質、特徴、取引経路の方がより重要な要素であると強調した。

オーストラリアのアプローチは、分類よりも商品またはサービスの実際の性質と使用に焦点を当てることで、CPTPPの第18.25条と整合している。これは、商標の保護が消費者間の混同の可能性に基づくことを保証するものであり、より実際的で公正なアプローチである。

第18.27条 使用権の不記録

Q6. CPTPP第18.27条(a)、(b)の状況において、オーストラリアでは使用権の記録を要求していないと認識しているがその認識は正しいか。また、過去にCPTPP第18.27条(a)、(b)の状況において、使用権の記録を要求していた事実があるか。

A6. あなたの理解は正しい。オーストラリアは、CPTPP 協定第18.27条(a)および(b)に記載されている状況では、使用記録を義務付けていない。つまり、商標権者は、権利の記録による管理負担なしに、他者に商標の使用を許可する柔軟性を有している。

オーストラリアでは、CPTPP協定第18.27条(a)および(b)に基づき、使用権の記録が要求された具体的な記録はない。現在の慣行は、形式的な記録要件よりも商標の実際的な使用と執行を優先するオーストラリアの商標法の一般原則に沿ったものである。

第18・37条 特許可能な主題

第3項

Q7. オーストラリア特許法第18条第2項には、

「ヒトおよびその生成のための生物学的プロセスは、特許発明ではない。」と規定され、オーストラリア特許審査基準 (Patent Manual of Practice and Procedure) には、判例法により、

- ・ 特許法第18条第2項の正しい解釈は、受精卵を生成する過程（またはそれに相当する実体を生じさせる他の過程）から出生の時点まで、ヒトが生成過程にあると認識することによって確認される。
- ・ “ヒト”の禁止は、受精卵とそれに続くすべての存在を含め、人間の地位を合理的に主張する可能性のあるあらゆる存在の特許の禁止である。
- ・ 『生物学的プロセス（ヒトの生成のための）』の禁止は、受精から出産ま

でに適用されるすべての生物学的プロセスを、そのプロセスが本当にヒトの生成に直接関係するものである限り、明らかにカバーする。

と記載されている。

これらの規定は、CPTPP第18.37条第3項を担保するか。また、上記以外にCPTPP第18.37条第3項を担保する規定があるか。

A7. はい、オーストラリア特許法1990第18条第2項の規定は、CPTPP協定第18.37条3項の義務を満たしている。この条項は、受精から出生までのすべての段階をカバーし、人間およびその発生のための生物学的プロセスを特許化することを禁止している。

さらに、オーストラリア知的財産庁の業務および手続きマニュアルでは、「人間」および「その発生のための生物学的プロセス」を構成するものについて、さらに詳しい指針が示されている。「規定に明確に包含される」発明には、ヒト、胎児、胚または受精卵、体外受精の方法、またはヒトを生み出すクローニングの方法、および受精から出産までの過程全体が生物学的なものであり、ヒトを生み出すプロセスが含まれる。

CPTPP協定第18.37条3項の義務を履行する規定として、上記以外に追加の規定はない。

Q7. (つづき) また、特許法第50条(1)(a)は、以下のように規定されている。

(1) The Commissioner may refuse to accept a request and specification relating to a standard patent, or to grant a standard patent:

(a) for an invention the use of which would be contrary to law

ここでいう「for an invention the use of which would be contrary to law」が、「国の法令による当該発明の実施の禁止」に該当するのであれば、特許法第50条(1)(a)は、CPTPP第18.37条第3項但し書きに反する虞がないか。

A7. (つづき) オーストラリアは、主要な国際条約（CPTPPを含む）に拘束されることに合意しているが、これらの条約は、法律で具体的に組み込まれない限り、オーストラリアの国内法の一部とはならない。条約の一部の条項は、すでに国内法に存在する場合もある。オーストラリアの裁判所は、特に法律が曖昧な場合、国内法を解釈する際に国際協定を参照することがある。しかし、国際協定は、明示的に組み込まれない限り、国内法を無効にするものではない。

問題となっている義務に間接的に関連する可能性があるその他の法律には、2002年ヒトクローン生殖禁止法（the Prohibition of Human Cloning for Reproduction Act 2002）および2002年ヒト胚研究法（the Research Involving Human Embryos Act 2002）が含まれる。ヒトの精子によるヒトの卵子の受精以外のプロセスでヒト胚を作成することは違法であり、生殖補助技術に関連しない目的で胚を作成することも違法である。ヒトの卵子にヒトの精子を授精させる以外の方法でヒトの胚を作成することは違法であり、また、生殖補助医療技術とは関係のない目的で胚を作成することも違法である。発明がこれらの法律に違反する場合は、1990年特許法第50条(1)(a)項に定める「法律に反する」ものとして問題があると思われ、審査官は報告書にその旨の異議を記載すべきである。

第18.39条 特許の取消

Q8. オーストラリア特許法第138条には、第1項には何人も裁判所に対して特許無効を請求できることが、第3項には特許取消理由が、それぞれ規定されている。何人も、第3項の特許取消理由に従い、裁判所に対して特許無効を請求できると認識しているが、この認識は正しいか。また、オーストラリアの特許無効に関する裁判所の判決によって、どのような手続きが行われるか（例えば、特許登録の取消等）。

A8. はい、その理解は正しい。特許法1990年第138条第1項では、いかなる者も所定の裁判所に特許取消命令を申請できると定めている。第138条第3項では、特許取消の根拠として以下を挙げている。

- ・ 特許権者が特許を受ける権利を有していない場合。
- ・ 発明が特許可能な発明ではない場合（例えば、新規性、進歩性、または有用性の欠如）。
- ・ 特許が詐欺、虚偽の示唆、または虚偽の陳述によって取得された場合。
- ・ 特許請求の範囲または明細書の補正が詐欺、虚偽の示唆、または虚偽の陳述によって行われた、または取得された場合。
- ・ 明細書が特定の要件を満たしていない場合。

オーストラリアの裁判所が特許を無効とする決定を下した場合、この決定を反映させるために、以下の手続きが行われる。

- ・ 裁判所は特許を取り消す命令を出し、これは法的拘束力を持ち、特許を事実上無効にする。
- ・ 裁判所の決定は特許を管轄する政府機関であるオーストラリア知的財産局に通知され、同局は記録を更新して特許を取り消し、登録から削除する。
- ・ 特許の取消しは、オーストラリア特許公報で公表される。この公的な通知により、一般市民やその他の利害関係者に特許が無効になったことが通知

される。

第18.42条 特許出願

Q9. 同一発明に関する特許出願について、2つの出願の出願日が異なる場合は、特許法第7条第1項(c) とそこに記載された別表1の先行技術ベースの定義の(b)(ii)の記載から、先の出願の明細書に記載された発明と後の出願でクレームされた発明が同一の場合、先の出願によって後の出願が拒絶されると認識している。この認識が正しい場合、先の出願と後の出願の出願人や発明者が同一であったとしても、先の出願により後の出願は拒絶されるか。

A9. あなたの理解は正しい。特許法第7条第1項(c)および別表1の「先行技術ベース」の定義によれば、2つの特許出願が同一の発明に関するものでありながら出願日が異なる場合、先の出願は後の出願に対する先行技術として機能することができる。具体的には、先の出願の明細書に記載された発明が後の出願でクレームされた発明と同一である場合、両出願の出願人または発明者が同一であっても、後の出願は先の出願に基づいて拒絶される。

Q10. 先願主義及び新規性喪失の例外規定の観点から、先に出願された冒認出願

(patent application filed by the applicant for the patent does not have the right to be granted a patent for the invention claimed in the application) によって、真の発明者によって出願された他の出願はどのように取り扱われるか（先願主義や新規喪失の例外との関係）。また、上記の2つの出願が、同日出願の場合についても教えていただきたい。

A10. 先の回答で述べたように、特許法第7条第1項(c)および別表1の「先行技術ベース」の定義によれば、2つの特許出願が同一の発明に関するものでありながら出願日が異なる場合、先の出願は後の出願に対する先行技術として機能することができる。具体的には、先の出願の明細書に記載された発明が後の出願でクレームされた発明と同一である場合、両出願の出願人または発明者が同一であっても、後の出願は先の出願に基づいて拒絶される。

両方の出願が同日になされた場合、両方の特許が認められ、両方の特許に同じ優先日が適用される。

（質問では）先に出願した出願人が特許を取得する権利を持たない可能性があるというシナリオについて言及しているが、2人の出願人が、どちらがその発明の特許を出願する権利を有するかを争う場合がある。

1990年特許法第15条では、オーストラリアで特許が認められる者について概説している。この条項では、発明に対する特許は、以下の条件を満たす者にのみ付与される。

- ・発明者であること。
- ・発明に対する特許が付与された場合、特許を譲渡される権利を有する者であること。
- ・発明者または特許を譲渡される権利を有する者から発明の権利を継承していること。

特許法第33条は、特許法第15条に規定されている適格者ではないことを理由に、異議申立の根拠を提供している。

第36条では、1人または複数の第三者に関わる権利帰属の紛争を調停することも局長（the Commissioner）に認めている。権利帰属の決定がなされた後、局長は、正しい特許権者を反映させるために指示を出すか、登録を訂正することができる。また、権利を有する者の名義で手続きを進めるよう指示することもできる。

特許を受ける権利のない当事者が最初の特許出願を行った場合のシナリオを検討する際、以前、特許庁で権利付与をめぐる紛争がどのように処理されるかについて説明した。発明者の同意を得ずに提出された最初の出願（特許を受ける権利のない出願）が、出願者に発明の権利がなかったために無効であると認められた場合、一定期間、真の発明者による出願に対する先行技術とは見なされない可能性がある。これは、先の出願が、特許法第24条に定められた有効な先行技術と見なされるための要件を満たさないためである。この条項は、発明が新規かつ進歩性を有するものであるかどうかを判断する際に、特定の情報を無視するよう決定者に指示している。具体的には、第24条第1項(b)は、指名された人物または特許権者の同意なしに一般に公開された情報について規定している。さらに、同法第24条では、自己の発明を一般に公開した出願人に対して、最長12ヶ月の特許出願期間が認められている。この「猶予期間」規定は、出願日の12ヶ月以内に公開された出願人自身の先行技術は、新規性および進歩性の観点から無視されることを意味する。

Q11. 特許法第64条、第7条に従えば、同一発明に関する特許出願について、2つの出願の発明者が異なるが出願日が同じ日の場合、いずれの出願もお互いに先行技術として考慮されず、特許法第64条にも反しないので、他の拒絶理由がなければ、いずれの出願も特許登録されると認識している。この認識は正しいか。

A11.あなたの理解は正しい。各出願の優先日は同じ（出願日）であり、どちらも

同じ日付のもう一方の出願に対して先行技術として引用することはできない。

Q11. (つづき) また、上記の2つの出願の1の出願が所謂冒認出願 (patent application filed by the applicant for the patent does not have the right to be granted a patent for the invention claimed in the application) であった場合、2つの出願はどのように取り扱われるか (冒認出願は、登録特許の無効理由として特許法第138条に規定されているが、特許出願の拒絶理由としては、明確に規定されていないように思われる)。

A11. (つづき) 特許が付与される前に行動を起こすべき理由がある。これらは上記の通りである：

- ・ 同法第33条は、指名された人物が同法第15条に規定する適格者でないことに基づく異議理由を規定している。
- ・ 同法第36条により、真の発明者は、先の出願の出願人が発明の権利を有していないことを証明できる場合、局長に出願の譲渡を請求することができる。これは、特許付与前にのみ適用される。
- ・ また、審査の過程で審査官が潜在的な特許を受ける資格の問題がある可能性を見つけた場合、審査官は異議を申し立て、出願人に発明に関する特許を受ける資格の根拠を提示するよう求めることができる。

第18.45条 公開特許出願及び付与特許に関する情報

Q12. 特許法第55条によれば、特許出願に関連する調査及び審査の結果は閲覧できると認識しているが、この認識は正しいか。さらに、(1) 出願人からIP Australiaへの秘密でない連絡、(2) 出願人及び関係する第三者が提出した特許文献又は非特許文献の列記を閲覧することは可能か。

A12. 検索結果はeDossierに公開されていることが多いが、リンクはされていない。検索者は明細書を自ら入手する必要がある。審査報告書は公開されており、閲覧が可能である。

審査応答および補正書は閲覧が可能である。機密性の高い個人情報が含まれている、または著作権やライセンス制限により公開が制限されている情報が記載されているとみなされた文書は、閲覧できない。

出願人または他の当事者により提出された特許またはNPL文書のリストは、一般的に

公開されていない。

Q13. 特許出願関連書類に関して、通常非公開であるが公開請求により公開が可能な書類はなにか。請求手続きについての方法を示すサイトURLを教えてください。

A13. eDossierで公開されていない文書を閲覧したい場合は、1990年特許法第55条に基づき、文書（複数可）の請求を行うことができる。オーストラリア知的財産庁が請求された文書（複数可）を印刷し、手数料を支払った後、7営業日以内に郵送する。

場合によっては、請求された書類の一部がeDossier内で閲覧可能であると評価されることがある。その場合は、書類が公開され、ユーザーはeDossierから書類をダウンロードできるようになる。

以下は、書類請求のリンクである：

<https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/accountability-and-reporting/freedom-of-information>

第18.46条 不合理な付与機関の遅延による特許期間の調整

Q14. 以下の理解は正しいか？

オーストラリア特許法において、特許期間調整(PTA)は導入されていない。オーストラリアは、2005年に発効した米国とのFTA(AUSFTA)の第17.9条第8項(a)において、「締約国による特許の発行が不当に遅延する場合には、当該締約国は、特許権者の要請に応じて、当該遅延を補償するために特許の期間を調整する手段を提供するものとし、特許権者の要請に応じて、特許の期間を調整する。不当な遅延には、少なくとも、締約国への出願の日から4年を超える特許の発行の遅延、または出願の審査の請求がなされた後2年のいずれか遅い方の遅延を含むものとする。この段落の適用上、特許出願人または反対する第三者の行為に起因する期間により特許の発行に生じた遅延は、そのような遅延の決定に含める必要はない。」と定められているが、当該FTAの実施法には、PTAの導入については記載がない。

A14. オーストラリアでは、1990年特許法第70条により、医薬品物質に関連する標準特許の有効期間を延長し、規制当局の承認取得に要した期間を補償することが規定されている。

1. 適格性：延長は、医薬品自体、または遺伝子組み換えDNA技術を使用するプロセスで製造された医薬品物質を請求する特許に適用される。
2. 申請：特許権者は、医薬品物質がオーストラリア治療用製品登録（ARTG）に含まれていること、および特許日から最初の規制当局による承認までの期間が少なくとも5年間であることを証明する証拠を提出し、延長を申請しなければならない。
3. 延長期間：延長期間は、規制当局の承認に要する時間に応じて、最長5年間延長することができる。

延長期間は最長5年と定められており、仮に規制上の遅延が10年以上の場合でも、最長5年（特許期間は合計25年）の延長が認められる可能性がある。

この規定により、特許権者は、規制要件により医薬品が市場に投入されるのが遅れた場合、その遅延分を補償されることが保証される。

Q15. PTAの導入に関して、The Australian Department of Foreign Affairs and Trade の方針はどのようなものか。

A15. この規定に関連して、1990年特許法（連邦）に修正は加えられていない。報道機関により公表された情報によると、The Australian Department of Foreign Affairs and Tradeは、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の同様の規定に関連して、次のように述べている。

TPP参加国は、特許庁による特許出願の効率的かつ迅速な処理を約束し、不合理または不必要な遅延を回避することを目指している。特許発行に制度上の不合理な遅延がある場合、TPP参加国は、その遅延を補うために特許期間を調整する手段を提供する。オーストラリアでは、特許発行にそのような遅延は発生していない。

¹⁴ DEPARTMENT OF FOREIGN AFFAIRS AND TRADE, TRANS-PACIFIC PARTNERSHIP AGREEMENT: CHAPTER SUMMARY: INTELLECTUAL PROPERTY 4-5 (last updated Mar. 2, 2016), <http://dfat.gov.au/trade/agreements/tpp/summaries/Documents/intellectual-property.DOCX>, archived at <https://perma.cc/TSH4-GTGE>.

第18.55条 保護

Q16. 以下の認識は正しいか？

いわゆる部分意匠制度は、法律上は明確に設けられていない。ただし、実質的には、

「意匠の名称や、「新規性及び識別性の記載」 (Statement of Newness and Distinctiveness) を利用して、保護を求める意匠が部分意匠であることを特定することができる。」とされている。また、この出願人の記述書は、製品の1つまたは複数の部分を重要または特徴的なものとして特定し、したがって保護範囲を決定する際により重視されるとしている。

A16. あなたの認識は正しい。

2003年意匠法は、第19条で「新規性及び独自性に関する陳述書」 (SoND) について規定している。この陳述書は意匠出願の任意の要素であり、出願人が意匠の特定の視覚的特徴を新規かつ独自のものとして特定することを認めるものである。

2003年意匠法の第19条では、識別性のテストを適用するための具体的なガイドラインが規定されている。この条項では、ある意匠が全体的な印象において別の意匠と実質的に類似しているかどうかを判断する人に対して、以下のように指示している。：

- ・意匠を比較する際には、相違点よりも類似点に重点を置くこと（第19条第1項）。
- ・先行技術のベースの開発状況を考慮すること（第19条第2項(a)）。
- ・意匠出願がSoNDを含む場合、そのSoNDにおいて新規かつ特徴的であると特定された特徴（19条第2項(b)(i)）およびその特徴に関連する意匠の各部分に焦点を当てるが、意匠全体としても考慮すること（19条第2項(b)(ii)）。
- ・SoNDがない場合、意匠全体の外観に焦点を当てる（19条第3項）。

第18.76条 国境措置に関する特別要件

第2項

Q17. CPTPP第18.76条第2項を担保する規定は、商標法第132条、著作権法第135条であると認識している。この認識は正しいか。上記以外に、CPTPP第18.76条第2項を担保する規定があれば、教えてほしい。

A17. あなたの理解は正しい。

1995年商標法第132条では、商標の登録所有者は、その商標を侵害する商品の輸入に異

議を申し立てることができる」と規定している。

- ・登録所有者は、侵害物品の輸入に異議を唱える書面を関税庁長官に提出することができる。
- ・オーストラリア国境警備局が使用する書式には、商標登録の詳細のコピーを添付するなど、権利の特定が求められる。<https://www.abf.gov.au/form-listing/forms/b1025.pdf>
- ・登録所有者がそのような通知を行っていない場合、商標の許諾使用者は所有者に通知を行うよう要請することができる。所有者が拒否した場合、または所定の期間内に手続きを行わなかった場合、許諾使用者は自ら通知を行うことができる。
- ・通知は所定の書類を含め、1995年商標法第133条に基づく保証証書を添付しなければならない。保証証書は、異議申立人が異議申立通知の執行中に、移民・国境警備局(Department of Immigration and Border Protection)およびオーストラリア国境警備局(Australian Border Force)に発生する費用を支払うことを認める正式な誓約書である。
- ・登録所有者または認定ユーザーにより早期に取消されない限り、通知は4年間有効である。
- ・通知が有効である場合、税関長は侵害複製物の輸入を阻止するための措置を取ることができる。

1968年著作権法第135条では、著作権保護の対象となる著作物や、その他の主題の複製物の輸入制限について規定している。

- ・著作権所有者は、著作権のある素材の侵害複製物の輸入に異議を唱える書面による異議通知を税関長に提出することができる。
- ・オーストラリア国境警備局(Australian Border Force)が使用する通知書には、通知の対象となる著作権対象物のリストを含む権利の特定が必要であり、そのリストは、オーストラリア国境警備局(Australian Border Force)との事前の協議を経た上で、カタログまたは電子媒体の形で提出することができる。侵害品の検出を支援するために、図面や写真などの追加資料を提出することもできる。<https://www.abf.gov.au/form-listing/forms/b470.pdf>
- ・異議申立通知には所定の書類を添付し、1968年著作権法第135条に基づく保証証書を添付しなければならない。保証証書は、異議申立通知の執行中に移民・国境警備局(Department of Immigration and Border Protection)およびオーストラリア国境警備局(Australian Border Force)に発生した費用を支払うこと

を認める異議申立人からの正式な誓約書である。

- ・通知は、取り消されたり無効と宣言されない限り、4年間または著作権の有効期限が切れるまでのいずれか早い方の期間、効力を有する。
- ・通知が有効である場合、税関長は侵害コピーの輸入を阻止するための措置を取ることができる。

第3項

Q18. CPTPP第18.76条第3項を担保する規定は、商標法第133条、141条と著作権法第135AA条、135AJ条であると認識している。この認識は正しいか。上記以外に、CPTPP第18.76条第3項を担保する規定があれば、教えてほしい。

A18. これは正しい。第2項に関する上記の回答を参照：

- ・ 商標異議申立通知には所定の書類を添付し、保証証書を添付しなければならない。
- ・ 著作権異議申立通知には所定の書類を添付し、保証証書を添付しなければならない。

第4項

Q19. CPTPP第18.76条第4項を担保する規定は、商標法第134条と著作権法第135AC条であると認識している。この認識は正しいか。上記以外に、CPTPP第18.76条第4項を担保する規定があれば、教えてほしい。

A19. あなたは正しい。商標法1995の第134条および著作権法1968の第135AC条により、オーストラリアはこの義務を遵守することができる。

第5項

Q20. 商標法第133条、著作権法第135条によれば、不正商標物品、著作権侵害品の輸入に関して、少なくとも権利者からの要請によって税関が差押えることができると認識しているが、税関の職権で差押えるができることに関する規定があれば教えてほしい。

A20. ご指摘のオーストラリア税関（オーストラリア国境警備局：Australian Border

Force)の規定は、オーストラリア国外で製造され、オーストラリアに輸入される商品(1995年商標法第133条第1項)およびオーストラリアに輸入される複製物(1968年著作権法第135条第2項および第4項)に関するものである。

オーストラリア税関(オーストラリア国境警備局)は、知的財産権所有者の有効な異議申立通知なしに、知的財産権侵害の物品を差押えすることはできない。

Q21. 不正商標物品、著作権侵害品を輸出する場合やそれらがオーストラリアを通過する場合において、税関が職権で差押えることができることに関する規定はあるか。

A21. オーストラリア原産の輸出品は税関で差押えられることはないが、権利保有者は、1995年商標法または1968年著作権法に基づき、オーストラリアの裁判所に救済を求め、侵害品の輸出を停止させることができる。

DFAT (Department of Foreign Affairs and Trade : 外務貿易省) は、「通過」の解釈に関連する注釈を含むCPTPPの写しを公開している。

参照 : <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/18-intellectual-property.pdf>

通過国に関する注釈には、これは「(侵害の) 疑いのある商品であって、当該商品の輸出の発送地となる締約国の領域において、他の税関へ輸送中のものに適用される」と記載されている。

従って、そのような商品はすでに税関の管理下になければならず、税関は、すでに引用した規定のもと、そのような商品が安全に管理されるように措置を講じる。

第6項

Q22. オーストラリアにおけるCPTPP第18.76条第6項を担保する規定について、商標法第133条、第137条、第148条、著作権法第135条、第135AG条、第132AH条であると認識している。この認識は正しいか。上記の規定以外に、CPTPP第18.76条第6項を担保する規定があれば、教えてほしい。

A22. 商品の放出を規定しているのは、1995年商標法第136D条である。輸入者が商品の返却を求める場合、異議申立人は、そのような放出を回避するために、商標侵害

に関する管轄裁判所で訴訟を開始しなければならない。訴訟手続きが開始されるのは、Trade Marks Act 1995（1995年商標法）第137条の規定に基づくものである。Trade Marks Act 1995（1995年商標法）第126条では、商標権侵害が認められた場合、裁判所は罰則を科し、差止命令を出し、目に余る侵害行為に対して追加損害賠償を命じることができる。

差押えされた複製物の放出を規定しているのは、1968年著作権法第135AF条である。輸入者が商品の返却を求める場合、異議申立人は、このような放出を避けるために、著作権侵害に関する訴訟を管轄裁判所に提起しなければならない。侵害に対する訴訟は、著作権法（1968年）第115条および第132AH条に基づいて提起され、第115条では、著作権侵害があったと認めた裁判所が、罰則を科し、差し止め命令を出し、明白な侵害に対して追加の損害賠償を命じることが認められている。著作権法（1968年）第133条では、裁判所が侵害物品の廃棄または知的財産権保有者への引き渡しを命じる権限を有している。

Q23. 不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品、著作権侵害品に関する国境措置について、侵害の認定を行った後に、何らかの罰則規定が適用されるか。適用される場合、それはどのような規定か。

A23. 民事上の救済措置には以下が含まれる。

1. 1995年商標法：第126条に基づき、目に余る侵害に対する損害賠償および追加損害賠償が認められる。
2. 1968年著作権法：第115条に基づき、目に余る侵害に対する損害賠償および追加損害賠償が認められる。

オーストラリアへの侵害物品の輸入に対する国境での差押により、刑事訴追が行われることがある。その根拠となるのは、以下である。

1. Trade Marks Act 1995（1995年商標法）第148条：この条項は、登録商標を侵害する物品の輸入に関する犯罪を取り扱っている。偽造品の輸入で有罪となった個人に対する罰金や禁固刑などの処罰に関する規定が含まれている。
2. 著作権法（1968年）第132AC条：この条項は、オーストラリアへの著作権侵害品の輸入を犯罪と扱う。この犯罪を犯した個人には、罰金や禁固刑を含む刑罰が科せられる。

Jameson Law 著『Declarations, Rectification and Delivery Up』の以下の要約は、オース

トラリアの裁判所が侵害物品の引き渡し、または、破棄を命じる根拠についても説明している。：

「19世紀、エクイティ裁判所は、他者の知的財産権を侵害する物品について、引き渡しと破棄という救済策を開発した。」

この命令の根拠は、著作権、商標、その他の知的財産権を侵害して製造された商品から一般市民を保護することにある。

「この命令は、被告の商品の所有権を否定するものではなく、被告による商品の使用を差し止め命令により禁止し、被告の所有する商品を取り除くよう命じたものである。原告は侵害商品の所有権を取得したわけではない。

Vavasseur v Krupp (1878) 9 Ch D 351 at 360 per Cotton LJ.]」

第7項

Q24. CPTPP第18.76条第7項を担保する規定は、商標法第137条、著作権法第135AG条であると認識している。この認識は正しいか。上記の規定以外に、CPTPP第18.76条第7項を担保する規定があれば、教えてほしい。

A24. 記載された規定に、著作権法（1968年）第133条を追加する。同条は、裁判所が侵害品の破棄または知的財産権保有者への引き渡しを命じる権限を認めている。オーストラリアの裁判所は、前回の回答で述べたように、著作権、商標、特許権侵害を含む知的財産権侵害に対して、破棄および引き渡しを命じる権限をコモン・ローに基づき有している。

第8項

Q25. CPTPP第18.76条第8項（税関における差止から廃棄処分までの手続きに関連して、申立てに係る手数料、保管料又は廃棄費用を設定し、又は決定する場合には、これらの料金は、当該手続の利用を不当に妨げる額に定めてはならないこと）に関する規定はあるか。

また、上記の料金に関して、具体的に設定されている価格が公表されていれば、教えてほしい。

A25. 著作権侵害または商標権侵害に関して、オーストラリア国境警備局に異議告知書を提出する際の手数料は無料である。

商標法1995年第133条または著作権法1968年第135AA条に基づき、関税庁長官が商品または画像を差押えるために取った措置の結果、権利保有者が税関庁長官の費用を負担する義務について、当事務所が把握している公表価格は存在しない。

第9項

Q26. 不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品、著作権侵害品に関する国境措置について、小型貨物で送られる商業的な性質の物品については、どのように取り扱われるか。それらの取り扱いに関する根拠規定があれば、教えてほしい。

A26. 小口貨物の取り扱いに関する基本的な規則については承知していないが、オーストラリア国境警備局が定期的に小口貨物で送られた物品を検査していることは承知している。さらに、権利者が侵害品の送り主を特定できる場合、オーストラリア国境警備局は、検査する荷物を決定する際にその情報を使用する。

Q27. 不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品、著作権侵害品に関する国境措置について、旅行者の手荷物に含まれる非商業的な物品については、どのように取り扱われるか。それらの取り扱いに関する根拠規定があれば、教えてほしい。

A27. 異議告知書（Notice of Objection）が提出された場合、オーストラリア国境警備局は、数量に関係なく、侵害品を差し止め、差押える権限を有する。実際には、オーストラリア国境警備局は、入国する旅客が携帯する個人輸入品として分類される個々の物品というよりも、商業レベルの輸入品を対象とする方針を表明している。

明言されている方針については、以下を参照のこと：

<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/files/fact-sheets/protecting-intellectual-property.pdf>

“知的財産の保護”

ABFが知的財産権侵害の疑いのある商品を差押えることができるのは、有効な異議告知書（Notice of Objection）が提出されている場合に限られる。異議告知書が提出されている場合、ABFは、商品が知的財産権を侵害している可能性があり、かつ、それが何らかの商業目的で使用されていると疑われる場合、商品を差押えることがで

きる。状況によっては、商業目的に使用され则认为られる場合、1つの商品が差押の対象となることもある。

2. 統計に関する質問

第18.14条 特許に関する協力及び作業の共有 関連

Q28.特許出願（または審査請求）から最初のオフィスアクションまでの期間に関する統計データ（2010年以降）を提供してほしい。

A28. この統計的に回答するために必要な詳細なデータにはアクセスできない。

IP Australiaが提供した迅速性に関する現在のデータによると、特許応答は現在、以下の通りである：

- ・化学発明（種類による）の最初の審査報告：10カ月から21カ月、平均15カ月；
- ・電気発明の最初の審査報告：9ヶ月から11ヶ月平均10ヶ月；
- ・機械発明の最初の審査報告：10ヶ月から13ヶ月、平均12ヶ月。

参照：<https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/our-customer-promise/timeliness>

参照：IP Australiaが示した一般的なタイムライン目標

- ・12ヶ月以内に、標準特許の最初の報告書を発行する。
- ・8週間以内に、簡易特許審査の最初の報告書を発行する。
- ・20営業日以内に、出願に関する連絡に対して応答する。

Q29.特許出願（または審査請求）から登録までの期間に関する統計データ（2010年以降）を提供してほしい。

A29. 特許出願（または審査請求）から登録までの期間を、過去13年間のサンプル年について示したデータを提供する。2023年のデータはまだ不完全であり、信頼性に欠ける。

FY	平均（月）	化学 平均	電気 平均	機械 平均
2011	37	37	34	37
2015	25	26	23	25
2019	30	30	26	30

2023	15	16	14	16

第18.22条：広く認識されている商標 関連

Q30. 実際に周知商標を理由とする商標登録出願の拒絶の数や登録商標の無効の数が増加しているか。その数を確認する方法があるか。

A30. 商標登録出願の拒絶件数については、2015年から2023年のデータが以下の表に示されている。直近の年については、現時点（2025年1月）では未完成である。

IP Australiaからは、周知商標を理由とする拒絶に関する情報は入手できない。

CY	拒絶件数（全種類）
2015	144
2016	106
2017	107
2018	114
2019	106
2020	126
2021	69
2022	64
2023	29

第18.37条：特許を受けることができる対象事項 関連

Q31. 用途発明に関する出願件数及び登録件数の統計データがあれば、教えてほしい。

A31. この数字を示すIP Australiaのデータにはアクセスできない。

第18.38条：猶予期間 関連

Q32. 特許出願においてグレースピリオド（新規性喪失の例外）が利用された件数の統計データを教えてほしい。

A32. この数字を示すIP Australiaのデータにはアクセスできない。

第18.44条：特許出願の公開 関連

Q33. 特許出願から18ヶ月経過前の早期公開件数について、統計データを提供してほしい。

A33. 2011年から2023年までの特許出願早期公開件数（18ヶ月の期間満了前）は、4年を選択し基準としてトレンドを示すと、以下の表のとおりである。2023年は現時点（2025年1月時点）では未完成である。

FY	早期公開数
2011	165
2015	163
2019	328
2023	309

第18.46条：特許を与える当局の不合理的遅延についての特許期間の調整 関連

Q34. 特許期間調整（PTA）が適用された特許権の数の統計データを提供してほしい。

A34. オーストラリアには特許期間調整がない。

Q35. 特許出願の早期審査件数と出願から登録までの期間に関する統計データを提供してほしい。

CY	早期審査件数
2015	263
2016	273
2017	286
2018	352
2019	351
2020	368
2021	411
2022	372
2023	382

第18.48条：不合理的短縮についての特許期間の調整 関連

Q36.医薬品の承認に関連して特許期間延長（PTE）が適用された特許権の数の統計データを提供してほしい。

A37.

	PTE申請件数	PTE付与件数
2015	61	56
2016	75	72
2017	53	61
2018	72	49
2019	57	62
2020	66	72
2021	54	43
2022	64	65
2023	59	55
2024	42（10月まで）	47（10月まで）

第18.55条 保護 関連

Q37. 部分意匠の出願と登録件数の統計データがあれば教えてほしい。

A37. オーストラリアにはまだ部分意匠登録がない。

第18.76条 国境措置に関する特別要件 関連

第1項

Q38. 不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品若しくは著作権侵害物品の税関での留置数に関する統計データがあれば、教えてほしい。

A38. オーストラリア国境警備局が公開しているデータはほとんどない。情報公開申請を通じて、追加データを求めることは可能である。情報公開申請の代行を希望する場合は、知らせてほしい。

2025年1月16日現在、オーストラリア国境警備局には617件以上の異議申立通知が提出されており（2010年6月30日時点では456件）、数千のブランドが対象となっている。（国境警備局ウェブサイト）

第三者やメディアから公開されているわずかな情報を見ると、毎年の留置数については一貫性がない：

- ・ <https://www.border-security-report.com/bali-bags-bust/>

2020年4月23日、バリのバッグが摘発。

「オーストラリア税関・国境警備局（ABF）の職員が、バリ島から帰国したオーストラリア人女性が輸入した大量の偽造品を差押えしたことを受け、オンラインコミュニティ販売サイトでデザイナーズバッグや財布を購入する際には注意するよう消費者に警告が出されている。2020年3月6日、パース国際空港で職員が手荷物検査を行ったところ、偽造バッグ、財布、バックパック129点（大半はMimcoと Louis Vuittonのコピー）が発見された。」

- ・ <https://www.abf.gov.au/newsroom-subsite/Pages/ABF-not-playing-around-with-counterfeit-toys.aspx>

ABF 偽造玩具で遊ばない。 2023年9月22日。

「オーストラリア国境警備局（ABF）はパース国際空港で、偽造品と疑われる1400個以上の玩具を差押えた。手荷物検査を行ったところ、ぬいぐるみ、筆箱、キーホルダー、ヘアクリップなど、多数の物品が知的財産権法に違反している可能性があることが判明した。ABFの職員は、パース・ロイヤル・ショーで販売する目的で持ち込んだとされる商業用物品を所持していると申告したタイからの帰国者を止めた。2023年度には、ABFは11万2000点以上の物品を差押えし、その推定価値は4000万ドル近くに上る。」

- ・ <https://9now.nine.com.au/a-current-affair/australian-border-force-counterfeit-goods-operation-stopping-organised-crime-and-terrorist-groups/11b50861-480b-434a-9874-6f033b6f4165>

「オーストラリア国境警備局の模倣品撲滅作戦」 By Sam Cucchiara (2022).

「ABFは今年これまでに25万点以上のニセモノを差押えしており、その多くは海外の劣悪な工場で生産された疑いがある。」

- ・ 「オーストラリアの現行の法制度下における偽造取引の抑止：消費者の役割は？」 著者：He, Yuxing (2022)

https://pure.bond.edu.au/ws/portalfiles/portal/228405215/Yuxing_He_Thesis.pdf

オーストラリア税関（Australian Customs）、国境警備局（Border Protection Service）（現オーストラリア国境警備局（Australian Border Force））によると、2008年以降、オーストラリアで差押えられた偽造品の件数と金額は、表

1にまとめられ、以下の図2に示されている。：

Year	Seizure number	Value of seized counterfeits (USD, in million)
2008 - 09	794,580	11
2009 - 10	906,527	37
2010 - 11	606,208	29
2011 - 12	n/a	n/a
2012 - 13	513,814	43
2013 - 14	975,000	n/a
2014 - 15	561,045	23
2015 - 16	184,443	n/a
2016 - 17	243,147	n/a
2017 - 18	95,838	n/a

Table 1: The amount and value of counterfeits seized in Australia since 2008¹⁸



Figure 2: The amount and value of counterfeits seized in Australia since 2008

・ <https://www.homeaffairs.gov.au/reports-and-pubs/Annualreports/acbps-annual-report-2012-13.pdf>

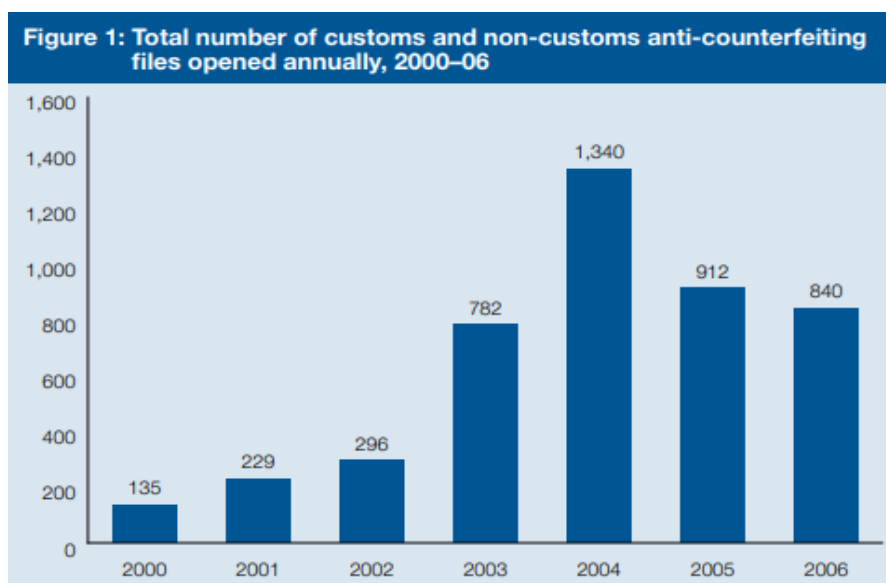
オーストラリア税関・国境警備局年次報告書2012-2013

「今年、我々は偽造品の1,694件の差押えを行い、296,186点の物品を差押えた。小売価格にして1,700万ドル以上の価値があると推定されている。」

・ <https://www.aic.gov.au/sites/default/files/2020-05/rpp094.pdf>

オーストラリアにおける知的財産犯罪と取締り

© Australian Institute of Criminology 2008



Note: Figures for 2006 are a projection based on activities to 30 June 2006

Source: Corrs (2006: 5)

・2005年、税関は論文を掲載し、その活動を紹介した：「税関は偽造品との闘いをリードする」（2005年）8(1) Manifest : Journal of the Australian Customs Service 17 :

<https://www5.austlii.edu.au/au/journals/ManifestJLAUCS/2005/12.html>

オーストラリア税関と知的財産権所有者との間の強固な協力関係は、模倣品・海賊版との闘いにおいて良い結果をもたらし続けている。

最新の統計によると、オーストラリア税関は最近12ヶ月間に約5000件、238万点の商品を差押えた。差押品の種類は、玩具、トレーディングカード、ビデオテープ、DVD、衣類、履物、衣類付属品、ハンドバッグ、スポーツ用およびその他のバッグ、時計、コンピューターゲームおよびソフトウェア、宝飾品、サングラス、携帯電話付属品などである。

第4項

Q39. 税関が権利保有者に荷送人、輸出者、荷受人、輸入者の氏名および住所、商品の説明、商品の数量、商品の原産国を通知する実際の期間に関する統計データをいただきたい。

A39. オーストラリア国境警備局が差押えた荷物の輸入者に通知するまでの時間につ

いて、公表されている情報は見当たらない。

第6項

Q40. 税関による不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品若しくは著作権侵害の疑いのある物品の留置手続開始後、侵害の認定までにかかる期間に関する統計データがあれば、教えてほしい。

A40. オーストラリア国境警備局のそのような統計データにはアクセスできない。現在では、商標に関する事例に関連する、我々が必要とする種類のデータを調査した学術論文が存在する。カテゴリーが「偽造」訴訟となっているものは、オーストラリアの税関で差押えられた商品に関連して紛争が生じた事例である。その論文は、Bosland, J; Weatherall, K; Jensen, P 「オーストラリアにおける商標と偽造訴訟。1997年から2003年の商標関連の裁判手続きの特徴。」 [2006] UMelbLRS (University of Melbourne Law School Research Series) 3である。税関による差押え案件に関連する「偽造」カテゴリーは、以下の結論に至っている。：

<https://classic.austlii.edu.au/au/journals/UMelbLRS/2006/3.html>

「偽造品訴訟は、他の商標紛争に比べると、特に裁判に費やす時間という点において、はるかに迅速に解決できる。23件のうち10件は3時間未満で解決し、20時間以上を要した訴訟は2件のみだった。偽造品訴訟の3分の2（66%）は、10時間以内の裁判で、訴状発行日から1年以内に解決している。」

Type of Proceeding	Number	Case Length (Mean Days)	Court Hours[51] (Mean)
ORIGINAL[52]	56	423.6	20.22
- Counterfeit	23	309.1	6.25
- Other	33	503.5	29.82
APPEAL	11	229.3	11.17
- Counterfeit	0	0	0
- Other	11	229.3	11.17
Total	67	391.72	18.69

第7項

Q41. 税関で差し止めされた物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行った後、当該物品の廃棄が命じられた件数に関する統計データがあれば、教えてほしい。

A41.このデータは、オーストラリア国境警備局からは公表されていないが、破棄が命じられた裁判例をいくつか見つけることができた。

[裁判所の手続きは、差押から破棄までおよそ数カ月を要した]。

• **Sony Corporation v. Costaneo [2012] FCA 153.**

本訴訟は、オーストラリア税関長が2011年8月24日に特定の商品を差し押さえたことに起因する。2012年2月27日に下された命令には、2011年8月24日に差押えられた商品を、1995年商標法137条(3)(b)に従って、連邦に没収する命令が含まれている。

[裁判所の手続きは、差押から破棄まで約2カ月を要した]。

• **Oakley, Inc v. Elkofairi [2010] FCA 188.**

2010年3月1日、裁判所は1995年商標法第137条(3)(b)に基づき、2009年12月30日にオーストラリア税関が差押えた40組のサングラスとその付属品からなる商品、および2010年1月6日にオーストラリア税関が差押えた20組のサングラスとその付属品からなる商品で、登録商標が出願人の同意なく貼付されたものは、連邦政府に没収され、オーストラリア税関長の指示により処分されることになった。

[裁判所の手続きは、差押から破棄まで約2カ月半を要した]。

• **Chanel Limited v Ayad [2005] FCA 820.**

この訴訟は、オーストラリア税関が差押えた 2つの貨物の差押えに関するものである。訴訟は2005年4月1日に開始され、2005年6月16日に最終命令が下された。裁判所は、1995年商標法第137条(3)(b)に従い、オーストラリア税関が所有するすべての商品を連邦政府が没収することを命じた。これにより、1995年商標法第139条(b)に基づき、貨物は税関長が指示する通りに処分されることになる。

[裁判所の手続きは、差押から破棄まで約5カ月を要した]。

• **Playboy Enterprises International Inc v You Tao Hong [2004] FCA 1205.**

2004年4月23日、被申立人は、税関により、商標権者の商標が描かれた携帯電話の前面プレートを含む携帯電話の付属品を差押えられた。2004年9月10日、差押通知の対象となる物品は、連邦政府に没収されるとの命令が出された。

以上

オーストラリアにおける CPTPP に関する質問票への回答に対する追加質問

Q12、Q14、Q19、Q20、Q21、Q29、Q30、Q35、Q37、Q38 以外の質問はない。

1. CPTPP 規定に関する規定の履行状況

第18.45条 公開特許出願及び付与特許に関する情報

Q12. 特許法第55条によれば、特許出願に関連する調査及び審査の結果は閲覧できると認識しているが、この認識は正しいか。さらに、（１）出願人からIP Australiaへの秘密でない連絡、（２）出願人及び関係する第三者が提出した特許文献又は非特許文献の列記を閲覧することは可能か。

A12. 検索結果は eDossier に公開されていることが多いが、リンクはされていない。検索者は明細書を自ら入手する必要がある。審査報告書は公開されており、閲覧が可能である。

審査応答および補正書は閲覧が可能である。機密性の高い個人情報が含まれている、または著作権やライセンス制限により公開が制限されている情報が記載されているとみなされた文書は、閲覧できない。

出願人または他の当事者により提出された特許または NPL 文書のリストは、一般的に公開されていない。

追加質問1.

Q12に対する回答の第3段落について、「出願人又は他の当事者から提出された特許又は NPL 書類のリスト」は、別途閲覧請求をすることで閲覧可能か。

追加回答1.

eDossier で公開されていない文書を見たい場合は、1990年特許法第55条に基づき、文書（複数可）の請求を行うことができる。オーストラリア知的財産庁が請求文書を印刷し、手数料を支払った請求者に7営業日以内に郵送する。

1990年特許法第55条は、縦覧に供される出願に関するものであり、受理又は付与の前後を問わず、出願又は特許に関して提出されたすべての書類（所定の書類を除く）へのアクセスについて規定している。

さらに、特許文献は公開番号でリストアップされるため、Espacenet や USPTO などの通常の無料情報源から入手することができる。通常、IP Australia にリクエストする必要はない。

第18.46条 不合理な付与機関の遅延による特許期間の調整

Q14. 以下の理解は正しいか？

オーストラリア特許法において、特許期間調整(PTA)は導入されていない。オーストラリアは、2005年に発効した米国とのFTA(AUSFTA)の第17.9条第8項(a)において、「締約国による特許の発行が不当に遅延する場合には、当該締約国は、特許権者の要請に応じて、当該遅延を補償するために特許の期間を調整する手段を提供するものとし、特許権者の要請に応じて、特許の期間を調整する。不当な遅延には、少なくとも、締約国への出願の日から4年を超える特許の発行の遅延、または出願の審査の請求がなされた後2年のいずれか遅い方の遅延を含むものとする。この段落の適用上、特許出願人または反対する第三者の行為に起因する期間により特許の発行に生じた遅延は、そのような遅延の決定に含める必要はない。」と定められているが、当該FTAの実施法には、PTAの導入については記載がない。

A14. オーストラリアでは、1990年特許法第70条により、医薬品物質に関連する標準特許の有効期間を延長し、規制当局の承認取得に要した期間を補償することが規定されている。

適格性：延長は、医薬品自体、または遺伝子組み換えDNA技術を使用するプロセスで製造された医薬品物質を請求する特許に適用される。

申請：特許権者は、医薬品物質がオーストラリア治療用製品登録（ARTG）に含まれていること、および特許日から最初の規制当局による承認までの期間が少なくとも5年間であることを証明する証拠を提出し、延長を申請しなければならない。

延長期間：延長期間は、規制当局の承認に要する時間に応じて、最長5年間延長することができる。

延長期間は最長5年と定められており、仮に規制上の遅延が10年以上の場合でも、最長5年（特許期間は合計25年）の延長が認められる可能性がある。

この規定により、特許権者は、規制要件により医薬品が市場に投入されるのが遅れた場合、その遅延分を補償されることが保証される。

追加質問2.

この回答は、第18.46条ではなく、CPTPP第18.48条の実施に関する記述であると理解した。この理解は正しいか。もしそうであれば、再度Q14への回答をお願いしたい。

前回の回答は、CPTPP第18.48条の対象である医薬品物質に関するものであり、ご指摘の通りである。

追加回答2. - 第18.46条関連

オーストラリアには、特許期間延長に関する法規定はない。ただし、医薬品物質については例外である。

特許期間延長の問題は、オーストラリアでは議論の対象となり、議会委員会で検討されてきた。CPTPPに基づく現在の立場は、CPTPP第2条とCPTPP附属書の組み合わせにより、オーストラリアが第18.46条を実施する必要性は現時点ではないというものである。

第2条 特定の規定の適用停止

この協定の発効日において、締約国は、これらの規定の一つ以上の停止を終了することに合意するまで、この協定の附属書に定める規定の適用を停止する。

[P/CPTPP/English/Anx_2_suspended_prov_e Phttp://www.sice.oas.org/Trade/T.](http://www.sice.oas.org/Trade/T.P/CPTPP/English/Anx_2_suspended_prov_e)

CPTPPの付属書IIには「一時停止条項リスト」がある。一時停止条項の中には18.46条と18.48条がある。

第18.76条 国境措置に関する特別要件

第4項

Q19. CPTPP第18.76条第4項を担保する規定は、商標法第134条と著作権法第135AC条であると認識している。この認識は正しいか。上記以外に、CPTPP第18.76条第4項を担保する規定があれば、教えてほしい。

A19.あなたは正しい。商標法1995の第134条および著作権法1968の第135AC条により、オーストラリアはこの義務を遵守することができる。

追加質問3.

少なくとも輸入品の場合、差押または商品が商標権侵害品もしくは著作権侵害品であるとの判断から 30 営業日以内に権利者に情報を提供する権限を税関に認める規定はあるか。

参考：

第18.76条：国境措置に関する特別の要件

4 締約国は、プライバシー又は情報の秘密に関する締約国の法令の適用を妨げることなく、(a)自国の権限のある当局が不正商標物品若しくは著作権侵害物品である疑いのある物品を留置し、又は当該物品の引取りを停止した場合には、自国の権限のある当局が権利者に対し当該物品の荷送人、輸出者、荷受人又は輸入者の氏名又は名称及び住所、当該物品に関する記述、当該物品の数量並びに判明しているときは当該物品の原産国について不当に遅

滞することなく通知する権限を有することを定めることができる。

(b)侵害の疑いのある物品が留置され、又は引取りを停止されている場合において、(a)に規定する権限を自国の権限のある当局に付与しないときは、少なくとも輸入物品について、自国の権限のある当局に対し、通常、差押え又は物品が不正商標物品若しくは著作権侵害物品であるとの認定から三十日以内に(a)に規定する情報を権利者に提供する権限を付与する。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/tpp/en/18_Intellectual_Property.pdf

追加回答3.

質問では、オーストラリア当局が、荷送人、輸出者、荷受人または輸入者の氏名および住所、貨物の説明、貨物の数量、および判明している場合には貨物の原産国を、不当に遅延することなく権利者に通知する権利を有するかどうかについて、追加の明確化を求めている。

1995年商標法第134条(1)および(4)は、これらの事項を権利者に通知する義務を規定している：

- (1) 商品が第133条によって差押えられた後できるだけ速やかに、関税庁長官は、指定所有者および異議申立人に対し、何らかの通信手段（電子的手段によるものを含む）により、商品を特定し、かつ、当該商品が差押えられた旨を記述する通知（差押通知）をしなければならない。
- (3) 差押通知には、以下の内容も記載しなければならない。
 - (c) 通知が異議申立人に行われる場合には、関税庁長官が秘密保持の理由からそうすることが望ましくないと認めない限り、指定所有者の氏名及び事業所又は居所の住所（判明している場合）を記載する。
- (4) 関税庁長官は、物品が差押えられた後いつでも、異議申立人に対し、次の事項を提供することができる：
 - (a) 当該商品の指定所有者に代わり、当該商品がオーストラリアに持ち込まれるよう手配した個人又は団体（オーストラリア国内外を問わない）の名称及び事業所又は居住地の住所、又は関税庁長官が保有し、合理的な根拠に基づいて当該個人又は団体の特定及び所在の確認に役立つと信じる情報。

- (b) 関税庁長官が保有し、合理的な根拠に基づいて、当該商品の輸入者を特定し、所在を確認する目的に関連する可能性があると確信するあらゆる情報（個人情報を含む）。
- (c) 商品の指定所有者を特定し、その所在を確認する目的で、関税庁長官が保有し、合理的な根拠に基づいて関連する可能性があると信じる情報（個人情報を含む）。

著作権法（1968年）第135AC条は、商標法（1968年）と同じ条件で、これらの事項を権利者に通知する義務を規定している：

著作権法（1968年）第135AC条差押えの通知

(1) 第135条(7)に基づき複製物が差押えられた後できるだけ速やかに、関税庁長官は、輸入者及び異議申立人に対し、何らかの通信手段（電子的手段を含む）により、複製物を特定し、かつ、特定された複製物が差押えられた旨を記述する通知（差押通知）をしなければならない。

(c) 通知が異議申立人に行われる場合、関税庁長官が守秘義務の理由からそうすることが望ましくないと認めない限り、輸入者の氏名及び事業所又は居所の住所（判明している場合）を記載すること。

(8) 関税庁長官は、複製物が差押えられた後いつでも、異議申立人に対し、次の事項を提供することができる：

(a) 複製物をオーストラリアに持ち込む手配を輸入者に代わって行った個人若しくは団体（オーストラリア国内外を問わない）の氏名、事業所若しくは居住地の住所、又は関税庁長官が保有し、合理的な根拠に基づいて当該個人若しくは団体の特定及び所在の確認に役立つと信じる情報。

(b) 関税庁長官が保有し、合理的な根拠に基づいて、輸入者の特定および所在を確認する目的に関連する可能性があると信じる情報（個人情報を含む）。

第5項

Q20. 商標法第133条、著作権法第135条によれば、不正商標物品、著作権侵害品の輸入に関して、少なくとも権利者からの要請によって税関が差し押さえることができると認識しているが、税関の職権で差し押さえるができることに関する規定があれば教えてほしい。

A20. ご指摘のオーストラリア税関（オーストラリア国境警備局：Australian Border Force）の規定は、オーストラリア国外で製造され、オーストラリアに輸入される商品

(1995年商標法第133条第1項) およびオーストラリアに輸入される複製物(1968年著作権法第135条第2項および第4項)に関するものである。

オーストラリア税関(オーストラリア国境警備局)は、知的財産権所有者の有効な異議告知書なしに、知的財産権侵害の物品を差押えることはできない。

追加質問4.

この回答は商標法第133条および著作権法第135条に関するものであると理解しているが、改めて確認させていただきたい。不正商標物品若しくは著作権侵害物品の輸入に関して、権利者からの要請がない場合、税関当局が職権で国境措置を開始することができるか。また、税関当局が職権で商品を差し押さえることができない場合、オーストラリアはCPTPP 18.76条第5項を実施していると言えるのか。この点に関するオーストラリア政府の見解を知りたい。また、この点に関する貴所の回答もいただきたい。

追加回答4.

この件に関して、オーストラリア政府から公的な見解は得られていない。

我々の評価については：

我々は、オーストラリアに輸入される侵害品を差押えるオーストラリア国境警備局の権限は、以下から発生することを確認している：

- 著作権法(1968年)第135条第7項、および
- 商標法(1955年)第133条第1項

我々は、「**職権による**」措置は、民間団体または権利者からの正式な申立を必要としないと理解している。オーストラリア国境警備局は、特定の輸入品に対する正式な申立がなくても行動する。しかし、国境取締官の権限は、権利者が最初に**異議告知書**を提出したことを条件とする。異議告知書の提出を要求することは、正式な申立を要求することとは異なると主張する一部の論者もいる。我々は、これがオーストラリア政府の見解であると推測する。これは、後述するTRIPS協定第58条の類似した状況や、APEC協定で見られたアプローチによって裏付けられている。

私たちは、「アジュマーン大学教職員および学生のための知的財産に関するWIPO国内セミナー」(2004年5月5日および6日、アジュマーン)の資料を入手した。

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/arab/en/wipo_ip_uni_dub_04/wipo_ip_uni_dub_04_7.doc

本稿では、「**TRIPS協定に基づく模倣品・海賊版の規制**」と、同協定に基づいて予想される国境措置について取り上げている。TRIPS協定第58条が意図する「**職権による**」措置は、当局がその権限を行使するのに役立つ情報を権利者に求めることを認めている。オーストラリアの異議告知書は、TRIPS協定の下では依然として「**職権による**」措置に分類さ

れるこのカテゴリーに該当すると思われる。

4.9 職権による措置

第58条は、知的財産権が侵害されているという一応の証拠がある場合、加盟国が管轄当局に対し、商品の解放を一時停止するという独自の措置をとることを認めることを想定している。このような状況において、同条は、管轄当局が「これらの権限を行使するのに役立つあらゆる情報を権利者に求める」ことを認めている。

また、「APEC協定と宣言-知的財産権 (IPR) エンフォースメント戦略」の文脈で、権利の事前登録を必要とする職権救済について別の法域で言及されているものが見られ、これはオーストラリア政府がオーストラリア国境警備局の「職権」行為に対して取っているのと同じアプローチであると推測される。

参照：<http://www.asianlii.org/apec/other/agrmt/ipressocp959/> "職権による執行モードを開始するには、権利保有者が権利を中国海関総署 (General Administration of Customs : GAC) に記録 (または登録) することが前提条件となる。"

包括的に説明するために、税関職員だけでなく、警察官にも与えられている権限にも言及する。オーストラリアの刑法を執行するために、法執行部門には広範な権限が与えられている。輸入品が刑事犯罪の基準を満たす場合、法執行官は商品を差押えるために権利者の許可を必要としない。参照：1968年著作権法 (Cth) -商業的利益のために著作物を作成または使用することは犯罪であり、1995年商標法 (Cth) -登録商標を偽造または削除することは犯罪である。

以下のニューサウスウェールズ州の警察権 (税関職員には及ばない) を参照のこと：
2002年法執行 (権限と責任) 法第21条：

21 令状なしに人々を搜索し、物を取り押さえ、拘束する権限

(1) 警察官は、以下のいずれかの状況が存在すると合理的な根拠をもって疑う場合、令状なしに、人およびその所有物、またはその管理下にある物を停止、搜索、および拘束することができる。

(a) その人物が、窃盗品またはその他の不法に取得された物を所有または管理下に置いている場合、

(b) その人物が、その犯罪に関与した、または関与する目的で使用された物品を所持または管理している場合。

参考：

第18.76条：国境措置に関する特別要件

5.

各締約国は、権限ある当局が、税関の管理下にある物品であって、次のものに関し、職権で国境措置を開始することができることを規定する：

(a)輸入された物品

(b)輸出されようとしている物品、又は

(c)通過物品

かつ、それらが不正商標物品又は著作権侵害物品である疑いのあるもの。

Q21. 不正商標物品、著作権侵害品を輸出する場合やそれらがオーストラリアを通過する場合において、税関が職権で差し押さえることができることに関する規定はあるか。

A21. オーストラリア原産の輸出品は税関で差し押さえられることはないが、権利保有者は、1995年商標法または1968年著作権法に基づき、オーストラリアの裁判所に救済を求め、侵害品の輸出を停止させることができる。

追加質問5.

この回答によれば、不正商標物品又は著作権侵害物品を輸出する場合、税関が職権で差し押さえることはできないと理解している。この理解が正しいのであれば、不正商標物品又は著作権侵害物品の輸出の場合、権利者からの要請がない限り、税関当局が職権で国境措置を開始することができるのか確認したい。また、上記の理解が正しい場合、オーストラリアは CPTPP 18.76(5)を実施していると言えるのか。この点に関するオーストラリア政府の見解を知りたい。また、この点に関する貴所の回答をいただきたい。

DFATは、「通過」の解釈に関連する注釈を含むCPTPPのコピーを入手できるようにしている。参照：<https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/18-intellectual-property>.

通過国に関する注釈には、これは「当該加盟国の領域内の税関から別の税関へと輸送される疑いのある物品で、その物品が輸出されるもの」に適用されると記載されている。

従って、そのような貨物はすでに税関の管理下になければならず、税関は、すでに引用した規定のもと、そのような貨物が安全に保管されるように措置を講じる。

追加回答5.

オーストラリア国境警備局が作成した「知的財産の保護」に関するファクトシートでは、物品の輸入に関連する著作権法および商標法の規定のみが参照されている。参照：

<https://www.abf.gov.au/imports/files/fact-sheets/protecting-intellectual-property.pdf>

権利者に有効な異議告知書がない限り、輸入時に商品を差し押さえる規定はない。

ご質問の「税関当局が職権により、権利保有者からの要請がない場合でも、商標権侵害商品や著作権侵害商品の輸出の場合に国境措置を開始できるかどうかを確認したい」という点について、この「職権」に関する追加質問4に対する先の回答を参照してほしい。

オーストラリアには、輸送中または輸出時にオーストラリア国境警備局が物品を差し押さえる規定はない。

参照：オーストラリア国境警備局の「知的財産の保護」に関するファクトシート（上記リンク）

「1968年著作権法、1995年商標法、1987年オリンピック記章保護法、2014年主要スポーツイベント（記章および画像）保護法に基づく輸入条項により、オーストラリア国境警備局（ABF）は特定の状況下において、商標、著作権、保護されたオリンピック表現、主要スポーツイベントの記章および画像を侵害する商品を差し押さえることができる。これらの規定は、オーストラリアの異議告知制度をもたらす。」

また、移民・国境警備局による知的財産権に関する生産性委員会の調査への提出書類も参照のこと。https://www.pc.gov.au/_data/assets/pdf_file/0004/194575/sub052-intellectual-property.pdf

追加質問6.

この回答について、より詳細な説明が欲しい。不正商標物品又は著作権侵害物品がオーストラリアを通過する場合、商標法第133条および著作権法第135条に基づき、権利者が請求すれば差し押さえることができるか。権利者が請求を行わない場合、税関当局は職権で差し押えを開始できるか。

追加回答6.

商標法（1955年）第 133 条第1項は、商品がオーストラリア国外で製造され、オーストラリアに輸入される場合にのみ、関税庁長官が行動することを認めている。同条項は、輸送中の商品または輸出向けのオーストラリアで製造された商品には適用されない。「職権」の問題については、追加質問4.に対する上記回答を参照のこと。

1995年商標法 - 第133条

関税庁長官は、商標権を侵害する物品を差し押さえることができる

(1) 本条は、オーストラリア国外で製造された物品で、

(a) オーストラリアに輸入されたもの

著作権法（1968年）第135条第7項は、関税庁長官が著作権のある物品の輸入に関してのみ、異議告知書が提出されている場合にのみ行動する権限を有することを規定している。

「職権」の問題については、追加質問4.に対する上記回答を参照のこと。

1968年著作権法第135条

著作物等の複製物の輸入制限

(7)

- (a) 著作権対象物に関して第(2)項に基づく通知が行われた場合、かつ
(b) その通告が無効であると宣言されておらず、または取り消されておらず、かつ
(c) ある者が、本条が適用される著作権対象物の複製物をオーストラリアに輸入する場合において、
 (i) 当該複製物を販売し、貸与し、または取引により販売もしくは貸与のために提供もしくは公開する、又は
 (ii) 取引を目的として複製物を頒布する、又は
 (iii) 著作権対象物の著作権者に不利な影響を与える程度に、複製物をその他の目的で頒布する、又は
 (iv) 取引目的で、公衆の面前で複製物を展示することを目的とする場合であって、
(d) 当該複製物が、1901年関税法に基づく税関管理の対象となる場合には、関税庁長官は、複製物を差押えることができる。

2. 統計に関する質問

第18.14条 特許に関する協力及び作業の共有 関連

Q29.特許出願（または審査請求）から登録までの期間に関する統計データ（2010年以降）を提供してほしい。

A29. 特許出願（または審査請求）から登録までの期間を、過去13年間のサンプル年について示したデータを提供する。2023年のデータはまだ不完全であり、信頼性に欠ける。

FY	平均（月）	化学 平均	電気 平均	機械 平均
2011	37	37	34	37
2015	25	26	23	25
2019	30	30	26	30
2023	15	16	14	16

追加質問7.

このデータの出所を知りたい。

追加回答7.

このデータは、Spruson and Ferguson 内で入手可能なオーストラリア特許庁の大量特許データの分析結果に基づいている。

第18.22条：広く認識されている商標 関連

Q30. 実際に周知商標を理由とする商標登録出願の拒絶の数や登録商標の無効の数が増加しているか。その数を確認する方法があるか。

A30. 商標登録出願の拒絶件数については、2015年から2023年のデータが以下の表に示されている。直近の年については、現時点（2025年1月）では未完成である。

IP Australiaからは、周知商標を理由とする拒絶に関する情報は入手できない。

CY	拒絶件数（全種類）
2015	144
2016	106
2017	107
2018	114
2019	106
2020	126
2021	69
2022	64
2023	29

追加質問8.

このデータの出所を知りたい。

追加回答8.

問8は、IP Australia のウェブサイトにある Australian Trade Mark Search ツールの検索によるものである。

<https://search.ipaustralia.gov.au/trademarks/search/advanced>

第18.46条：特許を与える当局の不合理的な遅延についての特許期間の調整 関連

Q35.特許出願の早期審査件数と出願から登録までの期間に関する統計データを提供してほしい。

CY	早期審査件数
2015	263
2016	273
2017	286
2018	352
2019	351
2020	368
2021	411
2022	372
2023	382

追加質問9.

このデータの出典を知りたい。

追加回答9.

このデータは、Spruson and Ferguson内で入手可能なオーストラリア特許庁の大量特許データの分析結果に基づいている。

第18.55条 保護 関連

Q37. 部分意匠の出願と登録件数の統計データがあれば教えてほしい。

A37. オーストラリアにはまだ部分意匠登録がない。

追加質問10.

Q16の回答に基づいて確認したい。Q37の回答は、意匠登録として部分意匠登録の区分はないということか。

追加回答10.

これは正しい。現時点では、オーストラリアには部分意匠登録の正式なカテゴリーはない。

第 18.76 条 国境措置に関する特別要件 関連

第1項

Q38. 不正商標物品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品若しくは著作権侵害物品の税関での留置数に関する統計データがあれば、教えてほしい。

A38. オーストラリア国境警備局が公開しているデータはほとんどない。情報公開申請を通じて、追加データを求めることは可能である。情報公開申請の代行を希望する場合は、知らせてほしい。

2025年1月16日現在、オーストラリア国境警備局には617件以上の異議申立通知が提出されており（2010年6月30日時点では456件）、数千のブランドが対象となっている。（国境警備局ウェブサイト）

追加質問11.

上記データのリンク情報や詳細なソース情報を知りたい。

追加回答11.

現在の通達については、以下のウェブアドレスに掲載されている：_
<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/Pages/IPObjections.aspx>

2010年6月30日の数字については、生産性委員会による知的財産権の取り決めにに関する調査への移民・国境警備局による提出書類（*Submission By Department of Immigration and Border Protection to the Inquiry into Intellectual Property Arrangements*）
https://www.pc.gov.au/_data/assets/pdf_file/0004/194575/sub052-intellectual-property.pdf
の4ページに記載されている。

以上

資料 3

第3部 各国における知的財産制度を巡る状況に関する海外法律事務所質問票調査結果

附属資料 3 海外調査報告書

< 中国：金杜法律事務所 (King & Wood Mallets) >

中国における知的財産制度を巡る状況に関するアンケート

1. 最近の知財関連注目判決

(質問1)

現在把握している注目判決は以下のとおり16件である。その他、注目すべき知財判決があれば紹介して欲しい。(期間としては、2022年、2023年、2024年)

また、(13)、(14)、(15)、(16)以外で禁訴令を含む知財判決があれば紹介して欲しい。

(1) 中外製薬株式会社と温州海鶴薬業有限公司との間の専利権保護範囲属否確認紛争案
(最高人民法院(2022)最高法知民忠第905号民事判決)

(2) 上海万翠堂餐饮管理有限公司と温江五阿婆青花椒魚火鍋店との間の商標権侵害紛争案

(四川省高級人民法院(2021)川知民終2152号民事判決)

(3) 北京百度網訊科技有限公司と蘇州閃速推ネットワーク科技有限公司との間の不正競争紛争案

(江蘇省蘇州市中級人民法院(2021)苏05民初1480号民事判決)

(4) 特威茶餐飲管理(上海)有限公司と浙江省農業技術振興センターとの間の上海市浦東新区知識産権局、上海市浦東新区人民政府行政処罰及び行政再審理紛争案

(上海知識産権法院(2022)沪73行終1号行政裁決)

(5) 深セン市テンセントコンピュータシステム股份有限公司と郴州七嘯ネットワーク科技有限公司等との間の不正競争紛争案

(北京市海澱区人民法院(2020)京0108民初8661号民事判決)

(6) 羅某洲、馬某華等八人とアップル社との間の登録商標模倣罪案

(広東省深セン市中級人民法院(2022)粵03刑終514号刑事裁決)

(7) 西側某企業等と寧波齊電機有限公司との間の商標権侵害及び不正競争をめぐる紛争
(最高人民法院(2022)瑞高法民中第312号民事判決)

(8) 某ワイナリーと南京金酒類有限公司との間の商標権侵害及び不正競争をめぐる紛争
(最高人民法院(2022)瑞高法民中313号民事判決)

(9) 北京中華科技有限公司と国家知識産権局他との間の發明専利権の無効をめぐる行政紛争

(最高人民法院(2021)最高法制刑終字第556号行政裁決)

(10) 肖科技股份有限公司と陳・深圳雲科技有限公司との間の不正競争紛争事件

(浙江省温州市中級人民法院(2023)浙江03年民楚第423号民事判決)

(11) 四川金化学有限公司、北京葉科技有限公司と山東華化成公司他との間の發明特許侵害紛争・技術秘密侵害紛争

(最高人民法院(2020)最高法知民終字第1559号民事判決)

- (最高人民法院(2022)最高法知民终字第 541 号民事判決)
- (1 2) 發明特許權侵害をめぐる英国某テクノロジー企業と蘇州の某テクノロジー企業との間の紛争
- (最高人民法院(2022)最高法規知民中第 189 号民事判決)
- (1 3) 西安傑通(Xidian Jietong)とアップル(Apple Computer Shanghai Inc.)との間の WAPI 標準必須特許侵害紛争事件
- (最高人民法院(2022)最高法知民終 817 号民事判決)
- (1 4) 浙江智控集團有限公司と魏汽車科技集團有限公司との間の自動車シャシー技術秘密侵害紛争事件
- (最高人民法院(2023)最高法規志民鍾第 1590 号民事判決)
- (1 5) Nokia 社と OPPO 社の間の標準必須特許ライセンス紛争訴訟
- (最高人民法院(2022)最高法知民轄終 167 号民事判決)
- (1 6) ACT(Advanced Codec Technologies, LLC)対 OPPO との間の音声技術の標準必須特許訴訟事件
- (最高人民法院(2022)最高法知民終 907、910、911、916、917、918 号民事判決)

回答：

上記した注目判決以外、中国の裁判所で判決が下された知的財産訴訟トップ 10 (2023 年)に収録された以下の判決も注目すべきであると考えられる：

- (1) 遼寧丹某種業科技股份有限公司と凌海市農某種業科技有限責任公司、青島連某農業技術發展有限公司との間の植物新品種權侵害紛争〔最高人民法院(2022)最高法知民終 2907 号民事判決〕
- (2) 北京四維図新科技股份有限公司と北京百度網訊科技有限公司、百度オンラインネットワーク技術(北京)有限公司との間の著作権侵害・不当競争をめぐる紛争〔北京市高級人民法院(2021)京民終 421 号民事判決〕
- (3) 北京微某ネットワーク技術有限公司と広州簡某情報科技有限公司等との間の不当競争をめぐる紛争〔広東省高級人民法院(2022)粵民終 4541 号民事判決〕
- (4) 劉某生、劉某の著作権侵害紛争〔上海市第三中級人民法院(2023)沪 03 刑初 23 号刑事判决书〕
- (5) 南京漢某医薬科技有限公司と帝某製薬(江蘇)有限公司との間の技術秘密侵害紛争〔江蘇省南京市中級人民法院(2019)蘇 01 民初 3444 号民事判決〕
- (6) 深セン市騰某コンピュータシステム有限公司、騰某科技(深セン)有限公司等と北京愛某科技有限公司との間の不当競争をめぐる紛争〔天津自由貿易試験区人民法院(2022)津 0319 民初 23977 号民事判決〕

出典：<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/430692.html>

2022 年~2024 年の間に、上記した（13）、（14）、（15）、（16）以外で禁訴令を含む知財判決は以下のものがある：

（1）刘崗と九号聯合（北京）科技有限公司との間の発明特許侵害紛争（最高人民法院（2022）最高法知民終 2087 号）

（2）浙江某甲采棉机配件有限公司と某乙塑料工業公司等との間の発明特許侵害紛争（最高人民法院（2022）最高法知民終 1472 号）

（3）騰訊科技（深セン）有限公司、深セン市騰訊コンピュータシステム有限公司等との間の不当競争をめぐる紛争（広東省広州市天河区人民法院（2020）粵 0106 民初 16190 号）

（4）某科技有限責任公司と某通信有限公司等との発明特許侵害紛争（最高人民法院（2022）最高法知民終 908、909、912、913、914、915 号）

出典：中国判決文書網 <https://wenshu.court.gov.cn/>

2. 最近の知財制度改正の動向

（質問 2）

現在把握している知財制度改正の動向に関するトピックは以下の（1）～（12）の通りである。その他、注目すべき知財制度改正の動向があれば紹介して欲しい。（期間としては、2022 年、2023 年、2024 年）

以下の（1）～（12）についての質問に対する回答に当っては、可能な限り、①根拠となる文献や②根拠となる条文を記して欲しい。

回答：以下の（1）～（12）のトピックには、近年の注目すべき知財制度改正の動向が含まれていると思われ、弊所から他の紹介はない。

（1）知財分野における中期計画・長期計画

（質問 3）

現在把握している知財分野に係る中期計画・長期計画は以下の①～④である。その他、知財分野に係る注目すべき中期計画・長期計画があれば紹介して欲しい。

① 第 14 次 5 か年計画（2021～2025）

第2篇第7章「科技创新のための制度構造改革」において、「知的財産権の保護・活用体制の健全化」に言及している。

② 知識産権強国建設綱要（2021～2035）

2021年9月22日 中国共産党中央委員会・国務院公表

知財制度の構築、知財保護体系の構築、知財市場・運営体制の構築、知財公共サービス体系の構築、人文社会環境の醸成、グローバルガバナンスへの参加促進の6項目からなる。

③ “十四五” 知識産権知財保護運用計画（知財十四五）

2022年1月20日 中国国家知識産権局（CNIPA）公表

5つの重点任務として、知財保護の強化、知財実用化向上、利便性の高い知財サービス構築、知財面の国際協力推進、知財人材・文化の建設推進を挙げている。

④ 専利及び商標審査に関する14次5か年計画（2021～2025年）

2022年1月20日、中国国家知識産権局（CNIPA）は、「専利及び商標の審査に関する『第14次5か年』計画」を公表した。

本計画は、「知財十四五」等に基づいて策定された第14次5か年計画期間（2021～2025年）における専利・商標審査業務に関する中期計画として、2025年までの発展目標や主要な目標達成指標、CNIPAの主要任務等を示している。

回答：

他の知財分野に係る注目すべき中期計画・長期計画について、以下の計画がある：

⑤ 知識産権人材に関する14次5か年計画

2022年1月7日 中国国家知識産権局（CNIPA）公表

本計画は、第14次5か年計画期間（2021～2025年）における知財人材に関する中期計画として、全体的要求、主要任務、及び重点項目などを示している。具体的に、5つの重点任務として、知財保護人材能力の建設強化、知財運用人材能力の向上、知財公共サービス人材の培養、知財国際化人材能力の向上、知財基礎人材能力の建設強化を挙げ、6つの重点項目として、知財人材育成基地の構築、知財ネットワークトレーニングコースの構築、知財人材ハイランドの構築、知財シンクタンク・専門家データベース・人材データベースの構築、知財役職の評価、知財専門学位設置のサポートを挙げている。

出典：[国家知识产权局 发展规划《知识产权人才“十四五”规划》\(cnipa.gov.cn\)](http://www.cnipa.gov.cn)

⑥ 知識産権公共サービスに関する14次5か年計画

2022年1月7日 中国国家知識産権局（CNIPA）公表

本計画は、第14次5か年計画期間（2021～2025年）における知財公共サービスに関する中期計画として、基本原則、発展目標などを示し、利便性の高い知財公共サービス体系の形成、知的で便利な知財情報化設備の建設強化、豊かな知財公共サービス供給の強化、知財公共サービスの発展基礎の強化、実施保障の強化の項目を挙げている。

出典：[国家知识产权局 发展规划《知识产权公共服务“十四五”规划》\(cnipa.gov.cn\)](#)

⑦ 地理的表示の保護及び運用に関する14次5か年計画
2022年1月10日 中国国家知識産権局（CNIPA）公表

本計画は、地理的表示の保護及び運用に関する中期計画として、地理的表示の保護・管理の基礎の強化、地理的表示の保護・管理レベルの向上、地理的表示のブランド建設の強化、地理的表示の特色がある産業の発展、地理的表示の外部コミュニケーションの拡大の5つの重点任務を挙げている。

出典：[国家知识产权局 发展规划《地理标志保护和运用“十四五”规划》\(cnipa.gov.cn\)](#)

⑧ 専利実用化特別行動方案（2023-2025）
2023年10月17日 國務院弁公庁公表

本方案は、「知識産権強国建設綱要」、「知財十四五」等に要求される知財実用化向上の推進策として、専利産業化の推進、実用化困難点の解消、知財要素市場の育成、組織保障の強化の4項目を挙げている。

出典：[国务院办公厅关于印发《专利转化运用专项行动方案（2023—2025年）》的通知 国务院文件 中国政府网 \(www.gov.cn\)](#)

（2）専利法実施細則の改正

2023年12月11日に専利法実施細則の改正が採択され、2023年12月21日に公布された（施行日は、2024年1月20日）。

2023年改正前の専利法実施細則は、全11章123条より構成されているのに対し、2023年改正後の専利法実施細則は、全13章149条より構成されている。その主な項目は、以下のとおりである。

- a) 新制度（権利期間変更、部分意匠、専利開放許諾制度、ハーフ協定）関連の規定の整備
- b) 専利権評価報告書等の具体的な手続要件の明示
- c) 遅延審査請求制度についての明示
- d) 実用新案・意匠の初歩審査要件に、明らかな創造性（進歩性）等の追加

(質問 4)

a) の各制度について、2021 年 6 月に施行された第 4 次改正専利法の施行状況に何か変更や変化はあるのか。

回答：

第 4 次改正専利法の施行日（2021 年 6 月 1 日）から改正後の専利法実施細則の施行日（2024 年 1 月 20 日）までの審査業務について、中国国家知識産権局は、2021 年 5 月 24 日及び 2023 年 1 月 4 日に「改正後の専利法の施行に関する関連審査業務処理の暫定措置（以下、暫定措置 1 及び暫定措置 2 という（関連規定に相違がない場合、暫定措置ということがある））」を公表した。

権利保護期間の変更について、上記暫定措置によれば、権利期間変更は 2021 年 6 月 1 日から施行され、即ち、出願日が 2021 年 6 月 1 日以降（2021 年 6 月 1 日を含む）の意匠専利権の保護期間は自動的に 15 年になり、専利法実施細則の施行前後に特に変化はない。

部分意匠について、措置 1 において、部分意匠の審査は改正後の専利法実施細則の施行後になると記載されているが、措置 2 において、当該項目が削除されるとともに、部分意匠の提出仕様などが規定され、その後、部分意匠の審査は実際に行われている。

専利開放許諾制度について、2022 年 5 月 11 日に中国国家知識産権局弁公室により「専利開放許諾試点工作方案に関する通知」が公表され、いくつかの省で専利開放許諾が試験的に行われており、改正後の専利法実施細則の施行後、2024 年 7 月 3 日に中国国家知識産権局により「専利開放許諾制度の実施工作の全面推進に関する通知」が公表され、専利開放許諾が全国で推進されている。

ハーグ協定について、ハーグ協定に入った後、中国国家知識産権局により 2022 年 4 月 22 日及び 2023 年 1 月 4 日に公表された『ハーグ協定』に入った後の関連業務の処理に関する仮弁法」基づいて関連業務が行われており、改正後の専利法実施細則の施行後でも、施行状況は明らかな変化はない。

出典：

[国家知识产权局 最新发布 国家知识产权局《关于施行修改后专利法的相关审查业务处理暂行办法》的公告（第 423 号） \(cnipa.gov.cn\)](#)

[国家知识产权局 公告 国家知识产权局关于施行修改后专利法的相关审查业务处理暂行办法的公告（第 510 号） \(cnipa.gov.cn\)](#)

[国家知识产权局 试点工作方案 国家知识产权局办公室关于印发专利开放许可试点工作方案的通知 \(cnipa.gov.cn\)](#)

[国家知识产权局 通知 国家知识产权局关于全面推进专利开放许可制度实施工作的通知 \(cnipa.gov.cn\)](#)

(質問4の続き) 特に、a)のうち、部分意匠制度が導入されて間もないが、審査の品質はどうか。例えば、意匠の認定や判断について審査官や審査時期によるばらつきは無いのか。

回答：

部分意匠の審査について、弊所実務により、最初の審査は主に明らかな不備に関する指摘であったが、授權対象の該当性や表面パターンなどの不備に関する指摘が多くなっている。また、審査基準について、全体的から見ると一致していると思われるが、具体的な問題に対する判断は、審査官によってばらつきがある。

また、a)のうち権利期間変更、部分意匠制度、ハーグ協定加盟、及びd)の意匠の初歩審査要件に明らかな創造性等の追加がなされたことによる制度利用状況の変化(例えば、国内外ともにユーザーからの意匠出願に係る相談件数が増加した／中国国内における意匠権での権利行使に係る相談件数が増加した等の変化)や、課題と感じている点(例えば、ハーグ制度を利用する上で他国との制度間のギャップにより生じる問題／部分意匠による権利行使の際に生じる問題等)があれば、併せて教えて欲しい。

回答：

弊所実務によれば、権利期間変更、部分意匠制度、ハーグ協定加盟により、国内外のユーザーからの意匠出願に係る相談件数が増加する傾向があり、特に、部分意匠の出願数は著しく増加した。

また、課題になる点について、ご指摘の通り、ハーグ制度を利用するコースも含めて、他国との制度間の相違により、他国で不備に該当しないものが指摘される(例えば、任意切取や表面パターンに対する認定、部分意匠の請求部分の斜視図の提供など)ことがあり、ユーザーからの疑問や対応コストの増加などにつながる。

(質問4の続き) b) c) について、本施行規則の施行により何か変化があるか。 d) により、審査実務上、何か変化が生じているか。

回答：

b) の施行により、専利権評価報告書の請求時期、国務院専利行政部門が専利権評価報告書を作成する期限、複数の請求人からの作成請求に対する処理等が明らかになる。

c) について、遅延審査請求制度についての明示により、発明、実用新案、意匠のそれぞれの遅延審査時間が明らかになり、そして、出願人による遅延審査請求の自発的な取り下げが可能になる。

d) について、弊所実務及びネット上の情報により、出願数の膨大などによって、実用新案・意匠の初歩審査要件に明らかな創造性(進歩性)不備が指摘されるケースが少し増加

する傾向はあるが、出願ごとに徹底的に審査・評価するのではなく、明らかに進歩性を具備しない出願のみ、通知書が発行されることになる。

出典：[NTD 永新知识产权 \(chinantd.com\)](http://ntd.chinantd.com)

（質問4の続き）c）の遅延審査請求制度について、2023年8月30日に遅延制度のガイドラインが公表されたが、意匠出願において遅延制度の利用は進んでいるか。また、審査指南に「必要があれば、専利局は自ら審査手続を開始することが可能。その際、（出願人が請求した）遅延審査期間の終了が出願人に通知される。」と記載されているが、実際に専利局判断により審査手続を開始するケースはみられるか。それはどのようなケースか。

回答：

弊所実務及びネット上の情報によれば、今まで、実際に専利局判断により審査手続を開始するケースは見つかっていない。

（質問4の続き）また、実施細則第29条で、専利法第5条にいう遺伝資源とは、「人体、動物、植物又は微生物等に由来し、遺伝機能単位を有し、かつ現実又は潜在的な価値を備える素材及びこのような素材を利用して生成した遺伝情報を指す」と規定され、「このような素材を利用して生成した遺伝情報を指す」の箇所が追加されたことにより、遺伝物質から生成した物質であっても、遺伝資源と同様の扱いとなったと承知している。このような改正が行われた①背景、②施行後の状況及び③産業界の反応について、教えてほしい。

回答：

（1）背景：

現代のバイオテクノロジーの発展に伴い、後続の発明者は、実際に生物学的材料自体に接触することなく、公開した生物学的遺伝物質のDNA配列情報を直接使用して、実験室で遺伝物質を合成して使用できるようになる。よって、生物学的物質自体に対する管理は、必ずしも当該生物学的物質に含まれる遺伝機能単位に対する公衆の利用を阻止できるとは限らない。従って、生物学的遺伝資源の保有者の利益をより効果的に保護する必要がある。

（2）施行後の状況：

弊所実務により、現在の審査は以前と大きく変化しないが、特に生物分野において、審査官から補正後の規定をもって、特許請求しているものの由来（例えば、種子の親など）の開示情報を追加すると要求されることがある。

（3）産業界の反応：

当該改正に対する産業界の議論は見つかっていない。

出典：[崔国斌：《专利法实施细则》最新修改要点评述（II） 澎湃号·政务 澎湃新闻-The Paper](#)

（質問4の続き）また、WIPOにおいて、本年5月、「WIPO Treaty on Intellectual Property, Genetic Resources and Associated Traditional Knowledge」が採択されたが、中国が本条約に加入する動きはあるのか否か教えてほしい。

回答：

中国は本条約の起草、会議弁論、締結などに積極的に参加し、中国国家知識産権局局長申長雨氏は、WIPO 総幹事との両方会談で条約の締結に祝意を表し、今後も WIPO の枠組みに基づく知財国際ルールの方策に建設的に参加すると表明したが、本条約に加入する公式情報や具体的な動きなどは見つからない。

出典：[国家知识产权局 局要闻 申长雨与世界知识产权组织总干事邓鸿森举行双边会谈 \(cnipa.gov.cn\)](#)

（3）専利審査指南の改正

「専利審査指南（2023）」も、2023年12月21日に公布された（施行日は、2024年1月20日）。その主な項目は、以下のとおりである。

- a) 新制度（権利期間変更、部分意匠、専利開放許諾制度、ハーグ協定）の詳細手続・要件の明示
- b) 遅延審査請求制度に関する改正
- c) 専利権評価報告書に関する改正
- d) コンピュータプログラム製品クレームを許容
- e) AI 関連発明等の発明該当性や進歩性判断を明確化
- f) 特許・実用新案におけるカラー画面を許容
- g) 部分意匠や GUI 意匠の判断を明確化

（質問5—1）

a) ～ c)、e) ～ g) により、審査実務に何か変化が生じているか教えてほしい。

回答：

弊所実務により、これらの改正項目について、審査は、改正後の規定に基づいて行われることになり、審査の基準はより明確化・統一化になる。そして、審査官は、審査意見通知書の発行の際、指摘根拠の提示がより明確になり、場合によっては、改正後の審査指南に記載の例示に基づく補正（例えば、プログラムクレームの補正について、審査指南に記載のプログラム製品クレーム又は方法クレームに変更する）を提示することもある。

（質問5—1の続き）d) の利用状況、企業の実務に与える影響を教えてください。

回答：

d) の改正により、プログラムクレームが授權対象でないとの指摘を避けるために、従来の記録媒体クレームへの書き換えの代わりに、コンピュータプログラム製品クレームで保護を求めることになる。

従来のコンピュータプログラム製品クレームが許容されない場合、権利侵害の確定際に、コンピュータソフトウェアの複製者や販売者を権利侵害責任を追及することが困難である問題があった。d) の改正により、コンピュータソフトウェアの特許権者の権利保護が強化され、特許権者はコンピュータプログラム製品クレームを介してコンピュータソフトウェアの複製者や配布者の権利侵害責任を追及できるようになる。

出典：[代理実務 隆天律师事务所 \(lungtinlaw.com\)](http://lungtinlaw.com)

(質問 5—2)

(1) a)、g) の特に部分意匠制度について、審査指南の公開前、部分意匠制度の審査運用が不明であるという意見があったが、今回の審査指南の公開によってそのような不満はなくなったとみてよいか。

回答：

弊所実務によれば、今回の審査指南の公開によって、部分意匠制度の審査に関する規定は詳細になるため、上記不満は少なくなるが、審査指南にはすべての状況について規定されているとは限らないため、規定されていない部分の審査について、やはり審査官によってばらつきがある。

(質問 5—2 の続き) (2) 部分意匠に関して、クレーム部分の形状がありふれたものとして拒絶を受けるケースが散見され、引用文献も明示されないという不満を日本ユーザーから聞いているが、現地にてそのような不満があるか。またそのような拒絶に対し、代理人としてどのような対応をとっているか。

回答：

弊所にて上記の拒絶を受けることがなく、ネットで検索した結果、関連する情報も見つからなかった。

(質問 5—2 の続き) (3) 改正後の專利審査指南において、部分意匠において、「保護を請求する部分が立体形状を含む場合、提出する図面に当該部分が明確に示された斜視図が含まれなければならない」と規程されている。当該斜視図について、全体意匠では必須と規定されておらず要件としての必要性に疑問がある、日米欧では必須とされておらず中国出願時の負担が増えるといった不満の声を日本ユーザーから聞いているが、中国国内においても同様の不満はあるか。

回答：

ネットで検索した結果、関連する情報は見つかっていない。

（質問5—2の続き）（4）また、g）のGUI意匠の判断の明確化がなされたことによる制度利用状況の変化（例えば、国内外ともにユーザーからの意匠出願に係る相談件数が増加した／中国国内における意匠権での権利行使に係る相談件数が増加した等の変化）や、課題と感じている点（例えば、GUI意匠について、他国との制度間のギャップにより生じる問題／権利行使の際に生じる問題等）があれば、併せて教えて欲しい

回答：

弊所実務によれば、GUI意匠の判断の明確化により、国内外のユーザーからの意匠出願、特に部分意匠に関連するGUI意匠に係る相談件数が増加する傾向がある。

（質問5—3）

a）の特に専利開放許諾制度について「実施料の支払い方法および基準」や「減免条件および減免比率」を明示して欲しいという要望を日本ユーザーから聞いているが、中国内で同様の不満があるか。

回答：

2022年10月14日に、中国国家知識産権局弁公室により、「専利開放許諾実施料推算ガイドライン（試行）」が公表され、実施料の支払い方法および基準を紹介した。

2024年8月6日に、中国国家知識産権局により、「一部の専利手数料の標準および減免政策を調整する公告」が公表され、「減免条件および減免比率」について、「専利開放許諾実施期間の専利年金が15%減免され、他の専利手数料減免政策も適用される場合、最も優遇的な政策を選択することができるが、繰り返し享受することはできない」と規定されている。

出典：

[国家知识产权局 通知 国家知识产权局办公室关于印发《专利开放许可使用费估算指引（试行）》的通知 \(cnipa.gov.cn\)](#)

[国家知识产权局 公告 国家知识产权局关于调整部分专利收费标准和减缴政策的公告（第594号） \(cnipa.gov.cn\)](#)

（質問5—4）

新規性喪失の例外規定について、2021年6月に施行された第4次改正専利法において、専利法第二十四条に「（一）国家において 緊急事態又は非常事態が発生し、公共の利益のために初めて公開した場合」が追加され、専利法実施細則や専利審査指南においても適応する改正が行われたが、日本ユーザーからは、「自己の行為に起因する場合（出願人が同一の場合等）」や「刊行物、インターネットによる公知」について、新規性喪失の例

外適用条件に含めて欲しいという要望が根強くある。中国国内においても同様の不満はあるか。

回答：

中国国内においても、発明者または出願人の正当な権利および利益を保護し、発明創造を奨励するように新規性喪失の例外規定を調整する要望がある。

出典：[类案研究 | 新颖性宽限期制度的司法实践,知产力,为创新聚合知识产权解决方案 \(zhichanli.com\)](#)

（質問5—4の続き）専利法第二十四条第（三）号の規定する「学術会議、又は技術会議」について、専利法実施細則第33条第2項で規定されているが、日本ユーザーからどのような会議が認可されるか不明であるとの声がある。当該会議を特定する方法はあるか。

回答：

当該会議を特定する具体的な基準や方法はまだ公表されていない。

（4）商標法改正案の公表

商標法の第5次改正案（1983年施行、1993年、2001年、2013年、2019年改正）が、2023年1月13日に公表された。全面改正としては2013年以来10年ぶりである（2024年5月1日施行）。

10章101条へと大幅拡充（現行は7章73条）された。既存の45条文についても実質的な変更があった。主な改正内容は以下のとおりである。

① 悪意による商標登録の規制

悪意の商標登録出願に係る個別の規定を追加し、悪意の商標出願に該当する具体的な状況を明確化した（第22条）。

悪意による登録商標の強制移転制度を導入した（第45条～第47条）。また、悪意による商標登録出願に対する罰金額を引き上げた（第67条）。悪意による商標登録に係る民事賠償責任を明確化した（第83条）。

（質問6）

悪意による商標登録の規制を行った背景を教えてください。

第45条～第47条、第67条、第83条を施行することで期待される効果を教えてください。

回答：

背景：

2019年11月1日に施行された前回の改正商標法では、有名ブランドを便乗したことを目的とした悪意な申請や譲渡のための大規模な商標登録などの、市場の経済秩序や商標管理秩序を著しく混乱させる問題の解決に重点を置き、悪意な登録行為に対する規制を強化し、元から悪意による登録商標を阻止し、使用を目的とする制度に戻る。

しかしながら、悪意な商標冒認登録は依然として存在しており、特に公共資源、ホットスポット、突発事件特有の用語や有名人の名前などの、悪意による商標登録は頻繁に行われ、「有名ブランドの便乗」、「ホットスポットの悪用」などが多発しているため、現時点の悪意による商標登録に対する取り締まりの範囲と強度は依然として弱く、全体の管理と厳しい取り締まりは十分な効果を奏していない。

そのため、悪意による商標登録の規制の改正は、公共資源や他者の先の権利の悪意による冒認登録、社会主義の中核的価値観への損害行為に対する取り締まりをさらに強化することに重点を置く。

第45条～第47条、第67条、第83条を施行することで期待される効果：

強制移転制度は、従来の異議申立や無効手続と比べて、悪意の登録商標を先の権利者に強制的に移転することで、悪意の登録者が悪意の登録によって得た不当な利益を、本来当該権利を享有すべき者に「還元」することができ、これにより、商標の先の権利者が享受すべき正当な利益を実現できるとともに、悪意のある登録者が利益を得ることができなくなり、悪意による商標登録を効果的に抑制し、商標市場の秩序と安定を維持することにも役立ち、商標制度の信頼性及び権威を向上させ、市場主体に正当かつ合法的なルートを通じて商標を出願および使用させ、経済社会の発展を促進する。また、行政の罰金額を強化することで、悪意な登録を徹底的に取り締まる取り組みを強化する。悪意による商標登録に係る民事賠償責任を明確化することで、より強力な「抑止」効果を得られ、侵害者から違法な利益を大幅に剥奪し、悪意のある侵害者を罰するために侵害者が「巨額の損失」を被ることさえ可能となり、これにより、商標独占権の厳格な保護と権利者へのより適切な補償を実現する。

出典：

国家知識産権局「中華人民共和国商標法改正草案（意見募集草案）」に対する意見公募のお知らせ：「中華人民共和国商標法改正草案（意見募集草案）」についての説明：[附件2 \(cnipa.gov.cn\)](http://cnipa.gov.cn)

悪意の商標登録を体系的に管理し、質の高い発展を促進するための2023年—2025年に渡る業務方針案：https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/zcwj/202305/t20230508_27033.html

[解析商标法修订草案：狠刹恶意抢注之风，拟建恶意诉讼反赔制度 法治中国 澎湃新闻-The Paper](#)

[商标法修改相关问题解读 \(cnipa.gov.cn\)](#)

[恶意注册商标强制移转制度研究-商标-中国知识产权律师网 \(ciplawyer.cn\)](#)

② 重複登録禁止の基本原則の確立

不使用取消を避けるための3年ごとの不正な再出願等を抑制するため、重複登録の禁止に関する個別の規定を追加した（第21条）。

③ 商標審査審理手続の最適化

出願料が未納である場合、出願申請がなかったとみなすこととした（第 27 条）。異議の公告期間を 3 か月から 2 か月に短縮した（第 36 条）。

④ 商標の使用義務の強化

「商標の使用」概念を整備し、役務商標とインターネット環境下の商標の使用行為に係る規定を追加した（第 59 条）。

商標登録後 5 年ごとに商標の使用状況を説明する制度を導入し、説明がない又は真実でない場合、商標は放棄又は取消となることとした（第 61 条）。

（質問 7）

商標の使用義務の強化を行った背景を教えてください。第 59 条を施行することで期待される効果を教えてください。第 61 条を施行することで期待される効果を教えてください。

回答：

背景：

現在の商標制度では「登録重視で使用軽視」の傾向があり、登録前の使用意思の強調が不足、登録後の使用義務への配慮が不十分であるなどの制度上の欠陥があり、登録されているのに使用されていないという現象や大量の冒認商標登録や遊休商標に起因して正常のビジネスニーズを有する市場主体が商標登録を取得しにくいなどの問題が存在する。商標登録を「使用するために登録する」制度の元に戻し、「ゾンビ」商標を速やかに取り除き、遊休商標資源を解放し、本来の独自のブランドを確立して商標を取得する必要がある市場主体が商標登録する権利を取得するために、商標の使用義務を強化した。

第 59 条を施行することで期待される効果：

役務商標とインターネット環境下の商標の使用環境は使用シナリオに基づく規定であり、現在ではインターネットなどの使用環境が発展しつつあるため、この条文は未来の例えば将来の技術の発展及び新しい技術での商標使用形態を、商標法の範疇に含めるための余地を用意した。

第 61 条を施行することで期待される効果：

現行の商標法では、登録商標の使用状況を把握するのに商標登録取消の申し込みが必要であることに対して、商標の使用状況を説明する制度を導入することで、商標行政部門が積極的に商標の実際の使用状況を把握でき、これにより、登録された後に使用されていない商標、公共資源を占有する商標、又は、悪意による商標登録や、大量の冒認登録などの行為を有効に管理することができる。同時に、商標の使用状況を説明する制度を導入することで、商標権者の商標管理コストがある程度増加するが、登録商標の使用の促進に対し積極的な作用があり、資源の浪費を防ぎ、社会における商標使用の規範性を効果的に改善する。

出典：

国家知識産権局「中華人民共和國商標法改正草案（意見募集草案）」に対する意見公募のお知らせ：「中華人民共和國商標法改正草案（意見募集草案）」についての説明：[附件2 \(cnipa.gov.cn\)](#)

[聚焦《商標法修訂草案（征求意见稿）》的三大要點 - 金杜律師事務所 \(kwm.com\)](#)

[新規解説 | 从《商標法》修訂草案（征求意见稿）看商標法可能的重大变化（附意見稿全文）- 知識庫詳情 \(everlaw.com.cn\)](#)

⑤ 商標代理機構の監督管理の強化

商標代理機構の監督管理を強化し、商標代理サービスの品質を高めるため、商標代理機構の参入要件を明確化した（第 68 条）。

商標代理行為の規範化のため、商標代理機構及び従業員の責任を強化した（第 69 条）。

（質問 8）

商標代理機構の監督管理の強化を行った背景を教えてください。

第 68 条、第 69 条を施行することで期待される効果を教えてください。

回答：

背景：

2003 年、中国の国務院は商標代理機構及び商標代理人の資格を撤廃し、商標代理業界への参入基準を取りやめた。経済社会の急速な発展及び商標登録出願件数の継続的な増加に伴い、商標代理業界の規模は急速に拡大しているが、業界の無秩序な発展や監督基盤の欠如の問題がますます顕著になり、市場の秩序を乱す多数の不誠実な行為が発生した。一部の代理機構は、長年にわたり、悪意による商標の冒認登録や不当な権利維持などの違法・信用喪失行為に従事し、依頼人の利益や商標代理業界の秩序を損なった。一部の代理機構は海外への商標登録出願を担当するときに意図的に証拠を偽造し、虚偽の資料を提供したことで、国際的にも悪影響を及ぼし、中国の商標ブランドが海外での保護及び国のイメージに重大な悪影響を及ぼした。

第 68 条、第 69 条を施行することで期待される効果：

商標代理機構の業界への参入要件を復活し、商標代理機構の挙動をさらに規範することで、世界の主流諸国の実務と歩調を合わせ、商標代理機構及び従業員の無秩序な増加、悪意な競争の激化を根本的に解決し、頻発した商標代理の違法行為を抑制し、商標代理サービスの専門性、標準化、国際化を向上させ、ビジネス環境の継続的な最適化を促進する。

出典：

国家知識産権局「中華人民共和國商標法改正草案（意見募集草案）」に対する意見公募のお知らせ：「中華人民共和國商標法改正草案（意見募集草案）」についての説明：[附件 2 \(cnipa.gov.cn\)](#)

[民进中央副主席何志敏：加快商标法修改 提高代理准入门槛 东方财富網 \(eastmoney.com\)](#)

⑥ その他

中国での登録がなくても、出所の混同や希釈化の要件を満たせば、未登録周知商標としての保護が受けられるようにした（第 18 条）。

監督管理の義務と行政権の範囲をさらに増大させるために、公共の利益を損なう状況について、職権による登録取消の対象を明確化した（第 49 条）。

（質問 9）

第 18 条の改正を行った背景を教えてください。これまで、未登録周知商標は保護されていなかったのか。

回答：

著名商標に対する区分を跨る保護制度や、未登録の著名商標に対する類似商品/サービス保護制度は、主に TRIPS 協定の要求を満たし、パリ条約の義務を履行するためであり、また、これまで、未登録周知商標は保護されているが、著名商標の保護をさらに強化し、著名商標の保護範囲を拡大し、周知される著名商標に対する希薄化防止の保護を提供し、一方、中国が参加しようとしている CPTPP の規定にも準拠している。

出典：[关于《商标法修订草案（征求意见稿）》的解读和思考建议（上） 腾讯新闻 \(qq.com\)](#)

（質問 9 の続き）第 49 条の改正を行った背景を教えてください。第 49 条を施行することによる影響や期待される効果を教えてください。

回答：

背景：

商標登録を使用目的の制度の原点に戻すために、初めて導入された商標使用義務及び 5 年ごとに商標の使用状況を説明する制度以外、三種類の不当な使用による登録商標の取消しの理由を追加し、制度の全体にわたって商標の使用を強化して改善し、商標資源の割り当てを最適化し、商標が商品の供給元を特定する機能及び価値を実現する。

第 49 条を施行することによる影響や期待される効果：

不当な使用による登録商標の取消しの理由を新たに追加したことで、「登録商標の取消し」制度を完全化し、この規定によれば、登録者が登録商標を使用する際に、登録の図案

を、査定された商品／サービスの範囲内で使用し、権利行使の範囲を拡大してはならない。これにより、商標登録者と公益や社会との間のバランスをとる前提で、商標の遊休、不当使用、権利濫用などの現実的な問題を解決し、公正な競争の市場秩序を構築するとともに、既存する無効審判請求制度及び審査基準と関連付ける。

出典：

国家知識産権局「中華人民共和国商標法改正草案（意見募集草案）」に対する意見公募のお知らせ：「中華人民共和国商標法改正草案（意見募集草案）」についての説明：[附件2 \(cnipa.gov.cn\)](http://cnipa.gov.cn)

[新規解读 | 从《商标法》修订草案（征求意见稿）看商标法可能的重大变化（附意见稿全文）-知识库详情 \(everlaw.com.cn\)](http://everlaw.com.cn)

（５）悪意の商標出願に対する対応

（質問１０）

悪意の商標出願に対する対応として、以下の①～③が公表されていることは把握している。具体的にどのようなことが実施されているのか知りたい。

① 悪意による商標の冒認出願行為に対する取締り特別行動計画の公表
(2021年3月15日)。

② 悪意による商標の登録行為を持続的に厳しく取り締まることに関する通知の公表
(2022年4月12日)。

③ 悪意の商標登録を体系的に管理し、質の高い発展を促進するための2023年—2025年に渡る業務方針案の公表
(2023年5月8日公表)。

回答：

国家知識産権局は、商標の冒認出願行為などの悪意による商標の登録行為、特に著名人の名前、有名な作品、キャラクターの名前などの十種類の典型的な悪意による商標の登録行為を厳しく取り締まり、典型判例を公表し、悪意による商標登録を公開し、悪意による商標登録に対する罰則を強化する。

国家知識産権局は、重大な悪影響や悪意による商標登録の疑いのある案件の手がかりを地方に送付し、地方は各特別行動及び通知における関連要求や任務を積極的に実施し、例えば、有名なオリンピック選手の名前及びホットワードに関する案件を調査・対処し、悪意による商標の冒認出願行為を有力に抑制した。

取締り行動は取り締まりに重点を置くだけでなく、根本から改善することも重視し、商標登録手続き及び商標審査審理ガイドラインをさらに改善し、長期的なメカニズムを確立することで、悪意による商標の冒認出願行為を予防する。

中国商標協会などの業界団体も積極的に関与し、悪意による商標の冒認出願を行ったメンバー組織に対して自主検討させ、又は、処罰する。
広報・教育活動を通じて、悪意による商標出願に対する公衆の意識を高める。

出典：

[国家知识产权局关于印发《打击商标恶意抢注行为专项行动方案》的通知 国务院部门文件 中国政府網 \(www.gov.cn\)](#)
[国家知识产权局关于持续严厉打击商标恶意注册行为的通知 国务院部门文件 中国政府網 \(www.gov.cn\)](#)
[d8daec75d5fb4f5d844867db2bd858c0.pdf \(www.gov.cn\)](#)
[国新办举行 2021 年中国知识产权发展状况新闻发布会 \(cnipa.gov.cn\)](#)
[国家知识产权局 公告 国家知识产权局关于发布《商标审查审理指南》的公告 \(第 462 号\) \(cnipa.gov.cn\)](#)
[国家知识产权局：今年以来累计打击恶意商标注册申请 37.6 万件--经济·科技--人民網 \(people.com.cn\)](#)
[国知局：今年以来累计打击恶意商标注册申请 37.6 万件 保护 工作 张志成 \(sohu.com\)](#)
[中华商标协会关于对近期商标恶意抢注
涉事会员单位进行自律的通告 \(cta.org.cn\)](#)
[关于依法打击恶意抢注“世界杯”“拉伊卜”等商标注册的通告 \(cnipa.gov.cn\)](#)

（6）模倣品対策関連

（質問 1 1 - 1）

模倣品対策関連で注目すべき知財制度改正があれば紹介して欲しい。また、実際の取り締まりの状況の概況や特筆すべきトピックがあれば紹介して欲しい。特に、中国における行政機関（税関）では、意匠権侵害品の水際取締り（認定手続き）における保護範囲ではないと理解しているが、製品デザインの模倣についての現状、水際のユーザーからのニーズ及び困っていることがあれば、具体的に教えて欲しい。

回答：

模倣品対策関連で注目すべき知財制度改正、及び特筆すべきトピックについて見つけていない。

実際の取り締まりの状況の概況について、「中国の侵害・偽造の取り締まりの業務年次報告書（2023 年）」及び国家市場監督管理局のふく副局長の劉軍氏の回答によると、国家市場監督管理局は知的財産権の保護を非常に重視し、合法的な権利及び利益を保護するために監督管理及び取り締まりを強化しつつある。2023 年を例として、全国の市場監督部門は商標、特許などの知的財産権侵害事件計 4.4 万件を捜査・処理し、1376 件を司法機関に移送した。2023 年、国家市場監督管理総局は侵害品、模倣品、粗悪品の全国統一処分活

動を組織し、22 の省（区、市）が同時に 8 億 3,000 万元に相当する 4,700 トン以上の侵害品や模倣品を処分し、2024 年も、侵害品や模倣品に対する全国統一活動を実施する予定である。

出典：

中国の侵害・偽造の取り締まりの業務年次報告書（2023 年）[《中国打击侵权假冒工作年度报告（2023）》发布 \(samr.gov.cn\)](#)

[国新办举行新闻发布会 介绍《中国打击侵权假冒工作年度报告（2023）》有关情况 \(samr.gov.cn\)](#)

中国における行政機関（税関）では、意匠権侵害品の水際取締り（認定手続き）における保護範囲であると考えられる。「中華人民共和国知的財産権税関保護に関する規定」の実施措置によれば、知的財産権所有者は税関に対し、侵害品の輸出入を防止するための保護措置を講じるよう要請することができる。

税関は水際取り締まりの際、知的財産権者から提供された詳細情報や証明資料、及び関連法令に基づいて意匠権侵害品の有無を判断する。税関は、製品が意匠の保護範囲に属せず、またはほかの侵害していない状況であると判定する場合に、その製品に対して水際取締りを実施できないことがある。税関の取り締まり行動は、通常、商標、著作権、特許などに係る商品に対して明らかな侵害行為のある事件に焦点を置き、侵害行為が明らかでない場合、または、異議がある場合、権利所有者が法的手段を通じて権利を明確にするまで取締り行為を控える。

水際でのユーザーからのニーズについて、権利者は、水際取締り機関が、侵害の疑いのある商品の迅速な差し止め、権利保護フローの簡素化、迅速な対応メカニズムの提供など、より効果的な保護措置を提供することを期待している。また、取締り機関が侵害行為に関する情報及びデータ分析を提供して、権利保護戦略をより適切に策定できるようにすることを期待している。

出典：

「中華人民共和国知的財産権税関保護に関する規定」の実施措置：

https://www.gov.cn/zhengce/2018-05/29/content_5723336.htm

2022 年中国税関知的財産保護状況発表：

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/5/6/art_1413_187275.html

[朱秋沅 | 知识产权强国目标下强化我国知识产权边境保护的建议——与 RCEP、CPTPP 比较为切入点 澎湃号·政务 澎湃新闻-The Paper](#)

(質問 1 1 - 2)

デジタルプラットフォーム (DPF) 上の模倣品対策に関する以下の施策について、DPF に課せられる義務や責任を中心に、内容と効果 (結果) を教えていただきたい。

- ・2023 年インターネット市場管理監督・発展促進・セキュリティ確保キャンペーン
- ・2024 年インターネット市場管理監督キャンペーン実施計画
- ・市場監督管理総局知的財産権の「ホワイトリスト」メカニズム

回答：

上記した 3 つの模倣品対策の具体的な内容を見つけていない。

2023 年インターネット市場管理監督・発展促進・セキュリティ確保キャンペーンの成果として、

市場監督部門は計 2.7 万件のインターネット法令違反事件を調査・処理し、267 件を公安機関に移送し、オンライン取引プラットフォームに対して 16 万件の違法商品情報を削除させ、3.2 万件のウェブサイトの是正を命じ、1374 個のウェブサイトを閉鎖することを要請し、プラットフォームサービスの 7390 のオンライン店舗の閉店を命じた。これらの措置は、オンライン取引における違法行為を効果的に抑制し、消費者の権利を保護し、オンライン市場の秩序の標準化、ビジネス環境の最適化、プラットフォーム経済の質の高い発展の促進に積極的に貢献した。

2024 年インターネット市場管理監督キャンペーン実施計画の成果として、2024 年インターネット市場管理監督キャンペーン実施計画は、今年 3 月から 11 月まで実施されることであり、3 月以来 8 月末までに、インターネット市場の秩序の規制及び法令違反行為の取り締まりの顕著な成果を上げ、合計 1.66 万件のインターネット関連事件を調査・処理し、オンライン取引プラットフォームに対して 6.03 万件の違法商品情報を削除させ、1.03 万件のウェブサイトの是正を命じ、1443 個のウェブサイトを閉鎖することを要請し、プラットフォームサービスの 2.12 のオンライン店舗の閉店を命じ、プラットフォーム経済が健全かつ規範された状態で継続に発展することを効果的に保証した。

出典：

[2023 网络市场监管专项行动共查处网络违法违规案件 2.7 万件-中新网 \(chinanews.com.cn\)](http://chinanews.com.cn)
[市场监管总局召开 2024 网络市场监管 促发展保安全专项行动推进会 \(samr.gov.cn\)](http://samr.gov.cn)
[网监司召开知识产权“白名单”建设应用工作座谈会 \(samr.gov.cn\)](http://samr.gov.cn)

(質問 1 1 - 3)

『中華人民共和國電子商務法』に関しては、その改正に関する決定が起草され、2021 年 8 月に公開意見の募集が行われた。現在、「決定」は立法機関の審査を受けていると承知しているが、改正法制定の見込みを教えていただきたい。

回答：

現時点までの開示情報によれば、改正法制定の見込みをつけることができない。

（７）専利・商標代理機構・代理師に関する関連規定の整備

（質問１２）

以下の計画①、②が公表されているが、その背景となった状況を教えて欲しい。また、計画①、②に関して、具体的にどのようなことが実施されているのか知りたい。

「知的財産権の保護強化に関する意見」の推進計画①（2022年10月公表）、知的財産権代理業界の監督管理特別行動を継続的に展開し、違法・違反代理行為を取り締まる高圧的な姿勢を強固にし、知的財産権代理の信用評価管理の試行作業を展開する計画②を公表した（2025年12月まで）

回答：

「知的財産権の保護強化に関する意見」の推進計画①について、

背景：

第19期中国共産党中央委員会政治局第25回集団学習会における習近平総書記の重要演説の精神を徹底し、中国の党中央委員会及び国務院の知的財産権の保護を強化する決定及び展開を完全に履行するために、「知的財産権の保護強化に関する意見」を高い基準で実施し、厳格な保護、統合的協調、重点の突破、平等な保護を堅持し、保護力及び水準を全体的向上させる必要がある。。

実施状況：

国家知識産権局は関連部門・政府単位と協力して「推進計画」の実施を着実に推進し、知的財産による強国づくりを強力に支援する。

出典：

[六方面 114 条措施！《深入实施〈关于强化知识产权保护的意見〉推进计划》印发 -- 知識産権網 \(cnipr.com\)](#)

[关于强化知识产权保护的意見（2022 年中共中央办公厅、国务院办公厅印发的文件） 百度百科 \(baidu.com\)](#)

[国家知識産権局 通知 深入实施《关于强化知识产权保护的意見》推进计划 \(cnipa.gov.cn\)](#)

知的財産権代理の信用評価管理の試行作業を展開する計画②について

背景：

中国共産党中央委員会及び国務院が発表した「知識産権強国建設綱要（2021～2035年）」及び「“十四五”知識産権知財保護運用計画」の決定及び展開を徹底するために、中国弁理士の分類や信用管理監督を強化し、特許事務所や弁理士が合法的、かつ誠実に職務を遂行させ、弁理士業界の秩序を維持する。

実施状況：

国家知識産権局は「専利代理信用評価管理弁法（試行）」を施行している。

出典：

[国家知识产权局 局要闻 《专利代理信用评价管理办法》印发（cnipa.gov.cn）](http://www.cnipa.gov.cn)

[国家知识产权局办公室关于开展专利代理信用评价管理试点工作的通知 国务院部门文件 中国政府網（www.gov.cn）](http://www.gov.cn)

[国家知识产权局关于印发《专利代理信用评价管理办法（试行）》的通知 国务院部门文件 中国政府網（www.gov.cn）](http://www.gov.cn)

（８）人工知能（AI）を巡る動向

（質問１３）

現在把握している人工知能（AI）に関する裁判例は以下の①ないし③である。その他、注目すべき裁判例があれば紹介して欲しい。

①2023年11月27日、中国の北京インターネット裁判所は、AIが生成した画像の著作権侵害訴訟において、AIが生成した画像について著作物性と著作権侵害を認める判決を下した。

②2024年2月8日、中国の広州インターネット裁判所は、生成AIが生成した画像が既存の著作権を侵害した場合における生成AIサービス提供事業者の責任を初めて認める判決を下した。

③2024年4月23日、中国の北京インターネット裁判所は、AIが生成した音声の著作権（人格権）侵害訴訟において、声優である原告・殷氏の声の権利は本件のAI音声にまで及ぶとし、被告が合法的授權を有さずに殷氏の声を無断で使用しAIテキスト音声変換製品を開発したのは権利侵害行為にあたると認定し、被告に対し、原告への書面による謝罪と計25万元（約534万円）の損害賠償を命じる判決を下した。

回答：

判決が下された裁判例ではないが、知財に関連する知財関係における人工知能（AI）として、中国初のAI視聴作品（動画）侵害紛争案は、2024年4月11日に北京インターネット裁判所に提起され、5月15日に初公判が開かれた。原告である陳氏は、被告がAI技

術を使用して原告人の制作した視聴作品に高度に類似した侵害動画をコピーして公開したことを主張した。この案件の進行を注目すべきであると考えられる。

(質問 1 4)

現在把握している人工知能 (AI) に関する知財制度改正は以下の④、⑤である。その他、注目すべき知財制度改正や産業界、学界等における議論があれば紹介して欲しい。例えば、発明の創作過程や専利出願過程での AI の利用について、審査実務や知財制度に関する影響や課題等についての議論はあるか。

④AI 関連専利の審査にかかる専利審査指南の改正

⑤生成 AI サービス管理暫定弁法の施行

回答：

中国の特許法及び現行の特許審査制度によれば、AI の発明者資格は明確に否定されているものの、AI 支援発明の発明者を特定するための明確なルールがない。実務上、AI 支援発明の審査と通常の発明の審査とを区別しておらず、出願人が提出した特許出願に AI システムの関与の有無、又は AI の関与の程度を判断することができないため、AI 支援発明について、如何に発明創作の実質的特徴に創造的に貢献した主体が AI でないことを判定することに関して、法律の規定や適用に不確実な点が多い。

出典：[人工智能辅助发明的专利保护（一）— 发明人的认定 \(hankunlaw.com\)](http://hankunlaw.com)

(質問 1 5)

その他、知財関係における人工知能 (AI) を巡る動向で注目すべきトピックがあれば紹介して欲しい。

回答：

中国の現行の法律では、人工知能が生成したコンテンツの所有権及び権利者の責任が明確に規定されておらず、如何に所有権及び権利者の責任を規定することは注目すべき 1 つのトピックである。

人工知能知的財産権には複数の利害関係者が関与する場合があります、如何に複数の利害関係者の間の権利のバランスをとること、及び利害関係者の義務を課すこと注目すべき 1 つのトピックである。

出典：

[圆桌 | 专家谈人工智能知识产权：AI 创作物是否受版权保护，如何监管 财经上下游 澎湃新闻-The Paper](#)

(9) 地理的表示の保護をめぐる動向

(質問 16)

地理的表示の保護については以下のような動向を把握している。このような非常に多岐にわたる組織改正や制度改正が行われていた背景を教えてください。

回答：

異なる組織により複数の規定や方法等によって地理的表示を管理する従来の方式には、地理的表示ブランドの権利の衝突、管理の混乱、不健全な法制度、権利保護の弱さなど、多くの問題がある。また、近年、中国の地理的表示の数および市場規模は著しく増加する一方、従来の法規にはより早い時期に制定されたものがあり、地理的表示の管理及び保護のニーズを満たすことができなくなっている。地理的表示保護制度の整備に対する期待に応じて、地理的表示に関する統一的な立法を促進し、特別保護と商標保護が互いに協調する統一的な地理的表示保護制度を構築するために、以下のような組織・制度の改正が行われていた。

出典：[国家知识产权局 政策解读 《地理标志产品保护办法》制定说明 \(cnipa.gov.cn\)](#)

(質問 16 の続き) また、その他、地理的表示の保護を巡り、注目すべき動向があれば紹介して欲しい。

回答：

地理的表示の保護について、以下の動向が発見した。

1、質問 3 に対する弊回答にも記載されたように、2022 年 1 月 10 日に、中国国家知識産権局 (CNIPA) により「地理的表示の保護及び運用に関する 14 次 5 か年計画」が公表され、中期計画として、地理的表示の保護の発展目標、重点任務、保障措置などを策定した。

2、地理的表示の保護の実施を強化するために、2024 年 1 月 29 日に、中国国家知識産権局 (CNIPA) により「地理的表示保護工程实施方案」が公表され、具体的な实施方案で地理的表示の保護が推進される。

出典：

[国家知识产权局 发展规划 《地理标志保护和运用“十四五”规划》 \(cnipa.gov.cn\)](#)
[国家知识产权局 地理标志 国家知识产权局办公室关于印发《地理标志保护工程实施方案》的通知 \(cnipa.gov.cn\)](#)

中国では、従来、商標法による団体商標制度及び証明商標制度による保護（国家工商行政管理総局）の他に、地理的表示産品保護規定（国家質量監督検閲検疫総局）に基づく保護、及び農産品地理的表示管理弁法（国家農村農業部）に基づく保護があった。組織再編により、国家工商行政管理総局と国家質量監督検閲検疫総局が市場監督管理総局へ統合され、近年になって従来国家工商行政管理総局の商標管理の職責や国家質量監督検閲検疫総局の原産地地理的表示管理の職責が統合され、国家知識産権局へ移管となった。

さらに、国家質量監督検閲検疫総局が制定した「地理的表示産品保護規定」は、2023年12月29日に名称を「地理的表示産品保護弁法」に改められ、内容も改正された。当該弁法は、2024年2月1日より施行された。

さらに、2022年11月に、国家農村農業部は農業産品の地理的表示の登録を行わない旨の通知を公布した。これに伴い、農産品地理的表示管理弁法は廃止された。

なお、2022年6月7日に、「団体商標及び証明商標の管理と保護に関する弁法」に関して、意見募集もなされた（その後の動きは確認されていない）。

（質問17）

「地理的表示産品保護弁法」が施行されたことで、地理的表示の保護の動向に変化が起きているのであれば、その状況を教えて欲しい。

回答：

動向の変化は見つかっていない。

（質問17の続き）「団体商標及び証明商標の管理と保護に関する弁法」に関して、2022年に意見募集がされておいるが、その後の状況を教えて欲しい。

回答：

正式な「団体商標及び証明商標の管理と保護に関する弁法」は、2023年12月29日に中国国家知識産権局（CNIPA）により公表され、2024年2月1日から実施されている。

出典：[国家知识产权局 部門規章 《集体商标、证明商标注册和管理规定》\(2023\)\(局令第79号\) \(cnipa.gov.cn\)](http://www.cnipa.gov.cn)

（10）反不正競争法関連

（質問18）

2022年3月16日、「反不正競争法の適用に関する若干の問題の解釈」という新たな司法解釈が中国最高人民法院より公表されたと承知している。当該司法解釈に関する主な要点を教えて欲しい。

回答：

当該司法解釈は、「反不正当竞争法」の一般条項の適用、競争関係の確定、企業倫理の判断、模倣・混同、インターネット上の不正競争、法定賠償の適用に焦点を当てて、主な要点は以下の通りである。

- (1) 「反不正当竞争法」第2条（一般規定）の適用条件の明示（第1条）；
- (2) 「他の事業者」の判断の明示、特に、比較的広い定義の競争関係の要件の規定（第2条）；
- (3) 企業倫理の判断標準・方法の明示（第3条）；
- (4) 模倣・混同の競争規制の強化（第4～15条）；
- (5) インターネット競争の規制の詳細化（第21，22条）；
- (6) 法定損害賠償の適用の拡大（第23条）。

出典：

[安理观法 | 《反不正当竞争法司法解释》解读安理律师事务所-安理观法 \(anlilaw.com\)](http://anlilaw.com)
[专题解读 | 刘庆辉：反不正当竞争法司法解释重点条款解读,知产力,为创新聚合知识产权解决方案 \(zhichanli.com\)](http://zhichanli.com)

（質問19）

2022年11月22日、反不正当竞争法改正草案意見募集稿が国家市場監督管理総局により公布されたと承知している。当該法令改正に関する現在の状況と主な要点を教えてください。

回答：

1、当該法令改正に関する現在の状況について、意見募集の後、正式な法令改正などに関するさらなる情報は見つかっていない。

2、当該法令改正の主な要点は以下の通りである。

- (1) デジタル経済における新しい不正競争行為として、悪意の取引、キーワード連想や虚偽の操作オプションの設定等によるトラフィック・ハイジャック、プラットフォームのブロック、違法なデータ取得、ビッグデータによる価額差別害という5種類の違法行為の追加；
- (2) 中小市場プレーヤーの正当な権利と利益の保護を強化するために、「比較的優位」の概念の導入；
- (3) 規制対象として、他人の不正競争行為を手助けする行為の追加；
- (4) デジタル経済シナリオにおける不正競争行為の補充；
- (5) 不正競争行為に対する罰則の強化、個人責任の追加
- (6) 商業賄賂に対する規制の強化。

出典：

<https://www.kwm.com/cn/zh/insights/latest-thinking/strengthening-supervision-and-regulating-unfair-competition-in-digital-economy-interpretation-of-china-anti-unfair-competition-law-draft-for-comments.html>

《反不正当竞争法（修订草案征求意见稿）》要点解读 (hankunlaw.com)

（質問 2 0）

不正競争関連で、その他注目すべき動向があれば教えて欲しい。特に、生成 AI や、パブリシティ権（肖像、声、氏名等が有するパブリシティ価値）に関連した動向があれば教えて欲しい。

回答：

2024 年 5 月 6 日に、「ネットワーク反不正当竞争仮規定」が中国国家市場監督管理総局により公布され、施行日は、2024 年 9 月 1 日である。

当該規定は、全 5 章 43 条より構成されている。その主な項目は、以下のとおりである。

- （1）ネットワークにおける不正競争行為の追加
- （2）プラットフォーム事業者の不正競争行為に対する規制強化
- （3）ネットワークにおける混同行為の表現形式の補足
- （4）ネットワークにおける虚偽宣伝の種類の詳細化
- （5）ネットワーク商業賄賂における「財産」の明示
- （6）ネットワーク上の不正競争に対する執行手続きの最適化

出典：

[网络反不正当竞争暂行规定 \(samr.gov.cn\)](http://samr.gov.cn)

[中伦律师事务所官方网站 \(zhonglun.com\)](http://zhonglun.com)

（1 1）知財に係る独占禁止法関連

（質問 2 1）

2023 年 8 月 1 日、「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定」が改正されたと承知している。当該改正に関する主な要点を教えて欲しい。

回答：

当該改正は、先行規定に対して、1 条を保留、18 条を改正、14 条を増加し、主な要点は以下の通りである。

（1）「独占禁止法」の改正に伴い、知的財産権分野における独占契約の類型の整備、「事業者は、知的財産権の行使を利用して、他の事業者を組織して独占契約を締結させ、又は他の事業者による独占契約の締結に実質的な援助を提供してはならない」の追加（第 6 条）；

- (2) 「国务院独占禁止委員会による知識産権分野における独占禁止指南」と適合させるために、セーフハーバールール改正 (第 7 条) ;
- (3) 市場支配力を判断するための考慮事項の追加・詳細化 (第 8 条) ;
- (4) 不当に高い価格や取引拒絶など、知的財産権に関わる濫用行為の判断ルールの詳細化 (第 9 条～第 14 条) ;
- (5) 事業者による知的財産権の行使に正当な理由があるとの配慮要素の追加 (第 20 条) ;
- (6) 知的財産権分野における事業者集中に関する関連規定の追加、知的財産権に関わる事業者集中申告の要件の明示 (第 15 条)、審査中の考慮事項及び付加制限条件の具体的な状況の規定 (第 16 条) ;
- (7) パテントプールが独占契約に該当する状況の整備化 (第 17 条)、標準必須特許 (以下、SEP と略称する) の実施許諾における市場支配力の濫用行為に関する規定の整備化 (第 18 条、第 19 条)、権利者による差止請求権の濫用に関する特別規定の設定、その具体的な適用条件の規定 (第 19 条) など、SEP などの主要分野における独占禁止規則の整備。

出典 : [聚焦知识产权垄断行为——解读《禁止滥用知识产权排除、限制竞争行为规定》 - 金杜律师事务所 - 刘成 \(kwm.com\)](#)

(質問 2 2)

2023 年 6 月 30 日から 2023 年 7 月 29 日までの間、「標準必須特許分野に関する独占禁止指針 (意見募集稿)」の意見募集が行われたと承知している。当該指針に関する現在の状況と、その主要な要点を教えてください。

回答 :

1、当該指針に関する現在の状況について、中国国家市場監督管理総局は、2023 年 8 月 16 日に上記の意見募集稿の意見募集状況のフィードバックに、指南の構成、情報開示ルール、ライセンス許諾ルール、善意交渉ルール、パテントプール、市場支配力の濫用行為などに関する意見 52 件、アドバイス 300 条を受け、これから、募集意見に基づいて、上記意見募集稿を修正・改善し、関連作業を推進すると公表したが、それから正式な指南の公表などに関する情報は見つかっていない。

2、当該指南は、総則、SEP に関する独占契約、SEP に関する市場支配力の優越的地位の濫用行為、SEP に関する経営者集中、附則の五つの部分からなり、主要な要点として、1) 標準設定プロセスにおける情報開示要件の明示 ; 2) 公正、合理的かつ非差別的なライセンス許諾の強調 ; 3) 善意交渉の手続きと要件の明示 ; 4) SEP に関する市場支配力の判断の明示 ; 5) SEP 濫用際の考慮事項の列举 ; 6) 差止命令による救済 ; 7) SEP に関する事業者集中に関する問題の明示などが挙げられている。

出典 :

[关于《标准必要专利反垄断指南（征求意见稿）》公开征求意见情况的反馈 \(samr.gov.cn\)](#)
[视野观察-专业文章-《关于标准必要专利领域的反垄断指南（征求意见稿）》亮点解读-安杰世泽律师事务所 \(anjielaw.com\)](#)

（質問 2 3）

知財に係る独占禁止法関連で、その他注目すべき動向があれば教えて欲しい。

回答：

2024 年 6 月 24 日に、中国最高人民法院により「最高人民法院による独占民事紛争案件の審理の法律適用に関する若干の問題の解釈」が公表され、そのうち、第 33 条に知財濫用の被疑事業者の市場支配力を判断する際の考慮要素が規定されている。

出典：[权威发布 - 中华人民共和国最高人民法院 \(court.gov.cn\)](#)

（1 2）仮想空間における知的財産権関連

（質問 2 4）

仮想空間におけるデザインの保護について、注目すべき知財制度改正や裁判例、産業界、学界等における議論があれば紹介して欲しい。

回答：

仮想空間におけるデザインの保護について、以下の議論が見つかった。現在のところ、中国知的財産権局は仮想空間におけるデザインに関しては、中国の GUI 意匠の条件を満たせば意匠権による保護を与えるが、それ以外は依然として意匠の保護対象ではない。

1、通常のオンラインゲームと比べて、メタバースに代表される仮想空間は、没入感が強い一方で、コンテンツの制限やデバイスの制限などが少なく、且つクローズドループの経済システムを持つ。バーチャルアイドル／人工知能、クラウドコンピューティング、VR／AR プロジェクト、非代替性トークンなどは未来のメタバースの礎石になるだろう。これらは、現実世界にこれまで想像もできなかったような技術的、経済的、倫理的、法的な問題をもたらしてくる。中国の「著作権法」から見ると、メタバースの発展は、成果の定性、成果の所有権、契約の合意、権利侵害などの問題につながる。

出典：[“元宇宙”系列文章之一：元宇宙与著作权法碰撞下的畅想与思考 \(junhe.com\)](#)

2、メタバースの発展により、バーチャル・コミュニティにおける知的財産権に関する問題が顕著になっている。バーチャル・コミュニティにおいて、知的財産権の保護には、コ

ンテンツの海賊版、権利侵害、虚偽広告など、多くの課題がある。これらの課題は、権利者の利益だけでなく、バーチャル・コミュニティの革新と発展にも影響を与える。従って、メタバースでのバーチャル・コミュニティにおける知的財産権保護のための法的枠組みの構築は特に重要である。なお、現在、知的財産権の保護に不足及び制限があり、完備な法的枠組みの整備が必要になる。

出典：[元宇宙场域下虚拟社区知识产权保护的法律框架探究 \(hanspub.org\)](http://hanspub.org)
以上

禁 無 断 転 載

令和 6 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

国際知財制度分析調査

令和 7 年 3 月

請負先 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 11 番地

精興竹橋共同ビル 5 階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <https://www.iip.or.jp>

E-mail iip-support@fdn-ip.or.jp